明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十七年七月三十一日

○第十三回国会 参議院会議録附録（その一）

○質問主意書及び答弁書
青少年不良化防止に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。
昭和二十七年一月八日　田中一
参議院議長佐藤尚武殿

青少年不良化防止に関する質問主意書
参議院では昭和二十四年第五通常国会において「青少年の不良化防止に関する決議」（五月二十日）をなし、政府に対し強力なる施策を要望するところがあつた。政府も亦この決議に即し、青少年問題協議会の制度を設ける等対策に力を用いた点は認められるが、青少年の不良化傾向はその後も減退することなく、寧ろ更に一層の関心を払わざるべからざる実情にある。
即ち国家警察本部の発表によれば、少年刑法犯罪において昭和二十五年度は二十四年度に比し十四歳未満にあつては六十一％、十四歳以上十八歳未満にあつては二十一％の増加を示し、検察庁が二十歳未満なるをもつて家庭裁判所へ送致したものは本年一月から五月に至る僅か五ヶ月間に六万三千七百十名の多きに達している。右実情により家庭裁判所が少年保護事件として本年上半期に受理した件数は検察庁の送致その他を合して九万五千件に垂んとし、昨年上半期に比して当に二倍に及び、而も吾人が最も憂えざるを得ないのは、年少少年の件数が年長少年に比して多数であることであつて、この事実は少年の保護教育の施策に重要な観点を与えているものといえる。
政府は前に行政整理の構想を樹て、地方自治に対しても亦地方行政簡素化本部を設けて、その簡素整理を企図しているが、その企図が整理簡素化等の名目に囚われてさきの決議の意に反し、青少年不良化防止の施策制度の弱体化をもたらす惧ありとすれば重大なる関心を払わざるを得ない。巷間簡素化本部の案なるものが伝えられているが、それによると年少少年を直接の対象とする児童福祉法の諸機関を社会福祉制度に吸収統合せんとしているもののようである。もしこれが真実なりとせば、制度を弱体化し国民の要望に悖る惧なしとしない。よつて本議員は児童の福祉を減退し、青少年の不良化防止の機構を弱体化することを憂え、寧ろその増進強化の策を樹てんことを希望し、左の事項に関し政府の真意を質問する。
一、行政簡素化案に青少年不良化防止の施策、殊に児童福祉制度を如何に具体化せんとしているか。
二、非行少年殊に十四歳未満の児童の指導に関し専門的責務を有している児童福祉司を廃止する意図がないか。

内閣参質第二号
昭和二十七年一月二十五日
内閣総理大臣　吉田　茂
参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員田中一君提出青少年不良化防止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田中一君提出青少年不良化防止に関する質問に対する答弁書
地方行政の簡素化については、目下政府において、慎重に、改革の具体案を検討中であり、成案にあたつては、できるだけ御懸念のような事態がおこらぬよう、善処いたしたい。

相互銀行法と解約手数料に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。
昭和二十七年二月六日　原　虎一
参議院議長佐藤尚武殿

相互銀行法と解約手数料に関する質問主意書
昭和二十六年十二月十九日付内閣参質第一号をもつて答弁があつた標記の件について再質問する。
答弁中「募集、集金に多額の経費負担があるため契約不履行の場合には損害賠償の意味で」解約手数料を取るのは当然であるというが如きは、零細業者の苦しみを顧りみない相互銀行の悪徳行為を是認する詭弁で、吾人の認容し難い所である。そもそも相互銀行法の制定は、この無尽制度の悪い所を改め正当な金融機関とし貯蓄銀行的性格に改めたもので、単に看板の塗替でない筈である。
募集や集金に手数と負担をかけるのは銀行も信用組合も同じであり、日掛、月掛で零細な資金を集め、加入者が解約するときは、元金に普通利子を付けて払戻している。
無尽掛金がかからなくなるような時は一層苦しい状態になるのであるから親切に扱い掛けた元金だけは当然かえさるべきである。利子を付けないだけで手数料は出る。然るに無尽会社だけが高額な解約手数料を取つたり満期迄の期間の利子を差引くことは、最も悪い高利貸的行為であつて、正当な金融機関の行為ではない。前質問書に記載した実例のような不当行為を政府は是認し、何等の措置をとる意志がないものか明確な解答を伺いたい。
中小企業金融の最も大きな分野を負担する相互銀行の健全な民主的運営は国民大衆の福祉に影響があるのでこの際不当な解約手数料の制度撤廃が至当と思うが、政府の意向を質したい。無尽会社乃至相互銀行の決算に表われる解約手数料の収益は相当のものであると聞く。
よつて全国の無尽会社乃至相互銀行の解約手数料の一覧表を附した解答を求める。
中小企業金融の円滑を期するため右の質問主意書を提出する。

内閣参質第三号
昭和二十七年二月十五日
内閣総理大臣　吉田　茂
参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員原虎一君提出相互銀行法と解約手数料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員原虎一君提出の相互銀行法と解約手数料に関する質問に対する答弁書
相互銀行制度は、単に既存の無尽会社の延長でもなく又貯蓄銀行の復活でもない新しい制度であつて、その業務は、いわゆる無尽の合理化を図つた相互銀行法第二條第一項第一号の業務とその他一般の銀行業務とを綜合したものである。この無尽業務は、掛金者と相互銀行との債権債務の双務関係に基礎をおくものであつて、掛金が円滑に払い込まれて始めて、予定の給付が実行されることとなる仕組を有するものであり、この掛金払込の債務が確実に履行されることを保障するために、掛金債務の不履行に伴う損害賠償として解約

手数料の制度が設けられているのである。無尽会社の相互銀行転換後の新規契約に対する解約手数料徴収の最高限度は、掛金契約高千円に対して十円以内、即時払の場合には、二十円以内に引下げを実行するとともに、各相互銀行とも損失勘定においては、極力経費の節減を計り、さらに積極的に資金量の増大に努めているので、収益勘定も逐次改善されており、これらのうちに占める解約手数料の割合は、漸次低下しつつあるが、制度上これを廃止することは困難と考えられる。

なお、相互銀行についての解約手数料の最高限度は、全国を通じて一率に前に述べた通りであるが、無尽会社については、給付金契約高千円に対して、二十円以内、即時払の場合は、三十円以内であつた。

国立東京水産大学の施設についての質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十七年三月十五日

青山　正一

参議院議長佐藤尚武殿

国立東京水産大学の施設についての質問主意書

一、国立東京水産大学は、農林省所管水産講習所から改組せられた新制大学である。同大学の前身たる水産講習所は、明治三十年専門学校に準じて創設せられたものであつたが、夙に本科四ヶ年の外二ヶ年の専攻科を有し、旧制大学と全く同程度の内容を備え、その沿革と施設とより見て、水産大学として最も充実したものと認められるのである。現に同大学の教官中十四名は学位を有するものであり、水産関係内外文献の収蔵の多いことを見ても明らかである。然るに、新制大学たるの故をもつて、大学院の開設が許可せられないとのことであるが、同大学が創立以来多年わが国水産教育に寄与した功績とその実力ある施設、陣容などから見て、まことに遺憾である。政府は、国立東京水産大学に大学院の設置を許可する考えはないか。

二、国立東京水産大学は、その前身たる農林省水産講習所として東京都深川区越中島町に校舎があつたのであるが、戦災に因り焼失したため、神奈川県横須賀市久里浜所在の旧陸軍の施設を仮校舎としていたところ、警察予備隊の設置に伴い、廃屋同様の狭隘な一隅に移転せしめられ、極度の困難を冒して授業を継続している現状である。本件については、これまで同大学から関係当局に対して、校舎返還方を懇請陳情するところがあつたことは勿論、文部大臣並びに法務総裁には親しく現地を調査せられ、又参議院水産文部連合委員会に出席せられ、速やかに本件を解決すべき旨言明せられたにもかかわらず、今もつて解決を見ないことはまことに遺憾である。政府はこの際、適当の措置を講じ、校舎の返還を断行する考えはないか。

右の二点について、具体的の理由を明らかにして、政府の見解を承わりたい。

内閣参質第四号

昭和二十七年三月二十五日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員青山正一君提出国立東京水産大学の施設についての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正一君提出国立東京水産大学の施設についての質問に対する答弁書

一、国立大学の大学院は、昭和二十八年度から発足する予定で準備を進めているが、その設置に当つては、学部の教授組織及び研究施設が充実していて、余力のあるものを優先的に考慮し、且つ国土計画的な適正配置をも考えて措置したいと考えている。従つて具体的にいかなる大学に設置するかは文部省として未だ決定していないのであるが、国家財政の現状から見て、昭和二十八年度から多くの国立大学に大学院を設置することは困難であると思われる。

二、

1. 本校はその前身たる旧水産講習所として、東京都深川区越中島町にあつた校舎が終戦後連合軍に接収されたため、急遽神奈川県横須賀市久里浜所在の旧海軍通信学校の施設の中連合軍に接収されていない部分を使用して授業を続けていたが、この施設は狭隘である上、施設の質も粗悪極るものであるので、連合軍接収中であるが、連合軍によつて使用されていない鉄筋コンクリート造建物その他を管理使用の許可を受け使用中、警察予備隊の設置に伴い、連合軍の命により警察予備隊に明け渡すこととなり、同校は再びもとの狭隘粗悪な施設に留まることを余儀なくされたものである。

2. 越中島校舎は一部木造建物は戦災により焼失したが鉄筋コンクリート造の主要建物は残つて居り、終戦後連合軍に接収されたが、警察予備隊の設置に伴い、連合軍は接収のまま警察予備隊本部にこれを提供したもので、その後連合軍は同施設を日本政府に返還の処置をとつた。なお、その際連合軍当局は警察予備隊に引き続き使用せしめたい旨を口答で伝えた。

3. 以上のような経過で同校はいまだに校舎問題の解決を見ず困窮しているものであるが、越中島校舎はもともと水産講習所施設として作られたもので施設、地理的条件共同校には最も適しているので、同施設の返還について努力している。

4. 越中島校舎は警察予備隊本部として使用しているため、適当な代替施設がなければ移転困難の事情にあるので、講和の発効に伴い、他に連合軍による接収施設の返還が行われる見通しもあり近く解決の方途を見出すことができると考えている。

平和條約の発効に伴う特定資産の処理に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十七年四月十日

千田　正

参議院議長佐藤尚武殿

平和條約の発効に伴う特定資産の処置に関する質問主意書

昭和二十年九月二十二日連合軍総司令部覚書「金融取引の統制に関する件」によつて、本州、北海道、四国、九州及び附属島嶼以外に在る日本国民の財産、権利は一切在外資産として定義づけられ、今日もなお「為替管理法」によつてその処分権が停止せられており、且つそれ等の大部分は対日平和條約によつて連合国の留置、清算するところと規定せられているが、一方において平和條約上の特例もあり、その尽くが連合国の没収するところとならないことは明らかなところである。

従つてこれ等連合国によつて留置清算せられない日本国民の財産、権利は、平和條約の発効後速やかに一切の制限を解除し自由処分が許さるべきものと思料するが、政府の方針はどうか。引揚者をはじめ利害関係者も多いことであるから、制限解除の時期、方法その他左記の事例について詳細且つ具体的に回答せられたい。

（一）　本邦通貨で表示された財産、権利

1. 有価証券
2. 小切手
送金手形

為替手形
約束手形
支払指図書
送金指図書
3.　債務証書
郵便貯金
郵便年金
銀行預金
保険契約
合資会社、合名会社、株式会社、有限会社、組合等に対する持分
（二）軍票その他本邦通貨以外の通貨で表示された財産、権利
（三）平和條約と外地に本店を有する閉鎖機関の整理との関係
1.　債務弁済の優先順位
2.　外地勤務社員の未払給与、退職手当、身元保証金、社員貯金、預け金等
（四）輸入制限により上陸地税関において保管中の証券等の諸財産

内閣参質第五号
昭和二十七年四月二十二日
内閣総理大臣　吉田　茂
参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員千田正君提出平和條約の発効に伴う特定資産の処置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員千田正君提出平和條約の発効に伴う特定資産の処置に関する質問に対する答弁書

一　本邦為替管理の建前からいえば、本邦通貨で表示された有価証券、小切手、債務証書等の輸入を無制限に許可するわけには行かないが、連合国によつて留置清算せられない日本国民のこれら財産で従来その輸入若しくは支払等が制限されていたものについては、当該国と條約が発効した後にできる限りその制限を解除し若しくは緩和したいと考えている。しかしながら、この場合にも具体的な制限の解除若しくは緩和に当つては個々の事例についてその実情を確認した上これを行うこととし、かかる制限の解除若しくは緩和を悪用して本来の為替管理の建前をみだすことのないように措置することが必要であると考えている。

二　軍票、その他本邦通貨以外の通貨で表示された請求権については、連合国による留置清算の対象から除外されるか否か疑問である。除外された場合の日本内地への輸入及び支払については、軍票及び旧占領地通貨を除き、前記一と同様に取り扱うつもりである。

（一）外地に本店を有する閉鎖機関の在外債務の弁済の順位は、当該機関の本邦内における一般債務に次ぐもので社債の弁済及び株主への配分に優先する結果となる。

（二）外地に本店を有する閉鎖機関の外地勤務社員の未払給与、退職手当、身元保証金、社員貯金、預け金等については、それらがその機関の本邦内の店舗に係る債務である場合、既に国内債務として弁済の対象となつているが、外地の本店その他の営業所に係る債務である場合は、原則として（一）の趣旨に従い、処理することとなる。

現在税関において保管中の証券等は、條約発効後すみやかに所有者に返還する準備をすすめているが、税関の事務上の関係もあり、実際に所有者に返還されるのは本年度末頃になる見込である。

なほ、返還された証券等をそのまま有効として取り扱うか否かについては、現在においては確答し得ない。

在外資産の調査並びにこれが対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十七年四月十日

千田　正

参議院議長佐藤尚武殿

在外資産の調査並びにこれが対策に関する質問主意書

在外資産の調査に関しては、吉田総理大臣はかつて「在外資産の調査については未だその内容を発表し得る段階に達していない……」と回答している。（昭和二十四年五月二日北條議員の質問主意書に対する答弁書）爾来二年半を経過しこの間平和條約は締結され、在外資産の処理條項を受諾し、今や條約発効を間近かに控えている際、政府が在外資産の内容について未だに何等の発表を行つていないことは怠慢も甚だしい。

また第十二国会において平和條約審議に当り、池田大蔵大臣は「在外財産の補償は相当困難である。こういう気持を持つておりますが、いろんな調査をいたしまして払えるか払えぬか、今少しく検討してみたいと思つております」（昭和二十六年十月二十九日参議院特別委員会）と述べ、吉田総理大臣は十一月十四日同委員会において「……併しながらこの賠償に当てられる私有財産の補償をどうするかということは、予算の関係もありまして希望としては補償はいたしたいと思いますが、併しながら予算の関係或は国力の関係もありますから、これはどのくらいの金額に達するか、或は日本の国力がどうであるかというすべての観点からして見なければ、政府の態度はきめられないと思います」と所信を述べている。更に西村政府委員は十月三十一日の同委員会において「在外邦人資産の調査をしたかどうかという問題でございます。この点は終戦後日本政府とスキップと合同して調査いたしたものがございます。……最も一般人の関心の的となつております個人財産については、殆んど確かめる手段がないのでございますので、その調査の結果について自信を持てない性質のものでございます」と述べている。

在外資産は主として所謂引揚者の永年に亘る努力の結晶であつて、外地経済の発展と日本国富の蓄積とに大きな貢献をなして来たものである。然も政府は引揚当時進駐軍の命により引揚者の経費負担において在外資産の報告をなさしめたのである。従て万一これらの在外資産が今日有耶無耶の中に葬り去られることがあつては、国家の道義は全く地におちるものと云わねばならない。よつてこの際政府が在外資産の実態を明らかにすることは、外交上の資料としてもまた日本の経済文化上更に将来国民の海外進出上の資料としても重要であるので、政府は緊急に在外資産の調査を実施すべきであるし、またその対策を確立すべきである。左記諸点につき具体的に政府の方針を伺いたい。

一、終戦後実施した在外資産調査の結果を明らかにすること。

二、在外資産の総合的調査を実施すべきであるが、それについての方針。

三、在外資産対策について何処で研究をし、何日ごろ対策を確定するか。

内閣参質第六号
昭和二十七年四月二十二日
内閣総理大臣　吉田　茂
参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員千田正君提出在外資産の調査並びにこれが対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員千田正君提出在外資産の調査並びにこれが対策に関する質問に対する答弁書

一　在外財産については、連合国最高司令官の要請に基き昭和二十年大蔵省令第九五号をもつて引揚者等より報告を徴し、他方、企業財産につき在外財産調査会を設けて該当会社から報告書を徴したのであるが、

（一）省令第九五号に基く報告書は、終戦時時価を原則とすることとしたにも拘らず、証拠書類の添附を求めなかつたので、財産の評価の基準、方法等が区々

であり、その調整が困難であること。

(二)　いわゆる積極財産の調査を主眼としたため、負債関係が明確でないこと。

(三)　現実に提出された報告書は、約四八万通で引揚者数から推定して過少と考えられること。

(四)　同省令は、昭和二十五年六月三十日をもつて廃止せられたため、その後の引揚者からは報告を徴していないこと。

(五)　在外財産調査会による調査においても、調査対象が網ら的でないこと。

等のため在外財産の計数としては信びよう性に限界があるから、その公式発表は差し控えたい。

二　在外財産の実体を正確に把握するためには、改めて引揚者等から個別的に報告を求めるか関係国の協力を求める外はないが、

(一)　引揚者等からの報告に証拠書類の添附を求めることは無理であつて、正確な調査の目的を達し得るか否かは疑問であること。

(二)　関係国に対して協力を求めるとしても現実には、在外財産の約九五パーセントは、旧満州国を含む中国及び、朝鮮、台湾、樺太等にあり、ことに中国と朝鮮及び樺太の比重がその九〇パーセントを占めていると考えられるので、調査の実効を期することは絶望に近いこと。

三　平和條約第一四條の規定に基き連合国によつて留置清算される在外財産及び第一六條の規定に従つて赤十字国際委員会に引き渡される在外財産に関する国内措置の問題については、戦争を基因とする他の損害との権衡、財政負担能力等とも関連する問題であるので大蔵省を主として、関係各省において鋭意研究中である。

英連邦軍関係日本人船員の雇用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十七年六月四日

松浦　清一

参議院議長佐藤尚武殿

英連邦軍関係日本人船員の雇用に関する質問主意書

英連邦軍関係日本人船員の雇用に関する問題について次の点を質問する。政府は明確にして責任ある回答をなされるよう望むものである。

(A)　現在までの経過

英連邦軍に労務を提供する船員は、広島県呉に約三百名あり、これら船員は、講和條約の発効日までは、日本政府特別調達庁を雇用主とする所謂連合国軍関係労務者としてよくその重大責務を遂行して来た。然るに講和條約発効の直前(四月十九日)に極東軍司令官より英連邦軍司令官に対し連合国軍関係労務者を解雇すべき旨の勧告が発せられ、外務省を通じてこの文書の写を入手した調達庁は、四月二十二日に関係都道府県知事宛に「四月二十八日の講和條約発効時をもつて連合国軍関係労務者を解雇する旨の予告をなせ」との趣旨の電報を発したのである。

右の軍及び調達庁の解雇に関する措置については、関係労務者にとつて文字通り寝耳に水のことであり、当時は、解雇後の雇用について、何らの見透しなく甚だ憂慮すべき状態であつたが、翌二十三日には「解雇後労務者を英連邦軍が直用する旨軍責任者より発表があつた」とのことであつたので雇用関係について、一応の見透しを得たものと当時は考えたのである。なおこの際現地軍が船員の労働に対しては、国内法を適用すること、及び労働條件は従来の諸給与中扶養手当及び退職手当を除き、同一の條件でする旨を発表したのである。これ等船員を組合員とする全日本海員組合(以下単に「組合」と書く)は関係政府機関並びに軍当局の発表した右の措置を前提として解雇に伴う退職手当の支給促進その他諸問題の解決を急ぐと共に、直用に関する労働條件の確立等のために現地組合機関は勿論、中央においても運輸、労働等関係各省に連絡して、政府当局の善処を要求したのである。組合代表者は、四月二十五日呉において中国海運局船員部長、呉労務管理事務所長等政府関係者とともに呉所在の英濠軍労務責任者ハリソン少佐と会談し、船員の雇用及び労働條件について協議を行つた。この会談においては、ハリソン少佐が直用後も船員法を適用することを約束したこと、同氏が組合との団体交渉を行うことは考えていないということが判明した程度であつた。一方中央においては船員法の適用について運輸省船員局と、船員保険の継続については厚生省保険局船員保険課と、労働諸法の適用については、労働省労政当局に善処を申入れる等広範活潑な運動を続けたのである。

五月十四日の朝日新聞に日本政府と国連軍との間に在日国連軍の地位に関する暫定的な了解が成立したとの報道が行われたが、暫定的了解の成立によつて国連軍関係労務者の雇用問題も基本線が明確化するものと期待される。然るに同日現地呉においては、ハリソン少佐が船員法の適用に疑義があること、四月二十七日に発した解雇通告は正式な解雇通告ではなく勧告であり、解雇の事実は発生していないこと、従つて日本政府が直ちに退職手当を支給することは適当でない等の発言を行つたと伝えられ、われわれの希望と期待に反し、雇用責任の処在が判然とせず、船員の不安は一層濃化するばかりで、関係船員の身分が不安定の中に放置されたまま徒らに時を過していつた。

かかる情勢の中において局面打開のため組合の代表者は五月二十二日呉に至り組合呉支部長と同道してハリソン少佐と会談した。

その結果ハリソン少佐の見解は、直用となつても従来と変りない中央の協定ができない今の段階において団体交渉をやることは考えていない。日本側が公式に労務者を解雇したものではないと思うから労務関係業務は従来通り調達庁がやればよい。中央においては外務省との間に協定が成立するまで労務の調達給与の支払い等を従来通り日本政府が行うことに了解が出来ているにもかかわらず労務者を困惑させているのは日本政府の措置が悪いので遺憾である。日本政府が労務諸費用を立替払をして呉れれば、英国は必ずその費用を払う。具体的な個々の点については、今後の両国間の協定の成立を待たねばならない等々であつた。

右の会談以後においても組合は中央で関係政府各機関に対して局面打開の努力を続けて来たが何等具体的な成果を挙げるに至つていないのである。

かかる経過を辿つた結果われわれは現状を要約して、次の如く認識せざるを得ない。

(一)　在日国連軍の地位を決定する協定について現に交渉中であつてこの協定が成立するまでは労務に関しても基本的な決定をなし得ない。

(二)　正式な協定が成立するまでの暫定的な協定さえも結ばれ難い状態にある。

(三)　現状は協定成立までの過渡期であり、空白期間である。加えて関係当事者は、当面する具体的な措置につき、何等の手をも講じていないし、この空白期

に対処すべき積極的な意志がない。

（四）その結果が全て関係労務者の上にシワ寄せされ、最も弱い立場にある労働者の苦悩と犠牲によつて局面が糊塗されているに過ぎない。

（B）即時解決すべき問題

現在既に発生している船員の具体的な問題は次の通りであるが、これは正式協定の成立を待つことなく即時解決されなければならない喫緊の問題である。

（一）労務管理業務について

調達庁は講和発効日以後、英連邦軍関係労務者の労務管理業務を一切停止している。

一方英連邦軍は労務管理業務を行う機構をもたないし、今直ちにこれを受入れる意志がない。然るに船員は依然として船舶における労働に従事しているから、労務管理業務は継続して行われねばならない。将来の協定の如何にかかわらずその間の労務管理を誰がやるかこれを即時決定せねばならない。

（二）労務費の支払いについて

右の労務管理の責任の所在をきめるとともに、何れが労務者に関する諸費用を負担し、誰が支払うのかを決めねばならない。給与の支払いはどうなるかということが労務者にとつて最大の問題であつて、給与は他の諸経費と違つて規定の日時に支払われなければならぬことは言うまでもない。従来は翌月の十日に支払いが行われているが、六月十日に支払わるべき給与をどうするかは猶余出来ない問題である。

（三）船員保険について

船員の医療、災害保障その他の社会保障について、船員保険を継続してその保険料のうち、使用者負担分を雇用主より納入しなければ、船員はこの面に対する一切の保護から見放される。現に調達庁は雇用主の変更に伴い直ちに船員保険の被保険者資格を喪失せしめ、新雇用主により更新されることを主張しているが、一方英連邦軍が船員保険にかける船舶所有者の業務を行い、保険料使用者負担分を支出するのかどうかは決つていない。差当り誰が保険手続と費用負担を継続して行うかを決定せねば、船員保険は中断されて終うのである。これは一刻といえども放置出来ない。

（四）船内食料について

船員の食料金を支払わねばならない。船員は法律の定めにより使用者の負担によつて食料を支給される。

食料金が支給されなければ船員の船内労働は遂行出来ない。

これについて何処が負担して呉れるのか決めねばならない。

（五）その他

調達庁の下部機構である現地呉の労務管理事務所は、労務管理事務の終了に伴う残務整理を急ぐ余り、船員の米穀通帳を取上げようとした。若し取上げを強行すれば、船員は船員としての主食の配給を受けられないことになるので、組合は関係機関と折衝して取上げ措置を保留せしめることになつた。然し、正式協定の成立まで保留状態でおくことは困難である。この処置をどうするのか直ちに決定する要がある。

（C）英連邦軍関係船員の雇用問題の現状は、縷々右に述べた通りである。船員の最大限の努力と忍耐にも拘らず、不安定不明確な事態は講和発効後月余にして何等改善されていない。

若し右の如くにして推移するならば、正式協定が行われるまでは、船員は給与を受取ることも出来ず、一切の労務管理業務の停止状態の中で、多くの任務遂行に対する障碍に悩まされ、その揚句不本意にも労務提供の停止さえ、招来することとなるであろう。ここにおいて組合は政府と国連軍の両者が、即時有効適切な措置をとることを要求して、万一にもそれがなされない場合船員は労働者に与えられた当然の権利を主張する手段として、労務提供の拒否その他の挙に訴え全組織をもつてこれを推進することもまた止むを得ないとの決意をする段階にまで追いつめられているとのことである。かかる最悪事態の発生を極力回避するため当面の問題について左記の質問を提示するからこれに対し、来るべき給料支払予定日である六月十日までに政府責任者である内閣総理大臣の具体的な御回答を願いたい。

◎質問事項

1　労務管理業務をどうするか
2　給与の支払いはどこが行うか
3　船員保険の諸手続と保険料の使用者負担分をどうするか
4　船員の食料金の支払いはどうするか
5　船員の船員法上の雇入雇止等の扱いはどうするか
6　日本政府と船員の雇用契約が終了し、日本政府は一切の雇用上の責任から解除されたものかどうか
7　解除されたとすれば講和条約発効以後は英連邦軍の直接責任が明確に移つたものかどうか
8　もし右の如くであれば、日本国々民である船員の雇傭関係について不安のないよう速やかに適当の措置を講ずる責任が政府にあると思うがどうか
9　国内労働関係諸法規の適用について協力成立までどう扱うのか

内閣参質第七号
昭和二十七年六月十日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員松浦清一君提出英連邦軍関係日本人船員の雇用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松浦清一君提出英連邦軍関係日本人船員の雇用に関する質問に対する答弁書

平和条約発効後は日本国占領当時における連合国軍最高司令官の命令指令等は一切失効するので平和条約発効の日以降日本国に駐留する英連邦軍に対する日本国の労務提供に関する責任は一切解除されたものと考える。

従つて米駐留軍の如く英連邦軍との間に何等かの国際協定がなされない限り日本政府には英連邦軍のための日本人船員を提供する責任はない。

よつて平和条約発効後においては英連邦軍に勤務する日本人船員は軍との直接雇用契約に基いて直接雇用されているものと考えている。

なお、英連邦軍関係日本人船員の労働保護の点については、目下政府において英連邦軍と協定折衝中であるが、労働者の保護については万全の措置をとるよう努力する考えである。

福井県商工信用協同組合認可遅延に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十七年六月六日

村尾　重雄

参議院議長佐藤尚武殿

福井県商工信用協同組合認可遅延に関する質問主意書

協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十六年法律第一号）（同　第二百三十九号）改正により信用協同組合の認可権が、地方行政庁に移行され、昭和二十六年六月十五日公布以来全国各地に都道府県知事の認可で設立された信用協同組合は七十を数えるに到つたが、福井県においては、二十六年九月一

日付にて福井県商工信用組合の設立認可申請書が提出されているにもかかわらず今日迄認可されず、八ヶ月間も中小商工業者の自主的努力を無視して放置されているが、この法律によれば「行政庁は第一項の規定により認可の申請があつた場合においては定款、事業の方法又は事業の計画が法令の規定に違反し、又は政令の定める基準に適合しないときを除いて、認可しなければならない。」（協同組合による金融事業に関する法律第二條第三項）とあり且つ確聞するところによると、福井信用金庫理事長青木憲三氏と小峠治和知事との個人関係において故意になされたものであるとのことであるが、かかる場合本法の最終監督者である政府は、地方行政庁に如何なる措置を取る考えがあるか、所信を質したい。

県の指導により四ツの出願者が一ツにまとまり（二十七年二月末）申請したにも拘らず、言を左右にして認可しないのは極めて不明朗な不信行為であり且つ、本法の精神をふみにじるものである。

依つて、詳細を調査の上、真相を明らかにされたい。

内閣参質第八号
昭和二十七年六月十七日
内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員村尾重雄君提出福井県商工信用協同組合認可遅延に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員村尾重雄君提出福井県商工信用協同組合認可遅延に関する質問に対する答弁書

信用協同組合の事業認可については、協同組合による金融事業に関する法律第六條の二により、都道府県の区域をこえる区域を地区とする信用協同組合を除いては、すべて都道府県知事の権限とされており、信用協同組合事業免許基準令により事業認可の基準が具体的に列挙されている。同政令に規定する五項目の基準のうち、出資の基準を除き、事業と行う地区の適否、事業の方法及び計画の当否等は、その地方の金融経済の実情に応じて都道府県知事が判断することになつているが、その認可に当つては、金融事業の公共性と健全性を確保して健全な金融秩序の維持に努め、あわせて預金者の保護に万全を期することが特に必要である。福井県商工信用協同組合の認可遅延については、実情を詳細調査した上、その結果をまつて何分の措置を講じることといたしたい。

南西諸島の領土権回復に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十七年七月十七日
参議院議長佐藤尚武殿
島　清

南西諸島の領土権回復に関する質問主意書

サンフランシスコ平和條約第三條の規定する南西諸島及びその他古来よりの旧日本領土の回復については、全国民真底よりの欲求であり党派を超えた民族的念願であると信ずる。政府は左記についていかように考えているか所信を質したい。

北緯二十九度以南の南西諸島の百万住民は、司法、立法、行政各般の日本統治権が、同地域に及ぶことを切願しており、同地域の立法院議会は日本復帰を決議し、その名において、合衆国トルーマン大統領と吉田内閣総理大臣宛に陳情書を提出したと聴きおよんでいる。

（イ）政府は同地域百万住民のかかる悲願を諒解することができるか。

（ロ）政府は同地域の日本復帰を希望しているか。

（ハ）政府はそのために関係国と外交交渉を行つたことがあるか。

（ニ）政府はそのために将来努力する意思があるか。

（ホ）政府が同地域の日本復帰を希望しないとするならば、その理由を明示されたい。

右質問する。

内閣参質第一一号
昭和二十七年七月二十五日
内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員島清君提出南西諸島の領土権回復に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員島清君提出南西諸島の領土権回復に関する質問に対する答弁書

1　政府としては、できるだけ南西諸島との関係を正常のものとするように従来から努力し、米国側とも話合を重ねた。

南西諸島在住同胞に対しては、深く同情しておるが、今後ともこれらの諸島住民の希望達成のためあらゆる努力をする方針である。

2　米国側も、これら諸島及びその住民に関するわが国民及び政府の気持を充分に理解しているものと信じている。

現地米国関係当局も、軍事目的に支障がない限り、経済的及び文化的の旧関係を漸次回復させるといつている次第である。

3　今般平和條約が発効してから、南西諸島在住同胞の本土への渡航制限を全面的に撤廃し、研究教員の派遣を受け入れ、更に最近合意された本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書においても、貿易及び送金等についてできるだけの自由と簡易化とを計つた次第である。又、八月には沖縄及び奄美大島に政府の連絡事務所を開設し、現地米国官憲との連絡、現地と本土との間の渡航及び貿易並びに文化の交流に関する事務、その他各種事項の調査連絡を行わせ、漸次各般の懸案事項を解決して行く考えである。

4　これを要するに、これら諸島住民の希望が早急に実現し難いとしても、政府は、米国側と常時交渉して要望達成に努力する考えである。

○審査報告書

〔継続審査事件〕

審査報告書

在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案（第十二回国会閣法第一四号）（予備審査）（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十六年十二月八日

在外同胞引揚問題に関する特別委員長　長島　銀蔵

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岩間　正男　紅露　みつ
木村　守江　高良　とみ
杉山　昌作　鈴木　直人
カニエ邦彦　片岡　文重
成瀬　幡治

本委員会としては今後更に慎重に審査し、でき得る限り引揚者の要望に副い得るよう善処せねばならないと考えている。

審査報告書

会社更生法案（第十回国会閣法第一三九号）（継続審査事件）

破産法及び和議法の一部を改正する法律案（第十回国会閣法第一四一号）（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附

し、その経過の概要を報告する。
昭和二十六年十二月十日
法務委員長　小野　義夫
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
宮城タマヨ　齋　武雄
須藤　五郎　棚橋　小虎
長谷山行毅　鈴木　安孝
中山　福藏　岡部　常

表記両法律案につき、これが審査のため特に設けた小委員において、会社更生法案について修正案要綱を作成したことは既に報告した通りであるが、この閉会中は専ら右要綱に基く條文の整理に当り大体においてその整理も終了した。然し更に検討を要する個所が数点残っているのでなお審査を結了するに至らなかつた次第である。

審査報告書

企業合理化促進法案（第十二回国会衆第七号）（予備審査）（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。
昭和二十六年十二月十日
通商産業委員長　竹中　七郎
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
山内　卓郎　小松　正雄
松本　昇　島　清
栗山　良夫　西田　隆男
山川　良一　境野　清雄
油井賢太郎　中川　以良

表記の件に関しては、第十二回国会後の閉会期間も短く、審査を行うことができなかつた。

審査報告書

水産省設置法案（第十回国会参第四号）（継続審査事件）
水産省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（第十回国会参第五号）（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。
昭和二十六年十二月十一日
内閣委員長　河井　彌八
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
カニエ邦彦　溝淵　春次
郡　祐一　館　哲二
三浦　辰雄　成瀬　幡治
竹下　豐次

表記の件については、第十二回国会後の閉会期間も短く、その審査に着手しなかつた。
従つて、今期国会において提案が予定されている各省設置法等の改正案と関連してこれが審査を進めたい。

審査報告書

財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案（第十二回国会閣法第五三号）（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。
昭和二十六年十二月十一日
大蔵委員長　平沼彌太郎
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
伊藤　保平　大矢半次郎
小林　政夫　小宮山常吉
黒田　英雄　菊川　孝夫
菊田　七平　森　八三一
松永　義雄　木村禧八郎
田村　文吉

表記の件に関しては、幾多の重要問題を包蔵するため第十二回国会において継続審査の承認を得たが、閉会の期間が短かかつたためその審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

昭和二十三年度一般会計歳入歳出決算
昭和二十三年度特別会計歳入歳出決算　（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。
昭和二十六年十二月十一日
決算委員長　岩男　仁藏
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
廣瀬與兵衞　棚橋　小虎
溝口　三郎　小林　亦治
田中　一　カニエ邦彦
有馬　英二　仁田　竹一
池田七郎兵衞　菊田　七平
森　八三一　大矢半次郎
高橋龍太郎　永井純一郎

昭和二十三年度一般会計歳入歳出決算及び昭和二十三年度特別会計歳入歳出決算は、昭和二十五年二月二十一日本委員会に付託せられたものであつて、本委員会においては第八回国会以来各国会においてこれを審査してきたが、完了するに至らなかつたため、第十二回国会終了後も引続き継続審査を行うこととなつた。
閉会中においては、公団等の経理に関する小委員会を開いて、昭和二十三年度決算会計検査院検査報告批難事項第四百三十七号について審査を行つたが、昭和二十三年度一般会計歳入歳出決算及び昭和二十三年度特別会計歳入歳出決算については、なお審査を要する事項もあり、これを完了するに至らなかつた。

審査報告書

昭和二十四年度一般会計歳入歳出決算
昭和二十四年度特別会計歳入歳出決算
昭和二十四年度政府関係機関収入支出決算　（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。
昭和二十六年十二月十一日
決算委員長　岩男　仁藏
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
廣瀬與兵衞　棚橋　小虎
溝口　三郎　小林　亦治
田中　一　カニエ邦彦
有馬　英二　仁田　竹一
池田七郎兵衞　菊田　七平
森　八三一　大矢半次郎
高橋進太郎　永井純一郎

昭和二十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十四年度特別会計歳入歳出決算及び昭和二十四年度政府関係機関収入支出決算は、昭和二十六年二月二十四日本委員会に付託せられたものであつて、本委員会においてこれを審査したが、完了するに至らなかつたため、第十二回国会終了後も引続き継続審査を行うこととなつた。
閉会中においては、審査未了の案件について審査を進めてきたが、これを終了するに至らなかつた。

審査報告書

小型機船底びき網漁業整理特別措置法案（第十二回国会閣法第五〇号）（予備審査）（継続審査事件）
真珠養殖事業法案（第十二回国会衆第八号）（予備審査）（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。
昭和二十六年十二月十二日
水産委員長　木下　辰雄
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
千田　正　秋山俊一郎
玉柳　賓　櫻内　義雄
植竹　春彦　松浦　清一
青山　正一

表記の二法案は第十二回国会において継続審査を要求して議院の承認を得たもので本委員会としては、閉会中鋭意審査を行うべく努力したが、何分閉会期間が短時日のため委員会を僅かに一回開会し得たのみで充分審査を行う暇なく両法案とも結論を得るに至らなかつた。

〔第二十六号参照〕

大蔵委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一一二号、第三九三号　葉たばこ収納代金前渡しに関する請願

第五〇号、第六〇号、第一五四号、第一八一号　揮発油税軽減に関する請願

第一四八号　所得税軽減に関する請願

第一八二号、第一九八号、第二六五号、第二六六号、第三〇一号、第三〇二号、第三五二号、第三九四号、第四三八号、第六三九号、第六六三号、第六八八号、第七二四号、第七六一号　満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組合員に年金下附の請願

第二〇〇号　被接収船舶に対する補償等の請願

第三二五号　福島県浅川葉たばこ収納所復旧に関する請願

第三七七号　電気冷蔵庫の物品税軽減に関する請願

第四一三号、第四五五号　ラジオ受信機等の物品税撤廃に関する請願

第四一四号　ラジオ機器の物品税撤廃に関する請願

第四四四号、第五三四号　清涼飲料等の物品税撤廃に関する請願

第四六七号　閉鎖機関整理委員会職員の転用に関する請願

第五九〇号　火災原因調査用器材の物品税免除に関する請願

第五九一号　捜査鑑識資材の物品税免除に関する請願

第六一六号　理容美容業に対する所得税適正化の請願

第六二〇号　帯広市に国民金融公庫支所設置の請願

第八二四号、第八二五号　加工用金地金の自由販売制施行反対等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年三月七日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会請願特別報告第一号

葉たばこ収納代金前渡しに関する請願

第一一二号　福島県議会議長　遠沼清輔提出

第三九三号　同右

揮発油税軽減に関する請願

第五〇号　新潟県三條市田島二二八中越運送株式会社専務取締役　石月庸三郎提出

第六〇号　和歌山市美園町五ノ五〇ノ二和歌山県経済農業協同組合連合会会長理事　藤田照清提出

第一五四号　静岡県清水市入船町三ノ四鈴与自動車運送株式会社取締役社長　鈴木要二外二名提出

第一八一号　福岡県田川市伊田三、一七〇筑豊運輸株式会社社長　上田富蔵提出

所得税軽減に関する請願

第一四八号　愛知県知多郡有松町大字桶狭間字高根二〇有松勤労者納税貯蓄組合内　青木荘治外一名提出

満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組合員に年金下附の請願

第一八二号　埼玉県大宮市土手町四ノ一、三九九　山上喜久治外六名提出

第一九八号　大阪市役所内　大山好夫外六名提出

第二六五号　広島市皆実町三ノ九〇七　丸田利夫外四名提出

第二六六号　埼玉県所沢市大字久米一、八一六　藤宮与助外七名提出

第三〇一号　埼玉県所沢市大字久米一、六二六　鈴木鼎三外七名提出

第三〇二号　広島市段原新町三三八　大西宮義外四名提出

第三五二号　広島市皆実町三ノ九一四　中川実平外四名提出

第三九四号　千葉県印旛郡旭村山梨一、二九六　栗原寅吉外十二名提出

第四三八号　千葉県印旛郡志津村下津一、四一〇　今井裕外十三名提出

第六三九号　群馬県群馬郡倉賀野町大字下町二、八一一元陸軍共済組合年金受給資格下附請願連盟内　武藤勇太郎外三名提出

第六六三号　群馬県佐波郡東村国定一、三五八　塩原忠一外一名提出

第六八八号　茨城県久慈郡久慈町泉町一、二五五　木村五郎外四名提出

第七二四号　東京都板橋区板橋町一〇ノ一五六　長門兵吉外七名提出

第七六一号　東京都板橋区板橋町一〇ノ一〇五　岡村金蔵外五名提出

被接収船舶に対する補償等の請願

第二〇〇号　東京都中央区日本橋兜町二ノ一六被接収船対策協議会内　戸張正胤外三十五名提出

福島県浅川葉たばこ収納所復旧に関する請願

第三二五号　福島県石川郡浅川町議会議長　上野政行外四名提出

電気冷蔵庫の物品税軽減に関する請願

第三七七号　東京都中央区銀座西八ノ九ノ九日本冷凍機製造協会内　長井卓夫外三名提出

ラジオ受信機等の物品税撤廃に関する請願

第四一三号　東京都千代田区内幸町二ノ二日本放送協会会長　古垣鉄郎提出

第四五五号　東京都中央区銀座西七ノ一日本民間放送連盟内　足立正外二名提出

ラジオ機器の物品税撤廃に関する請願

第四一四号　東京都文京区湯島三組町七六全国ラジオ電機組合連合会内　小川忠作提出

清涼飲料等の物品税撤廃に関する請願

第四四四号　東京都中央区日本橋堀留町一ノ四全国清涼飲料工業会内　西田儀八提出

閉鎖機関整理委員会職員の転用に関する請願

第四六七号　東京都千代田区丸ノ内一ノ二閉鎖機関整理委員会職員組合内　若月公一提出

火災原因調査用器材の物品税免除に関する請願

第五九〇号　東京都千代田区霞ヶ関一ノ二東京消防庁内全国都市消防長連絡協議会内　塩谷隆雄提出

捜査鑑識資材の物品税免除に関する請願

第五九一号　東京都千代田区霞ヶ関一ノ二警視庁内全国自治体公安委員会連絡協議会内　小畑惟清提出

理容美容業に対する所得税適正化の請願

第六一六号　広島市己斐中本町三三一ノ一全国理容連盟内　川島脩良提出

帯広市に国民金融公庫支所設置の請願

第六二〇号　北海道帯広市長　佐藤亀太郎外一名提出

加工用金地金の自由販売制施行反対等に関する請願

第八二四号　名古屋市瑞穂区堀田通二ノ一全国繊業労働組合連合会内　河合又平提出

第八二五号　名古屋市東区布池町三二日本陶業連盟内　佐治博外六名提出

右三十六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年三月七日
大蔵委員長　平沼彌太郎
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
葉たばこ収納代金前渡しに関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔（第一一二号）
請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔（第三九三号）

右の請願は、戦時中中断されていた全国在来葉の種類中、唯一の輸出適格葉として福島県産葉たばこが、再びエジプト輸出の途が開け西欧諸国よりの発注もいまや相当量が期待されている。しかし生産に要する資金もばく大な額にのぼるため、到底自己資金のみでは賄いえられないから、植付検査完了後最も生産資金の必要な五、六月の時期に前渡しができるよう適切な処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
揮発油税軽減に関する請願

請願者　新潟県三條市田島二二八中越運送株式会社専務取締役　石月庸三郎（第五〇号）
請願者　和歌山市美園町五ノ五〇ノ二和歌山県経済農業協同組合連合会会長理事　藤田照清（第六〇号）
請願者　静岡県清水市入船町三ノ四鈴与自動車運送株式会社取締役社長　鈴木要二外二名（第一五四号）
請願者　福岡県田川市伊田三、一七〇筑豊運輸株式会社社長　上田富蔵（第一八一号）

右の請願は、諸産業ならびに貿易の進展に伴い、貨物運送および旅客サービスの輸送需要は逐次増大の一途にある。しかして自動車燃料の石油事情も好転して産業、文化の動脈であるトラック、バスおよび乗用車等による運送力は電気、ガスと同様に国民経済生活上必要不可欠の動力源である。しかるに揮発油が本年に入つて二回も値上げされ、しかも高額なガソリン税を賦課されているのでガソリン消費者はその負担に堪えず、ひいては産業の振興、民生安定を阻害する結果となるから、揮発税については、電気、ガス税並びに一割程度の低率課税とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
所得税軽減に関する請願（第一四八号）
請願者　愛知県知多郡有松町大字桶狭間字高根二〇有松勤労者納税貯蓄組合内　青木荘治外一名

右の請願は、最近における経済情勢のひつ迫は、一般勤労者の納税を極めて困難な状態に陥れているから、(一)基礎控除額を引き上げること、(二)税率を引き下げること、(三)所得額を公正に査定すること等一般勤労者の所得税軽減について必要な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当であり将来特に考慮の必要あるものと思う。よつて内閣は国家財政の許す範囲において鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組合員に年金下附の請願

請願者　埼玉県大宮市土手町四ノ一、三九九　山上喜久治外六名（第一八二号）
請願者　大阪市役所内　大山好夫外六名（第一九八号）
請願者　広島市皆実町三ノ九〇七　丸田利夫外四名（第二六五号）
請願者　埼玉県所沢市大字久米一、八一六　藤宮与助外七名（第二六六号）
請願者　埼玉県所沢市大字久米一、六二六　鈴木鼎三外七名（第三〇一号）
請願者　広島市段原新町三三八　大西宮義外四名（第三〇二号）
請願者　広島市皆実町三ノ九一四　中川実平外四名（第三五二号）
請願者　千葉県印旛郡旭村山梨一、二九六　栗原寅吉外十二名（第三九四号）
請願者　千葉県印旛郡志津村下津一、四一〇　今井裕外十三名（第四三八号）
請願者　群馬県群馬郡倉賀野町大字下町二、八一一元陸軍共済組合年金受給資格下附請願連盟内　武藤勇太郎外三名（第六三九号）
請願者　群馬県佐波郡東村国定一、三五八　塩原忠一外一名（第六六三号）
請願者　茨城県久慈郡久慈町泉町一、二五五　木村五郎外四名（第六八八号）
請願者　東京都板橋区板橋町一〇ノ一五六　長門兵吉外七名（第七二四号）
請願者　東京都板橋区板橋町一〇ノ一〇五　岡村金蔵外五名（第七六一号）

右の請願は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の制定により、旧陸軍共済組合の甲組合員として加入したものでも終戦当時満四十五歳以上の者は受給資格を有し、組合加入年数の多少にかかわらず当時四十五歳に満たない者は受給資格がないということは不合理であるから、加入後満二十年以上を経過した旧陸軍共済組合の甲組合員に対しても受給資格を附与せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
被接収船舶に対する補償等の請願（第二〇〇号）
請願者　東京都中央区日本橋兜町二ノ一六被接収船対策協議会内　戸張正胤外三十五名

右の請願は、終戦後外地において連合国に接収された本邦民有船三四四隻計十九万二千二十五トン六二総トンの返還については、今回調印された講和條約によると殆ど絶望と見る外なく、その損害は実にじん大で、至急国内補償による救済を受けないと、再起の途もないから、(一)本船接収時の保険価格による船価補償、(二)本船接収以来の使用料損失補償、(三)喪失船舶補充のための代船建造または取得に対する長期低利融資等の救済策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
福島県浅川葉たばこ収納所復旧に関する請願（第三一五号）
請願者　福島県石川郡浅川町議会議長　上野政行外四名

右の請願は、福島県浅川地方の二十六年産葉は、石川葉たばこ収納所焼

失のため仮収納のやむなき破目に陥り、耕作者をはじめ地方民の失望落胆は実に深刻なものがある。本地方は松川葉の適地として五十年の年月と、苦心努力によつて今日の盛大を築いたもので、このまま推移することは耕作意欲の低下はもち論地方の盛衰にかかわる重大問題であるから、これが復旧に関しては地元としてもできる限りの協力を惜しむものでないことを考慮の上、すみやかに本収納所の復旧を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電気冷蔵庫の物品税軽減に関する請願（第三七七号）

請願者　東京都中央区銀座西八ノ九ノ九日本冷凍機製造協会内　長井卓夫外三名

右の請願は、電気冷蔵庫は、食品営業に不可欠の業務施設で、国は食品取扱業者に対してその設備を強制しているにかかわらず、これに対し三割の高率物品税を課しているため、同施設の普及完備をいちじるしくはばんでいるから、業務用として使用する四分の一馬力以上の電気冷蔵庫を免税とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ラジオ受信機等の物品税撤廃に関する請願

請願者　東京都千代田区内幸町二ノ二日本放送協会会長　古垣鉄郎（第四一三号）

請願者　東京都中央区銀座西七ノ一日本民間放送連盟内　足立正外二名（第四五五号）

右の請願は、現在のように民間放送とNHK電波が併存の状態下においては、国民大衆が明朗にラジオを聴くために分離能力の良い高性能にして低廉なる受信機が要望されているが、この要望を充たすためには現行物品税が大きな障害となつているから、ラジオ受信機等に対する物品税を撤廃せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ラジオ機器の物品税撤廃に関する請願（第四一四号）

請願者　東京都文京区湯島三組町七六全国ラジオ電機組合連合会内　小川忠作

右の請願は、国民生活の文化性を保持するラジオ機器に対する現行物品税が高額のため、その普及に大いなる障害となつているばかりでなく、企業の経営が困難となつているから、ラジオ機器の物品税を撤廃せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

清涼飲料等の物品税撤廃に関する請願

請願者　東京都中央区日本橋堀留町一ノ四全国清涼飲料工業会内　西田儀八（第四四四号）

請願者　東京都中央区日本橋茅場町二ノ一　西田儀八（第五三四号）

右の請願は、清涼飲料、し好飲料と競争の地位にある他の飲食物は非課税であるのに清涼飲料、し好飲料にのみ重税が課せられているのは不公平であるから、昭和二十七年度予算編成に当つては、これを廃税とせられたいとの趣旨であつて参議院は、一般大衆向のものについて、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

閉鎖機関整理委員会職員の転用に関する請願（第四六七号）

請願者　東京都千代田区丸ノ内一ノ二閉鎖機関整理委員会職員組合内　若月公一

右の請願は、閉鎖機関整理委員会は、勅令によつて設立された公法人であるが、総数千八十八機関の約半数が清算を結了している。しかるにこれら機関に勤務していた職員の多くが、失業の危機に直面しているが、恩給年金等の恩典もなく、退職手当も勤続年数が短いため、わずか三箇月余の生活費にすぎず、このままでは有為の人材を埋めることとなり、国家としても大きな損失となるから、これらの職員の転用について適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

火災原因調査用器材の物品税免除に関する請願（第五九〇号）

請願者　東京都千代田区霞ヶ関一ノ二東京消防庁内全国都市消防長連絡協議会内　塩谷隆雄

右の請願は、消防の行う火災原因の調査は、警察の行う捜査と違い、放火、失火における人的調査を第二義的なものとし、情況の証拠を最も重要視している関係上、原因調査の極め手には科学的調査資料の裏付けが要請せられて理化学器材の必要性はますます多きを加える実情にある。しかるにこれらの調査用器材に対しては一般娯楽用または営利用と同様に極めて高率の物品税を課せられているので火災予防の完べき、放失火犯罪捜査上の支障となつているから、消防の火災原因調査用器材に対しては「教育用に供するもの」と同様に物品を免除せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

捜査鑑識資材の物品税免除に関する請願（第五九一号）

請願者　東京都千代田区霞ヶ関一ノ二警視庁内全国自治体公安委員会連絡協議会内　小畑惟清

右の請願は、激発する各種事犯の真実を究明し、その間人権を確保して能く犯人を検挙するためには、近代的科学捜査とくに写真機、撮影機、映写機ならびにその部品材料を完備し、充分活用することは、現代の如く犯罪行為の悪らつ巧妙を極めつつあるときとくに必要であるから、自

治体警察において鑑識のため使用する写真機、撮影機、映写機ならびにその部品材料等の購入に当つては教育用に使用するため購入する場合と同様物品税を免税せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

理容美容業に対する所得税適正化の請願（第六一六号）

請願者　広島市己斐中本町三三一ノ一全国理容連盟内　川島　脩良

右の請願は、理容美容業に対する所得税課税の適正については、第七、および第十国会に請願し採択となつたが、いまだ実現しないのははなはだ遺憾である。しかして本業は企業性に乏しく、工業の如く大量生産を可能とする余地は全くなく、その所得内容は、生産ないし商取引における利潤の性質を持たない純然たる勤労による対価であるから一般商工業者としての税率を課するのは不合理である。よつて本業者に対する課税体形を勤労所得税の対象とするか、勤労所得者に準じた取扱をするよう特別の法的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

加工用金地金の自由販売制施行反対等に関する請願

請願者　名古屋市瑞穂区堀田通二ノ一全国繊業労働組合連合会内　河合又平（第八二四号）

請願者　名古屋市東区布池町三二日本陶業連盟内　佐治博外六名（第八二五号）

右の請願は、最近国際通貨基金委員会の加工用地金の価格制限撤廃に伴い、金地金の自由販売制実施を要望する声が高いが、万一これが実現されると、その価格は現在に比し相当な値上りとなり、金を使用する輸出陶磁器の原価にも大きな影響を与えることが明らかであるから、外貨獲得ならびに輸出陶磁器関係業者保護の見地より、加工用金地金の自由販売制を取り止められたい。なお、この実施が避けられない場合には、価格に一定の制限を設ける等陶磁器輸出について格別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第八六号　呉市に国民金融公庫支所設置の陳情

第一七一号、第二三三号、第三〇三号　在外公館等借入金支払促進に関する陳情

第一七二号　国税改正に関する陳情

第二二〇号　年度末金融打開に関する陳情

第二六四号　捜査鑑識資材の物品税免除に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年三月七日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会陳情特別報告第一号

呉市に国民金融公庫支所設置の陳情

第八六号　広島県呉市呉商工会議所会頭　下原次郎提出

在外公館等借入金支払促進に関する陳情

第一七一号　佐賀市松原町九六佐賀県公館貸付金返還促進会内　坂井貞一外五名提出

第二三三号　東京都千代田区丸ノ内ビルヂング三四八区長　崎県東京事務所内　橋田亀造提出

第三〇三号　広島県呉市辰川町二五済南引揚者歴山会内　酒井紀一提出

国税改正に関する陳情

第一七二号　東京都千代田区丸ノ内三ノ一四日本商工会議所会頭　藤山愛一郎提出

年度末金融打開に関する陳情

第二二〇号　東京都千代田区丸ノ内三ノ一四日本商工会議所会頭　藤山愛一郎提出

捜査鑑識資材の物品税免除に関する陳情

第二六四号　富山県高岡市議会議長　牧野貞次郎提出

右七件の陳情は内閣に送付するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年三月七日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

呉市に国民金融公庫支所設置の陳情（第八六号）

陳情者　広島県呉市呉商工会議所会頭　下原次郎

右の陳情は、呉市は、旧軍需工しよう地帯に相次いで進出する大工場を基幹としてぼつ興する中小工業に併行する商店街の目覚ましい復興整備と相まつて逐次近代的産業港湾都市としての軌道に乗りつつあり、また、これに伴う資金の需要も激増の一途をたどつており、現在の広島支所のわくの一部をもつてしては到底所要量をまかない切れないから、本市に国民金融公庫支所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外公館等借入金支払促進に関する陳情

陳情者　佐賀市松原町九六佐賀県公館貸付金返還促進会内　坂井貞一外五名（第一七一号）

陳情者　東京都千代田区丸ノ内ビルヂング三四八区長崎県東京事務所内　橋田亀造（第二三三号）

陳情者　広島県呉市辰川町二五済南引揚者歴山会内　酒井紀一（第三〇三号）

右の陳情は、在外公館等借入金は、終戦直後現地の公館が、在外同胞の手持金を借上げ終戦事務、在外同胞の引揚等に支弁したものであつて、

公債とか貯蓄と同一視すべきものではないから、国家の重要な債務であることを認め、法定レートによりすみやかに返済せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国税改正に関する陳情（第一七二号）

陳情者　東京都千代田区丸ノ内三ノ一四日本商工会議所会頭　藤山愛一郎

右の陳情は、現行国税体系は、昭和二十五年のシャウプ税制改正に基いて設定されたものであるが、実施後の状況に徴し相当改正を要する点がみとめられる外、さらに講和條約発効後の経済自立達成を促進するため、これが大幅の改正を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

年度末金融打開に関する陳情（第二二〇号）

陳情者　東京都千代田区丸ノ内三ノ一四日本商工会議所会頭　藤山愛一郎

右の陳情は、政府がわれわれの要望に添う措置を講ぜられたため年末金融は混乱に陥ることなく小康を得ているが、年度末の金融情勢を予想すると事態はむしろ一層重大化する危険をはらむものがあるから、（一）金融上万全の措置を講じ、経済界の不安を除去すること、（二）年度末金融引きしめを行わず、商品不動産担保等特別金融をみとめ、輸出入金融への特別措置をとること、（三）年度末に当り国および地方公共団体の支払を促進すること、（四）政府資金を日本開発銀行等を通じ民間に放出すること、（五）政府資金を電力、造船等基幹産業へ融資すること、（六）余裕金を市中金融機関へ予託すること、（七）臨時措置として資金運用部資金の貸付、国税および地方税徴収の緩和等を考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

捜査鑑識資材の物品税免除に関する陳情（第二六四号）

陳情者　富山県高岡市議会議長　牧野貞次郎

右の陳情は、警察業務執行上絶対使用を必要とする犯罪捜索ならびに鑑識用資材は従来法定の物品税を課せられているが、これらの資材は特種用途免税品として物品税法第十三條に基き同法施行規則第二十六條の指定物品に加えられるよう同規則を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第二十七号参照〕

通商産業委員会請願審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一二一号　中小企業協同施設費国庫補助増額に関する請願

第四五二号　中小企業の危機打開に関する請願

第四九三号　中小繊維産業の危機打開に関する請願

第一〇四五号　中小企業の金融危機打開に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年三月二十九日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

通商産業委員会請願特別報告第一号

中小企業協同施設費国庫補助増額に関する請願

第一二一号　静岡市議会議長　広瀬修造提出

中小企業の危機打開に関する請願

第四五二号　東京都中央区日本橋江戸橋三ノ四新生ビル日本中小企業連盟内　豊田雅孝提出

中小繊維産業の危機打開に関する請願

第四九三号　福井市毛矢町七中島優治外一名提出

中小企業の金融危機打開に関する請願

第一〇四五号　東京都千代田区有楽町二ノ五東京都電気研究所内東京都商工協同組合連合会長　塩沢達三提出

右四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年三月二十九日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

中小企業協同施設費国庫補助増額に関する請願

請願者　静岡市議会議長　広瀬修造（第一二一号）

右の請願は、現在わが国の工場数の九十五パーセントを占める中小企業の振興がなくては日本経済の再建は不可能であるにもかかわらず、金融および企業の合理化の面において深刻な苦境にたつているから、資金、資材の融通諸施策はもとより緊要であるが、一面弱体企業のどうしても整備することのできない諸設備を協同で施設し、技術の向上を図り、経営の改善を促進し、輸出の振興と民生の安定に寄与させるよう、すみやかに中小企業協同施設費補助金のわくを拡大し、有効適切に協同作業場の強化を企図せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

中小企業の危機打開に関する請願

請願者　東京都中央区日本橋江戸橋三ノ四新生ビル日本中小企業連盟内　豊田雅孝（第四五二号）

右の請願は、わが国産業機構上極めて重要な地位を占める中小企業の現情は、不況のしわ寄せ、租税の徴課、金融の引締め、電力事情の悪化、年末振出手形の決済、売掛代金の回収難等により、このままの情勢で推移するときは、倒産没落相つぐ危機に直面するから、これ等諸問題をすみやかに解決する措置を講ぜられたい。なかでも政府余裕金の予託、資金運用部資金の活用、特に商工債券引受率の引上げ、割引商工債券の引受、運用部資金の予託につき、その実現を図るよう万全の措置を講ずるとともに、併せて地方公共団体の余裕金予託を増額し、中小企業金融の疎通を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小繊維産業の危機打開に関する請願

請願者　福井市毛矢町七　中島優治外一名（第四九三号）

右の請願は、最近の繊維製品取扱商社の相次ぐ内整理、倒産により業界の混乱は日とともに増大し、このまま推移すれば県下の全繊業家は破産し、それに従事する労働者の生活不安となり憂慮すべき重大段階にあるから、（一）人絹糸の価格安定策について、（二）原糸の計画消費方法について、（三）中小企業協同組合を中心とする経営方式の強化について、（四）中小企業者に対する生産資金わくの拡大について、（五）労働組合（法人）の団体保証による再生産資金融資わくの設定について、（六）ボンド地域に対する輸出制限の撤廃等について、適切なる措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業の金融危機打開に関する請願

請願者　東京都千代田区有楽町二ノ五東京都電気研究所内東京都商工協同組合連合会長　塩沢達三（第一〇四五号）

右の請願は、日本経済の九十八パーセントを占める中小企業の現状は、不況のしわ寄せ、金融の引締め、二、三月の徴税、年末損失手形の決済等の悪條件が累積し、適当な施策が講ぜられなければ、単に中小企業者の問題のみでなく、日本経済再建のために誠に憂慮すべき事態が予想される上、中小企業者の唯一最大の金融機関である商工組合中央金庫の資金は枯渇しているから、この資金不足の打開策として、政府預託金の引上げを中止し、別に新規預託金の導入、日銀別わく借入限度の拡大および公共団体預託金の導入強化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

通商産業委員会陳情審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四一号　中小企業の危機打開に関する陳情

第一二八号　中小企業の金融緊急対策に関する陳情

第一四七号　中小企業の危機打開に関する陳情

第四一七号　中小企業の金融強化に関する陳情

第四四五号　中小商工業振興対策に関する陳情

第六四四号　中小企業金融対策に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年三月二十九日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

通商産業委員会陳情特別報告

第一号

中小企業の危機打開に関する陳情

第四一号　高知市帯屋町九八高知県中小企業協同組合総連合会内　服部久吉提出

中小企業の金融緊急対策に関する陳情

第一四七号　東京都中央区日本橋江戸橋三ノ四（新生ビル三階）社団法人日本中小企業連盟会長　杉山孝二外二名提出

中小企業の危機打開に関する陳情

第一二八号　中小企業の金融緊急対策に関する陳情

第四一七号　山口県議会議長　二木謙吾提出

中小商工業振興対策に関する陳情

第四四五号　高知市帯屋町九八高知県中小企業協同組合総連合会内　服部久吉外一名提出

中小企業金融対策に関する陳情

第六四四号　福岡県知事　杉本勝次提出

右六件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年三月二十九日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

中小企業の危機打開に関する陳情

陳情者　高知市帯屋町九八高知県中小企業協同組合総連合会内　服部久吉（第四一号）

右の陳情は、中小企業者は、わが国産業構成上極めて重要な地位を占めているにもかかわらず常に社会的経済的に不利不完全な立場におかれていることは、わが国経済再建上由々しい問題であり、特に四国四県の中小企業は、経済的基礎も薄弱であつてあらゆるしわ寄せが集中され、社会的、経済的、地理的に強度に圧迫されて重大な苦境に陥つているから、これが打開のため、中小企業に対する金融措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業の金融緊急対策に関する陳情

陳情者　福井県議会議長　杉山孝二外二名（第一二八号）

右の陳情は、わが国の経済自立の達成は、中小企業の振興にあるが、今春来物価の下押し、輸出不振、これに加えて金融の引締めおよび電力制限に伴う生産の低減、一般購買力の低下等によつて北陸産業の基幹をなす繊維、鉄工業者の経営は、深刻な危機に追い込まれているから、（一）日銀中小企業別わくの増額、（二）国民金融公庫の強化、（三）商工債券の政府資金引受け、（四）国庫余裕金の予託、（五）見返り資金制度の改正等の処置を緊急に講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業の危機打開に関する陳情

陳情者　東京都中央区日本橋江戸橋三ノ四（新生ビル三階）社団法人日本中小企業連盟会長　豊田稚孝（第一四七号）

右の陳情は、わが国産業機構上極めて重要な地位を占める中小企業の現情は、不況のしわ寄せ、租税の徴課、金融の引締め、電力事情の悪化、年末振出手形の決済、売掛代金の回収難等により、このままの情勢で推移するときは、倒産没落相つぐ危機に直面するから、これ等諸問題をすみやかに解決する措置を講ぜられたい。なかでも政府余裕金の予託、資金運用部資金の活用、特に商工債券引受率の引上げ、割引商工債券の引受、運用部資金の予託につき、その実現を図るよう万全の措置を講ずるとともに、併せて地方公共団体の余裕金予託を増額し、中小企業金融の疎通を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに

国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業の金融強化に関する陳情

陳情者　山口県議会議長　二木謙吾（第四一七号）

右の陳情は、産業資金は、民間資本の自主的蓄積にまつのが望ましいことであるが、現状においては未だ不充分であつて、とくに中小企業は極端な金融のひつ迫に苦慮している状態にある。一方講和後の中小企業に課せられた比重は極めて大きく、中小企業の盛衰がわが国自主経済を左右するといつても過言でないから、(一)国民金融公庫および商工組合中央金庫に対する貸出資金わくの拡大、(二)中小企業信用保険法による指定法人（信用保証協会）を相手方とする保険金額を保険価格一ぱいとすること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は、鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小商工業振興対策に関する陳情

陳情者　高知市帯屋町九八高知県中小企業協同組合総連合会内　服部久吉外一名（第四四五号）

右の陳情は、中小商工業の振興を図るため、(一)積極的金融難打開対策を確立し、実行に移すこと、(二)中小商工業者を圧迫する税制の根本的改革を断行し、課税の適正化を図ること、(三)中小企業等協同組合運動を積極的に展開すること、(四)協同組合の行う共同施設に対する補助金を大幅に増額するとともにその対象範囲を拡大すること、(五)中小商工業振興施策を積極化し、とくに経営合理化、技術向上のための施策ならびに販売施策を増強するとともに商工奨励館の復興を行うこと、(六)中小商工業指導機関の強化を計るとともに商工業者指導団体に対し、その事業の助成を増強すること、等の措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業金融対策に関する陳情

陳情者　福岡県知事　杉本勝次（第六六四号）

右の陳情は、中小企業の金融危機に対応するため、商工組合中央金庫に対する指定預金の引上げを延期してこれを増額するとともに、金融債の引受けを継続し、また国民金融公庫に対しても、すみやかに政府出資および貸付額を増加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三号　常磐線電化促進に関する請願

第五号　吉備線を福山駅に延長の請願

第一八号　雫石、生保内両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第一九号　宮古、久慈両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第二〇一号、第三一七号、第三八八号　姫路、幡生両駅間鉄道電化促進に関する請願

第二〇二号　吉備線鉄道延長に関する請願

第二〇三号、第三八七号　赤穂線鉄道敷設に関する請願

第二二九号　長崎、諫早両駅間鉄道電化に関する請願

第二三二号　長崎、諫早両駅間鉄道平坦線敷設に関する請願

第二四五号　長岡、新潟両駅間鉄道電化促進に関する請願

第二六七号　高崎、直江津両駅間鉄道電化促進に関する請願

第二八五号、第三六九号　越美線全通に関する請願

第三一五号、第四一〇号、第四四七号、第四七三号　日田線全通促進等に関する請願

第四六九号　富川、十勝清水両駅間鉄道敷設に関する請願

第五二五号　阿仁合線鉄道延長敷設に関する請願

第五八七号　白棚鉄道復活に関する請願

第五九八号、第六五六号　日南線全通促進に関する請願

第六二七号　余市駅、余別村間鉄道敷設等に関する請願

第七一九号　岡崎、多治見両駅間鉄道敷設促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年三月十二日

運輸委員長　山縣勝見

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会請願特別報告第一号

常磐線電化促進に関する請願

第三号　茨城県知事　友末洋治提出

吉備線を福山駅に延長の請願

第五号　岡山県小田郡矢掛町長　石井遼一郎外七十六名提出

雫石、生保内両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第一八号　秋田県知事　池田徳治外三名提出

宮古、久慈両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第一九号　岩手県宮古市長　中屋重治外一名提出

姫路、幡生両駅間鉄道電化促進に関する請願

第二〇一号　広島県知事　大原博夫外一名提出

第三一七号　山口県知事　田中龍夫外一名提出

第三八八号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

吉備線鉄道延長に関する請願

第二〇二号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

赤穂線鉄道敷設に関する請願

第二〇三号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

第三八七号　岡山県知事　三木行治外十四名提出

長崎、諫早両駅間鉄道電化に関する請願

第二二九号　長崎県知事　西岡竹次郎外三名提出

長崎、諫早両駅間鉄道平坦線敷設に関する請願

第二三二号　長崎県知事　西岡竹次郎外三名提出

長岡、新潟両駅間鉄道電化促進に関する請願

第二四五号　新潟市役所内長岡、新潟間鉄道電化期成同盟会内　村田三郎外二名提出

高崎、直江津両駅間鉄道電化促進に関する請願

第二六七号　長野県議会議長片桐知従提出

越美線全通に関する請願

第二八五号　岐阜県関市長　亀山一二外六十五名提出

第三六九号　愛知県東春日井郡小牧町長　稲山国幸外八名提出

日田線全通促進等に関する請願
第三一五号　福岡県小倉市長　浜田良祐外十九名提出
第四一〇号　福岡県田川市長　香月保外十九名提出
第四四七号　大分県日田市長　広瀬正雄外十九名提出
第四七三号　福岡県小倉市大正町一　段谷福十外十九名提出
富川、十勝清水両駅間鉄道敷設に関する請願
第四六九号　北海道上川郡清水町長　西川与三提出
阿仁合線鉄道延長敷設に関する請願
第五二五号　秋田県仙北郡鷹巣町長　成田喜八外一名提出
白棚鉄道復活に関する請願
第五八七号　福島県白河市長　田中仲三外四名提出
日南線全線促進に関する請願
第五九八号　宮崎県知事　田中長茂外十五名提出
第六五六号　宮崎県南那珂郡南郷町長　荒武倉次郎外二十名提出
余市駅、余別村間鉄道敷設等に関する請願
第六二七号　北海道古平郡古平町長　伊藤由松外十五名提出
岡崎、多治見両駅間鉄道敷設促進に関する請願
第七一九号　愛知県岡崎市自由党岡崎支部内　磯谷密三郎外三名提出

右二十七件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。
よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年三月十二日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

常磐線電化促進に関する請願（第三号）

請願者　茨城県知事　友末洋治

右の請願は、国鉄の電化は、国鉄経営の合理化と国策上極めて重要な問題で、その成果は極めて良好である。しかして常磐線の使命は沿線地域の農林、水、鉱等の一大生産地帯との間に重大な役割を示し、京浜地区に対する重要な物資供給資源地帯の重責を持つているので、常磐線の電化開通は、これ等産業地帯の飛躍はもとより、文化の交流発展に寄与するところが大きいから、すみやかに、常磐線上野、平間の電化を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

吉備線を福山駅に延長の請願（第五号）

請願者　岡山県小田郡矢掛町長　石井遵一郎外七十六名

右の請願は、国鉄吉備線総社町から福山市に至る地域は岡山、広島両県下における主要農産物の生産地帯であるばかりでなく無尽蔵な花こう岩、石灰岩、鉱石等の地下資源を有しているが鉄道が、未開通のため産業、経済は遅々として開発されない現状であるから、吉備線を福山市まで延長されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

雫石、生保内両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第一八号）

請願者　秋田県知事　池田徳治外三名

右の請願は、岩手県盛岡駅を起点とする橋場線は、戦時中政府によつて橋場駅、雫石駅間の路線を接収され現在に至つているが、この路線を復旧するとともにこれを延長して生保内駅に連絡することは、今次の国土総合開発法に基く特定地域指定開発に即応するばかりでなく、小岩井牧場および国立公園候補地八幡平の景勝地を紹介するため、橋場線雫石、生保内線生保内両駅間の鉄道敷設を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮古、久慈両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第一九号）

請願者　岩手県宮古市長　中屋重治外一名

右の請願は、宮古、久慈両駅間沿線は、太平洋に面し、多くの大景観地を控えているばかりでなく、古来世界三大漁場の一といわれている無尽の漁区と広大な大森林および金、銀、銅、鉄、マンガン等の各種資源を埋蔵する地帯を控えているが、これら資源の開発は一にかかつて宮古、久慈間の鉄道敷設にあるから、同区間の鉄道敷設を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

姫路、幡生両駅間鉄道電化促進に関する請願

請願者　広島県知事　大原博夫外一名（第二〇一号）
請願者　山口県知事　田中龍夫外一名（第三一七号）
請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第三八八号）

右の請願は、国鉄山陽本線は、中国地方は言うまでもなく四国、九州を含む西日本の開発に大きな貢献をなし、広く産業経済文化の振興に寄与してきたが、その輸送機能は既に限界に達しているから、山陽本線を電化し、速力と輸送力を強化し、沿線の第二次産業発展に好適の自然ならびに社会経済的立地条件を具有する広大な工業適地を開発し、わが国自立経済の達成に寄与することは到底他線の比でなく、東海道線とともに電化することにおいて、初めてその最大機能を発揚し国鉄電化の真面目を達するよう、山陽本線姫路、幡生間四百六十九キロを一日もすみやかに電化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

吉備線鉄道延長に関する請願（第二〇二号）

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎

右の請願は、国有鉄道吉備線を、岡山県小田郡矢掛町、後月郡井原町を経由して広島県深安郡神辺町において福塩線に接続し福山市まで延長せられたい。なお、当該地域の所要測量ならびに施工を急速に実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

赤穂線鉄道敷設に関する請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第一〇三号）

請願者　岡山県知事　三木行治外十四名（第三八七号）

右の請願は、国有鉄道赤穂線開設に当り、岡山県和気郡香登町以西の路線については、邑久郡邑久村および上道郡西大寺町を経由するルートをすみやかに決定し、かつ、敷設工事は、昭和二十七年度以降の継続事業として東西両端より着工実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎、諫早両駅間鉄道電化に関する請願（第二二九号）

請願者　長崎県知事　西岡竹次郎外三名

右の請願は、長崎駅における貨物取扱数量は、年間五十万トンが基準能力とされているが、これは長与、大草間松ヶ峠トンネルのこう配千分の二十により機関車のけん引力に大きな制約があるためであつて、これをオーバーする貨物量に対しては貨車操作に非常な無理と、滞貨によつてまがりなりにも輸送が行われている状況であり、長崎の将来と国民経済上大きな損失となつているから、長崎、諫早両駅間の電化を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎、諫早両駅間鉄道平坦線敷設に関する請願（第二三二号）

請願者　長崎県知事　西岡竹次郎外三名

右の請願は、長崎、諫早駅間の距離は三十一キロ五百であるが、この間長与、大草駅間にこう配千分の二十に及ぶ松ヶ峠トンネルがあるため、旅客の不快感はもとより、貨物けん引力の減退と機関車の石炭消費量の増大により大きな損失を招いており、しかも長崎港は講和條約締結後中共および南方諸国との貿易基地としてますますその重要性を加えることが予想され、内外の観光客の来遊も最近とみに増加の傾向にあるから、既設線より有利な諫早以西喜々津駅より北高来郡古賀村、西彼杵郡矢上村および茂木町を経て長崎駅に通ずる平坦路線を新設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長岡、新潟両駅間鉄道電化促進に関する請願（第二四五号）

請願者　新潟市役所内長岡、新潟間鉄道電化期成同盟会内

村田三郎外二名

右の請願は、表日本と裏日本を経済的、文化的に連絡する上越線は、戦後の電化計画の第一着手として実施され高崎、長岡間に電気運転が開始され、さらに大宮、高崎間の電化工事が着手されたことは喜びにたえないところであるが、最も重要な長岡、新潟間の電化が取り残されていることは遺憾であるから、すみやかに上越線全線の電化を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高崎、直江津両駅間鉄道電化促進に関する請願（第二六七号）

請願者　長野県議会議長　片桐知従

右の請願は、信越本線は、群馬県高崎市を起点として碓氷峠を越え、長野県長野市ならびに新潟県直江津町を経て新潟市に達する幹線鉄道として、すでに明治二十六年開通を見た重要路線であるが、上越線の全通を見るに至り、その利用度が低下し、現在の状況は、全くローカル線の様相を呈している。しかしながら、表日本と裏日本を結ぶ重要路線として、直江津、高崎間の距離からしても上越線より四十一キロ余の短縮が図られまた沿線の産業、観光上の重要度は日に増加しつつあるから、高崎、直江津両駅間の鉄道を電化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

越美線全通に関する請願

請願者　岐阜県関市長　亀山一二外六十五名（第二八五号）

請願者　愛知県東春日井郡小牧町長　稲山国幸外八名（第三六九号）

右の請願は、岐阜県加茂郡太田町を起点とする現在の越美南線は、終点が郡上郡の一寒村に止り、かつ起点が、高山線の美濃太田駅にあるため、開通後十数年を経た今日においても大した発展の跡を見出し得ない感がある。しかして当初の予定終着駅福井市に結ぶことによつて利用度を増し、さらに一歩を進めて起点の美濃太田駅より東海道線名古屋駅に求めることによつて沿線の福祉はもちろん、中部産業の発展に寄与するところじん大であるから、すみやかにこれが実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日田線全通促進等に関する請願

請願者　福岡県小倉市長　浜田良祐外十九名（第三一五号）

請願者　福岡県田川市長　香月保外十九名（第四一〇号）

請願者　大分県日田市長　広瀬正雄外十九名（第四四七号）

請願者　福岡県小倉市大正町一　段谷福十外十九名（第四七三号）

右の請願は、福岡県小倉市より添田町を経て大分県日田市と通ずる日田線は、戦時中建設工事が中止され今日に至つているが、その後添田線は彦山駅まで開通し、一方日田市からは小倉市に向つて大行司まで開通し、全長四キロ余の釈加嶽トンネルの掘さくを残すのみとなつているから、本邦最大の鉱業地帯および同地方の豊富な森林資源を開発するため、日田線の全通を促進するとともに添田線が田川市を経由するよう路線の一部を変更せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富川、十勝清水両駅間鉄道敷設に関する請願（第四六九号）

請願者　北海道上川郡清水町　長　西川興三

右の請願は、北海道辺富内線は日振トンネルの難工事により昭和二十三年末工事中止の非運に陥つたのであるが、この路線を一部変更して、日高本線富川駅より平取村に入り、既定路線に連絡根室本線清水駅に通ずることとすれば、前述の難工事地域をさけ本線敷設の当初の目的、地方民の要望にも合致する上、冬季雪害の心配のない、北海道開発上最も重要な路線となるから、すみやかに本工事を再開せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

阿仁合線鉄道延長敷設に関する請願（第五二五号）

請願者　秋田県仙北郡鷹巣町　長　成田喜八外一名

右の請願は、ぼう大なる資源を蔵している秋田県阿仁田沢地区が、国土総合開発地区として昨年十二月指定されたが、これが開発のため、阿仁合線を阿仁地区の関門である大阿仁村比立内まですみやかに延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

白棚鉄道復活に関する請願（第五八七号）

請願者　福島県白河市長　田中　仲三外四名

右の請願は、白棚鉄道の復活により同区間の各駅取扱に依存する生産は、八溝山系を中心とする営林官行の木炭、まき、木材をはじめ、石棚倉町、社川村、高野村、金山村、古関村その他近津村、山岡村、鮫川村の一部より移出される米、麦、まき、木炭、木材等を通算すると相当の巨額となり、しかも沿線近郷の鉱業生産も倍加される実状で、当地としてはすでに本線復活の陳情手続を取つてきた。しかるに白河の起点より関山口までの工程軌條敷設を終えて工事中止となつているから、生産鉄道としてまた文化導入の生命線としての白棚鉄道復活を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日南線全通促進に関する請願

請願者　宮崎県知事　田中長茂外十五名（第五九八号）

請願者　宮崎県南那珂郡南郷町　長　荒武倉次郎外二十名（第六五六号）

右の請願は、国鉄日南線は、北郷駅まで延長されたまま戦争のため中止されたものであるが、日南地方は豊富な山林および水産資源を有し、また観光地としての価値も高く評価せらるべきものがあるから、海に陸に眠る無尽蔵の天然資源を開発し講和後の国家再建に貢献できるよう、本鉄道の貫通に対し特別の考慮を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

余市駅、余別村間鉄道敷設等に関する請願（第六二七号）

請願者　北海道古平郡古平町長　伊藤由松外十五名

右の請願は、北海道積丹地方は、豊富な水産、林産、鉱産等の未開発資源を有しているが、当地方の交通施設は全く幼稚なものであつて、関係八箇町村の中で鉄道を有するものは函館本線に近い余市町と岩内町のみで、他の町村は僅かに一本の地方費道によつて結ばれているに過ぎず、しかも冬期間積雪中は交通不能で、好天を選び機帆船による海上交通に依存する外ない現状であるから、当地方の未開発資源の開発のため、余市駅、余別村間と岩内駅、古平町間に鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡崎、多治見両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第七一九号）

請願者　愛知県岡崎市自由党岡崎支部内　磯谷密三郎外三名

右の請願は、大正十五年以来二十数年の久しきにわたつて関係住民の熱望により歴代各市町村が陳情、請願を続けてきた岡崎、多治見間の鉄道敷設問題に関しては、政府においてもその重要性を認めて、昭和十一年実施測量の段階に至つたが、たまたま日支事変それに続く大東亜戦争のぼつ発により遂に実現をみず今日に及んでいる。ついては、講和條約の締結による地方産業の急速なる振興とともに再び本鉄道の実現が要望されているから、実情調査の上、本鉄道の敷設促進を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情報告書第一号

一議院の会議に付すべきを要するもの。

第七八号　雫石、生保内両駅間鉄道敷設促進に関する陳情

第一二三号　川之江、池田両駅間鉄道敷設促進に関する陳情

第二六六号　高山線鉄道電化等に関する陳情

第三六〇号　大糸線全通促進に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年三月十二日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会陳情特別報告第一号

雫石、生保内両駅間鉄道敷設促進に関する陳情

第七八号　岩手県盛岡市議会議長　北太郎提出

川之江、池田両駅間鉄道敷設促進に関する陳情

第一二三号　香川県知事　金子正則提出

高山線電化等に関する陳情

第二六六号　富山県高岡市議会議長　牧野貞次郎提出

大糸線全通促進に関する陳情

第三六〇号　長野県松本市中町四七二社団法人松本商工会議所会頭　折井仲三郎提出

右四件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年三月十二日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

雫石、生保内両駅間鉄道敷設促進に関する陳情（第七八号）

陳情者　岩手県盛岡市議会議長　北太郎

右の陳情は、岩手県盛岡市から、秋田県仙北郡大曲町に通ずる北日本横断鉄道の不通個所は、わずか雫石、生保内間の二四・三二キロで、これが完成のあかつきには、林産、鉱産、その他豊富な資源と各所に散在する温泉の開発をなし、秋田、岩手両県民の期待はもとより、経済的、政治的、文化的に好影響を与え、国家再建に重要な役割を果すこととなるから、すみやかに雫石、生保内両駅間の鉄道敷設を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

川之江、池田両駅間鉄道敷設促進に関する陳情（第一二三号）

陳情者　香川県知事　金子正則

右の陳情は、愛媛県川之江と徳島県池田町を結ぶいわゆる川池線開設については、大正三年頃から敷設要望を続け、大正九年には予定線として編入され、昭和九年には省営自動車が代行輸送を開始し、翌十年には、国鉄岡山建設事務所によつて測量設計され、実現間近しと思われていたところ、臨戦体制となつて新線の建設は中止され今日に至つているが、本線は今回国土開発調査地域として内定された吉野川地域を横断し、直接鉄道で結ばれていない徳島県と愛媛県を短縮するもので、本線開通による利益ははかり知れないものがあるから、早急に本線を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高山線鉄道電化等に関する陳情（第二六六号）

陳情者　富山県高岡市議会議長　牧野貞次郎

右の陳情は、高山線は北陸、東海の両地方を結ぶ行政上、経済上の重要幹線でありながら、中部山岳地帯を縦貫する関係上大小いくたのトンネルがあり、旅行者に不快の念を起させ、急こう配のため輸送力および速力も他線にいちじるしく劣るの上、夜間には岐阜行列車の運行がなく急用者は米原経由の外なく時間的空費と不利不便は絶大であるから、すみやかに本線を電化するとともに、岐阜行夜間列車の運行を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大糸線全通促進に関する陳情（第三六〇号）

陳情者　長野県松本市中町四七　二社団法人松本商工会議所会頭　折井仲三郎

右の陳情は、大糸線の全通工事に着手できるよう昭和二十七年度には予算的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

（第二十八号参照）

法務委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五九号、第五四二号、第六一九号、第六六六号、第八四二号、第八八三号、第一〇二五号　戦犯者の釈放等に関する請願

第五〇一号　九州大学生体解剖戦犯者の釈放に関する請願

第五一一号、第八七〇号　戦犯者の特赦減刑等に関する請願

第六五一号　戦犯者の仮出所に関する請願

第一三一九号　戦犯者の減刑釈放に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年四月二日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

法務委員会請願特別報告第一号

戦犯者の釈放等に関する請願

第五九号　和歌山県那賀郡粉河町五七　河西静子外二十八名提出

第五四二号　広島県佐伯郡五日市町　桂武夫外百六名提出

第六一九号　京都市左京区聖護院川原町一二　吉川潔外百三十八名提出

第六六六号　山口県下松市元町　松本好蔵外千四百一名提出

第八四二号　大阪府池田市東市場通　篠永正二外二百四十五名提出

第八八三号　神戸市兵庫区下沢通四ノ四　中谷真誠外五百五名提出

第一〇二五号　滋賀県伊香郡余呉村字下余呉　堀江和佳外百一名提出

九州大学生体触剤戦犯者の釈放に関する請願

第五〇一号　兵庫県飾磨郡谷外村佐良和　小林文夫外三百三十名提出

戦犯者の特赦減刑等に関する請願

第五一一号　京都市上京区紫野御所田町　森留次郎外千三百四十名提出

第八七〇号　宮城県議会議長　今野貞亮提出

戦犯者の仮出所に関する請願

第六五一号　千葉県山武郡蓮沼村八ノ三、〇〇一　市東隆一提出

戦犯者の減刑釈放に関する請願

第一三一九号　岐阜県武儀郡洲原村上河和　村瀬きく外千五名提出

右十二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年四月二日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

戦犯者の釈放等に関する請願

請願者　和歌山県那賀郡粉河町五七　河西静子外二十八名

（第五九号）

右の請願は、待望の対日講和もすでに調印を了し、その批准も期待され、世界の平和と親善に巨歩を踏みだすことはまことによろこびにたえないところがあるが、独り戦犯の問題に関しては、條約第十一條によつて依然存置せられ深刻な一点の暗影を残しているから、戦犯者および家族の心情に思いをいたされ、(一)すみやかな仮釈放有資格者の釈放、(二)講和成立に際して大幅な特赦減刑、(三)外地服役者の助命および内地帰還等の実現について努力せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せ

られたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放等に関する請願

請願者　京都市左京区聖護院川原町一二　吉川潔外百三十八名（第六一九号）

右の請願は、極東国際軍事裁判および各国軍事法廷において戦争犯罪に問われ、各地の刑務所に服役している受刑者は、異常なる辛苦に堪えつつ長年月にわたり誠実に服役しており、その家族も深刻な苦難をなめている。しかして和解と信頼に基く講和の性格を適確に顕現するためには、これらの戦争犠牲者を最大限に救出することが急務であるから、すみやかに恩赦の実現、仮出所有資格者の出所、外地服役者の内地送還、戦没者遺骨の収容等を実現するため、関係方面に折衝せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放等に関する請願

請願者　京都市左京区聖護院川原町一二　吉川潔外百三十八名（第六一九号）

右の請願は、極東国際軍事裁判および各国軍事法廷において戦争犯罪に問われ、各地の刑務所に服役している受刑者は、異常なる辛苦に堪えつつ長年月にわたり誠実に服役しており、その家族も深刻な苦難をなめている。しかして和解と信頼に基く講和の性格を適確に顕現するためには、これらの戦争犠牲者を最大限に救出することが急務であるから、すみやかに恩赦の実現、仮出所有資格者の出所、外地服役者の内地送還、戦没者遺骨の収容等を実現するため、関係方面に折衝せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放等に関する請願

請願者　山口県下松市元町　松本好蔵外千四百一名（第六六六号）

右の請願は、講和の成立に際しすみやかに処理すべき問題の中、戦犯の問題は特別に考慮せらるべきものであるから、戦犯者および家族の心情を思いをいたされ、(一)仮出所有資格者の出所、(二)講和成立に際して特赦減刑、(三)外地服役者の国内帰還、(四)戦ぼつ者の遺骨の収容等の実現について、関係方面と充分なる接衝を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放等に関する請願

請願者　大阪府池田市東市場通　篠永正二外二百四十五名（第八四二号）

請願者　神戸市兵庫区下沢通四ノ四　中谷真誠外五百五名（第八八三号）

右の請願は、極東国際軍事裁判および各国軍事法廷において戦争犯罪に問われ、各地の刑務所に服役している受刑者は、異常なる辛苦に堪えつつ長年月にわたり誠実に服役しており、その家族も深刻な苦難をなめている。しかして和解と信頼に基く講和の性格を適確に顕現するためには、これらの戦争犠牲者を最大限に救出することが急務であるから、すみやかに恩赦の実現、仮出所有資格者の出所、外地服役者の内地送還、戦没者遺骨の収容等を実現するため、関係方面と充分なる接衝を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放等に関する請願

請願者　滋賀県伊香郡余呉村字下余呉　堀江和住外百一名（第一〇二五号）

右の請願は、講和の成立に際しすみやかに処理すべき問題の中、戦犯の問題は特別に考慮せらるべきものであるから、戦犯者および家族の心情を思いをいたされ、(一)仮出所有資格者の出所、(二)講和成立に際して特赦減刑、(三)外地服役者の国内帰還、(四)戦ぼつ者の遺骨の収容等の実現について、関係方面と充分なる接衝を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　日　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

九州大学生体解剖戦犯者の釈放に関する請願

請願者　兵庫県飾磨郡谷外村佐良和　小林文夫外三百三十名（第五〇一号）

右の請願は、一九四八年八月二十七日横浜軍事法廷において九州大学事件に連座し、重労働二十年、さらに同年十二月二十九日油山事件について、重労働五年の刑を申し渡された相原賀十郎は、心ならずも軍務に従事中上官の命令を伝達した責任を問われたものであり、また油山事件については関係がない。しかして当時の軍の組織命令等は絶対権力の下におかれて、上官の命令は事の如何にかかわらず違背できなかつた状況であるから、留守家族等の心情と併せて仮釈放の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて、参議院は、特定の個人の問題としては、これを充分調査の上善処さるべきものであるが、戦犯者一般の問題としては願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の特赦減刑等に関する請願

請願者　京都市上京区紫野御所田町　森留次郎外千三百四十名（第五一一号）

右の請願は、講和の成立に際し、すみやかに処理すべき問題の一つは戦争犠牲者に対する善後措置であるが、なかでも極東国際軍事裁判および各国軍事法廷において戦争犯罪に問われた受刑者を最大限度に救出することが急務中の急務であるから、すみやかに関係方面に適切な勧告をなし、恩赦の実現に格段の努力をはらわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の特赦減刑等に関する請願

請願者　宮城県議会議長　今野貞亮（第八七〇号）

右の請願は、講和の成立に際しすみやかに処理すべき問題の中、戦犯の問題は特別に考慮されるべきものであるから、戦犯者および家族の心情に思いをいたされ、（一）比島死刑囚六十名の助命減刑、（二）外地服役者の内地送還、（三）仮釈放有資格者の釈放、（四）講和成立に際して特赦減刑、（五）講和條約第十一條に基いて日本政府が戦犯者を引継がれた場合の対策等万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の仮出所に関する請願

請願者　千葉県山武郡蓮沼村八ノ三、〇〇一　市東隆一（第六五一号）

右の請願は、市東林三郎は、京城俘りよ収容所に勤務中、俘りよの取扱いが当を得なかつた理由により、横浜極東軍事裁判所で重労働三十三年の刑を言い渡され、再審の結果八年減刑の恩恵に浴し目下巣鴨拘置所に服役中であるが、家庭に残された老いたる両親は本人が帰らなければ生活の道が立たない現状にあるから、一日もすみやかに林三郎の仮出所の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、特定の個人の問題としては、これを充分調査の上善処さるべきものであるが、戦犯者一般の問題としては、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の減刑釈放に関する請願

請願者　岐阜県武儀郡洲原村上河和　村瀬きく外千五名（第一三一九号）

右の請願は、元陸軍憲兵軍曹遠藤一夫は、昭和二十二年十一月十九日戦犯軍事法廷において無期懲役に処せられ、現地を経て目下巣鴨拘置所に服役中であるが、留守家族の物心両面の苦悩は傍観するに忍びぬものがあり、しかも留守家族の唯一の希望である、講和條約発効時の恩典も無期刑以上の服役者には及ばぬ由を聞き、留守家族は勿論郷土民の悲痛落胆は一段と深いものがあるから、特別の詮議をもつて減刑釈放せられるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて、参議院は、特定の個人の問題としては、これを充分調査の上善処さるべきものであるが、戦犯者一般の問題としては願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

法務委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五三八号　軍事裁判被告の釈放に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年四月三日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

法務委員会請願特別報告第二号

軍事裁判被告の釈放に関する請願

第五三八号　神奈川県横須賀市小矢部町一、三〇二　飯田ひで外五名提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年四月三日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

軍事裁判被告の釈放に関する請願

請願者　神奈川県横須賀市小矢部町一、三〇二　飯田ひで外五名（第五三八号）

右の請願は、紹介議員の説明によれば、講和條約締結後占領が終了した際、昭和二十五年一月政令第三百二十五号違反事件等によつて刑の執行を受けている者又は、取調中の者に対して同情ある格段の処置を講じて貰いたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

法務委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二五号、第二九号　戦犯者の減刑釈放に関する陳情

第五四号　戦犯者の減刑に関する陳情

第八五号　戦犯者の釈放等に関する陳情

第二〇八号　九州大学生体解剖戦犯者の釈放に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年四月二日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

法務委員会陳情特別報告第一号

戦犯者の減刑釈放に関する陳情

第二五号　宮崎市元宮町五〇　三島正雄二百四名提出

第二九号　宮崎市寿町二ノ一四　上田明提出

戦犯者の減刑に関する陳情

第五四号　宮崎市栄町二　牧澄吉外一名提出

戦犯者の釈放等に関する陳情

第八五号　佐賀市松原町佐賀県弁護士会会長　香田広一外一名提出

九州大学生体解剖戦犯者の釈放に関する陳情

第二〇八号　福岡市箱崎町九州大学内　菊池勇夫外千二百三十六名提出（三通）

右五件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年四月二日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

戦犯者の減刑釈放に関する陳情

陳情者　宮崎市元宮町五〇　三島正雄二百四名（第二五号）

右の陳情は、安楽長作は、現在戦争犯罪者として巣鴨刑務所に拘置されているが、性質極めて温順、明朗にして、真面目な人で、戦争犯罪者であるとは信じられないほど慈愛の念深い人格者であつた。また同人の留守家族は、妻の外に七人の子供があり、しかも上の二人の女の子は病気で家庭は精神的、経済的に全く暗い淋しい生活を送つている実情であるから、同人の減刑釈放の処置を取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、特定の個人の問題としては、これを充分調査の上善処さるべきものであるが、戦犯者一般の問題としては願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の減刑釈放に関する陳情

陳情者　宮崎市寿町二ノ一四　上田明（第二九号）

右の陳情は、現在巣鴨刑務所に服役中の曾原重俊は、一九四八年二月ベ

ンクレイル警務部のメダン裁判により、ごう問傷害致死罪に問われ、重労働二十年の刑に処せられたが、本人の性格は極めて温健明朗で、何事にも慎重を期し、同僚からは尊敬されていた人で、決して判決のような犯罪を犯したものと思われず、一方留守宅にある妻と二人の子供の生活は、経済的にも精神的にも悲惨な事情にあるから、同人の減刑釈放について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、特定個人の問題としては、これを充分調査の上善処さるべきものであるが、戦犯者一般の問題としては願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の減刑に関する陳情

陳情者　宮崎市栄町二　牧澄吉外一名（第五四号）

右の陳情は、安楽長作は、現在戦争犯罪者として巣鴨刑務所に拘置されているが、性質極めて温順、明朗にして、真面目な人で、戦争犯罪者であるとは信じられないほど慈愛の念深い人格者であつた。また同人の留守家族は、妻の外に七人の子供があり、しかも上の二人の女の子は病気で家庭は精神的、経済的に全く暗い淋しい生活を送つている実情であるから、同人の減刑釈放の処置を取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、特定の個人の問題としては、これを充分調査の上善処さるべきものであるが、戦犯者一般の問題としては願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放等に関する陳情

陳情者　佐賀市松原町佐賀県弁護士会会長　香田広一外一名（第八五号）

右の陳情は、この度締結された講和條約は和解の條約といわれているが戦犯の問題については、條約第十一條によつて規定され深刻な一点の暗影を残している。しかして戦犯関係者の留守家族は、困窮のうちにひたすら恩赦の日を待ちわびているから講和に伴う特赦について善処されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

九州大学生体解剖戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者　福岡市箱崎町九州大学内　菊池勇夫外千二百三十六名（三通）（第二〇八号）

右の陳情は、九州大学生体解剖事件関係の戦争犯罪人平光吾一以下九名は目下巣鴨拘置所において服役中であるが、講和條約の発効と同時に特別の計いをもつて、赦免ができるよう措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、特定の個人の問題としては、これを充分調査の上善処さるべきものであるが、戦犯者一般の問題としては願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四号　国営自動車近城線の延長運輸開始に関する請願

第二〇号　山形村、小国間国営バス運輸開始に関する請願

第二一号　一戸、久慈両駅間国営バス運輸開始に関する請願

第二二号　岩手県九戸郡東部および西部両地区国営バス運輸開始に関する請願

第二三号　尻内、八木両駅間にガソリンカー運行開始の請願

第二四号　岩手県大川目村、夏井駅間の国営バス運輸延長に関する請願

第一九号　小浜線小浜市遠敷地区内に新駅設置の請願

第一五〇号　小浜線に新車両および二等車両配置等の請願

第一九四号　中央線中野駅拡張工事促進に関する請願

第二二七号　長崎線の複線施設に関する請願

第二二八号　長崎線に特別急行列車運行の請願

第二三〇号　長崎線における雲仙号の平坦線運行の請願

第二三一号　長崎線に寝台車、食堂車増結の請願

第二三四号　鮮魚輸送用レソ車増設に関する請願

第二八六号　長崎駅構内施設拡充に関する請願

第三〇〇号　岩手県南鍛治町東北本線踏切をガードに切替の請願

第三一四号　水郡線に列車増発の請願

第三一八号　長岡駅正面、東口間地下道貫通に関する請願

第四九九号　津田、長尾両駅間に簡易駅設置の請願

第五〇〇号　東北本線大繩堀踏切の警手配置存続に関する請願

第五四九号　列車内に行先、駅名標示の請願

第五七四号　北九州地区国鉄主要路線にデーゼル電動列車運転開始等の請願

第七四一号　東海道線特急列車の神戸始発延長に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年四月三日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会請願特別報告第四号

国営自動車近城線の延長運輸開始に関する請願

第四号　奈良市議会議長　紺木久兵衛外二十一名提出

山形村、小国間国営バス運輸開始に関する請願

第二〇号　岩手県九戸郡山形村長　中野虎雄外二名提出

一戸、久慈両駅間国営バス運輸開始に関する請願

第二一号　岩手県九戸郡山形村長　中野虎雄外二名提出

岩手県九戸郡東部および西部両地区国営バス運輸開始に関する請願

第二二号　岩手県九戸郡九慈町九戸郡町村会内　山内堯文外一名提出

尻内、八木両駅間にガソリンカー運行開始の請願

第二三号　岩手県九戸郡種市町長　館石基治外一名提出

岩手県大川目村、夏井駅間の国営バス運輸延長に関する請願

第二四号　岩手県九戸郡夏井村長　小田米吉外一名提出

小浜線小浜市遠敷地区内に新駅設置の請願

第一四九号　福井県小浜市長　田中信蔵外二名提出

小浜線に新車両および二等車配置等の請願

第一五〇号　福井県小浜市長　田中信蔵外十七名提出

中央線中野駅拡張工事促進に関する請願

第一九四号　東京都中野区打越

町一　大石耕一郎外千六十二名提出

長崎線の複線施設に関する請願

第二二七号　長崎県知事　西岡竹次郎外三名提出

長崎線に特別急行列車運行の請願

第二二八号　長崎県知事　西岡竹次郎外三名提出

長崎線における雲仙号の平坦線運行の請願

第二三〇号　長崎県知事　西岡竹次郎外三名提出

長崎線に寝台車、食堂車増結の請願

第二三一号　長崎県知事　西岡竹次郎外三名提出

鮮魚輸送用レソ車増設に関する請願

第二三四号　長崎市新町三長崎魚市株式会社社長　中部悦良外六名提出

長崎駅構内施設拡充に関する請願

第二八六号　長崎県知事　西岡竹次郎外三名提出

岩手県南鍛治町東北本線踏切をガードに切替の請願

第三〇〇号　岩手県稗貫郡花巻町長　北山愛郎外千八十九名提出

水郡線に列車増発の請願

第三一四号　福島県田村郡守山町長　仁井田穆貞外五名提出

長岡駅正面、東口間地下道貫通に関する請願

第三一八号　新潟県長岡市長　松田弘俊外一名提出

津田、長尾両駅間に簡易駅設置の請願

第四九号　大阪府北河内郡津田町藤阪　寺島友一提出

東北本線大郷堀踏切の警手配置存続に関する請願

第五〇〇号　福島県安達郡本宮町長　高橋喜右エ門外一名提出

列車内に行先、駅名標示の請願

第五四九号　新潟県南魚沼郡石打村大字大沢四五　星野享一提出

北九州地区国鉄主要路線にデーゼル電動列車運転開始等の請願

第五七四号　福岡県門司市議会議長　末松喜一外四十一名提出

東海道線特急列車の神戸始発延長に関する請願

第七四一号　兵庫県知事　岩田幸雄外二名提出

右二十三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年四月三日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

国営自動車近城線の延長運輸開始に関する請願

請願者　奈良市議会議長　紺木久兵衛外二十一名（第四号）

右の請願は、国営自動車近城線は、滋賀京都の二府県にまたがる十二箇町村の政治経済教育によつて極めて重要な交通機関であるが、同線に連る木津町および奈良市は、地理的にも経済的にも単一体を形成しており、とりわけ戦後の政治、経済、教育等の諸情勢は、両地区の連絡を一層密接なものとしているから、同線の木津経由奈良市乗入れを実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形村、小国間国営バス運輸開始に関する請願

請願者　岩手県九戸部山形村長　中野虎雄外二名（第二〇号）

右の請願は、岩手県山形村は、国鉄バス久慈、陸中山形、葛巻線が村の西寄りを南北に走り沿道住民はその恩恵に浴しうるが、東南部の霜畑、関および小国の住民はほとんど利用度を制限され、従つて久慈方面との日常諸用務は地元農協その他の自家用トラックに便乗する実情であり、危険であるはもちろんトラックの積載も減殺されているから、陸中山形、関、小国間に定期国鉄バスをすみやかに運行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

一戸、久慈両駅間国営バス運輸開始に関する請願

請願者　岩手県九戸郡山形村長　中野虎雄外二名（第二一号）

右の請願は、岩手県九戸郡内陸部と東海岸の郡都久慈を連ねる地域住民は、従来極めて文化施設に乏しく、中でも交通機関に恵まれず県都盛岡への用務等は八戸線又は久慈沼宮内線のバス利用以外に途なく、いずれの線を選ぶもまる一日を要する実情で不利不便がはなはだしいから、該地方の資源開発と文化向上のために、一戸、久慈両駅間に国営バスを運行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県九戸郡東部および西部両地区国営バス運輸開始に関する請願

請願者　岩手県九戸郡九慈町九戸郡町村会内　山内堯文外一名（第二二号）

右の請願は、岩手県九戸郡久慈、岩泉両町間の国営バスは、現在久慈白山間で打切られているため、該地方住民の不利不便がはなはだしいから、本区間の運行を開始するとともに、さらに国鉄軽米東線中、夏井村地内花舘より夏井に至るバスの運行と郡西部の要衝軽米町を中心とする循環路および軽米、八戸間に国営バスを運行せられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

尻内、八木両駅間にガソリンカー運行開始の請願

請願者　岩手県九戸郡種市町長　館石報治外一名（第二三号）

右の請願は、八戸線尻内、八木線両駅間にガソリンカーを運行し、同駅階上駅八木駅間に最低五箇所の簡易停留所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県大川目村、夏井駅間の国営バス運輸延長に関する請願

請願者　岩手県九戸郡夏井村長　小田米吉外一名（第二四号）

右の請願は、岩手県夏井村は、交通に恵まれず、県道が本村の東北部を通つているのみであるが、村の中心部とはなれているため、経済上文化

上いちじるしく遅れていた。しかるに昭和十八年に省営バスが開通して以来交通上の不便はすくなからず回復されたのであるが、役場、学校、診療所、組合事務所等が所在する本村中心部落夏井まで延長することによつて、村民の受ける利便は絶大なものとなるから、現在九戸郡大川目村、八戸線夏井駅間を運行中の国営バスを本村中心部夏井まで延長運行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小浜線小浜市遠敷地区内に新駅設置の請願

請願者　福井県小浜市長　田中信蔵外二名（第一四九号）

右の請願は、小浜市は、福井県若狭地方の中心地で、とりわけ市内遠敷地区一帯は、わが国めのう工業の発祥地として知られ、農林産物、石灰、マンガン等の資源も豊富なため、物資の動き、人馬の往来もひん繁を極めている。しかるに地区内を貫通する小浜線を利用するには、最近駅までいずれも四ないし五キロ離れているため、極めて不便な状態にあるから、同地方の産業進展および周辺に控える観光資源を開発するため、小浜線小浜、新平野両駅の中間に遠敷駅を新設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小浜線に新車両および二等車配置等の請願

請願者　福井県小浜市長　田中信蔵外十七名（第一五〇号）

右の請願は、小浜線沿線は、若狭国立公園候補地としての名勝の地であり、かつ、この地方は多数の国宝、重要文化財を有し観光地として優れた條件にあるので地元においてもこの面から大いに宣伝し来客誘致に努力しているが、本線列車の汚損老朽がいちじるしいためこれが発展を阻害されているから、本線に新車両および二等車を配置するとともに終列車の終着駅を延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中央線中野駅拡張工事促進に関する請願

請願者　東京都中野区打越町一大石耕一郎外千六十二名（第一九四号）

右の請願は、中央線中野駅は、一日平均乗降客約十五万人以上に達し、貨物も毎日六、七百トン小荷物は一千個以上を取扱う現況にあり、今後ますますその数を増す情勢にあるが、従来の汽車ホームそのままであることと乗降口が南北二箇所にあるに止るため、朝夕は殺人的混雑を呈している状態であるからすみやかに乗降口を東に二箇所増設するとともに現在の貨物取扱いを現在の西方に移転し設備の改善を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎線の複線施設に関する請願

請願者　長崎県知事　西岡竹次郎外三名（第二二七号）

右の請願は、鳥栖、長崎駅間を通ずる長崎線は、佐賀、長崎両県にまたがり、沿線における旅客ならびに貨物輸送の動脈としてその使命は極めて重要であるが、長崎県において単線であるため列車の行合施設乃至線路の有効長が限界点に達し、近年とみに増加しつつある石炭、鋼材、水産物等重要貨物の輸送能力が減退し、陸上輸送に大きな支障をきたしているから、本線の複線化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎線に特別急行列車運行の請願

請願者　長崎県知事　西岡竹次郎外三名（第二二八号）

右の請願は、長崎、東京間の直通列車については急行雲仙号の設置により非常な利便を得ているが、利用者は日々激増し、しかも長崎港は将来南方諸国および中共地区に対する貿易基地として、また観光地雲仙等を控えて内外人の来訪はますます増加の傾向にあり、長距離旅行の需要は今後増加の一途をたどるものと予想されるから、戦前特別急行列車富士号が運行されていた東京、長崎間に特別急行列車を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎線における雲仙号の平坦線運行の請願

請願者　長崎県知事　西岡竹次郎外三名（第二三〇号）

右の請願は、東京、長崎間急行列車雲仙号は、日々利用者の激増をみて貴重な運行ダイヤとなつているが、全行程を乗車すれば一昼夜半を車中で過さなければならず、とくに博多、長崎間僅か百六十キロを五時間近くも要し、しかも現行ダイヤによれば雲仙号が長崎駅を平坦経由の普通列車より九分も先発しながら佐賀県肥前山口駅で三分遅れて到着するような矛盾した実状にある、若し有明海岸の平坦線運行に切り替えれば博多、長崎間の一時間短縮が実現できるばかりでなく、景色もまた良好であるから、雲仙号を平坦線運行に切り替えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎線に寝台車、食堂車増結の請願

請願者　長崎県知事　西岡竹次郎外三名（第二三一号）

右の請願は、長崎線には、現在夜行列車上下各一本、および遠距離急行列車一本が運行され、その利用度は極めて高く、また講和條約締結後の外人観光客も増加するものと思われ、これら旅客の増加に伴い寝台車増結の必要性が高くなりつつある。また利用者はほとんど遠距離旅行者が多く、停車時間あるいは駅ホーム販売業者の販売数量の関係上、適時に食物等を購入できない者もあるから、本線に寝台車および食堂車を増結せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなり

と思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鮮魚輸送用レソ車増設に関する請願

請願者　長崎市新町三長崎魚市株式会社社長　中部悦良外六名（第二三四号）

右の請願は、最近の鮮魚輸送用貨車は雑貨車が多く、鮮魚専門の「レソ」車が少いため品質の低下ならびに経費加重その他不利不便が多く、消費都市の要望にも応え難い現状にある。もとより鮮魚は鮮度が生命であつて、これを保持し、完全なる輸送を遂げるには絶対「レソ」車が必要であるから、すみやかに「レソ」車の多量建造を実現の上増配せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎駅構内施設拡充に関する請願

請願者　長崎県知事　西岡竹次郎外三名（第二八六号）

右の請願は、戦後長崎市は、工業および貿易都市として順調な発展を遂げ、すでに長崎駅における旅客および取扱貨物は戦前の二倍に上つて上り、今後ますます増加の傾向をたどるものと予想されているが、昨年度新装なつた長崎駅本屋はすでに狭あいであるために、目下強く要望されている民衆施設将備の余地がなく、また構内貨物施設は戦前のままであるために、輸送力強化に種々なあい路が介在し、将来の長崎市の発展に大きなブレーキとなつているから、長崎駅の旅客および貨物施設をすみやかに拡充せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県南鍛治町東北本線踏切をガードに切替の請願

請願者　岩手県稗貫郡花巻町長　北山愛郎外千八十九名（第三〇〇号）

右の請願は、東北本線が横断する岩手県花巻町のガードおよび南鍛治町交さ点の踏切は、明治初年同鉄道開設当時のまま現在に至つているため、最近の交通量増大と交通機関の発達した現状に適合せず、しばしば事故を生じているばかりでなく地方産業発展上大きな障害となつており、しかも豊沢川ダム工事着工によつて今後さらに交通量増大が予想されているから、花巻、村崎野間複線工事施行を機会に前記踏切をガードに切り替えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水郡線に列車増発の請願

請願者　福島県田村郡守山町長　仁井田穆貞外五名（第三一四号）

右の請願は、水郡線の北部は、福島県の南部に位し、近年沿線各地の急速なる発展に伴いその利用度も漸次増大し今後一層顕著なる情勢が予想され、特に石川、棚倉両町は北部沿線における枢要都市であり、県南地方の行政、産業、経済、教育および文化の中心地である。従つて県都福島市ならびに東北の商工都市郡山市との日常経済文化の交流は極めて活発であるばかりでなく、さらに浜通り方面との連路上密接不可分の重要路線である。しかして、現在の水郡線北部の列車運行情況下においては地方民の不利不便はなはだしく、地方の振興発展上支障大なるものがあるから、水郡線に一列車を増発せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長岡駅正面、東口間地下道貫通に関する請願

請願者　新潟県長岡市長　松田弘俊外一名（第三一八号）

右の請願は、長岡市は、従来西に信濃川、東に国鉄上信越線を控え、南北に細長い市街であつたが、戦災後復興整理のため宅地の三割を失い、やむを得ず鉄道線路の東方に市街地を求め、附近の町村を合併し今後の発展を期している。しかるに市街地の南北を上信越線が縦断しているため、分断された両市街地は通行上はもち論車馬の交通に支障が大きく、東部にある学校、官公庁、会社等の不便はもとより、火災予防上の危険も大きいから、同駅正面と東口を結ぶ地下道をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

津田、長尾両駅間に簡易駅設置の請願

請願者　大阪府北河内郡津田町藤阪　寺島友一（第四九九号）

右の請願は、昨年八月陳情した片町線藤阪簡易駅設置に関し着々実地調査の進められていることは感謝するところで、われわれもその後も怠りなく調査を進め同地区居住人口約四千人、現在定期券利用者四百三十二名、普通乗客一日平均百五十二名、なお本駅開設により枚方市東北部地方の乗客を吸収し得る上、駅設置の立地條件を具備した好適地で、地元民も挙村一致宿望達成の日を切望してやまない実情であるから、すみやかに藤阪簡易駅設置の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北本線大郷堀踏切の警手配置存続に関する請願

請願者　福島県安達郡本宮町長　高橋喜右エ門外一名（第五〇〇号）

右の請願は、東北本線本宮駅南方大郷堀踏切は、近く警手を廃止されるとのことであるが、本箇所は六線にまたがり極めて長い踏切で常に貨車の入替がひん繁に加えて列車回数も上下六十回にも及ぶ関係で三十数年前から踏切番が配置されていたもので、本踏切は見透もきかない上に人通りも多いから、事故防止のため、従前通り踏切警手を配置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

列車内に行先、駅名標示の請願

請願者　新潟県南魚沼郡石打村大字大沢四五　星野亨一（第五四九号）

右の請願は、近時客車の整備充実サービスの向上等により鉄道旅行は快適なものとなつたが、現在の車掌の車内での報知、各駅の駅名標示板では不明確の上、混雑時、夜間等は一層不徹底となり事故の原因となる場合が多いから、列車内に行先と各駅名標示を行い長途旅行者、夜間客に安心して乗車できるようサービスの面において改善を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北九州地区国鉄主要路線にデーゼル電動列車運転開始等の請願

請願者　福岡県門司市議会議長末松喜一外四十一名（第五七四号）

右の請願は、北九州地区国鉄主要路線の電車化については、その必要性が認められていながら予算の関係で実現が遅れている。しかるに同地区の人口は、北部五市七十五万、筑豊三市地区六十万、福岡市地区四十五万、これに久留米および沿線人口を加えて三百万に達し、これに密接な関係のある大牟田、日田、佐賀等の産業地区等の人口密集地帯があり、これらの地帯は、ひん繁な交通によつて結ばれ、その混雑は京浜、阪神に次ぐ実情にあるから、同地区の電車化実現までの間応急対策として北九州地区国鉄主要路線にデーゼル電動列車を運行せられたい。なお本州、九州間の輸送緩和のため東京、博多間に特別急行列車を運行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東海道線特急列車の神戸始発延長に関する請願

請願者　兵庫県知事　岸田幸雄外二名（第七四一号）

右の請願は、神戸市は明治開港以来世界に誇る大貿易港に躍進し、五大都市の一つに数えられるにいたつたのは当市が、天与の良港と海陸交通の便宜が遺憾なく享受できたからであるが、さらに講和條約の発効に伴い自由貿易のほか、賠償の実施による輸出入物資の急激な増加が考慮されるとき、大神戸地帯の躍動発展を一段とうながし、ひいてはわが国発展のためにも東海道線特急「はと」または「つばめ」のいずれか一本を神戸始発と延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

労働委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一一九号　失業対策事業に関する請願

第一八八号　看護婦の労働基準確保に関する請願

第三五六号　秋田県に労災病院兼けい肺療養所設置の請願

第九九七号　日雇労働者の救済に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年四月一日

労働委員長　中村　正雄

参議院議長佐藤尚武殿

労働委員会請願特別報告第一号

失業対策事業に関する請願

第一一九号　静岡市議会議長　広瀬修造提出

看護婦の労働基準確保に関する請願

第一八八号　東京都渋谷区原宿三ノ二六六社団法人日本看護協会内　小柳コト提出

秋田県に労災病院兼けい肺療養所設置の請願

第三五六号　秋田県鹿角郡尾去沢町獅子ヶ沢大平鉱業株式会社尾去沢鉱山労働組合内　頓所佐一外三名提出

日雇労働者の救済に関する請願

第九九七号　新潟県高田市南本町一ノ七　三上正雄外百七十名提出

右四件の請願は、内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年四月一日

労働委員長　中村　正雄

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

失業対策事業に関する請願

請願者　静岡市議会議長　広瀬修造（第一一九号）

右の請願は、失業対策事業は、当初失業救済事業であつたが、その後事業効果に重点が置かれ、事業名も失業対策事業と変つた。しかるに失業という字句のために失業者に対し悪影響を与え、事業効果が上らないように思われるから、失業対策という事業名を取り除き事業本位とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

看護婦の労働基準確保に関する請願

請願者　東京都渋谷区原宿三ノ二六六社団法人日本看護協会内　小柳コト（第一八八号）

右の請願は、労働基準法の改正に際して、医療従業員を基準法外におく由であるが、現在の看護婦の労働過重を充分考慮の上、完全看護を通じて国民保健確保のため、日夜精進努力している女性である看護婦がさらにこの上労働強化されないよう、現行法を確保せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県に労災病院兼けい肺療養所設置の請願

請願者　秋田県鹿角郡尾去沢町獅子ヶ沢大平鉱業株式会社尾去沢鉱山労働組合内　頓所佐一外三名（第三五六号）

右の請願は、労働者の産業災害の防止とその補償は、種々の対策が講ぜられているが、災害労働者に対する医療については専門的な産業整形外科が最も必要であるにかかわらず、当東北地方にはこの種の専門施設がなく、一般外科医に頼るのみで、東京その他遠く県外の病院を利用している現状で、不便この上なく、また他方金属鉱山労働者の東北六県のけい肺患者は千五百名に達し、秋田県はその過半数を占めている状態であるから、本県に労働省立労災病院兼けい肺療養所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥

当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日雇労働者の救済に関する請願

請願者　新潟県高田市南本町一ノ七　三上正雄外百七十号（第九九七号）

右の請願は、高田職業安定所を通じて就労している日雇労働者は、当地の特殊事情として冬期間は一般事業家への就労も少く、ほとんど失業対策事業に就労する外なく、この失業対策事業も低賃金に加えて一日置きに就労を制限し、しかも就労適格者は一家の生活の支柱者に限定されているため自由労働者の生活は困窮を極めているから、これらの日雇労働者を救済せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

労働委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六五七号　失業対策事業資材費国庫補助増額に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年四月一日

労働委員長　中村　正雄

参議院議長佐藤尚武殿

労働委員会陳情特別報告第一号

失業対策事業資材費国庫補助増額に関する陳情

第六五七号　宮城県知事　佐々木家寿治外七名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年四月一日

労働委員長　中村　正雄

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

失業対策事業資材費国庫補助増額に関する陳情

陳情者　宮城県知事　佐々木家寿治外七名（第六五七号）

右の陳情は、失業対策事業に対する国庫補助は、労力費について三分の二、資材費については二分の一となつているが、資材費については、労務者一人当り二十円の範囲内で交付されているため、実際の必要額とは相当な差異があり、工事施行に支障が大きいから、資材費の伴わぬ工事のない現情においては、資材費についても、実際必要額を国庫補助として交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

外務委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六〇〇号　韓国人らい患者の強制退去に関する請願

第六五五号　安全保障條約締結に伴う佐世保駐留地域決定に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年二月二十六日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

外務委員会請願特別報告第二号

韓国人らい患者の強制退去に関する請願

第六〇〇号　東京都北多摩郡東村山町南秋津一、六一〇全生園内　金哲元外七十七名提出

安全保障條約締結に伴う佐世保駐留地域決定に関する請願

第六五五号　長崎県佐世保市長　中田正輔外一名提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年二月二十六日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

韓国人らい患者の強制退去に関する請願（第六〇〇号）

請願者　東京都北多摩郡東村山町南秋津一、六一〇全生園内　金哲元外七十七名

右の請願は政令第三百十九号出入国管理令によれば、その第二十四條に「らい予防法の適用を受けているらい患者」に対し本邦からの退去を強制できると規定されているが、韓国人らい患者にとつてはこの強制退去は死を意味するものであるから、現在のまま永住し、療養できるよう取り計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

外務委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第八〇八号　アメリカ駐留軍の国立文教地区内ホテル等利用に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年三月六日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

外務委員会請願特別報告第三号

アメリカ駐留軍の国立文教地区内ホテル等利用に関する請願

第八〇八号　東京都北多摩郡国立町一橋大学内　中山伊知郎外二名提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年三月六日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

アメリカ駐留軍の国立文教地区内ホテル等利用に関する請願（第八〇八号）

ことができ、かつ駐留軍の目的をさまたげないように配慮の上決定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

請願者　東京都北多摩郡国立町一橋大学内　中山伊知郎外二名

右の請願は、東京都北多摩郡国立町は、学園都市として建設され、一橋大学、国立音楽大学等の学校が所在する文教地区であるが、最近売春を業とするホテル等の開業が増加し、学園都市としての環境がいちじるしく破壊されているから、理想的な学園都市建設のため、日米行政協定の中に、アメリカ駐留軍の国立文教地区内ホテル使用禁止および駐留附近には適当の施設を設け住宅地域の風規保持を図ること等の條項を加えられるよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

外務委員会陳情審査報告書第二号

だ捕船舶および乗組員返還に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年二月二十六日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

外務委員会陳情特別報告第二号

だ捕船舶および乗組員返還に関する陳情

一議院の会議に付するを要するもの。

第二九一号　だ捕船舶および乗組員返還に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年二月二十六日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

外務委員会陳情審査報告書第二号

だ捕船舶および乗組員返還に関する陳情（第二九一号）

意見書案

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年二月二十六日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

第二九一号　愛媛県宇和島市丸之内社団法人宇和島商工会議所会頭　長山芳介提出

陳情者　愛媛県宇和島市丸之内社団法人宇和島商工会議所会頭　長山芳介

右の陳情は昨年十一月三日、愛媛県東外海村竹芳水産有限会社所有の第十九、第二十松島丸が、乗組員共に中共軍にだ捕されたのを始め、長崎、鹿児島、下関等に基地を持つ漁船で中共軍にだ捕された船舶および抑留された船員は相当な数に達し、これら関係者ならび家族は悲嘆に暮れているから、だ捕船舶および乗組員の返還について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

外務委員会陳情審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三〇八号　神奈川県辻堂元海軍演習地を進駐軍演習地に指定反対の陳情

第三四五号　アメリカ駐留軍の国立文教地区内ホテル等利用に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年二月二十八日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

外務委員会陳情特別報告第三号

神奈川県辻堂元海軍演習地を進駐軍演習地に指定反対の陳情

第三〇八号　神奈川県藤沢市辻堂一、五六六　藤田純外一名提出

アメリカ駐留軍の国立文教地区内ホテル等利用に関する陳情

第三四五号　東京都北多摩郡国立町一橋大学内国立文教地区協会内　中山伊知郎外二名提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年二月二十八日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

神奈川県辻堂元海軍演習地を進駐軍演習地に指定反対の陳情（第三〇八号）

陳情者　神奈川県藤沢市辻堂一、五六六　藤田純外一名

右の陳情は、神奈川県辻堂元海軍演習地において、終戦直後より行われた、進駐軍の火薬爆破作業および演習により、地元辻堂および鵠沼海岸一帯は家屋の損傷、ガラスの破損等の被害を受け、修理のできない者が多い状態である上、病人、小児に与えた精神的打撃ははなはだ大きいものがある。講和後も同地が演習地に指定されると地元の発展をいちじるしく阻害するから、今回の行政協定をさかいとして、駐留軍の演習地として指定せぬよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

アメリカ駐留軍の国立文教地区内ホテル等利用に関する陳情（第三四五号）

陳情者　東京都北多摩郡国立町一橋大学内国立文教地区協会内　中山伊知郎外二名

右の陳情は、東京都北多摩郡国立町は、学園都市として建設され、一橋大学、国立音楽大学等の学校が所在する文教地区であるが、最近売春を業とするホテル等の開業が増加し、学園都市としての環境がいちじるしく破壊されているから、理想的学園都市建設のため、日米行政協定の中にアメリカ駐留軍の国立文教地区内ホテル使用禁止の條項を加えられるよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

外務委員会陳情審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三七五号　在外同胞救出に関する陳情

第四〇三号　奄美大島および沖縄、小笠原各諸島に日本行政行使の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年三月六日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

外務委員会陳情特別報告第四号

在外同胞救出に関する陳情

第三七五号　横浜市中区日本大通り神奈川県議会事務局内海外抑留同胞救出国民運動神奈川県本部内　小川康明外一名提出

奄美大島および沖縄、小笠原各諸島に日本行政行使の陳情

第四〇三号　東京都千代田区有楽町二ノ二石川ビル内沖縄諸島日本復帰期成会内　船越義英外二十三名提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年三月六日
外務委員長　有馬　英二
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
在外同胞救出に関する陳情（第三七五号）
陳情者　横浜市中区日本大通り
神奈川県議会事務局内海外抑留同胞救出国民運動神奈川県本部内　小川康明外一名
右の陳情は、いまなお敗戦を信ぜず南方諸島の山中に生命を保つている同胞があるが、これらの者の一人の命も失わないよう救出に対し万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
奄美大島および沖繩、小笠原各諸島に日本行政行使の陳情（第四〇三号）
陳情者　東京都千代田区有楽町二ノ二石川ビル内沖繩諸島日本復帰期成会内　船越義英外二十三名
右の陳情は、奄美大島、沖繩諸島および小笠原諸島は、固有の日本領土であつて、講和條約にも日本の領土権は放棄されておらず、いつかは日本の行政下に復帰することが約束されている。しかして他日日本に完全復帰の際、円転滑達に日本統治が行われる措置を今日から講ずることは大切な時務であり、独立自主権を取り戻す日本として例い部分的にもその主権を行使するのが国家的責務であると考えられるから、日本行政をこれら諸島に及ぼす範囲と権限を米国行政当局と取決められ、すみやかにこれら諸島に対し財政的援助を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会請願審査報告書第二号
一議院の会議に付するを要するもの。
第一一号　安下庄港災害防除工事施行に関する請願
第三一号　八木港修築工事継続に関する請願
第三三号　久慈避難港築設促進に関する請願
第一二〇号　水難救護法中一部改正等に関する請願
第一三五号、第八〇四号　新潟県長岡市に測候所設置の請願
第一六〇号　北海道入舸村ニマンボ海岸に燈台設置の請願
第一九一号　網走港修築工事促進に関する請願
第二三五号　北海道香深村に燈台設置の請願
第二三六号　北海道香深港修築工事促進に関する請願
第二四六号　函館港第二号ふ頭完成促進に関する請願
第三五七号、第五五九号　襄日本航空路開設等に関する請願
第四二二号　北海道入舸村ニマンボ海岸に燈台設置等の請願
第四二三号　東支那海に警備艦艇配備の請願
第五一八号、第六八〇号　船舶向け気象無線通報の独立強化に関する請願
第五五七号　八戸港修築工事促進に関する請願
第六九二号　島根県恵曇町風見山に燈台設置の請願
第八八六号　公有水面埋立免許料を港湾管理者の収入とするの請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十七年三月十三日
運輸委員長　山縣　勝見
参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会請願特別報告第二号
安下庄港災害防除工事施行に関する請願
第一一号　山口県大島郡安下庄町長　平井美人外四名提出
八木港修築工事継続に関する請願
第三二号　岩手県九戸郡種市町長　館石悲治提出
久慈避難港築設促進に関する請願
第三三号　岩手県九戸郡久慈町
岩手県九戸郡町村会内　山内堯文提出
新潟県長岡市に測候所設置の請願
第一三五号　新潟県長岡市長　松田弘俊外三名提出
第八〇四号　新潟県長岡市議会議長　田村仁之助外七名提出
北海道入舸村ニマンボ海岸に燈台設置の請願
第一六〇号　北海道積丹郡入舸村長　山路泰治郎外一名提出
網走港修築工事促進に関する請願
第一九一号　北海道網走市長　吉田栄吉提出
北海道香深村に燈台設置の請願
第二三五号　北海道礼文郡香深村長　野村太市提出
北海道香深港修築工事促進に関する請願
第二三六号　北海道礼文郡香深村長　野村太市提出
函館港第二号ふ頭完成促進に関する請願
第二四六号　北海道函館市長　宗藤大陸提出
襄日本航空路開設等に関する請願
第三五七号　石川県知事　柴野和喜夫外十一名提出
第五五九号　石川県小松市議会議長　藤井栄次提出
北海道入舸村ニマンボ海岸に燈台設置等の請願
第四二二号　北海道積丹郡入舸村長　山路泰治郎外一名提出
東支那海に警備艦艇配備の請願
第四二三号　東京都中央区月島西海岸通一ノ七社団法人漁船保険協会々長　大浜喜一郎提出
船舶向け気象無線通報の独立強化に関する請願
第五一八号　東京都中京区京橋一ノ二セントラルビル内社団法人日本船主協会会長　山県勝見提出
第六八〇号　東京都港区芝金杉浜町四船舶通信士協会内　山県忠重提出
八戸港修築工事促進に関する請願
第五五七号　青森県八戸市長　村井倉松外三名提出
島根県恵曇町風見山に燈台設置の請願
第六九二号　島根県八束郡恵曇町長　川谷熊市外十九名提出
公有水面埋立免許料を港湾管理者の収入とするの請願
第八八六号　東京都知事　安井誠一郎外六名提出
右十九件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十七年三月十三日
運輸委員長　山縣　勝見
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
安下庄港災害防除工事施行に関する請願（第一一号）
請願者　山口県大島郡安下庄町長　平井美人外四名
右の請願は、安下庄港は天然港で、地理的に瀬戸内海の中枢部に在る関係上、内海航路の各種船舶の寄航および、てい泊地として常に利用され、避難港としてまた内海漁業屈指の根拠地でもあるが、本港は南向のため豊後水道を通過した暴風波が特に強大し烈に襲来し、防災設備が不備なためたちまち波浪の侵害するところとなり、その結果経済的、社会的にばく大な被害をこ

うむつているから、昭和二十七年度予算の編成にあたつては、本港災害防除工事予算を計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

八木港修築工事継続に関する請願（第三二号）

請願者　岩手県九戸郡種市町長　館石基治

右の請願は、岩手県八木港の災害復旧工事および修築工事は、昭和二十三年度より実施されているが、現在の状態では、港湾の使命を果すまで相当の日数がかかるから、工事を続行して急速に完成されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

久慈避難港築設促進に関する請願（第三三号）

請願者　岩手県九戸郡久慈町岩手県九戸郡町村会内　山内堯文

右の請願は、岩手県宮古、八戸間七十カイリの海域には、完全な避難港がないため、久慈港附近は遭難事故が極めて多く、今後も遭難船舶の増加が予想されているが、これらの海難事故を防ぐには、久慈港を避難港として整備修築する必要があるから、さきに避難港に指定されている久慈港の避難港築設工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県長岡市に測候所設置の請願

請願者　新潟県長岡市長　松田弘俊外三名（第一三五号）

請願者　新潟県長岡市議会議長　田村仁之助外七名（第八〇四号）

右の請願は、新潟県には現在新潟、高田の両市と佐渡の三箇町に測候所が在るが、信濃川の影響を受けて特異の気象状況にあり、積雪の多い県中央部に測候所がないため、信濃川の与えている大きな影響を観測することができず、災害防除や産業振興上に不便であるから、米産地としまた工業地帯として重要な役割を持つ同地方の中心地長岡市に国立測候所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道入舸村ニマンボ海岸に燈台設置の請願（第一六〇号）

請願者　北海道積丹郡入舸村長　山路泰治郎外一名

右の請願は、北海道入舸郡は積丹半島の最突端にあり、海流交さの複雑と吹雪、濃霧に加えて半島特有の突風猛烈を極め海難事故絶えず、昭和十二年以来十五隻の船と、尊い人命六十一名の犠牲をだし、近時動力船の増加に伴いこの種の海難がますますひん発の虞があるから、すみやかにニマンボ海岸に燈台を設置せらるるとともに、昼間は色別による気象報知旗、夜間は電燈による色別警報を有する気象警報設備を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

網走港修築工事促進に関する請願（第一九一号）

請願者　北海道網走市長　吉田栄吉

右の請願は、網走港護岸中鉄矢板の部分六百九十メートルは、昭和二、三年にわたり当時町営で施工したものであるが、すでに二十余年を経過し、腐しよく等のため破損はなはだしくなつたので、国費事業により昭和二十四年よりブロック三段の重力式によつて改修工事が進められたが、本工事の進ちよく状況は着工以来三年を経た今日に至るも百五十五メートルの工程にあつて、総延長の僅か二割余にすぎず、一面残工事護岸は刻々破損が増大し、ことに護岸中荷揚場として利用度を高い約三十メートルは、まさに公面的崩壊の寸前にあるから、この護岸中の生命であり、かつ公面的崩壊の危険性が最も多い約二百四十メートルを昭和二十七年度において完工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道香深村に燈台設置の請願（第二三五号）

請願者　北海道礼文郡香深村長　野村太市

右の請願は、北海道香深村元地部落は、元地沖の俗称で知られている漁田を控え、とくに十一月より翌年三月に至るたら漁季には附近一帯から多数の漁船が出漁するが、当部落に陸岸標識がないため、出漁船舶の不便は極めて大きく、海難事故を繰り返している実情にあるから、当部落に燈台を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道香深港修築工事促進に関する請願（第二三六号）

請願者　北海道礼文郡香深村長　野村太市

右の請願は、北海道香深港は、昭和二十三年度より運輸省所管の漁港として修築工事実施中であるが、毎年予算の制約を受けて工事は遅々として進まぬ現況にあつて、定期船は少しの風にも欠航がちとなり、また北方漁業の策源地として絶対的価値を持つているにも拘わらず港が不完全なためにすべての船舶に敬遠される実状で、精神的苦衷と物質的損失はじん大であるから、定期船をてい泊させる施設をすみやかに実現し、同時に修築全体計画を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

函館港第二号ふ頭完成促進に関する請願（第二四六号）

請願者　北海道函館市長　宗藤大陸

右の請願は、函館港は、日本最古の開港場であり、古くから貿易港として知られ、終戦後は東北六県を含む輸入物資の仲継港として重要なる役割を果しているが、その港湾施設の現状は遺憾な点が多く、特に建設予定のふ頭二基のうち、未だ一基も完成されていないため、ホートチヤージおよび滞船日数の点において極めて不利な状況におかれているから、すみやかに本港第二ふ頭の完成を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

裏日本航空路開設等に関する請願

請願者　石川県知事　柴野和喜夫外十一名（第三五七号）

請願者　石川県小松市議会議長　藤井栄次（第五五九号）

右の請願は、昨年十月民間航空が再開され、わが国の運輸、交通、通信等に大きな発展が期待されているが、重要産業および観光的見地より国内の重要な地位を占める裏日本に航空路および離着場のないことは極めて遺憾であるから、北陸地方の中央に位し、広大な飛行場と附随施設を持つ小松飛行場を離着場とする裏日本航空路をすみやかに開設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道入舸村ニマンボ海岸に燈台設置等の請願（第四二二号）

請願者　北海道積丹郡入舸村長　山路泰治郎外一名

右の請願は、北海道入舸村は、積丹半島の最突端にあり、しかも海流の複雑と四季気候の激変等の影響大きく、本村沿岸における海難事故は枚挙にいとまない実情にあるから、これら海難事故を未然に防止し、人命および船舶の保全を期するため、本村ニマンボ海岸に燈台を設置するとともに、同海域出漁船の危険防止のため気象警報設備を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東支那海に警備艦艇配備の請願（第四二三号）

請願者　東京都中央区月島西海岸通一ノ七社団法人漁船保険協会々長　大浜喜一郎

右の請願は、東支那海においては、依然として漁船が捕事件が絶えず、最近ますます激しくなつており、その暴虐不ていは黙過できない段階に達しているから、東支那海における我が漁船を保護し、これらの災害を根絶するため、高速警備艦艇を配備せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

船舶向け気象無線通報の独立強化に関する請願

請願者　東京都中央区京橋一ノ二セントラルビル内社団法人日本船主協会々長　山県勝見（第五一八号）

請願者　東京都港区芝金杉浜町四船舶通信士協会内　山県忠重（第六八〇号）

右の請願は、戦前中央気象台においては、独立周波数をもつた船舶向け気象無線通報を実施して、海運界に活躍する各船舶の安全航行に多大の成果を収めてきたのであるが、戦後内外情勢の変化に伴つて船舶向け独立放送は不能となり気象官署向け気象無線通報と併合して放送されるため、船舶側の気象通報の入手は困難で、船舶航行上の安全保持は懸念される状態にあるとともに、最近海運界の活気も呈してきているから、独立周波数をもつた船舶向け専用の気象無線通報が実施されるよう特別の措置が図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

入戸港修築工事促進に関する請願（第五五七号）

請願者　青森県八戸市長　村井倉松外三名

右の請願は、八戸港は、東北における重要港湾中最も活ばつな港勢を示しているが、同港の重要地域の一部が軍に接収されているため、施設の不足狭少による混雑がはなはだしく同港の機能発揮にいちじるしい支障を与えているから、(一)一万トン級汽船接岸岸壁の築造、(二)水深を九メートルまでしゆんせつすること、(三)新埋立地の早期完成、(四)北および西防波堤の延長等の諸工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県恵雲町風見山に燈台設置の請願（第六九二号）

請願者　島根県八束郡恵雲町長　川谷熊市外十九名

右の請願は、島根県八束郡恵雲町大字手結風見山は、島根県の東北方に位し、手結港の東方に突出する犬塚鼻の陵線であつて海抜六十メートル、南西には恵雲漁港、東方には御津、大芦、加賀の諸港をひかえ隠岐島と指呼の間に相対する地点である。手結港附近沿岸には岩礁、島しよが多い上に四季を通じて波浪高く特に東北方に航行する船舶、漁船は恵雲漁港北防波堤燈台が生州鼻以東の山にしや断されているため、暗夜降雨雪、濃霧等により針路を誤り遭難する事故の最も多い地帯であるから、海難防止のためにすみやかに燈台を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公有水面埋立免許料を港湾管理者の収入とするの請願（第八八六号）

請願者　東京都知事　安井誠一郎外六名

右の請願は、公有水面埋立免許については、従来都道府県知事の職権とされていたが、港湾法の施行に伴い、同法第五十八條の規定により、港湾区域内においては、当該港湾管理者の長が行うこととなつたが埋立免許料は、公有水面埋立法施行令第十八條の規定により依然国の収入となつている。しかし、この免

許料は、元来手数料の性格を有するものであるからその事務を取り扱う者、即ち港湾区域内に関する限り港湾管理者の収入に帰属させることが妥当と思うから、六大港湾都市は、公有水面埋立免許料を港湾管理者の収入に帰属せしめられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情特別報告第三号

水難救護法中一部改正等に関する請願

第一二〇号　静岡市議会議長　広瀬修造提出

右一件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十七年三月十三日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

水難救護法中一部改正等に関する請願（第一二〇号）

請願者　静岡市議会議長　広瀬修造

右の請願は、水防従事者、消防団員に対しては、従事した水防、防火により死亡傷害をこうむつた場合の補償制度がもうけられているが、当然国家が補償をなすべき水難救護による災害者に何等の補償がなされていないのは、不合理であるから、水難救護等に当り災害をこうむつた者に対し、その損害を補償するよう関係法令を整備せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年三月十三日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一九号　田子浦港修築工事施行に関する陳情

第六二号、第一六八号　国庫補助による定期命令航路設定の陳情

第一四三号　宮崎市赤江飛行場を民間航空路に編入の陳情

第一五四号　鷹巣港を避難港に指定の陳情

第一六七号、第二六五号　日本海浮流機雷に関する陳情

第二三五号　長岡市に国立測候所設置の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年三月十三日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会陳情特別報告第二号

田子浦港修築工事施行に関する陳情

第一九号　静岡県知事　斎藤寿夫提出

国庫補助による定期命令航路設定の陳情

第六二号　北海道小樽市役所港湾課内北海道港湾都市連盟会内　安達与五郎提出

第一八八号　北海道議会議長　蒔田余吉提出

宮崎市赤江飛行場を民間航空路に編入の陳情

第一四三号　宮崎県議会議長　日高弥一提出

鷹巣港を避難港に指定の陳情

第一五四号　福井県議会議長　杉山孝二提出

日本海浮流機雷に関する陳情

第一六七号　東京都中央区日本橋茅場町三ノ八ノ四日本港運協会内　中島鼎外十三名提出

第二六五号　富山県高岡市議会議長　牧野貞次郎提出

長岡市に国立測候所設置の陳情

第二三五号　新潟県知事　岡田正平提出

右八件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年三月十三日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

田子浦港修築工事施行に関する陳情（第一九号）

陳情者　静岡県知事　斎藤寿夫

右の陳情は、田子浦の背後地域は主として製紙工業地帯で、陸上交通は鉄道をはじめ国、県道が縦横に延び、後方立地の要素は充分であるが、海上の方は田子浦港が港湾としての形態を整えておらぬため、甲信地方までも拡大すべき開発が遅れているのは遺憾であるから、地元民の熱望をいれて国庫補助による本港の修築工事を昭和二十七年度より施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国庫補助による定期命令航路設定の陳情

第六二号　北海道小樽市役所港湾課内北海道港湾都市連盟会内　安達与五郎提出

第一八八号　北海道議会議長　蒔田余吉提出

宮崎市赤江飛行場を民間航空路に編入の陳情

第一四三号　宮崎県議会議長　日高弥一提出

鷹巣港を避難港に指定の陳情

第一五四号　福井県議会議長　杉山孝二提出

日本海浮流機雷に関する陳情

第一六七号　東京都中央区日本橋茅場町三ノ八ノ四日本港運協会内　中島鼎外十三名提出

第二六五号　富山県高岡市議会議長　牧野貞次郎提出

長岡市に国立測候所設置の陳情

第二三五号　新潟県知事　岡田正平提出

右八件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年三月十三日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

田子浦港修築工事施行に関する陳情（第一九号）

陳情者　静岡県知事　斎藤寿夫

右の陳情は、田子浦の背後地域は主として製紙工業地帯で、陸上交通は鉄道をはじめ国、県道が縦横に延び、後方立地の要素は充分であるが、海上の方は田子浦港が港湾としての形態を整えておらぬため、甲信地方までも拡大すべき開発が遅れているのは遺憾であるから、地元民の熱望をいれて国庫補助による本港の修築工事を昭和二十七年度より施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国庫補助による定期命令航路設定の陳情

第六二号　北海道小樽市役所港湾都市連盟会内　安達与五郎（第六二号）

陳情者　北海道議会議長　蒔田余吉（第一八八号）

右の陳情は、北海道各地における道産物資の輸送事情は、海陸貨物運賃の不均衡により著しく鉄道輸送にかたよつており、本州向け貨物の駅頭滞貨は、函館駅を筆頭に実に月二十万トンから五十万トンに及んで北海道の産業経済上一大支障をきたしているから、北海道の重要港と本州の重要港との間を国の命令航路とし鉄道運賃との差額を補助して海陸運賃の調整を行い大量の貨物を海送に転移せしめるよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎市赤江飛行場を民間航空路に編入の陳情（第一四三号）

陳情者　宮崎県議会議長　日高弥一

右の陳情は、去る十月民間航空が再開され、東京、大阪、福岡間の定期航空路が開通し、近く運輸省当局ではさらに九州ローカル線の開設を計画し、目下具体策を検討中の由と聞いているが、現在連合軍の補助飛行場として使用されている赤江飛行場は、南九州随一の飛行場であり、本飛行場を民間航空路に編入することによつて受ける宮崎県の恵沢はもとより、南九州各地に及ぼす便宜はじん大であり、また将来沖縄および南西諸島地域との空路の中継基地としての使命は重大かつ有意義なものであるから、本飛行場を民間航空路に編入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鷹巣港を避難港に指定の陳情（第一五四号）

陳情者　福井県議会議長　杉山孝二

右の陳情は、鷹巣港は、石川県輪島

港より敦賀港に至る約百カイリの中間にあつて、越前海岸唯一の避難港として最適の位置にあるから、同港を避難港に編入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日本海浮流機雷に関する陳情

陳情者　東京都中央区日本橋茅場町三ノ八ノ四日本港運協会内　中島鼎外十三名（第一六七号）

陳情者　富山県高岡市議会議長　牧野貞次郎（第二六五号）

右の陳情は、現在朝鮮近海において多数の機雷が敷設されているよしであるが、昨年同様の結果に陥れば日本海各港湾産業はもとより多くの関係産業に完全に麻ひ状態となり、社会不安を引起すことになるから、(一)掃海船の重点的配船および巡視船の動員、(二)日本海航路の明示および安全確保、(三)航行船舶の誘導、(四)戦時保険の国家保証等の措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長岡市に国立測候所設置の陳情（第二三五号）

陳情者　新潟県知事　岡田正平

右の陳情は、新潟県長岡地方は、わが国屈指の豪雪地帯であつて、冬期間においては交通はと絶し、ひんぴんと繰り返される吹雪のために電線、電話は破壊され、諸産業はまひ状態におかれ、農民はこの間全く就業を阻まれ、積極、消極両面の損害はばく大なものがあり、極めて非生産的、非文化的生活を余儀なくされている実状であるから、これら一連の災害を最少限度に防止するため、長岡市に国立測候所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第三十号参照〕

審査報告書

森林法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月十五日

農林委員長　羽生　三七

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

池田宇右衛門　宮本　邦彦
西山　亀七　松永　義雄
加賀　操　三浦　辰雄
三橋八次郎　岡村文四郎
片柳　眞吉　山崎　恒
小林　孝平　滝井治三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昨年全文改正された土地収用法に伴つて森林法及び国有林野法の関係規定を整備せんとするものであるが、これを機会に森林法の運用の円滑を期するため、(一)従来年一回であつた伐採許可の申請を、伐採許可量が許容限度に達しない場合に限り更に一回申請し得ることとし、(二)森林区実施計画案の公表及び同計画の決定の期日を夫々約一ケ月繰下げ、(三)保安林については立木の損傷も知事の許可を要するものとし、(四)市町村長が国有林野又はその近接地の火入を許可する場合は営林署長の承認で足るものとし、(五)出資森林組合及び同連合会に対して年一回定例検査を行い、又、森林組合及び同連合会に森林火災国営保険の事務を取扱わせ得るものとする等の改正を併せ行わんとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

森林法及び国有林野法の規定の不備を是正し、且つ前者の運用を一層円滑ならしめる。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月十四日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山花　秀雄　横尾　龍
山田　佐一　上條　愛一
楠見　義男　竹下　豐次
小串　清一

要領書

一、委員会の決定の理由

日本国との平和條約の発効に伴い、公務従事に適しない者の公職からの除去に関する措置を撤廃することは妥当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

この措置によつて、覚書該当者に係る諸権利及び資格の回復を図ることができる。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十五日

労働委員長　中村　正雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

村尾　重雄　堀木　鎌三
上原　正吉　安井　謙
早川　愼一　波多野林一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く、労働省関係の諸命令即ち(一)労務充足に関する件(二)労務者の就職及び従業に関する件(三)労働に関する団体の主要職員への就職禁止に関する件の三省令を廃止しようとするものであるが、何れも平和條約の発効とともにその効力を存続せしめる必要がないので、この措置は適当のものであると認める。

二、事件の利害得失

不必要な命令を整理する利益がある。

三、費用

別に費用は要しない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十七年七月三十一日

○第十三回国会 参議院会議録附録（その二）

審査報告書

物品税法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十六日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

下條　恭兵　森　八三一
小宮山常吉　小林　政夫
伊藤　保平　岡崎　眞一
大野　幸一　油井賢太郎
田村　文吉　大矢半次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、あめ、ぶどう糖及び麦芽糖の物品税を廃止しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

いも類に対する需要を確保し、その価格の低落を防止して農家経済の安定に資する等の利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

なお、本法の施行に伴い昭和二十七年度租税収入は約十五億円の減少となる見込であるが、これは砂糖消費税の税率の引上によつて補うこととなつている。

審査報告書

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十六日

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員長　平沼彌太郎

多数意見者署名

下條　恭兵　森　八三一
小宮山常吉　小林　政夫
伊藤　保平　岡崎　眞一
大野　幸一　油井賢太郎
田村　文吉　大矢半次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、砂糖の配給及び価格の統制が廃止された以後における砂糖消費の嗜好性を考慮して、税率の引上を行うとともに、罰則その他所要の規定の整備を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

租税負担の合理化に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十五日

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員長　平沼彌太郎

多数意見者署名

森　八三一　小宮山常吉
大矢半次郎　伊藤　保平
西川甚五郎　大野　幸一
黒田　英雄　岡崎　眞一
木内　四郎　菊川　孝夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和二十七年度において、米国対日援助物資等処理特別会計から四十億円を限り、一般会計に繰り入れようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

一般会計の歳出の財源を充実せしめる利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十五日

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員長　平沼彌太郎

多数意見者署名

森　八三一　小宮山常吉
大矢半次郎　伊藤　保平
西川甚五郎　大野　幸一
黒田　英雄　岡崎　眞一
木内　四郎　菊川　孝夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、財産税等収入金特別会計が、昭和二十六年度限り廃止されることになつているので、財産税等収入金特別会計法を廃止しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

財産税等収入金特別会計の整理に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

資金運用部預託金利率の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十五日

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員長　平沼彌太郎

多数意見者署名

木内　四郎　森　八三一
小宮山常吉　菊川　孝夫
大矢半次郎　伊藤　保平
西川甚五郎　大野　幸一
黒田　英雄　岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、郵便貯金の利率の引上等に伴い、郵便貯金特別会計において、支払利子等の経費が増加するので、昭和二十七年度以降当分の間、同特別会計から資金運用部に預託された資金の利率の引上の措置を講じようとするものであつて、止むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

郵便貯金特別会計における経理の不均衡を緩和し得る利益がある。

三、費用

この法律施行に伴う必要経費として昭和二十七年度特別会計予算に二十三億円が計上せられている。

審査報告書

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十六日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

森　八三一　小宮山常吉
小林　政夫　大矢半次郎
田村　文吉　油井賢太郎
大野　幸一　岡崎　眞一
伊藤　保平

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、漁船損害補償法の制定に伴い、漁船再保険特別会計を普通保険勘定、特殊保険勘定及び業務勘定に区分し、各勘定の歳入歳出について規定を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

漁船再保険特別会計の円滑なる運営を図り得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十七年度特別会計予算に、普通保険勘定四億七千八百三万九千円、特殊保険勘定二億百八十九万六千円、業務勘定一千七百六十七万四千円の歳入歳出が計上されている。

審査報告書

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十六日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

森　八三一　小宮山常吉
小林　政夫　大矢半次郎
田村　文吉　油井賢太郎
大野　幸一　岡崎　眞一
伊藤　保平

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、旧漁船保険法第十七條ノ二第一項の特約による保険の再保険に係る事故が昭和二十六年度において異常に発生し、これに伴い漁船再保険特別会計に生じた損失を補てんするため、昭和二十七年度において一般会計から繰入金をしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

漁船再保険特別会計の運営を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十七年度特別会計予算に、一般会計から漁船再保険特別会計の特殊保険勘定への繰入金として八千万円が計上されている。

審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十六日

文部委員長　梅原　眞隆

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

矢嶋　三義　相馬　助治
棚橋　小虎　荒木正三郎
木内キヤウ　白波瀬米吉
加納　金助　木村　守江

要領書

一、委員会の決定の理由

国立学校について、昭和二十七年三月三十一日限り在学者のなくなる旧制の課程の廃止、北海道大学獣医学部外三学部の新設、小樽商科大学短期大学部外三短期大学部の新設、並びに国立大学の研究所及び国立大学の学部の附属施設の整備を行うとともに、国立学校に置かれる職員の定数を昭和二十七年度予算にあわせて改正しようとするものであつて、適切な措置と認めた。

二、事件の利害得失

国立学校の整備充実により、わが国の学校教育の進展に寄与する利益がある。

三、費用

本法施行に伴う経費は、昭和二十七年度予算に約一億二千万円計上済みである。

審査報告書

閉鎖機関日本蚕糸株式会社が積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十六日

農林委員長　羽生　三七

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小林　孝平　飯島連次郎
山崎　恒　片柳　眞吉
赤澤　與仁　三橋八次郎
小林　亦治　加賀　操
三浦　辰雄　松永　義雄
滝井治三郎　宮本　邦彦
西山　亀七

要領書

一、委員会の決定の理由

旧蚕糸業統制法の規定によつて日本蚕糸統制株式会社が積み立てていた繭糸価格安定資金は、これを過般制定された繭糸価格安定法によつて政府において行う蚕糸価格安定制度の実施に伴つて、国に引渡すこととなし、なおその際、旧法人税法及び旧営業税法により法人税及び営業税を課するについては、それぞれ清算所得及び清算純益の計算上、この資金を残余財産の価格から控除するという課税の特例を定めんとするものであつて適当の措置と認める。

二、事件の利害得失

繭糸価格安定制度の実施に寄与する。

三、費用

本法施行について特に費用を要しない。

〔第三十一号参照〕

審査報告書

住民登録法施行法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月十六日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

宮城タマヨ　伊藤　修
一松　定吉　鈴木　安孝
長谷山行毅　岡部　常
左藤　義詮

要領書

一、委員会の決定の理由

住民登録法（昭和二十六年法律第二百十八号）は、本年七月一日までの間において政令で定める日から施行することになつているが、同法においては、その施行の際、市町村の住民について最初になすべき登録に関しては規定が設けられていない。本法案は、この最初の登録について定めたものであつて、住民登録法施行のために必要欠くべからざる措置である。

二、事件の利害得失

住民登録法の施行に際し、全国一斉に登録を実施することによつて、登録の完璧を期し、もつてその後における同法の運用を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

住民登録法施行のため、昭和二十七年度の予算に三億六千万円計上している。

審査報告書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月十六日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

一松　定吉　内村　清次
伊藤　修　羽仁　五郎
長谷山行毅　鈴木　安孝
左藤　義詮　岡部　常
宮城タマヨ

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正案は、土地の状況及び交通の便否等にかんがみ千葉県市川簡易裁判所外二十簡易裁判所の管轄区域を変更し、香川県土庄簡易裁判所外四簡易裁判所につき、その所在地又はその名称の変更により庁名を改称し、又、市、町、村の合併、分離等により、裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更等のあつたものにつき、この法律の別表を改めるものであつて、必要且つ適切なる措置と認める。

二、事件の利害得失

当事者の利便と裁判事務の運営を図る上において利益ある改正である。

三、費用

本法の施行については、別段の費用を要しない。

審査報告書

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月十六日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

杉原　荒太　平林　太一
國　伊能　徳川　頼貞
大隈　信幸　伊達源一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は外務公務員の職務の特殊性に鑑み、国家公務員の給与に関する法律の特例を定めたものであり、わが国の外交再開にあたり外務公務員の職務遂行上必要な措置と認めた。

二、事件の利害得失

在外公館に勤務する外務公務員にその職務遂行上必要な給与を支給することができる。

三、費用

既に昭和二十七年度予算に計上されている。

審査報告書

千九百四十六年十二月十一日にレーク・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の條約の範囲外の薬品を国際統制の下におく議定書への加入について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月十六日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

杉原　荒太　平林　太一
國　伊能　徳川　頼貞
大隈　信幸　兼岩　傳一
伊達源一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本議定書は麻薬の製造及び取締について国際協力を行うものであり、わが国のこれへの加入は妥当と認めた。

二、事件の利害得失

この議定書に加入することにより悪質の合成麻薬が製造されることを防止し得わが国の国際信用を高め得る利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

船員保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十八日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

藤森　眞治　山下　義信
松原　一彦　常岡　一郎
井上なつゑ　長島　銀藏
大谷　瑩潤　中山　壽彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は最近の社会経済情勢の推移にかんがみ、標準報酬等を改正しようとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失

船員保険制度の合理化及び船員保険財政の健全化を図り得る利益がある。

三、費用

本法律施行のため昭和二十七年度において国費金五百十万七千円を必要とする。

〔第三十二号参照〕

審査報告書

急傾斜地帯農業振興臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十二日

農林委員長　羽生　三七

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山崎　恒　岡村文四郎
島村　軍次　三橋八次郎
加賀　操　三浦　辰雄
滝井治三郎　宮本　邦彦
西山　亀七　池田宇右衞門

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は急傾斜地帯という特殊環境における農業生産の基礎條件を急速且つ総合的に改善整備して農業生産力を高め農業経営の安定と農民生活の改善を図るため急傾斜地帯の定義及びその指定、急傾斜地帯における農業振興計画の樹立及びその実施並びにこれが実施に要する経費及び資金等に関する政府の措置、急傾斜地帯振興対策審議会の設置、組織及び権限等について規定せんとするものであつて適当の措置と認める。

二、事件の利害得失

急傾斜地帯における農業生産力の増強並びに農業経営の安定及び農民生活の改善に寄与する。

三、費用

差当り本年度既定予算一般会計土地改良事業補助費から約一、九五〇万円を本法施行のため振当てることになつているが、然し問題の重点は今後に残されている。

審査報告書

主要農作物種子法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十二日

農林委員長　羽生　三七

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡村文四郎　三橋八次郎
加賀　操　島村　軍次
小林　孝平　池田宇右衞門

滝井治三郎　宮本　邦彦
西山　亀七　三浦　辰雄
山崎　恒

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は米麦等主要食糧の増産施策の一環としてこれら農作物の優良な種子を確保しこれが普及を促進するため、稲、大麦、はだか麦及び小麦について、都道府県が種子の生産ほ場を指定し、指定を受けた生産ほ場の経営者に立毛についてほ場審査を受けることを義務づけるとともに、国はその経営に要する経費の一部を補助することとなし、これらほ場審査及び国の補助等に関して規定せんとするものであり、なお指定種子生産ほ場において生産された米麦については別途食糧管理法に基く供出を免除せんとする方針であつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
米麦の優良種子の確保及び普及を促し食糧の増産に寄与する。

三、費用
本法律案施行に要する費用として二三八、一五二千円が本年度予算に計上されている。

審査報告書

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く建設省関係命令の措置に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十二日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

松浦　定義　東　隆
石川　榮一　楠瀬　常猪
前田　稹　德川　宗敬
小川　久義　田中　一
赤木　正雄

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基いて、昭和二十五年に発せられた空中写真の利用等に関する政令を、平和條約発効後も法律として有効ならしめんとするもので妥当なる立法と認める。

二、事件の利害得失
本法の施行により、平和條約発効後もひきつづき米軍より空中写真の無償貸与をうけ、これを利用しうる利益がある。

三、費用
本法の施行により昭和二十七年度に必要とされる費用は建設省地理調査所の所掌事務に関する費用のうち約一、五四五万円であつて、二十七年度予算に計上済みである。

審査報告書

道路運送車両法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十二日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

一松　政二　岡田　信次
仁田　竹一　高木　正夫
小酒井義男　前之園喜一郎
片岡　文重

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、道路運送車両法に基く行政事務のうち二輪の小型自動車及び軽自動車の登録制度並びに軽自動車、原動機付自転車及び軽車両の車両検査制度を廃止すること、自動車検査証の有効期間を車両の使途別に変更すること、新たに車両検査の際手数料を徴収すること等を定めたもので、委員会は妥当なる措置と認めた。

二、事件の利害得失
行政事務の能率化及び簡素化と保安度の向上に寄与する。

三、費用
本法の施行には別に費用を要しない。

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十一日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

溝淵　春次　黒田　英雄
岡崎　眞一　伊藤　保平
西川甚五郎　大矢半次郎
木内　四郎　小宮山常吉
小林　政夫　菊田　七平
森　八三一　油井賢太郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の締結に伴い、所得税法等の特例を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
行政協定の円滑なる運営、ひいて安全保障條約の目的達成に資する利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十一日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

溝淵　春次　黒田　英雄
岡崎　眞一　伊藤　保平
西川甚五郎　大矢半次郎
木内　四郎　小林　政夫
小宮山常吉　菊田　七平
森　八三一　油井賢太郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の締結に伴い、関税法等の特例を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
行政協定の円滑なる運営、ひいて安全保障條約の目的達成に資する利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十一日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

森　八三一　菊田　七平
小宮山常吉　小林　政夫
木内　四郎　溝淵　春次
黒田　英雄　岡崎　眞一
伊藤　保平　油井賢太郎
西川甚五郎　大矢半次郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の締結に伴い、国有の財産の管理及び処分の特例を設けようとするものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
行政協定の円滑なる運営、ひいて安全保障條約の目的達成に資する利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十一日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

溝淵　春次　黒田　英雄
岡崎　眞一　伊藤　保平
西川甚五郎　大矢半次郎
木内　四郎　小宮山常吉
小林　政夫　菊田　七平
森　八三一　油井賢太郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の締結に伴い、国税犯則取締法等の特例を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
行政協定の円滑なる運営、ひいて安全保障條約の目的達成に資する利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十一日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

森　八三一　菊田　七平
小林　政夫　小宮山常吉
木内　四郎　溝淵　春次
黒田　英雄　岡崎　眞一
伊藤　保平　油井賢太郎
西川甚五郎　大矢半次郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の締結に伴い、たばこ専売法、塩専売法等の特例を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
行政協定の円滑なる運営、ひいて安全保障條約の目的達成に資する利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

特別調達資金設置令の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十一日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

森　八三一　菊田　七平
小林　政夫　小宮山常吉
木内　四郎　黒田　英雄
溝淵　春次　岡崎　眞一
伊藤　保平　油井賢太郎
西川甚五郎　大矢半次郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の締結に伴い、特別調達資金を、同條約に基き駐留するアメリカ合衆国軍隊の需要に応じ行う物及び役務の調達に要する支払資金として使用することができるよう改正を行おうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
特別調達資金設置令の規定の整備を図り得る利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

〔第三十三号参照〕

審査報告書

気象業務法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十四日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

一松　政二　前之園喜一郎
小野　哲　片岡　文重
小泉　秀吉　高木　正夫
深川榮左エ門　植竹　春彦

要領書

一、委員会の決定の理由
この法律案は、気象観測の技術上の基準の設定、気象警報伝達経路の確立、予報警報業務の実施、気象測器の検定等気象業務に関する基本的制度を定めようとするものであつて、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失
気象業務の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に寄与するとともに気象業務に関する国際的協力に資する利益がある。

三、費用
差当り費用を要しない。

審査報告書

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十四日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

清澤　俊英　島　清
小松　正雄　西田　隆男
結城　安次　栗山　良夫
古池　信三　境野　清雄
中川　以良

要領書

一、委員会の決定の理由
この法律案は中小企業等協同組合法施行後の実状に照らし、中小企業等協同組合制度の健全な発展を図るため、組合員たる業者の規模の基準を引上げ、広地域の連合会の事業に関する制限を廃止し、かつ員外役員の選任を認める等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
この改正法律施行により、中小企業等協同組合の組織と運営が拡大強化せられ、中小企業者の経営を円滑ならしめる利益がある。

三、費用
この法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

特許法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十四日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

清澤　俊英　　島　　清
小松　正雄　　西田　隆男
栗山　良夫　　結城　安次
古池　信三　　境野　清雄
中川　以良

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案はこの度の平和條約の効力発生に伴い、外国人の特許権等の享有の制限に関する規定を相互主義の原則に基いて緩和するとともに、国際民間航空條約の当事国の航空機等に対する特許権等の効力の特例を設けようとするものであつて、時宜を得た適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この改正法律により、国際間において、特許権についての相互主義を徹底せしめ、特許権等の享有を健全ならしめる利益がある。

三、費用

本法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十四日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

齋　武雄　　長谷山行毅
加藤　武徳　　左藤　義詮
岡部　常　　宮城タマヨ
吉田　法晴

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、平和條約第十一條に基き、いわゆる戦犯者の刑の執行、赦免等を定めるものであり、平和條約の趣旨に基き妥当と認める。

二、事件の利害得失

いわゆる戦犯者の刑の執行、赦免等が、日本政府の管理下に置かれるの利益がある。

三、費用

本法施行のため、差当つて、巣鴨刑務所に必要な費用として、本年度予算に二億円計上してある。

審査報告書

平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十四日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊藤　修　　齋　武雄
宮城タマヨ　　加藤　武徳
長谷山行毅　　左藤　義詮
岡部　常

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、日本国との平和條約第十七條(b)項の規定に基く、民事判決の再審査等及び議定書C2項に規定する流通証券の呈示等のための期間について必要な措置を講ずることを目的として立案せられたものであつて、平和條約の発効に伴い必要と認められる立法である。

二、事件の利害得失

日本国との平和條約に従い、連合国人の利益を保護し、もつて国際関係の調整を図る上において利益あるものと認める。

三、費用

本法の施行によつて幾何の訴が提起せられるか不明であるため、差当り本法施行のための予算措置は講じられていない。予備費によつて賄われるものと認められる。

審査報告書

平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十四日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊藤　修　　齋　武雄
宮城タマヨ　　加藤　武徳
左藤　義詮　　長谷山行毅
岡部　常

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、日本国との平和條約第十七條(b)項の規定に基く、刑事判決の再審査等について必要な措置を講ずることを目的として立案せられたものであつて、平和條約の発効に伴い必要と認められる立法である。

二、事件の利害得失

日本国との平和條約に従い、連合国人の利益を保護し、もつて国際関係の調整を図る上において利益あるものと認める。

三、費用

本法の施行によつて幾何の訴が提起せられるか不明であるため、差当り本法施行のための予算措置は講じられていない。予備費によつて賄われるものと認められる。

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う民事特別法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十四日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊藤　修　　齋　武雄
宮城タマヨ　　加藤　武徳
長谷山行毅　　左藤　義詮
岡部　常

要領書

一、委員会の決定の理由

本法の施行により、駐留軍に属する者が、職務を行うについて、他人に損害を加えた場合その他について、大体国家賠償法の趣旨の救済が与えられるので妥当である。

二、事件の利害得失

被害者が権利として賠償を請求することを得ることとなり、正常な法律関係が生ずる。

三、費用

本法施行に伴う経費は、約五億円であり、既に昭和二十七年度予算に計上済みである。

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十三日

電気通信委員長　鈴木　恭一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大島　定吉　　新谷寅三郎
山田　節男　　尾崎　行輝
稲垣平太郎　　池田七郎兵衛

要領書

一、委員会の決定の理由
講和條約発効後において、駐留軍に対する電気通信サービスに関する料金その他の條件を定めると同時に国内電気通信料金の一部の調整を図ろうとするもので妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失
駐留軍に対する電気通信サービスの適正を期する利益がある。

三、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十三日

電気通信委員長　鈴木　恭一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大島　定吉　新谷寅三郎
山田　節男　尾崎　行輝
稲垣平太郎　池田七郎兵衛

要領書

一、委員会の決定の理由
講和條約発効後において、駐留軍の用に供する無線局の設置、運営等については電波法の規定を適用せず、安全保障條約第三條に基く行政協定の定めるところによることとしようとするもので妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失
駐留軍の用に供する無線局の設置及び運営を適正ならしめる利益がある。

三、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

一、昭和二十五年度一般会計予備費使用総調書(その二)
一、昭和二十五年度特別会計予備費使用総調書(その二)
一、昭和二十五年度特別会計予算総則第六條並びに昭和二十五年度特別会計予算補正(特第一号)総則第四條に基く使用総調書
一、昭和二十六年度一般会計予備費使用総調書(その一)
一、昭和二十六年度特別会計予備費使用総調書(その一)
一、昭和二十六年度特別会計予算総則第七條に基く使用総調書
右全会一致をもつて承諾を与うべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十三日

決算委員長　岩男　仁藏

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

菊田　七平　溝口　三郎
森　八三一　紅露　みつ
秋山俊一郎　宮田　重文
高橋道太郎　郡　祐一
長谷山行毅　溝淵　春次
古池　信三　飯島連次郎
伊藤　保平　藤森　眞治
栗山　良夫　小酒井義男
西山　亀七　滝井治三郎

要領書

委員会の決定の理由
一、昭和二十五年度一般会計予備費の予算額は、四億五千万円であつて、この内、昭和二十六年一月十七日から同年三月二十三日までの間において使用した金額は、六千八百余万円である。
二、昭和二十五年度各特別会計予備費の予算総額は、三百二十五億三千余万円であつて、この内、昭和二十五年十二月二十七日から昭和二十六年三月二十七日までの間において使用した金額は、八十五億四百余万円である。
三、昭和二十五年度特別会計予算総則第六條並びに昭和二十五年度特別会計予算補正(特第一号)総則第四條の規定に基き、予備費使用の例に準じて、予算を超過して支出した金額は、二百七十三億三千二百余万円である。
四、昭和二十六年度一般会計予備費の予算額は、十億円であつて、この内、昭和二十六年五月一日から同年十二月七日までの間において使用した金額は、八億一千五百余万円である。
五、昭和二十六年度各特別会計予備費の予算総額は、二百二億三千八百余万円であつて、昭和二十六年五月十五日から同年十二月二十五日までの間において使用した金額は、三十二億七千百余万円である。
六、昭和二十六年度特別会計予算総則第七條の規定に基き、予備費使用の例に準じて、予算を超過して支出した金額は、七億六千百余万円である。
以上六件について審査の結果、いずれも適当な支出であり、全会一致をもつて、承諾を与うべきものと議決した。

法務委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一三一号　株式会社日本機関紙印刷所輪転機封印解除に関する請願
第一四一九号、第一五五一号、第一五七七号　戦犯者の釈放に関する請願
第一四二七号、第一四五三号　戦犯者の釈放等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年四月二十四日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

法務委員会請願特別報告第三号

株式会社日本機関紙印刷所輪転機封印解除に関する請願
第一三一号　東京都港区芝愛宕町二ノ一〇〇株式会社日本機関紙印刷所代表取締役社長　武内六郎提出
戦犯者の釈放に関する請願
第一四一九号　岐阜市旦之島二〇八　井川敏子外千百九十七名提出
第一五五一号　岡山県津山市林田町　平尾賢治外四千八十八名提出
第一五七七号　兵庫県美嚢郡志染村細目甲五二八　金井文太郎外一万七千四百四十三名提出
戦犯者の釈放等に関する請願
第一四二七号　熊本市池田町　重村益隆外六百五十八名提出
第一四五三号　熊本市大江町九品寺四五六　山田壮一外五百七十五名提出

右六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年四月二十四日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

株式会社日本機関紙印刷所輪転機封印解除に関する請願
請願者　東京都港区芝愛宕町二ノ一〇〇株式会社日本機関紙印刷所代表取締役社長　武内六郎(第一三一五号)

右の請願は、株式会社日本機関紙印刷所は、各労働組合の機関紙を始め、各種業界紙、学校新聞、文化、映画、演劇等百余種の新聞類を印刷している印刷会社である。しかるに昭和二十五年七月「新文化」を印刷した理由で法務府特審局によつて、輪転機を封印されたまま今日に至つているが、当社は、「新文化」が日本共産党機関紙の代行紙あるいは類似紙であることを知らず短期間受注したにすぎず、単なる文化団体の機関紙として印刷したものであるから、輪転機封印後経営に致命的打撃を受けている当社の実情を検討せられ輪転機封印の解除について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の

大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する請願

請願者　岐阜市旦之島二〇八　井川敏子外千百九十七名（第一四一九号）

右の請願は、請願者の父井川繁雄は、重労働二十五年の刑を受け現在巣鴨拘置所に服役中で、その一家は支柱を失つた上に、頼む母も過労にたおれ、精神的経済的に全く暗い淋しい生活を送つている実情であるから、一日も早く父井川繁雄が釈放されるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、特定の個人の問題としては、これを充分に調査の上善処さるべきものであるが、戦犯者一般の問題としては願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する請願

請願者　岡山県津山市林田町　平尾賢治外四千八十八名（第一五五一号）

右の請願は、平和條約発効の恩赦により、さきにA級戦犯として終身懲役の判決を受け、いまや八十五歳の老齢の身をもつて巣鴨刑務所に服役中の平沼騏一郎を釈放せられ、余生を家庭愛の中に終らせられるよう格別の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、特定個人の問題としては、これを充分調査の上善処さるべきものであるが、戦犯者一般の問題としては願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する請願

請願者　兵庫県美嚢郡志染村細目甲五二八　金井文太郎外一万七千四百四十三名（第一五七七号）

右の請願は、講和の成立も間近に迫り、われ等全同胞等しく、その喜びを分ち、責任分担の覚悟を新にするは、国民の総意であり、またいつわらぬ国民の感情である。しかるに一方では、多数の戦犯者が、すでに内、外地に数年も服役し、その家族はあらゆる困苦と闘い、その夫、親、子、兄弟の無事釈放を待ち続けている実情であるから、講和成立の日を期しこれ等の人々にも講和の喜びが迎えられるよう戦犯者釈放の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放等に関する請願

請願者　熊本市池田町　重村益隆外六百五十八名（第一四二七号）

請願者　熊本市大江町九品寺四五六　山田壮一外五百七十五名（第一四五三号）

右の請願は、講和の成立に際しすみやかに処理すべき問題の中、戦犯の問題は特別に考慮せらるべきものであるから、戦犯者および家族の心情に思いをいたされ、（一）仮出所有資格者の出所、（二）講和成立に際して特赦減刑、（三）外地服役者の国内帰還、（四）戦ぼつ者の遺骨の収容等の実現について、関係方面と充分なる接衝を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する請願

請願者　埼玉県浦和市岸町一ノ四三　本荘平次外一名（第七七四号）

右の請願は、戦争裁判の実想からしても、講和條約の性格からいつても、全戦犯者に対し、講和條約の発効と同時に連合国側の恩赦が期待されている。しかるに條約には戦犯に対する取扱が規定されているのみで恩典附与について具体的に明記されていないことは、関係遺家族に大きな不安を与えているから、講和條約発効と同時に全戦犯拘禁者を釈放するよう連合諸国と適確な折衝を進められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

審査報告書

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十五日

内閣委員会理事　鈴木　直人

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

竹下　豐次　横尾　龍

石原幹市郎　玉柳　賓

上條　愛一　三好　始

楠見　義男

第二條第一項改正規定の表外務省の項中「本省」を「一、五六七人」を「本省」一、五八七人」に、「計」二、四三三人」を「計」二、四五二人」に改め、同表運輸省の項中「航空庁」一、二四五人」を航空庁」一、二〇九人」に、「計」二八、二三〇人」を「計」二八、一九四人」に改め、同表合計の項中「八四一、六三五人」を「八四一、六一九人」に改める。

附則第一項中「昭和二十七年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二十七年度予算の内容に即応して、平和條約発効後の行政の

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年四月二十四日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

法務委員会陳情特別報告第二号

全戦犯拘禁者の釈放に関する陳情第七七四号　埼玉県浦和市岸町一ノ四三　本荘平次外一名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年四月二十四日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

全戦犯拘禁者の釈放に関する陳情

陳情者　埼玉県浦和市岸町一ノ四三　本荘平次外一名（第七七四号）

右の陳情は、戦争裁判の実想からしても、講和條約の性格からいつても、全戦犯者に対し、講和條約の発効と同時に連合国側の恩赦が期待されている。しかるに條約には戦犯に対する取扱が規定されているのみで恩典附与について具体的に明記されていないことは、関係遺家族に大きな不安を与えているから、講和條約発効と同時に全戦犯拘禁者を釈放するよう連合諸国と適確な折衝を進められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

円滑な運営と国民生活の安定のため必要止むを得ない事務増による定員の増、又終戦処理事業費等の廃止に伴う事務縮小による定員の減並びに関係各行政機関相互間における職員の振替え等のため適宜改正を加えることは妥当な措置と認めた。

但し、本法の施行日を「公布の日」と改め「昭和二十七年四月一日より適用する」と修正する外定員に若干の修正を加えた。

二、事件の利害得失

行政機関全般の定員の調整ができ、行政の円滑な運営を期し得る。

三、費用

本法施行のための経費として約十三億円を要し、昭和二十七年度予算に計上されている。

審査報告書

総理府設置法等の一部を改正する等の法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十五日

内閣委員会理事　鈴木　直人

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

竹下　豐次　横尾　龍
石原幹市郎　玉柳　實
上條　愛一　三好　始
楠見　義男

附則第一項中「昭和二十七年四月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

平和條約の発効に伴い、連合国最高司令部は廃止されることとなり、従来の賠償施設の管理並びに特殊財産の管理及び処理に関する司令部との渉外事務も終了することとなるのでこの目的の為に設置された賠償庁を廃止して、その残務処理事務は外務省及び大蔵省に移管することとした。又地方行政調査委員会議はすでにその設置の目的を達成したので廃止する等適宜改正を加えることは適当の措置と認める。但し本法の施行日に関して修正を加えた。

二、事件の利害得失

この措置により行政機構を整備し得る利益がある。

三、費用

本法施行のため節約し得る費用は僅少である。

審査報告書

法務府設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十五日

内閣委員会理事　鈴木　直人

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

三好　始　上條　愛一
玉柳　實　横尾　龍
石原幹市郎　楠見　義男
竹下　豐次

要領書

一、委員会の決定の理由

被告人及び被疑者の収容についていつそう円滑な運営を図るため、拘置支所の拘置所への昇格及び昨年一月から少年法の適用年齢の制限解除に伴つて少年院を新設し又少年院の分院を少年院に昇格させる等適宜改正を加えることは適当の措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置により拘置所及び少年院の運営の円滑化を図り得る利益がある。

三、費用

本法施行のため二十七年度予算に約六千二百万円が計上されている。

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十四日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

藤森　眞治　松原　一彦
谷口弥三郎　河崎　ナツ
山下　義信　深川タマエ
長島　銀藏　中山　壽彦
草葉　隆圓　三木　治朗

第一條中「年金又は一時金を支給すること等により、」を削る。

第五條及び第六條中「遺族一時金」を「弔慰金」に改める。

第七條第一項第二号中「第八條の二」の下に「又は未復員者給与法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百七十七号）附則第二條」を加え、「同條の規定」を「これらの規定」に改める。

第八條の表中「六六、〇〇〇円」を「九〇、〇〇〇円」に、「五四、〇〇〇円」を「六六、〇〇〇円」に、「四八、〇〇〇円」を「五四、〇〇〇円」に改める。

第十一條第二号及び第三号を次のように改める。

二　第七條第一項に規定する程度の不具廃疾の状態になつた日において、日本の国籍を有しない者及びその日以後昭和二十七年三月三十一日以前に、日本の国籍を失つた者

第二十五條第三号中「又は不具廃疾であつて、生活資料を得ることができないこと。」を「不具廃疾であつて生活資料を得ることができないこと、又は配偶者がなく、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこと。」に改め、同條に次の一項を加える。

2　昭和二十八年三月三十一日までの間に六十歳に達した父、母、祖父又は祖母は、前項の規定の適用については、昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）において六十歳であるものとみなす。

第二十九條第二号中「第二十五條各号」を「第二十五條第一項各号」に改める。

第三十條第二項中「第二十五條各号」を「第二十五條第一項各号」に、「同條各号」を「同條第一項各号」に改める。

第三十一條第四号中「第二十五條各号」を「第二十五條第一項各号」に改める。

第三十四條の見出しを「（弔慰金の支給）」に、同條第一項中「遺族一時金」を「弔慰金」に改め、同條第二項中「前項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定の適用については、旧国家総動員法（昭和十三年法律第五十五号）（旧南洋群島における国家総動員に関する件（昭和十三年勅令第三百十七号）及び旧関東州総動員令（昭和十四年勅令第六百九号）を含む。）に基いて徴用され、又は総動員業務につき協力をさせられた者で第二條第一項第二号に該当しないもの、及びもとの陸軍又は海軍の要請に基いて戦闘に参加した者（昭和二十年三月二十二日の閣議決定国民義勇隊組織に関する件に基いて組織された国民義勇隊の隊員となつた者を含む。）で第二條第一項第二号に該当しないものは、軍属とみなし、徴用若しくは協力に係る令書若しくは通知を受けた日から徴用若しくは協力を解除された日までの期間内における業務上の負傷若しくは疾病、又は

その者の当該戦闘に参加した期間（国民義勇隊の隊員であつた者については、その業務に従事するため出動した期間）内における当該戦闘（国民義勇隊の隊員であつた者については、出動中において従事した業務）に基く負傷若しくは疾病を、在職期間内における公務上の負傷又は疾病とみなす。

3　第一項の規定の適用については、特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）第一条に規定する特別未帰還者は、軍属とみなし、その者の昭和二十年九月二日以後海外にある間における自己の責に帰することのできない事由に基く負傷又は疾病を、在職期間内における公務上の負傷又は疾病とみなす。

第三十五条中「遺族一時金」を「弔慰金」に改める。

第三十六条を次のように改める。

（遺族の順位）

第三十六条　弔慰金を受けるべき遺族の順位は、左に掲げる順序による。但し、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母についても、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

一　配偶者（死亡の日以後昭和二十七年三月三十一日以前に、前条第一項に規定する遺族（以下本條において遺族という。）以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。但し、遺族以外の者と婚姻した場合でも、死亡した者と同じ氏を称していた配偶者がその氏を改めないで婚姻したときは、本号の順位とする。）

二　子（昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が同年四月二日以後であるときは、その死亡の日。以下本條において同じ。）において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。）

三　父母

四　孫（昭和二十七年四月一日において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。）

五　祖父母

六　兄弟姉妹（昭和二十七年四月一日において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。）

七　第二号において同号の順位から除かれている子

八　第四号において同号の順位から除かれている孫

九　第六号において同号の順位から除かれている兄弟姉妹

十　第一号において同号の順位から除かれている配偶者

第三十七條の見出しを「（弔慰金の額及び記名国債の交付）」に、同條第一項中「遺族一時金」を「弔慰金」に改め、同項中「五万円」の下に「（死亡した者が第三十四條第二項及び第三項に掲げるものである場合には、一人につき三万円）」を加える。

第三十八條の見出しを「（弔慰金の支給を受けることができない者）」に、同條中「遺族一時金」を「弔慰金」に改める。

第三十九條、第四十條、第四十五條、第四十六條、第四十七條及び第四十八條中「遺族一時金」を「弔慰金」に改める。

附則第十二項を次のように改め、附則第十三項を第十五項とし、以下順次二項ずつくり下げる。

13　前項の規定により遺族年金を支給した後に、遺族年金の支給を受ける権利を有する者が生じたため第二十七條第二項の規定により、各遺族に支給すべき遺族年金の額に変更を生ずべき場合においても、既に前項の規定により支給した遺族年金は、返還することを要しない。

14　前項の規定は、第十二項の規定により遺族年金を支給した後に、遺族年金を受ける権利を有するに至つた者の権利に、影響を及ぼさない。

附則第十一項中「（遺族年金の支給を停止する事由が当該年金を支払う日前に生じたときは、当該事由の生じた日の属する月分までとする。）」を削り、同項を第十二項とする。

附則第十項の次に次の一項を加える。

11　遺族年金を受ける権利を有する者につき、昭和二十八年二月二十八日以前において遺族年金の支給を停止すべき事由が生じた場合には、第三十三條において準用する第十五條の規定にかかわらず、昭和二十八年三月までは当該年金の支給は停止しない。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は戦傷病者等に対し障害年金及び補装具等を支給し、並びに戦没者の遺族等に対し遺族年金及び遺族一時金を支給すること等によりこれらの者を援護しようとするものであるが、遺族一時金の名称、法令に基いて強制動員を受けた者に対する弔慰金の支給及び障害年金の支給額、その他受給順位等について適切と認め難い点があるので、これに修正を加えた。

二、事件の利害得失

戦傷病者及び戦没者の遺族等を援護し得る利益がある。

三、費用

本法施行によつて昭和二十七年度予算二百三十一億余万円を要する。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

米穀の政府買入価格の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十五日

農林委員長　羽生　三七

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

池田宇右衛門　三浦　辰雄
飯島連次郎　宮本　邦彦
三橋八次郎　松永　義雄
加賀　操　西山　亀七
片柳　眞吉　小林　孝平

要領書

一、委員会の決定の理由

米穀の政府買入に際して、買入価格は、通常、供出の始まる時期から遅れて決定せられ、買入価格が決定するまでの間における供出分の代価の支払については、一応、政府の定めた仮価額で内払いをなし、買入価格決定後においてその差額が追加支払いせられる実情になつているのであるが、この追加支払額に対しては、従来利息を支払う措置がとられていなかつたので、本法律案によつて、昭和二十七年産米から仮の価格で支払を行うことを規定するとともに、その差額について仮価格による支払の時から差額が支払われる時までの期間に応じ、大蔵大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して定める率を下らない率によつて算出した利息額を差額とともに支払うこととなさんとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

農家経済の改善に寄与する。

三、費用

必要な利息は国内産主食の買入価格の中に含めて支払うこととなし、主食の買入及び売渡の操作によつて賄うものとする。

なお、昭和二十六年産米のように価格決定が甚だしく遅延したときについてみて約二億円と推定せられる。

審査報告書

十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十五日

農林委員長　羽生　三七

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

池田宇右衛門　三浦　辰雄
飯島連次郎　宮本　邦彦
三橋八次郎　松永　義雄
加賀　操　西山　亀七
片柳　眞吉　小林　孝平

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は過ぐる昭和二十七年三月十勝沖地震によつて農林業者が被つた各種農林業施設の損害の復旧を円滑にするためこれ等復旧に必要な融資について政府が損失の補償及び利子の補給を行わんとするものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

農林業施設の災害復旧を促進し被害農林業者の生産意欲の昂揚と農林業の復旧に寄与する。

三、費用

本法の施行について昭和二十七年度の利子補給のため約三〇〇万円が必要の見込であつて、本年度補正予算として計上する予定になつている。

審査報告書

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十四日

人事委員長　カニエ　邦彦

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

千葉　信　宮田　重文
紅露　みつ　溝口　三郎
北村　一男

要領書

一、委員会の決定の理由

平和條約の発効に伴い、国に慶事等があつた場合、恩赦の制度にならつて公務員等に対してもその懲戒免除及び弁償責任に基く債務の減免の措置を行いうる制度を設けようとするものであつて、これを単一化し恒久的な制度として確立し、基本的な事項については法律で規定し、実施についての具体的な必要事項は政令又は條例で定めることとし懲戒の免除については適用を公務員以外にも及ぼし、弁償責任の減免について特に一部免除の場合を認める等妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

国に慶事等があつた場合公務員等に対して懲戒の免除及び弁償責任に基く債務の減免の措置をとることができる。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十六日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

愛知　揆一　堀　末治
岩沢　忠恭　吉川末次郎
石村　幸作　高橋進太郎
館　哲二　林屋龜次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定が締結せられたのに伴い、合衆国軍隊等に対する地方税法の適用について若干の特例を設ける必要がある。即ち、合衆国軍隊、軍人軍属若しくはその家族、軍隊との契約者、及び軍人用販売機関について、それぞれその性格に応じ非課税の税種目を決めたのであるが、ここに本法案を制定することは、適当の措置と認めた。

二、事件の利害得失

この措置により、日米安全保障條約第三條に基く行政協定につき、その実施の円滑を確保することができる。

三、費用

本法の施行によつて別に費用を要しない。

審査報告書

日本とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十五日

郵政委員長　岩崎正三郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

柏木　庫治　中川　幸平
城　義臣　駒井　藤平

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定を実施するため、郵便法の特例を設けんとするものであつて、妥当な措置である。

二、事件の利害得失

日本国内において合衆国軍隊の使用する施設及び区域内に合衆国軍事郵便局を設置し、郵便物の送達の業務を行うもので日本国内郵政には差したる影響はない。

三、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

日本国との平和條約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十五日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

片岡　文重　小泉　秀吉
一松　政二　岡田　信次
仁田　竹一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、(一)日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴い、日本に駐留するアメリカ合衆国軍隊の自動車に対し、道路運送法及び道路運送車両法中、検査・登録・保安基準等の規定の適用除外の特例を設け、(二)この法律施行の際、連合国占領軍の機関の登録を受けている自動車は、平和條約の効力発生後当然に道路運送法及び道路運送車両法の規制を受けることとなるので、これらの自動車について切替の際直ちに検査・登録等の手続をなすことを緩和するため、必要のある事項の適用について六ヶ月間の猶予期間を設ける等の特例を設けたもので、委員会は條約履行のため必要なる措置と認める。

二、事件の利害得失

平和條約の効力発生後における道路運送法及び道路運送車両法の適用される自動車について、登録等切替の際の一時的混雑を避け得るとともに、安全保障條約の円滑なる実施に寄与する。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十五日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

片岡　文重　小泉　秀吉

一松　政二　岡田　信次

仁田　竹一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の第五條第三項の規定により、かかる船舶の船長に対して水先法第十三條の強制水先に関する規定の適用を除外するもので、委員会は條約履行のため必要なる措置と認める

二、事件の利害得失

安全保障條約の円滑なる実施に寄与する。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

厚生委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一五八号、第二六三号、第二六四号、第二八〇号、第三一一号、第三一二号、第三一三号、第三一四号、第三一五号、第三一六号、第三一七号、第三一八号、第三一九号、第三二〇号、第三二一号、第三二二号、第三二三号、第三二四号、第三二五号、第三二六号、第三二七号、第三二八号、第三二九号、第三三〇号、第三三一号、第三三二号、第三三三号、第三三四号、第三三五号　埼玉県北足立郡寿町野町大戸五四七　高橋美代子外二万九千九百九十九名（二通）

第三三六号　長崎県議会議長

第四七四号　戦争犠牲者国家補償法制定等に関する請願

第一五九号　戦争犠牲者援護等に関する請願

第一六五号、第二二五号、第三三一号、第三三二号、第三三三号、第三三四号、第三三五号、第四九八号、第五〇二号、第五〇三号、第五〇四号　母子福祉法制定に関する請願

第一六七号、第一七〇号、第三九八号、第四六一号　戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

第三八〇号　戦争犠牲者遺族国家補償に関する請願

第三九七号　身体傷害者福祉法中一部改正に関する請願

第四一一号　戦ほつ者の慰霊祭参加に関する請願

第四九四号　戦傷病者の国家補償に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年三月十七日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第一号

戦争犠牲者国家補償法制定等に関する請願

第一五八号　埼玉県議会議長

関根憲治外一名

第二六四号　熊本県議会議長

大久保勢輔

第二八〇号　長崎県議会議長

岡本直行

第三一一号　熊本県庁内熊本県世話課内熊本県戦傷病者の会内　笠時乗外五千八百五十四名

第三一二号　宮城県庁内引揚促進宮城県留守家族同盟内　門間正寿

第三一三号　岩手県議会議長

村上順平

第三一四号　茨城県議会議長

宇田川源次郎

第三一五号　福岡県議会議長

田中保蔵

第三一六号　茨城県水戸市南町

戦争犠牲者援護等に関する請願

第一五九号　茨城県愛の運動協会内　後藤武男

第三一七号　広島市段原末広町

母子福祉法制定に関する請願

第一六五号　広島県連合未亡人会内　石井正子外四十名

第三一八号　広島市尾長町六一八

第三一九号　広島県連合未亡人会内　清水マサ外三十九名

第三二〇号　広島県呉市岩方通五ノ一　藤田ナツ子外九百八十名

第三二一号　群馬県前橋市田中町甲五九群馬県母子会内　真中すず外一万四千四百二十七名

第三二二号　広島市横川町三

第三二三号　岡本勝子外二千八百二十七名

第三二四号　埼玉県比企郡八和田村大字上横田一〇八四八和田村未亡人会内　湯沢とめ外五万九千九百九十九名（二通）

第三二五号　埼玉県北足立郡寿野町大戸五四七　高橋美代子外二万九千九百九十九名（二通）

第三二六号　愛知県幡豆郡三和村大字東浅井　杉浦藤九郎外九百四十名

第三二七号　滋賀県栗太郡草津町三丁目　駒井和子外三千三百十一名（三十二通）

第三二八号　兵庫県相生市陸川西町　赤枝かね外一千百二十九名

第三二九号　兵庫県姫路市南條　広瀬笑子外二千四百七十九名（二通）

第三三〇号　神戸市須磨区大手町六ノ五四　井上重子外九千三百三十三名（六通）

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

第一六七号　三重県津市片浜町三九〇　川井芳蔵外三十六名

第一七〇号　水戸市役所内茨城県遺族連合会内　武田清子

第三九八号　広島市霞町財団法人広島県遺族厚生連盟会長　藤田直義

第四六一号　広島県御調郡向島町　藤田直義外七百九十一名

戦争犠牲者遺族国家補償に関する請願

第三八〇号　長野県上伊那郡中箕輪町遺族厚生連盟内　大槻武雄外四百七十二名

身体傷害者福祉法中一部改正に関する請願

第三九七号　福島県若松市栄町三四八　田場川留作外七名

戦ほつ者の慰霊祭参加に関する請願

第四一一号　高知県幡多郡清水町字松尾　田中岩尾

戦傷病者の国家補償に関する請願

第四九四号　山口市大字下宇野令一、一八三山口県戦傷病者福祉更生会内　梅地義雄

右二十九件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年三月十七日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

戦争犠牲者国家補償法制定等に関する請願

請願者　埼玉県議会議長　関根憲治外一名（第一五八号）

請願者　熊本県議会議長　大久保勢輔（第二六四号）

請願者　長崎県議会議長　岡本直行（第二八〇号）

請願者　熊本県庁内熊本県世話課内熊本県戦傷病者の会内　笠時乗外五千八百五十四名（第三一一号）

請願者　宮城県庁内引揚促進宮城県留守家族同盟内　門間正寿（第三一二号）

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第三一三号）

右の請願は、講和條約調印とともに、国会および政府は、戦ほつ者の遺族ならびに戦傷病者の国家補償について準備中とのことであるが、未帰還者および留守家族が除外されているのはなはだ遺憾である。しかして未帰還者およびその留守家族に

対する未復員者給与法および特別未帰還者給与法は、現下の社会情勢に適さないため、未帰還者およびその留守家族は物心両面の焦慮が大きいから、未帰還者およびその留守家族を戦争犠牲者国家補償の対象とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者国家補償法制定等に関する請願

請願者　茨城県議会議長　宇田川源次郎（第二六三号）

右の請願は、講和條約の発効を見んとしているときいまだに戦争犠牲者国家補償制度制定の根本的決定をみないことは、道義的国家再建のために遺憾に堪えないから、（一）遺族および傷い者は国の公務員として犠牲となつたのであつて一般生活困窮者救済的な措置とならないようにすること、（二）未帰還者および留守家族に対しても遺族、傷い者同様の補助を講ずること、（三）国家補償制度制定と併行して傷い者完全就業施策および母子福祉施策等の諸施策の実現を図ること、（四）戦犯者の恩赦ならびに内地服役の実現につき特段の対策を講ずること等、早急に実現の措置を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者国家補償法制定に関する請願

請願者　福岡県議会議長　田中保蔵（第四七四号）

右の請願は、遺家族、傷い軍人等に対する援護措置については、予算的措置も一応なされて法案も今国会に上提されることになつているとのことであるが、一般人の戦争犠牲者（徴用工員、学徒動員、女子てい身隊員等はもとより空爆、戦災による一般人の死傷者、遺家族等）に対しても何等かの援護措置を考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者援護等に関する請願

請願者　茨城県水戸市南町茨城県愛の運動協議会内　後藤武男（第一五九号）

右の請願は、戦争犠牲者に対する援護対策は、敗戦国という特殊事情から、幾多の制約を受けたことは遺憾であつたが、今回講和も成り、新しい日本の発足に当り、その援護または福祉の増進に万全を期するため、（一）遺家族に対する徹底的救済ならびに厚生施設についての充分なる予算の計上、（二）戦争犠牲者（未亡人、孤児を含む）に対する優先的生活保護ならびに厚生制度の確立、（三）身体障害者強制雇用法案の実現、（四）未帰還同胞の帰還促進ならびに留守宅援護の徹底、（五）南方諸地域戦犯者の減刑ならびに内地服役の懇請等をすみやかに実行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

母子福祉法制定に関する請願

請願者　広島市段原末広町一九三ノ一広島県連合未亡人会内　石井正子外四十名（第一六五号）

請願者　広島市尾長町六一八広島県連合未亡人会内　清水マサヱ外三十九名（第二二五号）

請願者　広島県呉市岩方通五ノ一　藤田ナツ子外九百八十名（第三三一号）

請願者　群馬県前橋市田中町甲五九群馬県母子会内　真中すず外一万四千四百二十七名（第三三二号）

請願者　広島市横川町三　岡本勝子外二千八百二十七名（第三三三号）

請願者　埼玉県比企郡八和田村大字上横田一、〇八四八和田村未亡人会内　湯沢とめ外五万九千九百九十九名（二通）（第三三四号）

請願者　埼玉県北足立郡与野町大戸五四七　高橋美代子外二万九千九百九十九名（二通）（第三三五号）

請願者　愛知県幡豆郡三和村大字東浅井　杉浦藤九郎外九百四十名（第三五五号）

請願者　滋賀県栗太郡草津町三丁目　駒井和子外三千三百十一名（三十二通）（第四九八号）

請願者　兵庫県相生市陸川西町　赤枝かね外一千百二十九名（第五〇二号）

請願者　兵庫県姫路市南條　広瀬笑子外二千四百七十九名（二通）（第五〇三号）

請願者　神戸市須磨区大手町六ノ五四　井上重子外九千三百三十三名（六通）（第五〇四号）

右の請願は、戦争犠牲に対する国家補償が実現されようとしていることは喜びとするところであるが、一方育成途上の子女を抱え、経済力に乏しく、困苦の生活と戦う母子世帯が多数あるから、これら母子家庭にもすみやかに母子福祉法が制定されるよう特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者　三重県津市片浜町三九〇　川井芳蔵外三十六名（第一六七号）

右の請願は、終戦以来六年を経過した今日戦争犠牲者遺族の実態を見るとき、じつに感慨に堪えないものがあるから、（一）昭和十八年勅令第六二五号および昭和十三年勅令第四九三号によつて死亡賜金を下附されていないものには適当額の弔慰金または見舞金を支給するの単行性を制定すること。（二）戦ぼつ者に対する年金補償制度を生活保護法から分離し、遺家族の実態に応じて増加年金支給の立法化すること、（三）遺児に対する教育扶助金を支給すること、（四）遺族補償法制定には遺族実態調査を実施すること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者　水戸市役所内茨城県遺族連合会内　武田清子（第一七〇号）

右の請願は、終戦以来戦争犠牲者遺族は、精神的、物質的に不遇の地位に置かれているから、（一）遺族年金、弔慰金等遺族に対する補償制度の確立、（二）遺族の子女育英に特別の考慮を払うこと、（三）未亡人に対する更生資金貸付、授産、就業、住宅等の福祉対策の強化、（四）遺族に対する課税減免等の処置をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者　広島市霞町財団法人広島県遺族厚生連盟会長　藤田直義（第三九八号）

右の請願は、講和條約の調印を終え、民族の独立を回復し、緊迫した国際社会に復帰しようとしているとき、戦争犠牲者の遺族に対して公正な補償をなすことは、独立国家としての道義および平和の基礎を確立することとなるから、すみやかに（一）遺族に弔慰金を支給すること、（二）遺族に対する補償は生活保護法と切り離し立法すること、（三）この年金は課税の対象としないこと等を考慮された遺族援護の処置を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者　広島県御調郡向島町藤田直義外七百九十一名（第四六一号）

右の請願は、終戦以来戦争犠牲者遺族は、精神的、物質的に不遇の地位に置かれているから、（一）遺族に弔慰金を支給すること、（二）遺族に対する補償は生活保護法と切り離し立法すること、（三）育英制度を考慮すること、（四）この年金は課税の対象としないこと等を取り入れた法律を制定し、国家としての補償の方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族国家補償に関する請願

請願者　長野県上伊那郡中箕輪町遺族厚生連盟内　大槻武雄外四百七十二名（第三八〇号）

右の請願は、終戦以来戦争犠牲者遺族は、精神的、物質的に不遇の地位に置かれているから、すみやかに、（一）遺族に弔慰金を支給すること、（二）遺族に対する補償は生活保護法と初り離し立法すること、（三）育英制度を考慮すること、（四）この年金は課税の対象としないこと、等の措置を取り入れた国家補償の方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

身体傷害者福祉法中一部改正に関する請願

請願者　福島県若松市栄町三四八　田場川留作外七名（第三九七号）

右の請願は、現在恩給法による増加恩給受給者ならびにかつて傷病年金を受領した款症以上の者で、軍人傷い記章授与証書または傷い軍人証所持者には、本人の願出によつて身体障害者福祉法の障害手帳を交付できるよう、同法の改訂を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦ぼつ者の慰霊祭参加に関する請願

請願者　高知県幡多郡清水町字松尾　田中岩尾（第四一一号）

右の請願は、請願人の亡夫は、台湾に居住当時召集令状に接し、内地部隊に応召の途中、東支那海において敵潜水艦によつて撃沈され死亡したのであるが、応召の途中で死亡したために慰霊祭にも加えられずにいるから、遺族が、慰霊祭に参加できるよう適当な処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦傷病者の国家補償に関する請願

請願者　山口市大字下宇野令一、一八三山口県戦傷病者福祉更生会内　梅地義雄（第四九四号）

右の請願は、政府は戦傷病者等に対する国家補償について考慮せられつつある由であるが、現行の傷病恩給制度は文官恩給に比較して数倍の開きがあり、労務災害補償法による一般労務者や公務員に比較しても問題にならない差異があるから、（一）戦傷病者に対する国家補償の徹底差別待遇の是正、（二）国鉄無賃乗車船制度を復活し私鉄にも適用するよう法的措置を講ずること、（三）恩給金庫制度の復活、（四）完全雇傭の実施、（五）戦傷病者および遺族の子弟に対する育英資金制度の実施、（六）医療費ならびに補助器具費の国庫負担、（七）租税の減免等の諸点を考慮した国家補償制度を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六一〇号　重度せき髄損傷傷い者の医療に関する請願

第六七二号、第六九〇号、第七四九号、第一〇一四号　戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

第七一四号、第一二七二号　戦争犠牲者遺族の国家補償に関する請願

第七二五号　日本赤十字社殉職看護婦遺家族の援護に関する請願

第七二六号　日本赤十字社殉職救護員等の遺家族援護に関する請願

第七三二号　戦争犠牲者国家補償法制定に関する請願

第七五二号　元傷い軍人待遇改善に関する請願

第八三八号、第八三九号、第八六五号、第八六六号、第八八九号、第九三号、第九九四号、第一〇七四号、第一四八三号、第一六三八号　未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する請願

第一一〇八号　戦争犠牲者遺族等の国家補償に関する請願

第一一六五号　元満州開拓青年義勇隊の取扱に関する請願

第一二〇一号、第一三四二号　元陸軍毒ガス工場軍属の援護対策に関する請願

第一二三四号　原爆犠牲者遺族の援護に関する請願

第一二七三号　戦傷病者戦没者遺族等援護法案中一部修正に関する請願

第一三三一号、第一六五〇号　戦傷病者戦没者遺族等援護法案の適用範囲拡大に関する請願

第一五〇三号　戦争犠牲者遺族援護費に関する請願

第一五七九号　第十東予丸遭難死没軍人遺族の戦傷病者戦没者遺族援護法案適用に関する請願

第一六一六号　戦没動員学徒遺族等を戦傷病者戦没者遺族援護法案に包含の請願

第一六三九号　戦争犠牲者の援護強化に関する請願

第一六八二号　戦没船員遺族を戦傷病者戦没者遺族等援護法案中に包含の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年四月二十五日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第二号

重度せき髄損傷傷い者の医療に関する請願

第六一〇号　神奈川県小田原市風祭四一二国立箱根療養所内　宮本辰蔵外七十名提出

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

第六七二号　長野県上伊那郡赤穂町大字赤穂一五、四三〇　松崎照治外二千五百九十八名（八通）提出

第六九〇号　広島県双三郡十日市町遺族厚生連盟会内　高岡啓三郎外千二百三十一名提出

第七四九号　石川県金沢市青草町二四　岡島友作提出

第一〇一四号　北海道旭川市役所内旭川市遺族会内　藤田敦提出

戦争犠牲者遺族の国家補償に関する請願

第七一四号　滋賀県大津市境川町五〇滋賀県遺族会内　竹内角左ヱ門外四万一千八百十三名提出

第一二七二号　高知県幡多郡中筋村磯ノ川一、一八七　土居啓次外八万三千八百二十八名提出

日本赤十字社殉職看護婦遺家族の援護に関する請願

第七二五号　長野県岡谷市六、八八五　今井ミヤノ外九百名提出

日本赤十字社殉職救護員等の遺家族援護に関する請願

第七二六号　大阪市東区大手前之町二日本赤十字社大阪支部事務局内　宮田宗兵衛外九百四十五名提出

戦争犠牲者国家補償法制定に関する請願

第七三二号　静岡県榛原郡五和村大代一、六五二　片岡真作外百七十七名提出

元傷い軍人待遇改善に関する請願

第七五二号　岡山県倉敷市日之出町岡山県傷痍軍人会内　木村幸之助外一名提出

未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する請願

第八三八号　大阪府泉大津市松之浜在外同胞帰還促進全国協議会大阪府未帰還者留守家族会内　中野浅治郎提出

第八三九号　仙台市宮城県庁内引揚促進宮城県留守家族同盟内　門間正寿外一名提出

第八六五号　京都市中京区夷川通烏丸西入在外同胞救出京都府留守家族同盟内　守山久次郎提出

第八六六号　山形県旅籠町新築西入り引揚促進山形県留守家族同盟内　会津栄三郎提出

第八八九号　大津市白玉町二一滋賀県在外同胞救出連盟内　大塚泰順提出

第九九三号　香川県香川郡仏生山町　河地庸太郎提出

第九九四号　宮崎県庁世話課内　海外抑留同胞引揚促進宮崎県家族同盟内　猪俣時蔵提出

第一〇七四号　佐賀市水ヶ江町新道京龍寺内佐賀県在外同胞引揚促進会内　田中虎登提出

第一四八三号　津市栄町三重県議会内三重県海外抑留同胞救出連盟内　松田信一郎提出

第一六三八号　岩手県庁世話課内岩手県海外残留同胞引揚促進同盟内　清水ヲミ外一名提出

戦争犠牲者遺族等の国家補償に関する請願

第一一〇八号　新潟県議会議長　西川弥平治提出

元満州開拓青年義勇隊の取扱に関する請願

第一一六五号　静岡県島田市横井町　加藤弘造外四名提出

元陸軍毒ガス工場軍属の援護対策に関する請願

第一二〇一号　広島県豊田郡幸崎町三、〇一二　名井久外十八名提出

第一三四二号　広島県知事　大原博夫外二十三名提出

原爆犠牲者遺族の援護に関する請願

第一二三四号　広島市長　浜井信三外四名提出

戦傷病者戦没者遺族等援護法案中一部修正に関する請願

第一二七三号　福岡市葉院露切町二〇　尾花国次提出

戦傷病者戦没者遺族等援護法案の適用範囲拡大に関する請願

第一三三一号　東京都千代田区神田一ッ橋日本教職員組合本部内　岡三郎提出

第一六五〇号　長野県諏訪郡長池村七、四〇九　山田重外百十名提出

戦争犠牲者遺族援護費に関する請願

第一五〇三号　千葉県山武郡東金町遺族会内　西田新外二十二名提出

第十東予丸遭難死没軍人遺族の戦傷病者戦没者遺族援護法案適用に関する請願

第一五七九号　愛媛県議会議長　立川明提出

戦没動員学徒遺族等を戦傷病者戦没者遺族援護法案に包含の請願

第一六一六号　愛知県豊橋市前田南町一八六　杉田鉄治外三百二十三名提出

戦争犠牲者の援護強化に関する請願

第一六三九号　福島県郡山市上亀田一ノ一国立郡山病院内　大内芳鶴提出

戦没船員遺族を戦傷病者戦没者遺族等援護法案中に包含の請願

第一六八二号　東京都板橋区長　渋谷常三郎提出

右三十四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年四月二十五日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

重度せき髄損傷傷い者の医療に関する請願

請願者　神奈川県小田原市風祭四一二国立箱根療養所内　宮本辰蔵外七十名（第六一〇号）

右の請願は、国立箱根療養所に入所加療中の重度せき髄損傷傷い者は、終身歩行不可能で働く能力がなく、その大部分が生活保護法ならびに未復員給与法等によつて医療費の支払を受けている実情であるが、年金の増額に伴い生活保護法を打ち切られるようになると、待望の年金は結果的に傷い者をして医療費支弁に窮せしめることになるから、終身医療の国家保障を考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者　長野県上伊那郡赤穂町大字赤穂一五、四三〇　松崎照治外二千五百九十八名（八通）（第六七二号）

請願者　広島県双三郡十日市町十日市町遺族厚生連盟会内　高岡啓三郎外千二百三十一名（第六九〇号）

請願者　石川県金沢市青草町二四　岡島友作（第七四九号）

請願者　北海道旭川市役所内旭川市遺族会内　藤田敦（第一〇一四号）

右の請願は、戦争犠牲者遺族は終戦以来六年余の間、物心両面のあらゆる苦難に堪え忍んできているから、遺族に対して、(一)昭和二十七年度において戦ぼつ者一柱につき弔慰金として十万円を下らない公債を交付し換金の方法を講ずること、(二)遺族代表を含めた審議機関を設け既得権利に基く年金をはじめ遺族補償に関する抜本的対策を樹立すること、(三)昭和二十七年度早々国および地方公共団体が主催して戦ぼつ者の遺霊行事を行いその費用は国の負担とすること、(四)昭和二十七年度より遺児の育英、就職、遺族の生業扶助の具体案を樹て実施すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は、妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者の援護強化に関する請願

請願者　福島県郡山市上亀田一ノ一国立郡山病院内　大内芳鶴（第一六三九号）

右の請願は、四月から実施される予定の援護法は、戦傷病者で現在療養中の者に対する援護は極めて不充分であるから、(一)未復員特例患者の療養を保障すること、(二)戦傷病者の療養費を国庫において負担すること、(三)療養中の診療を制限しないこと、(四)療養中の生活費は公務員給与ベースにより全額支給すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の国家補償に関する請願

請願者　滋賀県大津市境川町五〇滋賀県遺族会内　竹内角左エ門外四万一千八百十三名（第七一四号）

請願者　高知県幡多郡中筋村磯ノ川一、一八七　土居啓次外八万三千八百二十八名（第一二七二号）

右の請願は、戦争犠牲者の遺族に対し(一)英霊一柱に対し弔慰金十万円以上を支給すること、(二)遺族全世帯に対し一律に基本年金一世帯宛月額四千円および老人幼者等生活能力のない者一人につき月額一千円の増加年金を支給すること、(三)戦没者の慰霊行事は国および地方自治団体によつて行い、経費は国庫または地方自治団体において負担すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日本赤十字社殉職看護婦遺家族の援護に関する請願

請願者　長野県岡谷市六、八八五　今井ミヤノ外九百名（第七二五号）

右の請願は、政府は近く、遺家族ならびに傷病者援護対策を樹立される由であるが、その対象を、正規の軍人軍属に限り、日赤看護婦を除外するのは、戦時中日赤看護婦が軍人軍属に伍して何等変るところなく衛生勤務に服してきた点を考慮しない不合理な取扱であるから、日赤看護婦の遺家族についても、軍人軍属同等の援護策を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日本赤十字社殉職救護員等の遺家族援護に関する請願

請願者　大阪市東区大手前之町二日本赤十字社大阪支部事務局内　宮田宗兵衛外九百四十五名（第七二六号）

右の請願は、今国会に提出を予定される戦歿軍人軍属遺家族援護措置法案によれば、赤十字救護員ならびに看護婦は同案の対象より除外されているが、赤十字救護員の召集充員は、軍命に基くものであり、その編成派遣服務等はすべて軍律によつてなされたものであつて、しかも殉職者の功章、賞賜、靖国神社合祀等も全く軍人軍属と異ることなく行われていたものであるから、日本赤十字社殉職救護員ならびに看護婦の遺家族をも同法案の対象とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者国家補償法制定に関する請願

請願者　静岡県榛原郡五和村大代一、六五二　片岡真作外百七十七名（第七三二号）

右の請願は、戦争犠牲者である遺族に対して弔慰金または、見舞金および遺族年金が支給されるよう立法ならびに予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元傷い軍人待遇改善に関する請願

請願者　岡山県傷痍軍人会内　木村幸之助外一名（第七五二号）

右の請願は、身体障害者福祉法中傷

い軍人単独法化、国家公務員公傷額と同額に引上げ、軍人恩給の復活、国鉄無賃乗車券復活等を即時実施して元軍人傷い者に対する待偶を改善されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する請願

請願者　大阪府泉大津市松之浜在外同胞帰還促進全国協議会大阪府未帰還者留守家族会内　中野浅治郎（第八三八号）

請願者　仙台市宮城県庁内引揚促進宮城県留守家族同盟内　門間正寿外一名（第八三九号）

請願者　京都市中京区夷川通烏丸西入在外同胞救出京都府留守家族同盟内　守山久次郎（第八六五号）

請願者　山形県旅籠町新築西入り引揚促進山形県留守家族同盟内　会津栄三郎（第八六六号）

請願者　大津市白玉町二一滋賀県在外同胞救出連盟内　大塚泰順（第八八九号）

請願者　香川県香川郡仏生山町　河地庸太郎（第九九三号）

請願者　宮崎県庁世話課内海外抑留同胞引揚促進宮崎県家族同盟内　猪俣時蔵（第九九四号）

請願者　佐賀市水ヶ江町新道京龍寺内佐賀県在外同胞引揚促進会内　田中虎登（第一〇七四号）

請願者　津市栄町三重県議会内三重県海外抑留同胞救出連盟内　松田信一郎（第一四八三号）

請願者　岩手県庁世話課内岩手県海外残留同胞引揚促進同盟内　清水ヲミ外一名（第一六三八号）

右の請願は、政府は、さきに戦ぼつ遺族、戦傷病者の援護措置を決定されたのであるが、この問題の収拾、前後処理に追われて国際的にも人道的にも極めて重要な未帰還抑留同胞とその留守家族の悲境に対する抜本的考慮が払われなかつたため、全留守家族に対して極めて深刻な衝撃を与えているから、政府は講和條約発効後自主独立の外交的手段によつて未帰還同胞救出の具体策を確立するとともにその留守家族に対して国家的処遇の途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族等の国家補償に関する請願

請願者　新潟県議会議長　西川弥平治（第一一〇八号）

右の請願は、このたび国家予算に計上された戦争犠牲者および戦傷病者遺族に対する援護費は、終戦以来六年間にわたり困苦の生活を余儀なくされたこれら家族にとつて将来への希望を与えるものと期待していたが、その額があまりにも少額のため折角の措置もその効果を揚げることができないから、政府はこの際、これら戦争犠牲者と一般困窮者を区別するとともに精神的援護の方策をすみやかに樹立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元満州開拓青年義勇隊の取扱に関する請願

請願者　静岡県島田市横井町　加藤弘造外四名（第一一六五号）

右の請願は、元満州開拓青年義勇隊は、内地の訓練所を出て渡満し、原住民さえ住まない国境において開拓に従うと同時に必要に応じ国境警備の任にもつき、大東亜戦に際しては関東軍の令下において重要軍務に服したが、ソ連参戦となるや一部隊員はソ連に抑留される等この間における戦死者は約三千名と推定されているから、同隊の特殊性を考慮してこれら犠牲者を軍人および軍属と同様に取り扱われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元陸軍毒ガス工場軍属の援護対策に関する請願

請願者　広島県豊田郡幸崎町三、〇一二　名井久外十八名（第一一〇一号）

請願者　広島県知事　大原博夫外二十三名（第一三四二号）

右の請願は、広島県忠海町沖合二キロの海上大久野島にあつた元東京第二陸軍造兵しよう忠海製造所は、戦時中わが国最大の毒ガス製造秘密工場であつた。その内容は知られていないが、イペリット、ルイサイト、サイローム等の強力な毒ガスを、不完全な装置と不備な作業によつて製造していたため、傷病者が相次ぎ、厳重な監視の下に強制就労させられていた当時の状況は戦場以上に悲惨なものであつたから、これら元陸軍毒ガス工場に勤務していた軍属の犠牲者およびその遺家族に対して、今国会に審議される戦傷病者戦没者遺族等援護案の恩恵に浴する途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

原爆犠牲者遺族の援護に関する請願

請願者　広島市長　浜井信三外四名（第一一三四号）

右の請願は、目下国会において軍人、軍属等の遺家族援護法を審議中であるが、戦争犠牲者に対する国家補償の精神に則り、広島、長崎両市において、学徒勤労令による学徒隊員、女子勤労令による女子てい身隊員、国民勤労報国協力令による徴用工、国民義勇隊員、防空従事者等命により出動中原爆で死没した者の遺家族も旧軍人軍属の遺家族と同様に遺家族援護法の適用が受けられるよう適当な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦傷病者戦没者遺族等援護法案中一部修正に関する請願

請願者　福岡市葉院露切町二〇　尾花国次（第一二七三号）

右の請願は、戦傷病者戦没者遺族等援護法案一部修正に関し、（一）年令制限の撤廃、（二）公債支給上戦没年制限撤廃、（三）公債の年利および、換金方法とその換金許容限度の緩和等について遺族の意中賢察の上善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと

思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦傷病者戦没者遺族等援護法案の適用範囲拡大に関する請願

請願者　東京都千代田区神田一ツ橋日本教職員組合本部内　岡三郎（第一三三一号）

右の請願は、現在国会に上程されている遺家族援護法案は、戦時中強制、半強制の形で動員された徴用者、学徒動員による学生、生徒ならびに引率教員、満蒙開拓義勇軍等の犠牲者は、軍属に準ずるものとして当然その適用を受くべきものと考えられるから、その適用範囲を拡大して、右犠牲者に全面的に適用できるよう修正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦傷病者戦没者遺族等援護法案の適用範囲拡大等に関する請願

請願者　長野県諏訪郡長池村七、四〇九　山田重外百十名（第一六五〇号）

右の請願は、今国会に上提される戦傷病者、戦没者遺族等援護法案の審議に当つては、（一）原案において補償を与えていない昭和十二年七月七日以降の戦没者遺族も援護の対象とすること、（二）一時金および遺族年金はすみやかに支給すること、（三）一時金五万円の公債はなるべく早く現金化できるようにすること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族援護費に関する請願

請願者　千葉県山武郡東金町遺族会内　西田新外二十二名（第一五〇三号）

右の請願は、今回政府においては、昭和二十七年度予算に戦争犠牲者遺族援護費として、一時金である公債八百八十三億円と年金として傷い者援護その他の費用に二百二十一億円を計上し、きたる四月一日から施行されるよしであるが、その支給の対象は大平洋戦争中の犠牲者であることの外、種々の制約を設けているので、この適用から除外される多数の遺族に深刻なる影響を与えることとなるから、弔慰金については満州事変以来の犠牲者英霊一柱毎に洩れなく支給するとともに、年金についてはこれを昭和二十七年度限りの一時金としてできる限り予算の増額をはかり、その対象を妻子、父母、祖父母に及ぼし、子の十八才以上の外、年齢に制限を設けぬよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

第十東予丸遭難死没軍人遺族の戦傷病者戦没者遺族援護法案適用に関する請願

請願者　愛媛県議会議長　立川明（第一五七九号）

右の請願は、尾道今治連絡船第十東予丸は、昭和二十年十一月六日、多数の復員軍人を乗せて今治港に向う途中事故のため沈没したが、これら遭難者の遺族が、今回制定の遺家族援護法の対象外に置かれていることは極めて不合理であるから、本事故による遭難死没者の遺族を今回の遺族補償の適用範囲に加えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦没動員学徒遺族等を戦傷病者戦没者遺族援護法案に包含の請願

請願者　愛知県豊橋市前田南町一八六　杉田鉄治外三百二十三名（第一六一六号）

右の請願は、今回の戦傷病者戦没者遺族援護法案は、永年悲痛の涙にくれてきた遺族にとつて喜ばしいことであるが、同案の対象より、動員学徒や軍需工場への挺身隊員および付添教員で、戦争の犠牲となつた者の遺族が除外されていることは、不合理であるから、出征軍人の戦死戦傷と何等異るところのないこれら戦没動員学徒遺族等についても同案の対象とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦没船員遺族を戦傷病者戦没者遺族等援護法案中に包含の請願

請願者　東京都板橋区長　渋谷常三郎（第一六八二号）

右の請願は、今回政府においては、大東亜戦争で戦没した軍人軍属の遺族に対し援護法を制定しその援護を行うことになつたが、戦時中軍人と同様職責を全うした戦没船員の遺族が援護の対策から除外されているのは遺憾であるから、これら船員遺族の心情を察し、援護法案中に船員の遺家族を包含されるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二二〇号、第八一八号、第一二二二号、第一二八二号　未復員者給与法に関する請願

第四一二号、第四二六号　恩給および一時金受給者に未復員者給与法適用等の請願

第六一一号　重度せき髄損傷傷い者の住宅建設に関する請願

第六八四号　未復員者給与法中一部改正に関する請願

第一〇九四号　未復員特例患者の医療給付に関する請願

第一五五三号　未復員特例患者の医療保障に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年四月二十五日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第三号

未復員者給与法に関する請願

第二二〇号　新潟県北魚沼郡小千谷町国立小千谷療養所内患者自治会内　安田正宜提出

第八一八号　福島県若松市国立若松病院患者自治会内　鹿目昌敬提出

第一二二二号　宮崎県日南市国立日向療養所内　大隈正治外二十七名提出
第一二八二号　東京都北多摩郡清瀬村日本患者同盟内　近藤正雄提出
恩給および一時金受給者に未復員者給与法適用等の請願
第四一二号　広島市大手町八ノ八三　新見芳男外四十八名提出
第四二六号　福島県若松市国立若松病院患者自治会内　鹿目昌敬提出
重度せき髄損傷傷い者の住宅建設に関する請願
第六一一号　神奈川県小田原市風祭四一二国立箱根療養所内　宮本辰蔵外七十名提出
未復員者給与法中一部改正に関する請願
第六八四号　群馬県沼田局区内国立沼田病院内群馬県国立病院患者同盟内　高木貞寿提出
未復員特例患者の医療給付に関する請願
第一〇九四号　滋賀県滋賀郡和邇村国立療養所比良園内　高畑弘外百三十三名提出
未復員特例患者の医療保障に関する請願
第一五五三号　福島県岩瀬郡須賀川町国立療養所患者自治会内　今井正久提出

右十件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年四月二十五日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

未復員者給与法に関する請願

請願者　新潟県北魚沼郡小千谷町国立小千谷療養所内患者自治会内　安田正宜（第一二二〇号）

請願者　福島県若松市国立若松病院患者自治会内　鹿目昌敬（第八一八号）

請願者　宮崎県日南市国立日向療養所内　大隈正治外二十七名（第一二二二号）

請願者　東京都北多摩郡清瀬村日本患者同盟内　近藤正雄（第一二八二号）

右の請願は、さきに未復員者給与法の三箇年延長が可決され病床にある長期療養者に多大の光明を与えたが、細部にわたつて検討するになお幾多の不備な点が残されているから、長期療養者の完全な再起を図るため、（一）完全治ゆまでの生活を保障すること、（二）一時恩給受給者に対しても未復員者給与法延長の恩恵を適用すること、（三）療養中の生活費を支給すること、（四）病状固定退院時の一時金を国家災害保障法による金額まで引き上げること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給および一時金受給者に未復員者給与法適用等の請願

請願者　広島市大手町八ノ八三　新見芳男外四十八名（第四一二号）

請願者　福島県若松市国立若松病院患者自治会内　鹿目昌敬（第四二六号）

右の請願は、さきに未復員者給与法の療養期間が三箇年延長され、同法適用者に大きな希望を与えたが、最近恩給あるいは一時金を受給している特例患者は、この適用から除外され、また軽症患者や回復期にある患者は厳重な査定によつて療養継続を打ち切られるという情報が伝えられているが、このような措置は同法本来の目的に反するばかりでなく、療養者を死活の危機に陥れることになるから、特例患者にも療養期間の三箇年延長を認めるとともに、同法適用患者の更生援護のため、本人および家族の生活保障、回復者の強制雇用等について必要な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

重度せき髄損傷傷い者の住宅建設に関する請願

請願者　神奈川県小田原市風祭四一二国立箱根療養所内　宮本辰蔵外七十名（第六一一号）

右の請願は、重度せき髄損傷傷い者は、中枢神経を侵されているため、常に複雑な介護と高度の専門的医療を必要とするが、現在のような入院制度では家族の負担がばく大であるから、家族を有する患者で病状が一応安定した者に対しては療養所の医療管理の下に分病棟的な住宅を建設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未復員者給与法中一部改正に関する請願

請願者　群馬県沼田局区内国立沼田病院内群馬県国立病院患者同盟内　高木貞寿（第六八四号）

右の請願は、未復員者給与法の改正により、未復員者は今後三箇年療養できることになつたが、恩給受給者は同法第八條の二、五、六があるため療養を打ち切らねばならなくなるから、恵まれないこれらの戦争犠牲者も安心して療養できるよう同法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未復員特例患者の医療給付に関する請願

請願者　滋賀県滋賀郡和邇村国立療養所比良園内　高畑弘外百三十三名（第一〇八四号）

右の請願は、さきに未復員特例患者に対しては、昭和二十七年三月末日まで医療給付延長の臨急処置が採られたのであるが、伝えられるところによると、これらの患者に対しては四月以降の医療給付を中止して、代りに傷害年金又は一時金を支給するとのことであるがこれら未復員特例患者は引き続き治療および療養を要する者が大多数でいま直ちに医療給付を打ち切られて少額の傷害年金に切り換えられることは患者を現在以上の苦境に追い込むものであるから、これら未復員特例患者で引き続き療養を要する者に対しては傷害年金よりも医療給付を与えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未復員特例患者の医療保障に関する請願

請願者　福島県岩瀬郡須賀川町国立療養所患者自治会内　今井正久（第一五五三号）

右の請願は、さきに未復員特例患者に対しては、昭和二十七年末日まで

医療給付延長の臨急処置がとられてきたが、伝えられるところによると、これらの患者に対しては四月以降の給付を打ち切るとのことであるが、これら未復員特例患者は引き続き治療および療養を要する者が大多数で、いま直ちに医療給付を打ち切られることは、患者を非常な苦境に追い込むこととなるから、これら未復員特例患者に対して未復員法三ケ年延長と同じく療養の途が開かれるよう医療保障の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四号、第二七号、第三三号、第四〇号、第五八号、第七一号、第八八号、第一〇八号、第一〇九号、第一一三号、第一一九号、第二一二号　戦争犠牲者国家補償法制定に関する陳情

第三一号　戦争犠牲者遺族および戦傷病者の補償に関する陳情

第五七号、第七〇号、第七九号、第九〇号、第一一一号、第一一二号、第一三六号、第一四五号　戦争犠牲者遺族の国家補償に関する陳情

第八九号、第一一〇号、第二一七号　戦争犠牲者遺族等の援護強化に関する陳情

第一五九号　母子福祉法制定に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年三月十七日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会陳情特別報告第一号

戦争犠牲者国家補償法制定に関する陳情

第四号　京都府天田郡上六人部村会議長　大槻孝三

第二七号　愛媛県松山市議会議長　芳野恒英

第三三号　福島県庁内福島町村会内　横山宗延

第四〇号　大分県津久見市長　黒谷岩太郎外一名（二通）

第五八号　愛媛県東宇和郡中筋村議会議長　河野利市外三名（四通）

第七一号　愛媛県松山市一番町甲一五愛媛県自治会愛媛県町村議会議長会内　武井隆一外七十七名（七八通）

第八八号　愛媛県今治市議会議長　矢野米一外十一名（十二通）

第一〇八号　京都府宇治市議会議長　小山元次郎

第一〇九号　佐賀市議会議長　永倉次郎外十四名（十四通）

第一一三号　石川県議会議長　太田孝三

第一九三号　宮城県桃生郡桃生村議会議長　佐々木勝美外三名（四通）

第二一二号　千葉県銚子市議会議長　吉原隆治外五名（六通）

戦争犠牲者遺族および戦傷病者の補償に関する陳情

第三一号　和歌山県議会議長　坂久五郎

戦争犠牲者遺族の国家補償に関する陳情

第五七号　大分県宇佐郡天津村長　大慈弥丹後外十一名（六通）

第七〇号　大分県大分郡由布川村長　後藤悟外十五名（九通）

第七九号　福井県大飯郡本郷村　時岡鑑二外四名（四通）

第九〇号　大分県直入郡竹田町長　工藤工外五名（三通）

第一一一号　大分県南海部郡上野村長　小野宗佑外九名（五通）

第一一二号　大分県中津市長　浅沼義男外七名（五通）

第一三六号　大分県玖珠郡北山田村長　合原茂祐外五十九名（三十五通）

第一四五号　宮城県議会議長　日高弥一

戦争犠牲者遺族等の援護強化に関する陳情

第八九号　山形市旅籠町二八四　山形県遺族連合会内　佐藤昌之外一名

第一一〇号　徳島県議会議長　川真田郁夫

第二一七号　長野県下伊那郡大下條村遺族厚生連盟支部内　中村半次郎外八十三名（二通）

母子福祉法制定に関する陳情

第一五九号　愛知県宝飯郡大塚村大字大塚字勝川二八　稲石　その外二百四十一名

右二十五件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年三月十七日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

戦争犠牲者国家補償法制定に関する陳情者　京都府天田郡上六人部村会議長　大槻孝三（第四号）

右の陳情は、講和條約の締結とともに、戦争犠牲者救護の問題が検討されつつあるが、現行の戦争犠牲者救護の法令は、各種の制限、および適用範囲があつて、今日の社会情勢に適していない実情にあるから、すみやかに戦争犠牲者の国家補償法を立法化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者国家補償法制定に関する陳情者　愛媛県松山市議会議長　芳野恒英（第二七号）

右の陳情は、現在政府において考慮せられている戦争犠牲者の国家補償から、いまなおソ連地区および中共地区などに抑留されている三十有余万の未帰還者ならびにその留守家族が除外されていることは遺憾である。むろん未帰還者と留守家族については関係給与法による一応の救護措置が採られているが、十分な救護とはいえないから、これら未帰還者と留守家族を含めた戦争犠牲者家族補償法をすみやかに制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者国家補償法制定に関する陳情者　福島県庁内福島町村会内　横山宗延（第三三号）

陳情者　大分県津久見市長　黒岩太郎外一名（二通）（第四〇号）

右の陳情は、政府において考慮されている戦争犠牲者救護対象の中に、

未帰還抑留者とその留守家族が除外されており、もちろん未帰還者と留守家族については未復員者給与法、特別未帰還者給与法による一応の救護措置がとられているが、現行法令は各種の制限があつて適用範囲も狭く、支給額は今日の社会通念よりして不当に低く、抑留者および留守家族の現状に即しないものがあるから、これら抑留者および留守家族を含めた完全なる戦争犠牲者に対する国家補償法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者国家補償法制定に関する陳情

陳情者　愛媛県東宇和郡中筋村議会議長　河野利市外三名（四通）（第五八号）

陳情者　愛媛県松山市一番町甲一五愛媛県自治会愛媛県町村議会議長会内　武井隆一外七十七名（七八通）（第七一号）

陳情者　愛媛県今治市議会議長　矢野米一外十一名（一二通）（第八八号）

陳情者　京都府宇治市議会議長　小山元次郎（第一〇八号）

陳情者　佐賀市議会議長　永倉次郎外十四名（十四通）（第一〇九号）

陳情者　石川県議会議長　太田孝三（第一一三号）

右の陳情は、終戦以来はなはだしく国家より冷遇され、また一般国民より忘れられていた戦傷病者、遺族、留守家族、抑留者等に対する国家補償を始めとする各種援護方策の法制定を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者国家補償法制定に関する陳情

陳情者　宮城県桃生郡桃生村議会議長　佐々木勝美外三名（四通）（第一九三号）

右の陳情は、講和條約調印とともに、国会および政府は、戦ぼつ者の遺族ならびに戦傷病者の国家補償について準備中とのことであるが、未帰還者および留守家族が除外されているのはなはだ遺憾である。しかして未帰還者および留守家族に対する未復員者給与法および特別未帰還者給与法は、現下の社会情勢に適さないため、未帰還者およびその留守家族は物心両面の焦慮が大きいから、未帰還者およびその留守家族を戦争犠牲者国家補償の対象とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者国家補償法制定に関する陳情

陳情者　千美県銚子市議会議長　吉原隆治外五名（六通）（第二一二号）

右の陳情は、政府においては準備中の戦争犠牲者救護の対象の中に、未帰還者抑留者および留守家族が除外されているが、これ等にとられている救護措置の現行法令では多くの制限を受け、支給額が不当に低額で現状に即しないものであるから、戦争犠牲者救護法対象の中に抑留者および留守家族の処遇を包含して、すみやかに、かつ完全な国家補償の立法化の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族および戦傷病者の補償に関する陳情

陳情者　和歌山県議会議長　坂久五郎（第三二号）

右の陳情は、遺家族戦傷病者調査費が補正予算に計上せられたことは慶賀すべきことであるが、遺族ならびに戦傷病者に対する援護補償については、まだ何等の具体的施策も実施せられていないことは誠に遺憾であるから、政府においてすみやかに、これら諸施策を実施し、遺族戦傷病者の再起を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の国家補償に関する陳情

陳情者　大分県宇佐郡天津村長　大慈弥丹後外十一名（六通）（第五七号）

陳情者　大分県大分郡由布川村長　後藤悟外十五名（九通）（第七〇号）

陳情者　福井県大飯郡本郷村時岡鑑二外四名（四通）（第七九号）

陳情者　大分県直入郡竹田町長　工藤工外五名（三通）（第九〇号）

陳情者　大分県南海部郡上野村長　小野宗佑外九名（五通）（第一一一号）

陳情者　大分県中津市長　浅沼義男外七名（五通）（第一一二号）

陳情者　大分県玖珠郡北山田村長　合原茂祐外五十九名（三十五通）（第一三六号）

右の陳情は、終戦以来戦争犠牲遺族は、よく精神的に物質的に今日まで堪えてきたが、その心情を察するとき、真に忍びがたいものがあるから、戦争犠牲者である遺族に対して国家補償の方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の国家補償に関する陳情

陳情者　宮崎県議会議長　日高弥一（第一四五号）

右の陳情は、国家義務に従事した戦ぼつ者、未帰還者の家族および戦傷病者の生活状況は、見るに堪えないものがあるから、（一）戦ぼつ者に対

する年金補償制度を生活保護法から分離し、遺家族の実態に応じて増加年金を支給すること、(二)遺児に対する教育扶助金を支給すること、(三)現行未復員給与法に基く未復員者の範囲を拡大すること等の抜本的援護確立の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族等の援護強化に関する陳情

陳情者　山形市旅籠町二八四山形県遺族連合会内　佐藤昌之外一名(第八九号)

右の陳情は、終戦以来戦争犠牲者遺族ならびに留守家族は幾多の辛苦に堪えてきた。しかして講和條約の締結をみた今日、これら戦争犠牲者遺族ならびに留守家族に対する国家の補償は当然であるから、これら遺族ならびに家族に対する国家補償を具現せられるとともに、留守家族および戦ぼつ者遺族の身上相談所の徹底を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

陳情者　徳島県議会議長　川真田郁夫(第一一〇号)

右の陳情は、戦争犠牲者遺族は終戦以来六年余の間、物心両面のあらゆる苦難を堪え忍んできているから、遺族に対して、(一)弔慰金を支給すること、(二)生活保護法と切り離し、別に補償を立法化すること、(三)教育ならびに育英制度の特別扶助を給すること、(四)年金は課税の対象としないこと、(五)遺族の世話をする専従者を置く制度を設けること、(六)生業に従事できる方途を講ずること等の措置を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

陳情者　長野県下伊那郡大下條村遺族厚生連盟支部内　中村半次郎外八十三名(二通)(第二一七号)

右の陳情は、終戦以来戦争犠牲者遺族は、精神的、物質的に不遇の地位に置かれているから、(一)遺族に弔慰金を支給すること、(二)遺族に対する補償は生活保護法と切り離して行うこと、(三)育英制度を考慮すること、(四)遺族に対する年金は課税の対象としないこと等を取り入れた法律を制定し、国家としての補償の方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

母子福祉法制定に関する陳情

陳情者　愛知県宝飯郡大塚村大字大塚字勝川二八　稲石その外二百四十一名(第一五九号)

右の陳情は、終戦以来国民の心を痛ませてきた戦争犠牲者に対する援護対策として、国家補償法が実現されようとしているとき、母子世帯の子が国家社会から忘れられていて、母子家庭は、育成途上にある子女を抱え生活に困窮しているから、すみやかに母子福祉法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二四二号、第二四三号、第二五八号、第三四〇号、第三五二号、第四〇七号、第四四七号、第五二九号　戦争犠牲者国家補償法制定に関する陳情

第二四四号、第二八七号、第三二〇号、第三三九号、第三五三号、第三五八号、第三六六号、第三八〇号、第四二〇号、第四四六号、第四六六号、第七八一号、第九〇九号　戦争犠牲者遺族の国家補償に関する陳情

第二七四号、第二八八号、第三五一号、第五二二号、第五二八号、第五三七号、第六一〇号、第七一七号、第七二七号、第七七六号、第八〇八号　戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

第二九〇号　戦ぼつ船員遺族の援護強化に関する陳情

第三二一号　船員の遺族援護に関する陳情

第四〇九号、第五六一号、第六七九号　元満州開拓青年義勇隊の取扱に関する陳情

第四四八号　元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情

第四七一号、第八九八号　未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情

第四七二号、第九〇八号　未帰還者留守家族の援護に関する陳情

第四九一号　元傷い軍人の国家補償に関する陳情

第五六〇号　未帰還者留守家族の国家補償に関する陳情

第六一一号　戦傷病者戦没者遺族等援護法案修正に関する陳情

第六一二号、第六三五号　戦没船員遺家族を戦傷病者戦没者遺族等援護法案中に包含の陳情

第七六四号　戦争犠牲者未亡人の援護に関する陳情

第八九九号　開拓団等の傷病者、死没者遺家族の戦傷病者戦没者遺族援護法案適用に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年四月二十五日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会陳情特別報告第二号

戦争犠牲者国家補償法制定に関する陳情

第二四二号　東京都議会議長　菊池民一外七名提出

第二四三号　宮城県本吉郡大島村議会議長　菊田孫八外二名(二通)提出

第二五八号　宮城県黒川郡落合村議会議長　大内鉱三郎外一名（二通）提出
第三四〇号　宮城県志田郡松山町議会議長　山田一助外五名（六通）提出
第三五二号　京都府綾部市議会議長　村上義信提出
第四〇七号　福岡県鞍手郡木屋瀬町議会議長　田中英次外十二名（七通）提出
第四四七号　宮城県桃生郡前谷地村議会議長　佐藤盛衛外三名（三通）提出
第五二九号　宮城県本吉郡気仙沼町議会議長　小野寺寅七提出
戦争犠牲者遺族の国家補償に関する陳情
第二四四号　長野県下高井郡科野村遺族会内　荻原雅直外五十三名提出
第二八七号　大分県大野郡緒方町長　西進外三名（二通）提出
第三二〇号　高知県高岡郡多ノ郷村押岡　山崎松喜外一名（二通）提出
第三三九号　高知県香美郡槇山村　小松春馬外九名（三通）提出
第三五三号　高知県高岡郡須崎町　辻熊吉外二百十名（十一通）提出
第三五八号　高知県高岡郡須崎町一四〇　岡本鉄治外六名（七通）提出
第三六六号　島根県飯石郡赤名町赤名町遺族会内　妹尾国市外二十名提出
第三八〇号　高知県高岡郡須崎町　近添亀市外十七名（十一通）提出
第四二〇号　山口県議会議長　二木謙吾提出
第四四六号　岡山県和気郡備前町長　林弘平外二十六名提出
第四六六号　静岡県議会議長　本杉亮平提出
第七八一号　山梨県東八代郡八代村長　金井喜美外二千八百二十八名提出
第九〇九号　京都府議会議長　北村平三郎提出
戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情
第二七四号　高知市西唐人町八五　岡兎之吉提出
第二八八号　大分県直入郡宮城村久保二〇五　渡部清人外一名提出
第三五一号　愛媛県松山市議会議長　芳野恒英提出
第五二二号　高知県長岡郡大篠村遺族会内　溝渕盛美提出
第五二八号　北海道夕張郡由仁町字古山　杉本栄作外百九十六名提出
第五三七号　兵庫県城崎郡長井村守柄　浅野弘明外五十九名提出
第六一〇号　宮城県伊具郡角田町本田病院内　本多正由提出
第七一七号　北海道苫小牧市表町　板谷敬次郎外四千三百二十八名提出
第七二七号　北海道室蘭市本町四五　小笠原吉次外六千三百二十八名（三通）提出
第七七六号　宮城県仙台市原町本町二ノ六七財団法人宮城県連合遺族会内　千葉新吾提出
第八〇八号　東京都港区芝白金三光町二七三財団法人遺族信行会理事長　阿部倖大提出
戦ぼつ船員遺族の援護強化に関する陳情
第二九〇号　北海道小樽市堺町三二小樽地区労働組合会議内　島本虎三提出
船員の遺族援護に関する陳情
第三二一号　東京都千代田区丸の内一ノ一運輸省内中央船員職業安定審議会内　田倉八郎提出
元満州開拓青年義勇隊の取扱に関する陳情
第四〇九号　静岡県志太郡広幡村　片山広吉外十六名提出
第五六一号　東京都千代田区一番町一七社団法人開拓自興会長　吉崎千秋提出
第六七九号　鹿児島県鹿児島市山下町二一一鹿児島県開拓自興会内　鶴岡徳三外二名提出
元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情
第四八号　福井県三方郡八村国立福井療養所内湖療会内　成徳勝四郎外五十名提出
第七六四号　滋賀県蒲生郡安土村　本間ちゑ外十八名提出
開拓団等の傷病者、死没者遺家族の戦傷病者戦没者遺族援護法案適用に関する陳情
第八九九号　山口県議会議長　二木謙吾提出
右四十九件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十七年四月二十五日
厚生委員長　梅津　錦一
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

戦争犠牲者国家補償法制定に関する陳情
陳情者　東京都議会議長　菊池民一外七名（第二四二号）
陳情者　宮城県本吉郡大島村議会議長　菊田孫八外二名（第二四三号）
陳情者　宮城県黒川郡落合村議会議長　大内鉱三郎外一名（第二五八号）
陳情者　宮城県志田郡松山町議会議長　山田一助外五名（第三四〇号）
陳情者　京都府綾部市議会議長　村上義信（第三五二号）
陳情者　福岡県鞍手郡木屋瀬町議会議長　田中英次外十二名（第四〇七号）
陳情者　宮城県桃生郡前谷地村議会議長　佐藤盛衛外三名（第四四七号）
未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情
第四七一号　長野県諏訪市大手町一　島立広次提出
第八九八号　福岡県遠賀郡香月町議会議長　藤高倉東外四百三十一名提出
未帰還者留守家族の援護に関する陳情
第四七二号　東京都議会議長　菊池民一提出
第九〇八号　京都府議会議長　北村平三郎提出
元傷い軍人の国家補償に関する陳情
第四九一号　愛媛県温泉郡北吉井村国立愛媛療養所療友会内　稲川金次郎外百三十二名提出
未帰還者留守家族の国家補償に関する陳情
第五六〇号　福岡県直方市議会議長　佐田徳一提出
戦傷病者戦没者遺族等援護法案修正に関する陳情
第六一一号　長崎県議会議長　岡本直行提出
戦没船員遺家族を戦傷病者戦没者遺族等援護法案中に包含の陳情
第六一二号　福岡県大牟田市三河町五ノ四二全日本海員組合大牟田支部内　徳安市平提出
第六三五号　長崎市枇島町四一ノ一長崎地区戦没船員遺族会内　本田和三郎提出
戦争犠牲者未亡人の援護に関する陳情

陳情者　宮城県本吉郡気仙沼町
議会議長　小野寺寅七（第五二九号）

右の陳情は、政府においては準備中の戦争犠牲者救護の対象の中に、未帰還抑留者および留守家族が除外されているが、これ等にとられている救護措置は現行法令では多くの制限を受け、支給額が不当に低額で現状に即しないものであるから、戦争犠牲者救護法対象の中に抑留者および留守家族の処遇を包含して、すみやかに、かつ完全な国家補償立法化の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の国家補償に関する陳情

陳情者　長野県下高井郡科野村遺族会内　荻原雅直外五十三名（第二四四号）

陳情者　大分県大野郡緒方町長　西進外三名（第二八七号）

陳情者　高知県高岡郡多ノ郷村押岡　山崎松喜外一名（第三二〇号）

陳情者　高知県香美郡槇山村小松春馬外九名（第三三九号）

陳情者　高知県高岡郡須崎町辻熊吉外二百十名（第三五三号）

陳情者　高知県高岡郡須崎町一四〇　岡本鉄治外六名（第三五八号）

陳情者　島根県飯石郡赤名町赤名町遺族会内　妹尾国市外二十名（第三六六号）

陳情者　高知県高岡郡須崎町近添亀市外十七名（第三八〇号）

陳情者　山口県議会議長　二木謙吾（第四一〇号）

陳情者　岡山県和気郡備前町長　林弘平外二十六名（第四四六号）

陳情者　静岡県議会議長　本杉亮平（第四六六号）

陳情者　山梨県東八代郡八代村長　金井喜美外二千八百二十八名（第七八一号）

陳情者　京都府議会議長　北村平三郎（第九〇九号）

右の陳情は、今国会に戦ぼつ者遺族の補償問題が予算案および法律案として提出されたが、これは余りに戦争犠牲者遺族にとつて期待に反したものであるから、国家補償として（一）英霊一柱に対し弔慰金十万円以上を支給すること、（二）遺族全世帯に対し一律に基本年金月額四千円とし、老幼者等生活能力のないもの一人につき一千円増加年金を支給すること、（三）戦ぼつ者慰霊行事は国および地方自治団体によつて行われること等を具現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

陳情者　高知市西唐人町八五
岡兎之吉（第二七四号）

陳情者　大分県直入郡宮城村久保二〇五　渡部清人外一名（第二八八号）

陳情者　愛媛県松山市議会議長　芳野恒英（第三五一号）

陳情者　高知県長岡郡大篠村遺族会内　溝渕盛美（第五二二号）

陳情者　北海道夕張郡由仁町字古山　杉本栄作外百九十六名（第五二八号）

陳情者　兵庫県城崎郡長井村守栖　浅野弘明外五十九名（第五三七号）

陳情者　宮城県伊具郡角田町本田病院内　本多正由（第六一〇号）

陳情者　北海道苫小牧市表町
板谷敬次郎外四千三百二十八名（第七一七号）

陳情者　北海道室蘭市本町四五　小笠原吉次外六千三百二十八名（第七二七号）

陳情者　宮城県仙台市原町本町二ノ六七財団法人宮城県連合遺族会内　千葉新吾（第七七六号）

陳情者　東京都港区芝白金三光町二七三財団法人遺族信行会理事長　阿部倖大（第八〇八号）

右の陳情は、戦争犠牲者遺族は終戦以来六年余の間、物心両面のあらゆる苦難を堪え忍んできているから、遺族に対して、（一）弔慰金を支給すること、（二）生活保護法と切り離し、別に補償を立法化すること、（三）教育ならびに育英制度の特別扶助を給すること、（四）年金は課税の対象としないこと、（五）遺族の世話をする専従者を置く制度を設けること、（六）生業に従事できる方途を講ずること等の措置を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦ぼつ船員遺族の援護強化に関する陳情

陳情者　北海道小樽市堺町三二
小樽地区労働組合会議内　島本虎三（第二九〇号）

右の陳情は、今回戦ぼつ軍人遺族に対し援護資金が交付されることになつたが、戦ぼつ犠牲者は軍人のみでなく他にいかに多くの軍属が絶対命令のもとに戦線に、銃後にその生命を犠牲にし、その遺族が現在世相の荒波にいかに辛苦をなめているかは枚挙にいとまのない程であつて、とくにその四十五パーセントの犠牲者を出した海員の影響はまことにじん大であるから、軍人よりさらに困難な條件のもとに戦争に直接従事させられ、その犠牲となつた海員についても同様な援護処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

船員の遺族援護に関する陳情

陳情者　東京都千代田区丸ノ内一ノ一運輸省内中央船員職業安定審議会内　田倉八郎（第三二一号）

右の陳情は、近く提出を予定されている戦没軍人軍属の遺家族援護に関する法案は、軍人軍属のみを対象とし船員をこの対象から除外している由であるが、戦時中船員は国家の徴用により軍需物資の輸送に従事し、時としては第一線出動の軍人と何等異るところのない行動を取つたので

あるから、船員の犠牲者遺族に対しても援護の万全を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元満州開拓青年義勇隊の取扱に関する陳情

陳情者　静岡県志太郡広幡村片山広吉外十六名（第四〇九号）

陳情者　東京都千代田区一番町一七社団法人開拓自興会長吉崎千秋（第五六一号）

陳情者　鹿児島県鹿児島市山下町二一一鹿児島県開拓自興会内　鶴岡徳三外二名（第六七九号）

右の陳情は、元満州開拓青年義勇隊は、内地の訓練所を出て渡満し、原住民さえ住まない国境において開拓に従うと同時に必要に応じ国境警備の任にもつき、大東亜戦に際しては関東軍の令下において重要軍務に服したが、ソ連参戦となるや一部隊員はソ連に抑留される等この間における戦死者は約三千名と推定されているから、同隊の特殊性を考慮してこれら犠牲者を軍人および軍属と同様に取り扱われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情

陳情者　福井県三方郡八村国立福井療養所内湖寮会内　成徳勝四郎外五十名（第四四八号）

右の陳情は、結核その他長期療養を必要として入院中の戦傷者およびその家族は、経済的困窮のため、完治するまで療養を続けることができず、病状の悪化あるいは療養中途の退所等その実情は悲惨を極めているから、講和條約の発効を機会に元傷い軍人ならびに戦争犠牲者遺家族の医療費を全額国庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情

陳情者　長野県諏訪市大手町一　島立広次（第四七一号）

陳情者　福岡県遠賀郡香月町議会議長　藤高倉東外四百三十一名（第八九八号）

右の陳情は、政府は、さきに戦ぼつ遺族、戦傷病者の援護措置を決定されたのであるが、この問題の収拾、前後処理に追われて国際的にも人道的にも極めて重要な未帰還抑留同胞とその留守家族の悲境に対する抜本的考慮が払われなかつたため、全留守家族に対して極めて深刻な衝撃を与えているから、政府は講和條約発効後自主独立の外交的手段によつて未帰還同胞救出の具体策を確立するとともにその留守家族に対して国家的処遇の途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未帰還抑留者および留守家族の援護に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　菊池民一（第四七二号）

陳情者　京都府議会議長　北村平三郎（第九〇八号）

右の陳情は、政府は、今次国会に軍人軍属の遺族ならびに戦傷病者を対象とするいわゆる戦争犠牲者国家補償法案を提出するやに聞くが、一方外地抑留未帰還者に対しては、現在未復員者給与法および特別未帰還者給与法により若干の給与措置が講ぜられているだけで留守家族の多くは永年にわたり生活に困窮し苦難の状態にあるから、これらの留守家族に対しても遺族同様物心両面にわたり強力にして有効適切な援護措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元傷い軍人の国家補償に関する陳情

陳情者　愛媛県温泉郡北吉井村国立愛媛療養所療友会内　稲川金次郎外百三十二名（第四九一号）

右の陳情は、終戦後七年を経た今日、ようやく戦争犠牲者遺家族ならびに一部傷い軍人に対して国家保障措置を講じようとしているが、旧七項症以下ならびに二等症をこの国家保障の対象より除外していることは片手落ちの保障であつて、七項症以下の者といえども、到底自力で生活することは困難であり、また国家の要請により従軍し不具廃疾者となつた点においては一等症の者と何等異なるところがないのであるから、七項症以下の者に対しても国家保障措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未帰還者留守家族の国家補償に関する陳情

陳情者　福岡県直方市議会議長　佐田徳一（第五六〇号）

右の陳情は、政府はさきに、戦没遺族、戦傷病者の援護措置を決定したのであるが、未帰還者とその家族の補償が除外されていることは誠に遺憾であるから、日夜か酷な精神教育と労働を強いられている未帰還者、さらにそれ等同胞の帰還を待ちわびつつ、物心両面のはてしなき生活苦に明け暮れている留守家族のためにも、平和條約の進展とともに抜本的援護施策を確立し、完全なる国家補償を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦傷病者戦没者遺族等援護法案修正に関する陳情

陳情者　長崎県議会議長　岡本直行（第六一一号）

右の陳情は、戦傷病者戦没者遺族等援護法案は、その内容において最も重要な事項が遺家族援護の根本趣旨に合致していないから、同法案中(一)法案の名称を戦傷病者、戦没者、遺家族等援護臨時補償法と改めること、(二)一時金の名称を弔慰金に年金を臨時一時金に改めること、(三)一時金の支給基準は一柱ごととし支給範囲を拡大すること、(四)子および孫について十八才未満その他年令制限を付さないこと、等の修正を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦没船員遺家族を戦傷病者戦没者遺族等援護法案中に包含の陳情

陳情者　福岡県大牟田市三河町五ノ四二全日本海員組合大牟田支部内　徳安市平（第六一二号）

陳情者　長崎市桧島町四一ノ一長崎地区戦没船員遺族会内　本田和三郎（第六三五号）

右の陳情は、戦時中、日本船員は第一線の軍人と何等異るところのない重要任務に従事し、全船員の四割五分戦死という犠牲を出している。しかるに今回上程を伝えられる戦没軍人等の遺家族援護法案によれば、戦没船員の遺家族はその適用から除外されているが、これは極めて不合理な措置であるから、これら戦没船員の遺家族を同援護法案の対象とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者未亡人の援護に関する陳情

陳情者　滋賀県蒲生郡安土村本間ちゑ外十八名（第七六四号）

右の陳情は、近く独立と自由とを回復し、新生国家として認められることになり、戦争犠牲者援護法等の施策が論ぜられるに至つたことは誠に喜ばしいことであるが、今日の社会情勢は女、子供では到底平等な社会的地位を得ることができず、生活に苦るしみ、社会から冷遇視せられ暗い気持に悩まされている実情であるから、戦争犠牲者未亡人のため生活を補償する援護施策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

開拓団等の傷病者、死没者遺家族の戦傷病者戦没者遺族援護法案適用に関する陳情

陳情者　山口県議会議長　二木謙吾（第八九九号）

右の陳情は、満蒙開拓団、青少年義勇隊および動員学徒関係の傷病者ならびに死没者は、国家の要請によつて大陸に、あるいは軍の工場において負傷、り病または死没されたのであつて、何等軍人の戦傷病者と異ることがないから、今回の戦傷病者戦没遺家族等の援護に関する法律案の対象にこれら遺家族を加えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七一〇号　未復員特例患者の医療保障に関する陳情

第八三号、第八〇二号　未復員特例患者の医療給付等に関する陳情

第九〇七号　引揚者の国家補償に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年四月二十五日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会陳情特別報告第三号

未復員特例患者の医療保障に関する陳情

第七一〇号　新潟療養所内新潟県患者同盟内　笹川三郎外二名

未復員特例患者の医療給付等に関する陳情

第七八三号　熊本県下益城郡豊福村二、三三八国立療養所豊福園内　垣田正外二名

第八〇二号　熊本県下益城郡豊福村国立療養所豊福園内　下田重喜外三名

引揚者の国家補償に関する陳情

第九〇七号　京都府議会議長　北村平三郎

右四件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年四月二十五日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

未復員特例患者の医療保障に関する陳情

陳情者　新潟県柏崎市国立新潟療養所内新潟県患者同盟内　笹川三郎外二名（第七一〇号）

右の陳情は、戦時中、日本船員は第一線の軍人と何等異るところのない重要任務に従事し、全船員の四割五分戦死という犠牲を出している。しかるに今回上程を伝えられる戦没軍人等の遺家族援護法案によれば、戦没船員の遺家族はその適用から除外されているが、これは極めて不合理な措置であるから、これら戦没船員の遺家族を同援護法案の対象とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未復員特例患者の医療給付等に関する陳情

陳情者　熊本県下益城郡豊福村二、三三八国立療養所豊福園内　垣田正外二名（第七八三号）

右の陳情は、復員後も引き続き国立療養所において療養生活を続けている長期療養患者の生活を保護するため、(一)傷病恩給、傷病一時金受給者の療養給付を継続すること、(二)入院患者に対する生活補給金として月額本人千五百円、妻および長子六百円、その他の家族四百円を支給すること、(三)認可外余病に対しても治療給付を認めること、(四)ストレプの療養期間が三年延長されたが、戦時中あるいは戦後極めて小額の一時金や年金を受領した未復員者給与法の特例者が、療養期間三年延長より除外されているため、いまなお病床にある特例者の死活問題となつているから、特例者の療養期間の継続について法的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未復員特例患者の医療給付等に関する陳情

陳情者　熊本県下益城郡豊福村国立療養所豊福園内　下田重喜外三名（第八〇二号）

右の陳情は、復員後も引き続き国立療養所において療養生活を続けている長期療養患者の生活を保護するため、(一)傷病恩給、傷病一時金受給者の療養給付を継続すること、(二)入院患者に対する生活補給金として月額本人千五百円、妻および長子六百円、その他の家族四百円を支給すること、(三)認可外余病に対しても治療給付を認めること、(四)ストレプ

右の陳情は、戦時中、日本船員は第一線の軍人と何等異るところのない

トマイシン、パス、附添料等の制限を撤廃すること、(五)退院者の強制雇傭法の制定および職業補導を実施すること等適当な対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

引揚者の国家補償に関する陳情

陳情者　京都府議会議長　北村平三郎(第九〇七号)

右の陳情は、講和條約の発効を控え、戦争犠牲者の国家補償の問題が審議されているが、外地にすべての資産を残して引き揚げてきた海外引揚者の身の上については、一顧だに払われていないばかりでなく、行政費として貸借の行われた在外公館借入金の支払についても現在の実情に副わない不当な取扱をされようとしているから、引揚者を戦争犠牲者の援護対策中に含め、公平完全な国家補償を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三〇号、第二二五号、第四二一号　日本医療団解散に伴う清算剰余金還元配付の陳情

第七二号、第二一〇号、第二二三号、第二八九号　あん摩はりきゆう試験制度廃止反対等に関する陳情

第一九四号　戦病結核患者の終身保障制度確立に関する陳情

第二九八号　新潟県の結核病床増設等に関する陳情

第三六四号　あん摩師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する陳情

第四〇二号　療術師法制定反対に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月三日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会陳情特別報告第四号

日本医療団解散に伴う清算剰余金還元配付の陳情

第三〇号　島根県議会議長　中島龍一

第二二五号　京都市長　高山義三外九名

第四二一号　山口県議会議長　二木謙吾

あん摩はりきゆう試験制度廃止反対等に関する陳情

第七二号　徳島市幸町一ノ四四　全日本鍼灸マッサージ師連盟四国ブロック会内　杉浦四郎外三名

第二一〇号　山形県北村山郡山口村大字乱川二三〇北日本はりきゆうあんまマッサージ師会内　小座間光道外七名

第二二三号　奈良市鵲町二七　山本光治外十七名

第二八九号　東京都新宿区新宿三ノ二二全日本鍼灸按マッサージ師会連盟内　小守良勝

戦病結核患者の終身保障制度確立に関する陳情

第一九四号　島根県松江市上乃木町国立島根療養所患者自治会内　渡部邦敏外八名

新潟県の結核病床増設等に関する陳情

第二九八号　新潟県長岡市今朝日町一、〇四九東亜マッチ株式会社労働組合内　多田耕一

あんま師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する陳情

第三六四号　神戸市生田区多聞通二ノ一三二社団法人兵庫県鍼灸按摩師会長　塩津勇外十三名

療術師法制定反対に関する陳情

第四〇二号　香川県高松市築地町四七香川県身体障害者協会内　力丸茂市

右十一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月七日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

日本医療団解散に伴う清算剰余金還元配付の陳情

陳情者　島根県議会議長　中島龍一(第三〇号)

陳情者　京都市長　高山義三外九名(第二二五号)

陳情者　山口県議会議長　二木謙吾(第四二一号)

右の陳情は、地方公共団体は、日本医療団の解散に際し、その経営に係る一般医療施設の地方移管について、国民医療確保の見地から公的医療機関としての使命達成のために多大の犠牲を払つて継承し、鋭意これが整備拡充に努めてきたが、地方財政の貧迫はいまや極度に達し今後本事業の遂行は起債による財源ねん出の外方途のない現状である。然るに日本医療団の清算に当り清算剰余金が数億円に上るということであるから、国民医療の完成のためにこの際この剰余金を地方に還付する措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

あん摩はりきゆう試験制度廃止反対等に関する陳情

陳情者　徳島市幸町一ノ四四全日本鍼灸マッサージ師連盟四国ブロック会内　杉浦四郎外三名(第七二号)

陳情者　山形県北村山郡山口村大字乱川二三〇北日本はりきゆうあんまマッサージ師会内　小座間光道外七名(第二一〇号)

陳情者　奈良市鵲町二七　山本光治外十七名(第二二三号)

陳情者　東京都新宿区新宿三ノ二二全日本鍼灸按マッサージ師会連盟内　小守良勝(第二八九号)

右の陳情は、あん摩はりきゆう術の試験制度が、行政簡素化に伴つて廃止されるとのことであるが、かかる措置は、療術業者の素質を低下させる結果となり、国民衛生および福祉上憂慮すべき問題となるから、あん摩はりきゆう試験制度の廃止には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦病結核患者の終身保障制度確立に関する陳情

陳情者　島根県松江市上乃木町国立島根療養所患者自治会内　渡部邦敏外八名（第一九四号）

右の陳情は、戦争犠牲者援護法における傷病軍人に対する援護は「傷病年金を支給し、傷病の程度により七段階に分け月額平均五千五百円を支給する」と閣議の決定を見た由であるが、新援護法における七段階が現行の恩給法の如きものであれば、戦病結核患者のほとんどがこの援護法の適用から除外されることとなるから、戦病結核患者に対してはすべて終身年金をもつて保障せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県の結核病床増設等に関する陳情

陳情者　新潟県長岡市今朝日町一、〇四九東亜マッチ株式会社労働組合内　多田耕一（第二九八号）

右の陳情は、新潟県下における結核の排菌者は、五千名に達しているが、病床不足のため入院できない状態にある。しかるに既設の国立および県立の病院は国庫補助の打切り等のため、その使命が遂行できない実情にあるから、（一）四千六百床の結核病床を国費で増設すること、（二）県立病院に対し国庫補助を支給すること、（三）県内の国立病院を整備拡充すること等必要な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

あん摩師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する陳情

陳情者　神戸市生田区多聞通二ノ一三二社団法人兵庫県鍼灸按摩師会長　塩津勇外十三名（第三六四号）

右の陳情は、行政機構改革に関する政令諮問委員会は昭和二十六年八月十四日付をもつて各種の免許および試験制度を廃止するよう内閣総理大臣に答申したが、この中にあん摩師、はり師、きゆう師および柔道整復師も含まれている。しかしこれ等を廃止することは悪質低級な業者を濫造して国民の保健衛生上害毒を流す結果となるから最少限度現行の試験制度は存続すべきである。なお現行の「あん摩師、はり師、きゆう師、柔道整復師法」の一部を改正して「マッサージ師、はり師、きゆう師、柔道整復師法」としてこれ等の身分を法中にそう入明記せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

療術師法制定反対に関する陳情

陳情者　香川県高松市築地町四七香川県身体障害者協会内　力丸茂市（第四〇二号）

右の陳情は、聞く所によると指圧療法、血液循環療法、電気療法等の療術行為業者が療術師法の制定を期して厚生当局および国会方面に対してさかんに運動をしているとのことであるが、かかる法規の制定は医療行政を複雑化し、国民の保険衛生上悪影響を及ぼすばかりか、盲人の唯一の職業であるあん摩はりきゆう業を圧迫し、身体障害者福祉法の精神を侵すこととなるから、療術師法制定には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

審査報告書

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十八日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

長島　銀蔵　草葉　隆圓
中山　壽彦　小杉　繁安
三木　治朗　深川タマエ
谷口弥三郎　常岡　一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は日本国との平和條約の効力の発生に伴い、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する附則の一部を修正の上適当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

本措置によつて平和條約の効力発生後も引続き有毒飲食物の取締、伝染病届出、死産の届出等公衆衛生上必要な措置を講じ得る利益がある。

三、費用

本法の施行によつて別に費用を要しない。

審査報告書

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十八日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊達源一郎　杉原　荒太
徳川　頼貞　團　伊能
平林　太一　大隈　信幸
野田　俊作

附則第一項但書を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は外務省関係のポツダム宣言の受諾に伴い発した諸命令を平和條約発効後の事態に即応して改廃せんとするものであり、時間的に既に不要となつた施行期日に関する附則の一部を修正の上適当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

平和條約発効後の事態に即応して外国人の管理の適正を図ることができる。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

外国人登録法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十八日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊達源一郎　杉原　荒太
徳川　頼貞　園　伊能
平林　太一　大隈　信幸
野田　俊作

要領書

一、委員会の決定の理由

現行の外国人登録令は平和條約の発効とともに内容に不適当な諸点を生ずるので新に本法律を制定して外国人管理の適正を期することは妥当な措置であると認めた。

二、事件の利害得失

外国人登録事務を実情に即して規定し、在留外国人を正確に把握し得る利益がある。

三、費用

別段の費用を要しない。

審査報告書

日本国との平和條約第十五條(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定の締結について承認を求めるの件

右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十八日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊達源一郎　杉原　荒太
野田　俊作　徳川　頼貞
園　伊能　平林　太一
大隈　信幸　脊祢　益
加藤シヅエ

要領書

一、委員会の決定の理由

平和條約第十五條(a)は連合国財産の返還と補償を規定しているが、條文の解釈や補償の実施について関係国と紛争を生ずることが予想される。本協定はかかる紛争の解決のために平和條約第二十二條の規定に従い関係国と協定を結ばんとするもので、妥当なものと認めた。

二、事件の利害得失

平和條約に伴う連合国財産の返還及び補償に関する国際紛争の円滑なる処理を図ることができる。

三、費用

紛争解決のために設けられる委員会の委員の俸給と委員会経費を負担する必要がある。

〔第三十五号参照〕

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十八日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

左藤　義詮　加藤　武徳
長谷山行毅　寺尾　豊
宮城タマヨ　赤木　正雄
岡部　常

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基き締結せられた行政協定の、主として第十七條及び第二十三條の條項に則り、既存の刑事関係諸法令をもつてしては処理するになお不充分であると認められる事項に関して、刑事上の実体法及び手続法についての若干の特別規定を設けたものである。

実体規定としては、合衆国軍隊の施設、区域、軍用物、軍機を保護するための処罰規定及び合衆国軍事裁判所がその裁判権を円滑に行使できるようにするための処罰規定を設けており、手続規定としては、合衆国軍隊の使用する施設又は区域内における日本側司法官憲の職務執行、日本側又は合衆国側が逮捕した相手国の裁判権に服する者について相互引渡等に関する手続を定めている。

本法案は、行政協定の條項を履行する上において、やむを得ない立法である。

二、事件の利害得失

刑事上の事項について駐留軍とわが国との間の関係を調整する利益あるものと認める。

三、費用

本法の施行については、別段の費用を要しない。

審査報告書

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月二十八日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

宮城タマヨ　吉田　法晴
内村　清次　羽仁　五郎
伊藤　修　寺尾　豊
長谷山行毅　左藤　義詮
一松　定吉　赤木　正雄
加藤　武徳

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律」第二項の規定に従い、法務府関係のポツダム諸命令中、廃止又は存続に関する措置をする必要のあるもの十二件につき、それぞれ廃止又は存続することを定めたものであつて、妥当なる立法と認める。

なお、存続すべき命令のうち、婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令（昭和二十二年勅令第九号）については委員会は、この勅令は、婦女の人身売買の防止並びにその基本的人権の保護につき極めて不充分なるものと認め、政府において右勅令の根本的な改正法案を速やかに国会に提出すべきことを要求する旨の附帯決議をなした。

二、事件の利害得失

平和條約の発効に伴い占領中制定せられた法務府関係のポツダム命令を整理することによつて、法務府関係の法体制を軌道に乗せ、わが国の独立国としての面目を回復する上において利益あるものと認める。

三、費用

本法の施行については別段の費用を要しない。

審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月六日

人事委員長　カニエ邦彦

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

宮田　重文　岡田　信次
溝口　三郎　木下　源吾
紅露　みつ　千葉　信

（小字及び――は修正）

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を次のように修正する。

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第六を次のように改める。

別表第六　勤務地手当支給地域区分表

都道府県	区分	支給地域
北海道	四級地	札幌市 小樽市
	三級地	札幌市 小樽市 釧路市 函館市 旭川市 室蘭市 夕張市 石狩支庁管内 千歳町 琴似町のうち字八軒、二十四軒、琴似、山手、宮の森、新川、新琴似及び発寒 豊平町のうち字月寒、美園、平岸、中の島、東月寒、羊ヶ丘、福住、北野、清田、西岡及び澄川並びに真駒内、石山、藤野、簾舞、豊滝及び定山渓の区域で定山渓鉄道の線路から二キロメートル以内の地域 札幌村のうち字苗穂及び元村
	二級地	釧路市 函館市 稚内市 旭川市 室蘭市 帯広市 網走市 北見市 夕張市 苫小牧市 留萌市 岩見沢市 美唄市 石狩支庁管内 千歳町 手稲村 江別町 根室支庁管内 根室町 上川支庁管内 神楽村のうち字神楽及び神楽ヶ岡 東鷹栖村のうち町村道七号道路と町村道十四号道路とにはさまれる地域 神居村のうち字本町、神岡、忠和及び雨紛 永山村 幌別町 十勝支庁管内 川西村字稲田 渡島支庁管内 亀田村のうち字富岡、中道、鍛冶本町、昭和、港、赤川通及び赤川 上磯町字七重浜
	一級地	胆振支庁管内 伊達町 安平村 石狩支庁管内 琴似町のうち三級地に含まれる地域以外の地域 豊平町のうち三級地に含まれる地域以外の地域 札幌村のうち三級地に含まれる地域以外の地域 手稲村 恵庭村 上川支庁管内 神楽村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 東鷹栖村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 神居村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 富良野町 美深町 士別町 名寄町 渡島支庁管内 亀田村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 上磯町のうち字七重浜以外の地域 銭亀沢村 七飯村 長万部町 松前町 森町 八雲町 釧路国支庁管内 厚岸町 標茶町 余市町 後志支庁管内 倶知安町 岩内町 寿都町 狩太町 塩谷村

空知支庁管内　三笠町
芦別町
赤平町
滝川町
奈井江町
歌志内町
砂川町
上砂川町
深川町

日高支庁管内　浦河町
栗沢町
静内町
三石村
様似村
鵡川村

檜山支庁管内　江差町
瀬棚町
今金町
奥尻村

留萌支庁管内　焼尻村
天売村
増毛町
天塩町
羽幌町

宗谷支庁管内　香深村
船泊村
鴛泊村
沓形町
枝幸町
仙法志村
鬼脇村

網走支庁管内　女満別町
遠軽町
留辺蘂町
置戸町
津別町
紋別町
美幌町
斜里町
常呂町
池田町
広尾町
中標津町

根室支庁管内　十勝支庁管内

青森県	二級地	青森市	上北郡
			大三沢町
	一級地	青森市	
		弘前市	
		八戸市	
		東津軽郡	
			筒井村大字筒井
			新城村大字新城字石江
			大野村大字大野字片岡
			荒川村大字荒川字藤戸
		上北郡	
			大三沢町
		下北郡	
			田名部町
			大湊町
		南津軽郡	
			黒石町
		三戸郡	
			上長苗代村大字尻内
岩手県	二級地	釜石市	盛岡市
	一級地	盛岡市	
		宮古市	
		一関市	
		九戸郡	
			久慈町
			長内村
		上閉伊郡	
			甲子村
		気仙郡	
			盛町
			大船渡町
宮城県	二級地	仙台市	
	一級地	塩釜市	
		石巻市	
		古川市	
		宮城郡	
			多賀城町
			松島町
		本吉郡	
			気仙沼町
		桃生郡	
			矢本町
		牡鹿郡	
			女川町
		柴田郡	船岡町
		伊具郡	角田町
秋田県	二級地	秋田市	
	一級地	秋田市	
		能代市	

			大館市
			横手市
			由利郡 本荘町
			雄勝郡 湯沢町
			平鹿郡 十文字町
			南秋田郡 一日市町
			山本郡 二井町
			北秋田郡 鷹巣町
			鹿角郡 花岡町
			小坂町
			尾去沢町
山形県	二級地		山形市
	一級地		山形市
			米沢市
			鶴岡市
			酒田市
			新庄市
			南村山郡 上ノ山町
			北村山郡 東根町字神町
福島県	二級地		福島市
			郡山市
			平市
	一級地		福島市
			郡山市
			若松市
			平市
			白河市
			石城郡 小名浜町
			内郷町
			湯本町
			好間村
			勿来町
			植田町
			四倉町
			江名町
			飯坂町
			湯野町
			喜多方町
			信夫郡
			伊達郡
			耶麻郡

			岩瀬郡 須賀川町
			相馬郡 原町
茨城県	二級地		水戸市
			土浦市
			日立市
	一級地		古河市
			多賀郡 多賀町
			高萩町
			磯原町
			勝田町
			那珂湊町
			那珂郡
			太田町
			下館町
			下妻町
			水海道町
			結城町
			石岡町
			龍ヶ崎町
			阿見町
			潮来町
			麻生町
			取手町
			笠間町
			境町
			波崎町
			久慈郡
			真壁郡
			結城郡
			新治郡
			稲敷郡
			行方郡
			北相馬郡
			西茨城郡
			猿島郡
			鹿島郡
栃木県	二級地		宇都宮市
			足利市
			栃木市
			佐野市
			上都賀郡 日光町
			足尾町
	一級地		鹿沼市
			上都賀郡 今市町
			下都賀郡 小山町
			塩谷郡 藤原町
			塩原町
			足利郡 山辺町

			三重村
		那須郡	西那須野町 大田原町
群馬県			
	二級地		前橋市
			桐生市
			高崎市
			伊勢崎市 太田市
	一級地		太田市
		邑楽郡	館林町
		群馬郡	倉賀野町
		北群馬郡	渋川町
			伊香保町
		吾妻郡	草津町
			中之條町
		碓氷郡	臼井町
			安中町
		利根郡	水上町
			沼田町
		甘楽郡	富岡町
		多野郡	藤岡町
埼玉県			
	四級地		浦和市
			川口市
	三級地		大宮市 川越市
		北足立郡	蕨町 志木町
			大和町
			朝霞町
			鳩ヶ谷町
	二級地		熊谷市
			行田市
			所沢市
			川越市
			秩父市

			北足立郡
			戸田町
			与野町
			草加町
			志木町
			大和田町
			片山村
			谷塚町
			鴻巣町
			豊岡町
		入間郡	入間川町
			飯能町
	一級地		北埼玉郡
			加須町
			不動岡町
			羽生町
		南埼玉郡	越ヶ谷町
			大沢町
			春日部町
			岩槻町
			久喜町
			八幡村
			潮止村
		北足立郡	上尾町
			桶川町
			吹上町
			土合村
			美笹村 水谷村
			入間郡 福岡村 内間木村
			金子村 宗岡村
			皆野町
		秩父郡	小鹿野町
			野上町
		比企郡	松山町
			小川町
			幸手町
		北葛飾郡	栗橋町

千葉県

四級地	二級地	一級地
千葉市	銚子市（館山市）	館山市
市川市	野田市（木更津市）	木更津市
松戸市	印旛郡	佐原市
船橋市	成田町	夷隅郡
杉戸町（吉川町）	八街町	勝浦町
彦成村	佐倉町	大多喜町
早稲田村	浦安町	
東和村	東葛飾郡	
深谷町	行徳町	
妻沼町	南行徳町	
寄居町	柏町	
三尻村	小金町	
本庄町	千葉郡	
児玉郡	津田沼町	
大里郡	二宮町	
児玉町	幕張町	
	生浜町	

東京都

五級地
千代田区
中央区
港区
新宿区
文京区
台東区
墨田区
江東区
品川区
目黒区
大田区
世田谷区

千葉郡
大和田町（誉田村）
東葛飾郡
江戸川町
我孫子町
印旛郡
千代田町
旭村
酒々井町
大森町
木下町（和田村）
根郷村字六崎（白井村）
旭町
八幡町
海上郡
市原郡
五井町（姉崎町）
鶴舞町
東金町
成東町（大網町）
片貝町
茂原町（一宮町）
八日市場町（大貫町）
長生郡
匝瑳郡
鴨川町（千倉町）
安房郡

		四級地	三級地
渋谷区		立川市	青梅市
中野区		八王子市	南多摩郡　浅川町
杉並区		北多摩郡　田無町	町田町
豊島区		小金井町	日野町
北区		国立町	稲城村
荒川区		国分寺町	西府村
板橋区		府中町	
練馬区		調布町	
足立区		神代村	
葛飾区		昭和町	
江戸川区		狛江村	
武蔵野市		福生町	
三鷹市			
立川市			
北多摩郡　国立町			
田無町			
小金井町			
府中町			
調布町			
小平町			
神代村			

		二級地	
久留米村		南多摩郡　堺村	
清瀬村		横山村	
多磨村		鶴川村	
昭和町		由井村	
砂川村		瑞穂町	
小平町		西多摩郡	
保谷町		西多摩村	
東村山町		東秋留村	
村山村		西秋留村	
大和村		多西村	
昇島村		平井村	
福生町		増戸村	
五日市町		大島支庁管内	
西多摩郡		波浮港村	
		差木地村	
		泉津村	
		岡田村	
		元村	
		野増村	
		利島村	
		若郷村	
		本村	
		三宅支庁管内	
		神津島村	
		三宅村	
		坪田村	
		阿古村	
		御蔵島村	

		八丈支庁管内	樫立村
			末吉村
			三根村
			大賀郷村
			中之郷村
			鳥打村
			宇津木村
			青ヶ島村
神奈川県	一級地	西多摩郡	大久野村
			戸倉村
			小宮村
			檜原村
			小曾木村
			成木村
			吉野村
			三田村
			古里村
			氷川町
			小河内村
		南多摩郡	元八王子村
			恩方村
			川口村
			加住村
			七生村
			由木村
			南村
			忠生村
			多摩村
	五級地	横浜市のうち昭和十四年三月三十一日における横浜市の区域	
		横浜市	戸塚区のうち戸塚町の一の区、二の区、三の区、一丁目、二丁目及び三丁目、吉田町吉田並びに矢部町後矢際
		川崎市のうち昭和二年四月一日に田島町を編入したときの川崎市の区域並びに旧中原町、旧日吉町及び旧高津町の区域	
		鎌倉市	
		横須賀市のうち四級地に含まれる地域以外の地域	

	四級地	横浜市のうち五級地に含まれる地域以外の地域	
		川崎市のうち五級地に含まれる地域以外の地域	
		横須賀市のうち長井及び北下浦三級地に含まれる地域以外の地域	
		藤沢市	
		三浦郡	葉山町
			逗子町
	三級地	横須賀市のうち長井及び北下浦	
		平塚市	
		小田原市	
		茅ヶ崎市	
		足柄下郡	湯本町
			芦之湯村
			仙石原村
			宮城野村
			温泉村
			元箱根村
			箱根町
			湯河原町
		愛甲郡	厚木町
		中郡	大磯町
		高座郡	相模原町
	二級地	愛甲郡	南毛利村
		足柄上郡	山北町
			松田町
			南足柄町
			吉田島村
		足柄下郡	国府津町
			酒匂町
			前羽村
		中郡	秦野町
			南秦野町
			東秦野村
			伊勢原町
			大野町
			大根村
			二宮町
			国府村

		三浦郡	三崎町
		高座郡	渋谷町
			座間町
			海老名町
			大和町
			寒川町
新潟県	一級地	足柄上郡	清水村
			曾我村
			金田村
			相和村
			岡本村
			酒田村
			福沢村
			中井村
		足柄下郡	真鶴町
			吉浜町
			片浦村
			岩村
			福浦村
			下曾我村
			豊川村
			上府中村
			下中村
		津久井郡	中野町
			与瀬町
			川尻村
			綾瀬町
		高座郡	有馬村
			小出村
			御所見村
			愛川町
		中郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域	
		三浦郡	南下浦町
			初声村
	二級地	新潟市	
	一級地	長岡市	
		三條市	

			柏崎市
			高田市
			新発田市
			新津市
		東蒲原郡	西頸城郡
		北魚沼郡	糸魚川町
		佐渡郡	青海町
			津川町
			小千谷町
			相川町
			両津町
		三島郡	寺泊町
		東頸城郡	安塚村
		北蒲原郡	五十公野村字上杉原
			水原町
			葛塚町
			中條町
		中頸城郡	直江津町
		南蒲原郡	加茂町
			見附町
		中蒲原郡	亀田町
			五泉町
		西蒲原郡	燕町
			内野町
			吉田町
			巻町
		中魚沼郡	十日町
		古志郡	宮内町
		岩船郡	村上町
			瀬波町
富山県	二級地	富山市	
		高岡市	
		新湊市	
	一級地	新湊市	
		氷見郡	氷見町
		下新川郡	魚津町
		中新川郡	滑川町
		婦負郡	八尾町
		東礪波郡	南山田村大字信末
石川県	二級地	金沢市	
		小松市	

	一級地	石川郡　松任町
		七尾市
		小松市
		石川郡　押野村
		野々市町
		鳳至郡　輪島町
		江沼郡　大聖寺町
		山中町
		山代町
		片山津町
		動橋町
		鵜川村
		羽咋郡　羽咋町
		河北郡　津幡町
		珠洲郡　飯田町
福井県	二級地	福井市
		敦賀市
		武生市
	一級地	敦賀市
		武生市
		小浜市のうち昭和二十六年三月二十九日における小浜町及び今富村大字伏原の区域
		今立郡　鯖江町
		神明町
		大野郡　大野町
		勝山町
		坂井郡　芦原町
		丸岡町
		三国町
		金津町
		吉崎村
山梨県	二級地	甲府市
		富士吉田市
	一級地	南都留郡　谷村町
		船津村
		中野村

	一級地	北都留郡　大月町
		猿橋町
		上野原町
		東山梨郡　塩山町
		西八代郡　市川大門町
長野県	二級地	長野市
		松本市
	一級地	長野市
		松本市
		上田市
		諏訪市
		岡谷市
		飯田市
		北佐久郡　小諸町
		軽井沢町
		岩村田町
		諏訪郡　下諏訪町
		上高井郡　須坂町
		東筑摩郡　塩尻町
		本郷村
		西筑摩郡　福島町
		上松町
		上伊那郡　伊那町
		北安曇郡　大町
岐阜県	二級地	岐阜市
		多治見市
		大垣市
		関市
		高山市
		恵那郡　稲葉郡
		陶町
		那加町
		羽島郡　厚見村
		笠松町
		吉城郡　神岡町
	一級地	関市
		吉城郡　古川町
		上宝村

土岐郡	下石町
	駄知町
	瑞浪土岐町
	土岐津町
	泉町
恵那郡	妻木町
	稲津村
	肥田村
	陶町
	大井町
	長島町大字中野
	中津川町
	岩村町
	明知町
羽島郡	笠松町
	竹ケ鼻町
益田郡	下呂町
	萩原町
	小坂町
武儀郡	美濃町
	金山町
加茂郡	太田町
	八百津町
	古井町大字下古井
稲葉郡	鵜沼町
	蘇原町
	赤坂町
	垂井町
	関ケ原町
揖斐郡	揖斐町
大野郡	大八賀村
可児郡	御嵩町
	中村字中
	広見町
	帷山町
	伏見町
	今渡町
郡上郡	八幡町
	白鳥町
本巣郡	北方町
山県郡	高富町

静岡県

四級地	熱海市	
	伊東市	
三級地	静岡市	
	浜松市	
	伊東市	
二級地	沼津市	
	吉原市	
	富士宮市	
	清水市	
	三島市	
	富士郡	
	田方郡	網代町
		宇佐美村
	安倍郡	有度村
	駿東郡	御殿場町
一級地	吉原市	
	富士宮市	
	島田市	
	磐田市	
	焼津市	
	賀茂郡	
	富士郡	
	駿東郡	
	田方郡	下田町
		富士町
		小山町
	庵原郡	
	修善寺町	
	伊豆長岡町	
	大仁町	
	函南村	
	興津町	
	蒲原町	
	富士川町	
	由比町	
	袖師町	

愛知県

五級地	名古屋市のうち四級地に含まれる地域以外の地域	
四級地	名古屋市	中川区のうち八田木町及び花池町以外の荒子川から西であつて日本国有鉄道関西線の線路から南の地域 港区のうち大江町、昭和町、船見町及び潮見町以外の荒子川から西の地域 南区のうち桜本町、霞町、桜台町、元桜田町、迎山町、春日野町、扇田町及び若草町以外の東六号道路から東南五〇メートル以遠の地域 瑞穂区のうち弥富通と田辺通とを結ぶ線から東南五〇メートル以遠の地域 昭和区のうち川原通と檀渓通とを結ぶ線から東の地域
	一宮市	
三級地	瀬戸市	
	岡崎市	
	豊橋市	
	津島市	
	刈谷市	
	西春日井郡	西枇杷島町
	愛知郡	鳴海町
	東春日井郡	守山町
	中島郡	稲沢町
二級地	春日井市	
	半田市	
	刈谷市	
	碧南市	
	豊川市	
	挙母市	
	南設楽郡	新城町
	中島郡	祖父江町
		起町
		奥町
		今伊勢町
		大和町字馬引
	愛知郡	天白村
	東春日井郡	小牧町
		旭町
	西春日井郡	新川町
		清洲町
		大府町
	知多郡	常滑町
		大高町
	海部郡	蟹江町
	宝飯郡	蒲郡町
		三谷町
	幡豆郡	西尾町
一級地	中島郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域	
	西春日井郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域	
	丹羽郡	
	葉栗郡	
	東春日井郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域	
	碧海郡	安城町
		高浜町
		知立町
		矢作町
	額田郡	岩津町
	海部郡のうち蟹江町以外の地域	
	愛知郡	猪高村
		豊明村
		日進村
	幡豆郡	平坂町
		吉田町
		幡豆町

		知多郡	一色町
			上野町
			武豊町
			横須賀町
			大野町
			有松町
			八幡町
			東浦町
			内海町
			豊浜町
		宝飯郡	御津町
			小坂井町
			形原町
			西浦町
		渥美郡	田原町
		北設楽郡	田口町
三重県			
二級地	一級地		
津市	鈴鹿市		
松阪市	飯南郡		
四日市市	鈴鹿郡		
桑名市	名賀郡		
宇治山田市			
上野市	北牟婁郡		
北牟婁郡	相賀町		
尾鷲町	引本町		
鈴鹿郡 亀山町	長島町		
南牟婁郡 木本町	錦町		
名張郡	南牟婁郡 阿田和町		
	志摩郡 鳥羽町		
	浜島町		

			鵜方町
		一志郡	久居町
		度会郡	二見町
			御薗村
			四郷村
		河芸郡	一身田町
		三重郡	楠町
			菰野町
		桑名郡	長島村
		阿山郡	柘植町
滋賀県			
三級地			
大津市のうち昭和二十六年三月三十一日における大津市の区域			
二級地	一級地		
大津市のうち三級地に含まれる地域以外の地域	栗太郡	草津町	
彦根市		瀬田町	
長浜市		治田村大字渋川	
	神崎郡	八日市町	
	蒲生郡	金田村大字鷹飼	
	坂田郡	米原町	
	甲賀郡	水口町	
	野洲郡	守山町	
	滋賀郡	堅田町	
	高島郡	今津町	
	伊香郡	木之本町	
京都府			
五級地			
京都市	京都市のうち昭和六年三月三十一日における京都市の区域		
	上京区のうち昭和六年三月三十一日における上賀茂村、大宮村及び鷹ヶ峰村の区域		
	下京区のうち昭和六年三月三十一日における吉祥院村及び上鳥羽村の区域		
	右京区のうち昭和六年三月三十一日における嵯峨町、花園村、太秦村、西院村、松尾村、桂村、川岡村、梅津村及び西京極村の区域		
	東山区のうち昭和六年三月三十一日における山科町の区域		
	伏見区のうち昭和六年三月三十一日における伏見市、		

桃山町、深草町、竹田村、醍醐村、横大路村、納所村、向島村及び下鳥羽村の区域
左京区のうち昭和六年三月三十一日における修学院村及び松ヶ崎村の区域

四級地　京都市　右京区のうち昭和六年三月三十一日における梅ヶ畑村の区域
左京区のうち昭和二十四年三月三十一日における岩倉村及び八瀬村の区域
舞鶴市のうち字東吉原、西吉原、魚屋、竹屋、平野屋、丹波、北田辺、南田辺、円満寺、大内、本、職人町、松陰、寺内、西、宮津口、新、堀上、紺屋、京口、引土新、朝代、引土、伊佐津、公文名、布敷、高野由里、下福井、上福井、下安久、上安久、上安、倉谷、和田、余部上、余部下、長浜、北吸浜、溝尻、市場、森、行永、泉源寺、小倉、田中、鹿原、安岡、吉坂、朝来中、中田、平、吉田、木下、与保呂、福来、七日市、万願寺、京田及び今田

三級地　京都市　左京区のうち昭和二十四年三月三十一日における岩倉村及び八瀬村の区域
福知山市のうち字厚、新庄、半田、土師、前田及び昭和十二年三月三十一日における福知山町の区域（高畑、森垣、荒木及び室の区域を除く。）並びに由良川と土師川との合流点から下流三キロメートルの間の右岸堤内一キロメートル以内の地域
舞鶴市のうち字東吉原、西吉原、魚屋、竹屋、平野屋、丹波、北田辺、南田辺、円満寺、大内、本、職人町、松陰、寺内、西、宮津口、新、堀上、紺屋、京口、引土新、朝代、引土、伊佐津、公文名、布敷、高野由里、下福井、上福井、下安久、上安久、上安、倉谷、和田、余部上、余部下、長浜、北吸浜、溝尻、市場、森、行永、泉源寺、小倉、田中、鹿原、安岡、吉坂、朝来中、中田、平、吉田、木下、与保呂、福来、七日市、万願寺、京田及び今田
舞鶴市のうち四級地に含まれる地域以外の地域
綾部市のうち昭和二十五年七月三十一日における綾部町の区域

二級地　京都市　伏見区のうち昭和二十五年十一月三十日における久我村及び羽束師村の区域
右京区のうち昭和二十五年十一月三十日における大枝村の区域
上京区のうち昭和二十四年三月三十一日における醍ヶ畑村の区域
左京区のうち昭和二十四年三月三十一日における大原村、静市野村、鞍馬村の区域
宇治市
乙訓郡　向日町
綴喜郡　八幡町

右京区のうち昭和二十三年五月三十一日における中川村、小野郷村の区域
福知山市のうち三級地に含まれる地域以外の地域
舞鶴市のうち三級地に含まれる地域以外の地域
綾部市のうち昭和二十五年七月三十一日における綾部町の区域

一級地　京都市のうち五級地、四級地、三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域
綾部市のうち二級地に含まれる地域以外の地域
船井郡　園部町
八木町
与謝郡　宮津町

久世郡　淀町
御牧村
佐山村
城陽町
与謝郡　宮津町
園部町
船井郡　八木町
中郡　峰山町
竹野郡　網野町
乙訓郡　長岡町
久世村
大山崎村
綴喜郡　田辺町
井手町
都々城村
有智郷村
相楽郡　多賀村
木津町
上狛町
加茂町
精華村
南桑田郡　亀岡町
北桑田郡　周山町

栗田村
加悦町
岩滝町
吉津村

大阪府	五級地	大阪市
		堺市
		布施市
		豊中郡
		池田市
		吹田市
		船井郡　府中村
		須知町
		摩気村
		天田郡　上川口村
		金谷村
		上夜久野村
		中夜久野村
		下夜久野村
		何鹿郡　豊里村
		佐賀村
		中郡　峰山町
		大宮町
		吉原村
		乙訓郡　大原野村
		久世郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域
		相楽郡　精華村
		高麗村
		笠置町
		棚倉村
		東和束村
		中和束村
		西和束村
		北桑田郡　周山町
		弓削村
		竹野郡　網野町
		間人町
		綴喜郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域
		南桑田郡　保津村
		吉川村
		千代川村
		大井村
		熊野郡　篠村
		久美浜町
		加佐郡　大江町
		由良村
		神崎村

		守口市
		岸和田市のうち阪和線の線路から西及び東南二キロメートル以内の地域
		泉大津市
		貝塚市のうち阪和線の線路から西及び東南二キロメートル以内の地域
		八尾市
		泉佐野市
		高槻市
		枚方市
		茨木市
		泉北郡　高石町
		中河内郡　加美村
		巽町
		豊能郡　庄内町
	四級地	寝屋川市
		富田林市
		豊能郡　箕面町のうち昭和二十三年七月三十一日における箕面町の区域
		泉北郡　忠岡町
		和泉町
		富田町
		三島郡　茨田町
		北河内郡　茨田町
	三級地	岸和田市のうち五級地に含まれる地域以外の地域
		貝塚市のうち五級地に含まれる地域以外の地域
		南河内郡　長野町
		古市町
		藤井寺町
		日置荘町
		登美丘町
		道明寺町
		国分町
		志紀村
		狭山町
		高鷲村
		中河内郡　柏原町
		松原町

		枚岡町
		縄手町
		石切町
		盾津町
		矢田村
		玉川町
		瓜破村
		天美町
		布忍村
		長吉村
		三宅村
		恵我村
		英田村
		若江村
	北河内郡	住道町
		門真町
		庭窪町
		四條畷町
		八坂町
	泉北郡	信太村
		取石村
		福泉町
	泉南郡	田尻村
		尾崎町
	豊能郡	箕面町のうち四級地に含まれる地域以外の地域
	三島郡	味舌町
二級地		
三島郡のうち富田町、味舌町、石河村、見山村及び清溪村以外の地域		
北河内郡のうち三級地に含まれる地域以外の地域		
中河内郡		孔舎衙村
		三野郷村
		高安村
		南高安村
		曙川村
	南河内郡	三日市村
		黒山村
		駒ヶ谷村
		南八下村

		北八下村
		西浦村
		平尾村
		丹南村
		丹比村
		埴生村
	泉北郡	久世村
		東陶器村
		北松尾村
		南池田村
		北池田村
		上神谷村
		西陶器村
		美木多村
	泉南郡のうち田尻村及び尾崎町以外の地域	
一級地		
豊能郡のうち箕面町及び庄内町以外の地域		
三島郡		石河村
		見山村
		清溪村
	南河内郡	石川村
		磯長村
		山田村
		白木村
		中村
		赤阪村
		千早村
		東條村
		加賀田村
		天見村
		河内村
		高向村
		川上村
		横山村
	泉北郡	南横山村
		南松尾村
兵庫県		
五級地		
神戸市のうち四級地及び二級地に含まれる地域以外の地域		
尼ヶ崎市		

西宮市のうち昭和二十六年三月三十一日における西宮市及び鳴尾村の区域		
芦屋市		
伊丹市		
四級地	神戸市	垂水区のうち旧垂水町の区域以外の地域
	明石市	
	川辺郡	宝塚町
		川西町
		長尾村
	武庫郡	良元村
三級地	西宮市のうち五級地に含まれる地域以外の地域	
	姫路市	
	加古川市	
	洲本市	
	相生市	
	加古郡	高砂町
		荒井村
二級地	神戸市のうち昭和二十六年六月三十日における有馬郡道場村、大沢村及び八多村の区域	
	龍野市	
	赤穂市	
	美嚢郡	三木町
	多紀郡	篠山町
		岡野村
		城北村
		城南村
		八上村
		味間村のうち字杉、大沢及び味間新
	有馬郡	三田町
		三輪町
		長尾村
	多可郡	西脇町
	神崎郡	福崎町
	加古郡	阿閉村
一級地	豊岡市	
	多紀郡	味間村のうち二級地に含まれる地域以外の地域

有馬郡	古市村
	日置村
	広野村
	藍村
揖保郡	本庄村
	新宮町
	御津町
	太市村
	龍田村
	太子町
	揖保川町
	林田村
	伊勢村
多可郡	重春村
	中町
	日野村
	黒田庄村
	比延庄村
飾磨郡	八幡村
加古郡	天満村
	加古新村
	母里村
神崎郡のうち福崎町、長谷村、大山村及び越知谷村以外の地域	
美方郡	浜坂町
川辺郡	多田村
	東谷村
	中谷村
	西谷村
	六瀬村
	山崎町
宍粟郡	上郡町
赤穂郡	有年村
	北條町
加西郡	九会村
	下里村
	富田村
養父郡	八鹿町
	大蔵村

奈良県	四級地	奈良市	
	三級地	大和高田市	
		生駒郡	郡山町
		北葛城郡	王寺町
	二級地	生駒郡	生駒町
			伏見町
		朝来郡	和田山町
			竹田町
			梁瀬町
		氷上郡	生野町
			柏原町
			成松町
		津名郡	黒井町
			久下村
			生郷村
			岩屋町
			由良町
			郡家町
			志筑町
		三原郡	仮屋町
			福良町
			阿万町
			市村
		城崎郡	城崎町
			香住町
			日高町
		加東郡	小野町
			社町
			滝野町
			市場村
			来住村
			加茂村
		印南郡	出石町
		出石郡	別所村
		美嚢郡	志染村
		佐用郡	佐用町

和歌山県	四級地	和歌山市	
	一級地	高市郡	八木町
			今井町
			畝傍町
		山辺郡	丹波市町
		磯城郡	桜井町
			田原本町
		宇陀郡	大宇陀町
		南葛城郡	御所町
		宇智郡	五條町
		吉野郡	上市町
			大淀町
			下市町
			吉野町
		宇智郡のうち五條町以外の地域	
		生駒郡のうち郡山町、生駒町及び伏見町以外の地域	
		磯城郡のうち桜井町及び田原本町以外の地域	
		吉野郡	上市町
			大淀町
			下市町
			吉野町
		高市郡のうち八木町、今井町及び畝傍町以外の地域	
		宇陀郡	榛原町
			三本松村
			宇太町
			内牧村
			伊那佐村
		添上郡	櫟本町
			帯解町
			辰市村
			明治村
			五ヶ谷村
			平和村
			治道村
		北葛城郡のうち王寺町以外の地域	
		山辺郡	二階堂村
			朝和村
		南葛城郡のうち御所町以外の地域	

三級地	新宮市		
	海南市		
	田辺市		
二級地	伊都郡	橋本町	
		高野町	
		御坊町	
	日高郡	湯浅町	
	有田郡	箕島町	
	那賀郡	岩出町	
	西牟婁郡	串本町	
	東牟婁郡	白浜町	
		勝浦町	
一級地	海草郡	加太町	
		西脇野村	
		下津町	
		東野上町	
	日高郡	印南町	
		南部町	
		由良町	
	那賀郡	粉河町	
		名手町	
	有田郡	箕島町	
		広町	
	西牟婁郡	潮岬村	
		周参見町	
		日置町	
	東牟婁郡	勝浦町	
		那智町	
		古座町	
		西向町	
		高池町	
		太地町	
		下里町	
	伊都郡	九度山町	
		高野口町	

	鳥取県	二級地	鳥取市
			米子市
			西伯郡
		一級地	鳥取市
			米子市
			東伯郡
			西伯郡
			気高郡
			岩美郡
	島根県	二級地	松江市
		一級地	松江市
			出雲市
			浜田市
			美濃郡
			那賀郡
			周吉郡
			簸川郡
			鹿足郡
			邑智郡
			大原郡
	岡山県	三級地	岡山市
		二級地	玉野市
			倉敷市
			児島市
			津山市
			御津郡
			児島郡
			小田郡
妙寺町			
笠田町			
中浜村			
大篠津村			
倉吉町			
上井町			
境町			
上道村			
中浜村			
大篠津村			
大正村大字古海			
宇倍野村大字奥谷			
益田町			
江津町			
西郷町			
大社町			
津和野町			
川本町			
木次町			
牧石村大字宿			
琴浦町			
笠岡町			

広島県		
三級地	二級地	一級地
広島市	福山市	小田郡　笠岡町　金浦町
呉市	尾道市	児島郡　福田町　藤田村　藤戸町　八浜町
安芸郡　江田島町	三原市	上房郡　高梁町
		上道郡　西大寺町
		浅口郡　玉島町
		連島町
		長尾町
		阿哲郡　新見町
		上市町大字西方
		和気郡　三石町
		赤磐郡　和気町
		後月郡　備前町
		吉備郡　瀬戸町
		井原町
		総社町
		都窪郡　高松町
		早島町
		妹尾町
		茶屋町
		真庭郡　勝山町
		久世町
		勝田郡　落合町
		英田郡　勝間田町
		邑久郡　林野町
		川上郡　成羽町
		牛窓町
		久米郡　福渡町
		鏡田村
		加美町

一級地	
安芸郡	府中町
	船越町
	江田島町
佐伯郡	海田市町
	大竹町
双三郡	三次町
賀茂郡	十日市町
	西條町
安芸郡	倉橋島村
	矢野町
	大屋村
	坂町
	瀬野村
	下蒲刈島村
	上蒲刈島村
	向村
佐伯郡	音戸町
	宮島町
	井口村
	大野町
	廿日市町
	五日市町
	大柿町
	小方町
	玖波町
安佐郡	可部町
	祇園町
	古市町
	寺西村
賀茂郡	竹原町
	川尻町
	安芸津町
	安浦町
	原村
	川上村
豊田郡	忠海町
	幸崎町
	木江町

			瀬戸田町
			本郷町
			河内町
			府中町
			国府村大字府川
			広谷村大字町
			向島町
			三庄町
			向島東村
			田熊町
			土生町
			鞆町
			松永町
			加計町
			吉田町
			油木町
			甲山町
			上下町
			庄原町
			東城町
芦品郡			
御調郡			
沼隈郡			
山県郡			
高田郡			
神石郡			
世羅郡			
甲奴郡			
比婆郡			
山口県	五級地	下関市のうち三級地に含まれる地域以外の地域	
	三級地	宇部市	
		小野田市	
		下関市のうち昭和十二年十一月十四日における小月町、清末村、王司村、勝山村、吉見村、安岡町及び川中村の区域	
	二級地	山口市	
		徳山市	
		防府市	
		岩国市	
		下松市	
		厚狭郡	厚狭町
		吉敷郡	小郡町
		都濃郡	富田町
			福川町
	一級地	萩市	
		光市	
		厚狭郡	船木町

			埴生町
			厚東村
			柳井町
			和木村
			玖珂町
			高森町
			仙崎町
			深川町
			伊佐町
			大嶺町
			大田町
			秋吉村
			小串町
			西市町
			内日村
			東岐波村
			大内村
			阿知須町
			秋穂町
			平生町
			田布施町
			伊保庄村
			久賀町
			安下庄町
			小松町
			富海村
玖珂郡			
大津郡			
美禰郡			
豊浦郡			
吉敷郡			
熊毛郡			
大島郡			
佐波郡			
徳島県	三級地	徳島市	
	二級地	徳島市	
		鳴門市	
		小松島市	
		三好郡	池田町
	一級地	三好郡	池田町
		那賀郡	富岡町
		美馬郡	脇町
		海部郡	日和佐町
			牟岐町
		板野郡	板東町

		麻植郡　板西町 鴨島町 川島町
香川県	二級地	高松市 丸亀市 坂出市　仲多度郡
	一級地	仲多度郡　善通寺町 榎井村 琴平町 多度津町　多度津町 綾歌郡　龍川村 宇多津町 土器村　仏生山町 香川郡　香西町 三豊郡　本田郡　平井町 観音寺町 伊吹村 詫間町 大川郡　津田町　長尾町 引田町 小豆郡　土庄町 淵崎村 内海町　池田町
愛媛県	二級地	松山市 新居浜市 今治市 八幡浜市 宇和島市　西條市　宇摩郡
	一級地	西條市　宇摩郡　三島町 川之江町

		喜多郡　松柏村 伊予郡　大洲町 新居郡　郡中町 泉川町 中萩町 角野町 東宇和郡　宇和町 野村町
高知県	二級地	高知市
	一級地	幡多郡　中村町 宿毛町 清水町 高岡郡　須崎町 窪川町 佐川町 安芸郡　安芸町 室戸町 室戸岬町 長岡郡　後免町 大篠村 野田村 長岡村 大津村 吾川郡　伊野町 香美郡　日章村 山田町　野市町 土佐郡　宇治村
福岡県	五級地	福岡市のうち四級地に含まれる地域以外の地域 小倉市のうち四級地及び三級地に含まれる地域以外の地域 門司市 八幡市のうち四級地に含まれる地域以外の地域 若松市 戸畑市
	四級地	福岡市のうち下月隈、立花寺、金隈、上長尾、下長尾、檜原、柏原、堤、東油山、田島、片江、七隈、飯倉、庄、小田部、石丸、

福重、橋本、戸切、下山門、拾六町、野方、今宿、今津及び能古

小倉市のうち藍島、馬島、昭和十七年五月十四日における曾根村の区域（湯川、葛原、下曾根、中曾根及び上曾根の区域を除く。）並びに旧企救郡の志井、中島、山路、昭和十六年三月三十一日における西谷村及び同日における中谷村の区域

八幡市のうち永犬丸、竹末、引野、下上津役、町上津役、小嶺、中河内及び戸下田

田川市
直方市
飯塚市
久留米市
大牟田市
遠賀郡
　芦屋町
　水巻町
　中間町
　香月町
嘉穂郡
　遠賀村
　稲築町
　山田町
　二瀬町
　穂波村
　大隈町
　碓井町
　桂川町
　幸袋町
　頴田町
　庄内村
筑紫郡
　那珂町
　春日村
田川郡
　糸田町
　赤池町
　添田町のうち大字庄及び添田
　方城村
　金田町
　川崎町
　香椎町
糟屋郡
　志賀島村
　和白村

三級地

鞍手郡
　久留米市
　大牟田市
　小倉市のうち昭和二十三年九月九日における旧企救郡東谷村の区域
　嘉穂郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域
　遠賀郡
　　岡垣村
　田川郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域
　鞍手郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域
　筑紫郡
　　二日市町
　　日佐村
　糟屋郡
　　大野町のうち字牛頸以外の地域
　　宇美町
　　志免町
　　多々良町
　　志賀島村
　　須恵村
　　古賀町
　　和白村

二級地

宮田町
小竹町

糟屋郡
　古賀町
　篠栗町
　仲原村
　大川村
　勢門村
　新宮村
　行橋町
　苅田町
　入屋町
　築城村
　入津田村
　津屋崎町
　福間町
　東郷町
　赤間町
　前原町
　周船寺村
　元岡村

京都郡
築上郡
宗像郡
糸島郡

早良郡	雷山村字篠原
山門郡	田隈村
筑紫郡	柳川町
三潴郡	太宰府町
八女郡	大川町
	福島町
	羽犬塚町

一級地	
築上郡	椎田町
	吉富町
	三毛門村
	千束村
	角田村
三潴郡	大川町
	荒木町
	安武村
	大善寺町
	城島町
	西牟田村
山門郡	瀬高町
	大和村
	三橋村
筑紫郡	太宰府町
	水城村
	筑紫村
	大野町字牛頸
朝倉郡	山家村
糸島郡	甘木町
宗像郡	北崎村
	吉武村
	南郷村
	河東村
八女郡	神湊町
	福島町
	羽犬塚町
糟屋郡	黒木町
	岡山村
	久原村
	山田村
京都郡	仲津村

			豊津村
			泉村
			犀川町
			小波瀬村
			今川村
			今元村
			延永村
			祓郷村
早良郡			入部村
浮羽郡			吉井町
			田主丸町
三池郡			北野町
三井郡			

佐賀県			
三級地	二級地		一級地
佐賀市	佐賀市		藤津郡
	唐津市		嬉野町
	佐賀郡		鹿島町
		木庄村	三養基郡
		高木瀬村	鳥栖町
	藤津郡	嬉野町	醴村
	杵島郡	武雄町	基里村のうち大字酒井西字曾根崎及び大字飯田字大野
			小城郡
			小城町
			三日月村
			神埼郡
			神埼町
			東松浦郡
			相知町
			西松浦郡
			伊万里町
			有田町
			東有田町
			山代町
			武雄町
			杵島郡
			大町町
			北方町
			白石町

長崎県

四級地	三級地	二級地	一級地
長崎市	長崎市	下県郡	島原市
佐世保市	佐世保市	西彼杵郡	諫早市
西彼杵郡	西彼杵郡	厳原町	大村市
深堀村	深堀村	高島町	西彼杵郡
香焼村	香焼村	高浜村のうち端島	茂木町
	下県郡	島原市	蚊焼村
	厳原町	大村市	伊王島村
	南松浦郡	西彼杵郡	高浜村のうち端島以外の地域
	福江町	伊王島村	崎戸町
	奈良尾町	崎戸町	大島町
	高島町	大島町	東彼杵郡
	高浜村のうち端島	富江町	川棚町
	西彼杵郡	有川町	福江町
	高島町	南松浦郡	南松浦郡
	奈良尾町	富江町	奈良尾町
	福江町	有川町	南松浦郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域
	南松浦郡		富江町
	南松浦郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域		有川町
	富江町		武生水町
	有川町		老岐郡
	武生水町		
	老岐郡		

熊本県

三級地	二級地	一級地
荒尾市	熊本市	人吉市
南高来郡	八代市	水俣市
北松浦郡	八代郡	鹿本郡
勝本町	鏡村	山鹿町
田河町		八幡村字熊入
那賀村		玉名郡
小浜町		玉名町
新御厨町		八代郡
志佐町		鏡村
調川町		宇土郡
今福町		三角町
江迎町		天草郡
鹿町町		本渡町
佐々町		牛深町
世知原町		隈府町
柚木村		菊池郡
平戸町		菊池村
吉井村		
田平村		
南田平村		
小佐々町		
鷹知町		
豆酘村		
佐須奈村		
仁田村		
下県郡		
上県郡		

大分県	四級地	別府市	阿蘇郡　大津町　宮地町　内牧町
	二級地	大分市	
		中津市	
	一級地	日田市	
		臼杵市	
		佐伯市	
		津久見市	
		北海部郡	
		大分郡	佐賀関町
			鶴崎町　由布院町　四日市町　長洲町
		宇佐郡	日出町
		速見郡	高田町
		西国東郡	竹田町
		直入郡	豊岡村のうち字下木、川下及び天神
		大野郡	三重町
		玖珠郡	森町
		東国東郡	国東町
宮崎県	二級地	宮崎市	
		延岡市	
	一級地	都城市　都城市	
		日南市	
		日向市	

鹿児島県	二級地	鹿児島市	小林市
		鹿児島郡	児湯郡　高鍋町　妻町
			東臼杵郡
			門川町
			西臼杵郡
			高千穂町
	一級地	川内市	
		鹿屋市	
		串木野市	
		枕崎市	
		揖宿郡	指宿町
			山川町
		姶良郡	加治木市
		肝属郡	垂水町
		出水郡	出水町
		薩摩郡	志布志町
		熊毛郡	西之表町

備考　本表に掲げる地域等の名称は、本表に別段の定のない限り、昭和二十六年十月一日における名称とし、本表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域又は位置を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域若しくは位置の変更によつて影響されないものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における生計費及び物価の地域差の事情にかんがみ、勤務地手当の支給地域区分を改めんとするものであり、概ね妥当なものと認めるが、本委員会においては、その区分について別紙の通り修正することを適当と認めた。

二、事件の利害得失

一般職の職員の勤務地手当の支給地域区分の均衡を図り、以て給与の合理化を期すことができる。

三、費用

この法律の施行により、約十三億八千万円を要する。

〔第三十六号参照〕

審査報告書

教育委員会法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月六日

文部委員長　梅原　眞隆

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

木内キヤウ　山本　勇造
堀越　儀郎　木村　守江
高橋　道男　高田なほ子
荒木正三郎　岩間　正男
矢嶋　三義

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和二十七年十一月一日に各市町村に設置されることになつている教育委員会の設置の時期を一年延期するとともに、都道府県委員会の権限の委任その他の事項につき教育委員会法、私立学校法及び教育公務員特例法に

ついて所要の改正を行おうとするものであつて適切な措置であると認めた。

二、事件の利害得失

地方教育委員会の設置範囲について慎重な考慮を払う時間的余裕を与えるとともに、現行の運営を一層改善することができる。

三、費用

本法の施行にあたつては別に費用を要しない。

審査報告書

教育委員会の委員の選挙の期日等の臨時特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月六日

文部委員長　梅原　眞隆

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

木内キヤウ　山本　勇造
堀越　儀郎　木村　守江
高橋　道男　高田なほ子
荒木正三郎　岩間　正男
矢嶋　三義

要領書

一、委員会の決定の理由

地方教育委員会の設置の時期を一年延期するに伴い昭和二十七年十月五日に行われることになつている教育委員会の選挙の期日を一年延期するとともに、同年十月四日に任期の満了する委員の任期を一年延長する等の措置を講じようとするものであつて適切なる措置と認めた。

二、事件の利害得失

教育委員会の選挙を一年間延期することによつて選挙の重複をさけるとともに、その費用を節約することができる。

三、費用

本法の施行にあたつては、別に費用を要しない。

〔第三十七号ノ参照〕

審査報告書

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月七日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中山　福藏　一松　定吉
宮城タマヨ　岡部　常
左藤　義詮　伊藤　修
吉田　法晴

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は本年四月十七日鳥取市に発生した火災及び鳥取市を罹災都市借地借家臨時処理法の災害及び地区にそれぞれ指定せんとするもので時宜に適した措置である。

二、事件の利害得失

本法の実施により借地借家関係を適正に処理することができる。

三、費用

本法施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

塩専売法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月八日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

黒田　英雄　菊田　七平
森　八三一　小林　政夫
菊川　孝夫　溝淵　春次
岡崎　眞一　油井賢太郎
大野　幸一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、くじら、にしん、その他政令で指定する漁獲物の塩蔵用塩について、特別の価格を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

塩蔵費用の引き下げによつて、くじら、にしん、その他政令で指定する漁獲物の塩蔵関係食品の価格を低廉ならしめる利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。なお、この法律施行の結果、昭和二十七年度日本専売公社収入において、約三千六百万円の減少を生ずる見込みである。

大蔵委員会請願審査報告書第二号

議院の会議に付するを要するもの。

第二四〇号、第二七四号、第二七五号、第二七六号、第二七七号、第三四五号、第三七二号、第四一五号、第四二九号、第五六九号、第五七〇号、第六四〇号、第六七九号、第九一一号、第一二九四号　石油関係の輸入税免除に関する請願

第二五六号　旧軍用土地および建造物の無償払下げに関する請願

第五四一号　米軍飛行機による被害見舞金に関する請願

第八八四号　勤労所得に対する所得税軽減の請願

第九一二号、第九六四号、第九七二号、第一〇一三号、第一〇八三号、第一〇八四号、第一一四九号、第一一五〇号、第一三五四号、第一四二八号　満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組合員に年金下附の請願

第九三三号　農業共済保険金に対する農業総合所得税免除の請願

第九四五号、第一〇九二号、第一一二三号、第一二〇五号、第一二八五号、第一三一六号　銀行従業員給与に対する大蔵省の干渉、統制排除の請願

第九九五号　進駐軍による被害全額補償の請願

第一〇一六号、第一二四八号　加工用金地金の自由販売制施行反対等に関する請願

第一二六八号　社会保険料に対する所得税免除の請願

第一三一〇号　旧軍用財産特例に関する法律制定の請願

第一四一一号　労務加配酒類存続に関する請願

第一四三二号、第一四五九号　在外資産の調査に関する請願

第一五三九号　昭和二十六年産米超過供出分に対する免税の請願

第一六七一号　理容美容業に対する所得税適正化の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年五月七日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会請願特別報告第二号

石油関係の輸入税免除に関する請願

第二四〇号　愛知県刈谷市大字刈谷字八丁南三三大興運輸株式会社取締役社長　藤井清七　提出

第二七四号　京都市中京区壬生天池町一京都運輸倉庫株式会社社長　尾崎幌三　提出

第二七五号　長崎市尾上町無番地長崎運送株式会社取締役社長　長島達吉外二名提出

第二七六号　愛知県豊橋市花田町字東郷一二源美運輸株式会社取締役社長　谷田重信　提出

第二七七号　東京都中央区銀座

東一ノ二日本トラック協会
内　小野哲外一名提出

第三四五号　愛知県東加茂郡足助町大字足助字梶平三九ノ四
足助貨物株式会社取締役社長　宇井武夫提出

第三七二号　滋賀県大津市桝屋町一滋賀貨物運輸株式会社取締役社長　伊庭栄治郎外一名提出

第四一五号　仙台市東五番丁七宮城地区通運協会内　島田嘉治提出

第四二九号　宮城県仙台市東三番丁二一宮城県トラック協会内　渡辺東治郎提出

第五六九号　松山市宮田町字北沼地二七四ノ一日通松山支店内愛媛県トラック協会内　徳弘文治提出

第五七〇号　長崎県南松浦郡福江町福江郷四、二五五島貨物自動車有限会社代表者　神前清次外八名提出

第六四〇号　静岡県駿東郡御殿場町新橋一、九三八御殿場貨物自動車株式会社取締役社長　橋本九市提出

第六七九号　宮城県仙台市東北陸運協議会内　千葉五郎外一名提出

第九一一号　東京都中央区銀座東一ノ二日本トラック協会
内　小野哲外一名提出

第一二九四号　東京都中央区銀座東一ノ二日本トラック協会
内　小野哲外一名提出
旧軍用土地および建造物の無償払下げに関する請願

第二五六号　兵庫県姫路市長
石見元秀提出
米軍飛行機による被害見舞金に関する請願

第五四一号　東京都北多摩郡砂川村三、二七〇　島田整二外三名提出
勤労所得に対する所得税軽減の請願

第八四四号　福岡県八幡市議会
議長　上段逸作提出
満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組合員に年金下附の請願

第九一二号　宮崎県児湯郡川南村一二、九七八　津田弦提出

第九六四号　群馬県群馬郡倉賀野町大字下町二、八一一　武藤勇太郎外三名提出

第九七二号　大阪市生野区鶴橋南之町三ノ二六二　大山好夫外八十三名提出

第一〇七三号　大阪市北河内郡寝屋川市字泰七三〇ノ二六
角出藤吉外七十七名提出

第一〇八三号　群馬県群馬郡滝川村大字八幡原五六四　関根三郎外十名提出

第一〇八四号　宮崎県児湯郡川南村一二、九七八　津田弦外七名提出

第一一四九号　宮崎県児湯郡川南村一二、九七八　津田弦提出

第一一五〇号　大阪市東区東平野町一ノ三〇　江藤新一外七十七名提出

第一三五四号　名古屋市千種区振甫町三ノ一三　犬飼末吉外十六名提出

第一四二八号　大阪市生野区鶴橋南之町三ノ二六二　大山好夫外七十七名提出
農業共済保険金に対する農業総合所得税免除の請願

第九三三号　岡山県議会議長
蜂谷初四郎提出
銀行従業員給与に対する大蔵省の干渉、統制排除の請願

第九四五号　東京都港区赤坂青山南町六ノ一二〇全国銀行従業員組合連合会内　荘浩一路提出

第一〇九二号　福岡市下新川端町一八全国銀行従業員組合連合会九州支部内　小林格提出

第一一二三号　宮城県仙台市大町四ノ一七五、七十七銀行従業員組合内　佐藤正一提出

第一二〇五号　埼玉県浦和市高砂町二ノ一六二埼玉銀行従業員組合内　島田森雄外二名提出

第一二八五号　高知市南橋磨屋町七一全国銀行従業員組合連合会四国支部内　森治雄外三名提出

第一三一六号　東京都港区赤坂青山南町六ノ一二〇全国銀行従業員組合連合会内市銀従組共同斗争委員会内　高橋陸郎外十四名提出
進駐軍による被害全額補償の請願

第九九五号　東京都北多摩郡砂川村長　若松貞次郎外一名提出
加工用金地金の自由販売制施行反対等に関する請願

第一〇一六号　愛知県瀬戸市栄町三一瀬戸輸出陶磁器完成協同組合理事長　加藤寿保外二十三名提出

第一二四八号　愛知県瀬戸市栄町三一瀬戸輸出陶磁器完成協同組合理事長　加藤寿保外二十六名提出
社会保険料に対する所得税免除の請願

第一二六八号　東京都港区赤坂青山南町一ノ五五健康保険組合連合会長　清水良策提出
旧軍用財産特例に関する法律制定の請願

第一三一〇号　東京都北区長
高木惣市外一名提出
労務加配酒類存続に関する請願

第一四一一号　東京都港区芝三田四国町二ノ五労需物資全国労使協議会内　高島新吾提出
在外資産の調査に関する請願

第一四三二号　山口県吉敷郡小郡町大字下郷五五　藤井千代吉外五百二十九名提出
昭和二十六年産米超過供出分に対する免税の請願

第一五三九号　鹿児島県鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出
理容美容業に対する所得税適正化の請願

第一六七一号　山梨県甲府市御納戸町五、二五九山梨県理容師会内　上田国平提出
右四十五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年五月七日
大蔵委員長　平沼彌太郎
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

石油関係の輸入税免除に関する請願

請願者　愛知県刈谷市大字刈谷字八丁南三三大興運輸株式会社取締役社長　藤井清七（第二四〇号）

請願者　京都市中京区壬生天池町一京都運輸倉庫株式会社社長　尾崎悦三（第二七四号）

請願者　長崎市尾上町無番地長崎運送株式会社取締役社長
長島達吉外二名（第二七五号）

請願者　愛知県豊橋市花田町字東郷一二渥美運輸株式会社取締役社長　谷田重信（第二七六号）

請願者　東京都中央区銀座東一ノ二日本トラック協会内　小野哲外一名（第二七七号）

請願者　愛知県東加茂郡足助町大字足助字梶平三九ノ四足助貨物株式会社取締役社長　宇井武夫（第三四五号）

請願者　滋賀県大津市桝屋町一滋賀貨物運輸株式会社取締役社長　伊庭栄治郎外一名（第三七二号）

請願者　仙台市東五番丁七宮城地区通運協会内　島田嘉治（第四一五号）

請願者　宮城県仙台市東三番丁二一宮城県トラック協会内
渡辺東治郎（第四二九号）

請願者　松山市宮田町字北沼地二七四ノ一日通松山支店内愛媛県トラック協会内　徳弘文治（第五六九号）

請願者　長崎県南松浦郡福江町福江郷四、二五五島貨物自動車有限会社代表者　神前清次外八名（第五七〇号）

請願者　静岡県駿東郡御殿場町新橋一、九三八御殿場貨物自動車株式会社取締役社長　橋本九市（第六四〇号）

請願者　宮城県仙台市東北陸運協議会内　千葉五郎外一名（第六七九号）

請願者　東京都中央区銀座東一ノ二日本トラック協会内　小野哲外一名（第九一一号）

請願者　東京都中央区銀座東一ノ二日本トラック協会内　小野哲外一名（第一二九四号）

右の請願は、生産ならびに輸送の原動力である石油のコストを引き下げることは、わが国経済の急務であるが、国際情勢ならびに海外市況の影響を受ける原油価格およびタンカー運賃は上昇の一途にあり、その上本年度から石油輸入税が課せられることになると、消費者はもとより国家経済の自立をはばむ結果となるから、原油ならびに石油製品全般の輸入税を免許せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当であり、現在直ちに実現することは困難としても将来考慮すべきものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

旧軍用土地および建造物の無償払下げに関する請願

請願者　兵庫県姫路市長　石見元秀（第二五六号）

右の請願は、旧軍用土地および建造物は、戦災都市にとつては非常に重要な役割を持つているが、これらの転用に対しては相当率の使用料を要するばかりでなく、相当高価な売却の交渉を受け、戦災都市財政にますます窮迫を加えている一面、戦災復興に多大の経費を要する現実においては、これが買収はおろか使用料の負担にも困難をきたしている状態であるから、旧軍用土地および建造物中すでに現在戦災都市の転用を受けているものについてはこれを当該都市に無償で払い下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

米軍飛行機による被害見舞金に関する請願

請願者　東京都北多摩郡砂川村三、二七〇　島田整二外三名（第五四一号）

右の請願は、昭和二十六年十一月十八日横田基地における米軍飛行機事故により家屋を破損された者に対する見舞金は、家主に支給されたが、家主が家屋の修理を行わないため自らの力で修理のできない借家人は、応急措置によつて、厳しい寒さをしのいでいる現状である。折角り災者に支給された見舞金も末端においては、このような有様であるから、今後の支給方法については、実情に即して支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当であり、分配について実情に即した措置をとらるべきものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

勤労所得に対する所得税軽減の請願

請願者　福岡県八幡市議会議長　上段逸作（第八八四号）

右の請願は、徴税便宜のため勤労所得者に重課されている現行税法の欠陥を是正して、公平なる負担とするため、(一)勤労控除の率を十分の三以上大幅に引上げ最高を十万円とすること。(二)退職金に対しては課税しないこと、(三)生命保険料の控除を現行の二千円から二万円に引上げること、(四)扶養控除を現行の一万五千円から二万五千円に引上げること、(五)基礎控除を現行の三万円から五万円に引上げること、(六)低額所得層の税率を引下げること、(七)法律上当然勤労者に公課される社会保険料は所得税の課税対象たる給与所得から除外すること、(八)勤労者の福利厚生を目的とする施設に対する現物給与については免税すること、(九)現物給与中労働基準法の適用をうける工場寄宿舎に居住させる労務者の食費に対しては免税すること、(十)結婚祝金、災害見舞金等に対しては免税すること等の実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当であり、今直ちに実現することは困難としても将来考慮すべきものなりと思う。よつて内閣は財政の許す範囲において鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組合員に年金下附の請願

請願者　宮崎県児湯郡川南村一二、九七八　津田弦（第九一二号）

請願者　群馬県群馬郡倉賀野町大字下町二、八一一　武藤勇太郎外三名（第九六四号）

請願者　大阪市生野区鶴橋南之町三ノ二六二　大山好夫外八十三名（第九七二号）

請願者　大阪市北河内郡寝屋川市字秦七三〇ノ二六　角田藤吉外七十七名（第一〇七三号）

請願者　群馬県群馬郡滝川村大字八幡原五六四　関根三郎外十名（第一〇八三号）

請願者　宮崎県児湯郡川南村一二、九七八　津田弦外七名（第一〇八四号）

請願者　宮崎県児湯郡川南村一二、九七八　津田弦（第一一四九号）

請願者　大阪市東区東平野町一ノ三〇　江藤新一外七十七名（第一一五〇号）

請願者　名古屋市千種区振甫町三ノ一三　犬飼末吉外十六名（第一三五四号）

請願者　大阪市生野区鶴橋南之町三ノ二六二　大山好夫外七十七名（第一四二八号）

右の請願は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の制定により、旧陸軍共済組合の甲組合員として加入したものでも終戦当時満四十五歳以上の者は受給資格を有し、組合加入年数の多少にかかわらず当時満四十五歳に満たない者は受給資格がないということは不合理であるから、加入後満二十年以上を経過した旧陸軍共済組合の甲組合員に対しても受給資格を付与せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

農業共済保険金に対する農業総合所得税免除の請願

意見書案

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第九三三号）

右の請願は、最近における農産物価格のシェーレの拡大は農家経済をいちじるしく悪化させ自作農の維持さえ困難にしている実状であつて、これが対策の一として農業共済保険制度は今後ますます拡大強化が要請されているが、災害等による減収の際交付される保険金に対しては従来農業所得税の課税対象として農家所得中に総合合算されて累進率が適用されかえつて農家負担を増加させているから、農業共済保険金に対する農業総合所得税の課税を免除せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意調査の上これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

銀行従業員給与に対する大蔵省の干渉、統制排除の請願

請願者　東京都港区赤坂青山南町六ノ一二〇全国銀行従業員組合連合会内　荘浩一路（第九四五号）

請願者　福岡市下新川端町一八全国銀行従業員組合連合会九州支部内　小林格（第一〇九二号）

請願者　宮城県仙台市大町四ノ一七五、七十七銀行従業員組合内　佐藤正一（第一一二三号）

請願者　埼玉県浦和市高砂町二ノ一六二埼玉銀行従業員組合内　島田森雄外二名（第一二〇五号）

請願者　高知市南播磨屋町七一全国銀行従業員組合連合会四国支部内　森治雄外三名（第一二八五号）

請願者　東京都港区赤坂青山南町六ノ一二〇全国銀行従業員組合連合会内市銀従組共同斗争委員会内　高橋陸郎外十四名（第一三一六号）

右の請願は、現在銀行従業員の諸給与は何ら法的な根拠がないにもかかわらず、大蔵省当局によつて実質的な統制下におかれており、この統制は名目的には監督官庁としての権限内の経理指導によるものと弁解されているが、実質は労使間で自主的に決められる労働條件に対して権力をもつて介入するもので、これは全く戦時中の賃金統制に類する官僚的な賃金干渉であるから、このような不当な給与に対する干渉、統制が行われないようこれを即時停止させる有効な方策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

進駐軍による被害全額補償の請願

請願者　東京都北多摩郡砂川村長　若松貞次郎外一名（第九九五号）

右の請願は、東京都北多摩郡砂川村は、米極東空軍立川、横田、両基地に囲まれているため、飛行機ならびに自動車による事故が多く、その被害も昭和二十六年度においては、飛行機事故三件総額約二千万円、交通事故による即死二件となつている。しかるにこれらの事故に対する補償措置が極めて不備なため、基地周辺の住民に多大の不安を与えているから、これらの被害に対しては、被害の全額を補償する立法措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当であり、今後の問題として特に考慮すべきものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

加工用金地金の自由販売制施行反対等に関する請願

請願者　愛知県瀬戸市栄町三一瀬戸輸出陶磁器完成協同組合理事長　加藤寿保外二十三名（第一〇一六号）

請願者　愛知県瀬戸市栄町三一瀬戸輸出陶磁器完成協同組合理事長　加藤寿保外二十六名（第一二四八号）

右の請願は、最近国際通貨基金委員会の加工用地金の価格制限撤廃に伴い、金地金の自由販売制実施を要望する声が高いが、万一これが実現されると、その価格は現在に比し相当な値上りとなり、金を使用する輸出陶磁器の原価にも大きな影響を与えることが明らかであるから、外貨獲得ならびに輸出陶磁器関係業者保護の見地より、加工用金地金の自由販売制を取り止められたい。なお、この実施が避けられない場合には、価格に一定の制限を設ける等陶磁器輸出について格別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

社会保険料に対する所得税免除の請願

請願者　東京都港区赤坂青山南町一ノ五五健康保険組合連合会長　清水良策（第一二六八号）

右の請願は、社会保険は、労働力の再生産に必要欠くことのできない制度であり、保険料は勤労者が絶対的必要経費として選択の余地なく納付するものであつて、これを所得税の誤税の対象とすることは不合理であるから、社会保険料に対する所得税は免除せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

旧軍用財産特例に関する法律制定の請願

請願者　東京都北区長　高木惣市外一名（第一三一〇号）

右の請願は、全国に所在する旧軍用施設および土地はすこぶる多く、これが活用の如何は、地元地方公共団体の福祉に至大な関係がある。ことに東京都北区には、全面積の一割に相当する土地および建物があり、その利用は全区民の深い関心となつている。しかるにこれ等の施設および土地は、従来課税の対象外となつていたため、所在地の地方公共団体に多大の負担となつていたのであるから、この際これら施設を道路、学校、公園その他の基本的公共施設に利用して、区民の民生安定に資するため、旧軍用財産の無償譲渡および貸付の特例に関する法律を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

労務加配酒類存続に関する請願

請願者　東京都港区芝三田四国町二ノ五労需物資全国労使協議会内　高島新吾（第一四一一号）

右の請願は、特別価格による労務加配酒は、筋肉労働者に対する労働意欲の高揚に大きな寄与をしているが、臨時物資需給調整法の廃止に伴い、本制度が廃止されることになると、労務者に与える実質的ならびに精神的影響は極めて大きいから、従来通り鉱工業関係労務者に対しては、酒類の労務加配制度を存続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外資産の調査に関する請願

請願者　山口県吉敷郡小郡町大字下郷五五　藤井千代吉外五百二十九名（第一四三二号）

請願者　大阪府布施市中小阪五二一　津下信義外三十二名（第一四五九号）

右の請願は、在外資産は、父祖数代にわたつて蓄積された血と汗の結晶であるが、これが価値不明のまま戦争賠償に充当されることは関係者の忍びえない処であり、連合国との賠償交渉に当つても詳細な資料が必要であるから、政府はこの際在外資産の調査を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

昭和二十六年産米超過供出分に対する免税の請願

請願者　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信（第一五三九号）

右の請願は、本年の食糧事情は、内外の諸状勢により悪化の傾向をたどると伝えられているので、本年度産米の確保は緊喫と思われるから、昭和二十六年産米超過供出分に対しては免税の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

理容美容業に対する所得税適正化の請願

請願者　山梨県甲府市御納戸町五、二五九山梨県理容師会内　上田国平（第一六七二号）

右の請願は、企業性に乏しい理容、美容業の所得内容は、生産または商取引における利潤の性質をおびぬ純然とした勤労による対価であつて、一般商工業者と同率に課税されることはなはなだしい不合理であるから、理容、美容業者に対する課税基準を勤労所得税の対象とするか、またはこれが不可能の場合は勤労所得者に準じた取扱とする特別の法的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五〇号　米空軍機事故による東京都砂川村被害補償の陳情

第一〇五号　日本輸出銀行法改正に関する陳情

第四四三号　南九州財務局宮崎財務部存置に関する陳情

第四五五号　不動産専門銀行再開に関する陳情

第五〇六号　綿スフ織物工業者の金融危機打開に関する陳情

第五三九号　理容美容業に対する所得税適正化の陳情

第五四二号　超過供出米奨励金の課税免除に関する陳情

第五九〇号　金価格引上げ反対に関する陳情

第六一一号　岡山県佐山開拓地払下げに関する陳情

第七八五号　関税法改正に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年五月七日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会陳情特別報告第二号

米空軍機事故による東京都砂川村被害補償の陳情

第五〇号　東京都北多摩郡砂川村長　若松貞次郎外一名提出

日本輸出銀行法改正に関する陳情

第一〇五号　東京都中央区日本橋富沢町五日本紡織機協会内　石田退三外二十名提出

南九州財務局宮崎財務部存置に関する陳情

第四四三号　宮崎市長　荒川岩吉外一名提出

不動産専門銀行再開に関する陳情

第四五五号　東京都千代田区丸ノ内三ノ一四日本商工会議所会頭　藤山愛一郎提出

綿スフ織物工業者の金融危機打開に関する陳情

第五〇六号　東京都中央区築地三ノ八日本綿スフ織物工業連合会内　安藤梅吉提出

理容美容業に対する所得税適正化の陳情

第五三九号　広島市己斐中本町三三一ノ一全国理容連盟内　川島脩良提出

超過供出米奨励金の課税免除に関する陳情

第五四二号　島根県議会議長　中島龍一提出

金価格引上げ反対に関する陳情

第五九〇号　東京都千代田区神田小川町一ノ三社団法人日本歯科医師会長　佐藤運雄提出

岡山県佐山開拓地払下げに関する陳情

第七六一号　岡山県御津郡平津村今岡　山本勝己外百五十五名提出

関税法改正に関する陳情

第七八五号　東京都知事　安井誠一郎外六名提出

右十件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年五月七日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

米空軍機事故による東京都砂川村被害補償の陳情

陳情者　東京都北多摩郡砂川村長　若松貞次郎外一名（第五〇号）

右の陳情は、昭和二十六年十一月十八日米空軍機が東京都北多摩郡砂川村地内に墜落したため、多数の民家が被害を受けたばかりでなく重軽傷者八名を出したが、これらの罹災者救済のため、すみやかに国家補償措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当であり、今後の問題として特に考慮すべきものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日本輸出銀行法改正に関する陳情
陳情者　東京都中央区日本橋富沢町五日本紡織機協会内　石田退三外二十名（第一〇五号）

右の陳情は、昭和二十五年法律第二百六十八号をもつて日本輸出銀行法の成立を見たことは、プラント輸出工業界の一翼としての紡織機械業界ばかりでなく、各界挙げて喜びにたえないところであるが、昨今の金融引締めは輸出業者にとり種々の支障を生じ、今後の輸出に多大の不安を感ずるから、利率の引下げ、金額の増額その他について同法の改正措置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

南九州財務局宮崎財務部存置に関する陳情
陳情者　宮崎市長　荒川岩吉外一名（第四四三号）

右の陳情は、今般行政機構改革の一環として地方財務部の存廃が問題となつているが、宮崎県は地理的にみて交通上最も不便な九州南端にあり、かつ交通機関の運転回数も僅少で、あらゆる点において不便をきたしおり、これを管轄している宮崎財務部が廃止されると、地方公共団体はもち論地方民のこうむる不利不便は計り知れないものがあるから、本県の特殊事情を考慮して当財務部を存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

不動産専門銀行再開に関する陳情
陳情者　東京都千代田区丸ノ内三ノ一四日本商工会議所会頭　藤山愛一郎（第四五五号）

右の陳情は、不動産専門銀行は、戦前政府の勧業方針に基き、勧業銀行等がこの任に当り、企業意欲の伸長に努めていたが、戦後財界再編成により廃止せられ、長期融資については復金等が一時代替し、その後債券発行に関する法律に基き長期融資のいと口が開かれるに至つたが、これとても僅々最大融資期間は限度三年で不動産担保を目的とする専門の金融機関はなく、合理化資金の調達、設備拡張資金の調達には全く行きづまりの状態であるから、すみやかに不動産専門銀行を再開せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

綿スフ織物工業者の金融危機打開に関する陳情
陳情者　東京都中央区築地三ノ八日本綿スフ織物工業連合会内　安藤梅吉（第五〇六号）

右の陳情は、綿スフ織物工業者は、昨秋来の織物市況悪化の影響でばく大な運転資金を必要としているが、綿業統制中は公定価格値上りによる差益の大半を国庫に吸収せられたり、見かけ税率を適用せられた結果運転資金の備蓄がない現状であるが、商業資本に依存することも期待できないから、中小企業に属する綿スフ織物業者のために（一）市中銀行の門戸を解放すること、（二）商工中金の資産源を増加すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

理容美容業に対する所得税適正化の陳情
陳情者　広島市己斐中本町三三一ノ一全国理容連盟内　川島脩良（第五三九号）

右の陳情は、理容美容業は企業性に乏しく、工業の如く大量生産を可能とする余地は全くなく、その所得内容は、生産ないし商取引における利潤の性質を持たない純然たる勤労による対価であるから一般商工業者としての税率を課するのは不合理である。よつて本業者に対する課税体形を勤労所得税の対象とするか、勤労所得者に準じた取扱をするよう特別の法的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

超過供出米奨励金の課税免除に関する陳情
陳情者　島根県議会議長　中島龍一（第五四二号）

右の陳情は、島根県は、大部分が早場米地帯であるため、本県に割当てられた超過供出量二万石のうち、一万五千石は匿名供出制度発表当時すでに普通超過供出として出荷済であつた。従つて匿名供出制度発表前に供出された超過供出米は同制度の恩典を受けられず、今後の供出に重大な影響をおよぼす虞があるから、普通の超過供出に対しても奨励金に対する課税を免除せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

金価格引上げ反対に関する陳情
陳情者　東京都千代田区神田小川町一ノ三社団法人日本歯科医師会長　佐藤運雄（第五九〇号）

右の陳情は、今回政府は、国際通貨基金協定加入に関連して金価格引上げを企図しているよしであるが、今直ちに金の価格が引き上げられると、わが国の歯科医学ならびに歯科医業の前進を阻止し、戦後粒々辛苦して築き上げた国民保健向上の努力を、米国のそれより三十年も遅れているといわれる状態に逆行せしめるものであるから、金の価格引上げには反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県佐山開拓地払下げに関する陳情
陳情者　岡山県御津郡平津村今岡　山本勝己外百五十五名（第七六一号）

右の陳情は、岡山県佐山開拓地は、終戦直後戦災者引揚者等の集団が入植後幾多の苦難を克服して開拓した土地であるが、依然として占領軍の接収下にあるため、これが払下げ促進の陳情を続けてきたところ、最近に至り本開拓地が警察予備隊等の演習候補地に挙げられていることを知り、関係住民の不安動揺は深刻なも

のがあるから、講和発効を機会に本開拓地をこれら開拓者に払い下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

関税法改正に関する陳情

陳情者　東京都知事　安井誠一郎外六名（第七八五号）

右の陳情は、港湾の能率的運営と円滑な発展を図る見地から、（一）港湾管理者の責任とその自主性を考慮すること、（二）港湾行政の簡素化を図ること、（三）港湾の開発発展のため、港湾管理者と税関の業務の調整を図ること等関税法改正について充分検討せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第三十八号参照〕

審査報告書

図書館法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月九日

文部委員長　梅原　眞隆

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山本　勇造　　木内キヤウ

堀越　儀郎　　高田なほ子

相馬　助治　　白波瀬米吉

木村　守江　　川村　松助

矢嶋　三義　　高橋　道男

要領書

一、委員会の決定の理由

図書館の司書及び司書補の資格附与の講習を、教育学部又は学芸学部を有しない大学も行い得るようにすることと、高等学校以下の学校に勤務する教諭免許状を有する者にも、司書及び司書補の暫定資格を与えて、受講に便ならしめようとするものであつて、適切な措置と認めた。

二、事件の利害得失

図書館の専門職員の資質を充実向上することができるとともに、学校図書館と公共図書館との人事交流を円滑にすることができる。

三、費用

本法施行に伴い必要とする経費は二〇〇万円で、既に昭和二十七年度予算に計上済である。

審査報告書

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月九日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小杉　繁安　　谷口弥三郎

藤森　眞治　　河崎　ナツ

深川タマエ　　大谷　瑩潤

中山　壽彦　　山下　義信

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は家庭麻薬に関する取締を緩和し、麻薬の輸入手続に関する規定を整備し、且つ麻薬に関する罪の罰則を強化するとともに、大麻取扱者の報告義務を緩和しようとするもので妥当である。

二、事件の利害得失

家庭麻薬の販売手続を簡略にするとともに、大麻の増産により国民の利便を計り、一面輸入手続、麻薬違反事犯取締の確立を期し得る利益がある。

三、費用

本法律施行のため特に費用を要しない。

審査報告書

国民健康保険再建整備資金貸付法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月九日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小杉　繁安　　藤森　眞治

谷口弥三郎　　河崎　ナツ

山下　義信　　深川タマエ

大谷　瑩潤　　中山　壽彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は国民健康保険の保険者の診療報酬の未払を解消するため、長期且つ低利の資金を保険者に貸し付け、もつて国民健康保険事業の再建整備を助成しようとするものであつて妥当と認める。

二、事件の利害得失

国民健康保険事業の再建整備をなし、もつて国民保健の向上を期し得る利益がある。

三、費用

本案施行によつて昭和二十七年度予算四億五百四十三万八千円を要する。

審査報告書

貴金属管理法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月九日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

黒田　英雄　　菊田　七平

森　八三一　　小宮山常吉

小林　政夫　　岡崎　眞一

波多野　鼎　　油井賢太郎

大矢半次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、銀及び白金族地金に関する政府買入及び売却の制度を廃止するとともに、政府の所有する金地金を金鉱業者等に売却し、これらの者が政府の払下価格をこえる価格で需要者に売却することを認める等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

金の増産に資するとともに、その取引を円滑ならしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月九日

運輸委員長代理理事　岡田　信次

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

一松　政二　　高木　正夫

小野　哲　　小泉　秀吉

小酒井義男　　高田　寛

前之園喜一郎　　植竹　春彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、登録ホテル及び登録旅館業の用に供する固定資産に対する特例耐用年数を改め、その適用範囲を従来法人所有のもののみに限られたものを個人所有のものにまで拡大し、又ホテル及び旅

館の登録基準の引上げを規定したものであつて、委員会は適切なる措置と認める。

二、事件の利害得失

外客の宿泊施設の整備により、外客接遇の向上に資する利益がある。

三、費用

本法律の施行には、別に費用を要しない。

〔第四十号参照〕

審査報告書

木船運送法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月十四日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡田　信次　仁田　竹一
前之園喜一郎　高木　正夫
高田　寛　小酒井義男
小野　哲　小泉　秀吉

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は木船運送事業に登録制を採り、その実態を把握するとともに標準木船運賃及び標準回漕料制について規定し、不当な運賃及び回漕料を防止しようとするものであつて、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

木船運送事業の実態を把握し、木船に対する適切な施策の樹立に役立ち、又不当な木船運賃及び回漕料を防止し、木船運送事業の健全な発達に寄与する利益がある。

三、費用

本年度約六百五十万円を要する。

審査報告書

耐火建築促進法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月十二日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

石川　榮一　小川　久義
田中　一　門田　定藏
松浦　定義　東　隆
島津　忠彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、都市における耐火建築物の建築を促進し、火災その他の災害を防止し、あわせて宅地の合理的利用を図るため、(一)防火建築帯の指定(二)防火建築帯区域内の耐火建築物に対する国及び地方公共団体の補助(三)防火建築帯内における土地の使用(四)固定資産税の軽減等について規定し、更に附則において建築基準法の一部を改正し、防火地域内の増設に関する制限並びに防火地域及び準防火地域内の建ペイ率を若干緩和し過少宅地に対する是正を行わんとするものであつて、妥当なる立法と認める。

二、事件の利害得失

都市の枢要地帯に耐火建築物の建築を促進し、都市不燃化に資する利益がある。

三、費用

本法施行のため、昭和二十七年度一般会計予算に二億円が計上されている。

審査報告書

地方財政法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月十四日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

堀　末治　石村　幸作
岩沢　忠恭　愛知　揆一
高橋進太郎　原　虎一
館　哲二　岩男　仁藏
林屋龜次郎　岩木　哲夫
岡本　愛祐

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は地方公共団体又はその機関が行う事務に要する経費について、国と地方公共団体の負担区分に関する基準を改める等の必要があり改正を加えようとするものであつて、その要点をあげれば、国費、地方費の負担区分に関しては、地方公共団体又は地方公共団体の機関の事務を行うために要する経費については、原則として当該地方公共団体がその全額を負担するが、国費をもつて補助又は負担するものについてはこれを列挙することとし、又は国が寄附金の強制割当を地方公共団体又は住民に対し強制することを禁止することの二点であつて、右の改正措置は妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

この措置により地方行政の責任の帰属を明確にするとともに、その自主的な運営を確保する利益がある

三、費用

本法の施行によつて別に費用を要しない。

審査報告書

統計報告調整法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月十五日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山花　秀雄　横尾　龍
山田　佐一　成瀬　幡治
上條　愛一　松原　一彦
石原幹市郎　三好　始
竹下　豐次　楠見　義男

要領書

一、委員会の決定の理由

現在政府各機関及び地方公共団体が民間から求める各種統計報告の徴集方法及び様式が適当でないため重複し、或いは一部の目的にしか適しない場合があるので、報告の徴集について必要な調整を行うことができることとする等適宜改正を加えたのは適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置により統計報告に基く行政事務の能率化を図り得る利益がある。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月十四日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大矢半次郎　大野　幸一
油井賢太郎　黒田　英雄
溝淵　春次　木内　四郎
木村禧八郎　岡崎　眞一
小宮山常吉　菊川　孝夫
森　八三一　小林　政夫
菊田　七平

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国民金融公庫の役員及び職員を国家公務員でないものとし、単に刑法等の罰則の適用に関してのみ公務員と同様の取扱をし

ようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

国民金融公庫の事業の遂行を円滑ならしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件

右を審査した結果、多数をもつて異議がないと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月十四日

大蔵委員長・平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見署名

大矢半次郎　油井賢太郎
下條　恭兵　大野　幸一
岡崎　眞一　溝淵　春次
小林　政夫　森　八三一
小宮山常吉　菊川　孝夫
木内　四郎　黒田　英雄
菊田　七平

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、普通財産である皇居外苑の一角（現千代田グランド）を皇居外苑の一環として整備運営するため、公共福祉用財産とする必要があるので、国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

皇居外苑の整備を図り得る利益がある。

三、費用

本件実施のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国際計数センターの設立に関する條約の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月十五日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

金子　洋文　曾祢　益
伊達源一郎　平林　太一
德川　頼貞　園　伊能
杉原　荒太

要領書

一、委員会の決定の理由

本條約はユネスコの招請により昨年十二月六日パリにおいて署名されたものであり、近代的計数装置の使用奨励及び研究により科学上の研究を促進することを目的とする国際的施設を設立せんとするものである。

このセンターが行う事業はわが国の科学上の研究の促進及び工業の発達に資するところ大なるものがあるので本條約の締結は適当なものである。

二、事件の利害得失

このセンターに加盟すれば産業上及び学術上の複雑な計数問題を電子計数装置を有する本センターの計数研究所に無償で依頼することができ、且つ、研究者の養成、各種資料の入手等により計数問題に関する学界及び技術界の受益するところは大である。

三、費用

わが国の加盟分担金は年額五〇〇ドル（一八〇万円）である。

運輸委員会請願審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一三六五号、第一六九七号
海老津、赤間両駅間に簡易停車場設置の請願

第一四〇九号　板柳駅にこ線橋架設の請願

第一四五一号、第一五〇二号、第一五四六号、第一五六〇号
山陰全線に急行列車運行等の請願

第一六〇二号、第一六二六号、第一七八七号　上野、青森両駅間下り直通急行列車増設に関する請願

第一六〇三号、第一六二五号、第一七九〇号　上野、白河両駅間不定期週末下り列車等の運行延長に関する請願

第一六〇四号、第一六二三号、第一七八八号　水郡線、磐越東線の旅客サービス改善に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年五月十三日

運輸委員長代理理事　岡田　信次

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会請願特別報告第五号

海老津、赤間両駅間に簡易停車場設置の請願

第一三六五号　福岡県宗像郡吉武村長　立石昇外三名提出

第一六九七号　福岡県宗像郡赤間町長　山本哲外三名提出

板柳駅にこ線橋架設の請願

第一四〇九号　青森県北津軽郡板柳町長　斎藤正次外一名提出

山陰全線に急行列車運行等の請願

第一四五一号　島根県浜田市長　岡本俊人外十三名提出

第一五〇二号　福岡県知事　杉本勝次外十三名提出

第一五四六号　島根県出雲市長　森山繁樹外十三名提出

第一五六〇号　福岡県門司市長　中野直吾外十三名提出

上野、青森両駅間下り直通急行列車増設に関する請願

第一六〇二号　福岡県議会議長　蓮沼龍輔提出

第一六二六号　福岡県議会内伊藤幾一提出

第二七八七号　福岡県議会事務局内　大竹作摩提出

上野、白河両駅間不定期週末下り列車等の運行延長に関する請願

第一六〇三号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出

第一六二五号　福島県議会内伊藤幾一提出

第一七九〇号　福島県議会事務局内　大竹作摩提出

右十六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年五月十三日

運輸委員長代理理事　岡田　信次

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

海老津、赤間両駅間に簡易停車場設置の請願

請願者　福岡県宗像郡吉武村長　立石昇外三名（第一三六五号）

請願者　福岡県宗像郡赤間町長　山本哲外三名（第一六九七号）

右の請願は、北九州の工業地帯と九州の政治経済教育の中心地福岡市を連絡する交通機関としては、国鉄以外にないが、国鉄当局は、同線のデイゼル化を計画している由であるが、これが実現は沿線住民に多大な利便をもたらすものと思われるから、この際同線のデイゼル化実現と同時に宗像郡赤間町地区に簡易停車場を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣

第一七九〇号　福島県議会事務局内　大竹作摩提出

水郡線、磐越東線の旅客サービス改善に関する請願

第一六〇四号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出

第一六二三号　福島県議会内伊藤幾一提出

第一七八八号　福島県議会事務局内　大竹作摩提出

右十六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年五月十三日

運輸委員長代理理事　岡田　信次

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

海老津、赤間両駅間に簡易停車場設置の請願

請願者　福岡県宗像郡吉武村長　立石昇外三名（第一三六五号）

請願者　福岡県宗像郡赤間町長　山本哲外三名（第一六九七号）

右の請願は、北九州の工業地帯と九州の政治経済教育の中心地福岡市を連絡する交通機関としては、国鉄以外にないが、国鉄当局は、同線のデイゼル化を計画している由であるが、これが実現は沿線住民に多大な利便をもたらすものと思われるから、この際同線のデイゼル化実現と同時に宗像郡赤間町大字赤間地区に簡易停車場を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣

は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

板柳駅にこ線橋架設の請願

請願者　青森県北津軽郡板柳町長　斎藤正次外一名（第一四〇九号）

右の請願は、五能線板柳駅は、同線における最重要駅で、同駅の年間貨客収入は秋田管理局管内第三位を占めている。従つて多い日は、二百三十ないし四十車のりんご輸送車が発着し、旅客の乗降も一日五千人に達する実情にあるが、貨物線二本を横断するため、危険が多く不慮の災害がいつ起るかも知れない現状であるから、すみやかに同駅にこ線橋を架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが現実に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山陰全線に急行列車運行等の請願

請願者　島根県浜田市長　岡本俊人外十三名（第一四五一号）

請願者　福岡県知事　杉本勝次外十三名（第一五〇二号）

請願者　島根県出雲市長　森山繁樹外十三名（第一五四六号）

請願者　福岡県門司市長　中野真吾外十三名（第一五六〇号）

右の請願は、山陰線の沿線各県においては最近相次いで工場が設立され、これに誘発される各種資源ならびに電源の開発さらに貿易に伴う各種産業の飛躍的発展を見つつある。この際山陰全線急行列車の運行と上記列車が福岡市まで延長運行されると北九州、山陰、京阪神の経済交流を活発化するはもとより、山陽線のふくそうを緩和し、わが国の経済文化に多大の利益をもたらすことは確実であるから、これが早急なる実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

上野、青森両駅間下り直通急行列車増設に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔（第一六〇二号）

請願者　福島県議会内　伊藤幟（第一六二六号）

請願者　福島県議会事務局内　大竹作摩（第二七八七号）

右の請願は、東北本線における下り急行列車は、現在上野、仙台間と上野、秋田間だけに限られ、このほか準急行列車として上野、仙台、山形間があるだけで上野、青森間直通急行は全然皆無という極めて不利不便な現状におかれていることは、国鉄輸送の均てん上からも遺憾であるから、すみやかに一〇一列車（青葉）のほかあらたに直通急行列車を増発せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

上野、白河両駅間不定期週末下り列車等の運行延長に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔（第一六〇三号）

請願者　福島県議会内　伊藤幟（第一六二五号）

請願者　福島県議会事務局内　大竹作摩（第一七九〇号）

右の請願は、毎年春期より秋期の間東北本線下り列車に週末列車を運転されていることは、文化国家にふさわしい民主的な輸送措置であるとともに、そのうける利便と幸福は大きいが、この列車の終点を白河までとしていることは再考の余地があると思われ、また上野、郡山間一二九列車はその時間的利便により利用極めて多いにもかかわらず郡山止りのため利便がはなはだしく減殺されているから、この際旅客サービスの新構想として両線列車運転をそれぞれ福島駅まで延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水郡線、磐越東線の旅客サービス改善に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔（第一六〇四号）

請願者　福島県議会内　伊藤幟（第一六二三号）

請願者　福島県議会事務局内　大竹作摩（第一七八八号）

右の請願は、国鉄における各種の施設は漸次改善を加えられ、既に国内幹線においては、戦前の域に達し、着々面目を一新されているが、ひとりローカル線、特に本県と隣県茨城を結ぶ水郡線および磐越東線については、車両その他の施設いずれも旧態のままにおかれていることは、戦後急激に復興せられつつある経済、文化、産業活動上深く遺憾とするところであるから、すみやかに両線の実情にかんがみ旅客サービスの改善を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会請願審査報告書第五号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四三五号　和歌山県田辺市、近野村間国営バス運輸延長の請願

第一一八号　道路運送法中一部改正等に関する請願

第一五〇号　国営自動車天龍線遠江横山路線延長に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年五月十五日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会請願特別報告第六号

和歌山県田辺市、近野村間国営バス運輸延長の請願

第四三五号　和歌山県西牟婁郡近野村字野中三ノ八　熊瀬儀一郎外五百四十七名提出

国営自動車天龍線遠江横山路線延長に関する請願

第一五〇九号　静岡県磐田郡龍村長　熊村昌一郎外三名提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年五月十五日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十七年七月三十一日

○第十三回国会 参議院会議録附録（その三）

意見書案

和歌山県田辺市、近野村間国営バス運輸延長の請願

請願者　和歌山県西牟婁郡近野村字野中三ノ八　熊瀬儀一郎外五百四十七名（第四三五号）

右の請願は、和歌山県田辺市、近野村間国営バスの開設以来沿道住民は多大の利便を与えられ、近来このバスを利用する者が増加するに伴い、野中高尾トンネル口まで延長されたいとの希望が強く、再三陳情をつづけて今日にいたつたのであるが、今回野中および広見川の山林地域に常従二百人余を使用する事業が開始され、その上通学児童、生徒の該バス利用希望者が多いので、本線を野中高尾トンネル口まで延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国営自動車天龍線遠江横山路線延長に関する請願

請願者　静岡県磐田郡龍村長　熊村昌一郎外三名（第一五〇九号）

右の請願は、国鉄自動車の天龍線遠江横山（龍村浦川経由）路線延長予定地区は現在静岡県下における最も林産資源の豊富な地方であるにもかかわらず、交通不便のためその資源は僅かしか利用できず、従つて産業、文化等の面においても非常に立ち遅れているから、すみやかに本路線の延長を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会請願特別報告第七号

道路運送法中一部改正等に関する請願

第一一一八号　奈良市三條川崎町三二七奈良県貨物自動車協会内　河崎正司外一名提出

右一件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十七年五月十五日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

道路運送法中一部改正等に関する請願

請願者　奈良市三條川崎町三二七奈良県貨物自動車協会内　河崎正司外一名（第一一一八号）

右の請願は、道路運送法に反して特定自動車運送事業、一般自動車運送事業、自家用貨物自動車の名儀貸し、自家用貨物自動車による営業類似行為等が、公然と行われているため、国家の陸上運送統計は推定による外なく、年間数百億円の脱税が黙認されている実情は憂慮にたえないから、これらの問題を根本的に解決するとともに、陸上輸送の秩序を確立するため、道路運送法の一部を改正せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年五月　日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会陳情審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一二四号　宇野、高松両港間貨物輸送力増強に関する陳情

第一二九号　北陸本線改良工事促進に関する陳情

第三七一号　宇野、高松間貨車航送力増強に関する陳情

第五七七号、第九一〇号　甲府、長野両駅間にディーゼル電気機関車運転の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年五月十三日

運輸委員長代理理事　岡田　信次

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会陳情特別報告第三号

宇野、高松両港間貨物輸送力増強に関する陳情

第一二四号　香川県知事　金子正則提出

北陸本線改良工事促進に関する陳情

第一二九号　福井県議会議長　杉山孝二外三名提出

宇野、高松間貨車航送力増強に関する陳情

第三七一号　愛媛県松山市議会事務局内四国市議会議長会常任委員会内　芳野恒英提出

甲府、長野両駅間にディーゼル電気機関車運転の陳情

第五七七号　長野県議会議長　片桐知従提出

第九一〇号　山梨県議会議長　小田切彰提出

右五件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年五月十三日

運輸委員長代理理事　岡田　信次

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

宇野、高松両港間貨物輸送力増強に関する陳情

陳情者　香川県知事　金子正則（第一二四号）

右の陳情は、四国地方における宇野、高松両港間貨物輸送力の増強についてはさきに請願書を提出してきたがその後好転をみず輸送要請は激増の一途をたどり、四国地方の諸産業ならびに経済界に多大の悪影響を与えているから、すみやかにこの窮状を打開するために新造船の就航実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北陸本線改良工事促進に関する陳情

陳情者　福井県議会議長　杉山孝二外三名（第一一九号）

右の陳情は、北陸本線は、裏日本地帯を縦貫する唯一の幹線動脈であ

り、その重要度および輸送量においては他幹線に比していささかもそん色をみないところであるが、その輸送施設全般にわたり第二次的冷遇の域を脱せず、旧態依然として老朽をかこつており、ことに本線の輸送力増強の最大あい路、最大難関ともいうべき津幡、石動間、敦賀、今庄間、木の下、敦賀間は、最急こう配に加えて屈曲はなはだしく、その上老朽弱少軌條のため輸送力の減退はもとより速度回数さらに安全性の確保よりはなはだ憂慮にたえない地点であるから、すみやかに改修せられるとともに取り残された裏日本幹線を最優先的に取り扱われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宇野、高松間貨車航送力増強に関する陳情

陳情者　愛媛県松山市議会事務局内四国市議会議長常任委員会内　芳野恒英（第三七一号）

右の陳情は、四国各地より本土向諸物資の輸送は、宇野、高松間の貨車航送によるが、現在この航送力は一日に二百三十両前後で本土向貨物輸送要請量の僅か十数パーセントに過ぎず、昨年後期以来の特需影響による滞貨は激増の一途にあり、四国各地の生産意欲に多大の悪影響を与え、ひいてはわが国力の増強におよぼすところが大きいから、宇野、高松間の貨車航送力を増強せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

甲府、長野両駅間にディーゼル電気機関車運転の陳情

陳情者　長野県議会議長　片桐　知従（第五七七号）

陳情者　山梨県議会議長　小田　切彰（第九一〇号）

右の陳情は、国鉄甲府、長野両駅間の電化については、重要な国策の一環として当局の深く認識されているところであるが、昭和六年、八王子、甲府間の電化完成以来地元住民の要望も切実となつており、一方同線電化による利便は、燃料の節約、工事費の格安、輸送力増強、観光地に対する快適な旅行等、極めて大きなものがあるから、近く予想されているデイーゼル電気機関車の実現に際しては、同区間に優先運行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第四十一号参照〕

審査報告書

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月十七日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

堀　末治　岩沢　忠恭

石村　幸作　高橋進太郎

館　哲二　岡本　愛祐

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は現行の警察法においては自治体警察維持に関する住民投票の結果警察を維持しないことに決定した町村のうち、昭和二十六年十月三十一日迄にその手続を完了したものについては、翌年四月一日より責任の転移が行われるのであるが、昭和二十六年十一月一日以後自治警廃止の手続をとつたものについては昭和二十八年四月一日に警察維持の責任転移が行われることになり、既に確定しているに拘らず長期間その実現をみないでいることは、種々障害のあることも予想せられるので、ここに責任の転移を速やかに実現する必要があり、特に例外を規定するものであつて、右特例を設けることは妥当の措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置により町村の警察維持に関する責任転移の円滑を期することができる。

三、費用

自治体警察の国家警察への移管に伴い、これに要する経費は既定経費をもつてまかない得る見込である。

審査報告書

信用金庫法施行法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月十六日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

菊田　七平　田村　文吉

小宮山常吉　菊川　孝夫

木内　四郎　大矢半次郎

油井賢太郎　溝淵　春次

黒田　英雄　佐藤　保平

岡崎　眞一　下條　恭兵

波多野　鼎　西川甚五郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、信用金庫法施行法の実施後の実情に鑑み、信用協同組合の信用金庫への組織変更の期間を一年間延長するとともに、組織変更に際して出資金の最低限度を緩和する経過規定も一年間延長しようとするものであつて、止むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

信用協同組合が簡易な手続によつて信用金庫に転換し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

貸付信託法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月十六日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見署名

溝淵　春次　黒田　英雄

佐藤　保平　岡崎　眞一

下條　恭兵　波多野　鼎

油井賢太郎　大矢半次郎

木内　四郎　菊川　孝夫

小宮山常吉　田村　文吉

菊田　七平　西川甚五郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、貸付信託の受益権を受益証券に化体せしめ、一般投資者による産業投資を容易ならしめようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

資源の開発その他緊要な産業に対する長期資金の円滑な供給に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

関税法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月十六日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

西川甚五郎　菊田　七平
田村　文吉　小宮山常吉
菊川　孝夫　黒田　英雄
伊藤　保平　岡崎　眞一
下條　恭兵　油井賢太郎
大矢半次郎　溝淵　春次

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、平和條約の締結に伴い、「税関手続の簡易化に関する国際條約」、「貨物の原産地虚偽表示の防止に関する協定」及び「国際民間航空條約」に加入し、又は参加の申請をすることが予想されるので、これに対処して、税関手続の簡易化、保税地域制度の確立、貨物の原産地虚偽表示の防止及び航空機等についての関税行政上必要な規定を整備しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

関税行政の運営を円滑ならしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

〔第四十二号参照〕

審査報告書

ユネスコ活動に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月二十二日

文部委員長　梅原　眞隆

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

木内キヤウ　有馬　助治
川村　松助　黒川　武雄
高橋　道男　石黒　忠篤
荒木正三郎　山本　勇造

要領書

一、委員会の決定の理由

国際連合教育科学文化機関への加盟に伴い、わが国におけるユネスコ活動の基本を定めるとともに、同機関憲章第七條の規定の趣旨に従つて日本ユネスコ国内委員会を設置し、わが国におけるユネスコ活動の振興を図るものであつて、妥当なる措置と認めた。

二、事件の利害得失

わが国の教育、科学、文化の向上に寄与し、国際交流を盛んにし、諸外国との理解と協力のもとに、世界平和と人類の福祉に対し、積極的な貢献をなしうることができる。

三、費用

本法施行に伴う経費は、約九千六百八十五万円であり、既に昭和二十七年度予算に計上済みである。

審査報告書

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する條約の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月二十日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

杉原　荒太　曾祢　益
平林　太一　野田　俊作
徳川　頼貞　伊達源一郎
加藤シヅエ

要領書

一、委員会の決定の理由

わが国は平和條約署名の際の宣言において、本條約の当事国となる意思を表明しているが、本條約は仲裁判断の国際的効力を保障するものであつて、戦後わが国における仲裁制度の発達にかんがみ、その締結を妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

仲裁判断の効力を国際的に保障し得る。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月二十三日

議院運営委員長　川村　松助

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小笠原二三男　相馬　助治
大隈　信幸　石川　清一
水橋　藤作　兼岩　傳一
高橋　道男　赤木　正雄
寺尾　豊　安井　謙
草葉　隆圓　木村　守江
加藤　武徳　石川　榮一
中村　正雄

要領書

一、本委員会の決定の理由

本法律案は、各議院における議案その他の審査又は国政に関する調査のため、参考人として出頭した者に対して、旅費及び日当を支給する等の規定を整備しようとするものであつて、本委員会は、これを必要な措置と認めた。

二、事件の利害得失

議院に出頭する証人等に対する旅費及び日当の支給を適切ならしめる利益がある。

三、費用

証人等の旅費及び日当の費用として、三百二十三万九千円が昭和二十七年度予算に計上されている。

文部委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一三号、第四三号　六・三制学校整備費国庫補助継続に関する請願
第三九号　市町村立学校職員給与負担法中一部改正等に関する請願
第四一号　中学校教職員の行政整理反対に関する請願
第四二号　六・三制学校整備予算確保等に関する請願
第五一号、第一三一号　新潟大学医学部附属病院再建に関する請願
第五七号　六・三制学校屋内運動場建築費国庫補助に関する請願
第五八号、第一七六号　六・三制学校施設整備費国庫補助等に関する請願
第一一四号　都市教職員の行政整理反対に関する請願
第一一六号　学校給食継続実施に関する請願
第一二六号、第一七七号、第一七八号、第一七九号、第八四四号、第一三二〇号　公立学校事務職員の教育公務員特例法適用に関する請願
第一四一号　六・三制学校災害復旧費国庫補助等に関する請願
第一九九号　小学校老朽校舎改築費国庫補助等に関する請願
第二〇五号　六・三制学校施設整備費国庫補助増額等に関する請願
第二〇八号　老朽校舎改築工事費国庫補助等に関する請願
第二四四号　私立学校共済組合設立に関する請願

第二五七号　戦災学校復旧促進に関する請願
第二六八号、第三〇三号　積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場整備促進に関する請願
第三〇九号　積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場整備促進等に関する請願
第三一六号、第三五四号、第三七三号、第三九五号、第四二四号、第四四三号、第五三一号、第六〇四号、第八八七号、第一〇二一号、第一一七九号、第一八五号、第一二二〇号　学校給食費国庫補助等に関する請願
第三五一号　教職員の給与ベース改訂等に関する請願
第三五九号、第三七五号、第四二五号、第六三二号、第八三〇号、第九三六号　学校給食法制定に関する請願
第三八二号　社会通信教育振興に関する請願
第三八三号、第三九六号、第一一八四号　学校給食費全額国庫負担等に関する請願
第四〇七号　戦災市町村義務教育施設整備臨時措置法制定に関する請願
第四五九号　積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助に関する請願
第四六〇号、第四九一号、第八五六号　積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設促進に関する請願
第四八二号　六・三制学校施設整備費国庫補助に関する請願
第五〇六号　文教予算増額等に関する請願
第五六四号、第七五三号、第九三五号、第一〇八五号、第一一六〇号、第一一六一号、第一一六九号　義務教育費国庫負担法制定に関する請願
第五六五号　六・三制学校建築費国庫補助に関する請願
第五六七号、第七五五号、第一〇八六号、第一一六二号、第一一六三号　公立学校施設防災および災害復旧に関する法律制定の請願
第五八三号　福井県松岡中学校屋内運動場建設に関する請願
第六二六号　岐阜県下六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する請願
第六七四号　国宝聖徳太子像保存施設費国庫補助に関する請願
第六九四号、第一一四二号　東京学芸大学附属豊島小学校周囲の環境浄化等に関する請願
第六九五号　六・三制学校建築費国庫補助等に関する請願
第七四〇号、第七五四号、第八九四号、第一〇六二号、第一一六四号　積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する請願
第八二七号　新潟県下六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する請願
第八八八号　公民館に対する国庫補助増額等に関する請願
第九三四号　学校給食法制定等に関する請願
第一〇四六号　岩手県花巻中学校校舎建設費国庫補助等に関する請願
第一一五一号　学校給食費国庫補助増額等に関する請願
第一四一二号　学校図書館に関する請願
第一五六六号　岡山大学農学部に獣医畜産科設置の請願
第一六〇七号　学校教科書制度合理化に関する請願
第一六〇八号　養護教諭必置制存続に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年五月二十日

文部委員長　梅原　眞隆

参議院議長佐藤尚武殿

文部委員会請願特別報告第一号

六・三制学校整備費国庫補助継続に関する請願

第一一三号　埼玉県大里郡奈良村役場内大里郡町村会内　安部彦平外百四十三名提出
第四三三号　埼玉県大里郡明戸村長　倉上源次郎外二百六十三名提出
市町村立学校職員給与負担法中一部改正等に関する請願
第三九号　東京都千代田区丸ノ内三ノ五東京都教育庁内全国都道府県教育委員会委員協議会内　八木沢善次提出
中学校教職員の行政整理反対に関する請願
第四一号　東京都港区芝公園第四号全日本中学校長会内　野口彰提出
六・三制学校整備予算確保等に関する請願
第四二号　東京都港区芝公園第四号地全日本中学校長会内　野口彰提出
新潟大学医学部附属病院再建に関する請願
第五一号　新潟県三條市三條商工会議所会頭　野水吉治提出
第一三一号　新潟県新津市社団法人新津商工会議所会頭　錦織豊松外一名提出
六・三制学校屋内運動場建築費国庫補助に関する請願
第五七号　島根県庁内島根県教育委員会内　藤島吾郎外一名提出
六・三制学校施設整備費国庫補助等に関する請願
第五八号　東京都新宿区役所内六・三制完全施設全国協議会内　岡田昇三外十三名提出
第一七六号　埼玉県川口市長　田中徳兵衛外十二名提出
都市教職員の行政整理反対に関する請願
第一一四号　静岡市議会議長　広瀬修造提出
学校給食継続実施に関する請願
第一一六号　静岡市議会議長　広瀬修造提出
公立学校事務職員の教育公務員特例法適用に関する請願
第一二六号　山形市山形市立第一中学校内　渋谷忠太郎外五千四百九十七名提出
第一七七号　秋田市西根小屋上町一三秋田県教職員組合内　田中忠治外十三名提出
第一七八号　大分市荷揚町五一　井上実外千三百四十三名提出
第一七九号　宮城県仙台市北七番丁一二七ノ一宮城県教職員組合内　八島炳三外七千六百十五名提出
第八四四号　福岡県直方市下境小学校内　水上幹子外二十二名提出
第一三二〇号　福岡県田川郡猪位金村猪位金小学校内　佐藤清登外二十三名提出
六・三制学校災害復旧費国庫補助等に関する請願
第一四一号　鹿児島県P・T・A連絡協議会内　増田静提出
小学校老朽校舎改築費国庫補助等に関する請願
第一九九号　岡山県和気郡藤野村長　徳長久間太外二百九十九名提出
六・三制学校施設整備費国庫補助増額等に関する請願
第二〇五号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出
老朽校舎改築工事費国庫補助等に関する請願
第二〇八号　滋賀県彦根市下片原町四彦根市教育委員会内　井上英貞提出
私立学校共済組合設立に関する請願
第二四四号　東京都板橋区下赤塚町四三全私立学校教職員組合内　神田正衛外七万一千三百八十三名提出

戦災学校復旧促進に関する請願
第二五七号　兵庫県姫路市長　石見元秀提出
積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場整備促進に関する請願
第二六八号　長野県議会議長　片桐知従提出
第三〇三号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出
積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場整備促進等に関する請願
第三〇九号　新潟県知事　岡田正平提出
学校給食費国庫補助等に関する請願
第三二六号　茨城県東茨城郡磯浜町大洗　黒田正外五十一名提出
第三五四号　茨城県北相馬郡内守谷村内守谷小学校内　月岡直外二百九十九名提出
第三七三号　甲府市宍切町二十二山梨県学校給食推進協議会内　五味洋提出
第三九五号　茨城県久慈郡太田町茨城県学校給食推進協議会　久慈郡支部内　館建児外百五十四名提出
第四二四号　京都市下京区松原通り木屋町　上野英太郎提出
第四四三号　茨城県土浦市前川土浦市学校給食推進協議会内　鈴木憲一外五十七名提出
第五三一号　岐阜市美江寺町岐阜県連合育友会内　渡辺鶴吉外五名提出
第六〇四号　茨城県猿島郡境町二八〇　沼田安兵衛外四百八十九名提出
第八八七号　茨城県東茨城郡磯浜町長　河上秀雄外五十名提出
第一〇二一号　奈良市油阪町奈良県学校給食推進協議会内　垣内藤一郎外九名提出
第一一七九号　東京都台東区北稲荷町下谷小学校内　塩沢常信外一万五千三百九十三名提出
第一一八五号　長野県松本市土井尻町五　橋詰常直外一万二百八十二名提出
第一二二〇号　長野県松本市蟻ヶ崎町東区　原礼子外一万一千二百七名提出
教職員の給与ベース改訂等に関する請願
第三五一号　愛知県名古屋市役所内名古屋市教育委員会内　佐藤太十郎提出
学校給食法制定に関する請願
第三五九号　島根県松江市殿町八島根県P・T・A連合会内　草光義賀提出
第三七五号　岡山市門田岡山県学校給食会内　岡金吉提出
第四二五号　岩手県盛岡市茸手町一二〇岩手県学校給食推進協議会内　馬場勝治提出
第六三二号　東京都杉並区荻窪二ノ一三六財団法人日本学校給食会理事長　岩原拓外五名提出
第八三〇号　和歌山県知事　小野真次外三名提出
第九三六号　岡山県倉敷市旭町岡山県学校推進協議会内　原玄太郎外四名提出
社会通信教育振興に関する請願
第三八二号　東京都千代田区有楽町一ノ三社団法人日本電気協会内文部省認定通信教育協会内　財団法人ラジオ教育研究所理事長　盤前半五郎外七名提出
学校給食費全額国庫負担等に関する請願
第三八三号　奈良市油坂町奈良県学校給食推進協議会内　垣内藤一郎外八名提出
第三九六号　宮城県仙台市土樋一七宮城県学校給食推進協議会内　半沢健次郎提出
第一一八四号　福井市本丸福井県学校給食推進協議会内　福岡七右エ門提出
戦災市町村義務教育施設整備臨時措置法制定に関する請願
第四〇七号　神奈川県川崎市議会議長　高須康治提出
積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助に関する請願
第四五九号　東京都中央区銀座東五ノ一北海道ビル四階積雪寒冷地帯義務設置学校の屋内運動場急速整備促進期成会　今野貞亮提出
第四五九号　東京都中央区銀座東五ノ一北海道ビル四階積雪寒冷地帯義務設置学校の屋内運動場急速整備促進期成会内　岡田正平提出
積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設促進に関する請願
第四六〇号　東京都中央区銀座東五ノ一北海道ビル四階積雪寒冷地帯義務設置学校の屋内運動場急速整備促進期成会内　岡田正平提出
第四九一号　福島県議会内　伊藤幟提出
第八五六号　宮城県議会議長
第五六七号　東京都千代田区丸ノ内東京都教育庁内全国都道府県教育委員会委員協議会内　八木沢喜次提出
第七五五号　岩手県盛岡市長　小泉多三郎提出
第一〇八六号　宮崎県児湯郡東米良村長　浜砂義盛外二名提出
第一一六二号　宮崎県東臼杵郡東郷村長　小野弘外一名提出
第一一六三号　島根県松江市長　熊野英外八名提出
福井県松岡中学校屋内運動場建設に関する請願
第五八三号　福井県吉田郡松岡町長　平林信治外十八名提出
岐阜県下六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する請願
第六二六号　岐阜県庁内岐阜県教育委員会内　小出良吉提出
国宝聖徳太子像保存施設費国庫補助に関する請願
第六七四号　埼玉県北埼玉郡荒木村天洲寺内　中嶋孝雄外四名提出
東京学芸大学附属豊島小学校周囲の環境浄化等に関する請願
第六九四号　東京都豊島区池袋二東京学芸大学附属豊島小学校P・T・A内　大久保伝蔵提出
第一一四二号　東京都豊島区池袋二東京学芸大学附属豊島小学校　佐藤卯吉外五万二千一名提出
六・三制学校建築費国庫補助等に関する請願
第六九五号　京都府与謝郡宮津町字本町　徳田富治提出

積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する請願

第七四〇号　新潟市西堀通六番町八六六ノ三新潟県市長会内　村田三郎外一名提出

第七五四号　岩手県盛岡市長　小泉多三郎外三名提出

第八九四号　滋賀県長浜市役所内滋賀県積寒地屋体整備期成会内　寺本太十郎提出

第一〇六二号　富山県知事　高辻武邦外二名提出

第一一六四号　島根県庁内島根県教育委員会内　小室定彦提出

新潟県下六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する請願

第八二七号　新潟市西堀通六番地八六六ノ三　小島喜蔵外一名提出

公民館に対する国庫補助増額等に関する請願

第八八八号　東京都千代田区神田一ッ橋教育会館内社会教育連合会内全国公民館連絡協議会内　北村政義提出

学校給食法制定等に関する請願

第九三四号　和歌山市小松原通一和歌山県教育庁内　土肥正敏提出

岩手県花巻中学校校舎建設費国庫補助等に関する請願

第一〇四六号　岩手県稗貫郡花巻町長　北山愛郎提出

学校給食費国庫補助増額等に関する請願

第一一五一号　長野県松本市向島一、〇五一　赤羽毅外八千八十七名提出

学校図書館に関する請願

第一四一二号　東京都港区赤坂氷川町氷川小学校内　久米井束提出

岡山大学農学部に獣医畜産科設置の請願

第一五六六号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

学校教科書制度合理化に関する請願

第一六〇七号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出

養護教諭必置制存続に関する請願

第一六〇八号　大阪市天王寺区勝山通二ノ二二七　藤井すゑ外二名提出

右九十一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年五月二十日

文部委員長　梅原　眞隆

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

六・三制学校整備費国庫補助継続に関する請願

請願者　埼玉県大里郡奈良村役場内大里郡町村会内　安部彦平外百四十三名（第一三号）

請願者　埼玉県大里郡明戸村長　倉上源次郎外二百六十三名（第四三号）

右の請願は、六・三制学校施設の整備については、国庫補助によつて中学校舎は一応整備されたが、生徒児童一人当り〇・七坪の応急最低基準には未だ達せず、さらに小学校は改築を要する老朽校舎が多く、その上、過年度認証工事費、産業教育振興法による施設整備費等幾多の資金を必要とする実情にあるから、六・三制学校整備費国庫補助を継続支出せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

市町村立学校職員給与負担法中一部改正に関する請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内三ノ五東京都教育庁内全国都道府県教育委員会委員協議会内　八木沢善次（第三九号）

右の請願は、市町村立学校職員給与負担法は、昭和二十六年法律第八十六号をもつてその一部が改正されたが、依然として定時制の課程に専任する養護教諭、養護助教諭、事務職員および実習助手の給料その他の給与は、市町村負担となつているため、財政窮乏の現状においては、これら職員を常置することがほとんどなく、勤労青年教育の振興を期待する立法精神に副わないから、同負担法第二條中にこれらの職員を加えられるとともに、これに伴つて生ずる都道府県費の支出に対し、地方財政平衡交付金法の教育費の基準財政需要額を増加し、併せて定時制の課程に包含せられる実業部門の内容を検討し、その補正係数を改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中学教職員の行政整理反対に関する請願

請願者　東京都港区芝公園第四号全日本中学校長会内　野口彰（第四一号）

右の請願は、今回の行政整理に伴い中学校教職員についてもその減員整理を企図せられている趣であるが、教職員の整理は現下の教育の実態と特殊性とにかんがみ、到底容認し難いから、絶対に行わないよう特別の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制学校整備予算確保等に関する請願

請願者　東京都港区芝公園第四号地全日本中学校長会内　野口彰（第四二号）

右の請願は、最近六・三義務教育を六・二制に短縮し、日本の新学制を僅かに実施五年にして変革しようとする声を聞くが、かかることは単に教育行政の変革を意味するだけでなく、いたずらに国内および国外の疑惑を深める原因ともなるから、六・三制整備と教育財政の確立を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟大学医学部附属病院再建に関する請願

請願者　新潟県三條市三條商工会議所会頭　野水吉治（第五一号）

請願者　新潟県新津市社団法人新津商工会議所会頭　錦織豊松外一名（第一三一号）

右の請願は、新潟大学医学部附属病院は、本年十一月十二日の火災によつて、設備の中枢部分と外来者診療室を焼失してしまつたが、同病院は、新潟県はもとより隣接山形、秋田、長野各県によつて利用されている同地方最高の医療機関であるから、再建に際しては、耐火耐震の本建築とし、一旦非常の場合にもその機能を充分に発揮するため、すでに県民一致の募金運動を開始しており、本病院の再建をすみやかに完成するよう援助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭

意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制学校屋内運動場建築費国庫補助に関する請願

請願者　島根県庁内島根県教育委員会内　藤島吾郎外一名（第五七号）

右の請願は、鳥取、島根の山陰地方は、積雪寒冷雨天続きが多いため、学校における児童生徒は年間を通じ半年は屋外運動場が使用不能の状態にあつて、発育盛りの児童生徒にとつて一日も等閑できない重大問題であるから、山陰地方の屋内運動場の建築については国庫補助の対象とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制学校施設整備費国庫補助等に関する請願

請願者　東京都新宿区役所内六・三制完全施設全国協議会内　岡田昇三外十三名（第五八号）

請願者　埼玉県川口市長　田中徳兵衛外十二名（第一七六号）

右の請願は、講和條約も締結され、新たな希望と抱負とを感ずるものであるが、こと教育、学校施設の現状は、いまだ敗戦の残がいをのこすもの、または戦時中より放置のままの老朽、あるいは戦後の応急建築等による危険極まりないものなど、不完全校舎が依然として全国におびただしく、その窮状打開のため、(一)六・三制国庫補助の継続と起債の確保、(二)危険校舎の改修促進、(三)施設費に対する国庫補助、(四)認証坪数の引上げ、(五)寒冷地帯の体育館設備、(六)戦災校復旧費の計上、(七)ルース台風被害復旧補助等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

都市教職員の行政整理反対に関する請願

請願者　静岡市議会議長　広瀬修造（第一一四号）

右の請願は、都市の学校は、学級児童数が五十名あるいは六十名のものが多く、一人の教員の負担児童数は山間部等の少数学級受持の教員より負担が重く、また結核休養教職員も郡部より比率が高い実情にある。以上のごとく都市は、かかる特殊事情にあるから、都市教職員の一割整理には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食継続実施に関する請願

請願者　静岡市議会議長　広瀬修造（第一一六号）

右の請願は、政府は明年三月末をもつて、学校給食を打ち切る意向の由であるが全国各学校の児童およびPTAの八割五分が学校給食の継続施行を希望しているから三月末をもつて打ち切ることなく従来通り国庫補助をもつて継続されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公立学校事務職員の教育公務員特例法適用に関する請願

請願者　山形市山形市立第一中学校内　渋谷忠太郎外五千四百九十七名（第一二六号）

請願者　秋田市西根小屋上町一三秋田県教職員組合内　田中忠治外十三名（第一七七号）

請願者　大分市荷揚町五一　井上実外千三百四十三名（第一七八号）

請願者　宮城県仙台市北七番丁一二七ノ一宮城県教職員組合内　八島炳三外七千六百十五名（第一七九号）

右の請願は、公立学校の事務職員は当該学校長に直属し、学校教育経営の一環として重要な責務を負い、現に教育の実際に従事している公務員であることは、否定できない事実であるから、関係法規をすみやかに改正せられ、事務職員にも教育公務員特例法を適用せられるとともに、学校事務職員の免許令を制定の上、その養成機関を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公立学校事務職員の教育公務員特例法適用に関する請願

請願者　福岡県直方市下境小学校内　水上幹子外二十二名（第一八四号）

請願者　福岡県田川郡猪位金村猪位金小学校内　佐藤清登外二十三名（第一三一〇号）

右の請願は、公立学校事務職員は、地方公務員法の條文等に示されてある通り、当然教育公務員特例法に含まれるものと考えられるが、未だにそのまま放置されているのは不明朗であるから、すみやかに特例法に含まれるよう改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制学校災害復旧費国庫補助等に関する請願

請願者　鹿児島市武町八一四鹿児島県P・T・A連絡協議会内　増田静（第一四一号）

右の請願は、六・三制新教育制度の完全実施を図るため、(一)学校災害復旧に対する補償制度を法制化すること、(二)教育財政確立のため最低義務教育費補償を法制化すること、(三)学校給食を継続実施すること等について必要な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小学校老朽校舎改築費国庫補助等に関する請願

請願者　岡山県和気郡藤野村長、徳長久間太外二百九十九名（第一九九号）

右の請願は、六・三制の発足によつ

て校舎の充実が叫ばれ、中学校の校舎については曲りなりにも現在の状態に達したが、小学校については全く未解決のまま放置されており、憂慮されているから、六・三制国庫補助同様小学校校舎改築費の国庫補助とこれに伴う起債を認められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制学校施設整備費国庫補助増額等に関する請願

請願者　岡山県議会議長　峰谷初四郎（第二一〇五号）

右の請願は、戦争以来、学校校舎施設の修繕改築は全く放置せられたため、校舎の老朽はその極に達し、児童の教育に危険な状態にあるが、現下の市町村財政では如何ともし難いから、一日も早くこれらの施設を改築または修理できるよう国庫補助ならびに起債わくの拡大を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

老朽校舎改築工事費国庫補助等に関する請願

請願者　滋賀県彦根市下片原町四彦根市教育委員会内　井上英貞（第二一〇八号）

右の請願は、戦争による被害および台風、地震、水害等によつて、現在の学校施設は極めて不完全な状態にあり、ことに小学校においては児童の生命に危険であるばかりでなく、積雪寒冷地においては肺炎の発生等保健上からも憂慮されているから、老朽校舎の改築工事費に対して国庫補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

私立学校共済組合設立に関する請願

請願者　東京都板橋区下赤塚町四三全私立学校教職員組合内　神田正衛外七万一千三百八十三名（第二一四四号）

右の請願は、私学振興の立場から私立学校共済組合設立に対する財源を要請してきたが、第十国会において設立事務補助費として僅かに二百八万五千円認められたに過ぎない。しかして私学校職員は国公立教職員に比べて極めて薄給であり、また不慮の災害に対しても保障がなく、生活苦と不安に悩んでいる状態であるから、第十三国会においては最低予算の文部省案による財源確保を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦災学校復旧促進に関する請願

請願者　兵庫県姫路市長　石見元秀（第二五七号）

右の請願は、戦災学校の復旧は未だ遅々として進まず小学校すらようやく三割七分強進ちよくしたに過ぎず、この遅延が特に重視される戦後教育の上に至大の障害を及ぼしていることは遺憾であるから、（一）戦災学校の復旧整備費に対する国庫補助その他の措置は六・三制建物整備等と区分して処理すること、（二）建物認証坪数を増加すると共に地方における現実の建築単価に即し認証単価を引上げること、（三）建築費地元負担の全額あるいは少くとも八割以上に対し起債を認めること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場整備促進に関する請願

請願者　長野県議会議長　片桐知従（第二六八号）

請願者　福島県議会議長、蓮沼韻輔（第三〇三号）

右の請願は、六・三制学校校舎整備に関する国庫補助は、屋内運動場に対して助成されないため、積雪寒冷地帯の教育に重大なる支障をきたしているから、屋内運動場建設のため、国の財政的援助とこれを保証する法的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場整備促進等に関する請願

請願者　新潟県知事　岡田正平（第三〇九号）

右の請願は、冬季四箇月乃至七箇月にわたる積雪寒冷および引き続く降雨のため校庭の使用が殆ど不可能な状態にある積雪寒冷地帯の屋内運動場整備については、現在少額の国庫補助を受けているが、いまだ必要坪数の五パーセントが整備されたにすぎず、児童、生徒の組織的な保健体育の指導ができず、発育途上にある児童、生徒の健康上まことに遺憾であるから、積雪寒冷地帯における義務設置学校の屋内運動場建設促進臨時措置を立法化せられるとともに、新潟県下の二十七年度屋内運動場十万坪建設に要する費用の半額に相当する補助金を認められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食費国庫補助等に関する請願

請願者　茨城県東茨城郡磯浜町大洗　黒田正外五十一名（第三二六号）

請願者　茨城県北相馬郡内守谷村内守谷小学校内　月岡直外二百九十九名（第三五四号）

請願者　甲府市穴切町二十二山梨県学校給食推進協議会内　五味洋（第三七三号）

請願者　茨城県久慈郡太田町茨城県学校給食推進協議会久慈郡支部内　館建児外百五十四名（第三九五号）

請願者　京都市下京区松原通り木屋町　上野英太郎（第四二四号）

請願者　茨城県土浦市前川土浦市学校給食推進協議会内　鈴木憲一外五十七名（第四四三号）

請願者　岐阜市美江寺町岐阜県連合育友会内　渡辺鶴吉外五名（第五三一号）

請願者　茨城県猿島郡境町二八〇　沼田安兵衛外四百八十九名（第六〇四号）

請願者　茨城県東茨城郡磯浜町長　河上秀雄外五十名（第八八七号）

請願者　奈良市油阪町奈良県学校給食推進協議会内　垣内藤一郎外九名（第一〇二一号）

請願者　東京都台東区北稲荷町下谷小学校内　塩沢常信外一万五千三百九十三名（第一一七九号）

請願者　長野県松本市土井尻町五　橋詰常直外一万二百八十二名（第一一八五号）

請願者　長野県松本市蟻ヶ崎町東区　原礼子外一万一千二百七名（第一二一〇号）

右の請願は、学校給食は講和後における民主教育の根幹で、次代国民体位の向上を解決する最善の方途であり、また食糧問題解決にも不可欠なもので、その対象は全義務教育児童生徒であるべきが当然で、資材の確保および施設の充実は当然国家の責任でなさるべきであるから、この経費を来年度予算に計上するとともに、すみやかに学校給食法制定の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教職員の給与ベース改訂等に関する請願

請願者　愛知県名古屋市役所内　名古屋市教育委員会内　佐藤太十郎（第三五一号）

右の請願は、地方公共団体の所管に属する教育公務員については、現在の平均給の関係から国家公務員に比し三百七十五円減の給与改訂が実施せられる由であるが、教育公務員の職務の内容と責任および学歴資格の特殊性にかんがみ、教育意欲を減殺しないよう慎重に給与改訂を実施せられるとともに、行政整理については現在児童生徒の自然増および結核性疾患による休職者の激増によりすでに学校経営に極めて大きな支障をきたしている実情であるから、むしろ増員を断行し、学校経営に支障のない処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食法制定に関する請願

請願者　島根県松江市殿町八島根県P・T・A連合会内　草光義質（第三五九号）

請願者　岡山市門田岡山県学校給食会内　岡金吉（第三七五号）

請願者　岩手県盛岡市茣手町一二〇岩手県学校給食推進協議会内　馬場勝治（第四二五号）

請願者　東京都杉並区荻窪二ノ一三六財団法人日本学校給食会理事長　岩原拓外五名（第六三二号）

請願者　和歌山県知事　小野真次外三名（第八三〇号）

請願者　岡山県倉敷市旭町岡山県学校推進協議会内　原玄太郎外四名（第九三六号）

右の請願は、学校給食の実施によつて、国民生活に重大関係ある食生活の改善が組織的に確実に行われ、講和後の重大施策として文化国家建設に大きく貢献することが予想されるのであるが、法的根拠がないためこの重要な教育施設も充分な発展が期せられないから、単に予算面のみでなく教育基本法の精神に基き議員提案として、今国会に学校給食法を提出せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

社会通信教育振興に関する請願

請願者　東京都千代田区有楽町一ノ三社団法人日本電気協会内文部省認定通信教育協会内　財団法人ラジオ教育研究所理事長　盤前半五郎外七名（第三八二号）

右の請願は、社会通信教育制度は、学校教育を受けることのできない勤労独学者をその対象とするものであるが、今日における教育の助成は「即正規学校助成」の感があるも、向学の心に燃えながら家が貧しく学校に学ぶことのできない勤労独学者に対しても、国として温い保護助成の親心を示すべきであり、しかしてこれこそ真に教育の民主化をするゆえんであると思われるから、社会教育法に基く文部省認定通信教育の助成振興を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食費全額国庫負担等に関する請願

請願者　奈良市油坂町奈良県学校給食推進協議会内　垣内藤一郎外八名（第三八三号）

請願者　宮城県仙台市土樋一七宮城県学校給食推進協議会内　半沢健次郎（第三九六号）

請願者　福井市本丸福井県学校給食推進協議会内　福岡七右エ門（第一一八四号）

右の請願は、学校給食の効果は、終戦後の学童の体位向上、国民の食生活改善に大きな役割を果したことは衆知の実事である。しかるに学校給食に関しては、法的根拠がなく、常に国家予算、地方予算審議に当つて問題が起り、その発展に不安動揺が絶えない状態にあるから、昭和二十七年度学校給食については全額国庫補助とせられるとともに、学校給食法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦災市町村義務教育施設整備臨時措置法制定に関する請願

請願者　神奈川県川崎市議会議長　高須康治（第四〇七号）

右の請願は、戦災市町村における義務教育施設復旧の問題は、都市における人口の増加によつて、二部授業、三部授業およびその他の不正常授業となり、教育推進上由々しい問題となつている。しかるに六・三制建物整備の予算は、算定基準の不合理と戦災都市のはげしい変動によつて、地元の努力にもかかわらずその深刻さを増しているから、戦災市町村義務教育施設整備臨時措置法をすみやかに立法化するとともに、これに伴う予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられた

い。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助に関する請願

請願者　東京都中央区銀座東五ノ一北海道ビル四階積雪寒冷地帯義務設置学校の屋内運動場急速整備促進期成会内　岡田正平（第四五九号）

右の請願は、積雪寒冷地帯の学校では、冬期四箇月から六箇月にわたる積雪寒冷およびこれに引き続く降雨のために殆んど校庭の使用ができず、児童の体育および教育上憂慮に堪えないから、昭和二十七年度における屋内運動場十万坪建設に要する費用の半額に相当する補助金を認められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設促進に関する請願

請願者　東京都中央区銀座東五ノ一北海道ビル四階積雪寒冷地帯義務設置学校の屋内運動場急速整備促進期成会内　岡田正平（第四六〇号）

請願者　福島県議会内　伊藤幟（第四九一号）

請願者　宮城県議会議長　今野貞亮（第八五六号）

右の請願は、積雪寒冷地帯の学校では冬期四箇月から六箇月にわたる積雪寒冷およびこれに引き続く降雨のために殆んど校庭の使用ができず、児童の体育および教育上憂慮にたえない実情にあるから、すみやかにこれが解決のため積雪寒冷地帯義務設置学校の屋内運場建設促進臨時措置法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制学校施設整備費国庫補助に関する請願

請願者　和歌山県海草郡塩津村長　石橋真三四外一名（第四八二号）

右の請願は、平和国家、文化国家建設のため六・三制新学制の断行はまことに結構であるが、政府においてこれが財政的裏付を考慮しないためわれわれのような貧窮村では、六・三学制実施以来苦しみつづけ、隣村にすがり組合立中学校を設立したものの学校に近い地理的理由により必要以上の分担金の過重に苦しみ、ジェーン台風の被害の復旧、小学校の大修理等数年間に約百二十万円の支出は制限外課税も及ばず、全額起債は認められず、村財政は全く窮乏の極に達したから、政府において地方教育費を軽減するよう処置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

文教予算増額等に関する請願（十通）

請願者　東京都杉並区荻窪二ノ二五　中川利雄外十名（第五〇六号）

右の請願は、諸物価の高騰と重税にあえぐ家庭の窮乏と相まつて、現下の学生生活は極度に切りつめられ、中には夜遅くまで働き、また血を売つて学費と生活費にあてる者もあり、授業料納付者でさえ教科書の買えない者が多い実情であるから、授業料値上には絶対反対であるとともに再軍備費を文教費にまわし、育英資金を増額し、諸施設を充実するよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

義務教育費国庫負担法制定に関する請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内東京都教育庁内全国都道府県教育委員会委員協議会内　八木沢喜次（第五六四号）

請願者　岩手県盛岡市長　小泉多三郎（第七五三号）

請願者　東京都千代田区麹町二ノ八麹町小学校内全国連合小学校長会内　佐口安治（第九三五号）

請願者　宮崎県児湯郡東米良村長　浜砂義盛外二名（第一〇八五号）

請願者　宮崎県東臼杵郡東郷村長　小野弘外一名（第一一六〇号）

請願者　島根県松江市長　熊野英外八名（第一一六一号）

請願者　福岡県浮羽郡浮羽町野上堅五郎外十一名（第一一六一九号）

右の請願は、義務教育は、憲法上の重要な国民の権利でありまた義務であつて、一定の規模と内容とを充実することは国の重大なる責務であるから、義務教育費に対して国庫負担制度の法律を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制学校建築費国庫補助に関する請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内東京都教育庁内全国都道府県教育委員会委員協議会内　八木沢喜次（第五六五号）

右の請願は、六・三制学校老朽校舎の増大は生徒の身体生命の安全をおびやかし、深刻な問題である。しかして地方財政の窮乏している現在、これ等の復旧ならびに施設の完成はなし得ないから、これが解消のため充分な国庫補助の交付および起債の許可等財政的な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公立学校施設防災および災害復旧に関する法律制定の請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内東京都教育庁内全国都道府県教育委員会委員協議会内　八木沢喜次（第五六七号）

請願者　岩手県盛岡市長　小泉多三郎（第七五五号）

請願者　宮崎県児湯郡東米良村長　浜砂義盛外二名（第一〇八六号）

請願者　宮崎県東臼杵郡東郷村長　小野弘外一名（第一一六二号）

請願者　島根県松江市長　熊野英外八名（第一一六三号）

右の請願は、戦争の犠牲および耐用年限の過ぎた公立学校老朽校舎は、放置されて倒壊の危機にさらされている。また風水害による学校災害は年々増大の一途にあるが、これ等学校の災害復旧について国庫負担の制度がなく、国庫の補助は少額の上不安定なため、地方公共団体にとつて公立学校施設の整備防災および災害復旧は過重な負担となつているから、公立学校施設防災および災害復旧に関する法律を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県松岡中学校屋内運動場建設に関する請願

請願者　福井県吉田郡松岡町長　平林信治外十八名（第五八三号）

右の請願は、福井県松岡中学校は、昭和二十三年の福井大地震により、校舎を失い、さらに昭和二十五年九月の台風で再びしん大な被害を受け、今日に至りようやく復旧したが、雨天体操場がないため、冬期間における生徒の保健教育上および保安上支障があるばかりでなく、現在の校舎の推持保存にも影響が大きいから、同校屋内運動場の建設について格段の考慮を払われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたいと思う。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県下六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する請願

請願者　岐阜県庁内岐阜県教育委員会内　小出良吉（第六二六号）

右の請願は、積雪寒冷地帯の学校においては、冬期三箇月ないし五箇月の間、屋外運動場が使用できないため、発育期にあり、ことに活動性の強い少年の健康保持にいちじるしい影響をおよぼしているが、とりわけ岐阜県においては、県下の小、中学校の七十二パーセントが屋内運動場を持たず、このまま放置できない実情にあるから、屋内運動場建設費の半額国庫負担等義務教育施設の屋内運動場建設促進のため必要な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国宝聖徳太子像保存施設費国庫補助に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡荒木村天州寺内　中嶋孝雄外四名（第六七四号）

右の請願は、埼玉県荒木村天州寺所有の聖徳太子像は、国宝重要文化財であるが、現在の不完全な施設では、地震、火災、盗難等不慮の災害に対して全く無力な状態であるから、同国宝保存の万全を期するため、同寺の国宝保存施設建設に対し、国庫補助金を交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京学芸大学附属豊島小学校周囲の環境浄化等に関する請願

請願者　東京都豊島区池袋二東京学芸大学附属豊島小学校P・T・A内　大久保伝蔵（第六九四号）

請願者　東京都豊島区池袋二東京学芸大学附属豊島小学校佐藤卯吉外五万二千一名（第一一四二号）

右の請願は、東京学芸大学附属豊島小学校周囲の環境は、雑踏と騒音と非衛生と乱れた風紀によつて、はなはだ不健全なる状態を呈し、はなはだしきは校庭に不法建築を行い、自己の利益のためにこれが移転を計画する等、不法なる行為により教育の神聖は侵され、しかも社会秩序が破壊されつつある現情であり、義務教育がかかるものによつて踏みにじらるることは、まことに由々しき問題であつて、国家再建の上からも憂慮にたえないから、事情賢察の上適正なる処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制学校建築費国庫補助等に関する請願

請願者　京都府与謝郡宮津町字本町　徳田富治（第六九五号）

右の請願は、六・三制教育施設は、他の公共施設の復旧に較べ、いちじるしく遅れており、戦災による不完全校舎がおびただしい数に上つているが、窮乏した地方財政ではこれを復旧できないから、(一)〇・七坪未満の整備と基準引上げに伴う整備に対し、法的ならびに財政的措置を講ずること、(二)老朽危険校舎の災害防と災害復旧に対し法的ならびに財政的措置を講ずること、(三)積雪寒冷多雨地帯の屋内運動場の整備に対して法的ならびに財政的措置を講ずること等について考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する請願（二通）

請願者　新潟市西堀通六番町八六六ノ三新潟県市長会内　村田三郎外一名（第七四〇号）

請願者　岩手県盛岡市長　小泉多三郎外三名（第七五四号）

請願者　滋賀県長浜市役所内滋賀県積寒地屋体整備期成会内　寺本太十郎（第八九四号）

請願者　富山県知事　高辻武邦外二名（第一〇六二号）

請願者　島根県庁内島根県教育委員会内　小室定彦（第一一六四号）

右の請願は、新潟県の気象状況は、十一月より翌年三月までは降雪に見舞われ、加うるにそれに引き続く降雨のため校庭の使用が殆ど不可能な状態にあるため児童、生徒の組織的な保健体育の指導ができず、発育途上にある児童、生徒の健康上まことに遺憾であるから、積雪寒冷地帯における義務設置学校の屋内運動場建設促進臨時措置を立法化せられるとともに、新潟県下の二十七年度屋内運動場十万坪建設に要する費用の半額に相当する補助金を認められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつ

て内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県下六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する請願（二通）

請願者　新潟市西堀通六番地八六六ノ三　小島喜蔵外一名（第八二七号）

右の請願は、新潟県の如き積雪寒冷地方においては、屋内運動場が教育上不可欠の施設となつているが、同県下中小学校の屋内運動場施設の現情は、未整備の学校が多く、生徒の保健衛生はもち論校舎の保全にも多大の支障を与えているから、義務教育の完全実施と地方財政の維持確保の見地より、屋内運動場建設費用の半額を国庫補助するとともに国の財政的援助を保障する法律措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公民館に対する国庫補助増額等に関する請願

請願者　東京都千代田区神田一ツ橋教育会館内社会教育連合会内全国公民館連絡協議会内　北村政義（第八八八号）

右の請願は、公民館に対する政府の施策は極めて貧困であるにかかわらず、市町村当局の苦心努力により全国にその数二万三千を数えるにいたつたが、市町村の財政の窮乏は年とともにはなはだしく、このまま放置すれば公民館活動は衰退し、その本来の使命の達成ができなくなるから、（一）公民館に対する国庫補助の増額、（二）公民館職員に対する国庫補助ならびに身分保障の確立、（三）公民館事業に対する諸税および購入物品に対する物品税の免除、（四）公民館建築に対する起債の許可、（五）地方平衡交付金における公民館経費の割当等、すみやかに公民館振興のための諸施策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食法制定等に関する請願

請願者　和歌山市小松原通一和歌山県教育庁内　土肥正敏（第九三四号）

右の請願は、学校給食の意義の理解と徹底に伴う効果は歴然たるものがあり、従つて国民各層の支持により学校給食は本年度中継続実施をすることとなつたが、なお前途にいくたの困難があり一まつの暗影を覚える現状にあるから、（一）学校給食法の制定、（二）昭和二十七年度九十七億円の予算化等、国家百年の大計と教育立国の精神に則り善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県花巻中学校校舎建設費国庫補助等に関する請願

請願者　岩手県稗貫郡花巻町長　北山愛郎（第一〇四六号）

右の請願は、岩手県花巻中学校の現校舎は、戦時中の陸軍兵器補給しよう倉庫に使用されていたため、爆撃を受け、建物のほとんどが大修繕を必要とする状態にあるにかかわらず花巻町の戦災者住宅に転用されたりしていたが、六・三制教育制度の実施に当つてとりあえず仮教室として使用して現在に至つている。しかるに現在のままでは、教育上多大の支障があるから、同校校舎の建築に格段の考慮を払われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食費国庫補助増額等に関する請願

請願者　長野県松本市向島一、〇五一　赤羽毅外八千八十七名（第一一五一号）

右の請願は、政府は二十七年度分学校給食補助金として二十四億を農林省予算に計上せるのみのよしであるが、これでは到底学校給食の持続は困難であるから、学校給食の重要性に鑑み、少くとも現状通りの給食が継続実施できるよう全額国庫負担とするとともに、学校給食法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校図書館に関する請願

請願者　東京都港区赤坂氷川町氷川小学校内　久米井東（第一四一二号）

右の請願は、新憲法の精神に従い民主的な文化国民を育成する学校教育の中で、学校図書館は最も重要な機関であるから、学校図書館の設置ならびにその公費支弁運営の基礎たる司書教諭の制度を、すみやかに確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山大学農学部に獣医畜産科設置の請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第一五六六号）

右の請願は、中国・四国地方の畜産発展上多大の業績を残した、高松農学校の獣医科が学制改革により廃止されたため、これに代る獣医師および畜産指導者養成の機関がなく、今後本地方一帯にわたる畜産振興上憂慮に堪えないから、岡山大学農学部に獣医畜産科を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校教科書制度合理化に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔（第一六〇七号）

右の請願は、検定教科書発足以来新教育理念に即する優秀教科書が出版されるようになつたことは喜びにたえないが、近時その種類を増すとともに価格も高騰の一途をたどり、遂に新学年度は多数の購入不能者を義務教育就学者中から出したことは憂慮に堪えないところである。これは、現状のまま放置し得ない重大な社会問題と考えられるから、政府はすみやかに従来の検定方針を改め、基準を厳格にしてその類別を減じ販売価

格引下げについて適切な施策を講じもつて義務教育における教科書負担の軽減を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

養護教諭必置制存続に関する請願

請願者　大阪市天王寺区勝山通二ノ二二七　藤井すゑ外二名

（第一六〇八号）

右の請願は、養護教諭は、学校内において保健養護を担当する専門教諭であるが、最近行政機構簡素化に伴い、同教諭の設置について、現行の必置制を廃して任意設置制とする由伝えられていることは、生徒の保健はもとより、学校教育の完全な実施に重大な影響を与えるものであるから、養護教諭必置制を存続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

文部委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三号　六・三制建築費国庫補助増額に関する陳情

第二二号　六・三制学校施設充実等に関する陳情

第二三号　六・三制建築費国庫補助継続に関する陳情

第四六号　積雪寒冷地帯中学校の雪中避難所建設に関する陳情

第五五号、第二〇六号　六・三制学校施設整備費国庫補助継続に関する陳情

第五六号　六・三制学校施設整備費国庫補助継続等に関する陳情

第六九号　義務教育費全額国庫負担に関する陳情

第一一九号、第一五八号、第一九七号、第二〇一号、第四一五号、第五三六号、第五四四号、第五五七号、第六〇九号、第六九三号　公立学校施設防災および災害復旧に関する法律制定の陳情

第一五一号　新潟医科大学附属医院再建に関する陳情

第一七三号、第二六三号、第三一八号、第三九七号、第四八一号、第六七八号　公立学校事務職員の教育公務員特例法適用に関する陳情

第一七四号　六・三制学校施設整備に関する陳情

第一九六号　六・三制教育費全額国庫負担に関する陳情

第二一六号　積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設促進に関する陳情

第二三四号　六・三制学校建築費国庫補助に関する陳情

第二九七号　福井県下六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する陳情

第三八一号、第三八二号　六・三制学校建築費国庫補助等に関する陳情

第三八八号　学校給食費国庫補助増額に関する陳情

第四二八号、第五三五号、第五四三号、第五五六号、第六七七号、第六九二号、第七〇六号、第七二六号、第七四六号、第七六五号、第八一三号、第八一五号、第八二三号、第八六五号　義務教育費国庫負担法制定に関する陳情

第四三六号　学校給食費国庫補助に関する陳情

第四六五号　戦災市町村等義務教育施設復旧整備臨時措置法制定に関する陳情

第六〇〇号　積雪寒冷地帯義務設置学校屋内運動場建設促進臨時措置法制定に関する陳情

第七三六号　積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場整備促進に関する陳情

第八五六号　積雪寒冷地帯中学校の雪中避難所建設費国庫補助増額等に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年五月二十日

文部委員長　梅原　眞隆

参議院議長佐藤尚武殿

文部委員会陳情特別報告第一号

六・三制建築費国庫補助増額に関する陳情

第三号　滋賀県大津市四宮町一三滋賀県市町村会内　田辺孝右衛門提出

六・三制学校施設充実等に関する陳情

第二二号　愛知県岡崎市長　竹内京治外一名提出

六・三制建築費国庫補助継続に関する陳情

第二三号　埼玉県秩父市長　高野利兵衛外二十七名提出

積雪寒冷地帯中学校の雪中避難所建設に関する陳情

第四六号　青森県南津軽郡大杉村長　工藤喜吾郎外一名提出

六・三制学校施設整備費国庫補助継続に関する陳情

第五五号　群馬県庁内群馬県町村議会議長会内　吉田駒十郎外二十三名提出

第二〇六号　群馬県碓氷郡磯部町長　宇佐見勇外十一名提出

六・三制学校施設整備費国庫補助継続等に関する陳情

第五六号　高知市相生町高知県町村会内　森田茂亀提出

義務教育費全額国庫負担に関する陳情

第六九号　大阪府議会議長　西田俊信提出

公立学校施設防災および災害復旧に関する法律制定の陳情

第一一九号　石川県議会議長　太田孝三提出

第一五八号　岡山県吉備郡総社小学校内吉備郡ＰＴＡ連合会内　山崎始男提出

第一九七号　岡山県玉野市田井小学校ＰＴＡ連合会内　三田三郎提出

第二〇一号　宮城県議会議長　二本謙吾提出

第五三六号　島根県松江市長　日高弥一提出

第四一五号　山口県議会議長　熊野英外八名提出

第五四四号　島根県議会議長　中島龍一外九名提出

第五五七号　神奈川県高座郡有馬村長　武井織衛外五名提出

第六〇九号　岡山県後月郡井原町一、一六後月郡義務教育費国庫負担制度促進協議会内　長尾実外二名提出

第六九三号　広島県議会議長　檜山袖四郎提出

新潟医科大学附属医院再建に関する陳情

第一五一号　山形県鶴岡市馬場町鶴岡市医師会長　石川恵助外三名提出

公立学校事務職員の教育公務員特例法適用に関する陳情

第一七三号　長野県埴科郡屋代町長野県屋代東高等学校内　宮本邦麿外三十九名提出

第二六三号　長野県小県郡県村長野県小県東部高等学校内　小林三郎外七名提出

第三一八号　長野県岡谷市長野県立岡谷工業高等学校内　矢島元一外三十四名提出

第三九七号　長野県北佐久郡本牧村長野県望月高等学校内
松田忠七外四十一名提出
第四八一号　福岡県田川郡添田町立添田中学校内　梅田録郎外四十六名提出
第六七八号　長野県埴科郡屋代町屋代南高等学校内　曾根原周平外二十六名提出
六・三制学校施設整備に関する陳情
第一七四号　三重県議会議長浜田正平提出
六・三制教育費全額国庫負担に関する陳情
第一九六号　東京都議会議長菊池民一外七名提出
積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設促進に関する陳情
第二一六号　札幌市議会議長斎藤忠雄外十五名提出
六・三制学校建築費国庫補助に関する陳情
第二三四号　岐阜県吉城郡細江村議会議長　倉家吉郎外十四名提出
福井県下六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する陳情
第二九七号　福井県知事　小幡治和提出
六・三制学校建築費国庫補助等に関する陳情
第三八一号　島根県松江市県庁内　山田誼道外五名提出
第三八二号　島根県鹿足郡津和野町長　鹿野明外六名提出
学校給食費国庫補助増額に関する陳情
第三八八号　大阪府堺市深井清水町一、七三六大阪府学校給食推進協議会内　嶋田義和外一名提出
義務教育費国庫負担法制定に関する陳情
第四二八号　山口県議会議長二木謙吉提出
第五三五号　島根県松江市長　熊野英外八名提出
第五四三号　島根県議会議長中島龍一提出
第五五六号　神奈川県高座郡有馬村長　武井繊衛外五名提出
第六七七号　青森市大字大野字北金沢一六八青森市古川小学校内青森小学校長会内　柿崎秀太郎提出
第六九二号　広島県議会議長檜山袖四郎提出
第七〇六号　福井県議会議長杉山孝二提出
第七二六号　愛知県議会議長田辺秀世提出
第七四六号　青森県南津軽郡石川町長　白取善三外十九名提出
第七六五号　青森県北津軽郡板柳町議会議長　葛西与三郎外五名提出
第八一三号　青森県西津軽郡深浦町長　工藤和一郎外一名提出
第八一五号　青森県西津軽郡十三村長　中井忠一外二十一名提出
第八二三号　青森県三戸郡島守村長　川畑太三郎外二十二名提出
第八六五号　大阪府議会議長西田俊信外六名提出
学校給食費国庫補助に関する陳情
第四三六号　島根県松江市殿町島根県教職員組合内　神山晃提出
戦災市町村等義務教育施設復旧整備臨時措置法制定に関する陳情
第四六五号　大阪市議会議長田村敬太郎提出
積雪寒冷地帯義務設置学校屋内運動場建設促進臨時措置法制定に関する陳情
第六〇〇号　石川県議会議長太田孝三外七名提出
積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場整備促進に関する陳情
第七三六号　東京都議会議長菊池民一外九名提出
積雪寒冷地帯中学校の雪中避難所建設費国庫補助増額等に関する陳情
第八五六号　山形県北村山郡東根町長　斎藤三郎外四十八名提出

右五十二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年五月二十日

文部委員長　梅原眞隆

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

六・三制建築費国庫補助増額に関する陳情

陳情者　滋賀県大津市四宮町一三滋賀県市町村会内　田辺孝右衛門（第三号）

右の陳情は、六・三制整備に要する現在の国庫補助は、余りに少額に過ぎるため、文化国家としての平常な教育水準を維持することができ難いから、これが増額を図るとともに、さらに(一)老朽校舎の改築に対する国庫助成、(二)承認坪数の限度を児童、生徒一人当り一、二坪までの引上げ等の実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制学校施設充実等に関する陳情

陳情者　愛知県岡崎市長　竹内京治外一名（第二二号）

右の陳情は、教育が常に安定した状態で行われることは、われわれの最も強く希望するところであるから、六・三・三制の施設の充実、学校給食の継続、定員の確保ならびに教職員の待遇改善は、現今の中、小、高等学校経営の実情よりして、いずれも緊要であるから、これが実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制建築費国庫補助継続に関する陳情

陳情者　埼玉県秩父市長　高野利兵衛外二十七名（第二三号）

右の陳情は、六・三制建築費国庫補助は本年度をもつて打ち切られる由であるが、当地方においては、まだ二部授業、仮教室等のやむなき状況にあるものも相当あり、また小学校校舎も老朽の極に達しているものが多く、その増改築は緊急を要する問題であるが、市町村の財政は極めて窮乏しているから、来年度以降においても、国庫補助を継続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷地帯中学校の雪中避難所建設に関する陳情

陳情者　青森県南津軽郡大杉村長　工藤喜吾郎外一名（第四六号）

右の陳情は、積雪寒冷地帯の学校では、十一月より翌年四月までの六箇月間は、屋外運動場が全然使用できず、児童の体育および教育上憂慮にたえない実情にあるから、国庫補助金および起債等の方法により積雪寒冷地帯の中学校に雪中避難所を建設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
六・三制学校施設整備費国庫補助継続に関する陳情
陳情者　群馬県庁内群馬県町村議会議長会内　吉田駒十郎外二十三名（第五五号）
陳情者　群馬県碓氷郡磯部町長　宇佐見勇外十一名（第二〇六号）

右の陳情は、六・三制学校施設整備費国庫補助が昭和二十七年度以降打ち切られると伝えられているが、もしこのようなことになると新学制の前途に多大の不安を与えるばかりでなく、延いては教育振興上重大な問題を生ずるから、同補助を継続するため予算を計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
六・三制学校施設整備費国庫補助継続等に関する陳情
陳情者　高知市相生町高知県町村会内　森田茂亀（第五六号）

右の陳情は、民主教育の基盤ともいうべき六・三制学校施設の現状は、戦後の応急建築等による危険極りない実情にあるから、この窮状を打開するため、（一）六・三制国庫補助の継続と起債の確保、（二）危険校舎の改修促進、（三）施設費に対する国庫補助、（四）認証坪数の引上げ等の完全実施について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
義務教育費全額国庫負担に関する陳情
陳情者　大阪府議会議長　西田俊信（第六九号）

右の陳情は、地方財政制度の改革に伴い、義務教育費の地方財政に依存する割合は極めて大きくなり、義務教育費が総予算の三割におよんでいる都市もあるから、新憲法の保障する義務教育無償を実現するため、義務教育費の全額国庫負担を制度化して地方財政の負担軽減を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
公立学校施設防災および災害復旧に関する法律制定の陳情
陳情者　石川県議会議長　太田孝三（第一一九号）
陳情者　岡山県吉備郡総社小学校内吉備郡ＰＴＡ連合会内　山崎始男（第一五八号）
陳情者　岡山県玉野市田井小学校ＰＴＡ連合会内　三田三郎（第一九七号）
陳情者　宮城県議会議長　日高弥一（第二〇一号）
陳情者　山口県議会議長　二木謙吾（第四一五号）
陳情者　島根県松江市長　熊野英外八名（第五三六号）
陳情者　島根県議会議長　中島龍一外九名（第五四四号）
陳情者　神奈川県高座郡有馬村長　武井織衛外五名（第五五七号）
陳情者　岡山県後月郡井原町一、一一六後月郡義務教育費国庫負担制度促進協議会内　長尾実外二名（第六〇九号）
陳情者　広島県議会議長　檜山袖四郎（第六九三号）

右の陳情は、わが国公立学校の災害を未然に防止し、万一災害が発生した場合、その損害を小範囲にとどめその復旧を迅速にするため、公立学校施設の防災ならびに災害復旧に関する法律をすみやかに制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
新潟医科大学附属医院再建に関する陳情
陳情者　山形県鶴岡市馬場町鶴岡市医師会長　石川恵助外三名（第一五一号）

右の陳情は、新潟医科大学附属医院の火災によつて近接地の山形県庄内地方の患者は、はなはだ不幸な事態となつているから、すみやかに同医科大学附属医院の再建を図られたいとの趣旨であつて議参院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
公立学校事務職員の教育公務員特例法適用に関する陳情
陳情者　長野県岡谷市長野県立岡谷工業高等学校内　矢島元一外三十四名（第三一八号）
陳情者　長野県北佐久郡本牧村長野県望月高等学校内　松田忠七外四十一名（第三九七号）
陳情者　福岡県田川郡添田町立添田中学校内　梅田録郎外四十六名（第四八一号）
陳情者　長野県埴科郡屋代町屋代南高等学校内　曾根原周平外二十六名（第六七八号）

右の陳情は、公立学校事務職員は、地方公務員法の條文等に示されてある通り当然教育公務員特例法に含まれるものと考えられるのに、いまだに放置されているのは不明朗であるから、すみやかに公立学校事務職員を教育公務員特例法に適用されるよう改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
六・三制学校施設整備に関する陳情
陳情者　三重県議会議長　浜田正平（第一七四号）

右の陳情は、六・三制学校施設整備の実現を図るため、（一）義務教育学校老朽校舎の改築修繕費の国庫補助および特別起債の認可、（二）現行の六・三制建築費の国庫補助と起債の継続および建築基準の引上げ、（三）校具、備品等に対する国庫補助、（四）認証外建築工事に対する国庫補助と起債の認可、（五）公立学校の防災ならびに災害復旧の立法化およびこれに対する国庫負担制度の確立等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに

国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制教育費全額国庫負担に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　菊池民一外七名（第一九六号）

右の陳情は、昭和二十四年の地方財政制度の改革により義務教育費の地方財政に依存する割合が極めて大きくなつたため、地方自治体の確立とこれが維持育成を図ることをいちじるしく困難にしているから、義務教育費の全額国庫負担を制度化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設促進に関する陳情（二通）

陳情者　札幌市議会議長　斎藤忠雄外十五名（第二一六号）

右の陳情は、積雪寒冷地帯の学校では、冬期四箇月から六箇月にわたる積雪寒冷およびこれに引き続く降雨のために殆んど校庭の使用ができず、児童の体育および教育上憂慮に堪えないから、積雪寒冷地帯の屋内運動場建設については建設費の半額を国庫において補助するよう法制化を図り急速なる整備を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制学校建築費国庫補助に関する陳情

陳情者　岐阜県吉城郡細江村議会議長　倉家吉郎外十四名（第二三四号）

右の陳情は、現下の六・三制学校施設は寒心にたえないから、昭和二十七年度において〇、七坪に不足するものの解消、老朽校舎改築費および認証外工事費の補償等の実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県下六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する陳情

陳情者　福井県知事　小幡治和（第二九七号）

右の陳情は、積雪寒冷地帯における屋内体操場の必要性は、なんら一般教室に劣るものでないが、重なる災害の中に一般校舎の復旧、整備におわれ、屋内運動場建設の余裕なく、このまま放置することは教育、保健衛生上由々しい大問題であるから、二十七年度中に屋内体操場十万坪建設に要する費用の半額に相当する国庫補助を認められるとともに、積雪寒冷地帯義務設置学校の屋内体操場建設促進臨時措置法ともいうべき、法的処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制学校建築費国庫補助等に関する陳情

陳情者　島根県松江市県庁内　山田誼道外五名（第三八一号）

陳情者　島根県鹿足郡津和野町長　鹿野明外六名（第三八二号）

右の陳情は、島根県の各市町村においては、六・三制学校の校舎整備に努力しているが、自力だけでは到底整備を実施することは不可能であるから、昭和二十七年政府予算に相当額の国庫補助を計上せられるとともに屋内運動場設置のためおよび小学校危険校舎改築費に対する国庫補助および起債許可につき善処されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食費国庫補助増額に関する陳情

陳情者　大阪府堺市深井清水町一、七三六大阪府学校給食推進協議会内　嶋田義和外一名（第三八八号）

右の陳情は、昭和二十七年度予算によると、学校給食費が現状よりいちじるしく削減されたので、父兄負担が六割以上も増加するよしであるが、次代を担う国民の健全なる成長と父兄の負担軽減のため、本年度において九十六億円の学校給食予算を計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

義務教育費国庫負担法制定に関する陳情

陳情者　山口県議会議長　二木謙吉（第四二八号）

陳情者　島根県松江市長　熊野英外八名（第五三五号）

陳情者　島根県議会議長　中島龍一（第五四三号）

陳情者　神奈川県高座郡有馬村長　武井繊衛外五名（第五五六号）

陳情者　青森市大字大野字北金沢一六八青森市立古川小学校内青森小学校長会内　柿崎秀太郎（第六七七号）

陳情者　広島県議会議長　檜山柚四郎（第六九二号）

陳情者　福井県議会議長　杉山孝二（第七〇六号）

陳情者　愛知県議会議長　田辺秀世（第七二六号）

陳情者　青森県南津軽郡石川町長　白取善三外十九名（第七四六号）

陳情者　青森県北津軽郡板柳町議会議長　葛西与三郎外五名（第七六五号）

陳情者　青森県西津軽郡深浦町長　工藤和一郎外一名（第八一三号）

陳情者　青森県西津軽郡十三村長　中井忠一外二十一名（第八一五号）

陳情者　青森県三戸郡島守村長　川畑太三郎外二十二名（第八二三号）

陳情者　大阪府議会議長　西田俊信外六名（第八六五号）

右の陳情は、現在義務教育費の地方財政中に占める割合は極めて大きいにもかかわらず、これが財源は平衡交付金によつて賄われているため、諸物価の騰貴に伴う給与改訂費等不測の負担は、地方財政を圧迫しこれを極めて不安定なものにしているから、地方財政の安定化を図るため、

義務教育費全額国庫負担制度をすみやかに制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食費国庫補助に関する陳情

陳情者　島根県松江市殿町島根県教職員組合内　神山晃（第四三六号）

右の陳情は、教育民主化の一翼である学校給食を完全に制度化し、義務教育課程に完全に実施されるまでに推進強化するための必要な予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦災市町村等義務教育施設復旧整備臨時措置法制定に関する陳情

陳情者　大阪市議会議長　田村敬太郎（第四六五号）

右の陳情は、六・三制校舎建設事業は、年々政府の補助金その他の予算措置により進ちよくしつつあるが、これは中学校優先の補助であつて、戦災小学校の復旧に対しては特別の予算措置がとられないまま経過しているため、戦災により失われた人口の復帰に伴う児童生徒の激増により現在の教室不足は累増する状況にあるから、戦災市町村等義務教育施設復旧整備臨時措置法をすみやかに制定し、予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷地帯義務設置学校屋内運動場建設促進臨時措置法制定に関する陳情

陳情者　石川県議会議長　太田孝三外七名（第六〇〇号）

右の陳情は、積雪寒冷地帯における学校屋内運動場の建設は、児童生徒の教育、保健衛生上はもち論、校舎保全の上からも放置できないから、積雪寒冷地帯の学校屋内運動場建設については建設費を国庫において補助する義務設置学校屋内運動場建設促進臨時措置法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場整備促進に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　菊池民一外九名（第七三六号）

右の陳情は、積雪寒冷地帯の学校においては、運動場が冬期間使用できないため、教育上、保健衛生上に重大な影響があるから、同地帯の義務教育学校の屋内運動場を整備するため、すみやかに立法措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷地帯中学校の雪中避難所建設費国庫補助増額等に関する陳情

陳情者　山形県北村山郡東根町長　斎藤三郎外四十八名（第八五六号）

右の陳情は、積雪寒冷地帯の学校では、冬季間は屋外運動場が全然使用できず、生徒の体育および教育上憂慮にたえない実情にあるから、国庫補助率の増額ならびに起債わくの拡大につきすみやかに善処の上、積雪寒冷地帯の中学校に雪中避難所を建設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

審査報告書

最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月二十三日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊藤　修　宮城タマヨ

玉柳　實　長谷山行毅

左藤　義詮　吉田　法晴

内村　清次　中山　福藏

岡部　常　一松　定吉

要領書

一、委員会の決定の理由

第七回国会において、最高裁判所の事務負担を軽減するため、民事上告事件の審判についての特例法を制定したのであるが、その有効期間は、施行の日から二ヶ年と限り、来る六月一日から失効することになつている。

然るに、最高裁判所における事件処理の実情は、現在においても当時と変りない上に、この特例法に代るべき適切な措置についても、政府当局は、まだ成案を得るに至つておらないので、本法案によつて右特例法の施行期間を更に二ヶ年延長しようというのである。

本法案は、右の如き趣旨のものであつて、まことにやむを得ない措置というべきである。

審査報告書

第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

（第四十三号参照）

審査報告書

労働金庫法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月二十四日

労働委員長　中村　正雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

村尾　重雄　波多野林一

早川　愼一　安井　謙

堀木　鎌三　堀　眞琴

九鬼紋十郎　重盛　壽治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、労働組合等の労働者団体が行う福利共済活動の健全な発達を促進し、労働者に対する生活金融の途をひらくための労働金庫制度確立に関する必要な規定を定めたものであつて、労働金庫をして本来の使命を達成させるため適当な措置であると認める。

二、事件の利害得失

健全な労働組合運動の発達の促進に寄与するとともに労働者の生活の安定に貢献する。

三、費用

特に費用を要しない。

二、事件の利害得失
最高裁判所の民事上告事件の処理能力を増進せしめ、未済事件のるい積を防止する上において、寄与するところあるものと認める。
三、費用
本法の施行については、別段の費用を要しない。

審査報告書

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年五月二十三日
法務委員長　小野　義夫
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
一松　定吉　岡部　常
中山　福藏　内村　清次
吉田　法晴　左藤　義詮
長谷山行毅　玉柳　實
宮城タマヨ　伊藤　修

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、下級裁判所の法廷の警備及び家庭裁判所の整備のため、裁判官以外の裁判所の職員を若干増員し、併せて前回国会において成立をみた裁判所職員定員法等の一部を改正する法律について、行政機関職員定員法の一部を改正する法律との調整を図るための條文の整理を行つたものであり、必要なる措置と認める。
二、事件の利害得失
本法案の成立により、下級裁判所の法廷秩序の維持及び家庭裁判所の運営に、相当の利益をもたらすものと思料せられる。
三、費用
本法施行のために、昭和二十七年度の予算に、六百七十四万六千五百四十四円を計上している。

審査報告書

国民貯蓄債券法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年五月二十三日
大蔵委員長　平沼彌太郎
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
小宮山常吉　西川甚五郎
田村　文吉　大矢半次郎
佐藤　保平　岡崎　眞一
黒田　英雄　菊田　七平
溝淵　春次

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、経済の現状にかんがみ、浮動購買力を吸収し、国民貯蓄の増強をはかるため、政府が当分の間国民貯蓄債券を発行し、その資金を資源開発その他経済再建のための資金に充当しようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
資源の開発その他緊要産業の建設資金調達に資する利益がある。
三、費用
この法律施行のため、必要な費用として、昭和二十七年度特別会計予算に二億五千七百五万一千円が計上されている。

審査報告書

設備輸出為替損失補償法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年五月二十三日
大蔵委員長　平沼彌太郎
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
小宮山常吉　西川甚五郎
溝淵　春次　田村　文吉
菊田　七平　黒田　英雄
岡崎　眞一　下條　恭兵
伊藤　保平　大矢半次郎
木村禧八郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、設備を本邦から輸出する者が、外国為替相場の変更に伴つて受ける損失を政府が補償する制度を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
本邦経済の維持及び発展に寄与する重要物資の輸入の確保に貢献する設備輸出の促進を図り得る利益がある。
三、費用
この法律施行のため必要な費用は、本年度においては予備費より支出せられることとなつている。

審査報告書

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に関し承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年五月二十三日
大蔵委員長　平沼彌太郎
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
菊田　七平　黒田　英雄
岡崎　眞一　下條　恭兵
大矢半次郎　伊藤　保平
木村禧八郎　小宮山常吉
西川甚五郎　溝淵　春次
田村　文吉

要領書

一、委員会の決定の理由
最近における外国貿易のすう勢、密貿易の動向及び北緯二十九度以北の島しよのわが国の行政権下への復帰等にかんがみ、津久見税関支署、佐伯監視署外一監視署を出張所に改めることとともに、監視署の配置転換を行い、神戸税関飾磨監視署外二監視署を設置しようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
税関行政の円滑な遂行及び密貿易の監視取締の完全を期し得る利益がある。
三、費用
本件施行のため、特に予算措置を要しない。

〔第四十四号参照〕

審査報告書

国家行政組織法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年五月二十七日
内閣委員長　河井　彌八
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
竹下　豐次　楠見　義男
松原　一彦　三好　始
上條　愛一　横尾　龍
鈴木　直人　中川　幸平
成瀬　幡治

要領書

一、委員会の決定の理由
行政機構の整備に伴う関係諸法案の審議との関係上、国家行政組織法第二十四條の二によつて昭和二十七年五月三十一日まで暫定的に設置を認められている官房又は局内の部及び庁内の局の存置期間を更に一箇月間延長しておく必要があると認める。
二、事件の利害得失
国家行政組織法第二十四條の二によつて暫定的に認められている官房又は局内の部及び庁内の局の存置期間を一箇月間延長することにより、行政機構の整備に伴う関係諸法律成立までの間の空白を除去することができる。
三、費用
本法施行によつて別に費用を要しない。

審査報告書

石油及び可燃性天然ガス資源開発法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月二十七日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

結城　安次　西田　隆男
境野　清雄　栗山　良夫
松本　昇　中川　以良
島　清　高瀬荘太郎
山本　米治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は石油及び可燃性天然ガス資源の有効且つ合理的な開発を規律するため従来の石油資源開発法を廃止し、新たに通商産業省内に「石油及び可燃性天然ガス開発審議会」を設置し、石油及び可燃性天然ガスの特性に応ずる掘採の方法を定め、その実施に当つては通商産業大臣は鉱業権者に対して、勧告又は命令を発する等稀少なる国内地下資源の開発に万全を期し、又探鉱及び石油の完全開発に資する掘採方法について助成金を交付してその開発を促進せんとするものであつて適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

石油及び可燃性天然ガス資源の開発を促進し、わが国自立経済の確立並びに公共の福祉の増進に資することができる。

三、費用

本法施行のため既に昭和二十七年度予算に試掘助成金二千二百万円、地質調査助成金千八百万円、二次採取助成金四百万円計四千四百万円計上済みである。

審査報告書

道路整備特別措置法案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月二十七日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

赤木　正雄　德川　宗敬
楠瀬　常猪　島津　忠彦
深水　六郎　石川　榮一
松浦　定義　小川　久義
田中　一　前田　穰
三木　治朗

附則第一項中「昭和二十七年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、道路の整備を促進し、交通の利便を増進するため、(一)当該道路の通行者又は利用者がその通行により著しく利益を受けるもの(二)通常他に道路の通行又は利用が余儀なくされないこと(三)当該道路の新設又は改築に要する費用が償還を要するものである場合に限り料金を徴収することができるものとし、その道路の新設、改築等その他の管理について現行道路法に対する特別的措置を講じようとするものであつて、時宜に適した立法と認める。

但し、本委員会においては、道路の無料公開を原則とするわが国道路法の立法精神から、一時的措置として容認し、これが運用について(一)長大橋、長大トンネル等巨額の工費を要するもの(二)特に経済効果に富む産業道路並びに急施を要する観光道路(三)短期間に収支の償う個所等厳選の上適用するよう附帯決議を付し、且つ附則において施行期日を「公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。」と修正した。

二、事件の利害得失

本法の施行により、道路の整備を促進し、交通の利便を増進する利益がある。

三、費用

本法施行のため、昭和二十七年度特別会計予算に十五億四千四百七十八万三千円が計上されている。

審査報告書

特定道路整備事業特別会計法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月二十七日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

西川甚五郎　小宮山常吉
菊田　七平　森　八三一
小林　政夫　伊藤　保平
大矢半次郎　黒田　英雄
岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、道路整備特別措置法に基き、国の行う道路の整備事業並びに地方公共団体が行う道路の新設及び改築に要する同法に基く資金の貸付及び貸付金の回収等に関する経理について新たに特別会計を設置しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

道路整備特別措置法に基き、国の行う道路の整備事業等に関する政府の経理を一般会計と区分して、その状況を明確ならしめるとともに、その運用の円滑を図り得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十七年度特別会計予算に特定道路整備事業特別会計の歳入歳出十五億四千四百七十八万三千円が計上されている。

審査報告書

地方公共団体職員の給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月二十七日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

西川甚五郎　小宮山常吉
菊田　七平　森　八三一
野溥　勝　小林　政夫
伊藤　保平　大矢半次郎
黒田　英雄　岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和二十二年度における地方公共団体職員の給与改善のための、地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の一部を免除するとともに、昭和二十一年度分以前の還付税のうち、未還付分を還付しないこととし、併せてこれに伴う必要な規定を設けようとするものであつて、この際適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

地方公共団体の財政状況を緩和し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月二十七日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡本　愛祐　　宮田　重文
岩沢　忠恭　　石村　幸作
高橋進太郎　　林屋龜次郎
岩木　哲夫　　館　哲二
原　虎一

要領書

一、委員会の決定の理由

地方財政平衡交付金制度は、地方団体の自主性を損わずに地方財源の均衡を図るとともにすべての地方公共団体に対しそれぞれ合理的且つ妥当な水準において地方行政を行う場合に要する財源を適当な限度において完全に保証することによつて地方における行政の地方住民による民主的な運営を確立することを目的とし、昭和二十五年の地方税財政制度の根本的改革に際し創設せられたものであるが、その後この制度の運営状況にかんがみ今回一部改正の運びとなつたのである。

その内容を概説すれば地方行政に要する経費の測定単位を改め、交付金の額の算定を合理的且つ客観的にするため単位費用を法定することとし測定単位の数値、補正係数については昭和二十七年度及び二十八年度は規則によることとし又国が要請する地方行政の水準を確保するため地方団体がその地方行政について法律又はこれに基く政令で義務づけられた規模と内容とを備えることを怠つていると認められる場合においては当該地方団体に対し交付すべき交付金の額を減額し又は返還させることができるものとしたこと等を主要な改正の諸点とするもので、ほかに交付金の交付時期の改正、都道府県知事が市町村の基準財政収入額を算定する場合における国税に関する書類の閲覧等の若干の改正が加えられたことである。

本委員会は右改正案の内容は大体において妥当の措置であると認めた。

二、事件の利害得失

この措置によつて地方財政平衡交付金制度の運営を一層円滑にすることができる。

三、費用

本法の施行による費用は既定交付金予算額をもつて概ね充足しうる見込である。

〔第四十五号参照〕

審査報告書

港湾法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月二十六日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

高田　寛　　高木　正夫
前之園喜一郎　　小野　哲
齋　武雄　　小酒井義男
植竹　春彦　　岡田　信次

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、(一)港務局を組織する地方公共団体毎に地方議員一名を港務局の委員となし得ることとし、その委員定数を増加するとともに、地方議員である委員の数の倍数を超えるものでなければならないものとし、(二)港湾工事費用の受益者負担規定を新設し、(三)その他港湾管理者の定義、港湾区域、港湾区域内の工事等の許可等に関する現行法の規定を整備しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

港務局とこれを組織する地方公共団体との連絡を緊密にし、港務局の円滑なる運営に資し、又港湾工事の負担の公平を図るとともに現行法の整備に資する利益がある。

三、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

船舶安全法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月二十六日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

高田　寛　　高木　正夫
前之園喜一郎　　小野　哲
齋　武雄　　小酒井義男
植竹　春彦　　岡田　信次

要領書

一、委員会の決定の理由

一九四八年の海上における人命の安全のための国際條約の規定に基き、無線電信施設の強制に関する現行法の規定を改正して、その適用船舶の範囲を拡大し、又検査官の地位を法律に明定しようとするものであつて、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

一九四八年の海上における人命の安全のための国際條約の規定に基き、無線電信施設の強制に関する現行法の規定を改正して、その適用船舶の範囲を拡大し、又検査官の地位を法律に明定しようとするものであつて、適切な措置と認める。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

〔第四十六号参照〕

審査報告書

道路法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月二十八日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

田中　一　　徳川　宗敬
前田　穰　　門田　定藏
三輪　貞治　　松浦　定義
楠瀬　常猪　　小川　久義
石川　榮一

要領書

一、委員会の決定の理由

現行道路法は、大正八年に制定され現在に至る約三十年間わが国道路管理の基本法として続いてきたものである。本法案は、現行道路法中現状に不適当となつた諸点を全面的に改正し、近代的な法律形態にするため、道路の種類並びに路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等について規定し、交通の発達に寄与せんとするものであつて妥当な立法と認める。

二、事件の利害得失

近代交通の要請に即応して道路網の整備を図り、交通の発達と公共の福祉増進に寄与することができる。

三、費用

本法施行のためには別に費用を要しない。

審査報告書

道路法施行法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月二十八日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
田中　一　德川　宗敬
前田　穰　三輪　貞治
門田　定藏　松浦　定義
楠瀬　常猪　石川　榮一
小川　久義

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、道路法の全面的改正に伴い、同法施行のため必要な経過措置を定め、関係法律の規定を整備しようとするものであつて、妥当な立法と認める。

二、事件の利害得失
本法によつて、道路法の施行を齟齬なからしめることができる。

三、費用
本法施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

宅地建物取引業法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月二十九日
建設委員長代理理事　小川　久義
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
前田　穰　田中　一
深水　六郎　石川　榮一
楠瀬　常猪　松浦　定義
門田　定藏

要領書

一、委員会の決定の理由
わが国の宅地建物の取引は、戦後、建物特に住宅需要の逼迫から激増してきているにも拘らず、新憲法の制定とともに、従前の各地方庁令による取締規則は廃止せられ放任の状態におかれてきたのである。本法案は、宅地建物の取引が一部悪質業者による不正ひん発の現況にかんがみ、宅地建物取引業を営む者の登録を実施し、その事業に対し必要な取締を行い、業務の適正な運営を図ることにより宅地建物の利用を促進せんとするものであつて妥当な立法と認める。

二、事件の利害得失
本法の施行により、悪質な宅地建物の取引を排除し、正常な取引により宅地建物の利用を増進することができる。

三、費用
本法施行のためには特に費用を要しない。

審査報告書

地方公務員法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月三十日
地方行政委員長　西郷吉之助
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
石村　幸作　宮田　重文
高橋進太郎　原　虎一
中田　吉雄　館　哲二
岩沢　忠恭　吉川末次郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は地方公務員法について地方行政簡素化の趣旨に則り、又その後の実施状況等に鑑み所要の改正を加えるものであつて衆議院において若干修正されたが、本案の内容は人口十五万未満の市は、人事委員会を置かないで公平委員会を置くこととしたこと、公平委員会の事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託して処理する途を新に開いたこと、五大市以外の市で人口十五万以上のものが置く人事委員会の事務局は任意設置としたこと、人事委員会及び公平委員会の委員の兼職の禁止を緩和したこと、更に職階制に関する規定の施行を六ケ月延長するとともに公務災害補償の審査に関する規定を整備したこと等を主要な改正の諸点とするものである。
本委員会は右改正法律案の内容は大体において妥当の措置であると認めた。

二、事件の利害得失
この措置によつて地方公共団体の人事行政について能率化を期待し得る。

三、費用
本法の施行によつて別に費用を要しない。

審査報告書

ドイツ人工業所有権特別措置令の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月三十日
通商産業委員長代理理事　小林　英三
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
栗山　良夫　中川　以良
松本　昇　重宗　雄三
加藤　正人　西田　隆男
境野　滑雄　結城　安次
山本　米治　高瀬荘太郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は今回の平和條約第二十條の規定に従い、昭和二十年のベルリン会議の議事の議定書に基いて、ドイツ財産を処分する権利を有するアメリカ合衆国、英国及びフランスの三国が決定するドイツ財産たる工業所有権の処分を確実にするため必要な手続を規定しようとするものであつて適切な措置と認める。

二、事件の利害得失
わが国にあるドイツ人工業所有権の処分を確実に実施することができる。

三、費用
別に費用を要しない。

〔第四十七号参照〕

審査報告書

長期信用銀行法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月三日
大蔵委員長　平沼彌太郎
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
伊藤　修　宮城タマヨ
加藤　武徳　吉田　法晴
長谷山行毅　玉柳　實
松浦　定義　左藤　義詮
岡部　常　中山　福藏

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近の物価の状況等にかんがみ、民事訴訟費用、刑事訴訟費用及び執行吏の手数料等を増額し、又、一般公務員の恩給の増額に応じ、昭和二十六年九月三十日以前の給与事由の生じた執行吏の恩給を増額することを定めたものであつて、適切妥当なる措置と認める。

二、事件の利害得失
本法は、訴訟関係者又は執行関係者等の負担の公平を期し、且つ、執行吏の恩給給与の一般公務員との不均衡を是正するために寄与するものである。

三、費用
本法の施行によつて、年間約一億二千万円の支出増加となる。

審査報告書

日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を

附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十七年六月三日

人事委員長　カニェ邦彦

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

木下　源吾　森崎　隆

草葉　隆圓　紅露　みつ

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平和條約の効力発生に伴い、連合国軍のために労務に服していた者に対して従来適用していた国家公務員法等の規定を削除するとともに、安全保障條約第三條に基く行政協定の締結に伴い、同條約に基き駐留するアメリカ合衆国軍隊のために労務に服する者としてその身分及び勤務條件について所要の規定を設けようとするものであり、その措置は必要且つ妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

駐留軍労務者の身分の切替に伴う服務、給与等に関する規定を明確にし、特にこれらの労務者に対する退職手当の支給を保障する利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

国際連合への加盟について承認を求めるの件

右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月三日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

曾祢　益　大隈　信幸

平林　太一　徳川　頼貞

伊達源一郎　杉原　荒太

要領書

一、委員会の決定の理由

日本国との平和條約の前文において、わが国は、国際連合への加盟を申請する意思を宣言し、連合国は、この意思を歓迎しているので、この平和條約の効力発生後において、速やかに、国際連合憲章第四條の規定に基き、国際連合へ加盟することは妥当な措置である。

二、事件の利害得失

平和愛好国として再出発したわが国は、国際連合に加盟し、国際社会に復帰することは最も望ましいことである。

三、費用

加盟によるわが国の分担金は、本年度の年額としては七十六万ドルないし八十四万ドルと推定される。

運輸委員会請願審査報告書第六号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三一六号　岩手県登米郡縦貫鉄道敷設促進に関する請願

第四〇四号　元傷い軍人鉄道無賃乗車証復活に関する請願

第八七一号　穴水、飯田両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第八九三号　荒海駅、滝の原間鉄道敷設促進に関する請願

第九一〇号　雄武、枝幸両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第一〇五九号　島根県宅野港防波堤復旧工事施行に関する請願

第一一一七号　浜原、十日市両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第一一四四号　岡崎、多治見両駅間鉄道敷設に関する請願

第一三二二号　辺富内線鉄道完成促進に関する請願

第一三二六号、第一六六五号　日南線全通促進に関する請願

第一三二七号　佐賀県鳥栖町に鉄道管理局設置の請願

第一三七七号　日本海浮遊機雷に対する対策強化促進の請願

第一三八七号　湯本線鉄道敷設に関する請願

第一五〇八号　掛川町、御前崎港間鉄道敷設促進に関する請願

第一六〇五号、第一六二四号　白棚鉄道復活に関する請願

第一六二二号　姫路駅改築工事施行に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年五月　日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会請願特別報告第八号

岩手県登米郡縦貫鉄道敷設促進に関する請願

第三一六号　岩手県登米郡石森町長　片倉正顕外二十七名提出

元傷い軍人鉄道無賃乗車証復活に関する請願

第四〇四号　福島県南会津郡檜沢村大字福米沢一三二　佐藤孫四郎外九十名提出

穴水、飯田両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第八七一号　石川県議会議長　太田孝三外二十三名提出

荒海駅、滝の原間鉄道敷設促進に関する請願

第八九三号　福島県南会津郡荒海村長　星犬四郎外八名提出

雄武、枝幸両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第九一〇号　北海道枝幸郡歌登村長　山川博外四十一名提出

島根県宅野港防波堤復旧工事施行に関する請願

第一〇五九号　島根県邇摩郡宅野村長　泉仲外一名提出

浜原、十日市両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第一一一七号　島根県議会議長　中島龍一提出

岡崎、多治見両駅間鉄道敷設に関する請願

第一一四四号　愛知県岡崎市長　竹内京治外二十一名提出

辺富内線鉄道完成促進に関する請願

第一三二二号　北海道河西郡御影村長　竹田鎌二外六名提出

日南線全通促進に関する請願

第一三二六号　宮崎市長　荒川岩吉提出

第一三六五号　宮崎県議会議長　日高弥一外七名提出

佐賀県鳥栖町に鉄道管理局設置の請願

第一三二七号　佐賀県三養基郡鳥栖町長　松本義人提出

日本海浮遊機雷に対する対策強化促進の請願

第一三七七号　石川県七尾市長　神野亮二外六十五名提出

湯本線鉄道敷設に関する請願

第一三八七号　秋田県雄勝郡湯沢町長　舟田清一郎外十五名提出

掛川町、御前崎港間鉄道敷設促進に関する請願

第一五〇八号　静岡県小笠郡掛川町長　蔦ヶ谷龍太郎外十名提出

白棚鉄道復活に関する請願

第一六〇五号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出

第一六二四号　福島県議会内伊藤幾提出

姫路駅改築工事施行に関する請願

第一六二二号　兵庫県姫路市長　石見元秀提出

右十八件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年五月三十一日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

岩手県登米郡縦貫鉄道敷設促進に関する請願

請願者　岩手県登米郡石森町長　片倉正顕外二十七名（第三一六号）

右の請願は、仙台駅より一ノ関駅に至る現在の東北本線は、約六十年前に敷設されたものであつて、同地方の発展状況ならびに産物の集荷状況から見て極めて不便な実情にあり、しかも全線にわたり高低はなはだしく運輸上の能率をいおじるしくはばんでいる。しかるに海岸線の新松島駅より遠田、桃生両郡の米産地を通り宮城県最大の穀倉地帯を縦貫する鉄道を敷設すれば、同地方の農林産物の開発および運輸上、経済上大きな発展となるから、第十国会において採択されている岩手県登米郡縦貫鉄道をすみやかに敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元傷い軍人鉄道無賃乗車証復活に関する請願

請願者　福島県南会津郡檜沢村大字福米沢一三二　佐藤孫四郎外九十名（第四〇四号）

右の請願は、従来元傷い軍人に交付されていた鉄道無賃乗車証が昭和二十三年以来廃止されたまま現在に至つているが、元傷い軍人は温泉その他転地療養あるいは農山漁村より都市の専門医院への通勤等に鉄道を利用することが多く、しかもこれらの人々は財政上極めて困窮しているから、元傷い軍人鉄道無賃乗車証を復活するとともに、七十七歳以上の者に対しては付添人一人を認められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

穴水、飯田両駅間鉄道敷設促進に関する請願

請願者　石川県議会議長　太田孝三外二十三名（第八七一号）

右の請願は、石川県穴水より宇出津を経て飯田に至る鉄道敷設については、昭和十三年三月鉄道敷設予定線に編入され、工事着工を待つところまで進行しておりながら途中戦争のばつ発によつて中止され今日に至つているが、本鉄道の開通によつて能登地方の開発は加速度的に進ちよくし、国家再建に寄与するところが大きいから、本鉄道の敷設促進を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

荒海駅、滝の原間鉄道敷設促進に関する請願

請願者　福島県南会津郡荒海村長　星犬四郎外八名（第八九三号）

右の請願は、奥会津の森林および地下資源の開発上重要使命を有するものとして、会津線荒海駅滝の原間の鉄道の建設に着手されたが、戦時に際して路床工事のしゆん成をもつて打ち切りとなり今日に至つている。その後の新たなる情勢として、地下資源の大規模な開発が確実となり、さらに国土総合開発（特定指定地域内）の見地より当区間の鉄道敷設は一段と緊切度を加えているから、昭和二十七年度において建設工事に着手せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

雄武、枝幸両駅間鉄道敷設促進に関する請願

請願者　北海道枝幸郡歌登村長　山川博外四十一名（第九一〇号）

右の請願は、国有鉄道興浜南線雄武駅より歌登村を経由して興浜北線枝幸駅にいたる延長五十六キロの鉄道敷設工事は、日支事変の拡大により昭和十一年その工事が中断されたものであるが、本線が開通すれば根室・網走・宗谷三支庁の三大農漁村ならびに牧畜・森林・地下資源の開発となり、ひいては北海道総合開発に資するとともに、本路線による経済的効果を検討のうえ、昭和二十八年度より敷設工事に着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県宅野港防波堤復旧工事施行に関する請願

請願者　島根県邇摩郡宅野村長　泉伸外一名（第一〇五九号）

右の請願は、島根県宅野港は、北および西の両防波堤よりなり、この防波堤は北および西より来襲する激浪を防ぐ本港の生命線であるが、去る昭和二十五年のキジヤ台風および昭和二十六年のルース台風により両防波堤が崩壊したままになつているため、港の能力を失い、一度荒天となるや各種漁船の在港けい留はもち論不可能でありまた揚陸漁船の波浪による損壊を受ける現状であるから、本村財政のひつ迫の現状にかんがみ、国庫補助による本港防波堤の復旧工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

浜原、十日市両駅間鉄道敷設促進に関する請願

請願者　島根県議会議長　中島龍一（第一一一七号）

右の請願は、山陰線石見江津駅から芸備線備後十日市駅に至る三江線は、事変勃発のため今日まで石見江津、浜原両駅間の開通を見たのみで残り五十キロが未開通のままになつているが、本線の開通は陰陽連絡の最短最良の路線となり、また沿線各種資源の開発を促し、陰陽両地方の経済活動の促進、住民の福利増進上効果は至大なものであるから、すみやかに浜原、十日市両駅間に鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡崎、多治見両駅間鉄道敷設に関する請願

請願者　愛知県岡崎市長　竹内京治外二十一名（第一一四四号）

右の請願は、岡多線は、東海道線岡崎駅を起点とし挙母市、瀬戸市を経て中央線多治見駅に連絡する重要路線で、沿線は天恵の生産極めて豊富であつて地下埋蔵資源の運搬、生産品の輸送、乗客の利用等すこぶる重要度高く、また一方地形上、施工費

の低廉は他の類例をみないものと思われる。さきに昭和十一年秋測量調査も実施せられ、戦争のため工事着手にいたらなかつた事情および、近年地方産業の急速なる振興等賢察の上、この際すみやかに、岡崎、多治見両駅間の鉄道敷設を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

辺富内線鉄道完成促進に関する請願

請願者　北海道河西郡御影村　長　竹田鎌二外六名（第一三二二号）

右の請願は、辺富内線の敷設工事は、昭和二十三年三月突如中止となり、そのまま今日に及んでおるのであるが、本線が開通すれば函館、根室間を通ずる重要幹線となり、沿線の無尽蔵の資源は開発せられ、しかも富良野、滝川を迂回する距離をいちじるしく短縮することとなるから、本線のすみやかなる完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日南線全通促進に関する請願

請願者　宮崎市長　荒川岩吉（第一三二六号）

請願者　宮崎県議会議長　日高弥一外七名（第一三六五号）

右の請願は、日南地方は豊富な山林、水産資源を有しているが、鉄道のないためこれらの豊富な資源を開発することができず南九州の産業振興に一支障をきたしているから、一日も早くこれ等の天然資源を開発し、国家再建に貢献できるよう、本鉄道の貫通に対して特別の考慮を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県鳥栖町に鉄道管理局設置の請願

請願者　佐賀県三養基郡鳥栖町　長　松本義人（第一三二七号）

右の請願は、先般行われた国有鉄道の機構改革によつて、旧鳥栖管理部が門司鉄道管理局に包含された結果、同管理局の負担する輸送量は旅客においても貨物においても膨大となり、又鉄道業務の運営についても可成りな無理を生じているから、鉄道の輸送管理上至便な地であり、かつ産業的に見た立地条件に有利な最適地である鳥栖町に鉄道管理局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日本海浮遊機雷に対する対策強化促進の請願

請願者　石川県七尾市長　神野亮二外六十五名（第一三七七号）

右の請願は、現在日本海方面には少ならぬ機雷の漂流があり、このため沿岸産業は麻ひ状態となり、社会不安を引き起しているから、（一）掃海船の重点配置活動により浮流機雷の早期発見と処置、（二）航路の安全明示と誘導制設定、（三）臨時補償法の制定等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

湯本線鉄道敷設に関する請願

請願者　秋田県雄勝郡湯沢町　長　舟田清一郎外十五名（第一三八七号）

右の請願は、鳥海山ろくの山林および地下資源を開発し、併せて他地方に比して閑却されている本地方の一般交通の便を図るため、羽後鉄道雄勝線、栗駒と矢島線、矢島駅を連絡して国有鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

掛川町、御前崎港間鉄道敷設促進に関する請願

請願者　静岡県小笠郡掛川町　長　蔦ヶ谷龍太郎外十名（第一五〇八号）

右の請願は、静岡県小笠郡掛川町より御前崎港に通ずる国有鉄道の敷設については、第三国会より第八国会に至るまで沿線毎回請願が採択されているにかかわらず、いまだにその実現を見ないため、住民の不便はもとより、沿線の産業振興をいちじるしくはばんでいるから、一日も早く本鉄道の敷設を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

白棚鉄道復活に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔（第一六〇五号）

請願者　福島県議会内　伊藤幟（第一六一四号）

右の請願は、白棚鉄道は福島県南地方の重要な交通機関として国営により運行せられていたのであるが、戦争の犠牲となつて廃線撤去されるにいたつたのである。その後地方民の要望により昭和二十二年復活工事に着手し、起点白河より関山口までの軌條敷設を終つたが、これもまた中止となり今日にいたつているのであるが、本鉄道をこの地方の生産鉄道とされるとともに経済、文化、交通の生命線として、すみやかに国営に復活の方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

姫路駅改築工事施行に関する請願

請願者　兵庫県姫路市長　石見元秀（第一六二二号）

右の請願は、国有鉄道姫路駅改良計画は戦後直ちに立案されその計画によると、現在地より約二百五十メートル南に移動する予定になつていたところ、国鉄当局においては最近に至りこの計画をすてて新しく現在駅附近に小規模の改良計画を立案中と聞くが、姫路市においては当初の計画に基いて六年前より都市計画事業を実施中のため、いまに至つてこれが変更されることは本事業の遂行中

多大の障害となるから、国有鉄道姫路駅改良計画は現在地より、すくなくとも五十メートル以上南部に移すよう計画せられかつこれが実施は昭和二十九年度までに完了するように改良事業の進ちよくを図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二六一号　静岡県蒲原海岸防潮堤防修築工事施行に関する陳情

第四九九号　わら工品等の鉄道貨物運賃割引期限延長に関する陳情

第五九八号　浜原、十日市両駅間鉄道敷設促進に関する陳情

第七二八号　国鉄入札制改正に関する陳情

第八一二号　菓子の鉄道貨物運賃等級引下げ等に関する陳情

第八八〇号　甲府、長野両駅間鉄道電化に関する陳情

第五〇〇号、第五二五号、第五三四号、第五七八号、第五八八号、第八〇七号　木船災害復旧資金融通に関する臨時措置法等制定の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年五月三十一日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会陳情特別報告第四号

静岡県蒲原海岸防潮堤防修築工事施行に関する陳情

第二六一号　静岡県庵原郡蒲原町長　佐藤一郎提出

わら工品等の鉄道貨物運賃割引期限延長に関する陳情

第四九九号　北海道議会議長　蒔田余吉提出

浜原、十日市両駅間鉄道敷設促進に関する陳情

第五九八号　島根県知事　恒松安夫提出

国鉄入札制改正する陳情

第七二八号　長野市緑町一、六三一鹿熊組内　鹿熊要作外四名提出

菓子の鉄道貨物運賃等級引下げ等に関する陳情

第八一二号　大阪市南区高津十番町一九大阪菓子移出協会内　片本真二提出

甲府、長野両駅間鉄道電化に関する陳情

第八八〇号　長野県議会議長　片桐知従提出

右六件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年五月三十一日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

静岡県蒲原海岸防潮堤防修築工事施行に関する陳情

陳情者　静岡県庵原郡蒲原町長　佐藤一郎（第二六一号）

右の陳情は、静岡県蒲原町は、駿河湾の中央に位し、海岸線五キロにおよぶ町で太平洋よりの荒波を直正面に受け、とりわけ台風季節には防潮堤を危機に陥れることもしばしばあるため、昭和二十五年度より建設省の直轄工事として防潮堤防修築工事が施行されているが、同工事の第二次延長工事は、国鉄にも多大の利益をもたらすものであるから、同工事に関する国鉄負担金の支出について予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

わら工品等の鉄道貨物運賃割引期限延長に関する陳情

陳情者　北海道議会議長　蒔田余吉（第四九九号）

右の陳情は、わら工品、石灰石、木材、鮮魚介等については、本年三月末日までを期限として、鉄道貨物運賃の特別割引が実施されているが、現下の経済情勢下においてこの制度を打切ることは、重要物資または生活必需物資の需給に重大な影響を与えるから、適正運賃が実施されるまで本制度を継続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

浜原、十日市両駅間鉄道敷設促進に関する陳情

陳情者　島根県知事　恒松安夫（第五九八号）

右の陳情は、浜原、十日市間の鉄道敷設工事は、戦争のため中止されたまま現在に至つている。しかるに同予定線の沿線には、無尽蔵といわれる林産資源を始め、江川水系の電源開発も有望視されており、各種工場の進出、観光資源の開発等同線の実現によつていちじるしい発展が予想されているから、浜原、十日市間鉄道敷設を一日も早く実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国鉄入札制改正に関する陳情

陳情者　長野市緑町一、六三一鹿熊組内　鹿熊要作外四名（第七二八号）

右の陳情は、国鉄施設局では現行入札制度の改正を二十七年度早々実施するよしであるが、これによると、一廉五十万円以下の工事は全部新鉄工業株式会社等の特殊会社の随意契約となり、五十万円以上百万円未満の工事はこれら特殊会社の指名入札になるが、もしそのようなことになれば、数十年来鉄道工事に尽力し、これによつて生活してきた小工業者はほとんど職を奪われる結果となるから、このようなことのないよう取り計われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

菓子の鉄道貨物運賃等級引下げ等に関する陳情

陳情者　大阪市南区高津十番町一九大阪菓子移出協会内　片本真二（第八一二号）

右の陳情は、菓子は幼児の食生活に欠くことのできない食品であるが、水あめの自由販売と雑穀の統制解除によつてその生産はいちじるしく増加し、東京、大阪、名古屋等の産地から地方へ移出される量も極めて大な量となつている。しかるに菓子の鉄道貨物運賃が極めて高く関係者にとつていちじるしい負担となつているから、菓子に対する運賃等級を引き下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに

国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

甲府、長野両駅間鉄道電化に関する陳情

陳情者　長野県議会議長　片桐知従（第八八〇号）

右の陳情は、信越線は全国有数の山林県を縦横断しているためにトンネル極めて多く、戦後炭質の悪化に伴いばい煙のためトンネル内における窒息事故多く人道上由々しき問題をひき起している現況であるから、本線中甲府、長野全駅間をすみやかに電化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情特別報告第五号

木船災害復旧資金融通に関する臨時措置法等制定の陳情

第五〇〇号　東京都中央区小田原町一ノ五全国機帆船組合総連合会内　鶴丸実次外一名提出

第五二五号　香川者高松市内町四国海運局輸送課内四国地方機帆船組合連合会内　浜野正雄提出

第五三四号　新潟市下大川前通四ノ町新潟機帆船協同組合理事長　高野栄蔵外一名提出

第五七八号　広島市宇品町中国海運局内中国地方機帆船組合連合会内　神原秀夫提出

第五八八号　神戸市生田区波戸場町神戸センタービル神戸地方機帆船組合連合会内　加藤豊市提出

第八〇七号　福岡県門司市海岸通り九州海運局内九州地方機帆船組合連合会長　鶴丸実次提出

右六件の陳情は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十七年五月三十一日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

木船災害復旧資金融通に関する臨時措置法等制定の陳情

陳情者　東京都中央区小田原町一ノ五全国機帆船組合総連合会内　鶴丸実次外一名（第五〇〇号）

陳情者　香川県高松市内町四国海運局輸送課内四国地方機帆船組合連合会内　浜野正雄（第五二五号）

陳情者　新潟市下大川前通四ノ町新潟機帆船協同組合理事長　高野栄蔵外一名（第五三四号）

陳情者　広島市宇品町中国海運局内中国地方機帆船組合連合会内　神原秀夫（第五七八号）

陳情者　神戸市生田区波戸場町神戸センタービル神戸地方機帆船組合連合会内　加藤豊市（第五八八号）

陳情者　福岡県門司市海岸通り九州海運局内九州地方機帆船組合連合会長　鶴丸実次（第八〇七号）

右の陳情は、わが国における木船海運業は、月間約三百四十万トンの物資を輸送し、その輸送実績は、汽船の月間輸送実績の一倍半に相当する等海運界の重要地位を占めている。しかるに昨秋のルース台風によつて業界は多大の損害を受けているが、業者の大部分が零細な中小企業者であるため、その復旧がいちじるしく遅れているから、木船災害復旧に対して特別融資の措置を講ぜられたい。なお木船事業法ならびに木船々体国家再保険法の制定をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定しに。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年五月　日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

〔第四十八号参照〕

審査報告書

道路交通事業抵当法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月四日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

深川榮左ェ門　鈴木　清一

小酒井義男　岡田　信次

仁田　竹一　高木　正夫

植竹　春彦　高田　寛

小野　哲　前之園喜一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、道路運送事業及び通運事業を対象として財団抵当制度を確立し、これらの事業に対する資金調達の途を開くことにより、事業の健全な発達を図ることを目的とするもので、委員会は道路運送事業及び通運事業の現状並びに今後の趨勢にかんがみ企業経営の維持及び拡充を図るための金融措置上適切にして妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

本法の施行により、長期資金調達の途が開かれ、さきに制定をみた自動車抵当法と両両相俟つて道路運送事業及び通運事業の健全な発達に寄与する利益がある。

三、費用

本法律の施行には、別に費用を要しない。

審査報告書

農産物検査法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月四日

農林委員長　羽生　三七

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

飯島連次郎　岡村文四郎

山崎　恒　三橋八次郎

小林　亦治　島村　軍次

加賀　操　片柳　眞吉

小林　孝平　松永　義雄

滝井治三郎　白波瀬米吉

宮本　邦彦　西山　亀七

池田宇右衛門　北村　一男

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案の骨子は、現行法にあつては検査の対象となる農産物は、もみ、玄米、精米、大麦、はだか麦、小麦、精大麦、精はだか麦、精小麦、小麦粉、大豆、小豆、えんどう、いんげん、緑豆、とうもろこし、なたね、甘しよ、馬鈴しよ及び甘しよ生切干の二十品目に限定せられているのであるが、新たに、あわ、ひえ、そば、でん粉、はつか、除虫菊、大麻、亜麻、ちよ麻、みつまた、こうぞ及びわら工品の十二品目を追加せんとするものであつて妥当の措置と認める。

二、事件の利害得失

農産物検査制度の拡充に資し本制度が所期する成果の増大に寄与する。

三、費用

本法施行のため経費約四千万円を必要とし、その中あわ、ひえ、そば、でん粉、はつか及び除虫菊の六品目の検査に要する経費として約一千万円が昭和二十七年度一般会計歳出予算に計上せられ、残りの大麻、豆麻、ちよ麻、みつま

た、こうぞ及びわら工品の六品目の検査に要する経費約三千万円は本年度補正予算として追加要求する予定であり、しかしてこれ等の経費は検査手数料の収入をもつて賄うこととなつている。

審査報告書

外国の領事官に交付する認可状の認証に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月五日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

杉原　荒太　伊達源一郎
平林　太一　大隈　信幸
園　伊能　曾祢　益
徳川　頼貞　金子　洋文

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、外国の領事官に交付する認可状を天皇が認証することを定めたものであつて、必要且つ妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

外国の領事官に交付する認可状の形式を整え得る。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

国際植物防疫條約の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月五日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

金子　洋文　徳川　頼貞
曾祢　益　園　伊能
大隈　信幸　平林　太一
伊達源一郎　杉原　荒太

要領書

一、委員会の決定の理由

植物の病害虫を国際協力によつて防除しようとするもので、この條約に加入することは妥当と認める。

二、事件の利害得失

各国における病害虫の発生状況及び防除方法に関する情報が早急に提出される等、わが国の病害虫防疫に利するところが多い。

三、費用

本法施行に伴う費用は、概算二百万円である。

審査報告書

千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際條約及び署名議定書の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月五日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

金子　洋文　徳川　頼貞
曾祢　益　園　伊能
大隈　信幸　平林　太一
伊達源一郎　杉原　荒太

要領書

一、委員会の決定の理由

本條約及び署名議定書は、税関手続の簡易化及び衡平な適用並びに関税規則の公表について国際的に協力することを目的とするものであつて、本締結は適切且つ妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

公私の貿易及び通商において国際的に承認された公正な慣行に関し、国際的に協力し得る。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

国際復興開発銀行協定への加入について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月五日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

金子　洋文　徳川　頼貞
曾祢　益　園　伊能
大隈　信幸　伊達源一郎
平林　太一　杉原　荒太

要領書

一、委員会の決定の理由

本機関は、戦後の国際経済の秩序ある発展を図るため、比較的長期にわたる国際投資等を促進することを目的とするものであるから、これに加入するならば、わが国の経済問題の解決に資するところが大きいので、本件の承認は適当なものと認める。

二、事件の利害得失

本機関に加入することによつて、わが国の復興開発のため必要な外貨資金を直接同銀行から借入れ、又同銀行の保証を受けて民間外資の導入を容易にすることを期待し得る利益がある。

三、費用

わが国の割当額は二億五千万ドルである。

審査報告書

国際通貨基金協定への加入について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月五日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

金子　洋文　徳川　頼貞
曾祢　益　園　伊能
大隈　信幸　平林　太一
杉原　荒太　伊達源一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本機関は、戦後の国際経済の秩序ある発展を図るため、主として経常的な国際決済に関する比較的短期の国際金融操作を目的とするものであるから、これに加入するならば、わが国の経済問題の解決に資するところが大きいので、本件の承認は適当なものと認める。

二、事件の利害得失

本機関に加入することによつて、わが国の必要とする特定の外貨を一定限度内で基金から買入れ、対外収支の一時的不均衡を調節し得る等の利益がある。

三、費用

わが国の割当額は二億五千万ドルである。

審査報告書

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月六日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山下　義信　谷口弥三郎
藤森　眞治　河崎　ナツ
井上なつゑ　大谷　瑩潤
深川タマエ　小杉　繁安
中山　壽彦

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の施行の状況にかんがみ、受験回数を二回に制限する規定を削除しようとするものであつて妥当と認める。

二、事件の利害得失
引揚医師、歯科医師の受験制限を救済し得る利益がある。

三、費用
特に費用を要しない。

（第四十九号参照）

審査報告書

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月六日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

秋山俊一郎　藤野　繁雄
千田　正　松浦　清一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、水産業協同組合の連合会の規模の制限規定を廃止しようとするものであつて適切な措置と認める。

二、事件の利害得失
本法律案を施行することによつて水産業協同組合の系統組織を十二分に強化して水産業の振興を図ることができる利益がある。

三、費用
別段の費用を必要としない。

審査報告書

農業災害補償法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月六日

農林委員長　羽生　三七

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

飯島連次郎　片柳　眞吉
滝井治三郎　山崎　恒
岡村文四郎　宮本　邦彦
三浦　辰雄　加賀　操
島村　軍次　駒井　藤平
白波瀬米吉　北村　一男
西山　亀七　池田宇右衛門

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、政府原案においては現行法に対し（一）その第十二條の規定によつて農作物共済の共済掛金の一部を食糧の消費者が負担することに定められているが、本法施行以来毎年臨時立法によつてこの規定の適用を除外して一般会計が負担することに措置されてきたのにかんがみ、かかる掛金の国庫負担を今後恒久化することとなし、なお、従来臨時的措置として行われてきた牛馬の死亡廃用共済及び蚕繭共済の共済掛金の一部を国庫が負担する制度も、これ亦同様恒久化する（二）農業共済団体の役員の選挙は総会で行うことになつているが、これを総会外においても行うことができることとする（三）農業共済団体の役員の任期は一ヶ年を原則とし、定款で定めたときは二ヶ年以内となつているのを三ヶ年以内において定款で定めることとする（四）農業共済団体に対する行政庁の監督検査は、従来は組合員の請求による場合又は法令等に違反する疑があるときに限つて行われることになつているが、これを随時行うことができることとする等の改正を行わんとするものであつて、かかる政府の原案に対して衆議院において、

（一）行政庁における農業共済団体の業務又は会計検査を毎年一回常例として行わなければならないこととする。

（二）農業共済団体において組合員に対し行う国庫が負担する事務費以外の事務費の賦課を認可制度にする等の修正を加えたものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
農業災害補償制度の刷新に資し、農業の育成発展に寄与する。

三、費用
本件施行のため共済掛金の国庫負担分を水稲関係四、三九一、三五三千円、陸稲関係二一〇、九九一千円、麦類関係六九八、五一三千円、蚕繭関係三六三、〇四一千円、家畜関係四二九、〇〇〇千円、計六、〇九二、八九八千円と見込み、昭和二十七年度一般会計予算に計上せられている。

審査報告書

農業災害補償法臨時特例法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月六日

農林委員長　羽生　三七

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

飯島連次郎　片柳　眞吉
滝井治三郎　山崎　恒
岡村文四郎　三橋八次郎
宮本　邦彦　三浦　辰雄
加賀　操　小林　亦治
島村　軍次　駒井　藤平
白波瀬米吉　北村　一男
松永　義雄　西山　亀七
池田宇右衛門　小林　孝平

要領書

一、委員会の決定の理由
現行農業災害補償法においては農作物共済は耕地の各筆ごとに引受け各筆ごとに三割以上の被害のあつた場合に補償する建前になつておるのであるが、ここにいろいろな不合理が認められるので、これを是正するため、農家単位に引受け農家単位に補償する共済方法について検討を加えその結果にかんがみ農業災害補償制度の根本的改正を図らんとする意図をもつて全国の農業共済組合の中から一定の基準によつて約五%の組合を選定し、この組合について水稲及び麦に関して一定期間農家単位の共済を試験的に実施することとなし、これに対して必要な措置を講ずるため現行農業災害補償法の特例について規定せんとするものであつて一応の措置と認める。

二、事件の利害得失
農業災害補償制度の改善に資する。

三、費用
本法施行のため約二億円の経費を必要として昭和二十七年度一般会計予算に計上せられている。

審査報告書

公共工事の前払金保証事業に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月六日

建設委員長　廣瀬與兵衛

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

田中　一　門田　定藏
三輪　貞治　東　隆
赤木　正雄　小川　久義
深水　六郎　楠瀬　常猪

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国、地方公共団体又は公共企業体等の発注する公共工事の着工資金の調達が、請負業者にとつて極めて困難な状況にあるのに鑑み、公共工事に関する前払金制度を確立するため、前払金

保証事業会社を作り、その登録、保証事業、監督及び罰則等について規定し、当該事業の健全な発達を図り、もつて公共工事の適正な施行に寄与せんとするものであつて、妥当なる立法と認める。

二、事件の利害得失

本法によつて、公共工事に関する前払金制度の確立を図ることができ、工事に関する諸資材が廉価且つ確実に手配されて着行準備が迅速になされる等、建設工事の適正な施行に利便がある。

三、費用

本法施行のために、事務費として約三百万円を要する。

郵政委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四五四号　群馬県境郵便局庁舎建設に関する請願

第五〇八号　長野市古牧地区に無集配特定郵便局設置の請願

第六一三号　埼玉県皆野郵便局庁舎新築に関する請願

第七〇七号　長崎県調川局の昇格に関する請願

第七三九号　熊本県緑ヶ丘簡易郵便局の昇格に関する請願

第八九二号、第九六二号、第一〇六五号、第一一〇九号、第一一二九号、第一一三〇号、第一一八九号、第一一九七号、第一一九八号、第一二〇九号、第一二一〇号、第一二一九号、第一二三八号、第一二六六号、第一二九八号、第一三一二号、第一三一三号、第一三二二号、第一三三六号、第一三七七号、第一三八八号、第一三九三号、第一四一三号、第一四一四号、第一四四八号、第一四五〇号、第一四六四号、第一四七四号、第一四七九号、第一四八六号、第一四九七号、第一五二一号、第一五五〇号、第一五七〇号、第一六一一号、第一六二一号、第一七四四号、第一八三七号、第一八九三号、第一九七七号、第一九七八号、第二〇一六号、第二〇三九号、第二〇六九号、第二〇七四号、第二〇七六号、第二〇七八号、第二〇八八号、第二〇九八号、第二一〇〇号、第二一〇二号、第二一〇四号、第二一〇六号、第二一〇八号、第二一二三号、第二一二六号、第二一二九号、第二一三一号、第二一三二号、第二一三三号、第二一三四号、第二一三五号、第二一三七号、第二一四二号、第二一四四号、第二一四五号、第二一四六号、第二一四八号、第二一五〇号、第二一五二号、第二一五三号、第二一六五号、第二一六七号、第二一六九号、第二一七一号、第二一七二号、第二一八九号、第二二〇三号、第二二〇五号、第二二二九号、第二二三一号、第二二三七号、第二二三九号、第二二四一号、第二二五八号、第二二六〇号、第二二六二号、第二二六四号、第二二六六号、第二二八五号、第二二九〇号、第二二九八号、第二三〇〇号、第二三〇二号、第二三二五号、第二三二七号、第二三七八号、第二五〇〇号、第二五〇八号、第二五五八号　簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

第一二八〇号　茨城県大田村に特定郵便局設置の請願

第一四六〇号　大阪市此花郵便局庁舎建設に関する請願

第一四九八号　高知県高石村に特定郵便局設置の請願

第二三二八号　岩手県一方井郵便局を集配局とするの請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月七日

郵政委員長　岩崎正三郎

参議院議長佐藤尚武殿

郵政委員会請願特別報告第一号

群馬県境郵便局庁舎建設に関する請願

第四五四号　群馬県佐波郡境町長　田島好作外二十一名提出

長野市古牧地区に無集配特定郵便局設置の請願

第五〇八号　長野市大字高田井原孝平提出

埼玉県皆野郵便局庁舎新築に関する請願

第六一三号　埼玉県秩父郡皆野町皆野郵便局内　一和多義光提出

長崎県調川局の昇格に関する請願

第七〇七号　長崎県北松浦郡調川町長　松口密馬提出

熊本県緑ヶ丘簡易郵便局の昇格に関する請願

第七三九号　熊本県荒尾市長　寺田佐平外十二名提出

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

第八九二号　新潟県東頸城郡牧村議会議長　小松義雄外一名提出

第九六二号　新潟県南蒲原郡見附町議会議長　原山長平外一名提出

第一〇六五号　長野県下水内郡飯山町議会議長　藪原恵一郎外四名提出

第一一〇九号　新潟県議会議長　西川弥平治外五名提出

第一一二九号　長野県下水内郡飯山町下水内地方事務所内　藤沢正男提出

第一一三〇号　新潟県西蒲原郡燕町長　田巻甲外三名提出

第一一八九号　長野県南安曇郡有明村長　赤沼義提出

第一一九七号　新潟県中頸城郡下黒川村長　小林源一外二名提出

第一一九八号　長野県下伊那郡市田村長　関川源一外二名提出

第一二〇九号　新潟県東頸城郡安塚村長　増田秀雄外十名提出

第一二一〇号　長野県上田市長　水野鼎蔵提出

第一二一九号　長野県南安曇郡安曇村長　斎藤睦人提出

第一二三八号　新潟県刈羽郡内郷村長　戸口仁一朗提出

第一二三九号　長野県南佐久郡北相木村長　井出仁雄提出

第一二六六号　長野県下水内郡岡山村長　市村憲治外五名提出
第一二六九号　新潟県西蒲原郡燕町　阿部操提出
第一二九八号　新潟県三島郡深才村長　江口義輝外四名提出
第一二九九号　新潟県中頸城郡米山村長　下村英一外五十五名提出
第一三一二号　静岡県議会議長　本杉亮平提出
第一三一三号　長野県下伊那郡和田村外二ヶ村組合村長　山崎康夫提出
第一三三二号　長野県下伊那郡清内路村議会議長　桜井外一外一名提出
第一三三六号　長野県下高井郡日野村長　小林武平外一名提出
第一三三七号　新潟県南蒲原郡森町村長　早川源一郎外八名提出
第一三五二号　静岡県浜名郡舞阪町長　堀江清一外一名提出
第一三五六号　長野県小県郡神科村長　唐沢潔提出
第一三五七号　新潟県中蒲原郡川内村長　五十嵐長左ェ門外九名提出
第一三七二号　長野県上水内郡古里村長　柄沢褒作外四名提出
第一三八〇号　新潟県佐渡郡高千村長　立野茂利外四名提出
第一三八八号　長野県南安曇郡豊科町長　藤原理喜弥提出
第一三九三号　長野県下伊那郡平岡村長　宮沢俊秀提出
第一四一三号　長野県北佐久郡川辺村長　白石信一外十九名提出
第一四一四号　新潟県北魚沼郡上條村長　宍沢与忠治外三名提出
第一四三〇号　長野県下伊那郡下條村長　牧島忠夫外一名提出
第一四四八号　長野県下水内郡常盤村長　兼子藤作外四名提出
第一四五〇号　島根県議会議長　中島龍一提出
第一四六四号　長野県南佐久郡臼田町長　川村八郎外三十八名提出
第一四六五号　新潟県中蒲原郡新関村長　吉田藤太郎外五名提出
第一四七三号　長野県上伊那郡片桐村長　大島英一外二名提出
第一四七四号　新潟県古志郡下塩谷村長　杵渕兵七外十五名提出
第一四七九号　新潟県南蒲原郡大面村長　渋川喜三郎外一名提出
第一四八〇号　長野県南安曇郡北穂高村議会議長　武井剛外四名提出
第一四八六号　長野県上伊那郡宮田村長　馬場一人外一名提出
第一四九六号　新潟県中頸城郡板倉村長　鴨井庚一提出
第一四九七号　長野県下高井郡穂波村長　山本秀人外三名提出
第一五一八号　新潟県北蒲原郡乙村長　相馬二六外二名提出
第一五二一号　長野県上水内郡相原村長　若月正雄提出
第一五二九号　新潟県中頸城郡水上村長　原田卓一郎外九十八名提出
第一五五〇号　長野県下伊那郡上村長　松下逸雄提出
第一五六九号　長野県南安曇郡豊科町南安曇郡町村会議会内　藤原憲一郎提出
第一五七〇号　新潟県北蒲原郡米倉村長　肥田野文治外一名提出
第一五九〇号　新潟県刈羽郡中通村長　押見文治郎外三十二名提出
第一六一一号　長野県北安曇郡平村長　傘木要外二名提出
第一六一二号　新潟県北魚沼郡小出町長　桜井又衛門外四名提出
第一六二一号　島根県邑智郡川本町邑智郡町村会内　尾崎卓郎提出
第一六四三号　長野県更級郡中津村長　小出一男外三十八名提出
第一六七七号　新潟県刈羽郡北條村長　佐藤稔提出
第一七〇五号　宮崎県延岡市議会議長　岩切哲提出
第一七四四号　新潟県岩船郡八幡村長　大滝勝人提出
第一七四五号　長野県上伊那郡長藤村長　伊藤権六外一名提出
第一八三七号　宮城県仙台市議会議長　伊藤庄之助提出
第一八八一号　新潟県東頸城郡菱里村菱里郵便局内　和栗正尹外十四名提出
第一九二三号　新潟県東頸城郡小黒村長　桜井正夫提出
第一九五七号　千葉県千葉郡幕張町馬加七六三　藤本正外二千五百一名提出
第一九七七号　長野県小県郡中塩村長　田中哲太郎提出
第一九九二号　北海道網走郡美幌町　田村光江提出
第二〇一六号　長野県諏訪郡下諏訪町長　永田昌一外十九名提出
第二〇一七号　東京都大田区大森七ノ一三六　大森義雄外三千七百六十四名提出
第二〇三九号　神奈川県川崎市砂子町一ノ五三　細野税弘外五十七名提出
第二〇四八号　北海道松前郡大沢村字荒谷　吉村重一外二千五百二十五名提出
第二〇六九号　長野県小県郡西内村議会議長　中村忠寛外一名提出
第二〇七三号　北海道瀬棚郡今金町字今金　鈴木末吉外二千二百二十五名提出
第二〇七四号　大阪府枚方市茄子作　浅田一郎外六千七十三名提出
第二〇七五号　福岡県朝倉郡杷木町　中村大祐外五千百四十五名提出
第二〇七六号　大分県直入郡竹田町長　工藤工外六千三百二十二名提出
第二〇七七号　新潟県中魚沼郡外丸村長　板場運提出
第二〇七八号　栃木市入舟町一四　福島惣一郎外四百六十九名提出
第二〇七九号　福岡市大字清水二四七　坂口東外二千百五十六名提出
第二〇九八号　北海道旭川市六條一八ノ左一〇号　漆崎達郎外五千二百名提出
第二〇九九号　大阪府枚方市中振七四五　高橋重夫外五千二十七名提出
第二一〇〇号　京都市東山区今熊北日吉町一　生水徳松外五千二百名提出
第二一〇一号　栃木市入舟町一四　福島惣一郎外四百八十名提出
第二一〇二号　岐阜市大正町一　山本幸一外三千一名提出
第二一〇三号　北海道札幌市北二三條西三　能登光男外三千四百名提出
第二一〇四号　北海道上川郡東川村西十号北二四　藤川忠男外三千百五十名提出
第二一〇五号　岐阜県大垣市三津屋町七ノ一　和田政已外三千百八名提出
第二一〇六号　大阪市西区九條北通三ノ五一三　西野浅吉外五千二百二十五名提出
第二一〇七号　兵庫県尼崎市東

町南浜二ノ九三　松本正則外四千二百九十七名提出
第二一〇八号　佐賀市赤松町二　高柳常雄外一万名提出
第二一一二号　福島県信夫郡佐倉村　高橋好寿外四千六百七十五名提出
第二一一八号　群馬県碓氷郡豊岡村大字下豊岡　川野春吉外千七百名提出
第二一一九号　群馬県甘楽郡西牧村三、七七一　黛光太郎外千六百八十名提出
第二一二一号　北海道札幌市北二十三條西三丁目　能登光男外四千五百四十九名提出
第二一二二号　三重県一志郡川口村　中尾久雄外六千八百四十九名提出
第二一二三号　愛媛県松山市持田町市営アパート内　石丸義篤外七千九百七十三名提出
第二一二四号　長野県上伊那郡伊那町古町日本社会党長野県連合会内　溝上正男外七千五百十三名提出
第二一三五号　鳥取県米子市道笑町四一ノ一　武部文外九千九百九十九名提出
第二一三六号　北海道函館市相生町一六　山田栄吉外二千四百九十名提出
第二一三七号　群馬県桐生市清水町四四　高村潔外千八百二十三名提出

第二一四二号　石川県能美郡根上町中ノ江　中川弘次外一万名提出
第二一四三号　高知市中須賀町二一五　氏原一郎外一万名提出
第二一四四号　岐阜県武儀郡藍見村極楽寺七九七ノ二藍見村農業協同組合長理事　島口甚三郎外三千二百十六名提出
第二一四五号　北海道札幌市南五條西六ノ九　辻松太郎外三千九百九十一名提出
第二一四六号　広島県福山市南町　近藤和男外一万千四百二十三名提出
第二一四七号　愛知県西春日井郡山田村長　永田利平外四千六百十五名提出
第二一四八号　北海道帯広市西五條南四丁目　鈴木三郎外二千二百二十名提出
第二一四九号　愛知県岡崎市能見町二六三　長坂信治外二万六百四十名提出
第二一五〇号　福岡市三宅本町　広瀬実男外一万八千五百二十二名提出
第二一五一号　埼玉県南埼玉郡小林村　長谷川蔵之輔外六百七十四名提出
第二一五二号　岐阜県加茂郡西白川村河岐　長谷部正雄外四百二十四名提出
第二一五三号　北海道札幌市白石町南郷　山田国正外三千七百二十五名提出
第二一六五号　栃木県那須郡西那須野町　藤田喜四郎外三百九十名提出
第二一六六号　新潟県中蒲原郡小須戸町小須戸　米田東吾外三千四十六名提出
第二一六七号　三重県四日市市茂福一、七六一　岡山三治郎外五千三百九十九名提出
第二一六八号　広島県三原市糸崎町二、四五七　佐藤加賀生外五千十六名提出
第二一六九号　山口県下関市彦島江ノ浦杉田　山口義一外一万五千二十二名提出
第二一七〇号　島根県簸川郡稗原町　高野優外五千四百一名提出
第二一七一号　愛知県岡崎市明大寺町向山一　近藤正三外二百九名提出
第二一七二号　長野県下伊那郡伍和村長　原孝平外八千六百五十八名提出
第二一八九号　長崎県諫早市長田町甲一九〇　岸川秀雄外四千九百二十九名提出
第二一九七号　三重県鈴鹿市神戸西町　伊藤道文外四千八百名提出
第二二〇三号　佐賀市西田代町　橋本平治外一万四千九百九十九名提出
第二二〇四号　山口県豊浦郡黒井村議会議長　日吉助一外三千八十八名提出
第二二〇五号　長野県松本市袋町一四四　飯田福治外四千四百二十八名提出

第二二一三号　佐賀市南水ヶ江町　中村暉義外九千四百九十九名提出
第二二一九号　京都府北桑田郡鶴ヶ岡村字殿　田中徳太郎外千三十九名提出
第二二二〇号　奈良県生駒郡山町筒井　松田栄一外三千三百四十五名提出
第二二三一号　福岡市三宅本町石井政雄外一万二千三百八十九名提出
第二二三二号　岐阜市神田町一〇ノ三、三一一　川浦泉外七百三十三名提出
第二二三七号　福島県相馬郡飯曾村長　星吉雄外三百三十五名提出
第二二三八号　山口県豊浦郡宇賀村二見　石川吉左ェ門外一万二千六百六名提出
第二二三九号　奈良県添上郡東里村大字須川一、四一八　辻本政律外四千三百三名提出
第二二四〇号　島根県邑智郡矢上町　松川顕助外四百九十九名提出
第二二四一号　名古屋市瑞穂区豆田町三ノ九　田中嘉平外七千六百七十六名提出
第二二五七号　長野県上田市長　水野鼎蔵外二千百六十一名提出
第二二五八号　神戸市兵庫区菊水一〇ノ四〇　高田昇外二千三百四十一名提出
第二二五九号　島根県能義郡母里村西母里　後藤嘉七外四千六百十五名提出

第二二六〇号　静岡県千歳町八　中島甲子太郎外三千五百九十九名提出
第二二六一号　岐阜県恵那郡大井町　中村元男外二千五百七名提出
第二二六二号　神奈川県中郡神田村田村一　加藤兼男外千九百九十九名提出
第二二六三号　山梨県中巨摩郡稲積村　内藤巌外九百九十九名提出
第二二六四号　北海道釧路市浪花町一一ノ三　橋本貞義外三千三百六十一名提出
第二二六五号　福島県白河市九番地二　藤田嘉一外千八百七十四名提出
第二二六六号　広島県佐伯郡水内村　中島広志外二千五百八十名提出
第二二七六号　名古屋市東区豊前町三ノ五　加藤憲潮外五千六百三十二名提出
第二二八〇号　大阪市大正区泉尾松之町三ノ二七　光村甚助外八百七十六名提出
第二二八四号　栃木市議会議長　木村福治郎外二十七名提出
第二二八五号　兵庫県伊丹市長　坂上喜穂外八百九十九名提出
第二二八六号　岐阜県稲葉郡那加町栄町二五　長谷川恒司外二千四百九十九名提出
第二二九〇号　岡山県西中山下八一全逓岡山県地区本部内　鈴木義国外一万三十二名提出

第二二九七号　愛知県一宮市稲荷町一ノ一八　伊藤一外千四百二十六名提出
第二二九八号　福島県岩瀬郡牧本村上松本竹ノ内八　森忠治外五百五十九名提出
第二二九九号　山口県光市議会議長　松村佐一外二十九名提出
第二三〇〇号　福島県相馬郡上真野村　佐藤次喜外千五百八十二名提出
第二三〇一号　愛媛県松山市永代町三三　永井昌訓外四千七百六十一名提出
第二三〇二号　宮崎県北諸県郡高城町有水　福島孝吉外四千七百五十名提出
第二三〇三号　群馬県碓氷郡磯部町西上磯部乙一九五　鈴木峯吉外千名提出
第二三〇五号　大阪市東住吉区平野流町六〇　鈴木重喜外一万九百七十名提出
第二三〇六号　岩手県東磐井郡藤沢町早道　松本務外五千二百四十九名提出
第二三〇七号　愛知県春日井市金口町三、〇一一　小林音吉外千三百五十四名提出
第二三五六号　熊本市二本木町四二　大森武知外二千二百五名提出
第二三七八号　福岡県筑紫郡大野町　小島作五郎外四万一千四百二十六名提出
第二四三四号　福岡市楽院大通り　高野弘外二万五千百四十名提出
第二五〇〇号　広島県三原市大黒町　大森正彦外七十五百五十六名提出
第二五八号　長野県議会議長　片桐知従提出
茨城県大田村に特定郵便局設置の請願
第一二八〇号　茨城県真壁郡大田村西方一、三七七　谷島操外十六名提出
大阪市此花郵便局庁舎建設に関する請願
第一四六〇号　大阪市此花区長　中村芳次郎外二十八名提出
高知県高石村に特定郵便局設置の請願
第一四九八号　高知県高岡郡高石村長　小川豊外一名提出
岩手県一方井郵便局を集配局とするの請願
第二三二八号　岩手県岩手郡一方井村長　田中富蔵外一名提出

右一七四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月七日

郵政委員長　岩崎正三郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

群馬県境郵便局庁舎建設に関する請願

請願者　群馬県佐波郡境町長　田島好作外二十一名（第四五四号）

右の請願は、群馬県境郵便局庁舎は、大正十五年五月、当時現在の位置に既存の建物を買い取り改装して移転以来現在に引き続き使用されており、僅々二十名程の往時より現員五十六名、外に電気通信技術官三名計五十九名を擁する現在までいささかの補修拡張を加えたのみであるため、超狭あいの悪条件の下に日夜重要はん雑な郵政業務にたずさわつている情況にある。しかして、現在当町随一の中央地区に局庁舎建設に最も好適の土地があるから、町内外の局庁舎移築拡充の要望にこたえるため、当局庁舎建設を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野市古牧地区に無集配特定郵便局設置の請願

請願者　長野市大字高田　井原孝平（第五〇八号）

右の請願は、長野市古牧地区には郵便機関がなく不便を極め戦前よりその設置を請願してきたのであるが、戦争のため一時中絶となつて今日にいたつたのである。しかるに最近いちじるしい人口の増加に伴い日常生活上の不便想像以上であるから、すみやかに本地区内に無集配特定の郵便局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県皆野郵便局庁舎新築に関する請願

請願者　埼玉県秩父郡皆野町郵便局内　一和多義光（第六一三号）

右の請願は、埼玉県秩父郡皆野町郵便局舎は、古い民家を利用しているが、この建物は、六十余年を経過しているため、すでに腐朽し、天井は低く、採光は悪く、事務室は狭あいで現在定員三十二名を収容する局舎としてはいかにも古色そう然たる外観であり、執務に不便な構造であるから、局舎を新築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県調川局の昇格に関する請願

請願者　長崎県北松浦郡調川町長　松口密馬（第七〇七号）

右の請願は、長崎県調川町は、大正九年ごろは人口わずかに二千の小村で経済関係は隣接の志佐、今福に依存したのであるが、その後鉄道の開通と、中島鉱業株式会社が本部を本町に置き炭業界に重きをなすとともに、にわかに発展興隆し、人口も一万を突破し町制を実施するにいたつたのであるが、調川局が無集配局であるために、町民の被る不利不便は経済的に文化的に非常に多く、たまたま逓送中の列車は調川駅を通過して一応志佐局に逆送して配達される実情で、郵便物の遅配のため公務上、経済上の損失が極めて大きいから、調川局を集配局に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県緑ヶ丘簡易郵便局の昇格に関する請願

請願者　熊本県荒尾市長　寺田佐平外十二名（第七三九号）

右の請願は、熊本県緑ヶ丘は、終戦後石炭増産の必要に迫られ政府の命によつて開発せられた住宅街であるが、最近商店街、官庁、会社、学校等の逐次設置せられその繁栄はいちじるしいものがあり、昭和二十五年二月に開設せられた緑ヶ丘簡易郵便局は日ごとに電信、電話等の郵政業務が繁雑して住民の福利を充分に充すことができない実情にいたつているから、同簡易郵便局を特定局に昇格するよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十七年七月三十一日

○第十三回国会 参議院会議録附録（その四）

意見書案
簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願
請願者　新潟県東頸城郡牧村議会議長　小松義雄外一名（第八九二号）
請願者　新潟県南蒲原郡見附町議会議長　原山長平外一名（第九六二号）
請願者　長野県下水内郡飯山町議会議長　藪原恵一郎外四名（第一〇六五号）
請願者　新潟県議会議長　西川弥平治外五名（第一一〇九号）
請願者　長野県下水内郡飯山町下水内地方事務所内　藤沢正男（第一一一九号）
請願者　新潟県西蒲原郡燕町長　田巻甲外三名（第一一三〇号）
請願者　長野県南安曇郡有明村長　赤沼義（第一一八九号）
請願者　新潟県中頸城郡下黒川村長　小林源一外二名（第一一九七号）
請願者　長野県下伊那郡市田村長　関川源一外二名（第一一九八号）
請願者　新潟県東頸城郡安塚村長　増田秀雄外十名（第一二〇九号）
請願者　長野県上田市長　水野鼎蔵（第一二一〇号）
請願者　長野県南安曇郡安曇村長　斎藤睦人（第一二一九号）
請願者　新潟県刈羽郡内郷村長　戸口仁一朗（第一二三八号）
請願者　長野県南佐久郡北相木村長　井出仁雄（第一二三九号）
請願者　長野県下水内郡岡山村長　市村憲治外五名（第一二六六号）
請願者　新潟県西蒲原郡燕町阿部操（第一二六九号）
請願者　新潟県三島郡深才村長　江口義輝外四名（第一二九八号）
請願者　新潟県中頸城郡米山村長　下村英一外五十五名（第一二九九号）
請願者　静岡県議会議長　本杉亮平（第一三一二号）
請願者　長野県下伊那郡和田村外二ヶ村組合村長　山崎康夫（第一三一三号）
請願者　長野県下伊那郡清内路村議会議長　桜井外一外一名（第一三三三号）
請願者　長野県下高井郡日野村長　小林武平外一名（第一三三六号）
請願者　新潟県南蒲原郡森町村長　早川源一郎外八名（第一三三七号）
請願者　静岡県浜名郡舞阪町長　堀江清一外二名（第一三五二号）
請願者　長野県小県郡神科村長　唐沢潔（第一三五六号）
請願者　新潟県中蒲原郡川内村長　五十嵐長左ェ門外九名（第一三五七号）
請願者　長野県上水内郡古里村長　柄沢襄作外四名（第一三七二号）
請願者　新潟県佐渡郡高千村長　立野茂利外四名（第一三八〇号）
請願者　長野県南安曇郡豊科町長　藤原理喜弥（第一三八八号）
請願者　長野県下伊那郡平岡村長　宮沢俊秀（第一三九三号）
請願者　長野県北佐久郡川辺村長　白石信一外十九名（第一四一三号）
請願者　新潟県北魚沼郡上條村長　宍沢与忠治外三名（第一四一四号）
請願者　長野県下伊那郡下條村長　牧島忠夫外一名（第一四三〇号）
請願者　長野県下水内郡常盤村長　兼子藤作外四名（第一四四八号）
請願者　島根県議会議長　中島龍一（第一四五〇号）
請願者　長野県南佐久郡臼田町長　川村八郎外三十八名（第一四六四号）
請願者　新潟県中蒲原郡新関村長　吉田藤太郎外五名（第一四六五号）
請願者　長野県上伊那郡片桐村長　大島英一外二名（第一四七三号）
請願者　新潟県古志郡下塩谷村長　杵渕兵七外十五名（第一四七四号）
請願者　新潟県南蒲原郡大面村長　渋川喜三郎外一名（第一四七九号）
請願者　長野県南安曇郡北穂高村議会議長　武井剛外四名（第一四八〇号）
請願者　長野県上伊那郡宮田村長　馬場一人外一名（第一四八六号）
請願者　新潟県中頸城郡板倉村長　鴨井庚一（第一四九六号）
請願者　長野県下高井郡穂波村長　山本秀人外三名（第一四九七号）
請願者　新潟県北蒲原郡乙村長　相馬二六外二名（第一五一八号）
請願者　長野県上水内郡相原村長　若月正雄（第一五二一号）
請願者　新潟県中頸城郡水上村長　原田卓一郎外九十八名（第一五二九号）
請願者　長野県下伊那郡上村長　松下逸雄（第一五五〇号）
請願者　長野県南安曇郡豊科町南安曇郡町村会議会内　藤原憲一郎（第一五六九号）
請願者　新潟県北蒲原郡米倉村長　肥田野文治外一名（第一五七〇号）
請願者　新潟県刈羽郡中通村長　押見文治郎外三十二名（第一五九〇号）
請願者　長野県北安曇郡平村長　傘木要外二名（第一六一一号）
請願者　新潟県北魚沼郡小出町長　桜井又衛門外四名（第一六一二号）
請願者　島根県邑智郡川本町邑智郡町村会内　尾崎卓郎（第一六二一号）
請願者　長野県更級郡中津村長　小出一男外三十八名（第一六四三号）
請願者　新潟県刈羽郡北條村長　佐藤稔（第一六七七号）
請願者　宮崎県延岡市議会議長　岩切哲（第一七〇五号）
請願者　新潟県岩船郡八幡村長　大滝勝人（第一七四四号）
請願者　長野県上伊那郡長藤村長　伊藤権六外一名（第一七四五号）
請願者　宮城県仙台市議会議長　伊藤庄之助（第一八三七号）

請願者　新潟県東頸城郡菱里村菱里郵便局内　和栗正尹外十四名（第一八八一号）

請願者　新潟県東頸城郡小黒村長　牧井正夫（第一九二三号）

請願者　千葉県千葉郡幕張町馬加七六三　藤本正外二千五百一名（第一九五七号）

請願者　長野県小県郡中塩村長　田中哲太郎（第一九七七号）

請願者　北海道網走郡美幌町田村光江（第一九九二号）

請願者　長野県諏訪郡下諏訪町長　永田昌一外十九名（第二〇一六号）

請願者　東京都大田区大森七ノ一三六　大森義雄外三千七百六十四名（第二〇一七号）

請願者　神奈川県川崎市砂子町一ノ五三　細野悦弘外五十七名（第二〇三九号）

請願者　北海道松前郡大沢村字荒谷　吉村重一外二千五百二十五名（第二〇四八号）

請願者　長野県小県郡西内村議会議長　中村忠寛外一名（第二〇六九号）

請願者　北海道瀬棚郡今金町字今金　鈴木末吉外二千二百二十五名（第二〇七三号）

請願者　大阪府枚方市茄子作浅田一郎外六千七十三名（第二〇七四号）

請願者　福岡県朝倉郡杷木町中村大祐外五千百四十五名（第二〇七五号）

請願者　大分県直入郡竹田町長　工藤工外六千三百二十二名（第二〇七六号）

請願者　新潟県中魚沼郡外丸村長　板場運（第二〇七七号）

請願者　栃木市入舟町一四　福島惣一郎外四百六十九名（第二〇七八号）

請願者　福岡市大字清水二四七　坂口東外二千百五十六名（第二〇七九号）

請願者　北海道旭川市六條一八ノ左一〇号　漆崎達郎外五千二百名（第二〇九八号）

請願者　大阪府枚方市中振七四五　高橋重夫外五千二十七名（第二〇九九号）

請願者　京都市東山区今熊北日吉町一　生水徳松外五千二百名（第二一〇〇号）

請願者　栃木市入舟町一四　福島惣一郎外四百八十名（第二一〇一号）

請願者　岐阜市大正町一　山本幸一外三千一名（第二一〇二号）

請願者　北海道札幌市北二三條西三　能登光男外三千四百名（第二一〇三号）

請願者　北海道上川郡東川村西十号北二四　藤川忠男外三千百五十名（第二一〇四号）

請願者　岐阜県大垣市三津屋町七ノ一　和田政己外三千百八名（第二一〇五号）

請願者　大阪市西区九條北通三ノ五一三　西野浅吉外五千二百二十五名（第二一〇六号）

請願者　兵庫県尼崎市東町南浜二ノ九三　松本正則外四千二百九十七名（第二一〇七号）

請願者　佐賀市赤松町二　高柳常雄外一万名（第二一〇八号）

請願者　福島県信夫郡佐倉村　高橋好寿外四千六百七十五名（第二一一二号）

請願者　福岡市大坪町　中村孝子外六千五百八十八名（第二一一三号）

請願者　群馬県碓氷郡豊岡村大字下豊岡　川野春吉外千七百名（第二一一八号）

請願者　群馬県甘楽郡西枚村三、七七一　黛光太郎外千六百八十名（第二一二九号）

請願者　北海道札幌市北二十三條西三丁目　能登光男外四千五百四十九名（第二一三一号）

請願者　三重県一志郡川口村中尾久雄外六千八百四十九名（第二一三二号）

請願者　愛媛県松山市持田町市営アパート内　石丸義篤外七千九百七十三名（第二一三三号）

請願者　長野県上伊那郡伊那町古町日本社会党長野県連合会内　溝上正男外七千五百十三名（第二一三四号）

請願者　鳥取県米子市道笑町四一ノ一　武部文外九千九百九十九名（第二一三五号）

請願者　北海道函館市相生町一六　山田栄吉外二千四百九十名（第二一三六号）

請願者　群馬県桐生市清水町四四　高村潔外千八百二十三名（第二一三七号）

請願者　石川県能美郡根上町中ノ江　中川弘次外一万名（第二一四二号）

請願者　高知市中須賀町二一五　氏原一郎外一万名（第二一四三号）

請願者　岐阜県武儀郡藍見村極楽寺七九七ノ二　藍見村農業協同組合長理事　島口甚三郎外三千二百十六名（第二一四四号）

請願者　北海道札幌市南五條西六ノ九　辻松太郎外三千九百九十一名（第二一四五号）

請願者　広島県福山市南町　近藤和男外一万千四百二十三名（第二一四六号）

請願者　愛知県西春日井郡山田村長　永田利平外四千六百十五名（第二一四七号）

請願者　北海道帯広市西五條南四丁目　鈴木三郎外二千二百二十名（第二一四八号）

請願者　愛知県岡崎市能見町二六三　長坂信治外二万六百四十名（第二一四九号）

請願者　福岡市三宅本町　広瀬実男外一万八千五百二十二名（第二一五〇号）

請願者　埼玉県南埼玉郡小林村　長谷川蔵之輔外六百七十四名（第二一五一号）

請願者　岐阜県加茂郡西白川村河岐　長谷部正雄外四百二十四名（第二一五二号）

請願者　北海道札幌市白石町南郷　山田国正外三千七百二十五名（第二一五三号）

請願者　栃木県那須郡西那須野町　藤田喜四郎外三百九十名（第二一六五号）

請願者　新潟県中蒲原郡小須戸町小須戸　米田東吾外三千四十六名（第二一六六号）

請願者　三重県四日市市茂福一、七六一　岡山三治郎外五千三百九十九名（第二一六七号）

請願者　広島県三原市糸崎町二、四五七　佐藤加賀生外五千十六名（第二一六八号）

請願者　山口県下関市彦島江ノ浦杉田　山口義一外一万五千二十二名（第二一六九号）

請願者　島根県簸川郡稗原町高野優外五千四百一名（第二一七〇号）

請願者　愛知県岡崎市明大寺町向山一　近藤正三外二百九名（第二一七一号）

請願者　長野県下伊那郡伍和村長　原孝平外八千六百五十八名（第二一七二号）

請願者　長崎県諫早市長田町甲一九〇　岸川秀雄外四千九百二十九名（第二一八九号）

請願者　三重県鈴鹿市神戸西町　伊藤道文外四千八百名（第二一九七号）

請願者　佐賀市西田代町　橋本平治外一万四千九百九十九名（第二二〇三号）

請願者　山口県豊浦郡黒井村議会議長　日吉助一外三千八十八名（第二二〇四号）

請願者　長野県松本市袋町一四　飯田福治外四千四百二十八名（第二二〇五号）

請願者　佐賀市南水ヶ江町　中村暉義外九千四百九十九名（第二一一三号）

請願者　京都府北桑田郡鵜ヶ岡村字殿田中徳太郎外千三十九号（第二一二九号）

請願者　奈良県生駒郡郡山町筒井松田栄一外三千三百四十五名（第二一三〇号）

請願者　福岡市三宅本町石井政雄外一万二千三百八十九名（第二一三一号）

請願者　岐阜市神田町一〇ノ三、三一一川浦泉外七百三十三名（第二一三二号）

請願者　福島県相馬郡飯曾村長星吉雄外三百三十五名（第二一三三七号）

請願者　山口県豊浦郡宇賀村二見石川吉左ェ門外一万二千六百六名（第二一三八号）

請願者　奈良県添上郡東里村大字須川一、四一八辻本政律外四千三百三名（第二一三九号）

請願者　島根県邑知郡矢上町松川顕助外四百九十九名（第二一四〇号）

請願者　名古屋市瑞穂区豆田町三ノ九田中嘉平外七千六百七十六名（第二一四一号）

請願者　長野県上田市長水野鼎蔵外二千百六十一名（第二一五七号）

請願者　神戸市兵庫区菊水一〇ノ四〇高田昇外二千三百四十一名（第二一五八号）

請願者　島根県能義郡母里村西母里後藤嘉七外四千六百十五名（第二一五九号）

請願者　静岡市千歳町八中島甲子太郎外三千五百九十九名（第二一六〇号）

請願者　岐阜県恵那郡大井町中村元男外二千五百七名（第二二六一号）

請願者　神奈川県中郡神田村田村一加藤兼男外千九百九十九名（第二二六二号）

請願者　山梨県中巨摩郡稲積村内藤巌外九百九十九名（第二二六三号）

請願者　北海道釧路市浪花町一一ノ三橋本貞義外三千三百六十一名（第二二六四号）

請願者　福島県白河市九番地二藤田嘉一外千八百七十四名（第二二六五号）

請願者　広島県佐伯郡水内村中島広志外二千五百八十名（第二二六六号）

請願者　名古屋市東区豊前町三ノ五加藤憲潮外五千六百三十二名（第二二七六号）

請願者　大阪市大正区泉尾松之町三ノ二七光村甚助外八百七十六名（第二二八〇号）

請願者　栃木市議会議長木村福治郎外二十七名（第二二八四号）

請願者　兵庫県伊丹市長坂上喜穂外八百九十九名（第二二八五号）

請願者　岐阜県稲葉郡那加町栄町二五長谷川恒司外二千四百九十九名（第二二八六号）

請願者　岡山県西中山下八一全通岡山県地区本部内鈴木義国外一万三十二名（第二二九〇号）

請願者　愛知県一宮市稲荷町一ノ一八伊藤一外千四百二十六名（第二二九七号）

請願者　福島県岩瀬郡牧本村上松本竹ノ内八森忠治外五百五十九名（第二二九八号）

請願者　山口県光市議会議長松村佐一外二十九名（第二二九九号）

請願者　福島県相馬郡上真野村佐藤次喜外千五百八十二名（第二三〇〇号）

請願者　愛媛県松山市永代町三三永井昌訓外四千七百六十一名（第二三〇一号）

請願者　宮崎県北諸県郡高城町有水福島孝吉外四千七百五十名（第二三〇二号）

請願者　群馬県碓氷郡磯部町西上磯部乙一九五鈴木峯吉外千名（第二三〇四号）

請願者　大阪市東住吉区平野流町六〇鈴木重喜外一万九百七十名（第二三一五号）

請願者　岩手県東磐井郡藤沢町早道松本務外五千二百四十九名（第二三一六号）

請願者　愛知県春日井市金口町三、〇一一小林音吉外千三百五十四名（第二三一七号）

請願者　熊本市二本木町四二大森武知外二千二百五名（第二三五六号）

請願者　福岡県筑紫郡大野町小島作五郎外四万一千四百二十六名（第二三七八号）

請願者　福岡市楽院大通り高野弘外二万五千百四十名（第二四三四号）

請願者　広島県三原市大黒町大森正彦外七千五百五十六名（第二五〇〇号）

請願者　長野県議会議長片桐知従（第二五五八号）

右の請願は、簡易生命保険および郵便年金の積立金は、創始以来加入者地域の住民の福祉増進を目的とした公共事業、ならびにその地方の加入状況に応じていわゆる資金の還元を図ることを原則として当時の通信省、現在の郵政省で運用せられ、地方自治体の振興に大いに貢献してきたが、昭和十八年戦争目的遂行を理由に大蔵省に移管されて以来、中央偏重的な運用に堕して地方自治体の事業遂行上常に財政的な圧迫を加えつつあるから、創始当初の主旨に則り郵政省の所管として積立金を運用せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県大田村に特定郵便局設置の請願

請願者　茨城県真壁郡大田村西方一、三七七　谷島操外十六名（第二一八〇号）

右の請願は、茨城県大田村は、下館町と関本町の中間に位し、米一万二千石、麦五千石を始め、野菜果実等の産地として最近目覚しい発展を続けている。しかるに同町における通信施設の現状は、隣接下館郵便局に依存せねばならず、役場、農業協同組合、学校、保健所、国警派出所等はもとより村民の不便は極めて大きいから、本村に特定郵便局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪市此花郵便局庁舎建設に関する請願

請願者　大阪市此花区長中村芳次郎外二十八名（第一四六〇号）

右の請願は、大阪市此花区は、大阪市西部の臨海地域にあり、総面積の約四割以上を工場地帯が占めるわが国屈指の重要地工業地帯である。一方国際貿易港大阪港の一翼を担い現在大部分の完成を見ている防潮工事の完成によつていよ〳〵その発展が期待されているが、同区における通信機能は、此花郵便局庁舎の戦災焼失によつて、いちじるしい障害を受けているから、すでに用地の買収を終つている同郵便局の庁舎をすみやかに建設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県高石村に特定郵便局設置の請願

請願者　高知県高岡郡高石村長　小川豊外一名（第一四九八号）

右の請願は、高知県高石村は交通、産業、経済面において発展しつつあるが、これらの発展と平行的に進むべき文化施設、とりわけ郵便局の設置がないのは当村発展上遺憾であるから、すみやかに本村に特定郵便局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県一方井郵便局を集配局とするの請願

請願者　岩手県岩手郡一方井村長　田中富蔵外一名（第二三二八号）

右の請願は、岩手県一方井村は、六十平方キロメートルの面積を有し、なお開拓地が拡大されている大村で沼宮内郵便局よりの距離が十二キロに及ぶところがあり配達は誠に困難な状態であるから、すみやかに一方井郵便局を集配局とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

郵政委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一六四号　野戦郵便局貯金払戻に関する陳情

第三九四号　徳島県横瀬郵便局庁舎新築に関する陳情

第四五〇号、第五〇四号、第五一一号、第五一六号、第五三三号、第五四五号、第五六三号、第五七六号、第五八七号、第五九五号、第六〇六号、第六一九号、第六二〇号、第六五六号、第六八二号、第六九四号、第七一二号、第七三九号、第七四八号、第七七〇号、第七八〇号、第八〇五号、第八一六号、第八三三号、第八四四号、第九〇〇号、第九二一号、第九四二号、第九七二号、第九九二号、第一〇〇九号、第一〇一八号、第一〇二九号、第一〇四二号、第一〇五一号、第一〇六一号、第一〇六八号、第一〇七二号、第一〇八三号、第一〇九〇号、第一〇九六号、第一〇九七号、第一一一二号、第一一一四号、第一一一九号、第一一三〇号、第一一三八号、第一一六一号　簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月七日

郵政委員長　岩崎正三郎

参議院議長佐藤尚武殿

郵政委員会陳情特別報告第一号

野戦郵便局貯金払戻に関する陳情

第一六四号　長野県北安曇郡大町一、三四〇　内山恒十提出

徳島県横瀬郵便局庁舎新築に関する陳情

第三九四号　徳島県勝浦郡横瀬町横瀬郵便局内　溝内正二外一名提出

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情

第四五〇号　長野県東筑摩郡錦部村長　小沢利一郎外一名提出

第五〇四号　長野県西筑摩郡読書村長　坂田仲蔵提出

第五一一号　新潟県西蒲原郡黒崎村議会議長　小林辰平外二名提出

第五一六号　長野県下水内郡桝原村長　丸山芳広外一名提出

第五三三号　新潟県三島郡寺泊町議会議長　解良弥一郎提出

第五四五号　島根県議会議長　中島龍一提出

第五六三号　長野県下伊那郡伊賀良村長　伊藤誠一外二名提出

第五七六号　長野県岡谷市長　宮坂健次郎外五名提出

第五八七号　新潟県岩船郡神納村長　佐藤栄一外二十名提出

第五九五号　新潟県西蒲原郡国上村長　藤井五平次外一名提出

第六〇六号　新潟県中魚沼郡下條村長　近藤雄四郎外一名提出

第六一九号　新潟県西蒲原郡地蔵堂町長　小川虎五郎外二名提出

第六二〇号　新潟県西蒲原郡吉田町長　幸田重郎外二名提出

第六五六号　新潟県中魚沼郡水沢村長　金沢常勇外二名提出

第六八二号　北海道室蘭市議会議長　古道直治外十三名提出

第六九四号　新潟県西蒲原郡巻町議会議長　河治忠外三名提出

第七一二号　新潟市議会議長　小島喜蔵外十一名提出

第七三九号　新潟県三島郡与板町長　川上文平外一名提出

第七四八号　長野県北佐久郡中佐都村議会議長　小林浅治外十一名提出

第七七〇号　新潟県中蒲原郡茨曾根村議会議長　小池三郎外七名

第七八〇号　長野県西筑摩郡日義村長　中沢為治外三名提出

第八〇五号　新潟県中蒲原郡七谷村長　関根栄昭外四名提出

第八一六号　新潟県中頸城郡関山村長　内田精一外五名提出

第八三三号　新潟県南蒲原郡新潟村長　青木忠次外五名提出

第八四四号　愛知県幡豆郡幡豆町長　牧野健吉外二名提出

第九〇〇号　東京都新宿区信濃町三一、四谷郵便局内全逓信従業組合中央本部内　永岡光治外四名提出

第九二一号　北海道常呂郡常呂町長　小林千代松外五名提出

第九四二号　和歌山県日高郡丹生村議会議長　西谷喜十郎外二十九名提出

第九七二号　北海道北見市長　伊谷半次郎提出

第九七三号　滋賀県蒲生郡馬渕村議会議長　水谷久威

第九九二号　兵庫県出石郡小坂村長　太田四郎外六百七十八名提出

第一〇〇九号　神奈川県藤沢市藤沢郵便局内　滝沢昌外十三名提出

第一〇一八号　東京都立川市曙町二ノ二一立川郵便局内　小倉利市外三名提出

第一〇二九号　徳島県美馬郡貞光町長　武市恭信外五十一名提出

第一〇四二号　大分県東国東郡竹田津町長　唯有陽明外四名提出

第一〇五一号　大阪府南河内郡国分町長　谷野薫太郎外百五名提出

第一〇六一号　愛媛県松山市南味酒町　近藤忠外二十八名提出

第一〇六八号　奈良県磯城郡桜井町長　福土治三郎外七百五十三名提出

第一〇七二号　香川県香川郡川岡村　三好利夫外七十一名提出
第一〇八三号　徳島県板野郡北島町長　藤島敬四郎外六十八名提出
第一〇九〇号　高知県高岡郡蓮池村議会議長　横山峰太郎外四十三名提出
第一〇九六号　千葉県夷隅郡大原町大原郵便局　平野邦治外百十一名提出
第一〇九七号　広島県沼隈郡神村長　河井三郎外四百二十名提出
第一一一二号　兵庫県三原郡松帆村長　原京助外三十七名提出
第一一一四号　香川県小豆郡渕崎村　荒井巳代治外二百七十七名提出
第一一一九号　滋賀県高島郡高島町長　高橋庄四郎外五十一名提出
第一一三〇号　岐阜県恵那郡阿木村長　西尾源太外二十九名提出
第一一三八号　岐阜県恵那郡坂本村長　糸井川政一外二十四名提出
第一一六一号　佐賀県杵島郡橘村長　光武巽外三十名提出

右五十一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月七日

郵政委員長　岩崎正三郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

野戦郵便貯金払戻に関する陳情

陳情者　長野県北安曇郡大町一、三四〇　内山恒十（第一六四号）

右の陳情は、野戦郵便貯金は、在外公館の借入金に相当するものであつて、在外公館の借入金が返済されつつあるとき野戦郵便貯金のすえ置は不公平であるから、払戻しを行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県横瀬郵便局庁舎新築に関する陳情

陳情者　徳島県勝浦郡横瀬町横瀬郵便局内　溝内正二外一名（第三九四号）

右の陳情は、徳島県横瀬郵便局は、明治二十五年当時新炭倉庫として建築せられていたものを改造して明治三十四年局舎としたもので、老朽はなはだしく、かつ数度の地震、風水害に傾斜し、局舎が狭く通信力の拡大も図られぬ上、局舎敷地に余裕がなく郵便車の停車ごとに一般交通に大支障を生じている実情であるから、横瀬郵便局舎を新築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情（二通）

陳情者　長野県東筑摩郡錦部村長　小沢利一郎外一名（第四五〇号）
陳情者　長野県西筑摩郡読書村長　坂田仲蔵（第五〇四号）
陳情者　新潟県西蒲原郡黒崎村議会議長　小林辰平外二名（第五一一号）
陳情者　長野県下水内郡栄原村長　丸山芳広外一名（第五一六号）
陳情者　新潟県三島郡寺泊町議会議長　解良弥一郎（第五三三号）
陳情者　島根県議会議長　中島龍一（第五四五号）
陳情者　長野県下伊那郡伊賀良村長　伊藤誠一外二名（第五六三号）
陳情者　長野県岡谷市長　宮坂健次郎外五名（第五七六号）
陳情者　新潟県岩船郡神納村長　佐藤栄一外二十名（第五八七号）
陳情者　新潟県西蒲原郡国上村長　藤井五平次外一名（第五九五号）
陳情者　新潟県中魚沼郡下條村長　近藤雄四郎外一名（第六〇六号）
陳情者　新潟県西蒲原郡地蔵堂町長　小川虎五郎外二名（第六一九号）
陳情者　新潟県西蒲原郡吉田町長　幸田重郎外二名（第六二〇号）
陳情者　新潟県中魚沼郡水沢村長　金沢常勇外二名（第六五六号）
陳情者　北海道室蘭市議会議長　古道直治外十三名（第六八二名）
陳情者　新潟県西蒲原郡巻町議会議長　河治忠外三名（第六九四号）
陳情者　新潟市議会議長　小島喜蔵外十一名（第七一二号）
陳情者　新潟県三島郡与板町長　川上文平外一名（第七三九号）
陳情者　長野県北佐久郡中佐都村議会議長　小林浅治外十一名（第七四八号）
陳情者　新潟県中蒲原郡茨曾根村議会議長　小池三郎外七名（第七七〇号）
陳情者　長野県西筑摩郡日義村長　中沢為治外三名（第七八〇号）
陳情者　新潟県中蒲原郡七谷村長　関根栄照外四名（第八〇五号）
陳情者　新潟県中頸城郡関山村長　内田精一外五名（第八一六号）
陳情者　新潟県南蒲原郡新潟村長　青木忠次外五名（第八三三号）
陳情者　愛知県幡豆郡幡豆町長　牧野健吉外二名（第八四四号）
陳情者　東京都新宿区信濃町三一、四谷郵便局内全逓信従業員組合中央本部内　永岡光治外四名（第九〇〇号）
陳情者　北海道常呂郡常呂町長　小林千代松外五名（第九二一号）
陳情者　和歌山県日高郡丹生村議会議長　西谷喜十郎外二十九名（第九四二号）
陳情者　北海道北見市長　伊谷半次郎（第九七二号）
陳情者　滋賀県蒲生郡馬渕村議会議長　水谷久成（第九七三号）
陳情者　兵庫県出石郡小坂村長　太田四郎外六百七十八名（第九九二号）
陳情者　神奈川県藤沢市藤沢郵便局内　滝沢勗外十三名（第一〇〇九号）
陳情者　東京都立川市曙町二ノ一一一立川郵便局内　小倉利市外六名（第一〇一八号）
陳情者　徳島県美馬郡貞光町長　武市恭信外五十一名（第一〇二九号）
陳情者　大分県東国東郡竹田津町長　唯有陽明外四名（第一〇四二号）
陳情者　大阪府南河内郡国分町長　谷野薫太郎外百五名（第一〇五一号）
陳情者　愛媛県松山市南味酒町　近藤忠外百二十八名（第一〇六一号）

昭和二十七年七月三十一日　参議院会議録附録（その四）　審査報告書（第四十九号参照）

陳情者　奈良県磯城郡桜井町長　福士治三郎外七百五十三名（第一〇六八号）

陳情者　香川県香川郡川岡村三好利夫外七十一名（第一〇七二号）

陳情者　徳島県板野郡北島町長　藤島敬四郎外六十八名（第一〇八三号）

陳情者　高知県高岡郡蓮池村議会議長　横山峰太郎外四十三名（第一〇九〇号）

陳情者　千葉県夷隅郡大原町大原郵便局内　平野邦治外百十一名（第一〇九六号）

陳情者　広島県沼隈郡神村長河井三郎外四百二十名（第一〇九七号）

陳情者　兵庫県三原郡松帆村長　原京助外三十七名（第一一一二号）

陳情者　香川県小豆郡渕崎村荒井京已代治外二百七十七名（第一一一四号）

陳情者　滋賀県高島郡高島町長　高橋庄四郎外五十一名（第一一一九号）

陳情者　岐阜県恵那郡阿木村長　西尾源太外二十九名（第一一三〇号）

陳情者　岐阜県恵那郡坂本村長　糸井川政一外二十四名（第一一三八号）

陳情者　佐賀県杵島郡橘村長　光武巽外三十名（第一一六一号）

右の陳情は、簡易保険、郵便年金の積立金を従前通り郵政省で直接運用し、資金の地方還元により、地方財政の窮状打開と加入者の福利増進を図るべきであるとの要望は、国会両院の採択決議および閣議決定をみたが、いまだ実現にいたらないのは誠に遺憾であるから、すみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第五十号参照〕

審査報告書

栄養改善法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山下　義信　谷口弥三郎
井上なつゑ　河崎　ナツ
常岡　一郎　小杉　繁安
大谷　瑩潤　中山　壽彦
藤森　眞治　長島　銀藏

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は国民の健康及び体力の維持向上を図り、その福祉を増進するため、国民栄養調査の実施、栄養相談所及び栄養指導員の設置並びに集団給食施設の管理等を行おうとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失

国民の体位を向上し得る利益がある。

三、費用

本法施行のため昭和二十七年度予算に約三千二百万円を計上している。

審査報告書

外国軍用艦船等に関する検疫法特例案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小杉　繁安　常岡　一郎
谷口弥三郎　藤森　眞治
井上なつゑ　河崎　ナツ
大谷　瑩潤　中山　壽彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は外国から来航する軍用艦船又は軍用航空機について検疫を実施する場合の検疫法の特例を制定しようとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失

本法案の施行によつて伝染病の国内浸入防止を強化し得る利益がある。

三、費用

本法施行によつて特に費用を要しない。

審査報告書

造船法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

仁田　竹一　前之園喜一郎
高田　寛　高木　正夫
小泉　秀吉　小酒井義男
深川榮左エ門　植竹　春彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案による主な改正点は、鋼船造修施設の届出制を許可制に改めるとともに当該施設の譲受、借受をも許可を要するものとし、国民経済的な角度からその能力施設に適切な調整を行い得る措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

造船能力を調整し、不当競争を防止するに資する利益がある。

三、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

放送法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十日

電気通信委員長　鈴木　恭一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

稲垣平太郎　新谷寅三郎
大島　定吉　小笠原二三男
水橋　藤作　山田　節男

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正案は、今後日本放送協会がテレビジョン放送を実施するようになつた際に、ラジオ放送におけると同様、協会の行うテレビジョン放送を受信できる設備を設置した者は、協会と受信契約を結ばなければならないこととして協会にテレビジョン放送の財政的裏付けを与えようとするもので、あまねく日本全国において聴取できるように放送することを義務づけられている他面その財源を受信料に限られている協会に付しては必要な措置である。

二、事件の利害得失

テレビジョン放送の免許申請について日本放送協会が民間企業者に比して不利な地位におかれることを救済して両者平等な立場において利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

門田　定藏　東　隆
赤木　正雄　田中　一一
前田　穰　深水　六郎
石川　榮一　小川　久義

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、第十国会に制定された「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の施行後の状況にかんがみ、同法を更に合理化し、災害復旧事業の促進を図るため、原形復旧を越える超過工事に対しても同法による補助率を適用することとし、又市町村等においては一箇所の工事の補助対象を十五万円から十万円に引下げる等、同法の一部を改正しようとするものであつて、地方財政の近況から妥当なる立法と認める。

二、事件の利害得失

本改正案によつて、地方財政の負担を軽減するとともに、災害復旧事業の促進を図ることができる。

三、費用

本法施行のためには、過年度災害分千百億円に対して国費分概算約三十五億円を要する。

審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

石村　幸作　岩沢　忠恭
宮田　重文　岩男　仁藏
岩木　哲夫　原　虎一
吉川末次郎　林屋龜次郎
館　哲二　若木　勝藏
岡本　愛祐

第七十七條の改正規定中「純舞踊」の下に「雅楽」を、「能楽」を「の下に「、「会場」の下に「若しくは文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により助成の措置を講じられた無形文化財を公開する会場）を」を、「運動競技」の下に「（競馬、競輪その他射こう的な行為を伴うものを含まないものとする。）」を加え、「アイス・スケート場」を「地方財政委員会規則で定める運動競技の施設」に改める。

第七十八條の改正規定中「第七十八條に次の一項を加える。」を「第七十八條中「第十條の社会教育関係団体」を「第十條の社会教育関係団体若しくは第二十一條の公民館」に、「社会教育関係団体が行う社会教育」を「社会教育関係団体若しくは公民館が行う社会教育」に改め、同條に次の一項を加える。」に改める。

第七十八條の二の改正規定中「免除を受けた者」を「免除を受けた催しの主催者」に改める。

第百十四條の改正規定中第三項「遊興し、又は飲食する」を「前條第一項に規定する遊興又は飲食に類する遊興又は飲食をする」に、同項「前條第一項」を「同條同項」に改め、第百十四條の二の改正規定を次のように改める。

第百十四條の二に次の二項を加える。

2　道府県は、もつぱらめん類、茶菓その他これに類するものを提供する場所又は大衆食堂で地方財政委員会規則で定めるものにおける飲食で、一人一回の料金が百円以下であり、且つ、一品の価格が五十円以下のもののみに係るものに対しては、遊興飲食税を課することができない。

3　道府県は、国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）の規定により登録を受けたホテル又は旅館における外客の飲食及び宿泊で地方財政委員会規則で定めるものに対しては、遊興飲食税を課することができない。

第百十五條の改正規定を次のように改める。

第百十五條中「百分の四十」を「百分の二十」に、「百分の二十」を「百分の十」に改める。

第百二十四條の改正規定中第三項「又は決定しなければならない。」を「又は決定することができる。」に改める。

第二章第六節の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二百三十七條中「三千六百円」を「二千四百円」に改める。

第三百四十八條の改正規定を次のように改める。

第三百四十八條第二項第七号中「（昭和二十五年法律第二百十四号）」を削り、同條に次の一項を加える。

5　市町村は、森林法、農業協同組合法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法及び中小企業等協同組合法による組合（企業組合を除く。）及び連合会が所有し、且つ、使用する事務所及び倉庫に対しては、固定資産税を課することができない。

第四百八十九條第一項の改正規定を次のように改める。

第四百八十九條第一項第二号中「及び可鍛鋳鉄」を「、可鍛鋳鉄、純鉄及び電解鉄」に改め、同項第八号中「地金」の下に「（アルミナを含む。）」を加え、同項第十号中「（電解法によるものに限る。）」を「及びソーダ灰」に改め、同項第九号を第十号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　ニツケル地金

同條同項に次の七号を加える。

十八　岩綿
十九　セメント
二十　電気鋳造耐火れんが
二十一　かん水ヨード、かん水臭素、メタノール及び硫酸
二十二　金属ソーダ、過酸化ソーダ、塩素酸ソーダ、過塩素酸アンモン、過酸化水素、二硫化炭素及びけい酸ソーダ（電解法及び電炉法によるものに限る。）
二十三　ビニロン、ポリビニール・アルコール、ポリアミド繊維、カプロラクタム、さく酸繊維、さく酸繊維素、塩化ビニリデン系繊維及び塩化ビニリデン・塩化ビニル共重合物
二十四　砕木パルプ

第四百八十九條第二項を改正し同條に一項を加える規定中「同條に次の一項を加える。」を「同條に次の二項を加える。」に改め、同規定に次のように加える。

4　学校教育法第一條及び第九十八條第一項の学校（これに附置する施設を含む。）並びに地方財政委員会規則で定める学術研究機関において直接教育又は学術研究の用に供する電気又はガスで地方財政委員会規則で定めるものに対しては、電気ガス税は課することができない。

第七百四十一條第三項の改正規定中「及び出版業」を加える。

第七百四十三條第七号の改正規定中「日刊の新聞を発行する新聞業並びに」を「新聞（毎月三回以上号をおつて定期に発行されるものに限る。）を発行する新聞業、」に改め、「取り扱う事業」の下に「並びに学術研究、学校教育、社会教育等に関する出版物を発行する出版業で政令で定めるもの」を加える。

第七百四十四條の改正規定に次の改正規定を加える。

同條第十一項を第十二項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の一項を加える。

11　医療法人が健康保険法又は国民健康保険法の規定に基く療養の給付につき支払を受けた金額は、第

五項の総益金に算入せず、又、当該給付に係る経費は、同項の総損金に算入しない。

第七百四十七條の二の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第七百四十六條第二項に次の一号を加える。

十一　医療法人

第七百七十六條の改正規定を次のように改める。

第七百七十六條第二項に次の一号を加える。

七　理容業

同條第三項第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同項に次の一号を加える。

十二　湯屋業

第七百七十七條の改正規定中「に改める。」を「に改め、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。」に改め、同規定に次のように加える。

4　医業及び歯科医業については、所得の計算上総収入金額から控除すべき金額は、前項の規定にかかわらず、必要な経費及び十二月分としての三万八千円の外、当該業務を行う者が健康保険法又は国民健康保険法の規定に基く療養の給付につき支払を受けた金額から当該給付に係る経費を控除した金額とする。

附則第三項を削り、第四項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を第七項とし、第九項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を第八項とし、第十項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第十二項中「、第三百四十八條第一項及び」を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由

地方税制は地方公共団体がその事務を遂行するに必要な財源を調達するに有力な手段であるが、従来税負担が高率であつたので今回これを引下げることにした。

政府提出の本法原案の内容は附加価値税の実施を一年延期したこと、市町村民税については法人税割の税率を調整し、又個人の事業所得に対する非課税の例外規定を設置したこと、固定資産税については、都市計画法等に基く区劃整理に係る土地に対する固定資産税に対しては、仮換地及び換地の認可によつて土地を使用できることとなつたものを納税義務者としたこと、課税台帳の縦覧期間を二十日間（現行十日間）に延長したこと、木材引取税の課税標準を合理化したこと、国民健康保険税については、市町村一部事務組合に加入している市町村においても課税することができるものとしたこと、及び一人当りの最高賦課制限額を三万円程度（現行一万五千円）に引き上げたこと、事業税及び特別所得税については、これを附加価値税実施の日まで存置するものとし、個人の所得に対しては、免税点の制度に代え新たに三万八千円の基礎控除の制度を設けたこと、青色申告法人に限り繰越損金の控除を二年間行うことができるものとしたこと、及び二以上の道府県において事業を行う法人の昭和二十五年度分以前の事業税及び同附加税について仮徴収を行うことができるものとしたこと、その他漁業権税、広告税及び接客人税を廃止したこと、及び市町村民税の法人税割及び法人事業税について徴収猶予の場合の延滞金を日歩二銭としたこと等が、主要なものである。

衆議院においては、これに修正を加えたのであるがその内容は入場税については、これを一率に二分の一に引き下げ軽減税率及び課税免除の範囲を拡大し、更に本税徴収方法の改善を図つたこと、遊興飲食税については、概ね二分の一にこれを引下げ軽飲食に対し一人一回百円以下を非課税とし、又宿泊所、寮、クラブ等における遊興飲食に対しても課税しうるものとしたこと、電気ガス税については、非課税品目を追加したこと、事業税及び特別所得税については、湯屋業、美容業の所得の種類を変更し、民間放送をも非課税とし、日刊新聞の送達及び広告を取扱う者も併せて非課税としたこと、固定資産税については、国鉄、専売公社、日本放送協会、日本電信電話公社に対し、本来の事業の用に供しない物件及び施設には課税するものとし、農業協同組合所有倉庫は非課税としたこと等が主要なものである。本委員会は、慎重に審議した結果、更にこれを修正した。その内容は、入場税については、雅楽無形文化財の観賞につき軽減税率を更に拡大し競馬競輪に対しては軽減税率を適用しないこと等の修正をし、遊興飲食税については、一品五十円以下で一回百円未満の軽飲食に対しては免税としたこと、国際観光ホテルにおける外人客の宿泊飲食は地財委規則の定めるところにより免税としたこと、旅館の宿泊料金は税率一〇％に引下げたこと、事業税について政令で定める学校教育、学術研究、社会教育等の出版と旬刊以上の新聞は非課税とし医業、歯科医業の国民健康保険、健康保険収入は、課税標準から除外したこと、固定資産税については国鉄、専売公社等には、課税しないこととしたこと、電気ガス税については、非課税品目にニッケル地金、砕木パルプ等を加え又直接教育学術研究に使用するものについても非課税としたこと、狩猟税についてはこれを二千四百円に引き下げたことが主要なものである。

本法案については、その内容は地方財政の状況ともかんあんし、本委員会は大体において妥当なるものと認めた。

二、事件の利害得失

この措置によつて高率課税を引き下げ、国民の租税負担の均衡化を図ることができるが、他方地方財源の減少をきたすので将来これに変る財源措置等を講ずる必要がある。

三、費用

本法の施行によつて地方税は平年度約一六三億円（本年度約七二億円）の減少が見込まれるという計算が一応出ているから、将来これを補塡する財源措置等を講ずる必要も予想される。

審査報告書

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

黒田　英雄　溝淵　春次
岡崎　眞一　田村　文吉
下條　恭兵　西川甚五郎
油井賢太郎　森　八三一
小林　政夫　木内　四郎
大矢半次郎　大野　幸一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定への加入に伴い、国際通貨基金及び国際復興開発銀行に対する出資、出資のためにする国債の発行及びその償還方法について規定する等所要の措置を講じようとするものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定の円滑な履行に資する利益がある。

三、費用
この法律施行のため必要な費用として、昭和二十六年度一般会計予算補正に国際通貨基金及び国際復興開発銀行出資金として二百億円が計上されている。

審査報告書
国際連合の特権及び免除に関する国際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年六月十日
外務委員長　有馬　英二
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
金子　洋文　　德川　頼貞
平林　太一　　大隈　信幸
團　伊能　　伊達源一郎
曾祢　益

要領書
一、委員会の決定の理由
本協定は、国際連合並びに加盟国の代表者及び国際連合の役員が特に朝鮮における国際連合の任務の遂行及びその目的の達成に必要な特権及び免除を享有することを規定するもので、国際連合への協力上本協定を締結することは適当であると認める。
二、事件の利害得失
国際連合の任務遂行を円滑化ならしめる利益がある。
三、費用
別に費用を要しない。

審査報告書
千九百二十八年十二月十四日にジュネーヴで署名された経済統計に関する国際條約、議定書及び附属書並びに千九百二十八年十二月十四日にジュネーヴで署名された経済統計に関する国際條約を改正する議定書及び附属書の締結について承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年六月十日
外務委員長　有馬　英二
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
曾祢　益　　金子　洋文
德川　頼貞　　平林　太一
大隈　信幸　　團　伊能
伊達源一郎

要領書
一、委員会の決定の理由
本條約及び改正議定書は統計の利用によつて世界全体及び各国の経済的情勢及び発展を知ることを目的とし、一定種類の経済統計の作成及び発展並びに一定の統計表の統一的作成方法の一般的採用を確保するもので、本條約の締結は適切且つ妥当なるものと認める。
二、事件の利害得失
国際的に統一された方法によつて作成発表された関係各国の一定種類の経済統計を入手し、各国の経済情勢を共通の基礎において比較検討することができる。
三、費用
別に費用を要しない。

外務委員会請願審査報告書第四号
一議院の会議に付するを要するもの。
第八五九号　安全保障條約締結に伴う横須賀駐留地域決定に関する請願
第八六〇号　安全保障條約締結に伴う呉駐留地域決定に関する請願
第八六一号　安全保障條約締結に伴う舞鶴駐留地域決定に関する請願
第九七三号　安全保障條約の締結に伴う神奈川県追浜、長浦地区の再接収に関する請願
第一〇〇二号　安全保障條約締結に伴う横須賀市追浜地区の接収反対に関する請願
第一四〇〇号　戦犯服役者の内地送還および留守家族の援助に関する請願
第一六〇一号、第一六二七号、第一七八一号　在外同胞引揚促進等に関する請願
第一六三六号　日米行政協定第一二條の駐留軍調達に関する請願
第一六六二号　ソ連、中共地区その他の戦犯者減刑等に関する請願
第二〇四六号　佐世保船舶工業株式会社に旧佐世保海軍工しよう第四ドック使用許可の請願
第二四九九号　行政協定に伴う基地供与および施設の一部除外に関する請願
第二五一号　愛知県小牧飛行場拡張に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十七年六月六日
外務委員長　有馬　英二
参議院議長佐藤尚武殿

外務委員会請願特別報告第四号
安全保障條約締結に伴う横須賀駐留地域決定に関する請願
第八五九号　神奈川県横須賀市長　石渡直次提出
安全保障條約締結に伴う呉駐留地域決定に関する請願
第八六〇号　広島県呉市長　鈴木術外一名提出
安全保障條約締結に伴う舞鶴駐留地域決定に関する請願
第八六一号　京都府舞鶴市長　嵯峨根達雄提出
安全保障條約の締結に伴う神奈川県追浜、長浦地区の再接収に関する請願
第九七三号　神奈川県横須賀市本町二ノ二横須賀地区労働組合協議会内　水野春吉外六名提出
安全保障條約締結に伴う横須賀市追浜地区の接収反対に関する請願
第一〇〇二号　神奈川県横須賀市長　石渡直次外一名提出
戦犯服役者の内地送還および留守家族の援助に関する請願
第一四〇〇号　鹿児島県議会議長　米山恒治提出
在外同胞引揚促進等に関する請願
第一六〇一号　福島県議会議長　伊藤幟提出
第一七八一号　福島県議会事務局内　大竹作摩提出
日米行政協定第一二條の駐留軍調達に関する請願
第一六三六号　東京都千代田区神田岩本町三全国特別調達庁職員労働組合内　今井三男提出
ソ連、中共地区その他の戦犯者減刑等に関する請願
第一六六二号　岩手県議会議長　村上順平提出
佐世保船舶工業株式会社に旧佐世保海軍工しよう第四ドック使用許可の請願
第二〇四六号　長崎県佐世保市議会議長　辻一三外一名提出
行政協定に伴う基地供与および施設の一部除外に関する請願
第二四九九号　神奈川県横須賀市長　石渡直次提出
愛知県小牧飛行場拡張に関する請願
第二五一号　愛知県西春日井郡北里村長　牧野真吉外四百八十七名提出
右十四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十七年六月六日
外務委員長　有馬　英二
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
安全保障條約締結に伴う横須賀駐留地域決定に関する請願
請願者　神奈川県横須賀市長　石渡直次（第八五九号）

右の請願は、戦前横須賀にはみるべき産業がなかつたが、現在七十余の会社工場が操業しており、また旧軍港の一部（長浦港）は貿易港として戦後の日本経済に重要な地位を占めるに至つたが、接収地域の不確定な現状では、経済的にも政治的にも立市政策が確立せず、また市民の再建意欲にも重大な影響をきたしているから、基地供与地域は現在以上絶対に拡大しないこと、とくに重要産業に転用されている追浜地域長浦港地域は、基地供与地域から除外されるとともに基地に供与すべき施設については事前に十分市長の意見を徴せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

安全保障條約締結に伴う呉駐留地域決定に関する請願

請願者　広島県呉市長　鈴木術外一名（第八六〇号）

右の請願は、呉市は、終戦後六年間の努力によつて、旧軍港都市から産業都市として発展の途上にあるが、行政協定に伴う駐留軍ならびに保安施設等として旧軍用施設を再使用する場合には、本市の転換計画およびその実情を再検討のうえ、最善の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

安全保障條約締結に伴う舞鶴駐留地域決定に関する請願

請願者　京都府舞鶴市長　嵯峨根達雄（第八六一号）

右の請願は、日米行政協定に伴い旧軍港地域の一部が米軍駐留地として指定される由であるが、舞鶴市においては、舞鶴市転換計画を樹立し、これが具現に努力中であるから、軍の駐留と、同市の平和産業港湾都市建設事業の実施とが、両立し住民の福祉が支障なく増進せられるよう配慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

安全保障條約の締結に伴う神奈川県追浜、長浦地区の再接収に関する請願

請願者　神奈川県横須賀市本町二ノ二横須賀地区労働組合協議会内　水野春吉外六名（第九七三号）

右の請願は、横須賀市追浜、長浦地区は、昨年来総司令部の調達下命により再接収の段階にあるが、再接収の行使は三十壮二千人に及ぶ従業員との家族の生活と根本から奪取するものであるから、旧軍港市転換法の趣旨に基き接収地を他地域に変更するよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

安全保障條約締結に伴う横須賀市追浜地区の接収反対に関する請願

請願者　神奈川県横須賀市長石渡直次外一名（第一〇〇二号）

右の請願は、横須賀市追浜地区は、旧軍用施設を転用し、五年間の努力によつて育成された重要工業地帯で、現在二十二の会社工場があつてその生産は年二億余円に達している。かかる地区を万一基地として提供されることになると、関係者数千の従業員とその家族は、生活の根拠を失い、さらに本市の復興再建に重大な影響を与えることになるから、行政協定締結に際しては、同地区を基地供与地域より除外せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯服役者の内地送還および留守家族の援助に関する請願

請願者　鹿児島県議会議長　米山恒治（第一四〇〇号）

右の請願は、現在戦犯者は、連合軍の厚意ある取り計らいにより、その大部分が内地に送還されて服役中であるが、いまだ比島およびマヌス島からは内地に還されず、依然異郷の鉄窓にしんぎんしている状況であり、またこれら戦犯者の留守家族は、一般留守家族に与えられているような未復員者給与法等の適用も受けられず物心両面に苦しい生活を続けているから、これら戦犯者の内地送還による服役、減刑、仮出所等について、関係方面と密接に折衝せられるとともに、戦犯者留守家族についてもその生活の安定保障につき、特段の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外同胞引揚促進等に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔（第一六〇一号）

請願者　福島県議会内　伊藤幾（第一六二七号）

請願者　福島県議会事務局内　大竹作摩（第一七八一号）

右の請願は、講和條約の発効による主権回復を目前に控え、今日なお祖国帰還を許されず、ソ連、中共地区において苦しんでいる抑留同胞および現在戦犯者として外地拘置所において日夜労役に服する同胞のあることは、国民感情を暗然たらしめる最大の遺憾事であるから、講和発効を機に、残留者全員の帰還と、服役者の減刑および内地送還の方途につき関係各国に図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日米行政協定第一二條の駐留軍調達に関する請願

請願者　東京都千代田区神田岩本町三全国特別調達庁職員労働組合内　今井三男（第一六三六号）

右の請願は、日米行政協定第十二條の駐留軍物資調達に関しては、労務、不動産業務を除いては、米軍による直接調達によつて行われる方針が米側により強力に主張されており、米側の体制も着々として進められているが、もしこれが実現すると、五千三百名の特別調達庁職員の身分安全はもとより、日本経済におよぼす影響は誠にじん大であるから、講和條約発効後の駐留軍調達は、日本政府機関を通じて行うよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものな

りと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ソ連、中共地区その他の戦犯者減刑等に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第一六六二号）

右の請願は、ポツダム宣言第九條によつてすみやかに行われる筈であつた捕虜送還が、戦後七年を経た今日未だに完了せず、特にソ連政府は千九百五十一年タス通信をもつて一部の者を除き送還完了を声明したのであるが事実はこれと相違して未だに十万余名の未帰還者が推算されることは、講和発効、自由独立への門出に際して誠に遺憾であるから、(一)ソ連政府の認めている戦犯ならびに戦犯容疑者の氏名、刑期理由、待遇その他の情報の提供、(二)右の者に対する内地との交通許可、(三)右の者に対する減刑ならびに内地服役、(四)ソ連が中共政府に引渡した戦犯者の氏名の通報、等関係方面と折衝の上、これが実現について万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐世保船舶工業株式会社に旧佐世保海軍工しよう第四ドック使用許可の請願

請願者　長崎県佐世保市議会議長　辻一三外一名（第二〇四六号）

右の請願は、現在接収中の旧海軍工しよう第四ドックは、佐世保船舶工業株式会社が多額の経費をかけて管理保全ならびに運営しているが、同社は、米国超大型油そう船および鉱石運搬船の引合を受けていながら、施設不充分のため一万五千トン以上の大型船を建造できない状態にあるから、造船業の振興と佐世保市の発展を図るため、佐世保船舶工業株式会社に右ドックの使用を許可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

行政協定に伴う基地供与および施設の一部除外に関する請願

請願者　神奈川県横須賀市長　石渡直次（第二四九九号）

右の請願は、横須賀市においては、久里浜漁港計画の総合的施設として東京水産大学の存置育成を計画し、着々その事業を遂行している。しかして昭和二十一年五月、本市久里浜所在の旧海軍通信学校跡に水産大学を誘致したのであるが、昭和二十五年の警察予備隊創設に際し、同校の予定地および施設の大部分が予備隊によつて割譲され、大学は存廃の岐路に立つているから、両者の競合を調整するため、基地として供与を予定されている本市武山地区所在の旧海軍第二、第三海兵団および大楠工機学校跡の地域および施設を基地供与から除外されるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県小牧飛行場拡張に関する請願

請願者　愛知県西春日井郡北里村長　牧野眞吉外四百八十七名（第二五九一号）

右の請願は、愛知県小牧飛行場の拡張が伝えられているが、関係農民はこの飛行場拡張によつて農地は狭あいとなり、住みなれた祖先伝来の地を家屋とともに転住のやむなきに立ち至り、しかも農業以外に活きる途を知らず、遂には生活の破滅を見るのは当然であるから、飛行場は、他の適当な地を選定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

外務委員会陳情審査報告書第五号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四六九号　行政協定の裁判管轄問題に関する陳情

第五二六号　在外同胞引揚促進等に関する陳情

第六四五号　だ捕抑留船舶および乗組員の返還等に関する陳情

第七三五号　海外抑留同胞引揚促進等に関する陳情

第七七二号　インドネシア共和国における生存者送還および戦没者供養に関する陳情

第八五〇号　行政協定による駐留米国軍部隊に関する陳情

第八七一号　抑留同胞救出等に関する陳情

第一〇六六号　熊本県大矢の原演習地接収反対に関する陳情

第一〇四号　大分県久住高原地区の駐留軍用地調達反対に関する陳情

第一一二二号　海外抑留戦犯者の内地送還等に関する陳情

第一一三一号　大分県久住高原地区の駐留軍用地調達反対に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月六日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

外務委員会陳情特別報告第五号

行政協定の裁判管轄問題に関する陳情

第四六九号　東京都千代田区霞ヶ関一ノ一第一東京弁護士会館内日本弁護士連合会内　奥山八郎提出

在外同胞引揚促進等に関する陳情

第五二六号　東京都千代田区平河町二ノ六全国市長会内　金剌不二太郎提出

だ捕抑留船舶および乗組員の返還等に関する陳情

第六四五号　福岡県知事　杉本勝次提出

海外抑留同胞引揚促進等に関する陳情

第七三五号　東京都議会議長　菊池民一外九名提出

インドネシア共和国における生存者送還および戦没者供養に関する陳情

第七七二号　山口県小野田市北中川町南方遺族会内　三隅俊一外二名提出

行政協定による駐留米国軍部隊に関する陳情

第八五〇号　東京都千代田区平河町二ノ六全国市長会長　金剌不二太郎提出

抑留同胞救出等に関する陳情

第八七一号　和歌山県議会議長　坂久五郎提出

熊本県大矢の原演習地接収反対に関する陳情

第一〇六六号　大分県議会議長　岩崎貢提出

大分県久住高原地区の駐留軍用地調達反対に関する陳情

第一一〇四号　大分県直入郡久住町久住地区軍用地調達阻止対策委員会内　後藤安吾提出

海外抑留戦犯者の内地送還等に関する陳情

第一一二二号　前橋市田中町甲五九群馬県復員引揚促進家族連盟内　北川光雄提出

大分県久住高原地区の駐留軍用地調達反対に関する陳情

第一一三一号　大分県直入郡城原村直入郡町村会内　河野満長外十六名提出

右十一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月六日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

行政協定の裁判管轄問題に関する陳情

陳情者　東京都千代田区霞ヶ関一ノ一第一東京弁護士会館内日本弁護士連合会内　奥山八郎（第四六九号）

右の陳情は、行政協定の方式としては、北大西洋條約の行政協定方式が国際法の発展に即応する合理的なものであり、対等の主権国間の関係においては、これに準拠するのが適当である。しかるに目下交渉中の日米行政協定においては、属人主義を採り、極めて広範囲な裁判管轄権が米国に認められる由であるが、これは終戦以来の軍事占領と変ることなく、平和條約の根本精神にも反することになるから、日米行政協定には最初から合理的な方式を採用せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外同胞引揚促進等に関する陳情

陳情者　東京都千代田区平河町二ノ六全国市長会内　金剌不二太郎（第五二六号）

右の陳情は、終戦後既に六星霜を経過した今日未だ異境の地に抑留生活を送つている残留同胞の心情と、きびしい経済事情と混乱した社会情勢の下に不断の生活苦と戦いながら生死すらも判明しない肉身の帰還を待ちわびる留守家族の悲境とは察するに余りあるものがあるから、講和発効を機会に引揚の促進ならびに物心両面にわたる留守家族の援護措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

抑留船船および乗組員の返還等に関する陳情

陳情者　福岡県知事　杉本勝次（第六四五号）

右の陳情は、最近しきりにマッカーサーライン近くの九州海域に出漁中の船舶、船員が捕され、関係者を深く憂慮させているから、これらだ捕抑留船船および乗組員の返還要求その他保護援助について充分な方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

海外抑留同胞引揚促進等に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　菊池民一外九名（第七三五号）

右の陳情は、講和発効を機会に、回復された外交権を十二分に活用して、世紀の一大不祥事である未帰還抑留同胞問題の完全解決を図るとともに留守家族援護に万全を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

インドネシア共和国における生存者送還および戦没者供養に関する陳情

陳情者　山口県小野田市北中川町南方潰族会内　三隅俊一外二名（第七七二号）

右の陳情は、聞くところによれば、インドネシアにおけるわが国戦没者の数は二十一万柱におよび、しかもこれらの墓標はすでに見る跡もなく人馬に踏み荒され、またニューギニヤ島その他においては十一万の白骨が山野にさらされているとのことであるが、これは、日本軍占領下の三箇年にわたる同国民の犠牲やうつ憤による激怒の影響もあるから、わが国とインドネシア共和国との理解と親善を図るとともに、風雨にさらされているこれら多数の英霊を供養し、生存者の送還等について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

行政協定による駐留米国軍部隊に関する陳情

陳情者　東京都千代田区平河町二ノ六全国市長会長　金剌不二太郎（第八五〇号）

右の陳情は、今回締結された米国軍部隊の駐留については、目下考慮中のことと思われるが、（一）供与すべき施設および便益については、政府は事前に関係市町村の意見を徴すること、（二）供与すべき施設および便益についての細目協定は直接当該市町村と交渉すること、（三）折衝に当つては中央または地方に責任ある米国渉外官庁を設置すること等関係市町村の要望について考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

抑留同胞救出等に関する陳情

陳情者　和歌山県議会議長　板久五郎（第八七一号）

右の陳情は、講和発行も間近い今日、外にあつてはいまだ三十有余万の抑留同胞が還つてこないのみならずその大半は生死不明という悲しむべき実状にあり、内にあつては肉親の還りを待つ留守家族は日々の生活に苦闘を続けていることは同胞として黙視するに忍びないから、政府においてはこれら抑留同胞の救出、消息の調査および留守家族の援護に関し、すみやかに適切かつ強力なる対策を樹立実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県大矢の原演習地接収反対に関する陳情

陳情者　大分県議会議長　岩崎貢（第一〇六六号）

右の陳情は、最近熊本県大矢の原演習地を拡張し、これに大分県久住町、白丹村および都野村の地域を含めて、在日米軍の演習地として接収される由伝えられているが、同地帯は、県営久住種畜場を始め、一千八百町歩にわたる広大な牧野を有し、大分県畜産の中心地であり、一方阿蘇国立公園の一環として国際観光上重要な役目を持つ地域であるから、同地域の接収を取り止めるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県久住高原地区の駐留軍用地調達反対に関する陳情

陳情者　大分県直入郡久住町久住地区軍用地調達阻止対策委員会内　後藤安吾（第一一〇四号）

右の陳情は、今回久住高原地区一帯を駐留軍演習地としての接収審議が進められているよしであるが、万一これが実現すれば火山灰土層の高冷地帯である本町の農家は畜産面はもち論、農業経営面にじん大なる損害を受けることになるから、このような農家経営の壊滅を招来する牧野の軍用地調達には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條第一項により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

海外抑留戦犯者の内地送還等に関する陳情

陳情者　前橋市田中町甲五九群馬県復員引揚促進家族連盟内　北川光雄（第一一二二号）

右の陳情は、講和の発効に伴い、内地においては恩赦等の処置が行われているが、海外に抑留されている戦犯者は、その家族とともに悲嘆に暮れているから、すみやかにこれ等戦犯者の内地送還および内地服役戦犯者の即時釈放を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県久住高原地区の駐留軍用地調達反対に関する陳情

陳情者　大分県直入郡城原村直入郡町村会内　河野満長外十六名（第一一三一号）

右の陳情は、今般大分県久住地区一帯が在日駐留米軍の演習地として接収されるとの報が伝えられているが、同地区内には、二千町歩の耕地、山林、原野および人家八戸と県立種畜場があり、若し接収になると、同地方の営農は根底から破壊され、農産物は三分の一の減収となり、関係農民の死活問題となるから、同地区の接収を取り止めるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会請願審査報告書第七号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一六九五号　国鉄嘱託医の往診用バス復活に関する請願

第一六九六号　五條、新宮両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第一七一三号　常磐線電車を佐貫駅まで延長運行するの請願

第一七四七号　朱鞠内、羽幌両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第一七六三号　国鉄電車を明石駅より姫路駅まで延長運行の請願

第一七六四号　姫路市に鉄道管理局設置の請願

第一七八六号　新庄、余目両駅間および念珠関、吹浦両駅間にデイーゼルカー運行の請願

第一七八九号　白棚鉄道復活に関する請願

第一八三八号、第一九二七号　四国循環鉄道敷設工事促進に関する請願

第一八三九号　四国循環鉄道の第一、第二期敷設工事促進に関する請願

第一九五五号　莫子の鉄道貨物運賃振準改正に関する請願

第一九五六号　和歌山県二川村に国営バス運輸開始の請願

第一九六二号　下関市に鉄道管理局設置の請願

第一九六五号　宇野港の国鉄代替施設工事促進に関する請願

第一九六九号　伯備線の施設改善強化に関する請願

第一九七二号　三石、笠岡両駅間に汽動車運行の請願

第一九九〇号　天塩浴岸鉄道完通促進に関する請願

第一九九四号　足立、上石見両駅間に新郷駅設置の請願

第二〇四〇号　岡崎、多治見両駅間鉄道敷設に関する請願

第二〇六七号　岡崎、安城両駅間に停車場設置の請願

第二〇八〇号　大宮、仙台両駅間鉄道電化促進に関する請願

第二〇八一号　茨城県長倉村、大子町間鉄道敷設促進に関する請願

第二〇八二号　大阪、篠山口両駅間にデイゼルカー運行の請願

第二〇八三号　明石、姫路両駅間国鉄電車延長運転促進に関する請願

第二一八二号　北陸、上越連絡鉄道敷設に関する請願

第二一八五号　強制撤収による出石鉄道株式会社の業務休止期間中復活準備補助金下附の請願

第二二〇一号　福塩線下川辺駅まで電車延長運行の請願

第二二一五号　奈良線列車増発等に関する請願

第二三一五号　殿田、小浜両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第二三四四号　折尾、遠賀川両駅間および折尾、中間両駅間に停車場設置の請願

第二三六〇号　北海道室蘭市に鉄道管理局設置の請願

第二三六二号　室蘭港の石炭積卸施設増強に関する請願

第二四〇三号　片町線鉄道複線化に関する請願

第二五三二号　日の影線鉄道延長工事促進に関する請願

第二五三三号　日の影線にデイーゼルカー運行の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月五日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会請願特別報告第九号

国鉄嘱託医の往診用バス復活に関する請願

第一六九五号　福岡県門司市桟橋通り門司鉄道管理局内鉄道嘱託医会内　百瀬正直提出

五條、新宮両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第一六九六号　奈良県宇智郡五條町五新鉄道期成同盟会内　辻内近三外二十三名提出

常磐線電車を佐貫駅まで延長運行するの請願
第一七一三号　茨城県稲敷郡龍ヶ崎町長　富塚橋一外十一名提出

朱鞠内、羽幌両駅間鉄道敷設促進に関する請願
第一七四七号　北海道雨龍郡幌加内村長　青木哲雄外二名提出

国鉄電車を明石駅より姫路駅まで延長運行の請願
第一七六三号　兵庫県知事　岸田幸雄外六名提出

姫路市に鉄道管理局設置の請願
第一七六四号　兵庫県姫路市長　石見元秀提出

新庄、余目両駅間および念珠関、吹浦両駅間にディーゼルカー運行の請願
第一七八六号　山形県議会議長　加藤富之助提出

白棚鉄道復活に関する請願
第一七八九号　福島県議会事務局内　大竹作摩提出

四国循環鉄道敷設工事促進に関する請願
第一八三八号　高知市帯屋町高知県町村議長会内　公文玄治外一名提出

第一九二七号　愛媛県宇和島市長　中平常太郎提出

四国循環鉄道の第一、第二期敷設工事促進に関する請願
第一八三九号　高知県安芸郡田野町安芸郡町村議長会内　松本孝一外三名提出

菓子の鉄道貨物運賃基準改正に関する請願
第一九五五号　東京都台東区竹町一〇全国菓子問屋協会内　倉持富吉提出

和歌山県二川村に国営バス運輸開始の請願
第一九五六号　和歌山県西牟婁郡二川村長　山口弥市提出

下関市に鉄道管理局設置の請願
第一九六二号　山口県知事　田中龍夫外一名提出

宇野港の国鉄代替施設工事促進に関する請願
第一九六五号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

伯備線の施設改善強化に関する請願
第一九六九号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

三石、笠岡両駅間に汽動車運行の請願
第一九七二号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

天塩沿岸鉄道完通促進に関する請願
第一九九〇号　北海道留萌市寿町天塩沿岸鉄道促進期成会内　原田太八提出

足立、上石見両駅間に新郷駅設置の請願
第一九九四号　岡山県阿哲郡新郷村長　長谷部与一外千六百四十九名提出

岡崎、多治見両駅間鉄道敷設に関する請願
第二〇四〇号　愛知県岡崎市明大寺町字下郷中三一　加藤和作外七万四千二百十三名提出

岡崎、安城両駅間に停車場設置の請願
第二〇六七号　愛知県碧海郡矢作町長　稲垣利作提出

大宮、仙台両駅間鉄道電化促進に関する請願
第二〇八〇号　栃木県知事　小平重吉提出

茨城県長倉村、大子町間鉄道敷設促進に関する請願
第二〇八一号　栃木県那須郡馬頭町長　中山佳三郎外二十名提出

大阪、篠山口両駅間にディーゼルカー運行の請願
第二〇八二号　兵庫県多紀郡篠山町多紀郡町村会内　畑貞一外一名提出

明石、姫路両駅間国鉄電車延長運転促進に関する請願
第二〇八三号　兵庫県姫路市長　石見元秀外六名提出

北陸、上越連絡鉄道敷設に関する請願
第二一八二号　新潟県知事　岡田正平外四十三名提出

強制撤収による出石鉄道株式会社の業務休止期間中復活準備補助金下附の請願
第二一八五号　兵庫県出石郡出石町長　加藤由蔵外一名提出

福塩線下川辺駅まで電車延長運行の請願
第二二〇一号　広島県芦品郡府中町長　宗藤信夫外三十七名提出

奈良線列車増発等に関する請願
第二二一五号　京都府知事　蜷川虎三外二十七名提出

殿田、小浜両駅間鉄道敷設促進に関する請願
第二三一五号　福井県小浜市長　田中信蔵外二十二名提出

折尾、遠賀川両駅間および折尾、中間両駅間に停車場設置の請願
第二三四四号　福岡県遠賀郡水巻町長　大貝五十三提出

北海道室蘭市に鉄道管理局設置の請願
第二三六〇号　北海道室蘭市長　熊谷綾雄外九名提出

室蘭港の石炭積卸施設増強に関する請願
第二三六二号　北海道室蘭市長　熊谷綾雄外二名提出

片町線鉄道複線化に関する請願
第二四〇三号　大阪府布施市長　鈴木義仲外三十六名提出

日の影線鉄道延長工事促進に関する請願
第二五三二号　宮崎県延岡市長　仲田又次郎提出

日の影線にディーゼルカー運行の請願
第二五三三号　宮崎県延岡市長　仲田又次郎外九名提出

右三十六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月五日

運輸委員長　山縣勝見

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

国鉄嘱託医の往診用バス復活に関する請願

請願者　奈良県宇智郡五條町五新鉄道期成同盟会内　辻内近三外二十三名（第一六九六号）

右の請願は、和歌山線五條駅より南方未開の宝庫奥吉野を通じ、和歌山県新宮市に達する五新鉄道は、昭和十四年三月五條駅より大塔村阪本に至る二十四キロを第一期工事として着工され、工事は着々進ちよくし五條、加名生間約六キロは略々完成の域に達したとき、戦争がぼつ発し工事は中止のやむなきに至り今日に及んでいるが、本沿線は日本四大秘境の一に数えられる山岳重畳の地であり千古から眠る林産資源地下資源は無尽蔵であるから、これ等の資源開発と縣案の十津川熊野川総合開発事業促進のために本鉄道の敷設を促進

右の請願は、従来国鉄嘱託医は、往診バスを利用して広範囲かつ遠距離の担当区間の職員および家族の重症患者の往診を実施してきたが、先般この往診バスが廃止されたため往診治療にとかく円滑を欠き、重症患者なるにもかかわらず自発的に通院し治療面に障がいをきたした例もあるから、国鉄嘱託医の往診バスを復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

五條、新宮両駅間鉄道敷設促進に関する請願

請願者　奈良県宇智郡五條町五新鉄道期成同盟会内　辻内近三外二十三名（第一六九六号）

右の請願は、和歌山線五條駅より南方未開の宝庫奥吉野を通じ、和歌山県新宮市に達する五新鉄道は、昭和十四年三月五條駅より大塔村阪本に至る二十四キロを第一期工事として着工され、工事は着々進ちよくし五條、加名生間約六キロは略々完成の域に達したとき、戦争がぼつ発し工事は中止のやむなきに至り今日に及んでいるが、本沿線は日本四大秘境の一に数えられる山岳重畳の地であり千古から眠る林産資源地下資源は無尽蔵であるから、これ等の資源開発と縣案の十津川熊野川総合開発事業促進のために本鉄道の敷設を促進

せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

常磐線電車を佐貫駅まで延長運行するの請願

請願者　茨城県稲敷郡龍ヶ崎町長　富塚橋一外十一名（第一七一三号）

右の請願は、昭和二十七年度取手地先利根川鉄橋改修工事着工に際し電車線を取手駅より藤代駅迄延長されるやにそく聞するので、その際は藤代駅に比較して地形、輸送および現有施設において電車発着駅として優位なる立地條件を具備する佐貫駅まで延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

朱鞠内、羽幌両駅間鉄道敷設促進に関する請願

請願者　北海道雨龍郡幌加内村長　青木哲雄外二名（第一七四七号）

右の請願は、名羽線は、上川郡名寄町を起点として苫前郡羽幌町に至る全長八十六キロを指すものであるが、この間幌加内村朱鞠内より羽幌町に至る四十三キロが未建設であるから、急速に全線の開通を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国鉄電車を明石駅より姫路駅まで延長運行の請願

請願者　兵庫県知事　岸田幸雄外六名（第一七六三号）

右の請願は、国鉄山陽線の明石、姫路間は、産業、経済、文化等あらゆる面において、いわゆる播州地方の心臓部をなすものであり、特にその海岸地域はわが国屈指の大工業地帯を形成し、さらにその背後には豊富な農林産業の宝庫を控えた上、国家警察予備隊姫路部隊の設置は、姫路と阪神地方とを結ぶ交通機関の整備拡充を強く要請するものであるから、すみやかに明石、姫路間を電車化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

姫路市に鉄道管理局設置の請願

請願者　兵庫県姫路市長　石見元秀（第一七六四号）

右の請願は、昭和二十五年八月一日を期して実施を見た日本国有鉄道機構未ぞう有の大変革に際し、姫路鉄道管理部は関係地域民の総意を結集した数次の陳情と該地域の飛躍的発展の現実を無視してついに廃止の運命を喫し、いまや姫路を中心として播但、陰陽にわたる広大なる産業経済圏は輸送の麻ひ状態を現出し、その結果として生産の減退、商取引のそごを招き、このまま放置されると、躍動する関係地域の発展に一大支障となるから、国鉄姫路管理局のすみやかなる実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新庄、余目両駅間および念珠関、吹浦両駅間にデイーゼルカー運行の請願

請願者　山形県議会議長　加藤富之助（第一七八六号）

右の請願は、最上総合開発の実施により最上、庄内両地区は今後益々その重要度を増し、従つて交通輸送面においてもまた激増の一途をたどることは明らかな事実であるが、交通機関はまことに貧弱で、本県の発展上このまま放置できない実情にあるから、最上総合開発の一環として本県の発展のため、新庄、余目間ならびに念珠関、吹浦間にデイーゼルカー運行の措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

白棚鉄道復活に関する請願

請願者　福島県議会事務局内大竹作摩（第一七八九号）

右の請願は、白棚鉄道は福島県南地方の重要な交通機関として国営により運行せられていたのであるが、戦争の犠牲となつて廃線撤去されるにいたつたのである。その後地方民の要望により昭和二十二年復活工事に着手し、起点白河より関山口までの軌條敷設を終つたが、これもまた中止となり今日にいたつているのであるが、本鉄道をこの地方の生産鉄道とされるとともに経済、文化、交通の生命線として、すみやかに国営に復活の方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

四国循環鉄道敷設工事促進に関する請願

請願者　高知市帯屋町高知県町村議長会内　公文玄治外一名（第一八三八号）

請願者　愛媛県宇和島市長　中平常太郎（第一九二七号）

右の請願は、四国循環鉄道の敷設は、高知県町村および町村議会の総意であるから、第一期工事として安芸、奈半利間、第二期工事として奈半利、室戸間、第三期工事として後免、安芸間、第四期工事として室戸、佐喜浜間、第五期工事として佐喜浜、甲浦間を、それぞれ敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

四国循環鉄道の第一、第二期敷設工事促進に関する請願

請願者　高知県安芸郡田野町安芸郡町村議長会内　松本孝一外三名（第一八三九号）

右の請願は、四国循環鉄道東部線の敷設は、高知県民多年の念願であり、かつ実地測量も既に完了していることであるから、第一期工事安芸、奈半利間、第二期工事として奈半利、室戸間をすみやかに着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて

内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

菓子の鉄道貨物運賃基準改正に関する請願

請願者　東京都台東区竹町一〇　全国菓子問屋協会内　倉持富吉（第一九五号）

右の請願は、菓子は国民生活必需品で特に幼児の食生活にはなくてはならぬ食品であり、昭和二十四年よりの水あめの自由販売と二十六年三月よりの雑穀の統制解除によつて、その生産もいちじるしく増加し戦前の生産都市であつた東京、大阪、名古屋を中心としてその製品は地方へ移出される量も多くなつた。しかるに鉄道貨物運賃基準が不合理であり、取扱い諸費用が高額であるため、消費者の負担が加重されているから、(一)菓子の等級を三級より六級に引き下げること、(二)運賃の重量計算と実量計算か十キロ単位に改訂すること、(三)キロ程単位を縮少すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県二川村に国営バス運輸開始の請願

請願者　和歌山県西牟婁郡二川村長　山口弥市（第一九五六号）

右の請願は、和歌山県西牟婁郡二川村内中川に沿う温川区、小松原区は、貨物自動車の運行は早くより開けていたが、いまだバスの運行がないので住民はもち論遠く二川中学校へ通学する生徒の不便困難は言語に絶するものがあるから、すみやかに本地区に国営バスの運輸を開始せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

下関市に鉄道管理局設置の請願

請願者　山口県知事　田中龍夫　外一名（第一九六二号）

右の請願は、下関市は、海外との交通貿易上、とくに満韓連絡基地として重要な地位を占めている上に、運輸、通信、工機に関する重要設備を有しているから、すみやかに本市に鉄道管理局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宇野港の国鉄代替施設工事促進に関する請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第一九六五号）

右の請願は、岡山県下唯一の重要港である宇野港の第一突堤および第二突堤は昭和二十二年宇野高松間鉄道連絡強化の要請に応じて県は日本国有鉄道に提供し、日本国有鉄道はその代替施設として岩壁、物揚場等を昭和三十年までに完成し県に提供することとなつているが、現在までに水深四メートル物揚場延長二百二十メートルが施行されたに過ぎず産業の伸展、貿易の振興に重大なる支障をきたしつつあるから、すみやかに残余の代替施設工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

伯備線の施設改善強化に関する請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第一九六九号）

右の請願は、伯備線は、軌條をはじめ諸施設が老朽し、脱線その他の諸事故がしばしば起つている。しかして、近時輸送量はますます増大している上、さらに備北地区綜合開発によつて一層その量を増す状況にあり、現在の施設ではまかない得ないことは明らかであるから、施設の改善と強化による輸送の安全と輸送力の確保に努められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三石、笠岡両駅間に汽動車運行の請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第一九七二号）

右の請願は、山陽本線三石、笠岡両駅間は、岡山県下の中心都市岡山、倉敷、玉島各市と産業地帯を控え、旅客および貨物の輸送は極めて多いが、列車運行回数は比較的少く、並行する私線のないことや、道路不良によるバスの輸送量に限りがあること等のため、通勤時等は雑踏を極め、通勤、通学および一般利用者の困難は多大なものであるから、三石、笠岡両駅間に汽動車を運行せられるとともに簡易停車場を新設して利用者の利便を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

天塩沿岸鉄道完通促進に関する請願

請願者　北海道留萌市寿町天塩沿岸鉄道促進期成会内　原田太八（第一九九〇号）

右の請願は、北海道西北部における産業経済開発ならびに本土北辺の防衛上の枢要線である北海道苫前郡羽幌町築別より天塩郡遠別町に至る天塩沿岸鉄道をすみやかに復活完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

足立、上石見両駅間に新郷駅設置の請願

請願者　岡山県阿哲郡新郷村長　長谷部与一外千六百四十九名（第一九九四号）

右の請願は、足立、上石見両駅間の距離は、九・六七キロにおよび、伯備線中最も長い区間で、しかも同区間の道路は、中国山脈の峰づたいに反転屈曲しているため、十二キロに達している。従つて同地方住民は、鉄道敷設の際じん大な犠牲を払つていながら、これが利用には極めて不便な実情にあり、産業の開発、文化の向上はいちじるしく不利となつて

いるから、両駅間に新郷駅を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡崎、多治見両駅間鉄道敷設に関する請願

請願者　愛知県岡崎市明大寺町字下郷中三一　加藤和作外七万四千二百十三名（第二〇四〇号）

右の請願は、工業都市として躍進しつつある岡崎、挙母、瀬戸、多治見の四市を連絡する岡多線は、沿線の豊富な生産物地下埋蔵資源、乗客等の輸送に非常に重要度が高い上に工事部面より見ると施工費用は極めて安く、従つて経済効果の大きいことは他に類のないものであるから、すみやかに同線の敷設を実現されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡崎、安城両駅間に停車場設置の請願

請願者　愛知県碧海郡矢作町長　稲垣利作（第二〇六七号）

右の請願は、愛知県矢作町を中心とする近接市町村の一部を包括する一帯の地方民は、都市に職を持つ通勤者が多いにかかわらず適当な停車場がないため目前を通過する列車をながめながら、不便を忍んで遠い国鉄安城駅または名鉄の各駅に乗降する現状であるから、国鉄東海道線の電化実施を機会に、多数地元民の利便のため、地方開発文化向上のため、矢作町大字西牧地内に停車場を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大宮、仙台両駅間鉄道電化促進に関する請願

請願者　栃木県知事　小平重吉（第二〇八〇号）

右の請願は、東北本線は、北関東から東北、北海道の広地域を縦貫する重要幹線であるが、地形上急こう配と急カーブが多いため、沿線の持つ経済的社会的重要性にもかかわらず、開通当時のままの状態にあるから、豊富な農、林、畜、鉱等の諸物資を産し、京浜その他の大消費地の需要を充足し、わが国経済の自立に大きな役割を果している同線中大宮仙台間三百二十二キロの電化を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県長倉村、大子町間鉄道敷設促進に関する請願

請願者　栃木県那須郡馬頭町長　中山佳三郎外二十名（第二〇八一号）

右の請願は、茨城県那珂郡長倉村より栃木県栃木町および烏山町を経て茨城県久慈郡大子町に至るいわゆる長大線建設については、昭和三年以来両県沿線住民の総意をもつてこれが実現について嘆願を続けており、当局においても既に本線の重要性を認め現場各般の調査も済んでいることであるから、地方経済発展のため、すみやかにこれが実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪、篠山口両駅間にディゼルカー運行の請願

請願者　兵庫県多紀郡篠山町多紀郡町村会内　畑貞一外一名（第二〇八二号）

右の請願は、福知山線篠山口駅より福住にいたる国鉄篠山線および篠山、園部間の省営バス開通後は、郡の東西を一貫する運輸機関の完備によつて郡内の産業、交通に一段の活況を加え、篠山口駅は福知山線と山陰線を直結する重要駅となり、従つて乗客、貨物の増加輻そうはいちじるしく、このため地方人のこうむる不利不便、産業開発上多大の困難をきたしているから、大阪、篠山口間にディゼルカーを運転増発してこの不便を除去せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

明石、姫路両駅間国鉄電車延長運転促進に関する請願

請願者　兵庫県姫路市長　石見元秀外六名（第二〇八三号）

右の請願は、山陽線明石、姫路間は、産業、経済、文化等あらゆる面において播州地方の心蔵部をなしており、とくに海岸地域は、本邦屈指の大工業地帯を形成し、さらにその背後には、豊富な農林産業の宝庫を控えている。加うるに最近における富士製鉄広畑製鉄所の再開拡充と、大日本セルロイド工場の拡張を始めとする各種工場の発展および国警予備隊姫路部隊の設置等は、同地方の交通機関の整備拡充を必要としているから、明石、姫路間に国鉄電車を延長運転せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北陸、上越連絡鉄道敷設に関する請願

請願者　新潟県知事・岡田正平外四十三名（第二一八二号）

右の請願は、北陸線と上越線とを接続する鉄道即ち信越、北陸両線の交会地点である直江津駅から分岐し中頸城郡、東頸城郡を横断し中魚沼郡を通つて上越線六日町駅または越後湯沢駅に至る約七十キロの鉄道敷設については、昭和八年以来頸城縦貫鉄道として既に十数回貴衆両議院および新国会ごとに請願し、それぞれ採択せられ本線の重要性を充分認識され、なるべく早い機会に実現方の意向を表明されているのであるが、独立とともに飛躍的発展を期待される現下の情勢に鑑み、すみやかに本鉄道を計画予定線に編入し、これが敷設を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

強制撤収による出石鉄道株式会社の業務休止期間中復活準備補助金下附の請願

請願者　兵庫県出石郡出石町長　加藤由蔵外一名（第二一八五号）

右の請願は、出石鉄道は、兵庫県出石郡地方の産業開発と生産増強の見地より、郡民の総力を挙げて昭和四年に開通した郡の公共機関であつたが、戦時中の強制命令によつて昭和十九年に鉄道業務を休止し、撤収供出した。しかるに政府が約束した業務休止期間中の補助金交付は、終戦とともに中止され、供出物件に対する代金として昭和二十四、二十五の二箇年に十数回に分割決済された金額は、自動車タイヤ数本の購入しかできなかつたことは、郡民および株主にとつて極めて遺憾なことであるから、同鉄道に対しすみやかに業務休止期間中の補助金を下附せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福塩線下川辺駅まで電車延長運行の請願

請願者　広島県芦品郡府中町長　宗藤信夫外三十七名（第二二〇一号）

右の請願は、福塩線の電車運行区間延長については、関係住民多年の要望であり、これが実現の暁は、沿線の産業、経済、文化の進展はもとより、独立採算の見地よりも充分な合理性があるから、同線の電車運行を下川辺駅まで延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良線列車増発等に関する請願

請願者　京都府知事　蜷川虎三外二十七名（第二二一五号）

右の請願は、京都、宇治、奈良の三市を結ぶ奈良線は、往時は十二往復をもつて運営されていたが、現在は運行時間最高三時間最底一時間の間隔で八往復の列車を運転しているだけなので貨客のふくそうがはなはだしいから、この上四往復の増発を図るとともに、二十余年来未着手になつている貴生川線信楽駅以南の延長工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

殿田、小浜両駅間鉄道敷設促進に関する請願

請願者　福井県小浜市長　田中信蔵外二十二名（第二三一五号）

右の請願は、国鉄山陰線殿田駅より小浜市に至る鉄道敷設工事は、大東亜戦争のため着手年度が数回繰り延べられ遂に今日に及んだのであるが、本鉄道は北陸と京阪神ならびに山陰とをつなぐ短路線として本邦交通上最も有力な路線であるから、すみやかに本鉄道の建設に着手せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

折尾、遠賀川両駅間および折尾、中間両駅間に停車場設置の請願

請願者　福岡県遠賀郡水巻町長　大貝五十三（第二三四四号）

右の請願は、福岡県水巻町は、新興炭都としてまた地理的に遠賀郡の中心地に位し、都内所在の鉱山、商店等の事業拡張に伴い町政は日をおつて発展しつつあるが、交通機関は、当町の中央を門司、福岡間の国道が貫通し、これに平行して国鉄鹿児島本線と筑豊本線が横断しているにかかわらず町内には一箇所の停車場も有しないため、東は約二キロ三百の折尾駅に、西は約二キロ二百の遠賀川駅に、南は二キロ余の中間駅に至る外ない現状であるから、折尾、遠賀川両駅間ならびに折尾、中間両駅間に停車場を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道室蘭市に鉄道管理局設置の請願

請願者　北海道室蘭市長　熊谷綾雄外九名（第二三六〇号）

右の請願は、国有鉄道においては、全国に新たに鉄道管理局を設置することを計画している由であるが、北海道は面積において東北七県をしのぎ、しかも総合開発の途上にある等、他府県と異る幾多の特殊性があるが、室蘭港を中心とし、胆振、日高、十勝地帯との関連性を充分に検討せられ、室蘭市に鉄道管理局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

室蘭港の石炭積卸施設増強に関する請願

請願者　北海道室蘭市長　熊谷綾雄外二名（第二三六二号）

右の請願は、現在における室蘭港の積出は、国鉄経営のローダーを主力とし北海道石炭荷役会社のコンベヤー設施を従とし、やむを得ず人力による沖積荷役をも併用してようやく積卸しを行つている状態である。しかしこれらの施設も戦時中における突貫作業により相当以上の能力を発揮したため、現在はほとんど老朽に入り年々能力の減退をきたし、石炭積出の上昇率に反比例して誠に芳しからざる状態であるから、室蘭港三号貯炭場積込の新設、一号貯炭場にトランスポーター一基増設ならびに融炭庫の設置を急速に実現されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

片町線鉄道複線化に関する請願

請願者　大阪府布施市長　鈴木義仲外三十六名（第二四〇三号）

右の請願は、国鉄片町線は大阪名古屋間の最短距離であつて、重要幹線であると同時に大阪、布施、両市および北河内、中河内両郡等の産業文化開発振興上正に死活浮沈にかかる基本的な重要軌道であるにもかかわらず大阪市を中心としている放射軌道線中本線のみいまなお単線であることは、遺憾であるから、沿線住民の

福祉増進のため本線の複線化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日の影線鉄道延長工事促進に関する請願

請願者　宮崎県延岡市長　仲田又次郎（第二五三二号）

右の請願は、宮崎県延岡市と熊本県高森町を結ぶ鉄道は現在宮崎県日の影まで敷設されたまま一応中止の形となつているが、本線は国家的重要な九州横断鉄道としてこれが完成は地方文化の向上はもち論資源開発の上からも一日も放置できない実状にあるから、すみやかにこれを予算化され一日も早く着工されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日の影線にデイーゼルカー運行の請願

請願者　宮崎県延岡市長　仲田又次郎外九名（第二五三三号）

右の請願は、日豊本線延岡より分岐する日の影線は東西臼杵郡より日豊本線に出る唯一の鉄道であり、現在その運行回数の少いため時間的制約による利用者側の不便と十数箇所のトンネルによる車内の汚損とにより折角の施設による恩恵は半減されているから、本線にデイーゼルカーの運行を実施し利用者の利便を図るとともに、沿線の観光、地下資源開発を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情審査報告書第五号

一議院の会議に付するを要するもの。

第九五八号　名古屋、多治見両駅間鉄道電化に関する陳情

第九六二号　輸入自動車を営業用に優先配給の陳情

第一〇〇七号　北海道内国有鉄道スピードアップに関する陳情

第一一六四号　撤収鉄道復活救済に関する陳情

第一一六六号　野岩羽線未完成区域視察に関する陳情

第一一六七号　野岩羽線鉄道敷設促進に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月七日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会陳情特別報告第六号

名古屋、多治見両駅間鉄道電化に関する陳情

第九五八号　岐阜県知事　武藤嘉門外九名提出

輸入自動車を営業用に優先配給の陳情

第九六二号　東京都中央区銀座東八ノ一全国乗用自動車協会内　新倉文郎提出

北海道内国有鉄道スピードアップに関する陳情

第一〇〇七号　北海道議会議長　蒔田余吉提出

撤収鉄道復活救済に関する陳情

第一一六四号　東京都千代田区丸ノ内三ノ四撤収鉄道復活同志会内　石田友三郎提出

野岩羽線未完成区域視察に関する陳情

第一一六六号　山形県米沢市長　高橋広吉提出

野岩羽線鉄道敷設促進に関する陳情

第一一六七号　山形県米沢市長　高橋広吉提出

右六件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月七日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

名古屋、多治見両駅間鉄道電化に関する陳情

陳情者　岐阜県知事　武藤嘉門外九名（第九五八号）

右の陳情は、中央線名古屋、多治見両駅間は、現在単線に加え蒸気機関車の運転でその輸送力はまさに飽和点に達し、朝夕の通勤時の混雑は全国まれにみる危険な状態にある上、貿易の再開による美濃焼の輸送も日とともに激増する実情にあるから、地元民多年の熱願達成と、本地方文化の発展のため、名古屋、多治見両駅間の電車化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

輸入自動車を営業用に優先配給の陳情

陳情者　東京都中央区銀座東八ノ一全国乗用自動車協会内　新倉文郎（第九六二号）

右の陳情は、政府は今般、ボンド地域ならびにオープンアカウント地域より乗用自動車を輸入し、しかもこの新車を円貨で日本人に購入させるとのことであるが、わが国における営業用自動車は車齢が平均十七年余に達し、いちじるしく保安度が落ち、交通安全上極めて憂慮すべき状態にあり、一方特別の方面を除いては、自家用はすでに飽和状態となつている等の現情にかんがみ、右輸入自動車の配分に当つては、営業用に優先配給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道内国有鉄道スピードアップに関する陳情

陳情者　北海道議会議長　蒔田余吉（第一〇〇七号）

右の陳情は、北海道は、世界有数の漁場を控え、農産物に富み、林産および地下資源に恵まれているが、交通不便のため、これら資源の開発はいちじるしくはばまれている。ことに国鉄線の運行は、停車時間の長いことや運行回数の少いことによつて、物資の輸送と道内の交通に多大の支障を与えているから、デイーゼルカー等の運行によつて道内国有鉄道のスピードアップを図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

撤収鉄道復活救済に関する陳情

陳情者　東京都千代田区丸ノ内三ノ四撤収鉄道復活同志会内　石田友三郎（第一一六四号）

右の陳情は、戦時中政府の強制命令によつて、鉄道施設を撤収されたが、その條件として、（一）過去三箇

年間の平均利益金ならびに事務費、保持費を毎年補助すること、(二)後日、鉄道復旧工事費として、供出代金を交付すること、が公約されたが第一條件は終戦と同時に停止され、第二條件は戦時補償特別税の名称のもとに没収されて殆んど公約がはたされていないから、国家の独立回復とともにこれが救済の方策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

野岩羽線未完成区域視察に関する陳情

陳情者　山形県米沢市長　高橋　広吉（第一一六六号）

右の陳情は、野岩羽線建設工事中大戦のため未完成区域となつている米沢、熱塩間の既測基点を本線貫通実現のためすみやかに視察せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

野岩羽線鉄道敷設促進に関する陳情

陳情者　山形県米沢市長　高橋　広吉（第一一六七号）

右の陳情は、野岩羽線は栃木県今市から福島県荒海、若松、喜多方、熱塩をへて山形県米沢市を結ぶ鉄道で、全長二百五十キロの中百十三キロは完成し、大戦のため米沢、熱塩間三十二キロ、荒海、今市間六十二キロを残し中止となつているものであるが、本鉄道の開通により沿線重要資源の開発は国家経済再建に寄与するとともに国防上重要な意義をもつものであるから、すみやかに本鉄道建設工事中未完区域の完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第五十一号参照〕

審査報告書

旅行あつ旋業法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見書の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十二日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡田　信次　高田　寛

前之園喜一郎　高木　正夫

仁田　竹一　小酒井義男

小泉　秀吉

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、旅行あつ旋業の健全な発達を図り、日本人及び外国人旅客の接遇の向上と旅客の保護とを目的として立案せられたもので、委員会は旅行あつ旋業界の現状にかんがみ、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この法律の施行により、旅行あつ旋業者の実態を把握しうるとともに不正旅行あつ旋業者の跋出を防止し、旅客の保護に寄与する利益がある。

三、費用

この法律の施行には、別に費用を要しない。

審査報告書

海上警備隊の職員の給与等に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十二日

人事委員長　カニエ邦彦

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

村上　義一　溝口　三郎

北村　一男　平井　太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、海上保安庁法に規定する海上警備隊の職員について、その給与、勤務時間及び休暇並びに恩給法及び国家公務員共済組合法の特例に関する事項等を定めんとするものであるが、本委員会はその勤務の実態等を勘案しおおむね妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

特別職に属する海上警備隊の職員の給与の支給基準等を明らかにするとともにその任務及び勤務に相応した給与を支給することができる。

三、費用

本法施行に要する本年度分の費用は既に予算に計上されている。

大蔵委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二七三号　宗教教化教材機具の物品税免除に関する請願

第一六九〇号　労務用加配酒存続に関する請願

第一七一九号、第一九一一号　銀行従業員給与に対する大蔵省の干渉、統制排除の請願

第一八四八号　在外資産の調査に関する請願

第一八八七号、第二〇〇四号　労務用特価酒存続に関する請願

第一九一八号　農業協同組合に対する課税減免の請願

第一九三九号　文化財保護法による指定国宝等の物品税廃止に関する請願

第二三四二号　織物消費税廃止に伴う特別措置の請願

第二五九二号　労務加配酒存続に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月十一日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会請願特別報告第三号

宗教教化教材機具の物品税免除に関する請願

第二七三号　京都市下京区堀川通七條浄土真宗本願寺派総長　條周存提出

労務用加配酒存続に関する請願（二通）

第一六九〇号　横浜市西区高島通り一ノ二関東地方造船労働組合連絡協議会内　木田富蔵外一名提出

銀行従業員給与に対する大蔵省の干渉、統制排除の請願

第一七一九号　岩手県盛岡市紺屋町一二二岩手殖産銀行従業員組合内　小笠原宗太郎外一名提出

第一九一一号　秋田市茶町菊ノ丁二二秋田銀行職員組合内　鎌田善一提出

在外資産の調査に関する請願

第一八四八号　山口県宇部市西区朝日町　村上誠外千三百十七名提出

労務用特価酒存続に関する請願

第一八八七号　東京都中央区新佃島西町二ノ一四全日本造船労働組合石川島分会内　柳沢錬造外一名提出

第二〇〇四号　長崎県議会議長　岡本直行提出

農業協同組合に対する課税減免の請願

第一九一八号　宮崎県議会議長　日高弥一提出

文化財保護法による指定国宝等の物品税廃止に関する請願
第一九三九号　東京都渋区芝新橋七ノ一二美術商五都連合会内　瀬山順吉外四名提出
織物消費税廃止に伴う特別措置の請願
第二三四二号　東京都中央区日本橋堀留町一ノ六日本絹織物商協会内　杉道助提出
労務加配酒存続に関する請願
第二五九二号　東京都港区芝三田四国町二ノ五号労需物資全国労使協議会内　高嶋新吾提出
右十一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十七年六月十一日
大蔵委員長　平沼彌太郎
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
宗教教化教材機具の物品税免除に関する請願
請願者　京都市下京区堀川通七條浄土真宗本願寺派総長　條川存（第二七三号）
右の請願は、公民教育の重要な分野を担当する寺院および教会等は、その任務をすい行するために、託児所、保育所、日曜学校、青年会、婦人会その他各種の会合を設けて努力しているのであるが、これ等の教化教材機具を購入するに当つて、何等の特典が考慮されていないのは教育基本法の精神にもそわず、また宗教法人に対する免税の精神にも反するものであるから、宗教教化教材機具の物品税免除の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

労務用加配酒存続に関する請願（二通）
請願者　横浜市西区高島通り一ノ一二関東地方造船労働組合連絡協議会内　木田富蔵外一名（第一六九〇号）
右の請願は、労働者の労働意欲を高揚し、生産の増強を計るため、重要産業に臨時物資需給調整法廃止後も従前に引き続き労務用特価酒の配給を当局に指示せられるとともに、配給に当つては労働組合ならびに中央地方の労需物資協議会の意向を充分参しやくし、各事業所に割当てるよう指示せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
銀行従業員給与に対する大蔵省の干渉、統制排除の請願
請願者　岩手県盛岡市紺屋町一二三岩手殖産銀行従業員組合内　小笠原宗太郎外一名（第一七一九号）
請願者　秋田市茶町菊ノ丁二二秋田銀行職員組合内　鎌田善一（第一九一一号）
右の請願は、現在銀行従業員の諸給与は何ら法的な根拠がないにもかかわらず、大蔵省当局によつて実質的な統制下におかれており、この統制は名目的には監督官庁としての権限内の経理指導によるものと弁解されているが、実質は労使間で自主的に決められる労働條件に対して権力をもつて介入するもので、これは全く戦時中の賃金統制に類する官僚的な賃金干渉であるから、このような不当な給与に対する干渉、統制が行われないようこれを即時停止させる有効な方策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
在外資産の調査に関する請願
請願者　山口県宇部市西区朝日町　村上誠外千三百十七名（第一八四八号）
右の請願は、在外資産は、父祖数代にわたつて蓄積された血と汗の結晶であるが、これが価値不明のまま戦争賠償に充当されることは関係者の忍びえない処であり、連合国との賠償交渉に当つても詳細な資料が必要であるから、政府はこの際在外資産の調査を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

労務用特価酒存続に関する請願
請願者　東京都中央区新佃島西町二ノ一四全日本造船労働組合石川島分会内　柳沢錬造外一名（第一八八七号）
請願者　長崎県議会議長　岡本直行（第二〇〇四号）
右の請願は、労務者用特価酒は、臨時物資調整法の廃止によつて実質的全廃となるところ、これが労働力再生産に与えた好影響から存続することとなつたが、実際の運営に当つて、配給対象となる産業が明らかでない上に配給数量が不明であるから、（一）造船産業に物調法廃止後も従前通り労務用特価酒を配給すること、（二）量については従前の実状から最低一千石を配給すること、（三）配分に当つては労働組合の意向を参しやくして各事業所に割当てること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
農業協同組合に対する課税減免の請願
請願者　宮崎県議会議長　日高弥一（第一九一八号）
右の請願は、設立以来、経済界のいちじるしい変動と災害の連続により、経営不振に陥つている農業協同組合も、昨年四月の農漁業協同組合再建整備法の制定と、政府の財政的援助によつて業務の健全化を取り戻している。従つて社会的性格と組織上の特質より特別法人として特例が認められてきた同組合に対し、法人税の軽減、府県税および附加価値税の免税等課税の減免措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は農業協同組合のみならず庶民大衆の組織する協同組合全般について鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
文化財保護法による指定国宝等の物品税廃止に関する請願
請願者　東京都港区芝新橋七ノ一二美術商五都連合会内　瀬山順吉外四名提出
右の請願は、公民教育の重要な分野を担当する寺院および教会等は、その任務をすい行するために、託児所、保育所、日曜学校、青年会、婦人会その他各種の会合を設けて努力しているのであるが、これ等の教化教材機具を購入するに当つて、何等の特典が考慮されていないのは教育基本法の精神にもそわず、また宗教法人に対する免税の精神にも反するものであるから、宗教教化教材機具の物品税免除の措置を講ぜられたい

の精神に反するものであるから、この場合における物品税を廃止せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

織物消費税廃止に伴う特別措置の請願

請願者　東京都中央区日本橋堀留町一ノ六日本絹織物商協会内　杉道助（第二三四二号）

右の請願は、織物消費税の廃止はより生産業者ならびに販売業者の在庫品に対する損失を補償するため、廃止実施日現在におけるその在庫品に対し廃止税額に相当する金額を交付されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当であり還付税は困難としても特別の措置を講ずる必要があるものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

労務加配酒存続に関する請願

請願者　東京都港区芝三田四国町二ノ五号労需物資全国労使協議会内　高嶋新吾（第二五九二号）

右の請願は、酒類の特別価格による労務加配は、筋肉労働者に対する労働意欲高揚に絶大の寄与をしてきた。しかるに同制度の廃止が伝えられているように実現すると、労働意欲の低下は明らかであるから、臨時物資需給調整法の廃止に伴う租税特別措置法の一部を改正する法律案において、鉱工業関係労務者のわくを定められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会陳情審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一〇九五号　石炭手当に対する所得税免除の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月十一日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会陳情特別報告第三号

石炭手当に対する所得税免除の陳情

第一〇九五号　北海道知事　田中敏文外九名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月十一日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

石炭手当に対する所得税免除の陳情

陳情者　北海道知事　田中敏文外九名（第一〇九五号）

右の陳情は、北海道における冬期間は、十一月より約半歳の長期にわたり、しかも寒気が烈しいため越冬耐寒生活に道民は物心全面において深刻な犠牲を払つているのであるから、石炭手当に対しては、所得税の非課税措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当であり、現在直ちに実現することは困難としても、将来考慮すべきものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

審査報告書

昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十三日

人事委員長　カニエ邦彦

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

木下　源吾　　小酒井義夫

千葉　信

第二條第一項中「百分の五十」を「百分の七十」に、「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の十五」を「百分の二十」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、第一号の場合において、その額が三千五百円に満たない場合においては、三千五百円とする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、夏季の出費の増大及び民間の特別給与支給等の事情にかんがみ、国家公務員に対しても本年度に限り臨時に手当を支給しようとするものであつて、その範囲を常勤の一般職及び特別職の国家公務員全部とし、その額は給与月額の百分の五十を最高とし、在職期間に応じ百分の三十及び百分の十五と支給額に差をつけているものであるが、本委員会はその支給額を最高百分の七十とし、在職期間に応じ百分の三十五及び百分の二十とし、なお在職期間六ヶ月以上の者には最低三千五百円を保障すべきであるとの見解に立つてこれを修正議決した。

二、事件の利害得失

国家公務員の夏季における生活の安定に資するとともに、公務能率の向上を図る利益がある。

三、費用

この法律の施行に要する費用は約六十六億であるが、既に本年度予算に計上されている。

〔第五十二号参照〕

審査報告書

自転車競技法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十三日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

栗山　良夫　　小林　英三

中川　以良　　山本　米治

松本　昇　　小松　正雄

島　清　　結城　安次

清澤　俊英　　境野　清雄

西田　隆男

要領書

一、委員会の決定の理由

自転車競技法の施行後の実情にかんがみ、競輪場の設置及び競輪運営の監督に関する諸規定の整備その他所要の改正を行い、もつてこの法律の目的の達成に万全を期するとともに、併せて小型自動車競走法についても自転車競技法との均衡上所要の改正を行うことは、事態に即応したものとして、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

本改正法律案の施行により、競輪等の運営を健全化し得る利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

国土総合開発法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十三日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

郡　祐一　奥　むめお
古池　信三　山川　良一
杉山　昌作　清澤　俊英

附則第一項中「六月十日」を「六月三十日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

国土総合開発法に基く諸施策の進ちよくに伴い、国土総合開発計画の作成手続を整備するとともに、実施に関して必要な規定等を設けようとするものであつて妥当な改正と認める。

なお、委員会において本改正法律の施行期日を六月三十日に修正した。

二、事件の利害得失

国土総合開発計画の推進に資する利益がある。

三、費用

この改正により、特に費用を要しない。

審査報告書

緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十三日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

田村　文吉　森　八三一
大矢半次郎　西川甚五郎
下條　恭兵　大野　幸一
岡崎　眞一　黒田　英雄
江田　三郎　油井賢太郎
小林　政夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、緊要物資輸入基金を国際割当物資等で政府において取得することを緊要とするものについて運用することができることとしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

緊要物資輸入基金を運用する物資を明確に規定し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十三日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊藤　修　宮城タマヨ
内村　清次　玉柳　實
長谷山行毅　中山　福藏
岡部　常　加藤　武徳
左藤　義詮　一松　定吉
片岡　文重

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、仮釈放の審理に関する規定、保護観察中の者の引致の規定及び引致された者の留置に関する規定をそれぞれ改め、保護観察の停止に関する規定及び決定の告知に関する規定を新たに設け、仮出獄の停止に関する規定を削除する等犯罪者の更生のための措置をより適切且つ効果的に行うことができるように、犯罪者予防更生法に所要の改正を加えるもので、必要にして妥当な立法と認められる。

二、事件の利害得失

本法案は、犯罪者の更生のための措置を、真に適切、周到且つ効果的に行うことができるようにするものである。

三、費用

本法の施行については、別段の費用を要しない。

〔第五十三号参照〕

審査報告書

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十七日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊藤　修　宮城タマヨ
加藤　武徳　吉田　法晴
長谷山行毅　玉柳　實
松浦　定義　左藤　義詮
岡部　常　中山　福藏

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の物価の状況等にかんがみ、民事訴訟費用、刑事訴訟費用及び執行吏の手数料等を増額し、又、一般公務員の恩給の増額に応じ、昭和二十六年九月三十日以前の給与事由の生じた執行吏の恩給を増額することを定めたものであつて、適切妥当なる措置と認める。

二、事件の利害得失

本法は、訴訟関係者又は執行関係者等の負担の公平を期し、且つ、執行吏の恩給給与の一般公務員との不均衡を是正するために寄与するものである。

三、費用

本法の施行によつて、年間約一億二千万円の支出増加となる。

審査報告書

離島航路整備法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十六日

運輸委員長代理理事　岡田　信次

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

高田　寛　仁田　竹一
前之園喜一郎　小野　哲
小泉　秀吉　齋　武雄
植竹　春彦　小酒井義男
高木　正夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、離島航路事業が地方民の生活にとつて支配的な関係にあるにかかわらず、その公共性のために免許事業として種々の規制をうけている結果経営困難なものが多いので、従来の国庫よりする航路補助の外、離島航路用船舶の建造又は改造資金の融通をする金融機関に対する利子の補給により国の助成措置を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

離島航路の維持改善に資する利益がある。

三、費用

航路補助金の交付及び利子の補給は予算の範囲内で行われるものであるが、前者は本年度予算において三千五百万円が成立しており、後者については本法施行後十年以内に行われる金融機関の融資の残高に対し、年四分相当額を必要とする。なお事務費は約百万円を要する。

審査報告書

耕土培養法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十七日

農林委員長　羽生　三七

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山崎　恒　岡村文四郎
三橋八次郎　赤澤與仁
西山　亀七　加賀　操
鈴木　強平　島村　軍次
小林　亦治　滝井治三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、不良耕土に対して積極的に培養措置を講じてその生産力の増強を図るため、耕土培養地域の指定、対策調査（耕土培養の要否及びその具体的の改良方法を明かにするため行う細密な調査）、耕土培養事業計画の樹立、耕土培養に関する国の補助、奨励措置及び指導監督並びに開拓地に対する特例等について規定せんとするものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

耕土の生産力の培養に資し、もつて食糧その他の農産物の生産の増進及び農業経営の安定に寄与する。

三、費用

本法施行のための経費として既耕地については一八八、五〇〇、〇〇〇円、開拓地については三三四、七八四、〇〇〇円が昭和二十七年度一般会計予算に計上せられている。

審査報告書

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十六日

農林委員長　羽生　三七

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山崎　恒　岡村文四郎
三橋八次郎　加賀　操
片柳　眞吉　松永　義雄
小林　亦治　宮本　邦彦
西山　亀七　池田宇右衞門

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和二十三年度以前の入植者について、その当時は物価の変動が激しく予算に基いて貸し付けた資金では当初予定した営農資材を取得することができなかつたため未だ営農の安定を得ていない者がある現状にかんがみ、これが営農の安定を促進するため、これ等の入植者に対し、年利五分五厘、二年無利子据置き、三ケ年間の均等年賦償還の方法によつて重ねて特別に営農資金の貸付の機会を与えようとするものであつて妥当の措置と認める。

二、事件の利害得失

入植者の営農の安定に資し開拓事業の発展に寄与する。

三、費用

本法施行のための資金として二一七、〇六〇、〇〇〇円を予定し、昭和二十七年度開拓者資金融通特別会計に計上せられている。

審査報告書

漁船乗組員給与保険法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十六日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

松浦　清一　秋山俊一郎
千田　正　入交　太藏
藤野　繁雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は漁船の乗組員が自己の意志に反して日本国の領土外に連行抑留された場合に保険の方法によつて給与の支払を保障しようとするもので、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

漁船の乗組員の生産意欲を保持し、あわせて漁業経営の安定に資する利益がある。

三、費用

政府の行う漁船乗組員給与再保険費及び保険組合の事務費の補助等相当額の費用を補正予算に計上する必要がある。

審査報告書

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十六日

郵政委員長　岩崎正三郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

城　義臣　駒井　藤平
柏木　庫治

要領書

一、委員会の決定の理由

簡易生命保険及び郵便年金の積立金を確実で有利な方法により、且つ公共の利益になるように運用し、もつて簡易生命保険事業及び郵便年金事業の経営を健全ならしめるためには、事業経営の主体たる郵政省をして運用せしめる必要がある。

二、事件の利害得失

簡易生命保険及び郵便年金事業の経営を健全ならしめるとともに、加入者の利益を増進し、契約の募集維持を容易ならしめる利益がある。

三、費用

本法施行のために別に経費は要しない。

審査報告書

千九百四十八年の海上における人命の安全のための国際條約の受諾について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十七日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

曾祢　益　金子　洋文
伊達源一郎　德川　頼貞
平林　太一　園　伊能
杉原　荒太

要領書

一、委員会の決定の理由

本條約は、各国間の合意により画一的な原則及び規則を設定することによつて、海上における人命の安全を確保することを目的とするものであるから、本件の承認は適当なものと認める。

二、事件の利害得失

本條約に加入することによつて、外国の港において不当な検査を受けて船舶の運航に支障をきたすことがない等の利益がある。

三、費用

昭和二十七年度予算計上以外は差当り費用を要しない。

〔参照〕

千九百四十八年の海上における人命の安全のための国際條約

千九百四十八年の海上における人命の安全のための国際條約

アルゼンティン共和国、オーストラリア連邦、ベルギー、ブラジル合衆共和国、カナダ、チリ共和国、中華民国、デンマーク、エジプト、フィンランド共和国、フランス共和国、ギリシャ、アイスランド共和国、インド、アイルランド、イタリア共和国、オランダ、ニュー・ジーランド、ノールウェー、パキスタン、パナマ共和国、フィリピン共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、南

アフリカ連邦、スウェーデン、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、ソヴィエト社会主義共和国連邦及びユーゴースラヴィア人民連邦共和国の政府は、合意により画一的な原則及び規則を設定することによつて、海上における人命の安全を増進することを希望し、

この目的が千九百二十九年の海上における人命の安全のための国際條約に代る條約の締結により最も良く達成できることを考慮し、

次のとおりその全権委員を任命した。

アルゼンティン共和国
ロンドン所在アルゼンティン大使館付海軍武官、海軍大佐　ドン・アルベルト・J・オデーラ

海軍省海事局海上河川交通部航海制度安全課長、海軍中佐　ドン・ファン・エウヘニオ・ペファベット

海軍省、海軍機関大尉　ドン・ホルヘ・R・マルティネス＝ビボット

オーストラリア連邦
海運燃料省海運局航海部長代理、海軍大佐　ノーマン・ジェラルド・ロスクルージ

海運燃料省海運局首席船舶検査官、技師　シドニー・ボロック

ベルギー
海運局長、技師長　G・ベルトラン

海運局航海顧問　F・ヴァン・ゴール

ブラジル合衆共和国
海事審判所長、海軍中将（退役）　グスターヴォ・ゴウラルト

海軍省水路航海局総長、海軍少将　アントニオ・アルヴェス・カマーラ

ブラジル大使館付海軍武官、海軍大佐　パウロ・ノゲイラ・ペニード

リオ・デ・ジャネイロ海軍工しよう技術部長、造船技師、海軍中佐　J・C・レゴ・モンテイロ

カナダ
ロンドン所在カナダ高等弁務室弁務官　ジュール・レジェ

海運局長　H・V・アンダーソン

チリ共和国
ロンドン所在チリ大使館付海軍武官、海軍中佐　カーレ・オルセン

中華民国
大使、ドクトル　ティエン＝シー・チェン

デンマーク
王室通商産業海運省海運局長　オーヴェ・ニールセン

王室通商産業海運省技術課首席　アーゲ・H・ラルセン

王室通商産業海運省無線通信電気技術顧問、土木技師　アルノルド・ボウルセン

代表団書記官、王室通商産業海運省課長代理　A・バッヘ

デンマーク汽船船主協会理事、船主　T・C・クリステンセン

デンマーク汽船船主協会書記、船長　T・ベテルセン

全デンマーク船長協会会長、船長　J・カストルプ・オルセン

デンマーク火夫組合理事長　H・ラスムッセン

エジプト
ロンドン駐在エジプト総領事　チョウクリ・コスタンディ・ファノウス

フィンランド共和国
航行庁海運部長、船長　ウィリアム・セーデルマン

フランス共和国
海運局事務長　G・アンデューズ＝ファリ

ギリシャ
ロンドン所在ギリシャ商船部、海軍大佐　アントワーヌ・バチャス

アイスランド共和国
グレート・ブリテン駐在アイスランド公使　ステファン・トルヴァルドソン

インド
連合王国駐在インド高等弁務官　V・K・クリシュナ・メノン

バリ駐在インド代理公使、サー　ラグハヴァン・ピライ

ボンベイ所在シンディア汽船株式会社総支配人　M・A・マスター

連合王国駐在インド高等弁務官補　R・S・マニ

インド政府航海顧問、船長　S・A・T・バロック

カルカッタ所在商船局首席技師、船舶検査官、海軍少佐　T・B・ボーズ

アイルランド
アイルランド高等弁務室一等参事官　デニス・デヴリン

通商産業省首席事務官　セクラ・J・ビアー

イタリア共和国
イタリア航海安全委員会議長、前海運局事務局長、港務一等少将　ジュリオ・インジアンニ

オランダ
海運検査長官　P・S・ファント・ハーフ

移動無線電信電話局長　A・J・W・ファン・アンローイ

オランダ＝アメリカ汽船会社前監督、船長　G・J・バレンゼ

商船船長船舶職員組合会計主任、船長　J・F・ファン・ムイルヴィーク

海運検査局顧問、海運造船技師　E・スミット・EZN

オランダ王室汽船会社前取締役　D・フディグ

海運連合労働課長　T・M・ペリンコーフ

ニュー・ジーランド
海運局首席船舶検査官、王室海軍、海軍機関少佐　エドワード・ブラウン

海運局首席船舶検査官代理　ヴィクター・G・ボイヴィン

ノールウェー
産業通商海運省海運局長、船長　E・ブリン

産業通商海運省技師長　J・シェンヘイデル

ノールウェー船主協会副会長、王室海軍、（予備役）海軍中佐　O・I・レンネヘン

ノールウェー船主協会前理事、王室海軍、（退役）海軍大佐　C・メイエル

ノールウェー船長協会議長、商船団、船長　E・トンネセン

ノールウェー船舶機関士組合書記長　J・E・ヨハンセン

ノールウェー海員組合書記、無線通信士　E・H・オッテルセン

パキスタン
ロンドン駐在パキスタン高等弁務官　H・I・ラヒムトゥーラ

パナマ共和国
ロンドン所在パナマ公使館参事官　エウセビオ・A・モラレス

フィリピン共和国
公使　ラモン・J・フェルナンデス

ポーランド共和国
ワルソー所在海運省海運技術顧問、船長　H・ボラコウスキー

グディニア＝アメリカ汽船株式会社ロンドン支店長、船長　ツェスラウ・アントコウィアク

ポルトガル共和国
ロンドン駐在大使館参事官、ジョアン・デ・デウス・ラモス

ロンドン所在ポルトガル大使館付海軍武官、海軍中佐　ジョゼ・C・ダ・ローシャ

リスボン所在商船局、ポルトガル海軍造船中佐　ラウル・

アルベルト・ソアレス・ダ・コスタ
リスボン所在通信局、ボルトガル海軍少佐　アルフレド・デ・オリヴェイラ・バプティスタ
ポルトガル海運局、船長　ルイス・アルマンド・デ・ロウラスウェーデン
商務省局長　カール・イェルマー・シェーホルム
南アフリカ連邦
関税消費税局上級書記官　レジナルド・ゴフ・パーマー
関税消費税局船長航海士試験官、船舶検査官、船長　G・A・チェトル
ソヴィエト社会主義共和国連邦
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
ロンドン港務局長、サー　ジョン・アンダーソン
英国運輸省事務次官、サー　ギルマー・ジェンキンズ
英国運輸省次官補　N・A・ガタリー
アメリカ合衆国
合衆国沿岸警備隊長、海軍大将　ジョゼフ・F・ファーレー
国務省海運局長　ジェッシー・E・ソーグスタッド
ユーゴースラヴィア人民連邦共和国
スプリット所在海運局長　ルーケ・ダンセヴィック

これらの全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一條

(a) 締約政府は、この條約及びこの條約の不可分の一部をなすと認められる附属規則の規定を実施することを約束する。この條約の引用は、同時に附属規則の引用をも含むものとする。

(b) 締約政府は、人命の安全の見地から船舶がその目的とする用途に適合することを確保するように、この條約を充分且つ完全に実施するのに必要なすべての法律、政令、命令及び規則を公布し並びにその他のすべての措置を執ることを約束する。

第二條

この條約の適用を受ける船舶は、政府が締約政府である国で登録される船舶及び第十三條に基いてこの條約の適用を受ける地域で登録される船舶である。

第三條　法律、規則、報告

締約政府は、次のものを政府間海事協議機構（以下機構という。）に通報することを約束する。

(a) この條約の範囲内の諸種の事項について公布される法律、政令、命令及び規則の本文

(b) この條約の規定の実績を示す限りにおける利用することができるすべての公の報告又は公の報告要旨。但し、常に報告又は報告要旨が機密に属しないものであることを條件とする。並びに

(c) 締約政府にその職員への情報として回章するためにこの條約の規定に基いて発行される証書の充分な数の見本

第四條　不可抗力の場合

(a) 発航の時にこの條約の規定の適用を受けない船舶は、荒天又はその他の不可抗力により予定の航海を変更したためにこの條約の規定の適用を受けるに至ることはない。

(b) 不可抗力の理由によつて又は難船者若しくはその他の者を輸送すべき船長の義務の結果として乗船している者は、船舶に対するこの條約の規定の適用の確認のためには計上しない。

第五條　非常の際の人員の輸送

(a) 人命の安全に対する脅威を避けるために一地域から人員を移動することを目的として、締約政府は、この條約に基いて許される数をこえる人員を自国の船舶で輸送することを許可することができる。

(b) この許可は、他の締約政府がその港にはいつたこのような船舶をこの條約に基いて監督する権利を奪うものではない。

(c) この許可の通告は、許可を与える締約政府が事情の説明とともに機構に送らなければならない。

第六條　戦争の場合における停止

(a) 戦争の場合には、交戦国又は中立国として影響を受けると認める締約政府は、附属規則の全部又は一部を停止することができる。停止する政府は、直ちにこの停止を機構に通告しなければならない。

(b) この停止は、停止する政府の船舶が他の締約政府の港内にあるときにこの締約政府がこの條約に基いてこの船舶を監督する権利を奪うものではない。

(c) 停止する政府は、いつでもこの停止を終了することができる。同政府は、直ちにこの終了を機構に通告しなければならない。

(d) 機構は、この條に基く停止又は停止の終了をすべての締約政府に通告しなければならない。

第七條　従前の條約

(a) 締約政府間では、この條約は、千九百二十九年五月三十一日にロンドンで署名された海上における人命の安全のための国際條約に代り、且つ、これを廃止する。

(b) 海上における人命の安全又はこれに関連する事項に関する他のすべての條約及び取極で、この條約の当事者たる政府の間に現に効力を有するものは、その有効期間中、次の事項について引き続き充分且つ完全な効力を有する。

(i) この條約が適用されない船舶に関する事項

(ii) この條約が適用される船舶については、この條約に明文の規定がない事項

(c) もつとも、このような條約又は取極がこの條約の規定に抵触する限りにおいて、この條約の規定は、優先する。

(d) この條約に明文の規定がないすべての事項は、引き続き締約政府の法令に従う。

第八條　合意によつて作成された特別規則

この條約に従い締約政府の全部又は一部の間の合意によつて特別規則が作成されたときは、この規則は、すべての締約政府へ回章するために機構に通報しなければならない。

第九條　改正

(a) (i) この條約は、締約政府間の全員一致の合意によつて改正することができる。

(ii) 締約政府の要請があつたときは、改正案は、この項に基く審議及び受諾のために、機構がすべての締約政府に通報する。

(b) (i) この條約の改正は、締約政府がいつでも機構に提案することができる。この提案は、機構の海上安全委員会（以下海上安全委員会という。）が三分の二の多数によつて採択した勧告に基き、機構の総会（以下総会という。）が三分の二の多数によつて採択したときは、機構がすべての締約政府に受諾のために通報する。

(ii) 海上安全委員会のこの勧告は、総会による審議の少なくとも六箇月前に、機構がすべての締約政府に審議のために通報する。

(c) (i) 締約政府が提案したこの條約の改正を審議する政府会議は、締約政府の三分の一の要請があつたときは、いつでも機構によつて招集される。

(ii) この会議が締約政府の三分の二の多数によつて採択した改正

は、機構がすべての締約政府に受諾のために通報する。

(d) この條の(b)又は(c)に基いて締約政府に受諾のために通報する改正は、海上安全委員会に代表者を出している政府の三分の二を含めて締約政府の三分の二が受諾した日の後十二箇月で、すべての締約政府に対して効力を生ずる。但し、改正を受諾しないという宣言を改正の効力発生前に行つた政府を除く。

(e) 総会は、海上安全委員会に代表者を出している政府の三分の二を含む三分の二の多数により且つこの條約の締約政府の三分の二の同意を條件として、また、この條の(c)に基いて招集された会議は、三分の二の多数により、改正が重要な性質のものであつて、そのために、この條のdに基く宣言をし且つ改正の効力発生後十二箇月の期間内に改正を受諾しなかつた締約政府がこの期間の満了の時にこの條約の当事国でなくなることを改正の採択の時に決定することができる。

(f) この條に基いて行われる條約の改正で船舶の構造に関するものは、改正が効力を生じた日の後キールがすえ付けられた船舶にのみ適用する。

(g) 機構は、この條に基いて効力を生ずる改正を改正が効力を生ずる日とともにすべての締約政府に通報する。

(h) この條に基く受諾又は宣言は、機構に対する通告書で行う。機構は、受諾又は宣言の受領をすべての締約政府に通告する。

第十條　署名及び受諾

(a) この條約は、本日から一箇月間署名のために開放され、その後は受諾のために引き続き開放される。国の政府は、次の方法で條約の当事国となることができる。

(i) 受諾に関する留保を付けない署名

(ii) 受諾を條件とし、且つその後の受諾があつた署名　又は

(iii) 受諾

(b) 受諾は、機構に文書を寄託することによつて行う。機構は、受領した受諾及びその受領の日を既に條約を受諾したすべての政府に通報する。

第十一條　効力発生

(a) この條約は、千九百五十一年一月一日に効力を生ずる。但し、その日の前少なくとも十二箇月に、それぞれ百万総トン以上の船舶を有する国の七の受諾を含めて十五以上の受諾が第十條及び第十五條に従つて寄託されることを條件とする。

(b) 千九百五十一年一月一日前十二箇月にこの條の(a)による十五の受諾が寄託されなかつた場合には、この條約は、この十五の受諾の最後のものが寄託される日の後十二箇月で効力を生ずる。機構は、條約に署名し又はこれを受諾したすべての政府にこの條約の効力発生の日を通報する。

(c) この條約の効力発生の日の後に寄託した受諾は、寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

第十二條　廃棄

(a) 締約政府は、その政府についてこの條約が効力を生じた日から五年を経過した後は、いつでもこれを廃棄することができる。

(b) 廃棄は、機構にあてた通告書で行う。機構は、受領した廃棄及びその受領の日を他のすべての締約政府に通告する。

(c) 廃棄は、機構が受領した後、一年で又は通告に明記するこれより長い期間で効力を生ずる。

第十三條　地域

(a)(i) 地域の施政権者である場合の国際連合又は地域の国際関係に責任を有する締約政府は、この條約をこの地域に適用することを機構に対する通告書でいつでも宣言することができる。

(ii) この條約は、通告の受領の日又は通告に明記するその他の日から通告に掲げる地域に適用する。

(b)(i) この條の(a)に基いて宣言した国際連合又は締約政府は、條約が地域に適用された日から五年の期間が経過した後は、いつでも、この條約が通告に掲げる地域に適用されなくなることを機構に対する通告書で宣言することができる。

(ii) この條約は、機構が通告を受領した日の後、一年で又は通告に明記するこれより長い期間で、前記の通告に掲げる地域に適用されなくなる。

(c) 機構は、この條の(a)に基いてこの條約を地域に適用したこと及び(b)の規定に基いてこの適用を終了することをすべての締約政府に通報する。この場合においては、この條約が適用された日又は適用されなくなる日をそれぞれ明示する。

第十四條　登録

この條約が効力を生じたときは、機構は、直ちにこれを国際連合事務総長に登録する。

第十五條　中間取極

(a) 機構がこの條約に基いて与えられた義務を千九百四十八年三月六日にジュネーヴで署名された政府間海事協議機構條約に従つて引き継ぐまでは、次の規定を適用する。

(i) 第九條に定める義務を除き、機構に与えられたすべての義務は、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府（以下連合王国政府という。）が遂行しなければならない。

(ii) この條約の改正は、締約政府が連合王国政府にいつでも提案することができる。提案は、連合王国政府が他の締約政府に審議及び受諾のために通報しなければならない。改正が締約政府により全員一致で受諾されたときは、この條約は、これによつて改正される。

(iii) この條約が五年間効力を存続した後、締約政府の三分の一が希望を表明したときはいつでも、連合王国政府は、この條約の改正を目的とする会議を招集しなければならない。

(iv) この條約は、連合王国政府の記録に寄託する。同国政府は、その認証謄本をすべての署名政府に送付しなければならない。

(b) 機構がこの條約に基いて与えられた義務を引き継いだときは、連合王国政府は、この條約に基いて連合王国政府に寄託され又は同国政府が受領した文書を機構に移管する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この條約に署名した。

千九百四十八年六月十日にロンドンで英語及びフランス語により本書一通を作成した。各本文は、ひとしく正文とする。

アルゼンティン共和国
A・J・オデーラ
ファン・エウヘニオ・ペファベット

オーストラリア連邦
J・マルティネス＝ピボット
（受諾を條件として）

ノーマン・G・ロスクルージ
シドニー・ボロック
（受諾を條件として）

ベルギー
G・ベルトラン
F・ヴァン・ゴール
（受諾を條件として）

ブラジル合衆共和国
グスターヴォ・ゴウラルト
アントニオ・アルヴェス・カマーラ

バウロ・ノゲイラ・ペニード
J・C・レゴ・モンテイロ

（受諾を条件として）

カナダ
J・レジェ
H・V・アンダーソン
（受諾を条件として）

チリ共和国
K・オルセン
（受諾を条件として）

中華民国
T・H・チェン
（受諾を条件として）

デンマーク
オーヴェ・ニールセン
アーゲ・H・ラルセン
A・ボウルセン
A・バッヘ
T・C・クリステンセン
T・ペテルセン
J・カストルプ・オルセン
ハリー・エム・ラスムッセン
（受諾を条件として）

エジプト
C・C・ファノウス
（受諾を条件として）

フィンランド共和国
ウィリアム・セーデルマン
（受諾を条件として）

フランス共和国
G・アンデューズ＝ファリ
（受諾を条件として）

ギリシャ
A・パチャス
（受諾を条件として）

アイスランド共和国
ステファン・トルヴァルドソン
（批准を条件として）

インド
V・K・クリシュナ・メノン
W・A・マスター
T・B・ボーズ
S・A・T・バロック
（受諾を条件として）

アイルランド
デニス・デヴリン
（受諾を条件として）

イタリア共和国
ジュリオ・インジアンニ
（受諾を条件として）

オランダ
P・S・ファント・ハーフ
A・ファン・アンローイ
D・フディグ
E・スミット・FZN
G・J・バレンツェ
T・M・ペリンコーフ
（受諾を条件として）

ニュー・ジーランド
エドワード・ブラウン
V・G・ボイヴィン
（受諾を条件として）

ノールウェー
E・ブリン
J・シェンヘイデル
C・メイエル
J・E・ヨハンセン
（受諾を条件として）

パキスタン
ハビーブ・I・ラヒムトゥーラ
（受諾を条件として）

パナマ共和国
E・A・モラレス
（受諾を条件として）

フィリピン共和国
R・J・フェルナンデス
（受諾を条件として）

ポーランド共和国
H・ボラコウスキー
C・アントコウィアク
（受諾を条件として）

ポルトガル共和国
ジョアン・デ・デウス・ラモス
ジョゼ・C・ダ・ローシャ
ラウル・アルベルト・ソアレス・ダ・コスタ
アルフレド・デ・オリヴェイラ・バプティスタ
ルイス・アルマンド・デ・ロウラ
（受諾を条件として）

スウェーデン
イェルマー・シェーホルム
（受諾を条件として）

南アフリカ連邦
R・ゴフ・バーマー
G・A・チェトル
（受諾を条件として）

ソヴィエト社会主義共和国連邦

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
ジョン・アンダーソン
ギルマー・ジェンキンズ
N・A・ガタリー
（受諾を条件として）

アメリカ合衆国
ジョゼフ・F・ファーレー
ジェッシー・E・ソーグスタッド
（受諾を条件として）

ユーゴースラヴィア人民連邦共和国

規則

第一章　一般規定

A部　適用、定義等

第一規則　適用

(a) 別段の明文規定がない限り、規則は、国際航海に従事する船舶についてのみ適用する。

(b) 各章の適用を受ける船舶の種類は、各章で一層明確に定め、且つ、その適用の範囲は、各章で示す。

第二規則　定義

別段の明文規定がない限り、規則の適用上、

(a)「規則」とは、この條約の第一條(a)に掲げる規則をいう。

(b)「主管庁」とは、船舶が登録された国の政府をいう。

(c)「承認」とは、主管庁の承認をいう。

(d)「国際航海」とは、この條約が適用される一国から国外の港に至る航海又はその逆の航海をいう。この場合において、締約政府が国際関係に責任を有する地域又は国際連合が施政権者である地域は、別個の国とみなす。

(e) 旅客とは、次に掲げる者以外の者をいう。

(i) 船長及び資格のいかんにかかわらず、乗船して船舶の業務に雇用され若しくは従事する船員又はその他の者

(ii) 一歳未満の小児

(f) 旅客船とは、十二人をこえる旅客を輸送する船舶をいう。

(g) 貨物船とは、旅客船でない船舶をいう。

(h) タンク船とは、可燃性液体貨物のばら積み輸送のために建造し又は改造した貨物船をいう。

(i)「新船」とは、この條約の効力発生の日以後にキールをすえ付ける船舶をいう。

(j)「現存船」とは、新船でない船舶をいう。

(k) 一海里とは、六千八十フィート又は千八百五十二メートルをいう。

第三規則　適用除外

(a) 別段の明文規定がない限り、規則は、次のものに適用しない。

(i) 軍艦及び軍隊輸送船

(ii) 総トン数五百トン未満の貨物船

(iii) 機械で推進されない船舶

(iv) ダウ、ジャンク等の原始的構造の木船

(v) 運送業に従事しない遊覧ヨット

(vi) 漁船

(b) 規則の規定にかかわらず、単に、北アメリカの大湖並びにそれらに接続し及び附属する水域であつて、東はカナダ、ケベック州モントリオールのラシーヌ運河の下流出口までの水域を航行する船舶には、規則は、適用しない。

第四規則　免除

(a) 主管庁は、通常は国際航海に従事しない船舶で例外的状況において一の国際航海を行うことが必要であるものについては、規則のいずれの要件も免除することができる。但し、この船舶が行うべき航海に主管庁が適当であると認める

安全要件に従うことを要する。

(b) 主管庁は、毎年一月一日の後できる限りすみやかに、前暦年度に免除を与えたこの種の航海の数を示す報告書を機構に提出しなければならない。

第五規則　同等物

(a) 特定の若しくは特定の型式の取付物、器具若しくは装置を船舶に取り付け若しくは備え付けるべきこと又は特定の配置を採用すべきことが規則に定めてある場合には、主管庁は、それらに代えて他の若しくは他の型式の取付物、器具若しくは装置又は他の配置を容認することができる。但し、主管庁が、適当な試験の結果、この取付物、器具若しくは装置若しくはその型式又は代りの配置が規則に明記されるものと少なくとも同一の実効性を有すると認めることを条件とする。

(b) 代りの若しくは代りの型式の取付物、器具若しくは装置又は代りの配置を容認する主管庁は、機構に通知し、且つ、要請があるときは、その詳細を試験報告とともに機構に通報しなければならない。

B部　検査及び証書

第六規則　検査

船舶の検査は、規則の規定の実施及び規定からの免除の許与に関する限り、船舶が登録された国の職員が行わなければならない。但し、各国政府は、検査をこのために指名する検査員又は政府の認定する団体に委任することができる。あらゆる場合に、当該政府は、検査の完全性及び実効性を充分に保証する。

第七規則　旅客船の最初の検査及びその後の検査

(a) 旅客船は、次に明記する検査を受けなければならない。

(i) 船舶の就航前の検査

(ii) 十二箇月ごとに一回の定期的検査

(iii) 臨時の追加検査

(b) 前記の検査は、次のように行わなければならない。

(i) 船舶の就航前の検査は、船底の外部及びボイラーの内外部を含む船体、機関及び設備の完全な検査を含む。この検査は、船体、ボイラー及びその附属品、主機関、補助機関、電気設備、無線設備、救命設備、火災探知設備、消防設備並びにその他の設備の配置、材料及び寸法がこの条約の要件とこの条約に基いて主管庁が公布する法律、政令、命令及び規則の要件でその船舶の目的とする用途の船舶に関するものとに完全に適合することを確保するものでなければならない。また、この検査は、船舶のすべての部分及び設備の工作がすべての点で充分であることを確保するものでなければならない。

(ii) 定期的検査は、船底の外部を含む船体、ボイラー、機関及び設備の検査を含む。この検査は、船舶が、船体、ボイラー及びその附属品、主機関、補助機関、電気設備、無線設備、救命設備、火災探知設備、消防設備並びにその他の設備について充分な状態にあり且つ目的とする用途に適すること、並びにこの条約の要件並びにこの条約に基いて主管庁が公布する法律、政令、命令及び規則の要件に適合することを確保するものでなければならない。

(iii) 船舶の安全又は船舶の救命設備若しくはその他の設備の実効性若しくは完全性に影響する事故の発生又は欠陥の発見があつたとき、あるいは重大な修繕又は取換が行われたときは、いつでも、情況に応じ、全般又は部分の検査が行われなければならない。この検査は、必要な修繕又は取換が実効的に行われたこと、この修繕又は取換の材料及び工作がすべての点で充分なこと、並びに船舶がすべての点でこの条約の規定並びにこの条約に基いて主管庁が公布する法律、政令、命令及び規則の規定に適合することを確保するものでなければならない。

(c) (i) (b)に掲げる法律、政令、命令及び規則は、人命の安全の見地から、すべての点で、船舶がその目的とする用途に適することを確保するものでなければならない。

(ii) これらの法律、政令、命令及び規則は、他の事項とともに、主ボイラー、補助ボイラー、接続物、蒸気管、高圧容器及び内燃機関の燃料タンクの受けるべき最初の水圧試験及びその後の水圧試験について守るべき要件を、適用すべき試験圧力及び相次ぐ二試験の間隔も含めて定めなければならない。

(d) 主ボイラー、補助ボイラー、接続物、タンク、容器及び内径三インチ(又は七十六ミリメートル)をこえる蒸気管は、新しいときに充分な水圧試験を受けなければならない。内径三インチ(又は七十六ミリメートル)をこえる蒸気管は、定期的に水圧試験を受けなければならない。

第八規則　貨物船の救命設備及びその他の設備の検査

規則の第二章及び第三章の適用を受ける貨物船の救命設備及び消防設備は、第七規則(a)で旅客船のために定める最初の検査及びその後の検査を受けなければならない。この場合において、(a)(ii)については十二箇月を二十四箇月と読み替え、(b)については救命設備及び消防設備に関するものに限るものとする。船舶に備え付ける燈並びに音響信号及び遭難信号の装置は、この条約の要件及び国際衝突予防規則の要件に完全に適合することを確保するために、検査に含まれる。

第九規則　貨物船の無線設備の検査

規則の第四章の適用を受ける貨物船の無線設備は、第七規則(a)及び(b)で旅客船のために定める最初の検査及びその後の検査を受けなければならない。この場合において、(b)については無線設備に関するものに限るものとする。

第十規則　検査後における状態の維持

第七規則、第八規則又は第九規則に基く船舶検査の完了後は、主管庁の許可を受けなければ、検査の範囲に属する構造配置、機関、設備等を変更してはならない。

第十一規則　証書の発行

(a) (i) 安全証書という証書は、規則の第二章、第三章及び第四章の要件並びにその他の関係要件に充分に適合する旅客船に、検査の後に発行する。

(ii) 安全設備証書という証書は、規則の第二章及び第三章の関係要件並びにその他の関係要件に充分に適合する貨物船に、検査の後に発行する。

(iii) 安全無線電信証書という証書は、無線電信設備を備える貨物船で規則の第四章の要件及びその他の関係要件に充分に適合するものに、検査の後に発行する。

(iv) 安全無線電話証書という証書は、無線電話設備を備える貨物船で規則の第四章の要件及びその他の関係要件に充分に適合するものに、検査の後に発行する。

(v) 免除証書という証書は、締約政府が規則の規定に基いて且つこれに従つて免除を与える船舶に発行する。

(vi) 安全証書、安全設備証書、安全無線電信証書、安全無線電話証書及び免除証書は、船舶が登

録された国の政府又はこの政府が正当に権限を与える人若しくは団体が発行する。あらゆる場合に、この政府は、証書について全責任を負う。

(b) この條約の他の規定にかかわらず、千九百二十九年の海上における人命の安全のための国際條約の規定に基いて且つこれに従つて発行された証書で、証書を発行する主管庁についてこの條約が効力を生じた時に有効なものは、千九百二十九年の條約の第五十二條の條項に基いて期間が満了するまで有効とする。

第十二規則　他の政府による証書の発行

締約政府は、主管庁の要請があつたときは、船舶に検査を受けさせ、且つ、規則の要件に適合すると認めるときは、規則に従つて船舶に証書を発行することができる。こうして発行する証書には、船舶が登録された国の政府の要請に基いて発行する旨を記載することを要する。この証書は、第十一規則によつて発行する証書と同一の効力を有し、且つ、同一のものと認めなければならない。

第十三規則　証書の有効期間

(a) 証書は、十二箇月をこえない期間について発行しなければならない。但し、安全設備証書は、二十四箇月をこえない期間について発行しなければならない。

(b) 証書の期間満了の時に船舶がその登録された国の港にいない場合には、証書の有効期間は、その国の正当に権限を与えられた職員が延長することができる。但し、その延長は、船舶が登録された国への帰航を完了させるためにのみ、且つ、これが適当で合理的であると認められる場合にのみ許与される。

(c) 証書は、五箇月をこえる期間については、こうして延長することができない。延長を許与された船舶は、その登録された国に帰着したときは、新証書を受けない限り、この延長によつて再びその国を離れてはならない。

(d) この規則の前記の規定によつて延長されていない証書は、主管庁が、記載された期間満了の日から一箇月以内の猶予期間について延長することができる。

第十四規則　証書の様式

(a) すべての証書は、証書を発行する国の公用語で作成しなければならない。

(b) 証書の様式は、規則の附録に掲げるひな形によらなければならない。証書のひな形の印刷部分の配置は、発行する証書又はその認証謄本に正確に再現し、発行する証書又はその認証謄本の記入事項は、ローマ字及びアラビア数字によらなければならない。

第十五規則　証書の掲示

規則に基いて発行するすべての証書又はその認証謄本は、免除証書又はその認証謄本を除き、船内の目に付きやすく且つ接近しやすい場所に掲示しなければならない。

第十六規則　証書の容認

締約政府の権限に基いて発行する証書は、條約の定めるすべての目的のために他の締約政府が容認しなければならない。証書は、他の締約政府によつて、その政府が自国の船舶に発行する証書と同一の効力を有するものとみなされる。

第十七規則　証書についての緩和

(a) 特定の航海において船舶が安全証書に記載された総数よりも少ない人員を乗船させ、従つて証書に記載された数よりも少ない数の救命艇及びその他の救命設備を規則の規定に従つて積載することができる場合には、第十一規則及び第十三規則に掲げる政府、職員、人又は団体は、覚書を発行することができる。

(b) この覚書には、現状において規則の規定の違反がないことを記載しなければならない。覚書は、証書に添付し、且つ、救命設備に関する限り証書に代える。覚書は、それが発行された特定の航海についてのみ効力を有する。

第十八規則　監督

第十一規則又は第十二規則に基いて発行する証書を有する船舶は、監督が、船内に有効な証書があるかどうか、及び必要により船舶の耐航性の状態が証書の記載事項に実質的に一致するかどうかを確めることを目的とする限り、他の締約政府の港でこの政府が正当に権限を与える職員の監督に服さなければならない。監督を行う職員が、船舶の耐航性の状態が証書の記載事項に実質的に一致せず、且つ、船舶が旅客又は船員に危険を及ぼすことなく発航できないと認める場合を除き、証書は、容認されなければならない。旅客又は船員に危険を及ぼすことなく発航できるまでは、職員は、船舶が出港しないことを確保する措置を執らなければならない。何らかの干渉を行う監督の場合には、監督を行う職員は、干渉を必要と認めるすべての事情を直ちに書面で船舶が登録された国の領事に通知し、且つ、この事実は、機構に報告されなければならない。

第十九規則　特権

この條約の特権は、船舶が正当有効な証書を保持しない限り、船舶のために主張することができない。

C部　海難

第二十規則　海難

(a) 主管庁は、條約の規定に従う自国の船舶に生じた重大な海難について調査を行うことを約束する。この調査は、他の目的とともに、規則の変更が望ましいかどうかを決定することを目的としなければならない。

(b) 締約政府は、この海難に関する適切な情報を機構に提供することを約束する。この情報に基く機構の報告又は勧告は、当該船舶の同一性若しくは国籍を明示し、又は何らかの方法で船舶若しくは人に対して責任を負わせ若しくは責任を推定するものであつてはならない。

第二章　構造

A部　総則

第一規則　適用

(a) (i) 別段の明文規定がない限り、この章は、新船に適用する。

(ii) 現存の旅客船及び貨物船で新船に関するこの章の規定にもはや適合しないものについては、主管庁は、実行可能で合理的な場合には、安全の増加のために改善をする目的で、船舶についての措置を考慮しなければならない。

(b) この章の適用上、

(i) 新旅客船とは、この條約の効力発生の日以後にキールをすえ付ける旅客船又は同日以後に旅客船に改造された貨物船をいい、その他のすべての旅客船は、現存旅客船という。

(ii) 新貨物船とは、この條約の効力発生の日以後にキールをすえ付ける貨物船をいう。

(c) 主管庁は、航海の保護された性質及び状況によりこの章の特定の要件の適用を不合理又は不必要と認めるときは、自国の個個の船舶又はある種類の船舶で航海中に最も近い陸地から二十海里をこえないものに対し、これらの要件を免除することができる。

(d) 救命艇の所定の収容能力をこえて人員を乗船させることを第三章第二十二規則に基いて許される旅客船の場合には、第五規則(e)で定める区画の特別標準及び第四規則(d)の浸水率に関する特別規定に適合しなければならない。但し、主管庁が航海の性質及び状況を考慮してこの章の規則の他の規定に適合すれば充分であると認める場合は、この限りでない。

(e) 巡礼者運送のような特殊の運送

において、多数の無寝床旅客の輸送に使用される旅客船の場合で、この章の要件に適合させることを実行不可能と認めるときは、主管庁は、自国の船舶に対し、次の条件に基いてこれらの要件を免除することができる。

(i)　構造について運送事情の許す限りの充分な規定を制定すること。

(ii)　運送の特殊事情に適用できる一般規則を制定する措置を執ること。一般規則は、旅客の輸送に直接に利害関係のある他の締約政府があるときは、その政府と協議して制定しなければならない。

この條約の規定にかかわらず、千九百三十一年のシムラ規則は、この規則の(e)(ii)に基いて制定する規則が効力を生ずるまで、当事国の間で引き続いて効力を有する。

第二規則　定義

別段の明文規定がない限り、この章の適用上、

(a)　(i)　区画満載喫水線とは、船舶の区画を決定するのに用いる喫水線をいう。

(ii)　最高区画満載喫水線とは、最大喫水に対応する区画満載喫水線をいう。

(b)　船舶の長さとは、最高区画満載喫水線の両端における垂線間の長さをいう。

(c)　船舶の幅とは、最高区画満載喫水線又はその下方においてフレームの外面からフレームの外面に至る最大幅をいう。

(d)　隔壁甲板とは、横置水密隔壁の達する最上層の甲板をいう。

(e)　限界線とは、隔壁甲板の船側における上面から下方少なくとも三インチ（又は七十六ミリメートル）に引いた線をいう。

(f)　喫水とは、船舶の長さの中央における型基線からその区画満載喫水線に至る垂直距離をいう。

(g)　ある場所の浸水率とは、水が占めうるその場所の百分率をいう。限界線の上に及ぶ場所の容積については、限界線の高さまでを測る。

(h)　機関場所とは、型基線から限界線まで、並びに主推進機関、補助推進機関、ボイラーを備えるときはボイラー及びすべての常設石炭庫に充てる場所を限つている両端の主横置水密隔壁の間にひろがつているものをいう。

通例と異なる配置の場合には、主管庁は、機関場所の限界を定めることができる。

(i)　旅客室とは、手荷物室、貯蔵品室、食料品室及び郵便物室を除き、旅客の居住及び使用に充てる場所をいう。

第四規則及び第五規則の適用上、限界線下で船員の居住及び使用に充てる場所は、旅客室とみなす。

(j)　すべての場合に、容積は、モールデッド・ラインまで計算する。

B部　区画及び復原性

（B部は、第十八規則を貨物船にも適用する外は、旅客船のみに適用する。）

第三規則　可浸長

(a)　船舶の長さのある点における可浸長は、その船舶の形状、喫水及びその他の特性を考慮する計算方法で決定しなければならない。

(b)　連続する隔壁甲板を有する船舶では、ある点における可浸長は、その点を中心とする船舶の長さの部分であつて、第四規則で示す一定の仮定の下に船舶が限界線をこえて沈下することなしに浸水しうる最大のものとする。

(c)　(i)　連続する隔壁甲板を有しない船舶の場合には、ある点における可浸長は、関係隔壁及び外板が水密で達する甲板の上面（船側）の下方少なくとも三インチ（又は七十六ミリメートル）の点を通る連続限界線を仮定して決定することができる。

(ii)　仮定する限界線の一部が隔壁の達する甲板のかなり下方にある場合には、主管庁は、限界線の上方でそれより上層の甲板の直下にある隔壁の部分の水密について、ある程度の緩和をすることができる。

第四規則　浸水率

(a)　第三規則に掲げる一定の仮定は、限界線下の場所の浸水率に関係するものである。

可浸長の決定に当つては、限界線下における船舶の次の各部分の全長にわたり、一様の平均浸水率を用いる。

(i)　第二規則に定義する機関場所

(ii)　機関場所の前方の部分　及び

(iii)　機関場所の後方の部分

(b)　(i)　蒸気船では、機関場所の全長にわたる一様の平均浸水率は、次の式で算定する。

$$80+125\left(\frac{a-c}{v}\right)$$

この場合

a　は、機関場所の限界内で限界線下にある第二規則に定義する旅客室の容積

c　は、機関場所の限界内で限界線下にある貨物、石炭又は貯蔵品に充てる甲板間の場所の容積

v　は、限界線下にある機関場所の全容積

(ii)　内燃機関で推進する船舶では、一様の平均浸水率は、前記の式で得たものに五を加えたものとする。

(iii)　精密な計算で決定する平均浸水率が前記の式で得たものより小さいことを主管庁が充分と認める程度に証明したときは、精密に計算した値を用いることができる。精密な計算のためには、第二規則に定義する旅客室の浸水率は、九十五とし、貨物、石炭及び貯蔵品に充てる場所の浸水率は、六十とし、また、二重底、燃料油タンク及びその他のタンクの浸水率は、各場合に主管庁が承認する値とする。

(c)　次の(d)に規定するものを除き、機関場所の前方（又は後方）の船舶の部分にわたる一様の平均浸水率は、次の式で算定する。

$$63+35\frac{a}{v}$$

この場合

a　は、機関場所の前方（又は後方）で限界線下にある第二規則に定義する旅客室の容積

v　は、機関場所の前方（又は後方）で限界線下にある船舶の部分の全容積

(d)　救命艇の所定の収容能力をこえて人員を乗船させることを第三章第二十二規則に基いて許され、且つ、特別規定に適合することをこの章の第一規則(d)に基いて要求される船舶の場合には、機関場所の前方（又は後方）の船舶の部分にわたる一様の平均浸水率は、次の式で算定する。

$$95-35\frac{b}{v}$$

この場合

b　は、機関場所の前方（又は後方）で、限界線の下でそれぞれフロア、内底又は船首尾タンクの上面の上にあり、且つ、貨物積付場所、石炭庫又は燃料油庫、貯蔵品室、手荷物室、郵便物室、チェーン・ロッカー及び清水タンクに充てる場所の容積

v　は、機関場所の前方（又は後方）で限界線下にある船舶の部分の全容積

貨物倉に通常は充分な量の貨物を積載しない用途に用いる船舶の場合には、貨物積付場所の部分は、「b」の計算に含めない。

(e)　通例と異なる配置の場合には、主管庁は、機関場所の前方又は後方の部分の平均浸水率の精密な計算を許容し、又は要求することができる。精密な計算のためには、第二規則に定義する旅客室の浸水率は、九十五とし、機関を含む場所の浸水率は、八十とし、貨物、石炭及び貯蔵品に充てる場所の浸水率は、六十とし、二重底、燃料油タンク及びその他のタンクの浸水率は、各場合に主管庁が承認する値とする。

(f)　二個の横置水密隔壁の間にある甲板間の区画室が旅客室又は船員室を含む場合には、常設鋼製隔壁で完全に囲まれ且つ他の目的に充てられる場所を除き、区画室の全部を旅客室とみなす。但し、この旅客室又は船員室が常設鋼製隔壁で完全に囲まれているときは、囲まれた場所のみを旅客室とみなすことを要する。

第五規則　区画室の可許長

(a)　船舶は、目的とする用途の性質を考慮して、できる限り効果的に区画しなければならない。区画の程度は、最高の区画の程度が主として旅客輸送に従事する最も長い船舶に対応するように、船舶の長さ及び用途に従つて変化しなければならない。

(b)　区画係数　船舶の長さのある点を中心とする区画室の最大の可許長は、可浸長に区画係数という適応する係数を乗じて求める。

区画係数は、船舶の長さに応ずるものとし、且つ、一定の長さに対しては船舶の目的とする用途の性質に従つて変化しなければならない。この係数は、次のように規則的且つ連続的に減少しなければならない。

(i)　船舶の長さが増加するに従い、且つ

(ii)　主として貨物輸送に従事する船舶に適用する係数Aから、主として旅客輸送に従事する船舶に適用する係数Bまで

係数A及びBの変化は、次の式(I)及び(II)で示す。式のLは、第二規則に定義する船舶の長さである。

Lがフィートであるとき

$$A=\frac{L-198}{190}+.18 \quad (L=430\text{以上})$$

Lがメートルであるとき

$$A=\frac{L-60}{58.2}+.18 \quad (L=131\text{以上}) \cdots\cdots\cdots\

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十七年七月三十一日

○国会第十三回 参議院会議録附録（その五）

(ii)

(b) このような長さ三百フィート（又は九一・五メートル）未満の船舶の場合に主管庁がこのような係数を区画室に適用することが実行不可能であると認めるときは、主管庁は、区画室の長さを、この事情において実行可能で合理的な最も小さい係数を用いることを条件として、このような係数より大きい係数によらせることを許容することができる。長さが三百フィート（又は九一・五メートル）よりも小さいと否とにかかわらず、すべての船舶の場合に、かなりの量の貨物を輸送する必要から船首倉の後方の区画を〇・五〇をこえない係数によらせることが実行不可能であるときは、適用する区画の標準は、次の(a)から(e)までに従つて決定しなければならない。この場合において、主管庁は、何らかの点で厳格な適用を強請することが不合理であると認めるときは、長所について根拠があると認められ且つ区画の一般的な効果を減じないような水密隔壁の他の配置を許容することができる。

(a) 標準数に関しては、この規則の(c)の規定を適用する。但し、寝床旅客に対してP_1の値を計算する場合には、Kは、この規則の(c)に定義する値又は百二十五立方フィート（又は三・五五立方メートル）のうちの大きい方の値をとり、無寝床旅客に対してP_1の値を計算する場合には、Kは、百二十五立方フィート（又は三・五五立方メートル）の値をとるものとする。

(b) この規則の(b)の係数Bは、次の式で算定する係数BBと置き替える。

Lがフィートであるとき

$$BB=\frac{57.6}{L-108}+.20 \quad (L=180\text{以上})$$

Lがメートルであるとき

$$BB=\frac{17.6}{L-33}+.20 \quad (L=55\text{以上})$$

(c) 長さ四百三十フィート（又は百三十一メートル）以上の船舶の船首倉の後方の区画は、標準数が二十三以下であるときは、この規則の(b)の式(I)で求める係数Aにより、標準数が百二十三以上であるときは、(e)(ii)(b)の式で求める係数BBにより、また、標準数が二十三をこえ百二十三未満であるときは、次の式を用いて係数AとBBとの間の一次そう間法で求める係数Fによる。

$$F=A-\frac{(A-BB)(Cs-23)}{100}$$

但し、求める係数Fが〇・五〇未満である場合には、〇・五〇又はこの規則の(d)(i)の規定に従つて計算する係数のうちの小さい方を係数として用いる。

(d) 長さ四百三十フィート（又は百三十一メートル）未満百八十フィート（又は五十五メートル）以上の船舶の船首倉の後方の区画は、標準数が次の式で求めるS_1に等しいときは、係数一・〇〇による。

Lがフィートであるとき

$$S_1=\frac{1,950-4L}{10}$$

Lがメートルであるとき

$$S_1=\frac{3,712-25L}{19}$$

標準数が百二十三以上であるときは、この項の(ii)(b)で求める係数BBによる。標準数がS_1をこえ百二十三未満であるときは、次の式を用いて一・〇〇と係数BBとの間の一次そう間法で求める係数Fによる。

$$F=1-\frac{(1-BB)(Cs-S_1)}{123-S_1}$$

但し、前記のうち後の二つのいずれの場合においても、求める係数が〇・五〇未満である場合には、区画は、〇・五〇をこえない係数によることができる。

(e) 長さ四百三十フィート（又は百三十一メートル）未満百八十フィート（又は五十五メートル）以上で標準数がS_1未満である船舶及び長さ百八十フィート（又は五十五メートル）未満のすべての船舶の船首倉の後方の区画は、係数一・〇〇による。但し、特別の区画室についてこの係数によることが実行不可能であることを主管庁が充分と認める程度に証明したときは、主管庁は、すべての事情を考慮して、これらの区画室について正当と認める緩和を許容することができる。この場合に、最後部の区画室及びできるだけ多くの前方の区画室（船首倉と機関場所の後端との間のもの）は、可浸長以内とすることを要する。

第六規則　区画に関する特別規則

(a) 船舶の部分において水密隔壁が他の部分におけるよりも上層の甲板に達していて、可浸長の計算で隔壁の上層甲板への延長を利用することを希望する場合には、次のことを条件として、船舶のこの部分について別個の限界線を使用することができる。

(i) 船側が船舶の全長にわたつて上部限界線に対応する甲板まで達すること及び船舶の全長にわたつてこの甲板の下方の外板のすべての開口が第十三規則の適用上限界線の下方にあるものとして取り扱われること。並びに

(ii) 隔壁甲板の「階段部」に隣接する二区画室のおのおのがそれぞれの限界線に対応する可許長以内であり、更に、これらの合計長が下部限界線に基く可許長の二倍をこえないこと。

(b) (i) 区画室は、その区画室と隣接する区画室のおのおのとのそれぞれの合計長が可浸長又は可許長の二倍のうちの小さい方をこえない限り、第五規則の方式により決定する可許長をこえることができる。

(ii) 隣接する二区画室の一が機関場所内にあり、他が機関場所外にあつて、後者が存する船舶の部分の平均浸水率が機関場所の平均浸水率と異なるときは、二区画室の合計長は、区画室が存する船舶の二部分の平均浸水率の平均を基礎として調整しなければならない。

(iii) 隣接する二区画室の区画係数が異なるときは、二区画室の合計長は、比例的に決定しなければならない。

昭和二十七年七月三十一日　参議院会議録附録（その五）　審査報告書（第五十三号参照）

(c) 長さ四百三十フィート（又は百三十一メートル）以上の船舶では、船首倉の後方の主横置隔壁の一は、前部垂線から可許長をこえない距離に設けなければならない。

(d) 主横置隔壁は、屈折させることができる。但し、屈折部のすべての部分は、船舶の両側における垂直面で、外板から最高区画満載喫水線の水平面において中心線に直角に測つた距離が第二規則に定義する船舶の幅の五分の一に等しいものの内方にあることを要する。

屈折部で前記の制限外にある部分は、次の項に従つて階段部として取り扱わなければならない。

(e) 主横置隔壁は、次の条件の一に適合する場合には、階段部を有するものとすることができる。

(i) この隔壁に仕切られた二区画室の合計長が可浸長の九十パーセント及び可許長の二倍をこえないこと。但し、区画係数が〇・九をこえる船舶では、二区画室の合計長は、可許長をこえてはならない。

(ii) 平面隔壁によつて確保される安全と同一程度の安全を保持するために階段部が存する箇所に追加の区画を設けること。

(iii) 階段部がその上に存する区画室が階段部の下方三インチ（又は七十六ミリメートル）に引いた限界線に対応する可許長をこえないこと。

(f) 主横置隔壁に屈折部又は階段部があるときは、区画の決定に当つて同等の平面隔壁を用いなければならない。

(g) 隣接する二主横置隔壁間若しくはこれと同等の平面隔壁間の距離又は隔壁の最も近い階段部を通る横断面間の距離が十フィート（又は三・〇五メートル）に船舶の長さの三パーセントを加えたもの又は三十五フィート（又は一〇・六七メートル）のうちの小さい方に達しないときは、これらの隔壁の一のみを第五規則の規定による船舶の区画の部分を形成するものとみなす。

(h) 主横置水密区画室が局部的の区画を有していて、十フィート（又は三・〇五メートル）に船舶の長さの三パーセントを加えたもの又は三十五フィート（又は一〇・六七メートル）のうちの小さい方の長さにわたる仮定の船側損傷を受けても主区画室の全容積が浸水しないことを主管庁が充分と認める程度に証明した場合には、そうでない場合にこれらの区画室に要求される可許長を比例的に増大することができる。この場合に、損傷を受けない船側について仮定する有効浮力の容積は、損傷を受けた船側について仮定する容積をこえてはならない。

第七規則　損傷状態における船舶の復原性

(a) 船舶は、可浸長以内にあることを要求される一の主区画室の浸水の最終段階に耐えるのに充分な非損傷時復原性を、すべての使用状態において有しなければならない。

隣接する二主区画室が第六規則(e)(i)の条件に基く階段部を有する隔壁で仕切られるときは、隣接する二主区画室の浸水に耐えるのに充分な非損傷時復原性を有しなければならない。

要求される区画係数が〇・五〇以下であるときは、隣接する二主区画室の浸水に耐えるのに充分な非損傷時復原性を有しなければならない。

(b)(i) この規則の(a)の要件は、次の(c)、(d)及び(f)に従い、且つ、船舶の寸法割合及び設計上の特性並びに損傷区画室の配置及び形状を考慮する計算によつて決定する。この計算に当つては、船舶が復原性について予想される最悪の使用状態にあるものと仮定する。

(ii) 水の流入の制限が重大なこととなるような充分な水密性を有する甲板、内側外板又は縦通隔壁を設けようとする場合には、主管庁は、計算に当つて適当な考慮がこの制限についてなされることを認めなければならない。

(c) 損傷時復原性の計算上、容積浸水率及び表面浸水率は、次のものとする。

場所	浸水率
貨物、石炭又は貯蔵品に充てるもの……六〇	
居住に充てるもの……九五	
機関に充てるもの……八五	
液体用のもの……○又は九五（注）	

注　いずれか厳格な要件を生ずる方とする。

(d) 仮定する損傷の最小範囲は、次のとおりとする。

(i) 縦方向範囲　十フィート（又は三・〇五メートル）に船舶の長さの三パーセントを加えたもの又は三十五フィート（又は一〇・六七メートル）のうちの小さい方

(ii) 横方向範囲（最高区画満載喫水線の水平面で中心線と直角に船側から船内に測る。）第二規則に定義する船舶の幅の五分の一の距離

(iii) 垂直方向範囲　二重底の上面から限界線まで

(iv) 前記の(i)、(ii)及び(iii)に示す範囲より小さい範囲の損傷が傾斜に関し又はメタセンター高さの減少に関し一層重大な状態を生ずるときは、計算には、この損傷を仮定する。

(e) 非対称の浸水は、効果的な配置と一致する最小限度に保つことを要する。特にクロス・フラッディング設備を備えるときは、これは、平衡前の最大の傾斜とともに、主管庁が適当と認めるものでなければならない。この設備の使用に関する適当な情報は、船長に提供しなければならない。

(f) 損傷後及び平衡措置を執つた後の船舶の最終状態は、次のとおりとする。

(i) 対称の浸水の場合には、メタセンター高さの残は、正でなければならない。但し、特別の場合には、主管庁は、傾斜が七度をこえないことを条件として、負のメタセンター高さ（直立のときのもの）を認めることができる。

(ii) 非対称の浸水の場合には、傾斜は、七度をこえてはならない。但し、特別の場合には、主管庁は、非対称のモーメントによる傾斜の増加を容認することができるが、最終の傾斜は、いかなる場合にも十五度をこえてはならない。

(iii) 浸水の最終段階においては、限界線は、いかなる場合にも水に浸つてはならない。浸水の中間段階において限界線が水に浸るかもしれないと認めるときは、主管庁は、船舶の安全のために必要と認める調査及び措置を要求することができる。

(g) 使用状態において船舶が危険な損傷に耐えうるために充分な非損傷時復原性を維持するのに必要な資料は、船長に提供しなければならない。クロス・フラッディングを必要とする船舶の場合には、船長に対して、傾斜の計算の基礎となる復原性の條件について通報し、且つ、一層悪い條件の場合に船舶が損傷を受けると過度の傾斜が起ることがあることを警告しなければならない。

(h)(i) 損傷時復原性に関する要件に適合するのに必要なある使用状

態における非損傷時メタセンター高さがその目的とする用途のためには過大であることを証明しない限り、主管庁は、これらの要件の緩和を考慮してはならない。

(ii) 例外的な場合にのみ、また、特定の事情において実際に且つ合理的に採用できる船舶の寸法割合、配置及びその他の特性が損傷後の復原性に最も有利であると主管庁が認めることを条件として、損傷時復原性に対する要件の緩和は、許されなければならない。

第八規則　船首尾隔壁、機関場所隔壁、軸路等

(a) (i) 船舶には、隔壁甲板まで水密な船首隔壁すなわち衝突隔壁を備えなければならない。この隔壁は、前部垂線から、船舶の長さの五パーセント以上で、十フィート（又は三・〇五メートル）に船舶の長さの五パーセントを加えたもの以下の距離に設けなければならない。

(ii) 船舶が長い前部船楼を有する場合には、船首隔壁は、隔壁甲板の直上の甲板まで風雨密として延長しなければならない。延長部は、前部垂線から船舶の長さの少なくとも五パーセントの箇所にあり、且つ、階段部を形成する隔壁甲板の部分が実効のある風雨密である限り、下方の隔壁の直上に設ける必要はない。

(b) 船尾隔壁並びに第二規則に定義する機関場所とその前後の貨物積付場所及び旅客室とを区画する隔壁を設け、隔壁甲板まで水密としなければならない。但し、船尾隔壁は、区画に関する船舶の安全度を減少しない限り、隔壁甲板の下方に止めることができる。

(c) すべての場合に、船尾管は、適当な容積の水密な場所で囲まなければならない。船尾管グランドは、船尾管区画室から仕切られた水密な軸路又はその他の水密な場所で、船尾管グランドからの漏水のために浸水しても限界線が水に浸らない程度の容積のものの中に置かなければならない。

第九規則　二重底

(a) 二重底は、実行可能な限り且つ船舶の設計及び個有の用途に適合する限り、船首隔壁から船尾隔壁まで取り付けなければならない。

(i) 長さ二百フィート（又は六十一メートル）以上二百四十九フィート（又は七十六メートル）未満の船舶では、少なくとも機関場所から船首隔壁まで又は実行可能な限りその近くまで二重底を取り付けなければならない。

(ii) 長さ二百四十九フィート（又は七十六メートル）以上三百三十フィート（又は百メートル）未満の船舶では、少なくとも機関場所外に二重底を取り付け、且つ、これを船首尾隔壁まで又は実行可能な限りその近くまで達せしめなければならない。

(iii) 長さ三百三十フィート（又は百メートル）以上の船舶では、中央部に二重底を取り付け、且つ、これを船首尾隔壁まで又は実行可能な限りその近くまで達せしめなければならない。

(b) 二重底を取り付けることを要する場合には、内底は、わん曲部まで船底を保護するように船側まで延長しなければならない。縁板の外縁とわん曲部の外板との交線が、いずれの部分においても、船舶の長さの中央のフレーム・ラインと、基線に対して二十五度傾斜し且つ中心線から船の型幅の二分の一の点で基線を切る横斜線との交点を通る水平面の下方にない場合には、前記の保護は、充分と認められる。

(c) 二重底に設ける小さいウエルで船倉等の排水装置に連結するものは、必要以上に下方に達せしめてはならない。また、外底又は縁板の内縁から十八インチ（又は四百五十七ミリメートル）未満にあつてはならない。但し、スクリュー船の軸路の後端では、外底まで達するウエルは、許される。その他のウエル（たとえば主機関下の潤滑油用のもの）は、主管庁が、その配置をこの規則に適合する二重底の与える保護と同程度の保護を与えるものと認めるときは、許されることができる。

(d) 船底又は船側に損傷を受けた場合に、船舶の安全を害しないと主管庁が認めるときは、二重底は、液体の輸送のみに用いる適当な大きさの水密区画室が存する箇所に取り付けることを要しない。

(e) この章の第一規則(d)の規定が適用される船舶で第三章第二規則に定義する短国際航海の制限内で定期航海に従事するものの場合には、主管庁は、〇・五〇をこえない係数で区画された船舶の部分に二重底を取り付けることが船舶の設計及び個有の用途に適合しないと認めるときは、その部分の二重底の省略を許可することができる。

第十規則　区画満載喫水線の指定、標示及び記載

(a) 必要な区画の程度を維持するために、承認された区画喫水に対応する満載喫水線は、指定され、且つ、船側に標示されなければならない。特に旅客の居住又は貨物の輸送に交互的に充てる場所を有する船舶は、船主が希望するときは、それぞれの使用状態について主管庁が承認する区画喫水に対応するように指定され且つ標示される一又は二以上の満載喫水線をあわせて有することができる。

(b) 指定され且つ標示される区画満載喫水線は、安全証書に記載し、且つ、主な旅客状態については、C.1によつて、交互的な使用状態については、C.2、C.3等の記号によつて区別しなければならない。

(c) これらの満載喫水線のおのおのに対応するフリーボードは、千九百三十年の国際満載喫水線条約に従つて決定するフリーボードと同一の位置で同一の甲板線から測らなければならない。

(d) 承認された区画満載喫水線に対応するフリーボード及びそれが承認された使用状態は、安全証書に明白に記載しなければならない。

(e) いかなる場合にも、区画満載喫水線の標示は船舶の強さにより且つ(又は)千九百三十年の国際満載喫水線条約により決定される海水における最高満載喫水線の上方にあつてはならない。

(f) いかなる場合にも、船舶は、区画満載喫水線の標示の位置にかかわらず、千九百三十年の国際満載喫水線条約に従つて標示される季節及び場所に適応する満載喫水線の標示をこえて積載してはならない。

(g) いかなる場合にも、船舶は、海水においては特定の航海及び使用状態に適応する区画満載喫水線の標示をこえて積載してはならない。

第十一規則　水密隔壁等の構造及び最初の試験

(a) 横置又は縦通の水密区画隔壁は、隔壁の箇所における限界線までの水高による圧力に対して適当な余裕をもつて抵抗できるような構造のものでなければならない。これらの隔壁の構造は、主管庁が充分と認めるものでなければならない。

(b) (i) 隔壁の階段部及び屈折部は、

水密とし、その存在箇所における隔壁と同一の強さのものでなければならない。

(ii) フレーム又はビームが水密の甲板又は隔壁を貫通するときは、その甲板又は隔壁は、木材又はセメントを用いないで構造上水密でなければならない。

(c) 主区画室の水張り試験は、強制されない。隔壁の完全な検査は、検査員が行い、且つ、すべての場合に射水試験をあわせて行わなければならない。

(d) 船首倉、二重底（ダクト・キールを含む。）及び内側外板は、限界線までの水高で試験しなければならない。

(e) 液体をいれることを目的として船舶の区画の一部を成しているタンクは、最高区画満載喫水線までの高さ又はタンクの箇所におけるキールの上面から限界線までの深さの三分の二に相当する高さのうちの大きい方の水高で、水密について試験しなければならない。但し、いかなる場合にも、試験水高は、タンクの頂板上三フイート（又は〇・九一メートル）未満であつてはならない。

(f) (d)及び(e)に掲げる試験は、区画構造配置が水密であることを確めることを目的とするものであつて、タンク又はその連結管において液体が達する高さにより更に高い程度の試験を要する燃料油の貯蔵又はその他の特殊目的のための区画室の適性の試験とみなさない。

第十二規則　水密隔壁における開口

(a) 水密隔壁における開口の数は、船舶の設計及び個有の用途に適合する限り最小にしなければならない。これらの開口を閉じるために、充分な手段を構じなければならない。

(b) (i) 管、排水管、電線等が水密区画隔壁を貫通する場合には、配置は、隔壁の水密の完全性を確保するものでなければならない。

(ii) 管系の一部を成さない弁及びコックは、水密区画隔壁に設けることを許さない。

(c) (i) 戸、マンホール又は出入口は、次の隔壁に設けることを許さない。

(a) 限界線下の衝突隔壁

(b) この規則の(g)に定める場合を除き、貨物積付場所と隣接の貨物積付場所又は常設石炭庫若しくは予備石炭庫とを区画する横置水密隔壁

(ii) 次の(c)(iii)に定める場合を除き、衝突隔壁には、船首タンクの液体を処理するため、限界線下に一個の管のみを貫通させることができる。但し、管には、隔壁甲板の上方から操作できるねじこみ弁を取り付け、弁箱は、船首倉内で衝突隔壁に取り付けることを要する。

(iii) 船首倉が二種類の液体をいれるように区画されているときは、主管庁は、衝突隔壁の限界線下において前記の(c)(ii)の要求に適合する二個の管の貫通を許容することができる。但し、主管庁が第二の管を取り付けることを実際上やむを得ないと認め、且つ、船首倉における区画の増設を考慮して船舶の安全が維持されていることを認める場合に限る。

(d) (i) 常設石炭庫と予備石炭庫との間の隔壁に取り付けた水密戸は、いつでも接近できるものでなければならない。但し、甲板間の石炭庫の戸については(i)(ii)に定める場合を除く。

(ii) 石炭が石炭庫の水密戸の閉鎖を妨げないように、障板又はその他の方法によつて充分な措置を執らなければならない。

(e) 機関場所内では、石炭庫及び軸路の戸を別として、主横置隔壁に一個の戸のみを通行用として取り付けることができる。戸は、すべり戸型とし、実行可能な限り高くしきいがあるように設けなければならない。隔壁甲板の上方から戸を操作する手動装置は、必要な連動装置の充分な配置と両立する限り、機関場所の外部に置かなければならない。

(f) (i) 水密戸の型としては、ヒンジ戸、すべり戸及びその他の同等の型の戸のみを許し、ボルトのみで取り付ける板戸及び落下により又は落下重量物の作用により閉じる戸を許さない。

(ii) ヒンジ戸には、隔壁の両側から操作できる掛金を取り付けなければならない。

すべり戸は、水平又は垂直に動くものとすることができる。手動に限るときは、連動装置は、戸の箇所でも隔壁甲板の上方の接近できる位置でも連続回転クランク運動で操作できなければならない。

(iii) 戸が中央操作場から動力で操作されるときは、連動装置は、戸の箇所でも動力で操作できるように配置しなければならない。配置は、戸を中央操作場から閉じた後に局部操作場で開いたとき自動的に閉じるものとし、また、戸を中央操作場から開き得ないようにする局部配置により閉じておくことができるものとしなければならない。動力装置に連結する局部操作用ハンドルは、隔壁の両側に備え、且つ、戸口を通る者が開いた位置で両側のハンドルを持つことができるように配置しなければならない。この動力操作の戸は、戸の箇所でも隔壁甲板の上方の接近できる位置からでも操作できる手動装置を備えなければならない。後者の位置では、手動装置は、連続回転クランク運動で操作できるものでなければならない。戸を閉じようとするときに音響信号で警報する装置は、設けなければならない。この信号は、戸が動く前に安全な間をおいて発するものでなければならない。

(iv) すべての種類の戸には、戸の開閉を示す表示器を戸の箇所を除くすべての操作場に取り付けなければならない。

(g) (i) 旅客室、船員室及び使用場所におけるヒンジ水密戸は、船側における最低点において下面が最高区画満載喫水線の上方少なくとも七フイート（又は二・一三メートル）の箇所にある甲板の上方においてのみ許し、且つ、この甲板の下方の場所では許さない。

(ii) 充分な構造のヒンジ水密戸は、甲板間における貨物積付場所を区画する隔壁において、実行可能な限りの最高の高さに設けることができる。この戸の外側垂直縁は、外板から第二規則に定義する船舶の幅の五分の一以上の距離になければならない。この距離は、最高区画満載喫水線の水平面で船舶の中心線に直角に測る。これらの戸は、発航前に閉じ、且つ、航行中は閉じておかなければならない。また、これらの戸の港内における開放及び発航前における閉鎖の時は、主管庁が定めることがある航海日誌に記入しなければならない。これらの戸を設ける場合には、数及び配置は、主管庁の特別の考慮を経なければならず、且つ、これらの戸が絶対に必要であることを証明する文書は、船主に要求されなければならない。

(h) 他のすべての水密戸は、すべり戸でなければならない。

(i)
(i) トンネルの入口にあるものを除き、海上においてしばしば開く水密戸を、しきいが最高区画満載喫水線の下方にあるような高さで主横置水密隔壁に取り付けるときは、次の法式を適用する。

(I) これらの戸の数が五をこえるときは、すべての水密すべり戸は、動力操作のものとし、船橋上にある操作場から同時に閉じうるものとしなければならない。

(II) これらの戸の数が五をこえないときは、

(a) 標準数が三十をこえない場合には、すべての水密すべり戸は、手のみで操作されるものとすることができる。

(b) 標準数が三十をこえる場合には、すべての水密すべり戸は、動力で操作されるものでなければならない。

(c) 標準数にかかわらず、いかなる船舶においても、トンネルの戸の外、水密戸が一個のみあり、それが機関場所内にあるときは、主管庁は、これらの二個の戸を手のみで操作されるものとすることを許容することができる。

(ii) 石炭繰りのために海上においてしばしば開くことを要する水密戸を隔壁甲板下の甲板間における石炭庫の間に取り付けるときはこの戸は、動力で操作されるものでなければならない。この戸の開閉は、主管庁が定めることがある航海日誌に記録しなければならない。

(iii) 冷蔵貨物に連絡するトランク路が二以上の主横置水密隔壁を貫通し、開口のしきいが最高区画満載喫水線の上方七フイート（又は二・一三メートル）未満の箇所にあるときは、この開口における水密戸は、動力で操作されるものでなければならない。

(j) 隔壁における取りはずしうる板戸は、機関場所以外には、許されない。この板戸は、常に船舶の発航前に取り付けておき、且つ、航行中は、緊急の必要がある場合を除き、取りはずしてはならない。この板戸を再び取り付けるに当つては、接合部が水密であることを確保するため、必要な注意をしなければならない。

(k) すべての水密戸は、船舶の使用のため開かれる必要がある場合を除き、航行中は閉じておき、且つ、常に直ちに閉じうるようにしておかなければならない。

(l)
(i) 船員室からストークホールドへの通行のため、管を通すため、又はその他の目的のためのトランク路又はトンネルが主横置水密隔壁を貫通するときは、トランク路及びトンネルは、水密とし、第十五規則の要件に適合しなければならない。このトンネル又はトランク路を海上において通路として使用するときは、このトンネル又はトランク路の少なくとも一端への通行は、限界線の上方へ通行しうるのに充分な高さまで水密で延長したトランクによらなければならない。このトランク路又はトンネルの他端への通行は、船舶におけるその箇所について要求される型の水密戸によることができる。このトランク路又はトンネルは、衝突隔壁の後方の最初の区画隔壁を貫通してはならない。

(ii) 強圧通風のために主横置水密隔壁を貫通するトンネル又はトランク路を設ける場合には、これらは、主管庁の特別の考慮を経なければならない。

第十三規則　限界線下の外板における開口

(a) 外板における開口の数は、船舶の設計及び個有の用途に適合する限り最小にしなければならない。

(b) 外板における開口の閉鎖装置の配置及び実効性は、企図された目的及び取付位置に適合し、且つ、一般に主管庁が充分と認めるものでなければならない。

(c)
(i) 甲板間において、げん窓の下縁が、船側における隔壁甲板に平行に引いた線でその最低点が船舶の幅の二・五パーセントだけ最高区画満載喫水線の上方にあるものの下方にあるときは、この甲板間におけるすべてのげん窓は、開き得ない型のものでなければならない。

(ii) (c)(i)により開き得ない型であることを要するものを除き、下縁が限界線の下方にあるすべてのげん窓は、船長の同意なしで開くことを効果的に防止できる構造のものでなければならない。

(iii)
(a) 甲板間において、(c)(ii)に掲げるいずれかのげん窓の下縁が、船側における隔壁甲板に平行に引いた線でその最低点が四・五フイート（又は一・三七メートル）に船舶の幅の二・五パーセントを加えたものだけ船舶の発航の際の水面の上方にあるものの下方にあるときは、この甲板間におけるすべてのげん窓は、船舶の発航前に水密に閉じて錠をおろし、次の港に着く前に開いてはならない。この項の適用上、淡水に対しては、適当な しんしゃくが適用できるならば、これを行うことができる。

(b) 港でこのげん窓を開いた時及び船舶の発航前にげん窓を閉じて錠をおろした時は、主管庁が定めることがある航海日誌に記入しなければならない。

(c) 最高区画満載喫水線で浮いているときにこの項の(a)の要件が適用されるように取り付けられた一又は二以上のげん窓を有する船舶に対しては、主管庁は、限界平均喫水を指示することができる。限界平均喫水は、その喫水においては、これらのげん窓の下縁が船側における隔壁甲板に平行に引いた線でその最低点が四・五フイート（又は一・三七メートル）に船舶の幅の二・五パーセントを加えたものだけ限界平均喫水に対応する水線の上方にあるものの上方にあり、従つて船舶の発航前にげん窓を閉じて錠をおろすことなく、また次の港までの航海中に船長の責任で海上において開きうるものとする。千九百三十年の国際満載喫水線条約で定義する熱帯においては、この限界喫水は、一フイート（又は〇・三〇五メートル）だけ増加することができる。

(d) すべてのげん窓には、容易に且つ実効的に閉じて水密に定着できるように配置した効果的なヒンジ内ぶたを取り付けなければならない。但し、前部垂線から船舶の長さの八分の一の箇所の後方で、且つ船側における隔壁甲板に平行に引いた線でその最低点が十二フイート（又は三・六六メートル）に船舶の幅の二・五パーセントを加えたものだけ最高区画満載喫水線の上方にあるものの上方で、下級旅客以外の旅客の居住に充てる場所においては、内ぶたを取りはずしうるものとすることができる。この場合、千九百三十年の国際満載喫水線条約が内ぶたを定位置に恒久的に取り付けることを要求する場合を除く。この取りはずしうる内ぶたは、それが使用される

げん窓の近くに備えておかなければならない。

(e) 航行中に接近できないげん窓及びその内ぶたは、船舶の発航前に閉じて定着しなければならない。

(f) (i) 貨物又は石炭の輸送に専用する場所には、げん窓を取り付けてはならない。

(ii) もつとも、貨物と旅客の輸送に交互的に使用する場所には、げん窓を取り付けることができる。但し、このげん窓は、船長の同意を得ないでげん窓又はその内ぶたを開くことを効果的に防止できる構造のものでなければならない。

(iii) これらの場所で貨物を輸送するときは、げん窓及びその内ぶたは、貨物を積載する前に水密に閉じて錠をおろし、且つ、閉じて錠をおろしたことは、主管庁が定めることがある航海日誌に記録しなければならない。

(g) 自動通風げん窓は、主管庁の特別の許可がなければ、限界線下の外板に取り付けてはならない。

(h) 外板における排水管口、衛生排出管口又はその他の類似の開口の数は、排出管口をできる限り多数の衛生管又はその他の管の用に供することにより、又はその他の充分な方法により最少にしなければならない。

(i) (i) 外板におけるすべての吸入管口及び排出管口には、船内への不慮の浸水を防止するための効果的な接近できる装置を取り付けなければならない。

(ii) (a) (i) (iii) に定める場合を除き、限界線下の場所から出て外板を貫通する各個の排出管には、隔壁甲板の上方から直接に閉じる装置を有する一個の自動不還弁、又はその代りに前記の装置のない二個の自動不還弁であつて、上部の弁が船舶の使用状態において検査のために常に接近できるように最高区画満載喫水線の上方にあり、且つ通常は閉鎖する型のものを取り付けなければならない。

(b) 直接に閉じる装置を有する弁を取り付ける場合には、隔壁甲板の上方の操作位置は、常に容易に接近できるものでなければならず、且つ、弁の開閉を表示するための装置を備えなければならない。

(iii) 機関と連結する主及び補助の海水吸入管及び排出管には、管と外板との間又は管と外板に取り付ける海水吸入箱との間に容易に接近できるコック又は弁を取り付けなければならない。

(j) (i) 限界線下に取り付けるげん門、載貨門及び載炭門は、充分な強さのものでなければならない。これらは、船舶の発航前に効果的に閉じて水密に定着し、且つ、航行中閉じておかなければならない。

(ii) これらの開口は、いかなる場合にも最低点が最高区画満載喫水線の下方にあるように設けてはならない。

(k) (i) 灰棄て筒、ちり棄て筒等の船内開口には、効果的なふたを取り付けなければならない。

(ii) この船内開口が限界線下にあるときは、ふたを水密とし、更に、最高区画満載喫水線の上方の容易に接近できる位置において筒に自動不還弁を取り付けなければならない。筒を使用しないときは、ふた及び弁は、ともに閉じて定着しておかなければならない。

第十四規則　水密戸、げん窓等の構造及び最初の試験

(a) (i) これらの規則に掲げるすべての水密戸、げん窓、げん門、載貨門、載炭門、弁、管、灰棄て筒及びちり棄て筒の設計、材料及び構造は、主管庁が充分と認めるものでなければならない。

(ii) 垂直動の水密戸のわくは、ちりが積つて戸の適当な閉鎖を妨げるようなみぞを底部に有してはならない。

(iii) 燃料炭をいれる場所へ直接に出入するための水密戸は、わくとともに鋳鋼又は鍛鋼のものでなければならない。

(iv) 機関と連結する主及び補助の海水吸入管及び排出管のための内径三インチ（又は七十六ミリメートル）をこえるコック又は弁は、適用できるならば鋼若しくは青銅でなければならず、又はその他の承認された伸性材料のものでなければならない。

(v) 普通の鋳鉄は、その他のコック及び弁であつて隔壁甲板の下方の外板に取り付けられ又は船舶の区画配置に影響するものには、寸法にかかわらず使用してはならない。

(b) 水密戸は、限界線までの水高にする圧力で試験しなければならない。この試験は、船舶の就航に先だつて、戸の取付前又は取付後に行う。

第十五規則　水密甲板、トランク等の構造及び最初の試験

(a) 水密甲板、トランク、トンネル、ダクト・キール及び通風筒は、対応する高さにおける水密隔壁と同一の強さのものでなければならない。これらを水密にするために用いる方法及びこれらにおける開口を閉じるために採用する配置は、主管庁が充分と認めるものでなければならない。水密な通風筒及びトランクは、少なくとも隔壁甲板まで達しなければならない。

(b) 完成後、水密甲板に対しては射水試験又は水張り試験を行い、水密なトランク、トンネル及び通風筒に対しては射水試験を行わなければならない。

第十六規則　限界線の上方の船側開口及びその他の開口等

(a) 限界線の上方におけるげん窓、げん門、載貨門及び載炭門並びに外板の開口を閉鎖するその他の装置は、取り付ける場所及び最高区画満載喫水線に関連する位置を考慮して、効果的な設計及び構造のものとし、且つ、充分な強さのものとしなければならない。

(b) 隔壁甲板又はその上方の甲板は、通常の海洋状態で下方に向つて浸水しない意味で風雨密でなければならない。露出した露天甲板におけるすべての開口は、充分な高さ及び強さの縁材を有し、且つ、迅速に風雨密に閉じる効果的な装置を備えなければならない。

(c) 放水口及び（又は）排水管は、すべての天候状態において露天甲板から迅速に排水することができるように設けなければならない。

第十七規則　ポンプ吸排水装置

(a) 船舶は、直立しているか又は傾斜しているかにかかわらず、海難後に実際に起りうるすべての状態において、水密区画室から吸水し且つ排水できる効果的なポンプ吸排水施設を備えなければならない。このためには、一個の吸水管で充分な船首尾端の狭い区画室の外は、一般に側部吸水管を必要とする。普通の形状でない区画室では、吸水管の増加を要求することができる。配置は、区画室内の水が吸水管に達しうるものでなければならない。防熱倉から排水するための効果的な装置は、備えなければならない。

(b) (i) この規則に別段の規定がある場合を除き、船舶は、ビルジ主管に連結する少なくとも三個の動力ポンプを備えなければならない。そのうちの一個は、推進装置に附属するものとすることができる。標準数が三十以上の場合には、更に独立の動力ポンプ一個を備えなければならない。長さが三百フィート（又は九一・五メートル）未満であり且つ標準数三十未満の船舶では、一個を前部に一個を後部に取り付けた二個の効果的なクランク型手動ポンプを独立の動力ポンプのうちの一個に代用することができる。

(ii) これらの要件は、次の表に要約される。

船舶の長さ	長さ三百フィート（又は九一・五メートル）未満	長さ三百フィート（又は九一・五メートル）以上
標準数	三十	三十三
手動ポンプ（独立ポンプ一個によつて代用することができる。）	二	未満
主機ポンプ（独立ポンプ一個によつて代用することができる。）	一	一
独立ポンプ	一	一
	三	二
	二	三
	一	以上

(c) 実行可能なときは、動力ビルジ・ポンプは、同一の損傷によつて容易に浸水しない配置又は位置を有する別個の水密区画室に設けなければならない。機関及びボイラーが二以上の水密区画室内にあるときは、ビルジ用に利用できるポンプは、できる限りこれらの区画室に配分しなければならない。

(d) 長さ三百フィート（又は九一・五メートル）以上又は標準数三十以上の船舶では、配置は、船舶が海上において浸水することのあるすべての通常の状況において少なくとも一個の動力ポンプを利用できるものでなければならない。この要件は、次のいずれかが満たされれば充分である。

(i) 要求されるポンプの一個が、隔壁甲板の上方に動力源のある確実な潜水型の非常ポンプであること。

(ii) 船舶の耐えることを要する浸水状態の下で損傷を受けない区画室内の少なくとも一個のポンプが利用できるように、ポンプ及びその動力源が、船舶の全長を通じて配置されていること。

(e) 船首尾区画室用としてのみ備えるポンプを除き、ビルジ・ポンプは、手で操作されるか又は動力で操作されるかにかかわらず、船舶のいずれの船倉又は機関区画室からも排水するように配置しなければならない。

(f) (i) 独立の動力ビルジ・ポンプは、ビルジ主管を通る水に毎分四百フィート（又は百二十二メートル）以上の速度を与えうるものでなければならない。機関場所内にある独立の動力ビルジ・ポンプには、これらの場所からの直接吸水管を備えなければならない。但し、いずれの一の場所でも、二個をこえる直接吸水管を要しない。主管庁は、他の場所にある独立の動力ビルジ・ポンプが、別個の直接吸水管を備えることを要求することができる。直接吸水管は、適当に配置しなければならず、且つ、機関場所内のものは、径がビルジ主管の径より小さくてはならない。

(ii) 石炭を燃料とする船舶では、この規則の要求する他の吸水管の外に、独立の動力ポンプの吸水側に連結できる適当な径で充分な長さの柔軟な吸水ホースをストークホールドに備えなければならない。

(g) 主循環ポンプには、機関場所内における最低排水水位まで達し且つ主海水吸入管の径の少なくとも三分の二の径を有する不還弁付直接吸水連結管を設けなければならない。燃料が石炭である場合又は石炭であることがある場合であつて機関とボイラーとの間に水密隔壁がないときは、少なくとも一個の循環ポンプから船外への直接排水管を取り付けなければならないが、その代りに循環水排出管に支管を取り付けることもできる。海水吸入管及び直接吸水管の弁棒は、機関室の床から充分に上方に達しなければならない。

(h) (i) 貨物積付場所又は機関場所の排水に要するポンプからのすべての管は、水又は油を積載する場所を満たし又はからにするために使用する管とは全く区別しなければならない。

(ii) 船管は、石炭庫若しくは燃料油タンクの内部若しくは下部又はボイラー室若しくは機関場所（澄ましタンク又は燃料油ポンプ装置を備える発動機室を含む。）の内部では、使用してはならない。

(i) 主管庁は、ビルジ主管及び主管の径に関する規程を設けなければならない。ビルジ主管の径は、次の式で概算することができる。

$$d = \sqrt{\frac{L(B+D)}{2,500}} + 1$$

この場合

d は、インチによるビルジ主管の内径

L は、フィートによる船舶の長さ

B は、フィートによる船舶の幅

D は、フィートによる隔壁甲板までの船舶の型深さ

又は

$$d = 1.68\sqrt{L(B+D)} + 25$$

この場合

d は、ミリメートルによるビルジ主管の内径

L は、メートルによる船舶の長さ

B は、メートルによる船舶の幅

D は、メートルによる隔壁甲板までの船舶の型深さ

(j) ビルジ及びバラストのポンプ吸排水系の配置は、水が海及び水バラスト・タンクから貨物積付場所及び機関場所に又は一区画室から他の区画室に流入する可能性を防止するものでなければならない。ビルジ用及びバラスト用の連結管を有する深水タンクにおいては、貨物を積載している場合には不用意に海水が流入することを、また、水バラストを積載している場合にはビルジ管を通して不用意に吸出されることを防止するための特別の措置を執らなければならない。

(k) ビルジ吸水管を備える区画室が、他の区画室内でその管に切断又は衝突若しくは乗揚げによるその他の損傷を生じた場合に浸水することを防止するための措置を執らなければならない。このためには、管のいずれかの部分が船側から船舶の幅の五分の一（最高区画満載喫水線の水平面で中心線に直角に測る。）より近くにあるとき又はダクト・キール内にあるときは、開放端のある区画室で管に不還弁を取り付けなければならない。

(l) ビルジ・ポンプ吸排水装置に連結するすべての分管箱、コック及び弁は、通常の状況において常に接近できる位置になければならない。これらは、浸水の場合に、ビルジ・ポンプの一がいずれの区画室に対しても作動できるように配置しなければならない。すべてのポンプに共通な一の管系のみを備えるときは、ビルジ吸水管の制御に必要なコック又は弁は、隔壁甲板の上方から操作できるものでなければならない。主ビルジ・ポンプ吸排水系の外に非常ビルジ・ポンプ吸排水系を備えるときは、これは、主系から独立させなければならず、且つ、浸水状態にあるいかなる区画室に対してもポンプを作動できるように配置しなければならない。

第十八規則　旅客船及び貨物船に対する復原性試験

(a) 旅客船及び貨物船は、完成後に傾斜させて復原性の要素を決定しなければならない。船長には、この点について船舶の効果的な取扱に必要な情報を提供し、且つ、又は、当該主管庁に提出しなければならない。

(b) 復原性の基本的資料が姉妹船の傾斜試験から得られて、この基本的資料から当該船舶の復原性に関する信頼できる情報が得られることを主管庁が充分と認める程度に証明したときは、主管庁は、個個の船舶の傾斜試験の省略を許容することができる。

第十九規則　水密戸等の定期的の操作及び検査

(a) 新船及び現存船においては、水密戸、げん窓並びに排水管、灰棄て筒及びちり棄て筒の弁及び閉鎖装置の操作の訓練を毎週行わなければならない。航海が継続して一週間をこえる船舶では、発航前に完全な訓練を行い、その後は航海中毎週少なくとも一回その他の訓練を行わなければならない。但し、主横置隔壁におけるすべての水密の動力戸及びヒンジ戸で海上において使用するものは、毎日操作しなければならない。

(b) 水密戸、これに連結するすべての装置及び表示器、区画室を水密にするために閉鎖を必要とするすべての弁並びに損傷制御用クロス連結管のために操作を必要とするすべての弁は、海上において毎週少なくとも一回定期的に検査しなければならない。

第二十規則　航海日誌の記入

(a) 新船及び現存船において、ヒンジ戸、取りはずしうる板戸、げん窓、げん門、載貨門、載炭門及びその他の開口でこれらの規則が航行中は閉じておくことを要求するものは、船舶の発航前に閉じなければならない。閉鎖の時及び開放（これらの規則に基いて許される場合）の時は、主管庁が定めることがある航海日誌に記録しなければならない。

(b) 第十九規則が要求するすべての訓練及び検査の記録は、発見した欠陥の明白な記録とともに、航海日誌に記入しなければならない。

C部　電気設備

（C部は、旅客船のみに適用する。）

第二十一規則　総則

(a) 船舶における電気設備は、次のものでなければならない。

(i) 安全のために必要な設備が各種の非常事態の下で維持されるもの　並びに

(ii) 旅客、船員及び船舶の電気的災害に対する安全が確保されるもの

(b) 電力が船舶の推進及び安全のために不可欠な補助設備を維持する唯一の手段であるあらゆる船舶は、少なくとも二組の主発電装置を備えなければならない。これらの装置の電力は、一組の発電装置が停止した場合にも、前記の補助設備の作用を確保できるものでなければならない。

第二十二規則　非常電源

(a) 隔壁甲板の上方には、自己起電の非常電源を備えなければならない。その位置は、機関囲壁の外側でなければならない。利用できる電力は、非常の際に旅客及び船員の安全のために主管庁が必要と認めるすべての設備に給電するに足りるものでなければならない。この場合においては、同時に操作しなければならないことがある設備を考慮しなければならない。端艇位置の甲板及び船側、すべての通路、階段及び出口、機関場所並びに第二十六規則に定義する制御場所の非常照明と電気式のみの航海燈とに対しては、特別の考慮を払わなければならない。電力は、三十六時間の給電に充分でなければならない。但し、短期間の航海に定期的に従事する船舶では、主管庁は、同一の安全の程度に達していると認めるときは、給電時間の短縮を容認することができる。非常電源は、次のいずれかのものとすることができる。

(i) 再充電若しくは過度の電圧降下なしに非常負荷に耐えることができる蓄電池　又は

(ii) 独立の給油装置及び主管庁が承認する起動装置を有する適当な形式の圧縮点火機関で駆動する発電機。使用する燃料は、華氏百十度（又は摂氏四三・三度）以上の引火点のものでなければならない。

(b) 配置は、船舶が二十二度半横傾斜し及び（又は）等喫水状態から十度縦傾斜したときも、非常施設が効果的に作用するものでなければならない。

(c) (i) 非常電力が蓄電池によるときは、配置は、主照明給電の事故の場合に非常照明が自動的に作動することを確保するものでなければならない。

(ii) 非常電源が発電機であるときは、次のことのために充分な容量の蓄電池による臨時の非常電源を備えなければならない。

(a) 連続して半時間非常照明に給電すること。及び

(b) 水密戸（電動操作の場合）を閉じること。但し、すべての戸を同時に閉じることを要しない。

配置は、主給電の事故の場合に臨時の非常電源が自動的に作動するものでなければならない。

(iii) 自動的な配置の定期的試験のために、措置を執らなければならない。

(d) 電動操だ装置は、主配電盤から二組の給電線で給電しなければならない。給電線は、同時に作動することがあるすべての電動機に給電するのに充分な容量のものとし、これらの給電線は、全長を通じて実行可能な限り間隔を広くしなければならない。これらの回路及び電動機は、短絡に対してのみ保護しなければならない。

第二十三規則　旅客及び船員の安全のための予防手段

(a) (i) 帯電しないようにされているが故障状態では帯電しやすくなる電気機器又は設備のすべての露出金属部は、接地しなければならない。また、すべての器具は、通常の取扱において傷害の危険がないように造り、具つ、すえ付けなければならない。

(ii) すべての移動燈、工具及び船舶属具となつている類似の器具で定格電圧百ボルト以上のものの金属わくは、給電ケーブル中の適当な導線で接地しなければならない。

(b) 開放型配電盤は、取扱者が危険なしに容易に前後面に接近できるように配置しなければならない。配電盤の側面及び後面は、適当に保護し、且つ、非電導体のマット又はグレートが設けられなければならない。大地に対する電圧が直流で二百五十ボルト又は交流で百五十ボルトをこえる露出通電部は、配電盤又は制御盤の表面に設けてはならない。

第二十四規則　火災に対する予防手段

(a) 動力、熱及び照明のための配電系統には、船体帰路式を使用してはならない。

(b) 配電系統は、主垂直区域における火災が他の主垂直区域における必要な業務を妨害しないように配置しなければならない。この要件は、区域を通過する主給電線及び非常給電線が垂直的にも水平的にも実行可能な限り間隔を広くする場合に満たされる。

(c) (i) ケーブルのすべての金属被覆及びがい装は、電気的に連続にし、且つ、接地しなければならない。

(ii) ケーブルが金属被覆もがい装もされていないで電気的故障の場合に火災の危険があるときは、主管庁は、予防手段を要求しなければならない。

(iii) 主管庁は、防火の見地から、船舶の一定の区画室又は区域において金属被覆又はがい装をしたケーブルを要求することができる。

(d) (i) 低電圧の通信回路の場合を除き、すべての導線の接続は、接続箱又は分岐箱内でのみ行わなければならない。これらのすべての箱又は接続装置は、そこからの火災の拡大を防止できるような構造でなければならない。

(ii) 燈具類は、配線に有害となる温度の上昇及び周囲の物の過熱を防止するように配置しなければならない。

(e) 配線は、擦傷又はその他の傷害を避けるように支持しなければならない。

(f) 第二十二規則(d)に定める場合を除き、独立回路は、過負荷に対して保護しなければならない。回路の通電容量は、適当な過負荷保護装置の定格又は調整値とともに、恒久的に表示しなければならない。

(g) (i) 蓄電池は、適当に格納しなければならない。また、主としてその収容のために使用される区画室は、適当な構造とし、且つ、効果的に通風しなければならない。

(ii) 電弧を発生しやすい機器は、防火性(防爆性)のものでない限り、主として蓄電池用に充てる区画室に設けてはならない。

D部　居住場所及び使用場所の防火

(D部は、旅客船のみに適用する。)

第二十五規則　適用及び総則

(a) この章のこの部の適用は、三十六人をこえない旅客を輸送する船舶については、第二十八規則及び第二十九規則のみに適合しなければならないという条件に従うものとする。但し、この船舶は、第五十規則(b)に適合する外、実質的に火災の危険がない場所を除き、旅客及び船員の使用に充てるすべての囲まれた場所における火災の存在又は徴候及び位置を、職員及び船員が最もすみやかに認めうる一又は二以上の場所において、自動的に表示する火災探知装置であつて主管庁が承認する型式のものを備えることを要する。

(b) 甲板及び甲板室を含む主構造は、主管庁が他の適当な材料の使用を認める特別の場合を除き、鋼製でなければならない。主構造は、A級隔壁(後に定義する。)で主垂直区域に区分し、更に、垂直通路を備える場所を保護する周壁並びに居住場所と機関場所、貨物積付場所、使用場所及びその他の場所とを隔離する周壁を形成する同種の隔壁で区分しなければならない。また、この章のE部が要求する巡視制度、警報装置及び消火装置の外、初期に火災が発生場所からひろがることを防止する目的で、居住場所に及び使用場所には、次の保護方式の一又は主管庁が充分と認めるそれらの組合せを採用しなければならない。

第一方式　一般には居住場所及び使用場所における探知装置又は散水装置を設けないB級区画(後に定義する。)の内部区分隔壁を設けること。又は

第二方式　火災の発生が予期されるすべての場所における火災の探知及び消火のための自動散水装置及び火災警報装置の取付。但し、このように保護された場所の内部区分隔壁の型式には一般に制限を設けない。又は

第三方式　各区画室の重要性、大きさ及び性質に従つて配分されたA級区画及びB級区画を用いる主垂直区域内における区画組織で、火災の発生が予期されるすべての場所に自動火災探知装置を設け、且つ、可燃性で高度に引火性の材料及び附属品の使用を制限されるが、一般に散水装置を有しないもの

詳細な要件は、第二十七規則から第四十四規則までに掲げる。各規則の表題は、どの方式において、その規則が適用されるかを示す。

第二十六規則　定義

次に定義する字句は、この章のこの部に用いるときは、次の定義に従つて解釈する。

(a) 「不燃性材料」とは、おおむね華氏千三百八十三度(又は摂氏七百五十度)に熱せられたときに燃えないで且つ検火炎で点火されるのに充分な量の引火性の蒸気を発生しない材料をいう。その他の材料は、「可燃性材料」とする。

(b) 「標準火災試験」とは、試験炉中でおおむね次に掲げる一連の時間温度関係を保つような試験をいう。

最初の五分後—華氏千度(又は摂氏五百三十八度)

最初の十分後—華氏千三百度(又は摂氏七百四度)

最初の三十分後—華氏千五百五十度(又は摂氏八百四十三度)

最初の六十分後—華氏千七百度(又は摂氏九百二十七度)

(c) 「A級区画又は耐火区画」とは、次に掲げるところに適合する隔壁及び甲板で形成する区画をいう。

(i) 鋼又はその他の同等の材料で造らなければならない。

(ii) 適当に補強しなければならない。

(iii) 一時間の標準火災試験が終るまで煙及び炎の通過を阻止できるように造らなければならない。

(iv) 隣接する場所の性質を考慮して、主管庁が充分と認める防熱値を有しなければならない。一般に、この隔壁及び甲板が、隣接する木製品、木製被覆又はその他の可燃性材料を含む一場所と他の場所との間で耐火区画を形成することを要する場合には、いずれかの面が一時間の標準火災試験を受けても、他の面の平均温度が試験中のいかなる時にも最初の温度から華氏二百五十度(又は摂氏百三十九度)をこえて上昇せず、且つ、いかなる点の温度も最初の温度から華氏三百二十五度(又は摂氏百八十度)をこえて上昇しないように防熱しなければならない。火災の危険が少ないと主管庁が認める場所では、防熱を軽減し、又は廃止することができる。

(d) 「B級区画又は防火区画」とは、標準火災試験の最初の半時間の終まで炎の通過を阻止できるように造る隔壁で形成された区画をいう。更に、この区画は、隣接する場所の性質を考慮して、主管庁が充分と認める防熱値を有しなければならない。一般に、この隔壁が船室の間で防火区画を形成することを要する場合には、いずれかの面が最初の半時間の標準火災試験を受けても、他の面の温度が試験中に最初の温度から華氏二百五十度(又は摂氏百三十九度)をこえて上昇することを阻止する材料のものでなければならない。不燃性材料の羽目板は、標準火災試験の最初の十五分間前記の温度上昇制限に適合すればよい。但し、その試験は、普通の方法で羽目板の保全性を試験するために半時間の終まで続行しなければならない。火災の危険が少いと主管庁が認める場所では、防熱を軽減し、又は廃止することができる。

(e) 「主垂直区域」とは、隔壁甲板の上方における平均の長さが一般に百三十一フイート(又は四十メートル)をこえないように、主耐火隔壁で船体、船楼及び甲板室が区分された区域をいう。

(f) 「制御場所」とは、無線装置、主航海装置、中央火災探知及び報知装置又は非常発電機のある場所をいう。

(g) 「居住場所」とは、共用室、通路、洗面所、船室、事務室、船員室、理髪室、独立の配ぜん室及びロッカーに使用する場所並びに類似の場所をいう。

(h) 「共用室」とは、ホール、食堂、休憩室及び類似の恒久的に囲まれた場所として使用する居住場所の部分をいう。

(i) 「使用場所」とは、調理室、主配ぜん室、貯蔵品室(独立の配ぜん室及びロッカーを除く。)、郵便物室、金庫室及び類似の場所並びにこれらの場所に至るトランクをいう。

(j) 「貨物積付場所」とは、貨物に使用するすべての場所(貨物油タンクを含む。)及びこれらの場所に至るトランクをいう。

(K) 「機関場所」とは、推進機関、補助機関、冷凍機、ボイラー、ポンプ、工作室、発電機、通風機械、空気調整機械及び給油場所に使用するすべての場所並びに類似の場所とこれらの場所に至るトランクとを含む。

(l) 「鋼又はその他の同等の材料」という語句を用いる場合には、「同等の材料」とは、それ自体として、又は防熱を施すことによつて、適用すべき時間中火にさらされた

後も鋼と同等の保全性を有する材料（たとえば、適当な防熱を施したアルミニューム）をいう。

第二十七規則　構造物（第一方式、第二方式及び第三方式）

船体、船楼、構造隔壁、甲板及び甲板室は、主管庁が他の適当な材料の使用を認める特別の場合を除き、鋼製でなければならない。

第二十八規則　主垂直区域（第一方式、第二方式及び第三方式）

(a) 船体、船楼及び甲板室は、A級区画で主垂直区域に区分しなければならない。その区域の隔壁甲板の上方における平均の長さは、一般に百三十一フィート（又は四十メートル）をこえてはならない。階段部が必要な場所では、A級区画によらなければならない。

(b) 実行可能な限り、隔壁甲板の上方におけるこのような隔壁の部分は、隔壁甲板直下の水密区画隔壁と同一線上になければならない。

(c) このような隔壁は、甲板から甲板まで達し、且つ、外板又はその他の周壁まで達しなければならない。

(d) 自動車渡船又は鉄道車両渡船のような特別の用途の船舶において、このような隔壁の設置が船舶の企図された目的にそわない場合には、火災の制限のための同等の方法を代用し、且つ、主管庁の承認を特に受けなければならない。

第二十九規則　主垂直区域隔壁における開口（第一方式、第二方式及び第三方式）

(a) 電線、管、トランク等の通過のため又はガーダー、ビーム若しくはその他の構造物のために主垂直区域隔壁を貫通する場合には、隔壁の耐火性を害することがないことを確保する措置を執らなければならない。

(b) 主垂直区域隔壁を通過するトランクには、ダンパーを取り付け、且つ、ダンパーには、隔壁の両側から操作できる適当な局部制御装置を取り付けなければならない。操作位置は、容易に接近できるものとし、且つ、赤く標示しなければならない。ダンパーの開閉を示すために表示器を取り付けなければならない。

(c) すべての開口には、常設閉鎖装置を備え、その耐火性は、装置を取り付ける隔壁と少なくとも同等に実効的でなければならない。

(d) 主垂直区域隔壁におけるすべての戸及び戸口の構造は、閉鎖を確保する装置とともに、戸の位置における隔壁と少なくとも同等に実効的な耐火性を有し、且つ、煙及び炎の通過を阻止できるものでなければならない。水密戸は、防熱を施さなくてもよい。

(e) 戸は、隔壁のいずれの側からも一人でも開くことができるものでなければならない。水密戸以外の防火戸は、開放状態から簡単に且つ容易に離脱する装置を有する自己閉鎖型のものでなければならない。これらの戸は、主管庁が承認する型式及び設計のものでなければならない。

第三十規則　主垂直区域内の隔壁（第二方式には適用しない。）

(a) 第一方式

(i) 居住場所内では、A級区画のものであることを要するもの以外のすべての囲壁隔壁は、B級区画の構造とし、全体の保全性を確保するように組み合せなければならない。主管庁は、総合試験を要求することができる。百人をこえる旅客を輸送する船舶においては、B級区画は、不燃性材料のものでなければならない。但し、第三十九規則に従つて可燃性材料で被覆してもよい。

(ii) すべての通路隔壁は、甲板から甲板まで達しなければならない。通路隔壁には、なるべく下方に、通風用開口を設けることが許される。その他のすべての囲壁隔壁は、垂直方向には甲板から甲板まで、横方向には外板又はその他の周壁まで達しなければならない。但し、不燃性の天井張り又は壁張りを取り付ける場合を除く。この場合には、隔壁は、天井張り又は壁張りまでで止めてよい。

(b) 第三方式

(i) 居住場所内では、A級区画のものであることを要するもの以外の囲壁隔壁は、B級区画の構造とし、一区画室の面積が一般に千三百平方フィート（又は百二十平方メートル）、最大千六百平方フィート（又は百五十平方メートル）をこえないように防火区画の連続網を形成しなければならない。

(ii) 内部区画のないすべての共用室は、B級隔壁で囲まなければならない。A級区画及びB級区画の防熱は、主垂直区域、制御場所、階段囲壁及び通路の隔離を構成している区画を除き、区画が船舶の外側部を構成する場合又は隣接区画室に火災の危険がない場合には、省略することができる。

(iii) すべての通路隔壁は、B級区画のものとし、甲板から甲板まで達しなければならない。天井張りを取り付けないとき、又は天井張りが不燃性材料のものであるときは、不燃性材料の格子を有する通風用開口が許される。その他のすべての囲壁隔壁も、開口なしに甲板から甲板まで達しなければならない。

(iv) B級区画は、不燃性の心を有する型又はアスベスト板若しくは類似の不燃性材料の内層を有する組合せ型のものとし、第二十六規則のB級区画の定義に掲げる温度上昇制限は、半時間の試験後に適用しなければならない。

第三十一規則　居住場所と機関場所、貨物積付場所及び使用場所との隔離（第一方式、第二方式及び第三方式）

居住場所と機関場所、貨物積付場所及び使用場所とを隔離する周壁隔壁及び甲板は、A級区画の構造とし、これらの隔壁及び甲板は、隣接する場所の性質を考慮して主管庁が充分と認める防熱値を有しなければならない。

第三十二規則　甲板被覆（第一方式、第二方式及び第三方式）

居住場所、制御場所、階段及び通路内の下層の甲板被覆は、容易に点火せず且つ主管庁が承認する材料のものでなければならない。

第三十三規則　垂直階段の保護

(a) 第一方式及び第三方式

(i) すべての階段は、鋼製骨組構造のものとし、また、A級区画で形成し、且つ最下居住甲板から少なくとも開放甲板へ直接に出られる高さまでのすべての開口を閉鎖する実効的な装置を備える囲壁内になければならない。但し、次の場合を除く。

(a) 二層の甲板にのみ使用する階段は、一甲板における適当な隔壁又は戸によつて甲板の保全性を維持することを条件として、囲まなくてよい。

(b) 共用室内では、階段は、その全部が共用室内にあることを条件として、囲まないで取り付けてよい。

(ii) 階段囲壁は、通路と直接の連絡があるものとし、且つ、非常の際に使用すると思われる人員数を考慮して混雑を防ぐのに充分な面積のものとしなければならない。また、この囲壁は、火災の発生する虞のある居住場所又はその他の囲まれた場所を、実行可能な限り小さく含むようにしなければならない。

(iii) 階段の囲壁隔壁は、隣接する場所の性質を考慮して主管庁が充分と認める防熱値を有するものでなければならない。階段囲壁の開口の閉鎖装置は、装置を取り付ける隔壁と少なくとも同等に実効的な耐火性を有しなければならない。水密戸以外の戸は、主垂直区域隔壁について要求される自己閉鎖型のものでなければならない。

(b) 第二方式

(i) 主階段は、鋼製骨組構造のものとし、また、A級区画で形成し、且つ最下居住甲板から少なくとも開放甲板に直接に出られる高さまでのすべての開口を閉鎖する実効的な装置を備える囲壁内になければならない。但し、次の場合を除く。

(a) 二層の甲板にのみ使用する階段は、一甲板における適当な隔壁又は戸によつて甲板の保全性を維持することを條件として、囲まなくてよい。

(b) 共用室内では、階段は、その全部が共用室内にあることを條件として、囲まないで取り付けてよい。

(ii) 階段囲壁は、通路と直接の連絡があるものとし、且つ、非常の際に使用すると思われる人員数を考慮して混雑を防ぐのに充分な面積のものとしなければならない。また、この囲壁は、火災の発生する虞のある居住場所又はその他の囲まれた場所を、実行可能な限り小さく含むようにしなければならない。

(iii) 階段の囲壁隔壁は、隣接する場所の性質を考慮して主管庁が充分と認める防熱値を有するものでなければならない。階段囲壁の開口の閉鎖装置は、装置を取り付ける隔壁と少なくとも同等に実効的な耐火性を有しなければならない。水密戸以外の戸は、主垂直区域隔壁について要求される自己閉鎖型のものでなければならない。

(iv) 補助階段は、鋼製骨組構造のものとしなければならない。但し、甲板の保全性が補助階段のところに散水装置を取り付けることによつて維持されるときは、囲壁内に置くことを要しない。

第三十四規則　昇降機（旅客用及び業務用）、採光用及び通風用の垂直トランク等の保護（第一方式、第二方式及び第三方式）

(a) 旅客用及び業務用の昇降機トランク、旅客室に対する採光用及び通風用の垂直トランク等は、A級区画のものでなければならない。但し、鋼又はその他の不燃性材料のものとし、且つ、閉じたとき、戸を取り付けるトランクと少なくとも同等に実効的な耐火性を有しなければならない。

(b) 昇降機トランクは、煙及び炎の一甲板間から他の甲板間への通過を阻止するように取り付け、且つ、通風及び煙を制御できる閉鎖装置を備えなければならない。階段囲壁内の昇降機トランクの防熱は、強制されない。

(c) 採光トランク及び通風トランクが二以上の甲板間の場所を連絡する場合に、煙及び炎が一甲板間から他の甲板間へ通過する虞があると主管庁が認めるときは、火災の際に各場所が隔離できるように適当に配置する防煙装置を備えなければならない。

(d) その他のトランク（たとえば電線用）は、一甲板間又は一区画室から他へ火が通過しないように造らなければならない。

第三十五規則　制御場所の保護（第一方式、第二方式及び第三方式）

制御場所は、船舶の他の部分とA級の隔壁及び甲板で隔離しなければならない。

第三十六規則　貯蔵品室等の保護（第一方式、第二方式及び第三方式）

手荷物室、郵便物室、貯蔵品室、塗料庫、燈具庫、調理室及び類似の場所の周壁隔壁は、A級区画のものでなければならない。高度に可燃性の貯蔵品を置く場所は、火災の際に旅客又は船員に対する危険を最小にする位置になければならない。

第三十七規則　窓及びげん窓

(a) 第一方式及び第三方式

居住場所内のすべての窓及びげん窓は、金属わく又は同等の材料で造らなければならない。ガラスは、金属ビード又は同等の手段で固定しなければならない。通路又は階段に向つて開くすべての窓又はげん窓は、これらを取り付ける隔壁の型式の保全性の要件に適合しなければならない。

(b) 第二方式

通路又は階段に向つて開くすべての窓又はげん窓は、これらを取り付ける隔壁の型式の保全性の要件に適合しなければならない。

第三十八規則　通風装置（第一方式、第二方式及び第三方式）

(a) すべての通風装置の主吸気口及び主排気口は、火災の際に閉鎖でき且つ接近できる閉鎖装置を有しなければならない。一般に、通風用送風機は、各区域に通ずるダクトが同一主垂直区域内にあるように配置しなければならない。

(b) 機関場所の通風を除くすべての機械通風には、実行可能な限り離れた位置にある二制御場所のいずれからでもすべての送風機を停止できる主制御器を取り付けなければならない。機関場所用の機械通風の主制御器の一は、機関場所外の位置から操作できなければならない。調理室のかまどからの排気ダクトが居住場所を通過する部分には、効果的な防熱を施さなければならない。

第三十九規則　構造の詳細（第二方式には適用しない。）

(a) 第一方式

貨物積付場所、郵便物室、手荷物室又は使用場所の冷凍室を除き、すべての壁張り、床張り、天井張り及び防熱材は、不燃性材料のものでなければならない。但し、百人以下の旅客を輸送する船舶では、壁張り、床張り及び天井張りは、その場所の隔壁に適用する條件に適合する限り、不燃性材料のものでなくてもよい。居住場所又は共用室における可燃性の上張り、縁形、装飾物及びベニヤ板の総容積は、壁及び天井の全表面に張つた十分の一インチ（又は二・五四ミリメートル）のベニヤ板に相当する容積をこえてはならない。可燃性の上張り、縁形、装飾物又はベニヤ板は、通路又は階段囲壁に使用してはならない。

(b) 第三方式

防火処理を施さない木材、ベニヤ板、天井張り、カーテン、カーペット等のすべての種類の可燃性材料の使用は、合理的で実行可能な限り少なくしなければならない。広い共用室内では、床張り並びに壁張り及び天井張りの支持物

は、鋼又は同等の材料のものでなければならない。

第四十規則　雑項目（第一方式、第二方式及び第三方式）

(a)(i)　天井張り、羽目板又は壁張りの後の囲まれた空間は、前後方向における間隔が四十五フィート（又は一三・七三メートル）をこえない密着した通風止めにより適当に区分しなければならない。

(ii)　この空間は、階段、トランク等の壁張りの後の空間を含めて、垂直方向に甲板のところで閉じられていなければならない。

(b)　天井張り及び隔壁の構造は、隠れた接近し難い場所に生じた煙を火災巡視員が防火の効果を損じないで発見できるようなものでなければならない。

(c)　居住場所におけるすべての隔壁、壁張り、羽目板、階段、木製床張り等の隠れた面は、炎の拡大を充分に制限すると主管庁が認めるものでなければならない。

(d)　ニトロ＝セルローズ基を含むペイント、ワニス及び類似品は、使用してはならない。

(e)　喫水線に近い船外排水管、衛生排出管及びその他の排出管には鉛を使用してはならず、また、火災の際に鉛が溶けて浸水の危険を生ずる場所には、鉛を使用してはならない。

(f)　電気ラジエーターは、これを使用するときは、固定することとし、且つ、火災の危険を最小に減ずるように造らなければならない。露出放熱線型の電気ラジエーターは、使用してはならない。

第三方式にのみ要求されるもの

(g)　居住場所におけるすべての露出面及びこれらの被覆は、主管庁が充分と認める制限火災拡大力を有しなければならない。

第四十一規則　映写装置（第一方式、第二方式及び第三方式）

「不燃性」フイルムのみを使用する場合を除き、船内に映写装置をすえ付けて使用する場合には、主管庁が定める特別の防火対策に従わなければならない。高度の可燃性のフイルムの貯蔵に充てるロッカーは、貯蔵するわく巻フイルム又は同等物の五ポンドについて一平方インチ（三・五キログラムについて十平方センチメートル）の総面積を有する外気への排気口を有しなければならない。

第四十二規則　自動散水装置、火災警報装置及び火災探知装置（第二方式）

第二方式を採用する船舶には、主管庁が承認し且つ第四十八規則の要件に適合する型式の自動散水装置及び火災警報装置を備え、且つ、実質的に火災の危険がない場所を除き、これを旅客又は船員の使用に充てるすべての囲まれた場所を保護するように配置しなければならない。

第四十三規則　自動火災警報装置及び火災探知装置（第三方式）

第三方式を採用する船舶には、主管庁が承認する型式の火災探知装置を備え、また、これを、旅客又は船員の使用に充てるすべての囲まれた場所（実質的に火災の危険がない場所を除く。）における火災の存在を探知するように、且つ火災の存在又は徴候及び位置を職員及び船員が最もすみやかに認めうる一又は二以上の場所に自動的に表示するように配置しなければならない。

第四十四規則　図面（第一方式、第二方式及び第三方式）

船舶の担当職員用として、一般配置図を耐久的に掲示しなければならない。この配置図には、耐火隔壁で囲まれた各消防区域と、防火隔壁（もしあれば）で囲まれた区域と、火災警報装置、探知装置、散水装置（もしあれば）、消火設備、各区画室や甲板等の出入設備並びにダンパーの位置及び各区域用の通風用送風機の識別番号を含む通風装置についての詳細とを、甲板ごとに示すものとする。

E部　旅客船及び貨物船の火災探知及び消火

（E部は、旅客船及び貨物船に適用する。但し、第五十規則は、旅客船にのみ、第五十一規則は、貨物船にのみ適用する。）

注　第四十五規則から第四十九規則までは、第五十規則及び第五十一規則に掲げる設備が適合することを要求される條件を定める。

第四十五規則　ポンプ、送水管、消火せん及びホース

(a)　消防ポンプは、独立に駆動されなければならない。衛生ポンプ、バラスト・ポンプ、ビルジ・ポンプ又は雑用ポンプは、消防ポンプとして容認することができる。いかなる船舶においても、消防の目的に指定するポンプの能力は、その船舶に要求されるビルジ・ポンプの能力の少なくとも三分の二でなければならない。ポンプは、これらの規則に掲げる少なくとも二條の強力な噴射をすることができるものでなければならない。筒先における射程は、約四十フィート（又は十二メートル）でなければならない。

(b)　すべての消防ポンプには、逃がし弁を備えなければならない。弁は、主消防系統のいずれの部分においても過圧を防ぐように配置し、且つ、調整しなければならない。

(c)　送水管の直径は、少なくとも二個の消防ホースを同時に操作するための水量の供給を確保するのに充分なものとし、且つ、消防の目的に指定するポンプの要求される能力に基くものとしなければならない。

(d)　消火せんの数及び位置は、少なくとも二條の射水を船舶のいかなる部分にも行いうるものとし、そのうちの一條は、一本のホースで行いうるものとしなければならない。

(e)　送水管及び消火せんは、消防ホースを容易に連結できるように配置しなければならない。甲板貨物を輸送することがある船舶では、消火せんの位置は、常に容易に接近できるものとし、送水管は、実行可能な限りこれらの貨物による損傷を避けるように配置しなければならない。

(f)　コック又は弁は、消防ポンプの作動中にいずれの消防ホースでも取りはずしうるような位置で送水管に取り付けなければならない。

(g)　消防ホースは、主管庁が承認する財料のものとし、且つ、使用を要求されることがあるいかなる場所にも射水するのに充分な長さとしなければならない。これには、必要な附属具を備えなければならない。筒先の内径は、二分の一インチ（又は十二ミリメートル）未満であつてはならない。

(h)　これらの規則に「消防ホース」と明記するホースは、必要な附属具及び道具とともに、消火せん又は送水連結せんの近くの目に付きやすい位置において直ちに使用できるようにしておかなければならない。

第四十六規則　消火器

(a)　すべての消火器は、主管庁が承認する型式及び設計のものでなければならない。持運び式消火器の容量は、三ガロン（又は一三・五リットル）以下、二ガロン（又は九リットル）以上でなければならない。

(b) 予備装てん物は、主管庁が定める要件に従つて備えなければならない。

(c) 圧力下で消火剤を装てんした消火器は、旅客又は船員の居住場所に備えてはならない。

(d) 持運び式消火器は、定期的に検査され、且つ、主管庁が要求する試験を受けなければならない。

(e) ある場所に使用するための持運び式消火器の一個は、その場所の入口の近くに備えなければならない。

(f) 固定消火装置の制御弁は、容易に接近できるように、且つ火災の発生によつて使用が中断され難いように配置しなければならない。

第四十七規則　貨物積付場所及びボイラー室に対する鎮火性ガス又は蒸気

(a) 消火の目的で貨物積付場所又はボイラー室にガス又は蒸気を注入する措置を執る場合には、ガス又は蒸気を送るのに必要な管には、いかなる状態においても甲板から容易に接近できる制御弁又はコックを備え、且つ、その管が導かれる区画室を明白に示すように標示しなければならない。いずれの区画室にもガス又は蒸気が不用意に侵入しないように、適当な措置を執らなければならない。旅客が接近できる場所に導かれる管には、適当に保護された追加の止め弁又はコックを設けなければならない。

(b) 管は、鎮火性ガス又は蒸気を実効的に分布するように配置しなければならない。大きい船倉では、少なくとも二個の管を用い、そのうちの一を前部に、他の一を後部に取り付けなければならない。蒸気を使用する場合には、管は、その場所の充分に下方へ導かなければならない。

(c) (i) 炭酸ガスを貨物積付場所に消火剤として供給する場合には、使用できるガスの量は、船舶の密閉できる最大の貨物区画室の総容積の少なくとも三十パーセントに等しい量の遊離ガスを供給するのに充分でなければならない。

(ii) 炭酸ガスをボイラー室に消火剤として供給する場合には、導かれるガスの量は、最大ボイラー室のボイラーの頂部まで測つた総容積の少なくとも三十パーセントに等しい量の遊離ガスを供給するのに充分でなければならない。機関室とボイラー室が完全に隔離されないで燃料油がボイラー室から機関室のビルジに流れうる場合には、機関室とボイラー室を合わせたものを一区画室とみなす。

(iii) 炭酸ガスを貨物積付場所及びボイラー室の双方に消火剤として供給する場合には、ガスの量は、貨物積付場所であるとボイラー室であるとにかかわらず前記の方法で保護される最大の区画室について要求される量をこえることを要しない。

(iv) (c)の適用上、ガスの量は一ポンドを九立方フイートとして(又は一キログラムを〇・五六立方メートルとして)計算しなければならない。

(d) 蒸気を船倉で消火剤として使用する場合には、蒸気供給用のボイラーは、船舶の最大の貨物区画室の総容積の十二立方フイートごとに毎時少なくとも一ポンド(又は〇・七五立方メートルごとに一キログラム)の蒸発力を有しなければならない。

(e) 通風用送風機には、その場所の外部から止める装置を、また、鎮火性ガス又は蒸気を消火剤として使用する場所のすべての戸口、通風筒、煙突周囲の環状部分及びその他の開口には、閉鎖装置を備えなければならない。

(f) 業務場所への炭酸ガスの放出を知らせる可聴警報装置は、備えなければならない。

第四十八規則　自動散水装置

(a) 自動的に作動する散水装置は、充分な消火装置として容認することができる。この装置を取り付ける場合には、装置は、必要な圧力で水を満たしておき、且つ、水を連続して供給する設備を備えなければならない。

(b) この装置は、主管庁が決定する数の区域に区分し、且つ、火災の発生又は徴候及び位置を一又は二以上の適当な場所において示す自動警報装置を備えなければならない。

(c) 散水頭からの放水に用いるポンプは、装置における圧力低下により自動的に作動するように連結しなければならない。

(d) ポンプは、主管庁が決定する数の散水頭が作動する間、散水頭において適当な圧力で充分な水の供給を維持できるものでなければならない。

(e) 海水ポンプ、空気圧縮機及び自動警報装置のための動力供給源は、二個未満であつてはならない。動力が電気である場合には、この目的のみに備える給電線で非常配電盤を通じて供電しなければならない。この回路には、配電盤以外にスイッチを設けてはならない。スイッチは、明白に標示し、且つ、通常は閉じておかなければならない。

(f) 散水頭は、主管庁が決定する温度で作動することを要する。すべての自動的な配置の定期的試験のために、適当な措置を執らなければならない。

第四十九規則　呼吸具、防煙ヘルメット及び安全燈

(a) 呼吸具又は防煙ヘルメットは、主管庁が承認する型式のものでなければならない。

(b) 空気ホース付きの防煙ヘルメット又はマスクを付けた者が煙を吸うのを避けるために、空気ホースの長さは、倉口又は戸口から充分に離れた開放甲板から船倉又は機関場所のいずれの部分にも充分に達しなければならない。

(c) 安全燈は、少なくとも三時間の燃焼時間を有し、且つ、主管庁が承認する型式のものでなければならない。

第五十規則　旅客船に対する要件

巡視及び探知

(a) すべての旅客船では、火災の発生をすみやかに探知するため、効果的な巡視制度を維持しなければならない。火災巡視員が船橋又は火災制御場所に直ちに警報できるように、旅客及び船員の居住場所には、手動火災警報装置を取り付けなければならない。

(b) 主管庁が巡視制度によつて接近できないと認める船内のいずれかの部分における火災の存在又は徴候及び位置を、職員及び船員が最もすみやかに認めうる一又は二以上の適当な場所において、自動的に表示する承認された火災警報装置又は火災探知装置は、備えなければならない。但し、船舶が短期間の航海に従事していてこの要件の適用が不合理であることを主管庁が充分と認める程度に証明したときは、この限りでない。

旅客及び船員が使用する場所

(c) 旅客船は、すべての水密戸及び主耐火隔壁のすべての戸を閉じた場合に、旅客又は船員が使用する甲板又は場所のいずれの部分にも、迅速に且つ同時に少なくとも二條の強力な射水を向けうる設備を備えなければならない。中間隔壁の

戸には、ふたを取り付けた適当な開口を設けることができる。

(d) 旅客船は、主管庁が適当且つ充分と認める承認された持運び式消火器を備えなければならない。

貨物積付場所

(e) 旅客船は、いずれの貨物積付場所にも迅速に且つ同時に少なくとも二條の強力な射水を向けうる設備を備えなければならない。

(f)

(i) 総トン数千トン以上の旅客船は、船舶の密閉できる最大の船倉の総容積の少なくとも三十パーセントに等しい量の遊離ガスを供給するのに充分な鎮火性ガスを、常設の管系で貨物を積載することがあるいずれの区画室にもすみやかに送りうる設備を備えなければならない。主管庁は、蒸気船及び内燃機関で推進する船舶において、その配置が第四十七規則(d)に適合する場合には、鎮火性ガスの代りに蒸気の使用を許容することができる。

(ii) 船舶が短期間の航海に従事していて前記の要件の適用が不合理であることを主管庁が充分と認める程度に証明した場合及び総トン数千トン未満の旅客船の場合には、貨物積付場所の配置は、主管庁が充分と認めるものでなければならない。

機関場所及び燃料庫

(g) 旅客船は、石炭庫、ボイラー室及び機関室のいずれの部分にも迅速に且つ同時に少なくとも二條の強力な射水を向けうる設備を備えなければならない。

(h) 油たきボイラー又は推進用内燃機関を取り付ける旅客船は、機関場所に少なくとも二個の消火せんを、一は左げんに他は右げんに備え、また、各消火せんには、接手及び導管の完備した消防ホースを油上に散水するのに適当な筒先とともに備えなければならない。

(i) 主ボイラー又は補助ボイラーが油たきである旅客船は、この規則の(g)及び(h)並びに次のことに適合しなければならない。

(i) 各たき火場には、砂、ソーダをしみ込ませたおがくず又はその他の承認された乾燥物質を主管庁が要求する量だけ入れた容器を備えなければならない。

(ii) 各ボイラー室の各たき火場及び燃料油設備の一部がある各場所には、油火の消火に適するあわ又はその他の承認された消火剤を放出する少なくとも二個の承認された持運び式消火器を備えなければならない。

(iii) ボイラー室及び燃料油施設又は澄ましタンクのある場所にあわを迅速に放出散布できる承認された設備を備えなければならない。放出可能のあわの量は、燃料油が不時の漏えいの場合にひろがりうる最大面積を六インチ(又は十五センチメートル)の厚さでおおうのに充分でなければならない。これに代えて、鎮火性ガス又は固定高圧散水装置を使用してもよい。機関室とボイラー室が完全に隔離されないで、燃料油がボイラー室から機関室のビルジ道に流れうる場合には、機関室とボイラー室を合わせたものを一区画室とみなす。装置は、容易に接近することができて火災の発生によつていや断され難い位置から制御されなければならない。

(iv) 容量が少なくとも三十ガロン(又は百三十六リットル)の承認されたあわ消火器を、ボイラー室が一の船舶では一個、ボイラー室が二以上の船舶では二個備えなければならない。これらの消火器には、ボイラー室及び燃料油設備の一部を含む場所のいずれの部分にも達しうるホースを格車に巻いて備えなければならない。百ポンド(又は四十五キログラム)の炭酸ガス消火器は、三十ガロン(又は百三十六リットル)のあわ消火器の代りに用いてよい。

(j) 内燃機関で推進する旅客船は、この規則の(g)及び(h)に適合する外、各機関場所に容量十ガロン(又は四十五リットル)以上の少なくとも一個の承認されたあわ消火器及び機関の制動馬力千又はその数ごとに一個の承認された持運び式あわ消火器を備えなければならない。但し、この持運び式消火器の総数は、二個未満であつてはならず、六個をこえることを要しない。三十五ポンド(又は十六キログラム)の炭酸ガス消火器は、十ガロン(又は四十五リットル)のあわ消火器の代りに用いてよい。

(k) 内燃機関で推進する旅客船がドンキー・ボイラーを備える場合には、(i)(i)に適合しなければならない。ドンキー・ボイラーが機関場所内にあるときは、その場所に前項の要求する大形消火器の代りに、適当なホース装置又はあわを分布するためのその他の承認された装置を取り付けた容量少なくとも三十ガロン(又は百三十六リットル)の承認されたあわ消火器一個を備えなければならない。百ポンド(又は四十五キログラム)の炭酸ガス消火器は、三十ガロン(又は百三十六リットル)のあわ消火器の代りに用いてよい。

(l) ポンプ

総トン数四千トン以上の旅客船は、蒸気又はその他の動力で操作される消防ポンプを少なくとも三個備え、総トン数四千トン未満のあらゆる旅客船は、この消防ポンプを少なくとも二個備えなければならない。各消防ポンプは、主管庁が充分と認める水量を少なくとも二條の強力な噴射によつて船内のいずれの部分にも同時に放出できるものでなければならない。

(m) 長さ三百フィート(又は九一・五メートル)以上で油たきボイラー又は内燃機関を取り付ける旅客船では、海水連結管、ポンプ及びこれを操作する動力源の配置は、一区画室の火災により消防ポンプのすべてが活動不能にならないことを確保するものでなければならない。長さ三百フィート(又は九一・五メートル)未満の船舶では、一区画室の火災によつてポンプのすべてが活動不能になつたときにこれに代る消火装置を備えなければならない。

(n) 送水管及び消火せん

旅客船は、第四十五規則の関係要件に適合する送水管及び消火せんを備えなければならない。

消防ホース

(o) 旅客船は、主管庁が充分と認める数の消防ホースを備えなければならない。各消火せんには、少なくとも一個の消防ホースを備え、これらのホースは、消火の目的又は消防訓練及び検査の際の消防装置試験の目的にのみ使用しなければならない。

(p) 防煙ヘルメット及び安全燈

旅客船は、呼吸具又は防煙ヘルメット、安全燈及び消防おのから成る装具を少なくとも二組積載しなければならない。これらの装具は、充分に離れた場所に置き、且つ、直ちに使用できるようにしておかなければならない。甲板、囲壁又は隔壁を通して火に接近する非常手段のための持運び式電気ドリルが利用できなければならない。

第五十一規則　総トン数が千トン以上の貨物船に対する要件

(a)

(i) 総トン数が二千トン以上の貨物船は、船舶の密閉できる最大船倉の総容積の少なくとも三十パーセントに等しい量の遊離ガスを供給するのに充分な鎮火性ガスを、常設の管系で貨物を積載することがあるいずれの区画室にもすみやかに送りうる装置を備えなければならない。主管

庁は、蒸気船及び発動機船の配置が第四十七規則(d)に適合する場合には、鎮火性ガスの代りに蒸気の使用を許容することができる。タンク船では、あわを鎮火性ガス又は蒸気の適当な代用として使用してよい。

(ii) 主管庁は、次の場合に、船舶の貨物倉（タンク船のタンクを除く。）について、この要件を免除することができる。

(a) 貨物倉が鋼製倉口ふた並びに船倉に通ずるすべての通風筒及びその他の開口を閉鎖する実効的な装置を備える場合

(b) 船舶が鉱石又は石炭のような貨物を輸送するための構造でその輸送のみを目的とする場合

(c) 船舶が短期間の航海に従事していて、この要件の適用が不合理であることを主管庁が充分と認める程度に証明した場合

b) 総トン数千トン以上の貨物船は、次のことに適合しなければならない。

(i) (a) 消防ホースに充分な水を供給できる動力ポンプ二個を、船内のいずれの部分にも迅速に且つ同時に少なくとも二條の強力な射水を向けうる設備とともに備えなければならない。この設備には、主管庁が充分と認める数の消防ホースで接手及び導管を完備したものを備えなければならない。

(b) 油たきボイラー又は内燃機関を取り付ける船舶では、一区画室の火災によりポンプのすべてが活動不能になつたときにこれに代る消火装置を備えなければならない。

(ii) 船員及び旅客（もしあれば）が使用する場所には、直ちに使用できる持運び式消火器を備えなければならず、且つ、いかなる場合にもこれらの消火器は、五個以上でなければならない。

(iii) 呼吸具又は防煙ヘルメット、安全燈及び消防おのから成る装具を備え、且つ、タンク船の場合を除き、甲板、囲壁又は隔壁を通して火に接近する非常手段のための持運び式電気ドリルを備えなければならない。

(c) 総トン数千トン以上で油たきボイラー又は推進用内燃機関を備える貨物船は、機関場所に少なくとも二個の消火せんを、一は左げんに、他は右げんに備え、また各消火せんには、接手及び導管の完備した消防ホースを、油上に散水するのに適当な筒先とともに備えなければならない。

(d) 総トン数千トン以上で油を燃料として主ボイラー又は補助ボイラーに使用する貨物船は、ボイラー室及び機関場所において次のことに適合しなければならない。

(i) 各たき火場には、砂、ソーダをしみ込ませたおがくず又はその他の承認された乾燥物質を主管庁が要求する量だけ入れた容器を備えなければならない。

(ii) 各ボイラー室の各たき火場及び燃料油設備の一部がある各場所には、油火の消火に適するあわ又はその他の承認された消火剤を放出する少なくとも二個の承認された持運び式消火器を備えなければならない。更に、各バーナーには、容量二ガロン（又は九リットル）の同様の消火器を少なくとも一個備えなければならない。但し、追加の消火器の総容量は、一ボイラー室について十ガロン（又は四十五リットル）をこえることを要しない。

(iii) ボイラー室及び燃料油施設又は澄ましタンクのある場所にあわを迅速に放出散布できる承認された設備を備えなければならない。放出可能のあわの量は、燃料油が不時の漏えいの場合にひろがりうる最大面積を六インチの厚さでおおうのに充分でなければならない。これに代えて、鎮火性ガス若しくは蒸気又は固定高圧散水装置を使用してもよい。機関室とボイラー室とが完全に隔離されないで、燃料油がボイラー室から機関室のビルジ道に流れうる場合には、機関室とボイラー室とを合わせたものを一区画室とみなす。装置は、容易に接近することができて火災の発生によつてしや断され難い位置から制御されなければならない。

(e) 主管庁は、油及び石炭を燃料として同時に使用する総トン数千トン以上の貨物船の機関室及びボイラー室に備える消火設備については、特別な考慮を払わなければならない。

(f) 総トン数千トン以上で内燃機関によつて推進する貨物船は、機関場所に次のものを備えなければならない。

(i) この規則の(c)に適合する設備

(ii) 容量が少なくとも十ガロン（又は四十五リットル）の承認されたあわ消火器一個又は三十五ポンド（又は十六キログラム）の炭酸ガス消火器一個

(iii) 機関室の大きさ及び配置並びに機関の馬力を考慮して主管庁が要求する数及び配置の持運び式消火器。消火器の数は、二個未満であつてはならず、六個をこえることを要しない。

油たきボイラーを取り付けるときは、この規則の(d)の要件を適用する。

第五十二規則　設備の迅速な利用

新船及び現存船である旅客船及び貨物船の消火設備は、航海中のいかなる時にも良好な状態にし、且つ直ちに使用できるようにしておかなければならない。

第五十三規則　代用の容認

この章のこの部において、器具、装置、消火剤又は配置について特別の型式が指定されている場合には、器具等の他の型式は、主管庁が同等以上の実効性があると認めるときに許される。

F部　雑則

（F部は、旅客船のみに適用する。）

第五十四規則　脱出設備

(a) すべての旅客室及び船員室において並びにこれらの場所からは、階段及びはしごは、乗艇甲板まで迅速に脱出できるように配置しなければならない。特に、次の特定に適合しなければならない。

(i) 隔壁甲板の下方では、水密戸とは別に、適当な脱出のための水密区画室からの充分な出口設備を備え、この設備は、容易に接近できるように配置しなければならない。

(ii) 隔壁甲板より上方では、主耐火隔壁に囲まれた場所からの実際的な脱出設備少なくとも二を備え、少なくともその一は、垂直な逃げ口を形成する階段に接近できるものでなければならない。

(iii) 階段の幅、数及び配置は、主管庁が充分と認めるものでなければならない。

(b) 水密戸とは別に、機関室、軸路、ストークホールド区画室及びその他の業務場所からの船員のための実際的な脱出設備を備えなければならない。

第五十五規則　後進力

旅客船は、すべての通常の状態において船舶の適当な操縦を確保するのに充分な後進力を有しなければならない。

第五十六規則　操だ装置

(a) 旅客船は、主管庁が充分と認める主操だ装置及び補助操だ装置を備えなければならない。

(b) 補助装置は、非常の際に迅速に作動でき、且つ、航行できる速力で船舶を操だするのに適当な強さ及び充分な力を有しなければならない。だ柄の箇所のだ頭材の径が九インチ（又は二二・八六センチメートル）以上であることを主管庁が要求する船舶においては、補助装置を動力で操作しなければならない。

(c) 主操だ装置の動力装置と同様のもの及び連結装置は、補助装置として容認される。

第三章　救命設備等

第一規則　適用

(a) 別段の明文規定がある場合を除き、この章は、国際航海に従事する新船に次のとおり適用する。

A部　旅客船及び貨物船

B部　旅客船

C部　貨物船

(b) 国際航海に従事する現存船で新船に関するこの章の規定にもはや適合しないものについては、主管庁は、実行可能で合理的である限り、千九百五十一年一月一日までに第四規則に掲げる一般原則に適合させ、且つこの章の他の規定に実質的に適合させることを確保する目的で、船舶についての措置を考慮しなければならない。

A部　総則

（A部は、旅客船及び貨物船に適用する。）

第二規則　定義

この章の適用上、「短国際航海」とは、船舶が航海中に旅客及び船員を安全にすることができる港又は場所から二百海里をこえることがなく、且つ航海を開始する国の最後の寄港地と最終の到着港との距離が六百海里をこえない国際航海をいう。

第三規則　免除

(a) 主管庁は、航海の保護された性質及び状況によりこの章のすべての要件の適用が不合理又は不必要であると認めるときは、その程度に応じて自国の個個の船舶又はある種類の船舶で航海中に最も近い陸地から二十海里をこえないものに対して、この章の要件を免除することができる。

(b) 巡礼者運送のような特殊な運送において多数の無寝床旅客の輸送に使用される国際航海に従事する旅客船の場合で、この章の要件に適合させることを実行不可能と認めるときは、主管庁は、自国の船舶に対し、次の条件に基いてこれらの要件を免除することができる。

(i) 救命艇及びその他の救命設備並びに防火について運送事情が許す限りの充分な規定を制定すること。

(ii) すべての救命艇及び救命設備が第四規則の趣旨の範囲内で迅速に利用できること。

(iii) 乗船者ごとに救命胴衣一個を備えること。

(iv) 運送の特殊事情に適用できる一般規則を制定する措置を執ること。一般規則は、旅客の輸送に直接に利害関係のある他の締約政府があるときは、その政府と協議して制定しなければならない。

條約の規定にかかわらず、千九百三十一年のシムラ規則は、この規則の(c)(iv)に基いて制定する規則が効力を生ずるまで、当事国の間で引き続いて効力を有する。

第四規則　救命艇及び救命浮器の迅速な利用

(a) この章の適用を受ける船舶における救命艇及び救命浮器の備付を規制する一般原則は、救命艇及び救命浮器が非常の場合に迅速に利用できることである。

(b) 迅速に利用できるためには、救命艇及び救命浮器は、次の條件に適合しなければならない。

(i) 救命艇及び救命浮器は、船舶が横傾斜及び縦傾斜の不利な状態においても、安全迅速に水上におろすことができること。

(ii) 迅速に且つ秩序よく救命艇に乗り込ませることができること。

(iii) 救命艇及び救命浮器の配置が他の端艇及び救命浮器の操作を妨げないものであること。

(c) すべての救命設備は、船舶の発航前及び航海中のいかなる時にも良好な使用状態にし、且つ直ちに利用できるようにしておかなければならない。

第五規則　救命艇の構造

(a) すべての救命艇は、適当な構造にしなければならず、且つ、海上における充分な復原性と人員及び艤装品を満載する場合における充分なフリーボードとを有する形状及び寸法割合のものでなければならない。

(b) すべての救命艇は、内部浮体のみを有する固定げん側の無甲板艇でなければならない。救命艇の長さは、二十四フイート（又は七・三メートル）未満であつてはならない。但し、この長さの救命艇の積載を船舶の大きさ又はその他の理由によつて不合理又は実行不可能と主管庁が認める場合を除く。いかなる船舶においても、救命艇の長さは、十六フイート（又は四・九メートル）未満であつてはならない。

(c) 人員及びぎ装品を満載する場合に重量が二十トン（又は二万三百キログラム）をこえる救命艇は、承認されない。

(d) 六十人をこえる人員の乗艇を認められたすべての救命艇は、第九規則の要件に適合するA級又はB級の発動機付救命艇又は第十規則の要件に適合する他の承認された機械推進装置を付けた救命艇でなければならない。

(e) すべての救命艇は、人員及びぎ装品を満載して水上に安全におろすのに充分な強さのものでなければならない。

(f) すべての救命艇は、少なくともその長さの四パーセントに等しい平均げん弧高を有しなければならない。

(g) 百人以上の人員の乗艇を認められた救命艇では、浮体の容積は、主管庁が充分と認める程度まで増加しなければならない。

(h) 木製救命艇の浮力は、端艇の容積の少なくとも十分の一に等しい総容積の水密空気箱によつて与えなければならない。

(i) 金属製救命艇の浮力は、同一容積の木製救命艇について前項の要求する浮力より小さくてはならない。従つて、水密空気箱の容積は、増加しなければならない。

(j) 救命艇の腰掛板ばり及び船側腰掛は、できるだけ低く取り付け、且つ、腰掛板ばりの底板からの高さが二フイート九インチ（又は八十四センチメートル）をこえないように底板を取り付けなければならない。

第六規則　救命艇の容積

(a) 救命艇の容積は、スターリング法則（シンプソン法則）又は同等の精度を与えるその他の方法で決定しなければならない。方形船尾の救命艇の容積は、救命艇がとがつた船尾を有するものとして計算しなければならない。

(b) たとえば、スターリング法則によつて計算する救命艇の立方フイート（又は立方メートル）による容積は、次の式によつて得られるものと認める。

$$容積 = \frac{L}{12}(4A + 2B + 4C)$$

Lは、船首材における外板の内面から船尾材の相当点までのフイート（又はメートル）による救命艇の長さ。方形船尾の救命艇の

場合には、長さは、船尾横板の内面まで測る。

A、B、Cは、それぞれ船首から長さの四分の一、長さの中央及び船尾から長さの四分の一における横断面で、Lを四等分して得た三点に対応するものの面積を表わす。（救命艇の両端に対応する面積は、無視できるものとみなす。）

面積A、B、Cは、三個の横断面のおのおのに次の式を順次に適用して平方フイート（又は平方メートル）で得られるものと認める。

$$\text{面積} = \frac{h}{12}(a + 4b + 2c + 4d + e)$$

hは、外板の内面においてキールからげん端まで又はある場合には後に決定する一層低い高さまでフイート（又はメートル）で測つた深さである。

a、b、c、d、eは、深さの最上点及び最下点並びにhを四等分して得た三点においてフイート（又はメートル）で測つた救命艇の水平の幅を表わす。（a及びeは、hの端末点における幅、cは、中央点における幅である。）

(c)　両端から救命艇の長さの四分の一にある二点で測つたげん端のげん弧高が救命艇の長さの一パーセントをこえるときは、横断面積Aは又はCの計算に用いる深さは、救命艇の長さの中央における深さに救命艇の長さの一パーセントを加えたものとする。

(d)　長さの中央における救命艇の深さが幅の四十五パーセントをこえるときは、中央横断面積Bの計算に用いる深さは、幅の四十五パーセントに等しいものとみなす。また、長さの四分の一における横断面積A及びCの計算に用いる深さは、幅の四十五パーセントに救命艇の長さの一パーセントを加えて求める。但し、いかなる場合にも、計算に用いる深さは、その点における実際の深さをこえてはならない。

(e)　救命艇の深さが四フイート（又は百二十二センチメートル）より大きいときは、この方式の適用によつて得た人数は、その員数の人が救命胴衣を着用して乗艇した救命艇を浮べる試験で満足な結果を得るまで、四フイート（又は百二十二センチメートル）と救命艇の実際の深さとの比に応じて減少しなければならない。

(f)　主管庁は、非常にやせた船首尾を有する救命艇及び非常に肥えた形状の救命艇に許容する人数について、適当な式によつて制限を加えなければならない。

(g)　主管庁は、長さ、幅及び深さの相乗積に〇・六を乗じたものが前記の方法によつて得た容積より大きな容積とならないことが明らかであるときは、相乗積に〇・六を乗じたものに等しい容積を救命艇に指定することができる。この場合に、救命艇の寸法は、次のように測らなければならない。

長さは、外板の外面と船首材の交点から船尾材の相当点まで又は方形船尾の端艇の場合には船尾横板の後面まで測る。

幅は、端艇の幅の最大の点において外板の外面から測る。

深さは、長さの中央においてキールからげん端外板の内面まで測る。但し、容積の計算に用いる深さは、いかなる場合にも幅の四十五パーセントをこえてはならない。

すべての場合に、船主は、救命艇の容積を正確な測度で決定することを要請する権利を有する。

(h)　発動機付救命艇の容積は、総容積から、発動機及び附属品並びに無線電信設備及び探照燈並びにこれらの附属品（備え付ける場合に限る。）の占める容積に等しい容積を控除して求める。

第七規則　救命艇の乗艇能力

(a)　救命艇に収容できる人数は、容積を立方フイートにおいては十で、立方メートルにおいては〇・二八三で除して得た最大整数に等しい。

(b)　前記の数は、適当な座席に相当する人数より多いときは、減少しなければならない。この適当な座席に相当する人数は、着席したときオールの使用を少しも妨害しないように決定しなければならない。

(c)　救命艇に収容できる人数を決定する試験においては、各人は、救命胴衣を着用した成人とみなすものとする。

第八規則　積載すべき発動機付救命艇及びその他の機械推進装置付救命艇の定数

(a)　船舶に積載すべき救命艇の数が二十隻以上の場合には、二隻は、第九規則の要件に適合するA級の発動機付救命艇でなければならない。

(b)　船舶に積載すべき救命艇の数が十三隻をこえ二十隻未満である場合には、一隻は、A級の発動機付救命艇、一隻は、第九規則の要件に適合するA級若しくはB級の発動機付救命艇又は第十規則の要件に適合する承認された機械推進装置付救命艇でなければならない。

(c)　前記の規定によつて発動機付救命艇を備えないすべての旅客船は、第九規則の要件に適合するA級若しくはB級の発動機付救命艇一隻又は第十規則の要件に適合する承認された機械推進装置付救命艇一隻を積載しなければならない。

(d)　総トン数千六百トン以上のすべての貨物船は、第九規則の要件に適合するA級若しくはB級の発動機付救命艇一隻又は第十規則の要件に適合する機械推進装置付救命艇一隻を積載しなければならない。

第九規則　発動機付救命艇の明細

(a)　A級

A級の発動機付救命艇は、次の條件に適合しなければならない。

(i)　承認された型式の内燃機関を取り付け、二十四時間の連続運転に充分な燃料を備え、また、いつでも使用できるようにしておくこと。

(ii)　荒天状態における操作を確保するために機関及び附属品を適当に囲み、また、後進のための措置が執られていること。

(iii)　人員及びぎ装品を満載したとき前進速力が平水において少なくとも六ノットであること。

(b)　B級

B級の発動機付救命艇は、次の條件に適合しなければならない。

(i)　燃料を充分に備え、また、いつでも使用できるようにしておくこと。

(ii)　荒天状態における操作を確保するために機関及び附属品を適当に囲み、また、後進のための措置が執られていること。

(iii)　人員及びぎ装品を満載したとき前進速力が平水において少なくとも四ノットであること。

(c)　発動機付救命艇の内部浮体の容積は、端艇が発動機付救命艇でないときに規則で要求される浮体の容積と少なくとも等しくし、且つ、次の(i)と(ii)の重量の差を補う必要がある場合には、必要な限度まで前記の容積を増加しなければならない。

(i) 機関及び附属品並びに取り付けてあるときは探照燈、無線電信設備及びこれらの附属品の重量　並びに

(ii) 発動機及び附属品並びに取り付けてあるときは探照燈、無線電信設備及びこれらの附属品を取り除いたと仮定した場合に救命艇に収容できる追加人員の重量

(d) B級の発動機付救命艇又はその他の承認された型式の機械推進装置付救命艇の代りとして、要求された数に加えてA級の発動機付救命艇を任意に積載する場合には、その燃料については、この規則の(b)(i)の要件を適用しなければならない。

第十規則　発動機付救命艇以外の機械推進装置付救命艇の明細

発動機付救命艇以外の機械推進装置付救命艇は、次の條件に適合しなければならない。

(a) 推進装置は、承認された型式のものとし、且つ、救命艇を水上におろしたときに船側から迅速に離すこと及び荒天状態において針路を保つことができるのに充分な力量を有すること。装置が人力で操作されるときは、使用に慣れない者が操作でき、且つ、救命艇の浸水の場合に操作できるものであること。

(b) 後進のための措置が執られていること。

(c) 発動機付救命艇以外の機械推進装置付救命艇の内部浮体の容積を推進装置の重量を補うために増加すること。

第十一規則　救命艇のぎ装品

(a) 各救命艇の標準ぎ装品は、次のものから成る。

(i) 単そう式のオール一組、予備オール二、かじ取りオール一、索又は鎖で救命艇に取り付けたかいせん又はかい架一組半及びかぎざお一

(ii) せん孔ごとに索又は鎖で救命艇に取り付けたせん二(適当な自働弁を取り付けるときは、せんを要しない。)、あかくみ一及び承認された材料のバケツ二

(iii) 救命艇に取り付けたかじ一及びだ柄一

(iv)(v) 救命艇の両端に手おの各一及び水密容器に入れた適当なマッチ二箱

(vi) めつきした鋼線支索及び帆(オレンヂ色)を備えるマスト一本以上

(vii) 夜光の又は適当な照明装置を取り付けたビナクルに入れた有効なコンパス

(viii) 救命艇の外周に取り付けたつかみ綱一筋

(ix) 承認された大きさのシー・アンカー一

(x) 充分な長さのもやい索二筋。一筋は、救命艇の前端に環索及び留木で解き放すことができるように取り付け、他の一筋は、救命艇の船首材にしつかり取り付けておき、且つ、直ちに使用できるようにしておかなければならない。

(xi) 植物油、魚油又は動物油一ガロン(又は四・五リットル)を入れた容器一。容器は、水面に容易に油を散布できるように造り、且つ、シー・アンカーに取り付けることができるような装置としなければならない。

(xii) 各人について二ポンド(又は一キログラム)の食糧を入れた気密容器一

(xiii) 各人について一ポンド(又は〇・五キログラム)のれん乳又はこれと同等のもの

(xiv) 各人について三クオート(又は三リットル)の清水を入れた水密容器及び索付きのひしやく一

(xv) 高空で明るい赤色光を発することができる承認された型式の落下さん付信号二及び明るい赤色光を発する承認された型式の手用信号炎六

(xvi) オレンジ色の煙を多量に発することができる承認された型式の発煙浮信号(昼間に使用)二

(xvii) 端艇が転覆したとき人が端艇にすがりつくことができる承認された装置であつて、ビルジ・キール若しくはキール・レールの形のもので、キールの下方を通してげん端からげん端に取り付けたつかみ綱を有するもの又はその他の承認された設備

(xviii) 水密容器に入れた承認された応急医療具一式

(xix) モールス信号に使用できる電気燈一、予備電池二及び予備球二

(xx) 承認された型式の日光信号鏡一

(xxi) 索で端艇に取り付けたかん切り付きのジヤック・ナイフ一

(xxii)(xxiii) 軽い浮きうる投げ索二筋

(xxiv) 承認された型式の手動ポンプ一　並びに

ぎ装品中の小形雑品を入れるための適当な格納箱一

(b) 当該主管庁がこの規則の(a)の(vi)、(xii)、(xiii)、(xx)及び(xxi)に明記する品目を不必要と認める期間の航海に従事する船舶の場合には、主管庁は、これらを免除することができる。

(c) この規則の(a)の規定にかかわらず、発動機付救命艇又はその他の承認された機械推進装置付救命艇は、マスト若しくは帆又は定数の半分をこえるオールを積載することを要しない。但し、かぎざお二を積載しなければならない。

(d) 六十人をこえる人員の乗艇を認められたすべての救命艇には、水中の人が救命艇によじのぼりうる適当な装置を取り付けなければならない。

第十二規則　救命艇ぎ装品の定置

格納箱に入れないすべての救命艇ぎ装品は、防げんの目的で自由にしておかなければならないかぎざおを除き、救命艇内に適当に定置しなければならない。しばりつけは、ぎ装品の定置を確保し、且つ、つりかぎの妨害又は救命艇への迅速な積込若しくは迅速な乗艇の妨害にならない方法で行わなければならない。

第十三規則　救命艇用持運び式無線装置

(a) 二十隻未満の救命艇を積載する船舶は、第四章第十四規則に定める要件に適合する承認された持運び式無線電信装置を備えなければならない。この装置は、非常の際にいずれかの救命艇に直ちに運ぶことができるように、海図室又はその他の適当な場所にまとめておかなければならない。

(b) 主管庁が救命艇用持運び式無線装置を不必要と認める期間の航海に従事する船舶の場合には、主管庁は、この設備を免除することができる。

第十四規則　救命艇への乗艇

救命艇への乗艇のために、次のものを含む適当な設備を設けなければならない。

(a) 水上にある救命艇に乗り込むことができるようにダビットの一組ごとに適当なはしご一

(b) 救命艇の進水過程において進水装置及び救命艇を照明する適当な設備

(c) 船舶を放棄する時が来たことを

旅客及び船員に警報する適当な設備　並びに

(d) 排水が救命艇にはいることを防ぐために、機関室の外に設けた適当な設備

第十五規則　救命艇及び救命浮器の標示

(a) 救命艇には、寸法と乗艇を認められた人数とを明白且つ耐久的に標示しなければならない。救命艇の属する船舶の名称は、船首に記入しなければならない。

(b) 救命浮器（及び救命浮器の代りに積載する救命いかだ）には、同様な方法で人数を標示しなければならない。

(c) いかなる救命艇及び救命浮器にも、これらの規則に明記する方法で得た数をこえる人数を標示してはならない。

第十六規則　救命浮環の明細

(a) 救命浮環は、次の要件を満たさなければならない。

(i) 救命浮環は、固形コルク又はその他の同等の材料のものでなければならない。

(ii) 救命浮環は、淡水で少なくとも三十二ポンド（又は一四・五キログラム）の鉄片を二十四時間ささえることができなければならない。

燈心草、コルクくず若しくは粒状コルク又はその他の散粒状物質をつめた救命浮環あるいは浮力がふくらますことを要する空気室に依存する救命浮環は、禁止する。

(b) 救命浮環には、確実に取り付けたつかみ綱を備えなければならない。各げんの少なくとも一個の浮環には、長さが少なくとも十五ひろ（又は二七・五メートル）の救命索を取り付けなければならない。総数の二分の一以上の救命浮環に、及びいかなる場合にも六個以上の救命浮環に、水で消えない効果的な自己点火燈を備えなければならない。この燈は、必要な取付具とともに、その属する浮環の近くに置かなければならない。

(c) すべての救命浮環は、船内の人が迅速に接近できるように置かなければならない。

(d) 救命浮環は、いつでもすみやかに取りはずして投げられるようにし、決して恒久的に取り付けてはならない。

第十七規則　救命胴衣

(a) 船舶は、主管庁が承認する型式の救命胴衣を船内の各人について一個積載しなければならない。更に、救命胴衣が小児の使用に適しないときは、充分な数の小児用救命胴衣を積載しなければならない。

(b) 主管庁は、救命胴衣が次の要件に適合しない限り、承認してはならない。

(i) 救命胴衣は、適当な工作法及び材料で作らなければならない。

(ii) 救命胴衣は、淡水で一六・五ポンド（又は七・五キログラム）の鉄片を二十四時間ささえることができなければならない。

(iii) 救命胴衣は、裏がえしても使用できなければならない。

(iv) 救命胴衣は、水中で無意識状態にある人の頭を水上にささえることができなければならない。

浮力が空気室に依存する救命胴衣は、禁止する。

(c) 救命胴衣は、迅速に接近できるように置き、その位置は、明示しなければならない。

第十八規則　救命索発射装置

(a) 船舶は、主管庁が承認する型式の救命索発射装置を積載しなければならない。

(b) 装置は、二百五十ヤード（又は二百三十メートル）以上の索を合理的な正確さで投射することができ、且つ、発射体四個及び索四本以上を含まなければならない。

第十九規則　船舶の遭難信号

船舶は、高空で明るい赤色光を発することができる落下さん付信号を含む主管庁が充分と認める昼間用及び夜間用の実効のある遭難信号装置を備えなければならない。

第二十規則　招集表及び非常措置

(a) 非常の際に受け持つべき特別任務は、各船員に割り当てなければならない。

(b) 招集表は、これらの特別任務のすべてを掲げ、且つ、特に各船員が行くべき場所及び遂行すべき任務を示さなければならない。

(c) 招集表は、船舶の発航前に作成しなければならない。写は、船舶の数箇所に、特に船員室に掲示しなければならない。

(d) 招集表は、次の事項について、それぞれの船員に任務を指定しなければならない。

(i) 水密戸及び弁並びに排水管、灰棄て筒等の閉鎖装置の閉鎖

(ii) 持運び式無線装置及び一般の救命浮器を含む救命艇のぎ装

(iii) ダビットに取り付けた救命艇の進水

(iv) 他の端艇及び救命浮器の一般準備

(v) 旅客の招集　並びに消火

(vi) 招集表は、事務部員に非常の際における旅客に関するそれぞれの任務を指定しなければならない。この任務は、次の事項を含む。

(i) 旅客に警報すること。

(ii) 旅客が着衣し且つ救命胴衣を適当に着用したことを確めること。

(iii) 旅客を招集場所に集めること。

(iv) 通路及び階段で秩序を維持し、且つ、一般に旅客の行動を統制すること。　並びに

(v) 毛布が救命艇に持ち込まれたことを確めること。

(f) 招集表は、すべての船員をその端艇及び消防の場所に招集するための明白な信号を指定し、且つ、この信号の完全な詳細を掲げなければならない。

第二十一規則　招集及び訓練

(a) (i) 旅客船では、実行できるときは、端艇訓練及び消防訓練のための船員の招集を一週間ごとに行わなければならない。一週間をこえて航海する旅客船では、最後の発航港を出る前にこの招集を行わなければならない。

(ii) 貨物船では、端艇訓練及び消防訓練のための船員の招集を一箇月をこえない間隔で行わなければならない。

(iii) 招集を行つた日は、主管庁が定めることのある航海日誌に記録しなければならない。また、ある週（旅客船の場合）又はある月（貨物船の場合）に招集が行われなかつたときは、招集を行うことができなかつた理由は、記入しなければならない。

(b) 旅客船では、短国際航海に従事するものを除き、旅客の招集を発航後二十四時間以内に行わなければならない。

(c) 逐次の端艇訓練においては、救命艇の異なる組を順番に使用しなければならない。訓練及び検査は、船員が遂行すべき任務を充分に理解し、且つ習熟するように取り計らわなければならない。

(d) 旅客を招集場所に集めるための非常信号は、汽笛又はサイレンの短音の六回をこえる連続に続く長

音一回としなければならない。この信号は、旅客船では、短国際航海に従事するものを除き、船内に遍在する他の電動信号で船橋から操作されるものによつて補足しなければならない。旅客に関係のあるすべての信号の意味は、非常の際にすべきことの明確な指示とともに、船室及びその他の旅客室の目に付きやすい場所に掲げる札に適当な言語で明記しなければならない。

B部　旅客船

（B部は、旅客船にのみ適用する。）

第二十二規則　救命艇及び救命浮器

(a) 旅客船では、この規則の次の項以下の規定に従うことを條件として、救命艇にすべての乗船者のための収容力を有しなければならず、更に、乗船者の二十五パーセントのための救命浮器を備えなければならない。旅客船は、すべての乗船者を収容できるものより、多くの救命艇を要求されない。

(b) 短国際航海に従事する旅客船の場合には、救命艇及び救命浮器は、第二十三規則及び第二十四規則でこの船舶について規定する要件に従つて備えなければならない。主管庁は、このようにして備えた救命艇の収容力をこえて旅客を輸送することが交通量によつて必要であると認めるときは、この種類の船舶に適用される第二章第一規則(d)に掲げる規定に船舶が適合している場合に限り、それを許可することができる。

(c) 主管庁は、短国際航海の証書を有する個個の船舶又はある種類の船舶に対し、船舶がこの規則の(b)の規定に適合し且つ乗船者の少なくとも七十五パーセントのための収容力を有する救命艇を積載しているときは、六百海里をこえ千二百海里をこえない航海を行うことを許すことができる。

第二十三規則　ダビットの数並びに救命艇及び救命浮器の収容力

(a)(i) 旅客船には、長さに応じて第二十四規則の表のA欄に定める組数のダビットを備えなければならない。但し、すべての乗船者の収容のために必要な救命艇の数をこえる組数のダビットは、要求されない。

(ii) ダビットの各組には、一隻の救命艇を取り付けなければならない。これらの救命艇がすべての乗船者のために充分な収容力を有しないときは、実行可能ならば救命艇を取り付けたダビットの追加の組を備え付けなければならない。ダビットに取り付けた救命艇がすべての乗船者のための収容力を有しないときは、すべての人員を収容できるように追加の救命艇を、ダビットに取り付けた救命艇の下に積載しなければならない。

(iii) 主管庁は、船舶に第二十四規則の表のA欄の要求する組数のダビットを備え付けることを実行不可能又は不合理であると認めるときは、例外的條件の下に、表のB欄に明記する一層少ない組数のダビットを認めることができる。

(b)(i) 短国際航海に従事する船舶は、長さに応じて第二十四規則の表のA欄に明記する組数のダビットを備えなければならない。ダビットの各組には、一隻の救命艇を取り付けなければならない。これらの救命艇は、少なくともこの表のC欄の要求する最小容積又はすべての乗船者を収容するために要求される容積の方が少ないときは、この容積を有しなければならない。C欄に明記する救命艇の収容力をこえる人員を輸送することを認められた船舶の場合には、すべての救命艇と救命浮器による総収容力がすべての乗船者のために充分となるように、ダビットの下に追加の救命艇を備え、又は承認された救命浮器を備えなければならない。更に、すべての乗船者の十パーセントのための救命浮器を備えなければならない。

(ii) 主管庁が短国際航海に従事する船舶に第二十四規則の表のA欄の要求する組数のダビットを備え付けることを実行不可能又は不合理であると認めるときは、主管庁は、例外的條件の下に、一層少ない組数のダビットを認めることができる。但し、この組数は、この表のB欄に定める最小組数に満たないものであつてはならず、また、船舶の救命艇の総容積は、少なくともC欄の要求する最小容積又はすべての乗船者のために要求される容積の方が少ないときは、この容積とする。

(c) 旅客船は、非常用としてダビットに取り付けた二隻の端艇——各げんに一隻——を積載しなければならない。これらの端艇は、主管庁が承認する型式のものとし、通常は長さ二十六フイート（又は八メートル）以下でなければならない。これらの端艇は、救命艇に対するこの章の要件に完全に適合していることを條件として、第二十二規則に適合するための計算に入れることができる。これらの端艇は、船舶が海上にある間は直ちに使用できるようにしておかなければならない。救命艇の艇側に備え付けた装置によつて第二十六規則(j)の要件が満たされている船舶では、この装置は、この規則の要件に適合するために備える二隻の端艇に備え付けることを要しない。

第二十四規則　ダビット及び救命艇の容積に関する表

次の表は、船舶の長さに応じて次の事項を定める。

(A) 第二十三規則に従つてそれぞれ一隻の救命艇を取り付けることを要するダビットの組の最小数

(B) 第二十三規則に従つて例外的に認められるダビットの組の一層少ない数　及び

(C) 短国際航海に従事する船舶に対して要求される救命艇の最小容積

船舶の登録された長さ		(A) ダビットの組の最小数	(B) 例外的に認められるダビットの組の一層少ない数	(C) 救命艇の最小容積	
フィート	メートル			立方フィート	立方メートル
一〇〇以上 一二〇未満	三一以上 三七未満	二	二	四〇〇	一一
一二〇〃 一四〇〃	三七〃 四三〃	二	二	六五〇	一八
一四〇〃 一六〇〃	四三〃 四九〃	二	二	九〇〇	二六
一六〇〃 一七五〃	四九〃 五三〃	三	三	一、一五〇	三三
一七五〃 一九〇〃	五三〃 五八〃	三	三	一、三五〇	三八
一九〇〃 二〇五〃	五八〃 六三〃	四	四	一、五五〇	四四
二〇五〃 二一〇〃	六三〃 六七〃	四	四	一、七五〇	五〇
二一〇〃 二三〇〃	六七〃 七〇〃	五	四	一、八五〇	五二

| | | |

に、一層又はそれ以上の甲板に配置しなければならない。

(g) 長さが百五十フィート（又は四十六メートル）をこえる船舶では、ダビットは、次のものでなければならない。

(i) 振り出す状態において四トン（又は四千六十四キログラム）をこえない重さの救命艇の操作のためにはラッフイング型又は重力型のもの

(ii) 振り出す状態において四トン（又は四千六十四キログラム）をこえる重さの救命艇の操作のためには重力型のもの

(h) 長さが百五十フィート（又は四十六メートル）をこえない船舶には、ダビットがラディアル型のときは、ダビットが軸受けからとび出すことを防ぐための承認された装置を備えなければならない。

(i) ダビット、つり索、滑車及びすべてのその他の装置は、船舶がいずれの側に十五度傾いた場合にも、救命艇に人員及びぎ装品を満載して安全におろすことができる程度の強さのものでなければならない。

(j) 端艇甲板が最高航海喫水線から十五フィート（又は四・六メートル）をこえる高さにある船舶では、配置は、反対側への傾斜に対しても救命艇の進水を容易にするものでなければならない。

(k) 第二十三規則に規定する非常端艇を除いて、救命艇は、鋼製つり索及び承認された型式のウインチによつて取り扱わなければならない。但し、主管庁は、たとえば最低航海喫水線からの端艇甲板の高さを考慮してマニラ麻つり索で充分と認める場合には、ウインチとともに又はウインチなしで、マニラ麻つり索を船舶に備えることを許容することができる。

(l) ダビット張索には、二條の救命索を備えなければならない。また、つり索及び救命索は、船舶が最小航海喫水においていずれの側に十五度傾いても水面に達するのに充分な長さのものでなければならない。つり索の下部滑車は、承認された型式の離脱装置を備えない限り、つりかぎに取り付けるための適当な環又は長環を備えなければならない。

(m) ダビットに取り付けた救命艇には、使用の準備をしたつり索を備えなければならない。また、つり索から救命艇を同時に取りはずすことを要しないが、すみやかに取りはずす配置をしなければならない。救命艇をつり索に取り付ける位置は、救命艇をダビットから容易に離脱することを確保する位置でなければならない。

(n) 一組のダビットを一隻をこえる救命艇に使用する場合には、つり索が鋼索でない限り、各救命艇に使用するために別個のつり索を備えなければならない。使用する装置は、すみやかに且つ順次に救命艇をおろすことを確保するものでなければならない。つり索の巻返しのために動力付機械装置を備える場合には、効果的な手動装置も備えなければならない。

第二十七規則　甲板、救命艇等の照明

(a) 旅客船の各部分、特に救命艇を積み付ける甲板には、すべての安全のための要件を満たす電気照明装置又はその他の照明装置を備えなければならない。また、進水装置並びに進水過程中及び進水直後の救命艇を照明するための装置を備えなければならない。第二章第二十二規則が要求する自己起電の非常電源は、必要な場合にこの照明装置に給電できるものでなければならない。

(b) 旅客又は船員が使用する各主区画室の出口は、継続的に非常燈で照明しておかなければならない。この非常燈用の電力は、主発電装置に故障を生じた場合に、この規則の(a)に掲げる非常電源から給電するようにしておかなければならない。

第二十八規則　救命艇の配員

(a) 甲板部職員又は資格のある救命艇手一人を各救命艇の担当のために配員し、且つ、一人の副担当者を指名しておかなければならない。担当者は、救命艇の乗組員の名簿を所持し、且つ、部下の者が各自の任務を熟知していることを確めておかなければならない。

(b) 発動機を操作できる者一人を各発動機付救命艇に割り当てておかなければならない。

(c) 無線設備及び探照燈設備を操作できる者一人を、第二十五規則に従つてこれらの設備を有する各救命艇に割り当てておかなければならない。

(a) 旅客船では、この章に適合するために積載する各救命艇について、少なくとも次の表に明記する数に等しい数の救命艇手を乗り組ませなければならない。

救命艇の定員	資格のある救命艇手の最小数
四十一人未満……二	
四十一人以上六十一人以下……三	
六十二人以上八十五人以下……四	
八十五人をこえるとき……五	

(b) 各救命艇に対する資格のある救命艇手の割当は、船長の裁量に属する。

(c) 「資格のある救命艇手」とは、主管庁の権限の下に発行した適任証書を有する船員をいう。

(d) この証書を受けるには、申請者は、救命艇の進水に関するすべての作業及びオールの使用に熟練していること、端艇自体の実地の操作の方法を熟知していること並びに救命艇に関する命令を理解し且つこれに応答できることを証明しなければならない。

第三十規則　救命浮器及び救命いかだ

(a) 「救命浮器」とは、水中の一定の数の人をささえるように設計された浮器で、その形状及び特性を保持する構造のもの（救命艇、救命浮環及び救命胴衣を除く。）をいう。

(b) いかなる型式の救命浮器も、次の條件を満たさない限り承認されない。

(i) 救命浮器は、積み付けた場所から破損することなく水上に投下できる程度の大きさ及び強さのものでなければならない。

(ii) 救命浮器は、手で持ち上げることなく進水させることができる適当な設備で主管庁が充分と認めるものを備える場合を除き、重さが四百ポンド（又は百八十キログラム）をこえてはならない。

(iii) 救命浮器は、承認された材料及び構造のものでなければならない。

(iv) 救命浮器は、いずれの面を上にして浮んだ場合にも実効があり且つ安定していなければならない。

(v) 空気箱又は同等の浮体は、救命浮器の側面になるべく近く設けなければならない。この浮体は、ふくらますことに依存するものがあつてはならない。

(vi) 救命浮器は、もやい索を取り付け、且つ、外周に確実に取り付けたつかみ綱を備えなければならない。

(c) 救命浮器について認められる人数は、次の数のうちの小さい方としなければならない。

(i) 救命浮器が淡水でささえうる鉄片についてそのポンドによる数を三十二で除して得た数若しくはそのキログラムによる数を一四・五で除して得た数　又は

(ii) 周囲の長さのフィート（三〇・五センチメートルに当る。）による数に等しい数

(d) 救命いかだは、この規則の(b)の(ii)、(iii)、(iv)、(v)及び(vi)の要件に適合し且つ次の條件を満たすことを條件として、これを救命浮器の代りに積載することができる。

(i) 救命いかだは、積み付けた場所から破損することなく進水させることができ又は水上に投下できる程度の強さのものでなければならない。

(ii) 救命いかだは、これに乗ることを認められた人員一人について三立方フィート（又は八十五立方デシメートル）以上の空気箱又は同等の浮体を有しなければならない。

(iii) 救命いかだは、これに乗ることを認められた人員一人について四平方フィート（又は三千七百二十平方センチメートル）以上の甲板面積を有し、且つ、乗つている者を水の上に実効があるようにささえなければならない。

(iv) 救命いかだは、二個のかいを備えなければならない。

第三十一規則　備えなければならない救命浮環の数

旅客船が備えなければならない救命浮環の最小数は、次の表によつて定める。

船舶の長さ	浮環の最小数
フィート　メートル	
二百未満　六十一未満	八
二百以上四百未満　六十一以上百二十二未満	十二
四百以上六百未満　百二十二以上百八十三未満	十八
六百以上八百未満　百八十三以上二百四十四未満	二十四
八百以上　二百四十四以上	三十

C部　貨物船

（C部は、貨物船のみに適用する。）

第三十二規則　救命艇の数及び容積

(a) 貨物船は、鯨工船として使用するものを除き、すべての乗船者を収容することができるだけの総容積を有するダビットに取り付けた救命艇を、船舶の各げんに積載しなければならない。

(b) 鯨工船として使用する船舶は、船舶の運航に従事するすべての船員を収容することができるだけの総容積を有するダビットに取り付けた救命艇を、船舶の各げんに積載しなければならない。更に、このような船舶は、乗船する附加的人員の総数を収容するのに充分な総容積の救命艇を積載しなければならない。これらの追加の救命艇は、実行可能なときはダビットに取り付けなければならない。ダビットに取り付けられていないときは、救命艇は、ダビットに取り付けた救命艇の下に積み付けなければならない。

(c) 総トン数三千トン以上のタンク船は、ダビットに取り付けた四隻以上の救命艇を積載し、そのうちの二隻を船尾部に、他の二隻を中央部に積載しなければならない。

第三十三規則　ダビット及び進水装置

(a) 貨物船では、ダビットに取り付けた救命艇は、主管庁が充分と認めるように積み付けなければならない。

(b) 救命艇は、船舶の船首部に置いてはならない。救命艇は、安全な進水が確保できるような位置に積み付けなければならない。

(c) ダビットは、承認された形状のものとし、且つ、主管庁が充分と認めるように適当に置かなければならない。

(d) 長さが百五十フィート（又は四十六メートル）をこえる船舶では、ダビットは、次のものでなければならない。

(i) 振り出す状態において四トン（又は四千六十四キログラム）をこえない重さの救命艇の操作のためにはラッフイング型又は重力型のもの

(ii) 振り出す状態において四トン（又は四千六十四キログラム）をこえる重さの救命艇の操作のためには重力型のもの

(e) 長さが百五十フィート（又は四十六メートル）をこえない貨物船には、ダビットがラディアル型のときは、ダビットが軸受けからとび出すことを防ぐための承認された装置を備えなければならない。

(f) ダビット、つり索、滑車及びすべてのその他の装置は、船舶がいずれの側に十五度傾いた場合にも、救命艇に人員及びぎ装品を満載して安全におろすことができる程度の強さのものでなければならない。

(g) 端艇甲板が最高航海喫水線から十五フイートをこえる高さにある貨物船では、配置は、反対側への傾斜に対しても救命艇の進水を容易にするものでなければならない。

(h) 救命艇は、鋼製つり索及び承認された型式のウインチによつて取り扱わなければならない。但し、主管庁は、たとえば最低航海喫水線からの端艇甲板の高さを考慮してマニラ麻つり索で充分と認める場合には、ウインチとともに又はウインチなしで、マニラ麻つり索を船舶に備えることを許容することができる。

(i) ダビット張り索には、二條の救命索を備えなければならない。また、つり索及び救命索は、船舶が最小航海喫水においていずれの側に十五度傾いても水面に達するのに充分な長さのものでなければならない。つり索の下部滑車は、承認された型式の離脱装置を備えない限り、つりかぎに取り付けるための適当な環又は長環を備えなければならない。

(j) ダビットに取り付けた救命艇には、使用の準備をしたつり索を備えなければならない。また、つり索から救命艇を同時に取りはずすことを要しないが、すみやかに取りはずす配置をしなければならない。救命艇をつり索に取り付ける位置は、救命艇をダビットから容易に離脱することを確保する位置でなければならない。

第三十四規則　備えなければならない救命浮環の数

(a) 第十六規則の要件を満たす型式の承認された救命浮環を少なくとも八個積載しなければならない。すべての救命浮環には、確実に取り付けたつかみ綱を備えなければならない。

(b) 少なくとも半数の救命浮環には、水で消えない承認された自己点火燈を備えなければならない。自己点火燈は、必要な取付具とともに、その属する救命浮環の近くに置かなければならない。船舶の各げんの少なくとも一個の救命浮環には、長さが少なくとも十五ひろ（又は二七・五メートル）の救命索を取り付けなければならない。

(c) タンク船の場合には、自己点火燈は、電池型でなければならない。

第四章　無線電信及び無線電話

A部　適用及び定義

第一規則　適用

(a) 別段の明文規定がない限り、この章は、この條約が適用されるすべての船舶に適用する。

(b) この章の規定は、遭難した船舶又は残存艇が注意を喚起し、位置を知らせ、及び救助をうるために

利用できるいかなる手段の使用も妨げるものではない。

第二規則　定義

別段の明文規定がない限り、この章の適用上、

(a)「無線通信規則」とは、国際電気通信條約（千九百三十二年、マドリツド）に附属する一般無線通信規則又はこれに代り若しくは将来において随時に代ることのあるものをいう。

(b)「警急信号」とは、無線通信規則で定める無線電信用の自動警急信号をいう。

(c)「自動警急機」とは、警急信号に応ずる承認された自動警急受信機をいう。

(d)「遭難周波数」とは、無線通信規則でそれぞれ無線電信及び無線電話のために定める遭難周波数をいう。

注　現在規定されている周波数は、五百kc/s（無線電信）及び国際電気通信條約（千九百四十七年、アトランテイック・シテイ）の附属無線通信規則が効力を生ずるときは、二千百八十二kc/s（無線電話）である。

(e)「遭難信号」とは、無線通信規則で定める遭難信号をいう。

(f)「資格のある通信士」とは、無線通信規則の規定に適合する適当な証明書を有する者をいう。

(g)　現存設備とは、この條約の効力発生の時に既に船舶に備えている設備をいう。

(h)　新設備とは、この條約の効力発生の日の後に現存設備と取り換え、又は船舶に備える設備をいう。

第三規則　無線電信設備

すべての大きさの旅客船及び総トン数千六百トン以上の貨物船は、第五規則に基いて免除されない限り、第九規則及び第十規則の規定に適合する無線電信設備を備えなければならない。

第四規則　無線電話設備

総トン数五百トン以上千六百トン未満の貨物船は、第九規則及び第十規則の規定に適合する無線電信設備を備えない限り、第六規則に基いて免除されないときは、第十五規則の規定に適合する無線電話設備を備えなければならない。

第五規則　第三規則の免除

(a)　締約政府は、第三規則の適用から逸脱しないことを非常に望ましいと認めるが、主管庁は、自国に属する個個の旅客船及び貨物船に対して、第三規則の要件の部分的の及び（若しくは）條件付の免除又は完全な免除を許与することができる。

(b)　この規則の(a)に基いて認められる免除は、海岸から船舶までの最大距離、航海の長さ、一般的な航行上の危険の欠如及び安全に影響するその他の條件が第三規則の完全な適用を不合理又は不必要とする航海に従事する船舶にのみ許与しなければならない。

(c)　主管庁は、この規則の(a)及び(b)に基いて前暦年中に許与したすべての免除を示す報告書を、毎年一月一日の後なるべくすみやかに機構に提出しなければならない。

第六規則　第四規則の免除

主管庁は、航路及び航海條件が無線電話設備を不合理又は不必要とするものであると認めるときは、自国に属する船舶に対して第四規則の要件を免除することができる。

B部　聴守

第七規則　聴守――無線電信

(a)(i)　第三規則に従つて無線電信設備を備えることを要する船舶は、海上において、資格のある少なくとも一人の通信士（注）を乗り組ませ、且つ、自動警急機を備えないときは、この規則の(d)の規定に従うことを條件として、資格のある通信士によつて聴覚による方法で、中波帯の無線電信遭難周波数において無休聴取をしなければならない。

注　ある国では、無線通信士という。

(ii)　もつとも、自動警急機を備えない総トン数三千トン未満の現存旅客船及び五千五百トン未満の現存貨物船において第十一規則の明細による自動警急機の設備の発達を可能にするために、主管庁は、この條約の効力発生の日から二年をこえない期間は、これらの船舶についてこの規則の(b)及び(c)(i)に示すところに限定される聴取時間を許すことができる。

旅客船

(b)　第三規則に従つて無線電信設備を備えることを要する旅客船は、自動警急機を備えるときは、この規則の(d)の規定に従うことを條件として、且つ、海上において、資格のある通信士によつて聴覚による方法で、中波帯の無線電信遭難周波数において次の聴取をしなければならない。

(i)　二百五十人以下の旅客を輸送し、又は輸送することを認められる場合には、一日に合計して少なくとも八時間の聴取

(ii)　二百五十人をこえる旅客を輸送し、又は輸送することを認められ、且つ、相次ぐ二港間における十六時間をこえる航海に従事する場合には、一日に合計して少なくとも十六時間の聴取。この場合には、船舶は、資格のある少なくとも二人の通信士を乗り組ませなければならない。

(iii)　二百五十人をこえる旅客を輸送し、又は輸送することを認められ、且つ、相次ぐ二港間における十六時間未満の航海に従事する場合には、一日に合計して少なくとも八時間の聴取

貨物船

(c)(i)　第三規則に従つて無線電信設備を備えることを要する貨物船は、自動警急機を備えるときは、この規則の(d)の規定に従うことを條件として、且つ、海上において、資格のある通信士によつて聴覚による方法で、中波帯の無線電信遭難周波数において次の聴取をしなければならない。

(a)　総トン数五千五百トン以上の場合には、一日に合計して少なくとも八時間の聴取

(b)　総トン数千六百トン以上五千五百トン未満の場合には、一日に合計して少なくとも八時間の聴取。これらの貨物船の特殊の條件のために八時間の聴取を課することが実行不可能であると認める主管庁は、一日に合計して二時間以上の可能な最大聴取時間を確保する措置を執らなければならない。

注　オランダの主管庁は、総トン数千六百トン以上三千五百トン未満の貨物船について、(b)に完全に適合することを実行不可能と認めている。但し、この主管庁は、これらの船舶において可能な最大聴取時間を確保する措置を執ることに同意している。

(ii)　第四規則の結果として無線電信設備を備える総トン数五百トン以上千六百トン未満の貨物船は、資格のある少なくとも一人の通信士を乗り組ませなければならず、また、この規則の(d)の規定に従うことを條件として且つ海上において、資格のある通信士によつて聴覚による方法で、中波帯の無線電信遭難周波数において主管庁が定めることがある時間の聴取をしなければならない。

(d)　資格のある通信士がこの規則によつて遭難周波数において聴取することを要する時間中は、通信士は、複聴載頭受話器又は高声器

のような聴覚による方法で聴取することが実行不可能である場合にのみ、他の周波数で通信を行つている間又は他の重要な無線通信業務を行つている間は、聴取を中断することができる。この聴覚による聴取が実行不可能であるときは、備えているならば自動警急機を作動させておかなければならない。この項の規定は、船舶が「沈黙時間」に関する無線通信規則の規定に適合することを解除するものではない。

(e)　自動警急機を備えるすべての船舶では、この自動警急機は、船舶が海上にある間は、(b)、(c)又は(d)に基く聴取をしていないときは、いつでも作動させておかなければならない。

(f)　この規則で定める聴取時間は、主管庁が決定するものを含めて、なるべく無線通信規則で定める無線電信業務のための時間の中で保たれなければならない。

第八規則　聴守――無線電話

第四規則に従つて無線電話を備える船舶は、安全の目的のために、資格のある少なくとも一人の通信士（無線電話に関する証明書のみを有する船員でもよい。）を乗り組ませ、且つ、海上において、中波帯の無線電話遭難周波数において、主管庁が定めることがある時間の聴取をしなければならない。

C部　技術的要件

第九規則　無線電信局

(a)　船舶無線電信局は、無線信号の適当な受信に対して外部の機械的雑音又はその他の雑音による有害な妨害が生じないような位置になければならない。局は、可能な最高度の安全を確保できるように、船舶における実行可能な限り高い位置になければならない。

(b)　無線電信室と船橋及びもしあれば船舶を操縦するその他の室との間には、実効のある相互式の呼出し及び通話の装置で船内の主通信系統から独立したものを備えなければならない。

(c)　無線電信室には、直径五インチ以上の文字板を有し、且つ、同心の秒針を備える確実な時計を、通信士が電信の操作位置及び自動警急機の試験位置から容易に且つ正確に文字板全体を見ることができるような位置にすえ付けなければならない。

(d)　無線電信室には、主無線電信設備及び非常無線電信設備の操作装置並びにこの規則の(c)によつて要求される時計を充分に照明するように、確実な非常燈を設けなければならない。

(e)　別個の非常無線電信室があるときは、(b)、(c)及び(d)の要件は、これについて適用する。

(f)　船舶無線電信局は、海上において無線電信設備を効果的な使用状態に維持できるための予備品、工具及び試験器具を備えなければならない。

第十規則　無線電信設備

(a)　この規則に別段の明文規定がない限り、

(i)　無線電信設備は、電気的に分離し且つ相互に電気的に独立した主設備及び非常設備（予備設備）で構成しなければならない。

(ii)　主空中線及び非常空中線を備え且つ取り付けなければならない。但し、主管庁は、非常空中線の取付が実行不可能又は不合理であると認めるときは、船舶に対してこの空中線の備付を免除することができる。もつとも、この場合には、直ちに取り換えることができるように、完全にまとめた予備の空中線を積載しなければならない。

主空中線は、マストの振動で、破断しないように適当に保護しなければならない。

(iii)　主設備は、主送信機、主受信機及び主電源を含まなければならない。

(iv)　非常設備（予備設備）は、非常送信機、非常受信機及び非常電源を含まなければならない。

(b)　旅客船の現存設備の場合には、分離した非常送信機及び分離した非常電源に関する要件の適用は、主送信機及び主電源がこの規則に定める非常送信機及び非常電源に関するすべての要件に適合するときは、この條約の効力発生から三年をこえない期間延期することができる。

(c)　(i)　貨物船の現存設備の場合　及び

(ii)　総トン数五百トン以上千六百トン未満の貨物船の新設備の場合には、主送信機及び主電源が非常送信機及び非常電源に関するすべての要件に適合するときは、非常送信機及び非常電源は、義務的でない。

(d)　主設備及び非常設備（予備設備）は、主空中線又はもしあれば非常空中線とすみやかに連結できなければならない。

(e)　非常設備（予備設備）のすべての部分は、可能な最高度の安全を確保するように、船舶における実行可能な限り高い位置になければならない。

(f)　主送信機及び非常送信機（予備送信機）は、中波帯において遭難用として無線通信規則で割り当てられた無線電信周波数において送信ができ、及びこのように割り当てられた発射の種別のものの使用ができ、且つ、七十パーセント以上の変調の深さを有しなければならない。更に、主送信機は、中波帯において航海の安全のために無線通信規則で割り当てられた周波数において送信ができ、及びこのように割り当てられた発射の種別のものの使用ができなければならない。

(g)　新設備においては、主送信機及び非常送信機（予備送信機）は、毎秒四百五十サイクルをこえて千三百五十サイクルに満たない変調周波数を有しなければならない。

(h)　主送信機及び非常送信機（予備送信機）は、次に明記する最小の通常遠達距離を有しなければならない。すなわち、昼間に通常の状態及び通常の事情の下で船舶から船舶に明白に認識できる信号を指定された遠達距離にわたつて送信できなければならない。（注）（明白に認識できる信号は、受信機における電界強度の実効値が少なくとも五十マイクロボルト毎メートルであるとき、通常は受信することができるものである。）

すべての旅客船及び総トン数千六百トン以上の貨物船	最小の通常遠達距離（海里）	
	主送信機	一五〇
	非常送信機	一〇〇
総トン数千六百トン未満の貨物船	一〇〇	七五

注　電界強度を直接に測定できないときは、次の資料は、通常遠達距離を近似的に決定する手びきとして用いることができる。

海里で示す通常遠達距離	メートル（全空中線電力ワット）（注一）	アンペア（注二）
二〇〇	一二八	二〇〇
一七五	一〇二	一二五
一五〇	七六	九一
一二五	五八	七一
一〇〇	四五	五六
七五	三四	四二

（注一）　この数値は、最高満載喫水線からのメートルで示す空中線の最大高さとアンペアで示す空中線電流（実効値）との積を表わす。

表の中欄の数値は、次の比の平均値に対応する。

$$\frac{\text{垂直偏波の場合の実効高}}{\text{最大実効高}} = 0.47$$

この比は、空中線の局部的状態とともに変化し、おおよそ〇・三と〇・七との間で変化するものである。

（注二）　表の下欄の数値は、次の比の平均値に対応する。

$$\frac{\text{地表空中線電力}}{\text{空中線電力}} = 0.08$$

この比は、有効空中線高さ及び空中線抵抗に従つてかなり変化する。

(i)　(i)　主受信機及び非常受信機は、中波帯において遭難用として無線通信規則で割り当てられた無線電信周波数及び発射の種別のものを受信できなければならない。

(ii)　更に、主受信機は、報時信号、気象通報及び航海の安全に関するその他の通信の送信に使用する周波数及び発射の種別のもので主管庁が必要と認めるものを受信できなければならない。

(iii)　自動警急受信機は、非常受信機として使用することができる。

(j)　主受信機は、受信機入力が百マイクロボルト程度に低いときに載頭受話機に信号を起し又は高声機によつて信号を起すのに充分な感度を有しなければならない。非常受信機は、承認された自動警急機が非常受信機として使用される場合を除き、同様の感度を有しなければならない。

(k)　船舶が海上にある間は、この規則の(h)が要求する通常通達距離に対して主設備を操作するため及び無線電信設備の一部を形成する電池を充電するために充分な電力を常に供給できなければならない。主設備に対する供給電圧は、できる限り定格電圧に近く、且つ、実行可能なときは正負十パーセントの範囲内に維持しなければならない。

(l)　非常設備（予備設備）は、船舶の推進動力及び船舶の主電気系統から独立した電源を備えなければならない。電源は、なるべく蓄電池で構成しなければならず、且つ、すべての状況においてすみやかに操作を開始でき、並びに通常の動作状態において連続して少なくとも六時間非常送信機（予備送信機）及び非常受信機（予備受信機）を操作できる外、次に掲げる追加の負荷のすべてを操作できなければならない。

(m)　非常電源は、次のものに供給するためにのみ使用することができる。

(i)　非常設備及びこの規則の(s)に明記する自動警急信号電けん装置

(ii)　第九規則(d)に明記する非常燈

(iii)　自動警急機　並びに

(iv)　方向探知機

(n)　この規則の(m)の規定にかかわらず、貨物船では、主管庁は、端艇甲板上の非常照明のような全く船舶の上部に限られている少数の電力の非常回路のための非常電源の使用を、必要なときは容易に断ちうることを条件として、認めることができる。

(o)　非常電源及びその配電盤は、無線通信士が容易に接近できるものとし、且つ、できる限り、無線電信室に隣接した位置になければならない。

(p)　船舶が海上にある間は、蓄電池は、主設備又は非常設備（予備設備）のいずれの一部を構成する場合にも、毎日通常の完全充電の状態にしなければならない。

(q)　無線電信設備は、手動開閉によらずに送信から受信に及びその反対に切り換える装置を備えなければならない。この要件の適用は、この條約の効力発生の日の後一年間延期することができる。

(r)　船内の電気機器及びその他の機器からの無線妨害の原因をできる限り除去し及びこれらの無線妨害を抑制するために、すべての措置を執らなければならない。

(s)　自動警急信号を手送する装置の外に、警急信号を送信するために主設備及び非常設備（予備設備）を自動的に電けん操作できる自動警急信号電けん装置を備えなければならない。この電けん装置は、電気的に操作するものであるときは、非常電源によつて操作できなければならない。この要件の適用は、この條約の効力発生の日の後二年間延期することができる。

(t)　海上において、通信に使用しないときは、非常送信機は、適当な擬似空中線を使用して毎日試験し、且つ、備えているときは非常空中線を使用して航海中に少なくとも一回試験しなければならない。非常電源も、毎日試験しなければならない。

(u)　第四規則の規定にかかわらず、主管庁は、総トン数千六百トン未満の貨物船の場合には、第九規則及びこの規則の要件の全体を緩和することができる。但し、いかなる場合にも、設備の標準は、第十五規則が適用できる限り、無線電話設備について第十五規則に定めるところと同等のものに達しないものであつてはならない。

第十一規則　自動警急機

(a)　この條約の効力発生の日の後この規則に従つて使用を承認される新型式の自動警急機は、次の最小要件に適合しなければならない。

(i)　いかなる種類の妨害もない場合には、無線通信規則で警急信号用に割り当てられた発射の種別のものを使用して中波帯における無線電信遭難周波数で送信されるいかなる警急信号によつても、手動調整によらずに動作できなければならない。但し、周波数が公称周波数から八kc/sをこえて変化することがなく、また、受信機入力における信号の強さが百マイクロボルトをこえて一ボルトに満たないことを條件とする。

(ii)　いかなる種類の妨害もない場合には、ダッシュの長さが三・五秒から可能ならば六秒近くまで変化し且つ間隔の長さが一・五秒となるべく十ミリ秒以下の実行可能の最低値との間にあるときに、三個又は四個の連続するダッシュで動作できなければならない。

(iii)　空電で又は警急信号以外の信号で動作してはならない。但し、これらの受信される信号は、事実上(ii)に示す許容限界内にある信号でないことを條件とする。

(iv)　自動警急機の選択度は、遭難周波数の各側の八kc/s以内において実質上一様な感度を有し、且つ、この帯域幅の外において最良の技術的手段に従つてできる限りすみやかに減少する感度を有するようなものでなければならない。

(v)　実行可能なときは、自動警急機は、空電又は妨害信号がある場合に、警急信号を容易に識別できる状態に合理的な短時間内に近付くように自動的にそれ自体を調整しなければならない。

(vi)　警急信号で動作されるとき、又は機器の故障のときは、自動警急機は、無線電信室、無線通信士室及び船橋において連続可聴警報を発しなければならない。実行可能なときは、警報は、全警急受信系統のいずれの部分の故障の場合にも発しなければならない。警報を停止するための開閉器は、一個のみを備え、無線電信室に置かなければならない。

(vii)　自動警急機を定期的に試験するために、機器は、遭難周波数にあらかじめ同調させた発振器及び(i)に示す最小の強さの警急信号を発生させる電けん装置を備えなければならない。

(viii)　自動警急機は、海上の船内で経験する悪い状態に等しい振動、湿気及び温度の変化に耐

え、且つ、この状態において連続して動作できなければならない。

(b) 新型式の自動警急機を承認する前に、当該主管庁は、実際上得られる運用状態に等しい運用状態の下で行われる実用試験により、この機器がこの規則の(a)に適合することを認めることを要する。

(c) 自動警急機を備える船舶では、無線通信士は、海上においては二十四時間に少なくとも一回自動警急機を試験し、且つ、可動状態にあるかどうかを船長又は船橋の当直職員に報告しなければならない。

第十二規則　方向探知機

(a) 第五章第十二規則が要求する方向探知機は、効果的なものでなければならず、且つ、最小限の受信機雑音における信号の受信並びに真方位及び方向を決定できるような方位の測定ができなければならない。

(b) 方向探知機は、無線通信規則によつて遭難及び方向探知のため並びに海上ラヂオ・ビーコン用に割り当てられた中波で信号を受信できなければならない。

(c) 妨害がない場合には、機器は、五十マイクロボルト毎メートル程度の低い電界強度の信号で正確な方位をとりうるのに充分な感度を有しなければならない。

(d) 方向探知機と船橋の間には、実効のある通信手段を備えなければならない。

(e) すべての方向探知機は、最初に設置された時に主管庁が充分と認める程度に較正し、方向探知機の精度に感知できる程度に影響する空中線又は甲板上の構造物の位置の変化があつたときはいつでも較正を確めなければならない。較正の詳細は、一年ごとに又はなるべくそれに近い間隔で照合しなければならない。較正及びその精度について行う照合の記録は、保管しなければならない。

第十三規則　発動機付救命艇に備え付ける無線設備

(a) 第三章第二十五規則が要求する機器は、中波帯において遭難用として無線通信規則で割り当てられた無線電信周波数で送信及び受信ができなければならない。送信機は、中波帯において遭難用として無線通信規則で割り当てられた発射の種別のものを使用でき、且つ、少なくとも七十パーセントの深さまで変調されなければならない。受信機は、中波帯において遭難用として無線通信規則で割り当てられた発射の種別のものを受信できなければならない。新設備においては、機器は、残存艇用として無線通信規則で定める短波及び発射の種別のものを送信できなければならない。主管庁は、短波に関する要件の適用を、この条約の効力発生の日から一年をこえない期間延期することができる。

(b) 機器は、非常の際に未熟練者が使用できるような設計のものとしなければならない。送信機は、手送用電けんの外に、警急信号及び遭難信号の送信のための自動電けん装置を備えなければならない。主管庁は、自動電けん装置に関する要件の適用を、この条約の効力発生の日から一年をこえない期間延期することができる。

(c) 固定型空中線は、実行可能な最も高い位置にこれを支持する装置とともに備えなければならない。更に、実行可能なときは、たこ又は気球で支持する空中線も備えなければならない。

(d) 送信機は、遭難周波数において、固定型空中線を使用して少なくとも二十五海里の通常通達距離（第十規則(h)に定義するもの）を有しなければならない。

注　電界強度の測定ができないときは、海面上の空中線の高さと空中線電流との積が十メートル＝アンペアである場合に、この通達距離が得られると仮定することができる。

(e) 新設備においては、変調周波数は、四百五十サイクル毎秒と千三百五十サイクル毎秒との間になければならない。

(f) 無線装置は、通常の動作状態において連続して四時間送信機に供給するのに充分な容量のある蓄電池で操作しなければならない。この電池が充電を必要とする型式のものであるときは、船舶の電源によつて充電できる装置が利用できなければならない。更に、救命艇の進水後に電池を充電する装置がなければならない。

(g) 無線装置及び探照燈の電力を同一の電池から供給するときは、電池は、探照燈の追加の負荷に対して供給するのに充分な容量を有しなければならない。

(h) 海上において、資格のある通信士は、電池が充電を必要とする型式のものであるときは一週間ごとに電池を完全充電し、且つ、いかなる場合にも適当な擬似空中線を使用して送信機を試験しなければならない。

第十四規則　救命艇用持運び式無線装置

(a) 第三章第十三規則が要求する機器は、中波帯において遭難用として無線通信規則で割り当てられた無線電信周波数で送信及び受信ができなければならない。送信機は、中波帯において遭難用として無線通信規則で割り当てられた発射の種別のものを使用でき、且つ、少なくとも七十パーセントの深さまで変調されなければならない。受信機は、中波帯において遭難用として無線通信規則で割り当てられた発射の種別のものを受信できなければならない。新設備においては、機器は、残存艇用として無線通信規則で定める短波及び発射の種別のもので送信できなければならない。新機器の場合には、主管庁は、短波に関する要件の適用をこの条約の効力発生の日から一年をこえない期間延期することができる。

(b) 機器は、非常の際に、未熟練者が使用できるような設計のものとしなければならない。送信機は、手送用電けんの外に、警急信号及び遭難信号の送信のための自動電けん装置を備えなければならない。主管庁は、自動電けん装置に関する要件の適用を、新機器の場合にはこの条約の効力発生の日から一年をこえない期間、現存機器の場合にはこの条約の効力発生の日から三年をこえない期間延期することができる。

(c) 新機器においては、変調周波数は、四百五十サイクル毎秒と千三百五十サイクル毎秒との間になければならない。

(d) 機器は、容易に持ち運ぶことができ、水密であり海水に浮ぶことができ、且つ、破損することなく海中に投下できなければならない。

(e) 送信機は、最終段の陽極に対して少なくとも十ワットの入力を有し、その電力は、なるべく手動発電機で給電しなければならない。電池で操作されるときは、電池は、耐久型であり且つ充分な容量をもつことを確保するために主管庁が定める條件に適合しなければならない。

(f) 機器は、自立する空中線又は救命艇のマストによつて実行可能な最も高い位置に支持できる空中線を含まなければならない。

(g) 海上において、資格のある通信士は、電池が充電を必要とする型式のものであるときは一週間ごとに電池を完全充電し、且つ、いかなる場合にも適当な擬似空中線を使用して送信機を試験しなければならない。

(h) この規則の適用上、新機器とは、この條約の効力発生後船舶に備える機器をいう。

第十五規則　無線電話設備

(a) 船舶無線電話局は、船舶の上部になければならない。局が船橋にない限り、船橋との間には効果的な通信装置がなければならない。

(b) 設備は、無線通信規則に基く無線電話遭難周波数及び中波帯における海上無線電話局用の少なくとも一のその他の周波数で、無線電話の送信及び受信ができなければならない。通常の操作においては、変調の深さは、ピークの強さにおいて少なくとも七十パーセントでなければならない。

(c) 送信機は、百五十海里の最少通常通達距離を有しなければならない。すなわち、昼間に通常の状態及び通常の事情の下で船舶から船舶に明白に認識できる信号をこの通達距離にわたつて送信できなければならない。（明白に認識できる信号は、変調しない搬送波により受信機において生ずる電界強度の実効値が少なくとも二十五マイクロボルト毎メートルであるとき、通常は受信することができるものである。）

注　電界強度を測定できないときは、空中線能率二十七パーセントで空中線電力十五ワット（変調しない搬送波）により、この通達距離が得られると仮定することができる。

(d) 受信機は、五十マイクロボルト程度の低い到来信号を高声機によつて受信するのに充分な感度を有しなければならない。

(e) 船舶が海上にある間は、この規則の(c)が要求する通常通達距離にわたつて設備を操作するのに充分な電源が常に利用できなければならない。電池を備えるときは、電池は、通常の動作状態において連続して少なくとも六時間送信機及び受信機を操作するのに充分な容量を有しなければならない。新設備においては、非常電源は、主電源が船舶の上部にない限り船舶の上部に備えなければならない。

(f) 電池（備えているとき）は、海上において、この規則の(e)の要件に適合するように充電しておかなければならない。

D部　無線日誌

第十六規則　無線日誌

無線通信規則が要求する無線日誌（無線業務日誌）は、航海中、無線通信室に備えておかなければならない。日誌は、主管庁によつて検査する権限を与えられた職員が検査できるようにしておかなければならない。無線通信士は、氏名、聴守を始めた時刻及び終えた時刻並びに無線業務に関連して聴守中に起つたすべての事件で海上における人命の安全に重要であると思われるものを無線日誌に記入しなければならない。無線通信規則が要求する記入事項の外に、次の事項も無線日誌に記入しなければならない。

無線電信日誌

(i) 主管庁が定めることがある形式で、充電の記録を含めて電池の維持の詳細

(ii) 第十規則(p)の要件が満たされていることに関する毎日の記録

(iii) 第十規則(t)に基く非常送信機及び非常電源の試験の詳細

(iv) 自動警急機を備える船舶では、第十一規則(c)に基く試験の詳細

(v) 発動機付救命艇に備える電池（適用できるとき）及び送信機について、充電の記録を含めて、第十三規則(h)に基く電池の維持の詳細及び送信機の試験の詳細

(vi) 救命艇用持運び式装置の電池（適用できるとき）及び送信機について、充電の記録を含めて、第十四規則(g)に基く電池の維持の詳細及び送信機の試験の詳細

無線電話日誌

(vii) 無線電話設備を備える船舶では、電池（備えているとき）について、充電の記録を含めて、第十五規則(f)に基く電池の維持の詳細

(viii) 救命艇用持運び式装置の電池（適用できるとき）及び送信機について、充電の記録を含めて、第十四規則(g)に基く電池の維持の詳細及び送信機の試験の詳細

第五章　航海の安全

第一規則　適用

第一章第三規則の規定にかかわらず、別段の明文規定がない限り、この章は、軍艦以外のあらゆる航海に従事するすべての船舶に適用する。

第二規則　危険通報

(a) 危険な氷、危険な委棄物若しくは航海に対するその他の直接の危険又は熱帯性暴風雨に遭遇した船舶の船長は、利用できるすべての手段により、附近にある船舶及び通信できる最初の海岸の地点の権限のある機関に情報を通信しなければならない。情報を送る形式は、義務的ではない。情報は、普通語（英語が望ましい。）又は国際信号書（無線通信編）のいずれかにより送信することができる。情報は、附近にあるすべての船舶に放送し、且つ、情報を適当な機関に送信するようにとの要請とともに通信できる最初の海岸の地点に送らなければならない。

(b) 主管庁は、(a)に明記するいずれかの危険に関する情報を受けたときは、直ちに関係者に知らせ且つ、他の関係主管庁に通信することを確保するために必要と認めるすべての措置を執るものとする。

(c) 明記する危険に関する通報の送信は、関係船舶に対して無料とする。

(d) この規則に基いて発せられるすべての通報には、無線通信規則に規定する手続による安全信号を先行させなければならない。

第三規則　危険通報に必要な情報

危険通報には、次の情報が要求され、時刻は、すべての場合にグリニッチ標準時とする。

(a) 氷、委棄物及び航海に対するその他の直接の危険

(i) 観測した氷、委棄物又は危険の種類

(ii) 最後に観測したときの氷、委棄物又は危険の位置

(iii) 観測の日時

(b) 熱帯性暴風雨（西インド諸島におけるハリケーン、シナ海におけるタイフーン、インド洋におけるサイクローン及びその他の区域における類似の性質の暴風雨）

(i) 熱帯性暴風雨に遭遇したことの通報。この義務は、広義に解釈し、船長において熱帯性暴風雨が附近にあると信ずる充分の理由があるときは、いつでも情報を送信しなければならない。

(ii) 気象情報　船長は、警戒通報に実行可能と認める限りの多くの次の気象情報を附加しなければならない。

観測したときのグリニッチ標準時、日及び船舶の位置

気圧（ミリバール、インチ又はミリメートルのいずれによつているか及び更正の有無を示すこと。）

気圧傾向（前三時間中の気圧の変化）

真風向

風力（ビューフォート風力階級）

海面の状態（なめらかであること、普通であること、荒れていること又は非常に荒れていること。）

うねり（低いうねり、普通のうねり又は高いうねり）及びその真方向。うねりの週期又は波長（短いこと、普通であること又は長いこと。）も有用である。

船舶の真針路及び速力

(c) その後の観測　船長が熱帯性暴風雨又はその他の危険な暴風雨を

報告したときは、船舶が暴風雨の影響の下にある限り、実行可能ならば一時間ごとに、いかなる場合でも三時間の間隔をこえないで、その後の観測を実施し且つ送信することは、義務的ではないが望ましい。

例

氷

TTT氷。五月十五日、GMT〇八〇〇に北四六〇五、西四四一〇において大きい氷山を見た。

委棄物

TTT委棄物。四月二十一日、GMT一六三〇に北四〇〇六、西一二四三においてほとんど沈んだ委棄物を見た。

航海に対する危険

TTT航海。某燈台船は、正常の位置にない。一月三日、GMT一八〇〇。

熱帯性暴風雨

TTT暴風雨。八月十八日、GMT〇〇三〇。北一二〇四、東一一三五四。更正気圧九九四ミリバール、傾向六ミリバール下降。北西の風、風力九、強いスコール。東の高いうねり。針路〇六七、五ノット。

TTT暴風雨。ハリケーンの接近の兆候がある。九月十四日、GMT一三〇〇。北一二〇〇、西七二三六。更正気圧二九・六四インチ、傾向〇・〇一五インチ下降。北東の風、風力八、ひんぱんな雨を伴うスコール。針路〇三五、九ノット。

TTT暴風雨。強いサイクローンが発生した模様である。五月四日、GMT〇二〇〇。北一六二〇、東九二〇三。更正しない気圧七五三ミリメートル、傾向五ミリメートル下降。南微西の風、風力五。針路三〇〇、八ノット。

TTT暴風雨。南東にタイフーン。六月十二日、GMT〇三〇〇。北一八一二、東一二六〇五。気圧が急速に下降しつつある。北の風が強まりつつある。

第四規則　気象業務

(a) 締約政府は、海上における船舶からの気象資料の収集を奨励し、且つ、航海を援助するために最も適当な方法によつてこれらの資料の解析、伝ぱ及び交換をすることを約束する。主管庁は、高い精度の測器の使用を奨励し、且つ、要請によるこれらの測器の検査が容易に行われるようにしなければならない。

(b) 特に、締約政府は、できる限り次の気象に関する措置を執るために協力することを約束する。

(i) 強風、暴風雨及び熱帯性暴風雨を無線通報の発信及び沿岸各地における適当な信号の表示によつて船舶に警告すること。

(ii) 現在の天気及び氷の状態の資料、予報並びに実行可能ならば簡単な天気図を海上において作成するのに充分な附加的情報を含めて、航海に適当な天気告示を毎日無線通信によつて発表すること。

(iii) 海上において気象業務を効果的に行うのに必要な出版物を作成し且つ発行すること。

(iv) 特定の船舶に、気象業務に使用するための検定済の測器（たとえば、気圧計、自記気圧計、湿度計及び海水温度を測定する適当な装置）を備えさせ、及び定時に（情況が許すときはいつでも少なくとも日に四回）気象観測を行わせる措置を執り、並びに特に航海がき薄な区域にあるときはその他の船舶に、簡略な形式で観測を行うことを奨励し、また、これらの船舶に、各種の公の気象業務のために無線通信によつて観測を通報させるとともに附近の船舶のための情報を繰り返えさせること。熱帯性暴風雨又はそれと推測されるものの附近にあるときは、船舶に、実行可能なときはいつでも一層ひんぱんに観測をし且つこれを通報することを奨励しなければならない。但し、暴風雨中の船舶職員の航行上の任務は、銘記されるものとする。

(v) 海岸局が天気通報について船舶からの受信及び船舶への送信を行う措置を執ること。海岸と直接に通信できない船舶には、その天気通報を海洋気象観測船又は海岸と連絡があるその他の船舶を通じて中継することを奨励しなければならない。

(vi) すべての船長に、五十ノット（ビューフォート風力階級で風力十）以上の風速を感知したときは、いつでも附近の船舶及び海岸局に通報することを奨励すること。

(vii) 既に明記した国際的な気象業務について画一の手続を採用し、且つ、実行可能な限り国際気象機関が行う勧告に従うように努力すること。締約政府は、この條約の実施に際して生ずる気象上の問題を、研究及び助言のために国際気象機関に付託することができる。

(c) この規則に規定する情報は、送信の形式で提供し、且つ、無線通信規則で規定する優先順位で送信しなければならない。また、気象情報、予報及び警報を「すべての局あてに」通報中は、すべての船舶局は、無線通信規則の規定に従うことを要する。

(d) 船舶のための予報、警報、概況報及びその他の気象報は、関係締約政府が行つた相互的取極に従つて、各種の帯域及び区域を担当するのに最も適した位置にある国家機関により、発表され、且つ、伝ぱされなければならない。

第五規則　氷の監視の業務

(a) 締約政府は、北大西洋における氷の監視並びに氷の状態の研究及び観測の業務を継続することを約束する。氷の全季節中は、ニューファウンドランドのグランド・バンクスの附近における氷山区域の南東方、南方及び南西方の限界は、この危険区域の範囲を通過船舶に通報するため、氷の状態一般の研究のため並びに監視船の作業区域内において援助を要する船舶及び船員に援助を与えるために監視しなければならない。その他の季節中は、氷の状態の研究及び観測は、必要に応じて維持しなければならない。

(b) 氷の監視の業務並びに氷の状態の研究及び観測に使用される船舶及び航空機に対して、管理政府は、この本来の目的を妨げ又はこの業務の経費を増加しない場合には他の任務を割り当てることができる。

第六規則　氷の監視並びに管理及び経費

(a) アメリカ合衆国政府は、氷の監視の業務の管理並びに氷の状態の研究及び観測を、これから得られた情報の伝ぱを含めて、継続することに同意する。これらの業務に特に利害関係を有する締約政府は、業務の維持及び遂行の経費を分担することを約束する。分担は、氷の監視機関により監視される氷山区域を通過する分担国政府の船舶の総トン数の合計に実行可能な限り基くものとする。海上安全委員会は、分担国政府に通知するために、トン数の調査を行うことを勧誘される。特に利害関係を有する締約政府は、千九百二十九年の海上における人命の安全のための国際條約の條項に基いて合意したそれぞれの分担金の比率で、この規則で規定するようにこれらの分担が修正されるまで、業務の維持及び遂行の経費を分担することを約束する。

(b) 各分担国は、分担を変更し又は中止する権利を有し、また、他の締約政府は、経費の分担を引き受けることができる。この権利を行

使する締約政府は、その分担を変更し又は中止する意思を通告した日の後に来る最初の九月一日まで引き続きその時の分担を引き受ける義務を負う。この権利を行使するためには、締約政府は、前記の九月一日前少なくとも六箇月に管理政府に通告しなければならない。

(c) 合衆国政府がこれらの業務を中止することを希望するときはいつでも、あるいは分担国政府の一が分担金に対する責任を免れ若しくはその分担を変更することについて希望を表明するとき、又は他の締約政府が経費の分担を引き受けることを希望するときは、分担国政府は、相互の利益に従つてこの問題を解決しなければならない。

(d) 分担国政府は、合意によつて、随時にこの規則及び第五規則の規定に望ましいと思われる変更を加える権利を有する。

(e) この規則が分担国政府間の合意の後に措置を執ることができることを規定しているときは、この措置を執るための締約政府による申出は、管理政府に通報し、管理政府は、他の分担国政府がこの申出を受諾するかどうかを確めるためにこれに照会しなければならず、このように行つた照会の結果は、他の分担国政府及び申出をした締約政府に送付しなければならない。特に、特別の利害関係を有する締約政府が作成する業務の経費に対する分担の比率は、三年をこえない期間ごとの協議でこれらの政府の間において審査しなければならない。管理政府は、この目的のために必要な処置を開始しなければならない。

第七規則　氷の附近における速力

船舶の船長は、針路又はその附近に氷があるという報告を受けたときは、夜間においては適度の速力で進行し又は危険区域を充分に避けるように針路を変更しなければならない。

第八規則　北大西洋航路

(a) 北大西洋を両方向に横断する認められた航路に従うことの慣行は、海上における人命の安全に貢献したものであり、これは、すべての船舶に勧告されなければならない。

(b) 航路の選択及び航路に関する処置の開始は、関係汽船会社の責任とする。締約政府は、汽船会社の要請があつたときは、締約政府が有する航路に関する情報をその会社に提供することによつて援助する。

(c) 締約政府は、汽船会社に対して、その船舶を就航させようとする正規の航路及びその変更について広告する義務を課することを約束する。なお、締約政府は、すべての大西洋横断船舶の所有者が事情の許す限り認められた航路に従うように誘導するために努力し、また、ニューファウンドランドのグランド・バンクス附近を経て合衆国若しくはカナダの港にはいり、又はこれらの港から出るすべての大西洋横断船舶の所有者が、実行可能な限り漁業季節間に北緯四十三度以北のニューファウンドランド漁業を避け、且つ氷の危険があると知られ又は信ぜられている区域外を航行するように誘導するために努力する。

(d) 氷の監視業務を管理する政府は、認められ又は広告された正規の航路によらないものと認められる船舶、漁業季節間に前記の漁場を通航する船舶あるいは合衆国若しくはカナダの港にはいり又はこれらの港から出るに当つて氷の危険があると知られ若しくは信ぜられている区域を通航する船舶を、関係主管庁に報告することを要請される。

第九規則　遭難信号の濫用

船舶又は航空機が遭難していることを示す目的以外の国際遭難信号の及び国際遭難信号の使用と混同されることがある信号の使用は、あらゆる船舶又は航空機に禁ぜられる。

第十規則　遭難通報――処置

(a) 海上における船舶の船長は、船舶、航空機又はそれらの残存艇が遭難しているという信号をいかなる発信源から受けたときも、できうれば救助におもむくことを遭難者に通報して、全速力で遭難者の救助におもむかなければならない。それが不可能であるとき又は特殊の事情により救助におもむくことを不合理若しくは不必要であると認めるときは、遭難者の救助におもむかなかつた理由を航海日誌に記入しなければならない。

(b) 遭難船舶の船長は、救助のための呼出しに答えた船舶の船長とできる限り協議を行つた後、それらの船舶のうち救助をするのに最も適当と認める一又は二以上の船舶を要請する権利を有し、また、要請された船舶の船長は、遭難者の救助のために全速力で航行を継続し、要請に従う義務を負う。

(c) 船舶の船長は、自船以外の一又は二以上の船舶が要請され且つその要請に従いつつあることを知つたときは、この規則の(a)によつて課せられる義務を免除される。

(d) 遭難者により又は遭難者の所在に到達した他の船舶の船長によりもはや救助の必要がないことを通報された船舶の船長は、この規則の(a)によつて課せられる義務を免除され、また、この船舶が救助を要請されたものであるときは、この規則の(b)によつて課せられる義務を免除される。

(e) この規則の規定は、千九百十年九月二十三日にブラッセルで署名された海上における救援及び救助についての規定の統一に関する国際條約、特に同條約の第十一條によつて課せられる救援義務に影響を及ぼさない。

第十一規則　信号燈

総トン数百五十トンをこえるすべての船舶は、国際航海に従事するときは、効果的な昼間信号燈を備えなければならない。

第十二規則　方向探知機

(a) 総トン数千六百トン以上の船舶は、国際航海に従事するときは、第四章第十二規則の規定に適合する方向探知機を備えなければならない。但し、主管庁が猶予を必要と認めるときは、この條約の効力発生の日から二年間は、総トン数が千六百トンから五千トンまでの船舶に対してこの機器の備付を猶予することができる。

(b) 主管庁は、この機器の備付を不合理又は不必要と認める区域においては、総トン数五千トン未満の船舶に対してこの要件を免除することができる。但し、方向探知機が航海用具としても船舶、航空機又は残存艇の位置を発見する手段としても有用である事実を適当に考慮しなければならない。

第十三規則　配員

締約政府は、自国船舶につき海上における人命の安全の見地からすべての船舶が充分且つ効果的に配員することを確保するための措置を維持し、又は必要に応じ採用することを約束する。

第十四規則　航海援助施設

締約政府は、交通量により充分と認め且つ危険の程度により必要と認めるラジオ・ビーコン及び電子援助施設を含む航海援助施設を確立し及び維持する措置並びにこれらの援助施設をすべての関係者が利用できることを通報する措置を執ることを約束する。

第十五規則　捜索及び救助

(a) 締約政府は、沿岸の監視及び沿岸水域における遭難者の救助のため、必要な措置が執られることを確保することを約束する。これらの措置は、海上交通の密度及び航行上の危険を考慮して実行可能で必要と認められる海上安全施設の設置、運営及び維持を含むものとし、また、できる限り遭難者の位置の発見及び救助に適当な手段を提供するものとする。

(b) 締約政府は、現存の救助施設及びもしあればその変更の計画に関する情報を利用に供することを約束する。

第十六規則　救命信号

次の信号は、救命施設が遭難船舶と通信するとき、及び遭難船舶が救命施設と通信するときに使用する。

(a) 船舶の発する遭難信号に対する沿岸施設の応答

信号	意味
昼間　白色煙信号 夜間　白色星火ロケット	「認めた。至急救助する。」

(b) 難破船の乗組員を運ぶ小艇を誘導するための上陸地信号

信号	意味
昼間　白旗又は両腕の上下運動 夜間　白色の燈火又は炎火の上下運動。見とおし(方向指示)は、静止している白色の燈火又は炎火を低く且つ観察者から見て直線上にあるように置くことによつて示しうる。	「ここが上陸に最適の地点である。」
昼間　白旗又は水平に伸ばした両腕の水平運動 夜間　白色の燈火又は炎火の水平運動	「ここに上陸するのは、非常に危険である。」
昼間　白旗を水平に動かし、次にその白旗を地上に置き、示すべき方向に他の白旗を持つて行くこと。 夜間　白色の燈火又は炎火を水平に動かし、次にその白色の燈火又は炎火を地上に置き、示すべき方向に他の白色の燈火又は炎火を持つて行くこと。	「ここに上陸するのは、非常に危険である。上陸するのに更に好適な地点は、示す方向にある。」

(c) 沿岸の救命設備の使用に関連して用いる信号

信号	意味
昼間　白旗又は両腕の上下運動 夜間　白色の燈火又は炎火の上下運動	一般に 「よろしい。」 特に 「ロケット索をとつた。」 「テール・ブロックをしつかり縛つた。」 「索をしつかり縛つた。」 「救命袋に人を入れた。」 「引け。」
昼間　白旗又は水平に伸ばした両腕の水平運動 夜間　白色の燈火又は炎火の水平運動	一般に 「いけない。」 特に 「ゆるめよ。」 「引くのをやめよ。」

第十七規則　水先人用はしご

水先人を乗船させることがある航海に従事するすべての船舶は、水先人用はしごについて、次の要件に適合しなければならない。

(a) はしごは、良好な状態にしておき、且つ、できる限り船舶の入港又は出港の際における水先人及びその他の職員の乗船及び下船のためにのみ使用しなければならない。

(b) はしごは、適当な長さと強さのものとしなければならない。

(c) 踏板は、適当な幅のものとしなければならない。

(d) 必要に応じて、適当に結び付けた二個のマンロープをはしごとともに使用しなければならない。

(e) 配置は、水先人がはしごの頂部から船舶の甲板に安全に移ることができるものとしなければならない。

(f) はしごのねじれを防ぐために、必要があるときは、適当な間隔で横木を備えなければならない。

(g) 夜間は、船側を照明する燈が利用できなければならず、且つ、これを使用しなければならない。

第六章　穀類及び危険物の積載

第一規則　適用

別段の明文規定がない限り、この章は、規則の適用を受ける船舶に適用する。

第二規則　穀類の積載

(a) 「穀類」という語は、小麦、とうもろこし(コーン)、えん麦、ライ麦、大麦、米、豆及び種子を含む。

(b) 穀類を船舶に積載するときは、穀類の移動を防止するためにすべての必要な且つ合理的な予防手段を執らなければならない。

(c) ばら積み穀類を満載する区画室は、次のものでなければならない。

(i) 使用する区画室の容積の二・五パーセントから八パーセントまでの容積を有する適当な構造の補給装置で補給されるものでなければならない。また、

(ii) 縦通隔壁又は荷止板で仕切られていなければならない。荷止板は、適当に固着し、且つ、穀類のもれないようにビームとビームとの間を適当なてん材で充てんしなければならない。船倉では、この荷止板は、甲板の下面から下方に向つて船倉の深さの少なくとも三分の一又は八フイートのうちの大きい方の距離まで達していなければならない。甲板間の区画室においては、荷止板は、甲板から甲板まで達していなければならない。いかなる場合にも、荷止板は、船倉の補給装置又は荷止板のある区画室の補給装置の上面まで達していなければならない。

(d) ばら積み穀類を満載していない区画室では、穀類は、荷ならしをし、且つ、ばら積み穀類の上面から四フイート以上の高さに達する袋入り穀類又はその他の適当な貨物でばら積み穀類の全上面に敷いた適当な板でささえられるものを上に載せなければならない。更に、その区画室は、縦通隔壁又は場合に応じて船倉若しくは甲板の底部からばら積み穀類の移動を防ぐのに充分な高さまで達する船首尾方向の荷止板で仕切らなければならない。ばら積み穀類がその区画室の容積の三分の一をこえないとき、又は軸路で仕切られている区画室の場合にはその区画室の容積の二分の一をこえないときは、縦通隔壁又は荷止板を設けることを要求されない。

(e) えん麦、軽い大麦及び綿の種子以外のばら積み穀類は、二層甲板船の甲板間又は二層をこえる甲板を有する船舶の最上の甲板間に積載してはならない。但し、その下方の区画室を補給するために必要な適当な構造の補給装置に積載する場合は、この限りでない。ばら積み穀類は、次に掲げる條件に従うときは、この規則がその他の場合には許容しない場所に積載することができる。

(i) 適当な構造を有し且つ(ci)の規定による補給装置を有する一又は二以上のビンに積載すること。

(ii) ビンの下方の船倉又は区画室が、この船倉又は区画室のための補給装置の部分を除き、適当に当て木でふさがれていること。

(iii) 積載する穀類の量が主管庁が定める容量をこえないこと。

(f) 主管庁は、航海の保護された性質及び航海の状況によりこの規則の(c)及び(d)の規定の適用が不合理又は不必要であると認めるときは、これらの特殊な要件を個個の船舶又はある種類の船舶に対して免除することができる。

第三規則　危険物の積載

(a) 「危険物」という語は、次のものを含む。

(i) 爆発物

(ii) 圧縮ガス、液化ガス及び溶解ガス

(iii) 腐しよく物

(iv) 毒薬

(v) 可燃性蒸気を発するもの

(vi) 水又は空気との相互作用によつて危険となるもの

(vii) 強酸化作用物

(viii) 自然発火を起しやすいもの

(ix) その他この規則の規定を適用すべき危険性が経験上示されたもの又は示されることのあるもの

(b) 危険物の積載は、この規則の規定に従う外は禁止する。

(c) 次のもの以外の爆発物は、旅客船に積載してはならない。

(i) 安全薬包及び安全導火線

(ii) 合計二十ポンドをこえない少量の爆発物

(iii) 短航海の旅客船の甲板上における承認された包装の全量十ハンドレッドウエイト以下の爆発物

(d) (c)の規定にかかわらず、爆発物は、承認された特別安全設備がある旅客船に積載することができる。

(e) 可燃性液体を積載する船舶では、火災又は爆発に対して充分な予防手段を執らなければならない。

(f) 自然発火を起しやすいもの（特にしめつているときは、飼料及びその他の植物性生産物を含む。）は、火災の発生に対する充分な予防手段を執らないで積載してはならない。

(g) 運送のために船舶に積み込む危険物には、この規則の(a)に用いる分類に従つて荷送人が正確に積荷を記載した書類を添付しなければならない。

(h) 少量の混包の化学製品の小荷物を除き、船積危険物は、その危険性を表示する明確なより札又はステンシルで標示しなければならない。一まとめにして積み付けることができ且つ同一種のものとわかる大きな積荷の場合を除き、積荷の各包装は、同様に標示しなければならない。

(i) 危険物を積載する船舶は、この規則の(a)に従つて積載危険物を掲げる特別な明細書を携行しなければならない。

(j) 締約政府は、この規則の規定を補足する細目の規則を定めるか又は定めさせなければならない。この細目の規則は、危険物を他の貨物とともに積載するときの危険物の包装及び積付について、並びに種種の危険物の積付について規定しなければならない。

(k) この規則の規定は、船舶の貯蔵品及びぎ装品には適用しない。

附録

（旅客船に対する安全証書の様式）

安全証書

（公の印章）

国際航海
又は
短国際航海

（国名）

千九百四十八年の海上における人命の安全のための国際條約の規定によつて発行する。

船名	船舶番号又は信号符字	船籍港	総トン数	(c)に基いて許可された航海の細目
				もしあれば、第三章第二十二規則

（国名）政府
署名者（氏名）は、次のことを証明する。

Ⅰ 前記の船舶が前記の條約の規定に従つて正当に検査されたこと。

Ⅱ 検査の結果、この船舶が次の事項について前記の條約に附属する規則の要件に適合していること。

(1) 船体、主ボイラー、補助ボイラー及び機関

(2) 水密区画の配置及び細目

(3) 次の区画満載喫水線

指定し且つ船舶の長さの中央において船側に標示する区画満載喫水線（第二章第十規則）	フリーボード	旅客を輸送する場所が、他の用途に供用されることがある次の場所を含む場合に適用するためのもの
C.3 C.2 C.1		

Ⅲ 全人員　人分の救命設備を備えていること。すなわち

救命艇　隻（発動機付救命艇又は機械推進装置付救命艇　隻を含む。）

人分。無線電信装置及び探照燈を備える発動機付救命艇（前記の救命艇の総数に含まれる。）　隻。資格のある救命艇手　人を必要とする。

救命いかだ　　個　　人分
救命浮器　　個　　人分
救命浮環　　個
救命胴衣　　個

Ⅳ　救命艇が規則の規定に従つてぎ装されていること。

Ⅴ　この船舶が規則の規定に従つて救命索発射器及び救命艇用持運び式無線装置を備えていること。

Ⅵ　この船舶が無線電信装置について規則の要件に適合していること。すなわち、

	規則の要件	実際の措置
通信士の聴取時間		
通信士の数		
自動警急機の有無		
主設備の有無		
非常設備の有無		
主送信機及び非常送信機が電気的に分離されているか又は結合されているかの別		
方向探知機の有無		
認められる旅客数		

Ⅶ　この船舶が、火災探知設備及び消防設備について規則の要件に適合し、且つ、航行用の燈及び形象と音響信号及び遭難信号の装置とを規則の規定及び国際海上衝突予防規則の規定に従つて設備していること。

Ⅷ　他のすべての事項について、この船舶が規則の要件に、これらの要件が適用される限り適合していること。

この証書は、　　政府の権限に基いて発行する。
この証書は、　　まで効力を有する。
千九百　　年　　月　　日に発行した。
（次にこの証書を発行する権限を有する機関の印章又は署名を置く。）

（印章）

（署名する場合には、次の項を附加する。）
署名者は、この証書の発行について、前記の政府によつて正当に権限を与えられていることを宣言する。

（署名）

（貨物船に対する証書の様式）

安全設備証書

（公の印章）

（国名）

千九百四十八年の海上における人命の安全のための国際条約の規定によつて発行する。

船名	船舶番号又は信号符字	船籍港	総トン数

（国名）政府は、次のことを証明する。

署名者（氏名）

Ⅰ　前記の船舶が前記の国際条約の規定に従つて正当に検査されたこと。

Ⅱ　検査の結果、全人員　　人分の救命設備を備えていること。すなわち

左げん側救命艇	隻	人分
右げん側救命艇	隻	人分
発動機付救命艇及び（又は）機械推進装置付救命艇（前記の救命艇の総数に含まれる。）		隻
救命浮環	個	
救命胴衣	個	

Ⅲ　救命艇がこの条約に附属する規則の規定に従つてぎ装されていること。

Ⅳ　この船舶が規則の規定に従つて救命索発射器及び救命艇用持運び式無線装置を備えていること。

Ⅴ　検査の結果、この船舶が、消防設備についてこの条約の要件に適合し、且つ、航行用の燈及び形象と音響信号及び遭難信号の装置とを規則の規定及び国際海上衝突予防規則の規定に従つて設備していること。

Ⅵ　他のすべての事項について、この船舶が規則の要件に、これらの要件が適用される限り適合していること。

この証書は、　　政府の権限に基いて発行する。
この証書は、　　まで効力を有する。
千九百　　年　　月　　日に発行した。
（次にこの証書を発行する権限を有する機関の印章又は署名を置く。）

（印章）

（署名する場合には、次の項を附加する。）
署名者は、この証書の発行について、前記の政府によつて正当に権限を与えられていることを宣言する。

（署名）

（安全無線電話証書の様式）

安全無線電話証書

（公の印章）　（国名）

千九百四十八年の海上における人命の安全のための国際條約の規定によつて発行する。

船名	船舶番号又は信号符字	船籍港	総トン数

（国名）政府は、

署名者（氏名）は、

前記の船舶が無線電話について前記の條約に附属する規則の規定に適合していることを証明する。

	規則の要件	実際の措置
通信士の聴取時間		
通信士の数		

この証書は、　政府の権限に基いて発行する。

この証書は、　まで効力を有する。

千九百　年　月　日に発行した。

（次にこの証書を発行する権限を有する機関の印章又は署名を置く。）　（印章）

（署名する場合には、次の項を附加する。）

署名者は、この証書の発行について、前記の政府によつて正当に権限を与えられていることを宣言する。

（署名）

（安全無線電信証書の様式）

安全無線電信証書

（公の印章）　（国名）

千九百四十八年の海上における人命の安全のための国際條約の規定によつて発行する。

船名	船舶番号又は信号符字	船籍港	総トン数

（国名）政府

署名者（氏名）は、

前記の船舶が無線電信について前記の條約に附属する規則の規定に適合していることを証明する。

	規則の要件	実際の措置
通信士の聴取時間 通信士の数 自動警急機の有無 主設備の有無 非常設備の有無 主送信機及び非常送信機が電気的に分離されているか又は結合されているかの別 方向探知機の有無		

この証書は、　政府の権限に基いて発行する。

この証書は、　まで効力を有する。

千九百　年　月　日に発行した。

（次にこの証書を発行する権限を有する機関の印章又は署名を置く。）　（印章）

（署名する場合には、次の項を附加する。）

署名者は、この証書の発行について、前記の政府によつて正当に権限を与えられていることを宣言する。

（署名）

（免除証書の様式）

免除証書

（公の印章）

千九百四十八年の海上における人命の安全のための国際條約の規定によつて発行する。

（国名）

船名	船舶番号又は信号符字	船籍港	総トン数

（国名）政府は、

署名者（氏名）を、

前記の條約に附属する規則の第　章第　規則によつて与えられた権限に基き、前記の船舶に対して　に至る　航海について、この條約の　（注）の要件を免除したことを証明する。

この免除証書を條件付で発行するときは、ここにその條件を記入する。

この証書は、　まで効力を有する。

この証書は、政府の権限に基いて発行する。

千九百　年　月　日に発行した。

（次にこの証書を発行する権限を有する機関の印章又は署名を置く。）

（印章）

（署名する場合には、次の項を附加する。）

署名者は、この証書の発行について、前記の政府によつて正当に権限を与えられていることを宣言する。

（注）参照する章及び規則を、特定の項を明示してここに記入する。

厚生委員会請願審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三〇号　看護婦学校専任教員養成所設立に関する請願

第六七号　結核予防法による医療補助費増額の請願

第一三〇号、第一八七号、第五二〇号、第五五八号、第五七八号、第五九七号、第六〇一号、第六三一号、第六五八号、第六五九号、第六六八号、第六八三号、第六九六号、第七〇三号、第七一五号、第七一七号、第八二八号、第九三八号、第九六五号　新潟県の結核病床増設等に関する請願

第一五二号　宮崎県延岡保健所新築費国庫補助増額に関する請願

第二一六号　結核対策確立に関する請願

第二一七号、第二二三号、第三一〇号　結核予防法による補助費増額の請願

第二二二号、第三六五号　国立療養所給食費増額に関する請願

第三八四号　国立三豊療養所病床増加等に関する請願

第四七五号　福岡県に国立療養所設置の請願

第四七七号　福岡県下に伝染病院、隔離病舎整備拡充に関する請願

第四七八号　日本住血吸虫病撲滅対策に関する請願

第四八〇号、第四八一号、第七三八号　あん摩師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する請願

第五二三号、第五二四号、第五三六号、第五七七号、第七五七号、第八六七号、第九四七号　あん摩はりきゆう試験制度廃止反対等に関する請願

第五七一号　あん摩師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する請願

第六四二号、第六四三号、第六五二号、第七〇一号、第七三五号、第七六二号、第八三四号　北海道の結核病床増設等に関する請願

第八五一号　国立福知山病院の医療施設整備に関する請願

第八五八号　宮城県岩ヶ崎町百日ぜき予防接種禍に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月七日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第四号

看護婦学校専任教員養成所設立に関する請願

第三〇号　渋谷区宮代町一日赤中央病院内　飯塚スヅ外二千九百九十四名提出

結核予防法による医療補助費増額の請願

第六七号　栃木県足利市大沼町六二二国立足利療養所内　小林秀夫外二百七十三名提出

新潟県の結核病床増設等に関する請願

第一三〇号　新潟県刈羽郡南鯖石村長　佐藤正隆外二百七十名提出

第一八七号　新潟県高田市南本町三丁目全医労高田支部内　服部修外二千七百六十九名提出

第二一〇号　新潟県高田市長　関威雄外一名提出

第五五八号　新潟県高田市仲町三上越労働組合連合会内　山本文十郎外千百九十六名提出

第五七二号　新潟県三島郡大積村長　五十嵐幸蔵外二十五名提出（二十六通）

第五七八号　新潟県刈羽郡北鯖石村長　小熊貫吾外二十七名提出

第五九七号　新潟県柏崎市批把島二一九北日本食糧工業株式会社従業員組合内　赤堀哲雄外六十三名提出

第六〇一号　新潟県刈羽郡上條村村議会議長　池島俊二外十五名提出

第六三一号　新潟県刈羽郡二田村長　田中一郎外二十六名提出

第六五七号　新潟県刈羽郡荒浜村長　牧口義矩外二十五名提出
第六五八号　新潟県西蒲原郡道上村議会議長　荒木哲一郎外二十名提出（十六通）
第六五九号　新潟県東頸城郡浦田村長　竹内重雄外九十九名提出（十四通）
第六六八号　新潟県柏崎市柏崎小学校内新潟県教職員組合柏崎支部内　加藤敏郎外七十三名提出（二通）
第六八三号　新潟県刈羽郡西中通村長　江口権三郎外十六名提出
第六九六号　新潟県刈羽郡北條村長　佐藤稔外二十九名提出
第七〇三号　新潟県西蒲原郡赤塚村長　飯田善也外六十六名提出
第七一五号　新潟市東堀通り三ノ四六五　桜井正男外百八名提出
第七一七号　新潟県西蒲原郡小中川村長　佐野可治外十八名提出
第八二八号　新潟県東頸城郡旭村長　内山英治外六名提出
第九三八号　新潟県東頸城郡牧村長　西山篤郎外五名提出（六通）
第九六五号　新潟県柏崎市批把島一、四八三日本石油労働組合柏崎支部内　田川信衛外五十九名提出
宮崎県延岡保健所新築費国庫補助増額に関する請願
第一五二号　宮崎県延岡市長　仲田又次郎提出
結核対策確立に関する請願
第二一六号　新潟県三島郡寺泊町金山国立寺泊療養所患者親睦会内　小柳幸三郎外百三十六名提出
結核予防法による補助費増額の請願
第二一七号　新潟県柏崎市国立新潟療養所内新潟県患者同盟内　長野岱介提出
第二二三号　新潟県北魚沼郡小千谷町国立小千谷療養所内患者自治会内　安田正宣外一名提出
第三一〇号　新潟県柏崎市国立新潟療養所内　長野岱介提出
国立療養所給食費増額に関する請願
第二二二号　新潟県北魚沼郡小千谷町国立小千谷療養所内患者自治会内　安田正宣提出
第三六五号　京都府久世郡城陽町国立京都療養所患者自治会京和会内　立白願道外五百七十六名提出
国立三豊療養所病床増加等に関する請願
第三八四号　香川県三豊郡比地二村　石川篤之進外千九百七名提出
福岡県に国立療養所設置の請願
第四七五号　福岡県議会議長　田中保蔵提出
福岡県下に伝染病院、隔離病舎整備拡充に関する請願
第四七七号　福岡県議会議長　田中保蔵提出
日本住血吸虫病撲滅対策に関する請願
第四七八号　福岡県議会議長　田中保蔵提出
あんま師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する請願
第四八〇号　和歌山県田辺市湊田辺鍼灸按師会内　野村栄次郎外二名提出
第四八一号　京都市中京区両替町夷川下ル　関野光雄外十九名提出
第七三八号　島根県松江市殿町島根県鍼灸按摩マッサージ師会内　鐙方亀翁外三名提出
あん摩はりきゆう試験制度廃止反対等に関する請願
第五二三号　福島県郡山市堂前町三七　星小七外二十三名提出
第五二四号　福島市松木町一二福島県鍼灸按マッサージ師会連盟業権擁護対策委員会内　塩田勝工提出
第五三六号　山形県北村山郡山口村大字乱川二三〇北日本鍼灸按マッサージ師会内　小座間光道外七名提出
第五七七号　静岡市伝馬町静岡県鍼灸按師会内　上野光堂外九名提出
第七五七号　水戸市北三ノ丸茨城県鍼、灸、按、マッサージ師会内　阿久津浅吉外一名提出
第八六七号　島根県大原郡春殖村大東駅前雲南鍼灸按マッサージ師会内　足立広継外二十五名提出
第九四七号　東京都新宿区新宿三ノ二二　小守良勝提出
あん摩師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する請願
第五七一号　京都市中京区両替町夷川下ル九六　関野光雄外十九名提出
北海道の結核病床増設等に関する請願
第六四二号　北海道上川郡士別町長　佐々木良五郎外一名提出（二通）
第六四三号　北海道上川郡東旭川村長　寒川孝三外二名提出（三通）
第六五二号　北海道上川郡愛別村長　森畑森太郎提出
第七〇一号　北海道亀田郡亀田村長　佐々木善松外一名提出
第七三五号　北海道幌別郡幌別町長　深瀬寅次提出
第七六二号　北海道上川郡鷹栖村長　栗林由松外二名提出
第八三四号　北海道空知郡富良野町長　古東久平提出
国立福知山病院の医療施設整備に関する請願
第八五一号　京都府福知山市字内記福天地方全官公庁労働組合協議会内　芦田健太郎外七名提出
宮城県岩ヶ崎町百日ぜき予防接種禍に関する請願
第八五八号　宮城県議会議長　今野貞亮提出

右五十四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月七日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

看護婦学校専任教員養成所設立に関する請願

請願者　渋谷区宮代町一日赤中央病院内　飯塚スヅ外二千九百九十四名（第三〇号）

右の請願は、現在看護婦学校専任教員となるべき看護婦のための講習会は、短期間である上、施設もなく、専門的な看護教育上の諸問題、一般教育に関連する諸教科の研究討議、指導法の実習等は、もち論望めぬ上、全国二百を数える看護婦学校に看護婦養成所指定規則に定められている専任教員の最低需要を満すことができない実情にあるから、看護婦学校専任教員養成所を設立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核予防法による医療補助費増額の請願

請願者　栃木県足利市大沼町六二二国立足利療養所内　小林秀夫外二百七十三名（第六七号）

右の請願は、結核予防法は十月一日より実施されその機能を発揮するこ

とになつているが、本法第三十四條による補助費の地方負担は貧困な地方財政にとつて極めて過重なものとなり、この予算の計上は特に困難な現状に鑑み、本法をさらに拡大し、後保護をもふくめた真に社会の福祉と、憲法に約束せられた国民の幸福を保障する結核予防対策を確立し、安じて療養に専念できるよう、本法実施に伴う補助費の増額を配慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県の結核病床増設等に関する請願（六通）

請願者　新潟県刈羽郡南鯖石村長　佐藤正隆外二百七十名（第一三〇号）

請願者　新潟県高田市南本町三丁目全医労高田支部内　服部修外二千七百六十九名（第一八七号）

請願者　新潟県高田市長　関威雄外一名（第五一〇号）

請願者　新潟県高田市仲町三上越労働組合連合会内　山本文十郎外千百九十六名（第五五八号）

請願者　新潟県三島郡大積村長　五十嵐幸蔵外二十五名（第五七二号）

請願者　新潟県刈羽郡北鯖石村長　小熊貫吾外二十七名（第五七八号）

請願者　新潟県柏崎市枇杷島二一九北日本倉糧工業株式会社従業員組合内　赤堀哲雄外六十三名（第五九七号）

請願者　新潟県刈羽郡上篠村村議会議長　池島俊二外十五名（第六〇一号）

請願者　新潟県刈羽郡二田村長　田中一郎外二十六名（第六三一号）

請願者　新潟県刈羽郡荒浜村長　牧口義矩外二十五名（第六五七号）

請願者　新潟県西蒲原郡道上村議会議長　荒木甚一郎外二十名（第六五八号）

請願者　新潟県東頸城郡浦田村長　竹田重雄外九十九名（第六五九号）

請願者　新潟県柏崎市柏崎小学校内新潟県教職員組合柏崎支部内　加藤敏郎外七十三名（第六六八号）

請願者　新潟県刈羽郡西中通村長　江口権三郎外十六名（第六八三号）

請願者　新潟県刈羽郡北條村長　佐藤稔外二十九名（第六九六号）

請願者　新潟県西蒲原郡赤塚村長　飯田善也外六十六名（第七〇三号）

請願者　新潟市東堀通り三ノ四六五　桜井正男外百八名（第七一五号）

請願者　新潟県西蒲原郡小中川村長　佐野可治外十八名（第七一七号）

請願者　新潟県東頸城郡旭村長　内山英治外六名（第八二八号）

請願者　新潟県東頸城郡牧村長　西山篤郎外五名（第九三八号）

請願者　新潟県柏崎市枇杷島一、四八三日本石油労働組合柏崎支部内　田川信衛外五十九名（第九六五号）

右の請願は、新潟県下における結核の排菌者は、入院を要しながら病床下足のため入院できない者が五千名にも達し、その上益々増加の傾向にある。しかるに既設の国立および県立の病院は国庫補助の打切り等のため、その使命が遂行できない実情にあるから、（一）四千六百床の結核病床を国費で増設すること、（二）県立病院に対し国庫補助を支給すること、（三）県内の国立病院を整備拡充すること等必要な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県延岡保健所新築費国庫補助増額に関する請願

請願者　宮崎県延岡市長　仲田又次郎（第一五二号）

右の請願は、宮崎県延岡保健所は、厚生省よりモデル保健所の指定を受け、国庫補助、県費を合せて二百五十坪、四百八十七万円で新築が決定しているが、二百五十坪では現在よりも狭小となり、木造では宿命的な台風の通過地としての特殊事情と、工業都市としての結核患者の多い点等から、耐火、耐風建築でなければならぬとともに、公衆衛生機能の充分発揮できる施設の整備が必要であるから、三百坪以上鉄筋コンクリート建とするよう県当局に陳情を重ねているが、政府においても、これに即応する国庫補助の増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核対策確立に関する請願

請願者　新潟県三島郡寺泊町金山国立寺泊療養所患者親睦会内　小柳幸三郎外百三十六名（第二一六号）

右の請願は、亡国病とまでいわれている結核に対して、政府の現在とつている対策は、はなはだ不完全で憂慮すべき事態にあるから、結核対策の万全を期するため、（一）結核ベットの増設、（二）国立医療施設の充実強化、（三）県立病院の充実強化、（四）結核対策の確立と強力なる推進等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核予防法による補助費増額の請願

請願者　新潟県柏崎市国立新潟療養所内新潟県患者同盟内　長野岱介（第二一七号）

請願者　新潟県北魚沼郡小千谷町国立小千谷療養所内患者自治会内　安田正宣外一名（第二二三号）

請願者　新潟県柏崎市国立新潟療養所内　長野岱介（第三一〇号）

右の請願は、昭和二十六年十月より施行された結核予防法は、旧法に比して非常な前進であるが、本法の保障する予算が地方で組めるかどうかに問題がある。しかして新潟県においては、すでに財源が窮乏し、事実上結核予防法は死文化された状態にあるが、結核問題の解決こそ社会保障制度の確立となるのであるから、結核予防法による補助費を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立療養所給食費増額に関する請願

請願者　新潟県北魚沼郡小千谷町国立小千谷療養所内患者自治会内　安田正宣（第二二二号）

請願者　京都府久世郡城陽町国立京都療養所患者自治会京和会内　立白顕道外五百七十六名（第三六五号）

右の請願は、病体の安静と栄養豊富な給食は、結核治療の基礎條件であるが、最近における一般食料品の高騰に伴い、国立療養所における給食内容が次第に低下し、患者の療養生活に多大の不安を与えているから、国立療養所における給食費を公私立療養所なみに一日一人百円に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立三豊療養所病床増加等に関する請願

請願者　香川県三豊郡比地二村　石川篤之進外千九百七名（第三八四号）

右の請願は、国立三豊療養所の病床は僅かに八十床であり、地元三豊郡比地二、上高瀬、勝間三村の届出患者百六十名の収容さえ不可能であつて、入所待期患者は実に四百二十三名を数え、申込みより入所までに二年数箇月を要する現状である。しかもこれら患者の大部分は開放性の患者が多く社会的影響、経済問題はもちろん、精神的負担、人道上の問題等放置できない現状であるから、国立三豊療養所の施設拡充は現在の急務であつて、少くとも二百床に増床し、治療内容を充実することを是非とも昭和二十七年度に実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県に国立療養所設置の請願

請願者　福岡県議会議長　田中保蔵（第四七五号）

右の請願は、厚生省は二十六年度において見返資金に基く国立療養所の設置計画が進められ、日豊線沿線（大分県中津市附近）もその予定地とされていたが、この計画は一応中止され二十七年度国庫予算によつて該地に新設される由であるが、これが設置を熱望している隣接の築上郡または京都郡に設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県下の伝染病院、隔離病舎整備拡充に関する請願

請願者　福岡県議会議長　田中保蔵（第四七七号）

右の請願は、福岡県下の伝染病院、隔離病舎の現状は、その大多数が開設後数十年を経過し、すでに腐朽老廃あるいは、施設不備等、早急に再検討を要する実情にあるため、国の五箇年整備計画に沿い社会保障制度の一環としての医療施設として、将来四十数箇所程度に統合することを目途に市町村連合立伝染病院の整備拡充を図つているから、本計画の実現を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日本住血吸虫病撲滅対策に関する請願

請願者　福岡県議会議長　田中保蔵（第四七八号）

右の請願は、福岡県は筑後川流域の久留米市、三井郡、朝倉郡の一市三郡の広域にわたり特殊な地方病として日本住血吸虫病がまん延しており、その感染率は約三十パーセント、場所によつては七十パーセント以上の高率を示し、最近においては急性患者が逐年発生激増している実情にあるから、これが対策を公共事業として実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

あん摩師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する請願

請願者　和歌山県田辺市湊田辺鍼灸按師会内　野村栄太郎外二名（第四八〇号）

請願者　京都市中京区両替町夷川下ル　関野光雄外十九名（第四八一号）

請願者　島根県松江市殿町島根県鍼灸按摩マッサージ師会内　鐙方亀翁外三名（第七三八号）

右の請願は、昭和二十二年あん摩、はり、きゆう、柔道整復師に関する身分法が確立された際療術師に対しては即時営業禁止になるところを療術師の生活を護り転業の機会を与えるため昭和三十年末まで療術行為の継続を許した。しかるに療術師は多額の運動費を費して療術師法なるものを議員提出の形式で今国会に提出するとのことであるが、療術師法は、あん摩、はり、きゆう、柔道整復はもとより医師の行う電気光線の部門にわたる広はんなもので、医療体系をみだし、またさきに制定されたあん摩はりきゆう柔道整復師法に重複するから、療術師法なるものの制定には反対せられるとともに、あん摩、はり、きゆう、柔道整復師法中に療術師おも含めるよう改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

あん摩はりきゆう試験制度廃止反対等に関する請願

請願者　福島県郡山市堂前町三七　星小七外二十三名（第五二三号）

請願者　福島市松木町一二福島県鍼灸按マッサージ師会連盟業権擁護対策委員会内　塩田勝工（第五二四号）

請願者　山形県北村山郡山口村大字乱川二三〇北日本鍼灸按マッサージ師会内　小座間光道外七名（第五三六号）

請願者　静岡県伝馬町静岡県鍼灸按師会内　上野光堂外九名（第五七七号）

請願者　水戸市北三ノ丸茨城県鍼、灸、按、マッサージ師会内　阿久津浅吉外一名（第七五七号）

請願者　島根県大原郡春殖村大東駅前雲南鍼灸按マッサージ師会内　足立広継外二十五名（第八六七号）

請願者　東京都新宿区新宿三ノ二二　小守良勝（第九四七号）

右の請願は、今回行政簡素化のた

め、あん摩、はり、きゆう師等の試験制度を廃止するやのうわさを聞くが、試験制度が廃止されると劣等なあん摩、はり、きゆう師が続出して同業者のレベルが低下し、ひいては、社会衛生上に悪影響をおよぼす虞れがあるから、現行の試験制度を存続するはもとより、療術師法の制定を取り止め、現行法を改正して無免許営業の絶滅を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

あん摩師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する請願

請願者　京都市中京区両替町夷川下ル九六　関野光雄外十九名（第五七一号）

右の請願は、行政機構改革に関する政令諮問委員会は昭和二十六年八月十四日付をもつて各種の免許および試験制度を廃止するよう内閣総理大臣に答申したが、この中にあんま師、はり師、きゆう師および柔道整復師も包まれている。しかしこれ等を廃止することは悪質低級な業者を濫造して国民の保健衛生上害毒を流す結果となるから最少限度現行の試験制度は存続すべきである。なお現行の「あん摩師、はり師、きゆう師、柔道整復師法」の一部を改正して「マッサージ師、はり師、きゆう師、柔道整復師法」としてこれ等の身分を法中にそう入明記せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道の結核病床増設等に関する請願（二通）

請願者　北海道上川郡士別町　佐々木良五郎外一名（第六四二号）

請願者　北海道上川郡東旭川村　寒川孝三外二名（第六四三号）

請願者　北海道上川郡愛別村　森畑森太郎（第六五二号）

請願者　北海道亀田郡亀田村　佐々木善松外一名（第七〇一号）

請願者　北海道幌別郡幌別町長　深瀬寅次（第七三五号）

請願者　北海道上川郡鷹栖村　栗林由松外二名（第七六二号）

請願者　北海道空知郡富良野町長　古東久平（第八三四号）

右の請願は、再建日本のホープとして開発の重要性を認められた北海道には、全国一といわれるほど結核患者が多い現状である。これに対する医療機関として二十九箇所の道立病院、十二箇所の診療所と五箇所の国立病院があるが、これ等の病院は相当な赤字に苦しみ、また国庫補助の打ち切りに経営はむずかしく、特に国立病院の地方払い下げ計画に伴う医療内容の低下は、開発途上にある道民の強力な体力の保持、疾病予防の完ぺきはきせられずひいては開発意欲の低下をきたし、憂慮すべき状態となるから、（一）八千床の結核病床を国費で増設すること、（二）道立病院に対し国庫補助金を支給すること、（三）道内の国立病院を整備拡充すること等必要な処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立福知山病院の医療施設整備に関する請願

請願者　京都府福知山市字内記　福天地方全官公庁労働組合協議会内　芦田健太郎外七名（第八五一号）

右の請願は、福知山市およびその周辺郡部の結核患者は深部治療を必要とする場合大阪、京都の大学病院等へ出向き入院治療を受けている状況であり、勤労大衆は、その不便と旅費その他諸経費の負担にたえられないから、国立福知山病院に深部治療器機をすみやかに整備せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県岩ヶ崎町百日ぜき予防接種禍に関する請願

請願者　宮城県議会議長　今野貞亮（第八五八号）

右の請願は、昭和二十三年十一月発生した宮城県岩ヶ崎町における百日ぜき予防接種事件については、現在生活保護法の適用ならびに町費による扶助を行いつつあるが、同接種禍による被害者は今後長期にわたり療養の必要があり、なお死亡ならびに不具者を生じているから、国費をもつて救済措置を講じ、療養上の不安を除去せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三〇号、第二二五号、第四二一号　日本医療団解散に伴う清算剰余金還元配付の陳情

第七二号、第二一〇号、第二三一号、第二八九号　あん摩はりきゆう試験制度廃止反対等に関する陳情

第一九四号　戦病結核患者の終身保障制度確立に関する陳情

第二九八号　新潟県の結核病床増設等に関する陳情

第三六四号　あん摩師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する陳情

第四〇二号　療術師法制定反対に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月三日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会陳情特別報告第四号

日本医療団解散に伴う清算剰余金還元配付の陳情

第三〇号　島根県議会議長　中島龍一

第二二五号　京都市長　高山義三外九名

第四二一号　山口県議会議長　二木謙吾

あん摩はりきゆう試験制度廃止反対等に関する陳情

第七二号　徳島市幸町一ノ四四　全日本鍼灸マッサージ師連盟　四国ブロック会内　杉浦四郎外三名

第二一〇号　山形県北村山郡山口村大字乱川二三〇北日本はりきゆうあんまマッサージ師会内　小座間光道外七名

第二三一号　奈良市鵲町二七　山本光治外十七名

第二八九号　東京都新宿区新宿

三ノ二二全日本鍼灸按マッサージ師会連盟内　小守良勝外八名
戦病結核患者の終身保障制度確立に関する陳情
第一九四号　島根県松江市上乃木町国立島根療養所患者自治会内　渡部邦敏外八名
新潟県の結核病床増設等に関する陳情
第二九八号　新潟県長岡市今朝日町一、〇四九東亜マッチ株式会社労働組合内　多田耕一
あんま師はり師きゅう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する陳情
第三六四号　神戸市生田区多聞通二ノ一三二社団法人兵庫県鍼灸按摩師会長　塩津勇外十三名
療術師法制定反対に関する陳情
第四〇二号　香川県高松市築地町四七香川県身体障害者協会内　力丸茂市
右十一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十七年六月七日
厚生委員長　梅津　錦一
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
日本医療団解散に伴う清算剰余金還元配付の陳情
陳情者　島根県議会議長　中島龍一（第三〇号）
陳情者　京都市長　高山義三外九名（第二一五号）
陳情者　山口県議会議長　二木謙吾（第四二一号）

右の陳情は、地方公共団体は、日本医療団の解散に際し、その経営に係る一般医療施設の地方移管について、国民医療確保の見地から公的医療機関としての使命達成のために多大の犠牲を払つて継承し、鋭意これが整備拡充に努めてきたが、地方財政の貧迫はいまや極度に達し今後本事業の遂行は起債による財源ねん出の外方途のない現状である。然るに日本医療団の清算に当り清算剰余金が数億円に上るということであるから、国民医療の完成のためにこの際この剰余金を地方に還付する措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
あん摩はりきゅう試験制度廃止反対等に関する陳情
陳情者　徳島市幸町一ノ四四全日本鍼灸マッサージ師連盟四国ブロック会内　杉浦四郎外三名（第七二号）
陳情者　山形県北村山郡山口村大字乱川二三〇北日本はりきゅうあんまマッサージ師会内　小座間光道外七名（第二一〇号）
陳情者　奈良市鵲町二七　山本光治外十七名（第二三一号）
陳情者　東京都新宿区新宿三ノ二二全日本鍼灸按マッサージ師会連盟内　小守良勝（第二八九号）

右の陳情は、あん摩はりきゅう術の試験制度が、行政簡素化に伴つて廃止されるとのことであるが、かかる措置は、療術業者の素質を低下させる結果となり、国民衛生および福祉上憂慮すべき問題となるから、あん摩はりきゅう試験制度の廃止には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
戦病結核患者の終身保障制度確立に関する陳情
陳情者　島根県松江市上乃木町国立島根療養所患者自治会内　渡部邦敏外八名（第一九四号）

右の陳情は、戦争犠牲者援護法における傷病軍人に対する援護は、一傷病年金を支給し、傷病の程度により七段階に分け月額平均五千五百円を支給する」と閣議の決定を見た由であるが、新援護法における七段階が現行の恩給法の如きものであれば、戦病結核患者のほとんどがこの援護の適用から除外されることとなるから、戦病結核患者に対してはすべて終身年金をもつて保障せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
新潟県の結核病床増設等に関する陳情
陳情者　新潟県長岡市今朝日町一、〇四九東亜マッチ株式会社労働組合内　多田耕一（第二九八号）

右の陳情は、新潟県下における結核の排菌者は、五千名に達しているが、病床不足のため入院できない状態にある。しかるに既設の国立および県立の病院は国庫補助の打切り等のため、その使命が遂行できない実情にあるから、(一)四千六百床の結核病床を国費で増設すること、(二)県立病院に対し国庫補助を支給すること、(三)県内の国立病院を整備拡充すること等必要な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
あん摩師はり師きゅう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する陳情
陳情者　神戸市生田区多聞通二ノ一三二社団法人兵庫県鍼灸按摩師会長　塩津勇外十三名（第三六四号）

右の陳情は、行政機構改革に関する政令諮問委員会は昭和二十六年八月十四日付をもつて各種の免許および試験制度を廃止するよう内閣総理大臣に答申したが、この中にあん摩師、はり師、きゅう師および柔道整復師も含まれている。しかしこれ等を廃止することは悪質低級な業者を濫造して国民の保健衛生上害毒を流す結果となるから最少限度現行の試験制度は存続すべきである。なお現行の「あん摩師、はり師、きゅう師、柔道整復師法」の一部を改正して「マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師法」としてこれ等の身分を法中にそう入明記せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
療術師法制定反対に関する陳情
陳情者　香川県高松市築地町四七香川県身体障害者協会内　力丸茂市（第四〇二号）

右の陳情は、聞く所によると指圧療法、血液循環療法、電気療法等の療術行為業者が療術師法の制定を期して厚生当局および国会方面に対してさかんに運動をしているとのことで

あるが、かかる法規の制定は医療行政を複雑化し、国民の保険衛生上悪影響を及ぼすばかりか、盲人の唯一の職業であるあん摩はりきゅう業を圧迫し、身体障害者福祉法の精神を侵すこととなるから、療術師法制定には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第五十四号参照〕

審査報告書

未復員者給与法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十八日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山下　義信　大谷　瑩潤

常岡　一郎　藤森　眞治

長島　銀藏　井上なつゑ

河崎　ナツ　谷口彌三郎

小杉　繁安

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は日本国との平和條約の効力発生に伴い戦争犯罪人等に関する規定についてこれを改めようとするものであつて妥当と認める。

二、事件の利害得失

戦争犯罪人等に対して未復員者給与法及び特別未帰還者給与法を適用し得る利益がある。

三、費用

本法施行のため一千九百十四万四千円を要する。

審査報告書

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十八日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

田中　一　三輪　貞治

門田　定藏　前田　穣

東　隆　石川　榮一

島津　忠彦　深水　六郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、第七回国会において制定された「伊東国際観光温泉文化都市建設法」により温泉文化都市として指定された伊東市の区域内における鉱物の採掘、土石の採取その他観光温泉資源の保護に著しい影響を及ぼす虞のある行為について、伊東国際観光温泉文化都市建設事業の執行者が東京通商産業局長の同意を得て禁止又は制限することができるように同法の一部を改正せんとするものであつて、観光温泉資源の保護の上から妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

本案により伊東市の観光温泉資源を保護し、観光都市としての建設に邁進することができる。

三、費用

本法施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

たばこ専売法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十九日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡崎　眞一　西川甚五郎

黒田　英雄　油井賢太郎

下條　恭兵　大矢半次郎

木内　四郎　田村　文吉

森　八三一　菊田　七平

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、日本専売公社が、たばこの耕作者に対し葉たばこの納付前に、収納代金の一部を支払うことができることとしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

葉たばこの品質向上及びその生産確保を図り得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十七年度において前払いせられる収納代金は約三十億円の見込みである。

審査報告書

国有財産特別措置法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十九日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

菊田　七平　森　八三一

田村　文吉　木内　四郎

大矢半次郎　油井賢太郎

黒田　英雄　西川甚五郎

岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、日本国との平和條約の発効に伴い、賠償指定国有財産の解除及び連合国軍の管理している国有財産の返還が予想されるので、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の趣旨を更に強化して、国有財産の処理の促進を図るための特別措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

ぼう大な国有財産を公共の利益の増進、民生の安定、産業経済の振興等に有効適切に寄与せしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十七年度一般会計予算に歳入として四十三億二千八十九万五千円が計上されている。

審査報告書

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十九日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

菊田　七平　森　八三一

田村　文吉　木内　四郎

大矢半次郎　下條　恭兵

油井賢太郎　黒田　英雄

西川甚五郎　岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は外国為替資金を外貨証券にも運用しうることとするとともに、外国為替資金に属する銀地金については、大蔵大臣の指定する価額によつて評価することを規定しようとするものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

外国為替資金特別会計の運営を円滑ならしめ得る利益がある。

三、費用
この法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書
南方連絡事務局設置法案
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年六月十八日
内閣委員長　河井彌八
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
成瀬　幡治　松原　一彦
楠瀬　常猪　横尾　龍
上條　愛一　栗栖　赳夫
波多野　鼎　竹下　豐次
楠見　義男　三好　始
草葉　隆圓　鈴木　直人
中川　幸平

附則第三項を削り、第四項を第三項とする。

一、委員会の決定の理由
総理府の附属機関として南方連絡事務局を設け、渡航、貿易その他南方地域に関する事務に関し、関係行政機関の事務の総合調整、連絡等の事務を所掌することとし、現地機関としては連絡事務所を那覇に一ヶ所設置した。なお現地職員の給与については、現地の特殊事情を考慮して在勤手当等を支給することとしたのは適当の措置と認める。但し委員会は別冊の如く修正を加えた。

二、事件の利害得失
この措置により北緯二十九度以南の南西諸島及び小笠原群島との連絡を密にすることができる。

三、費用
本法施行のため要する費用は二十七年度予算の総理府の内にみこまれている。

運輸委員会請願審査報告書第八号
一議院の会議に付するを要するもの。
第一七九一号　秋田県横手市に気象測候所設置の請願
第二五九九号　強制撤収による地方鉄道等の業務休止期間中整備補助金復活等に関する請願
第二六一七号　小名木川貨物駅、新小岩駅間鉄道敷設に関する請願
第二六六六号　門司、熊本両駅間準急を都城駅まで延長運行の請願
第二六九一号　北條線鉄道延長に関する請願
第二七〇二号　福島市に鉄道管理局設置の請願
第二七二六号、第二七六七号　上山田、油須原両駅間鉄道敷設に関する請願
第二七五三号　宮田駅、若宮町間および宮田、室木両駅間鉄道敷設に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十七年六月十七日
運輸委員長　山縣　勝見
参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会請願特別報告第十号
秋田県横手市に気象測候所設置の請願
第一七九一号　秋田県横手市長　佐々木一郎提出
強制撤収による地方鉄道等の業務休止期間中整備補助金復活等に関する請願
第二五九九号　東京都千代田区丸ノ内一ノ二伊香保ケーブル鉄道株式会社取締役社長　石田友三郎外十七名提出
小名木川貨物駅、新小岩駅間鉄道敷設に関する請願
第二六一七号　東京都江戸川区小松川四ノ六五江戸川工場協会内　西村聡外十二名提出
門司、熊本両駅間準急を都城駅まで延長運行の請願
第二六六六号　宮崎県都城市議会議長　新宮武二外十一名提出
北條線鉄道延長に関する請願
第二六九一号　兵庫県加西郡北條町　内藤寛治郎外四名提出
福島市に鉄道管理局設置の請願
第二七〇二号　福島市長　佐藤元治外一名提出
上山田、油須原両駅間鉄道敷設に関する請願
第二七二六号　福岡県田川郡川崎町上山田、川崎、油須原間鉄道建設促進委員会連合会内　高倉矢一外六名提出
第二七六七号　福岡県田川郡川崎町長　沖本壮太郎外六名提出
宮田駅、若宮町間および宮田、室木両駅間鉄道敷設に関する請願
第二七五三号　福岡県鞍手郡宮田町議会議長　早川勝外一名提出
右九件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十七年六月十七日
運輸委員長　山縣　勝見
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
秋田県横手市に気象測候所設置の請願
請願者　秋田県横手市長　佐々木一郎（第一七九一号）
右の請願は、横手市は秋田県の南部に位する交通、政治、経済、文化の中心地であり、また周囲は秋田県産米の十七パーセントを占める穀倉地帯であるが、地形の特異性に基く天候の変化により、秋田測候所予報と天候とは時に違うことがあつて、しばしば農作物に致命的損害を与えられている実情であるから、この被害を除去して科学的農業経営のできるよう、当市に気象測候所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
強制撤収による地方鉄道等の業務休止期間中整備補助金復活等に関する請願
請願者　東京都千代田区丸ノ内一ノ二伊香保ケーブル鉄道株式会社取締役社長　石田友三郎外十七名（第二五九九号）
右の請願は、戦時中撤収せられた地方鉄道、軌道、索道に対して整備補助規則により政府は毎年補助金を支給してきたのであるが、終戦後進駐軍の命によつて廃止されたためこれ等諸会社は現在誠に苦るしい状態に陥つているから、今回国家独立の機会に昭和二十一年一月以降休業期間中の補助金を復活するとともに、未開業の線路に対しこの際復興援助のため助成金の支給その他適切な方策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
小名木川貨物駅、新小岩駅間鉄道敷設に関する請願
請願者　東京都江戸川区小松川四ノ六五江戸川工場協会内　西村聡外十二名（第二六一七号）
右の請願は、江東、江戸川両区に密集する諸工場は、都心よりの鉄道交通網から取残され、河川運河を唯一の輸送力として利用してきた。しかるに頼みの運河も数年来のいちじるしい地盤沈下と水害対策としての河

川運河埋立等によつて初期の利点を失い、関係工場の企業経営に重大な支障を与えているから、小名木川貨物駅より新小岩操車場間に鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

門司、熊本両駅間準急を都城駅まで延長運行の請願

請願者　宮崎県都城市議会議長　新宮武二外十一名（第二六六号）

右の請願は、さきに都城、東京間急行が実現されたことは、都城地方の発展上極めて喜ばしいことであるが、一方都城、門司間は僅か一本の直行を有するに過ぎず、両地方間の物資の交流と人事の往来はいちじるしく制限され、当地方の政治、経済、産業に多大の支障を与えているから、現在熊本止りとなつている門司発準急を吉備線都城まで延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北條線鉄道延長に関する請願

請願者　兵庫県加西郡北條町　内藤寛治郎外四名（第二六九一号）

右の請願は、国鉄北條線は、山陽本線より分岐する加古川線粟生駅を起点とし、北條駅に至る十三キロ余の鉄道で、いわゆる播州の穀倉地帯を縦断しているが、播但線福崎駅との間に鉄道が敷設されていないため、但馬地方と阪神地方との連絡には福知山を経由しなければならず極めて不便な状況であるから、北條線を福崎駅まで延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島市に鉄道管理局設置の請願

請願者　福島市長　佐藤元治外一名（第二七〇二号）

右の請願は、福島市は東北において誇り得る福島県の首都であつて、東北本線ならびに奥羽線の重要なる要衝として益々重要性を加えてきた。殊に奥羽線は昭和二十四年四月に電化されその利用度は増加の一途をたどつており、福島市が交通上の起点となつてきたことは衆知の通りである。また東北本線白河、仙台間の電化が実現された暁は電化工事の前進基地として本市が益々重要性を帯びてくることは必然的であるから、本市に鉄道管理局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

上山田、油須原両駅間鉄道敷設に関する請願

請願者　福岡県田川郡川崎町上山田、川崎、油須原間鉄道建設促進委員会連合会内　高倉矢一外六名（第二七二六号）

請願者　福岡県田川郡川崎町長　沖本壮太郎外六名（第二七六七号）

右の請願は、上山田、油須原両駅間の鉄道敷設は、既に実地調査を終りながら大平洋戦争のため工事着手にいたらず今日となつたのであるが、本鉄道の開通は現存炭山の出炭をますます高め、さらに未開発炭田の採掘を容易にし国家再建に貢献するところがじん大であるから、すみやかに本上山田線延長工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮田駅、若宮町間および宮田、室木両駅間鉄道敷設に関する請願

請願者　福岡県鞍手郡宮田町議会議長　早川勝外一名（第二七五三号）

右の請願は、宮田線宮田駅、若宮町間四キロ延長により附近住民の利便と産業上の影響はじん大であり、西川線室木駅、宮田駅間延長により沿線十万の住民は鉄道利用の際六十キロ回の不便と経済を取り除くことができるから、宮田駅、若宮町間および宮田、室木両駅間鉄道敷設を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情審査報告書第六号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五九四号　大阪市のトロリーバス路線特許に関する陳情

第一一三三号　社団法人東海貨物検数協会等の設立に関する陳情

第一二一五号　三陸鉄道敷設促進に関する陳情

第一一二四号　兵庫県沼島に航路標識設置の陳情

第一一三三号　大宮、仙台両駅間鉄道電化促進に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月十七日

運輸委員会陳情特別報告第七号

大阪市のトロリーバス路線特許に関する陳情

第五九四号　大阪市議会議長　田村敬太郎提出

社団法人東海貨物検数協会等の設立に関する陳情

第一一三三号　名古屋市港区港本町五ノ八東海貨物検数協会内　岩田盛光外一名提出

三陸鉄道敷設促進に関する陳情

第一二一五号　宮城県登米郡豊田町長　佐藤省三外四十五名提出

兵庫県沼島に航路標識設置の陳情

第一一二四号　徳島市中洲町二　徳島県海事振興連合会内　上崎龍次郎提出

大宮、仙台両駅間鉄道電化促進に関する陳情

第一一三三号　栃木県下都賀郡国分寺村議会議長　稲葉吉一提出

右五件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月十七日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

大阪市のトロリーバス路線特許に関する陳情

陳情者　大阪市議会議長　田村敬太郎（第五九四号）

右の陳情は、大阪市のトロリーバス運行については、昭和二十五年に路線の申請がなされており、昭和二十五年度に一億四千万円、昭和二十六年度に一億円、昭和二十七年度に二億五千万円の予算が計上され、一部資材の購入まで進んでいるにかかわらず、いまだに路線の特許が得られないため、同計画の実施はいちじるしい支障を受けている。しかるに東京、姫路、川崎の各都市は、大阪市より遅く申請したのに、すでに特許を得ているから、大阪市周辺の交通難緩和のため、すみやかに大阪市のトロリーバス路線を特許せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年六月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

社団法人東海貨物検数協会等の設立に関する陳情

陳情者　名古屋市港区港本町五ノ八東海貨物検数協会内　岩田盛光外一名（第一一三三号）

右の陳情は、運輸大臣の意見書および事務当局最高責任者の言葉に従つてなされた、社団法人東海貨物検数協会および社団法人近畿貨物検数協会設立申請書を、運輸省が受理してから既に六十日の日数を経たにもかかわらず今日まで放置しておくのはいかなる理由に基くものであるか調査の上、すみやかに許可されるよう善処されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年六月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三陸鉄道敷設促進に関する陳情

陳情者　宮城県登米郡豊田町長　佐藤省三外四十五名（第一二一五号）

右の陳情は、三陸鉄道気仙沼線は、昭和二十七年四月二十八日鉄道建設審議会の答申通り本年度内予算の補正によりすみやかに着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年六月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県沼島に航路標識設置の陳情

陳情者　徳島市中洲町二徳島県海事振興連合会内　上崎龍次郎（第一二二四号）

右の陳情は、四国の東門より阪神に通ずる阿摂航路は年間二百万トンに達する交流物資と百万人の旅客を送迎する重要航路であるが、鳴門海狭附近は濃霧の発生が多い上、夜間の見とおうしは全く困難のため海難をしばしば繰返している実情であるから、本航路船舶の変針位置に当る兵庫県沼島の西北端に、光達距離最低十五カイリ以上とこれに霧中信号を併置した燈台をすみやかに設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年六月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大宮、仙台両駅間鉄道電化促進に関する陳情

陳情者　栃木県下都賀郡国分寺村議会議長　稲葉吉一（第一二三三号）

右の陳情は、東北本線は、わが国縦貫鉄道の重要幹線として、貨客の輸送を通じて戦後の産業、経済、文化の振興はもとより北辺の治安維持に多大の貢献をしている。ことに沿線に未開の宝庫を控え貴重な資源を包蔵し、貨客の輸送量は年々に増加し、このまま放置できない実情にあるから、本線のうち大宮、仙台間の電化をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年六月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第五十八号参照〕

審査報告書

国家行政組織法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月三十日

内閣委員長　沼井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中川　幸平　鈴木　直人
横尾　龍　上條　愛一
成瀬　幡治　三好　始
栗栖　赳夫　竹下　豐次
松原　一彦

要領書

一、委員会の決定の理由

行政機構関係諸法案の審議との関係上、現行の国家行政組織法第二十四條の二によつて、昭和二十七年六月三十日までを限り暫定的に認められている官房又は局内の部及び庁内の局の存続期間を更に一箇月間延長しておく必要がある。

二、事件の利害得失

この措置によつて国家行政組織法第二十四條の二第一項及び第二項の規定により設置された部局の存続期間を昭和二十七年七月三十一日まで延期することができ、行政上の空白を除去することができる。

三、費用

本法施行によつて別に費用を要しない。

〔第六十四号参照〕

審査報告書

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月二十日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

松原　一彦　三好　始
竹下　豐次　栗栖　赳夫
横尾　龍　楠見　義男
楠瀬　常猪　上條　愛一
成瀬　幡治　鈴木　直人
中川　幸平

要領書

一、委員会の決定の理由

終戦後の公務員給与制度の変革に原因して昭和二十三年六月以前に退職した者の恩給はその後に退職した者の恩給と比較して、現在平均四割程度不利となつており、著しい不均衡を生じているためこれを是正しようとするものであつて、別表により俸給額及び在職年に応じて恩給額を改正し、従来の恩給は平均二割程度の増額となり大体の是正が行われるよう改正を加えたのは適当の措置と認める。

二、事件の利害得失
　この措置により恩給の不均衡を是正し得る利益がある。
三、費用
　本法施行のため約十二億円を必要とする。

審査報告書

閉鎖機関令の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月四日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

佐藤　保平　黒田　英雄
下條　恭兵　大矢半次郎
木内　四郎　岡崎　眞一
大野　幸一　溝淵　春次
江田　三郎　木村禧八郎
西川甚五郎

要領書

一、委員会の決定の理由
　本法案は、閉鎖機関令による特殊清算の必要のなくなつた閉鎖機関の指定を解除するとともに、民法、商法等の規定により解除後の清算を行わせることとし、又平和條約の発効に伴い、閉鎖機関の在外財産の処理等について必要な規定を整備しようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
　閉鎖機関の処理を促進し得る利益がある。
三、費用
　この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

連合国財産の返還等に関する政令等の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月四日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大矢半次郎　下條　恭兵
伊藤　保平　黒田　英雄
岡崎　眞一　溝淵　春次
大野　幸一　西川甚五郎
木内　四郎

要領書

一、委員会の決定の理由
　本法案は、日本国との平和條約の批准国以外の国と日本国との間の平和の回復に伴い、その批准国以外の国の国民等が本邦内に有していた財産を返還し、又はこれらの財産について戦争の結果生じた損害に対して補償をする場合におけるその返還及び補償に関し必要な規定を設けようとするものであつて適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
　日本国との平和條約の批准国以外の国について、日本国との平和の回復に伴う在日財産の返還又は補償の義務を履行し得る。
三、費用
　この法律施行のため、必要な費用を測定することは困難であるが、インドに補償する額は、約三億円を要するものと推定される。

〔第六十五号参照〕

建設委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六号　国道一号線中一部補装改良工事施行に関する請願
第九号　清水市清水踏切にこ線橋路線架設の請願
第五二号　国道九号線中一部改良工事促進に関する請願
第一三二号　長岡市内国道補装工事施行に関する請願
第一三三号、第四三四号　府県道北荷頃長岡線改修工事促進に関する請願
第一三四号、第二二六号　府県道出雲崎長岡線改修工事促進に関する請願
第一七三号　県道金華山線改修工事施行に関する請願
第二〇七号　国道二号線中一部改修工事促進等に関する請願
第二八九号　国道十号線中船沢橋架巷に関する請願
第二九一号　中津川橋塗装に関する請願
第二九二号　府県道犬伏長岡線中一部改良工事施行に関する請願
第二九三号　府県道岡野町十日町線改良工事施行に関する請願
第二九四号　府県道松代柏崎線改良工事施行に関する請願
第二九五号　府県道新潟安塚線改良工事施行に関する請願
第二九六号　府県道小千谷柏崎線改良工事施行に関する請願
第二九七号　府県道松代小千谷線補修工事施行に関する請願
第二九八号　府県道竹沢堀之内線中一部改良工事施行に関する請願
第三〇六号　府県道六日町十日町線改良工事施行に関する請願
第三〇七号　国道十号線中一部改良工事施行に関する請願
第三七八号　函館市の道路、橋等改良工事施行に関する請願
第四四八号　埼玉県内道路改良工事施行等に関する請願
第四六三号　関門トンネル開さく工事促進に関する請願
第四六四号　山口県日本海沿岸重要府県道の国道編入に関する請願
第四九〇号　府県道秋山大割野線改良工事施行に関する請願
第五二六号　新潟県道糸魚川松本線改良工事施行に関する請願
第五二七号　国道十一号線中一部改良工事施行に関する請願
第五二八号　県道岩村田下仁田線改良工事施行に関する請願
第五五二号　利根川架橋に関する請願
第五五三号　常願寺川架橋に関する請願
第五七三号　国道十一号線補修工事継続施行に関する請願
第五八八号　筑後川鉄橋幅員拡張に関する請願
第六〇五号　仙台石巻間国道建設促進に関する請願
第六一二号　国道一号線改良工事施行に関する請願
第六二一号　日勝道路開さくに関する請願
第六五〇号　多摩川拝島橋架設に関する請願
第七二一号　岐阜県下呂、坂下両町間県道改良工事施行に関する請願
第七五六号　名古屋、新潟両港間道路改良工事施行に関する請願
第八一一号　府県道川越東京線補装工事施行に関する請願
第九四〇号　京都府道郷ノ口長野線改良工事施行に関する請願
第一〇〇四号　道路法改正に関する請願
第一〇四八号　府県道大野見須崎港線完成促進に関する請願
第一〇五六号　府県道安来多里線改良工事施行に関する請願
第一〇五七号　府県道一畑平田線中三浦トンネル開さくに関する請願
第一三〇二号　国道十四号線廃止反対に関する請願
第一四四三号　府県道彦根桑名線中一部改良工事施行に関する請願
第一四六六号、第一五〇六号、第一五一六号、第一五八二

号、第一七五〇号、第一七五一号、第一八〇〇号、第一八〇一号、第一八二二号、第一八五七号、第一九〇九号、第一九一〇号　道路法改正法案第六二條削除に関する請願

第一五四七号　県道山横沢北條停車場線中山横沢村地内改良工事施行に関する請願

第一七〇〇号　県道高森木山線改良工事促進に関する請願

第一九七九号　千曲川赤坂橋架設促進に関する請願

第二二一六号　道路法改正法案中一部修正に関する請願

第二二九二号　府県道富山立山線中美女平、室堂間を有料道路とするの請願

第二三一八号　高知、宇和島両市間直結産業道路開通に関する請願

第二三三四号　フラヌイ川富良野橋の永久橋架替に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月五日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会請願特別報告第三号

国道一号線中一部補装改良工事施行に関する請願

第六号　静岡県清水市議会議長　鈴木要二提出

清水市清水踏切に、線橋路線架設の請願

第九号　静岡県清水市議会議長　鈴木要二提出

国道九号線中一部改良工事促進に関する請願

第五二号　新潟県三條市長　土田治五郎外五名提出

長岡市内国道補装工事施行に関する請願

第一三二号　新潟県長岡市長　松田弘俊提出

府県道北荷頃長岡線改修工事促進に関する請願

第一三三号　新潟県長岡市長　松田弘俊提出

第四三四号　新潟県古志郡荷頃村長　渡辺芳夫外一名提出

府県道出雲崎長岡線改修工事促進に関する請願

第一三四号　新潟県長岡市長　松田弘俊提出

第二二六号　新潟県三島郡出雲崎町長　佐藤静夫提出

県道金華山線改修工事施行に関する請願

第一七三号　宮城県牡鹿郡鮎川町長　鈴木良吉外十八名提出

国道二号線中一部改修工事促進等に関する請願

第二〇七号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

国道十号線中船沢橋架替に関する請願

第二八九号　新潟県中魚沼郡下船渡村長　中沢貞司提出

中津川橋塗装に関する請願

第二九一号　新潟県中魚沼郡芦ヶ崎村長　石田儀平提出

府県道犬伏長岡線中一部改良工事施行に関する請願

第二九二号　新潟県中魚沼郡仙田村長　登坂久平提出

府県道岡野町十日町線改良工事施行に関する請願

第二九三号　新潟県中魚沼郡仙田村長　登坂久平外一名提出

府県道松代柏崎線改良工事施行に関する請願

第二九四号　新潟県刈羽郡田尻村長　村山沼一郎外四名提出

府県道新潟安塚線改良工事施行に関する請願

第二九五号　新潟県刈羽郡高田村長　中村幹一外三名提出

府県道小千谷柏崎線改良工事施行に関する請願

第二九六号　新潟県刈羽郡北鯖石村長　小熊貫吾外三名提出

府県道松代小千谷線補修工事施行に関する請願

第二九七号　新潟県中魚沼郡吉田村長　春日徳重郎外五名提出

府県道竹沢堀之内線中一部改良工事施行に関する請願

第二九八号　新潟県古志郡東竹沢村長　関五郎提出

府県道六日町十日町線改良工事施行に関する請願

第三〇六号　新潟県中魚沼郡川治村長　村山謙吉外一名提出

国道十号線中一部改良工事施行に関する請願

第三〇七号　新潟県中魚沼郡川治村長　村上謙吉外一名提出

函館市の道路、橋等改良工事施行に関する請願

第三七八号　北海道函館市長　宗藤大陸提出

埼玉県内道路改良工事施行等に関する請願

第四四八号　埼玉県議会議長　関根甕治外一名提出

関門トンネル開さく工事促進に関する請願

第四六三号　山口県下関市長　福田泰三外二十三名提出

山口県日本海沿岸重要府県道の国道編入に関する請願

第四六四号　山口県阿武郡奈古町長　小野博盛外五十四名提出

府県道秋山大割野線改良工事施行に関する請願

第四九〇号　新潟県中魚沼郡秋成村長　桑原守通外二名提出

新潟県道糸魚川松本線改良工事施行に関する請願

第五二六号　新潟県西頸城郡青海町長　柳沢新太郎外五名提出

国道十一号線中一部改良工事施行に関する請願

第五二七号　新潟県中頸城郡直江津町長　川澄農治外二十三名提出

県道岩村田下仁田線改良工事施行に関する請願

第五二八号　長野県北佐久郡岩村田町長　阿部良太郎提出

利根川架橋に関する請願

第五五二号　千葉県野田市役所内利根架橋期成同盟会内　戸辺鐵太郎外四十三名提出

常願寺川架橋に関する請願

第五五三号　富山市長　富川保太郎外十三名提出

国道十一号線補修工事継続施行に関する請願

第五七三号　新潟県西頸城郡歌外波村長　玉谷秀雄外二十五名提出

筑後川鉄橋幅員拡張に関する請願

第五八六号　佐賀県三養基郡南茂安村　江頭貢外三千百名提出

仙台石巻間国道建設促進に関する請願

第六〇五号　宮城県石巻市長　清野源助外三十三名提出

国道一号線改良工事施行に関する請願

第六一二号　三重県桑名市長　川島見一外五名提出

日勝道路開さくに関する請願

第六二一号　北海道帯広市長　佐藤亀太郎外三名提出

多摩川拝島橋架設に関する請願

第六五〇号　東京都北多摩郡拝島村長　細井太七外七名提出

岐阜県下呂、坂下両町間県道改良工事施行に関する請願

第七二一号　岐阜県恵那郡坂下町長　吉村新六外七名提出

名古屋、新潟両港間道路改良工事施行に関する請願

第七五六号　愛知県知事　桑原幹根外二名提出

府県道川越東京線補装工事施行に関する請願

第八一一号　埼玉県川越市長　伊藤泰吉外十四名提出

京都府道郷ノ口長野線改良工事施行に関する請願

第九四〇号　京都府綴喜郡宇治田原村長　高田国太郎外七名提出

府県道大野見須崎港線完成促進に関する請願
第一〇四八号　高知県高岡郡上分村長　高野清栄提出
府県道安来多里線改良工事施行に関する請願
第一〇五六号　島根県能義郡安来町　大井修一外五十四名提出
府県道一畑平田線中三浦トンネル開さくに関する請願
第一〇五七号　島根県簸川郡平田町長　木佐徳之助外二十一名提出
国道十四号線廃止反対に関する請願
第一三〇二号　長野県北佐久郡岩村田町長　阿部良太郎外十三名提出
府県道彦根桑名線中一部改良工事施行に関する請願
第一四四三号　滋賀県議会議長　堀江喜一提出
県道山横沢北條停車場線中山横沢村地内改良工事施行に関する請願
第一五四七号　新潟県刈羽郡山横沢村水上部落　内山賀藤治外二百四十一名提出
県道高森木山線改良工事促進に関する請願
第一七〇〇号　熊本県議会議長　大久保勢輔提出
千曲川赤坂橋架設促進に関する請願
第一九七九号　長野県更級郡篠ノ井町長　山岸保外一名提出
府県道富山立山線中美女平、室堂間を有料道路とするの請願
第二二九二号　富山県知事　高辻武邦提出
高知、宇和島両市間直結産業道路開通に関する請願
第二三一八号　高知県高岡郡尾川村長　西森勢喜外十名提出
フラヌイ川富良野橋の永久橋架替に関する請願
第二三三四号　北海道空知郡富良野町長　古東久平外一名提出

右五十二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月五日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

国道一号線中一部補装改良工事施行に関する請願

請願者　静岡県清水市議会議長　鈴木要二（第六号）

右の請願は、国際貿易港として躍進している清水港の輸出入物資の陸路輸送上重要使命を帯びる国道一号線中袖師町界より清水駅に至る間は、類例が少い程の悪路線のまま放置され運輸交通の発展を阻害しているから、とくに建設省直轄工事として、本区間の補装改良工事を施行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

清水市清水踏切にこ線橋路線架設の請願

請願者　静岡県清水市議会議長　鈴木要二（第九号）

右の請願は、清水市の中央を東海道本線が横断して市域を南北に分断しているため、躍進途上にある本市の発展をいちじるしく阻害しつつある。ことに府県道久能、清水停車場線が鉄路を横断する清水大踏切の危険極りない雑とうは、単に交通上のあい路であるばかりでなく、陸路輸送を減退することはなはだしく、産業の発達を阻み、しかも人命を絶えず多大の危険状態にさらしているから、この近傍に施設してある電車の高架軌道を利用し、これに併設して新規に立体交さによるこ線橋路線を築造せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道九号線中一部改良工事促進に関する請願

請願者　新潟県三條市長　土田治五郎外五名（第五二号）

右の請願は、国道九号線中三條市より中島村に至る約十三キロの区間は、幅が狭い上屈曲がはなはだしく、近時激増の一途にある同区間の交通量と本路線の重要性にかんがみ、一日も捨て置くことができない現況であるから、昭和二十六年度事業として同区間の改良工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長岡市内国道補装工事施行に関する請願

請願者　新潟県長岡市長　松田弘俊（第一三二号）

右の請願は、長岡市の特別都市計画に基く復興事業は、昭和二十九年度をもつて終了する予定になつているが、市内を南北に縦貫する国道九号線が、従来の国道を拡張改良した部分と新に区画整理によつて設置された部分に分れ、その大部分は砂利道のままであるため、晴天時は砂じん、降雨時ははなはだしいでこぼこ道となり、近時増大の一途にある同線の交通量および同地方の産業進展に支障を与えているから、国道九号線中長岡市街区間の補装工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道北荷頃長岡線改修工事促進に関する請願

請願者　新潟県長岡市長　松田弘俊（第一三三号）

請願者　新潟県古志郡荷頃村長　渡辺芳夫外一名（第四三四号）

右の請願は、府県道北荷頃長岡線は、新潟県古志郡地方より、長岡市に通ずる重要路線であるため、県当局によつて逐次改修工事が施行されているが、未改修部分は難工事が多く、しかも多額の経費を要し、県費のみでは実施困難であるから、昭和二十七年度予算に本工事に対する補助金を計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道出雲崎長岡線改修工事促進に関する請願

請願者　新潟県長岡市長　松田弘俊（第一三四号）

請願者　新潟県三島郡出雲崎町長　佐藤静夫（第二二六号）

右の請願は、府県道出雲崎長岡線は、日本海の漁港出雲崎町から長岡市に通ずる地方産業の重要路線であるが、この路線の改修工事中、延長三百四十メートルにおよぶトンネル掘さく工事が難関となつており、こ

れが成否は同路線の死活を制する運命にあるから、来年度予算に本工事遂行に要する費用を計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

県道金華山線改修工事施行に関する請願

請願者　宮城県牡鹿郡鮎川町長　鈴木良吉外十八名（第一七三号）

右の請願は、県道金華山線は石巻市を起点として渡波町、荻浜村、大原村を経て鮎川町を終点としているが、本路線の現状は幅員狭あいで屈曲はなはだしくまたこう配も急激で、延長四十キロに三時間以上を要し不便を極めその上不安さえ伴う実情で、世界三大漁場の一つである金華山沖より鮎川港に水揚される水産物の輸送は、不安と高額を要する海上輸送から脱却できず、また牡鹿半島観光価値の見地からも、本路線の改修は緊急を要するから地元民の熱情をいれて路線の改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道二号線中一部改修工事促進等に関する請願

請願者　岡山県議会議長　峰谷初四郎（第二〇七号）

右の請願は、国道二号線中岡山県地内船坂峠および和気郡伊里村より岡山市に至る間および浅口郡金光町より小田郡城見村までの間は道幅の狭あいと路面の荒廃により本路線の輸送能率を低下せしめ当地方の産業、経済、文化の向上と利便をはばんでいるばかりでなく国力の伸張を阻止すること多大であるから、現在施工中の船坂峠トンネル工事のすみやかなる完成を図られるとともに岡山県地内同路線の岡山市以東および浅口郡金光町以西の改修工事をすみやかに完成し、かつ上道郡財田町、古都村、浮田村地内の改良についてはこれを直線として鉄道踏切り二箇所を省くよう計画設計せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道十号線中船沢橋架替に関する請願

願請者　新潟県中魚沼郡下船渡村長　中沢貞司（第二八九号）

右の請願は、国道十号線中の船沢橋は、一日の自動車交通量百数十台におよぶ新潟県下船渡村地方の重要幹線道路にあるが、架設年月が古く、近時増大の一途にある同国道線の交通事情にかんがみ、極めて危険な状態であるから、すみやかに同橋を永久橋に架替えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中津川橋塗装に関する請願

請願者　新潟県中魚沼郡芦ヶ崎村長　石田儀平（第二九一号）

右の請願は、新潟県中津川橋は、アイオン、キテイの両台風によつて多大の災害をこうむり、昭和二十六年春ようやく復旧されたが、旧鋼橋は塗装命数がつき、鉄材の露出が進行し、同橋の維持上寒心にたえない実状であるから、すみやかに中津川橋の塗装を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道犬伏長岡線中一部改良工事施行に関する請願

請願者　新潟県中魚沼郡仙田村長　登坂久平（第二九二号）

右の請願は、府県道犬伏長岡線は、長岡市より東頸城郡松代村大字犬伏を結び一市四郡を連ねる重要路線であるが、本路線中、中魚沼、刈羽両郡界以北地内は早くから改良工事が完成しているが、一歩中魚沼郡に入れば郡道開発当時そのままの幅員二、七メートル前後の急坂曲折連続の悪道路で牛馬車さえ通行困難な状態であるから、すみやかに本路線中仙田村地内の改良工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道岡野町十日町線改良工事施行に関する請願

請願者　新潟県中魚沼郡仙田村長　登坂久平外一名（第二九三号）

右の請願は、府県道岡野町十日町線は、柏崎市より刈羽郡高柳村、岡野町を経て、中魚沼郡十日町を通過して南魚沼郡六日町に通ずる重要路線であるが、近時自動車交通網の発達と共に山間部のぼう大な資源開発のために、本路線の改良工事は一日もゆるがせにできない問題であるから、国庫補助をもつてすみやかに改良工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道松代柏崎線改良工事施行に関する請願

請願者　新潟県刈羽郡田尻村長　村山沼一郎外四名（第二九四号）

右の請願は、府県道松代柏崎線は、柏崎市より刈羽郡鯖石郷を経て東頸城郡、中魚沼郡方面に通ずる重要路線であり、山間部と海浜地方の物資交流ならびに産業、文化、経済上重要路線であるにもかかわらず、刈羽郡田尻村地内において五キロ、柏崎市内において一キロの間が未改修のため、交通能率の低下となり、地方産業の発展を阻害しているから、すみやかに本地区の改良工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道新潟安塚線改良工事施行に関する請願

請願者　新潟県刈羽郡高田村長　中村幹一外三名（第二九五号）

右の請願は、府県道新潟安塚線は、新潟富山線より柏崎市において分岐

し、東頸城郡安塚線に至る山間部重要路線であるが、本路線の刈羽郡内延長は二十四キロであり、この内改良済区間はわずか七キロに過ぎず、未改良区間は十七キロに及んでいる。しかして、この幅員は三メートルから四メートルの処が多く、地方発展の一大障害となつているから、すみやかに本地区の改良工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道小千谷柏崎線改良工事施行に関する請願

請願者　新潟県刈羽郡北鯖石村長　小熊貫吾外三名（第二九六号）

右の請願は、府県道小千谷柏崎線は、山間部魚沼三郡中最大の町として古来より発展してきた小千谷町と、海岸に発展した柏崎市を結ぶ重要交通路線であるが、信越線の開通後は鉄道依存の弊がさかんとなり次第に顧みられなくなつてそのまま放置されてきたのであるが、現代の文化は交通機関の発達により既に鉄道輸送だけでは到底地方の発展は望み難くなり、自動車により随時かつ急速に輸送を求める時代に到達している。ついては、地方発展のために、本路線延長二十キロの改良工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道松代小千谷線補修工事施行に関する請願

請願者　新潟県中魚沼郡吉田村長　春日徳重郎外五名（第二九七号）

右の請願は、府県道松代小千谷線は、信濃川の西側を走り郡界において国道十号線に合し、途中六箇町村を連ねる国道十号線と平行しているが、信濃川には平行区間中橋がないため、六箇町村の全通行が本線に依存している。由来本線は地形的悪條件下にあつて自然現象による路面の損傷が多い上に融雪期の損傷はじん大なものがあり、窮乏した町村財政では補修困難であるから、すみやかに本線の補修工事を国庫によつて行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道竹沢堀之内線中一部改良工事施行に関する請願

請願者　新潟県古志郡東竹沢村長　関五郎（第二九八号）

右の請願は、府県道竹沢堀之内線は、新潟県東竹沢村および竹沢村の区間が幅が狭く、その上雪害の影響を受けて諸車の交通困難な現況であるが、同線は東竹沢村における唯一の交通機関であるため、毎年地元民の労力奉仕によつて改良工事および災害復旧工事を実施してきたが、このままでは到底所期の目的を達することができないから、同線の改良工事を国費によつて施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道六日町十日町線改良工事施行に関する請願

請願者　新潟県中魚沼郡川治村長　村山謙吉外一名（第三〇六号）

右の請願は、府県道六日町十日町線は、国道十号線と九号線を結ぶ唯一の連絡道路であるばかりでなく、国鉄飯山線十日町駅、上越線六日町駅に通ずる重要路線であるが、幅員狭少に加えて急カーブ、急こう配が多く、開さく当時そのままの状態である。しかして昭和二十五年度県費をもつて一部二百八十メートル、同二十六年度国庫補助をもつて三百九十メートルの局部改良が行われたが、全線のわずか一割に過ぎないため、依然として非能率的な牛馬車に頼る外ない状態であるから、すみやかに全線にわたる改良工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道十号線中一部改良工事施行に関する請願

請願者　新潟県中魚沼郡川治村長　村上謙吉外一名（第三〇七号）

右の請願は、新潟県中魚沼郡を縦貫する国道十号線中、川治村地内は、道路の幅員が狭い上に車両の通行箇所がほとんど限られた位置である関係から、道路の損傷がはなはだしく、降雨に際してはたちまち大穴を生じ、歩行すら難渋をきたすばかりでなく、応急的修理費だけでもばく大な額となり、村財政を窮地に追い込んでいるから、すみやかに本地区の改良工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

函館市の道路、橋等改良工事施行に関する請願

請願者　北海道函館市長　宗藤大陸（第三七八号）

右の請願は、函館市は、北海道における主要生産都市であり、また下海岸一帯の物資集散地である。従つて市内の主要幹線道路の整備は、同地方の物資輸送に重大な関係を持つているから、函館市の道路、橋等をすみやかに改修せられたい。なお、同市の戦災復興事業および金堀場浜町、大森海岸等の護岸工事の早期完成を図るため、国庫補助を交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県内道路改良工事施行等に関する請願

請願者　埼玉県議会議長　関根憲治一外一名（第四四八号）

右の請願は、本県は東京都の北門に位し、わが国交通上の要衝であるにかかわらず、隣接都県に比しはなはだしく道路整備が遅れているから、（一）九号国道（中仙道）、四号国道（陸羽街道）の未改修部分を二十七年度より二年計画で改修し、鴻巣町、熊谷市間を補装するとともに、上江橋架設工事を来年度より実施し、道路改良費を増額の上県道中重要幹線

道路を補装し、道路補修事業に対する国庫補助を継続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

関門トンネル開さく工事促進に関する請願

請願者　山口県下関市長　福田泰三外二十三名（第四六三号）

右の請願は、本土と九州を結ぶ関門国道トンネルは、現在の鉄道トンネルと相まつて本土九州間の輸送力の増強とその安全を図る等産業経済発展上重要なものであるから、本工事のすみやかなる完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県日本海沿岸重要府県道の国道編入に関する請願

請願者　山口県阿武郡奈古町長　小野博盛外五十四名（第四六四号）

右の請願は、島根県益田町より山口県の日本海に沿い下関市に至る県道は、島根、鳥取両県下の各都市はもとより、山口県下の各港を結ぶ西部日本海岸唯一の重要道路で、沿線陸海両面の産業開発に直接の関係があり、下関港を経て九州地方への連絡にも多大の影響を持ち、将来貿易再開の見地よりしても極めて重要であるから、本路線を国道に編入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道秋山大割野線改良工事施行に関する請願

請願者　新潟県中魚沼郡秋成村長　桑原守通外二名（第四九〇号）

右の請願は、府県道秋山大割野線は、新潟県苗場山一帯の林産資源、中津川沿岸の米穀を主とする農産物等を搬出する唯一の道路であるが、幅がせまくその上曲折や急坂の連続であるため、運輸交通に多大の支障を与えているから、同地方の産業振興輸送増強のため、同線に対する改良工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県道糸魚川松本線改良工事施行に関する請願

請願者　新潟県西頸城郡青海町長　柳沢新太郎外五名（第五二六号）

右の請願は、新潟県道糸魚川松本線は、糸魚川町より小滝村を経て長野県に通ずる重要なる路線であるが、本路線は姫川の断がい絶壁に沿つてまわりくねつて走つており、道路の幅員もわずか二メートル六十にすぎず、殊に県境近くのクズバ峠は本路線中の最大難所となつている。目下国県費にて改良が加えられているが、これもわずかに二キロ余、全体の十パーセントにも満たない状態であるから、すみやかに幅員の拡張と併せて全面的改良工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道十一号線中一部改良工事施行に関する請願

請願者　新潟県中頸城郡直江津町長　川澄農治外二十三名（第五二七号）

右の請願は、国道十一号線中、新潟県中頸城郡直江津町より西頸城郡市振村に至る道路は、後は山岳地帯、前は日本海を望む幅員わずか三メートル余の狭あいなる路面に加えて、地すべり、浪害等の事故が再三起り、沿線住民の悩のたねになつているから、すみやかに改良工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

県道岩村田下仁田線改良工事施行に関する請願

請願者　長野県北佐久郡岩村田町長　阿部良太郎（第五二八号）

右の請願は、県道岩村田下仁田線は群馬、長野両県境約三キロの路面が粗悪であつて、自動車の往来は困難な現状にあり、交通運輸上また観光上よりみた重要性については一再ならず具陳したところで、本路面の改修によるバス、トラックの運輸開始は沿線文化の発展、未開発資源の開発を急速に助長し、同時に碓氷鉄道の負担をいちじるしく緩和する上、諏訪、佐久、富岡、横浜を結ぶ生糸産業に新しい生命を与える重要ルートとなるから、県道岩村田、下仁田線中長野、群馬両県々境の改修をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなり思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

利根川架橋に関する請願

請願者　千葉県野田市役所内利根架橋期成同盟会内　戸辺織太郎外四十三名（第五五二号）

右の請願は、現在茨城県より東京、千葉、埼玉の各県に対する交通網は取手、栗橋の二重橋によつて結ばれているだけで、その間五十七キロ余の治水地帯の交通は昔ながらの小渡船によつて行われているため、本県産業の中心地である猿島、結城、真壁、筑波各郡下の農産物輸送に大なる障害となつているから、二橋の中間地である猿島郡岩井町から七郷村を経て千葉県野田市を結ぶ利根川に架橋せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

常願寺川架橋に関する請願

請願者　富山市長　富川保太郎外十三名（第五五三号）

右の請願は、富山県中新川郡中南部地区と富山市をつなぐ立山橋と大日橋の中間約八キロの間に橋がないため、産業の開発、文化の発展、経済の推進、観光客の誘致等に一大支障となりながら、戦時中、戦後の事情

は架橋の重要性を認めながら如何ともできなかつたのであるが、一応国情もおちついたから、本県常願寺川の中流中新川郡雄山町西大森と富山市大場間に国費により堅固な永久橋をすみやかに架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道十一号線補修工事継続施行に関する請願

請願者　新潟県西頸城郡歌外波村長　玉谷秀雄外二十五名（第五七三号）

右の請願は、国道十一号線中富山、新潟両県を結ぶ境川橋より青海町に至るいわゆる親不知街道二十キロの間は、中部日本をつなぐ唯一の重要道路であるが、有名な難路である上冬季の雪崩れ、雨季の岩石崩壊等により、毎年交通と絶の状態を繰り返している。しかるに同線に対する補修工事は、難工事のため進ちよくせず、本年中に完了の見込がないから、地方住民の福祉および同地方の石灰原石開発のため、本工事を継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

筑後川鉄橋幅員拡張に関する請願

請願者　佐賀県三養基郡南茂安村　江頭貢外三千百名（第五八八号）

右の請願は、福岡県大善寺町と佐賀県南茂安村とをつなぐ架橋については、すでに国の施設として近く着工せられる由であるが、この設計では有効幅員が三メートル五十であるため、大型バス乃至貨物車などの交通に極めて不便不利があるばかりでなく、物資の集散等今後両県の産業開発上じん大な支障をきたすこととなるから、永久的に施設せられる鉄橋の部分についてはその幅員を五メートル六十まで拡張せられるよう設計を変更せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

仙台石巻間国道建設促進に関する請願

請願者　宮城県石巻市長　清野源助外三十三名（第六〇五号）

右の請願は、三陸国道予定線の内、仙台石巻間県道を国道に編入の上、重要幹線国道として早急に補装工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道一号線改良工事施行に関する請願

請願者　三重県桑名市長　川島見一外五名（第六一二号）

右の請願は、国道一号線は、その重要性にかんがみ現在改修に着々成果を挙げ三重県内一志郡雲出村までは、すでに近代的諸車の交流も自由にできる立派な道路となつているが、その先は全く昔日の遺物そのままの幅員狭少、屈曲はなはだしく、とくに自動車の急速な発達をとげた今日の現実と余りにもかけ離れた状態であり、松阪市の如きは一方交通を余儀なくせられている現状であつては、産業文化の発展を阻害しているから、すみやかに本国道の改修工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日勝道路開さくに関する請願

請願者　北海道帯広市長　佐藤亀太郎外三名（第六一一号）

右の請願は、北海道総合開発の一環として十勝、日高を結ぶ産業幹線および観光道路として、帯広市から川西村の中央部を南北に縦断してトツタベツ川にいたり、その沿岸をさかのぼり日高山脈を横断して日高村に達し、さらにチロロ川を下つて日高市街にいたる、延長九十四キロ（既設道路七十キロ）の日勝道路を開設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

多摩川拝島橋架設に関する請願

請願者　東京都北多摩郡拝島村長　細井太七外七名（第六五〇号）

右の請願は、戦争激烈のため中止となつた多摩川拝島橋の架設工事は、東京都において架橋の重要性を認め、昨年工事を再開して既に下部工事を完了したのであるが、多額の経費を要するためその後上部工事が進まず、ために物資の流通は妨げられ、ひいては産業復興、生産の増強にも一大支障をきたしているから、実情考慮の上すみやかに本架橋が実現するよう処置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県下呂、坂下両町間県道改良工事施行に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡坂下町長　吉村新六外七名（第七二一号）

右の請願は、岐阜県下呂、坂下両町間の県道は、幅員平均四メートルで車馬の交換にも困難を極め、しかも急曲多く大型自動車の運行は不可能であり、加うるに最近路面の荒廃はなはだしくバス等の運行すら危険を感ずる状態にあるが、近時本道路沿線一帯の天然資源の開発、日本海面と太平洋面との物資の交流、観光等、本道路の重要性と交通量は増加し、近く大型バスの運行も計画されているから、本道路の改良工事をすみやかに施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

名古屋、新潟両港間道路改良工事施行に関する請願

請願者　愛知県知事　桑原幹根外二名（第七五六号）

右の請願は、わが国産業経済の動脈である表日本の名古屋湾と裏日本の新潟港を結ぶ中部日本横断道路を国

道に編入の上、未改修区間三百九十六キロの改良工事を昭和二十八年度より施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道川越東京線補装工事施行に関する請願

請願者　埼玉県川越市長　伊藤泰吉外十四名（第八一一号）

右の請願は、府県道川越東京線は東京都と川越市を直結する重要路線であるが、終戦後沿道に国連軍が駐いするに及んで自動車の往来おるが如く、さらに警察予備隊の設置等により交通量は一層増大し、ために道路の損傷はなはだしく、降雨降雪に際しては輸送力をすくなからず減殺している実情であるから、すみやかに本路線の全面補装を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府道郷ノ口長野線改良工事施行に関する請願

請願者　京都府綴喜郡宇治田原村長　高田国太郎外七名（第九四〇号）

右の請願は、京都府道郷ノ口長野線は、宇治田原村奥山田より滋賀県朝宮村に至る宇治田原村分六百メートル、朝宮村分千五百メートルが未改修となつているが、本道路は京都、大阪の二大都市と躍進宇治市をひかえ、沿線に産する宇治茶、陶器類の搬出、森林資源の開発等産業上、経済上重要なる路線であるから、本路線の改良工事に対して国庫補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道大野見須崎港線完成促進に関する請願

請願者　高知県高岡郡上分村長　高野清栄（第一〇四八号）

右の請願は、府県道大野見須崎港線（十九・五キロ）は、高知県告示第五十六号により昭和二十四年二月一日県道の認定を受けているのであるが、本路線中、既定府県道須崎宇和島線の分岐点まで五・五キロの外は、町村道のままで幅員僅かに二米ないし三米のため、高岡郡中西南部の広大な森林資源の開発ができぬ実情にあるから、すみやかに本路線改良の工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道安来多里線改良工事施行に関する請願

請願者　島根県能義郡安来町大井修一外五十四名（第一〇五六号）

右の請願は、府県道安来多里線は、戦前沿線物資輸送の最重要路線であつたが、戦争中統制経済に束縛せられいつしか本路線の荒廃となり、災害の復旧も充分でなく、ついに物資の交流も少くなるにいたつたのであるが、終戦後統制経済の撤廃に伴う自由経済の再現と、トラック輸送の興隆は生産地、市場、消費地間の最短距離を要求するようになり本路線の重要性を加重してきたから、すみやかに国費により本路線を改修せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道一畑平田線中三浦トンネル開さくに関する請願

請願者　島根県簸川郡平田町長　木佐徳之助外二十一名（第一〇五七号）

右の請願は、府県道一畑平田線中三浦峠は、標高百三十六メートルの地点を横断しているので急しゆんかつ小曲折が多く、自転車にも乗れず、トラックも積載量を半減しなければ越されぬ上、積雪の際は村民総出動して除雪を行わねば通行不能の状態で、物資の移出入に及ぼすじん大な障害は関係市町村の産業経済に非常な打撃を与えているから、すみやかに三浦峠をトンネルに改良せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道十四号線廃止反対に関する請願

請願者　長野県北佐久郡岩村田町長　阿部良太郎外十三名（第一三〇二号）

右の請願は、伝えられるところによれば、近く国道十四号線が廃止されるとのことであるが、同線は、中仙道の主重部分を占めるわが国交道上の重要路線であつて、現在においても国営バスの運行を始め、民間各社のバス、トラックの往来もひん繁を極めており、その重要性は表日本の東海道に匹適するものであるから、むしろ改修の上国道として存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道彦根桑名線中一部改良工事施行に関する請願

請願者　滋賀県議会議長　堀江喜一（第一四四三号）

右の請願は、府県道彦根桑名線は、府県道八日市、四日市線とともに湖北、湖東地方の中京および三重県との産業文化の交流の上にまことに重要なる路線であるが、両路線とも狭あいかつ曲折はなはだしく、高速機関の発達に伴い利用し得ない状態にあるのは遺憾である。ことに彦根桑名線は太平洋と日本海との最短連絡線として、またわが国産業文化の開発上放置できない重要路線であるから、本路線の未改良残存部分の工事をすみやかに施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

県道山横沢北條停車場線中山横沢村地内改良工事施行に関する請願

請願者　新潟県刈羽郡山横沢村水上部落　内山賀藤治外二百四十一名（第一五四七号）

右の請願は、県道山横沢北條停車場線中の山横沢村地内改良工事は、交通ならびに経済に恵まれない同地方の住民に光明を与えるものであるから、失業対策の一環として是非早急に施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

県道高森木山線改良工事促進に関する請願

請願者　熊本県議会議長　大久保勢輔（第一七〇〇号）

右の請願は、熊本県道高森、木山線は、阿蘇郡高森町を起点として、南阿蘇外輪山のふもと白水、久木野両村の幹線道路として山西、河原、津森、木山、秋津、健軍を縦断し、熊本平野の一部を経て熊本市に通ずる輸送動脈であり、阿蘇総合開発の上からも又観光道路としても不可欠の重要路線であるが、関係町村多年の願望にかかわらず未だその一部が改修されたに過ぎない現状であるから、すみやかに国庫補助工事として改修工事の促進を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千曲川赤坂橋架設促進に関する請願

請願者　長野県更級郡篠ノ井町長　山岸保外一名（第一九七九号）

右の請願は、交通の要衝である篠ノ井町と松代町を結ぶ千曲川架設の赤坂橋は、昔ながらの仮橋であり、僅少の増水にも橋板を撤去し、橋脚は押し流され復旧には長月日を要し、その間交通や貨物輸送は全く絶し、橋の南部に農地をもつ多数の耕作者は農耕の手入さえできず、地方経済に影響するところじん大であり、また本橋は重量と速度との制限を受けているため、積載量の関係では遠くう回路線を選ぶより外はない現状であるから、本橋を永久橋に架替られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道富山立山線中美女平、室堂間を有料道路とするの請願

請願者　富山県知事　高辻武邦（第二二九二号）

右の請願は、国民保健の向上と外貨獲得の見地より、府県道富山立山線中立山山ろくから中部山岳公園の玄関口である室堂に至る延長二十五キロの観光道路の改修工事を施行したいから、今般道路特別措置法案の成立をまつて右区間を有料道路として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知、宇和島両市間直結産業道路開通に関する請願

請願者　高知県高岡郡尾川村長　西森勢喜外十名（第二三一八号）

右の請願は、四国西南地方の総合開発計画は、わが国再開のため極めて重要な事業であり、その基礎となるものは、高知、佐川、宇和島間の最短道路の開通である。しかるに高知市から佐川を経て宅川村古畑に至る間にはすでに道路が通じており、同地から半山村東西両縦谷を新設道路によつて結ぶことが実現すれば、高知、宇和島間の新交通路は百三十余キロとなり、既設の南回り路線に比較して画期的短コースとなり、政治的文化的にはもち論、産業経済の面においてその発展は期して待つべきものがあるから、すみやかに本路線の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

フラヌイ川富良野橋の永久橋架替に関する請願

請願者　北海道空知郡富良野町長　古東久平外一名（第二三三四号）

右の請願は、フラヌイ川に架設されている富良野橋は、旭川、帯広線中の最重要な橋梁であるが、現在の橋は、昭和十六年七月に架替えられたもので、その後数回にわたる一時的修理をもつて現在に至つている。しかるに架設以来十余年を経ているため、沈下、腐朽、変形等がいちじるしく、極めて危険な状態にあるから、同橋を永久橋に架替られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願特別報告第四号

道路法改正に関する請願

第一〇〇四号　東京都千代田区丸ノ内三ノ四私鉄経営者協会内　鈴木清秀提出

道路法改正法案第六二條削除に関する請願

第一四六六号　新潟市一番堀通二ノ一新潟県バス、ハイヤ協会内　中野四郎太提出

第一五〇六号　東京都千代田区丸ノ内三ノ四社団法人日本乗合自動車協会長　伊能繁次郎提出

第一五五六号　熊本市花畑町熊本県バス協会内　渡辺幸義提出

第一五八二号　愛媛県松山市北持田町一三一愛媛県旅客自動車協会内　小坂伝之進提出

第一七五〇号　名古屋市中村区笹島町一ノ二三三名古屋鉄道株式会社内愛知県乗合自動車協会内　浅野光男提出

第一七五一号　岐阜市神田町九ノ二七四ノ三一岐阜乗合自動車株式会社社長　松岡茂外三名提出

第一八〇〇号　大分市新川大分交通株式会社内大分県乗合貨切自動車協会内　松岡能秀提出

第一八〇一号　奈良市油坂町一奈良交通株式会社社長　鈴木角一郎提出

第一八二二号　三重県一志郡久居町字単談野三重交通株式会社社長　前田穣提出

第一八五七号　岐阜市神田町九ノ二、七七四番三一岐阜乗合自動車株式会社取締役社長　松岡茂外三名提出
第一九〇九号　岐阜市神田町九ノ二、七七四ノ三一岐阜乗合自動車株式会社取締役社長　松岡茂外三名提出
第一九一〇号　秋田県横手市羽後交通株式会社取締役社長　片野重修提出

道路法改正法案中一部修正に関する請願

第二二一六号　埼玉県川口市長　田中徳兵衛外一名提出

右十四件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十七年六月五日

建設委員長佐藤尚武殿

参議院議長　佐藤尚武

意見書

道路法改正に関する請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内三ノ四私鉄経営者協会内　鈴木清秀（第一〇〇四号）

右の請願は、近く道路法が改正される由であるが、本法は私鉄に重大な関係があるから、本法改正に際しては是非とも私鉄の希望を充分考慮せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年　月　日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

道路法改正法案第六二條削除に関する請願

請願者　新潟県バス・ハイヤ協会内　中野四郎太（第一四六六号）

請願者　東京都千代田区丸の内三ノ四社団法人日本乗合自動車協会長　伊能繁次郎（第一五〇六号）

請願者　熊本市花畑町熊本県バス協会内　渡辺幸義（第一五五六号）

請願者　愛媛県松山市北持田町一三一愛媛県旅客自動車協会内　小坂伝之進（第一五八二号）

請願者　名古屋市中村区笹島町一ノ二二三名古屋鉄道株式会社内愛知県乗合自動車協会内　浅野光男（第一七五〇号）

請願者　岐阜市神田町九ノ二七七四ノ三一岐阜乗合自動車株式会社社長　松岡茂外三名（第一七五一号）

請願者　大分市新川大分交通株式会社内大分県乗合貸切自動車協会内　松岡能秀（第一八〇〇号）

請願者　奈良市油坂町一奈良交通株式会社社長　鈴木角一郎（第一八〇一号）

請願者　三重県一志郡久居町字単談野三重交通株式会社社長　前田穣（第一八二二号）

請願者　岐阜市神田町九ノ二、七七四番三一岐阜乗合自動車株式会社取締役社長　松岡茂外三名（第一八五七号）

請願者　岐阜市神田町九ノ二、七七四ノ三一岐阜乗合自動車株式会社取締役社長　松岡茂外三名（第一九〇九号）

請願者　秋田県横手市羽後交通株式会社取締役社長　片野重修（第一九一〇号）

右の請願は、改正道路法案第六十二條は、当該道路の使用者側に、その維持または修繕費の一部負担を規定しているが、これは道路の無償公開の原則に反し、道路を使用する自動車側に、管理者の負担を転嫁しようとするもので、有料道路と何等選ぶところなく本質的に不当であるばかりでなく、自動車使用者は既に特別の負担を課せられている上、本條の実施によつて多くの不合理を生ずるから、第六十二條を削除せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年　月　日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

道路法改正法案中一部修正に関する請願

請願者　埼玉県川口市長　田中徳兵衛外一名（第二二一六号）

右の請願は、目下国会において審議中の道路法改正法律案第五十六條の規定によれば今後道路の補修に要する国庫補助金は国道に限ることとし、県道および市道に対する国庫補助金は打ち切られることとなるが、かかる措置は道路の補修をいちじるしく阻害することになり地方産業の発展上重大な支障をきたすこととなるから、道路法施行案第一條の規定を修正する等適当の措置を講ぜられ、従来通り県道、市道の補修に対しても国庫補助金を交付せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年六月五日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会請願審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第八号　南海震災による地盤沈下対策の請願
第二八号　水無川砂防工事施行に関する請願
第七三号　押切川砂防工事施行に関する請願
第七四号　乱川砂防工事施行に関する請願
第七五号　大沢川砂防工事施行に関する請願
第七六号　大旦川砂防工事施行に関する請願
第七七号　白水川砂防工事施行に関する請願
第七八号　村山野川砂防工事施行に関する請願
第七九号　大網川砂防工事施行に関する請願
第八〇号　田麦川砂防工事施行に関する請願
第八一号　洗沢川砂防工事継続施行に関する請願
第八二号　正法寺川砂防工事施行に関する請願
第八三号　高瀬川砂防工事施行に関する請願
第八四号　蔵王、酢川河川砂防工事施行に関する請願
第八五号　出来沼沢、内手沢両河川砂防工事施行に関する請願
第八六号　月光川砂防工事施行に関する請願
第八七号　日塔川砂防工事施行に関する請願
第八八号　滝の沢川砂防工事継続施行に関する請願
第八九号　下有無川砂防工事施行に関する請願
第九〇号　中沢川砂防工事施行に関する請願
第九一号　千座川砂防工事施行に関する請願
第九二号　松沢川砂防工事施行に関する請願
第九三号　吉野川砂防工事施行に関する請願
第九四号　屋代川砂防工事施行に関する請願
第九五号　日向川砂防工事施行に関する請願
第九六号　立谷沢川砂防工事継続施行に関する請願
第九七号　立石川砂防工事施行に関する請願
第九八号　馬見ヶ崎川砂防工事施行に関する請願
第九九号　白川砂防工事施行に関する請願

第一〇〇号　赤松川砂防工事施行に関する請願
第一〇一号　銅山川砂防工事施行に関する請願
第一〇二号　上台川砂防工事施行に関する請願
第一〇三号　金山川砂防工事施行に関する請願
第一〇四号　角川砂防工事施行に関する請願
第一〇五号　塩根川砂防工事施行に関する請願
第一〇六号　白川砂防工事施行に関する請願
第一〇七号　泉田川砂防工事施行に関する請願
第一一四号　北上川改修工事費国庫補助増額等に関する請願
第一四二号　愛媛県壬生川町の防潮対策工事促進に関する請願
第一四九号　可愛川改修工事施行に関する請願
第一五〇号　可愛川、八幡川両水系災害復旧工事等施行に関する請願
第一五一号　地すべり事業費国庫補助増額に関する請願
第一五二号　治水事業費国庫補助増額に関する請願
第一五三号　土木災害復旧事業費国庫補助増額に関する請願
第一九〇号　清津川改修工事施行に関する請願
第一九号　天野川改修工事施行に関する請願
第三一〇号　中津川改修工事施行に関する請願
第三一一号　災害復旧工事促進に関する請願
第三八九号　吉井、吉野両河川改修工事促進に関する請願
第六六五号　江戸川改修工事促進に関する請願
第六八二号　富山県射水郡海岸護岸工事施行等に関する請願
第七一二号　遠別川砂防工事完成に関する請願
第七三一号　木曾川上流水害予防組合経費助成等に関する請願
第七六五号　日野川砂防工事施行に関する請願
第七六六号　木谷川砂防工事施行に関する請願
第七六七号　天郷川砂防工事施行に関する請願
第七六八号　小川尻川砂防工事施行に関する請願
第七六九号　小原川砂防工事施行に関する請願
第七七〇号　船谷、小江尾両河川砂防工事施行に関する請願
第七七一号　石見、九塚両河川砂防工事施行に関する請願
第七七二号　小江尾川外二河川砂防工事施行に関する請願
第七七三号　木谷川外二河川砂防工事施行に関する請願
第七七四号　印賀川砂防工事施行に関する請願
第七七五号　俣野川砂防工事施行に関する請願
第七七六号　砥波川砂防工事施行に関する請願
第七七七号　間地、藤屋両河川砂防工事施行に関する請願
第七七八号　横路川外二河川砂防工事施行に関する請願
第七七九号　湯河、野組両河川砂防工事施行に関する請願
第七八〇号　三朝川砂防工事施行に関する請願
第七八一号　三徳川砂防工事施行に関する請願
第七八二号　甲川砂防工事施行に関する請願
第七八三号　悴谷川砂防工事施行に関する請願
第七八四号　勝田川外二河川の砂防工事施行に関する請願
第七八五号　佐陀川砂防工事施行に関する請願
第七八六号　阿弥陀川砂防工事施行に関する請願
第七八七号　東長田川砂防工事施行に関する請願
第七八八号　見槻川砂防工事施行に関する請願
第七八九号　八東、春米両河川の砂防工事施行に関する請願
第七九〇号　落折川砂防工事施行に関する請願
第七九一号　小畑川砂防工事施行に関する請願
第七九二号　安蔵川砂防工事施行に関する請願
第七九三号　細見川砂防工事施行に関する請願
第七九四号　上地川砂防工事施行に関する請願
第七九五号　蒲生川砂防工事施行に関する請願
第七九六号　岩美川砂防工事施行に関する請願
第七九七号　有富川砂防工事施行に関する請願
第七九九号　野坂川砂防工事施行に関する請願
第八〇〇号　河内川上流砂防工事施行に関する請願
第八〇一号　河内川下流砂防工事施行に関する請願
第八〇二号　勝部川砂防工事施行に関する請願
第一〇一二号　黒目川改修工事施行に関する請願
第一〇一三号　北上川石鳥谷町区域内沿岸改修工事促進に関する請願
第一一一号　鯖石、別山両河川の合流点改修工事施行に関する請願
第一一三号　利根運河工事再開促進に関する請願
第一二五四号　矢作川挙母地区改修工事施行に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月五日

建設委員長　廣瀬與兵衛

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会請願特別報告第五号

南海震災による地盤沈下対策の請願

第八号　高知市北与力町四三　邑田一郎提出

水無川砂防工事施行に関する請願

第二八号　山形県東田川郡本郷村長　伊藤喜吉外三名提出

押切川砂防工事施行に関する請願

第七三号　山形県北村山郡山口村長　平塚二郎提出

乱川砂防工事施行に関する請願

第七四号　山形県北村山郡山口村長　平塚二郎提出

大沢川砂防工事施行に関する請願

第七五号　山形県北村山郡楯岡町長　伊藤芳夫提出

大旦川砂防工事施行に関する請願

第七六号　山形県北村山郡楯岡町長　伊藤芳夫提出

白水川砂防工事施行に関する請願

第七七号　山形県北村山郡東根町長　斎藤三郎外四名提出

村山野川砂防工事施行に関する請願

第七八号　山形県北村山郡東根町長　斎藤三郎外四名提出

大網川砂防工事施行に関する請願

第七九号　山形県東田川郡東村長　伊藤東樹外三名提出

田麦川砂防工事施行に関する請願

第八〇号　山形県東田川郡東村長　伊藤東樹外三名提出

洗沢川砂防工事継続施行に関する請願

第八一号　山形県飽海郡高瀬村長　石垣傚作提出

正法寺川砂防工事施行に関する請願

第八二号　山形県東村山郡千布村長　佐藤利八外四名提出

高瀬川砂防工事施行に関する請願

第八三号　山形県東村山郡高瀬村長　石山精一外二名提出

蔵王、酢川河川砂防工事施行に関する請願

第八四号　山形県南村山郡中川村長　木村太右ェ門外三名提出
出来沼沢、内手沢両河川砂防工事施行に関する請願
第八五号　山形県東村山郡大曾根村長　星野利雄提出
月光川砂防工事施行に関する請願
第八六号　山形県飽海郡遊佐町長　渋谷八三郎提出
日塔川砂防工事施行に関する請願
第八七号　山形県北村山郡東根町長　斎藤三郎外二名提出
滝の沢川砂防工事継続施行に関する請願
第八八号　山形県西村山郡谷地町長　市川清矩外二名提出
下有無川砂防工事施行に関する請願
第八九号　山形県東置賜郡高畠町長　遠藤力提出
中沢川砂防工事施行に関する請願
第九〇号　山形県北村山郡宮沢村長　井上正蔵提出
千座川砂防工事施行に関する請願
第九一号　山形県北村山郡富本村長　佐藤荘助外三名提出
松沢川砂防工事施行に関する請願
第九二号　山形県東田川郡大泉村長　小野寺鶴吉外二名提出
吉野川砂防工事施行に関する請願
第九三号　山形県東置賜郡吉野村長　江口哲次提出
屋代川砂防工事施行に関する請願
第九四号　山梨県東置賜郡二井宿村長　安藤久助提出
日向川砂防工事施行に関する請願
第九五号　山形県飽海郡日向村長　相蘇哲哉提出
立谷沢川砂防工事継続施行に関する請願
第九六号　山形県東田川郡立谷沢村長　秋葉五治外一名提出
立石川砂防工事施行に関する請願
第九七号　山形県東村山郡山寺村長　増子喜代治外三名提出
馬見ヶ崎川砂防工事施行に関する請願
第九八号　山形市長　鈴木重屹外一名提出
白川砂防工事施行に関する請願
第九九号　山形県南置賜郡中津川村長　岡千里提出
赤松川砂防工事施行に関する請願
第一〇〇号　山形県最上郡大蔵村長　安彦藤兵ェ提出
銅山川砂防工事施行に関する請願
第一〇一号　山形県最上郡大蔵村長　安彦藤兵ェ提出
上台川砂防工事施行に関する請願
第一〇二号　山形県最上郡金山町長　岸伊一郎提出
金山川砂防工事施行に関する請願
第一〇三号　山形県最上郡金山町長　岸伊一郎外一名提出
角川砂防工事施行に関する請願
第一〇四号　山形県最上郡角川村長　田中惣八郎外一名提出
塩根川砂防工事施行に関する請願
第一〇五号　山形県最上郡及位村長　庄司善右衛門提出
白川砂防工事施行に関する請願
第一〇六号　山形県最上郡西小国村長　高橋喜代治外二名提出
泉田川砂防工事施行に関する請願
第一〇七号　山形県最上郡萩野村長　海藤鑿外二名提出
北上川改修工事費国庫補助増額等に関する請願
第二一四号　岩手県胆沢郡姉体村長　板屋泰治提出
愛媛県壬生川町の防潮対策工事促進に関する請願
第二四二号　愛媛県周桑郡壬生川町長　黒田徳提出
可愛川改修工事施行に関する請願
第二四九号　広島県佐伯郡平良村長　中島勇夫外二名提出
可愛川、八幡川両水系災害復旧工事等施行に関する請願
第二五〇号　広島県佐伯郡原村長　中西信雄外一名提出
地すべり事業費国庫補助増額に関する請願
第二五一号　奈良市登大路町奈良県治水期成同盟会内　高野隆雄提出
治水事業費国庫補助増額に関する請願
第二五二号　奈良市登大路町奈良県治水期成同盟会内　高野隆雄外四名提出
土木災害復旧事業費国庫補助増額に関する請願
第二五三号　奈良市登大路町奈良県治水期成同盟会内　高野隆雄外四名提出
清津川改修工事施行に関する請願
第二九〇号　新潟県中魚沼郡下船渡村長　中沢貞司外二名提出
天野川改修工事施行に関する請願
第三一九号　大阪府守口市長　井上七郎外十二名提出
中津川改修工事施行に関する請願
第三二〇号　新潟県中魚沼郡下船渡村長　中沢貞司外三名提出
災害復旧工事促進に関する請願
第三二一号　岩手県議会議長　村上順平提出
吉井、吉野両河川改修工事促進に関する請願
第三八九号　岡山県赤盤郡周西村長　平井嶋治外十七名提出
江戸川改修工事促進に関する請願
第六六五号　千葉県野田市長　戸辺織太郎外十名提出
富山県射水郡海岸護岸工事施行等に関する請願
第六八二号　富山県射水郡堀岡村射水郡町村会長　田町久和外二名提出
遠別川砂防工事完成に関する請願
第七一二号　岩手県九戸郡山形村長　中野虎雄外二名提出
木曾川上流水害予防組合経費助成等に関する請願
第七三一号　愛知県丹羽郡布袋町木曾川上流水害予防組合内　高川謙二外十六名提出
日野川砂防工事施行に関する請願
第七六五号　鳥取県日野郡日野上村長　三森千八提出
木谷川砂防工事施行に関する請願
第七六六号　鳥取県日野郡日野上村長　三森千八提出
天郷川砂防工事施行に関する請願
第七六七号　鳥取県日野郡黒板村長　梅林真朗提出
小川尻川砂防工事施行に関する請願
第七六八号　鳥取県日野郡日野村長　川上武一郎外一名提出
小原川砂防工事施行に関する請願
第七六九号　鳥取県日野郡山上村長　内田敏夫提出
船谷、小江尾両河川砂防工事施行に関する請願
第七七〇号　鳥取県日野郡江尾町長　手島祐提出
石見、九塚両河川砂防工事施行に関する請願
第七七一号　鳥取県日野郡石見村長　高橋広寿提出
小江尾川外二河川砂防工事施行に関する請願
第七七二号　鳥取県日野郡日光村長　内藤甚平提出
本谷川外二河川砂防工事施行に関する請願
第七七三号　鳥取県日野郡米沢村長　佐々木愛次郎提出
印賀川砂防工事施行に関する請願
第七七四号　鳥取県日野郡大宮村長　青戸要三提出
俣野川砂防工事施行に関する請願
第七七五号　鳥取県日野郡神奈川村長　加藤儀十郎提出
砥波川砂防工事施行に関する請願
第七七六号　鳥取県日野郡阿毘縁村長　岸正章提出
間地、藤屋両河川砂防工事施行に関する請願
第七七七号　鳥取県日野郡二部村長　安藤武次提出
横路川外二河川砂防工事施行に関する請願
第七七八号　鳥取県日野郡根雨町長　松田寛一郎外一名提出
湯河、野組両河川砂防工事施行に関する請願

第七七九号　鳥取県日野郡多里村長　倉本忠男提出
三朝川砂防工事施行に関する請願
第七八〇号　鳥取県東伯郡三朝村長　藤井順一提出
三徳川砂防工事施行に関する請願
第七八一号　鳥取県東伯郡三徳村長　岩本泰治提出
甲川砂防工事施行に関する請願
第七八二号　鳥取県東伯郡上中山村長　末次博文提出
悴谷川砂防工事施行に関する請願
第七八三号　鳥取県東伯郡北谷村長　福井忠利提出
勝田川外二河川の砂防工事施行に関する請願
第七八四号　鳥取県東伯郡以西村長　前田良実提出
佐陀川砂防工事施行に関する請願
第七八五号　鳥取県西伯郡県村長　影山嘉重提出
阿弥陀川砂防工事施行に関する請願
第七八六号　鳥取県西伯郡大山村長　美谷邦安提出
東長田川砂防工事施行に関する請願
第七八七号　鳥取県西伯郡東長田村長　生田益市提出
見槻川砂防工事施行に関する請願
第七八八号　鳥取県八頭郡隼村長　田中一提出
八東、春米両河川の砂防工事施行に関する請願
第七八九号　鳥取県八頭郡若桜町長　木島節夫提出
落折川砂防工事施行に関する請願
第七九〇号　鳥取県八頭郡池田村長　中田邦雄提出
小畑川砂防工事施行に関する請願
第七九一号　鳥取県八頭郡八東村長職務代理者助役　中川浅太郎提出
安蔵川砂防工事施行に関する請願
第七九二号　鳥取県八頭郡社村長　加賀田寿一提出
細見川砂防工事施行に関する請願
第七九三号　鳥取県八頭郡丹比村長　中林直蔵提出
上地川砂防工事施行に関する請願
第七九四号　鳥取県岩美郡成器村長　土橋一之提出
蒲生川砂防工事施行に関する請願
第七九五号　鳥取県岩美郡蒲生村長　上田節提出
岩美川砂防工事施行に関する請願
第七九六号　鳥取県岩美郡小田村長　竹田定吉提出
有富川砂防工事施行に関する請願
第七九七号　鳥取県気高郡東郷村長　田中節提出
野坂川砂防工事施行に関する請願
第七九八号　鳥取県気高郡明治村長　坂口伝三郎提出
砂見川砂防工事施行に関する請願
第七九九号　鳥取県気高郡神戸村長　山田正雄提出
河内川上流砂防工事施行に関する請願
第八〇〇号　鳥取県気高郡小鷲河村長　国森子太郎提出
河内川下流砂防工事施行に関する請願
第八〇一号　鳥取県気高郡宝木村長　松本義久提出
勝部川砂防工事施行に関する請願
第八〇二号　鳥取県気高郡勝部村長　尾崎晴二提出
黒目川改修工事施行に関する請願
第一〇一二号　埼玉県北足立郡朝霞町長　橋本政之助外八名提出
北上川石鳥谷町区域内沿岸改修工事促進に関する請願
第一〇一三号　岩手県稗貫郡石鳥谷町長　藤原文三外一名提出
鯖石、別山両河川の合流点改修工事施行に関する請願
第一一一一号　新潟県刈羽郡西中通村長　江口権三郎外二名提出
利根運河工事再開促進に関する請願
第一一三二号　茨城県行方郡潮来町　地下徳松外百六十二名提出
矢作川挙母地区改修工事施行に関する請願
第一二五四号　愛知県挙母市議会議長　杉浦定吉外一名提出

右九十六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月五日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

南海震災による地盤沈下対策の請願

請願者　高知市北与力町四三　邑田一郎（第八号）

右の請願は、高知県は暖流海域に発生する台風の通路に近接しているため毎年その災禍を受け、近時ひんぴんと襲来する台風の被害は、昭和二十一年の南海震災を契機として激増し、ことに海岸附近の耕地家屋は常に浸水におびやかされている。しかしてこれらは戦時中の森林濫伐、土木工事の不振等にもよるが、震災による約一メートル平均の地盤沈下に起因しているから、すみやかにこれが対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水無川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県東田川郡本郷村長　伊藤喜吉外三名（第二八号）

右の請願は、水無川は、山形県東田川郡本郷村地内湯の沢岳に源を発する急流であるため、増水の都度ばく大な土砂いきを押し流し下流地帯にじん大な被害を及ぼしているから、抜本的な本川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

押切川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県北村山郡山口村長　平塚二郎（第七三号）

右の請願は、押切川は、水源を山形県北村山郡山口、田麦野両村山林のけい谷に発し、山口村および東村山郡天童町、成生村地内を流れて乱川に注ぐ延長十七キロ余の河川であるが、多年にわたる山林の濫伐の結果、水源地帯における崩壊箇所が増大し、こう水の原因となつているから、山口村大字山口字熊取下地先に砂防えん堤を築設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

乱川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県北村山郡山口村長　平塚二郎（第七四号）

右の請願は、乱川は、水源を宮城県界に発し、山形県北村山郡山口、高崎、東郷、大富の四箇村を流れ、東村山郡成生村を過ぎて最上川に注ぐ延長二十八キロに及ぶ河川であるが、本川中、東郷村地内向田橋上流右岸に土砂いきの断層があるため、こう水毎に欠壊しこれが下流に流送してじん大な被害を与えているから、本地点に昭和二十七年度において砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当な

ものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大沢川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県北村山郡楯岡町

長　伊藤芳夫（第七五号）

右の請願は、大沢川は、楯岡町の上水道の唯一の水源地として、下流は耕地のかんがい用水路として極めて重要であるが、水源山地は戦時、戦後の濫伐による荒廃のため林相は無立木状を呈し、しかも河床は流砂により天床川となり、かつ堤防補修の不足により至るところ堤防、護岸の決潰箇所があるため憂慮にたえない状態であるから、すみやかに上流の砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大旦川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県北村山郡楯岡町

長　伊藤芳夫（第七六号）

右の請願は、大旦川上流の山林は、戦争中の濫伐のため荒廃し、ひん発するはん濫の暴威に護岸の決壊を生じ、地砂による下流部の隆起は最早や最大限に達し、その荒廃の状況は年々上流部程はなはだしくなりつつあるから、本川上流の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

白水川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県北村山郡東根町

長　斎藤三郎外四名（第七七号）

右の請願は、白水川上流部、東郷村上の台地内下流、東根町大字東根地内、白塔川合流地点までは平均こう配七十分の一を下らず、流路もまた不規則で流心は常に移動し、河底河岸とも処々に岩盤が露出し、加うるに林相またはなはだ不良であるため至るところに転石散在し、乱流荒廃は最もはなはだしく、出水毎にはんらんして農耕地、工作物の流出はもちろん人家に及ぼす被害は大きく全く無防ぎよの状態であるから、昭和二十六年度より実施しつつある砂防工事を継続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

村山野川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県北村山郡東根町

長　斎藤三郎外四名（第七八号）

右の請願は、村山野川流域は、土地肥よくで米麦雑穀その他当地方特産のたばこ、桑、果樹の適地としてその産額は逐年増加しつつあつたが、明治三十七年の大洪水に際し、流域の上流部に欠潰を生じ、耕地の流失、埋没、決潰、冠水、家屋の流失、倒壊、人畜の死傷等惨害を極めた。ここにおいて沿岸耕作関係者はその復旧に努力したが労力、資力において到底完全なる施設をすることができず、当地方産業発展上憂慮にたえない実情にあるから、すみやかに本川の砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大網川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県東田川郡東村

長　伊藤東樹外三名（第七九号）

右の請願は、大網川右岸は、梵字川合流点上流二百メートル約二キロの間、左岸は合流点より上流千二百メートルより二キロの間はともに地すべりのため荒廃はなはだしく、昭和十一年度より十六年度に至る五箇年間破防工事を施工したが、戦争のため中止のやむなきに至り、再び昭和二十五年度より地すべり防止破防工事を施行しつつあるが、大面積の異動は未だに食い止らず、部落民の不安とその損害は年々ばく大であるから、引き続き砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

田麦川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県東田川郡東村

長　伊藤東樹外三名（第八〇号）

右の請願は、田麦川は、左右両岸とも数箇所に大崩壊地ならびに二箇所に地すべり崩壊地があり、流砂による梵字川および赤川両川に及ぼす影響はじん大であるから、すみやかに崩壊地防止工事ならびに地すべり防止工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

洗沢川砂防工事継続施行に関する請願

請願者　山形県飽海郡高瀬村

長　石垣健作（第八一号）

右の請願は、洗沢川は、その河床のこう配が上流部の三・四分の一乃至十分の一で、河床には巨岩がたい積し、流域の両岸は崩壊の箇所が多く、かつ上流には水源となるべき樹木、池、沼が欠如しているため容易に減水し、たちまち河原と化し、一度豪雨があれば堤防護岸を決潰し、耕地の流失、人畜家屋の惨害多く、これが防除のため昭和十六年上流二キロの地点に貯災井堤の構築に着手したが、資材の入手難により中止され、昭和二十一年高瀬村地内升川部落の下流に巨額の改修費を認められるに至つたが、全川にわたり急速にこれが防除の万全を期し得ないから、年々砂防工事を継続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

正法寺川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県東村山郡千布村

長　佐藤利八外四名（第八二号）

右の請願は、正法寺川上流の山林の林相は濫伐の結果五年から十年位の

ものが多く雨水を保持することができない状態である。三年前より植林を実施しつつあるが、流砂により河床は隆起し、沿川側面は原野と化しつつあるから、すみやかに本川の砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高瀬川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県東村山郡高瀬村長　石山精一外二名（第八三号）

右の請願は、高瀬川は、奥羽山脈神室岳を源とし西に流れ山形県東村山郡出羽村にて馬見ヶ崎川に合流している延長一万五千メートル余の河川であるが、戦時中の森林濫伐と河川上流の傾斜が急なため、こう水の都度上流より砂れきの流出ははなはだしく流域地帯に常時脅威を与えているから、昭和二十七年度において本川砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

蔵王、酢川河川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県南村山郡中川村長　木村太右エ門外三名（第八四号）

右の請願は、最上川上流水系の蔵王、酢川川は、荒廃その極に達しそのほとんどが原始的様相を呈して降雨毎にこう水の惨害を与えているから、すみやかに両川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

出来沼沢、内手沢両河川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県東村山郡大曾根村長　星野利雄（第八五号）

右の請願は、山形県東村山郡大曾根村地先最上川水系の出来沼沢、内手沢両川は、荒廃その極に達して降雨毎にこう水の惨害を流域地帯に与えているから、昭和二十七年も引き続いて砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

月光川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県飽海郡遊佐町長　渋谷八三郎（第八六号）

右の請願は、月光川は、水源を鳥海山に発し山形県飽海郡蕨岡村、遊佐町、稲川村、高瀬村、吹浦村を経て日本海に注ぐ延長二十四キロ余の河川であるが、流域地盤の軟弱に加えて延々だ行しているため、豪雨毎に河岸が欠壊して流域地帯に惨害を与えているから、すみやかに本川上流砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日塔川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県北村山郡東根町長　斎藤三郎外二名（第八七号）

右の請願は、日塔川は、白水川の一支流でその源を山形県北村山郡東根町地内甑岳連峰一帯の森林に発し、南流して白水川に合流している流程約六キロの河川であるが、流域沿岸は山岳けわしく一朝豪雨に際会すればはん濫、堤防の欠壊、耕地の流失等その被害は逐年増大しているから、本川の砂防工事を継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滝の沢川砂防工事継続施行に関する請願

請願者　山形県西村山郡谷地町長　市川清矩外二名（第八八号）

右の請願は、滝の沢川は、源を葉山山ろく滝葉山に発し、東流して山形県西村山郡谷地町において村山盆地に出て最上川合流する小河川であるが、急流にして深きけい谷を作り土砂れきを下流に押し流すため、増水毎に堤防は欠壊され、美田は砂れきと化し流域地帯に与えた惨害は目に余るものがあつたが、幸い昭和二十二年度より五箇年計画にて砂防工事が施行されたため沿岸住民の不安は減少したが、これをもつて工事を中止し下流工事を続行しないと一朝豪雨の際はさらに大なる被害を与える虞があるから、下流四百五十メートルの砂防工事を続行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

下有無川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県東置賜郡高畠町長　遠藤力（第八九号）

右の請願は、下有無川は、奥羽山脈の分水れいである山形県東置賜郡高畠町大沢山に源を発し、西下して大字金原地内を貫き字山王堂附近において奈良坂川を合せ彎曲北流して屋代川に合流する延長七千三百九十メートルの小河川であるが、その名の如く常時は流水がないが一朝降雨時には驚くべき水勢となり地すべり、崩壊はなはだしく流域一帯にじん大な被害を与えているから、すみやかに本川砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　武尚

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中沢川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県北村山郡宮沢村長　井上正蔵（第九〇号）

右の請願は、山形県北村山郡の東北に位置する宮沢村を貫流する赤井川支流中沢川は、宮城県界に源を発し、急しゆんなる峡谷を下つて丹生川に注ぐ延長十二キロ余の河川であるが、水源地帯の森林濫伐が災して流域地帯の住民は毎年水害の惨状に悩んでいるから、すみやかに本川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨

であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千座川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県北村山郡冨本村長　佐藤荘助外三名（第九一号）

右の請願は、山形県北村山郡冨本村を貫流する千座川は、羽陽の高山葉山に源を発し、最上川に流入する延長十五キロ余の急流であるが、上流より土砂を流下させるため、年々河床が高まり流域地帯に重大脅威を与えているから、すみやかに本川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

松沢川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県東田川郡大泉村長　小野寺鶴吉外二名（第九二号）

右の請願は、山形県東田川郡大泉村大字松沢地先最上川水系の松沢川は、延長四・五キロ、集水面積六二平方キロの小川であるが、流域は地質が悪い上に積雪多量のため、山腹の崩壊多く今後益々荒廃する傾向にあるから、昭和二十七年度において砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

吉野川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県東置賜郡吉野村長　江口哲次（第九三号）

右の請願は、吉野川は、上流吉野村荻上酒町地区の高倉山の崩壊と本河川の荒廃により、下流一帯の河床に波状を生じて地すべりをきたし堤防の欠壊と耕地の埋没、冠水等ばく大な被害を受け、これが防止には窮乏せる村財政では施行不能であるから、すみやかに防止工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

屋代川砂防工事施行に関する請願

請願者　山梨県東置賜郡二井宿村長　安藤久助（第九四号）

右の請願は、山梨県屋代川は、地理的、気象的條件と戦時中の山林濫伐の影響を受け、こう水毎に橋の流失、道路護岸の欠潰等沿岸町村に多大の被害をおよぼしているから、土砂流出の最もはなはだしい本川上流に対し、すみやかに砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日向川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県飽海郡日向村長　相蘇哲哉（第九五号）

右の請願は、日向川の砂防工事は、昭和七年第一次着工以来数次にわたり施工せられ、本年度分においても工事中であるが、本河川の恒久的治水施策について検討するに、なおさらに本工事の継続を必要とするから、今後引き続き砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

立谷沢川砂防工事継続施行に関する請願

請願者　山形県東田川郡立谷沢村長　秋葉五治外一名（第九六号）

右の請願は、立谷沢川に対する砂防工事は、昭和十二年より内務省直轄工事として土砂止北堤工事が施行され、さらに昭和二十四年度より大北堤が築設され、大なる効果を上げてきたが、上流地帯の砂れき流出防止と河床のこう配緩和および流路の調整工事を完成することになり、関係町村の災禍は永遠に防止されるから、本工事を継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

立石川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県東村山郡山寺村長　増子喜代治外三名（第九七号）

右の請願は、最上川支流立石川に対する砂防工事は、昭和二十三年度より施行されてその効果を上げ、関係地方民も感謝しているが、昨年八月の台風によつて、本川沿岸は未曾有の被害を受け、地方民に大きな不安を与えているから、立石川筋合流地点より約三百メートルないし五百メートルの崩壊護岸工事および立石川本流合流点直下に床えん堤新設を昭和二十七年度に施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

馬見ヶ崎川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形市長　鈴木重屹外一名（第九八号）

右の請願は、山形県馬見ヶ崎川は、蔵王山系に水源を発する最上川水系須川支流であるが、地勢、土質の関係で降雨毎に砂れきを流出し、本川上中流部に土砂を累積し、一朝こう水の際は、その惨状は想像に余りあるものがあるから、馬見ヶ崎川砂防工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

白川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県南置賜郡中津川村長　岡千里（第九九号）

右の請願は、白川は最上川水系の小支流であるが、土質不良のため、従来しばしば災害を繰り返し、ことに最近小屋川左岸白川筋においては、耕地、人家、道路等が極めて危険な

状態にあるから、白川に対する砂防工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

赤松川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県最上郡大蔵村長　安彦藤兵ェ（第一〇〇号）

右の請願は、赤松川は葉山を分水嶺とし、その地盤脆弱に加えて森林の過伐により山腹の崩壊数箇所にあり、耕地の堆没、欠潰、山林の荒廃はなはだしく、人家の倒失に至つては何等災害をこうむるやも計り知れず関係者は常に不安の状態に置かれているから、すみやかに地すべり地帯周辺に砂防えん堤工事を施行し災害を未然に防止せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

銅山川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県最上郡大蔵村長　安彦藤兵ェ（第一〇一号）

右の請願は、銅山川は、流域奥地月山山系に大崩壊地があつたため土砂の流出による河床の隆起はなはだしく、出水時の流域耕地等に及ぼす被害はじん大であり、人家の被害においては何時災害の発生を見るやも量り知れない状態にあるから、すみやかに砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

上台川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県最上郡金山町長　岸伊一郎（第一〇二号）

右の請願は、上台川の水源山地は戦時中の濫伐により山腹が数箇所崩壊したため、洗砂により上台川の河床は逐年隆起し、さらに全河川にわたり無堤状態にあるため、出水時は多量の土砂を押し流してはん濫し、流域の耕地等は荒廃を極めているから、すみやかに砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

金山川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県最上郡金山町長　岸伊一郎外一名（第一〇三号）

右の請願は、金山川は、山形、宮城、秋田三県境神室山に源を発し、山形県最上郡金山町および真室川町の中央部を貫流する延長二十キロ余の河川であるが、戦時中の森林濫伐によつて河川の荒廃はなはだしく、流域地帯に大なる被害を与えているから、すみやかに本川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

角川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県最上郡角川村長　田中惣八郎外一名（第一〇四号）

右の請願は、最上川水系角川は、延長十五・五五キロ、集水面積百二十四・四平方キロの河川であるが、森林の過伐と年々の豪雨によつて山腹の崩壊十数箇所に及び、洗砂はなはだしいため流域地帯に重大脅威を与えているから、すみやかに本川砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

塩根川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県最上郡及位村長　庄司善右衛門（第一〇五号）

右の請願は、山形県最上郡及位村大字及位地先塩根川は、延長十五・四キロ、集水面積百十六・四平方キロの河川であるが、森林の過伐と年々の豪雨のため、山腹の崩壊二十余箇所に及び洗砂によつて河床は隆起し流域地帯にじん大な被害を与えているから、すみやかに本川に砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

白川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県最上郡西小国村長　高橋喜代治外二名（第一〇六号）

右の請願は、白川上流の山林は、戦時中の濫伐と戦後需要の上昇により荒廃はなはだしく、ために洗出土砂による河床隆起はすでに天井川の様相を呈し、しかも本川全流域はほとんど無軌道無堤の状態であるから、すみやかに砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

泉田川砂防工事施行に関する請願

請願者　山形県最上郡萩野村長　海藤肇外二名（第一〇七号）

右の請願は、泉田川は、戦時中の濫伐により山林の荒廃はなはだしく、洗砂による河床の隆起、荒廃をきたし、流域の耕地等の被害はじん大であるから、すみやかに砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北上川改修工事費国庫補助増額等に関する請願

請願者　岩手県胆沢郡姉体村長　板屋泰治（第一〇四号）

右の請願は、北上川流域の姉体地区は、年々水害により家屋の浸水、田畑農作物の流失等じん大なる被害を受け、現在堤防工事が施工せられつつあるが、この工事の未完成によつ

てこうむる家屋、耕地、公共施設等の被害もまたじん大であるから、昭和二十七年度においては北上川改修予算の増額計上と姉体堤防工事のすみやかなる完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県壬生川町の防潮対策工事促進に関する請願

請願者　愛媛県周桑郡壬生川町長　黒田徳（第二四二号）

右の請願は、南海地震による地盤沈下以後、愛媛県壬生川町海岸はもとより、新川、大曲川、北條川流域も降雨量の多いときは常に浸水し、これが対策として昭和二十五年より防潮対策費をもつて逐次工事に着手し、一部は大体完了しているが、未着手の箇所が非常に多く、昨年九月のキジヤ台風、十月のルース台風により多大の被害をこうむるに至つた。しかして今後の対策としては防潮対策の工事認証箇所全部が危険状態にあるから、明年度において認証箇所全部の工事に着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

可愛川改修工事施行に関する請願

請願者　広島県佐伯郡平良村長　中島勇夫外二名（第二四九号）

右の請願は、可愛川は、広島県平良村の中央を流れているが、川幅が狭い上曲折がはなはだしいため、降雨の都度護岸の欠壊、家屋耕地の流失浸水等の災害を繰り返しており、とくにさきのルース台風による被害は言語に絶し、被害住民はぼう然自失生産につき得ない状態であるから、同川に対しすみやかに改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

可愛川、八幡川両水系災害復旧工事等施行に関する請願

請願者　広島県佐伯郡原村長　中西信雄外一名（第二五〇号）

右の請願は、広島県佐伯郡地内の可愛川および八幡川の両水系は、地盤が花崗質の砂地であるため、崩壊し易く、降雨の際は被害が大きく、昭和二十三年度以降災害復旧工事が継続施行されているが、さきのルース台風による被害は極めて大きく、このままでは再び災害を繰り返す虞があるから、両水系に対し、災害復旧ならびに砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地すべり事業費国庫補助増額に関する請願

請願者　奈良市登大路町奈良県治水期成同盟会内　高野隆雄（第二五一号）

右の請願は、政府は従来水震火災等に対し万全の応急措置を講ぜられてきたにもかかわらず、最近局地的に続発している地すべり対策については救援が不充分で誠に遺憾である。奈良県においても淀川水系、大和川水系の諸地域にわたり各所にき裂沈下を生じ、河川、道路、田畑等の被害は刻々範囲を広め、人家にまでおよぶ危険性は人心を不安に陥れている実情であるが、かかる特異な事業は一県、一町村の力では如何ともできないから、地すべり事業費の国家予算を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

治水事業費国庫補助増額に関する請願

請願者　奈良市登大路町奈良県治水期成同盟会内　高野隆雄外四名（第二五二号）

右の請願は、治水対策の確立は国力培養の基盤であるが、本県の大和平野を貫流する大和川、葛城川、曾我川、飛鳥川、寺川、富雄川等は天井川と称する最も危険な河川で、年々出水毎に附近地一市四郡の住民は不安におののき、加うるに水源地帯は濫伐による土砂の流失はなはだしく全く危険にさらされているから、すみやかに全面的河川改良、砂防施設の実施をするため、国家予算の大幅増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土木災害復旧事業費国庫補助増額に関する請願

請願者　奈良市登大路町八奈良県治水期成同盟会内　高野隆雄外四名（第二五三号）

右の請願は、土木災害復旧事業は、その性質上特に迅速を要しこれが対策も即刻樹立して実施されねばならないのであつて、これが時機を失しないため、過年度発生に係る被害箇所を含めた土木災害復旧事業費国家予算を全面的に増額されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

清津川改修工事施行に関する請願

請願者　新潟県中魚沼郡下船渡村長　中沢貞司外二名（第二九〇号）

右の請願は、信濃川支流の清津川は、出水の都度猛威を揮い、沿岸の堤防および土砂を流出し、関係住民に多大の水害と危険を与えているから、同地方の耕地確保ならびに災害防止のため、清津川の改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

天野川改修工事施行に関する請願

請願者　大阪府守口市長　井上七郎外十二名（第三一九号）

右の請願は、天野川は、奈良県生駒郡の山間に源を発し、大阪府北河内郡田原村の盆地を北流する十四、八キロの川であるが、川幅が狭い上水路の屈曲がはげしく、堤防は貧弱で護岸の見るべきものがないため、台風の都度危険水位に達し、水防団

員、地元住民の協力によつてようやく大事に至ることなく現在に至つている実情であるから、沿線住民の不安を除き、河内平野のかんがいを安定するため、建設省淀川堤防、補強工事の施行を機に天野川改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中津川改修工事施行に関する請願

請願者　新潟県中魚沼郡下船渡村長　中沢貞司外三名（第三二〇号）

右の請願は、中津川は、新潟県屈指の急流河川で、年々の水害によつて沿岸耕地の損失はぼう大な数に上つているが、災害の復旧は遅々として進まず、しかも水害は年々所を変えて繰り返されている実状であるから、沿岸農民救済のため、同川に対する根本的改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害復旧工事促進に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第三二一号）

右の請願は、わが国の災害復旧工事は、国庫負担金が少いため、進ちよくせず、台風一過する毎に国富の流失を繰り返しているから、災害復旧の重要性にかんがみ、昭和二十五年度以前の災害復旧工事については、本年度に完成するよう国庫負担金を確保するとともに地方自治体の財源措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

吉井、吉野両河川改修工事促進に関する請願

請願者　岡山県赤磐郡周西村長　平井嶋治外十七名（第三八九号）

右の請願は、岡山県吉井、吉野両河川のこう水の被害は毎年じん大で、中でも昭和二十年は、人畜のでき死、行方不明数知れず、家屋、耕地、道路、堤防、鉄道等の流失はなはだしく、その後国、県の施設と地方民の努力によつてようやく復旧が成らんとしているが、両河川とも河床が高く、現況より察すると少し強い雨にはたちまち大こう水となる危険が多く、毎年降雨期には沿岸住民は不安におののく実状であるから、昭和二十四年八月既に実地測量ずみの、根本的改修計画により、すみやかに改修工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

江戸川改修工事促進に関する請願

請願者　千葉県野田市長　戸辺織太郎外十名（第六六五号）

右の請願は、江戸川改修工事は目下着々進行しているが、本川は利根川の放水路的使命を果す重要なもので、これが完成により本川はもち論利根川の上中下流とも積年の水魔より救われるものである。その完成がもし長期にわたるときは利根川治水計画実施上大なる障害となるから、本川改修工事を今後三箇年以内に完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富山県射水郡海岸護岸工事施行等に関する請願

請願者　富山県射水郡堀岡村射水郡町村会長　田町久和外二名（第六八二号）

右の請願は、富山県射水郡の海岸は、富山湾内中最も波浪激しく、年々護岸を侵され、高潮は附近住家の屋上を洗い、高潮により沿岸の水田は塩害を受け、現在着々護岸工事を進めているが、なお完備の域には程遠いものがあるから、海岸保全法等により抜本的対策を樹立せられ、一部分的でも完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

遠別川砂防工事完成に関する請願

請願者　岩手県九戸郡山形村長　中野虎雄外二名（第七一二号）

右の請願は、岩手県九戸郡山形村地内関地区は、古来しばしば水害に悩まされてきたが、幸い昭和二十五年度より同地区久慈川上流遠別川砂防工事が着工され地域住民に明るい希望を与えているが、諸般の情勢から、本工事を昭和二十七年度内に完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

木曾川上流水害予防組合経費助成等に関する請願

請願者　愛知県丹羽郡布袋町木曾川上流水害予防組合内　高川謙二外十六名（第七三一号）

右の請願は、政府においては、さきに水害防除の完ぺきを期する見地より、水防法ならびに水害予防組合法を制定されたが、水防組合が水害防止のために要する経費を同法によつて組合負担と規定しているため、いちじるしく組合活動が阻害されているから、組合の健全なる発展を期する意味において、重要水防組合に対しては国庫助成の措置を講ぜられたい。なお、木曾川左岸本堤補強工事のうち、愛知県丹羽郡犬山町大字木津地先より下流約六百メートルの堤防補強工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日野川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県日野郡日野上村長　三森千八（第七六五号）

右の請願は、広島、島根、鳥取三県界にまたがる三国山に源を発する日

野川は、急流である上に、河床は軟岩上に被覆土一メートル程度の所が多いため、地すべりによる土砂の流出はなはだしく、沿岸地帯に常時こう水の脅威を与えているから、鳥取県日野郡日野上村地内に砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

木谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県日野郡日野上村

長　三森千八（第七六六号）

右の請願は、鳥取県木谷川は、河床いこう配が急で、流域地質は、軟岩上に被覆土でなつているので、両岸が侵蝕され、風雨雪解毎に多量の土砂を押し流すため、しばしばこう水をまねき、沿岸住民の不安のまとなつているから、木谷川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

天郷川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県日野郡黒坂村

長　梅林真朗（第七六七号）

右の請願は、鳥取県黒坂村を流れる天郷川は、河床が急しゆんのため、風雨の都度両岸を侵蝕し、とりわけ下流部における土砂小石のたい積は、曲部護岸を崩壊し、耕地道路等に多大の被害を与えているから、本年度工事として天郷川砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小川尻川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県日野郡日野村

長　川上武一郎外一名（第七六八号）

右の請願は、鳥取県日野村地内の小川尻川は、地勢急しゆん、地質不良に加えて流勢が強いため、中下流部における土砂小石のたい積いちじるしく、耕地道路等の被害は年々ばく大な額に上つているから、沿線住民の民生安定、食糧増産の見地より、同川に対する砂防工事を本年度工事として施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小原川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県日野郡山上村

長　内田敏夫（第七六九号）

右の請願は、鳥取県日野郡山上村地内小原川は、従来全く手がいれられず自然のまま放置され、水源地の崩壊等により砂れきを流出し、出水時は耕地に浸水することはなはだしく、この状態が年々累加されつつあるので、すみやかに災害を防止する必要があるから、昭和二十七年度において砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

船谷、小江尾両河川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県日野郡江尾町

長　手島祐（第七七〇号）

右の請願は、船谷川は、鳥取県日野郡米沢村の烏ケ山に流を発し、また小江尾川は国立公園大山の南斜面崩壊地点を源として、共に日野川に合流する延長二キロの支川である。しかして両川は川床が浅く、急流のため出水毎に砂れきを押し流し、耕地流失の被害が激増を極めたため、再三砂防えん堤工事の施行がなされたが、未だこれが防止に万全を期されていないから、今後も引き続き両川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石見、九塚両河川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県日野郡石見村

長　高橋広寿（第七七一号）

右の請願は、石見、九塚の両川は、鳥取県日野郡石見村地内を貫流しているが、両川は水源山岳地帯が広く、かつ急流のため、一朝降雨の際たちまちこう水となり、土砂、岩石等を押し流して流域の耕地およびかんがい施設等に年々じん大な被害を与えている。これら災害の未然防止のため、すみやかに砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小江尾川外二河川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県日野郡日光村

長　内藤甚平（第七七二号）

右の請願は、鳥取県日野郡日光村を流れる、小江尾、白水、大江の三河川は、中国最高峯の大山の南側崩壊地点より発し、本流日野川に注ぐ県下まれに見る河床こう配急しゆんな河川で、三河川共に降雨の度毎に多量の土砂を押流し、沿岸を侵しよくし、田畑、道路、橋等にじん大なる被害を与えているから、小江尾川外三河川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

本谷川外二河川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県日野郡米沢村

長　佐々木愛次郎（第七七三号）

右の請願は、中国山脈中標高千三百八十八メートルの烏ケ山に源を発する船谷川、本谷川、木谷川の三川は、河床のこう配が急のため、両岸が侵蝕され、風雨雪解毎に多量の土砂を押し流し、しばしばこう水をまねいているので、沿岸住民の不安のまとなつているから、本谷川外二河川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十七年七月三十一日

○第十三回国会 参議院会議録附録（その六）

意見書案

印賀川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県日野郡大宮村

長　青戸要三（第七七四号）

右の請願は、鳥取県大宮村地帯は、往昔より盛んに砂鉄の採取が行われ、この砂鉄の採取は極度に山野を荒廃に導き、その後砂鉄の採取中止とともに植林の励行により漸次復旧するに至つたが、戦時中再び砂鉄の採取が行われ到るところ荒廃するに及び、地形の急しゆんと相まつて降雨の都度土砂は河川に流出し、ために印賀川ならびに宝谷川ははん濫して農耕地等の被害はじん大であるから、昭和二十七年度においてこれが砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

侯野川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県日野郡神奈川村

長　加藤儀十郎（第七七五号）

右の請願は、鳥取県神奈川村を流れている侯野川は、年々のこう水のためいちじるしく荒廃しており、その被害は本村耕地の七割におよんでいるから、本年度工事として侯野川に対する砂防工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

砥波川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県日野郡阿毘縁村

長　岸正章（第七七六号）

右の請願は、印賀川上流砥波川の水源は、全国唯一の特殊鋼原料たる真砂々鉄の採取と、戦時中の森林濫伐により荒廃し、降雨の度毎に土砂を河床に蓄積して護岸、築堤を崩し、農地の埋没流失は逐年その数を増し、ことに護岸の崩壊による水田のかんがいに及ぼす影響は極めて憂慮すべき実情に立ち至つているから、昭和二十七年度においてこれが砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

間地、藤屋両河川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県日野郡二部村

長　安藤武次（第七七七号）

右の請願は、間地、藤屋両川は、河床急しゆんに加え地質は概ね砂質であり、風雨雪解の度毎に両岸を侵しよくし、中下流部は土砂のたい積いちじるしく、ために耕地、道路等の被害はじん大であつて、しかも打ち続く災害にこれが復旧にも着手できず、徒らに荒廃にまかせる外やむなき状態にあるから、昭和二十七年度においてこれが砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

横路川外二河川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県日野郡根雨町

長　松田寛一郎外一名（第七七八号）

右の請願は、横路川ならびに三土川、板井原川は、幅員狭少に加え、河床こう配が急なため大小出水の都度はん濫し、土砂の流出えん堤護岸の欠壊道路の破損さらに耕地の被害等じん大なるものがありこのままに放置すれば収拾のつかない事態に立ち至ることは明らかであるから、すみやかにこれが恒久的なる砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

湯河、野組両河川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県日郡野多里村

長　倉本忠男（第七七九号）

右の請願は、鳥取県日野川の本流に注ぐ、湯河、野組の両河川は、こう配急なため少しの降雨でも流域の護岸、耕地、道路等に被害を与えているから、すみやかに本三川の砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三徳川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県東伯郡三徳村

長　岩本泰治（第七八一号）

右の請願は、鳥取県三徳村中央を貫流する三徳川は、屈曲の多い急流であるため、降雨の都度水害を繰り返し、全線にわたつて護岸を流失し、耕地の埋没は実に三町歩に達する等このまま放置すれば、同川の右岸県道鹿野倉吉線の崩壊も予想される状態にあるから、同川に対する砂防工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は

意見書案

三朝川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県東伯郡三朝村

長　藤井順一（第七八〇号）

右の請願は、鳥取県三朝村地内の三朝川砂防工事については、昨年十二月建設省河川局砂防課佐藤技官および桐生事務官の調査により、その必要性を認められているのであるから、一日も早く施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

甲川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県東伯郡上中山村

長　末次博文（第七八二号）

右の請願は、甲川は地勢急しゆんなため、こう水時には両岸の田畑山林を破壊流失しつつあり、これが防止に最近四箇所の砂防工事をなしたところ、その効果は偉大なものがある。しかしてこれだけでは今後の災害を防止しきれないから、さきに砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

悴谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県東伯郡北谷村

長　福井忠利（第七八三号）

右の請願は、鳥取県北谷村地内を流れる悴谷川は、地勢のけわしい山間部を流れているため降雨ごとに山崩れによる水害をおこし昭和九年の災害を始めとし、しばしば災害を繰り返しているが、山村の貧弱な財政では被害の復旧ができないから同川に対する砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

勝田川外二河川の砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県東伯郡以西村

長　前田良実（第七八四号）

右の請願は、矢筈、精進の二川は、源を中国山脈に発し、けわしい地勢を流れて以西村において合流し勝田川となり成美、安田の二村を経て日本海に注ぐ川であるが、戦時中の山林濫伐と、水源山地の土質荒廃によつて、降雨のあるごとに沿岸の耕地にじん大な災害を与えているから、三川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐陀川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡県村長

影山嘉重（第七八五号）

右の請願は、鳥取県県村地内を流れる佐陀川は、水源山地の地質が風化し易い安山岩と火山灰から成つているため、冬期の溫度低下、降雨による崩壊等によつて、常に多量の土砂を流出するため河床がいちじるしく上昇し、一朝出水の際ははんらん砂堤等必至の状態にあるから、同川の砂防工事を本年度も継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

阿弥陀川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡大山村

長　美谷邦安（第七八六号）

右の請願は、阿弥陀川は流路わずかに十六キロにすぎないが、こう配が急なため、年々数度に及ぶ出水は直下して激濁流となり、上流の石と共に河底をけずり、河岸を浸しょくし、河川敷としているところは実に一キロ以上に及んでいる。なお本川支流の防領川、飯戸川、川手川等も本流以上の災禍を流域に与えているから、すみやかに本川の上流から海岸に達する全域に砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東長田川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県西伯郡東長田村

長　生田益市（第七八七号）

右の請願は、東長田川は、法勝寺川の上流に位し、西伯郡五千石村において日野川本流に合流する大川であるが、水源地帯三千町歩にわたる山林が戦時中より濫伐されたため、降雨毎にはん濫し、沿岸地帯に重大なる脅威を与えているから、昭和二十七年度において鳥取県西伯郡東長田村地内に砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

見槻川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県八頭郡隼村長

田中一（第七八八号）

右の請願は、鳥取県八頭郡隼村地内を流れる見槻川は、第一期工事として一箇所、砂防えん堤工事を施行されたが、多年放棄されていたため、災害跡地が多く、今後のこう水、犯濫を防止するには期待ができないから、昭和二十七年度も継続見槻川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

八東、春米両河川の砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県八頭郡若桜町

長　木島節夫（第七八九号）

右の請願は、八東、春米両河川は、戦時中の山林濫伐によつて各所に山地の崩壊を生じ、加うるにこう配が急なため土砂の流出はなはだしく、ことに昭和二十年の災害は両川流域に多大の被害を与えた。しかしてこのまま放置すれば暴風雨襲来の際は到底予測できない災禍を受けることは明らかであるから、すみやかに両河川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

落折川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県八頭郡池田村

長　中田邦雄（第七九〇号）

右の請願は、鳥取県八頭郡池田村地内の落折川は、戦時中より引き続いた水源地帯の森林濫伐によつて、毎年こう水の惨禍を繰り返しているから、災害防止のため、すみやかに砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当

なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小畑川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県八頭郡八東村長職務代理者助役　中川浅太郎（第七九一号）

右の請願は、鳥取県八頭郡八東村地内小畑川は、戦時中より引き続いた水源地帯の森林濫伐によつて、毎年こう水の惨禍を繰返しているから、災害防止のため、すみやかに砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

安蔵川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県八頭郡社村長加賀田寿一（第七九二号）

右の請願は、鳥取県社村は全面積の八割が山林であるが、終戦以来の過伐により山林の荒廃はその極に達し、そのうえ砂質土じようのため、水害および台風による崩壊はなはだしく、全く憂慮に堪えない現状にあるから、本村地内安蔵川に砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

細見川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県八頭郡丹比村長　中林直蔵（第七九三号）

右の請願は、鳥取県丹比村地内の細見川は、水源山地の荒廃がいちじるしく至るところで崩壊を生じており、その上地勢急しゆんのため、河岸の侵蝕がはなはだしく、下流流域に対してじん大な被害を与えているが、このまま放置するときは、予測できない災禍を生ずることになるから、細見川砂防工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

蒲生川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県岩美郡蒲生村長　上田節（第七九五号）

右の請願は、鳥取県蒲生川は、標高千三百メートルの扇山に源を発する急こう配の川で、年々災害を繰り返している。ことに上流部は無堤のまま放置されているため一朝出水時には流域は流れるにまかせている状態であるから、本川の砂防工事を実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩美川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県岩美郡小田村長　竹内定吉（第七九六号）

右の請願は、鳥取県小田村地内の岩美川は、年々の水害により上流部の土砂たい積、河床隆起等がはげしく、その上流勢が強いため、護岸、道路、橋、その他沿岸一帯にじん大な被害を与えており、これに関連して岩美鉱山の鉱毒流出があるため、流域住民に極度の不安を与えているから、同川に対する砂防工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

有富川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県気高郡東郷村長　田中節（第七九七号）

右の請願は、有富川は水田かんがいの水源として東郷村産業の死活を制する重要な川であるが、川幅せまく、屈曲が多い上に川床が埋没しているため明治三十六年以来数次の風水害に見舞われ、住民の経済および村財政には決定的な打撃を受け、村財政窮乏の根本的な原因をなしているから、すみやかに本川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

野坂川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県気高郡明治村長　坂口伝三郎（第七九八号）

右の請願は、野坂川の、水源地帯は、水蝕に弱い安山岩および火山灰からなる集塊岩であり、急こう配と相まつて土砂の流出はなはだしく、出水ごとに護岸、堤防、耕地、道路等に損害を与え、加うるに戦時中の山林濫伐によつて一層危険な状態にあるから、すみやかに本川砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

砂見川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県気高郡神戸村長　山田正雄（第七九九号）

右の請願は、砂見川の川床は往年の水害で逐次増高した砂れき土質で形成されているため水しよくには極めて弱い土質であり、加うるに急こう配であるため出水毎に岩石土砂を伴う水勢は護岸堤防を破壊し、耕地、道路、家屋等に多大の被害を与えているから、すみやかに砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

河内川上流砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県気高郡小鷲河村長　国森子太郎（第八〇〇号）

右の請願は、鳥取県気高郡の中央部を南北に流れている河内川は、沿線七箇町村の耕地をかんがいする同地方の重要河川であるが、流域が短い上地勢がけわしいため、台風ばかりでなく風期に入る度に水害を繰り返しており、とくに昭和九年の大風水の被害は関係住民をぼう然とさせた程であつた。その後国および県の力を得て復旧に努め、大半の復旧を見たが、改修工事が戦時中に中止されたままとなつているため、毎年の雨期には土砂流出、河床上昇等を繰り返し、このまま放置できない状態であるから、同川上流に対する砂防工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

河内川下流砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県気高郡宝木村長　松本義久（第八〇一号）

右の請願は、河内川下流の鳥取県宝木村大字宝木字西浜は、季節風による飛砂はなはだしく、ために同地内は陥井状態となり、また隣接耕地二十数町歩に及ぶ農作物の被害はじん大であり、さらに水尻海岸は日本海より吹き上げる強風によつて水尻池田二十余町歩の被害は将来五十五戸の農家の生活を脅かしているから、現在まで数回施工せられた砂防工事を永続せられるとともに砂丘の緑化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

勝部川砂防工事施行に関する請願

請願者　鳥取県気高郡勝部村長　尾崎晴二（第八〇二号）

右の請願は、鳥取県勝部村地内の勝部川は、沿岸にある飯盛山以東の国有林一帯の山壁が急傾斜している上、地盤が弱く、加えて戦時中の山林濫伐と、積雪による土砂流出等が影響し、しばしば大水害を起しているが、流出する土砂は河床を埋め、ことに中郷村地内においては、田地より河床が高い等万一風水害によつて堤防欠潰等が生じた場合は、中郷村、青谷町地内の水田はもち論、人家にも重大な危険を与えるから、災害を未然に防止するため、勝部川上流に対し砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

黒目川改修工事施行に関する請願

請願者　埼玉県北足立郡朝霞町長　橋本政之助外八名（第一〇一二号）

右の請願は、黒目川は、平野の川としてはまれに見る急流であり、しかも川幅が狭い上に屈折はなはだしく、かつ耕地より川底の高いところさえあつて豪雨の度毎に流域に被害を与えているから、国費補助県営改修工事をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北上川石鳥谷町区域内沿岸改修工事促進に関する請願

請願者　岩手県稗貫郡石鳥谷町長　藤原文三外一名（第一〇一三号）

右の請願は、岩手県石鳥谷町区域内の北上川は、年々その流域が変化し、川の中心は逐次西方に移動しつつある。現状のままに放置すれば年々欠壊し、人家を川中に流失せしめることは極めて明らかであるから、当町区域内北上川沿岸改修工事をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鯖石、別山両河川の合流点改修工事施行に関する請願

請願者　新潟県刈羽郡西中通村長　江口権三郎外二名（第一一一号）

右の請願は、昭和二十六年度にその一部工事が施行された鯖石、別山両川の改修工事は、流域の不安を減少するまでに至らず、局部的にはかえつて逆効果をもたらしている地域もあり、ことに昨年施行された区域の下流即ち県道柏崎長岡線の豊田橋と越後線鉄橋間は、もともと川幅が狭いため出水時に危険な地点であるから、両河川の合流点附近とともに本年度中に完成するよう格段の考慮を払われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

利根運河工事再開促進に関する請願

請願者　茨城県行方郡潮来町地下徳松外百六十二名（第一一三二号）

右の請願は、利根運河は、利根川沿岸および霞ヶ浦周辺の水郷地帯と京浜地区とを水上運輸によつて直結する重要な交通機関であるが、昭和十六年の暴風雨によつてその機能を失い、その後の農産物わら工品の輸送はいちじるしい支障を受け、肥料日用品等の移入は、陸路によるため、運賃が高くなる等その影響は同地一帯の住民にとつて深刻なものがあるから、すみやかに利根運河復旧工事を再開せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

矢作川挙母地区改修工事施行に関する請願

請願者　愛知県挙母市議会議長　杉浦定吉外一名（第一二五四号）

右の請願は、挙母市街部は底地であつてその東端を流れる矢作川は屈曲はなはだしく袋状をなし、過去においては数回決壊の歴史があり、毎年こう水期には一、二度は必ず待機命令を発する現状で、順次下流より施

工されている矢作川改修工事の順番を待つておられない実情であるから、二十七年度工事は当挙母地区から繰上げ実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願審査報告書第五号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一五号　利根川総合開発法制定に関する請願

第一〇八号　建築基準法第五十五條改正に関する請願

第二五四号　戦災復興事業費国庫補助増額に関する請願

第二八八号　戦災復興都市計画事業促進に関する請願

第六八一号　茨木駅北方ガード切下げ工事等施行に関する請願

第六九八号　国道一号線中浜松市内の幅員拡張工事中止に関する請願

第一二三五号　広島、長崎特別都市建設事業促進に関する請願

第一四一〇号　清津川砂防えん堤築造工事等に関する請願

第一五四二号　過年度災害復旧工事促進に関する請願

第一五四三号　小災害箇所の復旧工事促進に関する請願

第一五七八号　名取川災害復旧、改修両工事促進等に関する請願

第一六一〇号　豊沢川左岸災害防除工事施行に関する請願

第一八五六号　五十嵐川えん堤築設に関する請願

第一八八二号　三用川砂防工事施行に関する請願

第一八八三号　魚野川砂防工事施行に関する請願

第一八八四号　栃原沢川砂防工事施行に関する請願

第一九五〇号　災害金庫法制定に関する請願

第二五二八号　東京都江東地区の根本治水事業促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月十二日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会請願特別報告第六号

戦災復興事業費国庫補助増額に関する請願

第二五四号　兵庫県姫路市長石見元秀提出

戦災復興都市計画事業促進に関する請願

第二八八号　東京都千代田区大手町一ノ七東京都建設局内戦災復興土地区画整理委員会全国連合会内　高野直治外十名提出

茨木駅北方ガード切下げ工事等施行に関する請願

第六八一号　大阪府茨木市長中谷光外一名提出

国道一号線中浜松市内の幅員拡張工事中止に関する請願

第六九八号　静岡県浜松市田町二八　桜井妙司外一万三名提出

広島、長崎特別都市建設事業促進に関する請願

第一二三五号　広島市長　浜井信三外四名提出

清津川砂防えん堤築造工事等に関する請願

第一四一〇号　新潟県中魚沼郡田沢村長　大島孝平外七名提出

過年度災害復旧工事促進に関する請願

第一五四二号　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出

小災害箇所の復旧工事促進に関する請願

第一五四三号　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出

五十嵐川えん堤築設に関する請願

第一八五六号　新潟県南蒲原郡本成寺村長　大桃森外五名提出

三用川砂防工事施行に関する請願

第一八八二号　新潟県南魚沼郡東村長　高野貯吉外六名提出

魚野川砂防工事施行に関する請願

第一八八三号　新潟県南魚沼郡湯沢村長　高橋藤三郎外四名提出

栃原沢川砂防工事施行に関する請願

第一八八四号　新潟県南魚沼郡浦佐村長　町田庄一郎提出

東京都江東地区の根本治水事業促進に関する請願

第二五二八号　東京都江東区議会議長　宮内作蔵外五名提出

右十五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月十二日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

戦災復興事業費国庫補助増額に関する請願

請願者　兵庫県姫路市長　石見元秀（第二五四号）

右の請願は、政府は戦災復興事業の重大性を考慮され昭和二十六年度予算において多少の増額の措置を取つたが、その後の物価の高騰ははなはだしく、また都市財政の窮迫している現状においては、本事業の遂行は困難であるから、戦災復興事業費については、さらに国庫補助の増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦災復興都市計画事業促進に関する請願

請願者　東京都千代田区大手町一ノ七東京都建設局内戦災復興土地区画整理委員会全国連合会内　高野直治外十名（第二八八号）

右の請願は、戦災都市における復興都市計画事業は、民生の安定と産業の振興上緊急を要する事業であるが、国庫補助の僅少なことと地方財政の窮乏によつて、その進ちよくはいちじるしく遅れているから、本事業の促進を図るため、（一）昭和二十七年度予算に最低四十五億円の国庫補助を計上すること、（二）国庫補助率を八割に引き上げること、（三）地元負担金の全額起債を認めること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨木駅北方ガード切下げ工事等施行に関する請願

請願者　大阪府茨木市長　中谷光外一名（第六八一号）

右の請願は、茨木市は商工都市大阪と観光文化都市京都との中間に位し、国鉄と京阪神急行によつて両都を結んでいる理想的文化都市として発展しつつあり、国鉄駅前通りの交通量もいちじるしく増加し旧市街方面をしのぐ状況を示しているが、この中心部の国鉄ガードは幅員五メートル、けた下高さ二メートル八十の狭あいのため交通事故がひん発し、貨物自動車の積載量を制限し交通産業上じん大なる障害となつているから、すみやかにガードの切下げ拡張工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道一号線中浜松市内の幅員拡張工事中止に関する請願

請願者　静岡県浜松市田町二八　桜井妙司外一万三名（第六九八号）

右の請願は、浜松市においては、特別都市計画の一環として、最近、住民の反対を無視して、市内の最繁華街を通る国道一号幹線の一部を急速に幅員を拡張することとなり、関係住民に対し、三箇月の予告期限後は強制移転を命ずる旨の戒告状を発したが、この幅員拡張はナンセンスそのものであつて、すでに建設省においては、国道一号幹線の浜松市内縦貫を避け、東郊外より西郊外に新国道一号幹線の新設を計画し、今国会において予算案通過の暁は本年度実施の運びとなつており、実際はすでに廃道に等しいものであるから、かかる国道の拡張工事を中止せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島、長崎特別都市建設事業促進に関する請願

請願者　広島市長　浜井信三外四名（第一一三五号）

右の請願は、広島、長崎の両市は、わが国最初の特別法に基く都市としてそれぞれ国の助成による建設事業を遂行しているが、昨年度からその国庫補助率が切り下げられたため、折角の両市建設事業も画へいに帰する虞があるから、国庫補助率三分の二の復活ならびに起債わくの拡大について特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

清津川砂防えん堤築造工事等に関する請願

請願者　新潟県中魚沼郡田沢村長　大島孝平外七名（第一四一〇号）

右の請願は、源を新潟、群馬の県境に発し、新潟県中魚沼郡倉俣村地内で支流釜川に合する清津川は、上流部における山腹の崩壊がはなはだしいため、下流部釜川合流地点附近においてその土砂がたい積し、豪雨出水の際は倉俣、田沢の両村に多大の被害を与えているから、昭和二十六年度より施行されているえん堤工事を一日も早く完成せられたい。また田沢、水沢の両村は、腐植質土壌であるにかかわらず、段丘地帯であるため、農業経営が不安定となつているから、清津川上流から貯水導水の工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

過年度災害復旧工事促進に関する請願

請願者　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信（第一五四二号）

右の請願は、すでに査定の完了した災害箇所が数年放置され、また着工しても復旧工事期間が長いため、さらに災害が倍加される等の事実にかんがみ、過年度災害についてもすみやかに工事に着工し、短期に完了せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小災害箇所の復旧工事促進に関する請願

請願者　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信（第一五四三号）

右の請願は、鹿児島県下においては、河川、道路、港湾、堤防、林道等の公共施設で国費負担にて復旧すべき十五万円以下の小災害箇所が多数放置されているから、これらについても大災害を未然に防ぐ見地より早急に復旧工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

名取川災害復旧、改修両工事促進等に関する請願

請願者　宮城県仙台市議会議長　伊藤庄之助（第一五七八号）

右の請願は、名取川を始め各河川は、毎年出水の都度はん濫し、流域地帯は流出、埋没等の損害をこうむつているが、従来のような局部的復旧ならびに改修工事では一朝出水はん濫の際は折角の工事を無にするばかりでなく、以前に倍する損害をこうむることは明らかであるから、災害復旧、改修工事を全面的に促進せられたい、また仙台市は東北唯一の大都市として発展を遂げつつあり、ことに今秋第七回国体の開催に伴う諸施設の整備とともに、衛生施設として下水道事業の実施が刻下の急務であるから、下水道事業計画を承認せられたとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

豊沢川左岸災害防除工事施行に関する請願

請願者　岩手県県稗貫郡湯口村長　斎藤光市外一名（第一六一〇号）

右の請願は、豊沢川は、岩手県花巻町外五箇村にわたり、三千余町歩の流域をかんがいする重要な川である

が、反面古来からはん濫の激しい川であるため、下流花巻町地内には堤防が建設され、さらに右岸の工事が継続中である。しかるに現在の川筋は、左岸の湯口村地内に向つて侵しよくしており、左岸にある耕地や人家は危険状態にあるから、昨年八月着手された築堤工事を継続施行して、一日も早く豊沢川左岸の災害防除工事を完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

五十嵐川えん堤築設に関する請願

請願者　新潟県南蒲原郡本成寺村長　大桃秦外五名（第一八五六号）

右の請願は、五十嵐川は、守門山に源を発し、約二十五キロ、三條市において信濃川にそそぐ準用河川であるが、水源山容の変化が激しいため、水量の増減差がはなはだしく、渇水時には耕地用水はもち論のこと、防火、食用水にも事欠き、こう水時には橋、堤防あるいは道路の損壊されること一再でなく、その危険度は増大するばかりであるから、この悪條件を除去するため、本川の適当箇所にえん堤を築造して水量の定量流水を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三用川砂防工事施行に関する請願

請願者　新潟県南魚沼郡東村長　高野貯吉外六名（第一八八二号）

右の請願は、新潟県東村北部を貫流する三用川は、雪どけ、降雨の季節には三用谷七百町歩の大水を集めて沿川数十町歩の美田を流失することがしばしばあり、本村においては昭和十八年頃より三用川の砂防ならびにえん堤工事に着手したのであるが、工事は遅々として進まず、その上戦時中の山林の過伐は、既設諸工事さえ危険な状態にあるから、この際科学的総合的計画によつて、護岸およびえん堤工事を来年度中に実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

魚野川砂防工事施行に関する請願

請願者　新潟県南魚沼郡湯沢村長　高橋藤三郎外四名（第一八八三号）

右の請願は、新潟県魚野川は南魚沼郡を縦貫する荒川で、土砂の流出はなはだしく年々災害を及ぼし郡民の不安は増加するばかりで、恒久的な治水砂防施設は久しく待望されているところであるが、年々の災害も財政難から抜本的な施設ができない実状であるから、昭和二十七年度において上流土樽村地内毛沢川合流地点に砂防工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃原沢川砂防工事施行に関する請願

請願者　新潟県南魚沼郡浦佐村長　町田庄一郎（第一八八四号）

右の請願は、新潟県栃原沢川は昭和二十三年えん堤工事を施行せられたのであるが、その後の出水による土砂の流出によつてえん堤は埋没し、それ以来下流は出水のたびに往年のような災害をこうむつているから、一日も早く再度砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都江東地区の根本治水事業促進に関する請願

請願者　東京都江東区議会議長　宮内作蔵外五名（第二五二八号）

右の請願は、東京都江東地区は、全国有数の重工業生産地帯として、また全国第五位を占める東京港の背後生産地帯として重大使命を有し、将来ますます有望視されつつあるが、明治末期頃からの地盤沈下により現在の地盤高は最干潮面と同じ高さとなり、毎日の満潮面より二メートルも低位となつている。しかして昭和二十四年のキテイ台風は本地区に致命的大惨害を与え、目下復旧土木助成工事を実施中であるが、この工事の完成とともにさらに根本的治水事業を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願特別報告第七号

利根川総合開発法制定に関する請願

第一五号　埼玉県北埼玉郡羽生町長　小川清助外八十六名提出

建築基準法第五十五條改正に関する請願

第一〇八号　東京都千代田区大手町一ノ八全日本建築代理会連合会内　清水錠次郎提出

災害金庫法制定に関する請願

第一九五〇号　北海道小樽市議会議長　岩谷静衛提出

右三件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十七年六月十二日

建設委員長　廣瀬與兵衛

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

利根川総合開発法制定に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡羽生町長　小川清助外八十六名（第一五号）

右の請願は、さきの国会において利根川総合開発法案は、衆議院によつて、ついに成立化を見るにいたらなかつたが、同川のこう水による年々の被害は悲惨極まるものである。しかして今国会に再び同法案が提出されたから、国土建設、国家再建、食糧増産、電源開発等の発展の上にも、同法案の成立を期せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年六月十二日

建設委員長　廣瀬與兵衛

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

建築基準法第五十五條改正に関する請願

請願者　東京都千代田区大手町一ノ八全日本建築代理会連合会内　清水錠次郎（第一〇八号）

右の請願は、現行建築基準法によれば、住居地域、工業地域および準工業地域では、建築面積は敷地面積から九坪を差引いた残りの十分の六に制限されており、五十坪以下の宅地においては極めて不便な條件となつているから、宅地過少および人口過剰の現状を考慮して、住居地域内では十分の六、工業地域および準工業地域内では十分の七、商業地域および無指定地域内では十分の八を超えないとするよう同法第五十五條を改正せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年六月十二日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

災害金庫法制定に関する請願

請願者　北海道小樽市議会議長　岩谷静衛（第一九五〇号）

右の請願は、わが国は、天災国といわれている通り、毎年風、水、火、地震等の災害をこうむり、その損害はばく大な額に達し、国家の再建をいちじるしくはばんでいるから、災害に対する恒久的対策として、長期復興資金の融資を容易にするため、災害金庫の設置を法制化せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年六月十二日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会請願審査報告書第六号

一議院の会議に付するを要するもの。

第九七四号　札幌市北農第一別館接収解除に関する請願

第一〇〇三号　東京都明石小学校接収校舎返還促進に関する請願

第一二四七号　横浜市の接収解除に関する請願

第一二一八号　住宅金融公庫法中一部改正に関する請願

第一五四八号　長崎県江上村安久ノ浦、牛ノ浦両地区の接収に伴う補償に関する請願

第一七一五号　島根県松江市の接収旅館解除に関する請願

第二四四九号　山口県沖浦洞道改良工事施行に関する請願

第二六一八号　元荒川改修工事施行に関する請願

第二七二二号　天塩川本支流河川治水事業に関する請願

第二七三六号　県道神戸佐用線改良工事施行に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月十八日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会請願特別報告書第八号

札幌市北農第一別館接収解除に関する請願

第九七四号　北海道札幌市北四條西一丁目北海道指導農業協同組合連合会内　幡野直次提出

東京都明石小学校接収校舎返還促進に関する請願

第一〇〇三号　東京都中央区入舟町三ノ二　前原栄次郎提出

横浜市の接収解除に関する請願

第一二四七号　横浜市議会議長　嶋村力提出

長崎県江上村安久ノ浦、牛ノ浦両地区の接収に伴う補償に関する請願

第一五四八号　長崎県東彼杵郡江上村長　竹内繁三郎外一名提出

島根県松江市の接収旅館解除に関する請願

第一七一五号　島根県松江市東茶町湖畔　西尾鱗三外二名提出

山口県沖浦洞道改良工事施行に関する請願

第二四四九号　山口県大島郡沖浦村長　谷坂俊郎提出

元荒川改修工事施行に関する請願

第二六一八号　埼玉県南埼玉郡平野村長　渋谷好治外四十七名提出

天塩川本支流河川治水事業に関する請願

第二七二二号　北海道上川郡下川村丁川天塩川治水促進期成会内　村上貞次郎外十五名提出

県道神戸佐用線改良工事施行に関する請願

第二七三六号　兵庫県揖保郡新宮町長　川辺利夫外五十九名提出

右九件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月十八日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

札幌市北農第一別館接収解除に関する請願

請願者　北海道札幌市北四條西一丁目北海道指導農業協同組合連合会内　幡野直次（第九七四号）

右の請願は、北海道においては、農民組織の指導連絡機関として農業協同組合が農村会館を経営することが必要であるが、現下の農村経済では到底新設することができない状態であり、農民の札幌出張経営を節約する必要にも迫られているから、昭和二十年連合国占領軍の札幌駐とんにより接収された北海道指導農業協同組合連合会所有の北農第一別館の接収解除を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都明石小学校接収校舎返還促進に関する請願

請願者　東京都中央区入舟町三ノ二（第一〇〇三号）

右の請願は、東京都中央区立文海中学校は、昭和二十二年新教育の六・三制度の実施に伴い同区内元明石小学校校舎を独立校舎として充当された。しかるに、右校舎は昭和二十年九月に接収されたまま今日に及んでいるため、文海中学は、他校と同居を余儀なくされあらゆる不便と支障を忍んで教育活動を続けているから、この度の講和の実現と日米安全保障條約に基く行政協定の締結に当り、義務教育の重要性にかんがみすみやかに元明石小学校校舎の接収解除がなされるよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

横浜市の接収解除に関する請願・請願者　横浜市議会議長　嶋村力（第一二四七号）

右の請願は、横浜市内の重要地区の多くが接収されているため、港都都市計画遂行上致命的障害となつている。またその地域における経済活動を閉された百万市民は六箇年に亘つて国家的犠牲となり、解除の日を待望しているから、国家全体の立場より急速に接収が解除せられるよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県江上村安久ノ浦、牛ノ浦両地区の接収に伴う補償に関する請願

請願者　長崎県東彼杵郡江上村長　竹内繁三郎外一名（第一五四八号）

右の請願は、長崎県江上村地内の安久ノ浦および牛ノ浦両地区にわたる約六十万坪の旧軍用地は、現在占領軍の火薬庫用地としてその大部分が接収されているが、これらの土地および建物は、大蔵省の払下げを受けて完全に個人の所有となつているものであるから、同地の接収によつて生業を失い、土地を追われている者に対しては、充分の補償をするよう、(一)現在接収地を全面買収とすること、(二)この場合の価格算定を時価によつてすること、(三)一般補償率の標準を拡大すること等合理的な処理方法を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県松江市の接収旅館解除に関する請願

請願者　島根県松江市東茶町湖畔　西尾鱗三外二名（第一七一五号）

右の請願は、島根県松江市の臨水、岩田屋、ときわ三旅館は、終戦と同時に連合軍の進駐により接収され、以来七年近く業者は生活難に苦しみながらあらゆる困苦に堪えてきたのであるが、講和條約発効の日も近く、行政協定も締結せられた今日、国際文化観光都市に指定された松江市の観光事業発展のため、また業者存亡の心情賢察の上、観光事業の一翼として旅館業の使命が遂行できるよう、三旅館接収解除の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県沖浦洞道改良工事施行に関する請願

請願者　山口県大島郡沖浦村長　谷坂俊郎（第二四四九号）

右の請願は、山口県沖浦洞道は、千分の百五十の急坂で曲折が多く前方の見透しが悪いため従来多くの不祥事を記録し、大島郡交通上の難所となつており、補給路線の機能を阻害し、政治、文化および治安上の一大障害となつているから、すみやかに本洞道の改良工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元荒川改修工事施行に関する請願

請願者　埼玉県南埼玉郡平野村長　渋谷好治外四十七名（第二六一八号）

右の請願は、埼玉県の穀倉地帯を貫流する元荒川は、大正八年の大改修以来今日に至る約二十年間、局部的小修理以外全く放置されているため、数度の大こう水によつて江床は隆起し、護岸は崩れ、関係二市四十五町村三十万の農民は生死の不安に立たされているから、同川全線に対し徹底的改修工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

天塩川本支流河川治水事業に関する請願

請願者　北海道上川郡下川村下川天塩川治水促進期成会内村上貞次郎外十五名（第二七二二号）

右の請願は、天塩川は、石狩川に次ぐ北海道第二の大河川で、流路七十三里、流域三百六十四方里、五万八千町歩の耕地をかんがいしているが、治水不完全のため、こう水の被害を毎年の如く繰り返してその被害は沿線住民の不安となつているから、天塩川に対する恒久的治水事業を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

県道神戸佐用線改良工事施行に関する請願

請願者　兵庫県揖保郡新宮町長　川辺利夫外五十九名（第二七三六号）

右の請願は、県道第十号線神戸佐用線は、県内において山陽山陰を結ぶ唯一の要道で鳥取、神戸間急行バスを始め貨物、乗用自動車の運行ひんぱんを極めているにかかわらず、道路の幅員、こう配等は従来通りであるため、いちじるしく輸送力を阻害し、さきの鳥取災害に際して救護物資の急送にも一大支障をきたした実情であるから、すみやかに本道路の改良工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願特別報告第九号

住宅金融公庫法中一部改正に関する請願

第一二一八号　東京都品川区西中延二ノ八九六全東京都住宅事業生活協同組合連合会内　渡辺潜外二名提出

右一件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十七年六月十八日

建設委員長　廣瀬與兵衛

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

住宅金融公庫法中一部改正に関する請願

請願者　東京都品川区西中延二ノ八九六全東京都住宅事業生活協同組合連合会内　渡辺潜外二名（第一二一八号）

右の請願は、建築知識と経済力の乏しい個人によつて、現在の住宅不足を緩和することはできないから、適当な団体による計画的建設を奨励するため、営利を目的とせず奉仕第一を組合精神とする生活協同組合をして、住宅事業を経営させるよう、住宅金融公庫法第十七條第一項に「消費生活協同組合法による消費生活協同組合」を、また同條第一項第三号「住宅を建設して賃貸」の次に「又は譲渡」をそれぞれ追加せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年六月十八日

建設委員長　廣瀬與兵衛

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会陳情審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第九九号　仙台、石巻間国道建設促進に関する陳情

第一一六号　昭和二十七年度道路費予算増額に関する陳情

第一三〇号　国道十一号線、十二号線改修工事促進に関する陳情

第一三七号　府県道田代越後田沢停車場線中釜川橋架替に関する陳情

第一六二号、第一九〇号、第二一四号　指定府県道新潟富山線改良工事促進に関する陳情

第一九九号　道路費予算増額に関する陳情

第二〇七号　山口県日本海沿岸重要府県道の国道編入に関する陳情

第二六九号　千種川坂越橋架替に関する陳情

第二七八号　府県道高崎駒形線改良工事施行に関する陳情

第三六一号　府県道関川府屋線改良工事促進に関する陳情

第三六二号　府県道北中府屋線中継府屋線改良工事促進に関する陳情

第三七〇号　茨城県西小沢村地内里川橋を永久橋に架替の陳情

第三九一号　富山県高岡市、石川県志雄町間道路改良工事促進に関する陳情

第四〇号　東北地方冬期交通確保に国庫助成の陳情

第六五四号　砂利道補修工事費国庫補助増額に関する陳情

第六八八号　国道十八号線改良工事促進に関する陳情（二通）

第六九六号　道路補修事業費国庫補助増額に関する陳情

第七五〇号　国道十四号線を国道として存置するの陳情

第八八四号　道路補装新設費国庫補助増額等に関する陳情

第九二五号　道路の整備改善等促進に関する陳情

第九二六号　県道飯田和田線改良工事施行に関する陳情

第九八三号　国道十一号線中高岡市、石動町間改良工事促進に関する陳情

第一〇三八号、第一〇六二号　道路整備特別措置法制定促進に関する陳情

第一〇三九号　県道中津名古屋線改良工事施行等に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月五日

建設委員長　廣瀬與兵衛

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会陳情特別報告第三号

仙台、石巻間国道建設促進に関する陳情

第九九号　宮城県議会議長　今野貞亮外一名提出

昭和二十七年度道路費予算増額に関する陳情

第一一六号　東京都議会議長　菊池民一提出

国道十一号線、十二号線改修工事促進に関する陳情

第一三〇号　福井県議会議長　杉山孝二外四名提出

府県道田代越後田沢停車場線中釜川橋架替に関する陳情

第一三七号　新潟県中魚沼郡倉俣村長　山本賢治外一名提出

指定府県道新潟富山線改良工事促進に関する陳情

第一六二号　新潟県三島郡寺泊町長　高綱三作提出

第一九〇号　新潟県三島郡出雲崎町長　佐藤静夫外一名提出

第二一四号　新潟県三島郡島田村長　関川吾一郎外三名提出

道路費予算増額に関する陳情

第一九九号　東京都議会議長　菊池民一外七名提出

山口県日本海沿岸重要府県道の国道編入に関する陳情

第二〇七号　山口県阿武郡奈古町長　小野博盛外五十四名提出

千種川坂越橋架替に関する陳情

第二六九号　兵庫県赤穂市長　鳥羽嘉寿夫外三十名提出

府県道高崎駒形線改良工事施行に関する陳情

第二七八号　群馬県高崎市長　小島弘一外八名提出

府県道関川府屋線改良工事促進に関する陳情

第三六一号　新潟県岩船郡大川谷村長　増子賢良外七名提出

府県道北中府屋線中継府屋線改良工事促進に関する陳情

第三六二号　新潟県岩船郡大川谷村長　増子賢良外六名提出

茨城県西小沢村地内里川橋を永久橋に架替の陳情

第三七〇号　茨城県久慈郡太田町長　伊村安四郎外二十名提出

富山県高岡市、石川県志雄町間道路改良工事促進に関する陳情

第三九一号　富山県高岡市長　南慎一郎外四名提出

東北地方冬期交通確保に国庫助成の陳情

第四〇号　宮城県知事　佐々木家寿治外七名提出

砂利道補修工事費国庫補助増額に関する陳情

第六五四号　宮城県知事　佐々木家寿治外七名提出

国道十八号線改良工事促進に関する陳情（二通）

第六八八号　京都府知事　蜷川虎三外一名提出

道路補修事業費国庫補助増額に関する陳情

第六九六号　京都府庁内京都府道路利用者協会内　宮内熊太郎提出

国道十四号線を国道として存置するの陳情

第七五〇号　長野県議会議長　片桐知従提出

道路補装新設費国庫補助増額等に関する陳情

第八八四号　長野県知事　林虎雄外一名提出

道路の整備改善等促進に関する陳情

第九二五号　京都府議会議長　北村平三郎提出

県道飯田和田線改良工事施行に関する陳情

第九二七号　長野県下伊那郡上久堅村長　吉地金喜提出

国道十一号線中高岡市、石動町間改良工事促進に関する陳情

第九八三号　富山県高岡市議会議長　牧野貞次郎提出

県道中津名古屋線改良工事施行等に関する陳情

第一〇三九号　岐阜県知事　武藤嘉門外五名提出

右二十五件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月五日

建設委員長　廣瀬與兵衛

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

仙台、石巻間国道建設促進に関する陳情

陳情者　宮城県議会議長　今野貞亮外一名（第九九号）

右の陳情は、三陸国道予定線中仙台石巻間の県道は、東北文化の中心都市仙台と三陸地方の門戸を占める重要港湾都市石巻を結ぶ地方産業の開発、文化導入に重要な使命を有している。またこの区間には東北唯一の国際港として高度の利用価値を有する塩釜港の工業地帯および完備された矢本空港ならびに観光地松島があり宮城県の重要幹線として益々重要性を高めているが、塩釜石巻間は旧態依然たる砂利道であり、有効幅員も四、五メートル程度の状態であるから、仙台石巻間県道を国道に編入し、全線の舗装を強化せられたいと

の趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

昭和二十七年度道路費予算増額に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　菊池民一（第一一六号）

右の陳情は、平和條約発効後日本の独立体制中産業の隆昌開発が国是とせられ、他面自動車激増の今日、交通輸送の安全確保の見地からも、その先駆をなす道路の改良完備は、全国民の要望とするものと思われるにもかかわらず、昭和二十七年度道路予算の編成はかえつて昭和二十六年度を下回るということは理解し得ないところであるから、道路費予算を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道十一号線、十二号線改修工事促進に関する陳情

陳情者　福井県議会議長　杉山孝二外四名（第一三〇号）

右の陳情は、国道十一号線、十二号線は表日本、北陸地区を縦断する幹線であり各県相互間はもちろん近畿、関東に通ずる経済、文化交流の唯一の道であるが、その改修は表日本に比し第二次的取扱いのため既改修は僅かに二十五パーセント程度で、依然として幅員狭少、デコボコはなはだしくまた不規則な屈曲が随処に見受けられ、交通に一大障害となり、急激に増加した交通需要にいちじるしい制限を加えているから、本路線の改修工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道田代越後田沢停車場線中釜川橋架替に関する陳情

陳情者　新潟県中魚沼郡倉俣村長　山本賢治外一名（第一三七号）

右の陳情は、府県道田代越後田沢停車場線中、中魚沼郡倉俣地内の釜川に架設の釜川橋は、数年来数度の災害にかかり、その都度局部的に最少限の復旧を実施したが、全体として老朽その極に達し、荷重制限によりかろうじて辛交通にたえている実情である。しかも本橋は流勢激しんな釜川の最下流に位し、出水毎に流失の危機に見舞われている。一朝流失の際は倉俣村ならびに中深見村の一部は全く孤立し、交通と絶の悲惨な想像に余りあるから、本橋を永久橋に架替られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

指定府県道新潟富山線改良工事促進に関する陳情

陳情者　新潟県三島郡寺泊町長　高綱三作（第一六二号）

陳情者　新潟県三島郡出雲崎町長　佐藤静夫外一名（第一九〇号）

陳情者　新潟県三島郡島田村長　関川吾一郎外三名（第二一四号）

右の陳情は、指定府県道新潟富山線の改良工事は、年額八百万円ないし千万円程度の予算で昭和二十四年度より着工されたが、予算が少いため工事が進ちよくせず、沿道の海陸物産の輸送と同地方発達の基盤である本路線の使命をいちじるしくはばんでいるから、同工事を促進するため、年額三千万円の予算を計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

道路費予算増額に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　菊池民一外七名（第一九九号）

右の陳情は、道路は、一国文化のバロメーターともいうべく、産業の開発発展の先駆をなすものであるが、わが国道路の現状は、戦時中の酷使に加え戦後の補修改修が行き届かず、荒廃の極に達しているから、道路の整備改善を促進するため、道路費予算を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県日本海沿岸重要府県道の国道編入に関する陳情

陳情者　山口県阿武郡奈古町長　小野博盛外五十四名（第二〇七号）

右の陳情は、島根県益田町より山口県の日本海岸に沿い下関市に至る県道は、島根、鳥取両県下の各都市はもとより、山口県下の各港を結ぶ西部日本海岸唯一の重要道路で、沿線陸海両面の産業開発に直接の関係があり、下関港を経て九州地方への連絡にも多大の影響を持ち、将来貿易再開の見地よりしても極めて重要であるから、本路線を国道に編入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千種川坂越橋架替に関する陳情

陳情者　兵庫県赤穂市長　鳥羽喜寿夫外三十名（第二六九号）

右の陳情は、元赤穂鉄道坂越駅より坂越港に通ずる千種川坂越木橋は、大正十二年架設以来二十九年余を経過しているため、橋の各部は自然腐朽して危険な状態にあるから、昭和二十七年度において本橋の架替工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道高崎駒形線改良工事施行に関する陳情

陳情者　群馬県高崎市長　小島弘一外八名（第二七八号）

右の陳情は、高崎市を起点とし勢多郡木瀬村に至る府県道高崎駒形線は、高崎市と群馬、佐波、勢多の三郡を直結する重要幹線として、昭和十五年五月に、全長一万八百七十九メートル余を府県道に認定せられ、その内約千二百メートルの未改修区間および利根川架橋について計画を樹てられたが、間もなく戦争となり今日まで実現をみず放置されているから、本県の産業開発のため、すみ

やかに前記路線改修工事と利根川架橋を実現せられいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道関川府屋線改良工事促進に関する陳情

陳情者　新潟県岩船郡大川谷村長　増子賢良外七名（第三六一号）

右の陳情は、新潟県道関川府屋線約十八キロ中、未改良約十キロについては国庫補助事業として昭和二十五年度局部改良、二十六年度より全改良工事を実施中であるが、二十七年度以降これを継続し予算を増額して、すみやかに本工事を完成し、沿線の林、鉱資源の開発に資するとともに、本事業に積極的に協力する地元民の熱烈な要望を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道北中府屋線中継府屋線改良工事促進に関する陳情

陳情者　新潟県岩船郡大川谷村長　増子賢良外六名（第三六二号）

右の陳情は、府県道北中府屋線中継府屋線の沿線は木材および薪炭の主産地であるが、牛馬車によつてかろうじて搬出する現状であるから、国庫補助により改良工事を実施し、自動車道路とするとともに、昭和十五年以来数次の大水害により道路、橋の損傷がはなはだしいから、公共事業費を増額して、すみやかに災害復旧工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県西小沢村地内里川橋を永久橋に架替の陳情

陳情者　茨城県久慈郡太田町長　伊村安四郎外二十名（第三七〇号）

右の陳情は、茨城県久慈郡太田町より同郡久慈町を経て福島県に通ずる県道の中、同郡西小沢地内を貫流する里川に架る里川橋は、腐朽がはなはだしい上に幅員が狭いので自動車等通過の場合は動揺はげしく危険な状態にあるから、すみやかに本橋を永久橋に架け替えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富山県高岡市、石川県志雄町間道路改良工事促進に関する陳情

陳情者　富山県高岡市長　南慎一郎外四名（第三九一号）

右の陳情は、富山県高岡市より石川県羽咋町に通ずる道路中、高岡市国吉と氷見郡仏生寺村との中間にある標高百三十メートル長さ百十メートルの通称つづらトンネルの難所があるため、沿線住民の悩みのたねとなつているから、地方産業開発のため、同所のトンネル掘下げと幅員拡張工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北地方冬期交通確保に国庫助成の陳情

陳情者　宮城県知事　佐々木家寿治外七名（第六四〇号）

右の陳情は、積雪寒冷単作地帯の振興対策として、昭和二十六年三月法律第六十六号をもつて積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法が公布施行されたが、更にこれと一環して東北地方積雪地帯における冬期の防雪、降雪のため、交通防雪措置および除雪機械の購入、運転費用について国庫助成の方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

砂利道補修工事費国庫補助増額に関する陳情

陳情者　宮城県知事　佐々木家寿治外七名（第六五四号）

右の陳情は、戦後の荒廃した道路は、マ司令部覚書の道路整備計画により一応軌道に乗つた観があるが、最近の大型車両増加と交通量激増によつて、地方公共団体の財政のみでは現況を保持できない状態にある。しかるに政府は、明年度より砂利道補修費の大幅減額を考えている由であるが、かくては復興途上の道路は重大危機に陥るから、従来通りの予算を計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

道路補修事業費国庫補助増額に関する陳情

陳情者　京都府庁内京都府道路利用者協会内　宮内熊太郎外一名（第六八八号）

右の陳情は、国道十八号線は、京都市において国道二号線より分岐し、丹波、丹後地方の枢要都市を経て日本海沿岸の各都市を結び下関市に達する国道である。しかるに京都府内百九キロの区間中老坂峠附近の四・二キロ観音峠附近の五・三キロを除く大部分が未改良であるため、同線の持つ産業重要使命の達成が困難な実情にあるから、すみやかに同線の残部改良工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道十八号線改良工事促進に関する陳情（二通）

陳情者　京都府知事　蜷川虎三外一名（第六八八号）

右の陳情は、昭和二十三年度以来道路の改修工事は国庫の補助により逐次行われつつある際、二十七年度より本事業の補助額を削減するよしであるが、かくては地方財政窮乏の折柄、地方費による道路の維持は期し難く、ひいては産業の復興をはばみ、民生安定上憂慮に堪えないから、昭和二十七年度予算編成に際しては道路改修の重要性に鑑み、国庫補助を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意

これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道十四号線を国道として存置するの陳情

陳情者　長野県議会議長　片桐知従（第七五〇号）

右の陳情は、今回道路法改正により、長野県を通過する国道十四号線は、国道として格付を除外されると内定した由であるが、本路線の重要性にかんがみ、この際是非とも現行通り国道として存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

道路補装漸設費国庫補助増額等に関する陳情

陳情者　長野県知事　林虎雄外一名（第八八四号）

右の陳情は、長野県内国府県道総延長約四千キロの内自動車通行可能延長約三千七百キロあり、この内補装延長約七十キロに過ぎない状況で最近の自動車交通の大型化、重量化に対して砂利道では維持できない区間が急激に増加している現状であるから、昭和二十七年度において建設省直轄事業または補助公共事業として特に増額施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

道路の整理改善等促進に関する陳情

陳情者　京都府議会議長　北村平三郎（第九二五号）

右の陳情は、わが国における道路は、未補装道路が多く、かつ交通機関の目覚しい発達によつて、道路の破損はいよいよはなはだしく、輸送力の減殺に産業経済の面に大きな影響をおよぼしているから、道路の整備改善と路面の恒久補装化をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

県道飯田和田線改良工事施行に関する陳情

陳情者　長野県下伊那郡上久堅村長　吉地金喜（第九二七号）

右の陳情は、県道飯田和田線は、長野県と静岡県を結ぶ唯一の道路で、両県の物資交流上極めて重要な使命を持つている。しかるにその路面は自然のままに放置されており、とりわけ長野県上久堅野村から和田村に至る約五里の間は、人馬の通行も困難な状態であるから、沿線奥地の大森林や地下資源を開発するとともに同地方の文化向上のため、同線の改良工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道十一号線中高岡市、石動町間改良工事促進に関する陳情

陳情者　富山県高岡市議会議長　牧野貞次郎（第九八三号）

右の陳情は、国道十一号線は、富山石川の両県を結ぶ交通動脈であるが、同線中の高岡石動間は、昭和二十四年以降ほとんど修理されていないうえ、幅が狭く、屈曲が多いため、その重要使命達成にいちじるしい支障を与えているから、国道十一号線中高岡市、石動町間の改良工事をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

県道中津名古屋線改良工事施行等に関する陳情

陳情者　岐阜県知事　武藤嘉門外五名（第一〇三九号）

右の陳情は、県道中津名古屋線改良工事は、昭和二十五年着工以来現在も継続されているにかかわらず工事は遅々として進まず、その完成に長年月を要することを憂えられていたのであるが、今国会提出の道路整備法案により、本道路改修が抱括されることにより実現の光明を認めその実施を熱望している次第であるから、本法案の国会通過に対し善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

道路整備特別措置法制定促進に関する陳情

陳情者　岐阜市長　東前豊外五名（第一〇三八号）

陳情者　東京都港区海岸通一ノ二五全国道路利用者会議内　廣川弘禪（第一〇六二号）

右の陳情は、衆議院において政府原案通り可決された道路整備法案は、参議院においてはその一部を修正するよしであるが、道路の改修による輸送力の増大と費用の低額はよく有料賃金を補うて余りあるのは明白な事実であるから、本法案を原案通り可決の上、すみやかに実施せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年六月五日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会陳情審査報告書第四号

道路整備特別措置法制定促進に関する陳情

第一〇三八号　岐阜市長　東前豊外五名提出

第一〇六二号　東京都港区海岸通一ノ二五全国道路利用者会議内　廣川弘禪提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十七年六月五日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

一議院の会議に付するを要するもの。

第六四号　広島県沿海地盤沈下対策に関する陳情

第九八号　大分県下のルース台風災害復旧に関する陳情

第一〇〇号　七北田川改修工事促進に関する陳情

第一〇一号　東北および北海道の災害復旧事業促進に関する陳情

第一一七号　京都府砂防事業費国庫補助増額に関する陳情

第二七五号　庄川改修工事促進に関する陳情
第二七七号　利根川護岸工事施行に関する陳情
第三八九号　砂防事業費国庫補助増額に関する陳情
第三九〇号　祖父川改修工事施行に関する陳情
第四〇八号　天野川改修工事施行に関する陳情
第四二五号　防火建築帯造成促進に関する陳情
第五八一号　十勝沖地震による災害復旧の陳情
第八八五号　公営住宅建設費国庫補助に関する陳情
第一一五七号　災害復旧国庫負担金交付に関する陳情
第一一六〇号　住宅対策に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月十二日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会陳情特別報告第五号

広島県沿海地盤沈下対策に関する陳情
第六四号　広島県庁地方課内広島県町村会内　荒川竜雄提出
大分県下のルース台風災害復旧に関する陳情
第九八号　大分県議会議長　岩崎貢提出
七北田川改修工事促進に関する陳情
第一〇〇号　宮城県議会議長　今野貞亮外一名提出
東北および北海道の災害復旧事業促進に関する陳情
第一〇一号　宮城県知事　佐々木家寿治提出
京都府砂防事業費国庫補助増額に関する陳情
第一一七号　京都府議会議長　北村平三郎提出
庄川改修工事促進に関する陳情
第二七五号　富山県高岡市長　南慎一郎外八名提出
利根川護岸工事施行に関する陳情
第二七七号　群馬県群馬郡東村長　小野里房治外十九名提出
砂防事業費国庫補助増額に関する陳情
第三八九号　京都府議会議長　北村平三郎提出
祖父川改修工事施行に関する陳情
第三九〇号　富山県高岡市長　南慎一郎提出
天野川改修工事施行に関する陳情
第四〇八号　大阪府枚方市長　寺島宗一郎外十二名提出
防火建築帯造成促進に関する陳情
第四二五号　東京都中央区銀座西三ノ一建築会館内都市不燃化同盟会内　高橋龍太郎外四名提出
十勝沖地震による災害復旧の陳情
第五八一号　北海道議会議長　蒔田余吉提出
公営住宅建設費国庫補助に関する陳情
第八八五号　長野県知事　林虎雄外一名提出
災害復旧国庫負担金交付に関する陳情
第一一五七号　山形県議会議長　加藤富之助外七名提出
住宅対策に関する陳情
第一一六〇号　東京都港区芝虎ノ門八城南ビル内社団法人日本住宅協会長　藤山愛一郎提出

右十五件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月十二日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

広島県沿海地盤沈下対策に関する陳情

陳情者　広島県庁地方課内広島県町村会内　荒川竜雄（第六四号）

右の陳情は、数年来広島県沿海に地盤沈下を生じ、年々台風季には関係地方民は社会生活の不安におびやかされ、また護岸、堤防、道路、港湾等の公共施設は浸しょくされ危険な状態にあるが、これが対策費は貧弱なる町村財政では負担にたえないから、全額国庫助成による対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県下のルース台風災害復旧に関する陳情

陳情者　大分県議会議長　岩崎貢（第九八号）

右の陳情は、大分県は台風災害常例県として過去三十年間にすでに六十余回の台風禍を受け、ことに今次のルース台風による被害は本県始まつて以来かつてない大災害をこうむるに至つた。このような災害県に対しては北海道あるいは東北に対し、特殊の開発あるいは振興施策がなされるように法によつて特別の救済策が講ぜられて然るべきものと思われるから、（一）災害復旧継ぎ資金の増額ならびに急速交付、（二）災害復旧国庫補助金の大幅増額、（三）災害地特別救助法の制定等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

七北田川改修工事促進に関する陳情

陳情者　宮城県議会議長　今野貞亮外一名（第一〇〇号）

右の陳情は、宮城県多賀町の西、仙台市との境を流れている七北田川は、流域地方のかんがい、飲料その他重要な役割を果しているが、近年上流水源地の森林伐採のためか、しきりにこう水に見舞われ、その都度人家、耕地等にじん大な被害を受けている。現在下流より逐次全面的改修を施行し、右岸仙台市上田子附近はすでに完了の域に達しているから、対岸の木町新田地域分についても改修工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北および北海道の災害復旧事業促進に関する陳情

陳情者　宮城県知事　佐々木家寿治（第一〇一号）

右の陳情は、現在国の災害復旧事業に対する認証の時期および認証率はとかく全国一率的な取扱いであるが東北、北海道のごとき降雪と翌春の融雪被害を考慮せられ認証時期を年度内しゅん工を目途として早期にされるとともに、災害復旧の認証を発生初年度にとくに重点を置かれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府砂防事業費国庫補助増額に関する陳情

陳情者　京都府議会議長　北村平三郎（第一一七号）

右の陳情は、昭和二十四年のヘス

ター台風、昭和二十五年のジェーン台風および昭和二十六年の水害により、京都市周辺部を中心に府下全域にわたる未曾有の大惨害をこうむつたので砂防事業の必要性が痛感せられているが、本府の地勢、地質および水源、山地の荒廃状況にかんがみ緊急かつ大幅な施工を必要とするにかかわらず、極度に窮迫せる本府財政では本事業の施工は極めて困難な状態であるから、本事業費の国庫負担を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

庄川改修工事改修に関する陳情

陳情者　富山県高岡市長　南慎一郎外八名（第二七五号）

右の陳情は、富山県西北部に源を発し、礪波平野を北流して日本海に注ぐ庄川は、水害で知られているが、昭和十五年度より施行された建設省直轄改修工事は、戦争のため休止状態になり、同川の荒廃はいつ不測の大事を発生するやも知れぬ危険な状態にあるから、沿岸二市、二郡、三十箇町村の民生安定と食糧増産の見地より、庄川改修工事の促進を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

利根川護岸工事施行に関する陳情

陳情者　群馬県群馬郡東村長　小野里房治外十九名（第二七七号）

右の陳情は、群馬県佐波郡芝根村より北群馬郡渋川町地内吾妻川合流点までの利根川沿岸地帯の町村は、昭和二十二年以来、毎年襲う台風によつて田、畑、宅地等にじん大な被害を受けているから、民生安定のために、同箇所を建設省直轄工事区域に編入の上、すみやかに護岸工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

砂防事業費国庫補助増額に関する陳情

陳情者　京都府議会議長　北村平三郎（第三八九号）

右の陳情は、昭和二十四年のヘスター台風、同二十五年のジェーン台風、同二十六年の水害と相次ぐ災害によつて、京都府の砂防事業は緊急性と規模を増大しているが、府財政は極度に窮乏しているため、府費のみによつて施行することは困難な状態にあるから、砂防事業費の国庫補助を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

祖父川改修工事施行に関する陳情

陳情者　富山県高岡市長　南慎一郎（第三九〇号）

右の陳情は、祖父川は、その源を庄川に発し、かんがい用水として東西両礪波郡のよく野をかん流し、下流は高岡市西部を流れて小矢部川に合流している延長二十五キロ余の重要河川であるが、流域は一帯の低地帯に加えて河形が蛇曲しているため、少量の降雨でもはん濫し、沿岸地帯に重大な脅威を与えているから、すみやかに本川改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

天野川改修工事施行に関する陳情

陳情者　大阪府枚方市長　寺島宗一郎外十二名（第四〇八号）

右の陳情は、天野川は奈良県生駒郡の山間に発し、枚方市地域をへて淀川に入る延長約十五キロの河川であるが、堤防は貧弱で護岸においては全くみるべきものなく、ジェン台風およびケート台風の豪雨の際は全く危険状態となつた。一たび本川の提防が決壊すれば水禍は大阪市内にまで及ぶ危険性があるから、同河川淀川合流点一キロ余が建設省によつて提防補強工事が施行されつつあるとき、その上流約四キロの間も是非とも改良補強工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

防火建築帯造成促進に関する陳情

陳情者　東京都中央区銀座西三ノ一建築会館内都市不燃化同盟会内　高橋龍太郎外四名（第四二五号）

右の陳情は、防火建築帯の造成を促進するため、(一)防火建築地帯内における被助成建築物および補助しない耐火建築物は、既存新築を問わず固定資産税を木造なみに軽減すること、(二)住宅金融公庫融資による同地帯内の耐火建築物に対しても補助の対象とすること、(三)土地の所有権ならびに建築物の所有を目的とする地上権者等が公益に資するため、助成を受けて共同の耐火建築物を建築しようとするとき、これに支障を与えるものに対しては土地収用を行うこと、(四)火災の危険の多い都市に対しては指定をするか政府の補助率を増額するかの方法をとること、(五)防火地帯外の学校、病院、公会等の公共建築物を不燃化すること等の措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

十勝沖地震による災害復旧の陳情

陳情者　北海道議会議長　蒔田余吉（第五八一号）

右の陳情は、今次の十勝沖地震は、開発途上にある北海道に大損害を与えたので、災害復旧のため目下各方面の協力を得て応急対策に全力をつくし、民心の安定を図りつつあるが、被害が広範囲にわたるため被害の増大が予想されているから、すみやかに復旧対策を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公営住宅建設費国庫補助に関する陳情

陳情者　長野県知事　林虎雄外一名（第八八五号）

右の陳情は、講和條約の発効とともに国土再建に急を要する政策は多いが、特に民生安定と生産力増強の基盤となる住宅問題の解決は刻下の急務と考え、長野県においては鋭意その解決に努力しているのであるが、人口の増加、災害による損傷、老朽による倒壊等によつて現在四万五千世帯が住宅難に悩んでいる実情であるから、これが解決を期するよう昭和二十七年度の実施計画をたてたから、公営住宅国庫補助の割当について特段の考慮を払われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害復旧国庫負担金交付に関する陳情

陳情者　山形県議会議長　加藤富之助外七名（第一一五七号）

右の陳情は、昭和二十七年度における政府の災害復旧国庫負担金交付方針は二十六年度発生災害事業に重点をおいて割り当てるよしであるが、かくては、過年度災害の残工事に対して目下の地方財政状況では施行不可能となり、地方の振興上また国土の保全上重大事案であるから、過去の災害に対する起債の未決分および工事復旧未済等についてすべて考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

住宅対策に関する陳情

陳情者　東京都港区芝虎ノ門八城南ビル内社団法人日本住宅協会長　藤山愛一郎（第一一六〇号）

右の陳情は、講和独立の喜びを得た今日なお、国民生活の基盤である住宅の問題は依然深刻を極めているから、抜本的住宅対策を確立してこれが実施を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会陳情審査報告書第五号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一〇四号　東北興業株式会社振興に関する陳情

第五九九号　地方自治体に対する住宅金融公庫融資等の陳情

第六三八号　渉外労務管理委託事務費国庫補助増額に関する陳情

第六五〇号　住宅金融公庫の融資等に関する陳情

第九〇六号　住宅金融公庫法中一部改正に関する陳情（二通）

第一一五八号　接収解除建物の補償に関する陳情

第一二〇四号　北九州新国道工道再開に関する陳情

第一二一六号　利根川総合開発促進に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月十七日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会陳情特別報告第六号

東北興業株式会社振興に関する陳情

第一〇四号　宮城県議会議長今野貞亮外一名提出

地方自治体に対する住宅金融公庫融資等の陳情

第五九九号　新潟市議会議長小島喜蔵提出

渉外労務管理委託事務費国庫補助増額に関する陳情

第六三八号　宮城県知事　佐々木家寿治外七名提出

住宅金融公庫の融資等に関する陳情

第六五〇号　福岡県知事　杉本勝次提出

接収解除建物の補償に関する陳情

第一一五八号　山形県議会議長　加藤富之助外七名提出

北九州新国道工事再開に関する陳情

第一二〇四号　福岡県知事　杉本勝次外五名提出

利根川総合開発促進に関する陳情

第一二一六号　東京都議会議長　斎藤清亮外七名提出

右七件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月十八日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

東北興業株式会社振興に関する陳情

陳情者　宮城県議会議長　今野貞亮外一名（第一〇四号）

右の陳情は、東北興業株式会社は、創立以来東北振興の中枢機関として、戦前戦後を通じて、国内経済激変の間に処して、よくその使命達成に努力してきたが、当社に対する政府の施策は積極性を欠き、国策会社たる当社の使命達成に困難を生じるばかりでなく、その経営は益々圧迫され、遂には再建の方途をも失う状態にあるから、これが打開のため、(一)政府の当社に対する明確なる指針、(二)電源開発事業の根幹をなす水利権の附与、(三)政府の補給金制度の復活ならびに社債に対する保証の再開等適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方自治体に対する住宅金融公庫融資等の陳情

陳情者　新潟市議会議長　小島喜蔵（第五九九号）

右の陳情は、住宅金融公庫の融資の対象は、現行法では個人に限られているが、伝えられるように地方自治体もその融資を受けられるとすれば、極めて困難なる住宅問題の解決も促進され、ひつ迫を告げている地方自治体の財政確立の一助となることは必定であるから、これがすみやかなる実現を図られるとともにその融資の対象が都市の大小、戦災、非戦災の制限を附さないよう取り計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

渉外労務管理委託事務費国庫補助増額に関する陳情

陳情者　宮城県知事　佐々木家寿治外七名（第六三八号）

右の陳情は、本来国の業務である渉外労務管理委託事務費予算は、当然全額国庫負担すべきものであるにかかわらず、年々一、五割から二割余の過重な追加負担を地方自治体に負わしめている実情であつて誠に不合理

であるから、今後本業務の円滑な運営を確保するため、地方の実状による予算単価の適正改善方をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

住宅金融公庫の融資等に関する陳情

陳情者　福岡県知事　杉本勝次

（第六五〇号）

右の陳情は、国力復興の重要な基盤である国民の住宅問題解決については公営住宅法の制定または住宅金融公庫法による融資等によつてそれぞれ措置せられているが、一は建設戸数が少く他は利用に相当のあい路があつて切実に住宅を望む勤労者階級層への均てん率は極めて低位であるから、これが打開のため、住宅金融公庫の融資、賃貸住宅の賃貸料等について適当な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

接収解除建物の補償に関する陳情

陳情者　山形県議会議長　加藤宮之助外七名（第一一五八号）

右の陳情は、特別調達庁が連合軍用に接収した建物は、逐次解除されつつあるが、右建物の復旧に対する補償価格が低いため、建物所有者は復旧不能となり、住宅としても使用し得ず放置している現状であるから、充分な補償を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北九州新国道工事再開に関する陳情

陳情者　福岡県知事　杉本勝次外五名（第一一〇四号）

右の陳情は、北九州地方は、わが国三大工業地帯の一を形成し、ことにその威容を誇る臨海工業地帯は、わが国産業の基盤として重要性を加えている。また門司、小倉、戸畑、八幡等の各港はわが国最大の出入船舶と貨物取扱量を有し、工業地帯として洋々たる前途を示している。しかるに本地域における唯一の幹線道路は、国道二号線のみであり、最近いちじるしく増大した陸上輸送に応じきれず、この地帯の生産に重大な障害を与えているから、一部着工のまま戦争によつて中止されている臨海工業地帯と港湾を一貫する新国道の建設工事を再開せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

利根川総合開発促進に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　斎藤清亮外七名（第一一一六号）

右の陳情は、利根川の水害を根絶して水利を開発しもつて社会福祉の増進に寄与するため、利根川総合開発を促進する法令をすみやかに制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書

住宅金融公庫法中一部改正に関する陳情（二通）

陳情者　福岡県議会議長　田中保蔵外一名（第九〇六号）

右の陳情は、住宅金融公庫の融資目的は、一般の金融機関が供給することのできない長期低利資金を融通することにあるが、現行の利息、償還年限等は、同制度の趣旨に遠いものであるから、利息を普通郵便貯金以下に、償還年限は木造三十年、鉄筋五十年に、それぞれ引き下げあるいは延長するとともに、産業会社の社宅建設に対しても公庫資金を融通するよう住宅金融公庫法の一部を改正せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年六月　日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

文部委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一六二八号、第一七八二号

学校教科書制度合理化に関する請願

第一六六一号、第二一六四号、第二一八八号　積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する請願

第一六七三号、第一七五九号、第一八三五号、第一八五一号、第一九二四号、第一九六八号、第二〇〇六号、第二〇二〇号、第二〇六三号、第二〇八四号、第二一九五号、第二四〇八号、第二四七二号、第二五五六号　義務教育費国庫負担法制定に関する請願

第一八五二号　高山祭および屋台保存に関する請願

第一九〇七号　東京都西府村教育環境整備に関する請願

第一九四五号　積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設促進に関する請願

第一九七三号　老朽校舎改築費国庫補助等に関する請願

第一九八七号　岩手県盛岡中学校建築費国庫補助に関する請願

第二一九〇号　学校給食継続実施に関する請願

第二三七一号　富山大学経済学科を学部に昇格独立の請願

第二三九六号　公開映画に関する請願

第二四五九号　鹿児島県十島村内小中学校児童生徒に教科用図書給与に関する請願

第二四八五号　文部省特殊教育課設置に関する請願

第二四九四号　東京芸術大学音楽学部校舎改築に関する請願

第二五八八号、第二七八八号　福島大学に保健体育学科設置の請願

第二七六二号　東京水産大学校舎返還に関する請願

第二七八九号　高等学校定時制教育に関する請願

第二七九〇号　幼稚園教員の待遇改善に関する請願

第二八三〇号　岩手県松尾村立中学校講堂建設費国庫補助に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月十九日

文部委員長　梅原　眞隆

参議院議長佐藤尚武殿

文部委員会請願特別報告第二号

学校教科書制度合理化に関する請願

第一六二八号　福島県議会内　伊藤幟提出

第一七八二号　福島県議会事務局内　大竹作摩提出

積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する請願

第一六六一号　岩手県議会議長　村上順平提出

第二一六四号　島根県庁内教育委員会内　藤島吾郎外七十八名提出

第二一八八号　島根県松江市長　熊野英外七十七名提出

義務教育費国庫負担法制定に関する請願

第一六七三号　大阪市天王寺区勝山通一ノ二二七　藤井すゑ提出

第一七五九号　大分県玖珠郡玖珠町大分県教育庁玖珠郡出張所内　石川正直外百九十四名提出

第一八三五号　福岡県築上郡三毛門村長　小路太外三百二名提出

第一八五一号　福岡県戸畑市牧山小学校内　中村行利外十八名提出

第一九二四号　福岡県三井郡北野町今山　稙原睦雄外四十名提出

第一九六八号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

第二〇〇六号　長崎県議会議長　岡本直行提出

第二〇二〇号　福岡県粕屋郡志免町志免第一小学校内　富田進外二十九名提出

第二〇六三号　福岡県若松市深町小学校内　古野武雄外二百九十六名提出

第二〇八四号　福岡県遠賀郡香月町　安永敏男外八十六名提出

第二一九五号　福岡県嘉穂郡穂波村忠隈礦金吹町　榊義治外五百二名提出

第二四〇八号　福岡県戸畑市牧山小学校内　中村行利外三百名提出

第二四七二号　福岡県山門郡三橋村　松尾幹治外五十七名提出

第二五五六号　東京都中央区槇町一昭和小学校内全国図書館協議会内　阪本一郎提出

高山祭および屋台保存に関する請願

第一八五二号　岐阜県高山市川原町五六高山屋台保存会内　川上辰彦外三名提出

東京都西府村教育環境整備に関する請願

第一九〇七号　東京都北多摩郡西府村西府第二都営住宅内　大木春夫外三百名提出

積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設促進に関する請願

第一九四五号　北海道小樽市議会議長　岩谷静衛提出

老朽校舎改築費国庫補助等に関する請願

第一九七三号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

岩手県篠木中学校建築費国庫補助に関する請願

第一九八七号　岩手県岩手郡滝沢村長　沢村三次郎外一名提出

学校給食継続実施に関する請願

第二一九〇号　長野県北佐久郡岩村田町　中沢栄助外百十九名提出

富山大学経済学科を学部に昇格独立の請願

第二三七一号　富山県知事　高辻武邦外一名提出

公開映画に関する請願

第二三九六号　愛知県碧南市大字鷲塚字二本木東海民生婦人社内　内田あぐり外千五百四十名提出

鹿児島県十島村内小中学校児童生徒に教科用図書給与に関する請願

第二四五九号　鹿児島市山下町　鹿児島県教育委員会内　井上春夫提出

文部省特殊教育課設置に関する請願

第二四八五号　東京都文京区雑司ヶ谷町一二〇東京教育大学雑司ヶ谷分校内　松野憲治提出

東京芸術大学音楽部校舎改築に関する請願

第二四九四号　東京都台東区上野公園東京芸術大学内東京芸術大学音楽部同声会内　小松耕輔外一名提出

福島大学に保健体育学科設置の請願

第二五八八号　福島市福島大学内　西沢喜洋芽提出

第二七八八号　福島県議会議長　運沼龍輔提出

東京水産大学校舎返還に関する請願

第二七六二号　神奈川県横須賀市久里浜東京水産大学自治会内　高橋武伸外五百七十二名提出

高等学校定時制教育に関する請願

第二七八九号　京都市中京区西京伯楽町四全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎外百四十八名提出

幼稚園教員の待遇改善に関する請願

第二七九〇号　東京都千代田区神田一ッ橋一ノ九教育会館内　日本教職員組合幼稚園部内　落合豊子外八百名提出

岩手県松尾村立中学校講堂建設費国庫補助に関する請願

第二八三〇号　岩手県岩手郡松尾村長　藤根順衛提出

右三十六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月十九日

文部委員長　梅原　眞隆

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

学校教科書制度合理化に関する請願

請願者　福島県議会内　伊藤幟（第一六二八号）

請願者　福島県議会事務局内　大竹作摩（第一七八二号）

右の請願は、検定教科書発足以来新教育理念に即する優秀教科書が出版されるようになつたことは、喜びにたえないが、近時その種類を増すとともに価格も高騰の一途をたどり遂に新学年度は多数の購入不能者を義務教育就学中から出したことは、憂慮に堪えないところである。これは、現状のまま放置し得ない重大な社会問題と考えられるから、政府はすみやかに従来の検定方針を改め、基準を厳格にしてその類別を減じ販売価格引下げについて適切な施策を講じ、もつて義務教育における教育書負担の軽減を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第一六六一号）

請願者　島根県庁内教育委員会内　藤島吾郎外七十八名（第二一六四号）

請願者　島根県松江市長　熊野英外七十七名（第二一八八号）

右の請願は、積雪寒冷地方における屋内運動場の建設は、児童生徒の教育保険、衛生上はもとより校舎保全の上からも一日も放置できない重要問題であつて一般教室の必要性に比しても決して劣るものではないから、昭和二十七年度中に屋内運動場建設に要する費用の半額に相当する補助金を認められるとともに積雪寒冷地帯における義務設置学校の屋内運動場建設促進臨時措置法をすみやかに制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

義務教育費国庫負担法制定に関する請願

請願者　大阪市天王寺区勝山通一ノ二二七　藤井すゑ（第一六七三号）

請願者　大分県玖珠郡玖珠町大分県教育庁玖珠郡出張所内　石川正直外百九十四名（第一七五九号）

請願者　福岡県築上郡三毛門村長　小路太外三百二名（第一八三五号）

請願者　福岡県戸畑市牧山小学校内　中村行利外十八名（第一八五一号）

請願者　福岡県三井郡北野町今山　楢原睦雄外四十名（第一九二四号）

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第一九六八号）

請願者　長崎県議会議長　岡本直行（第二〇〇六号）

請願者　福岡県粕屋郡志免町志免第一小学校内　富田進外二十九名（第二〇一〇号）

請願者　福岡県若松市深町小学校内　古野武雄外二百九十六名（第二〇六三号）

請願者　福岡県遠賀郡香月町安永敏男外八十六名（第二〇八四号）

請願者　福岡県嘉穂郡穂波村忠隈礦金吹町　棒義治外五百二名（第二一九五号）

請願者　福岡県戸畑市牧山小学校内　中村行利外三百名（第二四〇八号）

請願者　福岡県山門郡三橋村松尾幹治外五十七名（第二四七二号）

請願者　東京都中央区槇町一昭和小学校内全国学校図書館協議会内　坂本一郎（第二五五六号）

右の請願は、義務教育は、憲法上の重要な国民の権利でありまた義務であつて、一定の規模と内容とを充実することは国の重大なる責務であるから、義務教育費に対して国庫負担制度の法律を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高山祭および屋台保存に関する請願

請願者　岐阜県高山市川原町五六高山屋台保存会内　川上辰彦外三名（第一八五二号）

右の請願は、高山祭および屋台は、奈良朝以来その名をうたわれた飛弾匠によつて建築彫刻の粋を発揮し、これに加えて京都西陣あるいは舶来古渡りの芸術品によつて完成された古典文化の遺跡で、近年国際的にも驚異として認められている国宝的文化財であるが、修理不完全のためいちじるしく損傷しているから、これら貴重な文化財の維持保存について国庫補助を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都西府村教育環境整備に関する請願

請願者　東京都北多摩郡西府村西府第二都営住宅内　大木春夫外三百名（第一九〇七号）

右の請願は、東京都西府村所在の都営住宅約二百戸の居住者は、大部分俸給生活者であるが、最近同住宅地の入口ともいうべき場所に、二階建百五十坪の吟風荘が建てられ、しかも同建物の買主は、外貨獲得という名目で外国人の社交機関を経営するとのことであるが、その附近は一般勤労者の住宅並びに国立文教地区に接している、このようなところに特殊旅館が経営されることは、教育環境上大きな弊害があるから、実情を調査の上善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設促進に関する請願

請願者　北海道小樽市議会議長　岩谷静衛（第一九四五号）

右の請願は、積雪寒冷地帯における屋外運動場使用不能期間は、北海道においては六箇月の長期にわたり、教育および児童生徒の保健体育に憂慮すべき影響を与えているから、当該地帯の屋内運動場の急速な建設促進を図るため、国の財政的援助を保証する臨時措置法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

老朽校舎改築費国庫補助等に関する請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第一九七三号）

右の請願は、学制改革、学区制再編成は教育民主化のために顕著なる成果を収め得たが、窮迫した地方財政下において強行せられたためなお幾多の困難な問題があり、ことに教室不足のためすでに使用名数を過ぎた老朽校舎、戦災校舎の修繕、改築、対震、対火等の災害事故防止等は現下教育施設の急務であるから、これら校舎に対する国庫補助および起債わくの拡大等万全の対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県篠木中学校建築費国庫補助に関する請願

請願者　岩手県岩手郡滝沢村長　沢村三次郎外一名（第一九八七号）

右の請願は、岩手県滝沢村篠木中学校建築については、昭和二十六年四月末の学校基本調査の際は独立中学校の計画がなかつたが、その後併置小学校の児童増加等によつて独立中学

校舎建築の必要を痛感しているから、本校を是非とも本年度の六・三制学校建築整備費国庫補助金の対象とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食継続実施に関する請願

請願者　長野県北佐久郡岩村田町中沢栄助外百十九名（第二一九〇号）

右の請願は、政府は二十七年度分学校給食補助金として二十四億余円を農林省予算に計上せるのみのよしであるが、これでは到底学校給食の持続は困難であるから、学校給食の重要性に鑑み、少くとも現状通りの給食が継続実施できるよう全額国庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富山大学経済学科を学部に昇格独立の請願

請願者　富山県知事　高辻武邦外一名（第二三七一号）

右の請願は、独立後の最も重要な課題は、産業および貿易の振興による経済力の充実であり、これが実現は高い経済的教養を具えた人材の養成にある。しかるに全国七十余の国立大学で経済学部を有するものはわずかに十三大学にすぎず、しかも地域的には極めて不合理な配置となつているから、日本海沿岸の中央に位して産業経済の中枢地をなす富山市にあつて、学術的諸施設も完備されている富山大学経済学科を学部に昇格独立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公開映画に関する請願

請願者　愛知県碧南市大字鷲塚字二本木東海民主婦人社内　内田あぐり外千五百四十名（第二三九六号）

右の請願は、去る昭和二十五年十二月六日愛知県碧南市神有配給所において強盗殺人事件があり、犯人は二十才の青年であつた。犯人の自白によれば、被害者には何の恨みもなかつたが強盗の犯行を見つかつたため殺害し、更に驚くべきは常に映画特に犯罪映画を好み、その夜も犯行前に「指名犯人」なる犯罪映画を見て証拠をのこさなければ完全に犯行をいん滅することができるとの示唆を与えられ強盗決行を促されたと係官に供述したことである。このように次代を背負うべき青少年をして堕落、犯罪に陥れるような映画の公開が営業の名のもとに許されていることは遺憾であるから、公開映画に社会の良心を失わしめないよう特段の配慮をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県十島村内小中学校児童生徒に教科用図書給与に関する請願

請願者　鹿児島市山下町鹿児島県教育委員会内　井上奉夫（第二四五九号）

右の請願は、鹿児島県十島村は、連合国の管理をはなれて本年二月から鹿児島県に所属復帰したが、政府の調査団の報告によつて明らかな通り、同村は極めてへきすうの地にあるため、文化的ならびに経済的環境極めて悪く教育上の問題も山積している。とりわけ教科書等は年度始めに注文して翌年の一、二月に届く実情で、教科書供給の不円滑は想像以上であるから、文化と経済的事情に恵まれない本村の義務制小中学校全児童生徒に対し、当分の間教科用図書ならびに学校給食を無償で給与せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

文部省特殊教育課設置に関する請願

請願者　東京都文京区雑司ヶ谷町一二〇東京教育大学雑司ヶ谷分校内　松野憲治（第二四八五号）

右の請願は、終戦後わが国特殊教育の重要性が認識せられその改革、充実、進展をみていることは喜ばしいことであるが、現在特殊教育の対象となる児童数は学齢児の二十二・二パーセントに当り、その実数は約二百八十万を占めている実情からみて、文部省における業務の分担形態は特殊教育の進展の遅滞をきたす虞があるから、今回の行政機構改革に際して現在の分担業務を一課に統合して一元業務の態勢を整えるよう、すみやかに特殊教育課を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京芸術大学音楽学部校舎改築に関する請願

請願者　東京都台東区上野公園東京芸術大学内東京芸術大学音楽学部同声会内　小松耕輔外一名（第二四九四号）

右の請願は、東京芸術大学音楽部は明治二十年東京音楽学校として発足以来六十余年を経過し、校舎は老朽かつ木造のため地震、台風、あるいは火災の際は、崩壊、全焼の危険があり、附属諸設備もまた現代の音楽教育には不充分のものが多いから、すみやかに本校舎改築の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島大学に保健体育学科設置の請願

請願者　福島市福島大学内　西沢喜洋芽（第二五八八号）

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔（第二七八八号）

右の請願は、保健体育は重要なるものであるが、保健体育科担当教官の現状を見るとき質的にまた量的に決して満足すべき状態ではないから、東北地区の保健体育教育の健全なる発展を図るとともに日本保健体育教育の健全なる発展を期するため福島大学に保健体育学科を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京水産大学校舎返還に関する請願

請願者　神奈川県横須賀市久里浜東京水産大学自治会内　高橋武仲外五百七十二名（第二七六二号）

右の請願は、講和條約も発効し、占領残務終了の七月二十八日も目前に迫つているにもかかわらず、東京水産大学東京校舎返還問題はなんらの進展も見られないままとなつているから、すみやかに校舎返還が実現するよう取り計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高等学校定時制教育に関する請願

請願者　京都市中京区西京伯楽町四全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎外百四十八名（第二七八九号）

右の請願は、高等学校定時制教育の振興策として、（一）定時制教育振興法をすみやかに制定すること、（二）定時制を独立校とすること、（三）分校校舎建設に対する起債の認可、（四）分校内容充実のため助成金を交付すること、（五）全国に定時制高校のモデルスクールを設置すること、（六）夜間大学を全国各県別に設置すること等のすみやかなる実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

幼稚園教員の待遇改善に関する請願

請願者　東京都千代田区神田一ツ橋一ノ九教育会館内日本教職員組合幼稚園部内　落合豊子外八百名（第二七九〇号）

右の請願は、幼児教育振興と幼稚園教育の身分確保、生活安定のために市町村立学校職員給与負担法の中に幼稚園教員を加えるよう本法の改正を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県松尾村立中学校講堂建設費国庫補助に関する請願

請願者　岩手県岩手郡松尾村長　藤根順衛（第二八三〇号）

右の請願は、岩手県松尾村立中学校講堂は目下工事施行中であるが、（一）雪寒地帯である本県のモデル校として屋内体操場兼講堂とするため、当初計画坪当り五万円を七万二千円に増額したこと、（二）校舎施設において引水費、電気設備費等百三十万の追加支出を必要とすること、（三）起債が認められず盛岡財務部より五百万の融資を受けている等村財政は極度に窮乏しているから、本村立中学校講堂建築に対し国庫補助の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

文部委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第八八八号、第九五七号、第九六一号、第九九〇号、第一〇四一号、第一一三四号、義務教育費国庫負担法制定に関する陳情

第九九一号　兵庫県明石市に国立天文博物館設置の陳情

第一〇八八号　博物館法の適用に関する陳情

第一一一六号　青森県川内中学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月十九日

文部委員長　梅原　眞隆

参議院議長佐藤尚武殿

文部委員会陳情特別報告第二号

義務教育費国庫負担法制定に関する陳情

第八八八号　福岡県浮羽郡浮羽町一五　野上堅五郎外十六名提出

第九五七号　福岡県糸島郡前原町　井上茂外三百五十二名提出

第九六一号　北海道議会議長　蒔田余吉提出

第九九〇号　福岡市福岡市立舞鶴中学校内　大島喜代一郎外五十名提出

第一〇四一号　福岡県若松市立第一中学校内　豊福久人外七十一名提出

第一一三四号　福岡県若松市深町小学校内　古野武雄外四十九名提出

兵庫県明石市に国立天文博物館設置の陳情

第九九一号　兵庫県議会議長　細見達蔵提出

博物館法の適用に関する陳情

第一〇八八号　京都市東山区大和大路七條京都国立博物館内関西博物館連盟内　望月信成提出

青森県川内中学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する陳情

第一一一六号　青森県三戸郡川内村長　大久保正夫外二名提出

右九件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月十九日

文部委員長　梅原　眞隆

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

義務教育費国庫負担法制定に関する陳情

陳情者　福岡県浮羽郡浮羽町一五　野上堅五郎外十六名（第八八八号）

陳情者　福岡県糸島郡前原町　井上茂外三百五十二名（第九五七号）

陳情者　北海道議会議長　蒔田余吉（第九六一号）

陳情者　福岡市福岡市立舞鶴中学校内　大島喜代一郎外五十名（第九九〇号）

陳情者　福岡県若松市立第一中学校内　豊福久人外七十一名（第一〇四一号）

陳情者　福岡県若松市深町小学校内　古野武雄外四十九名（第一一三四号）

右の陳情は、義務教育は、憲法上の重要な国民の権利でありまた義務であつて、一定の規模と内容とを充実することは国の重大なる責務であるから、義務教育費に対して国庫負担制度の法律を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県明石市に国立天文博物館設置の陳情

陳情者　兵庫県議会議長　細見達蔵（第九九一号）

右の陳情は、兵庫県明石市は、東経百三十五度日本中央標準時子午線の通過地としてすでに天測の結果通過点が確認されるに至つたが、子午線標識の建設はそれ自体重要なる意義をもつものではあるが、その教育的効果においては未だ十分でないから、この際その構想を拡大し、同計画を含む天文博物館を設立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

博物館法の適用に関する陳情

陳情者　京都市東山区大和大路七條京都国立博物館内関西博物館連盟内　望月信成（第一〇八八号）

右の陳情は、さきに施行された博物館法は、博物館美術館の発達のためには喜ぶべき法律であるが、地方都市ないし法人の経営する博物館等については、その実情に副わないものがあるから、（一）本法の適用を受ける機関と国立博物館との関係を明確にすること、（二）本法の適用機関は、教育委員会に所属外とすること、（三）専門職員たる学芸員については、現在の職員に無試験検定等の方法により資格を与えること等について考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森県川内中学校屋内運動場建築費国庫補助等に関する陳情

陳情者　青森県三戸郡川内村長　大久保正夫外二名（第一一六号）

右の陳情は、青森県川内中学校の屋内体操場の設置は体育上保健上喫緊を要するから、これに対する国庫補助と起債の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

農林委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六二八号　岡山県勝北地区総合かんがい排水事業費国庫補助に関する請願

第六七五号　国有林、民有林の境界確定に関する請願

第八一七号　吾妻山系かんがい用水除毒工事等に関する請願

第九三九号　開拓地の電気導入施設費国庫補助に関する請願

第九七五号　宮城県石森町外二箇村の排水機関設置に関する請願

第一〇三〇号　静岡県浜名郡北部の土地改良事業施行に関する請願

第一〇四九号　畜牛導入資金融資に関する請願

第一〇五〇号　国有林野払下げに関する請願

第一〇五二号　北海道弟子屈町の受電自家用施設費長期融資に関する請願

第一〇七五号、第一一二六号、第一一二七号　でん粉工業救済に関する請願

第一一一二号　高梁川千拓工事促進に関する請願

第一一五八号　積雪寒冷単作地帯振興に関する請願

第一二〇四号、第一二五〇号　でん粉工業救済に関する請願

第一三七一号　農林漁業資金融通法の貸付対象拡大に関する請願

第一三七八号　無家畜農家解消に関する請願

第一三八三号　和歌山県那賀郡内国有林野払下げに関する請願（七通）

第一四〇一号　農業改良普及員の定員確保に関する請願

第一四〇七号　国内産含みつ糖改良増産事業費国庫補助に関する請願

第一四三一号　大分県朝田村天提開拓道路完通に関する請願

第一四三七号　農業協同組合に対する長期低利資金融通の請願（三通）

第一四四〇号　野洲川水源地帯の治山事業に関する請願

第一五〇五号　繭生産費引上げに関する請願

第一五〇七号　産繭処理機構改善に関する請願

第一五四四号　農業委員会経費国庫補助増額に関する請願

第一五四五号　でん粉工業救済に関する請願

第一五六七号　米麦包装規格に関する請願

第一六四一号　宮城県亘理農業水利事業の国営に関する請願

第一六五八号　岩手県営防水ため池築設工事費国庫補助増額等に関する請願

第一六九四号　山口県高森町外二箇村所在の国有原野払下げに関する請願

第一七〇九号　北海道羊蹄山崩壊防災破防施設事業施行に関する請願

第一七四〇号　中国四国地方に国立園芸試験場設置の請願

第一八八〇号　岩手県滝沢村地内国有林払下げ等に関する請願

第一八八六号　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助等に関する請願

第一九二六号　蚕糸業振興に関する請願

第一九四八号、第一九九一号　農林漁業、有畜農家創設資金の融通に関する請願

第一九四九号　積雪寒冷単作地帯の農業振興促進等に関する請願

第一九六七号　千拓地の公共施設工事費等国庫補助に関する請願

第一九八二号　青果物団体に農林漁業特別融資等の請願

第一九八八号　岩手県大野村地内開拓地に開拓道路開設の請願

第一九九五号　農業施策の強化確立等に関する請願

第二一九九号　森林虫害防除に関する請願

第二三四〇号　宮崎県細島港に動植物検疫機関設置の請願

第二三五二号、第二三六九号　米食率引上げに関する請願（二通）

第二三七九号　桑葉発芽促進用肥料代金国庫補助等に関する請願

第二四一四号、第二四二一号　桑葉発芽促進用肥料代金国庫補助等に関する請願

第二四一五号　桑葉発芽促進用肥料代金国庫補助等に関する請願

第二四二二号　バターの輸入反対に関する請願

第二四二七号　桑葉発芽促進用肥料無償配付等に関する請願

第二四六三号　茨城県山根村の未墾地開拓に関する請願

第二四六八号　山形県亀井田村大浦、鷹巣両地内に開拓道路開設の請願

第二五五一号　部落農業団体育成強化に関する請願

第二七二一号　桑葉発芽促進用肥料代金国庫補助等に関する請願
第二七二三号　果樹園の凍霜害対策に関する請願
第二七二四号　凍霜による被害農家救済の請願
第二八一〇号　こんにやく生産農家保護に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月十八日

農林委員長　羽生　三七

参議院議長佐藤尚武殿

農林委員会請願特別報告第二号

岡山県勝北地区総合かんがい排水事業費国庫補助に関する請願
第六二八号　岡山県勝田郡広戸村長　斎藤魏外三十四名提出

国有林、民有林の境界確定に関する請願
第六七五号　香川県綾歌郡美合村大字川東三、〇四三　黒川久教提出

吾妻川系かんがい用水除毒工事等に関する請願
第八一七号　福島市長　佐藤元治提出

開拓地の電気導入施設費国庫補助に関する請願
第九三九号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

宮城県石森町外二箇村の排水機関設置に関する請願
第九七五号　宮城県登米郡石森町長　片倉正顕外十一名提出

静岡県浜名郡北部の土地改良事業施行に関する請願
第一〇三〇号　静岡県浜名郡北浜村長　雨宮文吉外二十名提出

畜牛導入資金融資に関する請願
第一〇四九号　北海道川上郡弟子屈町長　佐藤惣五郎外一名提出

国有林野払下げに関する請願
第一〇五〇号　北海道川上郡弟子屈町長　佐藤惣五郎外一名提出

北海道弟子屈町の受電自家用施設費長期融資に関する請願
第一〇五二号　北海道川上郡弟子屈町長　佐藤惣五郎外一名提出

でん粉工業救済に関する請願
第一〇七五号　長崎市桃島町又三五ノ一農村工業澱粉協会会長長崎支部内　八木正保外三十九名提出

第一一一六号　高知県高岡郡窪川町　田村正道提出

第一一二七号　熊本市南千反畑町三三熊本県販売購買農業協同組合連合会長　平川千吉提出

高梁川千拓工事促進に関する請願
第一一一二号　岡山県浅口郡連島町長　大野和一提出

積雪寒冷単作地帯振興に関する請願
第一一五八号　長野県下高井郡往郷村九七四　内藤正志提出

でん粉工業救済に関する請願
第一二〇四号　東京都千代田区丸ノ内丸ビル二階二六二区北海道販売農業協同組合連合会東京支所内　三浦満吉提出

第一二五〇号　愛知県豊橋市鴨田町一一福岡農業協同組合組合長　近藤博見外四十六名提出

農林漁業資金融通法の貸付対象拡大に関する請願
第一三七一号　北海道河東郡音更村長　神田柳助外一名提出

無家畜農家解消に関する請願
第一三七八号　札幌市北四條西一ノ一北海道指導農業協同組合連合会長代理副会長理事　幡野直次提出

和歌山県那賀郡内国有林野払下げに関する請願（七通）
第一三八三号　和歌山県那賀郡池田村長　杉本徳一郎外六名提出

農業改良普及員の定員確保に関する請願
第一四〇一号　鹿児島県議会議長　米山恒治提出

国内産含みつ糖改良増産事業費国庫補助に関する請願
第一四〇七号　鹿児島県鹿児島市山下町　鹿児島県熊毛郡糖業対策委員会内　西村健夫提出

大分県朝田村天提開拓道路完通に関する請願
第一四三一号　大分県国東郡朝田村長　広岩了外四名提出

農業協同組合に対する長期低利資金融通の請願（三通）
第一四三七号　山口県阿武郡弥富村農業協同組合長理事　日笠国正外二十名提出

野洲川水源地帯の治山事業に関する請願
第一四四〇号　滋賀県議会議長　堀江喜一提出

繭生産費引上げに関する請願
第一五〇五号　栃木県下都賀郡穂積村大字国府塚　横塚海一外千八百名提出

産繭処理機構改善に関する請願
第一五〇七号　東京都千代田区有楽町一ノ七全国繭懇話会内　小林靖司提出

農業委員会経費国庫補助増額に関する請願
第一五四四号　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出

でん粉工業救済に関する請願
第一五四五号　鹿児島市小川町　鹿児島県経済農協連合会内　猪俣貫一提出

米麦包装規格に関する請願
第一五六七号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

宮城県亘理農業水利事業の国営に関する請願
第一六四一号　宮城県亘理郡荒浜町長　菊地喜四郎外十七名提出

岩手県営防水ため池築設工事費国庫補助増額等に関する請願
第一六五八号　岩手県議会議長　村上順平提出

山口県高森町外二箇村所在の国有原野払下げに関する請願
第一六九四号　山口県玖珂郡高森町長　山本林之助提出

北海道羊蹄山崩壊防災砂防施設事業施行に関する請願
第一七〇九号　北海道虻田郡直狩村長　田端元外一名提出

中国四国地方に国立園芸試験場設置の請願
第一七四〇号　愛媛県知事　久松定武提出

岩手県滝沢村地内国有林払下げ等に関する請願
第一八八〇号　岩手県岩手郡滝沢村議会議長　沢目岩次郎外十八名提出

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助等に関する請願
第一八八六号　宮崎県延岡市長　仲田又次郎外八名提出

蚕糸業振興に関する請願
第一九二六号　長野県議会議長　片桐知従外十三名提出

農林漁業、有畜農家創設資金の融通に関する請願
第一九四八号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出

第一九九一号　福島県議会内　伊藤戦提出

積雪寒冷単作地帯の農業振興促進等に関する請願
第一九四九号　北海道小樽市議会議長　岩谷静衛提出

千拓地の公共施設工事費等国庫補助に関する請願
第一九六七号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

青果物団体に農林漁業特別融資等の請願
第一九八二号　松山市一番町愛媛県青果販売農業協同組合連合会会長　桐野忠兵衛提出

岩手県大野村地内開拓地に開拓道路開設の請願
第一九八八号　岩手県九戸郡大野村長　野田吉造提出

昭和二十七年七月三十一日　参議院会議録附録（その六）　審査報告書（第六十五号参照）

農業施策の強化確立等に関する請願

第一九九五号　長野県南長野南県町六八七長野県販売農業協同組合連合会内　田沢蚕時提出

森林虫害防除に関する請願

第二一九九号　北海道石狩国豊平町豊平森林愛護組合連合会内　小須田潤治提出

宮崎県細島港に動植物検疫機関設置の請願

第二三四〇号　宮崎県日向市長　三尾良次郎提出

米食率引上げに関する請願（二通）

第二三五二号　北海道札幌市北一條西四　佐古荘一外二万七千九百十六名提出

第二三六九号　鹿児島県肝属郡高隈村　石村治三次外一万六千四百五十名提出

桑葉発芽促進用肥料代金国庫補助等に関する請願

第二三七九号　盛岡市呉服町三四岩手県養蚕販売農業協同組合連合会長理事　佐川広提出

桑葉発芽促進用肥料代金国庫補助等に関する請願

第二四一四号　宮城県知事　佐々木家寿治提出

第二四二一号　仙台市北一番町一〇九宮城県蚕糸協会内　岡崎祐吾外九名提出

桑葉発芽促進用肥料代金国庫補助等に関する請願

第二四一五号　福島県庁内福島県養蚕販売農業協同組合連合会理事　佐藤善太外六名提出

バターの輸入反対に関する請願

第二四二二号　札幌市南七條西一五北海道酪農協会内　塩野谷平外一万四千三百名提出

桑葉発芽促進用肥料無償配付等に関する請願

第二四二七号　山形市旅籠町山形県養蚕販売農業協同組合連合会長　高橋熊次郎外三名提出

茨城県山根村の未墾地開拓に関する請願

第二四六三号　茨城県東茨城郡山根村大字木葉下　根本三雄外六名提出

山形県亀井田村大浦、鷹巣両地内に開拓道路開設の請願

第二四六八号　山形県北村山郡亀井田村長　青木秀男外三十二名提出

部落農業団体育成強化に関する請願

第二五五一号　滋賀県野洲郡北里村大字小田八一　今井熊五郎外七万二千五百三十八名提出

桑葉発芽促進用肥料代金国庫補助等に関する請願

第二七二一号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出

果樹園の凍霜害対策に関する請願

第二七二三号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出

凍霜による被害農家救済の請願

第二七二四号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出

こんにやく生産農家保護に関する請願

第二八一〇号　東京都千代田区大手町二ノ八全指連内全国こんにやく生産協会内　臼田一郎提出

右六十一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月十八日

農林委員長　羽生　三七

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

岡山県勝北地区総合かんがい排水事業費国庫補助に関する請願

請願者　岡山県勝田郡広戸村長　斎藤魏外三十四名（第六二八号）

右の請願は、岡山県勝田郡広戸村外九箇村にまたがる那岐山南ろく（通称日本原）の集団開拓適地六百三十町歩の開墾、およびこれに隣接する水田五百四十町歩の用水源として貯水池を築造して米麦の増産を図りたいのであるが、本事業は規模拡大の上、国土開発に関連し、かつ多大の経費を要し地元負担では到底実現困難であるから、国費により本事業の達成を図られたく、とりあえず昭和二十七年度において基本調査を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国有林、民有林の境界確定に関する請願

請願者　香川県綾歌郡美合村大字川東三、〇四三　黒川久教（第六七五号）

右の請願は、香川県綾歌郡美合村大字勝浦字横畑三、二八三番地所在の国有林と同所三、一六三番地および三、二七三番地所在の私有林との境界が判然としないため、種々の障害をきたしているから、証拠書類に基き境界を確定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

吾妻山系かんがい用水除毒工事等に関する請願

請願者　福島市長　佐藤元治（第八一七号）

右の請願は、吾妻山系に源を発する福島市を含む二十箇村の水田四千四百町歩をうるおす各河川は、吾妻火山の影響によりいずれも有毒水で酸性を帯び、かろうじてかんがい用水に使用しているため、用水不足と相まつて減収被害は逐年増大しているから、すみやかにこれが除毒工事と用水改良工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は調査の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

開拓地の電気導入施設費国庫補助に関する請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第九三九号）

右の請願は、開拓地の大部分は、近代文化の恩恵に浴することのできない僻遠の地にあるため、日常生活に欠くことのできない燈火にさえ苦しむ状態にあり、このような僻地に電気導入ができ得るならばその恩恵は燈火のみに止まらず、農作物の処理精製加工等の動力化も図られ、また娯楽施設のない開拓地にあつては唯一の慰安となるラジオの聴取もできるから、開拓地の電気導入施設費を国庫補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県石森町外二箇村の排水機関設置に関する請願

請願者　宮城県登米郡石森町長　片倉正顕外十一名（第九七五号）

右の請願は、宮城県の東北部に位する登米郡石森町、上沼村および岩手県永井村の一町二箇村地区は、北上川と迫川とに挟まれた部落や丘の点在する複雑な地形で、大部分沼沢地帯を干拓してできた土地であるため、両河川の増水の都度耕地に冠水するが、排水設備がない関係から、

年々被害を増大させている現状であるから、昭和二十七年度において県営事業として排水路ならびに排水機関設置等の土地改良事業を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県浜名郡北部の土地改良事業施行に関する請願

請願者　静岡県浜名郡北浜村　長　雨宮文吉外二十名（第一〇三〇号）

右の請願は、静岡県浜名郡北部の畑作地帯へかん水して農業生産を合理化することは該地域農民の多年にわたる願望であり、当局の実測も終り静岡県知事から昭和二十七年一月十八日附耕第二九号をもつて畑地かんがい土地改良を実施するとの指令に接したが、これが施行は国庫支出の予算措置を必要とするから、永年甘しよと麦との悲惨な食生活にあえいできた農民の窮状を諒察の上、昭和二十七年度より着工できるよう取り計われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

畜牛導入資金融資に関する請願

請願者　北海道川上郡弟子屈町　長　佐藤惣五郎外一名（第一〇四九号）

右の請願は、北海道弟子屈町は、気候風土の関係で穀、豆類農業に依存することは全く望めず必然的に有畜農業経営で進まねばならない事情のため、酪農五箇年計画を樹立し目下着々無牛農家の解消と合理的酪農経営の達成に努力しているが、資金関係で支障をきたしているから、農林中央金庫その他から、畜牛導入資金を融資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は制度としては一応実施せられているが、この地方に対しては調査の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国有林野払下げに関する請願

請願者　北海道川上郡弟子屈町　長　佐藤惣五郎外一名（第一〇五〇号）

右の請願は、薪炭材、建築材の資源保全、増大および主畜農経営上必要な放牧地、学校林の拡充、基本財産造成林の設置、防風林の維持経営等を自主的に運営することが、町村自治の振興、産業経済の発展上絶対必要であるが、北海道弟子屈町は、国有未開地がないため町有経営の公共的な施設は極少で、万事御料林、現今の国有林に依存している実情であるから、国有林野整備臨時措置法を活用し、当町に国有林を払い下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は調査の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道弟子屈町の受電自家用施設費長期融資に関する請願

請願者　北海道川上郡弟子屈町　長　佐藤惣五郎外一名（第一〇五二号）

右の請願は、北海道弟子屈町は、交通不便な山村へき地であり、気候風土に恵まれないため経済価値の高い優良農作物の生産は不可能であつて、馬鈴しよを主作とする有畜農業経営地帯であるから、農村経済の安定、農村文化の向上を期する上に農村電化は不可欠であり、すでに北海道電力株式会社の協力を得て全町無燈火地帯の受電自家による電化計画を立て設計も完了しているから、この農村電化施設費の長期融資を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

でん粉工業救済に関する請願

請願者　長崎市桃島町又三五ノ一農村工業澱粉協会長長崎支部内　八木正保外三十九名（第一〇七五号）

請願者　高知県高岡郡窪川町　田村正道（第一一一六号）

請願者　熊本市南千反畑町三三　熊本県販売購買農業協同組合連合会長　平川千吉（第一一二七号）

右の請願は、さきに政府は、業務用砂糖の入札制を実施し、さらに本年四月より自由販売制を企図しているが、これは国内農産物の主位を占めているいも類の加工品、水あめ、ぶどう糖の価格を暴落させ、全国五千余の水あめ工場をはじめ、三千五百余のでん粉工業、三百余万の生産農家に一大打撃を与え、農家の経済に重圧を加えることとなるから、(一)水あめ、ぶどう糖の物品税を即時撤廃すること、(二)砂糖の政府管理を継続実施すること、(三)砂糖の払下げ価格は国内産甘味料の価格を勘案すること、(四)いも作、でん粉工業ならびに水あめ、ぶどう糖等国内産甘味資源の保持育成の根本的対策を確立する措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣はなお未解決の事項については速かに検討の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高梁川干拓工事促進に関する請願

請願者　岡山県浅口郡連島町　長　大野和一（第一一二二号）

右の請願は、高梁川の干拓は、わが国における何処の干拓に比べても地力の点において、かんがい、水利、交通、経費の少い点においても最優秀のものであつて、高梁川の干拓は国家のために貢献することまことに大きく、ことに連島町地先は最優秀のものであるから、本干拓事業費の拡大と連島町地先の干拓完成を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷単作地帯振興に関する請願

請願者　長野県下高井郡往郷村　九七四　内藤正志（第一一五八号）

右の請願は、積雪単作法は五箇年計画の第二年を迎えたが、本年度も土地改良に終始し、農業経営ならびに生産拡充の改善は考慮されていないから、(一)副業補導普及所の設置、(二)家畜導入助成、(三)裏作推進施設助成、(四)農用林の整備改良、木炭運搬、改良繭構築施設等の振興計画を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意こ

れが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十二條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

でん粉工業救済に関する請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内丸ビル二階二六二区北海道販売農業協同組合連合会東京支所内　三浦満吉（第一二〇四号）

請願者　愛知県豊橋市鴨田町一一福岡農業協同組合組合長　近藤博見外四十六名（第一二五〇号）

右の請願は、昨年十月以来の政府砂糖の入札販売により、砂糖のはん濫をきたしたため水あめ、でん粉に痛撃を与えているから、当面政策として、(一)入札に対する価格は絶体引き下げぬこと、(二)数量を抑制すること、(三)業務用砂糖は既定随契以外は認めぬこと、(四)水あめ等の物品税の撤廃等を行うとともに、恒久対策として、(一)でん粉工業の確立対策、(二)砂糖消費税を六倍まで引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は未解決の事項については検討の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農林漁業資金融通法の貸付対象拡大に関する請願

請願者　北海道河東郡音更村長　神田柳助外一名（第一三七一号）

右の請願は、北海道十勝支庁管内二十四箇町村中、農山漁村二万一千戸の約五十パーセント一万戸の未電燈地帯を急速に電化し、生産と生活文化向上を図るため、北海道十勝総合開発促進期成会が五箇年計画をもつて完成を期することになつたから、これが施設資金に対し、従来の小水力発電施設資金の外、電力会社よりの受電自家用電化施設に対しても農林漁業資金を融通せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

無家畜農家解消に関する請願

請願者　札幌市北四條西一ノ一北海道指導農業協同組合連合会長代理副会長理事　幡野直次（第一三七八号）

右の請願は、有畜農家創設維持のため所要の法制的措置を講じ特別会計により資金の確保を図るとともに融資の対象を畜舎、サイロー等附帯設備を含めかつ長期低利資金とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業改良普及員の定員確保に関する請願

請願者　鹿児島県議会議長　米山恒治（第一四〇一号）

右の請願は、政府においては今回の行政整理に伴い、農業改良普及員の一部整理を企図しているよしであるが、特殊事情下にある鹿児島県農業の振興を図るには、現在の定員数は必要最少限度のものであるから、本県農民の経済向上のために改良普及員を行政整理対象から除外せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国内産含みつ糖改良増産事業費国庫補助に関する請願

請願者　鹿児島市山下町鹿児島県熊毛郡糖業対策委員会内　西村健夫（第一四〇七号）

右の請願は、鹿児島県熊毛郡における甘しよの栽培ならびに含みつ糖の製造は、農業経営上重要な地位を占めているが、その栽培および製造加工は旧態依然として原始産業の域を出ない現状であるから、これが改善を図るために国庫助成の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県朝田村天提開拓道路完通に関する請願

請願者　大分県国東郡朝田村長　広岩了外四名（第一四三一号）

右の請願は、大分県朝田村天提開拓地は、昭和二十五年の入植以来着々その成果を挙げており、開拓面積も二十余町歩に達しているが、同地区に通ずる開拓道路は、古来よりの幅〇・五メートルに足りない山道であるうえ、急坂のため、降雨の折はこの道が溝と変り、物資の搬出入はもとより開拓地児童の通学は困難となる等開拓地入植者の生活および生産に多大の支障を与えているから、同開拓道路の完通について格別の考慮をされたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業協同組合に対する長期低利資金融通の請願（三通）

請願者　山口県阿武郡弥富村農業協同組合長理事　日笠国正外二十名（第一四三七号）

右の請願は、現下の農業協同組合の経営は農村経済の不振によつていよいよひつ迫し、いまや倒壊の寸前にあるから、長期低利融資によつて救済せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

野洲川水源地帯の治山事業に関する請願

請願者　滋賀県議会議長　堀江喜一（第一四四〇号）

右の請願は、野洲川流域は滋賀県下の最も重要なる米産地帯ながら、古来かんばつの悩み多く、これが救済のため長年の才月と多額の費用を投じて野洲川ダムの完成をみたのであるが、本川の水源地帯は、腐蝕性の花こう岩地帯多く、かつ傾斜が急しゆんであり、とくにはげ山が多いため土壌の崩潰流失が多く現状のまま放置すればダムの埋没のみでなく、山林資源の荒廃とこう水被害の増大を招く結果となるから、水源地帯の治山事業を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

繭生産費引上げに関する請願

請願者　栃木県下都賀郡穂積村大字国府塚　横塚海一外千八百名（第一五〇五号）

右の請願は、さきに決定された繭糸価格は、農林省の資料によつて決定されたものであるが、貫当り千七百八十七円の現実経費より見ると、養蚕農家の犠牲が極めて大きいから、正当な生産費千七百八十七円を基礎として、公正妥当な糸価を決定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

産繭処理機構改善に関する請願

請願者　東京都千代田区有楽町一ノ七全国繭懇話会内　小林靖司（第一五〇七号）

右の請願は、わが国の蚕糸は、古今を通じて貿易の大宗であるが、終戦後六箇年を経た今日、その生産は昭和五年の産額九千八百余万貫の三分の一にもおよばぬ三千万貫にすぎない状態であるから、産繭処理機構を改善してある程度の自由販売を認めるとともに、蚕品種の統一を図り、養蚕技術指導を強化する等必要な対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業委員会経費国庫補助増額に関する請願

請願者　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信（第一五四四号）

右の請願は、農業委員会に対する国庫補助額は、その一部を補う少額にすぎないから、窮迫せる町村財政にかんがみ、国庫補助額を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

でん粉工業救済に関する請願

請願者　鹿児島市小川町鹿児島県経済農協連合会内　猪俣貫一（第一五四五号）

右の請願は、さきに政府は、糞務用砂糖の入札制を実施し、さらに本年四月より自由販売制を企図しているが、これは国内農産物の主位を占めているいも類の加工品、水あめ、ぶどう糖の価格を暴落させ、全国五千余の水あめ工場をはじめ、三千五百余のでん粉工業、三百余万の生産農家に一大打撃を与え、農家の経済に重圧を加えることとなるから、すみやかに妥当なる措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

米麦包装規格に関する請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第一五六七号）

右の請願は、主要食糧の自由販売移行への情勢下において、米麦包装様式の再検討が急務であり、農産物検査法第六條第一項の規定により、包装規格は農林大臣が制定することになつているが、昭和二十四年十一月十八日付食糧庁長官通達の様式は、農家作業と本県の実情を無視したものであるから、本規格の制定に当つては、産米声価を高めるとともに農家作業上最も適切なるものを考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県耳理農業水利事業の国営に関する請願

請願者　宮城県耳理郡荒浜町長　菊地喜四郎外十七名（第一六四一号）

右の請願は、宮城県耳理農業水利改良事業は、阿武隈川下流右岸の耕地排水と、常磐線沿線の水害防止を目標とする県営事業計画であるが、本計画完成によつて米麦合せて約二万七千石の増収が見込まれており、しかも農林省の昭和二十六年度国営農業水利計画地区に採択されている地区であるから、国営事業として採択の上、昭和二十七年度より実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県営防水ため池築設工事費国庫補助増額等に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第一六五八号）

右の請願は、昭和二十五年度より着工中の岩手県営衣川村、御所村両地区の防水ため池工事は、政府認承の事業費が少額のため遅々として進ちよくせず、関係農民は不安な状態にあるから、予算額を増額せられたい。なお、安比川水系の防水ため池についても耕地一千町歩の災害防止のため、昭和二十七年度予算に必要経費を計上されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県高森町外二箇村所在の国有原野払下げ関する請願

請願者　山口県玖珂郡高森町長　山本林之助（第一六九四号）

右の請願は、山口県高森町外二箇村所在の国有原野は、大正末期頃まで地区全部にわたり附近村地とともに一大草生地帯を形成し、局部的に地元農家の採草地として利用され、残余は毎年秋焼却されていたが、昭和初年頃桑根村南地の中十六町歩にわたり県において造林し、残余は放置されたままになつているから、畜産ならびに果樹の開発農場として地元に払い下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが調査の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道羊蹄山崩壊防災砂防施設事業施行に関する請願

請願者　北海道虻田郡直狩村長　田端元外一名（第一七〇九号）

右の請願は、北海道直狩村は、羊蹄山のふもとにある畑作農村であるが、大正初年以来数度の山地崩壊と融雪雨期の出水によつて、農耕地の荒廃がはなはだしく、このままでは、現在残つている百八十余町歩の耕地も数年をまたずして耕作不能となるが、乏しい村財政では何等の対策もできないから、全額国費による羊蹄山崩壊防災砂防施設事業を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中国四国地方に国立園芸試験場設置の請願

請願者　愛媛県知事　久松定武（第一七四〇号）

右の請願は、中国および四国地方は、日本海、瀬戸内海、太平洋の三海域に囲まれて極めて複雑な勢と気象條件を備え、ことに瀬戸内海の気温、降水量、日照等特異な自然條件は、多彩な園芸業を成立させ、その産物は、全国に出荷され、一部は海外にまで輸出されている。しかして今後さらに生産の増加と品質の改善を図るためには、同地方の特殊な立地條件を利用する園芸の試験研究機関が必要であるから、農林省中国四国農業試験場の一環として園芸部を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県滝沢村地内国有林払下げ等に関する請願

請願者　岩手県岩手郡滝沢村議会議長　沢目岩次郎外十八名（第一八八〇号）

右の請願は、岩手県滝沢村は、一般平衡交付金および特別交付金の交付により、ようやく村財政を運営する現状であるが、この窮乏財政の緩和の途は、国有林の払下げを受け、その合理的な管理と高度の利用による外ないと考えられるから、本村地内の国有林の払下げにつき格別の措置を講ぜられるとともに、本村農業経営にじん大な被害を加えている鳥獣試験所の禁猟区を解除せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助等に関する請願

請願者　宮崎県延岡市長　仲田又次郎外八名（第一八八六号）

右の請願は、農地および農業用施設に対する災害復旧事業費の国庫補助支給は、あまりにも遅延しているため、関係者はいちじるしい苦境にあり、ことに、同事業費の資金を農業協同組合が調達している関係で、補助金の遅延は、農業協同組合の活動および農村の経済にも至大な支障をおよぼしているから、少くとも事業完了の分については、すみやかに交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

蚕糸業振興に関する請願

請願者　長野県議会議長　片桐知從外十三名（第一九二六号）

右の請願は、わが国自立経済の重要な地位を占めている蚕糸業の振興のため、(一)繭糸価格の安定施設強化、(二)産繭処理合理化方策の立法化、(三)購繭資金の融資、(四)蚕業技術普及体制の強化、(五)積雪寒冷単作地帯の養蚕振興、(六)検定供用繭の適正採取、(七)生糸輸出増進対策、(八)優良桑苗確保施設の拡充および改植新植用桑苗の購入助成、(九)稚蚕共同飼育施設の拡充強化、(十)蚕糸業研究機関の拡充、(十一)繭検定制度の緩和反対、(十二)蚕繭共済制度の改正、(十三)産繭処理に関する審議機関の設置等の速急実施を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農林漁業、有畜農家創設資金の融通に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔（第一九四八号）

請願者　福島県議会内　伊藤幟（第一九九一号）

右の請願は、昨年四月制定された農林漁業資金融通法は、長期資金の枯渇に悩んでいた農林漁業にとつて機宜を得た措置と考えられるが、積雪寒冷地帯の経済的條件に恵まれない地域については、本資金の融通に特別の措置を必要とするから、(一)積雪寒冷地帯に対するわくを一県当り十億円程度に拡大すること、(二)現行利率を年三分五厘以下に引き下げること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷単作地帯の農業振興促進等に関する請願

請願者　北海道小樽市議会議長　岩谷静衛（第一九四九号）

右の請願は、政府は積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法により北海道および東北各県等の寒冷単作地帯の農業振興について特別の措置を講じ計画の立案あるいは予算措置等に関する規定を設けているが、はなはだ抽象的であり計画の実施予算措置等についてはなお相当の年月を要するものと考えられるから、立法の趣旨に照しこれが計画実施の促進および予算確保の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

干拓地の公共施設工事費等国庫補助に関する請願

請願者　岡山県議会議長　峰谷初四郎（第一九六七号）

右の請願は、岡山県下における農林省直轄干拓事業として既に干陸した土地を現状のまま放置するときは、基本施設の維持管理に対しても悪影響を及ぼす実情にあるから、政府はすみやかに、これ等干拓地に関する事業実施方針をたて、高率の国庫補助金を交付し事業の円滑なる遂行を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青果物団体に農林漁業特別融資等の請願

請願者　松山市一番町愛媛県青果販売農業協同組合連合会長　桐野忠兵衛（第一九八二号）

右の請願は、青果物は、主食に次ぐ重要食糧品であるが、園芸団体に対しては、何等の恩典も与えられていない現状であるから、農林漁業特別融資のわく内で、青果物団体の共同事業に低利資金を融通せられたい。なお統制解除後の混乱せる青果物業界を統一整理するため、青果物団体の育成強化、生産技術員の国費による設置、園芸防虫害対策の確立等について特に考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県大野村地内開拓地に開拓道路開設の請願

請願者　岩手県九戸郡大野村長　野田吉造（第一九八八号）

右の請願は、岩手県大野村は、地理的関係で農業経営を現在の雑穀生産より乳牛を主体とした酪農経営に移管すべく努力中であるが、これが成否は一に久慈、金田一を結ぶ県道に各開拓地と部落を連絡する経済道路の開さくにかかつているから、国費をもつてすみやかにこれが実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業施策の強化確立等に関する請願

請願者　長野県南長野南県町六八七長野県販売農業協同組合連合会内　田沢奎時（第一九九五号）

右の請願は、農業生産の飛躍的向上を図るため、(一)予算措置を伴う強力な農業基本法を制定し、農業総合計画の樹立推進を図ること、(二)農村二、三男対策を確立すること、(三)生産補給金の支出、肥料公定価格の設定および生産確保の方途を講ずること、(四)生産費を基準とする米価を設定し、麦の対米価比率を引き上げること、(五)農業協同組合を育成強化すること等の施策を確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は尚検討の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

森林虫害防除に関する請願

請願者　北海道石狩国豊平町豊平森林愛護組合連合会内　小須田潤治（第二一九九号）

右の請願は、北海道における森林虫害は、現状の如き消極的措置では、針葉樹の全滅も憂慮されており、これに起因する水害、かん害の農漁村におよぼす被害は極めて大きなものがあるから、森林虫害に対する高度な科学的対策を研究し、積極的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣においても善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県細島港に動植物検疫機関設置の請願

請願者　宮崎県日向市長　三尾良次郎（第二三四〇号）

右の請願は、宮崎県細島港は、昭和二十五年重要港に再指定された九州東南岸の良港で、とりわけ最近の日英貿易進展に伴い、その使命は重大さを加え、今後の南方貿易発展の基地として期待されている。しかして輸入港としての諸施設がほとんど整備されているにかかわらず、貿易港として欠くことのできない海港検疫施設がないため、外貿船は門司港あるいは鹿児島港に寄港せねばならず、その不便は極めて大きいから、同港に動植物検疫機関を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桑葉発芽促進用肥料代金国庫補助等に関する請願

請願者　盛岡市呉服町三四岩手県養蚕販売農業協同組合連合会長理事　佐川広（第二三七九号）

右の請願は、去る五月九日、十三日の再度にわたつて岩手県下を襲つた晩霜は、折柄春蚕掃立準備中の養蚕農家にとつて最も大切な桑樹に広範かつじん大な被害を与えこのまま放置すれば春蚕の激減を見るばかりでなく今後の繭生産計画に重大なる支障をきたす虞があるから、これが救済策として、(一)桑葉発芽促進に要する肥料代金の補助、(二)病虫害防除施設費の補助、(三)稚蚕児配給事業費の補助、(四)夏秋蚕種代金の補助等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

右の請願は、今回政府は麦類の統制撤廃案を国会に上程しこれを強行しようとしているが、米食率は生産県消費者配給率と消費都市消費者配給率との差が非常に大きく誠に不合理であるから、この際是非とも全国一率の米食率に改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桑葉発芽促進用肥料代金国庫補助等に関する請願

請願者　盛岡市呉服町三四岩手県養蚕販売農業協同組合連合会長理事　佐川広（第二三七九号）

右の請願は、去る五月九日、十三日の再度にわたつて岩手県下を襲つた晩霜は、折柄春蚕掃立準備中の養蚕農家にとつて最も大切な桑樹に広範かつじん大な被害を与えこのまま放置すれば春蚕の激減を見るばかりでなく今後の繭生産計画に重大なる支障をきたす虞があるから、これが救済策として、(一)桑葉発芽促進に要する肥料代金の補助、(二)病虫害防除施設費の補助、(三)稚蚕児配給事業費の補助、(四)夏秋蚕種代金の補助等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

村　石村治三次外一万六千四百五十名（第二三六九号）

こに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桑葉発芽促進用肥料代金国庫補助等に関する請願

請願者　宮城県知事　佐々木家寿治（第二四一四号）

請願者　仙台市北一番町一〇九　宮城県蚕糸協会内　岡崎祐吾外九名（第二四二一号）

右の請願は、去る五月九日宮城県下を襲った晩霜は、県南三郡において特にじん大な被害を受けこのまま放置すれば春蚕の激減をみるばかりでなく今後の繭生産計画に重大な支障をきたす虞れがあるから、これが救済策として、（一）病虫害防除ならびに桑葉発芽促進に要する肥料代金の補助、（二）稚蚕用桑需給調整費の補助、（三）追掃蚕種および夏秋蚕種購入費の補助等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桑葉発芽促進用肥料代金国庫補助等に関する請願

請願者　福島県庁内福島県養蚕販売農業協同組合連合会理事　佐藤善太外六名（第二四一五号）

右の請願は、去る五月九日福島県下一帯にわたる強烈な凍霜害により養蚕農家はじん大な被害をこうむり、肥料、養蚕資材その他の代金の支払もできない窮状であるから、（一）速効性肥料購入費の補助、（二）病虫害防除薬剤購入費の補助、（三）夏秋蚕購入費の補助、（四）農業共済保険金の概算払の実施等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

バターの輸入反対に関する請願

請願者　札幌市南七條西一五北海道酪農協会内　塩野谷平蔵外一万四千三百名（第二四二二号）

右の請願は、バターの輸入は政府が積極的に推進している有畜農業創設維持ならびに酪農振興政策と全く相反し、農民が生きる手段として探求した酪農への熱意を喪失させるものであるから、当分バターの輸入を中止し、これにかえて、飼料および乳牛を輸入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桑葉発芽促進用肥料無償配付等に関する請願

請願者　山形市旅籠町山形県養蚕販売農業協同組合連合会長　高橋熊次郎外三名（第二四二七号）

右の請願は、本年五月の桑園霜害は終戦後最大の災害となり、とくに山形県の主要養蚕地帯である村山、置賜両地方は、被害桑園三千三百町歩、り災農家一万四千戸に達し、春蚕掃立を控え掃立不能の農家も続出している現状であるから、これが応急救助対策として、（一）速効性肥料の無償配付、（二）害虫防除薬の無償配付、（三）災害のはなはだしい養蚕者の夏秋蚕種購入費の全額国庫補助等の措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県山根村の未墾地開拓に関する請願

請願者　茨城県東茨城郡山根村大字木葉下　根本三雄外六名（第二四六三号）

右の請願は、茨城県東茨城郡山根村の開拓者は、在村零細農家二、三男対策として昭和二十五年八月県当局に開墾希望申請書を提出の結果、かろうじて希望反別の三分の一を獲得したが、入植者過剰のためさらに本年一月追加申請をしたが、これに対して県当局は具体的な事務の進ちよくを行わない模様であるから、実状調査の上、善処されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県亀井田村大浦、鷹巣両地内に開拓道路開設の請願

請願者　山形県北村山郡亀井田村長　青木秀男外三十二名（第二四六八号）

右の請願は、山形県亀井田村大浦地内より産する亜炭、薪炭木材等は現在葉山幹線道路により輸送しているが、大浦地内葉山幹線道路入口より鷹巣駒籠開拓地をへて鷹巣地内県道に通ずる三千メートルの開拓道路を開設することによつて距離を半減し、輸送力を倍加することとなり、ひいては大浦、次年子地帯無尽蔵の地下資源開発促進となり、学童の渡舟による通学の危険も除かれることとなるから、すみやかに本開拓道路の開設を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

部落農業団体育成強化に関する請願

請願者　滋賀県野洲郡北里村大字小田八一　今井熊五郎外七万二千五百三十八名（第二五五一号）

右の請願は、部落農業団体は、農業協同組合の下部組織体であつて、実質的には農林政策の実行機関である。従つて農地改革、供出割当、農産物の検査、各種の農業調査等はすべて部落農業団体を通じて行われており、同団体の長や幹部は、無報酬でこれに従事しているが、国の農林行政には府県や市町村に必要経費が交付されているにかかわらず、末端の実行責任者について何等考慮されていないことは不合理であるから、部落農業団体の活動を促進するため、経費の一部を国で助成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桑葉発芽促進用肥料代金国庫補助等に関する請願

請願者　福島県議会議長　運沼龍輔（第二七二一号）

右の請願は、五月九日福島県下一帯にわたり強烈な凍霜害をこうむり、掃立を目前に控え一瞬にして全桑園の約七十二パーセントが黒変し、これによる春蚕繭の減収は六十万一千二百二十貫、見積金額にして実に九億一百九十四万円の巨額に達し、このまま放置するときは農蚕経営を危くし、ひいては本県蚕糸業の進展に重大なる支障をきたすことは明らかであるから、桑葉発芽促進用肥料代金国庫補助等の桑園凍霜害対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

果樹園の凍霜害対策に関する請願

請願者　福島県議会議長　運沼龍輔（第二七二三号）

右の請願は、本年五月福島県一帯を襲つた凍霜害は、一般農作物にしん大な被害を与え、とりわけ本県の特産である果樹に与えた打撃は、全面積の五割に達し、金額にして二億三百四十三万円の巨額に達している。しかるにこれらの栽培は、農業共済の対象とならないため、経営は根本的に破壊され、本県果樹園芸の将来に多大の不安を与えているから、これが救済策として、(一)樹勢回復のための速効性肥料購入の助成、(二)被害防除用農業薬剤購入の助成、(三)生産に要する低利資金の貸出等特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

凍霜による被害農家救済の請願

請願者　福島県議会議長　運沼龍輔（第二七二四号）

右の請願は、去る五月九日の凍霜害は、福島県の農耕地一帯にわたり、被害総額は、十三億六千三百四十七万三千円の巨額に達し、年間収入の大部分を占める春蚕繭および果樹等の収入は皆無または減収の状態となり、農家経済を不安に陥れているから、(一)積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法による事業費助成予算を増額して耕地事業を拡充施行すること、(二)被害農村に対する地方財政平衡交付金を増額すること、(三)失業対策事業のわくを拡大すること等被害農村の救済について適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

こんにやく生産農家保護に関する請願

請願者　東京都千代田区大手町二ノ八全指連内全国こんにやく生産協会内　臼田一郎（第二八一〇号）

右の請願は、こんにやくは全国各地の急傾斜地に栽培し、山狭地帯の零細農家の経済にはなくてはならない重要な換金作物であるから、こんにやくの保護策として、(一)こんにやくの生産改善に関する施設を実施すること、(二)外国産こんにやくの輸入を禁止すること、(三)やむを得ず輸入する場合は高率の関税を課すこと、等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

農林委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二九九号　蚕糸業振興対策に関する陳情

第三二七号　東北地方および北海道の無家畜農家解消に関する陳情

第三二八号　東北地方および北海道の農業補償法による農作物補償限度改正の陳情

第三二九号　講和記念植樹に関する陳情

第三六五号　物部川筋農業水利改良事業に関する陳情

第三七四号　積雪寒冷単作地帯の振興予算増額等に関する陳情

第四九八号　北海道産てん菜糖の政府買上げ継続に関する陳情

第五二四号　農業災害補償法に基く農業共済事業強化の陳情

第五二七号　でん粉工業救済に関する陳情

第五九六号　農業改良普及事業の強化拡充に関する陳情

第六三七号　森林組合の強化拡充に関する陳情

第六五八号　森林事業費国庫補助増額等に関する陳情

第六五九号　農地改革予算増額に関する陳情

第六六〇号　開拓に関する予算増額の陳情

第七三四号　無家畜農家解消に関する陳情

第八〇四号　農林道開設事業費等国庫補助増額に関する陳情

第八七四号　和歌山県紀伊村地内国有林払下げに関する陳情

第九八二号　農林漁業特別融資法による小水力発電施設融資額増額の陳情

第一〇一〇号　家畜共済掛金国庫補助に関する陳情

第一〇三三号　養豚業の振興対策に関する陳情

第一一〇五号　京都府巨椋池のかんがい排水事業に関する陳情

第一一二六号　米食率引上げに関する陳情

第一一五三号　国有林解放に関する陳情

第一一五四号　酪農振興対策に関する陳情

第一一五五号　桑葉発芽促進用肥料代金国庫補助等に関する陳情

第一一五六号　国有林野地元町村交付金に関する陳情

第一二三一号　東北地方開拓事業に関する陳情

第一二三六号　愛媛県道前、道後平野農業水利改良事業促進に関する陳情

第一二三七号　急傾斜地帯農業振興臨時措置法に対する予算計上に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月十八日

農林委員会委員長　羽生　三七

参議院議長佐藤尚武殿

農林委員会陳情特別報告第二号

蚕糸業振興対策に関する陳情

第二九九号　長野県知事　林虎雄提出

東北地方および北海道の無家畜農家解消に関する陳情

第三二七号　宮城県知事　佐々木家寿治外七名提出

東北地方および北海道の農業補償法による農作物補償限度改正の陳情
第三一八号　宮城県知事　佐々木家寿治外七名提出
講和記念植樹に関する陳情
第三一九号　東京都千代田区永田町衆議院内国土緑化推進委員会内　林議治提出
物部川筋農業水利改良事業に関する陳情
第三六五号　高知県香美郡山田町物部川筋水利協議会内　野崎俊基外二名提出
積雪寒冷単作地帯の振興予算増額等に関する陳情
第三七四号　福井県議会議長　杉山孝二提出
北海道産てん菜糖の政府買上げ継続に関する陳情
第四九八号　北海道議会議長　蒔田余吉提出
農業災害補償法に基く農業共済事業強化の陳情
第五二四号　佐賀市赤松町産業会館内佐賀県農業共済組合連合会会長　西岡勝次提出
でん粉工業救済に関する陳情
第五二七号　松江市殿町一九島根県販売農業協同組合連合会内　中島春雄提出
農業改良普及事業の強化拡充に関する陳情
第五九六号　鳥取県岩美郡面影村新　山根義敏外六百二十三名提出

森林組合の強化拡充に関する陳情
第六三七号　宮城県知事　佐々木家寿治外七名提出
森林事業費国庫補助増額等に関する陳情
第六五八号　福岡県知事　杉本勝次提出
農地改革予算増額に関する陳情
第六五九号　福岡県知事　杉本勝次提出
開拓に関する予算増額の陳情
第六六〇号　福岡県知事　杉本勝次提出
無家畜農家解消に関する陳情
第七三四号　東京都議会議長　菊池民一外九名提出
農林道開設事業費等国庫補助増額に関する陳情
第八〇四号　長崎市袋町三一町村会館内長崎県町村会議長会内　浦口淳一提出
和歌山県紀伊村地内国有林払下げに関する陳情
第八七四号　和歌山県海草郡紀伊村長　平田重一外一名提出
農林漁業特別融資法による小水力発電施設融資額増額の陳情
第九八二号　北海道議会議長　蒔田余吉提出
家畜共済掛金国庫補助に関する陳情
第一〇一〇号　東京都中央区銀座東四ノ四社団法人日本畜産協会長　岸良一提出
養豚業の振興対策に関する陳情
第一〇三三号　東京都中央区木挽町四ノ四飼料会館内社団法人日本種豚登録協会長　田口教一提出
京都府巨椋池のかんがい排水事業に関する陳情
第一〇五号　京都府宇治市槇島町巨椋池耕地整理組合内　上田作次郎提出
米食率引上げに関する陳情
第一一二六号　山口県庁内山口県町村会内　森本常雄提出
国有林解放に関する陳情
第一一五三号　山形県議会議長　加藤富之助外七名提出
酪農振興対策に関する陳情
第一一五四号　山形県議会議長　加藤富之助外七名提出
桑葉発芽促進用肥料代金国庫補助等に関する陳情
第一一五五号　山形県議会議長　加藤富之助外七名提出
国有林野地元町村交付金に関する陳情
第一一五六号　山形県議会議長　加藤富之助外七名提出
東北地方開拓事業に関する陳情
第一一三一号　仙台市勾当台通り二〇宮城県開拓事業農業協同組合連合会内　福田一外一名提出
愛媛県道前、道後平野農業水利改良事業促進に関する陳情
第一一三六号　愛媛県議会議長　山本友一提出
急傾斜地帯農業振興臨時措置法に対する予算計上に関する陳情
第一一三七号　愛媛県議会議長　山本友一提出

右二十九件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十七年六月十八日
農林委員長　羽生　三七
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
蚕糸業振興対策に関する陳情
陳情者　長野県知事　林虎雄（第二九九号）
右の陳情は、長野県蚕糸業委員会は、現下の蚕糸事情にかんがみ、本業の安定と恒久的繁栄を図るため、（一）繭価格安定に関する具体的措置を講ずること、（二）生糸、絹製品の消費宣伝を強化すること、（三）蚕糸技術指導体制を強化すること、（四）蚕糸業に対する金融制度の確立を期すること等を決議したから、政府においてもこれが実現の処置を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
東北地方および北海道の無家畜農家解消に関する陳情
陳情者　宮城県知事　佐々木家寿治外七名（第三一七号）
右の陳情は、無畜農家を解消して、農業の総合生産力を拡充し、営農の改善合理化を図るため、明年度予算に八千万円程度を計上しているが、東北および北海道における農家の有畜化は他地域に比し特段の重要性があるから、全国に率先して有畜農家創設ならびに維持に関する一層充実した施策を強力に実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
東北地方および北海道の農業補償法による農作物補償限度改正の陳情
陳情者　宮城県知事　佐々木家寿治外七名（第三一八号）
右の陳情は、積雪寒冷単作地帯である東北および北海道の特殊事情にかんがみ、農業補償法による農作物の補償限度を最高八十パーセント、最低二十パーセントとし、この補償限度を拡張する際にも農家の掛金負担を増大せしめないよう改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十七年七月三十一日

○第十三回国会 参議院会議録附録（その七）

意見書案

講和記念植樹に関する陳情

陳情者　東京都千代田区永田町
衆議院内国土緑化推進委員会
内　林譲治（第三二九号）

右の陳情は、講和條約も近く成立しようとしているとき、国土の荒廃は極めて憂慮すべき状態にあり、わが国の完全独立は緑化の完成によつてはじめて実現されるものと思われるから、全国土にわたつて講和記念植樹の完遂をきせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

物部川筋農業水利改良事業に関する陳情

陳情者　高知県香美郡山田町物部川筋水利協議会内　野崎俊基外二名（第三六五号）

右の陳情は、高知県第一の穀倉地帯である物部川下流の香長平野は、物部川を水源として引水かんがいしつつあるが、従来かん天持続の際は往々にしてかんがい用水に不足を招来し、ために年々七千石余の減収を見る現状である。しかしながら今回多年の懸案であつた香美郡槇山村地内の永瀬ダムの建設によつて、治水、発電、かんがいの総合性をもつたダムの実現を昭和二十八年度に見ることとなり、香長平野における農業水利全般に及ぶ土地改良施策も、ますますその必要性と可能性を倍加しつつあるから、本事業を国営事業として施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷単作地帯の振興予算増額等に関する陳情

陳情者　福井県議会議長　杉山孝二（第三七四号）

右の陳情は、北陸地方の積雪寒冷単作地帯の農民は積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に期待をかけているから、積寒単作予算は、一般公共費予算より切離し、別わくとして計上するとともに、これが配分については全く別扱とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道産てん菜糖の政府買上げ継続に関する陳情

陳情者　北海道議会議長　蒔田余吉（第四九八号）

右の陳情は、北海道てん菜糖業は、来る四月一日実施の砂糖統制解除に伴い、廉価な輸入粗糖を原料とする精製白糖とは対抗できないことが予想され、斯事業の経営が危機にひんしようとしている。このことは独り本道てん菜糖業の立場からだけでなく、本道畑作農業全体の経営上に重大なる支障を招来し見のがすことができないから、本道産てん菜糖の政府買上げを昭和二十七年度においても暫定措置として従来通り継続実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業災害補償法に基く農業共済事業強化の陳情

陳情者　佐賀市赤松町産業会館
内佐賀県農業共済組合連合会
会長　西岡勝次（第五二四号）

右の陳情は、農業災害補償法実施以来四箇年を経、この間数次にわたる制度の改善と、農業共済団体の活動とにより、り災農家の救済と、農業の再生産に寄与し、着々その実績を収めつつあるが、最近農村経済の窮迫化と、共済掛金の負担増加等に基因し兎角の批判を聞き本事業の推進に支障をきたしつつあるから、本事業の強化を図るため、(一)共済掛金の国庫負担を七割に増額すること、(二)組合専任職員を三名に増員し人件費を全額国庫負担とすること、(三)防除奨励施設は農業共済団体をして実施せしめること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

でん粉工業救済に関する陳情

陳情者　松江市殿町一九島根県販売農業協同組合連合会内
中島春雄（第五二七号）

右の陳情は、島根県下の甘しよ生産量は、全国総生産量の二一パーセントを占め、農家経済の重要な役割を果している。しかるに輸入砂糖の入札制実施、自由販売制移行の企図等によつて、甘味料の暴落はなはだしく、本県でん粉工業協同組合の事業は挫折し、県下農民に与えている影響が大きいから、すみやかに本県下のでん粉工業救済について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業改良普及事業の強化拡充に関する陳情

陳情者　鳥取県岩美郡面影村新　山根義敏外六百二十三名（第五九六号）

右の陳情は、行政組織の改革に伴い、農業改良普及制度の弱体化が懸念されているが、万一同制度関係職員の人事整理等が実施されると、農村の基盤ともいうべき農業改良事業はその普及発展をはばまれ、農民に大きな打撃を与えることになるから、一町村に一名以上の農業技術員を配置するよう農業改良普及事業の

強化拡充を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

森林組合の強化拡充に関する陳情

陳情者　宮城県知事　佐々木家寿治外七名（第六三七号）

右の陳情は、森林計画実施に伴う森林組合の強化拡充のため、（一）森林組合に平均二人の林業技術職員設置費の助成、（二）森林組合の技術職員ならびに経理担当職員の講習費の国庫助成、（三）各県に五森林組合程度のモデル森林組合を設置するための国庫助成等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

森林事業費国庫補助増額等に関する陳情

陳情者　福岡県知事　杉本勝次（第六五八号）

右の陳情は、今回改正された森林法および関係法令の定める国庫補助率によつては地方財政の窮乏せる現在到底所期の目的を達成することは困難であるから、（一）森林計画編成事業費および、林業経営指導員に対する費用の全額国庫負担、（二）林道予算の大幅増額、（三）海岸砂地造林事業等に対する国庫補助を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農地改革予算増額に関する陳情

陳情者　福岡県知事　杉本勝次（第六五九号）

右の陳情は、最近農村の金詰りの深刻化に伴い、自作農のうち小作農に転落するものが多く、とくに九州においては年々の災害のため農家の貧窮はなはだしく九億円の予算では自作農の維持は困難であり、かくては農地改革も実行できないから、農地等買入金を増額するとともに、交換分合指導費も、割当額に十数倍する負担額にのぼつている実情に鑑みこれを大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

開拓に関する予算増額の陳情

陳情者　福岡県知事　杉本勝次（第六六〇号）

右の陳情は、現在政府より交付せられている開拓者住宅建築補助金は一戸当り平均五万円であるが、最近の物価騰貴と耐風建築の必要上、これを十万円に引き上げるとともに、開拓事業の成否にかかわる、開拓地建設工事費を増額しその工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

無家畜農家解消に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　菊池民一外九名（第七三四号）

右の陳情は、有畜農家創設維持のため、国家資産の特別融通措置を法制化するとともに、有畜化を促進するため、飼料の確保、家畜の改良および家畜、畜産物の取引改善に国有林の貸付け等抜本的な具体的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農林道開設事業費等国庫補助増額に関する陳情

陳情者　長崎市袋町三一町村会館内長崎県町村会議長会内浦口淳一（第八〇四号）

右の陳情は、現在要請されている食糧増産の基盤をなすものは農林道の開設および土地改良事業であり、これは独り町村だけでなく地方産業育成のための緊急なる施策であるが、現在の地方財政ではこのような事業達成に不充分であるから、農林道開設ならびに土地改良に対する国庫県費補助増額の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県紀伊村地内国有林払下げに関する陳情

陳情者　和歌山県海草郡紀伊村長　平田重一外一名（第八七四号）

右の陳情は、和歌山県海草郡紀伊村は米麦農業による純農村であるが、営農の大要素である農用林不足のため、採草地も狭少の上、薪炭にも困難をきたし稲わらを燃料とする憂慮すべき実情であるから、本村地内の国有林を高度に利用して農業経営の合理化により堅実な農村建設を図りたいから、この際特別詮議の上同国有林を払い下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は調査の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農林漁業特別融資法による小水力発電施設融資額増額の陳情

陳情者　北海道議会議長　蒔田余吉（第九八二号）

右の陳情は、北海道における農山漁村中、未だ電化の恩恵に浴さない民家は、約七万八千戸に上つているから、これら無燈火地帯の電化を図るため、北海道における特殊事情を考慮の上、本年度五億円と予定されている農林漁業特別融資の小水力発電施設融資わくを十億円に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

家畜共済掛金国庫補助に関する陳情

陳情者　東京都中央区銀座東四ノ四社団法人日本畜産協会長　岸良一（第一〇一〇号）

右の陳情は、有畜農家創設事業に伴う家畜共済掛金率は、昨年六月に改

正されたが、料率の引上げが大きいため、農家の負担を大きくし、このままでは折角の無家畜農家解消施策も挫折のやむなきに至るから、有畜農家創設事業に係る導入家畜の死亡廃用共済掛金は、半額を国庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

養豚業の振興対策に関する陳情

陳情者　東京都中央区木挽町四ノ四飼料会館内社団法人日本種豚登録協会長　田口教一（第一〇三三号）

右の陳情は、農業経営の合理化と動物たん白ならびに脂肪の供給には、養豚が極めて大きな使命を持つているが、現在政府の施策には何等見るべきものがないから、養豚の堅実な発展を期すため、（一）豚の改良増殖について強力な施策を講ずること、（二）畜産行政を一元化し総合的施策を徹底すること、（三）飼料対策を確立すること等養豚業の振興について適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府巨椋池のかんがい排水事業に関する陳情

陳情者　京都府宇治市槇島町巨椋池耕地整理組合内　上田作次郎（第一一〇五号）

右の陳情は、京都府巨椋池は、幾多の難関を突破して昭和十五年完成を見たものの、近来異常気象のひん度が大であるのと施設の機能低下によつて被害箇所を増大させているから、抜本的のかんがい排水事業を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

米食率引上げに関する陳情

陳情者　山口県庁内山口県町村会内　森本常雄（第一一二六号）

右の陳情は、今回政府は麦類の統制撤廃案を国会に上程しこれを強行しようとしているが、米食率は生産県消費者配給率と消費都市消費者配給率との差が非常に大きくまことに不合理であるから、この際是非とも全国一率の米食率に改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

酪農振興対策に関する陳情

陳情者　山形県議会議長　加藤富之助外七名（第一一五四号）

右の陳情は、従来政府は、国内畜産業振興のため、酪農奨励策に尽力し着々その効果を挙げつつあるとき、外国産バター五百トンの輸入を決定した由であるが、これが実現の暁には生産者に与える影響じん大であり、とくに東北、北海道のように水稲単作農業および、寒地農林を主とする地方の農民は、酪農経営存亡の危機に直面するから、酪農生産者に対する保護政策を確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桑葉発芽促進用肥料代金国庫補助等に関する陳情

陳情者　山形県議会議長　加藤富之助外七名（第一一五五号）

右の陳情は、去る五月九日未明に発生した桑園の凍霜害は、東北地方にじん大な被害を与え、春蚕掃立を控えながら、掃立不能の農家も多数あり、養蚕農家の不安焦燥は正視するに忍びないものがあるから、（一）災害桑園回復促進用肥料の購入費助成、（二）災害桑園病虫害防除同業剤の購入費助成、（三）夏秋蚕種購入費助成等の応急対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国有林野地元町村交付金に関する陳情

陳情者　山形県議会議長　加藤富之助外七名（第一一五六号）

右の陳情は、国有林の所在する市町村に対し従来交付されていた地元交付金が最近平衡交付金に繰り入れられると伝えられているが、同交付金は、民有林に対する固定資産税に当るものであるから、従来通り地元交付金制度を存続するとともに交付額を固定資産税相当額に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北地方開拓事業に関する陳情

陳情者　仙台市勾当台通り二〇宮城県開拓事業農業協同組合連合会内　福田一外一名（第一一三一号）

右の陳情は、東北地方は、広大な未開発地域を包有し、開拓農家三万五千戸、開拓耕地九万六千町歩に達しているが、食糧の自給体制を確立するためには、さらに東北地方の開拓事業を振興する必要があるから、東北地方の開拓事業について格別の考慮を払われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会

法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県道前、道後平野農業水利改良事業促進に関する陳情

陳情者　愛媛県議会議長　山本友一（第一二三六号）

右の陳情は、愛媛県道前、道後平野の一万五百三十七町歩にわたる農地は、本県下の主米産地であるにもかかわらずかんがい施設に乏しく、しばしばかん害をこうむり農民の苦痛は言語に絶するものがあり、農家経済に与える影響も大なるものがあるから、これが解決を図るため道前、道後平野農業水利改良事業を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は調査の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

急傾斜地帯農業振興臨時措置法に対する予算計上に関する陳情

陳情者　愛媛県議会議長　山本友一（第一二三七号）

右の陳情は、急傾斜地帯農業振興臨時措置法に対する裏付予算が計上されるよう善処されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第六十六号参照〕

人事委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七四五号、第八六九号　宮崎県都城市の地域給に関する請願

第八三三号　全建設省労働組合九州総支部執行委員の減給処分に関する請願

第八八〇号　新恩給法制定等に関する請願

第八八一号　埼玉県大宮市の地域給に関する請願

第八八二号、第一三六一号　京都府淀町、御牧村の地域給に関する請願

第九〇四号　鳥取県皆生温泉地区の地域給に関する請願

第九二七号　山梨県岡部村の地域給に関する請願

第九五三号、第二〇四九号　岡山県加美町の地域給に関する請願

第九七一号、第一〇八九号　香川県長尾町の地域給に関する請願

第九八四号　愛知県幡豆町の地域給に関する請願

第九八五号　国有林労務者を特別職とするの請願

第九九八号、第一〇二四号、第一〇五五号　教育公務員給与準則に関する請願

第一〇二七号　福井県敦賀市の地域給に関する請願

第一〇二八号、第一〇五四号　宮城県山下村合戦原の地域給に関する請願

第一〇五三号　長崎県佐世保市の地域給に関する請願

第一〇七六号　和歌山県箕島町の地域給に関する請願

第一〇七七号　和歌山県勝浦町の地域給に関する請願

第一〇九〇号　香川県仏生山町の地域給に関する請願

第一一〇四号、第一三八五号　茨城県那珂湊町の地域給に関する請願

第一一五三号　千葉県津田沼町の地域給に関する請願

第一一五四号　千葉県津田沼町外十一箇町村の地域給に関する請願

第一一七三号、第二二七七号　宮崎県の地域給に関する請願

第一一七四号　宮崎県延岡市の地域給に関する請願

第一一七五号　宮崎県高岡町の地域給に関する請願

第一一七六号　宮崎県高千穂町の地域給に関する請願

第一一七七号　宮崎県高原町の地域給に関する請願

第一一八二号　静岡県相良町の地域給に関する請願

第一一八三号　静岡県島田、磐田両市の地域給に関する請願

第一二〇三号　国立療養所医療従業員の給与改善に関する請願

第一二一一号　国立らい療養所職員の特殊勤務手当等に関する請願

第一二一四号、第一八四三号　福岡県福島町の地域給に関する請願

第一二四二号　愛知県旭町の地域給に関する請願

第一二四三号　山口県宇部市等の地域給に関する請願

第一二四四号　山口県徳佐村等の寒冷地手当に関する請願

第一二七一号　三重県名張町の地域給に関する請願

第一二七六号　静岡県御殿場町の地域給に関する請願

第一二七九号　京都府向日町の地域給に関する請願

第一二九二号　静岡県玉穂村の地域給に関する請願

第一二九三号　静岡県富士岡村の地域給に関する請願

第一三〇八号　国立療養所玉浦病院所在地の地域給に関する請願

第一三四七号　兵庫県三輪町の地域給に関する請願

第一三六八号　国立療養所古里保養園所在地の地域給に関する請願

第一三六九号　国立療養所北陸荘所在地の地域給に関する請願

第一三七四号　岐阜県陶町の地域給に関する請願

第一四一八号　福島県湊村の寒冷地手当に関する請願

第一四四五号、第一四八七号　岡山県落合町の地域給に関する請願

第一四四六号　岡山県成羽町の地域給に関する請願

第一四五五号　岡山県八浜町の地域給に関する請願

第一四五六号　長野県岩村田町の地域給に関する請願

第一四六九号、第一四九五号　岡山県久世町の地域給に関する請願

第一四七〇号　岡山県藤田村の地域給に関する請願

第一四九四号　栃木県大田原町の地域給に関する請願

第一五二三号　秋田県の地域給に関する請願

第一五三一号　茨城県取手町の地域に関する請願

第一五五八号　東京電報局等有線電信従業員の待遇に関する請願

第一五六五号　岐阜県笠松町の地域給に関する請願

第一六三七号、第一七七二号　茨城県境町等の地域給に関する請願

第一六八九号　福井県の地域給に関する請願

第一七〇三号　山口県船木町の地域給に関する請願

第一七三三号　熊本県大津町の地域給に関する請願

第一七六二号、第二三三一号　東京都青梅市の地域給に関する請願

第一七七三号　愛媛県西條市の地域給に関する請願

第一七七四号　岩手県一関市の寒冷地手当に関する請願
第一八二〇号、第一八二四号　福井県三国町の地域給に関する請願
第一八二三号　神奈川県横須賀市の地域給に関する請願
第一八四四号　福岡県古賀町の地域給に関する請願
第一八四五号、第二四八三号　福岡県太宰府町の地域給に関する請願
第一八四六号　福岡県志賀島村の地域給に関する請願
第一八四七号　北海道富良野町の地域給に関する請願
第一八六四号、第二六五五号　北海道美幌町の地域給に関する請願
第一八六五号　北海道平取村の地域給に関する請願
第一八六六号　福岡県和白村の地域給に関する請願
第一八六七号　岐阜県揖斐町の地域給に関する請願
第一九三三号　高知県の地域給に関する請願
第一九三四号　高知市の地域給に関する請願
第二〇〇二号　高知県日章村の地域給に関する請願
第二〇二八号　千葉県館山市の地域給に関する請願
第二〇二九号　千葉県木更津市の地域給に関する請願
第二〇三〇号　愛知県刈谷市の地域給に関する請願
第二〇三一号　北海道永山村の地域給に関する請願
第二〇六二号　福井県小浜市の地域給に関する請願
第二一三〇号　国家公務員に対する寒冷地手当および石炭手当の支給に関する法律中一部改正の請願
第二一〇二号　宮崎県日の影町の地域給に関する請願
第二二四二号　熊本県小島町の地域給に関する請願
第二二四三号　熊本県城山村の地域給に関する請願
第二二四四号　熊本県広畑村の地域給に関する請願
第二二四五号　熊本県小山戸島村の地域給に関する請願
第二二四六号　熊本県高橋村の地域給に関する請願
第二二四七号　熊本県八分字村の地域給に関する請願
第二二四八号　熊本県田迎村の地域給に関する請願
第二二四九号　熊本県御幸村の地域給に関する請願
第二二五〇号　熊本県池上村の地域給に関する請願
第二二五一号　熊本県西里村の地域給に関する請願
第二二五二号　熊本県龍田村の地域給に関する請願
第二二五三号　熊本県川上村の地域給に関する請願
第二二五四号　熊本県供合村の地域給に関する請願
第二二五六号　宮崎県日向市の地域給に関する請願
第二二七二号　神奈川県初声村の地域給に関する請願
第二二七三号　神奈川県南下浦町の地域給に関する請願
第二二七八号　宮崎県南郷町の地域給に関する請願
第二二七九号　千葉県鶴舞町の地域給に関する請願
第二三一〇号　三重県鈴鹿市の地域給に関する請願
第二三三二号、第二七七七号　宮城県白石町の地域給に関する請願
第二三四一号　京都府福知山市の地域給に関する請願
第二三五九号　愛媛県川之江町の地域給に関する請願
第二三七〇号　宮崎県福島町の地域給に関する請願
第二三八二号　岡山県本荘町の地域給に関する請願
第二四一六号　石炭手当および寒冷地手当引上げに関する請願
第二四二三号　福岡県国立赤坂療養所所在地の地域給に関する請願
第二四二四号　埼玉県与野町の地域給に関する請願
第二四二五号　岡山県寄島町の地域給に関する請願
第二四三三号　京都府宇治市の地域給に関する請願
第二四三三号　福岡県神湊町の地域給に関する請願
第二四五二号　広島県寺西町の地域給に関する請願
第二四五七号　鹿児島県阿久根市の地域給に関する請願
第二四五八号、第二四六一号、第二四九三号　岐阜県高須町の地域給に関する請願
第二四六〇号　香川県善通寺町の地域給に関する請願
第二四八二号、第二六二四号　福岡県大川町の地域給に関する請願
第二四八四号、第二六二六号　福岡県岡垣村の地域給に関する請願
第二四九二号、第二六二三号、第二六七三号　大分県杵築町の地域給に関する請願
第二五〇五号　東京都福生町の地域給に関する請願
第二五一〇号、第二五四四号　長崎県諫早市の地域給に関する請願
第二五一六号　新潟県巻町の地域給に関する請願
第二五一七号　新潟県吉田町の地域給に関する請願
第二五一八号　新潟県内野町の地域給に関する請願
第二五一九号　秋田県大曲町の地域給に関する請願
第二五二〇号　京都府園部町外三箇町村の地域給に関する請願
第二五四一号、第二七七八号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二五四二号　秋田県花輪町外一箇町の地域給に関する請願
第二五四三号、第二七六三号　佐賀県有田、東有田両町の地域給に関する請願
第二五六四号　公務員の給与改訂等に関する請願
第二五六五号　石炭手当に関する請願
第二五六六号、第二六一七号　愛媛県吉田町の地域給に関する請願
第二五六七号　愛媛県松柏村の地域給に関する請願
第二五六八号　岐阜県大八賀村の地域給に関する請願
第二五六九号　鹿児島市の地域給に関する請願
第二五七〇号　鹿児島市外五箇市町の地域給に関する請願
第二五七一号　鹿児島県伊集院町の地域給に関する請願
第二五七二号　鹿児島県加世田町の地域給に関する請願
第二五七三号　鹿児島県岩川町の地域給に関する請願
第二五七四号　鹿児島県末吉町の地域給に関する請願
第二五九七号、第二七七四号　京都府田原村の地域給に関する請願
第二六一〇号、第二六八三号、第二七一二号　岐阜県高田町の地域給に関する請願
第二六一一号　岐阜県遠山村の地域給に関する請願
第二六二二号　岐阜県遠山村の寒冷地手当に関する請願
第二六二五号　福岡市下月隈町外五箇町の地域給に関する請願
第二六二七号　三重県浜島町の地域給に関する請願
第二六二八号　秋田県大館市の地域給に関する請願
第二六二九号　宮城県大河原町の地域給に関する請願

第二六三〇号　青森県大鰐町の地域給に関する請願
第二六三九号　岡山県矢掛町の地域給に関する請願
第二六四〇号　京都府田辺町の地域給に関する請願
第二六四七号　京都府綾部市の地域給に関する請願
第二六四八号　京都府長岡町の地域給に関する請願
第二六四九号　京都府豊里村の地域給に関する請願
第二六五〇号　京都府大山崎村の地域給に関する請願
第二六五一号　石川県橘立村の地域給に関する請願
第二六五二号　北海道網走市の地域給に関する請願
第二六五三号　北海道津別町の地域給に関する請願
第二六五四号　北海道斜里町の地域給に関する請願
第二六五六号　北海道置戸町の地域給に関する請願
第二六五七号　北海道紋別町の地域給に関する請願
第二六五八号　北海道遠軽町の地域給に関する請願
第二六五九号　山梨県石和町の地域給に関する請願
第二六六〇号　山梨県韮崎町の地域給に関する請願
第二六六一号　山梨県身延町の地域給に関する請願
第二六六二号　山梨県小笠原町の地域給に関する請願
第二六六三号　山梨県鰍沢町の地域給に関する請願
第二六六四号　山梨県加納岩町の地域給に関する請願
第二六六五号　山梨県日下部町の地域給に関する請願
第二六六九号　群馬県太田市の地域給に関する請願
第二六七七号　熊本市の地域給に関する請願
第二六七八号、第二七〇八号　熊本県荒尾市の地域給に関する請願
第二六七九号　京都府佐賀村の地域給に関する請願
第二六八〇号　神奈川県葉山町の地域給に関する請願
第二六八一号、第二六八四号、第二七一三号、第二七一八号、第二七一九号　岐阜県神戸町の地域給に関する請願
第二六八二号　熊本県水俣市の地域給に関する請願
第二七〇五号　福岡県新宮村の地域給に関する請願
第二七〇六号　青森県三本木町の地域給に関する請願
第二七〇七号　青森県鰺ヶ沢町の地域給に関する請願
第二七一七号　岐阜県釜戸村の地域給に関する請願
第二七一二五号　京都府下六人部村の地域給に関する請願
第二七三一号　神奈川県小田原市の地域給に関する請願
第二七三九号　岐阜県大野郡等の寒冷地手当に関する請願
第二七五一号　静岡県盤田市の地域給に関する請願
第二七五二号　静岡県高根村外五箇村の地域給に関する請願
第二七六四号　島根県広瀬町の地域給に関する請願
第二七七三号　愛知県高浜町の地域給に関する請願
第二七七五号　三重県伊賀地区の寒冷地手当に関する請願
第二七七六号　島根県安来町の地域給に関する請願
第二七七九号　岡山県鴨方町の地域給に関する請願
第二七八〇号　香川県高松市の地域給に関する請願
第二七八一号　長崎県瀬戸町の地域給に関する請願
第二八〇九号　三重県関町の地域給に関する請願
第二八一三号　兵庫県在田村の地域給に関する請願
第二八二〇号　兵庫県賀茂村の地域給に関する請願
第二八二一号　兵庫県大和村の地域給に関する請願
第二八二二号　兵庫県多加野村の地域給に関する請願
第二八二三号　兵庫県富合村の地域給に関する請願
第二八二四号　兵庫県芳田村の地域給に関する請願
第二八三三号　広島県上下町の地域給に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月十八日

人事委員長　カニェ邦彦

参議院議長佐藤尚武殿

人事委員会請願特別報告第二号

宮崎県都城市の地域給に関する請願

第七四五号、第八六九号　宮崎県都城市長　有田秀秋提出
全建設省労働組合九州総支部執行委員の減給処分に関する請願
第八三三号　東京都港区芝海岸通り一ノ二五　阿久根吉孝提出
新恩給法制定等に関する請願
第八八〇号　鳥取県東伯郡由良町大字由良宿　藤竹忠夫外千九百十七名提出
埼玉県大宮市の地域給に関する請願
第八八一号　埼玉県大宮市大宮電報局内　栗田一元外六百四十四名提出
京都府淀町、御牧村の地域給に関する請願
第八八二号　京都府久世郡淀町長　児島与四郎外九名提出
第一三六一号　京都府久世郡淀町長　児島与四郎外七名提出
鳥取県皆生温泉地区の地域給に関する請願
第九〇四号　鳥取県米子市皆生国立療養所米子病院内　高橋慶外一名提出
山梨県岡部村の地域給に関する請願
第九二七号　山梨県東山梨郡岡部村松本電気通信職員訓練所石和学園内　落合喪二外三十二名提出
岡山県加美町の地域給に関する請願
第九五三号　岡山県久米郡加美町長　杉山定香外一名提出
第二〇二四九号　岡山県久米郡加美町久米地方事務所内　和気島敏雄外一名提出
香川県長尾町の地域給に関する請願
第九七一号　香川県大川郡長尾町長　小西欣弥外十三名提出
第一〇八九号　香川県大川郡長尾町長尾税務署内　新居政美外十四名提出
愛知県幡豆町の地域給に関する請願
第九八四号　愛知県幡豆郡幡豆町長　牧野健吉外六名提出
国有林労務者を特別職とするの請願
第九八五号　福島県相馬郡原町南新田原町営林署従業員労働組合内　高田秀彦提出
教育公務員給与準則に関する請願
第九九八号　千葉県市川市国府台二　川本宇之介提出
第一〇二四号　東京都千代田区麹町二ノ八麹町小学校内全国連合小学校長会内　佐口安治提出
第一〇五五号　東京都港区芝公園四号地港区立愛宕中学校内　野口彰提出
福井県敦賀市の地域給に関する請願
第一〇二七号　福井県敦賀市長　川原与作外二名提出
宮城県山下村合戦原の地域給に関する請願
第一〇二八号　宮城県亘理郡山下村高瀬字合戦原一〇〇　畠山辰夫提出

第一〇五四号　宮城県亘理郡山下村高瀬字合戦原一〇〇　西條貞蔵提出
長崎県佐世保市の地域給に関する請願
第一〇五三号　長崎県佐世保市平瀬町長崎県佐世保出張所内　菊本春夫提出
和歌山県箕島町の地域給に関する請願
第一〇七六号　和歌山県有田郡箕島町長　中谷良太郎外十三名提出
和歌山県勝浦町の地域給に関する請願
第一〇七七号　和歌山県東牟婁郡勝浦町郵便局内　大久保亀鶴外十名提出
香川県仏生山町の地域給に関する請願
第一〇九〇号　香川県香川郡仏生山町長　田村政外十一名提出
茨城県那珂湊町の地域給に関する請願
第一一〇四号　茨城県那珂郡那珂湊町日本専売公社湊出張所内　鈴木宰外三百四十六名提出
第一三八五号　茨城県那珂郡那珂湊町第一高等学校内　白土栄一外三百八十六名提出
千葉県津田沼町の地域給に関する請願
第一一五三号　千葉県千葉郡津田沼町藤崎国立療養所習志野病院内　石川楢治郎提出
千葉県津田沼町外十一箇町村の地域給に関する請願
第一一五四号　千葉県千葉郡津田沼町大久保九三　田島実三外七十四名提出
宮崎県の地域給に関する請願
第一一七三号、第二二七七号
宮崎県庁内宮崎県官公庁地域給対策協議会内　田中長茂提出
宮崎県延岡市の地域給に関する請願
第一一七四号　宮崎県延岡市長仲田又次郎提出
宮崎県高岡町の地域給に関する請願
第一一七五号　宮崎県東諸県郡高岡町長　長野恕男外二名提出
宮崎県高千穂町の地域給に関する請願
第一一七六号　宮崎県西臼杵郡高千穂町長　佐藤寿提出
宮崎県高原町の地域給に関する請願
第一一七七号　宮崎県西諸県郡高原町長　北迫栄吉提出
静岡県相良町の地域給に関する請願
第一一八二号　静岡県榛原郡相良町長　長野宇恵茂外十四名提出
静岡県島田、藤枝両市の地域給に関する請願
第一一八三号　静岡市追手町静岡大学本部内　井口常雄提出
国立療養所医療従業員の給与改善に関する請願
第一二〇三号　福島県岩瀬郡須賀川町国立福島療養所内　田島太市提出
国立らい療養所職員の特殊勤務手当等に関する請願
第一二一一号　東京都北多摩郡村山村二ノ見秋津　浅野実提出
福岡県福島町の地域給に関する請願
第一二一四号　福岡県八女郡福島町長　中島一之外九百三十二名提出
第一八四三号　同　中島一之外二百名提出
愛知県旭町の地域給に関する請願
第一二四二号　愛知県東春日井郡旭町長　松原稲太郎外四名提出
山口県宇部市等の地域給に関する請願
第一二四三号　山口県知事　田中龍夫提出
山口県徳佐村等の寒冷地手当に関する請願
第一二四四号　山口県知事　田中龍夫提出
三重県名張町の地域給に関する請願
第一二七一号　三重県名賀郡名張町蔵持全建設省労働組合近畿総支部木津川支部内　天野優提出
静岡県御殿湯町の地域給に関する請願
第一二七六号　静岡県駿東郡御殿場町長　勝田博外二十一名提出
京都府向日町の地域給に関する請願
第一二七九号　京都府乙訓郡向日町京都府向陽保険所内全官公労働組合向日町地区協議会内　永原光義提出
静岡県玉穂村の地域給に関する請願
第一二九二号　静岡県駿東郡玉穂村玉穂中学校内　鈴木豊外四名提出
静岡県富士岡村の地域給に関する請願
第一二九三号　静岡県駿東郡富士岡村長　土屋五雲外六名提出
国立療養所玉浦病院所在地の地域給に関する請願
第一三〇八号　宮城県名取郡玉浦村下ノ郷新南長沼一ノ一国立療養所玉浦病院内全日本国立医療労働組合玉浦支部内　金子敬次提出
兵庫県三輪町の地域給に関する請願
第一三四七号　兵庫県有馬郡三輪町全日本国立医療労働組合兵庫療養所支部内　大谷寿外一名提出
国立療養所古里保養園所在地の地域給に関する請願
第一三六八号　富山県婦負郡古里村大字新町国立療養所古里保養園内　上坂竹茂提出
国立療養所北陸荘所在地の地域給に関する請願
第一三六九号　富山県東礪波郡南山田村信末国立療養所北陸荘内　江川三二提出
岐阜県陶町の地域給に関する請願
第一三七四号　岐阜県恵那郡陶町議会議長　佐々木一松外七名提出
福島県湊村の寒冷地手当に関する請願
第一四一八号　福島県北会津郡湊村　小檜山昭司外七十八名提出
岡山県落合町の地域給に関する請願
第一四四五号　岡山県真庭郡落合町役場内　福島萱一外百四十名提出
第一四八七号　岡山県真庭郡落合郵便局内　高田広善外百三十八名提出
岡山県成羽町の地域給に関する請願
第一四四六号　岡山県川上郡成羽町役場内　土田清吉提出
岡山県八浜町の地域給に関する請願
第一四五五号　岡山県児島郡八浜町長　山田俊三提出
長野県岩村田町の地域給に関する請願
第一四五六号　長野県北佐久郡岩村田町　阿部良太郎外七百五十九名提出
岡山県久世町の地域給に関する請願
第一四六九号　岡山県真庭郡久世町長　菱川忠義提出
第一四九五号　岡山県真庭郡久世町久世郵便局内　村沢武臣外十二名提出
岡山県藤田村の地域給に関する請願
第一四七〇号　岡山県児島郡藤田村長　石井弥寿一提出
栃木県大田原町の地域給に関する請願
第一四九四号　栃木県那須郡大田原町長　益子万吉提出

秋田県の地域給に関する請願
第一五二三号　秋田市西根小屋上丁一三教育会館内秋田県官公労給与対策協議会内　松井慶太郎提出

茨城県取手町の地域給に関する請願
第一五三一号　茨城県北相馬郡取手町北相馬地方事務所内　塚本信外三百九十一名提出

東京電報局等有線電信従業員の待遇に関する請願
第一五五八号　東京都千代田区大手町二ノ一中央電信局便館内全国電気通信従業員組合東京電信支部内　高野久吉提出

岐阜県笠松町の地域給に関する請願
第一五六五号　岐阜県羽島郡笠松町長　梅田啓一提出

茨城県境町等の地域給に関する請願
第一六三七号　茨城県猿島郡境町長　沼田安兵衛提出
第一七七二号　茨城県猿島郡境町猿島地方事務所内　糸賀秀夫提出

福井県の地域給に関する請願
第一六八九号　福井県知事　小幡治和外五百四十八名提出

山口県船木町の地域給に関する請願
第一七〇三号　山口県厚狭郡船木町　島本英弼提出

熊本県大津町の地域給に関する請願
第一七三三号　熊本県大津町長　坂本篤美提出

東京都青梅市の地域給に関する請願
第一七六二号、第二三三一号　東京都青梅市青梅郵便局内　津金斌外十二名提出

愛媛県西條市の地域給に関する請願
第一七七三号　愛媛県西條市西條北高等学校内　木村賢太郎提出

岩手県一関市の寒冷地手当に関する請願
第一七七四号　岩手県一関町長　阿部時一外一名提出

福井県三国町の地域給に関する請願
第一八二〇号　福井県坂井郡三国町三国税務署内　寺井奥次郎外四百四十八名提出
第一八二四号　福井県坂井郡三国町三国郵便局内　清水武士外四百四十八名提出

神奈川県横須賀市の地域給に関する請願
第一八二三号　神奈川県横須賀市追浜本町二ノ二　太田稔外四十名提出

福岡県古賀町の地域給に関する請願
第一八四四号　福岡県粕屋郡古賀町福岡電波監視局内　吉田二三夫提出

福岡県太宰府町の地域給に関する請願
第一八四五号　福岡県筑紫郡太宰府町長　中村久二提出
第二四八三号　福岡県筑紫郡太宰府町長　中村久二外百八十六名提出

福岡県志賀島村の地域給に関する請願
第一八四六号　福岡県粕屋郡志賀島村長　阿曇磯興提出

北海道富良野町の地域給に関する請願
第一八四七号　北海道空知郡富良野町議会議長　鎌田繁雄外三名提出

北海道美幌町の地域給に関する請願
第一八六四号　北海道網走郡美幌町長　豊田義之輔提出
第二六五五号　北海道網走郡美幌町北海道教職員組合美幌支部内　越智治郎提出

北海道平取村の地域給に関する請願
第一八六五号　北海道沙流郡平取村長　平佐武美外十名提出

福岡県和白村の地域給に関する請願
第一八六六号　福岡県粕屋郡和白村長　白石三平提出

岐阜県揖斐町の地域給に関する請願
第一八六七号　岐阜県揖斐郡揖斐町長　森五郎外十三名提出

高知県の地域給に関する請願
第一九三三号　高知県知事　川村和嘉治外一名提出

高知市の地域給に関する請願
第一九三四号　高知市丸ノ内高知県官公労働組合協議会内　中島陸馬外一名提出

高知県日章村の地域給に関する請願
第二〇〇二号　高知市大原町一二〇高知大学内　苫名孝太郎提出

千葉県館山市の地域給に関する請願
第二〇二八号　千葉県館山市長　吉田敬三外二十一名提出

千葉県木更津市の地域給に関する請願
第二〇二九号　千葉県木更津市長　山崎直外二十二名提出

愛知県刈谷市の地域給に関する請願
第二〇三〇号　愛知県刈谷市長　岡本謹平提出

北海道永山村の地域給に関する請願
第二〇三一号　北海道上川郡永山村議会議長　幅崎文次郎外三名提出

福井県小浜市の地域給に関する請願
第二〇六二号　福井県小浜市上竹原　古谷正美提出

国家公務員に対する寒冷地手当および石炭手当の支給に関する法律中一部改正の請願
第二一三〇号　北海道札幌市議会議長　斎藤忠雄提出

宮崎県日の影町の地域給に関する請願
第二二〇二号　宮崎県西臼杵郡日の影町長　植野弘外十七名提出

熊本県小島町の地域給に関する請願
第二二四二号　熊本県飽託郡小島町　田中清則外一名提出

熊本県城山村の地域給に関する請願
第二二四三号　熊本県飽託郡城山村　中山弘行外四名提出

熊本県広畑村の地域給に関する請願
第二二四四号　熊本県飽託郡広畑村　米満康外二名提出

熊本県小山戸島村の地域給に関する請願
第二二四五号　熊本県飽託郡小山戸島村　田中麒学外一名提出

熊本県高橋村の地域給に関する請願
第二二四六号　熊本県飽託郡高橋村　桑波謙蔵外六名提出

熊本県八分字村の地域給に関する請願
第二二四七号　熊本県飽託郡八分字村　藤本秀臣外三名提出

熊本県田迎村の地域給に関する請願
第二二四八号　熊本県飽託郡田迎村　石原晃外四名提出

熊本県御幸村の地域給に関する請願
第二二四九号　熊本県飽託郡御幸村　吉永寿男外三名提出

熊本県池上村の地域給に関する請願
第二二五〇号　熊本県飽託郡池上村　高橋新八外二名提出

熊本県西里村の地域給に関する請願
第二二五一号　熊本県飽託郡西里村北部中学校内　中山清茂外二名提出

熊本県龍田村の地域給に関する請願
第二二五二号　熊本県飽託郡龍田村　梅田信夫外一名提出

熊本県川上村の地域給に関する請願
第二一五三号　熊本県鉋託郡川上村　徳永隆外三名提出
熊本県供合村の地域給に関する請願
第二一五四号　熊本県鉋託郡供合村長　田中実蔵外四名提出
宮崎県日向市の地域給に関する請願
第二一五六号　宮崎県日向市長　三尾良次郎外二名提出
神奈川県初声村の地域給に関する請願
第二一七二号　神奈川県三浦郡初声村長　山田孝三郎外十名提出
神奈川県南下浦町の地域給に関する請願
第二一七三号　神奈川県三浦郡南下浦町長　新倉誠一外十一名提出
宮崎県南郷町の地域給に関する請願
第二一七八号　宮崎県南那珂郡南郷町長　荒武倉次郎提出
千葉県鶴舞町の地域給に関する請願
第二一七九号　千葉県市原郡鶴舞町長　星野五郎外五名提出
三重県鈴鹿市の地域給に関する請願
第二三一〇号　三重県鈴鹿市江島町三、〇九四　横田裕外八百九十九名提出
宮城県白石町の地域給に関する請願
第二三三一号　宮城県刈田郡白石町長　麻生寛道外一名提出
第二七七七号　同　麻生寛道外二名提出
京都府福知山市の地域給に関する請願
第二三四一号　京都府福知山市長　牧野源太郎外二名提出
愛媛県川之江町の地域給に関する請願
第二三五九号　愛媛県宇摩郡川之江町　横内穂外百九十九名提出
宮崎県福島町の地域給に関する請願
第二三七〇号　宮崎県南那珂郡福島町長　神戸俊一外十八名提出
岡山県本荘町の地域給に関する請願
第二三八二号　岡山県和気郡本荘町和気地方事務所内　守時住太外三十一名提出
石炭手当および寒冷地手当引上げに関する請願
第二四一六号　北海道小樽市長　安達与五郎外四十七名提出
福岡県国立赤坂療養所所在地の地域給に関する請願
第二四二三号　福岡県八女郡羽犬塚町大字蔵数五一五国立赤坂療養所内　久保全提出
埼玉県与野町の地域給に関する請願
第二四二四号　埼玉県北足立郡与野町長　中村弥太郎外十名提出
岡山県寄島町の地域給に関する請願
第二四二五号　岡山県浅口郡寄島町長　高渕吉五郎外十六名提出
京都府宇治市の地域給に関する請願
第二四三二号　京都府宇治市長　山崎平次外三十七名提出
福岡県神湊町の地域給に関する請願
第二四三三号　福岡県宗像郡神湊町役場内　青木雄助提出
広島県寺西町の地域給に関する請願
第二四五二号　広島県賀茂郡寺西町長　大森輝喜外十六名提出
鹿児島県阿久根市の地域給に関する請願
第二四五七号　鹿児島県阿久根市長　松田進外四百九十一名提出
岐阜県高須町の地域給に関する請願
第二四五八号　岐阜県海津郡高須町長　栗田鉦司外十四名提出
第二四六一号　岐阜県海津郡高須町議会議長　白木貞一外十四名提出
第二四九三号　岐阜県海津郡高須町岐阜県海津郡学校組合立日新中学校内　側島完外十四名提出
香川県善通寺町の地域給に関する請願
第二四六〇号　香川県仲多度郡善通寺町長　遠山源治外三十五名提出
福岡県大川町の地域給に関する請願
第二四八二号、第二六二四号　福岡県三潴郡大川町役場内　野田護外二百九十四名提出
福岡県岡垣村の地域給に関する請願
第二四八四号　福岡県遠賀郡岡垣村　吉田徳壮外二千二百五十四名提出
第二六二六号　福岡県遠賀郡岡垣村吉木　門司実外二千五百七十六名提出
大分県杵築町の地域給に関する請願
第二四九二号　大分県速見郡杵築町長　生地弘外三十六名提出
第二六二三号　大分県速見郡杵築町簡易裁判所内　有沢作治外三十六名提出
第二六七三号　大分県速見郡杵築町議会議長　藤井清秀外三十五名提出
東京都福生町の地域給に関する請願
第二五〇五号　東京都西多摩郡福生町大字福生福生郵便局内　田村謙三外四名提出
長崎県諫早市の地域給に関する請願
第二五一〇号　長崎県諫早市長　野村儀平提出
第二五四四号　長崎県諫早市宇都町三二七　沢村正之提出
新潟県巻町の地域給に関する請願
第二五一六号　新潟県西蒲原郡巻町長　本間代吉外十六名提出
新潟県吉田町の地域給に関する請願
第二五一七号　新潟県西蒲原郡吉田町長　幸田重郎外六名提出
新潟県内野町の地域給に関する請願
第二五一八号　新潟県西蒲原郡内野町長　古俣文吉外六名提出
秋田県大曲町の地域給に関する請願
第二五一九号　秋田県仙北郡大曲町仙北地方事務所内　古屋正幸外百十四名提出
京都府園部町外三箇町村の地域給に関する請願
第二五二〇号　京都府船井郡園部町長　永井正史外五名提出
岡山県金光町の地域給に関する請願
第二五四一号　岡山県浅口郡金光町金光地域給引上対策委員会内　工藤純之助提出
第二七七八号　岡山県浅口郡金光町長　工藤純之助提出
秋田県花輪町外一箇町の地域給に関する請願
第二五四二号　秋田市西根小屋町上丁一三教育会館内秋田県官公労給与対策協議会内　松井慶太郎提出
佐賀県有田、東有田両町の地域給に関する請願
第二五四三号　佐賀県佐賀郡有田町長　久富二六外一名提出
第二七六三号　佐賀県西松浦郡東有田町長　本土惣三郎外一名提出

公務員の給与改訂等に関する請願
第二五六四号　東京都千代田区丸の内一ノ一全運輸省労働組合協議会内　渡辺道夫提出
石炭手当に関する請願
第二五六五号　北海道庁内全官公庁労働組合連絡協議会内　押山正三外一名提出
愛媛県吉田町の地域給に関する請願
第二五六六号　愛媛県知事　久松定武外一名提出
愛媛県松柏村の地域給に関する請願
第二五六七号　愛媛県宇摩郡松柏村松柏村地域給対策連絡協議会内　井上巻太提出
岐阜県大八賀村の地域給に関する請願
第二五六八号　岐阜県大野郡大八賀村役場内　瀬ノ上市郎右エ門外三名提出
鹿児島市の地域給に関する請願
第二五六九号　鹿児島市山下町市役所内鹿児島市地域給引上対策委員会内　勝目清提出
鹿児島市外五箇市町の地域給に関する請願
第二五七〇号　鹿児島県知事　重成格提出
鹿児島県伊集院町の地域給に関する請願
第二五七一号　鹿児島県日置郡伊集院町長　有馬秀一外五百名提出
鹿児島県加世田町の地域給に関する請願
第二五七二号　鹿児島県川辺郡加世田町長　松山賢太郎外三十九名提出
鹿児島県岩川町の地域給に関する請願
第二五七三号　鹿児島県曾於郡岩川町長　黒木良行外四百名提出
鹿児島県末吉町の地域給に関する請願
第二五七四号　鹿児島県曾於郡末吉町長　松下七二外二十二名提出
京都府田原村の地域給に関する請願
第二五九七号　京都府綴喜郡田原村長　矢野芳造外四名提出
第二七七四号　同
岐阜県高田町の地域給に関する請願
第二六二〇号　岐阜県養老郡高田町　伊藤好雄外十二名提出
第二六八三号　岐阜県養老郡高田町高田町地域給引上連絡協議会内　伊藤好雄外十二名提出
第二七一二号　岐阜県養老郡高田町長　山田良造外十二名提出
岐阜県遠山村の地域給に関する請願
第二六二一号　岐阜県恵那郡遠山村議会議長　原田忠衛外二名提出
岐阜県遠山村の寒冷地手当に関する請願
第二六二二号　岐阜県恵那郡遠山村長　佐々木利八外二名提出
福岡市下月隈町外五箇町の地域給に関する請願
第二六二五号　福岡市警固通り一ノ一二　守田祥捷提出
三重県浜島町の地域給に関する請願
第二六二七号　三重県志摩郡浜島町長　森新助外十三名提出
秋田県大館市の地域給に関する請願
第二六二八号　秋田県大館市長　佐藤敬治外三名提出
宮城県大河原町の地域給に関する請願
第二六二九号　宮城県柴田郡大河原町長　吉田新三郎外二十四名提出
青森県大鰐町の地域給に関する請願
第二六三〇号　青森県南津軽郡大鰐町長　油川久栄提出
岡山県矢掛町の地域給に関する請願
第二六三九号　岡山県小田郡矢掛町長　石井遵一郎外十名提出
京都府田辺町の地域給に関する請願
第二六四〇号　京都府綴喜郡田辺町長　北川楢太郎提出
京都府綾部市の地域給に関する請願
第二六四七号　京都府綾部市長　岡誠外二名提出
京都府長岡町の地域給に関する請願
第二六四八号　京都府乙訓郡長岡町長　河村春三外七名提出
京都府豊里村の地域給に関する請願
第二六四九号　京都府何鹿郡豊里村長　田中俊一郎提出
京都府大山崎村の地域給に関する請願
第二六五〇号　京都府乙訓郡大山崎村役場内　津田治三郎外五名提出
石川県橋立村の地域給に関する請願
第二六五一号　石川県江沼郡橋立村長　山下作吉外二名提出
北海道網走市の地域給に関する請願
第二六五二号　北海道網走市長　吉田栄吉提出
北海道津別町の地域給に関する請願
第二六五三号　北海道網走郡津別町津別高等学校内　武田俊介外十三名提出
北海道斜里町の地域給に関する請願
第二六五四号　北海道斜里郡斜里町斜里高等学校内　伊東武夫外十名提出
北海道置戸町の地域給に関する請願
第二六五六号　北海道常呂郡置戸町役場内　阿部重美外八名提出
北海道紋別町の地域給に関する請願
第二六五七号　北海道紋別郡紋別町長　大西真平提出
北海道遠軽町の地域給に関する請願
第二六五八号　北海道紋別郡遠軽町長　安達悦二郎提出
山梨県石和町の地域給に関する請願
第二六五九号　山梨県東八代郡石和町東八代地方事務所内　佐井清外二百九十九名提出
山梨県韮崎町の地域給に関する請願
第二六六〇号　山梨県北巨摩郡韮崎町長　浅川彦六外十五名提出
山梨県身延町の地域給に関する請願
第二六六一号　山梨県南巨摩郡身延町長　佐野京治外六名提出
山梨県小笠原町の地域給に関する請願
第二六六二号　山梨県中巨摩郡小笠原町長　土屋喜雄外十二名提出
山梨県鰍沢町の地域給に関する請願
第二六六三号　山梨県南巨摩郡鰍沢町議会議長　深沢義広外十一名提出
山梨県加納岩町の地域給に関する請願
第二六六四号　山梨県東山梨郡加納岩町長　武井豊久外五名提出
山梨県日下部町の地域給に関する請願
第二六六五号　山梨県東山梨郡日下部町長　飯島茂治外六名提出
群馬県太田市の地域給に関する請願
第二六六九号　群馬県太田市長　武藤伝次郎外五十三名提出

熊本市の地域給に関する請願
第二六七七号　熊本市長　林田正治外一名
熊本県荒尾市の地域給に関する請願
第二六七八号　熊本県荒尾市大島七七　坂田昌亮外八百七十名提出
第二七〇八号　熊本県知事　桜井三郎外一名提出
京都府佐賀村の地域給に関する請願
第二六七九号　京都府何鹿郡佐賀村長　間島寒蔵提出
神奈川県葉山町の地域給に関する請願
第二六八〇号　神奈川県三浦郡葉山町長　亀井辰雄外五名提出
岐阜県神戸町の地域給に関する請願
第二六八一号　岐阜県安八郡神戸町長　河出義一外七十八名提出
第二六八四号　岐阜県安八郡神戸町議会議長　高岡武一外七十八名提出
第二七一三号　岐阜県安八郡神戸町神戸小学校内　岡部武雄外七十九名提出
第二七一八号　岐阜県安八郡神戸町神戸郵便局内　後藤亦一外七十八名提出
第二七一九号　岐阜県安八郡神戸町神戸中学校内　小野健吾外七十九名提出
熊本県水俣市の地域給に関する請願
第二六八二号　熊本県水俣市長　橋本彦七外十八名提出
福岡県新宮村の地域給に関する請願
第二七〇五号　福岡県粕屋郡新宮村新宮郵便局内　辻倉市外九名提出
青森県三本木町の地域給に関する請願
第二七〇六号　青森県上北郡三本木町長　水野陳好外十八名提出
青森県鰺ヶ沢町の地域給に関する請願
第二七〇七号　青森県西津軽郡鰺ヶ沢町長　山屋辰夫外十八名提出
岐阜県釜戸村の地域給に関する請願
第二七一七号　岐阜県土岐郡釜戸村長　溝口掬外六名提出
京都府下六人部村の地域給に関する請願
第二七二五号　京都府天田郡下六人部村地域給指定促進協議委員会内　松本庄吉提出
神奈川県小田原市の地域給に関する請願
第二七三一号　神奈川県小田原市長　鈴木十郎提出
岐阜県大野郡等の寒冷地手当に関する請願
第二七三九号　岐阜県高山市八軒町一ノ五飛騨地方事務所内　野原政次提出
静岡県磐田市の地域給に関する請願
第二七五一号　静岡県磐田市長　赤松照彦提出
静岡県高根村外五箇村の地域給に関する請願
第二七五二号　静岡県駿東郡北郷村長　永原正雄外十八名提出
島根県広瀬町の地域給に関する請願
第二七六四号　島根県能義郡広瀬町長　増田栄四郎外九名提出
愛知県高浜町の地域給に関する請願
第二七七三号　愛知県碧海郡高浜町長　中川上次外十名提出
三重県伊賀地区の寒冷地手当に関する請願
第二七七五号　三重県上野市丸之内伊賀地方事務所長官舎内　福山陸男提出
島根県安来町の地域給に関する請願
第二七七六号　島根県能義郡安来町長　高橋隆提出
岡山県鴨方町の地域給に関する請願
第二七七九号　岡山県浅口郡鴨方町長　杣治三一提出
香川県高松市の地域給に関する請願
第二七八〇号　香川県高松市長　国東照太外二名提出
長崎県瀬戸町の地域給に関する請願
第二七八一号　長崎県西彼杵郡瀬戸町長　西辻芳雄提出
国立病院、療養所勤務公務員に関する請願
第二七九三号　東京都中野区新井町五一四全日本国立医療労働組合内　岩崎清作
三重県関町の地域給に関する請願
第二八〇九号　三重県鈴鹿郡関町長　伊藤偉作外三名提出
兵庫県在田村の地域給に関する請願
第二八一三号　兵庫県加西郡在田村長　長田忠治外八名提出
兵庫県賀茂村の地域給に関する請願
第二八二〇号　兵庫県加西郡賀茂村長　中安儀太郎外四名提出
兵庫県大和村の地域給に関する請願
第二八二一号　兵庫県加西郡大和村長　常見勝次外三名提出
兵庫県多加野村の地域給に関する請願
第二八二二号　兵庫県加西郡多加野村長　神田幸平外五名提出
兵庫県富合村の地域給に関する請願
第二八二三号　兵庫県加西郡富合村長　岩佐勇外三名提出
兵庫県芳田村の地域給に関する請願
第二八二四号　兵庫県加西郡芳田村長　今村潔外三名提出
広島県上下町の地域給に関する請願
第二八三三号　広島県甲奴郡上下町甲奴地方事務所内　野津山優外二百三十七名提出

右二百三十六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。
よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月十八日
人事委員長　カニエ邦彦
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

宮崎県都城市の地域給に関する請願
請願者　宮崎県都城市長　有田秀秋（第七四五号）
請願者　同（第八六九号）

右の請願は、都城市は、昭和二十三年より昭和二十六年四月まで宮崎、延岡両市とともに地域給一割の地域に該当していたが、昭和二十六年十月地域給改訂によつて、宮崎、延岡両市のみ一割即ち二級地、本市は新規追加の後進都市とともに五分即ち一級地として指定を受けたことは、本市の実情といちじるしくそぐわないから、事情調査の上、本市の地域給を宮崎、延岡両市なみに引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

全建設省労働組合九州総支部執行委員の減給処分に関する請願
請願者　東京都港区芝海岸通り一ノ二五　阿久根吉孝（第八三三号）

右の請願は、全建設省労働組合九州総支部の執行委員長以下七名および同関門支部長に対する減給処分は明

らかに不当であり、組合員の要求と権利が一方的に圧迫制限されるようなことは許されるべきでなく、政府当局が人事院勧告を無視し、政府が職員の苦情に対し誠意をもつて解決しない現状ではすみやかに公務員法を改正し、争議権、団交権、政治活動の自由を与えるよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新恩給法制定等に関する請願

請願者　鳥取県東伯郡由良町大字由良宿　藤竹忠夫外千九百十七名（第八八〇号）

右の請願は、恩給は、公務員の退職後の生活に安定感を与え、公務の民主的、能率的運営に寄与するところが大きい。しかるに現在の恩給法は、退職年次の相違によつて、はなはだしい不均衡があるから、すみやかにこれ等を是正せられるとともに合理的な新恩給法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県大宮市の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大宮市大宮電報局内　栗田一元外六百四十四名（第八八一号）

右の請願は、埼玉県大宮市は、京浜線の終点であるとともに交通の中心地として浦和、川口両市を隔て東京都に隣接しており、毎日大宮駅の乗降者は十二万人を算し、地域的にもその他の情況についても全く前記両市と軌を一にしているから、本市の地域給を両市なみに引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府淀町、御牧村の地域給に関する請願

請願者　京都府久世郡淀町長　児島与四郎外九名（第八八二号）

請願者　京都府久世郡淀町長　児島与四郎外七名（第一三六一号）

右の請願は、今回行われた勤務地手当支給区分の追加勧告によれば、京都府綴喜郡八幡町が三級地に、京都市伏見区納所町が五級地にそれぞれ勧告されたが、両地区の中間に位し、物価指数においても文化生活面においても全く前記八幡町に優るとも劣らぬ淀町および御牧村が二級地に勧告されたことはいちじるしく実状と相違するから、両町村の地域給を八幡町同様三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県皆生温泉地区の地域給に関する請願

請願者　鳥取県米子市皆生国立療養所米子病院内　高橋慶外一名（第九〇四号）

右の請願は、鳥取県皆生温泉地区は、山陰地方の観光地として知られているが、食糧、日用品等を民営自動車線によつて米子市より移入しているため、すべての物価は米子市より平均十七パーセントの高価を示しており、同地区公務員の生活に深刻な影響をおよぼしているから、同地区を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県岡部村の地域給に関する請願

請願者　山梨県東山梨郡岡部村松本電気通信職員訓練所石和学園内　落合夾二外三十二名（第九二七号）

右の請願は、電気通信職員訓練所石和学園は、元甲府市に所在していたが、戦災により焼失し、現在の岡部村に移転した関係上、教職員のほとんどが甲府市内から通勤しており、また事業経営の特殊性から教官の人事交流がひん繁に行われなければならないにもかかわらず地域差が障壁となつて甲府市内からの教官の採用に困難を極めていたことを訴え、甲府市と同等の地域給地に指定されたのであるが、今回人事院の地域給追加勧告により甲府市以下に下げられることとなれば、再び人事交流に困難を加え学園運営に重大な支障をきたすから、甲府市と同等の級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県加美町の地域給に関する請願

請願者　岡山県久米郡加美町長　杉山定香外一名（第九五三号）

請願者　岡山県久米郡加美町久米地方事務所内　和気島敏雄外一名（第一〇四九号）

右の請願は、岡山県久米郡加美町は、北部に津山市、東部は棚原鉱山に隣接する久米郡の中心地で、商店街は年々発展の段階にあり、日常必需品は岡山、津山両市より高い現状であるに拘わらず、勤務地手当の支給地から除かれているため、当地在勤の官公庁職員の事務能率に悪影響を及ぼしているから、当町を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県長尾町の地域給に関する請願

請願者　香川県大川郡長尾町長　小西欣弥外十三名（第九七一号）

請願者　香川県大川郡長尾町長尾税務署内　新居政美外十四名（第一〇八九号）

右の請願は、香川県長尾町は、大川郡西南端の交通要衝に当り、国または県の出先機関が多数所在するばかりでなく、各種民間企業の支店、出張所が集まつており、観光地としても知られているため、春秋の観光客は数万人を数える状況であるが、高松市と近距離にあるため、生活必需物

価はもとより、すべての生活條件を同市と同じくしているから、長尾町の地域給を高松市と同級の二級地とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県幡豆町の地域給に関する請願

請願者　愛知県幡豆郡幡豆町長　牧野健吉外六名（第九八四号）

右の請願は、愛知県幡豆町は、三河を東西に分岐する赤石山系の三河湾に突入する南端に位し、昔から三河東西における経済交通の要衝で、最近とくに工業的、観光的発展を示しているため、物価は常に郡内および近隣都市に比較して常に一割以上の高さを示し、給料生活者にとつては苦しい負担となつているから、当町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国有林労務者を特別職とするの請願

請願者　福島県相馬郡原町南新田原町営林署従業員労働組合内　高田秀彦（第九八五号）

右の請願は、国有林労務者は、身分保障、基本的労働権もなく、ある者は日雇、あるものは期間労務者という実に確立されない取扱いを受け、しかも賃金は五、六人家族で月収五、六千円の有様である。かかる労務者を一般職公務員として取扱うことは不合理であると思われるから、国有林労務者を特別職とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教育公務員給与準則に関する請願

請願者　千葉県市川市国府台二　川本宇之介（第九九八号）

請願者　東京都千代田区麹町二ノ八麹町小学校内全国連合小学校長会内　佐口安治（第一〇二四号）

請願者　東京都港区芝公園四号地港区立愛宕中学校内　野口彰（第一〇五五号）

右の請願は、昭和二十三年に盲ろう児童就学義務制が実施されたが、盲ろう教育の困難性に対応する教員の待遇が是正されていないため、教員の確保が極めて至難で、盲ろう教育の振興に多大の支障を与えているから、近く予定されている教育公務員給与準則の制定に際しては、（一）七九ベース切替の際失つた調整号俸を復活すること、（二）学歴および勤務年数の同じ教員については、学校種別によつて本俸に差をつけないこと、（三）特殊教員を優遇すること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県敦賀市の地域給に関する請願

請願者　福井県敦賀市長　川原与作外二名（第一〇二七号）

右の請願は、福井県敦賀市は、京阪神方面に近接し、更に三方山に囲まれているため野菜その他生活物資の殆どは移入する現況で、その物価高は、福井県第一位である。しかるに今回、政府ならびに国会に提出された人事院の勤務地手当支給区分改訂案には二級地に勧告されていないから、すみやかに敦賀市を二級地に改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県山下村合戦原の地域給に関する請願

請願者　宮城県亘理郡山下村高瀬字合戦原一〇〇　畠山辰夫（第一〇二八号）

請願者　宮城県亘理郡山下村高瀬字合戦原一〇〇　西條貞蔵（第一〇五四号）

右の請願は、国立宮城療養所の所在する宮城県亘理郡山下村高瀬字合戦原は、近接都市仙台市より約四十キロの地点にあるが、魚介、野菜等副食物の大部分を仙台市より購入しているため、物価は常に同市より高い上に通学費、燃料費等の出資がかさむので、当療養所勤務の職員は困難な生活を余儀なくされているから、同地の地域給を仙台市同様二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県佐世保市の地域給に関する請願

請願者　長崎県佐世保市平瀬町長崎県佐世保出張所内　菊本春夫（第一〇五三号）

右の請願は、長崎県佐世保市の朝鮮動乱により生じた特殊事情は、他都市の一般事情と全く異り、繊弱な佐世保の経済に及ぼした動乱経済の比重から見ても、時間的速度から見ても、みぢんも調節のきかない強大なものであり、このため官公庁職員は北九州あるいは昨年四級地に昇格の別府等に比し、数倍の経済苦にあえいでいるから、当市の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県箕島町の地域給に関する請願

請願者　和歌山県有田郡箕島町長　中谷良太郎外十三名（第一〇七六号）

右の請願は、和歌山県箕島町は、和歌山市ならびに海南市に近接し、しかも当町周囲は、かんきつ類その他農作物や魚類の産物に恵まれ、また町内および附近には可成り盛大な工場や会社が多く、購買力が旺盛であるため、物価も県下では非常に高い状況にあるから、当町の地域給級地を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県勝浦町の地域給に関する請願

請願者　和歌山県東牟婁郡勝浦町郵便局内　大久路亀鶴外十名（第一〇七七号）

右の請願は、和歌山県勝浦町は、新宮市の門戸ともいわれ、水陸交通運輸の重要な位置を占めており、漁港としても紀南唯一の発展を示し、これに関連して商工業の発展もめざましく、その上最近における交通機関の充実と附近一帯の観光地開発に伴い、同町の生活程度はいちじるしい高さを示し、俸給生活者の家計に重大な影響をおよぼしているから、同町の地域給審議に当つては、従前以上の等級地であることを考慮されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県仏生山町の地域給に関する請願

請願者　香川県香川郡仏生山町長　田村政外十一名（第一〇九〇号）

右の請願は、香川県仏生山町は、四国と本州を結ぶ最短連絡地点として海陸交通の重要な地位を占めているため、最近めざましい発展を遂げ、従つて日常生活物価もいちじるしい高騰を示しており、終戦後においては、高松市を上回つている実情にあるから、同町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県那珂湊町の地域給に関する請願

請願者　茨城県那珂郡那珂湊町日本専売公社湊出張所内　鈴木宰外三百四十六名（第一一〇四号）

請願者　茨城県那珂郡那珂湊町第一高等学校内　白土栄一外三百八十六名（第一三八五号）

右の請願は、茨城県那珂湊町は、人口二万を擁する本県中部海岸第一の漁港でしかも勝田町および水戸市に接続しているため、生活物資の価格においては両地と全く変らず特殊物資に至つてはむしろ両地より高価を示している現状であるから、本町を勤務地手当支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県津田沼町の地域給に関する請願

請願者　千葉県千葉郡津田沼町藤崎国立療養所習志野病院内　石川橘治郎（第一一五三号）

右の請願は、東京、千葉間の国鉄および京成電鉄沿線の市街地は何等区別するところがないにもかかわらず、千葉、船橋の地域給は、四級地の指定を受け、津田沼町は二級地の取扱いを受けていることは現実を無視したものであるから、当町の地域給率を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県津田沼町外十一箇町村の地域給に関する請願

請願者　千葉県千葉郡津田沼町大久保九三　田島実三外七十四名（第一一五四号）

右の請願は、千葉県津田沼、幕張、二宮の三町および千葉市に隣接する生浜町の四町が二級地、京成電車沿線の大和田町が一級地で、他は無級地となつているため、学校教員の人事交流等に支障をきたしているから、津田沼、幕張、二宮、生浜の四町を三級地、大和田町を二級地、犢橋、豊富、陸、椎名、誉田、白井、更科を一級地にそれぞれ引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県の地域給に関する請願

請願者　宮崎県庁内宮崎県官公庁地域給対策協議会内　田中長茂（第一一七三号）

請願者　同（第一二七七号）

右の請願は、宮崎県は消費地として、ほとんどの物資を他県からの移入、搬入に依存しており、しかも交通が不便なため、物価がいちじるしく高く、公務員の生活を極度におびやかしている実情であるから、宮崎県下の地域給率を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県延岡市の地域給に関する請願

請願者　宮崎県延岡市長　仲田又次郎（第一一七四号）

右の請願は、宮崎県延岡市は、背後に山間へき地を控えて交通の便悪く、しかも旭化成工場所在地として工業都市であるため、消費都市的性格が強く、県下で最も高物価を示しており、そのうえ人口は年々増加の一途をたどり、ことに朝鮮動乱以後の経済情勢によつて同市の物価はいちじるしい高騰を続けているから、同市の特殊事情を考慮せられて級地引上げの措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県高岡町の地域給に関する請願

請願者　宮崎県東諸県郡高岡町長　長野恕男外二名（第一一七五号）

右の請願は、宮崎県高岡町は、宮崎市に隣接する同地方交通の要衝に当り、多数の官公庁が在る。しかるに町内には生活必需物資の生産がなく、これらの物資はその大部分を宮崎市および阪神、北九州方面より仕入れているため、輸送費等の関係で物価が高いから、同町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県高千穂町の地域給に関する請願

請願者　宮崎県西臼杵郡高千穂町長　佐藤寿（第一一七六号）

右の請願は、宮崎県の高千穂町は、九州の略々中央部に位し、交通の幹線より極めて隔離しているため、消費物資はすべて熊本、延岡両市を経由せねばならない上に最近における観光客の激増等によつて本町物価はいちじるしく騰貴し、高千穂町の消費者価格調査による指数においても現在三級地を指定されている地域のそれとほとんど等しい状態であるから、本町の地域給を現一級から三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県高原町の地域給に関する請願

請願者　宮崎県西諸県郡高原町長　北迫栄吉（第一一七七号）

右の請願は、宮崎県高原町は、附近に商工業都市がないため、生活必需物資の大半を遠く北九州および大阪方面に依存しなければならない上に、地形の関係で冬期の寒気は殊の外厳しく燃料費、衣料費等の支出が大きくかさむので、在勤公務員は一様に生活の困難を訴えている現状であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県相良町の地域給に関する請願

請願者　静岡県榛原郡相良町長　長野宇恵茂外十四名（第一一八二号）

右の請願は、静岡県人事委員会においては、県統計課の協力を得て、昭和二十六年十二月より本年二月までの県下主要市町村の小売物価調査を行つたが、その結果によると、相良町は、静岡、焼津両市および興津町との小売販売価格においてほとんど大差がないのに反して、本町のみ地域給支給地から除かれていることは遺憾であるから、本町在勤公務員が安んじて職務に専念できるように級地指定の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県島田、磐田両市の地域給に関する請願

請願者　静岡市追手町静岡大学本部内　井口常雄（第一一八三号）

右の請願は、静岡大学は、農、工文、教の各部が静岡、浜松、磐田、島田の各市に分散設置されているため、教官は担当講座の関係上一定の勤務地において服務することが不可能となり、特に学部学生の補導、厚生の面からしても実質的に所属と勤務地を明確に区分することが困難な条件の下において、昨年十一月法律第二七八号をもつて改正された一般職の職員の給与に関する法律別表第六による勤務地手当支給区分をそのまま適用する場合は、従前同一支給率であつたものがあらたに地域差が生じ上記の特殊事情にそわないため、職員の執務意欲を阻げるばかりでなく人事交流および優秀なる職員の補充にも多大の影響を及ぼすから、磐田、島田両市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立療養所医療従業員の給与改善に関する請願

請願者　福島県岩瀬郡須賀川町国立福島療養所内　田島太市（第一一〇三号）

右の請願は、国立療養所における医師の待遇は、一般医師に較べて極めて低く、他の職員の給与は推して知られるが、四十才の雑仕婦が、扶養家族六名をかかえて月収七千五百円という者さえあるから、結核菌にさらされながら働いているこれら医療職員の給与を一日も早く改善せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立らい療養所職員の特殊勤務手当等に関する請願

請願者　東京都北多摩郡村山村二ノ見秋津　浅野実（第一一一一号）

右の請願は、国立らい療養所職員は、常に悪條件と危険にさらされ、過重な勤務にたえて職務に励んでいるが、近くこれらの職員に対しても、あたらしい職階制が制定になり、職種によつて基準が定まるものと思うが、らいに対するけん悪性危険率は特殊勤務手当制度によるが妥当であるから、これを法制化するとともに最高率の特殊勤務手当を支給せられたい。なお、伝えられる国立病院の地方移譲は社会保障制度に逆行するものであるから、これに反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県福島町の地域給に関する請願

請願者　福岡県八女郡福島町長　中島一之外九百三十二名（第一二一四号）

請願者　同中島一之外二百名（第一八四三号）

右の請願は、福岡県福島地区の、全官公庁勤務者が切々たる期待をかけていた地域給不均衡是正は実現せず一級地として取り残されているのであるが、県内、二日市町は三級地、柳川町は二級地に追加されるよしであるばかりでなく、隣村岡山村は従来の無級地より一躍二級地に指定せられ、人口三万に近く市制実施の機運にある当福島町が一級地であることはいかにも不合理であるから、人事交流の困難、公務員生活の窮乏等の実情賢察の上、本町の地域給不均衡をすみやかに是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県旭町の地域給に関する請願

請願者　愛知県東春日井郡旭町長　松原稲太郎外四名（第一二四二号）

右の請願は、愛知県旭町は、瀬戸盆地と名古屋市を結ぶ中間に位置し、交通の便極めて良く、名古屋瀬戸両市の郊外住宅地の観を呈している。しかるに米麦以外の生活必需品はすべて両市より移入しているため、小売価格は両市をしのぎ、しかも陶磁器工業の中心地として発展中の瀬戸市の影響を受け経済的事情を前記両市と同じくしているから、同町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県宇部市等の地域給に関する請願

請願者　山口県知事　田中龍夫（第一二四三号）

右の請願は、山口県宇部、小野田両市は、西日本最大の工業地帯であつて、北九州諸都市と類似の立地條件にあり、民間給与はいちじるしく高く、消費物価の高騰はCPSの結果においても明らかであつて、若松市（五級地）よりも高く、これらの地域との均衡を保持する上からも現行三級地は適当でないから、四級地に修正せられたい。なお県下各市町村においてもそれぞれの事情により改訂を必要とするから、併せて審議せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県徳佐村等の寒冷地手当に関する請願

請願者　山口県知事　田中龍夫（第一二四四号）

右の請願は、山口県阿武郡徳佐村を中心とする山間地域は、中国山脈の高峰が日本海面に拡がる海抜三百メートル余の高地にあつて、冬期は終日シベリア方面の寒風が日本海を越えて厳しく吹き荒れ雪を交えた陰うつな曇天が多く、寒冷度の厳しさによる生活上の苦痛は北陸地方と同様であるから、本地域を寒冷地手当支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県名張町の地域給に関する請願

請願者　三重県名賀郡名張町蔵持全建設省労働組合近畿総支部木津川支部内　天野優（第一二七一号）

右の請願は、三重県名張町は、大阪から近畿鉄道により僅か六十五分の近距離にある関係上、商取引はすべて直接大阪と行われ、従つて諸物価は非常に高く、給与生活者の家計は深刻な脅威にさらされているから、同町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県御殿場町の地域給に関する請願

請願者　静岡県駿東郡御殿場町長　勝田博外二十一名（第一二七六号）

右の請願は、静岡県御殿場町は、進駐軍の演習地として大部隊の通過がひん繁なため、部隊員の購買や接客婦の影響を受け、日用品の物価が高く、一般公務員の生活にはなはだしい恐威を与えている。そのうえ土地が高冷な気温と冬期積雪のため食料品の生産が少く、大部分の食糧を他地域に依存するため、当地の物価は、沼津、三島両市の二割高を示しているから、静岡県御殿場町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府向日町の地域給に関する請願

請願者　京都府乙訓郡向日町京都府向陽保健所内全官公労働組合向日町地区協議会内　永原光義（第一二七九号）

右の請願は、京都府向日町在勤の公務員は、現下の物価高と交通費負担の上に地域給差のため、実質上の低賃金を余儀なくされる結果、京都市内へ転出を希望する者が多く、府政の運営に悪影響を及ぼしているから、すみやかに本町の地域給を引き下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県玉穂村の地域給に関する請願

請願者　静岡県駿東郡玉穂村玉穂中学校内　鈴木豊外四名（第一二九二号）

右の請願は、静岡県玉穂村の中畑区には進駐軍演習場があり、また米軍の駐とんに伴い諸物価、家賃等の高騰により、とくに消費生活を営む公務員に及ぼす影響は極めて大きいにもかかわらず、同一村内にある富士山測候所御殿場事務所が一級地の地域給の支給を受けているのに、当地区は無給地に置かれていることは不合理であるから、玉穂村全村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県富士岡村の地域給に関する請願

請願者　静岡県駿東郡富士岡村長　土屋五雲外六名（第一二九三号）

右の請願は、今回人事院の勧告に基き静岡県富士岡村の国立駿河療養所が地域給支給の対象として指定され、同一村内の他の官公署、学校等はこの対象から除外されているが、当村の俸給生活者は日常必需物資のすべてを御殿場、沼津に求めなければならず、しかも昭和二十五年末来進駐軍施設の拡充に伴い日常物価は高騰を極めている実情であるから、他官公署も地域給支給の対象に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現

に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立療養所玉浦病院所在地の地域給に関する請願

請願者　宮城県名取郡玉浦村下ノ郷新南長沼一ノ一国立療養所玉浦病院内全日本国立医療労働組合玉浦支部内　金子敬次（第一三〇八号）

右の請願は、国立療養所玉浦病院は仙台市の南方約十一キロの地点にあり、日常生活物資はすべて仙台に依存しているため、物価は仙台よりも高い状態である。病院附近には購入すべき商店街なく、子弟の通学費も多大にのぼる実情であるから、仙台市同様の勤務地手当支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県三輪町の地域給に関する請願

請願者　兵庫県有馬郡三輪町全日本国立医療労働組合兵庫療養所支部内　大谷寿外一名（第一三四七号）

右の請願は、兵庫県三輪町は、京阪神の大都市に近接し、交通網の発達は福知山線の要駅として、また神戸市とは私鉄およびバスによつて結ばれているために人的、物的流動がはげしく、物価は必然的に高騰し消費生活者に大きな影響を与えている現状で、優秀な職員は近接都市に流出する傾向を示し、人事交流上一大支障となつているから、本町を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立療養所古里保養園所在地の地域給に関する請願

請願者　富山県婦負郡古里村大字新町国立療養所古里保養園内　上坂竹茂（第一三六八号）

右の請願は、国立療養所古里保養園の職員は、当園所在の富山県古里村が普通の農村にすぎないため、主食を除く日常の所要物資の大部分を富山市内の商家に仰ぎ、僅かにけい卵の一部、牛乳等を地元あるいは附近農家に仰いでいるに過ぎない。その他のものは、野菜等に至るまで富山市内に求めている実状であつて、物価も富山市中とほとんど差異がないためむしろ多額の時間と経費を負担している実情であるから、当園所在地を富山市と同等の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立療養所北陸荘所在地の地域給に関する請願

請願者　富山県東礪波郡南山田村信末国立療養所北陸荘内　江川三二（第一三六九号）

右の請願は、富山県南山田村信末所在の、国立療養所北陸荘は、富山県の最南端に位置する山間のへき地にあるため、生活必需物資のほとんどを金沢、高岡の両市に依存している関係で物価は両市よりも高く医療行政人事行政の運営に非常なる困難を極めている現状であるから、地域手当地域官署に当北陸荘を指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県陶町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡陶町議会議長　佐々木一松外七名（第一三七四号）

右の請願は、岐阜県陶町は、輸出陶磁器製産地として知られているように全く消費地のため生活必需品の総ては名古屋市に依存する状態で、その物価高は、さきの地域給審議会においても、岐阜市、大垣市、多治見市、高山市に次ぐ第四位と認められたほどである。そのため当町の官公吏は賃金待遇のよい工場に就職する傾向にあつて、人員人材の確保はむずかしく、当町の行政、教育面等において憂慮すべき実情にあるから、公務員の確保ならびに生活安定のために当町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県湊村の寒冷地手当に関する請願

請願者　福島県北会津郡湊村小檜山昭司外七十八名（第一四一八号）

右の請願は、昭和二十六年十月総理府令第四十四号をもつて猪苗代湖を中心とする福島県耶麻郡の内、月輪、長瀬、吾妻、千里、翁島、盤梯の各村および猪苗代町の寒冷地手当支給率が四級地より五級地に引き上げられたが、右各町村と同一若しくはそれ以上の條件をもつ湊村のみ現行のままうち置かれることは均衡上不適当であるから、湊村の寒冷地手当支給率を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県落合町の地域給に関する請願

請願者　岡山県真庭郡落合町役場内　福島董一外百四十名（第一四四五号）

請願者　岡山県真庭郡落合町郵便局内　高田広善外百三十八名（第一四八七号）

右の請願は、岡山県落合町は、西美作地方の中心地であり、また目下旭川ダム建設中であるため、同町における物価は、隣接津山市および勝山町より高く、当地勤務の公務員の生活は窮乏を告げているから、同町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県成羽町の地域給に関する請願

請願者　岡山県川上郡成羽町役場内　土田清吉（第一四四六号）

右の請願は、岡山県成羽町は、川上

郡の首都として官公署が集中しているが、鉄道の便に恵まれないため、すでに地域給支給地に指定されている高梁、新見、総社等の地域に較べ生活物価が高く、町内在勤公務員の生活は窮乏を告げており、同町から近接の地域給指定地に転出する者が続出しているから、同町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県八浜町の地域給に関する請願

請願者　岡山県児島郡八浜町長　山田俊三（第一四五五号）

右の請願は、岡山県八浜町は、地勢、交通、経済上、岡山、倉敷、玉野等の影響をこうむることいちじるしく、住民の多くは前記諸都市に通勤するほう給生活者である。加うるに耕地面積が少いため、主食その他食糧品を他より移入している等隣接諸都市と何等異るところがない消費地であつて、当町在住公務員の生活は深刻なものがあるから、当町を地域給二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県岩村田町の地域給に関する請願

請願者　長野県北佐久郡岩村田町　阿部良太郎外七百五十九名（第一四五六号）

右の請願は、岩村田町は、長野県の東北部北佐久郡の略々中心に位する郡下政治行政の中心地であるが、土地の物産としては何等特産なく、僅かに米麦のみであり、近時若干の果実を生産する程度であつて、他の生活必需物資は他地域より移入している現状にあるため、一般物価は地域給支給地域と比較しむしろ割高の状態であるから、当町を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県久世町の地域給に関する請願

請願者　岡山県真庭郡久世町長　菱川忠義（第一四六九号）

請願者　岡山県真庭郡久世町久世郵便局内　村沢武臣外十二名（第一四九五号）

右の請願は、岡山県久世町は、昔から作西経済の中心地として栄え、商人の往来が激しく特殊な商業都市を形成しており、一方さきに給地に指定された勝山町とは人的物的に密接な関係があつて、すべての生活條件を同じくしているから、生活必需物資のすべてを他に依存している久世町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県藤田村の地域給に関する請願

請願者　岡山県児島郡藤田村長　石井弥寿一（第一四七〇号）

右の請願は、岡山県藤田村は、児島湾開拓工事によつて生じた新らしい村であるが、干拓地特有の水田地帯であるため、副食物その他の生活必需物資を他村に依存しており、しかも岡山市、倉敷市、児島市、玉野市等を控えてその経済的影響が強く、村内物価の水準は常にこれら諸市を上回つているから、同村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県大田原町の地域給に関する請願

請願者　栃木県那須郡大田原町長　益子万吉（第一四九四号）

右の請願は、栃木県大田原町は、東北本線西那須野駅より東野線にて四キロ東に入つた県北の要衝であり、商工業、行政、交通の中心として諸官庁を始め学校、会社等は本町に集中し、加うるに塩原の観光地を控えた消費都市であつて、附近町村に比して諸物価も高く、さきに地域給支給地に指定された西那須町に決して劣るものではないから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県の地域給に関する請願

請願者　秋田市西根小屋上丁一三教育会館内秋田県官公労給与対策協議会内　松井慶太郎外三百九十一名（第一五二三号）

右の請願は、秋田県は、単作農業特殊地帯の関係から非主食、被服、光熱費等ほとんどの物資を他府県からの移入に依存しているため、わずかのやみ米価格のさやだけでは主食以外の必需物資を需めることはできず、給料生活者は借金で収支のバランスをとりながら苦しい生計を営んでいる実状であるから、勤務地手当の級地引き上げならびに新指定について特段の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県取手町の地域給に関する請願

請願者　茨城県北相馬郡取手町北相馬地方事務所内　塚本信外三百九十一名（第一五三一号）

右の請願は、茨城県取手町は、同県の最南端に位し、常盤電車の終着地であつて、都心に一時間足らずで達する東京都の郊外都市であるがため、国電開通以来の人口増加がいちじるしく、日用消費物価もそれにつれて高騰しているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京電報局等有線電信従業員の待遇に関する請願

請願者　東京都千代田区大手町二ノ一中央電信局便館内全国電気通信従業員組合東京電信支部内　高野久吉（第一五五八号）

右の請願は、東京電報局ならびに東京国際電報局は、その規模と通信量において東洋にまれな大電信局であり、その使命は国の中枢神経としてまた国際的関連においてわが国電気通信業務の指導的立場にある。従つて同局勤務の通信技術者は、寸秒の休止もない勤務時間、不完全な局舎、施設の不良等あらゆる劣悪な勤務条件を克服しながら新技術の修得と練磨に努めているにかかわらずその待遇は、三十余年間現業に従事した国宝的存在といわれる者さえいまだに九級職へ昇格されない不遇な実情であるから、同局関係の優秀技術者の転出を防ぐため、同局の有線電信従業員に対し十級職昇格の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県笠松町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県羽島町笠松町長　梅田啓一（第一五六五号）

右の請願は、岐阜県笠松町は、名岐本線の要衝に当り、西は岐阜市に隣接し、東は一宮および名古屋の両市に通じ、しかも東海有数の機業地という特殊事情に加えて毎月行われる競馬によつて、当町の物価は極めて高く、また当町在勤の公務員の大多数は、岐阜、大垣、一宮等の諸市より通勤している現状にあるから、これらの点を考慮されて笠松町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県境町等の地域給に関する請願

請願者　茨城県猿島郡境町長　沼田安兵衛（第一六三七号）

請願者　茨城県猿島郡境町猿島地方事務所内　糸賀秀夫（第一七七二号）

右の請願は、茨城県境町および隣接長田村大字長井戸は、県の西南部に位置し、猿島郡の行政、産業、教育の中枢地を占めているが、交通の便悪く、郡内の交通運輸はすべて自動車に依存している状況で、従つて同地区における物価は高額な輸送費の加算によつて近接都市の一割五分高となつているから、境町および長田村大字長井戸を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県の地域給に関する請願

請願者　福井県知事　小幡治和外五百四十八名（第一六八九号）

右の請願は、福井県における地域給の級地指定は、福井市二級地、敦賀市、武生市、芦原町、北潟村字北潟、神明町字水落、菜野村字金山、大野町、勝山町、丸岡町、鯖江町、小浜市一級地という極めて小範囲かつ低率となつているが、本県は、古来地理的にはもち論、経済的にも関西と密接な関係をもち、物価は関西なみに高物価であり、六大都市以上であるから、本県下の地域給率を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県船木町の地域給に関する請願

請願者　山口県厚狭郡船木町　島本英弼（第一七〇三号）

右の請願は、山口県船木町は従来郡の中心地として発展してきたのであるが、時代の推移とともに隣接地の宇部、小野田両市のような高度の文化、工業都市が出現するようになつて、人的、経済的にこれ等の市と交流がはげしくなり、都市の発展と同時に町の所在も市の外郭の一部を形成するようになつたが、その反面生活の水準は市以上に高まり、商品のすべてを都市より購入するため一割以上の高物価となり給与生活者の困窮がはなはだしいから、宇部、小野田両市および厚狭町と同一の地域給を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県大津町の地域給に関する請願

請願者　熊本県大津町長　坂本篤美（第一七三三号）

右の請願は、熊本県大津町は、主食以外の大部分を熊本市を阪神京浜方面から移入する関係で物価は極めて割高となつており、去る二月二十二日人事院勧告で一級地指定となつた限府、宮地両町と比較しても諸物価はいずれも両町を上回る状態であるから、本町を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都青梅市の地域給に関する請願

請願者　東京都青梅市青梅郵便局内　津金斌外十二名（第一七六二号）

請願者　同（第二三三一号）

右の請願は、今回立川市、八王子市、国分寺町、府中町、調布町等の地域給が四級地に引き上げられたが、これらの地域に比較して諸物価の高い青梅市が三級地にすえ置かれることは不合理であるから、すみやかに本市の地域給引上げを実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県西條市の地域給に関する請願

請願者　愛媛県西條市西條北高等学校内　木村賢太郎（第一七七三号）

右の請願は、先般人事院より勤務地手当支給地是正の勧告がなされ、四国十三市中西條市を除く十二市はいずれも二級地に指定されたが、市制施行地で是正の行われないのは当西

條市だけでまことに遺憾であり、経済的にみても愛媛県内における物価の最高位にあるといわれている新居浜市とわずか四キロの近接地にあつてこれが影響をうけ、生活水準も同市と何ら変るところがない本市の実状を認識されて二級地に追加修正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県一関市の寒冷地手当に関する請願

請願者　岩手県一関市長　阿部　時一外一名（第一七七四号）

右の請願者は、岩手県一関市は、県の南部に位する関係上、県北に比し温度、積雪量とも多少の差異はあるが、中央部とほとんど大差がないにもかかわらず、昨年九月寒冷地給が四級地より三級地に格下げされたのであるが、沿岸地方に比し格段の違いがあり、衣服、燃料とも多大の出費を要する実情であるから、諸般の事情賢察の上、当一関市附近を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県三国町の地域給に関する請願

請願者　福井県坂井郡三国町三国税務署内　寺井奥次郎外四百四十八名（第一八二〇号）

請願者　福井県坂井郡三国町三国郵便局内　清水武士外四百四十八名（第一八二四号）

右の請願は、福井県三国町は、同県の二割を占める大郡坂井の政治、経済の中心地として誰もが認めている町であつて、東には芦原町の温泉地を西に東尋坊の観光地を控え、県立九頭龍公園の中心にあり、背後には不毛の地とも言える陣ケ岡台地を控えている上に生活必需品は福井市方面よりの移入に依存し電車一本の交通に頼つているため運賃もかさみ、福井市に比較して物価高の実状にあるから、本町を地域給支給地とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県横須賀市の地域給に関する請願

請願者　神奈川県横須賀市追浜本町二ノ二　太田稔外四十名（第一八二三号）

右の請願は、神奈川県横須賀市は、一部副食用農水産物を除いて一切の生活物資を他に依存する純然たる消費都市であるが、朝鮮事変の影響、特殊婦人の増加、警察予備隊創設等により、生活費が高騰、在勤公務員の生活は窮迫を告げているから、同市の地域給を隣接の横浜、鎌倉と同級の五級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県古賀町の地域給に関する請願

請願者　福岡県粕屋郡古賀町福岡電波監視局内　吉田二三夫（第一八四四号）

右の請願は、福岡県古賀町は、福岡市の東方約十四キロ、北九州地区の西方約三十キロの間に位し、交通至便と平たんな地の利に恵まれているため、官公署、会社、工場等が密集し都市的形態を呈している。従つて物価指数も福岡市ならびに北九州地区に匹敵しているから、本町の地域給を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県太宰府町の地域給に関する請願

請願者　福岡県筑紫郡太宰府町長　中村久二（第一八四五号）

請願者　福岡県筑紫郡太宰府町長　中村久二外百八十六名（第一八四八号）

右の請願は、福岡県太宰府町は、全国に著名な観光地で、とりわけ菅原道真の大祭期間には、観光客が殺到し、当地の物価をつり上げるため、生活費等に大きく響いている。しかるにさきの地域給改訂に際し、隣接地二日市および大野町より下位に置かれたことは、極めて不合理であるから、同町の特殊性を再検討の上隣接地域との不均衡を是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県志賀島村の地域給に関する請願

請願者　福岡県粕屋郡志賀島村長　阿曇磯興（第一八四六号）

右の請願は、福岡県志賀島村は、地理的にも経済的にも福岡市と密接な関係にあり、本村の産出する魚介、果実、石炭等を除くすべての物資を移入に仰いでいる純消費地であるため、運賃諸掛の加算によつて生活物資の価格は福岡市を上回つており、その上占領軍の駐留、県立玄海公園の指定等に伴い、生活水準は上昇の一途にあるから、本村の地域給を福岡市同級に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道富良野町の地域給に関する請願

請願者　北海道空知郡富良野町議会議長　鎌田繁雄外三名（第一八四七号）

右の請願は、富良野町は、北海道の中央に位し、根室本線と富良野線の分岐点に当るが、日常消費物資は小樽、札幌、旭川等の諸都市を経て移入され、一方夕張その他の炭田を控えているため、主食を始め物資の交流がはげしく、物価も前記都市に劣らずかえつて高い場合もあるから、当地方における公務員の生活難を緩和するため、同町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会

法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道美幌町の地域給に関する請願

請願者　北海道網走郡美幌町長　豊田養之輔（第一八六四号）

請願者　北海道網走郡美幌町北海道教職員組合美幌支部内　越智治郎（第二六五五号）

右の請願は、北海道美幌町は、戦後の食糧事情によつて急激に人口が増加し、同町に諸官庁各種施設の拡充等から、いまや網走支庁管内随一の大町村となつたが、さらに昨年同地に警察予備隊が創設されるや、その都市形態は、北見、網走両市をしのぐ実情にあるから、在勤公務員の生活安定と、隣接北見、網走両市との均衡を考慮の上、同町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道平取村の地域給に関する請願

請願者　北海道沙流郡平取村長　平佐武美外十名（第一八六五号）

右の請願は、北海道平取村は、四方を国有林に囲まれたへき地に所在するため日常生活物資がいちじるしく高価である上に、地理的関係で燃料費、医療費等の出費がかさむため、在勤公務員の生活は悲惨であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県和白村の地域給に関する請願

請願者　福岡県粕屋郡和白村長　白石三平（第一八六六号）

右の請願は、福岡県和白村は、福岡市を距る十二キロの郊外地であるため、生活程度は同市と変らず特に和白駅前、奈多、雁ノ巣飛行場方面は占領軍が駐とんしている関係で経済水準も高く、これらが本村在勤の給与生活者に悪影響を及ぼしているから、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県揖斐町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県揖斐郡揖斐町長　森五郎外十三名（第一八六七号）

右の請願は、岐阜県揖斐町は、大垣、岐阜両市に近接しているため、生活水準は両市と上下なくむしろ高い位であるのに勤務地手当の支給地から除かれていることは現状に照し誠にたえざるものがあり、公務員の人事交通にも支障となつているから、すみやかに地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県の地域給に関する請願

請願者　高知県知事　川村和嘉治外一名（第一九三三号）

右の請願は、高知県下一般に対する勤務地手当支給の級地の決定は、その地理的、経済的事情よりみて、なお、是正さるべき余地が非常に多いから、高知市四級地、中村町、後免地区、伊野地区、須崎町、安芸町、山田町、清水町、宿毛町、室戸地区、窪川町、佐川町を三級地、野市町、片地村、高岡町、稲生、介良地区、八田、神谷地区、本山町、大正町、槇山村大栃、田野、奈半利地区、赤岡町、久礼町、甲浦町、池川町を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知市の地域給に関する請願

請願者　高知市丸ノ内高知県官公労働組合協議会内　中島陸馬外一名（第一九三四号）

右の請願は、高知県高知市の四国内において占める特殊の地位、とくに地理的隔絶性、主食生産の貧弱性、阪神よりの物資移入に基く物価高等に原因して、公務員の生活は窮乏を極めているから、当市を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県日章村の地域給に関する請願

請願者　高知市大原町一二〇高知大学内　苫名孝太郎（第二〇〇二号）

右の請願は、現在高知大学においては、農学部だけが県下日章村にあつて、高知市にある本部ならびに文理学部、教育学部との間に勤務地手当に差異があるため、同一学内における人事の交流も思うようにできず、学内の円滑な運営に一大支障を生じている実情であるから、この際特例を適用して日章村の農学部を高知市と同一の地域級支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県館山市の地域給に関する請願

請願者　千葉県館山市長　吉田敬三外二十一名（第二〇二八号）

右の請願は、千葉県館山市は、房総南端の中枢を占める都市で当地方の交通、産業、政治の中心をなしているが、本市が京浜地方の避暑、避寒地であるのと、市内に大商店や生産工場がない等の理由で、諸物価は県内随一であるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県木更津市の地域給に関する請願

請願者　千葉県木更津市長　山崎直外二十二名（第二〇二九号）

右の請願は、千葉県木更津市は、国鉄房総西線の中枢を占める都市で交通、産業、政治の中心をなしているが、終戦より引き続いた連合軍の駐留等により物価指数の変動は極めて敏感であり、県内の地域給支給の各市町村に比較して高物価の実状にあるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県刈谷市の地域給に関する請願

請願者　愛知県刈谷市長　岡本謹平（第二〇三〇号）

右の請願は、愛知県刈谷市は、名古屋市に近接する衛星都市であつて、近年重要工業都市として急激なる発展をとげており、人口三万二千人の中、六十三パーセントは工業従事者によつて占められているため、特需景気以来の労働賃銀の上昇によつて市内の家賃、地代、食料品、被服類等日常生活必需品の物価水準が高く、近接する名古屋、一宮両市に較べて差異ない状態で、公務員の生活ははげしい圧迫を受けているから、本市の地域給を現在の二級地から三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道永山村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡永山村議会議長　幅崎文次郎外三名（第二〇三一号）

右の請願は、昨年十一月三十日法律第二百七十八号をもつて決定された地域給の発表によると、旭川市およびその隣接村である神居、神楽、東鷹栖の一市三箇村は指定されているが、最も旭川市に隣接し同市の郊外といわれてその生活環境が全く同市と類似している永山村だけが除外されているのは不合理であるから、同村を旭川市と同率の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県小浜市の地域給に関する請願

請願者　福井県小浜市上竹原　古谷正美（第二〇六二号）

右の請願は、福井県小浜市は、昨年春小浜町外七箇村の統合によつて誕生したもので、地域給に関しては、人事院の勧告のまま衆議院を通過し、目下参議院に送付中のものは、一級地として旧小浜町と旧今富村の一部伏原に限られることを聞知したのであるが、もしこのままの実施をみるときは、市制のあらゆる面における全面協力を望むことができず、市政の円満な発展上誠に憂慮に堪えないから、人事院勧告を修正して給地指定を全小浜市に決定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国家公務員に対する寒冷地手当および石炭手当の支給に関する法律中一部改正の請願

請願者　北海道札幌市議会議長　斎藤忠雄（第二一三〇号）

右の請願は、寒冷地手当および石炭手当は、積雪寒冷の地に絶対必要な石炭その他の物資を購入する経費として支給されるものであるが、これらに対して所得税が課せられているため、手取額は極めて少額となり、本来の趣旨に副わない結果となつているから、国家公務員ならびに地方公務員に対する寒冷地手当および石炭手当に対する所得税を免除するため、国家公務員に対する寒冷地給および石炭手当の支給に関する法律に所得税法第六條に基く非課税所得の規定を設けられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県日の影町の地域給に関する請願

請願者　宮崎県西臼杵郡日の影町長　植野弘外十七名（第二二〇二号）

右の請願は、宮崎県日の影町は、延岡市と高千穂町にはさまれ、地勢上耕地が乏しいので主食の生産が少く、町民の生活必需物資は移入による消費地であるため県下の市町村中第六位の高物価地域である上、比較的高給である日発、槙峯鉱山、旭化成の従業員が物価をつり上げているため、公務員の生活は悲惨な状態に陥つているから、地域手当二級地に指定せられるようすみやかに措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県小島町の地域給に関する請願

請願者　熊本県飽託郡小島町　田中清則外一名（第二二四二号）

右の請願は、熊本県小島町は、九州第二の都市である熊本市に隣接して同一経済圏にあり、I・R・Dにおいても同市と同一にあるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県城山村の地域給に関する請願

請願者　熊本県飽託郡城山村　中山弘行外四名（第二二四三号）

右の請願は、熊本県城山村は、九州第二の都市である熊本市に隣接して同一経済圏にあり、I・R・Dにおいてもこれと同一にあるから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力

せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県広畑村の地域給に関する請願

請願者　熊本県飽託郡広畑村　米満康外二名（第二二四四号）

右の請願は、勤務地手当支給地域区分表は、原則的にS・C・P・Sにより標準値を定めて五段階に区分し、さらに経済圏あるいは近接地域相互間の人事交流等の附随的要素を勘案していると説明されているが、熊本県広畑村は、熊本市とS・C・P・Sを同じくする同一経済圏にありながら、地域差のために人事交流に困難しているから、三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県小山戸島村の地域給に関する請願

請願者　熊本県飽託郡小山戸島村　田中麒学外一名（第二二四五号）

右の請願は、熊本県小山戸島村は、九州第二の都市である熊本市に隣接して同一経済圏にあり、I・R・Dにおいてもまた、S・C・P・Sによる標準値において同市と同一にあるから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県高橋村の地域給に関する請願

請願者　熊本県飽託郡高橋村　桑波謙蔵外六名（第二二四六号）

右の請願は、勤務地手当支給地域区分表は、S・C・P・Sにより標準価を定めて五段階に区分し、さらに経済圏、近接地域および相互間の人事交流等の附随的要素を考慮している由であるが、熊本県高橋村は、S・C・P・Sによる標準値においても、経済圏においても熊本市と同一條件にありながら、地域給を差別されているため、人事交流に困難しているから、同村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県八分字村の地域給に関する請願

請願者　熊本県飽託郡八分字村　藤本秀臣外三名（第二二四七号）

右の請願は、熊本県八分字村は、九州第二の都市である熊本市に隣接して同一経済圏にあり、I・R・Dにおいても、S・C・P・Sによる標準位において同市と同一にあるから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県田迎村の地域給に関する請願

請願者　熊本県飽託郡田迎村　石原晃外四名（第二二四八号）

右の請願は、熊本県田迎村は、九州第二の都市である熊本市に隣接して同一経済圏にあり、I・R・Dにおいても、S・C・P・Sによる標準位においても同市と同一にあるから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県御幸村の地域給に関する請願

請願者　熊本県飽託郡御幸村　吉永寿男外三名（第二二四九号）

右の請願は、熊本県御幸村は熊本市に隣接し、村民の生活必需品は主食の大部を除き、その他の食料および衣料雑貨の全部を熊本市に依存している実情にあるため、村内物価は熊本市物価よりも高く公務員の生活はまことに悲惨な状態にある上、人事の交流上一大支障を生じているから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県池上村の地域給に関する請願

請願者　熊本県飽託郡池上村　高橋新八外二名（第二二五〇号）

右の請願は、勤務地手当支給地域区分表は、原則的にS・C・P・Sにより標準値を定めて五段階に区分し、さらに経済圏あるいは近接地域および相互間の人事交流等の附随的要素を勘案していると説明されているが、熊本県池上村は、熊本市とS・C・P・Sを同じくする同一経済圏にありながら、地域差のために人事交流に困難しているから、三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県西里村の地域給に関する請願

請願者　熊本県飽託郡西里村北部中学校内　中山清茂外二名（第二二五一号）

右の請願は、勤務地手当支給地域区分表は、原則的にS・C・P・Sにより標準値を定めて五段階に区分し、さらに経済圏あるいは近接地域および相互間の人事交流等の附随的要素を勘案していると説明されているが、熊本県西里村は、熊本市とS・C・P・Sを同じくする同一経済圏にありながら、地域差のために人事交流に困難しているから、三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県龍田村の地域給に関する請願

請願者　熊本県飽託郡龍田村　梅田信夫外一名（第二二五二号）

右の請願は、勤務地手当支給地域区分表は、原則的にS・C・P・Sにより標準値を定めて五段階に区分し、さらに経済圏あるいは近接地域および相互間の人事交流等の附随的要素を勘案していると説明されているが、熊本県龍田村は、熊本市とS・C・P・Sを同じくする同一経済圏にありながら地域差のため人事交流に困難しているから、三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県川上村の地域給に関する請願

請願者　熊本県飽託郡川上村　徳永隆外三名（第二二五三号）

右の請願は、勤務地手当支給地域区分表は、原則的にS・C・P・Sにより標準値を定めて五段階に区分し、さらに経済圏あるいは近接地域および相互間の人事交流等の附随的要素を勘案していると説明されているが、熊本県川上村は、熊本市とS・C・P・Sを同じくする同一経済圏にありながら地域差のために人事交流に困難しているから、三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県供合村の地域給に関する請願

請願者　熊本県飽託郡供合村　長田中実蔵外四名（第二二五四号）

右の請願は、勤務地手当支給区分表は、原則的S・C・P・Sにより標準値を定めて五段階に区分し、さらに同一経済圏、人事交流等の附随的要素を勘案していると説明されているが、熊本県供合村は熊本市と同一経済圏にありながら、地域給の差があるため、人事の交流に困難しているから、同村の地域給を三級地とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県日向市の地域給に関する請願

請願者　宮崎県日向市長　三尾良次郎外二名（第二二五六号）

右の請願は、宮崎県日向市は、純然たる消費地としての性格と地域的な関係上延岡市とともに県内で一番物価の高い都市である。しかるに官公庁職員の給与は、民間給与に比較して格段の差違がある上に勤務地手当は最低の一級地であり、その生計は極めて悲惨な実情であるから、同市の地域級地を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県初声村の地域給に関する請願

請願者　神奈川県三浦郡初声村長　山田孝三郎外十名（第二二七二号）

右の請願は、神奈川県初声村は、三浦半島の南部地域に偏在する関係上生活物資その他一般物資の輸送は専ら車馬に依存しているので、海陸運輸の完備している都市の物資供給事情とは全然趣を異にして比較にならない物価高を示している実状にあるから、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県南下浦町の地域給に関する請願

請願者　神奈川県三浦郡南下浦町長　新倉誠一外十一名（第二二七三号）

右の請願は、神奈川県南下浦町は、三浦半島の南部地域に偏在する関係上生活物資その他一般物資の輸送は専ら車馬に依存しているので、海陸運輸の完備している都市の物資供給事情とは全然趣を異にして比較にならない物価高を示している実状にあるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県南郷町の地域給に関する請願

請願者　宮崎県南那珂郡南郷町長　荒武倉次郎（第二二七八号）

右の請願は、宮崎県南郷町は、外浦、目井津両港を控え躍進途上にある新興都市であるが、交通不便に加えて、台風災害による物価のいちじるしい高騰により公務員の生活を極度におびやかしている実情であるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県鴨舞町の地域給に関する請願

請願者　千葉県市原郡鴨舞町長　星野五郎外五名（第二二七九号）

右の請願は、千葉県鴨舞町は、米、麦を除くほとんどの生活必需品を千葉市、東京都方面より移入、搬入し、ことに地理的條件が非常に不利な状況にあるため物価は、隣町の牛久町より一割二、三分高の状態にあり公務員の生活をおびやかしているから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県鈴鹿市の地域給に関する請願

請願者　三重県鈴鹿市江島町三、〇九四　横田裕外八百九十九名（第二三一〇号）

右の請願は、三重県鈴鹿市は、新興都市として発展するに伴い住宅がとみに激増し、県下他の六市を凌ぐ活気を呈し、物価はますます高騰し、人事行政に困難を極めている実情で

あるから、同市の地域給級地を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県白石町の地域給に関する請願

請願者　宮城県刈田郡白石町長　麻生寛道外一名（第二三三号）

請願者　宮城県刈田郡白石町長　麻生寛道外二名（第二七七号）

右の請願は、宮城県白石町は、東北本線仙台、福島の中間に位し、人口一万八千の仙南地区の代表都市であるが、近く隣接の福岡、大平、大鷹沢の三箇村と合併し、市制を施行する予定になつている。しかるに蔵王県立公園を控える観光地として出入客が多いばかりでなく、大小七十余の会社工場および官公署学校の所在する消費都市であるため、住居費や食糧物資の価格は仙台福島の両市に大差なく、衣料費、日用雑貨等は却つて高価となつているから、同町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府福知山市の地域給に関する請願

請願者　京都府福知山市長　牧野源太郎外二名（第二三四一号）

右の請願は、福知山市は京阪神と山陰を結ぶ交通の要点として、さきに鉄道管理局の設置を見、旅客物資の交通はひん繁を極め、従つて物価は常に京阪神経済圏内にあつて非常な高額を示している現状にあるから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県川之江町の地域給に関する請願

請願者　愛媛県宇摩郡川之江町　横内穂外百九十九名（第二三五九号）

右の請願は、愛媛県川之江町は、愛媛県製紙工業地帯の中核として二キロの地点に近接する三島町とともに官公署の分布その他において愛媛県下の六市と何等異なるところのない性格をもち、経済的條件も全く同一であるにもかかわらず、今回三島町、西條市が二級地として決定され、本町だけが三級に置かれたのは誠に了解に苦しむところであるから、製紙界好況に伴う一般生活水準の向上による公務員の苦境等を賢察の上、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県福島町の地域給に関する請願

請願者　宮崎県南那珂郡福島町長　神戸俊一外十八名（第二三七〇号）

右の請願は、宮崎県福島町は、県の最南端に位し、志布志線の四駅を町内に有する県南唯一の新興都市として同地方における政治経済文化の要衝をなしているが、地理的悪條件のため、生活必需品の価格は極めて高く、在勤公務員の生活に深刻な影響を与えているから、同町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県本荘町の地域給に関する請願

請願者　岡山県和気郡本荘町和気地方事務所内　守時住太外三十一名（第二三八二号）

右の請願は、岡山県本荘町は、片上線と山陽本線、バス等交通機関が集中し、昨年より宇野、東京間の急行も停車するに至り、人と物との交流は盛んで繊維製品、魚介類、日用雑貨等の生活必需物資は遠きは京阪神方面から、近きは県南中小都市より移入し、そ菜類に至るまで近くに農村をひかえながら消費者多数のため需要できず、岡山市より移入される関係上すべての物価は運賃および中間業者の手数料が加算されるので常に高物価指数を示し、給料生活者の困難は見るにしのびない実現にあるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石炭手当および寒冷地手当引上げに関する請願

請願者　北海道小樽市長　安達与五郎外四十七名（第二四一六号）

右の請願は、小樽市は、北海道でも降雪量が非常に多くまた寒気も厳しく、融雪期は他地域に比較して約半月以上も遅れる関係上、燃料費と冬期間の約半歳に及ぶ副食物の貯蔵等にばく大な失費を余儀なくされ、とくに本年は電力費の値上りその他経済事情の変化に伴う石炭価格の値上げも予想され公務員の生計は一層逼迫するものと思われるから、当市在勤公務員の石炭手当および寒冷地手当を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県国立赤坂療養所所在地の地域給に関する請願

請願者　福岡県八女郡羽犬塚町大字蔵数五一五国立赤坂療養所内　久保全（第二四二三号）

右の請願は、主要都の急速なる復興に伴い各生産地からの諸物資は総てこれらの都市に集荷吸収され、各市場あるいは大手筋商人による相場の格付を経て始めて一般消費者の手に渡つているが、福岡県国立赤坂療養所所在地も一応集散都市を経て再び逆輸入の形となつているため、生活に困難を極めているから、当地の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県与野町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北足立郡与野町長　中村弥太郎外十名（第二四二四号）

右の請願は、埼玉県与野町は、浦和、大宮両市に隣接する関係上産業、交通、経済、文化上両市と密接な関係にありことに物価事情は両市に比し下回ることのない高物価にある。しかるに地域給支給区分は二級地に格付されており依然として当町の地理的かつ経済的な特殊事情が考慮されていないから、是非とも三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県寄島町の地域給に関する請願

請願者　岡山県浅口郡寄島町長　高渕吉五郎外十六名（第二四二五号）

右の請願は、岡山県寄島町は、一見県南部海岸にある一農漁村であるかのように見られるが、近年とみに商工業者が続出し昔の漁村景観は一変し都市形態を帯びるに至つており、従つて生活必需品は大部分を生産都市より移入している現状であるため物価は都市に優るとも劣らない実情であるから、当町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府宇治市の地域給に関する請願

請願者　京都府宇治市長　山崎平次外三十七名（第二四三二号）

右の請願は、宇治市は、京都市の延長であるといつても過言でないほど近接しているため諸物価は京都市同様あるいはそれ以上で、特に住宅の不足は家賃の高価をよび当市勤務の公務員の三分の一は五級地の京都市内から高額の交通費を費して通勤する実情で公務員の生活の窮乏がはなはだしい上、人事交流上の一大支障となつているから、宇治市の地域給を現在の三級地から五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県神湊町の地域給に関する請願

請願者　福岡県宗像郡神湊町役場内　青木雄助（第二四三三号）

右の請願は、福岡県神湊町は、明治三十九年より町制を施き夏の海水浴客多く観光地として名あり物価の高騰は福岡市ならびに北九州地区に匹敵し、郡内では二級地である東郷、福間、津屋崎、赤間町に勝るとも劣らぬ実情であるから、是非二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県寺西町の地域給に関する請願

請願者　広島県賀茂郡寺西町長　大森耀喜外十六名（第二四五二号）

右の請願は、広島県寺西町は、もともと西條町より分離したものであつて、地域給はともに一級地に指定されていたのであるが、今回西條町だけが二級地に昇格されたことは、誠に不合理であり、特に中学校は西條、寺西両町の組合立であるため、今後事ごとに一大障害となることが苦慮されるから、すみやかに本町の地域給を西條町同様二級地に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県阿久根市の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県阿久根市長　松田進外四百九十一名（第二四五七号）

右の請願は、鹿児島県阿久根市は、海陸交通の重要拠点に当り、昭和二十五年には急行列車の停車が実現し、商取引も極めて盛んで、去る四月から市制を実施している。しかるに戦時中の空襲によつて市内の大半を焼失しているため、生活物資の高騰がはげしく、在勤公務員の生計に大きな不安を与えているから、本市の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県高須町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県海津郡高須町長　栗田鉞司外十四名（第二四五八号）

請願者　岐阜県海津郡高須町議会議長　白木貞一外十四名（第二四六一号）

請願者　岐阜県海津郡学校組合立日新中学校内　側島完外十四名（第二四九三号）

右の請願は、岐阜県高須町は、物価において大垣市と差異がなく、却つて同市を上回つているものもあるが、地域給地として指定されていないため、有能な公務員が他地区へ転出を希望し、新規採用に当つても希望者がなく、関係官公庁は苦境に陥つているから、当町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県善通寺町の地域給に関する請願

請願者　香川県仲多度郡善通寺町長　遠山源治外三十五名（第二四六〇号）

右の請願は、香川県善通寺町は、元来消費都市である関係上必然的に物資需給の均衡が保たれないため物価の高騰をきたし、公務員の生活の困窮は想像以上に深刻なものがあるから、本町の地域給を同一経済状況下にある高松市と同級に引き上げら

れたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県大川町の地域給に関する請願

請願者　福岡県三潴郡大川町役場内　野田護外二百九十四名（第二四八二号）

請願者　同（第二六二四号）

右の請願は、福岡県大川町は、明治二十六年町制を施行して以来三潴郡における政治、経済、教育、交通、文化の中心地として発展し近く市制施行の機運にあるが、古来より木工業を中心として発展し現在も全町の六割以上は木工業ならびにその従事者によつて占められている。さらに本町は浅沼堀等の多い土地で井水は全然飲料に適しないことはもち論、洗たくも満足にできず個人経営に係る河水の蒸りゆう水を一日一人平均二升程度を購入しなければならない等の特殊事情下にあるため、本町のR・P・Sによる物価指数は福岡市に比してそん色がない実状にあるから、本町の地域給を二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県岡垣村の地域給に関する請願

請願者　福岡県遠賀郡岡垣村吉田徳壮外二千二百五十四名（第二四八四号）

請願者　福岡県遠賀郡岡垣村吉木　門司実外二千五百七十六名（第二六二六号）

右の請願は、福岡県岡垣村は、村内に大小合せて八つの炭坑を有し、炭坑地帯特有の物価高を示している上に、村内に一部を占めている芦屋飛行場、（米軍用）の拡張とともに特殊接客婦が村内に多数居住し物価引き上げに拍車している現状であるから、本村の地域給を隣接遠賀村および芦屋町同様四級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県杵築町の地域給に関する請願

請願者　大分県速見郡杵築町議会議長　藤井清秀外三十五名（第二六七三号）

請願者　大分県速見郡杵築町長　生地弘外三十六名（第二四九二号）

請願者　大分県速見郡杵築町簡易裁判所内　有沢作治外三十六名（第二六二三号）

右の請願は、大分県杵築町は、青むしろ集散の中心地で、青むしろ景気による特殊事情のため、県内七市に勝る物価高を示している実状にあるから、本町の地域給を二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都福生町の地域給に関する請願

請願者　東京都西多摩郡福生町大字福生福生郵便局内　田村謙三外四名（第二五〇五号）

右の請願は、東京都福生町は、戦後横田空軍基地を擁して急激に膨張し人口は激増の一途をたどり国連軍将兵および外国人の居住者多く、これにともない進駐軍労務者高給所得者多数のため必然的に生活水準の高揚となり必需物資は高騰し発展地特有のふん囲気をかもしその物価指数は旧市内はもとより立川、八王子両市をはるかに上回る現状にあるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県諫早市の地域給に関する請願

請願者　長崎県諫早市長　野村儀平（第二五一〇号）

請願者　長崎県諫早市宇都町三二七　沢村正之（第二五四四号）

右の請願は、長崎県諫早市は、主食以外の生活物資をすべて移入にまつ外なく、とりわけ魚貝類は他に比を見ない程高価な地方として知られ、生活費においては長崎市と大差ない実情にあり、一方原爆による長崎市の住宅難が当市に影響して高家賃をきたし、また衣料品、革製品等は当市を素通りして長崎市に入り、さらに逆流して当市に入るため、長崎市より二割高を示している等生活條件の悪い都市であるから、当市を地域給二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県巻町の地域給に関する請願

請願者　新潟県西蒲原郡巻町長　本間代吉外十六名（第二五一六号）

右の請願は、新潟県巻町は、従来勤務地手当の支給については全然対象外であり、少しもその恩恵に浴するところがなかつたが、生計の実情は大都市に較べて決して安易なものでなく、在巻町官公吏の逼迫した生計状態はまことに同情に堪えないものがあるから、当町を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県吉田町の地域給に関する請願

請願者　新潟県西蒲原郡吉田町長　幸田重郎外六名（第二五一七号）

右の請願は、新潟県吉田町は、越後線と弥彦線の交さする交通の要地で、純然たる消費地であるため、生活必需品その他物価は想像以上に高価であるから、本町を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県内野町の地域給に関する請願

請願者　新潟県西蒲原郡内野町長　古俣文吉外六名（第二五一八号）

右の請願は、新潟県内野町は、新潟市とほとんど接続した市外地であつて自動車は三十分毎の定期便があり汽車は一時間々隔の発着で市内同様の便利であるため、同市の住宅地の感がある。しかるに主食およびわずかな季節的いわし漁以外は見るべき生産物なく、生活物資はすべて同市より購入または商店の請売であるから同市より高価で、生活事情は同市よりむしろ苦しい状況下にあるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県大曲町の地域給に関する請願

請願者　秋田県仙北郡大曲町仙北地方事務所内　古屋正幸外百十四名（第二五一九号）

右の請願は、秋田県大曲町は、仙北郡の郡都でありかつ純消費地であるため、物価も他都市に比較して決して安価ではなく、むしろ県南第一の高物価地であるから、是非とも地域給支給地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府園部町外三箇町村の地域給に関する請願

請願者　京都府船井郡園部町長　永井正史外五名（第二五二〇号）

右の請願は、京都府園部町および八木町の地域給は一級地、園部町に隣接する摩気村および須知町は無級地に指定されているが、これらの町村はいずれも京都市より汽車またはバスで一時間以内の距離にあり、生活物資は主食を除くほとんどを京都、大阪および舞鶴方面より供給されている関係上、消費物価は府下最高といわれているため、在勤公務員の生活を不安定にしているから、これら四町村の地域給を再検討せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県金光町の地域給に関する請願

請願者　岡山県浅口郡金光町金光地域給引上対策委員会内　工藤純之助（第二五四一号）

請願者　岡山県浅口郡金光町長　工藤純之助（第二七七八号）

右の請願は、岡山県金光町は、宗教都市の形態をなし消費地であつて、生活必需品は阪神、岡山から玉島、笠岡に移入されたものがさらに当金光町に移入されるため玉島、笠岡より一、二割上廻る高価となり、生活物価指数は岡山、倉敷両市以上となり、公務員の生活は誠に苦しい実情であるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県花輪町外一箇町の地域給に関する請願

請願者　秋田市西根小屋町上丁一三教育会館内秋田県官公労給与対策協議会内　松井慶太郎（第二五四二号）

右の請願は、秋田県花輪、大曲両町は今回の勤務地手当支給地から除外せられたが、物価指数が秋田市に匹敵する実情であり、都市的性格も充分具備しているから、すみやかに両町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県有田、東有田両町の地域給に関する請願

請願者　佐賀県佐賀郡有田町長　久富二六外一名（第二五四三号）

請願者　佐賀県西松浦郡東有田町長　本土惣三郎外一名（第二七六三号）

右の請願は、佐賀県有田町および東有田町は、山間の中小商工都市で農産物はほとんどなく全くの消費都市であり、その上海運景気の佐世保市に近く、駐留軍将士の来遊、商取引上大都市との交流等の特殊事情は最近の物価高に一層拍車をかける結果となり公務員の生活は非常な脅威にさらされているから、両町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公務員の給与改訂等に関する請願

請願者　東京都千代田区丸の内一ノ一全運輸省労働組合協議会内　渡辺道夫（第二五六四号）

右の請願は、日米行政協定発効に伴う国内外一般経済情勢の変化は必然的に物価と民間給与の急激な高騰をもたらし、国家公務員は最低生活水準をさえ維持することができない窮迫状態に陥つたから、最低賃金九千九百七十円（満十八才勤務地手当非支給地税込）の即時実施と夏季手当一箇月分を六月十四日限り支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石炭手当に関する請願

請願者　北海道庁内全官公庁労働組合連絡協議会内　押山正三外一名（第二五六五号）

右の請願は、北海道在勤の公務員には法二百号により石炭手当として市場小売価格の三トン分（税込み）が支給されているが、従来全道平均の必要量は六千五百カロリー三、七トンであつて、この必要量に対し石炭手当で購入できる割合は四割五分のみで他の不足額については日常の生計費をつめてこれに充当している状況であるから、北海道の地域的特殊性

を考慮して昭和二十七年度石炭手当を増額されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県吉田町の地域給に関する請願

請願者　愛媛県知事　久松定武外一名（第二五六六号）

右の請願は、愛媛県吉田町は、宇和島市に約四キロをもつて隣接している北宇和郡第一の中小工業都市で生活状態、物価ともに同市と同一である。殊に日常品、雑貨品等はすべて同市より購入した上小売販売をしているため一般に同市より高い実状であるから、本町の地域給を一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県松柏村の地域給に関する請願

請願者　愛媛県宇摩郡松柏村松柏村地域給対策連絡協議会内　井上巻太（第二五六七号）

右の請願は、愛媛県松柏村は、三島町の一部であつたが、昭和二十五年十月同町より分離したもので生活状態の一切は同町と全く同一である。その上松柏地区は最近の糸辺景気と安政年間以来本県の最大工事である銅山川分水が松柏に流水貫通しその影響によつて地価、家賃その他諸物価の高騰をみており、昭和二十四年より同二十五年におけるCPSの指数も本県最高であるから、本村の地域給を隣接三島町と同等に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県大八賀村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県大野郡大八賀村役場内　瀬ノ上市郎右ェ門外三名（第二五六八号）

右の請願は、今回岐阜県大野郡大八賀村地域内に設置されている国立療養所高山荘、同じく県立斐太高等学校に対しては勤務地手当が支給されることになり、さらに隣接の大八小学校山口分校同じく大八小学校三福寺分校も包含することに決定された。しかるに同一條件下にある大八賀村役場、公立大八中学校、公立大八小学校同上野平分校、公立岩滝中学校、公立岩滝小学校が除外されていることはいかなる方面よりみても妥当でないから、高山市同等の勤務地手当を支給されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島市の地域給に関する請願

請願者　鹿児島市山下町市役所内鹿児島市地域給引上対策委員会内　勝目清（第二五六九号）

右の請願は、鹿児島市は、本邦の最南端に位置しその行政区域において大阪市に匹敵し人口二十四万余面積百八十一平方キロを擁する南日本の政治、経済、文化の中心地であつて、講和発効後の南方諸島との交易の拠点となつている。さらに本市は台風の通路になつている関係でこれによる災害は極めてじん大で家屋その他の復旧費に多大の支出を必要としているから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県伊集院町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県日置郡伊集院町長　有馬秀一外五百名（第二五七一号）

右の請願は、鹿児島県伊集院町は、日置郡の中央部に位し、交通の要衝に当り古来政治経済の要点を占めていたばかりでなく、現在も郡内の官公庁、銀行、会社等は挙げて本町に集中されている。幸い戦災を免がれたため戦後疎開者、引揚者等が集中し町民の生活に至大の窮迫を与え消費町として大きな悩みを生じている上に商店街は寡小資本経営で品種価格すべて鹿児島市に及ばず、物価は同市を上回つている実状にあるから、右の請願は、このたび参議院においては、全国三百二十二市町村の地域給が修正追加されたが、鹿児島県については全然修正されず原案のまま見送られたことは、均衡を失することはなはだしいものがあるから、現在までに級地指定を受けた県内市町村に比し、はなはだしく不均衡と思われる鹿児島市、末吉町、岩川町、阿久根市、伊集院町および加世田町の五箇市町について実情を調査せられそれぞれ上級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県伊集院町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県日置郡伊集院町長　有馬秀一外五百名（第二五七一号）

右の請願は、鹿児島県伊集院町は、日置郡の中央部に位し、交通の要衝に当り古来政治経済の要点を占めていたばかりでなく、現在も郡内の官公庁、銀行、会社等は挙げて本町に集中されている。幸い戦災を免がれたため戦後疎開者、引揚者等が集中し町民の生活に至大の窮迫を与え消費町として大きな悩みを生じている上に商店街は寡小資本経営で品種価格すべて鹿児島市に及ばず、物価は同市を上回つている実状にあるから、本町の地域級地を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県加世田町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県川辺郡加世田町長　松山賢太郎外三十九名（第二五七二号）

右の請願は、鹿児島県加世田町は川辺郡の北部中央に位し、人口二万二千余、都市形態を具備した町であるが、生活物資はほとんど他よりの移入にまつ状態で、物価は鹿児島市および隣接する枕崎市を上回る実情であるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県姶良郡岩川町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県姶良郡岩川町長　黒木良行外四百名（第二五七三号）

右の請願は、岩川町は、鹿児島南部地区姶良郡の政治、経済、交通、文

化の中心地で、約四十の官公庁が所在し、商店街は繁栄を極めているが、農産の見るべきものなく、その上例年の暴風と災害によつて農耕を嫌う兆候が次第に濃厚となつているため、町当局は鋭意産業経済の振興発展に重点を指向し、諸種の大事業が施行されており、各種工場の誘致、道路交通網の整備等も着々その歩を進め、いまや名実共に一大地方都市として発展途上にあるから、当町の地域給引き上げを実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県末吉町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県贈唹郡末吉町長　松下七二外二十二名（第二五七四号）

右の請願は、鹿児島県末吉町は県下第三位の大町で人口三万を有し、北は宮崎県都城市に接し、南は岩川町に隣接する一連の経済圏にあるが、隣接の都城との関係でブローカーが盛んに買あさりを行うため物価をつり上げる上、日常生活用品は移入のため鹿児島市の一割以上の高値となり公務員の生活は非常に窮迫しているから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府田原村の地域給に関する請願

請願者　京都府綴喜郡田原村長　矢野芳造外四名（第二五九七号）

請願者　同（第二七七四号）

右の請願は、京都府田原村は宇治茶の産地であり、西は宇治市および城陽町に南は多賀村および井手町に隣接し、北は京都市へ十一キロの地点にあり、さらに便利な交通網によつて大阪および奈良の大都市に連つている。従つて経済的には全く京阪経済圏内にある関係上生活費はこれらの都市と何等異るところがないばかりか、近年は逆に大都市より生活が苦しい状態であるから、周辺の多賀村および井出町ならびに久世郡城陽町と同様当村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県高田町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県養老郡高田町伊藤好雄外十二名（第二六二〇号）

請願者　岐阜県養老郡高田町高田町地域給引上連絡協議会内　伊藤好雄外十二名（第二六八三号）

請願者　岐阜県養志郡高田町長　山田良造外十二名（第二七一二号）

右の請願は、岐阜県高田町は、従来たびたび人事院ならびに政府当局に対し地域給支給に関し陳情を重ねてきたのであるが、いまだに無給地として忘れられている悲運は誠に遺憾であるから、二級地である大垣市に隣接する本町の物価指数および本町に勤務する公務員の不遇等検討の上、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県遠山村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡遠山村議会議長　原田忠衛外二名（第二六二一号）

右の請願は、岐阜県遠山村は、恵那郡の中央部よりやや南に位する農山村であるが、寒冷地であるため麦作は不適地で主食は米に依存する外ないため生活費がかさみ、一方日本一の良質の寒天製造地であるため冬季間は寒天製造に来村する人夫が諸物価を釣り上げる結果地域給一級地の岩村町よりも高物価となり、公務員の生活は窮迫し他町村への転出を希望する者が続出する実情であるから、本村の特殊事情を考慮の上地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県遠山村の寒冷地手当に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡遠山村長　佐々木利八外二名（第二六二二号）

右の請願は、岐阜県遠山村は、現在寒冷地手当二級地の隣町岩村町と気象条件、気象上生ずる経済的、産業的條件等が全く同一の状態であるにもかかわらず寒冷地級の違うのは不合理であるから、本村の寒冷地手当を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡市下月隈町外五箇村の地域給に関する請願

請願者　福岡市警固通り一ノ一二　守田祥捷（第二六二五号）

右の請願は、福岡市の下月隈、下長尾、今宿、拾六町、館古、今津の各町は現在地域給四級地であるが、いずれも行政圏、経済圏は市の中心部と同一であり、とくに諸物価は主食を除いては中心部より高価であるため、現行の地域給では生活に困難を極め、また人事交流等も困難を極めているから、これらの各町を中心部と同等の五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県浜島町の地域給に関する請願

請願者　三重県志摩郡浜島町長　森新助外十三名（第二六二七号）

右の請願は、三重県浜島町は、県下でも最も不便な地域に位し、生活必需品のほとんどを宇治山田市、松阪市、四日市市方面遠くは名古屋市、京都市、大阪市方面より移入しているため途方もない物価高を招来し生活に困難を極めているから、当町を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて

内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県大館市の地域給に関する請願

請願者　秋田県大館市長　佐藤敬治外三名（第二六二八号）

右の請願は、秋田県大館市はさきに地域給一級地に指定されたが、その後の経済情勢、社会情勢の変動と物価の推移等について調査した結果、いずれも本市が二級地の他都市と懸隔のないことが認められたから、二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県大河原町の地域給に関する請願

請願者　宮城県柴田郡大河原町長　吉田新三郎外二十四名（第二六二九号）

右の請願は、宮城県大河原町は、県南における政治、経済、産業、交通の要衝にあたり、二十余種の官公署がふくそうし同県下の石巻、塩釜、古川等の諸市に優る文化水準高き一大消費地帯をなし、かつ連合軍および火薬庫警備隊あるいは警察予備隊等の駐在する隣接船岡町との経済往来もひん繁なため、物価の高騰は仙台市をしのぐ状況であるから、本町を地域給支給地区に編入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森県大鰐町の地域給に関する請願

請願者　青森県南津軽郡大鰐町長　油川久栄（第二六三〇号）

右の請願は、青森県大鰐町は、有名な温泉地として、またスキー場として国内各地より来町する者が多いためすべての物価は隣接弘前市よりも一割ないし一割五分方高価である。さらに生活必需品のほとんどが同市より求められているので俸給生活者にとつては経済的に非常に影響が大きい。隣接弘前市が地域給指定地であるのにそれより物価高の本町が地域給からもれているのは遺憾であるから、すみやかに地域給指定地区に編入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県矢掛町の地域給に関する請願

請願者　岡山県小田郡矢掛町長　石井遵一郎外十名（第二六三九号）

右の請願は、岡山県矢掛町は、旧山陽道に沿い昔宿駅として栄えた一條の密集した街村の集落型をなす町である。それ故町はもとより附近の農村も消費経済面が多く、給与生活者は常に物価高になやまされている。特に朝鮮動乱以来附近山村の木材伐採、農村より他地出かせぎないし勤務者の増加に伴い地方的インフレは飛躍的ピッチをもつて進んできた。その上倉敷市はいうまでもなく玉島市笠岡市井原町総社町と当矢掛町をとりまくいずれの地方も地域給の増率ないし新給与をみており、これらの地方より生活物資を購入している本町の経済生活がいかに過重となるかは量り知れないものがあるから、級地引上げの措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府田辺町の地域給に関する請願

請願者　京都府綴喜郡田辺町長　北川稲太郎（第二六四〇号）

右の請願は、京都府田辺町は、京都、大阪、奈良三都の中間に位する京都府下屈指の大きい町であつて、地方事務所、建設省近畿地方建設局京都工事事務所等数多の諸官公署が集つており、諸物価においても都市と何ら差異がないから、本町の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府綾部市の地域給に関する請願

請願者　京都府綾部市長　岡誠外二名（第二六四七号）

右の請願は、京都府綾部市は、京都府北部の中心都市であり山陰線と舞鶴線の分岐点に位置し、丹後への門戸をなしていて、東北に舞鶴市西に福知山市を隣接し、両市とは気候風土はもとより経済的発展経過その他においても同一であり密接不離な接続関係にあるから、本市の地域給を両市なみに昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府長岡町の地域給に関する請願

請願者　京都府乙訓郡長岡町長　河村春三外七名（第二六四八号）

右の請願は、京都府長岡町は、京都、大阪両市の中間にあり、諸物価は両市に比し差のない現状であるから、本町の地域給を京都市なみに引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府豊里村の地域給に関する請願

請願者　京都府何鹿郡豊里村長　田中俊一郎（第二六四九号）

右の請願は、京都府豊里村は、福知山、綾部両市の中間にあつて、地形的にも経済的にも両市に密接不離の関係をもち、人情風俗、生活様式、生活程度も全然両市と変らない実状にあるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府大山崎村の地域給に関する請願

請願者　京都府乙訓郡大山崎村長　津田治三郎外五名（第二六五〇号）

右の請願は、京都府大山崎村の物価は京都市および阪神方面より搬入されるため、運賃中間利潤の搾取などの増高によつて物価指数は隣接向日町と匹敵し品種によつてはそれ以上に上廻つている実状にあるから、本村の地域給を現在の一級地から二級地に改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県橋立村の地域給に関する請願

請願者　石川県江沼郡橋立村長　山下作吉外二名（第二六五一号）

右の請願は、石川県橋立村は、郡内の五町（一級地）と経済的其の他において何ら異らず殊に漁港としてまた観光地として最近急激に発展したので、県においてもこの点を認めてきたる六月十日より町制を実施することに決定したものであり、地域給についても参議院修正案一級地が妥当であるから、これが通過を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道網走市の地域給に関する請願

請願者　北海道網走市長　吉田栄吉（第二六五二号）

右の請願は、北海道網走市は、オホーツク海に面し十二月下旬より沿海州より流れてくる流氷によつて海域一帯は氷の大平源と化し、気温は零下十度内外を上下し網走港はもち論氷結し漁業は閉鎖となる。この間当市は生産都市から消費都へと切り替えられ主要産物の水産物さえも釧路、根室、留萌、岩内方面より移入している有様で十二月から四月までの物価は当然値上りを示し、俸給生活者を圧迫しているから、本町に対し一割五分の地域給を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道津別町の地域給に関する請願

請願者　北海道網走郡津別町津別高等学校内　武田俊介外十三名（第二六五三号）

右の請願は、北海道津別町は、オホーツク海斜面の七百二十一万キロにわたる地域であり、十一月から翌年四月までの六箇月間は流氷の影響を受けることと千島火山帯山ろく海抜百六十メートルに位置する寒冷地のため生活には多量の燃料と衣料を要し、また交通路が支線の奥地である関係上生活必需物資の大部分は二重三重の卸売業者の手を経て移送されるので、その価格は地域給を支給されている北見市、網走市よりも高価であるから、本町に対し一割五分の地域給を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道斜里町の地域給に関する請願

請願者　北海道斜里郡斜里町斜里高等学校内　伊東武夫外十名（第二六五四号）

右の請願は、北海道斜里町は、北辺の地にあつて特に冬期間中はオホーツク海域一帯が流氷に閉ざされ加うるに猛吹雪の襲来と極寒は本町をして生産地から純然たる消費地に変ぼうするので物価はいわゆる斜里値と称せられるほど高く道南の五割増という実状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道置戸町の地域給に関する請願

請願者　北海道常呂郡置戸町役場内　阿部重美外八名（第二六五六号）

右の請願は、北海道置戸町は、林産物を主とした小商工業の町で準消費特殊地帯であつて、元来北見市行政区域内であつたがその後分離し町制を施行したもので経済状態は北見市と全く同一下におかれているから、本町の地域給を同市と同等に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道紋別町の地域給に関する請願

請願者　北海道紋別郡紋別町長　大西真平（第二六五七号）

右の請願は、北海道紋別町は、オホーツク海に面する人口二万四千余を有する純水産地帯であつて、気象環境は全国有数の最悪地である。従つて燃料、被服、保健衛生等に要する費用は道内随一であるから、本町の地給域を近接北見市以上の三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道遠軽町の地域給に関する請願

請願者　北海道紋別郡遠軽町長　安達悦二郎（第二六五八号）

右の請願は、北海道遠軽町の地域給の指定に関しては参議院において追加確認されたのであるが、万一参議院修正案が、衆議院において否決されるようなことになれば、本町勤務の公務員は経済事情の窮迫に伴いその職責完遂の意欲を失いかつ他市町村に転勤、転任を策する者が増加する傾向を招来し、公務遂行上重大な支障をきたしいては本町の発展にもかかわるから、本町の地域給を近隣の北見市以上の級額に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十七年七月三十一日

○第十三回国会 参議院会議録附録（その八）

意見書案

山梨県石和町の地域給に関する請願

請願者　山梨県東八代郡石和町東八代地方事務所内　佐井清外二百九十九号（第二六五九号）

右の請願は、山梨県石和町は、甲府市の東方約三キロの地に位し、宿場として発達し、東八代郡、南都留郡、北都留郡、静岡、東京都等との交通網が集中し、甲府市の門戸として同市と同一の経済圏であり実質的に生活様相も極めて類似して何等異なるところがないから、現在審議中の地域給改正に当つては当町のこれらの事情を考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県韮崎町の地域給に関する請願

請願者　山梨県北巨摩郡韮崎町長　浅川彦六外十五名（第二六六〇号）

右の請願は、山梨県韮崎町は、北巨摩郡地方の政治、経済、交通、文化の中心地であり、また甲府市とは地域的、経済的に極めて密接な関連を有し、従つて同市との地域差はほとんど見られないから、現在審議中の地域給改正に当つては当町のこれらの事情を考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県身延町の地域給に関する請願

請願者　山梨県南巨摩郡身延町長　佐野京治外六名（第二六六一号）

右の請願は、山梨県身延町は、静岡県に接する日蓮宗の総本山寺町として、また商工業地としての純消費町であり、物価水準は、比較的高く甲府市よりも高い実情であるから、現在審議中の地域給改正に当つては当町のこれらの事情を考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県小笠原町の地域給に関する請願

請願者　山梨県中巨摩郡小笠原町長　土屋喜雄外十二名（第二六六二号）

右の請願は、山梨県小笠原町は甲府市の西部に位し、甲府盆地西部十五箇村の行政、文化の中心地であるが、主要物資のほとんどを甲府市より移入しているため経済的には同市と異るところがないから、現在審議中の地域給改正に当つては当町のこれらの事情を考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県鰍沢町の地域給に関する請願

請願者　山梨県南巨摩郡鰍沢町議会議長　深沢義広外十一名（第二六六三号）

右の請願は、山梨県鰍沢町在住公務員は、全人口の過半数を占める労働者、商工鉱業の造り出す高物価、高水準の消費生活を余儀なくされ、加うるに田舎都市特有の交通費の増高、文化費の高額に苦しみつつあるから、当町を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県加納岩町の地域給に関する請願

請願者　山梨県東山梨郡加納岩町長　武井豊久外五名（第二六六四号）

右の請願は、本年二月人事院で地域給に関する修正勧告を行つた際、甲府市および富士吉田市は二級地に船津村は一級地になつたが、日下部町、加納岩町は本年五月調査の小売物価指数によると現在一級地の市川大門町を上回つている実情であるから、現在審議中の地域給改正に当つては当加納岩町のこれらの事情を考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県日下部町の地域給に関する請願

請願者　山梨県東山梨郡日下部町長　飯島茂治外六名（第二六六五号）

右の請願は、本年二月人事院で地域給に関する修正勧告を行つた際、甲府市および富士吉田市は二級地に船津村は一級地になつたが、日下部町、加納町は本年五月調査の小売物価指数によると現在一級地の市川大門町を上回つている実情であるから、現在審議中の地域給改正に当つては当日下部町のこれらの事情を考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県太田市の地域給に関する請願

請願者　群馬県太田市長　武藤伝次郎外五十三名（第二六六九号）

右の請願は、群馬県太田市は、戦前飛行機製作工場の中心地帯として栄えたが、敗戦とともに廃墟にも等し

い都市となつたにもかかわらず、諸物価は県下主要都市の最高位を示し、さらに最近は朝鮮動乱に次ぐ特需、新特需産業の隆盛と相まつて、再び航空工業の勃興が伝えられ、さらに地域給半減を余儀なくされた俸給生活者の苦痛は極限に達しつつあるから、現行一級地の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本市の地域給に関する請願

請願者　熊本市長　林田正治外一名（第二六七七号）

右の請願は、熊本市は、人口二十七万九州第二の消費都市であり、米駐留軍の増加、警察予備隊の設置等により物価が上昇しており、また人事院においても科学的調査に基き級地の引上げを認めている事実からみても、現在の二級地は誠に不合理であるから、地域給三級地引上げの追加指定をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県荒尾市の地域給に関する請願

請願者　熊本県荒尾市大島七七　坂田昌晃外八百七十名（第二六七八号）

請願者　熊本県知事　桜井三郎外一名（第二七〇八号）

右の請願は、熊本県荒尾市は大牟田市と隣接の地域で同市と不離一体の関係にあり、同市のみが今回の参議院修正案で四級地に可決され荒尾市が等閑に附されておることは了解できないから、本市の地域給を三級地より四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府佐賀村の地域給に関する請願

請願者　京都府何鹿郡佐賀村長　間島春蔵（第二六七九号）

右の請願は、京都府佐賀村は、福知山、綾部両市および大江町に近接しているため物価指数、生活程度も高く、近隣自治体との均衡上からも地域給の設定を必要とするから、参議院修正案通りの一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県葉山町の地域給に関する請願

請願者　神奈川県三浦郡葉山町長　亀井辰雄外五名（第二六八〇号）

右の請願は、神奈川県葉山町は、古来より避暑地、観光地として、また高級住宅地として著名であるが、土地が狭くて何ら産物に恵まれないので純然たる消費地である上に非戦災地である関係で多数の人口を吸収し、在来の夏期別荘が戦後常住宅地となつたため、生活程度も東京、横浜の水準に高まり、他方物価も別荘地相場にて近接の横須賀、鎌倉等の都市に比較して常に高位にあるから、本町の地給域を五級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県神戸町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県安八郡神戸町長　河出義一外七十八名（第二六八一号）

請願者　岐阜県安八郡神戸町議会議長　高岡武一外七十八名（第二六八四号）

請願者　岐阜県安八郡神戸町神戸小学校内　岡部武雄外七十九名（第二七一三号）

請願者　岐阜県安八郡神戸町神戸郵便局内　後藤亦一外七十八名（第二七一八号）

請願者　岐阜県安八郡神戸町神戸中学校内　小野健吾外七十九名（第二七一九号）

右の請願は、岐阜県神戸町は、大垣市と電車で約十分の近距離にあり、同市とは交通、産業、経済上すこぶる密接な関係にあつて町内には岡本自転車大垣工場、東邦レーヨン大垣工場等多数の工場が立ちならんでいる。諸物価は全般的に大垣市より高いのにかかわらず従来地域給の支給がなかつたので、俸給生活者の生活ははなはだ不安定な状態にあるから、本町を地域給支給地域に編入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県水俣市の地域給に関する請願

請願者　熊本県水俣市長　橋本彦七外十八名（第二六八二号）

右の請願は、熊本県水俣市は、新日窒を中心とする工業都市であるとともに二つの温泉郷を擁する新興観光都市であつて、生活必需物資のほとんどを熊本市に仰ぐ現状で、必然運賃諸掛、商品損耗等によつて割高となり小売物価は同市に比べはるかに上昇しているから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県新宮村の地域給に関する請願

請願者　福岡県粕屋郡新宮村新宮郵便局内　辻倉市外九名（第二七〇五号）

右の請願は、福岡県新宮村は、福岡市の東郊約十キロの地に位置し、香椎、和白、志賀島の各町村とともに同市の近接町として将来合併の機運にある。しかも地域的にも経済的にもこれらの町村と同様の事情にあるにもかかわらず当町の地域給が低位に取り扱われていることははなはだ公正を欠くものであるから、今回の地域給改正に当りこの矛盾を是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森県三本木町の地域給に関する請願

請願者　青森県上北郡三本木町長　水野陳好外十八名（第二七〇六号）

右の請願は、青森県三本木町は、大三沢駐留軍航空基地周辺に近いため、消費都市として、諸物価の高騰を示し、現在の地域給支給指定地を上回つているため、一般公務員ならびに軍関係勤務者等の生活をおびやかしているから、当町を最上級の地域給支給地区に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森県鰺ヶ沢町の地域給に関する請願

請願者　青森県西津軽郡鰺ヶ沢町長　山屋辰夫外十八名（第二七〇七号）

右の請願は、青森県鰺ヶ沢町は西津軽郡下における行政の中心地であり、全くの消費地であるため、当町在勤公務員は他地域の公務員に比していちじるしく苦しい生活を続けているから、当町を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県釜戸村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県土岐郡釜戸村長　溝口掬外六名（第二七一七号）

右の請願は、岐阜県釜戸村は、陶磁器原料の主要産地として陶磁器製造上のうわ薬はわが国産額の七十パーセントを示しており、従つて陶磁器工業に経済の左右されることがはなはだしいため、勤労者階級とくに公務員の生活は困難を極めているから、当町を土岐郡下の他町村と同等の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府下六人部村の地域給に関する請願

請願者　京都府天田郡下六人部村地域給指定促進協議委員会内　松本庄吉（第二七二五号）

右の請願は、京都府下六人部村は、綾部市と福知山市とにはさまれた位置にありて、福知山市との合併問題もしばしば話題となつている状況であるが、生活必需物資ならびにその他の物資はバスを利用して両市より購入する実情であり、給与生活者の困窮ははなはだしい上、人事交流上一大支障となつているから本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県小田原市の地域給に関する請願

請願者　神奈川県小田原市長　鈴木十郎（第二七三一号）

右の請願は、神奈川県小田原市は、生活物価において五級地の鎌倉市に次いで高く、全国各地の四級地と比しても高位を示しているから、現在三級地とされている同市の地域給を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県大野郡等の寒冷地手当に関する請願

請願者　岐阜県高山市八軒町一ノ五飛騨地方事務所内　野原政次（第二七三九号）

右の請願は、岐阜県大野、吉城両郡および高山市は、日本の屋根といわれる飛騨高地に位し、重畳たる中部山系の主体である飛騨山脈と白山火山脈に囲まれそのままが拡大な山岳である。従つて気象も四時寒冷、深雪、文字通り消えずの雪を頂いて、西日本で想像できない寒冷さであるから、右地域に対する寒冷地手当を現在の四級地から五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県磐田市の地域給に関する請願

請願者　静岡県磐田市長　赤松照彦（第二七五一号）

右の請願は、静岡県磐田市は別珍、コール天製織工業地として浜松市、福田町とともに有名で、浜松市とは益々緊密の度を深めており市販商品の七十パーセントは浜松市から仕入れている。このように地理的経済的に不離の関係にありながら、浜松市の地域給が二級地で、磐田市が一級地であるため人事の交流に支障があるばかりでなく、磐田市在勤公務員は生活苦にあえいでいるから、同市の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県高根村外五箇村の地域給に関する請願

請願者　静岡県駿東郡北郷村長　永原正雄外十八名（第二七五二号）

右の請願は、静岡県駿東郡高根村、須走村、北郷村、印野村、須山村、足柄村の六村は、米軍演習基地関係地域である御殿場町等に隣接し、しかも箱根温泉地帯、および山梨県の観光地帯に囲まれているところから物価が高く同地域に勤務する公務員の生活は困窮を極めているから、いずれも地域給支給地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県広瀬町の地域給に関する請願

請願者　島根県能義郡広瀬町長　増田栄四郎外九名（第二七六四号）

右の請願は、島根県広瀬町は、県の最東端能義郡の中心地であるが、交

通機関に恵まれず日常の諸物資は大部分が米子市よりトラックで輸送されているため、その運賃費加算による物価は勢い高額となり、東に米子市、西に松江市を近くにひかえながら生活必需品はいずれも他の一級地に比較して高くとも決して安くない現状であるから、東町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県高浜町の地域給に関する請願

請願者　愛知県碧海郡高浜町長　中川上次外十名（第二七七三号）

右の請願は、愛知県高浜町は、煙の都といわれている瀬戸市、常滑町とともによう業都市として名をなしており、業態、生活程度、物価などほとんどこれらの都市と差異を認めない実状であるから、本町の地域給を瀬戸市なみに引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県伊賀地区の寒冷地手当に関する請願

請願者　三重県上野市丸之内伊賀地方事務所長官舎内　福山陸男（第二七七五号）

右の請願は、三重県伊賀地区は東に鈴鹿、布引の両山脈、西に大和高原、南に大台ヶ原、大峯山、伊賀富士、尼ヶ岳、北に高旗、霊山の諸連峰相競える重畳たる山々に囲まれた伊賀盆地であり、気候はなはだ寒冷のため俗に三重県の北海道といわれている。従つて防寒越冬のための経費については各官公庁職員の最も心痛するところでストーブなしでは執務不能のため乏しい経費の中から敢えて設備し、一般市民もその生計費の二割以上も光熱、保温費として支出している状況である、各人の防寒保温のために支払われる経費はその経済的負担に脅威の重圧を加えているから、本地区を寒冷積雪地給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県安来町の地域給に関する請願

請願者　島根県能義郡安来町長　高橋隆（第二七七六号）

右の請願は、島根県安来町は、山陰本線の中心都市で、開港移出入を中心として発展した町であるが、最近は、同町所在の日立製作所の活発化に伴い、町内諸企業も復活し、いわゆる金ヘンブームの市場景気を呈している。とりわけ食糧品等の日常供給は、船便によつて移入していること、同地における駐留軍飛行隊の拡張、警察予備隊の設置等により、円滑を欠き、物価は高騰を続けているから、同町の特殊事情を考慮せられ、地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県鴨方町の地域給に関する請願

請願者　岡山県浅口郡鴨方町長　杣治三一（第二七七九号）

右の請願は、岡山県鴨方町は、東に玉島市、西に笠岡市を控えているため、当町ならびに隣接地より生産される食糧物資はこれらの両市に流出し、町内の物価は法外の高値を示しているから、同町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県高松市の地域給に関する請願

請願者　香川県高松市長　国東照太外二名（第二七八〇号）

右の請願は、香川県高松市は、消費物資および生産物資の大半を阪神方面に求めているため、物価および経済事情において阪神ブロックに入つており、また戦災を受けていながら戦災都市特殊復興措置の適用より除外されているため、市民の税負担は過重となり、すべての生活面に深刻な影響を与えているから、高松市の特殊事情を考慮せられ、現在の二級地より三級地に昇格指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県瀬戸町の地域給に関する請願

請願者　長崎県西彼杵郡瀬戸町長　西辻芳雄（第二七八一号）

右の請願は、長崎県瀬戸町は、山を控え海に面しながら日常生活必需物資の大部分を長崎、佐世保両市からの移入に待たなければならない関係上、純消費地である本町の物価は両市よりも高騰を示している実状であり、公務員の生活は窮乏し、転任を希望する者が続出する有様であるから、本町の地域給を長崎市と同等に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立病院、療養所勤務公務員に関する請願

請願者　東京都中野区新井町五一四全日本国立医療労働組合内　岩崎清作（第二七九三号）

右の請願は、現行の国家公務員法は、マ書簡に基く占領法規の性格を持つているから、講和発効に伴つて撤廃されるべきものである。一方国家公務員は行政官庁、企業官庁の区別なく、現業、非現業の区別なく労働基本権を有するものであるから、国家公務員法を撤廃するとともに現行労働法、公共企業体労働関係法を一本化せられたい。なお国立病院、療養所に勤務する職員に同法を適用せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県関町の地域給に関する請願

請願者　三重県鈴鹿郡関町長　伊藤偉作外三名（第二八〇九号）

右の請願は、三重県関町は、野菜、

魚介類その他一切の食料品を津、四日市、名古屋等に依存しており、食料品以外の一般物資もほとんど大部分が名古屋、四日市に、一部を大阪、京都方面に仰いでいるため、物価は運賃、手数料等が加算されるので県内諸都市より上位にある実状であるから、本町を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県在田村の地域給に関する請願（二通）

請願者　兵庫県加西郡在田村長　長田忠治外八名（第二八一三号）

右の請願は、兵庫県在田村は東播経済ブロックの一環として産業上、経済上重要性をもつた地域であつて、阪神方面との各般の交渉出入関係が多く、金融関係も旺盛であり、従つて物価も姫路市より上位にあるため官公吏は非常に生活に苦しんでいるから、当村を隣町の北條町と同様の地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県賀茂村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県加西郡賀茂村長　中安儀太郎外四名（第二八二〇号）

右の請願は、兵庫県賀茂村は、東播経済ブロックの一環として多可、加東、加古、印南の四郡と経済的に多大の共通性をもつており、日用品は大消費郡市以上の高価の地でありながら観念的に小村として取扱われ、俸給生活者は諸物価の高騰によつて生活に破たんをきたしているから、本村の地域給を隣接町村同様一級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県大和村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県加西郡大和村長　常見勝次外三名（第二八二一号）

右の請願は、兵庫県大和村は、播州織で有名な西脇市中心の機業地圏内に介在しているため、農村でありながら、工場地的な気風のあふれている村であり、主要日用品の殆どを全国的に高物価の西脇市を経て供給され、また姫路市、北條町等の影響もあつて、各種物価の高騰が甚だしく官公庁職員の生活は窮乏の極にあるから同村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県多加野村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県加西郡多加野村長　神田幸平外五名（第二八二二号）

右の請願は、兵庫県多加野村は、西に北條町、東に滝野町および西脇市に接し、これらの都市は歴史的交通的に密接な関係を有するばかりでなく経済的にもほとんど事情を等しくするものであるから、本村の地域給を隣接滝野町同様一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県富合村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県加西郡富合村長　岩佐勇外三名（第二八二三号）

右の請願は、兵庫県加西郡は東播経済ブロックの一環として、また東播西播の両地方の経済交錯の地方として姫路、加古川両市と大きな共通性をもち、富合村はこのブロックの中央に位置を占めている関係上特に経済的にも関係が深く、物価は乾物類、生鮮魚類、青果物、日用品、衣類等は姫路、明石方面より二割方高価であるため俸給生活者は困窮にあえいでいるから、当村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県芳田村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県加西郡芳田村長　今村深外三名（第二八二四号）

右の請願は、兵庫県芳田村は行政区画上は加西郡に属しているが、地形上、経済関係上からはほとんど隣接の西脇市の経済圏に含まれているため、各種物価の高騰はなはだしく収入の固定した官公庁職員の生活は、窮迫を極めているから、本町の地域給を隣接町村同様一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県上下町の地域給に関する請願

請願者　広島県甲奴郡上下町甲奴地方事務所内　野津山俊外二百三十七名（第二八二三号）

右の請願は、広島県上下町在勤の公務員は、かねてより地域給指定地実現の強い希望をもつて運動を続けており、今回ようやく永年の希望が実現して参議院において修正可決されたのであるが、その喜びも束の間、衆議院に回付された同法案については種々の事情により難色があるやに聞くが、かくては折角の永年にわたる希望も消滅し去ることとなり、到底忍ぶことができないから、本町在勤公務員の苦衷を察して同修正案の無事成立かたを図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

人事委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三八三号、第六〇八号、第七一五号、第八四〇号　教育公務員給与準則に関する陳情

第四六一号　新恩給法中に町村吏員を包含するの陳情

第四七八号　北海道の地域給に関する陳情

第六七二号　北海道羽幌町の地域給に関する陳情

第六八六号　静岡県原里村の地域給に関する陳情

第七〇三号　岡山県八浜町の地域給に関する陳情

第七五六号　東京都八王子市の地域給に関する陳情

第七五七号　岡山県藤田村の地域給に関する陳情

第九一四号　北海道平取村の地域給に関する陳情

第九一五号　三重県御船、鵜殿両村の地域給に関する陳情

第九三四号　広島県西條町の地域給に関する陳情（十一通）

第九七六号　静岡県島田市の地域給に関する陳情

第一〇〇四号　熊本県大津町の地域給に関する陳情

第一〇一六号　愛知県塩津村の地域給に関する陳情

第一〇四八号　新潟県六日町外三箇町の地域給に関する陳情

第一〇七五号　福岡県岡山村の地域給に関する陳情

第一〇七六号　福岡県黒木町の地域給に関する陳情

第一〇八七号　長崎県若松村の地域給に関する陳情

第一〇九三号　北海道留辺蘂町外二箇町の地域給に関する陳情

第一〇九四号　北海道の石炭手当に関する陳情

第一一三七号　愛媛県吉田町の地域給に関する陳情

第一一七八号　京都府大山崎村の地域給に関する陳情

第一一七九号　青森県野辺地町の地域給に関する陳情

第一一九五号　滋賀県虎姫町の地域給に関する陳情

第一一九三号　佐賀県鳥栖町、伊万里町の地域給に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月十八日

人事委員長　カニェ邦彦

参議院議長佐藤尚武殿

人事委員会陳情特別報告第二号

教育公務員給与準則に関する陳情

第三八三号　鳥根県松江市立第一中学校内町赤山松江市立第一中学校内　鳥根県中学校長協会内　丹沢真澄外三名提出

第六〇八号　宮城県伊具郡金山町立金山中学校内　金子栄橘外十四名提出

第七一五号　島根県松江市立白潟小学校内　河井忠親外二十四名提出

第八四〇号　青森市大字浦町字野脇六ノ一青森市立野脇中学校内青森県中学校長会内　中道武雄提出

第四六一号　広島県比婆郡敷信村大字新庄一四一ノ四広島県町村吏員恩給受給者連盟内　岡本佳男提出

第四七八号　北海道知事　田中敏文外九名提出

第六七二号　北海道羽幌町の地域給に関する陳情

北海道羽幌町羽幌簡易裁判所内　亀松安平外四名提出

第六八六号　静岡県駿東郡原里村長　芹沢英夫外二名提出

第七〇三号　岡山県児島郡八浜町長　山田俊三提出

第七五六号　東京都八王子市八王子郵便局内　大出繁雄外一名提出

第七五七号　岡山県児島郡藤田村村長　石井弥寿提出

第九一四号　北海道沙流郡平取村長　平佐武美外十名提出

第九一五号　三重県南牟婁郡御船村長　荘司覚太郎外八名提出

第九三四号　広島県賀茂郡西條町長　木原久夫外四百五十五名提出

第九七六号　静岡県島田市長　鈴木繁蔵外八百二十五名提出

第一〇〇四号　熊本県菊池郡大津町長　坂本篤美外三百六十五名提出

第一〇一六号　愛知県宝飯郡塩津村長　福井穣提出

第一〇四八号　新潟県知事　岡田正平提出

第一〇七五号　福岡県岡山村の地域給に関する陳情

第一〇七六号　福岡県黒木町の地域給に関する陳情

第一〇八七号　長崎県若松村の地域給に関する陳情

第一〇九三号　北海道留辺蘂町外二箇町の地域給に関する陳情

第一〇九四号　北海道知事　田中敏文外九名提出

北海道の石炭手当に関する陳情

第一一三七号　愛媛県知事　久松定武提出

京都府大山崎村の地域給に関する陳情

第一一七八号　京都府乙訓郡大山崎村長　津田治三郎外一名提出

青森県野辺地町の地域給に関する陳情

第一一七九号　青森県上北郡野辺地町長　吉田昌三郎提出

佐賀県鳥栖町、伊万里町の地域給に関する陳情

第一一九三号　佐賀県知事　鍋島直紹提出

滋賀県虎姫町の地域給に関する陳情

第一一九五号　滋賀県知事　服部岩吉外一名提出

宮崎県真幸町の地域給に関する陳情
第一二一七号　宮崎県諸県郡真幸町真幸地区級地引上全官公庁委員会内　石塚邦夫提出
新潟県六日町外五箇町の地域給に関する陳情
第一二一八号　新潟県知事　岡田正平提出
埼玉県八條村外三箇村の地域給に関する陳情
第一二一九号　埼玉県南埼玉郡八條村長　岡田貞三外二十四名提出
静岡県袋井町の地域給に関する陳情
第一二三四号　静岡県磐田郡袋井町長　戸倉莞爾外十四名提出
右三十二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十七年六月十八日
人事委員長　カニェ邦彦
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
教育公務員給与準則に関する陳情
陳情者　島根県松江市北堀町赤山松江市立第一中学校内島根県中学校長協会内　丹沢真澄外三名（第三八三号）
陳情者　宮城県伊具郡金山町立金山中学校内　金子栄橘外十四名（第六〇八号）
陳情者　島根県松江市立白潟小学校内　河井忠親外二十四名（第七一五号）
陳情者　青森市大字浦町字野脇六ノ一青森市立野脇中学校内青森県中学校長会内　中道武雄（第八四〇号）

右の陳情は、今回人事院において公務員給与準則を立案、その中において中・小学校と高等学校教員給与に差等をつくる由であるが、かくては中・高等学校間における人事の交流を阻害し、人材はあげて高等学校にゆく結果を生じ、勤務する職域によつて差別をつけることは民主主義にも反し、国民義務教育を軽視することとなるから、事情考慮の上善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
新恩給法中に町村吏員を包含するの陳情
陳情者　広島県比婆郡敷信村大字新庄一四一ノ四広島県町村吏員恩給受給者連盟内　岡本佳男（第四六一号）
右の陳情は、退職公務員の社会保障制度として恩給法が存在する以上、中央地方を区別することはもとより、一方に厚く一方に薄い制度ないし取扱は、極めて不合理であるから、改正恩給法の上提を機会に恩給法中に地方公務員を含めて完備したしかも高度に安定した法の下に地方公務員を服務させるよう格段の配慮をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道の地域給に関する陳情
陳情者　北海道知事　田中敏文外九名（第四七八号）
右の陳情は、昨年十一月三十日より実施された地域給区分は、その後の経済情勢の推移と北海道の特殊事情等にかんがみ、幾多の不合理点を生じているから、現下の諸情勢に即応するようすみやかに北海道の地域給区分を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道羽幌町の地域給に関する陳情
陳情者　北海道天塩国苫前郡羽幌町羽幌簡易裁判所内　亀松安平外四名（第六七二号）
右の陳情は、北海道の北端に近い羽幌町は、地理的関係から交通、気候、娯楽等物心両面に苦しむ環境にあり、加うるに子弟の教育、四季を通じての燃料費等余分の出費を余儀なくされているため、在勤公務員の生活苦は極端であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
静岡県原里村の地域給に関する陳情
陳情者　静岡県駿東郡原里村長　芹沢英夫外二名（第六八六号）
右の陳情は、静岡県原里村は、連合軍演習地の所在地であるため、部隊の出入およびこれに伴う接客婦等の購買力によつて、物価が高く、その上自然的條件が悪いため、農業の生産低く同村における俸給生活者の生計は極めて困難な実情にあるから、同村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県八浜町の地域給に関する陳情
陳情者　岡山県児島郡八浜町長　山田俊三（第七〇三号）
右の陳情は、岡山県八浜町は、地勢、交通、経済上、岡山、倉敷、玉野等の影響を受けることはなはだしく、住民の多くは前記諸都市に通勤するほう給生活者であり、加うるに耕地面積が少いため、主食その他食糧品を他より移入している等、隣接諸都市と何等異るところのない消費地であつて当町在住公務員の生活は深刻なものがあるから、当町を地域給二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
東京都八王子市の地域給に関する陳情
陳情者　東京都八王子市八王子郵便局内　大出祭雄外一名（第七五六号）
右の陳情は、東京都八王子地区は、地域的特異性によるインフレの影響を受け、ほう給生活者の生活は極めて急迫を告げているため、公務員は、国家の事業遂行上あるいは公衆サービスの面において支障が大きいから、同地区を地域給五級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県藤田村の地域給に関する陳情

陳情者　岡山県児島郡藤田村長　石井弥寿（第七五七号）

右の陳情は、岡山県藤田村は、岡山市に接しその四周に倉敷、児島、玉野の三市を控え、かつ人口密度の高い妹尾、早島、茶屋、藤戸の四町に接続している関係で村内物価の水準は常に以上の諸都市と一体であるのに、級地の指定がないのは遺憾であるから、本村を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道平取村の地域給に関する陳情

陳情者　北海道沙流郡平取村長　平佐武美外十名（第九一四号）

右の陳情は、北海道沙流郡平取村は、日高国の北端沙流川の流域に位するへき村で、日常生活物資はすべて少数の地元商人が自力によつて札幌、苫小牧等より輸送販売しているため、物価は経済界の変動とは無関係に独占的に決定されいちじるしく高価である。加えて燃料費、医療費等の出費が多いので、本村に在勤する公務員は日常生活に追われる余りともすれば勤務能率が低下をきたしている現状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県御船、鵜殿両村の地域給に関する陳情

陳情者　三重県南牟婁郡御船村長　荘司覚太郎外八名（第九一五号）

右の陳情は、三重県御船、鵜殿両村は、県の最南端に位し和歌山県に接して、新宮市とは熊野川をへだてて相対し熊野大橋によつて結ばれ、行政区分とは別に同市の一部である観を呈し新宮経済ブロックを形成している。従つて生活諸物価等も同市と異るところがない実情であるから、御船、鵜殿両村を新宮市と同様の地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県西條町の地域給に関する陳情（十一通）

陳情者　広島県賀茂郡西條町長　木原久夫外四百五十五名（第九三四号）

右の陳情は、広島県西條町が、今回の人事院勧告によつて地域給二級地に指定されたことは、同町在勤の公務員に多大の希望を与えているから、国会においても是非この勧告通り決定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県島田市の地域給に関する陳情

陳情者　静岡県島田市長　鈴木繁蔵外八百二十五名（第九七六号）

右の陳情は、静岡県島田市は、勤務地手当の支給地区分において一級地であるが、本市における物資その他生活事情等から、いちじるしく不適当であるから、三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県大津町の地域給に関する陳情

陳情者　熊本県菊池郡大津町長　坂本篤美外三百六十五名（第一〇〇四号）

右の陳情は、大津町は熊本市の東部菊池郡の東南部に位する県下町村内でも政治、経済、交通、文化等の各方面に相当優位を占め、ことに最近の発展は目覚しいものがあるが、生活必需物資の大部分を熊本市および阪神、京浜方面から移入している関係上、物価は地域給一級地の指定を受けている隈府、宮地両町を上回る状態であるから、当町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県塩津村の地域給に関する陳情

陳情者　愛知県宝飯郡塩津村長　福井穣（第一〇一六号）

右の陳情は、愛知県塩津村は、宝飯郡西部の中央に位し、三河織物の産地として知られており、東海レーヨンの工場があり、織布工業地として発展しつつあるが、生活物資の生産がないため、購買力がいちじるしく高く、しかも県立蒲郡公園、海水浴場を控えているため、本村在勤の公務員は、極めて苦しい立場に置かれているから、当地方唯一の地域給無級地である塩津村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県六日町外三箇町の地域給に関する陳情

陳情者　新潟県知事　岡田正平（第一〇四八号）

右の陳情は、新潟県南魚沼郡六日町、古志郡栃尾町、北魚沼郡小出町、三島郡与板町の四町は、さきに指定された町村と生計費の指数その他において異るところなく、却つて上回る実情にあるから、右四町を地域給支給地に追加指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県岡山村の地域給に関する陳情

陳情者　福岡県八女郡岡山村長　末広栄外四名（第一〇七五号）

右の陳情は、福岡県岡山村は、羽犬

塚、福島両町間にはさまれており、近い将来にこれら三町村が合併して市制施行の運命にあるが、伝えられるところによると、前記二箇町が今般二級地に指定勧告を受けたのに反して本村のみ従来のまま一級地にすえ置かれるよしで誠に不合理であるから、本村の地域給を羽犬塚、福島両町同様二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県黒木町の地域給に関する陳情

陳情者　福岡県八女郡黒木町長　松木富士雄外一名（第一〇七六号）

右の陳情は、福岡県黒木町は、国鉄矢部線の終点であり、久留米市から東南方へ五里の地点にあり、八女東部十箇町村の中心地であるが、当町周辺の農山村は自家消費を賄う域を出でない小農家が大部分であるのに加えて、魚介類については海岸線からの距離が遠く、一般雑貨については工業地帯よりの距離が遠いため、各種物価は予想外に高く、近接の福島、羽犬塚両町に比しても高位にあるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県若松村の地域給に関する陳情

陳情者　長崎県南松浦郡若松村長　入井村太（第一〇八七号）

右の陳情は、昭和二十二年十月以来地域給指定の運動を継続してきた長崎県五島の中、福江町はじめ三箇町がその指定を受けたにもかかわらず若松村は未だ指定されないため、本村在住の公務員は漁業景気による物価高のため一般民並の生活が維持できない苦境にあるから、すみやかに本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道留辺蘂町外二箇町の地域給に関する陳情

陳情者　北海道知事　田中敏文外九名（第一〇九三号）

右の陳情は、北海道内各市町村に対する地域給地指定後の経済情勢の推移ならびに他町村との均衡上、留辺蘂町、土別町、津別町をそれぞれ一級地として追加指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道の石炭手当に関する陳情

陳情者　北海道知事　田中敏文外九名（第一〇九四号）

右の陳情は、北海道在勤公務員に対する本年度石炭手当支給額の決定に当つて、トン当り六千五百カロリー三・六トン分の代価、三万三千六百三十四円が妥当と考えられるから、昨年同様八月に支給の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県吉田町の地域給に関する陳情

陳情者　愛媛県知事　久松定武（第一一三七号）

右の陳情は、愛媛県吉田町は、宇和島市に四キロの隣接地に位する北宇和郡第一の中小工業都市で海陸交通の要衝に当り吉田郷の中心地であるが、宇和島市に近接している上に交通至便のため生活様式、物価は同市と同一地区の観を呈し、日用品、雑貨は一般に宇和島市を上回る実情で公務員の生活ははなはだしく窮乏しているから、本町を一級地地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府大山崎村の地域給に関する陳情

陳情者　京都府乙訓郡大山崎村長　津田治三郎外一名（第一一七八号）

右の陳情は、昭和二十六年五月の勤務地手当支給地区分に関する人事院勧告により京都府大山崎村は一級地としてすえ置かれ、さらに今回の改正に際しては他区が引き上げられたにもかかわらず当村の不均衡に取り扱われていることは納得できないから、すみやかに本村の地域給の引き上げを図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森県野辺地町の地域給に関する陳情

陳情者　青森県上北郡野辺地町長　吉田昌三郎（第一一七九号）

右の陳情は、青森県野辺地町は、青森市ならびに附近町村の戦災転居者により人口の膨張をきたし、食糧始め諸物価は日増しに高騰して生活は非常に苦しく、地域給の指定を受けている附近市町をしのぐ現状であるから、当町を地域給支給地区に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県鳥栖町、伊万里町の地域給に関する陳情

陳情者　佐賀県知事　鍋島直紹（第一一九三号）

右の陳情は、佐賀県鳥栖町は、北九州における交通の中心地として福岡県境に位する関係上諸物価の面において福岡市、久留米市等の強い影響を受ける実情にあり、また伊万里町は佐世保市に近接している上、近くに北松浦炭田を控え物価の面に大きな影響を受けて、一級地指定の嬉野町、武雄町よりもはるかに高率を示している現状であるから、この際両町を地域給二級地に格付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せら

れたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県虎姫町の地域給に関する陳情

陳情者　滋賀県知事　服部岩吉外一名（第一一九五号）

右の陳情は、滋賀県虎姫町は、長浜市と木之本町の中間に位置し、物価および生活環境も右市町と変りないから、本町の地域給を一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県真幸町の地域給に関する陳情

陳情者　宮崎県諸県郡真幸町真幸地区級地引上全官公庁委員会内　石塚邦夫（第一二一七号）

右の陳情は、宮崎県真幸町は、県下唯一の温泉郷であり、さらに霧島国立公園や日本三大展望の一と称せられる矢岳展望台など幾多の観光地を有しているため、物価は他の市町村に比していちじるしく高く、都城市の物価を一〇〇とした場合の地域差指数は一〇〇・二という市制施行地よりも高い実状にあるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県六日町外五箇町の地域給に関する陳情

陳情者　新潟県知事　岡田正平（第一一一八号）

右の陳情は、新潟県六日、塩沢、栃尾、小出、与板、新井の六箇町は、今回国会において修正追加を得た本県関係町村と、生計費の比較その他について何らそん色がないばかりかかえつて上回る実状であるから、是非とも今回の「一般職の職員の給与に関する法律中別表勤務地手当支給区分表の一部を改正」に追加指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県八條村外三箇村の地域給に関する陳情

陳情者　埼玉県南埼玉郡八條村長　岡田貞三外二十四名（第一二一九号）

右の陳情は、埼玉県南埼玉郡八條、川柳、蒲生、大相模の四箇村は、東京都足立区と隣接しているため、物資の交流が激しく物価水準も生活水準も東京都農村部と変りない実状にあるのに、地域給の支給がないため四箇村に勤務する公務員の生活は窮迫をつづけ、各般の行政上極めて大きな支障をきたしているから、すみやかに一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県袋井町の地域給に関する陳情

陳情者　静岡県磐田郡袋井町長　戸倉完爾外十四名（第一二三四号）

右の陳情は、静岡県磐田郡袋井町の諸物価は、近接の浜松、磐田両市より遙に高価で、同町在勤の公務員の生活は困窮を告げ、極めて不安な状態におかれている現状であるから、同町の地域給地を二級に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

水産委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二九号、第二七一号、第三二八号、第三七〇号、第四〇一号、第四〇九号　アミラン漁網綱調製費助成に関する請願

第一三七号　高家漁港災害復旧に関する請願

第一四二号　崎浜漁港修築工事促進に関する請願

第一四三号　小浜漁港船揚場施設工事促進に関する請願

第一四四号　岩手県下の漁港整備費国庫補助増額等に関する請願

第二一三号　大槌漁港築設工事促進に関する請願

第二四一号　北海道香深村に北方新魚田開発基地施設設定および魚田調査の請願

第三二七号　八戸漁港修築促進に関する請願

第六七六号　小型機船底びき網漁業整備に伴う転換資金交付の請願

第一一二八号　水産れん製品研究機関機構拡充に関する請願

第一三七九号　厚内漁港修築工事施行に関する請願

第一四〇四号　漁業災害復旧資金融通に関する臨時措置法案の損失補助限度引上げの請願

第一七四一号　北上川水系宮城県柳津、飯野川両町所在えん堤の魚道改善等に関する請願

第一七四三号、第二二〇〇号　水産業改良普及技術員設置費国庫補助に関する請願

第一九九六号　機船底びき網漁業の違反船取締に関する請願

第二一六二号　愛媛県伊予灘海域における漁業取締り等の請願

第二三一四号　八重根漁港築設に関する請願

第二三六三号　北海道区水産研究所室蘭試験地の設備拡充等に関する請願

第二五八九号　上磯漁港整備に関する請願

第二六〇七号　両石漁港整備促進に関する請願

第二七一四号　北海道内路港を漁港に指定の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月二十日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

水産委員会請願審査特別報告第一号

アミラン漁網綱調製費助成に関する請願

第二九号　東京都中央区日本橋室町二ノ一東洋レーヨン株式会社社長　袖山喜久雄提出

第二七一号　北海道函館市末広町八二函館製網船具株式会社取締役社長　岡本康太郎提出

第三二八号　兵庫県赤穂市中広一、〇二九桃井製網株式会社取締役社長　桃井健三提出

第三七〇号　滋賀県坂田郡米原町大字磯一、七四七近江絹網合名会社代表員　夏川甚吾提出

第四〇一号　三重県四日市市大字天ヶ須賀三二平田紡績株式会社取締役社長　宗村佐信外一名提出

第四〇九号　三重県桑名市江場一、五七八日本絹網株式会社取締役社長　伊藤清次郎提出

高家漁港災害復旧に関する請願

第一三七号　岩手県九戸郡中野村長　南福松外二名提出

崎浜漁港修築工事促進に関する請願

第一四二号　岩手県気仙郡越喜来村長　熊谷留之助外二百四十六名提出

小浜漁港船揚場施設工事促進に関する請願

第一四三号　岩手県下閉伊郡小本村長　八重樫良雄外百七十名提出

岩手県下の漁港整備費国庫補助増額等に関する請願

第一四四号　岩手県盛岡市内丸　岩手県漁港協会内　鈴木善幸外二十三名提出

大槌漁港築設工事促進に関する請願

第一一三号　岩手県上閉伊郡大槌町大槌港船主連盟会内　倉沢繁雄提出

北海道香深村に北方新魚田開発基地施設設定および魚田調査の請願

第二四一号　北海道礼文郡香深村長　野村太市提出

八戸漁港修築促進に関する請願

第三二七号　青森県八戸市長　村井倉松外三名提出

小型機船底びき網漁業整備に伴う転換資金交付の請願

第六七六号　長崎県知事　西岡竹次郎提出

水産れん製品研究機関機構拡充に関する請願

第一一二八号　東京都千代田区神田佐久間町三ノ三七全国水産煉製品協会内　小谷権六提出

厚内漁港修築工事施行に関する請願

第一三七九号　北海道十勝郡大津村長　水沢一郎外三名提出

北上川水系宮城県柳津、飯野川両町所在えん堤の魚道改善等に関する請願

第一七四一号　岩手県議会議長　村上順平提出

水産業改良普及技術員設置費国庫補助に関する請願

第一七四三号　松江市朝日町島根県漁業協同組合連合会長　青山新蔵提出

第二一〇〇号　同

機船底びき網漁業の違反船取締に関する請願

第一九九六号　山口県光市宝積村三、三六五光漁業協同組合長　小林栄作外四千三十七名提出

愛媛県伊予灘海域における漁業取締り等の請願

第二一六二号　愛媛県松山市長　黒田政一外八十七名提出

八重根漁港築設に関する請願

第二三一四号　東京都八丈島大賀郷村長　奥山文一郎提出

北海道区水産研究所室蘭試験地の設備拡充等に関する請願

第二三六三号　北海道室蘭市長　熊谷綾雄外九名提出

上磯漁港整備に関する請願

第二五八九号　北海道上磯郡上磯町長　落合平三郎提出

両石漁港整備促進に関する請願

第二六〇七号　岩手県上閉伊郡鵜住居村長　二本松豊太郎外三十四名提出

北海道内諸港を漁港に指定の請願

第二七一四号　北海道礼文郡香深村長　野村太市外一名提出

右二十六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月二十日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

アミラン漁網調製費助成に関する請願

請願者　東京都中央区日本橋室町二ノ一東洋レーヨン株式会社社長　袖山喜久雄（第二九号）

請願者　北海道函館市末広町八二函館製網船具株式会社取締役社長　岡本康太郎（第二七一号）

請願者　兵庫県赤穂市中広一、〇二九桃井製網株式会社取締役社長　桃井健三（第三二八号）

請願者　滋賀県坂田郡米原町大字磯一、七四七近江絹網合名会社代表員　夏川甚吾（第三七〇号）

請願者　三重県四日市市大字天ヶ須賀三二平田紡績株式会社取締役社長　宗村佐信外一名（第四〇一号）

請願者　三重県桑名市江場一、五七八日本絹網株式会社取締役社長　伊藤清次郎（第四〇九号）

右の請願は、綿麻絹等の天然繊維による漁網綱を毎年多額に消耗するため疲弊の甚だしい漁業界においては、アミラン漁網綱を取り入れ経営の合理化を図ろうとしているが、購入資金の調達が容易でない実情であるから、需要者に対しアミラン漁網綱購入のため過渡的低金利融資の助成措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高家漁港災害復旧に関する請願

請願者　岩手県九戸郡中野村長　南福松外二名（第一三七号）

右の請願は、高家漁港は、昭和八、二十二、二十四年と三度の台風によつてその都度施設を破壊され昭和二十四年末ようやくこれが完成をみたところへ又々本年十月のルース台風の襲撃を受けてその大半を破壊されたため、本港を利用してきた漁民は明日からの生活の糧を求める道を閉されて重大な脅威を受けているから、民生安定のために、国費をもつてすみやかに復旧工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

崎浜漁港修築工事促進に関する請願

請願者　岩手県気仙郡越喜来村長　熊谷留之助外二百四十六名（第一四二号）

右の請願は、岩手県崎浜港は、県南における沿岸漁業の中心地でありながら、漁港施設がないため生産の増強および経費の節減に重大な不利不便を痛感し、漁港整備に関し、しばしば請願をくりかえし、地元負担金について一応考慮している実情であるから、すみやかに所期の計画実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小浜漁港船揚場施設工事促進に関する請願

請願者　岩手県下閉伊郡小本村長　八重樫良雄外百七十名（第一四三号）

右の請願は、岩手県小本村は、三陸沿岸屈指の漁場を控えながら、地勢上港湾にめぐまれず、漁船の出入は困

難を極め、絶好の魚況を見ながら、少しの風波にも出漁不能の場合が多く、船揚場拡充整備の要を痛感しながら、本村の財政では完成が困難な実情にあるから、小浜港船揚場設備の改良工事を補助事業として施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県下の漁港整備費国庫補助増額等に関する請願

請願者　岩手県盛岡市内丸岩手県漁港協会内　鈴木善幸外二十三名（第一四四号）

右の請願は、岩手県下の昭和二十七年度整備漁港の中継続工事漁港、大槌、長部、田老、野田各港および新規着工予定漁港、嶋ノ越、山田、崎浜、根白、小本各港に対する工事が計画通り実施できるよう予算措置を講ずるとともに、災害復旧促進方策を図り、漁港修築費に対する国庫負担率を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大槌漁港築設工事促進に関する請願

請願者　岩手県上閉伊郡大槌町大槌港船主連盟会内　倉沢繁雄（第二一三号）

右の請願は、目下工事進行中の大槌漁港は、本年度において防波堤を完成するのみで未だ漁船のけい留、および水揚場の築造に至らないため、漁船の出入に困難をきたしつつあり、ことに本年度においては他県船の往来ひん繁となり、これが収容不能に陥り、水揚をなし得ない現況にあるから、明年度において一挙に第一期工事（赤浜、安渡間）を完成するよう予算を計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道香深村に北方新魚田開発基地施設設定および魚田調査の請願

請願者　北海道礼文郡香深村長　野村太市（第二四一号）

右の請願は、わが国最北端礼文島香深村に、北方新魚田開発策源地としての諸施設設置についての請願は、昭和二十五年衆参両院において採択されさらにこれが実施促進についても同年両院で採択となつている。また北海道総合開発委員会における五箇年計画にも、礼文島西海岸漁田開発の一項が取り上げられているから、礼文島を中心とする新魚田の科学的調査を行い漁業生産の確立を期するため、国費をもつてこれらの諸施設設置と調査を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

入戸漁港修築促進に関する請願

請願者　青森県入戸市長　村井倉松外三名（第二二七号）

右の請願は、入戸港は現在の施設が昭和七年完成以来、生産は増進の一途をたどつてきたにもかかわらず施設は少しも拡張されず、完成当時の水揚高三百万貫に対し、昨二十六年は実に二千四百万貫を超え全国漁港の上位を争う飛躍的発展をつづけ、施設の不足狭少による輻そう混雑はその極に達し、昭和三十年の生産推定三千万貫を処理するには、はるかに及ばないものがあり、かくては地方漁民の受ける不便不利は誠にじん大で漁業振興にいちじるしくおくれることが憂慮されるから、すみやかに修築工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小型機船底びき網漁業整備に伴う転換資金交付の請願

請願者　長崎県知事　西岡竹次郎（第六七六号）

右の請願は、長崎県下の大村湾、有明海、橘湾および対馬における零細漁民小型機船底びき網漁業被整理者に対する転業資金として農林漁業資金融通法による融通わくを設定せられたい。なお、右小型機船底びき網整理船に対する整理年次を繰り上げの上、優先的に転換資金をすみやかに交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水産れん製品研究機関機構拡充に関する請願

請願者　東京都千代田区神田佐久間町三ノ三七全国水産煉製品協会内　小谷権六（第一一二八号）

右の請願は、水産れん製品は、わが国特有の水産加工食品であるとともに、動物たん白給源としてその鮮度保持、品質の向上を図ることは業者最大の念願であるが、零細企業者が大半を占めているためこれに要する研究施設を自力をもつて解決する能力なく、ひたすら国立水産研究機関の適切なる施策に依存している実情であるから、この国立水産研究所を拡充せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

厚内漁港修築工事施行に関する請願

請願者　北海道十勝郡大津村長　水沢一郎外三名（第一三七九号）

右の請願は、北海道大津村は、漁業に依存する村であるが、沿海一帯は波が高くその上海岸線の屈曲がないため、港湾の適地がなく、従つて年間の漁業従業日数が限られるばかりでなく、荒天の際は漁獲物はもとより船や人命に危険が多く、無尽の宝庫を控えながら依然として漁業が発達しない実情にあるから、昭和二十六年施行の簡易工事に引き続き厚内漁港の修築工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

昭和二十七年七月三十一日　参議院会議録附録（その八）　審査報告書（第六十六号参照）

意見書案

北上川水系宮城県柳津、飯野川両町所在えん堤の魚道改善等に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第一七四一号）

右の請願は、岩手県の内水面漁業は、北上川水系に依存するところが極めて大きいが、下流々域である宮城県柳津、飯野川両町に設置されているえん堤の魚ていが不完備のため、魚族の溯上がさえ切られ、上流水系である岩手県の内水面漁業にいちじるしい障害を与えているから、これら魚ていの新設あるいは改善をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水産業改良普及技術員設置費国庫補助に関する請願

請願者　島根県松江市朝日町島根県漁業協同組合連合会長　青山新蔵（第一七四三号）

同（第二一〇〇号）

右の請願は、農業、林業、養蚕業等はいずれも国庫助成を得てそれぞれ指導員を置き効果をあげているが、水産業についても同様な施設を得れば、漁業経営の改善、生産力の増強、漁民生活の向上等が期待されるから、これが指導員設置費を国庫助成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

機船底びき網漁業の違反船取締に関する請願

請願者　山口県光市室積村三、三六五光漁業協同組合長　小村栄作外四千三十七名（第一九九六号）

右の請願は、戦争以来の食糧危機は、機船底びき網漁業を奨励する結果となり、その惨状は終戦後においても引き続いて今日に至つている。ことに大型機船底びき網漁業の漁業違反は、瀬戸内海の水産資源を枯渇させ、漁業秩序は回復せず、関係漁民は深刻な不安に陥つているから、これら違反船を厳重に取締られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県伊予灘海域における漁業取締り等の請願

請願者　愛媛県松山市長　黒田政一外八十七名（第二一六二号）

右の請願は、愛媛県伊予灘海域は船舶の航行ひん繁であり、水産資源が豊富であつて、船舶の遭難が多く救助が不徹底であり、また密漁が多いため漁民の生活権がおびやかされているから、海上保安庁の機構改革を機に、伊予灘海域の中心地である松山港に、警備救難の根拠地を設置せられるとともに、新たに専属漁業取締り兼指導船を配置せられ、この経費の国庫補助の途を講ぜられ、漁業を行う海上面積に対しても地方財政平衡交付金算定の基礎に含められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

八重根漁港築設に関する請願

請願者　東京都八丈島大賀郷村長　奥山文一郎（第二三一四号）

右の請願は、八丈島の八重根港は、本邦の最南端に在つて、南方漁場開発の基地として最適地であるから、漁港ならびに商港としてすみやかに築設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道区水産研究所室蘭試験地の設備拡充等に関する請願

請願者　北海道室蘭市長　熊谷綾雄外九名（第二三六三号）

右の請願は、北海道区水産研究所室蘭試験地は、昭和二十四年度公共事業費をもつて市内舟見町に設置されたが、その施設として最も重要な研究室、実験工場ならびに宿舎等一切の設備がなく、わずかに道費併職者二、三名に過ぎぬ極めて貧弱な施設のままであるから、昭和二十八年度予算をもつて本試験地を支所に昇格せしめ設備の拡充と人員増加を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

上磯漁港整備に関する請願

請願者　北海道上磯郡上磯町長　落合平三郎（第二五八九号）

右の請願は、自然的諸條件に恵まれた道南唯一の淡水河口港上磯漁港以外の付近約八キロの海岸線は遠浅である関係上、地元漁民は出漁に際しても十分な機動力を用いることができず、このため思うような漁獲高も得られない実情にあるから、上磯漁港を最大限に活かすため、導水堤の完成、物揚場の完成、港内のしゅんせつ、護岸船揚場、航路標識、照明設備、給水設備、給油設備、船体修理施設等の諸施設を整備せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

両石漁港整備促進に関する請願

請願者　岩手県上閉伊郡鵜住居村長　二本松豊太郎外三十四名（第二六〇七号）

右の請願は、岩手県両石漁港は、昭和二十六年三月の十勝沖地震による津波災害によつて、自力復旧不能の被害を受け、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基く手続により復旧を計画しているが、時期の遷延は、工事費の累増を招くことになるから、すみやかに国庫補助金を交付せられたい。なお同港は第一次計画に予定されている漁港と、重要性を同じくしているから、第一次整備計画の漁港と同列に取り扱われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道内路港を漁港に指定の請願

請願者　北海道礼文郡香深村長　野村太市外一名（第二七一四号）

右の請願は、北海道内路港は礼文島の中央に位置し、その利用は香深村内路および起登、船泊村字赤岩の三部落であつて両村の境界に当つている。しかして、この部落の海岸線延長は一里半に及ぶも一箇所の船入もないため、漁業生産上大なる障害となつているばかりでなく、時化の際は全く危険もはなはだしいから、本港を漁港として指定せられこれに伴う諸施設をすみやかに整備せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

水産委員会請願審査特別報告第二号

漁業災害復旧資金融通に関する臨時措置法案の損失補助限度引上げの請願

第一四〇四号　鹿児島県議会議長　米山恒治提出

右一件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十七年六月二十日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

漁業災害復旧資金融通に関する臨時措置法案の損失補助限度引上げの請願

請願者　鹿児島県議会議長　米山恒治（第一四〇四号）

右の請願は、漁業災害復旧資金融通に関する臨時措置法案によれば、政府および府県の損失、補償限度が政府三割、府県二割、融資機関五割の案になつているよしであるが、元来水産業は原始産業としてのぜい弱性を内包し、資本蓄積力の貧困な産業であるばかりでなく、それのもつ特異性により融資機関より必然的に極度の制約を受けている現状であるから、資金融資のより一層の円滑化を期するため、政府五割、府県三割の損失、補償限度の引上げの処置を講ぜられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年六月二十日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

水産委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一〇六号　気仙沼漁港修築工事促進に関する陳情

第一七六号　青島漁港修築予算増額に関する陳情

第一八六号　五十猛漁港整備に関する陳情

第四二二号　漁業改良普及事業費国庫補助等に関する陳情

第四四九号　漁獲物鮮度保持研究機関の拡充強化に関する陳情

第八五二号　瀬戸内海水産開発法制定に関する陳情

第九二八号　鹿児島県江口港赤崎浦に避難港設置の陳情

第一〇二三号　漁港修築費予算増額に関する陳情

第一〇八九号　長崎県浅藻漁港修築に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月二十日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

水産委員会陳情審査特別報告第一号

気仙沼漁港修築工事促進に関する陳情

第一〇六号　宮城県本吉郡気仙沼町長　宮井誠三郎外七名提出

青島漁港修築予算増額に関する陳情

第一七六号　宮崎市長　荒川岩吉提出

五十猛漁港整備に関する陳情

第一八六号　島根県邇摩郡五十猛村長　太田宣孝外二名提出

漁業改良普及事業費国庫補助等に関する陳情

第四二二号　山口県議会議長　二木謙吾提出

漁獲物鮮度保持研究機関の拡充強化に関する陳情

第四四九号　東京都千代田区丸ノ内ビル四七四区日本遠洋底曳網漁業協会内　山崎喜之助提出

鹿児島県江口港赤崎浦に避難港設置の陳情

第九二八号　鹿児島県日置郡東市来町長　上村琢磨外十九名提出

漁港修築費予算増額に関する陳情

第一〇二三号　東京都千代田区丸ノ内二ノ一四社団法人漁港協会長　井出正孝提出

長崎県浅藻漁港修築に関する陳情

第一〇八九号　長崎県下県郡豆酘村長　本石惣作外四十三名提出

右八件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月二十日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

気仙沼漁港修築工事促進に関する陳情

陳情者　宮城県本吉郡気仙沼町長　宮井誠三郎外七名（第一〇六号）

右の陳情は、気仙沼漁港修築工事は、昭和二十三年度に着工し、目下工事進行中であるが、その後の物価、人件費の上昇等により工事の進ちよく状況は全工程の一割にも達せず、さらに今後の資材物資の価格高騰を合せ考えるとき、完成の前途に対し憂慮にたえないものがあり、しかも海底の状況、海水の浸しよく等によつて抵抗を受けるこれらの工事は、短期間に完成をきさなければ既工事分も損耗、滅消しやすく、長期にわたることは全く損あつて一利なきものであるから、計画年次を繰上げの上昭和二十七年度工事予算を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青島漁港修築予算増額に関する陳情

陳情者　宮崎市長　荒川岩吉（第一七六号）

右の陳情は、宮崎市青島漁港は、さきに漁港法により第二種漁港の指定を受け、いよいよ昭和二十七年度より修築の運びに到つたが、本市漁業の将来の発展を冀付けし、延いては宮崎県漁獲高の向上に直接寄与する点を確認して、昭和二十七年度青島漁港修築整備予算の増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

五十猛漁港整備に関する陳情

陳情者　島根県邇摩郡五十猛村長　太田宣孝外二名（第一八六号）

右の陳情は、島根県五十猛漁港は、

ふかなわ漁業の根拠地として古くから知られ、水産加工業においても技術優秀なことが認められているが、漁港施設が不備のため、充分にその機能を発揮していないから、同漁港の機能を活用し、水産ならびにこれに附随する産業を振興するため、本年度完成の同港災害復旧工事に引き続いて整備工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁業改良普及事業費国庫補助等に関する陳情

陳情者　山口県議会議長　二木謙吾（第四二二号）

右の陳情は、農業改良普及事業に対しては昭和二十三年より農業改良助長法が制定せられ、各府県に相当数の国庫助成職員が配置され、農業生産の増大と農民生活の改善が行われているが、漁業についてはいまだ何らの措置も講ぜられていないのは遺憾であるから、漁村の恒久的発展と漁業生産増大のために、急速に漁業改良助成の制度化と地方公共団体の行うこれ等の技術改良、生活改善等の普及事業に対して三分の二程度の国庫助成の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁獲物鮮度保持研究機関の拡充強化に関する陳情

陳情者　東京都千代田区丸ノ内ビル四七四区日本遠洋底曳網漁業協会内　山崎喜之助（第四四九号）

右の陳情は、わが国の蛋白食糧は、その大部分を魚類に求めているが、現在漁獲物の鮮度に遺憾の点が多く、従来これが対策として船内冷蔵冷凍等の処置も講ぜられているが、未だ完べきをきすることができず、また一面薬品利用による鮮度保持の方法も当然考慮せられるべきであり、この種の調査研究が目下の緊急課題となつているから、水産研究機関を拡充強化し、すみやかに漁獲物の鮮度保持について研究調査を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県江口港赤崎浦に避難港設置の陳情

陳情者　鹿児島県日置郡東市来町長　上村琢磨外十九名（第九二八号）

右の陳情は、昭和二十六年十月のルース台風は、薩摩半島野間池より串木野港に至る東支那海沿岸漁村を徹底的に破壊し、同方面沿岸漁業は全滅にひんする損害を受けた。この原因は自然の暴威によるものではあるが、根本問題として当該地域内に恒久的な避難港の施設がないため殊更に被害を増大せしめたのであるから、鹿児島県東市来町江口港赤崎浦に避難港（漁港）を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁港修築費予算増額に関する陳情

陳情者　東京都千代田区丸ノ内二ノ一四社団法人漁港協会長　井出正孝（第一〇二三号）

右の陳情は、政府の昭和二十七年度予算に計上した漁港修築費は、第一次整備計画に採用された漁港の完成にさえ長年月を要する少額で、まして第二次以降において急速整備を要する多数漁港の着手期の予想もつかぬ状態で、これでは全国、あげて待望する漁港網の早期完成計画に重大な影響をきたすばかりでなく、独立後のわが国水産業の発展上に一大支障をもたらすことになるから、二十七年度補正予算において、漁港修築費予算の増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県浅漢漁港修築に関する陳情

陳情者　長崎県下県郡豆酘村長　本石惣作外四十三名（第一〇八九号）

右の陳情は、浅漢区は豆酘村に属し対馬の最南端に位置しており、前面は浅漢湾をひかえ背面は山岳地帯となつているため耕地面積狭く農業だけでは生活できず水産業の振興を部落の進路としているが、港湾施設にみるべきものがないので漁港としての発展はおろか部落も衰退の一路をたどつている現状であるから、すみやかに本漁港の修築工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

水産委員会陳情審査特別報告第二号

瀬戸内海水産開発法制定に関する陳情

第八五二号　神戸市生田区下山手通七ノ一協同工事会館内瀬戸内海水産開発協議会内　江熊哲翁外四十三名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十七年六月二十日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

瀬戸内海水産開発法制定に関する陳情

陳情者　神戸市生田区下山手通七ノ一協同工業会館内瀬戸内海水産開発協議会内　江熊哲翁外四十三名（第八五二号）

右の陳情は、瀬戸内海は、海水潮流等の関係で魚貝そう類の生育地として極めて好適な条件にあるが、戦後の漁業関係者激増によつて、濫獲、酷漁の傾向はいちじるしく、いまや同海域の水産資源は枯渇の危険にさらされているから、同海域の特性と重要性を考慮の上、瀬戸内海水産開発法を制定し、これに伴う諸施策を実施せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年六月二十日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

通商産業委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一七二号　工芸指導所九州支所存置に関する請願

第二八二号　大阪工業試験所四国支所存置に関する請願

第七三〇号　輸出振興対策に関する請願
第一〇〇五号　私鉄の枕木、電柱を木材防腐法案より除外するの請願
第一〇五八号　国内産モリブデン鉱保護に関する請願
第一四三号　鋳鍛造品工業確立に関する請願
第一三九四号、第一五九一号、第一六五六号、第一六六三号、第一六七六号、第一六九二号、第一七一六号、第一七一七号、第一七一八号、第一七七八号、第一七七九号、第一七八〇号、第一八〇五号、第一八一五号、第一八三二号、第一八三三号、第一八六一号、第一八六二号、第一八七三号、第一九二〇号、第一九四一号、第一九六〇号、第二〇〇九号、第二〇一〇号、第二〇三三号、第二〇五〇八号　中小企業資金融通法制定促進に関する請願
第一五八一号　繊維機械産業不振による労働対策の請願
第一七三八号　鉱毒対策費国庫支弁に関する請願
第二〇八九号　帝国石油株式会社の紛争解決に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月二十五日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

通商産業委員会請願特別報告第二号

工芸指導所九州支所存置に関する請願
第一七二号　福岡県久留米市長　岡幸三郎外三十一名提出
大阪工業試験所四国支所存置に関する請願
第二八二号　香川県知事　金子正則外百八十三名提出
輸出振興対策に関する請願
第七三〇号　東京都墨田区東両国一ノ一日本毛織工業協会内　渡辺喜一提出
私鉄の枕木、電柱を木材防腐法案より除外するの請願
第一〇〇五号　東京都千代田区丸の内三ノ四私鉄経営者協会内　鈴木清秀提出
国内産モリブデン鉱保護に関する請願
第一〇五八号　島根県大原郡大東町清久鉱業株式会社取締役社長　吉田章義外三名提出
鋳鍛造品工業確立に関する請願
第一一四三号　埼玉県川口市栄町三ノ一〇〇全国鋳物工業会内　小林英三外八名提出
繊維機械産業不振による労働対策の請願
第一五八一号　東京都港区三田四国町二ノ六全国繊維機械産業労働組合連合会内　笹島守提出
鉱毒対策費国庫支弁に関する請願
第一七三八号　岩手県議会議長　村山順平提出
帝国石油株式会社の紛争解決に関する請願
第二〇八九号　東京都新宿区東大久保二ノ三一七帝国石油株式会社内　大町四郎外二十一名提出

右九件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月二十五日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

工芸指導所九州支所存置に関する請願

請願者　福岡県久留米市長　岡幸三郎外三十一名（第一七二号）

右の請願は、躍進する九州の工芸ならびに各種産業の指導機関として、昭和二十三年八月工芸指導所九州支所が久留米市に開設され、爾来営々として九州産業の技術的発展向上に寄与してきたが、今回の行政整理により工芸指導所支所を通じて定員約三十パーセント減員の方針により本所に吸収閉鎖される機運にあると聞くが、万一同支所が廃止されるようなことになればわが国自立経済の一大動脈である産業圏九州の前途に由々しい障害となるから、このようなことのないよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪工業試験所四国支所存置に関する請願

請願者　香川県知事　金子正則外百八十三名（第二八二号）

右の請願は、今回政府において行政機構改革の案として示された大阪工業試験所四国支所の廃止は、四国工業界の一大退歩となり、産業の発展を阻害するから、本支所の存置を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

輸出振興対策に関する請願

請願者　東京都墨田区東両国一ノ一日本毛織工業協会内　渡辺喜一（第七三〇号）

右の請願は、毛織物輸出振興の緊急性に鑑み、独禁法および事業者団体法の適用を例外的に排除して、商工二本建の輸出組合を設立することにより、輸出貿易における公正取引を確保するとともに輸出関係業者の相互扶助による経済的活動を促進し、また輸出向生産に限り特別なる輸出金融の措置を講ずる等輸出貿易の健全なる発展を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

私鉄の枕木、電柱を木材防腐法案より除外するの請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内三ノ四私鉄経営者協会内　鈴木清秀（第一〇〇五号）

右の請願は、近く木材防腐法が制定される由であるが、全国私鉄はすでに給与物価の高騰と租税の増徴により経営がすこぶる困難であるに加えて、本法の適用によりさらに経済的負担が加重されるから、本法案から私鉄の枕木、電柱を除外せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国内産モリブデン鉱保護に関する請願

請願者　島根県大原郡大東町清久鉱業株式会社取締役社長　吉田章義外三名（第一〇五八号）

右の請願は、島根県庁において産出するモリブデン鉱は国内需要の大半を占めているが、最近市場で輸入品が乱売され市価を暴落させているため、製品は滞貨し、売却できず休山のやむなき状勢にあるから、輸入に対して厳重な監督と山元貯鉱を十二月通産省発表の如く即時買い上げられるとともに、他面消費規則の厳重なる励行により正当な事業の推進を

図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鋳鍛造品工業確立に関する請願

請願者　埼玉県川口市栄町三ノ一〇〇全国鋳物工業会内　小林英三外八名（第一一四三号）

右の請願は、機械工業発達の基盤は、その構成部品である素型材を優秀品とするよう行政的指導誘えきの必要が大切であるにかかわらず、従来ややもすると素型材であるというので軽視せられた傾向のあつたことは遺憾であるから、今回政府の行政機構改革を機会に、複雑多元的な機構を鋳鍛造品課に一元化し業者の不利不便を除去するとともに、行政指導の一貫性を実現し、わが国機械工業の飛躍的発展に資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

繊維機械産業不振による労働対策の請願

請願者　東京都港区三田四国町二ノ六全国繊維機械産業労働組合連合会内　笹島守（第一五八一号）

右の請願は、繊維機械産業は、本年に至り国内設備の過剰によつて新規需要はと絶し、また輸出面においても大部分を東南アジアに依存していたものが、ポンド不安定によつて契約できず、手持ち需要の皆無となる時期は一、二箇月後に迫つており、すでに臨時工の解雇、下請工場への発注停止等が全面的に発生し、一部では人員整理すら生じ、このまま推移すれば六万余の労働者が破局に到達することは必至であるから、すみやかに対策を講じこの労働不安を解決せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鉱毒対策費国庫支弁に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第一七三八号）

右の請願は、松尾鉱山の鉱毒対策については、その影響の重大性よりしばしば問題となつているが、同鉱山においては、従来の化学的中和の方法あるいは水路堤防、沈でん池の整備等による鉱毒水処理の外、さらにその完全処理を図るため、さき頃より鉱毒水の地下水化方法を計画実施中である。しかるにこの方法は巨額な経費を要し、鉱山独自の力では完遂困難であるから、同経費の国庫支弁について特に考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

帝国石油株式会社の紛争解決に関する請願

請願者　東京都新宿区東大久保二ノ三一七帝国石油株式会社内　大町四郎外二十一名（第二〇八九号）

右の請願は、昨年九月以来の帝国石油株式会社の紛争は、現経営者の無暴な経営に起因し、これに経営者個人の不正問題も絡んでいるが、ことに資源庁勧告を無視したために危険坑井は十指を数えている等会社経営の基盤ともいうべき油田の崩壊枯渇は火を見るより明かであるから、同会社の紛争解決について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

通商産業委員会請願特別報告第三号

中小企業資金融通法制定促進に関する請願

第一三九四号　東京都港区芝南佐久間町一ノ五五全国中小企業振興会内　松沢隼人外二百五十七名提出

第一五九一号　静岡県清水市末広町一清水信用組合長　小川隆三外四名提出

第一六五六号　東京都世田谷区松原町二ノ七二六　牧為智提出

第一六六三号　島根県美濃郡益田町大字上吉田益田信用組合長　秋吉貫司外二名提出

第一六七六号　新潟市一番堀通町五、九二三ノ一新潟県商工信用協同組合理事長　阿部隆治外三名提出

第一六九二号　奈良市東向中町六社団法人奈良県商工会議所会頭　越智岩太郎提出

第一七一六号　石川県金沢市上近江町一五金沢水産信用組合長　達摩与八外二十五名提出

第一七一七号　愛知県西春日井郡新川町大字土器野新田三七〇西春日井信用組合専務理事　水野美作提出

第一七一八号　東京都千代田区丸の内三ノ一東京都庁内東京都職員信用組合専務理事　米溪辰四郎提出

第一七一八号　岐阜県揖斐郡豊木村大字大野二〇一ミノ大野信用組合理事長　河野賢一提出

第一七七九号　佐賀市松原町七三佐賀県中小企業連盟会内　小柳儀六提出

第一七八〇号　秋田県横手市長　佐々木一郎提出

第一八〇五号　愛媛県宇摩郡三島町伊予三島商工会議所会頭　井川伊勢吉提出

第一八一五号　山口県小野田市南中川町小野田信用組合長　奥正人提出

第一八三二号　福島県石城郡湯本町湯本信用組合理事長　松本久吉提出

第一八三三号　広島県呉市吉浦木町二ノ三吉浦信用組合長　引地権一提出

第一八六一号　東京都中央区日本橋茅場町二ノ一第三信用協同組合長理事　佐々田三郎提出

第一八六二号　千葉県山武郡東金町東金一、〇五九東金信用組合長　能勢鬼一提出

第一八七三号　広島県芦品郡新市町大字新市七〇三新市信用組合長理事　木村一太外百三名提出

第一九二〇号　愛知県知多郡大野町大野町信用組合長理事　森田五郎提出

第一九四一号　愛知県東春日井郡品野町品野信用組合長理事　戸田兼助外一名提出

第一九六〇号　香川県仲多度郡善通寺町本郷通四国ミシン企業組合内　松本喜佐美外四名提出

第二〇〇九号　長崎県庁通商貿易課内長崎県中小企業協同組合協議会内　谷川広次提出

第二〇一〇号　愛媛県新居郡泉川町社団法人東新商工会議所会頭　田坂基外六名提出

第二〇三三号　愛媛県知事　久松定武外七名提出

第二五〇八号　山口県光市光商工会議所会頭　三好要外四十一名提出

右二十六件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十七年六月二十五日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

中小企業資金融通法制定促進に関する請願

請願者　東京都港区芝南佐久間町一ノ五五全国中小企業振興会内　松沢隼人外二百五十七名（第一三九四号）

右の請願は、わが国産業振興の中核体である中小企業は、不当な重税と経済組織の矛盾による金融難にあえぎ、目下非常な危機に直面しているが、中小企業の振興なくして輸出産業も重要基礎産業も生活必需物資産業も再建は期し難いものであるから、農林漁業資金融通法にならつて中小企業資金融通法の制定を促進せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年六月二十五日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

中小企業資金融通法制定促進に関する請願

請願者　静岡県清水市末広町一清水信用組合長　小川隆三外四名（第一五九一号）

右の請願は、わが国産業振興の中核体である中小企業は、全国企業体の九十九パーセントを占め、国税負担では全国の六十五パーセントを占めている。しかるに中小企業の現状は、重税と金融難にあえいでいるから、政府はさきに制定した農林漁業資金融通法に倣つて中小企業資金融通法を制定し、少くとも三百二十億円の政府資金を融通せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年六月二十五日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

中小企業資金融通法制定促進に関する請願

請願者　東京都世田谷区松原町二ノ七二六　牧為智（第一六五六号）

請願者　島根県美濃郡益田町大字上吉田益田信用組合長　私吉貫司外二名（第一六六三号）

請願者　新潟市一番堀通町五、九二三ノ一新潟県商工信用協同組合理事長　阿部隆治外三名（第一六七六号）

右の請願は、わが国産業振興の中核体である中小企業は、不当な重税と経済組織の矛盾による金融難にあえぎ、目下非常な危機に直面しているが、中小企業の振興なくして輸出産業も重要基礎産業も生活必需物資産業も再建は期し難いものであるから、農林漁業資金融通法にならつて中小企業資金融通法の制定を促進せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年六月二十五日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

中小企業資金融通法制定促進に関する請願

請願者　奈良市東向中町六社団法人奈良県商工会議所会頭　越智岩太郎（第一六九二号）

請願者　岐阜県揖斐郡豊木村大字大野二〇一ミノ大野信用組合理事長　河野賢一（第一七七八号）

請願者　佐賀市松原町七三佐賀県中小企業連盟会内　小柳儀六（第一七七九号）

請願者　秋田県横手市長　佐々木一郎（第一七八〇号）

請願者　愛媛県宇摩郡三島町伊予三島商工会議所会頭　井川伊勢吉（第一八〇五号）

請願者　山口県小野田市南中川町小野田信用組合長　奥正人（第一八一五号）

右の請願は、わが国産業振興の中核体である中小企業は、不当な重税と経済組織の矛盾による金融難にあえぎ、目下非常な危機に直面しているが、中小企業の振興なくして輸出産業も重要基礎産業も生活必需物資産業も再建は期し難いものであるから、農林漁業資金融通法にならつて中小企業資金融通法の制定を促進せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年六月二十五日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

中小企業資金融通法制定促進に関する請願

請願者　石川県金沢市上近江町一五金沢水産信用組合長　達摩与八外二十五名（第一七一六号）

請願者　愛知県西春日井郡新川町大字土器野新田三七〇西春日井信用組合専務理事　水野美作（第一七一七号）

請願者　東京都千代田区丸ノ内三ノ一東京都庁内東京都職員信用組合専務理事　米溪辰四郎（第一七一八号）

請願者　福島県石城郡湯本町湯本信用組合理事長　松本久吉（第一八三二号）

請願者　広島県呉市吉浦本町二ノ三吉浦信用組合長　引地権一（第一八三三号）

右の請願は、わが国産業振興の中核体である中小企業は、不当な重税と経済組織の矛盾による金融難にあえぎ、目下非常な危機に直面しているが、中小企業の振興なくして輸出産業も重要基礎産業も生活必需物資産業も再建は期し難いものであるから、農林漁業資金融通法にならつて中小企業資金融通法の制定を促進せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年六月二十五日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

中小企業資金融通法制定促進に関する請願

請願者　東京都中央区日本橋茅場町二ノ一第三信用協同組合長理事　佐々田三郎（第一八六一号）

請願者　千葉県山武郡東金町東金一、〇五九東金信用組合長　能勢鬼一（第一八六二号）

請願者　広島県芦品郡新市町大字新市七〇三新市信用組合長理事　木村一太外百三名（第一八七三号）

請願者　愛知県知多郡大野町大野町信用組合長理事　森田五郎（第一九二〇号）

請願者　愛知県東春日井郡品野町品野信用組合長理事　戸田兼助外一名（第一九四一号）

請願者　香川県仲多度郡善通寺町本郷通四国ミシン企業組合内　松本喜佐美外四名（第一九六〇号）

右の請願は、わが国産業振興の中核体である中小企業は、全国企業体の九十九パーセントを占め、国税負担では全国の六十五パーセントを占めている。しかるに中小企業の現状は、重税と金融難にあえいでいるから、政府はさきに制定した農林漁業資金融通法に倣つて中小企業資金融

通法を制定し、少くとも三百二十億円の政府資金を融通せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年六月二十五日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

中小企業資金融通法制定促進に関する請願

請願者　長崎県庁通商貿易課内　長崎県中小企業協同組合協議会内　谷川広次（第二〇〇九号）

請願者　愛媛県新居郡泉川町社団法人東新商工会議所会頭　田坂基外六名（第二〇一〇号）

請願者　愛媛県知事　久松定武外七名（第二〇三三号）

右の請願は、わが国産業振興の中核体である中小企業は、不当な重税と経済組織の矛盾による金融難にあえぎ、目下非常な危機に直面しているが、中小企業の振興なくして輸出産業も重要基礎産業も生活必需物資産業も再建は期し難いものであるから、農林漁業資金融通法にならつて中小企業資金融通法の制定を促進せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年六月二十五日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

中小企業資金融通法制定促進に関する請願（七通）

請願者　山口県光市光商工会議所会頭　三好要外四十一名（第二五〇八号）

右の請願は、わが国産業振興の中核体である中小企業は、不当な重税と経済組織の矛盾による金融難にあえぎ、目下非常な危機に直面しているが、中小企業の振興なくして輸出産業も重要基礎産業も生活必需物資産業も再建は期し難いから、農林漁業資金融通法にならつて中小企業資金融通法の制定を促進せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年六月二十五日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

通商産業委員会請願審査報告書

第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一七号　電力有効利用北陸電解電炉工業負荷の季節的調整実施に関する請願

第一三一号、第一三二九号、第一三六六号、第一三六七号、第一四四七号、第一四六八号、第一五一〇号、第一五四九号、第一五五五号、第一六四七号、第一六五四号　電源開発に関する請願

第一四〇五号　球磨川電源開発促進等に関する請願

第二〇八八号　屋内電気工事従事者の技能検定制度制定に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月二十六日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

通商産業委員会請願特別報告第四号

電力有効利用北陸電解電炉工業負荷の季節的調整実施に関する請願

第一七号　富山県新湊市放生津四〇五日本高周波鋼業株式会社富山工場内　筋益太郎外十七名提出

電源開発に関する請願

第一三一四号　名古屋市昭和区北山町二ノ四　森米一外四万八千七百十九名提出（二通）

第一三二九号　静岡県浜松市鴨江町二二ノ五　渡辺磯次郎外一万五千二百十五名提出（三通）

第一三六六号　静岡県磐田市磐田　荒川信行外千百五十名提出

第一三六七号　岡崎市戸崎町五ノ一　萩原敏夫外一万名提出

第一四四七号　岐阜県多治見市桜木町　日比野良明外三万一千七百八十二名提出（三通）

第一四六八号　長野県上水内郡朝陽村　木藤良平外二万六千百九十五名提出（三通）

第一五一〇号　静岡県志太郡藤枝町千才　三浦二郎外三万七千百七十二名提出（五通）

第一五四九号　長野市吉田町桜井春彦外三万三千八百六十五名提出

第一五五五号　三重県一志郡久居町相川　鈴木巌外二万六千五百四十三名提出（二通）

第一六四七号　長野県南安曇郡明盛村　中村とよ子外四万五千三百二十二名提出（五通）

第一六五四号　岐阜市加納栄町通七　酒井敏夫外三万九千二百八十八名提出（四通）

球磨川電源開発促進等に関する請願

第一四〇五号　福岡市新雁林町二七九州産業団体電力懇談会内　貝島義之外九名提出

屋内電気工事従事者の技能検定制度制定に関する請願

第二〇八八号　富山市桜橋通り一（電気ビル内）北陸電気協会内　西泰蔵外八名提出

右十四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月二十六日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

電力有効利用北陸電解電炉工業負荷の季節的調整実施に関する請願

請願者　富山県新湊市放生津四〇五日本高周波鋼業株式会社富山工場内　筋益太郎外十七名（第一七号）

右の請願は、わが国の経済規模を拡大し、自立と復興を実現する上に、エネルギー・ベース特に電力の開発を行うことは最も差し迫つた問題であるが、公益事業委員会、経済安定本部、自由党等においては既にこれが計画案の作成を見たにもかかわらず、今日に至るもなお、本格的な態勢に進んでいないことは極めて遺憾であるから、強力に電源開発を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電源開発に関する請願

請願者　名古屋市昭和区北山町二ノ四　森米一外四万八千七百十九名（二通）（第一三一四号）

請願者　静岡県浜松市鴨江町二二ノ五　渡辺磯次郎外一万五千二百十五名（三通）（第一三二九号）

請願者　静岡県磐田市磐田　荒川信行外千百五十名（第一三六六号）

請願者　岡崎市戸崎町五ノ一　萩原敏夫外一万名（第一三六七号）

請願者　岐阜県多治見市桜木町　日比野良明外三万一千七百八十二名（三通）（第一四四七号）

請願者　長野県上水内郡朝陽村　木藤良平外二万六千百九十五名（三通）（第一四六八号）

昭和二十七年七月三十一日　参議院会議録附録（その八）　審査報告書（第六十六号参照）

請願者　静岡県志太郡藤枝町千才　三浦二郎外三万七千百七十二名（五通）（第一五一〇号）
請願者　長野市吉田町　桜井春彦外三万三千八百六十五名（第一五四九号）
請願者　三重県一志郡久居町相川　鈴木歳外二万六千五百四十三名（二通）（第一五五五号）
請願者　長野県南安曇郡四賀村　中村とよ子外四万五千三百二十二名（五通）（第一六四七号）
請願者　岐阜市加納栄町通七　酒井敏夫外三万九千二百八十八名（四通）（第一六五四号）

右の請願は、電源開発は、今後日本の死活を制する重大問題であり、大所高所より国民全体の利益の上に立つて国会において充分審議の上実施さるべきものと思うから、（一）開発計画は利権目的によつてゆがめられてはならない、（二）電源開発は国民生活の向上に寄与するものでなくてはならない、（三）電源開発はベーパープランであつてはならない、（四）電源開発は電気事業会社の線に沿うて実施さるべきである等の諸点に留意の上、国家資金によつてすみやかに着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

球磨川電源開発促進等に関する請願

請願者　福岡市新雁林町二七九　州産業団体電力懇談会内　貝島義之外九名（第一四〇五号）

右の請願は、九州地方は、わが国の基幹産業地帯であり、その生産量が全国に占める割合は石炭においては五十六パーセントその他のものもいちじるしく大きい割合を示しているが、電力面の厳しい制約のため、今日これ等の生産設備中には遊休化しているものも少なくない実状であるから、政府において具体的に緊急電源開発計画を立案するに当つては、九州の特殊事情を考慮して球磨川の開発を最優先するとともに産炭地の特性を活かすための火力発電所を建設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

屋内電気工事従事者の技能検定制度制定に関する請願

請願者　富山市桜橋通一（電気ビル内）北陸電気協会内　西塚蔵外八名（第一〇八八号）

右の請願は、最近電気関係屋内設備の事故ことに火災が、急激に増加しているが、これが原因は、終戦後はん濫した不良電気器具の使用および電気工事の低技術によるものが多いから、屋内電気工事従事者の技能検定制度をすみやかに制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

通商産業委員会陳情審査報告書

第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第九四号　大阪工業試験所四国支所存置に関する陳情
第一一四号　長崎県鉱業試験場運営に関する陳情
第一一五号　国立陶磁器試験所瀬戸支所拡充強化等に関する陳情
第一六〇号　工業技術庁陶磁器試験所移転反対に関する陳情
第一七七号　中小石油鉱業者更生対策に関する陳情
第六一三号　ボンド地域より乗用自動車輸入に関する陳情
第八五七号　中小企業経営合理化促進対策に関する陳情
第八七六号　中小企業の危機突破に関する陳情
第九二〇号　中小企業振興緊急対策に関する陳情
第九三八号　ボンド地域への輸出抑制是正に関する陳情
第一〇二四号　発電用電気機械の輸入防止に関する陳情
第一一二七号　繊維製品の価格安定対策に関する陳情
第一一七二号　中小企業振興対策に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月二十五日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

通商産業委員会陳情特別報告第二号

大阪工業試験所四国支所存置に関する陳情

第九四号　香川県議会議長　岡保一提出

長崎県鉱業試験場運営に関する陳情

第一一四号　長崎県知事　西岡竹次郎提出

国立陶磁器試験所瀬戸支所拡充強化等に関する陳情

第一一五号　愛知県議会議長　田辺秀世提出

工業技術庁陶磁器試験所移転反対に関する陳情

第一六〇号　京都府議会議長　北村平三郎提出

中小石油鉱業者更生対策に関する陳情

第一七七号　秋田市西根小屋町　帝石秋田鉱業所内東北石油鉱業会内　建部敏雄外十名提出

ボンド地域より乗用自動車輸入に関する陳情

第六一三号　東京都中央区銀座東八ノ一全国乗用自動車協会内　新倉文郎提出

第一一二七号　大阪市北区堂島西町一大阪商工会議所会頭　杉道助提出

中小企業振興対策に関する陳情

第一一七二号　山形県議会議長　加藤富之助外七名提出

右十三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月二十五日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

中小企業経営合理化促進対策に関する陳情

第八五七号　東京都千代田区丸の内三ノ一四東京商工会議所会頭　藤山愛一郎提出

中小企業の危機突破に関する陳情

第八七六号　石川県議会議長　太田孝三提出

中小企業振興緊急対策に関する陳情

第九二〇号　東京都千代田区丸ノ内三ノ一四日本商工会議所会頭　藤山愛一郎提出

ボンド地域への輸出抑制是正に関する陳情

第九三八号　長野県諏訪市議会議長　太田熊次郎提出

発電用電気機械の輸入防止に関する陳情

第一〇二四号　東京都千代田区有楽町一ノ三日本電気工業会内　石坂泰三提出

繊維製品の価格安定対策に関する陳情

第一一二七号　大阪市北区堂島西町一大阪商工会議所会頭　杉道助提出

中小企業振興対策に関する陳情

第一一七二号　山形県議会議長　加藤富之助外七名提出

右十三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月二十五日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

大阪工業試験所四国支所存置に関する陳情

陳情者　香川県議会議長　岡保一（第九四号）

右の陳情は、今回政府において行政機構改革の内案として示された大阪工業試験所四国支所の廃止は、四国工業界の一大退歩となり産業の発展を阻害するから本支所の存置を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県鉱業試験場運営に関する陳情

陳情者　長崎県知事　西岡竹次郎（第一一四号）

右の陳情は、現在資源庁、長崎県共同で運営されている長崎県鉱業試験場は、創立後日が浅いのにもかかわらず県下唯一の公的分析機関として十二分にその機能を発揮しているが、来るべき行政整理に当つて当試験場も相当の圧縮をされることが予想されるが、本試験場は既に最低限度の人員と経費で運営されており、この上の整理はいちじるしい機能の低下となり、県下石炭鉱業の発展を阻害するから、本機関の円滑なる運営とさらにこれが拡充を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立陶磁器試験所瀬戸支所拡充強化等に関する陳情

陳情者　愛知県議会議長　田辺秀世（第一一五号）

右の陳情は、わが国の陶磁器工業は輸出貿易の見地より極めて重要な地位にある。しかして愛知県は陶磁器工業の全国的中心地であるのに瀬戸市に国立陶磁器試験所の支所があるに過ぎないことは遺憾であるから、本支所を拡充強化するとともに、本県に総合陶磁器工業試験場所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

工業技術庁陶磁器試験所移転反対に関する陳情

陳情者　京都府議会議長　北村平三郎（第一六〇号）

右の陳情は、政府は行政機構改革に伴い工業技術庁陶磁器試験場京都本所および東海支所の両所を廃止して名古屋総合試験所に統合するとのことであるが、京都本所は立地上の好条件を具備し創立以来本業の振興発展に貢献してきた。また、わが国陶磁器輸出の上からみても一日として試験研究の空白を許さない実情にあるから、京都市所在陶磁器試験場の移転には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小石油鉱業者更生対策に関する陳情

陳情者　秋田市西根小屋町帝石秋田鉱業所内東北石油鉱業会内　建部敏雄外十名（第一七七号）

右の陳情は、国内石油資源開発の重要性に鑑み、中小石油鉱業者の増産意欲高揚のために、(一)地質調査費、試掘費の補助増額、(二)技術面における指導ならびに金融あつ旋、(三)大企業体の不振鉱区ならびに零細井の解放、(四)輸入原油に対する保護関税および国税、地方税の減免等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ボンド地域より乗用自動車輸入に関する陳情

陳情者　東京都中央区銀座東八ノ一全国乗用自動車協会内　新倉文郎（第六一三号）

右の陳情は、現在わが国は、過剰ボンドの累積がはなはだしく、ポンド切下げを懸念されている。しかるにわが国の乗用自動車は、平均車齢十六年強という老朽車が多く、保安度はいちじるしく低下し、故障や事故が多いから、ボンド消化の一策として品質、生産等に優れた英国製乗用車を輸入して、老朽自動車の代替を促進するために外貨予算の改善を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業経営合理化促進対策に関する陳情

陳情者　東京都千代田区丸ノ内三ノ一四東京商工会議所会頭　藤山愛一郎（第八五七号）

右の陳情は、企業合理化促進には多くの面があるが、戦争以来長期にわたり一般的に改善の閑却されていた機械設備を近代化することが最も緊切であるが、中小企業において主として資金面におけるあい路のため、はなはだしくこれが阻まれている実状にあることは誠に遺憾にたえないから、この際中小企業の設備資金供給について特段の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業の危機突破に関する陳情

陳情者　石川県議会議長　太田孝三（第八七六号）

右の陳情は、わが国経済の自立達成上極めて重要な地位を占める中小企業の現状は、国際経済の悪条件に影響され、いまや崩壊寸前の危機に直面し、特に本県の如く中小企業が全体の九十九パーセントを占めている経済の特殊性からみるとき、一層深刻なものがあり、この際すみやかに中小企業振興対策を強力に実施する必要があるから、(一)企業合理化のため設備の高度化および中小企業向資金源の拡充を図ること、(二)企業合理化促進法による特別償却制度を適用する等の特別措置を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業振興緊急対策に関する陳情

陳情者　東京都千代田区丸ノ内三ノ一四日本商工会議所会頭　藤山愛一郎（第九二〇号）

右の陳情は、講和発効を控え、わが国産業を国際貿易市場に優位に置くためには、経済界における中小企業の地位とその役割を考え、その合理化、金融、税、労務等の諸対策に万全を期す必要があるが、とりわけ、官有賠償指定設備の民間利用、企業合理促進法による特別償却制度の適用、金融機関の充実等について特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ポンド地域への輸出抑制是正に関する陳情

陳情者　長野県諏訪市議会議長　太田熊次郎（第九三八号）

右の陳情は、昨秋以来日本にとり重大なる難問題となつているポンド過剰の対策として、大蔵省および外国為替委員会は遂にこの二月十八日より、ポンド地域向輸出手形金融の制約、ポンド地域向輸出予約期の三箇月短縮等の施策を実施することに決定しポンド地域向輸出の抑制を企図することとなつたが、かかる措置はいたずらに国民の経済活動をい縮させるばかりでなく、ひいては日本経済を破壊する虞があるから、この際積極的にポンドを使える外貨にするよう適切なる施策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

発電用電気機械の輸入防止に関する陳情

陳情者　東京都千代田区有楽町一ノ三日本電気工業会内　石坂泰三（第一〇二四号）

右の陳情は、政府は余裕外資を活用して設備の合理化、近代化を図る計画の由であるが、もし、発電用電気機械の輸入が、外資の優先貸付により行われると、国内業者に致命的な影響を与え、対外的には、わが国電気機械製造業の信用を失い輸出の方面に極めて深刻な影響を及ぼすことになるから、外資貸付による火力発電設備の輸入を防止されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

繊維製品の価格安定対策に関する陳情

陳情者　大阪市北区堂島西町一大阪商工会議所会頭　杉道助（第一一二七号）

右の陳情は、繊維業界の売行不振と滞貨は、品質の低下をきたし、格安粗悪品の横行を助長し、漸次良品を駆逐している。この状態を放置しておくと、劣悪企業のばつこ、優秀企業の脱落は、業界の健全な発展をはばむばかりでなく、国際信用をも失う結果となるから、(一)商品金融機関の設立、(二)倉庫証券、担保金制度の拡充、(三)独禁法、事業者団体法の改訂等繊維製品の価格安定対策をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業振興対策に関する陳情

陳情者　山形県議会議長　加藤富之助外七名（第一一七二号）

右の陳情は、現在苦境にある中小企業の振興策として、(一)政府の金融機関に対する予託金五十億円を増額するとともに短時日に引揚げることなく長期にわたつて運用し得る資金とすること、(二)対日見返り資金制度の大幅緩和、(三)共同施設補助を少くとも十億円程度増額すること等の特別措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

通商産業委員会陳情審査報告書

第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二八号、第九五号　電源開発促進に関する請願

第六六号　電力不足対策に関する陳情

第九六号　道南電源開発促進に関する陳情

第一〇七号　動力増強総合対策に関する陳情

第七六七号　肱、面河両河川の電源開発に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月二十六日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

通商産業委員会陳情特別報告第三号

電源開発促進に関する陳情

第二八号　広島県知事　大原博夫外十四名提出

第九五号　東京都千代田区丸ノ内三ノ一四日本商工会議所会頭　藤山愛一郎提出

第六六号　静岡県議会議長　本杉亮平提出

第九六号　函館市長　宗藤大陸提出

第一〇七号　東京都千代田区丸ノ内一ノ二ノ一日本工業倶楽部内社団法人日本動力協会長　安川第五郎提出

肱、面河両河川の電源開発に関する陳情

第七六七号　愛媛県松山市一番町甲一五愛媛県町村議会議長会内　武井隆一提出

右六件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月二十六日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

電源開発促進に関する陳情

陳情者　広島県知事　大原博夫外十四名（第二八号）

陳情者　東京都千代田区丸ノ内三ノ一四日本商工会議所会頭　藤山愛一郎（第九五号）

右の陳情は、中国地方は火力発電地帯として電力事情は全国最下位にあつて産業の発展興隆は到底望み得ない現情にあるから、中国地方電源開発については、すみやかに電源開発に関する行政機構を整備し確固たる電力政策を樹立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は

鋭意これが実現に努力せられたい。
ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
電力不足対策に関する陳情
陳情者　静岡県議会議長　本杉亮平（第六六号）
右の陳情は、最近における電力事情の悪化は、国内産業はもとより国民生活をも破壊しようとしているから、これが打開のため、電源開発の促進、火力発電所の督励援助、送電施設の整備および電力使用の合理化に対する適切なる施策による送受電ロスの防止等万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
道南電源開発促進に関する陳情
陳情者　函館市長　宗藤大陸（第九六号）
右の陳情は、道南のひつ迫せる電力事情の根本的改善を図るため、道南電源の急速なる開発を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
動力増強総合対策に関する陳情
陳情者　東京都千代田区丸ノ内一ノ二ノ一日本工業倶楽部内社団法人日本動力協会長　安川第五郎（第一〇七号）
右の陳情は、わが国の産業を振興し、経済の自立を図るためには基礎的産業である電力、石炭、石油、ガス等動力源の増強が喫緊の要件であるから、政府においては急速に確固たる動力の総合的増強対策を樹立し、その完遂に万全を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
肱、面河両河川の電源開発に関する陳情
陳情者　愛媛県松山市一番町甲一五愛媛県町村議会議長会内　武井隆一（第七六七号）
右の陳情は、愛媛県肱川の電源を開発し、ダムの築造によりこう水を調節し、面河本流開発により数箇所の発電所を建設するとともに、下流既設発電所の水量補給工作を行うことは県民の待望するところであり、かつ産業、文化の発展上極めて急務と考えられるから、すみやかに具体化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

審査報告書
事業者団体法の一部を改正する法律案
右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年七月十一日
経済安定委員長　佐々木良作
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
愛知　揆一　　杉山　昌作
奥　むめお　　永井純一郎
山川　良一

第六條第一項第四号の改正規定中「『ニ　削除』に改め、』の下に「『ト　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第五條の規定に基いて登録を受けた保証事業会社』を削り、』を加える。
第七條の改正規定中「第八号を第六号とする。」を「第八号を第六号とし、第十号を第七号とする。」に改める。

要領書
一、委員会の決定の理由
事業者団体法の適用を受ける事業者団体の範囲を縮小合理化し、事業者団体の活動に対する規制を緩和し、適用除外団体の届出義務を削除しようとするものであつて、妥当な措置と認める。
なお、委員会において他の法律の施行に伴う修正を行つた。
二、事件の利害得失
わが国経済の実情に即応して、事業者団体の活動範囲を拡大し、その発達に資する利益がある。
三、費用
この改正によつて、特に費用を要しない。

審査報告書
労働関係調整法等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年七月十一日
労働委員長　中村　正雄
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
小林　政夫　　波多野林一
早川　愼一　　安井　謙
九鬼紋十郎　　上原　正吉
石川　榮一　　一松　政二
堀木　鎌三　　堀　眞琴
村尾　重雄　　重盛　壽治
菊川　孝夫　　櫻内　辰郎

(一)　第一條の一部を次のように修正する。
第八條の次に一條を加える改正規定中の第八條の二第一項中「特別調整委員を置く。」を「中央労働委員会にあつては労働大臣が、地方労働委員会にあつては都道府県知事がそれぞれ特別調整委員を置くことができる。」に改める。
権限等を整理、明確化しようとするものであつて、妥当な措置と認める。なお委員会において施行期日等の修正を行つた。
二、事件の利害得失
行政機構の簡素化に資する利益がある。
三、費用
この改正によつて、特に費用を要しない。

第十八條第五号を改め同條に二項を加える改正規定を次のように改める。

第十八條第五号中「運輸大臣」を「運輸大臣。以下同じ。」に改める。

第三十一條の次に四條を加える改正規定中の第三十一條の五の次に次の改正規定を加える。

第三十二條中「労働委員会」を「仲裁委員会」に改める。

第四章の次に一章を加える改正規定中の第三十五條の二を次のように改める。

第三十五條の二　内閣総理大臣は、事件が公益事業に関するものであるため、又はその規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために、争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済の運行を著しく阻害し、又は国民の日常生活を著しく危くする虞があると認める事件について、その虞が現実に存するときに限り、緊急調整の決定をすることができる。

内閣総理大臣は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ中央労働委員会（船員法の適用を受ける船員に関しては、船員中央労働委員会。以下同じ。）の同意を得なければならない。

中央労働委員会は、前項の規定により同意を求められたときは、その同意をするかしないかを遅滞なく決しなければならない。

第二項の中央労働委員会の同意は、これを支持する公益委員が五人以上ある場合でなければこれを決することができない。

内閣総理大臣は、緊急調整の決定をしたときは、直ちに、理由を附してその旨を公表するとともに、中央労働委員会及び関係当事者に通知しなければならない。

第四章の次に一章を加える改正規定中の第三十五條の三第一項中「第二項」を「第五項」に改め、同條第三項中「第一項」を削る。

第三十七條の改正規定を次のように改める。

第三十七條を次のように改める。

第三十七條　公益事業に関する事件につき関係当事者が争議行為をするには、その争議行為をしようとする日の少くとも十日前までに、労働委員会及び労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

緊急調整の決定があつた公益事業に関する事件については、前項の規定による通知は、第三十八條に規定する期間を経過した後でなければこれをすることができない。

第三十九條から第四十一條までの改正規定を次のように改める。

第四十條及び第四十一條を次のように改める。

第四十條　第三十八條の規定の違反があつた場合においては、その違反行為について責任のある使用者若しくはその団体、労働者の団体又はその他の者若しくはその団体は、これを二十万円以下の罰金に処する。

前條第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において同條第三項中「十万円」とあるのは、「二十万円」と読み替えるものとする。

第四十一條　削除

(二)　第二條の一部を次のように修正する。

第二條の改正規定中の第二條第一項第二号イ中「郵便年金の事業」の下に「（これらの事業を行う官署が行う、日本電信電話公社、国際電信電話株式会社及び日本放送協会から委託された業務、印紙の売りさばきに関する業務並びに年金及び恩給の支給その他国庫金の受入払渡に関する業務を含む。）」を加える。

第十六條及び第十七條の改正規定を次のように改める。

第十六條中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同條に次の一項を加える。

3　前項の規定により国会に付議する場合には、政府は、国会の承認を得られるように、でき得る限りの措置を講ずることに努めなければならない。

第十七條中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

第三十八條の次に三條を加える改正規定中の第四十條を次のように改める。

（他の法律の適用除外）

第四十條　一般職に属する国家公務員の労働関係その他身分取扱に関する他の法律の規定で、第八條の規定による団体交渉又は労働協約に対する制限となるような規定は、第二條第二項第二号の職員（第四條第一項但書に規定する者を除く。）については、これを適用しない。

(三)　第三條の一部を次のように修正する。

第二十七條第一項の次に二項を加える改正規定中の第三項中「必要があると認めたときは」を「、又は職権で」に改める。

(四)　附則の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和二十七年七月一日」を「公布の日から起算して一箇月をこえない期間内において、政令で定める日」に改める。

附則第八項から第十項までの規定中「昭和二十七年八月三十一日」を「この法律施行の日から起算して六十日を経過する日」に改める。

附則第十二項中「七月三十一日」を「この法律施行の日から起算して三十日を経過する日」に改める。

附則第十三項中「八月二十日」を「この法律施行の日から起算して五十日を経過する日」に改める。

附則第十六項中「附則第一項但書の日」を「附則第一項但書の日の経過した際」に、「昭和二十七年八月三十一日」を「この法律施行の日から起算して六十日を経過する日」に、「七月三十一日」を「この法律施行の日から起算して三十日を経過する日」に、「八月二十日」を「この法律施行の日から起算して五十日を経過する日」に改める。

附則中第二十五項、第二十六項、第三十項及び第三十一項並びに第三十二項中第四條第十五号の次に一号を加える改正規定を削り、第二十七項を第二十五項とし、第二十八項を第二十六項とし、第二十九項を第二十七項とし、第三十二項を第二十八項とし、第三十三項を第二十九項とする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、講和後日本の産業平和を維持し、労働の生産性を高め、日本経済再建の基盤を築く上に必要な措置であると認めるが、特別調整員制度、申請却下制度、緊急調整、冷却期間制度、個人罰、公共企業体等労働関係法中予算上資金上不可能な支出を内容とする協定の実現についての政府の措置及び国家公務員法適用除外規定等の諸点については、適切と認め難いのでこれに修正を加えた。

二、事件の利害得失

労働者の基本権を保障するとともに労使間の紛争を防止し、又合理的機関によつて紛争を解決し得る利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

労働基準法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月十一日

労働委員長　中村　正雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小林　政夫　波多野林一
早川　愼一　安井　謙
九鬼紋十郎　上原　正吉
石川　榮一　一松　政二
堀木　鎌三　堀　眞琴
村尾　重雄　重盛　壽治
菊川　孝夫　櫻内　辰郎

第七十條第二項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第七十六條第一項の次に次の二項を加える。

使用者は、前項の規定により休業補償を行つている労働者と同一の事業場における同種の労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下四半期という。）ごとの一箇月一人当り平均額（常時百人未満の労働者を使用する事業場については、労働省において作成する毎月勤労統計における当該事業場の属する産業に係る毎月きまつて支給する給与の四半期の労働者一人当りの一箇月平均額。以下平均給与額という。）が、当該労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかつた日の属する四半期における平均給与額の百分の百二十をこえ、又は百分の八十を下るに至つた場合においては、使用者は、その上昇し又は低下した比率に応じて、その上昇し又は低下するに至つた四半期の次の次の四半期において、前項の規定により当該労働者に対して行つている休業補償の額を改訂し、その改訂をした四半期に属する最初の月から改訂された額により休業補償を行わなければならない。改訂後の休業補償の額の改訂についてもこれに準ずる。

前項の規定により難い場合における改訂の方法その他同項の規定による改訂について必要な事項は、命令で定める。

第七十一條第一項の改正規定、同條第二項の改正規定、第七十三條の改正規定及び第百十九條第四号の改正規定を削る。

附則第一項中「八月一日」を「九月一日」に改める。

附則中第五項を第七項とし、第四項を次のように改める。

4　改正後の労働基準法第七十六條第二項及び第三項の規定は、この法律施行の際同條第一項の規定による休業補償を受けている労働者についても適用あるものとし、且つ、その労働者につき左の各号の一に該当する事由があるときは、使用者は、左の各号の区分によつて当該各号に定める比率に応じて休業補償を改訂し、昭和二十八年一月から、改訂された額により休業補償を行わなければならない。

一　常時百人以上の労働者を使用する事業場において昭和二十二年九月一日から昭和二十六年三月三十一日までの間に業務上負傷し、又は疾病にかかつた者については、昭和二十七年一月から三月までの平均給与額が、その負傷し又は疾病にかかつた日の属する会計年度において当該労働者と同一の事業場の同種の労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われた通常の賃金の一箇月一人当り平均額（以下本項において会計年度における平均給与額という。）の百分の百二十をこえる場合は、その比率

二　常時百人以上の労働者を使用する事業場において昭和二十二年九月一日から昭和二十六年三月三十一日までの間において業務上負傷し、又は疾病にかかつた者で前号の場合に該当しないものについては、昭和二十七年七月から九月までの平均給与額が、会計年度における平均給与額の百分の百二十をこえる場合は、その比率

三　常時百人以上の労働者を使用する事業場において昭和二十六年四月以後において業務上負傷し、又は疾病にかかつた者については、昭和二十七年七月から九月までの平均給与額が、当該労働者の負傷し、又は疾病にかかつた日の属する四半期の平均給与額の百分の百二十をこえる場合は、その比率

四　常時百人未満の労働者を使用する事業場において業務上負傷し、又は疾病にかかつた者が、前各号に該当する場合においては、命令で定める比率

五　日々雇い入れられる者については、命令で定める比率

5　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第十二條第三項の次に次の一項を加える。

第一項第二号の規定による災害補償については、政府は、労働基準法第七十六條第二項又は第三項に該当する事由がある場合には、同條第二項及び第三項の例により、その休業補償費の額を改訂して支給する。

6　改正後の労働者災害補償保険法第十二條第四項の規定は、この法律施行の際同條第一項第二号の規定による休業補償費を受けている労働者についても適用あるものとし、且つ、その労働者につき、この附則第四項各号の一に該当する事由があるときは、政府は、同項の例により、その休業補償費の額を改訂して支給する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、講和後における日本経済の実情に即するもので適当な措置であると認めるが、技能養成の届出制及び休業補償については適当と認め難いのでこれに修正を加えた。

二、事件の利害得失

手続の簡素化等により企業の合理化及び労働者の保護の確立に寄与する利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

地方公営企業労働関係法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月十一日

労働委員長　中村　正雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小林　政夫　波多野林一
早川　愼一　安井　謙
九鬼紋十郎　上原　正吉
石川　榮一　一松　政二
堀木　鎌三　堀　眞琴
村尾　重雄　重盛　壽治
菊川　孝夫　櫻内　辰郎

第一條を次のように改める。

（目的）

第一條　この法律は、地方公共団体の経営する企業の正常な運営を最大限に確保し、もつて住民の福祉の増進に資するため、地方公共団体の経営する企業とこれに従事する職員との間の平和的な労働関係の確立を図ることを目的とする。

第二條中「地方公共団体の経営する企業における労働関係に関与する

関係者」を「この法律に定める手続に関与する関係者」に改める。

第三條第一項に次の一号を加える。

七　前各号の事業の外、地方公営企業法（昭和二十七年法律第　号）第二條第二項の規定に基く條例の定めるところにより同法第四章の規定が適用される企業

第七條第二項中「組合」を「労働組合」に改める。

第八條第一項中「これを当該地方公共団体の議会に付議して、その承認」を「その協定が條例にていし触しなくなるために必要な條例の改正又は廃止に係る議案を当該地方公共団体の議会に付議して、その議決」に、「締結の日から十日」を「締結の日から起算して十日」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を第二項とする。

第九條第二項を削る。

第十條第二項中「締結の日から十日」を「締結の日から起算して十日」に改め、同條に次の一項を加える。

4　第二項の規定により地方公共団体の議会に付議する場合には、当該地方公共団体の長は、議会の承認が得られるように、でき得る限りの措置を講ずることに努めなければならない。

第十一條第一項中「また、職員は、このような禁止された行為を公謀し、そそのかし、又はあおつてはならない。」を削る。

第十二條第一項中「、直ちに」を削る。

附則第六項を次のように改める。

7　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八十九條第一項第五号を次のように改める。

五　地方公営企業労働関係法（第二十七年法律第　号）第三條第二項に規定する職員で、政令で指定するもの

8　地方公務員法の一部を次のように改正する。

附則第七項中「附則第二十項及び第二十一項に規定する職員を除き、」を削る。

附則第二十項及び第二十一項を削る。

附則第五項中の第四條の改正規定中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第　号）に規定する労働関係」に改め、第七條の改正規定中「（昭和二十七年法律第　号）」を削り、同項を第六項とし、附則第四項を第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

4　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七條に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、第三條第二項の職員以外のものに係る労働関係その他身分取扱については、その労働関係その他身分取扱に関し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律を準用する。この場合において、第六條、第七條、第十條、第十三條及び第十六條中「地方公営企業」とあるのは「地方公共団体」と、第十四條及び第十五條中「地方公営企業の労働関係」とあるのは「附則第四項に規定する地方公務員の労働関係」とそれぞれ読み替えるものとする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、地方公共団体の経営する企業とこれに従事する職員との間の平和的な労働関係の確立を図るもので適当な措置であると認めるが本法案の目的、予算上資金上不可能な支出を内容とする協定の実現についての地方公共団体の長の措置等については適当と認め難く、又、地方公務員法第五十七條に規定する単純な労務に雇用される地方公務員の身分取扱については、特別の法律が制定施行されるまでの間本法律を準用することが適当であるからこれ等の諸点について修正を加えた。

二、事件の利害得失

地方公営企業に従事する職員及び単純な労務に雇用される地方公務員の地位の向上を図ると共に地方公営企業の正常な運営の確保と住民の福祉増進に寄与する利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

経済安定委員会請願審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五四七号　公共事業推進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年三月二十七日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

経済安定委員会請願特別報告第一号

公共事業推進に関する請願

第五四七号　東京都港区芝海岸通り一ノ二五全日本建設技術協会内　谷口三郎外二十八名　提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年三月二十七日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

公共事業推進に関する請願

請願者　東京都港区芝海岸通り一ノ二五全日本建設技術協会内　谷口三郎外二十八名（第五四七号）

右の請願は、全日本建設技術者協会は、敗戦後の民生安定、国土復興、産業復興産業開発の基盤である建設行政に努力してきたのであつて、今回の事件は誠に遺憾の限りであり、今後は本協会の熱烈な建設意欲と自粛自戒および諸般の制度改善によつて、事業の推進にまい進し得るよう、（一）公共事業の強力にして適正な推進の処理、（二）公共事業推進に関する事務簡素化等、実態に即応する適切なる措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

経済安定委員会請願審査報告書

第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二一五号　国土調査標本指定村に対する国庫補助増額の請願

第一四五七号、第一五〇四号　国土調査事業予算増額等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月九日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

経済安定委員会請願特別報告第二号

国土調査標本指定村に対する国庫補助増額の請願

第二一五号　岩手県胆沢郡姉体村長　板屋泰治提出

国土調査事業予算増額等に関する請願

第一四五七号　東京都千代田区麹町五ノ五ノ三国土調査推進全国協議会内　林省三外二十名提出

第一五〇四号　福島県安達郡下川崎村長　佐藤熊蔵外十一名（三通）提出

右三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月九日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

国土調査標本指定村に対する国庫補助増額の請願

請願者　岩手県胆沢郡姉体村長　板屋泰治（第二一一五号）

右の請願は、国土調査法の実施以来地積測量標本指定村として指定された岩手県姉体村は、着々村内の地積測量の完成に努力しつつあるが、財政的に窮乏の一途をたどる現在、これが経費を全部村費で賄うことは到底困難であるため、国庫ならびに県費の援助により遂行しつつあるが、不十分であるから、標本指定村に対する補助金を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国土調査事業予算増額等に関する請願

請願者　東京都千代田区麹町五ノ五ノ三国土調査推進全国協議会内　林省三外二十名（第一四五七号）

請願者　福島県安達郡下川崎村長　佐藤熊蔵外十一名（三通）（第一五〇四号）

右の請願は、国土調査法の趣旨は、国土の実態を科学的かつ総合的に調査し、国土の開発、保全および利用の高度化に資することが目的とされ、これに要する予算は二十六年度一億六千万円、第二年目の二十七年度は最も期待されたにもかかわらず総額八千八百万円のよしであるが、かかる僅少の予算では本事業所期の目的を達し難いから、本年度国土調査費一億五千万円の増額と、指定町村に対する経費を全額国庫負担とするとともに、今後実施市町村に対する補助金制度を確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

経済安定委員会陳情審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六四四号　総合開発特定地域調査費国庫補助増額に関する陳情

陳情者　福岡県知事　杉本勝次

（第六四四号）

右の陳情は、国土総合開発法に基いて全国十九地域にわたつて特定地域としてその開発を指定されたのであるが、開発計画は各地とも資源開発、国土保全、産業振興等その開発効果が期待されていたところ、明年度これ等地域の開発実施計画に要する調査費二億円を全額削除したことは、総合開発事業に一とんざをきたすばかりでなくわが国経済自立の基盤を危くする虞があるから、この際是非ともこれが予算を復活計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は、鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

総合開発特定地域調査費国庫補助増額に関する陳情

第六四四号　福岡県知事　杉本勝次提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月九日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

総合開発特定地域調査費国庫補助増額に関する陳情

陳情者　福岡県知事　杉本勝次

（第六四四号）

右の陳情は、国土総合開発法に基いて全国十九地域にわたつて特定地域としてその開発を指定されたのであるが、開発計画は各地とも資源開発、国土保全、産業振興等その開発効果が期待されていたところ、明年度これ等地域の開発実施計画に要する調査費二億円を全額削除したことは、総合開発事業に一とんざをきたすばかりでなくわが国経済自立の基盤を危くする虞があるから、この際是非ともこれが予算を復活計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は、鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第六十七号参照〕

審査報告書

消防法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月十七日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

高橋進太郎　岩沢　忠恭

宮田　重文　若木　勝藏

館　哲二　岡本　愛祐

吉川末次郎　中田　吉雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は法律に基き職務によらないで消防吏員又は消防団員等の行う消防作業に協力し又は従事した者がそのため死亡し負傷し疾病にかかり廃疾となつた場合に、市町村は條例の定めるところによりその者に対し療養その他の給付を行うことを内容とするものであつて、大体妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、消防作業に協力従事した者の災害を補償することができる。

三、費用

本法の施行に伴う費用は市町村が負担する。

〔第六十八号参照〕

審査報告書

警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岩沢　忠恭　高橋進太郎

宮田　重文　石村　幸作

溝淵　春次　若木　勝藏

中田　吉雄　岩男　仁藏

原　虎一　岩木　哲夫

岡本　愛祐　吉川末次郎

館　哲一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、職務によらないで国家地方警察の警察官又は市町村警察の警察吏員に協力援助し災害を受けた者に対して国又は地方公共団体が療養その他給付を行おうとするものである。

その内容は、警察官等が援助を求めた場合その他相当と認められる場合、警察官等に協力援助した者が、災害を受けたときは国又は地方公共団体が給付の責に任ずること、給付を行う者は、災害を受けた場合の区別により、国又は地方公共団体としたこと、給付の実施機関もそれぞれ国家地方警察本部又は地方公共団体としたこと、給付の種類を療養給付、障害給付、遺族

給付、葬祭給付、打切給付及び休業給付としたこと、給付の範囲、全額、支給方法については、国家公務員災害補償法を参しゃくして政令又は條例で定めること等がその主要点である。

二、事件の利害得失

この措置によつて、警察官等に協力援助したため災害を受けた者に対し公的な救済手段をもつて災害を補償することができる。

三、費用

本法の施行に要する費用は既に予算に計上ずみである。地方公共団体の場合は地方財政平衡交付金で考慮される。

外務委員会請願審査報告書第五号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一二三七号　小笠原諸島への帰島に関する請願

第一五九八号　講和会議協力国代表を貴賓として招請するの請願

第二六四二号　在外同胞引揚促進等に関する請願

第二七三七号　戦犯者の内地送還等に関する請願

第二七五六号　阿蘇北部、外輪山一帯の米軍演習地使用調達反対に関する請願

第二八二八号　在外同胞引揚促進に関する請願

第二八二九号　爆撃演習地の施設地域指定除外に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月二十八日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

外務委員会請願特別報告第五号

小笠原諸島への帰島に関する請願

第一二三七号　東京都港区芝海岸通り一ノ一一小笠原島帰郷促進連盟内　横田龍雄外四名提出

講和会議協力国代表を貴賓として招請するの請願

第一五九八号　東京都杉並区和田本町一、〇八一講和促進連盟総本部内　倉持高之進外二名提出

在外同胞引揚促進等に関する請願

第二六四二号　埼玉県庁内海外同胞救出国民運動埼玉県本部内　関根憲治外一名提出

戦犯者の内地送還等に関する請願

第二七三七号　福岡県筑紫郡太宰府町一ノ二一〇　中村義雄外八名提出

阿蘇北部、外輪山一帯の米軍演習地使用調達反対に関する請願

第二七五六号　熊本県阿蘇郡永水村長　中村守外十五名提出

在外同胞引揚促進に関する請願

第二八二八号　千葉県木更津市大和町　松井芳兵衛提出

爆撃演習地の施設地域指定除外に関する請願

第二八二九号　茨城県議会議長　宇田川源次郎提出

右七件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月二十八日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

小笠原諸島への帰島に関する請願

諸願者　東京都港区芝海岸通り一ノ一一小笠原島帰郷促進連盟内　横田龍雄外四名（第一二三七号）

右の請願は、小笠原島住民の帰島については、関係方面に対し、しばしば請願陳情が続けられているが、講和條約の発効を間近に控える今日なお、何等の成果が見られないことは極めて遺憾である。しかるに昭和二十一年十月に欧米系を祖先に持つ島民の帰島が許されており、一方沖縄、奄美大島等においても早くから島民の帰島が許されていながら、小笠原諸島に限つて一般島民の帰島が認められないのは、極めて不合理であるから、同島住民の帰島がすみやかに実現されるよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

講和会議協力国代表を貴賓として招請するの請願

請願者　東京都杉並区和田本町一、〇八一講和促進連盟総本部内　倉持高之進外二名（第一五九八号）

右の請願は、平和條約締結国代表を貴賓として招請し感謝の真意を表することは国民の当然なすべき礼節であり、またこれら国民外交は国家再建のため国民に課せられた最も緊要な使命でもあるから、講和会議協力国代表を貴賓として招請するよう考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外同胞引揚促進等に関する請願

請願者　埼玉県庁内海外同胞救出国民運動埼玉県本部内　関根憲治外一名（第二六四二号）

右の請願は、講和條約は既に締結せられたが未だ故国に帰らない三十数万の同胞のあることはわれ等国民の痛恨事であり、殊にその留守家族の生活状態はいまなお精神的苦悩に襲われ経済的窮乏の極点に達しているから、政府はすみやかに関係各国に対し強力な引揚促進を図るとともにその留守家族に対して国家補償の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の内地送還等に関する請願

請願者　福岡県筑紫郡太宰府町一ノ二一〇　中村義雄外八名（第二七三七号）

右の請願は、講和條約の発効した今日いまなお戦犯として外地に服役中の者の内地送還、減刑、および釈放等について適当な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

阿蘇北部、外輪山一帯の米軍演習地使用調達反対に関する請願

請願者　熊本県阿蘇郡永水村長　中村守外十五名（第二七五六号）

右の請願は、今般阿蘇北部外輪山一帯の原野を米軍演習地として使用調達するやに聞くが、本地区は高冷地農業の特異性としてその経営には特に畜産を取り入れた経営で他地区の牧野と異り営農上不可欠の牧野であつて、今後本地区が演習地として調達される場合は家畜の飼育はもとより農家経営の大宗をなすたい肥の生産は不可能となり、地力の減退農作物の減収によつて農家経営を窮地に追込む虞があるから、本地区の使用調達には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意こ

れが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外同胞引揚促進に関する請願

請願者　千葉県木更津市大和町　松井芳兵衛（第二八二八号）

右の請願は、日本が独立した今日なお未帰還者のあることは黙視し難いところであるから、在外同胞が一人残らず完全に引き揚げるまで徹底した施策を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

爆撃演習地の施設地域指定除外に関する請願

請願者　茨城県議会議長　宇田川源次郎（第二八二九号）

右の請願は、茨城県の水戸地区、中部本州地区および片貝地区等の漁場は、駐留軍の爆撃演習地に指定されており、また旧前渡飛行場が引き続き接収されているため、関係住民の生業は多大の制約を受け、時には人命を損う事故等もあるが、その損害補償は極めて少額で、到底関係住民の納得できない状態であるから、行政協定に基くこれ等地域の指定に際しては、前記の地域を爆撃演習施設地域より除外せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

外務委員会陳情審査報告書第六号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六四六号　沖縄に在外事務所設置の陳情

第一〇三六号　千島列島の帰属に関する陳情

第一〇五五号　真珠貝採取事業に関しオーストラリア政府と漁業條約早期締結交渉の陳情

第一一八〇号　海外抑留戦犯者の内地送還等に関する陳情

（二通）

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月二十八日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

外務委員会陳情特別報告第六号

沖縄に在外事務所設置の陳情

第六四六号　福岡県知事　杉本勝次　提出

千島列島の帰属に関する陳情

第一〇三六号　札幌市北四條西六丁目北海道町村会館内千島及歯舞諸島返還懇請同盟内　伊藤誠哉外二名提出

真珠貝採取事業に関しオーストラリア政府と漁業條約早期締結交渉の陳情

第一〇五五号　東京都世田谷区玉川奥沢町三ノ一六二アラフラ海真珠貝採取業懇談会内　高橋進太郎提出

海外抑留戦犯者の内地送還等に関する陳情

第一一八〇号　群馬県庁内群馬県町村議会議長会内　吉田駒十郎外一名提出（二通）

右四件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月二十八日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

沖縄に在外事務所設置の陳情

陳情者　福岡県知事　杉本勝次（第六四六号）

右の陳情は、沖縄との交通が漸次ひん繁になるに及び貿易の振興は括目すべきものがあるから同地に在外事務所のごとき国の機関を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千島列島の帰属に関する陳情

陳情者　札幌市北四條西六丁目北海道町村会館内千島及歯舞諸島返還懇請同盟内　伊藤誠哉外二名（第一〇三六号）

右の陳情は、わが国は、平和條約第二條C項により、千島列島に対する権利、権限ならびに請求権を放棄したが、これは当時の客観的諸情勢に制約されてやむなく了承したものであり、一方これ等の島は、歴史的にも国際的にもわが国の伝統的領土として認められているから、平和條約の発効を機会に千島列島の主権の帰属について有効適切な措置を講ずるとともに、色丹島を含む歯舞諸島の実質的領有をすみやかに実現するよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

真珠貝採取事業に関しオーストラリア政府と漁業條約早期締結交渉の陳情

陳情者　東京都世田谷区玉川奥沢町三ノ一六二アラフラ海真珠貝採取業懇談会内　高橋進太郎（第一〇五五号）

右の陳情は、北オーストラリア沖アラフラ海における日本船による真珠貝採取事業は、戦前においては世界最高の成績を示しその製品は、外貨獲得に大きな役割を果していた。しかるに講和條約発効に伴う日本船の出漁を控え、最近オーストラリア政府においては、真珠貝採取を抑制する法案を可決した理由であるが、これはわが国業者にとつて極めて重要な影響があるから、オーストラリア政府と漁業協定を締結せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

海外抑留戦犯者の内地送還等に関する陳情（二通）

陳情者　群馬県庁内群馬県町村議会議長会内　吉田駒十郎外一名（第一一八〇号）

右の陳情は、平和條約の発効によつて国内犯罪者に対しては恩赦の処置がとられたが、戦争犯罪者はいまなお服役生活を余儀なくされていることは、ひたすら條約発効による釈放を念願し今日まで多くの犠牲に堪えてきたその家族に希望を失わせるものであるから、すみやかに外地収容所にある服役者の内地送還と、巣鴨収容所の服役者の即時釈放の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会

法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

（第六十九号参照）

審査報告書

市の警察維持の特例に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十四日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

高橋進太郎　林屋龜次郎

岩沢　忠恭　宮田　重文

石村　幸作　溝淵　春次

岡本　愛祐　館　哲二

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、警察法第四十條の規定によると、自治体警察を住民投票によつて廃止した町村及びこれと警察を維持しない他の町村と合したものが市となつた場合には、当然自治体警察を維持しなければならないのであるが、これは実状に副わない場合があるので、これに対する特例を設けて市となつても、市議会の議決により警察を維持しないことができ、又、住民投票により自治体警察を維持することができる途をひらくことを内容とするものであつて、本委員会は、これを大体において妥当のものと認める。

二、事件の利害得失

右の措置によつて、市の警察の維持についての特例を開き、実状に則した警察の運営を期することができる。

三、費用

本法の施行によつて別に費用を要しない。

審査報告書

地方公営企業法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十七日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

堀　末治　岩沢　忠恭

高橋進太郎　宮田　重文

石村　幸作　原　虎一

中田　吉雄　館　哲二

林屋龜次郎　若木　勝藏

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方公共団体の各種公営企業の特質にかんがみ、公共の福祉の増進を図るとともに、運営にあたつては企業としての経済性を発揮するため、その経営する公営企業の組織、財務及び職員の身分取扱その他企業経営の根本基準を定めたものである。

その内容は、本法の適用をうける企業の範囲は主として水道、交通、電気、ガス事業としたこと、本法案は地方自治法、地方財政法及び地方公務員法の特例法であるとしたこと、経営組織については、地方公共団体の長の指揮監督の下に執行機関として企業管理者を設置するものとしたこと、財務関係については、特別会計を設け独立採算制を堅持する結果、経理の方法は発生主義会計の予算様式を排し、予算は一般会計の予算様式を排し、いわゆる弾力條項を挿入する等の特別な方式をとり入れたこと、企業債については償還期限を定めないことができるものとしたこと、決算は予算よりも重点をおき、損益計算書、貸借対照表等をもつてするものとしたこと、資産再評価、減価償却の計算をすべきものとしたこと、職員の身分取扱については、企業の管理者及び監督の地位にある者等は地方公務員法によるものとし、その他は企業職員とし、職階制及び給与基準の規律を本法案に設けるとともに、人事機関、勤務條件、不利益処分、職員団体等に関しては、地方公営企業労働関係法案の定めるところによるものとしたこと等がその主要なものである。衆議院においては、管理者の担任する事務の中に労働協約を結ぶ規定をおき、疑義を除いたこと等の修正を行つた。

本委員会においては、本案の内容は、大体において妥当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

この措置によつて、地方公営企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進することができる。

三、費用

本法の施行によつて、別に費用を要しない。

審査報告書

義務教育費国庫負担法案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十四日

文部委員長　梅原　眞隆

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

草葉　隆圓　黒川　武雄

白波瀬米吉　前之園喜一郎

木村　守江　堀越　儀郎

左藤　義詮　山本　勇造

第二條第一項に次の但書を加える。

但し、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

第二條第二項を削る。

附則第一項を次のように改める。

1　この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

要領書

一、委員会の決定の理由

義務教育の重要性にかんがみ、教職員給与費及び教材費について、国がその実支出額の二分の一を負担し、教材費の一部を政令の定めるところにより国が負担することによつて、財政上の責任を明らかにするものであつて妥当と認めたが別冊の通り修正し且つ左の附帯事項を決議した。

一、教職員給与費の国庫負担額の最高限度を政令で定める場合には、その限度の基準は、少くとも各都道府県の従来の実績を下まわらないように定めること。

二、速かに地方財政法第五條を改正して地方の財政能力如何に拘らず老朽危険校舎の改築費を常に起債の対象として確保できるようにすること。

三、戦災その他の災害を被つた校舎に対しては、地方財政法の規定に基き、速かに国庫の負担区分を明確にし、且つその復旧を促進するよう特別の措置を講ずること。

二、事件の利害得失

義務教育における教職員給与費及び教材費の一部を、地方財政平衡交付金より分離して教育財政を確保することができる。

三、費用

本法施行に伴い昭和二十八年度には教職員給与費約四百五十億円、教材費約三十億円を必要とする。

審査報告書

保安庁法案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十四日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
中川　幸平　鈴木　直人
岡田　信次　愛知　揆一
竹下　豐次　楠見　義男
郡　祐一　栗栖　赳夫

附則（第十七項を除く。）中「七月一日」を「八月一日」に改める。

附則第一項但書中「昭和二十七年十月十五日から」の下に「第四條中海上における警備救難の事務に係る部分、第六條第十三号、同條第十五号中機雷その他の爆発性の危険物の除去及び処理を除いた海上の航路障害物及び危険物の除去及び処理に係る部分並びに第二十七條の規定は、別に法律で定める日から」を加える。

附則第十項中「警察予備隊の警察官」と」の下に「、第七十二條中「海上公安官若しくは海上保安官補」とあるのは、昭和二十七年八月一日から別に法律で定める日までの間は、「海上保安官若しくは海上保安官補」と、第六十二條中「海上公安局」、第八十二條第一項中「水路官署及び航路標識官署」及び同條第二項中「水路官署又は航路標識官署」とあるのは、昭和二十七年八月一日から別に法律で定める日までの間は、「海上保安庁」と」を加える。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため現在の警察予備隊と海上警備隊及びこれと密接な関係のある海上保安庁の機構で水路、燈台等運輸省に属させる部分を除いたものを統合して、これ等の一体的な運営をはかろうとするものである。即ち国務大臣である保安庁長官の下に第一幕僚長、第二幕僚長を設け、それぞれの監督を受ける部隊その他の機関に対する長官の指揮監督は、当該幕僚長を通じて行うものとし、又内閣総理大臣は、非常事態に際して治安の維持のため特に必要があると認める場合には、保安隊又は警備隊の全部又は一部の出動を命ずることができるが但し、出動を命じた場合には出動を命じた日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならないこととし、若し不承認の議決があつたときは、すみやかに保安隊又は警備隊の撤収を命じなければならないこととする等、規定をしたものであつて概ね適当の措置と認めるが委員会は別冊の如く修正を加えた。

二、事件の利害得失

この措置により治安機構を強化することができる。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

海上公安局法案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十四日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
鈴木　直人　中川　幸平
岡田　信次　愛知　揆一
楠見　義男　竹下　豐次
郡　祐一　栗栖　赳夫

附則第一項を次のように改める。

1　この法律は、別に法律で定める日から施行する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、海上における人命及び財産の安全と保護並びに法令の違反の防止その他の治安を確保するため、保安庁に付置される海上公安局の組織等を定めるものであるが、海上公安局を設けることは、現段階においては不適当と認め委員会は別冊の如く修正を加えた。

二、事件の利害得失

この措置により海上公安局の設置を延期することができる。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

運輸省設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十四日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
鈴木　直人　中川　幸平
愛知　揆一　岡田　信次
竹下　豐次　楠見　義男
栗栖　赳夫　郡　祐一

目次の改正規定を次のように改める。

目次中第一章及び第二章に係る部分を次のように改める。

第一章　総則（第一條―第四條）
第二章　本省
第一節　運輸審議会（第五條―第十八條）
第二節　内部部局（第十九條―第二十八條の二）
第三節　附属機関（第二十九條―第三十八條）
第四節　地方支分部局（第三十九條―第五十五條）
第一款　海運局（第四十條―第四十五條）
第二款　港湾建設局（第四十六條―第五十條）
第三款　陸運局（第五十一條―第五十五條）

第四條第一項第四十四号の五の次に四号を加える改正規定中「第四條第一項第四十四号の六の次に次の四号を加える。」を「第四條第一項第四十四号の四十四の五　航空機の操縦の練習の許可をすること。四十四の六　航空路を指定すること。」に改める。

第四條第一項中第五十一号から第六十一号までの改正規定を次のように改める。

第四條第一項第五十一号を次のように改める。

五十一　削除

目次中第三章及び第四章に係る部分を次のように改める。

第三章　外局（第五十六條―第五十九條）
第一節　船員労働委員会及び捕獲審検（第五十七條―第五十八條）
第二節　海難審判庁（第五十九條）
第四章　職員（第六十條・第六十一條）

第四條第一項第三十一号の改正規定中「公共企業体調停委員会」に改める。」を「公共企業体等調停委員会」に、「公共企業体仲裁委員会」を「公共企業体等仲裁委員会」に改め、同項第三十二号中「公共企業体仲裁委員会」を「公共企業体等仲裁委員会」に改める。」に改める。

第四條第一項第四十四号の二から第四十四号の五までの改正規定中「第四十四号の五まで」を「第四十四号の四まで」に改め、四十四号の五を削る。

第四條第一項第五十三号から第六十号までを削り、第六十一号を第五十三号とする。

第十九條の改正規定を次のように改める。

第十九條第一項中「六局」を「七

局」に、「自動車局」を「自動車局　航空局」に改め、同條に次の一項を加える。

6　航空局に監理部及び技術部を置く。

第二十一條の改正規定及び第二十一條の次に一條を加える改正規定を削る。

第二十二條第一項第十六号の次に四号を加える改正規定のうち第十六号の二中「基本的政策」を「基本的な政策」に改める。

第二十二條第三項を削る改正規定を次のように改める。

第二十二條第三項中「第二十二号」を「第二十一号」に改める。

第二十三條第一項の改正規定中「第一項」を「第一項各号」に改め、第十六号を削り、第一号を第二号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第二号の前に次の一号を加える。

一　海運局、船舶局、船員局及び港湾局の所掌に属する事務の総合調整に関すること。

第二十三條第三項を削る改正規定を次のように改める。

第二十三條第三項中「第一項第一号から第三号までの事務及び」を「第一項第一号及び第十号から第十六号までの事務並びに」に改める。

第二十七條第一項第三号の改正規定中「公共企業体調停委員会」に改める。」を「「公共企業体等調停委員会」に、「公共企業体仲裁委員会」を「公共企業体等仲裁委員会」に改め、同項第四号中「公共企業体仲裁委員会」に改める。」に改める。

第二十七條第三項を削る改正規定を次のように改める。

第二十七條第三項中「第十四号まで」を「第十四号の四まで」に改める。

第二十八條第三項を削る改正規定を次のように改める。

第二十八條第三項中「第八号まで」を「第八号の二まで」に、「第十三号まで及び第二項第二号から第六号まで」を「第十三号の四まで並びに第二項第二号及び第三号」に改める。

第二十八條の次に一條を加える改正規定中第二十八條の二に次の一項を加える。

2　監理部においては、前項第五号から第七号まで、第十三号、第十四号及び第十七号に掲げる事務を、技術部においては、同項第一号から第四号まで、第八号から第十二号まで、第十五号及び第十六号に掲げる事務をつかさどる。

第三十八條第一項の表の改正規定を次のように改める。

海上安全審議会	一　運輸大臣の諮問に応じて船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）に定める事項その他海上における交通に関する保安に関する重要事項を調査審議すること。

第三十八條第一項の表中中央船員職業安定審議会の項の前に次の一項を加える。

水先審議会	運輸大臣の諮問に応じて水先法（昭和二十五年法律第百二十一号）第二十五條及び第三十二條に規定するものの外、水先の制度に関する重要事項を調査審議すること。

第三十八條第一項の表中「造船業合理化審議会」を「海運造船合理化審議会」に改め、「造船に関する事業の合理化」の上に「海運及び」を加える。

第三十八條第一項の表中船員教育審議会の項の次に次の一項を加える。

第三十九條の改正規定中「削る。」を「削り、「港湾建設部」を「港湾建設局」に改める。」に改める。

第四十二條第一項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第四十三條第二項中「港湾建設部」を「港湾建設局」に改める。

第二章第四節中の第二款を削り第三款を第二款とし第四十六條から第五十條までを一條ずつ繰り上げる改正規定を次のように改める。

第二章第四節中「第二款　公共船員職業安定所」を削り、第四十五條を次のように改める。

第四十五條　削除

第二章第四節中「第三款　港湾建設部」を「第二款　港湾建設局」に改め、第四十六條から第五十條までの中「港湾建設部」を「港湾建設局」に改め、第四十七條中「第一港湾建設部」を「第一港湾建設局」に、「第二港湾建設部」を「第二港湾建設局」に、「第三港湾建設部」を「第三港湾建設局」に、「第四港湾建設部」を「第四港湾建設局」に改め、第四十八條第二項中「部務」を「局務」に、「部長」を「局長」に改め、第五十條中「部務」を「局務」に改める。

第五十一條第二項の改正規定中「第五号を第二号とし、同條を第五十條とする。」を「第五号を第二号とする。」に改める。

第五十二條から第五十五條まで一條ずつ繰り上げる改正規定を削る。

第五十六條及び第五十七條の改正規定を次のように改める。

第五十六條中「海上保安庁」及び「航空庁」を削る。

第三章中第二節を削り、第三節を第二節とし、第五十九條を第五十七條とする改正規定を次のように改める。

第三章中「第二節　海上保安庁」を削り、第五十八條を次のように改める。

第五十八條　削除

第三章中第三節を第二節とする。

第六十條及び第六十一條の改正規定を削る。

附則第一項中「七月一日」を「八月一日」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、目次中第三章及び第四章に係る部分の改正規定、第三條第九号の改正規定、第四條第一項第四十九号の二の次に四号を加える改正規定、同條第一項第五十一号の改正規定、第二十二條第一項第九号の次に二号を加える改正規定、第二十九條の改正規定前段、第三十二條及び第三十三條の改正規定、第三十八條第一項の表中中央船員職業安定審議会の項の前に一項を加える改正規定、第五十六條の改正規定中海上保安庁に関する部分、第三章第二節、第三節及び第五十八條の改正規定並びに附則第七項の規定、第八項中第十三條の改正規定及び第九項の規定は、別に法律で定める日から施行し、第四條第一項第三十一号及び第三十二号の改正規定並びに第二十七條第一項第三号及び第四号の改正規定は、労働関係調整法等の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第　号）の施行の日から施行する。

附則中第六項を第七項とし、第七項を第八項とし、第八項を第九項とし、第九項を第十一項とし、以下二項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6　海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「船舶の安全に関する検査、船舶職員の資格及び定員」、「海難の調査、水先人」及び「海難審判庁に対する審判の請求及び海難審判庁の裁決の執行」を削る。

第三條第一項中「（海上警備隊の職員を除く。）」を削る。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和二十七年七月三十一日

○第十三回国会　参議院会議録附録（その九）

第五條中「七部」を「六部」に改め、「海事検査部」を削る。

第六條中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第七條の二を削る。

第十一條の三を削る。

第十二條第二項中「別表第一」を「別表」に改める。

第十二條の二第一項中「七部」を「六部」に改め、「海事検査部」を削る。

第十四條中「（海上警備隊を除く。）」を削り、同條第三項中「事務の中、海難審判理事官の行う事務以外の」を削る。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條　削除

第二十三條中「（海上警備隊の職員を除く。）」を削る。

第二章を削り、第三章の章名中「及び水先審議会」を削り、同章を第二章とし、以下一章ずつ繰り上げる。

第二十六條の二を削る。

第三十三條第一項中「（海上警備隊の職員を除く。）」を削る。

附則第三十五條を次のように改める。

第三十五條　削除

別表第一の表名を「別表」に改め、別表第二を削る。

繰り下げ後の附則第九項の次に次の一項を加える。

10　昭和二十七年八月一日から第一項に規定する別の法律で定める日までの間は、水先法第十三條中「海上保安庁」とあるのは、「海上保安庁及び保安庁」と読み替えるものとする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政機構の簡素化を図り、各行政機関における責任体制を明確ならしめ、行政機構を全体としてまとまりのある活動をなさしめる等の見地から行おうとする行政機構改革の一環としての一部改正案であるが、本委員会においては、大臣官房の観光部、海運局海運調整部及び鉄道監督局の国有、民営鉄道部の両部、自動車局の業務部、整備部を廃止し、監及び次長を置く件並びに航空局、海上保安庁に関する件等の規定については、これを不適当と認め別冊の如く修正を加えた。

二、事件の利害得失

この措置により行政機構を整備することができる。

三、費用

本法の施行に伴い別に費用を要しない。

審査報告書

総理府設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十四日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡田　信次　　愛知　揆一
中川　幸平　　鈴木　直人
楠見　義男　　竹下　豐次
郡　祐一　　栗栖　赳夫

第五條第二項を削る改正規定を次のように改める。

第五條第二項中「三部」を「二部」に、「人口部　経済部」を「調査部」に改める。

第五條の次に一條を加える改正規定を削る。

第六條第一項の改正規定中「繰り上げる。」を『繰り上げ、同條第三項中「第十七号から第二十号まで」を「第十六号から第十九号まで」に改める。』に改める。

第八條第二項を削る改正規定を次のように改める。

「統計委員会
公正取引委員会
全国選挙管理委員会
公益事業委員会
国家公安委員会
地方財政委員会
外国為替管理委員会
首都建設委員会
電波監理委員会　」

第十七條中

「調達庁
行政管理庁
北海道開発庁
自治庁
保安庁
経済審議庁　」

を

「特別調達庁
行政管理庁
国家公安委員会」に、
北海道開発庁
地方自治庁　」

第八條第二項中「は、統計局人口部において、」を「及び」に、「統計局　経済部」を「統計局調査部」に改める。

第十七條の改正規定を次のように改める。

第十八條の改正規定の表中国家人事委員会の項を削る。

附則中「七月一日」を「八月一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は行政機構改革の一環として、大臣官房の賞勲部、統計局の人口部、経済部及び製表部を廃止し、新たに特別な職として大臣官房に賞勲監及び統計局に次長を置き、更に外局について整理統合を計るとともに、経済安定本部の廃止に伴い、新たな外局としての経済審議庁並びに保安庁を設置するため保安庁を設置する等、改正を加えようとするものであるが委員会においては、賞勲部等を廃止して、賞勲監等を置くことは、不適当と認め別冊の如く修正を行つた。

二、事件の利害得失

この措置により行政機構を整備することができる。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

国家行政組織法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決

した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十四日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

愛知　揆一　岡田　信次
鈴木　直人　中川　幸平
竹下　豐次　楠見　義男
栗栖　赳夫　郡　祐一

第三條第三項の改正規定中「削り、」を「削る。」に改め、同條第四項の改正規定を削る。

第五條の改正規定の次に次の一改正規定を加える。

第七條第三項中「課の設置」を「課（室その他課に準ずるものを含む。以下本項において同じ。）の設置」に、「各大臣又は各外局の長が、」を「政令で」に改める。

第二十二條及び第二十二條の二の改正規定の次に次の二改正規定を加える。

第二十四條の二第一項中「昭和二十七年七月三十一日までは」を「当分の間」に、「府、省又は本部」を「府又は省」に改め、第二項及び第四項を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を第二項とする。

第二十四條を削り、第二十四條の二を第二十四條とする。

別表第一から別表第三までの改正規定を次のように改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

府又は省	委員会	庁
総理府	公正取引委員会	宮内庁
	国家公安委員会	調達庁
	土地調整委員会	行政管理庁
		北海道開発庁
		自治庁
		保安庁
		経済審議庁
法務省	司法試験管理委員会	公安調査庁
	公安審査委員会	
外務省		
大蔵省		国税庁
文部省	文化財保護委員会	
厚生省		
農林省		食糧庁
		林野庁
		水産庁
通商産業省		特許庁
		中小企業庁
運輸省	船員労働委員会	
	海難審判再審査委員会	
郵政省		
労働省	中央労働委員会	
	公共企業体等仲裁委員会	
	公共企業体等調停委員会	
建設省	首都建設委員会	

別表第二

府又は省の官房又は局	部
総理府	
大臣官房	
	賞勲部
	調査部
	製表部
法務省	
大臣官房	
	経理部
大蔵省	
主税局	
	税関部
銀行局	
	検査部
文部省	
管理局	
	教育施設部
厚生省	
大臣官房	
	統計調査部
公衆衛生局	
	国立公園部
	環境衛生部
農林省	
農林経済局	
	統計調査部
農地局	
	管理部
	計画部
農業改良局	
	建設部
	研究部
畜産局	
	普及部
	競馬部
	農業協同組合部
通商産業省	
大臣官房	
	調査統計部
軽工業局	
	化学肥料部
運輸省	
大臣官房	
	観光部
海運局	
	海運調整部
鉄道監督局	
	国有鉄道部
	民営鉄道部
自動車局	
	業務部
	整備部
航空局	
	監理部
	技術部

労働省大臣官房	労働統計調査部

附則を次のように改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。但し、第七條第三項の改正規定は、昭和二十七年九月一日から施行する。

2　改正後の第七條第三項の規定にてい触する他の法律の規定は、昭和二十七年八月三十一日限りその効力を失う。

3　第三條第四項の規定にかかわらず、厚生省には昭和二十八年三月三十一日まで、その外局として引揚援護庁を置き、運輸省には海上公安局法（昭和二十七年法律第　号）施行の日の前まで、その外局として海上保安庁を置くものとする。

第二條第一項の表の改正規定中表を次のように改める。

行政機関の区分	定員	備考
総理府		
本府	一、八三九人	
公正取引委員会	二四〇人	
国家公安委員会		
国家地方警察	四五、二八〇人	うち三〇、〇〇〇人は、警察官とする。
国家消防本部	一一一人	
土地調整委員会	一八人	
宮内庁	九五二人	
調達庁	四、一六八人	
行政管理庁	一、七七七人	
北海道開発庁	三、二二三人	
自治庁	二二三人	
保安庁	八、五五七人	
経済審議庁	三九七人	
計	六六、七八五人	
法務省		
本省	四三、一四二人	うち一〇、九〇七人は、検察庁の職員とする。
司法試験管理委員会	一人	
公安審査委員会	一〇人	
公安調査庁	一、七〇二人	
計	四四、八五四人	
外務省		
本省	一、五八一人	
大蔵省		
本省	二四、〇六六人	
国税庁	五二、〇三二人	
計	七六、〇九八人	
文部省		
本省	六二、六二一人	うち六一、〇二一人は、国立学校の職員とする。
文化財保護委員会	四五〇人	
計	六三、〇七一人	
厚生省		
本省	四六、二七七人	
農林省		
本省	二五、八四五人	
食糧庁	二八、一三二人	
林野庁	二二、一一八人	
水産庁	一、五〇二人	
計	七七、五九七人	
通商産業省		
本省	一三、四一二人	
特許庁	六七二人	
中小企業庁	一六六人	
計	一四、二五〇人	
運輸省		
本省	一七、六三九人	
船員労働委員会	五四人	
捕獲審検再審査委員会	五人	
海難審判庁	一五一人	

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は行政機構改革に伴い法務府を法務省とし、従来規定されていた公団は既に全部廃止されたので、これに関する規定を削除した他、府、委員会及び庁等の廃止統合に伴い別表を整理する等改正を加えるものであつて概ね適当の措置と認めたが委員会は各省庁等における課の設置その他に関し別冊の如く修正を加えた。

二、事件の利害得失

この措置により行政機構を整備することができる。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十四日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中川　幸平　鈴木　直人
岡田　信次　愛知　揆一
栗栖　赳夫　郡　祐一
竹下　豐次　楠見　義男

計		一七、八四九人
郵政省	本省	二四九、六九四人
本省		一九、九八五人
中央労働委員会		九〇人
公共企業体等仲裁委員会		一六人
労働省		一〇一人
公共企業体等調停委員会		

附則第一項中「七月一日」を「八月一日」に改める。

附則第三項中「一万四千三十一人」を「一万三千八百六十九人」に、「一万三千九百十八人」を「一万三千七百五十六人」に改める。

附則第四項中「二百十五人」を「二百十一人」に改める。

附則第五項中「改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の定員」を「改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の定員（前三項の規定が適用される場合においては、これらの規定によつて置くことができる定員とする。）」に改め、同項を附則第八項とし、附則第六項を第九項とし、附則第四項の次に次の三項を加える。

5　改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、昭和二十七年八月一日から海上公安局法（昭和二十七年法律第　号）施行の日の前日までの間は、保安庁の職員の定員は、一人とし、海上保安庁の職員の定員は、一万千百一人とし、運輸省の本省の職員の定員は、一万五千九十七人とする。

6　改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、昭和二十七年八月一日から昭和二十八年三月三十一日までの間は、厚生省本省職員の定員は、四万四千四百九十九人とし、引揚援護庁の職員の定員は、千七百七十九人とする。

7　労働関係調整法等の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第　号）施行の日の前日までは、改正後の第二條第一項の表中労働省の項中「公共企業体等仲裁委員会　一六人　公共企業体等調停委員会　一〇一人」とあるのは、「公共企業体仲裁委員会　一六人　公共企業体中央調停委員会　一二人　公共企業体地方調停委員会　七九人」と読み替えるものとする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政機構を簡素且つ能率的なものとするために、機構改革に伴つて各府、省、庁等の定員について所要の改正を行おうとするものである。即ち、今般廃止される経済調査庁、経済安定本部について八七三名を、又事務の縮減に伴い調達庁の一、九九一名を減じようとする他、各省を通じて七〇二名及び日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社の新設に伴い現存電気通信省の職員一、五〇、四〇八名を減員しようとするものであるが、本委員会は、概ねその措置を適当と認めたが、原案において削減人員一五三、一五九名となつているのを、削減人員一五二、五六五名となるよう修正を加える等所要の修正を行つた。

二、事件の利害得失

この措置により行政機構の改革に伴う定員の整備をすることができる。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

電波法の一部を改正する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十三日

電気通信委員長　鈴木　恭一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山田　節男　稲垣平太郎
新谷寅三郎　水橋　藤作
寺尾　豊　大島　定吉
尾崎　行輝

計		二〇、一九二人
建設省	本省	一〇、八〇六人
	首都建設委員会	一人
	計	一〇、八〇六人
合計		六八九、〇五四人

昭和二十七年七月二十六日

議院運営委員長　寺尾　豊

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

木村　守江　草葉　隆圓
安井　謙　石川　榮一
古池　信三　溝淵　春次
加賀　操　菊川　孝夫
小笠原二三男　大隈　信幸
石川　清一　水橋　藤作

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は、国会職員の特別職編入に伴い、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の趣旨に鑑み国会職員法等に所要の改正を加えようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

国会職員法等の不備を是正する利益がある。

三、費用

本法律施行のために特に費用を要しない。

審査報告書

産業教育振興法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を

（第七十号参照）

附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年七月二十六日
文部委員長　梅原　眞隆
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
草葉　隆圓　木村　守江
大隈　信幸　石黒　忠篤
左藤　義詮　黒川　英雄
白波瀬米吉

目次の改正規定中「「第三條の四」に」の下に「、「財政的援助」を「国の負担及び補助」に、「第二節　私立学校（第十九條）」を「第二節　私立学校　第三節　教科用図書（第二十條）」に」を加える。

第三條の二の改正規定中「又は当該実験実習に従事する生徒若しくは学生の厚生に必要な経費」を削る。

第三條の四の改正規定の次に次のように加える。

第十條第一項中「国の財政的援助」を「国の負担金の交付」に改める。

「第三章　財政的援助」を「第三章　国の負担及び補助」に改める。

第十五條の見出しを「（国の負担）」に改め、同條第一項中「これに要する経費について当該設置者に対し、予算の範囲内において補助するものとする」を「これに要する経費の全部又は一部を負担する」に改める。

第十五條第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項に規定するもののほか、国は、公立学校に関する左の各号に掲げる経費の全部又は一部を負担する。

第十六條中「当該学校の設置者に対し、」を削り、「予算の範囲内において補助するものとする」を「その全部又は一部を負担する」に改める。

第十七條の見出し中「補助金」を「負担金」に、同條各号列記以外の部分中「補助金」を「負担金」に、同條第二号中「補助金交付」を「負担金の交付」に、同條第三号中「補助金の交付」を「負担金」に改める。

第十八條中「補助金の交付」を「第十五條又は第十六條の規定により国が負担すべき割合及び負担金の交付」に改める。

第十九條の見出し及び同條中「財政的援助」を「補助」に改め、同條第一項後段を次のように改める。

この場合において、第十五條及び第十六條中「負担する。」とあるのは、「当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助するものとする。」と、第十五條第二項第一号及び第二号中「都道府県の教育委員会」とあるのは、「都道府県知事」と、第十七條中「負担金」とあるのは、「補助金」と、第十八條中「第十五條又は第十六條の規定により国が負担すべき割合及び負担金の交付」とあるのは、「補助金の交付」と読み替えるものとする。

第三章中第二節の次に次の一節を加える。

第三節　教科用図書
（教科用図書の発行に関する補助）
第二十條　国は、政令で定めるところにより、産業教育に関する教科用図書で政令で定めるものを発行する者に対し、予算の範囲内において、その発行に要する経費の一部を補助することができる。

附則中「施行する。」の下に「但し、第十五條から第二十條までの改正規定及び附則第二項の規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。」を加え、同附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　昭和二十八年四月一日前に改正前の産業教育振興法第十五條又は第十六條の規定により交付を受けた補助金の返還については、なお従前の例による。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、産業教育の振興に関し、国の責任を明確にするとともに、産業教育の特殊性にかんがみ実験実習より生ずる収益、産業教育に従事する教員並びに産業教育に関する教科用図書について特別の措置を講ずる旨を規定したもので妥当と認めたが、別冊の通り修正し、且つ左の附帯決議をした。
一、国立大学のうち旧専門学校令による専門学校の産業教育に関する施設又は設備も、一般に極めて不十分であるから、国は、その整備充実を図るため特に努力すること。

二、事件の利害得失
本改正により従来障害となつていた諸点が改善されるから、産業教育振興に利するところが大きい。

三、費用
本法施行に伴い昭和二十八年度には約一千万円を必要とする。

〔第七十一号参照〕

審査報告書

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十八日
厚生委員長　梅津　錦一
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
谷口弥三郎　山下　義信
藤森　眞治　岡田　宗司
小杉　繁安　山田　佐一
大谷　瑩潤　中山　秀彦
長島　銀藏

第三條第四項改正規定中「、引揚援護庁長官」を削る。

附則中「七月一日」を「八月一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は引揚同胞対策審議会の存続期間を更に一年延長しようとするものであつて妥当と認めるがその一部を修正した。

二、事件の利害得失
海外同胞の引揚促進を期することができる利益がある。

三、費用
特に費用を要しない。

審査報告書

文化財保護法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十八日
文部委員長　梅原　眞隆
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
川村　松助　高橋　道男
相馬　助治　荒木正三郎
堀越　儀郎　大隈　信幸
左藤　義詮　白波瀬米吉
山本　勇造　石黒　忠篤

附則第三項中「第二十二号」を「第二十三号」に、「第二十三号」を「第二十四号」に、「第二十四号」を「第二十五号」に、「第二十六号」を「第二十七号」に、「第二十七号」を「第二十八号」に、「第二十八号」を「第二十九号」に、「第二十九号」を「第三十号」に、「第三十号」を「第三十一号」に、「第三十一号」を「第三十二号」に、「二十三文化財保護委員会委員」を「二十四文化財保護委員会委員」に、「中央更生保護委員会委員」を「中央更生保護委員会委員」に、「文化財保護委員会委員四七、〇〇〇円」を「文化財保護委員会委員四七、〇〇〇円」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は今次の政府全般を通じる行政機構簡素化の線に則り、文化財保護委員会の委員長を除き、他の四人の委員を非常勤とし、事務局の総務部、保存部の二部制を廃止して次長制とするものであつて、妥当なる措置と認めたが、附則を別冊の通り修正した。

二、事件の利害得失
行政機構を簡素化することにより国費を節約することができる。
三、費用
本法の施行にあたつては別に費用を要しない。

審査報告書

接収貴金属等の数量等の報告に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十八日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

菊田　七平　木村禧八郎
小林　政夫　小宮山常吉
木内　四郎　油井賢太郎
大野　幸一　佐藤　保平
西川甚五郎　岡崎　眞一
江田　三郎　溝淵　泰次
大矢半次郎　黒田　英雄
森　八三一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、連合国占領軍に接収され、その後政府に引き渡された貴金属等に関して、接収の事実、数量等を確認し、返還その他の措置を講ずるため報告を徴しようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
接収貴金属等に関し、接収の事実、数量等を確認し得る利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国立国会図書館の経過に関する報告

右の件は異議なきものと決定した。よつて国立国会図書館法第十一條により報告する。

昭和二十七年六月二十日

図書館運営委員長代理理事　羽仁　五郎

参議院議長佐藤尚武殿

国立国会図書館経過報告資料

（昭和二十六年十月～同二十七年三月）

昭和二十七年五月

国立国会図書館

目次

資料番号	件名
一	調査及び立法考査局の考査件数
二	〃　調査資料
三	国会分館図書貸出統計
四	国会巡回図書統計
五	行政司法各部門支部図書館の閲覧貸出統計
六	行政司法各部門支部図書館蔵書目録カード作成数
七	中央館並びに行政司法各部門支部図書館相互間図書貸借数
八	行政司法各部門支部図書館巡回図書統計
九	行政司法各部門支部図書館増加図書統計
一〇	行政司法各部門支部図書館整理図書統計
一一	閲覧総合統計
	A　閲覧者数
	B　閲覧図書数
一二	職業別閲覧者総合統計
一三	分類別閲覧図書総合統計
	A　和漢書
	B　洋書
一四	中央館図書個人貸出統計
一五	寄贈洋書等団体貸出統計
一六	考査総合統計
一七	刊行物一覧表
一八	総合目録カード作成及び繰込統計
一九	印刷カード作成統計
二〇	写真複製統計
二一	国際交換のため外国に送付した資料数
二二	国際交換により受理した資料数
二三	国際図書交換のあつ旋状況
	A　外国からの依頼により国内に配付した図書数
	B　国内からの依頼により外国へ発送した図書数
二四	図書収集整理統計
二五	国、地方公共団体等納本統計
二六	分類別整理図書統計
	A　和漢書
	B　洋書
二七	増加図書館資料統計
二八	増加図書統計
二九	増加排架図書統計

一　調査及び立法考査局の考査件数

（単位件）

	一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
法律・政治	五五	五六	五四	六三	八〇	六九	三七七
外務	六	六	八	一七	三五	三一	一〇三
財政・金融	九	一五	四	一四	二二	二四	三八
農林	六	二	一	二	七	七	二五
経済一般	八	一〇	一〇	一八	一三	三七	九六
文教	一〇	七	五	一二	一七	一一	六二
社会・労働	八	一三	五	七	二二	一七	七二
計	一〇二	一〇九	八七	一三三	一七六	一九六	八二三

二　調査立法考査局の調査資料

刊行番号	資料名	備考	刊行年月
B 一〇	公企業会計制度の概観		二六、一一
一一	アメリカ合衆国国際開発諮問委員会報告答申書		二六、一〇
一三	私的独占禁止法の再検討—反トラスト法と私的独占禁止法		二六、一〇
一四	米国の戦時行政　第二巻		二七、一
一五	同　上　第三巻		二七、二
一六	同　上　第四巻		二六、一一
一七	同　上　第五巻		二六、一一
一八	同　上　第六巻		二六、一二
一九	シューマン・プランと英国		二六、一二
A 七	一九五〇年アジア極東経済概観		二六、一二
八	日本法令索引（一九五一年版）		二六、一〇
九	国会統計提要（一九五一年版）		二六、一〇
N・D・L シリーズ 一	各国における婦人、年少者労働保護規定集	労働省共遍	二六、一二
二	各国労働法制の概観		二七、三
三	国際連合概観		二七、三
九	外債の現状と問題点—（附）西独、伊の外債処理		二六、一〇
レファレンス　七			二六、一〇
内容	○平和條約の解説　上		
レファレンス　八			二六、一〇
内容	○平和條約の解説　下		
	○米比相互防衛		
	○米濠新西蘭安全保障両条約		
	○サンフランシスコ講和会議をめぐる海外新聞論調		
	○「ネール外交」とインドの対日講和態度		
レファレンス　九			二六、一〇
内容	○小選挙区制度について		
	○日本綿業をめぐる国際環境		
	○日米経済協力の構想		
	○長期資金と財政投資		
	○国際復興開発銀行の第六次年報（紹介）		
	○肥料需給調整法案をめぐる諸論と背景		
	○年少者及び婦人労働に対する国際基準と各国の保護立法の比較		
レファレンス　一〇			二六、一一
内容	○タフト・ハートレー法における全国緊急事態條項について		
	○教育財政確立のための諸方法		
	○最近の学校教科改正論について		
	○諸外国の社会福祉事業における篤志奉仕者の参加状況		
	○アメリカにおける保険、福祉事業の篤志奉仕者活動について		
	○国際通貨基金の利用の限界		
	○アジア諸国の土地改革の概況		
	○日本賠償支払済額		
	○イギリス保守、労働両党の選挙宣言		
	○統計上より見たる米国とソ連との国勢比較		
レファレンス　一一			二七、一
内容	○対日援助費の返済について		
	○独占禁止法の問題点		
	○銀行法改正の最近の動き		
	○最近の金利政策		
	○欧州における戦後の税制の方向		
	○アメリカのケム條項とバトル法		
	○労組法、労調法改正の可否についての諸見解		
	○海外の教育に関する雑誌等記事索引		
レファレンス　一二			二七、二
内容	○各国の統治機構図解		
	○ゼネスト禁止又は制限立法についての諸見解　タフト・ハートレー法最初の一部改正		
	○全国の一家心中に関する調査		
	○六・三制の諸問題		
	○ホンド過剰の問題点		
	○ブラントのコストとその輸出振興		
	○英議会の対日平和條約審議の一こま		
	○條約関係から見た中国とソ連邦		
	○米英裁判管轄権協定の施行法（英）		
	○上記協定に関する交換公文		
	○主要各国行政機構図		
レファレンス　一三			二七、三
内容	○戦後の外資導入		
	○附加価値税の長短		
	○東西貿易の現況		
	○アメリカの第三次増税		

海外彙報（西独の戦後債券処理―英本国における米空軍基地―西欧諸国の軍事費と国民所得）
○六・三制の諸断面
○民生委員制度をめぐる諸論調
○クリーランド防衛協定と国際法
○英国における委任立法並びに司法的及び準司法的決定に関する調査
○各国の兵員数と軍事費（統計）

日本経済指標（一〇月）
経済安定本部共編

同	上（一二月）	二六・一〇
同	上（一月）	二六・一二
同	上（二月）	二七・一
同	上（三月）	二七・二
		二七・三

三　国会分館図書貸出統計

貸出図書数

和漢書	七冊	八八六冊	八七九冊	
洋書		一、三五〇	一、三三九	
計		九二九	九一九	
貸出を受けた者の数		六七五	六六四	
貸出を受けた者の数		一一	一一	
貸出図書数		一、〇三三	四三	
貸出を受けた者の数		九五九	五〇	
貸出図書数		九五九	九〇九	
貸出を受けた者の数		一三二	五、八三二	

衆・議員宿舎（麻布福吉町）	貸出を受けた者の数	三三	一五	一七	一〇	三三	三	一〇人					
	貸出図書数	三五	一五	一七	一〇	三三	三	一〇冊					
同、同（高輪）	貸出を受けた者の数	五七	三九	四六	七四	六六	六	三四人					
	貸出図書数	六六	五三	四八	六六	八七	八	四〇六冊					
同、同（九段）	貸出を受けた者の数	九九	一〇五	九九	一〇七	一八三	一四四	七七七人					
	貸出図書数	九九	一〇五	八九	一〇七	一八三	一四四	七七七冊					
衆・第一議員会館（永田町）	貸出を受けた者の数	三三〇	三三一	三三〇	三三〇	二三〇	二三〇	一、二四二人					
	貸出図書数	三三〇	三三一	三三〇	三三〇	二三〇	二三〇	一、二四二冊					
同、第二議員会館（霞ヶ関）	貸出を受けた者の数	二六	一五	一五	一五	一八	一四	一八八人					
	貸出図書数	二六	一五	一五	一五	一八	一四	一八八冊					
同、第三議員会館（霞ヶ関）	貸出を受けた者の数	三〇	七六	七六	六三	四八八	四八八	四八八人					
	貸出図書数	三〇	一〇三	七三	一二六	七四	五三	五三一冊					

貸出を受けた者の数

国会関係書	和漢書	七四三人	七四三人										
	洋書	〇	一〇										
その他	計	七四三	七四三人										
計		七八四	八五六										
		七二	九六										
		六三九	七三七										
		六三〇	五四〇										
		六三三	七三九										
		一三三	七七二										
		三、九六八	四、三七七										

四　国会巡回図書統計

	一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
参・議員宿舎（麹町）	貸出を受けた者の数	一五六	一四〇	一二九	一四〇	一七九	一九六人
	貸出図書数	一五三	一二九	一二六	一四〇	一七九	一三三冊
同、議員会館（永田町）	貸出を受けた者の数	一七一	一七〇	一四〇	一七〇	一七九	八八一人
	貸出図書数	一七一	一七〇	一四〇	一七〇	一七九	八八一冊
計	貸出を受けた者の数	六六一	六〇九	六〇〇	七〇一	七七七	四、三七七人
	貸出図書数	六七九	七四八	六一五	七〇一	七七九	四、三七九冊

五　行政司法各部門支部図書館閲覧貸出統計

		一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
閲覧者数	和漢書	九、四六一	七、〇四三	七、八八一	八、五五七	七、一〇六	七、二〇六	四七、九五二
	洋書	一、三三三	一、一五八	八六六	一、一六五	一、四八六	九一四	六、八一一
	計	一〇、六九五	九、七一五	七、九〇八	八、三四六	九、八三一	八、一一〇	五四、六〇四
閲覧図書数	和漢書	三一、一三一	三一、六二八	一七、三五九	一七、一五三	一九、九一〇	一九、九四〇	一二九、一三一
	洋書	三、五七五	三、三四三	二、六八七	三、三九一	五、六六六	四、三〇七	三三、九六九
	計	三六、七〇六	二四、九七一	二〇、〇四六	二〇、五四四	二五、五七六	二四、二四七	一四三、〇九〇
貸出を受けた者の数	和漢書	八、九五五	八、八六七	七、八三六	七、二四四	八、三四八	七、二七三	四八、八三三
	洋書	四四四	五九六	五八二	六〇七	六八五	六一八	三、五六二
	計	九、四四九	九、四六三	八、三九八	八、一五一	九、〇三三	七、八九一	四三、八九五
貸出図書数	和漢書	一三、七〇六	一一、一七五	一〇、〇九二	一〇、二四二	一一、七二一	九、七一七	六五、六五三
	洋書	七一九	八〇七	八六〇	八九八	九五九	一、〇〇七	五、一五〇
	計	一三、四二五	一一、九八二	一〇、九七二	一一、一一〇	一一、六八〇	一〇、七二四	七〇、八〇三

六　行政司法各部門支部図書館蔵書目録カード作成数（単位枚）

	一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
作成数	三七七	一、六二五	三一九	一九五	三五一	二四九三	五、四六八

七　本館並びに行政司法各部門支部図書館相互間図書貸借数（単位冊）

	一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
貸借図書数	一、四八八	一、六七七	一、六二五	一、七二五	一、七二二		一〇、一六三

八　行政司法各部門支部図書館巡回文庫利用状況（単位冊）

	一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
配置図書数	一、七九	二〇一六	一、八三七	二、一三三	二、二三六	二、四三一	一二、四一三
借覧図書数	二、八一〇	二、五九一	二、八一六	二、五七九	二、一四四	三、〇四八	一三、六一九

（注）借覧図書数は一人一冊であるから、借覧者数は借覧図書数に同じ。

九　行政司法各部門支部図書館増加図書統計（単位冊）

		一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
和漢書	購入	一、五九六	一、四一八	一、三三五	一、三一〇	二、二六一	二、六五一	一二、二五五
	寄贈	七六一	一、一〇一	一、〇三七	七一七	六一八	二六、三五三	三〇、七九七
	交換	九〇	一〇三	四〇	一六	五	〇	二三四
	その他	二	五六五	五	二	三	二三	六〇三
	小計	二、六四九	二、一七九	一、四一七	一、九八〇	二、二四六	二九、〇一九	四三、九八八

洋書	購入	三一六	一九九	三五三	三一三	三四九	二九四	一、八七八				
	寄贈	一一五	八〇	五四	六三	八二	六、九三〇	七、三一四				
	交換	二三五	〇	一	一三	〇	五〇	二九九				
	その他	〇	五	一〇	〇	一	〇	一七				
	小計	七一	二八四	四一八	三六八	四三三	七、二七四	九、五一八				
総計		三、三六〇	三、四八一	四、一四五	二、三六八	二、七七九	三五、三〇三	五二、四三六				

一〇　行政司法各部門支部図書館整理図書統計　（単位冊）

	一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
和漢書	四、二〇七	四、一四七	二、九二四	三、二四一	三、二九八	五〇、七八五	
洋書	七八一	六二〇	五九六	九五五	七三八	一二、一二〇	
計	四、九八八	五、五二〇	三、五二〇	四、一九六	四、〇三六	六二、〇七五	

一一　閲覧総合統計

A　閲覧者数　（単位人）

	一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
中央館 一般考査部	一四、一一七	一二、一七八	一一、一七一	一一、九五八	一二、七八〇	一〇、八二四	七四、三〇八
中央館 法律政治図書館	八〇四	五五〇	五七六	七二一	七五〇	四九三	三、九〇四
中央館 小計	一四、九二一	一三、一三八	一二、八四七	一二、六七九	一三、五三〇	一二、三一七	七七、四一三
支部図書館 上野	二九、四五六	三一、三九九	二〇、五九九	二三、三一〇	二九、六〇〇	三一、七三五	一四八、〇〇九
支部図書館 静嘉堂	一六三	一〇四	四九	六一	八三	一四七	七七
支部図書館 東洋	六四七	五三三	三五四	三四〇	三六九	二、七四四	
支部図書館 大倉山	七九九	七三三	八四四	九八九	一、二四九	六、九三三	
支部図書館 小計	三一、〇五五	二三、八四九	二一、九一六	二四、六七一	三二、二三一	一五八、四四三	
支部図書館 行政司法各部門	一〇、六三五	九、七一五	七、九〇八	八、三四六	八、二一〇	五四、六〇四	
合計	五六、六七七	四六、六九九	四一、六七一	四五、六九六	四四、一九八	二八〇、四五九	

B　閲覧図書数　（単位冊）

	一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
中央館 一般考査部	三三、九四八	二七、八九八	二六、四五七	二六、六五〇	二六、四五七	三一、三〇一	一五六、五六〇
中央館 法律政治図書館	一、七九七	一、二四〇	一、三八〇	一、二八五	二、一五五	一、七八五	九、五二七
中央館 小計	三五、七四五	二九、一三八	二八、九二〇	二七、九三五	二八、六一二	三三、〇八六	一六六、〇八七
上野	五八、七三〇	四一、八三一	三五、五一八	三五、〇三七	三八、一三三	五〇、〇五七	二四一、〇一五
静嘉堂	一、三〇〇	二、三九八	八八七	七四	三五四	三、四八九	一、四二四
東洋	七、四一一	五、六一八	四、四三一	四、五八六	四、五二九	四、五二五	三一、三三〇
大倉山	一、四八一	九九八	一、〇四〇	二、二七四	三、五四〇	三、六七四	一三、〇〇七
小計	六八、九三一	五〇、七三五	四一、八六六	四六、〇五六	六一、六一五	五〇、九五六	三〇一、三三一
行政司法各部門	二六、七〇六	二四、九七一	二〇、〇四六	二四、〇五四	二四、一二七	二四、一二七	一四七、七三一
合計	一三一、三七三	一〇四、八四四	八八、八七三	一二五、八〇三	一二五、八〇三	九七、七三一	六六八、三〇九

一二　職業別閲覧者総合統計（昭和二十七年二月二十一日現在）　（単位人）

	中央館 法政図書館	上野	静嘉堂	東洋文庫	大倉山	計
専門的技術的職業	一一	五一	一	一	一	六九
管理的職業	三	〇	〇	〇	〇	三
事務従事者	二一	一三三	〇	〇	〇	五五
販売従業者	〇	三八	〇	〇	〇	三八
農夫、伐木夫、猟師、漁夫及び類似従業者	〇	三	〇	〇	〇	三
運輸的職業	一	〇	〇	〇	〇	一
特殊技能工、生産工程従業者及び類似従業者	三	一六	〇	〇	〇	一九
単純労働者	〇	四	〇	〇	〇	四
サービス職業	一	〇	〇	〇	〇	一
採鉱採石的職業	〇	〇	〇	〇	〇	〇
分類不能の職業	〇	七一	〇	〇	〇	七一
無職	四七	一〇二	〇	一	〇	一五〇
学生	四三八	二七	九三二	〇	九	八七
計	五二五	二九	一二五	二	一二	八八

一三　分類別閲覧図書総合統計（昭和二十七年二月二十一日現在）　（単位冊）

A　和漢書

	中央館 法政図書館	上野	静嘉堂	東洋文庫	大倉山	計
総記	一八	一三七	〇	〇	七	一六二
精神科学	四〇	九九	二四	〇	一七	一八〇
歴史科学	七九	七六	八七	四〇	三〇	三一二
社会科学	二三八	三六八	〇	七三	六七九	
自然科学	一二四	二六一	〇	〇	二	三八七
工芸	三二	一五四	〇	〇	一	一八七
産業	五六	八九	〇	二	一四七	
美術	四二	四三	〇	〇	一七五	
語学	一一九	三八五	〇	二九	五三三	
文学	七九一	一、七七六	一一	四〇	一六三	二、八八一
計	一、一九〇	一、三八五	一一	四〇	一六三	二、八八一

B　洋書

	中央館 法政図書館	上野	静嘉堂	東洋文庫	大倉山	計
総記	九	一一	〇	〇	一	二一
哲学	〇	二	〇	〇	一	四

宗教	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	一
社会科学	二四	〇	五	〇	〇	〇	〇	〇	一	三〇	
語学	一	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四	
自然科学	七	〇	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	九	
有用技術	一	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四	
美術	〇	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	
文学	三	〇	一三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一六	
歴史	六	〇	〇	〇	〇	〇	八	一	〇	一五	
計	五二	〇	四〇	〇	〇	〇	八	一	〇	一〇五	

一四　中央館図書個人貸出統計

和漢書

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
貸出を受けた者の数	八五八	七六〇	六八五	六九〇	九五一	八八七	四八三人
貸出図書数	一、一四一	九六九	八九一	九六八	一、二三一	一、一四四	六三五六冊

（注）洋書の個人貸出は行つていない。

一五　寄贈洋書等団体貸出統計

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ロックフェラー図書 利用機関数	一七	九	一六	一二	五四		
利用図書冊数	五五	二八	五二	四〇	一七五		
工業技術図書 利用機関数				二	二		
利用図書冊数				二	二		
図書館学資料 利用機関数	六	四	六	一一	二七		
利用図書冊数	一六	三〇	二二	三一	九九		
合計 利用機関数	二三	一三	二二	二五	八三		
利用図書冊数	七一	五八	七四	七三	二七六		

（単位件）

一六　考査総合統計

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
中央 調査立法考査局	一〇二	一〇九	八七	一二三	一九六	一九六	八二三
国会分館	一一	一六	一四	七	一〇	一八	七六
一般考査部	四三	四三	三五	四四	五〇二	四一四	二、六九〇
法律政治図書館	四〇	三三	三三	三四	二二	三〇	一九六
小計	五七五	六五六	四九九	六六八	七二九	六六八	三、七八五
支部図書館 上野	八四八	六二一	七二一	七四四	九九七	五八四	四、五四二
静嘉堂	八	七	七	五	三	〇	三〇
東洋	四九	四七	五三	五七	四六	五一	三〇三
大倉山	三三	二四	二七	三〇	三六	二元	一六九
小計	九二八	六九六	八〇八	八六六	一〇八二	六四四	五、〇四四
行政司法各部門	二、四八八	二、八二八	二、一九一	二、三〇九	二、六一八	二、四四七	一四、八八一
合計	三、九九一	四、一八〇	三、四九八	三、八四三	四、四一九	三、七六九	三三、七一〇

一七　刊行物一覧表

刊行物名	規格	号巻	備考
国内出版物目録	B五	四号―一二号	
収書通報	〃	四〇号―五二号	
雑誌記事索引			
（一）人文科学篇	〃	四巻七号―一二号	
（二）自然科学篇	〃	二巻七号―一二号	
全日本出版物総目録	B五	昭和二五年度版	
国立国会図書館年報	〃	昭和二五年度	
国立国会図書館公報	A四	二巻一〇―一三号 四巻一号―三号	
国立国会図書館職員名簿	A六	昭和二六年度	
中国地方志綜録稿三安徽省	B五	一五号	
国際連合ドキュメント解題その三	A五	一六	
米国議会図書館考査局貸出部の概況	B五	七	
中国地方志綜録稿六湖南省	〃	一八	
正岡子規研究文献目録稿	〃	一九	
Harold Joseph Laski 著作論文目録	A五	二〇	
中国地方志綜録稿五湖南省	B五	二一	
行政司法支部図書館年報	〃	昭和二五年度	
静嘉堂文庫 漢籍目録追録	二三・三×一六・三cm		
静嘉堂文庫 つれづれ種（上・下）	〃		
東洋文庫 洋書分類目録著者名索引	B五	釈正徹書（複製）	
〃 欧文紀要	一五・八×二二・八cm	印度の部	
〃 拉葡日辞典	〃	二三号	
フーヴァ委員会報告書	A五	第三部	
ASLIB の起源及びその歴史（R・S・ハットン著国際業務部訳）	B五	一巻―九巻	

一八　総合目録カード作成及び繰込統計

（単位枚）

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
カード作成数 総数	五、一〇二	五、一七五	四、七一五	四、八〇三	四、一三三	四、〇六五	二九、一三三
基本カード	四、〇八五	三、八〇三	四、七六八	三、九四九	三、八五六	三、二五七	三三、七三〇
副出・参照カード	一、〇一七	一、三七二	九四一	八五四	一、三一七	八二六	六、三九三
カード排列繰込数 排列総数	三、三五七	五、一三三	五、一〇三	五、一七五	五、七一五	四、八〇三	二九、二八四
撤去数	二五九	三〇一	四一七	四四六	六四	五五五	一、八六二
実際繰込数	三、〇九八	四、九三一	四、六八五	四、七二九	五、六五一	四、二〇八	二七、三〇二

一九　印刷カード作成統計

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
年分（カード数	13,568	14,552	14,866	10,110	14,190	9,080	96,363枚
年分（図書数	7,131	1,018	1,556	1,238	937		67,356冊分

二〇　写真複製統計

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
マイクロフイルムネガ	96	232	180	1,696	1,294	2,634	9,132コマ
マイクロフイルムポシ	30	28	0	24	0	0	1,482枚
印画焼付	33	54	52	55	34	60	2,000枚
記録写真	30	150	62	20	9	0	270枚

二一　国際交換のため外国に送付した資料数

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
図書	2,300	54	219	0	331	264	7,678冊
雑誌	85	71	91	0	0	75	1,178種
印刷カード	0	7,700	0	0	1,509	3,861	13,070枚

二二　国際交換により受理した資料数

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
図書	120	556	66	1,217	410	368	3,117冊
雑誌	39	114	114	116	132	56	1,171種

二三　国際図書交換あつ旋統計

A　外国からの依頼により国内に配付した図書数

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	1,360	2,934	1,3331	1,4944	4,737	6,476包	

（冊数不明）

B　国内からの依頼により外国へ発送した図書数

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	5,805	7,704	4,911	2,111	7,402	3,422冊	

二四　図書収集整理統計

（単位冊）

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
受理	6,048	6,566	4,618	6,262	6,262	5,210	35,810
受入（図書増加）	4,633	4,925	3,603	4,804	4,804	4,078	28,852
登録	4,218	5,623	4,507	5,421	4,671	3,254	27,694
整理	1,203	3,284	3,179	3,251	3,251	1,763	17,731

（注）受入数には無登録のものも含み、登録数は前年度の分も行われるため、各月の受入、登録の数は一致しない。

なお、整理数には仮整理数をも含む。

二五　国・地方公共団体等納本統計

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
図書（冊）	和	1,321	1,094	1,360	1,059	1,018	1,004	6,912冊
	洋	0	0	120	0	0	0	120冊
雑誌（件）	和	127	134	115	115	124	118	1,133点
	洋	10	8	8	8	8	6	48点

二六　分類別整理図書統計

A　和漢書

（単位冊）

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
0	91	111	91	111	200	79	1,189
1	63	133	112	116	119	118	1,119
2	48	129	117	135	101	119	1,103
3	260	259	235	204	205	90	1,253
4	208	196	204	146	102	101	1,157
5	146	130	129	101	101	101	1,008
6	85	129	116	133	116	80	900
7	36	111	108	110	110	110	1,000
8	41	84	101	83	110	110	1,000
9	94	76	85	101	110	110	1,000
児	91	117	125	85	110	110	1,000
計	1,685	1,825	1,723	1,544	1,577	1,226	12,729

B　洋書

（単位冊）

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
0	44	61	56	102	94	79	336
1	18	14	33	33	33	33	164
2	13	33	16	11	22	19	114
3	27	27	38	11	22	22	147
4	33	33	33	11	22	22	154
5	33	40	33	11	22	22	161
6	33	40	33	11	22	22	161
7	33	40	33	11	22	22	161
8	33	40	33	11	22	22	161
9	33	40	33	11	22	22	161
text	17	0	0	0	0	0	17
計	305	328	311	211	281	265	1,781

二七　増加図書館資料統計

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
図書	購入	1,651	1,218	1,556	1,238	937	1,076	7,676
	納本（二四條）	0	0	0	0	0	0	0
	納本（二五條）	1,503	1,050	1,506	1,238	937	1,076	7,310
	寄贈	0	0	0	0	0	0	0
	移管	0	0	0	0	0	0	0
	国際交換	148	168	50	0	0	0	366
	編入	0	0	0	0	0	0	0
	計	1,651	1,218	1,556	1,238	937	1,076	7,676

	種	計	国際交換	編入	計
雑誌	種	一、一四六	一五六	〇	一五六
※新聞通信費	種	〇	〇	〇	〇
特殊資料	種	〇	〇	〇	〇
（注）※印の種類数は最も多い月の分を掲げた。					

二八　増加図書統計　（単位冊）

	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	計
購入	二、八〇七	一、九四八	二、一〇七	三、〇〇六	二、三〇五	三、〇六〇	一六、一三五
納本（二四条）	二九一	四五三	四〇九	二六六	三八〇	三八七	二、一八六
納本（二五条）	九二一	七六二	七二五	八八六	五九二	六二六	四、五〇六
寄贈	四四九	二〇六	三三三	一八	三三	二九	一、三八六
移管	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

二九　増加排架図書統計　（単位冊）

	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	計
一般考査閲覧室	一、四四一	二、八五二	二、一九九	二、九〇五	二、六二一	二、五〇一	一四、五五一
法律政治図書館	五一	一二八	一〇五	八六一	一五九	四八〇	一、七五三
国会分館	三三〇	三四一	四七五	二七六	四一〇	四一四	二、一七六
支部上野図書館	五五〇	四三一	六七九	二八六	三八三	四四四	二、八三五
計	二、七二五	三、七三五	三、四五六	四、三四八	三、三八三	三、八九九	二一、三二三

（注）増加排架図書は増加図書中整理済排架のもの及び無登録のまま排架したものである。

審査報告書

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案

右は原案通り異議なきものと決定した。よつて国立国会図書館法第十一條により報告する。

昭和二十七年二月二十日

図書館運営委員長　西田　天香

参議院議長佐藤尚武殿

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程

国立国会図書館組織規程の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第三條　調査及び立法考査局の職務は左の通りである。

一　要求に応じ、両議院の委員会に懸案中の法案又は内閣から国会に送付せられた案件を分析又は評価して、両議院の委員会に進言し、補佐するとともに、妥当な決定のための根拠を提供して援助すること。

二　要求に応じ、又は要求を予測して自発的に、立法資料又はその関連資料の収集、分類、分析、翻訳、索引、摘録、編集、報告及びその他の準備をし、両議院、委員会及び議員に資料を提供すること。

三　立法の準備に際し、両議院、委員会及び議員を補佐して、議案起草の率仕を行うこと。

四　両議院、委員会及び議員の必要が妨げられない範囲において、行政及び司法の各部門又は一般公衆に収集資料を提供して利用させること。

五　法律及び政治に関する図書館資料につき、紹介、説明等の考査及び排列、保管、館内閲覧、貸出等に関する事務を行い並びに図書解題、考査目録等を作成すること。

六　法律の索引の作成（法八條）及び命令、條例等の索引作成に関する事務を行うこと。

第四條第一号中「図書館資料」の下に「（法律及び政治に関するものを除く。以下各号同じ。）」を加え、又同條第三号中「図書解題」の上に「図書館資料につき」を加える。

第二十條の二を第二十條の三とし、第二十條の次に次の一條を加える。

第二十條の二　調査及び立法考査局に課のほか部を置く。

2　第十九條第一項から第三項まで及び前條の規定は、前項の規定により部を置く場合に準用する。

附　則

この規程は、昭和二十七年四月一日から施行する。

理　由

調査及び立法考査局の組織の改善及び職務拡充のため、国立国会図書館組織規程の一部を改正する必要がある。これがこの規程案を提出する理由である。

審査報告書

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案

右は原案通り異議なきものと決定した。よつて国立国会図書館法第十一條により報告する。

昭和二十七年三月十三日

図書館運営委員長　西田　天香

参議院議長佐藤尚武殿

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程

国立国会図書館職員定員規程の一部を次のように改正する。

第一号、第四号及び第五号を次のように改める。

一	司書	専任　六十人
四	参事	専任　四十人
五	主事	専任　百八十三人

附　則

1　この規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　改正後の主事の定数をこえる員数の主事は、昭和二十七年六月三十日までの間は、その定数の外に置くことができる。

理　由

行政整理による定員の減少のため、及び国立国会図書館の使命にかんがみて、中堅職員の比重を重くし、学識経験の豊富な職員の充実をはかるため、国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する必要がある。これがこの規程案を提出する理由である。

審査報告書

国立国会図書館支部上野図書館組織規程の一部を改正する規程案

右は原案通り異議なきものと決定した。よつて国立国会図書館法第十一條により報告する。

昭和二十七年三月十三日

図書館運営委員長　西田　天香

参議院議長佐藤尚武殿

国立国会図書館支部上野図書館組織規程の一部を改正する規程

国立国会図書館支部上野図書館組織規程の一部を次のように改正する。

第三條各号を次のように改める。

一	司書	専任　十二人
二	参事	専任　三人

三　主事　専任　三十五人

附　則

この規程は、昭和二十七年四月一日から施行する。

理　由

行政整理による定員の減少のため、及び国立国会図書館の使命にかんがみて、中堅職員の比重を重くし、学識経験の豊富な職員の充実をはかるため、国立国会図書館支部上野図書館組織規程の一部を改正する必要がある。これが、この規程案を提出する理由である。

昭和二十七年度国会所管国立国会図書館予定経費要求書

昭和二十七年度国会所管国立国会図書館の予定経費要求額は　二九一、三三一、〇〇〇円
であつてこれを前年度予算額　三一四、三四四、〇〇〇円
に比較すると　七六、八一三、〇〇〇円
を増加する。

次にその内容を事項毎に説明する。

（組織）国立国会図書館

（項）国立国会図書館

事項	昭和二十七年度要求 要求額	要求定員	前年度予算 予算額	予算定員
	円	人	円	人
国立国会図書館の管理運営に必要な経費	一七一、〇五六、〇〇〇	外二ヶ月 九人 四四九	一四七、二〇八、八〇〇	外二ヶ月 一三 四五八

（説明）

（一）国立国会図書館法の規定により、国立国会図書館は図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門並びに日本国民に対し図書館奉仕を提供する必要がある。

（二）国立国会図書館における調査及び立法考査業務（要求に応じ両議院の委員会に懸案中の法案又は内閣から国会に送付された案件を分析又は評価して両議院の委員会に進言し、補佐するとともに妥当な決定のための根拠を提供して援助する等）、行政及び司法の各部門に対する図書館奉仕（行政、司法各部門綜合カード目録の作成、巡回文庫の設置等）、一般公衆に対する図書の閲覧公開、図書の受入及び整理、目録索引及び印刷カードの作成国際図書交換その他の業務、国会分館における図書の蒐集、その他の業務、東洋文庫、静嘉堂文庫及び大倉山文化科学図書館における図書閲覧、その他の業務等に要する人件費、事務費及び図書購入費等である。

（三）行政及び司法の各部門にある支部図書館（二十四ヶ所）の予算は、当該部門の予算の中に計上されている。

事項	昭和二十七年度要求 要求額	要求定員	前年度予算 予算額	予算定員
	円	人	円	人
国立国会図書館支部上野図書館の管理運営に必要な経費	七、九五六、〇〇〇	外二ヶ月 二七	三、二四四、三〇〇	外二ヶ月 二〇

昭和二十七年度国会所管国立国会図書館予算予定経費要求書審査報告書

昭和二十七年度国会所管国立国会図書館予算予定経費要求書を審査し別紙勧告書を附して国立国会図書館法第二十八條の規定により送付する。

昭和二十七年一月二十三日

図書館運営委員長　西田　天香

参議院議長佐藤尚武殿

勧告書

日本が文化国家として独立する最初の予算の意義を有する昭和二十七年度予算における国立国会図書館新築第一着手予定経費を見るに、理論上、実際上不充分と認め、本委員会のふかく不満足の意を表明せざるを得ないところである。最近の機会において大幅に増額する措置が講ぜられるよう勧告する。

（説明）

国立国会図書館法の規定により国立国会図書館支部上野図書館の管理運営に要する人件費物件費及び図書購入費等である。

（項）国立国会図書館施設費

事項	昭和二十七年度要求 要求額	要求定員	前年度予算 予算額	予算定員
	円	人	円	人
国立国会図書館営繕工事に必要な経費	八三五、〇〇〇	—	三四七、五〇〇	—

（説明）

（イ）国立国会図書館庁舎敷地買収費

（ロ）国立国会図書館三宅坂分室の書庫の新営

（ハ）国立国会図書館支部上野図書館の書庫の新営に必要な経費である。

事項	昭和二十七年度要求 要求額	要求定員	前年度予算 予算額	予算定員
	円	人	円	人
国立国会図書館計	二九一、三三一、〇〇〇	外二ヶ月 三 五六	三一四、三四四、〇〇〇	外二ヶ月 一三 五七

上記金額の科目別内訳を示すと下記のとおりである。

項目	昭和二十七年度要求額	前年度予算額	比較増△減額
（項）国立国会図書館	三九、〇一三、〇〇〇円	一七九、七一九、〇〇〇円	二九、二九三、〇〇〇円
二職員給与	一〇七、五五六、〇〇〇	九三、〇四〇、五〇〇	一四、四七五、五〇〇
四超過勤務手当	八、五五六、〇〇〇	七、六五一、五〇〇	一、〇〇四、五〇〇
五非常勤職員手当	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	〇
五休職者給	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	〇
五公務災害補償費	一四八、〇〇〇	一二三、四一〇	二四、五九〇
五退官退職手当	一、五一三、〇〇〇	四、一八三、五九〇	△二、六七〇、五九〇
六諸謝金	五五五、〇〇〇	五五二、〇〇〇	三、〇〇〇
八職員旅費	一、七一七、〇〇〇	二、三三三、六〇〇	△四九六、六〇〇
九庁費	三、五八九、〇〇〇	三、六九九、一〇〇	△一〇九、一〇〇
九書架等購入費	三、三一七、〇〇〇	二、七一〇、一〇〇	六〇六、九〇〇

九図書購入費	三、九六六、〇〇〇	一八、七一、二〇〇
九カード作成費	四、四三四、〇〇〇	五、六五、一〇〇　▲
九法令等印刷費	一、八〇五、〇〇〇	一、八〇五、〇〇〇
九国際図書交換通信運搬費	五、六八〇、〇〇〇	四、五〇五、〇〇〇
九各所修繕	六、九一六、〇〇〇	一、三五六、二〇〇
九会議費	六三九、〇〇〇	四三五、六〇〇
一四立法資料調査委託費	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇
一四文献摘録調査委託費	三〇八、〇〇〇	三〇八、〇〇〇
一六国家公務員共済組合負担金	三、九九四、〇〇〇	四、〇七四、八〇〇　▲
一七交際費	四〇〇、〇〇〇	三一五、〇〇〇
一八賠償償還及払戻金	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇　▲
一九保証金	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
（項）国立国会図書館施設費	八三、三五〇、〇〇〇	三四、七三五、〇〇〇
一五国立国会図書館庁舎敷地買収費	三〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
一五国立国会図書館三宅坂分室書庫新営費	二四、六五〇、〇〇〇	一六、四四五、〇〇〇
一五国立国会図書館支部上野図書館書庫新営費	三七、六〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇
一五国立国会図書館各所修繕費	〇	五、二九〇、〇〇〇　▲
国立国会図書館計	二九、二三七、〇〇〇	三四、四三四、〇〇〇

昭和二十七年度国立国会図書館予算事項別内訳書

事項別予算額	事項の内容摘要
国立国会図書館の管理運営に必要な経費　一七、〇五六、〇〇〇円	
維持管理　七九、九二一、九〇〇円	人員四四九名に対する俸給及び庁費、光熱水料、庭園手入費、自動車の経費等である。
職員訓育研修　二四一、〇〇〇	講師の謝金及び教材費
行事催物　三五、〇〇〇	展示会の経費
調査及立法考査局の経費　六、三四二、一〇〇	調査資料印刷費、図書購入費一、八〇〇、〇〇〇円調査委託費等
国会に対する考査に要する経費　九、一三二、一〇〇	
国会分館の経費　二、七二〇、〇〇〇	憲政資料二、三〇〇、〇〇〇円及びその整理に必要な経費等
国立国会図書館（上野を除く）の維持管理に要する経費　八〇、四五七、九〇〇	
維持管理　七九、九二一、九〇〇円	人員四四九名に対する俸給及び庁費、光熱水料、庭園手入費、自動車の経費等である。
職員訓育研修　二四一、〇〇〇	講師の謝金及び教材費
行事催物　三五、〇〇〇	展示会の経費
調査及立法考査局の経費　六、三四二、一〇〇	調査資料印刷費、図書購入費一、八〇〇、〇〇〇円調査委託費等
国会分館の経費　二、七二〇、〇〇〇	憲政資料二、三〇〇、〇〇〇円及びその整理に必要な経費等

綜合一覧表作成及びぶろす刊行	四二、〇〇〇
支部図書館職員研修	一〇、〇〇〇
	六五、〇〇〇
行政司法各部門支部図書館の統轄指導等に要する経費	四、八三二、八〇〇
巡回文庫	八一九、五〇〇
地方議会の連絡	四七二、〇〇〇
東洋文庫の維持	一七三〇、二〇〇
静嘉堂の維持	五六四、五〇〇
大倉山の維持	七七〇、六〇〇
一般考査部の経費	三、三五一、六〇〇
祖師ヶ谷分室の維持	一七九、〇〇〇
図書受入整理関係	一五、六一〇、四〇〇
目録索引の作成	五五、四八六、〇〇〇
綜合目録カード作成	一、五八九、〇〇〇
写真複製	九三九、〇〇〇
印刷カード作成	四、一五七、〇〇〇
一般国民に対する考査奉仕に要する経費	三、二三三、〇〇〇
国際業務部の経費	七四七、七〇〇
国際図書交換に要する経費	七四七、七〇〇
職員に対する諸手当等に要する経費	三七、八九三、五〇〇
国立国会図書館支部上野図書館の管理運営に必要な経費	三七、九五六、〇〇〇
国立国会図書館支部上野図書館の維持管理に必要な経費	三六、八二六、〇〇〇

維持管理	三三、四五五、〇〇〇
製本業務の拡充	一、三三八、九〇〇
未整理図書分類整理	一、一四六、五〇〇
冊子目録編さん刊行	一四七、〇〇〇
日曜開館	三三、六〇〇
蔵書保管整備	一一〇、〇〇〇
主題別特殊目録編さん	七五、〇〇〇
創立八十周年記念	三〇〇、〇〇〇

旅費教材費
図書講入費　六五〇、〇〇〇円
その他
旅費　四七二、〇〇〇
光熱水料、印刷費等　一七三〇、二〇〇
光熱水料、印刷費等　五六四、五〇〇
図書購入費　一〇〇、〇〇〇円
光熱水料等　七七〇、六〇〇
一般考査奉仕の経費及び日曜開館の経費等　三、三五一、六〇〇
光熱及び水料等　一七九、〇〇〇
図書購入費　一三、六〇〇、〇〇〇円
その他
各種目録の印刷製本費　五五、四八六、〇〇〇
カード代及カード整理の賃金等　一、五八九、〇〇〇
複製用消耗品等　九三九、〇〇〇
カード代及び印刷等　四、一五七、〇〇〇
外国へ発送の図書の運賃及び文献抄録等の経費　七四七、七〇〇
扶養手当
勤務地手当
年末手当
超過勤務手当
共済組合負担金等　三七、八九三、五〇〇

人員一二名に対する俸給及び庁費、光熱水料、図書購入費三、七六〇、〇〇〇円等　一三三、四五五、〇〇〇
消耗品、賃金等　一、三三八、九〇〇
カード、カード箱、賃金等　一、一四六、五〇〇
印刷費　一四七、〇〇〇
賃金　〃　三三、六〇〇
〃　一一〇、〇〇〇
印刷費　七五、〇〇〇
会議費、年史印刷費　三〇〇、〇〇〇

上野の職員に対する諸手当に要する経費　二、二三〇、〇〇〇

二、三三〇、〇〇〇
- 扶養手当
- 勤務地手当
- 年末手当
- 超過勤務手当
- 共済組合負担金等

国立国会図書館の営繕工事に必要な経費　八、三三〇、〇〇〇
- 土地買収費
- 三宅坂分室書庫
- 上野の書庫

会計　二九、二五二、〇〇〇
- 土地二、五〇〇坪買収費
- 書庫一〇〇坪新設費等
- 書庫三〇〇坪新設費等

運輸委員会請願審査報告書第九号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二八六号　水難救済に関する法制措置確立の請願

第二八七〇号　常磐線電車を有楽町駅まで延長運行の請願

第三〇四九号　水郡線鉄道改善に関する請願

第三〇五四号　串木野駅に急行列車停車の請願

第三〇五五号　串木野駅改築に関する請願

第三〇六六号　串木野駅プラット・ホーム延長工事等施行に関する請願

第三一〇一号　戦没者遺族の靖国神社参拝鉄道運賃優待等に関する請願

第三一五七号　北見線旅客列車増設に関する請願

第三一九四号　山田線災害復旧工事促進に関する請願

第三二八九号　三陸沿岸縦貫鉄道完成促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月二十八日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会請願特別報告第十一号

水難救済に関する法制措置確立の請願

第二八六五号　東京都港区芝田村町飛行館内日本水難救済会長　徳川家正提出

右一件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十七年七月二十八日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

水難救済に関する法制措置確立の請願

請願者　東京都港区芝田村町飛行館内日本水難救済会長　徳川家正（第二八六五号）

右の請願は、水難救護等に当り災害をこうむつた救難職員に対して何等消防団員のような公務災害補償の方途がなく、また救助に要した燃料の経費、若しくは専用の救助船を持たないため個人所有の漁船等を借用して救助に出動し不幸にしてこれを破損せしめた際、これに対する損害補償の責任の帰属が明瞭でなく、これをひとり水難救済会で補償することは余りにも苛酷であり不合理であるから、水難救済に関する立法措置を講ぜられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月二十八日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

水郡線鉄道改善に関する請願

第三〇四九号　福島県東白川郡鮫川村長　吉田義美外十名提出

串木野駅に急行列車停車の請願

第三〇五四号　鹿児島県串木野市長　橋口行彦外一名提出

串木野駅改築に関する請願

第三〇五五号　鹿児島県串木野町長　橋口行彦外一名提出

串木野駅プラット・ホーム延長工事等施行に関する請願

第三〇五六号　鹿児島県串木野市長　橋口行彦外一名提出

戦没者遺族の靖国神社参拝鉄道運賃優待等に関する請願

第三一〇一号　愛知県半田市字北大股一二　阪田とん子外三名提出

北見線旅客列車増設に関する請願

第三一五七号　北海道宗谷郡猿払村長　佐藤貞雄外九名提出

山田線災害復旧工事促進に関する請願

第三一九四号　岩手県議会議長　村上順平提出

三陸沿岸縦貫鉄道完成促進に関する請願

第三二八九号　岩手県議会議長　村上順平外八名提出

右九件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月二十八日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

常磐線電車を有楽町駅まで延長運行の請願

請願者　東京都葛飾区議会議長　坂田直吉（第二八七〇号）

右の請願は、常磐線電車を上野駅を経由して有楽町駅まで乗り入れることは、上野、日暮里両駅間のふくそうしている乗客輸送を緩和するとともに首都および近県相互の経済的節約を図り、産業経済の発展に寄与するところ極めて大きいから、これが実現を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水郡線鉄道改善に関する請願

請願者　福島県東白川郡鮫川村長　吉田義美外十名（第三〇四九号）

右の請願は、水郡鉄道開通以来沿線民の利便と恩恵は誠に大きなものがあるが、現実は他線に比してあまりにも悲惨な実情であるから、（一）全線一貫したスピードアップを行うこと、（二）客車の改善と客貨分離を実行すること、（三）一般旅客と通学生の利便を考慮して客車の増発を図る等、すみやかに水郡線鉄道の改善を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

串木野駅に急行列車停車の請願

請願者　鹿児島県串木野市長　橋口行彦外一名（第三〇五四号）

右の請願は、串木野駅は、まぐろ、かじきの遠洋漁業根拠地として知られる串木野港と、金銀鉱山として国内随一といわれる神岡鉱業串木野鉱業所、日本鉱業荒川鉱業所の所在地串木野市の玄関口として、乗降客および貨物の取扱量は、県内三指に数え

られている実情であるから、同駅を急行列車停車駅とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

串木野駅改築に関する請願

請願者　鹿児島県串木野町長　橋口行彦外一名（第三〇五五号）

右の請願は、串木野市は、東支那海に臨むまぐろ、かじき漁業の遠洋根拠地として県下唯一の港を有し、また金銀鉱山として知られる神岡鉱業串木野鉱業所、日本鉱業荒川鉱業所の所在地として目覚しい発展を遂げつつあるが、当市の心蔵ともいうべき串木野駅は、建築以来四十年におよぶ老朽建物であるため、産業の振興をいちじるしくはばんでいるから、串木野駅の施設改築を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

串木野駅プラット・ホーム延長工事等施行に関する請願

請願者　鹿児島県串木野市長　橋口行彦外一名（第三〇五六号）

右の請願は、鹿児島県串木野市は、戦災によつて市街地の九割を焼土と化したにもかかわらず、水産業の地下資源の開発によつて急速な復興を示している産業都市であるが、産業振興の基盤である串木野駅施設現状は、日に月に乗降客、貨物取扱件数が上昇しているにもかかわらず、プラット・ホームは延長百三十メートルに過ぎず、ホーム上屋にいたつては僅か八メートル建設されているばかりで、特に雨天の際の混雑ははなはだしく危険防止はもとより列車運行にも支障をきたしているから、すみやかにプラット・ホームの延長と上家の増築を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦没者遺族の靖国神社参拝鉄道運賃優待等に関する請願

請願者　愛知県半田市字北大股一二　阪田とん子外三名（第三一〇一号）

右の請願は、戦没者の遺族を優遇する見地より、これら遺家族の靖国神社参拝の際は、東京往復運賃を超過しない区域内の優待処遇の措置を講ぜられたい。なお昭和二十一年九月以降内外地野戦病院入院中戦病死した者の遺族も戦没者遺族援護法の対象とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北見線旅客列車増設に関する請願

請願者　北海道宗谷郡猿払村長　佐藤貞雄外九名（第三一五七号）

右の請願は、鉄道北見線は中頓別町、浜頓別町、猿払村の役場所在地を結び枝幸町歌登村に至る支線と連絡する利用度の極めて高い重要線であるが、戦後旅客列車の運行を一往復削減され二往復半のまま現在に至つているため、稚内市ならびに隣村との往復同一町村内の連絡が極めて不便で、所用の場合一日を空費しなければならないから、本線旅客列車を一回線増加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山田線災害復旧工事促進に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第三一九四号）

右の請願は、地方民待望の山田線の災害復旧工事は、事業予算が少いため、復旧工事が進まず、同線と絶が長期にわたるため、沿線地方の経済生活はもとより産業、文化等は極度の疲弊に陥つているから、同工事の進ちよくを図るため特段の考慮を払われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三陸沿岸縦貫鉄道完成促進に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平外八名（第三一八九号）

右の請願は、三陸沿岸地帯は、林、鉱、水、農等無限の資源を涵存し、観光地帯としても天然の風光に富み、以前から開発すべき地帯といわれているから、同地帯開発の骨幹となる三陸沿岸鉄道のすみやかな完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情審査報告書第七号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一二五五号　海運造船助成に関する陳情

第一二七七号　鳥取市に鳥取測候所移転の陳情

第一二九九号　吉野川口に航路標識設置の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月二十八日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会陳情特別報告第七号

海運造船助成に関する陳情

第一二五五号　大阪市北区堂島西町一大阪商工会議所会頭　杉道助

杉道助提出

鳥取市に鳥取測候所移転の陳情

第一二七七号　鳥取県知事　西尾愛治提出

吉野川口に航路標識設置の陳情

第一二九九号　徳島市議会議長　上原浩太郎外七名提出

右三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月二十八日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

海運造船助成に関する陳情

陳情者　大阪市北区堂島西町一大阪商工会議所会頭　杉道助（第一二五五号）

右の陳情は、海運の増強は、貿易の拡大ひいては自立経済確立の前提をなす重大要件であるから、（一）海運造船助成策の採用、（二）船価引下げ対策の実施等、現在の国際競争力に

乏しい日本海運の育成に必要な助成策を早急に樹立実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取市に鳥取測候所移転の陳情

陳情者　鳥取県知事　西尾愛治

（第一一七七号）

右の陳情は、現在の鳥取測候所は、昭和十八年主として軍用気象の見地から現在の地点に設置されたのであるが、全県下の気象事情を指導監督するためには市内に位置することが便利であり、加えてさきの鳥取市大火により、市内にあつた予報分室が類焼したため、気象関係の連絡はすべて本所に連絡しなければならず、極めて不便な実情であるから、観測機関を現地に残して、現測候所を市内に移転せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

吉野川口に航路標識設置の陳情

陳情者　徳島市議会議長　上原浩太郎外七名（第一二九九号）

右の陳情は、四国第一の河川吉野川口は上流より押流す土砂の堆積のためすとなり川口の左右に広大な障害物を構成しているため、徳島、小松島、鳴門の各港に出入する船舶はいうまでもなく、瀬戸内諸港向け航海船舶はしばしば海難を引き起している現状であるから、吉野川口に光達三カイリのけいとう浮標を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

農林委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二八六四号　くりたまばち防除対策に関する請願

第二八七五号　産米の銘柄制度復活等に関する請願

第二八七六号　農業協同組合等の経営改善費融資に関する請願

第二九〇四号　国有林野払下げに関する請願

第二九〇五号　宮城県越河村官公造林地の虫害立木払下げに関する請願

第二九八〇号　防災ため池施設事業促進に関する請願

第二九九七号　凍霜被害農家の営農資金あつ旋に関する請願

第三一六〇号　積雪寒冷単作地帯振興対策事業促進に関する請願

第三一六九号　湿田単作地域の農業改良促進に関する保護法制定の請願

第三一九〇号　積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に基く国庫補助増額の請願

第三一九一号　耕土培養対策事業費増額に関する請願

第三一九二号　水稲保温折衷苗代設置費国庫補助継続に関する請願

第三一九三号　国営家畜取引所設置に関する請願

第三二〇号　再建整備農業協同組合の欠損金繰越控除に関する請願

第三二六三号　岡山県い草種苗場等の国営移管に関する請願

第三二九二号　積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に基く国庫補助増額等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月二十九日

農林委員長　羽生　三七

参議院議長佐藤尚武殿

農林委員会請願特別報告第三号

くりたまばち防除対策に関する請願

第二八六四号　広島県山県郡戸河内町一、七一二　栗原吉郎外二十二名提出

産米の銘柄制度復活等に関する請願

第二八七五号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

農業協同組合等の経営改善費融資に関する請願

第二八七六号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

国有林野払下げに関する請願

第二九〇四号　福島県東白川郡高野村大字漆草字仲折戸五九　根本助太郎外三十二名提出

宮城県越河村官公造林地の虫害立木払下げに関する請願

第二九〇五号　宮城県刈田郡越河村長　安藤源一郎提出

防災ため池施設事業促進に関する請願

第二九八〇号　岩手県岩手郡御所村長　高橋貞継外二名提出

凍霜被害農家の営農資金あつ旋に関する請願

第二九九七号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出

積雪寒冷単作地帯振興対策事業促進に関する請願

第三一六〇号　長野市妻科町長野県積雪寒冷単作地帯振興対策協議会内　片桐知従提出

湿田単作地域の農業改良促進に関する保護法制定の請願

第三一六九号　茨城県議会議長　宇田川源次郎提出

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に基く国庫補助増額の請願

第三一九〇号　岩手県議会議長　村上順平提出

耕土培養対策事業費増額に関する請願

第三一九一号　岩手県議会議長　村上順平提出

水稲保温折衷苗代設置費国庫補助継続に関する請願

第三一九二号　岩手県議会議長　村上順平提出

国営家畜取引所設置に関する請願

第三一九三号　岩手県議会議長　村上順平提出

再建整備農業協同組合の欠損金繰越控除に関する請願

第三二〇号　福島県東白川郡高野村大字漆草字仲折戸五九　根本助太郎外三十二名提出

第三二五〇号　長野県南佐久郡臼田町六五五臼田町農業協同組合長理事　堤真平提出

岡山県い草種苗場等の国営移管に関する請願

第三二六三号　岡山県知事　三木行治提出

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に基く国庫補助増額等に関する請願

第三二九二号　福島県庁内農業委員会福島県協議会内　半谷六郎提出

右十六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月二十九日

農林委員長　羽生　三七

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

くりたまばち防除対策に関する請願

請願者　広島県山県郡戸河内町一、七一二　栗原吉郎外二十二名（第二八六四号）

右の請願は、最近国を挙げての国土緑化森林復興の国民運動が着々効果をあげつつある反面、森林害虫の防除対策については比較的に無関心であることはまことに遺憾にたえない、とくに最近栗樹の害虫くりたまばちは猛烈な勢で山陽、山陰、近畿地方にまん延し全国的にまん延する

懸念が極めて濃厚であるから、いくたばち防除対策をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

産米の銘柄制度復活等に関する請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第二八七五号）

右の請願は、産米の銘柄制度は、良質米栽培技術の向上および増産に寄与していたが、食糧事情の悪化によつて昭和二十一年米より中止され、加うるに二十三年以来の買入検査規格の引き上げ実施は、供出農家に不満を与えているから、米穀改善農家への報償と食糧生産向上の見地より、すみやかに同制度を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業協同組合等の経営改善費融資に関する請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第二八七六号）

右の請願は、農業協同組合は、戦後急速に発展したが、内部に包蔵する欠陥のため、経済状勢の急激な変転に抗しきれず、むしろ経済界の安定と逆行して業績は日増に悪化し、ほとんど例外なく経営不振を余儀なくされているから、この深刻な現状を救済するため、緊急特別措置として政府資金の操作により、長期低利の融資を即時実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国有林野払下げに関する請願

請願者　福島県東白川郡高野村大字漆草字仲折戸五九　根本助太郎外三十二名（第二九〇四号）

右の請願は、福島県東白川郡高野村所在の国有林野一林班より三林班の内三一六、八四ヘクタールは、明治九年の地租改正までは本村大字蒲梨字高松平同字俵内および同村大字漆草の各部落民の所有であつたが、この山林を失つてから部落民は木炭原木の供給を絶たれ、次第に生活に困窮の度を加えてきているから、本国有林野を部落民に払い下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県越河村官公造林地の虫害立木払下げに関する請願

請願者　宮城県刈田郡越河村長　安藤源一郎（第二九〇五号）

右の請願は、宮城県刈田郡越河村大字平字物見石地区官公造林地四十町歩の中約十一町歩に松くい虫が発生したのでこれが防除策として、浸蝕地帯立木の皆伐方を昨年九月十五日附白石営林署長宛請願したが、この松くい虫は昨年の厳寒にも死滅せず本年もまた蚕食をはじめ逐次まん延の徴候にあつて、緊急の防除策を講ずる必要があるから、右被害地区の立木を該村に払い下げられ皆伐を許可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

防災ため池施設事業促進に関する請願

請願者　岩手県岩手郡御所村長　高橋貞樵外二名（第二九八〇号）

右の請願は、近時相ついで発生する災害を未然に防止するため当村に防災ため池を築造中であるが、毎年度事業費配当額は極めて僅少であるため事業期間をいたずらに遷延し、ひいては農業改良拡張十箇年計画に寄与できないことはもち論、防災ため池事業の目的を達し得ないこととなりまことに遺憾であるから、災害の脅威から解放され農民生活安定のため予算を増額して本事業が五箇年以内に完成するよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

凍霜被害農家の営農資金あつ旋に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔（第二九九七号）

右の請願は、去る五月九日の凍霜害は、被害総額十三億六千三百四十七万余円の巨額に達し、年間収入の大部分を占める春蚕繭および果樹等の収入ははなはだしい減収の状態となり、農家経済を不安に陥れている。これに対する政府の緊急対策は講ぜられているが、被害農家に対する当面の要務は、一に極度の窮乏に悩む営農および生活資金の供給にあるから、(一)共済保険金支払の迅速化、(二)共済保険金を見返りとする低利資金の供給(三)桑園肥料手形による融資わくの拡大等の措置を、すみやかに農林系統金融機関に対しあつ旋せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷単作地帯振興対策事業促進に関する請願

請願者　長野市妻科町長野県積雪寒冷単作地帯振興対策協議会内　片桐知従（第三一六〇号）

右の請願は、食糧政策は、経済自立の不可欠の要件であるから、経済的、文化的に立ち遅れている単作地帯における農業生産基礎條件を急速に整備するため、昭和二十七年度補正予算ならびに昭和二十八年度通常予算の編成または審議にあたり、積雪寒冷単作地帯農業振興計画の実施を一層強力に促進するため、(一)事業費予算を全面的に増額すること、(二)事業費補助率の引上げを行うこと、(三)土地改良事業の採択基準を引下げること、(四)農林漁業資金融資のわくを拡大すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

湿田単作地域の農業改良促進に関する保護法制定の請願

請願者　茨城県議会議長　宇田川源次郎（第三一六九号）

右の請願は、茨城県は全国屈指の農業県であるが、大小河川の下流地帯に位するため湿田あるいは沼沢が多く食糧増産を阻害している。地元農民はこの悪環境と闘い鋭意土地改良に専念しているがその負担の苛重にたえず、一方国家財政の都合上土地改良助成額は要求額の僅か一部を充すに過ぎないから、これら湿田単作地域の農業改良促進法を制定し多額の予算を計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に基く国庫補助増額の請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第三一九〇号）

右の請願は、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法第五條第三項の規定に基いて計上された昭和二十六年度および二十七年度の予算額は極めて僅少であり、かつ耕地関係の分にのみ限定されているため農民は同法の恩典を受けられないばかりか五箇年間に積雪寒冷単作地帯の農村を振興させることは絶対不可能であるから、国庫補助金の増額交付を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

耕土培養対策事業費増額に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第三一九一号）

右の請願は、岩手県に分布する不良耕土の内、秋落水田は、八千八百町歩、畑地の強酸性土壌は六千七百町歩に達している。しかるに農林省の耕土培養対策事業中本県割当分は、水田改良百五十町歩、酸性土壌改良二百八十町歩であるが、本県の秋落水田改良によつて一万七千六百石酸性土壌改良によつて小麦三万三千五百石の増産が可能となるから、食糧確保の見地から、同事業費を大幅に増額交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水稲保温折衷苗代設置費国庫補助継続に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第三一九二号）

右の請願は、水稲保温折衷苗代は、健苗育成上極めて有効であるばかりでなく、農業経営に根本的革新をもたらすものであり、これが設置補助事業は、積雪寒冷単作地帯の振興上真に適切な措置である。しかるに普及奨励中の現段階において同補助の停止が伝えられているが、これは重大問題であるから、同補助金を昭和二十八年度以降も引き続き交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国営家畜取引所設置に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第三一九三号）

右の請願は、農業に融合した畜産を振興するためには、家畜取引の適正および円滑化を図るとともに、販売機構の合理化等について適切な措置を講ずる必要があるが、政府が計画している国営家畜取引所建設はこの点より極めて有効な措置であるから、東北地方唯一の畜産県である岩手県に東北ブロック国営家畜取引所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は本請願を参考として、家畜取引の改善について適当な対策を確立せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

再建整備農業協同組合の欠損金繰越控除に関する請願

請願者　長野県南佐久郡臼田町六五五臼田町農業協同組合長理事　堤真平（第三一五〇号）

右の請願は、農林漁業組合再建整備法第二十條によつて再建整備組合は二十五年の欠損金で二十六年まで繰越されるもの、および二十六年以後の欠損金は法人税法上欠損金として五年間認められることとなつて非常な恩恵に浴しているが、再建整備法施行より一年早く自主的に再建に着手した組合は二十五年度から二十六年度においては特別に欠損金が出ないためこの恩恵に浴することを得ないのみならず、二十五年度の増資および固定資産は奨励金および補給金の対象にならず二重の恩恵もれとなつているから、昭和二十三年、二十四年にさかのぼつて欠損金の繰越控除を認められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県い草種苗場等の国営移管に関する請願

請願者　岡山県知事　三木行治（第三一六三号）

右の請願は、岡山県のい草い製品は戦後逸早く往年の声価をばん回すべく急速に増産され、その量、質ともに全国の首位を占め、戦後の住宅復旧用資材としてまた輸出品として外貨獲得に絶大なる貢献をなしているが、さらにこれらの産業に一大新機軸を画すべき国立の総合試験研究指導機関を設置し、これら産業の飛躍的改善を図ることは刻下の重要な施策と思う。ついては本県既存設備であるい草種苗場およびい製品試験所は一地方庁のみでは生産より加工に至る一貫した施設の完備は財政上期待し得られないばかりでなく、総合試験研究の高度化の見地からもこれを早急に国営に移管され、国立い業指導所として本業の充実発展に努められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に基く国庫補助増額等に関する請願

請願者　福島県庁内農業委員会福島県協議会内　半谷六郎（第三一九二号）

右の請願は、施行以来二箇年を経過

した積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法は、その成果よりみて地方農民の期待に反することはなはだしいものがあるから、本年度補正予算ならびに昭和二十八年度予算において、(一)同法に基く国庫補助金を大幅に増額すること、(二)農産種苗の国家管理制度を制定すること、(三)有畜農家創設維持に関する対策を樹立すること、(四)国有林を解放すること等の諸施策実現について充分の考慮を払われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

農林委員会陳情審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一二六〇号　自作農維持資金制度実施に関する陳情

第一二六五号　長良川堤防工事究明に関する陳情

第一二六七号　長良川堤防決壊による災害復旧に関する陳情

第一二九七号　有畜農家創設資金増額等に関する陳情

第一三〇〇号　細島港に輸出品検査所出張所設置の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月二十九日

農林委員長　羽生　三七

参議院議長佐藤尚武殿

農林委員会陳情特別報告第三号

自作農維持資金制度実施に関する陳情

第一二六〇号　大分県庁内自作農貯蓄組合大分県連合会内

小野清人提出

長良川堤防工事究明に関する陳情

第一二六五号　岐阜県議会議長　上野文一提出

長良川堤防決壊による災害復旧に関する陳情

第一二六七号　岐阜県知事　武藤嘉門外一名提出

有畜農家創設資金増額等に関する陳情

第一二九七号　大分市県庁通り農業会館気付大分県畜産振興協議会内　一ノ瀬隆富提出

細島港に輸出品検査所出張所設置の陳情

第一三〇〇号　宮崎県日向市長　三尾良次郎外一名提出

右五件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月二十九日

農林委員長　羽生　三七

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

自作農維持資金制度実施に関する陳情

陳情者　大分県庁内自作農貯蓄組合大分県連合会内　小野清人(第一二六〇号)

右の陳情は、自作農創設維持事業を推進し、農地改革の成果を維持するとともに健全なる農家の発展に寄与するため、自作農貯蓄組合が設置されているが、累年の農地災害により、農家経済は極めて不安定な状態にあるから、自作農維持資金制度のすみやかな実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長良川堤防工事究明に関する陳情

陳情者　岐阜県議会議長　上野文一(第一二六五号)

右の陳情は、今次のダイナ台風による岐阜県の被害は、長良川堤防の決壊現場の用水取入口工事に重大な欠陥が認められており、その責任は工事施行上にあると思われるから、工事施行当時の事情を究明せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣はまず政府において速かに詳細調査の上その結果を当院に報告せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長良川堤防決壊による災害復旧に関する陳情

陳情者　岐阜県知事　武藤嘉門外一名(第一二六七号)

右の陳情は、ダイナ台風による岐阜県下の被害は、海津郡一帯に浸水を生じ、しかも同地帯の地勢上復旧は困難な状態にあるが、農林省の指導によつて過去三箇年にわたつて完成した土地改良は一朝にして失われ、関係住民はぼう然自失の現状にあるから、同災害の特殊性と当地方の現状を考慮して、長良川堤防決壊による災害復旧と、り災者救済について万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

有畜農家創設資金増額等に関する陳情

陳情者　大分市県庁通り農業会館気付大分県畜産振興協議会内　一ノ瀬隆富(第一二九七号)

右の陳情は、今回発表の有畜農家創設資金は余りに少額にすぎ本事業の目的達成に充分でないから、資金を大幅に増額するとともに、家畜の導入および導出は種々関連を持つ畜産事業団体をして取り扱わしめられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

細島港に輸出品検査所出張所設置の陳情

陳情者　宮崎県日向市長　三尾良次郎外一名(第一三〇〇号)

右の陳情は、細島港は昭和二十四年六月一日貿易港として開港の指定を受け第二種重要港湾として認定され港湾施設もよく完備し塩、台湾米の輸入に重要な役割を果しているのであるが、本県の特産である農林水産物に対する輸出品の検査機関の常置がないため、今後本港の利用価値は半減され貿易発展上の障害となる虞れがあるから、日向市細島港に輸出品検査所出張所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は検討の上善処せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

電気通信委員会請願審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三八一号　奈良電話局の基礎施設整備改善促進等に関する請願

第四二一号　松川局、松川駅間に電話ケーブル線架設の請願

第五五五号　岐阜電話局庁舎建設等に関する請願

第六一四号　新潟県東郵便局に電報配達事務開始の請願

第七〇八号　東京都砧電話局電話の都内局編入等に関する請願

第八一〇号　放送受信障害未然防止に関する請願
第八二六号　名古屋市にテレビジョン放送設備設置の請願
第九二一号　高知電報局庁舎建設に関する請願
第一二五二号　高知県上八川、石原両局間に電話線架設の請願
第一三〇〇号　西宮電話局の電話交換方式変更に関する請願
第一三五〇号　長野県松本市に通信部および電報中心局設置の請願
第一四〇八号　鹿児島県の電気通信施設の新設改善に関する請願
第一四三九号　神奈川県川崎市内電話設備改善に関する請願
第一五一九号　マイクロ・ウエーブ無線通信回路建設促進に関する請願
第一六〇〇号　静岡県北浜村に電報電話局設置の請願
第一六七八号　熊本県湯島村に電話架設の請願
第一七九七号　岐阜県高山、鳩谷電信電話線中一部存置に関する請願
第二三六四号　東京都練馬北町電話局の電話交換方式変更に関する請願
第二五五九号　長野県のラジオ放送施設拡充強化に関する請願
第二五七六号　武雄電報電話局庁舎新築等に関する請願
第二八〇七号　盛岡電話局庁舎新築等に関する請願
第二八〇八号　長崎県波佐見、波佐見金鉱両郵便局の電話交換事業統合に関する請願
第二八七一号　栃木県家中村に電話架設の請願
第三二八二号　神奈川県登戸電話局庁舎新築等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月二十八日

電気通信委員長　鈴木　恭一

参議院議長佐藤尚武殿

電気通信委員会請願特別報告第一号

奈良電話局の基礎施設整備改善促進等に関する請願
第三八一号　奈良市長　高椋正次提出
松川局、松川駅間に電話ケーブル線架設の請願
第四二一号　福島県信夫郡松川町長　風間金吾外一名提出
岐阜電話局庁舎建設等に関する請願
第五五五号　岐阜市長　東前豊外一名提出
新潟県東郵便局に電報配達事務開始の請願
第六一四号　新潟県南魚沼郡東村長　高野貯吉外六百三十二名提出
東京都砧電話局電話の都内局編入等に関する請願
第七〇八号　東京都世田谷区成城町五一一　山本千枝子外千五十九名提出
放送受信障害未然防止に関する請願
第八一〇号　愛知県知事　桑原幹根外十六名提出
名古屋市にテレビジョン放送設備設置の請願
第八二六号　愛知県一宮市宮町二ノ三九名古屋ラジオテレビ研究会内　神戸幸生提出
高知電報局庁舎建設に関する請願
第九二一号　高知市東町二高知新聞社専務取締役　福田義郎提出
高知県上八川、石原両局間に電話線架設の請願
第一二五二号　高知県吾川郡上八川村長　筒井袈裟喜外十名提出
西宮電話局の電話交換方式変更に関する請願
第一三〇〇号　兵庫県西宮市長　辰馬卯一郎外一名提出
長野県松本市に通信部および電報中心局設置の請願
第一三五〇号　長野県松本市長　松岡文七郎外一名提出
鹿児島県の電気通信施設の新設改善に関する請願
第一四〇八号　鹿児島県議会議長　米山恒治提出
神奈川県川崎市内電話設備改善に関する請願
第一四三九号　神奈川県川崎市議会議長　高須康治提出
マイクロ・ウエーブ無線通信回路建設促進に関する請願
第一五一九号　東京都千代田区内幸町二ノ二ノ二日本放送協会長　古垣鉄郎提出
静岡県北浜村に電報電話局設置の請願
第一六〇〇号　静岡県浜名郡北浜村長　雨宮文吾提出
熊本県湯島村に電話架設の請願
第一六七八号　熊本県天草郡湯島村長　松尾進提出
岐阜県高山、鳩谷電信電話線中一部存置に関する請願
第一七九七号　岐阜県大野郡白川村長　東馬武雄外一名提出
東京都練馬北町電話局の電話交換方式変更に関する請願
第二三六四号　東京都板橋区成増町一一五有限会社増田特殊伸銅所内自動式電話交換局設置促進会内　鈴木義顕外二百十九名提出
長野県のラジオ放送施設拡充強化に関する請願
第二五五九号　長野県議会議長　片桐知従提出
武雄電報電話局庁舎新築等に関する請願
第二五七六号　佐賀県杵島郡武雄町長　山口直基外四名提出
盛岡電話局庁舎新築等に関する請願
第二八〇七号　岩手県盛岡市議会議長　北太郎提出
長崎県波佐見、波佐見金鉱両郵便局の電話交換事業統合に関する請願
第二八〇八号　長崎県東彼杵郡上波佐見町長　一瀬忠一外三名提出
栃木県家中村に電話架設の請願
第二八七一号　栃木県下都賀郡家中村長　出井謙次郎提出
神奈川県登戸電話局庁舎新築等に関する請願
第三二八二号　神奈川県川崎市登戸　保谷義一外二千百六十七名提出

右二十四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月二十八日

電気通信委員長　鈴木　恭一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

奈良電話局の基礎施設整備改善促進等に関する請願

請願者　奈良市長　高椋正次

（第三八一号）

右の請願は、奈良市は、明びな風光と歴史的、文化的、美術的に重要な観光都市としてその使命は愈々増加しており、すでに国際観光都市建設を目的として、特別法の制定を見ているが、その通信施設は極めて不備な状態にあり、同市の産業経済および最近における近郊町村の合併よりして、同市電話局の基礎施設は早急に整備改善を要するから、奈良電話局の基礎施設をすみやかに整備改善するとともに都跡および西大寺電話加入地域を奈良電話局地域に加入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

松川局、松川駅間に電話ケーブル線架設の請願

請願者　福島県信夫郡松川町長　風間金吾外一名（第四二一号）

右の請願は、東北本線松川駅附近は、北芝電機松川工場を始めとし多くの工場が散在し、これに附随して各種商店が集中し、近年発展の一途にあるが、松川町との間に電話線の余裕がないため、多くの加入申込希望者に多大の不便を与えているから、松川局と松川駅間に電話ケーブル線を架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜電話局庁舎建設等に関する請願

請願者　岐阜市長　東前豊外一名（第五五五号）

右の請願は、岐阜市は人口二十二万を擁し県都として政治の中心をなすとともに産業経済都市、観光文教都市を立市の建前とするところから、電話施設の設備、拡充は多年市民が要望しているところであるが、昭和三年の建設にかかる既存の電話局舎はその能力が既に飽和点に達しているため、拡張しようにも余地がないから、昭和二十七年度において局舎建設および自動交換式施設を整備せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県東郵便局に電報配達事務開始の請願

請願者　新潟県南魚沼郡東村長　高野貯吉外六百三十二名（第六一四号）

右の請願は、新潟県東村は南北七キロ、東西三キロ余の村であつて、電報直配達部落は十九部落中十二部落が大崎局と伊米ヶ崎局より配達されているが、南部の大倉、荒山、桐沢と北部の山崎、谷地、高田、門前の各部落は配達区域外にあるばかりでなく大崎局より七キロもあるため、電報は一日二日を要し、ことに冬季間の降雪の際は大崎局よりは配達不可能の状態であつて、村民の不便不利は見るに忍びない状態であるから、東郵便局に電報配達事務を開始せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都砧電話局電話の都内局編入等に関する請願

請願者　東京都世田谷区成城町五一一　山本千枝子外千五十九名（第七〇八号）

右の請願は、砧電話局管内は、成城町を中心として人口増加とともに交通機関は充実し、全国的に著名の学者、文化人等の居住者が多く、都内文化の発祥地とまで云われているが、電話は二十数年前の施設そのままの最も旧式のものであり不便この上も無く、さらに新規増設は全く不可能の状態であるから、都内局に編入して自動式に改造するとともに架設数を増加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

放送受信障害未然防止に関する請願

請願者　愛知県知事　桑原幹根外十六名（第八一〇号）

右の請願は、最近ラジオ放送を初めとする電波利用のいちじるしい普及発展に伴い、一般電気機器等から発生する電波雑音による受信障害を生じているが、これが取締については電気用品取締規則および電気工作物規程等において保安上必要な事項を規定するのみであるから、電波障害発生の状況と電波文化のわが国民生活に及ぼす重大性を考慮し、電波法と併行して、電波障害発生の未然防止に関する法規の制定とともにこれが指導方を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

名古屋市にテレビジョン放送設備設置の請願

請願者　愛知県一宮市宮町二ノ三九名古屋ラジオテレビ研究会内　神戸幸生（第八二六号）

右の請願は、名古屋市におけるテレビ熱は、最近急激に上昇しており、テレビセットを自作できる会員二百余名の研究会さえあり、それぞれ受像準備を進めて実験放送を待つているから、中部電源地帯を含み、雑音妨害等特殊状況下の技術的問題をこれら研究会員に実験させ、同放送の普及発達に資するため、名古屋市においてすみやかにテレビジョン実験放送を開始せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣はこれが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知電報局庁舎建設に関する請願

請願者　高知市東町二高知新聞社専務取締役　福田義郎（第九二一号）

右の請願は、高知電報局は、昭和二十一年十二月戦災による応急バラック建として急造された高知郵便局と同居しているため、局舎の粗悪狭あいは言語に絶し、事業能率を阻害することおびただしく、全く行き詰りの状態となつているから、すみやかに新庁舎を建設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県上八川、石原両局間に電話線架設の請願

請願者　高知県吾川郡上八川村長　筒井袈裟喜外十名（第一二五二号）

右の請願は、高知県の中央部に位する吾川郡上八川村と土佐郡地蔵寺村は、隣接していながら電話利用は遠く伊野局、高知局、本山局を経由しなければならず距離にして百二十キロメートル余しかも使用度がひん繁なためその価値がほとんど存在しない現状である。ついてはこれを上八川局より石原局に接続すれば僅々十キロメートルにして吾北と嶺北を結ぶことが可能であり文化、経済面その他

に及ぼす影響は大であるから、すみやかにこれが実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

西宮電話局の電話交換方式変更に関する請願

請願者　兵庫県西宮市長　辰馬卯一郎外一名（第一三〇〇号）

右の請願は、西宮市は、大阪、神戸両市の中間にある人口十八万の都市で、最近の人口増加はいちじるしく、電話加入申込は年間約二千台におよび、その上日米安全保障條約の締結に伴い神戸大阪両市駐留の米軍住宅が本市に移りつつあるため、電話加入は急激に増加することが予想されている。しかるに同市の通信機関は、旧式のままであるから、すみやかに自動交換方式に改善せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県松本市に通信部および電報中心局設置の請願

請願者　長野県松本市長　松岡文七郎外一名（第一三五〇号）

右の請願は、近く電通省においては、全国的に行政機構の改革を行い、通信部の増設と並行して管理所の併合を行う外、電報中心局を設置して施設の機械化と高度の能率化を計画している由であるが、長野県松本市は現在電信電話網の利用度その構成、施設の充実、従業員組織等実質的に本県第一の地位にあり、一方経済、産業、文化、交通、観光、治安等の要衝として発展しつつあるから、本市に通信部および電報中心局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県の電気通信施設の新設改善に関する請願

請願者　鹿児島県議会議長　米山恒治（第一四〇八号）

右の請願は、鹿児島県下の電気通信施設は、他県に比し迅速性と安定性および正確性をいちじるしく欠いているため、本県の経済活動に多大の影響を与えている。その上、災害の多い本県では、小雨でも故障が続発し、隣接町村への通信さえ支障を生ずる現情であるから、南西諸島を含む広域な地域にわたつて通信施設を拡充整備するため、鹿児島県の電気通信施設等の新設改善を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県川崎市内電話設備改善に関する請願

請願者　神奈川県川崎市議会議長　高須康治（第一四三九号）

右の請願は、神奈川県川崎市は、全国有数の工業都市として各般の急激な復興により、戦後わが国経済の再建に重要な役割を果しているが、その電話施設は極めて劣弱なる状態にあるため不便であるばかりでなく、本市政治、経済、文化の全般にわたり発展を阻害しているから、本市内の通話局一元化ならびに電話諸施設改善を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県北浜村に電報電話局設置の請願

請願者　静岡県浜名郡北浜村長　雨宮文吾（第一六〇〇号）

右の請願は、静岡県北浜村は人口二万一千、浜松市と二俣町の中間に位する教育、文化、産業、経済、交通の中心地で、従つて商工業は日とともに振興し、特産の遠州織物と農産物は、海外との貿易がますます盛んとなつているのに、電報電話局がないため各企業家は東西市場との緊急連絡を欠きじん大な損失をこうむつている。隣接の小松局は架設線と局舎の狭小なため増設が不可能であるから、この際大局舎を新設し、浜名北部を一箇所にとりまとめた電報電話局を、すみやかに設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県湯島村に電話架設の請願

請願者　熊本県天草郡湯島村長　松尾進（第一六七八号）

右の請願は、熊本県湯島村は、同県三角半島と長崎県島原半島のほぼ中間有明海上にあり、四面それぞれ海上三里を隔てる孤島であつて戸数四百、人口約二千人を有して一村を形成しているが、現在通信機関として無線電信を有するだけで日を追うて複雑化する社会状勢、経済状勢の下にあつては電報だけでは到底対処できないから、本村民多年の念願である電話をすみやかに架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県高山、鳩谷電信電話線中一部存置に関する請願

請願者　岐阜県大野郡白川村長　東馬武雄外一名（第一七九七号）

右の請願は、岐阜県白川村鳩谷郵便局より同村尾神間に至る電信電話線は、関西電力株式会社の社用電話線に添加して新設された電気通信省高

山、鳩谷線の新設によつて不用となつたが、同村にはいまなお電話のない部落が多く、しかも山峡に点在する部落相互間の連絡や、火災、水害、急病発生等の際はもとより、他村との行政事務連絡等は極めて不便な状況にあるから、同地方住民の通信用として右不用電話線を存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都練馬北町電話局の電話交換方式変更に関する請願

請願者　東京都板橋区成増町一一五有限会社増田特殊伸銅所内自動式電話交換局設置促進会内　鈴木義顕外二百十九名（第二三六四号）

右の請願は、練馬北町電話局は、東京都内でも珍しい旧態依然たる手動式電話局であつて、自局内通話には便利であるが、都心局あるいは隣接局との通話に際しては、その通話を確保することに非常な困難を伴つている。そのため急用に当つて間に会わず悲惨な出来事を招来したり、取引上思わぬ手違いを生じて大打撃をこうむつたり電話加入者の不利益は枚挙に暇なき状態であるから、すみやかに本局を自動式電話局に変更せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県のラジオ放送施設拡充強化に関する請願

請願者　長野県議会議長　片桐知従（第二一五五九号）

右の請願は、長野県は地勢の関係上いわゆるポケット地帯が多く普通受信器では民間放送の開始による混信もあつて聴取不能の地域が多く、選挙放送の際の支障も憂慮される現情であるから、（一）ローカル放送聴取不能の地域に中継放送所の設置、（二）長野放送局の出力を十キロワットに増強し中央放送局に昇格、（三）松本放送局の周波数を変更する等の措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

武雄電報電話局庁舎新築等に関する請願

請願者　佐賀県杵島郡武雄町長　山口直基外四名（第二五七六号）

右の請願は、現在、武雄電報電話局は、郵政省所管の武雄郵便局と同一局舎にあるが、局舎がせまいため電報電話の業務に多大の支障を与えている。また同局の交換方式は明治四十一年開局以来の旧式交換機であるため、能率悪く、利用者の不便がいちじるしいから、武雄電報電話局を新築するとともにその交換方式を共電式に改善せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

盛岡電話局庁舎新築等に関する請願

請願者　岩手県盛岡市議会議長　北太郎（第二八〇七号）

右の請願は、盛岡電話局の局舎は、昭和二年の建設以来二十数年を経過しているため、現下の実情に合わず、町勢の発展に応じて増加している需要に対して一口の増架さえも望めない実情にあり、また局舎が狭いため従業員の危険さえ憂慮されているから、同局の局舎新設および交換方式への改善をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県波佐見、波佐見金鉱両郵便局の電話交換事業統合に関する請願

請願者　長崎県東彼杵郡上波佐見町長　一瀬忠一外三名（第二八〇八号）

右の請願は、長崎県波佐見町には、電話交換業務を行う局として波佐見郵便局と波佐見金鉱郵便局の両局があるため、同町内の通話に長時間を要し、しかも市外通話として取り扱われるため不便かつ不自由なことはもとより、両局に申込む長距離通話に際し、「波佐見金鉱局」を単に「波佐見局」と誤る等により、はなはだしい混乱をきたし、同地方の通信機能をいちじるしくはばんでいるから、両局の電話交換業務を統合せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県家中村に電話架設の請願

請願者　栃木県下都賀郡家中村長　出井謙次郎（第二八七一号）

右の請願は、家中村は、栃木県の南部、栃木市の北端に位し、人口七千四百人、戸数千二百四十戸の村で、村の中央部を東武日光行の電車が横断し、農産物に富み、将来の発展が期待されているが、通信施設に恵まれず、指呼の間にある栃木局にさえ僅かに三指に過ぎない実情であるから、当村の発展を図るため、電話架設を認可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県登戸電話局庁舎新築等に関する請願

請願者　神奈川県川崎市登戸保谷義一外二千百六十七名（第二八二二号）

右の請願は、神奈川県川崎市登戸電話局は、管下に大小五十余の工場を始め市役所支所、稲田公民館、授産場、警察等の諸施設を持ち、向ヶ丘、生田の地区には女子大、専修大学、明法大学等を始め、中学三、小学校六を持つ文教地区を形成し、一方三沢ゴルフリンクの完成を控え、交換機関も着々整備されているが、電話施設が旧態依然たる実情にあり、今後の通信機能発揮に多くの支障が予想されるから、庁舎改築を始めとする同局の施設拡充を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

電気通信委員会陳情審査報告書
第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一七八号　東海地区のテレビジョン実験放送に関する陳情
第一九一号　北海道の電気通信施設増強に関する陳情
第二二九号　宮崎県西嶽村部落に電話架設の陳情
第三七七号　札幌、小樽両市間の電話ケーブル線増設に関する陳情
第四〇一号　同右
第四八三号　広島県府中電報電話局庁舎建設に関する陳情
第五一二号　札幌、小樽両市間市外電話ケーブル線増設等に関する陳情
第八二八号　長野県木曾地方にラジオ放送中継所設置の陳情
第八四七号　岐阜県神岡町に電報電話局設置の陳情
第一〇〇一号　ラジオ等の受信障害防止に関する陳情
第一一六三号　尾道、糸崎両局間および糸崎、三原両局間に準即時通話施設実施等に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月二十八日

電気通信委員長　鈴木　恭一

参議院議長佐藤尚武殿

電気通信委員会陳情特別報告第一号

東海地区のテレビジョン実験放送に関する陳情

第一七八号　愛知県一宮市宮町二ノ三九　神戸幸生外二百二十七名提出
第一九一号　北海道議会議長　蒔田余吉提出
第二二九号　宮崎県北諸県郡西嶽村長　新盛寅太郎外一名提出
第三七七号　北海道小樽市色内町六ノ三一社団法人小樽商工会議所会頭　松川嘉太郎提出
第四〇一号　北海道小樽市議会議長　岩谷静衛提出
第四八三号　広島県芦品郡府中町長　宗藤信夫外一名提出
第五一二号　札幌市長　高田富与外一名提出
第八二八号　長野県西筑摩郡福島町長　平田源重外五名提出
第八四七号　岐阜県吉城郡神岡町長　奥村義雄外三名提出
第一〇〇一号　東京都文京区湯島六ノ二一関東地方受信障害対策協議会内　鈴木憲三提出
第一一六三号　広島県三原市糸崎町備後通運株式会社糸崎支店内　矢野与喜高外四十六名提出

右十一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月二十八日

電気通信委員長　鈴木　恭一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

東海地区のテレビジョン実験放送に関する陳情

陳情者　愛知県一宮市宮町二ノ三九神戸幸生外二百二十七名（第一七八号）

右の陳情は、テレビジョンの普及は試験電波、ならびに公開実験により急速に進歩をもたらすものであり、一般放送の場合も同様その電波の存在することが、多数の実験者に多大の便宜を与えるとともに、一般の福祉に貢献することとなるのであるから、電波文化の国民生活におよぼす影響の重大性にかんがみ、この際東海地区における電波文化発達のため、すみやかに小電力でもテレビジョンの実験電波を発射する施設の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道の電気通信施設増強に関する陳情

陳情者　北海道議会議長　蒔田余吉（第一九一号）

右の陳情は、北海道における電気通信施設の現況は、極めて貧困未整備な状態にあり、加えて施設が老朽で補修が充分に行われていないため、障害が多く、特に冬期においては、雪害のため通信が全く絶することがあるから、北海道開発の推進に応じ、北海道における電気通信施設を急速に整備拡充せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県西嶽村部落に電話架設の陳情

陳情者　宮崎県北諸県郡西嶽村長　新盛寅太郎外一名（第二二九号）

右の陳情は、宮崎県西嶽村は、交通極めて不便であり、都域から霧島に通ずる県道が唯一のバス道路として利用されるのみであつて、広大な地域に散在する部落との交通は急しゅんなる人道に依存する外に途のない状態であるため北部夏尾地域および吉之元地域から村役場および郵便局への連絡に一日も空費し、両部落民の受ける経済的および労力的損失はじん大であるから、夏尾および吉之元両部落に電話を架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

札幌、小樽両市間の電話ケーブル線増設に関する陳情

陳情者　北海道小樽市色内町六ノ三一社団法人小樽商工会議所会頭　松川嘉太郎（第三七七号）

右の陳情は、北海道における政治、経済の中心としての札幌、小樽両市は、密接不離の緊要関係にあるが、両市の通信機関である電話は、現在四回線で、通話六千余に及び、しかも一回線平均通話数、札幌発信百四十五、小樽発信百二十九の多きに達し、現在準即時扱であるにかかわらず通話ふくそうのため至急通話さえも一時間以上を要し、不便この上もなく、両市の発展上はもとより本道開発上の損失は計り知れない実情であるから両市間の電話ケーブル線を二百回線に増設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は

鋭意これが実現に努力せられたい。
ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
札幌、小樽両市間の電話ケーブル線増設に関する陳情
陳情者　北海道小樽市議会議長　岩谷静衛（第四〇一号）
右の陳情は、小樽市は、北海道における商業ならびに金融の中心地として本道の産業上極めて重要の地位にあり、ことに隣接札幌市との関係はあらゆる面においてます〳〵密接の度を加えつつあるが、両市間を結ぶ電話施設はわずかに四十四回線に過ぎず、しかもこれが取扱数は札幌発信一回線平均百四十五、小樽発信百三十三のふくそう状態を示しているため、両市の発展をいちじるしく阻害し、ひいては本道開発上にも大なる支障をきたすから、両市間の電話ケーブルを、二百回線に増設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
広島県府中電報電話局庁舎建設に関する陳情
陳情者　広島県芦品郡府中町長　宗藤信夫外一名（第四八三号）
右の陳情は、広島県府中電報電話局は、庁舎が老朽している上狭く、電話の新規増設は不可能のうえ、その敷地もすでに決定していることであるから、すみやかに局舎の新築を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
札幌、小樽両市間市外電話ケーブル線増設等に関する陳情
陳情者　札幌市長　高田富与外一名（第五一二号）
右の陳情は、ぼう大な未開地と豊富な天然資源を有する北海道の開発は、日本経済の復興はもとより人口問題解決の点よりも国家的に期待されているが、とりわけ北海道総合開発の中核をなす札幌地区の振興開発は、喫緊を要するから、同地区の通信機関整備拡充のため、札幌、小樽間電話ケーブル回線の増設および札幌市内電話交換設備の大幅拡充を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
長野県木曾地方にラジオ放送中継所設置の陳情
陳情者　長野県西筑摩郡福島町長　平田源重外五名（第八二八号）
右の陳情は、長野県西筑摩郡福島町を中心とする木曾地方は極微電界強度に属する地域であり、その上長野、松本放送局の出力が小さく相当強力な機械設備をしてもなお聴取不能の状態であり、一般家庭においては、そのほとんどが県庁の指達事項はいうまでもなく、選挙放送も聴きとることができず大きな不便を招いているから、土地、建物は地元負担として木曾地方にラジオ放送中継所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岐阜県神岡町に電報電話局設置の陳情
陳情者　岐阜県吉城郡神岡町長　奥村義雄外三名（第八四七号）
右の陳情は、岐阜県神岡町は、わが国金属鉱業界の首位を占める神岡鉱山を擁し、人口二万五千を算する鉱山都として知られているが、電気通信事業の現況は、施設の老朽、交換台の不足、市外回線の不足、定員不足など幾つかの悪條件が重なつているため、鉱山都としてまた観光都としての発展はおろか、生産面へも悪影響を与え、大工場誘致の障害となつているから、すみやかに電報電話局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
ラジオ等の受信障害防止に関する陳情
陳情者　東京都文京区湯島六ノ二一関東地方受信障害対策協議会内　鈴木慶三（第一〇〇一号）
右の陳情は、最近、一般電気機器および電力施設の普及発達に伴い、これ等の発する電気雑音が、ラジオや無線受信機に多大の障害を与えているが、とりわけ関東地方における受信障害発生件数は、増加の一途にあるから、これら障害の発生が、電気機器等の製造業者が雑音発生予防措置を講じていない点にあることを考慮して、すみやかに受信障害防止のために必要な立法措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
尾道、糸崎両局間および糸崎、三原両局間に準即時通話施設実施等に関する陳情
陳情者　広島県三原市糸崎町備後通運株式会社糸崎支店内　矢野与喜高外四十六名（第一一六三号）
右の陳情は、三原市糸崎町は、海、陸の要衝として発展しつつあるが、通信機関である糸崎郵便局の電話設備は、局内および市内ケーブルのいずれもすでに飽和状態に達し拡張の余地なく、加うるに近傍三原、尾道間との通話にも多大の時間を要し各方面の異状な発展にマッチせず、加入者は機関の利用にすこぶる困難と迷惑を感じているから、尾道、糸崎および糸崎、三原間との準即時通話の施設を実施せられるとともに市内交換機の取替、増設と市外台の増設および市内線路ケーブルの増設、整備を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

人事委員会請願審査報告書第四号
一議院の会議に付するを要するもの。
第二八三六号　茨城県江戸崎町の地域給に関する請願
第二八三七号　北海道東旭川村の地域給に関する請願
第二八三八号　北海道広島村の地域給に関する請願
第二八三九号　長野県臼田町の地域給に関する請願
第二八四〇号　長野県野沢、中込両町の地域給に関する請願
第二八四一号　三重県鈴鹿市の地域給に関する請願
第二八四二号　福岡県黒木町の地域給に関する請願
第二八四三号　福岡県新宮村の地域給に関する請願
第二八四四号　宮崎県真幸町の地域給に関する請願
第二八六一号、第二九七四号　京都府の寒冷地手当に関する請願（十二通）
第二八九〇号　茨城県磯浜、大貫両町の地域給に関する請願
第二八九一号　福岡県宗像郡の地域給に関する請願
第二八九二号　三重県御薗村の地域給に関する請願
第二八九三号　三重県四郷村の地域給に関する請願
第二八九四号　三重県二見町の地域給に関する請願
第二八九五号　和歌山県下津町の地域給に関する請願
第二八九六号　宮城県塩釜市の地域給に関する請願
第二八九七号　埼玉県三尻村の地域給に関する請願
第二九一四号　北海道恵庭町の地域給に関する請願
第二九一五号　北海道森町の地域給に関する請願
第二九一六号　北海道七飯村の地域給に関する請願
第二九一七号　北海道松前町の地域給に関する請願
第二九一八号　岐阜県久々野村の地域給に関する請願
第二九一九号　岐阜県高田町の地域給に関する請願
第二九二〇号　広島県音戸町の地域給に関する請願
第二九二一号　福井県粟野村の地域給に関する請願
第二九二二号　福岡県猪位金村の地域給に関する請願
第二九二三号　福岡県勾金村の地域給に関する請願
第二九二四号　北海道福島町の地域給に関する請願
第二九二五号　北海道上磯町の地域給に関する請願
第二九二六号　北海道木古内町の地域給に関する請願
第二九二七号　北海道亀田村の地域給に関する請願
第二九二八号　北海道銭亀沢村の地域給に関する請願
第二九三六号　長野県諏訪市の地域給に関する請願
第二九三七号　北海道八雲町の地域給に関する請願
第二九四八号　茨城県岩井町の地域給に関する請願
第二九四九号　山梨県玉幡村西八幡の地域給に関する請願
第二九五〇号　岡山県伊里町の地域給に関する請願
第二九五一号　岡山県庄村の地域給に関する請願
第二九五二号、第三二六七号　京都府城陽町、佐山村の地域給に関する請願
第二九五三号、第三〇〇〇号　新潟県内主要市町村の地域給に関する請願
第二九五四号　新潟県六日、塩沢両町の地域給に関する請願
第二九五五号　福井県芦原町等の寒冷地手当に関する請願
第二九五六号　北海道白老村の地域給に関する請願
第二九五七号　香川県池田町の地域給に関する請願
第二九五八号　香川県直島村の地域給に関する請願
第二九五九号　徳島県小松島市の地域給に関する請願
第二九六〇号　福岡県鎮西村の地域給に関する請願
第二九六一号　宮崎県小林市の地域給に関する請願
第二九六二号　宮崎県椎葉村の地域給に関する請願
第二九六三号　佐賀県唐津市の地域給に関する請願
第二九六五号　岡山県玉島市の地域給に関する請願
第二九六六号　岡山県玉野市の地域給に関する請願
第二九六七号　岡山県里庄町の地域給に関する請願
第二九六八号　岡山県江見町の地域給に関する請願
第二九六九号　岡山県金川町の地域給に関する請願
第二九七〇号　岡山県六條院町の地域給に関する請願
第二九七一号　岡山県倉敷市の地域給に関する請願
第二九七二号　岡山県大島村の地域給に関する請願
第二九七三号　一般職職員の地域給に関する請願
第二九七五号　岡山県平津村の地域給に関する請願
第二九七六号　岡山県横井村の地域給に関する請願
第二九七七号　岡山県一宮村の地域給に関する請願
第二九八六号　鳥取県赤崎町の地域給に関する請願
第二九八七号　鳥取県根雨町の地域給に関する請願
第二九八八号　鳥取県智頭町の地域給に関する請願
第二九八九号　鳥取県郡家町の地域給に関する請願
第二九九〇号　鳥取県浜村町の地域給に関する請願
第二九九一号　新潟県水原町の地域給に関する請願
第二九九二号　長崎県瀬戸町の地域給に関する請願
第二九九九号　奈良県櫟本町の地域給に関する請願
第三〇〇一号　愛知県蒲郡、三谷両町の地域給に関する請願
第三〇〇二号　岡山県西阿知町の地域給に関する請願
第三〇〇三号　長崎県杉岐郡の地域給に関する請願
第三〇〇四号　長崎県平町外二箇町村の地域給に関する請願
第三〇一二号　北海道新冠村の地域給に関する請願
第三〇一三号　北海道浦河町の地域給に関する請願
第三〇一四号　北海道幌泉町の地域給に関する請願
第三〇一五号　愛知県武豊町の地域給に関する請願
第三〇一六号　福岡県糸島郡の地域給に関する請願
第三〇一七号　山梨県日下部、加納岩両町の地域給に関する請願
第三〇一八号　長崎県川棚町の地域給に関する請願
第三〇二〇号　千葉県鎌ヶ谷村の地域給に関する請願
第三〇二一号　鳥取県倉吉町の地域給に関する請願
第三〇二二号　鳥取県立倉吉農業高等学校所在地の地域給に関する請願
第三〇二三号　宮崎県日南市の地域給に関する請願
第三〇二四号　愛知県起町外二箇町の地域給に関する請願
第三〇二五号　福岡県水城村の地域給に関する請願
第三〇二六号　福岡県安徳村の地域給に関する請願
第三〇二七号　石川県鶴来町の地域給に関する請願
第三〇二八号　北海道三石町の地域給に関する請願
第三〇二九号　福岡県志賀島村の地域給に関する請願

第三〇三〇号　高知県赤岡、岸本両町の地域給に関する請願
第三〇三一号　京都府佐濃村の地域給に関する請願
第三〇三二号　京都府井手町の地域給に関する請願
第三〇三三号　茨城県古川市の地域給に関する請願
第三〇三四号　茨城県鉾田町の地域給に関する請願
第三〇三五号　千葉県佐原市の地域給に関する請願
第三〇三六号　神奈川県吉浜町の地域給に関する請願
第三〇三七号　神奈川県真鶴町の地域給に関する請願
第三〇三八号　神奈川県豊川村の地域給に関する請願
第三〇三九号　神奈川県下中村の地域給に関する請願
第三〇四〇号　神奈川県岩村の地域給に関する請願
第三〇四一号　神奈川県下曾我村の地域給に関する請願
第三〇四二号　神奈川県上府中村の地域給に関する請願
第三〇四三号　神奈川県片浦村の地域給に関する請願
第三〇四四号　神奈川県福浦村の地域給に関する請願
第三〇四五号　神奈川県岡本村の地域給に関する請願
第三〇四六号　宮城県矢本町の地域給に関する請願
第三〇四七号　山形県赤湯町の地域給に関する請願
第三〇五二号　北海道栗山町の地域給に関する請願
第三〇五三号　北海道余市町の地域給に関する請願
第三〇五四号　静岡県裾野町の地域給に関する請願
第三〇五五号　静岡県小山町の地域給に関する請願
第三〇五六号　岡山県城見村の地域給に関する請願
第三〇五七号　岡山県神島外町の地域給に関する請願
第三〇六六号　福岡県添田町の地域給に関する請願
第三〇六七号　鹿児島県の地域給に関する請願
第三〇六八号　鹿児島県串木野市の地域給に関する請願
第三〇六九号　鹿児島県川内市の地域給に関する請願
第三〇七〇号　鹿児島県伊作町の地域給に関する請願
第三〇七一号　鹿児島県国分町の地域給に関する請願
第三〇七二号　鹿児島県米ノ津町の地域給に関する請願
第三〇七三号　鹿児島県財部町の地域給に関する請願
第三〇七四号　鹿児島県大口町の地域給に関する請願
第三〇七五号　鹿児島県頴娃町の地域給に関する請願
第三〇七六号　鹿児島県串良町の地域給に関する請願
第三〇七七号　鹿児島県枕崎市の地域給に関する請願
第三〇七八号　鹿児島県宮之城町の地域給に関する請願
第三〇七九号　鹿児島県指宿町の地域給に関する請願
第三〇八〇号　鹿児島県隼人町の地域給に関する請願
第三〇八一号　長野県上田市の地域給に関する請願
第三〇八二号　岡山県西大寺町の地域給に関する請願
第三〇八三号　岡山県黒崎町の地域給に関する請願
第三〇八四号　岡山県富田村の地域給に関する請願
第三〇八五号　岡山県吉岡村の地域給に関する請願
第三〇八六号　京都府大江町の地域給に関する請願
第三〇九〇号　広島県呉市の地域給に関する請願
第三〇九一号　石川県美川町の地域給に関する請願
第三〇九三号　北海道帯広市の地域給に関する請願
第三〇九四号　北海道弟子屈町の地域給に関する請願
第三〇九五号　香川県香西町の地域給に関する請願
第三〇九六号　三重県鈴鹿地区の寒冷地手当に関する請願
第三〇九七号　群馬県大間々町の地域給に関する請願
第三〇九八号　三重県員弁町の地域給に関する請願
第三一〇三号　公務員に対する石炭手当増額等に関する請願
第三一〇四号　京都府舞鶴市の地域給に関する請願
第三一〇五号　北海道厚岸町の地域給に関する請願
第三一〇六号　北海道白糠町の地域給に関する請願
第三一〇七号　北海道釧路市の地域給に関する請願
第三一〇八号　北海道阿寒村の地域給に関する請願
第三一〇九号　埼玉県川越市の地域給に関する請願
第三一一〇号　静岡県吉原市等の地域給に関する請願
第三一一一号　岐阜県赤坂町の地域給に関する請願
第三一一二号　石川県小松市の地域給に関する請願
第三一一三号　兵庫県佐治町の地域給に関する請願
第三一一四号　鹿児島谷山町外二箇村の地域給に関する請願
第三一一六号　北海道網走支庁管内の地域給に関する請願
第三一一七号　北海道江別町の地域給に関する請願
第三一一八号　北海道岩内町の地域給に関する請願
第三一一九号　北海道訓子府町の地域給に関する請願
第三一二〇号　北海道雄武町の地域給に関する請願
第三一二一号　北海道興部町の地域給に関する請願
第三一二五号　香川県観音寺町の地域給に関する請願
第三一二六号　北海道様似町の地域給に関する請願
第三一二七号　岐阜県鏡島村の地域給に関する請願
第三一二八号　岐阜市の地域給に関する請願
第三一二九号　岐阜県中津川市の地域給に関する請願
第三一三〇号　岐阜県大井、長島両町の地域給に関する請願
第三一三一号　岐阜県付知町の地域給に関する請願
第三一三二号　岐阜県明知町の地域給に関する請願
第三一三三号　岐阜県坂本村の地域給に関する請願
第三一三四号　岐阜県坂下町の地域給に関する請願
第三一三五号　岐阜県落合村の地域給に関する請願
第三一三六号　岐阜県広見町の地域給に関する請願
第三一三七号　岐阜県大湫村の寒冷地手当に関する請願
第三一三八号　岐阜県曾木村の寒冷地手当に関する請願
第三一三九号　岐阜県鶴里村の寒冷地手当に関する請願
第三一四〇号　秋田県鷹巣町の地域給に関する請願
第三一四一号　兵庫県姫路市の地域給に関する請願
第三一四八号　千葉県銚子市の地域給に関する請願
第三一四九号　埼玉県熊谷駐留軍労務者勤務地域の地域給に関する請願
第三一五一号　北海道北見市の地域給に関する請願
第三一五二号　北海道東瀬棚村の地域給に関する請願
第三一五三号　北海道旭川市の地域給に関する請願
第三一五四号　北海道神楽村の地域給に関する請願

第三一五五号　北海道当麻村の地域給に関する請願
第三一五六号　三重県二見町外二箇村の地域給に関する請願
第三一五八号　群馬県草津町の地域給に関する請願
第三一五九号　静岡県美和村の地域給に関する請願
第三一六二号　北海道尾札部村の地域給に関する請願
第三一六三号　京都府木津町の地域給に関する請願
第三一七〇号　三重県津市の地域給に関する請願（二通）
第三一七三号　北海道鷹栖村の地域給に関する請願
第三一七四号　北海道塩谷村の地域給に関する請願
第三一七五号　北海道函館市の地域給に関する請願
第三一七六号　北海道由仁町の地域給に関する請願
第三一七七号　北海道札幌市の地域給に関する請願
第三一七八号　石川県七尾市の地域給に関する請願
第三一七九号　石川県橋立町の地域給に関する請願
第三一八〇号　石川県宇出津町の地域給に関する請願
第三一八三号　茨城県谷田部町の地域給に関する請願
第三一八四号　長崎県対馬全島の地域給に関する請願
第三一八五号　長崎県佐々町の地域給に関する請願
第三一九五号　新潟県長岡市の地域給に関する請願

第三一九六号　岐阜県国府村の地域給に関する請願
第三一九七号　岐阜県多治見市の地域給に関する請願
第三一九八号　石川県根上町外二箇町村の地域給に関する請願
第三一九九号　山形県楯岡町の地域給に関する請願
第三二〇〇号　山形県楯岡町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第三二〇一号　北海道稚内市の地域給に関する請願
第三二〇二号　北海道美唄市の地域給に関する請願
第三二〇三号　北海道琴似町の地域給に関する請願
第三二〇四号　北海道増毛町の地域給に関する請願
第三二〇五号　北海道大江村の地域給に関する請願
第三二〇六号　北海道安平村の地域給に関する請願
第三二〇八号　青森県弘前市の地域給に関する請願
第三二〇九号　北海道夕張市の地域給に関する請願
第三二一〇号　北海道士別町の地域給に関する請願
第三二一一号　北海道深川町の地域給に関する請願
第三二一二号　北海道門別町の地域給に関する請願
第三二一三号　北海道女満別町の地域給に関する請願
第三二一四号　北海道手稲町の地域給に関する請願
第三二一五号　北海道美瑛町の地域給に関する請願

第三二一六号　北海道茅室町の地域給に関する請願
第三二一七号　北海道広尾町の地域給に関する請願
第三二一八号　北海道幕別町の地域給に関する請願
第三二一九号　北海道大正村の地域給に関する請願
第三二二〇号　北海道泊村の地域給に関する請願
第三二二一号　北海道一已村の地域給に関する請願
第三二二二号　北海道発足村の地域給に関する請願
第三二二三号　北海道砂原村の地域給に関する請願
第三二二四号　岐阜県揖斐町の地域給に関する請願
第三二二五号　岐阜県関ヶ原町の地域給に関する請願
第三二二六号　岐阜県墨俣町の地域給に関する請願
第三二二七号　岐阜県垂井町の地域給に関する請願
第三二二八号　香川県琴平町の地域給に関する請願
第三二二九号　神奈川県愛川町の地域給に関する請願
第三二三〇号　千葉県千倉町の地域給に関する請願
第三二三一号　岡山県備前町の地域給に関する請願
第三二三二号　岡山県吉永町の地域給に関する請願
第三二三三号　宮城県塩釜市の地域給に関する請願
第三二三四号　秋田県大曲地区の地域給に関する請願

第三二三五号　秋田県大曲地区の寒冷地手当に関する請願
第三二三六号　北海道滝川町の地域給に関する請願
第三二三七号　北海道新得町の地域給に関する請願
第三二三八号　北海道三笠町の地域給に関する請願
第三二三九号　北海道池田町の地域給に関する請願
第三二四〇号　北海道本別町の地域給に関する請願
第三二四一号　北海道神楽村の地域給に関する請願
第三二四二号　北海道真狩村の地域給に関する請願
第三二四三号　北海道川西村の地域給に関する請願
第三二四四号　北海道神居村の地域給に関する請願
第三二四五号　北海道留寿都村の地域給に関する請願
第三二四六号　北海道茂別村の地域給に関する請願
第三二四七号　北海道厚沢部村の地域給に関する請願
第三二四八号　北海道大野村の地域給に関する請願
第三二五七号　長野県の地域給に関する請願
第三二五八号　北海道室蘭市の地域給に関する請願
第三二五九号　岡山県吉備町の地域給に関する請願
第三二六八号　広島県能美島の地域給に関する請願
第三二六九号　山梨県小笠原町の地域給に関する請願

第三二七〇号　山梨県中野村の地域給に関する請願
第三二七一号　北海道美国町の地域給に関する請願
第三二七二号　北海道古平町の地域給に関する請願
第三二七三号　北海道幌加内村の地域給に関する請願
第三二七四号　茨城県小野川村館野地区の地域給に関する請願
第三二七五号　神奈川県箱根地区の地域給に関する請願
第三二七六号　熊本県玉名町の地域給に関する請願
第三二七七号　北海道小樽市の地域給に関する請願
第三二七八号　北海道落部村の地域給に関する請願
第三二七九号　北海道東川村の地域給に関する請願
第三二八〇号　北海道生田原村の地域給に関する請願
第三二八一号　北海道音更村の地域給に関する請願
第三二九四号　長崎県小値賀町外二箇町村の地域給に関する請願
第三二九六号　秋田県花輪町の地域給に関する請願
第三二九七号　鹿児島県谷山町外二箇村の地域給に関する請願
第三三〇一号　兵庫県豊岡市の地域給に関する請願
第三三〇三号　鳥取県黒坂町の地域給に関する請願
第三三〇四号　北海道の地域給に関する請願

第三三〇五号　北海道名寄町の地域給に関する請願
第三三〇六号　北海道礼文、利尻両島の地域給に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月二十八日

人事委員長　カニェ邦彦

参議院議長佐藤尚武殿

人事委員会請願特別報告第四号

茨城県江戸崎町の地域給に関する請願

第二八三六号　茨城県稲敷郡江戸崎町稲敷地方事務所内　池田博彦外十九名提出

北海道東旭川村の地域給に関する請願

第二八三七号　北海道上川郡東旭川村議会議長　井川武雄外三名提出

北海道広島村の地域給に関する請願

第二八三八号　北海道札幌郡広島村長　中下武雄外十九名提出

長野県臼田町の地域給に関する請願

第二八三九号　長野県南佐久郡臼田町長　川村八郎提出

長野県野沢、中込両町の地域給に関する請願

第二八四〇号　長野県南佐久郡中込町長　小林喜三郎提出

三重県鈴鹿市の地域給に関する請願

第二八四一号　三重県鈴鹿市長　杉本龍造外十四名提出

福岡県黒木町の地域給に関する請願

第二八四二号　福岡県八女郡黒木町　松木富士雄提出

福岡県新宮村の地域給に関する請願

第二八四三号　福岡県糟屋郡新宮村　西野重太郎提出

宮崎県真幸町の地域給に関する請願

第二八四四号　宮崎県西諸県郡真幸町真幸地区級地引上全官公庁委員会内　石塚邦夫提出

京都府の寒冷地手当に関する請願

第二八六一号（十二通）　京都府何鹿郡豊里村長　田中俊一郎外二十一名提出

第二九七四号　京都府舞鶴市長　嵯峨根達雄外一名

茨城県磯浜、大貫両町の地域給に関する請願

第二八九〇号　茨城県東茨城郡磯浜町茨城県立美術館内　名越那珂次郎外二百二十四名提出

福岡県宗像郡の地域給に関する請願

第二八九一号　福岡県宗像郡赤間町宗像郡地方事務所内　永利勝記外二名提出

三重県御薗村の地域給に関する請願

第二八九二号　三重県度会郡御薗村長　中西為太郎外二名提出

三重県四郷村の地域給に関する請願

第二八九三号　三重県度会郡四郷村長　磯島恒也外三名提出

三重県二見町の地域給に関する請願

第二八九四号　三重県度会郡二見町長　中井綱外四名提出

和歌山県下津町の地域給に関する請願

第二八九五号　和歌山県海草郡下津町長　中西久太郎外十名提出

宮城県塩釜市の地域給に関する請願

第二八九六号　宮城県塩釜市議会議長　石黒平吉提出

埼玉県三尻村の地域給に関する請願

第二八九七号　埼玉県大里郡三尻村長　細見大観外十二名提出

北海道恵庭町の地域給に関する請願

第二九一四号　北海道千歳郡恵庭町　小松重之外二十七名提出

北海道森町の地域給に関する請願

第二九一五号　北海道茅部郡森町　大橋治男外十四名提出

北海道七飯村の地域給に関する請願

第二九一六号　北海道亀田郡七飯村大字大沼村　渡辺重松外七名提出

北海道松前町の地域給に関する請願

第二九一七号　北海道松前郡松前町　伊藤栄三郎提出

岐阜県久々野村の地域給に関する請願

第二九一八号　岐阜県大野郡久久野村長　芝田利市提出

岐阜県高田町の地域給に関する請願

第二九一九号　岐阜県養老郡高田町高田小学校内　伊藤核三外十二名提出

広島県音戸町の地域給に関する請願

第二九二〇号　広島県安芸郡音戸町長　樫原勉外十五名提出

福井県粟野村の地域給に関する請願

第二九二一号　福井県敦賀郡粟野村長　綱沢喜一外八名提出

福岡県猪位金村の地域給に関する請願

第二九二二号　福岡県田川郡猪位金村長　吉田喜代松外六名提出

福岡県勾金村の地域給に関する請願

第二九二三号　福岡県田川郡勾金村長　長尾秋馬外九名提出

北海道福島町の地域給に関する請願

第二九二四号　北海道松前郡福島町福島町地域給引上期成同盟会内　工藤由太郎外十六名提出

北海道上磯町の地域給に関する請願

第二九二五号　北海道上磯郡上磯町長　落合平三郎外十四名提出

北海道木古内町の地域給に関する請願

第二九二六号　北海道上磯郡木古内町字本町木古内町地域給引上期成同盟会内　市川初太郎外十二名提出

北海道亀田村の地域給に関する請願

第二九二七号　北海道亀田郡亀田村長　佐々木善松外十五名提出

北海道銭亀沢村の地域給に関する請願

第二九二八号　北海道亀田郡銭亀沢村字石崎四三八銭亀沢第三中学校内　山本重蔵提出

長野県諏訪市の地域給に関する請願

第二九三六号　長野県諏訪市長　金井清外五十一名提出

北海道八雲町の地域給に関する請願

第二九三七号　北海道山越郡八雲町字砂蘭部　小野睦外二十五名提出

茨城県岩井町の地域給に関する請願

第二九四八号　茨城県猿島郡岩井町長　吉原三郎提出

山梨県玉幡村西八幡の地域給に関する請願

第二九四九号　山梨県中巨摩郡玉幡村長　新海文三郎外六名提出

岡山県伊里町の地域給に関する請願

第二九五〇号　岡山県和気郡伊里村役場内　河崎亀三郎提出

岡山県庄村の地域給に関する請願

第二九五一号　岡山県都窪郡庄村長　難波晴太郎提出

京都府城陽町、佐山村の地域給に関する請願

第二九五二号　京都府久世郡城陽町役場内　西村義一外十六名提出
第三二六七号　京都府久世郡佐山村長　今田吉之助外十六名提出
新潟県内主要市町村の地域給に関する請願
第二九五三号　新潟市関屋田町一丁目四條通　井越嘉弥提出
第三〇〇〇号　新潟市東堀前通二番町新潟県寒雪地域給対策協議会内　山岸義司外二名提出
新潟県六日、塩沢両町の地域給に関する請願
第二九五四号　新潟県南魚沼郡六日町長　桐生理貞外一名提出
福井県芦原町等の寒冷地手当に関する請願
第二九五五号　福井県敦賀市南津内国鉄労組福井県支部内　吉村清提出
北海道白老村の地域給に関する請願
第二九五六号　北海道白老郡白老村長　浅利義市外三十一名提出
香川県池田町の地域給に関する請願
第二九五七号　香川県小豆郡池田町大字蒲生甲一、二〇五　八木成晴提出
香川県直島村の地域給に関する請願
第二九五八号　香川県香川郡直島村長　宮本道衛提出
徳島県小松島市の地域給に関する請願
第二九五九号　徳島県小松島市長　西岡喜平提出
福岡県鎮西村の地域給に関する請願
第二九六〇号　福岡県嘉穂郡鎮西村長　野見山福次郎提出
宮崎県小林市の地域給に関する請願
第二九六一号　宮崎県小林市長　岡薗助左衛門提出
宮崎県椎葉村の地域給に関する請願
第二九六二号　宮崎県東臼杵郡椎葉村　椎葉武提出
佐賀県唐津市の地域給に関する請願
第二九六三号　佐賀県唐津市長　清水荘次郎外一名提出
岡山県玉島市の地域給に関する請願
第二九六五号　岡山県玉島市長　堀口功提出
岡山県玉野市の地域給に関する請願
第二九六六号　岡山県玉野市長　太田尚衛提出
岡山県里庄町の地域給に関する請願
第二九六七号　岡山県浅口郡里庄町大字新庄五、九九一　村山正男提出
岡山県江見町の地域給に関する請願
第二九六八号　岡山県英田郡江見町長　江見秀夫提出
岡山県金川町の地域給に関する請願
第二九六九号　岡山県御津郡金川町長　西井春一提出
岡山県六條院町の地域給に関する請願
第二九七〇号　岡山県浅口郡六條院町地域給引上対策委員会内　清水和一提出
岡山県倉敷市の地域給に関する請願
第二九七一号　岡山県倉敷市長　高橋勇雄提出
岡山県大島村の地域給に関する請願
第二九七二号　岡山県浅口郡大島村地域給引上対策委員会内　島村末治提出
一般職職員の地域給に関する請願
第二九七三号　岩手県九戸郡長内町長　岩城惣一郎提出
岡山県平津村の地域給に関する請願
第二九七五号　岡山県御津郡平津村長　丹原浩提出
岡山県横井村の地域給に関する請願
第二九七六号　岡山県御津郡横井村長　林襄提出
岡山県一宮村の地域給に関する請願
第二九七七号　岡山県御津郡一ノ宮村長　草野八治提出
鳥取県赤崎町の地域給に関する請願
第二九八六号　鳥取県東伯郡赤崎町長　三好久義外一名提出
鳥取県根雨町の地域給に関する請願
第二九八七号　鳥取県日野郡根雨町長　松田寛一郎外二十名提出
鳥取県智頭町の地域給に関する請願
第二九八八号　鳥取県八頭郡智頭町長　安東哲次郎外二十八名提出
鳥取県郡家町の地域給に関する請願
第二九八九号　鳥取県八頭郡郡家町長　中山一夫外四十名提出
鳥取県浜村町の地域給に関する請願
第二九九〇号　鳥取県気高郡浜村町長　地原重治外十八名提出
新潟県水原町の地域給に関する請願
第二九九一号　新潟県北蒲原郡水原町長　木村新一外七名提出
長崎県瀬戸町の地域給に関する請願
第二九九二号　長崎県西彼杵郡瀬戸町長　四辻芳雄提出
奈良県樔本町の地域給に関する請願
第二九九九号　奈良県添上郡樔本町長　中西与志一外七名提出
愛知県蒲郡、三谷両町の地域給に関する請願
第三〇〇一号　愛知県宝飯郡蒲郡町長　舞田寿三郎外一名提出
岡山県西阿知町の地域給に関する請願
第三〇〇二号　岡山県浅口郡西阿知町長　岡本佐吉提出
長崎県壱岐郡の地域給に関する請願
第三〇〇三号　長崎県壱岐郡武生水町本町壱岐支庁内　内海右金吾外四名提出
長崎県平町外二箇町村の地域給に関する請願
第三〇〇四号　長崎県北松浦郡小値賀町長　近藤政敬外二十六名提出
北海道浦河町の地域給に関する請願
第三〇一二号　北海道浦河郡浦河町長　蠣崎敏雄外三名提出
北海道新冠村の地域給に関する請願
第三〇一三号　北海道新冠郡新冠村長　十倉十六美外一名提出
北海道幌泉村の地域給に関する請願
第三〇一四号　北海道幌泉郡幌泉村役場内幌泉地区全官公庁労働組合協議会内　中野忠次郎提出
愛知県武豊町の地域給に関する請願
第三〇一五号　愛知県知多郡武豊町長　中川益平外十名提出
福岡県糸島郡の地域給に関する請願
第三〇一六号　福岡県糸島郡前原町八八　西見章路外一名提出
山梨県日下部、加納岩両町の地域給に関する請願
第三〇一七号　山梨県東山梨郡加納岩町加納岩小学校内　広瀬正美外二十三名提出

長崎県川棚町の地域給に関する請願
第三〇一八号　長崎県東彼杵郡川棚町長　藤野英陽外二千百四十四名提出

千葉県鎌ヶ谷村の地域給に関する請願
第三〇二〇号　千葉県東葛飾郡鎌ヶ谷村長　浅海喜一外四名提出

鳥取県倉吉町の地域給に関する請願
第三〇二一号　鳥取県東伯郡倉吉町長　早川忠篤外二十九名提出

鳥取県立倉吉農業高等学校所在地の地域給に関する請願
第三〇二二号　鳥取県東伯郡倉吉町長　早川忠篤外三十名提出

宮崎県日南市の地域給に関する請願
第三〇二三号　宮崎県日南市長　井戸川一外一名提出

愛知県起町外二箇町の地域給に関する請願
第三〇二四号　愛知県中島郡起町長　丹羽豊一外二名提出

福岡県水城村の地域給に関する請願
第三〇二五　福岡県筑紫郡水城村長　松島徳蔵外三名提出

福岡県安徳村の地域給に関する請願
第三〇二六号　福岡県筑紫郡安徳村長　禅院定吉外二名提出

石川県鶴来町の地域給に関する請願
第三〇二七号　石川県石川郡鶴本町鶴本小学校内　平松参郎外九名提出

北海道三石町の地域給に関する請願
第三〇二八号　北海道三石郡三石町長　広田時治外三名提出

福岡県志賀島村の地域給に関する請願
第三〇二九号　福岡県粕屋郡志賀島村長　阿曇磯興外三百五十三名提出

高知県赤岡、岸本両町の地域給に関する請願
第三〇三〇号　高知県香美郡赤岡町長　志摩村治外三名提出

京都府佐濃村の地域給に関する請願
第三〇三一号　京都府熊野郡佐濃村長　森善二外二名提出

京都府井手町の地域給に関する請願
第三〇三二号　京都府綴喜郡井手町長　木村延次郎提出

茨城県古川市の地域給に関する請願
第三〇三三号　茨城県古河市長　小池宗次郎外二十四名提出

茨城県鉾田町の地域給に関する請願
第三〇三四号　茨城県鹿島郡鉾田町鹿島地方事務所内　小林芳文提出

千葉県佐原市の地域給に関する請願
第三〇三五号　千葉県佐原市長　坂本斉一外十三名提出

神奈川県吉浜町の地域給に関する請願
第三〇三六号　神奈川県足柄下郡吉浜町長　小沢新太郎外七名提出

神奈川県真鶴町の地域給に関する請願
第三〇三七号　神奈川県足柄下郡真鶴町長　橋本徳治外六名提出

神奈川県豊川村の地域給に関する請願
第三〇三八号　神奈川県足柄下郡豊川村長　沖津徳蔵外十二名提出

神奈川県下中村の地域給に関する請願
第三〇三九号　神奈川県足柄下郡下中村長　川本米三外二名提出

神奈川県岩村の地域給に関する請願
第三〇四〇号　神奈川県足柄下郡岩村長　山本真一外八名提出

神奈川県下曾我村の地域給に関する請願
第三〇四一号　神奈川県足柄下郡下曾我村長　長谷川実外八名提出

神奈川県上府中村の地域給に関する請願
第三〇四二号　神奈川県足柄下郡上府中村長　根本芳太郎外五名提出

神奈川県片浦村の地域給に関する請願
第三〇四三号　神奈川県足柄下郡片浦村長　原弁楽外四名提出

神奈川県福浦村の地域給に関する請願
第三〇四四号　神奈川県足柄下郡福浦村長　高橋柳吉外五名提出

神奈川県岡本村の地域給に関する請願
第三〇四五号　神奈川県足柄上郡岡本村長　石川孝吉外三名提出

宮城県矢本町の地域給に関する請願
第三〇四六号　宮城県桃生郡矢本町河戸七九　近江義雄外十四名提出

山形県赤湯町の地域給に関する請願
第三〇四七号　山形県東置賜郡赤湯町大字赤湯九四四赤湯郵便局内　花輪伝一外百二十名提出

福岡県築上郡の地域給に関する請願
第三〇四八号　福岡県築上郡三毛門村　清田藤吾外一名提出

北海道栗山町の地域給に関する請願
第三〇五一号　北海道夕張郡栗山町長　藤田佐一外二名提出

北海道余市町の地域給に関する請願
第三〇五三号　北海道余市郡余市町長　坂本角太郎外二十五名提出

静岡県裾野町の地域給に関する請願
第三〇六二号　静岡県駿東郡裾野町長　藤原重治外八名提出

静岡県小山町の地域給に関する請願
第三〇六三号　静岡県駿東郡小山町長　湯山正平外九名提出

岡山県城見村の地域給に関する請願
第三〇六四号　岡山県小田郡城見村長　松浦昇外三名提出

岡山県神島外町の地域給に関する請願
第三〇六五号　岡山県小田郡神島外町大字外浦二、五五一　渡辺重治郎外八名提出

福岡県添田町の地域給に関する請願
第三〇六六号　福岡県田川郡添田町添田中学校内　梅田録郎外二十五名提出

鹿児島県の地域給に関する請願
第三〇六七号　鹿児島県知事　重成格提出

鹿児島県串木野市の地域給に関する請願
第三〇六八号　鹿児島県串木野市長　福口行彦提出

鹿児島県川内市の地域給に関する請願
第三〇六九号　鹿児島県川内市長　岩満重提出

鹿児島県伊作町の地域給に関する請願
第三〇七〇号　鹿児島県日置郡伊作町長　松元信蔵提出

鹿児島県国分町の地域給に関する請願
第三〇七一号　鹿児島県姶良郡国分町長　吉満定一提出

明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十七年七月三十一日

○第十三回国会 参議院会議録附録（その十）

鹿児島県米ノ津町の地域給に関する請願
第三〇七二号　鹿児島県出水郡米ノ津町長　土屋清人提出
鹿児島県財部町の地域給に関する請願
第三〇七三号　鹿児島県曾於郡財部町長　谷口治秀提出
鹿児島県大口町の地域給に関する請願
第三〇七四号　鹿児島県伊佐郡大口町長　園田長仁外四百四十六名提出
鹿児島県類娃町の地域給に関する請願
第三〇七五号　鹿児島県揖宿郡類娃町長　掛井栄吉外十五名提出
鹿児島県串良町の地域給に関する請願
第三〇七六号　鹿児島県肝属郡串良町地域給引上期成同盟会内　北田武盛外二十八名提出
鹿児島県枕崎市の地域給に関する請願
第三〇七七号　鹿児島県枕崎市長　山之内梓外二十名提出
鹿児島県宮之城町の地域給に関する請願
第三〇七八号　鹿児島県薩摩郡宮之城町長　手塚城提出
鹿児島県指宿町の地域給に関する請願
第三〇七九号　鹿児島県揖宿郡指宿町長　肥後正樹提出
鹿児島県隼人町の地域給に関する請願
第三〇八〇号　鹿児島県姶良郡隼人町長　末永武蔵外二名提出
長野県上田市の地域給に関する請願
第三〇八一号　長野県上田市長　水野鼎蔵外二十六名提出
岡山県西大寺町の地域給に関する請願
第三〇八二号　岡山県上道郡西大寺町長　家野猛之外十六名提出
岡山県黒崎町の地域給に関する請願
第三〇八三号　岡山県浅口郡黒崎町地域給引上対策委員会内　岡部茂興提出
岡山県富田村の地域給に関する請願
第三〇八四号　岡山県浅口郡富田村長　大江佑之提出
岡山県吉岡村の地域給に関する請願
第三〇八五号　岡山県久米郡吉岡村　杉本義夫外五名提出
京都府大江町の地域給に関する請願
第三〇八六号　京都府加佐郡大江町長　高宮岩次郎提出
広島県呉市の地域給に関する請願
第三〇九〇号　広島県呉市長　鈴木術外三十四名提出
石川県美川町の地域給に関する請願
第三〇九一号　石川県石川郡美川町　原田武夫外九名提出
北海道帯広市の地域給に関する請願
第三〇九三号　北海道帯広市長　佐藤亀太郎外三十一名提出
北海道弟子屈町の地域給に関する請願
第三〇九四号　北海道川上郡弟子屈町長　佐藤惣五郎外二名提出
香川県香西町の地域給に関する請願
第三〇九五号　香川県香川郡香西町香西郵便局内　平尾栄一外二名提出
三重県鈴鹿地区の寒冷地手当に関する請願
第三〇九六号　三重県鈴鹿郡加太村加太村郵便局内　坂直次郎外二十三名提出
群馬県大間々町の地域給に関する請願
第三〇九七号　群馬県山田郡大間々町長　北村吉三郎外十一名提出
三重県員弁町の地域給に関する請願
第三〇九八号　三重県員弁郡員弁町長　大田嘉太郎外百四十四名提出
公務員に対する石炭手当増額等に関する請願
第三一〇三号　北海道小樽市議会議長　岩谷静衛提出
京都府舞鶴市の地域給に関する請願
第三一〇四号　京都府舞鶴市長　蜷川根達雄外一名提出
北海道厚岸町の地域給に関する請願
第三一〇五号　北海道厚岸郡厚岸町長　岸田利雄提出
北海道白糠町の地域給に関する請願
第三一〇六号　北海道白糠郡白糠町　尾原力雄提出
北海道釧路市の地域給に関する請願
第三一〇七号　北海道釧路国支庁長　上野謙三郎外九名提出
北海道阿寒村の地域給に関する請願
第三一〇八号　北海道阿寒郡阿寒村長　小村義馬外一名提出
埼玉県川越市の地域給に関する請願
第三一〇九号　埼玉県川越市長　伊藤泰吉外四十四名提出
静岡県吉原市等の地域給に関する請願
第三一一〇号　静岡県吉原市長　鈴木清一外五十三名提出
岐阜県赤坂町の地域給に関する請願
第三一一一号　岐阜県不破郡赤坂町赤坂町全官公署地域給引上対策委員会内　清水賢治提出
石川県小松市の地域給に関する請願
第三一一二号　石川県小松市長　和田伝四郎外二十五名提出
兵庫県佐治町の地域給に関する請願
第三一一三号　兵庫県氷上郡佐治町佐治小学校内　芦田与兵衛外百四名提出
鹿児島県谷山町外二箇村の地域給に関する請願
第三一一四号　鹿児島県鹿児島郡谷山町長　桑鶴美外十二名提出
北海道網走支庁管内の地域給に関する請願
第三一一六号　北海道網走市長　吉田栄吉外一名提出
北海道江別町の地域給に関する請願
第三一一七号　北海道札幌郡江別町長　古田島薫平外二十四名提出
北海道岩内町の地域給に関する請願
第三一一八号　北海道岩内郡岩内町長　山本律外二十八名提出

北海道訓子府町の地域給に関する請願
第三一一九号　北海道常呂郡訓子府町長　谷本泰三郎提出
北海道雄武町の地域給に関する請願
第三一一〇号　北海道紋別郡雄武町長　山崎進提出
北海道興部町の地域給に関する請願
第三一一一号　北海道紋別郡興部町長　渡辺長太郎提出
香川県観音寺町の地域給に関する請願
第三一一二五号　香川県三豊郡観音寺町長　守武芳太郎外一名提出
北海道様似町の地域給に関する請願
第三一一二六号　北海道様似郡様似町長　留目四郎外二名提出
岐阜県鏡島村の地域給に関する請願
第三一一二七号　岐阜県稲葉郡鏡島村長　川瀬勇提出
岐阜市の地域給に関する請願
第三一一二八号　岐阜市長　東前豊外二名提出
岐阜県中津川市の地域給に関する請願
第三一一二九号　岐阜県中津川市長　吉岡訥介提出
岐阜県大井、長島両町の地域給に関する請願
第三一一三〇号　岐阜県恵那郡大井町長　松下辰造外一名提出
岐阜県付知町の地域給に関する請願
第三一一三一号　岐阜県恵那郡付知町長　長谷川満二提出
岐阜県明知町の地域給に関する請願
第三一一三二号　岐阜県恵那郡明知町長　安藤伊兵衛外十一名提出
岐阜県坂本村の地域給に関する請願
第三一一三三号　岐阜県恵那郡坂本村長　糸井川政一外六名提出
岐阜県坂下町の地域給に関する請願
第三一一三四号　岐阜県恵那郡坂下村長　吉村新六提出
岐阜県落合村の地域給に関する請願
第三一一三五号　岐阜県恵那郡落合村長　井沢兵次郎提出
岐阜県広見町の地域給に関する請願
第三一一三六号　岐阜県可児郡広見町長　金子澹外九名提出
岐阜県大湫村の寒冷地手当に関する請願
第三一一三七号　岐阜県土岐郡大湫村長　足立潔外五名提出
岐阜県曾木村の寒冷地手当に関する請願
第三一一三八号　岐阜県土岐郡曾木村長　浦野閏平外六名提出
岐阜県鶴里村の寒冷地手当に関する請願
第三一一三九号　岐阜県土岐郡鶴里村長　鈴木国衛外十二名提出
秋田県鷹巣町の地域給に関する請願
第三一一四〇号　秋田県北秋田郡鷹巣町長　成田喜八提出
兵庫県姫路市の地域給に関する請願
第三一一四一号　兵庫県姫路市勝原区宮田四八　小西七郎外六名提出
千葉県銚子市の地域給に関する請願
第三一一四八号　千葉県銚子市長　島田隆提出
埼玉県熊谷駐留軍労務者勤務地域の地域給に関する請願
第三一一四九号　埼玉県大里郡三尻村十六間八七九熊谷駐留軍労働組合内　小林誠一外三百四十七名提出
北海道北見市の地域給に関する請願
第三一一五一号　北海道北見市長　伊谷半次郎提出
北海道東瀬棚村の地域給に関する請願
第三一一五二号　北海道瀬棚郡東瀬棚村長　永山省外二名提出
北海道旭川市の地域給に関する請願
第三一一五三号　北海道旭川市議会議長　花輪武平外三名提出
北海道東神楽村の地域給に関する請願
第三一一五四号　北海道上川郡東神楽村長　安井吉典外三名提出
北海道当麻村の地域給に関する請願
第三一一五五号　北海道上川郡当麻村長　安達利淳外十二名提出
三重県二見町外二箇村の地域給に関する請願
第三一一五六号　三重県度会郡二見町長　岡栄太郎外千八百二十八名提出
群馬県草津町の地域給に関する請願
第三一一五八号　群馬県吾妻郡草津町長　霜田善造外九名提出
静岡県美和村の地域給に関する請願
第三一一五九号　静岡県安倍郡美和村長　遠藤起夫外七名提出
北海道尾札部村の地域給に関する請願
第三一一六二号　北海道茅部郡尾札部村長　杉谷梅一外三名提出
京都府木津町の地域給に関する請願
第三一一六三号　京都府相楽郡木津町長　土久里和秀外五百四十六名提出
三重県津市の地域給に関する請願（二通）
第三一一七〇号　三重県津市丸ノ内殿町津市全官公庁地域給協議会内　鈴木一夫外二名提出
北海道鷹栖村の地域給に関する請願
第三一一七三号　北海道上川郡鷹栖村議会議長　高田勇作提出
北海道塩谷村の地域給に関する請願
第三一一七四号　北海道忍路郡塩谷村長　金沢啓次外十一名提出
北海道函館市の地域給に関する請願
第三一一七五号　北海道函館市西川町二〇　笠原利重提出
北海道由仁町の地域給に関する請願
第三一一七六号　北海道夕張郡由仁町長　多田了介外一名提出
北海道札幌市の地域給に関する請願
第三一一七七号　北海道札幌市長　高田富与外十六名提出
石川県七尾市の地域給に関する請願
第三一一七八号　石川県七尾市長　神野亮二外四十二名提出
石川県橋立町の地域給に関する請願
第三一一七九号　石川県江沼郡橋立町長　山下作吉外三名提出
石川県宇出津町の地域給に関する請願
第三一一八〇号　石川県鳳至郡宇出津町長　川端時太郎外十五名提出
茨城県谷田部町の地域給に関する請願
第三一一八三号　茨城県筑波郡谷田部町谷田部町地域給促進協議会内　生井定雄外二百七十名提出
長崎県対馬全島の地域給に関する請願
第三一一八四号　長崎県下県郡厳原町今屋敷六六八対馬労政事務所内長崎県対馬地域給昇格推進本部内　山田才太提出

長崎県佐々町の地域給に関する請願
第三一八五号　長崎県北松浦郡佐々町長　久家六蔵外十二名提出
新潟県長岡市の地域給に関する請願
第三一九五号　新潟県長岡市長　松田弘俊提出
岐阜県国府村の地域給に関する請願
第三一九六号　岐阜県吉城郡国府村長　前名三蔵外八名提出
岐阜県多治見市の地域給に関する請願
第三一九七号　岐阜県多治見市全官公庁協議会内　金子義一提出
石川県根上町外二箇町村の地域給に関する請願
第三一九八号　石川県能美郡根上町　道本吉太郎外二十三名提出
山形県楯岡町の地域給に関する請願
第三一九九号　山形県北村山郡楯岡町　菊地吉三郎提出
山形県楯岡町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第三二〇〇号　山形県北村山郡楯岡町　菊地吉三郎提出
北海道稚内市の地域給に関する請願
第三二〇一号　北海道稚内市長　西岡斌外十名提出
北海道美唄市の地域給に関する請願
第三二〇二号　北海道美唄市長　桜井省吾外五名提出
北海道琴似町の地域給に関する請願
第三二〇三号　北海道札幌郡琴似町　渋谷新時提出
北海道増毛町の地域給に関する請願
第三二〇四号　北海道増毛郡増毛町　山谷由三郎外十三名提出
北海道大江村の地域給に関する請願
第三二〇五号　北海道余市郡大江村長　島海万作外二十一名提出
北海道安平村の地域給に関する請願
第三二〇六号　北海道勇払郡安平村長　磯部義光外三十六名提出
青森県弘前市の地域給に関する請願
第三二〇八号　青森県弘前市長　桜田清芽外四十七名提出
北海道夕張市の地域給に関する請願
第三二〇九号　北海道夕張市長　北島光盛提出
北海道士別町の地域給に関する請願
第三二一〇号　北海道上川郡士別町長　佐々木良五郎外六名提出
北海道深川町の地域給に関する請願
第三二一一号　北海道雨龍郡深川町長　香川兼吉外三十五名提出
北海道門別町の地域給に関する請願
第三二一二号　北海道沙流郡門別町長　松本末吉外四名提出
北海道女満別町の地域給に関する請願
第三二一三号　北海道網走郡女満別町長　杉本氏一外二十三名提出
北海道手稲町の地域給に関する請願
第三二一四号　北海道札幌郡手稲町長　養輪早三郎外十九名提出
北海道美瑛町の地域給に関する請願
第三二一五号　北海道上川郡美瑛町長　鴻上覚一外三名提出
北海道茅室町の地域給に関する請願
第三二一六号　北海道河西郡茅室町北海道教職員組合茅室支部内　藤田実外四名提出
北海道広尾町の地域給に関する請願
第三二一七号　北海道広尾郡広尾町長　元野元吉外九名提出
北海道幕別町の地域給に関する請願
第三二一八号　北海道中川郡幕別町長　中島国男外四名提出
北海道大正村の地域給に関する請願
第三二一九号　北海道河西郡大正村長　楠木熊太郎外九名提出
北海道泊村の地域給に関する請願
第三二二〇号　北海道檜山郡泊村　谷内庄吾提出
北海道一已村の地域給に関する請願
第三二二一号　北海道雨龍郡一已村長　児見山増夫外八名提出
北海道発足村の地域給に関する請願
第三二二二号　北海道岩内郡発足村長　奥野長太郎外七名提出
北海道砂原村の地域給に関する請願
第三二二三号　北海道茅部郡砂原村砂原中学校内　水原康三外四名提出
岐阜県揖斐町の地域給に関する請願
第三二二四号　岐阜県揖斐郡揖斐町　河合伊十郎外十六名提出
岐阜県関ヶ原町の地域給に関する請願
第三二二五号　岐阜県不破郡関ヶ原町長　高井昌一外一名提出
岐阜県墨俣町の地域給に関する請願
第三二二六号　岐阜県安八郡墨俣町字墨俣　渡辺忠雄提出
岐阜県垂井町の地域給に関する請願
第三二二七号　岐阜県不破郡垂井町長　立川鉄雄外一名提出
香川県琴平町の地域給に関する請願
第三二二八号　香川県仲多度郡琴平町長　細川秀雄外十四名提出
神奈川県愛川町の地域給に関する請願
第三二二九号　神奈川県愛甲郡愛川町長　大貫和助外百十二名提出
千葉県千倉町の地域給に関する請願
第三二三〇号　千葉県安房郡千倉町長　石井国太郎外七名提出
岡山県備前町の地域給に関する請願
第三二三一号　岡山県和気郡備前町長　林弘平外十八名提出
岡山県吉永町の地域給に関する請願
第三二三二号　岡山県和気郡吉永町長　武元栗太郎外六名提出
宮城県塩釜市の地域給に関する請願
第三二三三号　宮城県塩釜市長　桜井辰治外十四名提出
秋田県大曲地区の地域給に関する請願
第三二三四号　秋田県仙北郡大曲町長　福原定吉外三名提出
秋田県大曲地区の寒冷地手当に関する請願
第三二三五号　秋田県仙北郡大曲町長　福原定吉外四名提出
北海道滝川町の地域給に関する請願
第三二三六号　北海道空知郡滝川町長　神部俊郎外一名提出
北海道新得町の地域給に関する請願
第三二三七号　北海道上川郡新得町長　松本義行外一名提出
北海道三笠町の地域給に関する請願

第三二三八号　北海道空知郡三笠町長　宮尾権吉外一名提出
北海道池田町の地域給に関する請願

第三二三九号　北海道中川郡池田町議会議長　沖田和一外一名提出
北海道本別町の地域給に関する請願

第三二四〇号　北海道中川郡本別町長　鈴木忠男外六名提出
北海道神楽村の地域給に関する請願

第三二四一号　北海道上川郡神楽村字農地北海道教職員組合神楽村支部内　諸橋藤吉外九名提出
北海道真狩村の地域給に関する請願

第三二四二号　北海道虻田郡真狩村字真狩真狩地区全官公庁労働協議会内　小島実外十二名提出
北海道川西村の地域給に関する請願

第三二四三号　北海道河西郡川西村長　佐々木美夫外四名提出
北海道神居村の地域給に関する請願

第三二四四号　北海道上川郡神居村長　下田基外四名提出
北海道留寿都村の地域給に関する請願

第三二四五号　北海道虻田郡留寿都村長　及川八二郎外八名提出
北海道茂別村の地域給に関する請願

第三二四六号　北海道上磯郡茂別村長　野口重雄外三名提出
北海道厚沢部村の地域給に関する請願

第三二四七号　北海道檜山郡厚沢部村長　東崎政男外二名提出
北海道大野村の地域給に関する請願

第三二四八号　北海道亀田郡大野村長　神谷加意外一名提出
長野県の地域給に関する請願

第三二五七号　長野県議会議長　片桐知従提出
北海道室蘭市の地域給に関する請願

第三二五八号　北海道室蘭市長　熊谷綾雄外二十八名提出
岡山県吉備町の地域給に関する請願

第三二五九号　岡山県都窪郡吉備町長　雛波謙治提出
広島県能美島の地域給に関する請願

第三二六八号　広島県佐伯郡鹿川町役場内　平岡秀吉外三十三名提出
山梨県小笠原町の地域給に関する請願

第三二六九号　山梨県中巨摩郡小笠原町小笠原小学校内　井上孝晴外一名提出
山梨県中野村の地域給に関する請願

第三二七〇号　山梨県南都留郡中野村山中　山本哲也提出
北海道美国町の地域給に関する請願

第三二七一号　北海道美国郡美国町長　尾本繁外八名提出
北海道古平町の地域給に関する請願

第三二七二号　北海道古平郡古平町長　伊藤由松外四名提出
北海道幌加内村の地域給に関する請願

第三二七三号　北海道雨龍郡幌加内村長　青木哲雄外二名提出
茨城県小野川村館野地区の地域給に関する請願

第三二七四号　茨城県筑波郡小野川村長　岡野与一郎外二名提出
神奈川県箱根地区の地域給に関する請願

第三二七五号　神奈川県足柄下郡温泉村底倉三七五　宮川政次外三百三十名提出
熊本県玉名町の地域給に関する請願

第三二七六号　熊本県玉名郡玉名町玉名地方事務所内　原田敏夫外四名提出
北海道小樽市の地域給に関する請願

第三二七七号　北海道小樽市長　安達与五郎外一名提出
北海道落部村の地域給に関する請願

第三二七八号　北海道茅部郡落部村一三三北海道教職員組合落合支部内　後藤光雄提出
北海道東川村の地域給に関する請願

第三二七九号　北海道上川郡東川村議会議長　川瀬秀造外三名提出
北海道生田原村の地域給に関する請願

第三二八〇号　北海道紋別郡生田原村北教組生田原支部内　木村良之進提出
北海道音更村の地域給に関する請願

第三二八一号　北海道河東郡音更村長　神田柳助外三十四名提出
頓別町宗谷支庁管内全官公協議会内　浜村誠一提出
右二八六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十七年七月二十八日
人事委員長　カニエ邦彦

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

茨城県江戸崎町の地域給に関する請願

請願者　茨城県稲敷郡江戸崎町稲敷地方事務所内　池田博彦外十九名（第二八三六号）

右の請願は、茨城県江戸崎町は県の南部に位し霞ヶ浦の西岸にあつて稲敷郡の行政、教育、産業、交通の中心地であるが、常磐線土浦駅および佐貫駅からそれぞれ二十四・五キロを距てているため自動車交通による外なく、従つて本町の物資は多額の輸送費が加算されるため高価で公務員の生活はようやく最低水準を維持している実情であり、人事の交流上の支障も大きいから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨で

第三三〇四号　北海道庁内北海道全官公庁労組協議会内　抑山正三提出
北海道名寄町の地域給に関する請願

第三三〇五号　北海道上川郡名寄町西三條北一丁目名寄町全官公庁労働組合協議会内　岡田一提出
北海道礼文、利尻両島の地域給に関する請願

第三三〇六号　北海道枝幸郡中頓別町宗谷支庁管内全官公協議会内　浜村誠一提出
右二八六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十七年七月二十八日
人事委員長　カニエ邦彦

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

茨城県江戸崎町の地域給に関する請願

請願者　茨城県稲敷郡江戸崎町稲敷地方事務所内　池田博彦外十九名（第二八三六号）

右の請願は、茨城県江戸崎町は県の南部に位し霞ヶ浦の西岸にあつて稲敷郡の行政、教育、産業、交通の中心地であるが、常磐線土浦駅および佐貫駅からそれぞれ二十四・五キロを距てているため自動車交通による外なく、従つて本町の物資は多額の輸送費が加算されるため高価で公務員の生活はようやく最低水準を維持している実情であり、人事の交流上の支障も大きいから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨で

あつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道東旭川村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡東旭川村議会議長　井川武雄外三名（第二八三七号）

右の請願は、北海道東旭川村は、旭川市の母村であつて、本村西半部は旭川市都市計画に含まれ一部は既に旭川市に編入され、従つて物価、生活ともに旭川市と同一條件下におかれ、米の生産地でありながら逆移入の結果常に高価なものを購入する実情にある上、隣接の各村が地域給に指定されているのに本村が指定されていないから、本村の地域給を旭川市と同率に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道広島村の地域給に関する請願

請願者　北海道札幌郡広島村長　中下武雄外十九名（第二八三八号）

右の請願は、北海道広島村は札幌市の郊外として飛躍的発展をとげ、さらに隣接の千歳、恵庭両町は、終戦以来連合軍の基地となり今回は駐留軍の恒久的施設としてますます強化され、恵庭町の警察予備隊の創設とともに当村に及ぼす経済的影響はじん大なものがあり公務員の生活は困難を極めているから、当村を江別町と同率の地域給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県臼田町の地域給に関する請願

請願者　長野県南佐久郡臼田町長　川村八郎（第二八三九号）

右の請願は、長野県臼田町は、政府行政の中心地であるが、生活必需物資は総て他地域より移入しているため、現在地域給支給地域に指定されている上田市、小諸町に比しその生計費は割高の状態であるから、当町を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県野沢、中込両町の地域給に関する請願

請願者　長野県南佐久郡中込町長　小林喜三郎（第二八四〇号）

右の請願は、野沢、中込両町は、長野県の東端に位する佐久盆地の中心に千曲川を挟んで相並び地方経済、交通、通信、文化の中心都市であるが、米麦を除く一切の生活必需品の総てを他地方より移入している状態であるため、すでに地域給地に指定されている上田、小諸より物価が高い実情であるから、両町を地域支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県鈴鹿市の地域給に関する請願

請願者　三重県鈴鹿市長　杉本龍造外十四名（第二八四一号）

右の請願は、三重県鈴鹿市は、終戦以来紡績工場の設置等により新興都市として躍進をつづけており、ために住居は密集地帯を形成し、人口は急に激増し、諸物価は高騰の一途をたどり、公務員の生活はますます困窮の度を加え、その上文化、政府、経済面において同一歩調にある七市の中当市のみが一級地であることはまことに不均衡、不合理であり、かつ人事交流上の支障がはなはだしいから、当市の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県黒木町の地域給に関する請願

請願者　福岡県八女郡黒木町松木冨士雄（第二八四二号）

右の請願は、黒木町は、福岡県南部八女郡の中心地点に位置し、八女郡西部の中心地福島町に対して、当町は八女郡東部十箇町村の中心地であるが、生活諸物価が高いため公務員は生活に困難を極めているから、当町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県新宮村の地域給に関する請願

請願者　福岡県糟屋郡新宮村西野重太郎（第二八四三号）

右の請願は、福岡県新宮村は、福岡市の東方約十キロの地点にあつて三十分で市の中心地に達することができ、香椎、和白、志賀島とともに将来福岡市に合併の運命にある近接村であるが、現在の経済生活はそのほとんどを福岡市に依存する実情であり、従つて物価高に苦しむ公務員の生活は言語に絶するものがある。その上地位的同一條件下にあり、経済的には一層困難な実情にありながら地域給は香椎、和白等にも及ばぬ現状であるから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県真幸町の地域給に関する請願

請願者　宮崎県西諸県郡真幸町真幸地区級地引上全官公庁委員会内　石塚邦夫（第二八四四号）

右の請願は、宮崎県真幸町は、県下唯一の温泉郷であり、さらに霧島国立公園や日本三大展望の一と称せられる矢岳展望台など幾多の観光地を有しているため、物価は他の市町村に比していちじるしく高く、都城市の物価を一〇〇とした場合の地域差指数は一〇〇、二という市制施行地よりも高い実状にあるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいと

の趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府の寒冷地手当に関する請願

請願者　京都府何鹿郡豊里村長　田中俊一郎外二十一名（十二通）（第二八六一号）

請願者　京都府舞鶴市長　嵯峨根達雄外一名（第二九七四号）

右の請願は、昭和二十六年度の寒冷地給は、昭和二十六年八月十七日付総理府令第三十六号によつて支給され、京都府下は一律に一級地で実態とは全然異る不合理なものであり、今回さらに昭和二十七年度の全国寒冷積雪地給対策協議会の全国統一算出基礎によつても明らかな如く京都府下の寒冷地給の支給区分は不合理なものであるから、寒冷地給があくまで科学的資料に基いてなされる以上、京都府も同様合理的な支給を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県磯浜、大貫両町の地域給に関する請願

請願者　茨城県東茨城郡磯浜町茨城県立美術館内　名越那珂次郎外二百二十四名（第二八九〇号）

右の請願は、茨城県磯浜、大貫両町は、県東部海岸有数の漁港として、また観光地として生活水準、物価ともに水戸市、那珂湊町に匹敵し、生活必需品においては両地を上回るものがある現状であるため当両町の人事行政、公務員の生活等は困難を極めているから、当両町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県宗像郡の地域給に関する請願

請願者　福岡県宗像郡赤間町宗像郡地方事務所内　永利勝記外二名（第二八九一号）

右の請願は、福岡県宗像郡は、北九州地区と同一経済圏内にあるが、地域給においては、周辺の遠賀、鞍手の両郡がそれぞれ全地域最低三級地に指定されているのに、本郡下においては未だ八箇町村の無給地を有しいちじるしく均衡を欠いているから、本郡の中心地である本郷町を三級地に、神興村を一級地に、岬村および神湊町を一級地に、吉武村を二級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県御薗村の地域給に関する請願

請願者　三重県度会郡御薗村長　中西為太郎外二名（第二八九二号）

右の請願は、三重県御薗村は、宇治山田市に隣接し、生活状態、地理的事情、経済的事情その他あらゆる方面において、同じような条件を具備しているから、本村の地域給を同市同様二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県二見町の地域給に関する請願

請願者　三重県度会郡二見町長　中井綱外四名（第二八九四号）

右の請願は、三重県宇治山田市は、伊勢神宮鎮座の地として全国からの参拝、観光の客は年々増加の一途をたどつているが、戦災を受けた旅館が未だ完全に復旧しないため、そのほとんど大部分の観光客は、宿泊のために当二見町に押し寄せる状態であり、加うるに当町は交通による物資の搬入が困難なため宇治山田市に比し物価高を示し、公務員の生活は一層の困難を極めているから、当町を宇治山田市と同率の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県下津町の地域給に関する請願

請願者　和歌山県海草郡下津町長　中西久太郎外十名（第二八九五号）

右の請願は、和歌山県下津町は、日本の上海といわれる位に国際的、新興都市的性格をもち、かつ石油工業都市として本邦有数の大貿易港都であつて、和歌山県下はもち論、本邦でも特異な存在として知られ、物価の高いことも日本一とうわさされている程であるから、本町の地域給を和歌山市同様四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県塩釜市の地域給に関する請願

請願者　宮城県塩釜市議会議長　石黒平吉（第二八九六号）

右の請願は、宮城県塩釜市は、東北における国際港都として、また水産漁港としてその発展伸張の度合も他の都市に見られないものがあり、さらに天下の絶景松島との海路交通の要衝にあつて観光都市としても重要地点を占め、従つて日常の生活費にお

いても仙台、石巻等に比して遙かに上回つている。しかるに仙台市と当市との間に現行のような地域給支給率の等差のあるのは不合理であるから、当市の地域給率を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県三尻村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡三尻村長　細見大観外十二名（第二八九七号）

右の請願は、埼玉県三尻村は、東、南、北を熊谷市に囲まれ、西方は駐留軍使用地で隣村とさえ切られ、その間にあつて高崎線籠原駅、秩父線大麻生駅との間に位置し、さらに県道本郷熊谷線、籠原三尻線、深谷松山線、籠原飛行場線等縦横に交さし、昭和十年熊谷陸軍飛行学校等の開設以来急速に発展して近接の熊谷市大字大麻生、玉井地区以上に交通、文化の中心となり生活程度も向上している状態であるから、当町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道恵庭町の地域給に関する請願

請願者　北海道千歳郡恵庭町小松重之外二十七名（第二九一四号）

右の請願は、恵庭町は、札幌市の南方三十キロの近距離にあり、札幌市への通勤者七百名を数え、札幌市の近郊的存在として飛躍的発展を遂げており、さらに当町および隣接千歳町は終戦以来連合軍の基地として今後ますます強化されており、加えて警察予備隊の創設、および補給しようの設置等により、物価は高騰を続けているから、同町を地域給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道森町の地域給に関する請願

請願者　北海道茅部郡森町　大橋治男外十四名（第二九一五号）

右の請願は、北海道森町は人口二万五千を数える大町村であり、物価指数は近隣函館市を上まわる状態でありながら、いまだに地域給の指定をうけていないことは不合理であるから、本町を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道七飯村の地域給に関する請願

請願者　北海道亀田郡七飯村大字大沼村　渡辺重松外七名（第二九一六号）

右の請願は、北海道七飯村は、文化的、経済的に函館市の影響を大きく受けているため当村在住の俸給生活者は生活困難を極めているから、当村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道松前町の地域給に関する請願

請願者　北海道松前郡松前町伊藤栄三郎（第二九一七号）

右の請願は、北海道松前町は、漁業生産が主体で主食衣料を始め生活物資はほとんど移入に待たなければならないのに、交通運輸の便が極めて悪く一切の生活物資の価格は常に函館市およびその近隣に比して相当上まわる状態である。しかるに多年要望している地域給の支給指定をいまだ受けていないから、この際この不合理を是正するため本町を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県久々野村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県大野郡久々野村長　芝田利市（第二九一八号）

右の請願は、岐阜県久々野村は、国策事業として朝日ダムの建設基礎工事の資材輸送が活ばつに行われており、第一次工事費として五十億円の資源が当村に投入されていること、第二期工事として計画されている久々野発電所工事の測量が始つている等人口、住宅、店舗、交通はいちじるしく膨張し、需要供給のバランスを失つた日常生活の必需物資は、一般公務員の生活を極端におびやかしているから、同村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県高田町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県養老郡高田町高田小学校内　伊藤核三外十二名（第二九一九号）

右の請願は、岐阜県高田町は、従来たびたび人事院ならびに政府当局に対し地域給支給に関し陳情を重ねてきたのであるが、いまだに無給地として忘れられていることはまことに遺憾であるから、二級地である大垣市に隣接する本町の物価指数および本町に勤務する公務員の不遇等検討の上、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県音戸町の地域給に関する請願

請願者　広島県安芸郡音戸町長　樫原勉外十五名（第二九二〇号）

右の請願は、広島県音戸町は、瀬戸内海をへだて、三級地の呉市に接しており行政区画こそ異つているが政治、経済、文化等密接な関係にあり従つて物価水準ならびに消費形態も

同市との間に差異がないにもかかわらず地域給においても二級の差があることは極めて不合理であるから、本町の地域給を呉市と同率もしくは二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県粟野村の地域給に関する請願

請願者　福井県敦賀郡粟野村長　綱沢喜一外八名（第二九二一号）

右の請願は、福井県粟野村は、農商業村で北は敦賀市東は中郷村に連り民情、風俗および平均物価指数は敦賀市と同等であり、また生活程度においても敦賀市街地と同程度であるから、当村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県猪位金村の地域給に関する請願

請願者　福岡県田川郡猪位金村長　吉田喜代松外六名（第二九二二号）

右の請願は、昭和二十六年十一月三十日官報によつて発表された勤務地手当支給区分表によれば福岡県猪位金村は三級地となつており、また最近人事院から追加勧告の行われた地域からも本村が除外されていることは四隣四級地に囲まれた本村公務員等の生活は極度におびやかされ、ひいては人事の交流等に及ぼす影響は旧に倍して悪化するものと憂慮されるから、本村の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県勾金村の地域給に関する請願

請願者　福岡県田川郡勾金村長　長尾秋馬外九名（第二九二三号）

右の請願は、昭和二十六年十一月三十日付官報によつて発表された勤務地手当支給区分表によれば、福岡県勾金村は三級地となつており、また最近人事院から追加勧告の行われた地域からも本村が除外されていることは田川市と同一生活状態を持つ本村公務員をはじめ住民の生活は極度に不利となりひいては人事の交流等に及ぼす影響は旧に倍して悪化するものと憂慮されるから、本村の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道福島町の地域給に関する請願

請願者　北海道松前郡福島町福島町地域給引上期成同盟会内　工藤由太郎外十六名（第二九二四号）

右の請願は、北海道福島町は函館市を距る七十五キロ余の地点にあるが、地理的関係から同市経済圏に依存しなければならないため、物価は同市を上回つている状態であるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道上磯町の地域給に関する請願

請願者　北海道上磯郡上磯町長　落合平三郎外十四名（第二九二五号）

右の請願は、北海道上磯町は、函館市に隣接し生活必需物資の大半を同市に依存しているためあらゆる物価は同市を上回つている状態であるから、本町の地域給を同市同等に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道木古内町の地域給に関する請願

請願者　北海道上磯郡木古内町字本町木古内町地域給引上期成同盟会内　市川初太郎外十二名（第二九二六号）

右の請願は、北海道木古内町は、函館市を距たる四十二キロ余江差松前線の分岐点として交通上の要路に位置しているが、生活必需品の大半を同市に依存しているため時間の浪費、物資輸送費の加算等によつて物価は同市を上回つているから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道亀田村の地域給に関する請願

請願者　北海道亀田郡亀田村長　佐々木善松外十五名（第二九二七号）

右の請願は、北海道亀田村は、函館市と隣接し同村と同一経済圏内にあるから、本村の地域給を同市同様三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道戞亀沢村の地域給に関する請願

請願者　北海道亀田郡戞亀沢村字石崎四三八戞亀沢第三中学校内　山本重蔵（第二九二八号）

右の請願は、北海道戞亀沢村は、二級指定地たる函館市に地理的に完全に包囲された村であり、同市の隣接指定地である上磯町七重浜ならびに亀田村（共に二級指定地）と何ら差異なくむしろより以上の條件下にあるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県諏訪市の地域給に関する請願

請願者　長野県諏訪市長　金井清外五十一名（第二九三六号）

右の請願は、長野県諏訪市は、県下南部における政治、経済、文化、交通の中心地であり、かつ中央線唯一の観光地であるが、地勢狭高にして沃野に恵まれず、気候は冬期間長く酷寒のため農作物に乏しく、主食においても過半数は他地区より移入している状態であり従つて物価は日本有数の高価のため本市在住生活者とくに官公職員の生活は困難を極めているから、本市の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道八雲町の地域給に関する請願

請願者　北海道山越郡八雲町字砂蘭部　小野睦外二十五名（第二九三七号）

右の請願は、北海道八雲町は、渡島支庁管内北渡島の中心の大町村で都市計画指定地として許可され着々市制施行の準備を進めており、加うるに昨年駐留米軍飛行場の建設を完成して以来、物価指数は近隣の函館市を上回る状態であるから、すみやかに本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県岩井町の地域給に関する請願

請願者　茨城県猿島郡岩井町長　吉原三郎（第二九四八号）

右の請願は、茨城県岩井町は、猿島郡南部一町八箇村の行政、産業、教育の中心地をなしているが、交通については総べて自動車に依存する状況にあるため俸給生活者は多額の出費を要し、必需物資は高価な物の購入を余儀なくされ、さらに昨今は東京都および隣接都市の影響を受け急速な物価の値上りを示している実情であるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県玉幡村西八幡の地域給に関する請願

請願者　山梨県中巨摩郡玉幡村長　新海文三郎外六名（第二九四九号）

右の請願は、山梨県玉幡村西八幡地区は、交通経済、文化等諸般の事情は、全く甲府市の衛星地帯の面目を備え、将来新市街地への発展が期待されているが、物価は業者競争の低率、仕入値段の割高、運賃増等のため甲府市を上回つている実状であるから、本村地区を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県伊里町の地域給に関する請願

請願者　岡山県和気郡伊里町役場内　河崎亀三郎（第二九五〇号）

右の請願は、岡山県伊里町は、主食をはじめ生活諸物資を大部分岡山市西大寺方面、遠くは阪神方面より移入している関係上、物価は当然それらの都市より高価であるため本町在勤公務員は生活困難を極めているから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県庄村の地域給に関する請願

請願者　岡山県都窪郡庄村長　難波晴太郎（第二九五一号）

右の請願は、岡山県庄村は、あたかも隣接の岡山、倉敷両市の住宅地の観を呈し、大部の給料生活者は両市からの通勤者が多く従つて一般生活水準も何等両市と異るところがなく、とくに花むしろ生産地として諸方面よりの商工業者の往来ひん繁を加え収入増加に伴い諸物価も法外な高価となり本村公務員は生活に困難を極めているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府城陽町、佐山村の地域給に関する請願

請願者　京都府久世郡城陽町役場内　西村義一外十六名（第二九五二号）

請願者　京都府久世郡佐山村長　今田吉之助外十六名（第三二六七号）

右の請願は、京都府城陽町および佐山村は、宇治市に隣接し、京都市の中心地に四・五キロ、奈良市に十七キロ、大阪市に二十六キロの地点にあつて至極便利な交通網によりこれらの大都市に連り、従つて経済的には全く京阪経済圏内にあり、その直接的な影響の下における生活費はこれらの都市と何等変ることがないから、城陽町および佐山村の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県内主要市町村の地域給に関する請願

請願者　新潟市関屋田町一丁目四條通　井越嘉弥（第二九五三号）

請願者　新潟県寒雪地域給対策協議会内　山岸義司外二名（第三〇〇〇号）

右の請願は、新潟県は、管下に約四百に達する市町村があり、これら市町村のうち約六十有余のものは現に生計費がいちじるしく高いにもかかわらず、この内地域給の指定を受けているものはわずか十五で、これが公務員の生活に悪影響を及ぼし、行政事務等各般の事項にじん大なる支障をきたしている現状であるから、これらの市町村に対しそれぞれ適切妥当なる級地を指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県六日、塩沢両町の地域給に関する請願

請願者　新潟県南魚沼郡六日町長　桐生理貞外一名（第二九五四号）

右の請願は、新潟県六日町は南魚沼郡の中心地として地方事務所外二十数箇所の各官庁を有し、公務員五百余人の多きに達しているが、山間の盆地として県下で有名な豪雪地帯で半年間は経済的活動を欠き、ために古くから物価高に悩み、その上近時湯沢温泉地帯の影響極めて大きく公務員はその生計費の高騰にはなはだしく圧迫されている実情にあり、また隣接塩沢町は町の形態、人口等ほとんど六日町と同様であり従つてその経済状態も同一であるから、六日、塩沢両町を地域給受給地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県芦原町等の寒冷地手当に関する請願

請願者　福井県敦賀市南津内国鉄労組福井県支部内　吉村清（第二九五五号）

右の請願は、福井県芦原町外十八箇町村の海岸地域は冬季間風が強く、防風雪の設備に多額の費用を要し、また県境に位置する滋賀県伊香郡片岡村、余呉村、丹生村等の地域は、毎年雪のため列車不通等を繰り返す積雪寒冷地であるから、両地域を寒冷地手当支給地三級地に指定せられたい。なお、滋賀県伊香郡南富永村、七郷村および東浅井郡一円ならびに坂田郡虎姫町についても降雪量にかんがみ、級地引上げを実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道白老村の地域給に関する請願

請願者　北海道白老郡白老村長　浅利義市外三十一名（第二九五六号）

右の請願は、北海道白老村は、農耕地が少く主なる生業は漁業であるが、これも打ち続く凶漁によつて失業対策事業に吸収する現状であつて、経済的見地からみた本村の形態は純消費地であり、また物価も商業者がいずれも隣接の室蘭市、苫小牧市より物資を仕入れる関係上両市より二、三割の高値であり、僅かに燃料と鮮魚のみが都市を下回るのみであるから、本村を幌別町同様の地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県池田町の地域給に関する請願

請願者　香川県小豆郡池田町大字蒲生甲一、二〇五　八木成晴（第二九五七号）

右の請願は、香川県池田町は、葉たばこ、果樹、甘しよ等の栽培によつて特殊農業経営地域として発展したが、戦時中数種の機械工場が新設され、終戦後の製粉、製めん等の復活によつて島内の人口が増加し、これに伴う生活物資はその大部分を移入にまつ実情となつているが、最近の経済情勢、ことに島内東部に所在する丸金しよう油会社の高賃金によつて給与生活者の生計はいちじるしい圧迫を受けているから、同町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県直島村の地域給に関する請願

請願者　香川県香川郡直島村長　宮本道衛（第二九五八号）

右の請願は、香川県直島村は、生活必需物資の生産が僅少であるため、その不足物資を高松市、玉野市よりの移入に依存している関係上、物価は両市を一割以上も上回る県下最高の物価地区であつて、公務員は生計上重大な支障をきたしているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県小松島市の地域給に関する請願

請願者　徳島県小松島市長　西岡喜平（第二九五九号）

右の請願は、徳島市の三級地指定が次期国会において確定せられるに対し、小松島市は依然二級地となつているが、徳島市と小松島市とは一体をなすものであつて、最近においては一大都市形態を整える上からも行政区画を一にする情勢にさえあるから、本市の地域給を徳島市と同様三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県鎮西村の地域給に関する請願

請願者　福岡県嘉穂郡鎮西村長　野見山福次郎（第二九六〇号）

右の請願は、福岡県鎮西村は、飯塚市に近接し、穂波村、二瀬町に隣接してこれら市町村と同一の環境にあり生活物資はこれらの市町村並に他郡市より移入する関係上かえつて高値の実情にあるにかかわらず地域差があるため人事行政等に困難をきたしているから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県小林市の地域給に関する請願

請願者　宮崎県小林市長　岡薗助左衛門（第二九六一号）

右の請願は、宮崎県小林市は給域給受給地として一級地の指定を受けているが、地理的に交通が不便である

上、必需物資の大半を他県より移入するため、物価が高く台風による被害により野菜類も移入される等、日常の生活に及ぼす影響がはなはだしくて従来より級地の引き上げ方を懇願してきたのであるが、この際特別審議により三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県椎葉村の地域給に関する請願

請願者　宮崎県東臼杵郡椎葉村　椎葉武（第二九六二号）

右の請願は、宮崎県椎葉村は、県の西北部、熊本県境に近く四方全く山、また山にかこまれた村で、日向市より七十三キロを距て、電源地として有名であり、本年八月九州一の大ダムが建設されることとなつているが、村内食糧自給は一箇月足らず残余は全部移入にまつ上、日常生活物資は輸送の関係上県内最高価を示し、その上ダム工事従業員によつて諸物価は一層つり上げられ公務員の生活は窮迫し、特に教職員は物価高の当村の来任を拒む現状であるから、本村を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県唐津市の地域給に関する請願

請願者　佐賀県唐津市長　清水荘次郎外一名（第二九六三号）

右の請願は、佐賀県唐津市は、近郊に唐津炭田をひかえ、石炭積出港としてまた玄海沿岸の魚介類の集荷港として船舶の出入が多い上に、福岡、佐賀両市に近接しているため、物価は両市と大差ない実状にあるから、本市の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県玉島市の地域給に関する請願

請願者　岡山県玉島市長　堀口功（第二九六五号）

右の請願は、生活費の大部分を占める岡山県玉島市の一般物価は、県下他市に比べ何等異るところがないのみか、一部の品によつては相当高値を示している状態であり、かかる実情下にある本市が、現在一級地の地域給地であつて近隣都市に比べて懸隔がはなはだしいのは不合理であり、本市在勤公務員は生活上困窮を極めているから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県玉野市の地域給に関する請願

請願者　岡山県玉野市長　太田尚衛（第二九六六号）

右の請願は、岡山県玉野市の地理的経済的環境が京阪神ブロックに包含されているため本市自体日用必需品の消費部面を賄いきれず、他の地域に依存している関係上物価は高騰の一途をたどり県下最高の物価高を示している。ことに民間の高賃金ベースは、官公職員の生活を窮地に追い込み人事行政等に困難をきたしているから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県里庄町の地域給に関する請願

請願者　岡山県浅口郡里庄町大字新庄五、九九一　村山正男（第二九六七号）

右の請願は、岡山県里庄町は、浅口郡の両端にあり、古来より大原焼の産地として知られ清酒、果樹園芸の特産地でもあるが、交通機関に恵まれ商工業が栄えている。しかるに人口に比して耕作面積が少く、野菜類を隣接笠岡市から移入するため生活費が高く、とりわけ繊維品、皮革製品等は岡山、倉敷、福山の二割高となつているから、当町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県江見町の地域給に関する請願

請願者　岡山県英田郡江見町長　江見秀夫（第二九六八号）

右の請願は、岡山県江見町は、姫路津山間に位置する国鉄姫新線沿線の消費地で、繊維品、野菜、果物、魚介を始め、日用雑貨の総てを阪神関門の遠地より移入しているため、物価は運賃加算中間業者の手数料等により、阪神地区および近郊都市をはるかに上回る状態にあるから、当町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県金川町の地域給に関する請願

請願者　岡山県御津郡金川町長　西井春一（第二九六九号）

右の請願は、岡山県金川町は、交通の要衝であるとともに同地方の中心地で、官公庁、学校、会社、工場等多数集合し、一方岡山市に近接しているばかりでなく、景勝地宇甘渓および旭川魚場の所在地であるため、観光客が多く、一般の生活水準も諸物価も岡山市と異るところない実情であるから、同町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県六條院町の地域給に関する請願

請願者　岡山県浅口郡六條院町地域給引上対策委員会内　清水和一（第二九七〇号）

右の請願は、岡山県六條院町は、浅口郡の中央に位し、バンコック帽子、麦わら真田、果樹の特産地であるが、農地面積が少いため、食糧の絶対量が不足し、消費地となつている上、生活必需品を県内外の各都市を経由している関係で、常に二割以上高い消費価格となつているから、同町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県倉敷市の地域給に関する請願

請願者　岡山県倉敷市長　高橋勇雄（第二九七一号）

右の請願は、岡山県倉敷市は、同地方唯一の交通の中心地であること、官公庁、学校、会社工場等が集中していること、地勢上から見ても岡山市と同一都市であること等を考慮せられ、同市の地域給を岡山市同級とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県大島村の地域給に関する請願

請願者　岡山県浅口郡大島村地域給引上対策委員会内　島村末活（第二九七二号）

右の請願は、岡山県大島村は、東に新興の玉島市に近く、西に目ざましい発展をとげている笠岡市に接しているため、物価は県下においても屈指の高騰地であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

一般職職員の地域給に関する請願

請願者　岩手県九戸郡長内町長　岩城惣一郎（第二九七三号）

右の請願は、昭和二十七年五月六日参議院において修正議決した政府職員の勤務地手当支給地域区分関係別表、実に公正妥当なものであるからは、すみやかにこれが改訂を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県平津村の地域給に関する請願

請願者　岡山県御津郡平津村長　丹原浩（第二九七五号）

右の請願は、岡山県平津村は、わずか道路一本を境として岡山市に隣接し諸物価も同市と全く差異ない実状にあるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県横井村の地域給に関する請願

請願者　岡山県御津郡横井村長　林曩（第二九七六号）

右の請願は、岡山県横井村は、岡山市に隣接して諸物価の供給を同市に依存しているため、諸物価は同市に比較して高くとも安くない現状であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県一宮村の地域給に関する請願

請願者　岡山県御津郡一宮村長　草野八治（第二九七七号）

右の請願は、岡山県一宮村は、岡山市に隣接し一般物価は同市に比較して差異が認められないばかりでなく、むしろ高価を示している実状であるから、本村の地域給を少くとも二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県赤崎町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県東伯郡赤崎町長　三好久義外一名（第二九八六号）

右の請願は、鳥取県赤崎町は、県下の約六割の大小型漁船を有しながら、港湾未完成のため、その大部分が境港を根拠としているので、漁町でありながら他の市町より魚価が高い状態である。加えて大阪営林局の直営による船上山の無尽蔵のブナ林を伐採し本町駅前から全国に搬出するため人夫の集団が多勢入町し本町の物価をつり上げており、また東に興亜紡工場西に日パ工場があつて物価高に油をそそいでいる現状であるから、本町の特殊事情を考慮して地域給は一割以上に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県根雨町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県日野郡根雨町長　松田寛一郎外二十名（第二九八七号）

右の請願は、鳥取県根雨町は、日野郡の政治、経済、文化の中心地であり純然たる消費都市であつて、一般生活必需物資は薪炭以外は主として米子市に仰ぎ、または境町および岡山県、島根県方面より移入する状況にあるため運賃、手数料等が加算されいずれも米子市より高値を示しているにかかわらず、米子市は地域給一級地に指定されている関係上、人事交流の不均衡は本町の政治、教育面に深刻な影響を与えているから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県智頭町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県八頭郡智頭町長　安東哲次郎外二十八名（第二九八八号）

右の請願は、鳥取県智頭町は、銘木智頭杉の主要産地であり、木材を通じて岡山、京阪神との経済的な関係が深く、商人の往来もひん繁であつて一般に物価は県内でも最高を示し、しかも耕地面積少く一般生活必需物資のほとんどを鳥取市ならびに京阪神方面に依存している情況にあるため物価は運賃、手数料等の加算により隣接の鳥取、津山両市より上位を占めている現状であるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県郡家町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県八頭郡郡家町長　中山一山夫外四十名（第二九八九号）

右の請願は、鳥取県郡家町は、鳥取市より汽車で二十分因美、若桜両線の分岐点で交通は至便で八頭郡の政治、文化の中心であり、近く隣接村合併の機運にあつてその人口は一万をこえる鳥取市、米子市、倉吉町につぐ町であるが、主食は需要をみたすに足らず、一般生活物資は鳥取、兵庫、津山方面より移入するため高物価となり公務員の生活は窮迫しているから、郡家町（国中、船岡、大御門、下私都村を含む）を地域給支給地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県浜村町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県気高郡浜村町長　地原重治外十八名（第二九九〇号）

右の請願は、鳥取県浜村町は、気高郡における行政、経済、文化の中心地であるが、一般生活必需物資を大部分鳥取市より、一部を大阪方面より仕入れている関係上物価は運賃、手数料等が加算されるため鳥取市、米子市または国内の主要地域に比し上位にあり、しかも浜村温泉、勝見温泉を始め本町附近の名所旧跡、海水浴場等への観光客は年間絶え間がなく、官公吏の生活は非常に困窮しているから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県水原町の地域給に関する請願

請願者　新潟県北蒲原郡水原町長　木村新一外七名（第二九九一号）

右の請願は、新潟県水原町は、先般参議院において地域給支給地に決定されたが如何なる理由か衆議院において否決され実現に至らなかつた。本町は農家、中小企業者、俸給生活者等よりなる蒲原平野の中心に位し、すでに地域給支給地に指定されている新潟市、新津市、亀田町等に介在しているため、物価はこれら市町村と差異がなく俸給生活者は極度の困窮を極めているから、すみやかに地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県瀬戸町の地域給に関する請願

請願者　長崎県西彼杵郡瀬戸町長　四辻芳雄（第二九九二号）

右の請願は、長崎県瀬戸町は、山を控え海に面しているとはいえ農海産物は、町全体の需要を充たすことはできず、かえつて野菜、魚類を含めた日常必需物資のほとんどを長崎、佐世保両市より移入しているため、物価は両市より高価につき、生計に大きな影響を与えている状態であるから、本町を長崎市と同等の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県櫟本町の地域給に関する請願

請願者　奈良県添上郡櫟本町長　中西与志一外七名（第二九九九号）

右の請願は、奈良県櫟本町は、新興丹波市町と人家密集のまま連接している上に奈良市郡山町に近接してこれらの都市の影響を受けて相当の物価高を示している現状であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県蒲郡、三谷両町の地域給に関する請願

請願者　愛知県宝飯郡蒲郡町長　舞田寿三郎外一名（第三〇〇一号）

右の請願は、愛知県蒲郡、三谷両町は、地域的において豊橋、岡崎両市の二大消費都市の中間に位し、人口密度は全国平均の二、五倍の上、農耕面積僅少であり、とりわけ終戦とともに年々上昇を示す繊維工業都市として、その業態、生活程度、物価高の面においては近隣豊橋、岡崎両市のもつ指数に比し何ら変らず、商業、工業ならびに観光都市として県下においては極めて特殊な状況下に置かれている現状であるから、右両町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県西阿知町の地域給に関する請願

請願者　岡山県浅口郡西阿知町長　岡本佐吉（第三〇〇二号）

右の請願は、岡山県西阿知町は、浅口郡の東端にあり古くより日本一の花むしろの特産地として知られているが、人口に比して農地面積が狭いため食糧物資の絶対量が不足し専ら消費地の現況である。しかして東に倉敷、岡山両市西に玉島、笠岡両市をひかえて生活程度がこれらの諸都市に比較してそん色ない現状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現

に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県壱岐郡の地域給に関する請願

請願者　長崎県壱岐郡武生水町本町壱岐支庁内　内海右金吾外四名（第三〇〇三号）

右の請願は、壱岐島は、九州における最大の消費都市福岡市から、海上わずかに三時間半の近距離にあり、経済上全面的に同市に直結し、主食を除き日常の生活物資は同市に依存する関係上、物価は福岡の物価に、運賃および滞貨料を加算するため、同市より概ね二割高の現状であるから、本島十二箇町村の地域給を全面的に三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県平町外二箇町村の地域給に関する請願

請願者　長崎県北松浦郡小値賀町長　近藤政敬外二十六名（第三〇〇四号）

右の請願は、長崎県平町外二箇町村は、北松浦郡の西北端に位し唯一の交通機関である定期船九州商船航路の最終地点になつている。しかしてこれらの町村はすべて生活物資を佐世保を始め遠くは福岡、大阪、東京方面から求めているため、物価はこれらの都市より平均二割以上高価であるから、右町村の地域給を三級地以上に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道浦河町の地域給に関する請願

請願者　北海道浦河郡浦河町長　嶋崎敏雄外三名（第三〇一二号）

右の請願は、北海道浦河町は、現在地域給一級地に指定されているが、消費水準は道内主要都市に近い環境にあるから、同町を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道新冠村の地域給に関する請願

請願者　北海道新冠郡新冠村長　十倉十六美外一名（第三〇一三号）

右の請願は、北海道新冠村は、他町村に比較して生活必需品の不循環が消費必要量との不均衡をきたし、物価は急速に高騰する等の物殊事情の下に、公務員の生活は正に困窮の極に達している状態であるから、地域給一、五割支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道幌泉村の地域給に関する請願

請願者　北海道幌泉郡幌泉村役場内幌泉地区全官公庁労働組合協議会内　中野忠次郎（第三〇一四号）

右の請願は、北海道幌泉村における自由物価価格は、道内主要都市を上回り、また日高管内浦河町を対象とした場合も、本村はそれ以上の悪條件下にあつて、北海道の最南端に位置する孤島にも等しいへき村に勤務する本村公務員の生活は正に困窮の極に達しているから、浦河町と同様一割の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県武豊町の地域給に関する請願

請願者　愛知県知多郡武豊町長　中川益平外十名（第三〇一五号）

右の請願は、愛知県武豊町は、知多郡の中心都市で、諸物価は近接の半田市および名古屋市に比しかえつて高価なものが多い実情であるから、地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県糸島郡の地域給に関する請願

請願者　福岡県糸島郡前原町八八　西見章路外一名（第三〇一六号）

右の請願は、福岡県糸島郡は、福岡市に隣接し、政治、経済、文化等すべて福岡市を中心として一単位に包含された立地條件に置かれているにもかかわらず、福岡市の地域給五級地、四級地に比べて二乃至三段階の低位な指定を受けているため、公務員の生活と人事運営等にはなはだしい困難と不便とをもたらしている状態であるから、福岡市と均衡のとれた級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県日下部、加納岩両町の地域給に関する請願

請願者　山梨県東山梨郡加納岩町加納岩小学校内　広瀬正美外二十三名（第三〇一七号）

右の請願は、山梨県日下部、加納岩両町区域は、中央線沿線有数の主要駅日下部駅を中心とし、終戦後急激に増加した官公署および各種事業団体が所在する同地方の中心地で、しかも日本カーボン、富士シルク、日本電化、太平醸造等めざましい発展をとげている民間会社の高賃金によつて、購買力高く、その上全国に知られた国際キャンプ場を控え物価はいちじるしく上昇し、小売物価指数は二級地甲府市と大差ない実情にあるから、同地区を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県川棚町の地域給に関する請願

請願者　長崎県東彼杵郡川棚町長　藤野英陽外二千百四十四名（第三〇一八号）

右の請願は、長崎県川棚町は、戦時中海軍工しようの設置に伴い耕地面積の減少、漁船の徴用等により半農、半漁の自給形態を破壊されたのみでなく、終戦による工員の定着および引揚者の関係も加わり急激に消費都市の形態に移り、また佐世保市に近接する関係上、経済的に同市の影響を受け、さらに警察予備隊の設置により相当の物価高を示しているから、同町を佐世保市同様地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県鎌ヶ谷村の地域給に関する請願

請願者　千葉県東葛飾郡鎌ヶ谷村長　浅海喜一外四名（第三〇二〇号）

右の請願は、千葉県鎌ヶ谷村は、交通に恵まれ、かつ都会に近接している関係上戦時中東京方面よりの疎開者により人口は戦前の二倍に達し、しかも主食をはじめ日常雑貨類等はすべて船橋および東京方面より運搬、販売されているため、物価は隣接の松戸、市川、船橋等の各市よりも高い現状であつて、村内公務員の生活は困窮を極めているから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県倉吉町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県東伯郡倉吉町長　早川忠篤外二十九名（第三〇二一号）

右の請願は、鳥取県倉吉町は、鳥取、米子両市の中間に位置し、日常生活物資の大半を両市および京阪神方面に依存しているため、運賃、手数料等がかさむので物価は前記両市より高い現状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県立倉吉農業高等学校所在地の地域給に関する請願

請願者　鳥取県東伯郡倉吉町長　早川忠篤外三十名（第三〇二二号）

右の請願は、鳥取県立倉吉農業高等学校所在地は、地域給支給地である東伯郡倉吉町に隣接し、学校の経済活動が倉吉町の経済圏内にあり、一方当校河北校舎も地域給支給地上井町に在り、本校のみ地域給支給地外にあることは、学校運営に均衡を失し教育効果を減殺することになるから、本校所在地を地域給支給地とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県日南市の地域給に関する請願

請願者　宮崎県日南市長　井戸川一外一名（第三〇二三号）

右の請願は、宮崎県日南市は、九州の最南端に位し、向背に山間へき地を控えて、俗に陸の孤島と呼ばれる如く交通の便が悪く、しかも日本パルプ工場の所在地としての工業都市であり、また油津港の隆盛は一段と同市の物価をつり上げているため、物価の高いことは県下随一であるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県水城村の地域給に関する請願

請願者　福岡県筑紫郡水城村長　松島徳蔵外三名（第三〇二五号）

右の請願は、福岡県水城村は、観光地という特殊事情を加えて福岡市に近接し、附近に警察予備隊、駐留軍労務者等の集団が数多いため、物価は他の市町村より一、二割割高を示している現状であるから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県安徳村の地域給に関する請願

請願者　福岡県筑紫郡安徳村長　禅院定吉外二名（第三〇二六号）

右の請願は、福岡県安徳村は、九州の雄都福岡市に近接し、その郊外村として同一経済圏内にあるのにいまだに地域給の指定から除かれているのは不合理であるから、本村を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県鶴来町の地域給に関する請願

請願者　石川県石川郡鶴来町鶴来小学校内　平松参郎外九名（第三〇二七号）

右の請願は、石川県鶴来町の近辺の金沢市、野々市町、松任町等はそれぞれ地域給地の指定を受けているが、これらの市、町と地域的経済的に密接な関係があり殆ど同一條件下にある鶴来町のみが、級地の指定をされないのは不合理であるから、同町を地域給支給地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県志賀島村の地域給に関する請願

請願者　福岡県粕屋郡志賀島村長　阿曇磯興外三百五十三名（第三〇二一九号）

右の請願は、福岡県志賀島村西戸崎地区は、駐留軍の駐留地であるため近年人口の膨脹が著しい上に炭鉱地区とともに野菜その他の農産物および鮮魚類は殆ど全部を福岡市より移入するため物価は福岡市以上である。香椎町の地域給地は四級地であるが、志賀島村は諸條件において同町より悪條件下にあるから、同村の地域給地を四級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県赤岡、岸本両町の地域給に関する請願

請願者　高知県香美郡赤岡町長　志摩村治外三名（第三〇三〇号）

右の請願は、高知県赤岡町および岸本町は、土讃線後免駅より東南方十キロ、香美郡南部に接続した重要地点に位し、産業、経済の中心をなしているが、消費都市として高知市等に依存する物価高は常に町民の経済生活をおびやかしている実情であるから、両町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府佐濃村の地域給に関する請願

請願者　京都府熊野郡佐濃村長　森善二外二名（第三〇三一号）

右の請願は、京都府佐濃村は、中郡と熊野郡を結ぶ唯一の交通機関丹後海陸交通の要点であるが、物資流入はすべて自動車を利用するためと地の利を得ないため物価は常に高額を示し、しかも生活必需品の大半を他地方からの移入に依存しており、さらに気候的、衛生的環境極めて悪く、生活のためには他町村に比し必要以上の支出を余儀なくされている実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府井手町の地域給に関する請願

請願者　京都府綴喜郡井手町長　木村延次郎（第三〇三二号）

右の請願は、京都府井手町は、南山城の中心にある人口五千余京都府下屈指の大きい町であつて、京都、奈良、大阪三都の中間に位し、国鉄奈良線玉水駅、奈良電鉄三山木駅、国道十五号線を通ずる京都奈良間バス等の交通事情も良好で、京都、奈良には三十分、大阪には一時間にて達する距離にあるため、諸物資の交流はひん繁で、物価は都市と何ら差異がないばかりかむしろ都市より高い状態であるから、本町の地域給二級地を四級地に引上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県古河市の地域給に関する請願

請願者　茨城県古河市長　小池宗次郎外二十四名（第三〇三三号）

右の請願は、茨城県古河市は、現在人口三万二千、当地方における商工業の中心地であつて、農家はわずかに全体の五・五パーセントに過ぎず純然たる消費都市であるが、交通至便で東京へわずかに一時間で達するため東京の郊外的色彩が強く、従つて物価は必然的に高騰し米麦、魚類等は県下最高を示し、殊に最近警察予備隊二千名の駐在が決定し、消費都市としての度を加えたため公務員の生活はますます苦しくなる一方であるから、本市の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県鉾田町の地域給に関する請願

請願者　茨城県鹿島郡鉾田町鹿島地方事務所内　小林芳文（第三〇三四号）

右の請願は、茨城県鉾田町は、霞ヶ浦の北東方、北浦の北端にあつて常磐線石岡駅より二十七キロ私鉄鹿島参宮鉄道で一時間余、東茨城郡南部一帯の行政、産業、教育、交通の中心地であり、農産物の集積地であるとともに遊興地として町全体が純消費地であるため、必需物資は直接東京より移入の影響を受けて高物価となり、公務員の生活は窮迫している上、優秀な人材の新採用はもち論人事交流上困難を感じているから、本町を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県佐原市の地域給に関する請願

請願者　千葉県佐原市長　坂本斉一外三十名（第三〇三五号）

右の請願は、千葉県佐原市は、周囲が生産地帯であるため、市内に居住する消費者階級の自由価高騰という奇現象を呈し、県下四級地の地域給地と対等の価格を示しているから、本市を三級地の地域給支給地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県吉浜町の地域給に関する請願

請願者　神奈川県足柄下郡吉浜町長　小沢新太郎外七名（第三〇三六号）

右の請願は、神奈川県吉浜町の物価は、熱海湯河原方面と殆ど変りなく物によつては、京浜地区はもち論温泉地よりも高いので、給料生活者の窮状は甚だしいものがあるから、同町の地域給を、湯河原、小田原地区同一地域給に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県真鶴町の地域給に関する請願

請願者　神奈川県足柄下郡真鶴町長　橋本徳治外六名（第三〇三七号）

右の請願は、神奈川県真鶴町は、小田原、箱根、湯河原および熱海と連さした遊覧地で、水田、畑作地等は皆無に近く消費都市的形態におかれているため、生活必需物資の入手に困難を極めている状態であるから同町の地域給を小田原、箱根地区町村および湯河原と同様三級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県豊川村の地域給に関する請願

請願者　神奈川県足柄下郡豊川村長　沖津徳蔵外十二名（第三〇三八号）

右の請願は、神奈川県豊川村は、地域給地三級地の小田原市に囲まれた生活経済、社会状態は、小田原市と同様で、ただ、行政上の区域のみが異つているのみである。地域給制度の基礎が生計費より算定されていることより考察して、同町の級地を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県下中村の地域給に関する請願

請願者　神奈川県足柄下郡下中村長　川本米三外二名（第三〇三九号）

右の請願は、神奈川県下中村は地域給二級地である足柄下郡前羽村、国府津町、および中郡二宮町と隣接しており経済事情が同様で、殊に新制中学が前羽村との組合立のため総ての行政、財政上支障を生じているから、下中村の地域級地を二級地に変更されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県岩村の地域給に関する請願

請願者　神奈川県足柄下郡岩村長　山本真一外八名（第三〇四〇号）

右の請願は、神奈川県岩村の物価は地域給二級地の前羽村、国府津町、酒匂町を下回るものは何一つなく、借家料等は新規編入の小田原市より高価で、生活程度、物価水準すべて二級地、三級地に匹敵しているため俸給生活の困窮は、甚しいものがあるから、同村の地域給を、格上げされたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県下曾我村の地域給に関する請願

請願者　神奈川県足柄下郡下曾我村長　長谷川実外八名（第三〇四一号）

右の請願は、神奈川県下曾我村は、足柄下郡の北端に位置し、交通の便に恵まれているため急速に発展し、生活水準も年々高まり、物価指数は本県他市町村に決して劣らない実情であつて、勤労者の大部分の者は東京、横浜、川崎、平塚、小田原等の上級地域給地へ通勤し、本村の人事行政等に困難を極めている実情であるから、地域給の等差を是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県上府中村の地域給に関する請願

請願者　神奈川県足柄下郡上府中村長　根本芳太郎外五名（第三〇四二号）

右の請願は、神奈川県上府中村は、消費物資の大部分を近県都市に依存しているため、結果はむしろ都市をしのぐ消費生活を余儀なくされている実情にある。最近は、交通の便を利用して遠路通勤者が激増しつつあり、当村所在の官庁、事務所、学校等は人事の編成すら阻害されている現状であるから、地域給の等差を是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県片浦村の地域給に関する請願

請願者　神奈川県足柄下郡片浦村長　原辨梁外四名（第三〇四三号）

右の請願は、神奈川県片浦村は、小田原市に接続し近年東海道線ならびに

熱海街道の交通機関整備充実により現在においては自治行政の区分があるのみで経済文化の面においては全く同市と一体融合的な生活機構が構成され、その生活程度においても何ら同市と異なるところがない実状であるから、同村の地域給を小田原市なみに引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県福浦村の地域給に関する請願

請願者　神奈川県足柄下郡福浦村長　高橋柳吉外五名（第三〇四四号）

右の請願は、神奈川県福浦村は、昭和九年丹那トンネルの開通とともに美しい風光とあわせ夏は涼しく冬暖いため次第に別荘地として発達し、さらに近くに箱根、湯河原、熱海等の温泉地をひかえているので、生活程度も高く従つて各種物価も他市町村に比較にならぬ位高い実状であるから、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県岡本村の地域給に関する請願

請願者　神奈川県足柄上郡岡本村長　石川孝吉外三名（第三〇四五号）

右の請願は、神奈川県岡本村は、小田原市と南足柄町との間に挟まれた村で、経済文化の面において小田原と近似しており生活費も殆ど変るところがない。しかるに、小田原市の地域給地が三級、南足柄町が二級であるのに同村が一級地となつているため、教育上の支障ばかりでなく経済的文化的発展を妨げる一大障害となつているから、同村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県矢本町の地域給に関する請願

請願者　宮城県桃生郡矢本町河戸七九　近江義雄外十四名（第三〇四六号）

右の請願は、昭和二十六年十月以降宮城県矢本町は、一級地として地域給を支給されてきたが、その後急速なる本町発展の状況は地区勤労者の経済生活を極めて困難なる状況に追いこんでいるから、二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県赤湯町の地域給に関する請願

請願者　山形県東置賜郡赤湯町大字赤湯九四四赤湯郵便局内　花輪伝市外百二十名（第三〇四七号）

右の請願は、山形県赤湯町は、同地方における物価の高いところとして知られ、現在では、山形、米沢、両市に比し一割近く上つている状態で、同町在勤公務員の生活は、他町村に勤務する公務員と比べ甚しいへだたりを生じているから、同町の地域給地を二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県築上郡の地域給に関する請願

請願者　福岡県築上郡三毛門村　清田藤吾外一名（第三〇四八号）

右の請願は、福岡県築上郡の経済事情は、北九州都市に依存しており加えて朝鮮動乱の影響を受けて、本郡内の築城、八津町の両町は、地域給地二級の指定を受けたが、均衡上椎町町を二級、下城井、葛城、西角田三村一級に、また山田村黒土村を一級、吉富町を二級、南吉富村を一級、にそれぞれ指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道栗山町の地域給に関する請願

請願者　北海道夕張郡栗山町長　藤田佐一外二名（第三〇五二号）

右の請願は、北海道栗山町の一般物価は、交通至便なため大都市に購買力が吸収され、従つて物資の豊富な割合に消費率が低くかつ物資の仕入れ段階が多く自然その小売価格も高価となつており、しかも民間企業の勤労者と公務員との給与差が大きい等一般公務員の生活は窮境に追い込まれているから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道余市町の地域給に関する請願

請願者　北海道余市郡余市町長　坂本角太郎外二十五名（第三〇五三号）

右の請願は、北海道余市町は、隣接小樽市の経済圏に属し、生活の実態は小樽市と全く同様の状況であり自由物価はかえつて逆に上回つている状態であるから、本町の地域給を小樽市と同級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県裾野町の地域給に関する請願

請願者　静岡県駿東郡裾野町長　藤原重治外八名（第三〇六二号）

右の請願は、静岡県裾野町は、旧泉、小泉両村を合併して本年四月一日を以つて町制を施行した新生都市であるが高物価であるため俸給生活者は隣接の二級地三島、沼津へ出向く者が非常に多く本町行政の運営は困難を極めているから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。こ

こに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県小山町の地域給に関する請願

請願者　静岡県駿東郡小山町長　湯山正平外九名（第三〇六三号）

右の請願は、静岡県小山町は、経済、交通、地形等の状態から京浜地方を始め藤沢、平塚、小田原の各市地域に通勤するものが多く、これらの通勤者は町内公務員より上級の地域給を受けている関係上生計に不均衡を生じ、しかも本町は生産物にとぼしく魚類、青果物等を河津、小田原、平塚方面より移入しているため高物価にあり、町内公務員の生活は困窮を極めているから、地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県城見村の地域給に関する請願

請願者　岡山県小田郡城見村長　松浦鼻外三名（第三〇六四号）

右の請願は、岡山県城見村は、笠岡、福山両市の中間である関係上、物資その他経済的影響を受けることは極めて敏速であり、かつ耕地ことに田地の狭あいない本村としては主食その他一般の生活物資は高騰するばかりであつて、村内公務員は日々の生活にますます脅威を感じている実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県神島外町の地域給に関する請願

請願者　岡山県小田郡神島外町大字外浦二、五五一　渡辺重治郎外八名（第三〇六五号）

右の請願は、岡山県神島外町は、県西南端島嶼部の要衝に当り北に笠岡市、北西西に海上約五海里距る福山市南に白石島村、北木島町等を控えれら衛星町村の物資の集散地として経済的にも文化的にも重要な役割を果しつつありとくに化学工業の発展は活況を呈しているが生活必需物資の大半を他地方の移入に依存しており、しかも海上輸送運賃の高率なため価格高騰をきたしているから、本町を地域給地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県添田町の地域給に関する請願

請願者　福岡県田川郡添田町添田中学校内　梅田録郎外二十五名（第三〇六六号）

右の請願は、昭和二十七年六月十二日付官報に福岡県添田町の内大字添田および庄地域のみが地域給四級地として発表されその他の地域は三級地として取り残されているが、此の狭い町内で地域給の格付が二段階に分れたことはどの角度から見ても不合理と矛盾であるから、全町を一律に四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県知事　重成格（第三〇六七号）

右の請願は、今回の地域給追加修正市町村との均衡上、鹿児島県鹿児島市、鹿児島郡を三級地に、鹿屋市、川内市、枕崎市、串木野市、指宿町、山川町、西土表町を二級地に、阿久根市、加世田町、伊集院町、岩川町、末吉町、大口町、隼人町、国分町、宮出城町、米土津町、串良町、伊作町、財部町、鶴娃町を一級地にそれぞれ引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県串木野市の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県串木野市長　橋口行彦（第三〇六八号）

右の請願は、鹿児島県串木野市は、鹿児島市、川内市の中間に位する生活費ならびに物価のいちじるしく高い地域として県下の定評地であり、とくに戦災都市としていまなお住宅不足を訴え市内公務員の生活は高物価と住宅難にあえいでおり、さらにマグロ遠洋漁業の南進基地としてまた神岡、日本鉱業の金山を有する鉱山都市としての隆盛は公務員の生活を一層苦境に陥れているから、本市の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県川内市の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県川内市長　岩満重（第三〇六九号）

右の請願は、従来一級地として指定を受けた鹿児島県川内市の級地は、県内他町村および隣県類似市に比較するときいちじるしく不均衡であつて、これは明らかに級地決定の根拠とした資料の不合理性に基くものであると思われるから、本市の実情を検討し級地の引き上げを行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県伊作町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県日置郡伊作町長　松元信蔵（第三〇七〇号）

右の請願は、鹿児島県伊作町は、日置郡南部における政治、経済、文化の中心地であり、南薩唯一の温泉である伊作温泉をはじめ砂丘湖および海水浴場等を有しているが、地勢上消費物資の大部分を町外に依存している実情にある上に、遊客が需要する消費物資の量も相当の額にのぼり、自然本町の物価を引き上げる結果となり俸給生活者は高物価にあえいでいるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意

の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県国分町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県姶良郡国分町長　吉満定一（第三〇七一号）

右の請願は、鹿児島県国分町は、姶良郡東部九箇町村の政治、経済、文化の中心地であるが、鹿児島市につぐ県下第二位の人口を有し、しかも生活必需品のほとんど大部分を鹿児島市等に依存しているため、物価は同市を上回る実情であるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県米ノ津町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県出水郡米ノ津町長　土屋清人（第三〇七二号）

右の請願は、鹿児島県米ノ津町は、海陸交通の要衝としていんしんを極め、諸物価は近接水俣市より平均一割以上の高率を示しているから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県財部町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県曾於郡財部町長　谷口治秀（第三〇七三号）

右の請願は、鹿児島県財部町は、曾於郡の北端に位し、都城市と隣接して同一の経済圏内にあるため、物価その他は同市と同様であるから、本町の地域給を都城市と同等に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県大口町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県伊佐郡大口町長　園田長仁外四百四十六名（第三〇七四号）

右の請願は、鹿児島県大口町は、南に鹿児島市十八里、東北に人吉市八里、北に水俣市八里、西北に阿久根市八里、西に川内市十二里と市制施行の地域に囲まれ、産業的には地勢、気温等により本町の特殊事情が構成されて物価、生計費、生活程度等は極めて鹿児島市に近似するの状況で、郡部各主要町村の比ではなく、県内一級地町村と同等であるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県頴娃町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県揖宿郡頴娃町長　榊井栄吉外十五名（第三〇七五号）

右の請願は、鹿児島県頴娃町は、鹿児島市の南方六十八キロ、人口二万九千を有する南薩の産業、教育、文化の中心地で、戦災からの復興もめざましく上水道は町内全戸に通じ五キロに及ぶ補装道路の完成によつて完全に都市的様相を呈し、でん粉、搾油工業発達いちじるしく、金山の再開、年産二万トンに及ぶ砂金の採取等により活気を呈するばかりでなく、山川、枕崎間の鉄道開通問題の解決、さらに大川港の第一種漁港許可によりかがやかしい発展を約束されているのであるが、地理的関係により運賃、中間業者の介在等により物価は常に高く近時急にこの傾向がいちじるしいから、本町を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県串良町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県肝属郡串良町地域給引上期成同盟会内　北田武盛外二十八名（第三〇七六号）

右の請願は、鹿児島県串良町は、鹿屋市と境をなし同市の郊外地としての性格を持ち、生活必需品の購入はほとんど鹿児島ならびに鹿屋市を経て当町に仕入れられ、消費面においては旅費運賃等の増加によつてむしろより高い消費生活を続けている現状であるから、本町を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県枕崎市の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県枕崎市長　山之内梓外二十名（第三〇七七号）

右の請願は、鹿児島県枕崎市は、日本最南端都市として南薩半島地方の経済文化等の中心であると同時に全国にもまれな季節台風通過都市としての特異な環境下にあり、年々累次の災禍の中に経済諸條件の異常な変動負荷とたたかいながら建設発展に死力を尽している実状であつて、この特殊性に基いて現在の地域差指数においても現二級地である鹿児島と比較しても実状において高指数位にあり、現在の一級地のままうち置かれることは本市の行政上、財政上ならびに人事管理上重大なる支障を負わされる実状であるから、本市の地域給を鹿児島市なみに引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県宮之城町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県薩摩郡宮之城町長　手塚城（第三〇七八号）

右の請願は、鹿児島県宮之城町は、薩摩郡の北部いわゆる祁答院十箇町村の中心地として古くから県下に知られている。しかして南に六里余を隔てて川内市北に隣接して出水町、西に阿久根市、東に八里余りを隔て大口町があり地理上からも北薩の主要都市を形成しているため、本地方政治の中心地であるのは勿論、教

育、文化、交通、産業その他あらゆる施設が在り、公務員の数、生活状態等においても隣接川内、阿久根両市に比較してそん色のない実状であるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県指宿町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県揖宿郡指宿町長　肥後正樹（第三〇七九号）

右の請願は、鹿児島県指宿町は、鹿児島市を南に距ること四十八キロ薩摩半島の一角に位し、古くから地方的政治、経済、文化の中心地として、また観光温泉都市として著名である。しかし当所の物価は他市町村より常に高く、特に物価指数は鹿児島市を上回つている実状であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県隼人町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県姶良郡隼人町長　末永武蔵外二名（第三〇八〇号）

右の請願は、鹿児島県隼人町は、鹿児島市を隔たる二七・九キロ同市の経済圏内にあり、あたかもその郊外の性格を帯びていることは、隼人駅の一日乗車人員五千四百人、降車人員五千三百人の数がこれを物語つている。しかして日常必需品の大半を鹿児島市より移入する関係上物価は運賃諸掛分だけ高価格となつている実状であるから、本町の地域給を鹿児島市なみに引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県上田市の地域給に関する請願

請願者　長野県上田市長　水野鼎蔵外二十六名（第三〇八一号）

右の請願は、長野県上田市は、千曲川に沿うわずかな平地を中心として周囲は富士火山脈に連なる山また山に囲まれている小都市で、東信地方の中心地でありながら段々傾斜地のしかもへき地であるため、交通の便も思うに委せず、生産面においても主要食糧を始めそ菜類の多くは近郡市より移入しているので一般物価は大都市に匹敵する実状であるから、本市の地域給を二級地に改訂されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県西大寺町の地域給に関する請願

請願者　岡山県上道郡西大寺町長　家野猛之外十六名（第三〇八二号）

右の請願は、岡山県西大寺町は、(一)地域給指定の遅れたため同一状況下の地域に比し一級または二級の格差を生じて不利な立場にあること、(二)地区内には有力な民間事業場が多くその従業員の給与、福利施設等と一般公務員のそれとは大きな距りがあること、(三)岡山市に近接して交通、文化、経済面とも何等差異がないこと、(四)近く附近町村の合併による大西大寺市実現の機運が濃厚で岡山市をしのぐ海陸の要衝となることは明らかであり、従つて町は活況を呈しているが、物価は高く公務員の生活は非常に苦るしいこと、(五)公務員数は笠岡、玉島両市よりも多く児島市の二倍に近い等の諸事情考慮の上、同町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県黒崎町の地域給に関する請願

請願者　岡山県浅口郡黒崎町地域給引上対策委員会内　岡部茂興（第三〇八三号）

右の請願は、岡山県黒崎町は、浅口郡の中部海岸に面し、古くより清酒のじよう造、水産加工、製帽、果樹園芸および葉煙草の特定地として知られ、西に笠岡市、東に玉島市、倉敷市、岡山市をひかえて生活程度が他の町村に比較して相当高い実状であるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県富田村の地域給に関する請願

請願者　岡山県浅口郡富田村長　大江術之（第三〇八四号）

右の請願は、岡山県富田村は、国鉄山陽本線玉島駅と金光駅の中間に位し、玉島市の都市計画に編入されている村であるが、文化の程度が高く、生活程度も高いため、民間給与よりいちじるしく給与の低い公務員の生活は深刻な不安を受けているから、玉島市および長尾町に準じて勤務地手当を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県吉岡村の地域給に関する請願

請願者　岡山県久米郡吉岡村杉本義夫外五名（第三〇八五号）

右の請願は、岡山県吉岡村は、東洋一を誇る同和鉱業株式会社の鉱業所が所在するため、同所従業員およびその家族の生活が同村の物価に大きな影響を与え、一般公務員の生活に多大の圧迫を与えているから、同村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府大江町の地域給に関する請願

請願者　京都府加佐郡大江町長　高宮岩次郎（第三〇八六号）

右の請願は、京都府大江町は、福知山、綾部および舞鶴市の中間に位し、生計費、文化および交通はその影響をうけ右三市と何らの差異を認め難いから、同町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県呉市の地域給に関する請願

請願者　広島県呉市長　鈴木術外三十四名（第三〇九〇号）

右の請願は、広島県呉市は、広島市と同一経済圏内にあつて両町の物価は全然同一であるから、本町の地域給を広島市同等に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県美川町の地域給に関する請願

請願者　石川県石川郡美川町原田武夫外九名（第三〇九一号）

右の請願は、石川県美川町は、二級地である金沢市および松任町と、二級地引上運動展開中の小松市との中間にあつて、経済、通商、産業のすべてが両市と離れ難い関係にあり、物資の大部を両市々場から購入するため物価は金沢、松任よりはるかに高く、かつ勤務する職員大部分が各市町より通勤している状態で何等指定市町と変るところがないばかりでなく、当町に所在する建設省中部地方建築局金沢工事事務所人員百二十名は既に二級地の勤務地手当を支給されているのであるから、諸事情賢察の上当町を是非地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道帯広市の地域給に関する請願

請願者　北海道帯広市長　佐藤亀太郎外三十一名（第三〇九三号）

右の請願は、北海道帯広市の物価は、札幌、小樽、旭川各市に比して非常に高く、しかも北海道における最も寒い地域であり一般公務員の生活はこれらの悪條件とともに困窮を極めているから、本市の地域給を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道弟子屈町の地域給に関する請願

請願者　北海道川上郡弟子屈町長　佐藤惣五郎外二名（第三〇九四号）

右の請願は、北海道弟子屈町は、生活必需物資の生産少く主食を始め魚介類、衣料品その他日用品はすべて全道一高価の定評ある釧路市を仕入先としているため物価は全国的にも極めて高い実情であるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県香西町の地域給に関する請願

請願者　香川県香川郡香西町香西郵便局内　平尾栄一外二名（第三〇九五号）

右の請願は、香川県香西町は、高松市に隣接し日常生活物資はほとんど同市より仕入れている関係上消費物価は同市と大差ない実状であるから、同町を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県鈴鹿地区の寒冷地手当に関する請願

請願者　三重県鈴鹿郡加太村加太村郵便局内　坂直次郎外二十三名（第三〇九六号）

右の請願は、三重県鈴鹿地区は、西北より西にかけて鈴鹿山脈を仰ぎ、西北より南西にかけて仙ヶ岳、野登山、明星ヶ岳、錫杖ヶ岳等の山岳がそびえたつて、台地状の地形をなしているため、冬期間は鈴鹿おろしが膚をつんざき、気温もいちじるしく降下し、積雪も三十五センチから四十五センチという有様で除雪、防寒費等の増高によつて、本地区在勤公務員の生活は困難を極めているから、本地区を寒冷地手当支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県大間々町の地域給に関する請願

請願者　群馬県山田郡大間々町長　北村吉三郎外十一名（第三〇九七号）

右の請願は、群馬県大間々町は、桐生市に隣接し、市場物資等は同市を経由してくるため物価は同市以上である。さらに奥日光国立公園ならびに赤城山観光地を目近にひかえて本町に来遊するもの多く、これが物価騰貴に拍車を加えている実状であるから、同町を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県員弁町の地域給に関する請願

請願者　三重県員弁郡員弁町長　太田嘉太郎外百四十四名（第三〇九八号）

右の請願は、三重県員弁町は、員弁郡の産業経済文化の中心地で諸官庁、各種団体連合会の事務所があり外三重交通の四駅が設置されているため、毎日人の出入が多く、その影響を受けて生活程度が相当高く、生活必需品が高いため公務員の生活は困窮しているから、同村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
公務員に対する石炭手当増額等の請願
請願者　北海道小樽市議会議長　岩谷静衛（第三一〇三号）
右の請願は、国家公務員ならびに地方公務員に支給される石炭手当を実質価額とするとともに石炭手当および寒冷地手当に課税しないよう法的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
京都府舞鶴市の地域給に関する請願
請願者　京都府舞鶴市長　嵯峨根達雄外一名（第三一〇四号）
右の請願は、京都府舞鶴市は、講和発効後の特殊事情により他の六大都市に比して物価も大差ない実状であるから、本市の地域給を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道厚岸町の地域給に関する請願
請願者　北海道厚岸郡厚岸町長　岸田利雄（第三一〇五号）
右の請願は、北海道厚岸町は、地勢上陸路は海にさえぎられているため一隻の渡船によりかろうじてその交通を得ている実情にあり、従つて旭川、帯広、釧路等に供給を受けている生活必需物資は運賃、航海賃等が加算され他に見られない物価の高騰を生活の上に受け入れざるを得ない実情にあるから、釧路市と同様の二級地の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道白糠町の地域給に関する請願
請願者　北海道白糠郡白糠町尾原力男（第三一〇六号）
右の請願は、北海道白糠町は、交通不便で生活物資をすべて全国的、全道的に物価の高い釧路市に求めているため物価指数は、全道的に高く、公務員の生活は困窮しているから、本町の地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道釧路市の地域給に関する請願
請願者　北海道釧路国支庁長　上野謙三郎外九名（第三一〇七号）
右の請願は、北海道釧路市は、米の非生産地であり、かつ雑穀すら生産せず、衣食両面においても国内に比較して最悪の條件下にあると思われ、さらに消費必需物資のすべてを移入にまたなければならないにかかわらず中央より最も僻遠の地にあるため、輸送費等が加算された物資を消費しなければならない等、地域給の支給條件を備えているから、本市を札幌、小樽両市と同等の級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道阿寒村の地域給に関する請願
請願者　北海道阿寒郡阿寒村長　小村義馬外一名（第三一〇八号）
右の請願は、北海道阿寒村は、寒冷単作地帯であり、衣食両面においてもまれに見る最悪條件下にあつて、消雪都市もまた交通不便なるため輸送費、時間的遅滞等も余儀なくされ多額のマージンを加算された物資を消費しなければならない現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
埼玉県川越市の地域給に関する請願
請願者　埼玉県川越市長　伊藤泰吉外四十四名（第三一〇九号）
右の請願は、埼玉県川越市は、日を逐つて発展する東京都（池袋）、大宮、浦和市等へ近距離にあり、加うるに近時池袋方面に流出する顧客吸収のため本市の各商社は相当の経費を投じ経営に当り、従つて川越市の物価はこれらの都市に比し劣るところがない実情であるから、すみやかに地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
静岡県吉原市等の地域給に関する請願
請願者　静岡県吉原市長　鈴木清一外五十三名（第三一一〇号）
右の請願は、静岡県富士宮市、吉原市、富士町は、全国第一の紙生産地である富士南麓地帯に位置し、当地方の経済は常に活発な動きを示し、工場労務者の消費地として物価は全国他都市に比較していちじるしく高いばかりでなく、これらの勤労者の給与に比し公務員の給与ははなはだ低いため生活は非常に困難な状態であるから、現在の地域給一級地を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岐阜県赤坂町の地域給に関する請願
請願者　岐阜県不破郡赤坂町赤坂町全官公署地域給引上対策委員会内　清水賢治（第三一一一号）
右の請願は、岐阜県赤坂町は、西濃屈指の工業地で、ことに大理石、石灰の特産地として知られているが、石灰は全国生産の約三分の二を生産し、全国各地に販路を有しているため、日常生活に要する物価においても他都市に比して大差なく、しかも道路をはさんで二級地大垣市に接しているため、物価は大垣市と同じ実情にあるから、同町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これ

が実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県小松市の地域給に関する請願

請願者　石川県小松市長　和田伝四郎外二十五名（第三一一二号）

右の請願は、小松市は、石川県第二の都市として加南地区の中心をなしており、消費都市的性格が強く、一方非戦災都市であるため、戦災者や引揚者等の転入によつて人口がいちじるしく増加しているばかりでなく、経済的には京阪神地方と密接に関係しているため、生計費も京阪神地区と変らず、その上年間四箇月間の積雪は同地の生活に大きな脅威を与えているから、同市を地域給二級地とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県佐治町の地域給に関する請願

請願者　兵庫県氷上郡佐治町佐治小学校内　芦田与兵衛外百四名（第三一一三号）

右の請願は、兵庫県佐治町は、古くから町制をしき、文化と物価の高い町として知られているが、ことに近年姫神、中丹、全丹等のバス乗り入れによる交通網の発達は、同町と福知山京都方面、阪神方面、但馬方面等の各都市との交流をひん繁にし、生活費の膨張は郡内随一となつているから、同町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県谷山町外二箇村の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県鹿児島郡谷山町長　桑鶴実外十二名（第三一一四号）

右の請願は、鹿児島県谷山町、吉田村および西桜島村の三町村は、鹿児島市の周辺地区で、政治的経済的文化的には、同市の圏内にあるから、右三箇町村の地域給を鹿児島市同級三級地とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道網走支庁管内の地域給に関する請願

請願者　北海道網走市長　吉田栄吉外一名（第三一一六号）

右の請願は、北海道網走支庁管内においては、網走、北見両市の外は一町村も地域給の指定を受けず、地理的條件を考えても北辺の当地区は物価高で不合理を感じているから、本支庁管内の網走、北見両市を三級地、紋別、遠軽、美幌、斜里、津別、常呂、留辺蘂、訓子府、女満別、置戸、滝ノ上、雄武、興部の十三町を二級地以上にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道江別町の地域給に関する請願

請願者　北海道札幌郡江別町長　古田島薫平外二十四名（第三一一七号）

右の請願は、北海道江別町は、札幌市の隣接町として発展してきたが、現在札幌市への通勤者は三千二百人を超え、同市の住宅地の観を呈し、一方生活物資を札幌、小樽の両市から仕入れる関係上物価は札幌市を上回つているから、本町の地域給を札幌市と同様の級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道岩内町の地域給に関する請願

請願者　北海道岩内郡岩内町長　山本律外二十八名（第三一一八号）

右の請願は、岩内町は、北海道西海岸における機船漁業の根拠地としてその経済状況は漁業および水産加工が中心産であるが、商業的には小樽、札幌の商業圏に包含され生活物資の多くは札幌より移入しており、函館本線沿線の倶知安町、余市町等より価格においてほとんどすべてが上回つている状態であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道訓子府町の地域給に関する請願

請願者　北海道常呂郡訓子府町長　谷本泰三郎（第三一一九号）

右の請願は、北海道訓子府町は、北見市の郊外的隣接町であつて、同市と何等異る点がなくむしろ諸物価等においては同市を上回つている状態であるから、本町を北見市と同様の地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道雄武町の地域給に関する請願

請願者　北海道紋別郡雄武町長　山崎進（第三一一一〇号）

右の請願は、北海道雄武町は、全く交通の便悪く、従つて他地方からの移入に依存している生活諸物資は、輸送費が加算されるため高く、公務員の生活は苦しくなり従つて職責完遂の意欲を失い、他町村への転勤転職を策する結果を招来し、公務遂行上重大なる支障をきたすのみでなく、町発展に一大とんざをまねくことを憂慮されるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道興部町の地域給に関する請願

請願者　北海道紋別郡興部町長　桑辺長太郎（第三一二一号）

右の請願は、北海道興部町は、網走支庁管内の西北端に位し上川支庁管内に近接する辺境にあり、地勢的に恵まれないため、主食をはじめ生活必需物資を他地方よりの移入に依存している関係上近接の名寄町、紋別町よりも高物価であるから、本町を名寄町と同様の地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県観音寺町の地域給に関する請願

請願者　香川県三豊郡観音寺町長　守武芳太郎外一名（第三一二五号）

右の請願は、香川県観音寺町は、高松、丸亀、坂田の三市とともに本県の四大都で、丸亀、坂田の二市と市街地構成部分のみを比較した場合、面積、人口はもちろんのこと経済的事情についても何等の差異を認められないにもかかわらず地域給において本町のみを下級地として置くことは本町公務員の志気にも影響し、ことにひん繁に行われる四都市間の人事交流に不都合を生ずる事例が多々あるから、丸亀、坂出両市と同様の二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道様似町の地域給に関する請願

請願者　北海道様似郡様似町長　留目四郎外二名（第三一二六号）

右の請願は、北海道様似町は、北海道の最南端に位置する地理的な悪條件にわざわいされて消費生活必需品の自由価格は、札幌市および浦河町を上回る数字を示している実態であるから、同町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県鏡島村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県稲葉郡鏡島村長　川瀬勇（第三一二七号）

右の請願は、岐阜県鏡島村は、産業および地勢等より見て、岐阜市の一部をなしており、従つて経済的事情は岐阜と同一であり、とくに生鮮食料品、燃料等は却つて一、二割高価であるため、在勤公務員の生活に深刻な影響を与えているから、同村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜市の地域給に関する請願

請願者　岐阜市長　東前豊外二名（第三一二八号）

右の請願は、総理府統計のC・P・Sのみを勤務地手当の基準とすることは不備であり、ことに岐阜市の場合は、諸物価の最も低い時に調査されたため、ひどく妥当性を欠いている。同市は、名古屋および一宮市に近接し、しかも東海道沿線中静岡、浜松とともに活気ある都市として認められており、消費都市的性格を一宮市と同じくしているから、同市の地域給を三級地に修正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県中津川市の地域給に関する請願

請願者　岐阜県中津川市長　市岡訒介（第三一二九号）

右の請願は、岐阜県中津川市は、昭和二十三年九月に地域給乙地に指定され、以来物価生計調査等科学的調査の結果に基き用地の指定獲得に努力してきたが、昭和二十五年十二月法律第二百九十九号給与ベースの改訂によりかえつて支給率を低下されるに至つた。しかしながら民間給与においては全国平均給与水準を三十パーセント以上も上回る工場が多数所在し、依然物価は高水準を続け、公務員の生活は困窮を極めているから、本市を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県大井、長島両町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡大井町長　松下辰造外一名（第三一三〇号）

右の請願は、岐阜県大井町は、観光地恵那峡を有し、春から秋にかけての名古屋方面からの観光客が非常に多く、また岐阜療養所長期入院患者への訪問者多く当町の物価と生活水準に及ぼす影響は多大であり、しかも当町は諸物資をすべて名古屋より搬入しているため郡内交通の要点をなしている中津川町と生活様式、物価等は何等異なるところがないから、本町を中津川町同様一級地の地域給地に指定せられるとともに本町と密接な関係にある長島町も同様の級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県付知町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡付知町長　長谷川満二（第三一三一号）

右の請願は、岐阜県付知町は、木材工業の町としてその生産品は東京、大阪、名古屋の大都市はもち論遠く海外にまで販路をもつている。さらに最近における木材およびその生産品の高騰は当町の物価高に拍車を加えている実状であるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県明知町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡明知町長　安藤伊兵衛外十一名（第三一三二号）

右の請願は、岐阜県明知町は、物価高の陶町とはわずかに自動車で十五分の近距離にあるのと、周囲が農村であるにかかわらず耕地がすくないため野菜類等はほとんど名古屋方面より移入する始末で物価の高いことは他の町村と比較にならない実状であるから、本町の地域給を隣接陶町と同様に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県坂本村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡坂本村長　糸井川政一外六名（第三一三三号）

右の請願は、岐阜県坂本村は、人口七千三百余人にて恵那郡一市二十九箇町村中第四位にあり、生活物資はすべて名古屋方面より中津川市大井町市場を経由して流入されるため、物価指数は中津川市大井町と何ら変るところがない実状であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県坂下町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡坂下町長　吉村新六（第三一三四号）

右の請願は、岐阜県坂下町は、町制施行以来四十余年の歴史を有し、観光方面よりみても町内を南流する木曾川は賤母渓谷、龍宮峡の名勝地であり、附近には日本百景田立の滝、賤母公園等があつて春秋二季には臨時列車が名古屋より坂下駅まで運転されるなど人の往来はひん繁である。また一面、産業方面では木材の高騰により附近一帯に官有林を含むぼう大な山林資源を要する当町が経済的に恵まれたのと耕地に乏しく野菜等においても他地方からの移入が多く、かつ海に遠いため一般食糧品物価はいちじるしく高価であり、さらに木曾と隣接する寒冷地のため冬期間の光熱費、被服費等の支出がかさんでいるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県落合村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡落合村長　井沢兵次郎（第三一三五号）

右の請願は、岐阜県落合村は、中津川市に隣接して生活必需物資を同市に依存しているため、運搬費加算により物価指数は同市より高い実状であるから、本村の地域給地を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県広見町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県可児郡広見町長　金子灘外九名（第三一三六号）

右の請願は、岐阜県広見町は、可児郡の中央に位する商鉱業地として多治見市、美濃太田町に近接し、交通に恵まれている関係上多治見はもちろん岐阜、名古屋方面に通勤するもの多数あり生活様式も岐阜、名古屋と異るところがなく、物価においては生活必需物資の大半を名古屋、岐阜の各市場より搬入しているため自然これら都市より高位の実情であるから、本町ならびに隣接の今渡町の一部になる今広町を含め地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県大湫村の寒冷地手当に関する請願

請願者　岐阜県土岐郡大湫村長　足立潔外五名（第三一三七号）

右の請願は、岐阜県大湫村は、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法第二條第三項の規定に基き昭和二十七年三月三十一日積雪寒冷単作地区として指定されたから、恵那郡内町村と同様国家公務員に対する寒冷地手当および石炭手当の支給に関する法律および同法支給規定により一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県曾木村の寒冷地手当に関する請願

請願者　岐阜県土岐郡曾木村長　浦野聞平外六名（第三一三八号）

右の請願は、岐阜県曾木村は、昭和二十七年三月三十一日附で積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法による積雪寒冷単作地区として指定されたから、国家公務員に対する寒冷地手当および石炭手当の支給に関する法律に基く寒冷地支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県鶴里村の寒冷地手当に関する請願

請願者　岐阜県土岐郡鶴里村長　鈴木国衛外十二名（第三一三九号）

右の請願は、鶴里村は、岐阜県土岐郡の南端にあり、村全体が北に緩傾斜しているため、大陸性気候とたり、冬期の結氷や積雪は農耕および日常生活に大きな負担をおよぼしているから、同村を寒冷地手当支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県鷹巣町の地域給に関する請願

請願者　秋田県北秋田郡鷹巣町長　成田喜八（第三一四〇号）

右の請願は、秋田県鷹巣町は、県北部山岳地帯に位置する北秋田郡の中心地であり、年産米四千三百石に対し年間消費米は八千石で約五割弱不足をきたし、また畑地は〇・五平方キロで、ほとんど需要に応じ難く、七割を他町村より移入している純然たる消費都の形態を呈し、物価はいちじるしく高価であり、さらに当地は寒冷地であるため燃料および衣料等の支出も多く公務員は生活に困難を極めているから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は、これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県姫路市の地域給に関する請願

請願者　兵庫県姫路市勝原区宮田四八　小西七郎外六名（第三一四一号）

右の請願は、姫路市は、今回の参議院における地域給改訂の修正に取り残されたのであるが、神戸市に次ぐ県下第二の大都市で現在人口二十二万に近く、西播地区において経済、文化、工業、交通の中心地であり、京阪神地区への連絡拠点として重要な役割を果している都市であるが、物価は主食類を除き阪神および明石市よりもむしろ高い実情であるにもかかわらず、県下の伊丹市の五級地、明石市、宝塚町の四級地より下回ることはまことに不合理もはなはだしく西播地区の大経済をまかなう当姫路市の人口密度、官庁数、工業力等より四級地に指定されるのが当然と考えられるから、諸事情賢察の上四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県銚子市の地域給に関する請願

請願者　千葉県銚子市長　島田隆（第三一四八号）

右の請願は、今回発表された地域給区分に千葉市、船橋市、松戸市が四級地に改正されたにもかかわらず銚子市は二級地としてすえ置となつているが、本市は醤油醸造、漁業の二大産業を除いては全くの純消費地帯であつて市民生活の面における物価指数は千葉、船橋市と何等変りなくむしろ衣料、住宅等ははるかに上回つているから、本市も四級地に改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県熊谷駐留軍労務者勤務地域の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡三尻村十六間八七九熊谷駐留軍労働組合内　小林誠一外二百四十七名（第三一四九号）

右の請願は、熊谷駐留軍労務者労働組合は、大里郡三尻村にあるが、もともと三尻村は熊谷飛行学校創設当時既に熊谷市との合併問題があつたほど同市に近接している上、現在東、南、北、三方面とも二級地熊谷市に包まれ、さらに西方藤沢村櫛挽および幡羅村原郷の大蔵省財務局支所も二級地の指定を受けている現状で、諸物価も熊谷市をしのぐ状況であるから、三尻村を熊谷市と同じく二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道北見市の地域給に関する請願

請願者　北海道北見市長　伊谷半次郎（第三一五一号）

右の請願は、北見市は、北辺の地にあるにかかわらず、バター、はつか、木材等の各工場を有し、近くパルプ工場の新設が予定されており、農産物の加工集散も盛で同地の中心都市であるため、物価その他生活條件においては、札幌、小樽両市と変らない実情にあるから、同市を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道東瀬棚村の地域給に関する請願

請願者　北海道瀬棚郡東瀬村長　永山省外二名（第三一五二号）

右の請願は、北海道東瀬棚村は、同地一帯の中心地点に位している関係上、官公署、工場等の施設が多く、関係職員は家族を含み約三千人が給料生活者である。しかるに地元生産の農産物を除きすべての生活物資を他地区に仰ぎ、農産物でさえも交通便利のため、他の消費地より高い現状であるから、同村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道旭川市の地域給に関する請願

請願者　北海道旭川市議会議長　花輪武平外三名（第三一五三号）

右の請願は、旭川市は北海道第四位の人口を有する純農村地帯を背景とした総合文化都市として発展を期待されている都市であるが、全国一の極寒地であるため、現在の石炭手当、寒冷地手当で冬期間の燃料費を補うことは到底できず、寒地栄養摂取に伴う入費もじん大に昇り、輸送面よりみた物価高は想像以上であり、衛生的環境の最悪な実情等当市の特別事情考慮の上、当旭川市の地域給を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道東神楽村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡東神楽村長　安井吉典外三名（第三一五四号）

右の請願は、北海道東神楽村は、旭川市の接続村である関係上生活程度、消費物資の価格等は、同一條件にあるから、東神楽村の地域給を旭川同様に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここ

に国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道当麻村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡当麻村長　安達利淳外十二名（第三一五五号）

右の請願は、北海道当麻村は、旭川市に近接し永山、東旭川の両村とともに同市の東部外郭を形勢する地域にあつて、消費物資の供給源は旭川市であり、交通網の発達により経済的関係は同市と極めて密接であるため、物価、消費生活は同市および近郊地域と同様であり、米の生産地でありながら逆輸入によるため常に高価なものを購入している実情である上、神楽、神居、永山、東鷹栖が地域給の指定を受けているのであるから、本村を旭川市と同率の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県二見町外二箇村の地域給に関する請願

請願者　三重県度会郡二見町長　岡栄太郎外千八百二十八名（第三一五六号）

右の請願は、三重県二見町、四郷村、御薗村三箇町村は、地域給一級地の指定を受けているが、隣接の宇治山田市が二級地であるため、三箇町村勤務の教職員は同市への転任を希望し、教育に多大の支障をきたしているから、二見町、四郷村、御薗村を宇治山田市と同様二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県草津町の地域給に関する請願

請願者　群馬県吾妻郡草津町長　霜田善造外九名（第三一五八号）

右の請願は、群馬県草津町は、古くから発達した温泉町であり、浴客は東京を中心として関東一帯が最も多く、従つて当町の生活程度、文化水準は都会並であり、しかも生活必需物資等をすべて東京、前橋、高崎、渋川、上田、小諸方面より移入している関係上物価は県下の最高を示している実情であるから、当町の地域給を都市並に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県美和村の地域給に関する請願

請願者　静岡県安倍郡美和村長　遠藤趾夫外七名（第三一五九号）

右の請願は、静岡県美和村は、静岡市に隣接し、同一経済圏内にあり公務員の生活は困難を極め、その職務遂行もおぼつかなく極めて憂慮される状態であり、しかも本村内にある静岡少年院のみ地域給支給地に指定されていることは不合理であり悪結果を生じつつあることは遺憾であるから、本村を二級地の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道尾札部村の地域給に関する請願

請願者　北海道茅部郡尾札部村長　杉谷梅一外三名（第三一六二号）

右の請願は、北海道尾札部村は、函館市とその物価ならびに物資の流通において何等異るところがなく、むしろ日常物資は高価で、漁村の慢性的不況により公務員の生計は極めて困難な状態であるから、本村を函館市と同様の地域給級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府木津町の地域給に関する請願

請願者　京都府相楽郡木津町長　土久里和秀外五百四十六名（第三一六三号）

右の請願は、京都府木津町は、奈良市に隣接し人口一万九百二十二人をもつ、交通、文化、産業のよく発達した京都府南端の要衝で、奈良市とともに大阪市の近郊都市として重要な関連を持ち、従つて大阪、京都、奈良との取引関係が大部分であるため、生活物資はこれ等都市集荷のものを輸送消費されている状況で、諸経費がかさみ本町の諸物価は都市よりもむしろ高価な実情であるから、本町の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県津市の地域給に関する請願（二通）

請願者　三重県津市丸ノ内殿町津市全官公庁地域給協議会内　鈴木一夫外二名（第三一七〇号）

〃

右の請願は、三重県津市の地域給は、現在二級地であるが、名古屋、大阪両市の中間にあつて交易が密接な上、東海、近畿の類似都市が三級地あるいは四級地に指定されているのを考えると当市の級地指定は特に低位に置かれているといわなければならない。その上七月一日より警察予備隊の設置が実現するため級地引き上げは一層切実となつている。現在二級地の県庁所在地は、全国二十数箇所あるが津市とは明らかにその事情環境を異にしている点を考慮の上、当市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道鷹栖村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡鷹栖村議会議長　高田勇作（第三一七三号）

右の請願は、北海道鷹栖村は、大陸性気候のため、夏は非常に暑く、冬は厳寒となり、避暑暖房等に相当の

施設を必要とし、しかも旭川市都市計画に含まれ、物価生活ともに旭川市と同一条件にあり、ことに消費物資を旭川市に仰いでいるため、生活費が極めて高いから、同村の地域給を旭川市同率とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道塩谷村の地域給に関する請願

請願者　北海道忍路郡塩谷村長　金沢啓次外十一名（第三一七四号）

右の請願は、北海道塩谷村は、小樽市の郊外にあつて全面的に同市の経済状態に支配され、小樽市の貿易再開とともに、当村もその影響により村民の経済生活はいよいよ好調となり、特に朝鮮動乱以来一般公務員との隔りが増大しているが、当村は北海道第一の海水浴場であり、また観光地として純消費地であるため、食料、衣料品、日用品等は小樽市以上の高物価で、当村内勤務の公務員約百五十名の生活は困窮の極にあるから、塩谷村の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道函館市の地域給に関する請願

請願者　北海道函館市西川町二〇　笠原利重（第三一七五号）

右の請願は、函館市の地域給については、参議院において三級地に修正されているにかかわらず、いまだに実現されず、極めて遺憾であるから、同市の産業経済が本州に依存する点多く、特殊な條件下にあることを検討されるとともに、最近の生活費は昨年に比して三割増となつている点を考慮せられ、同市の地域給を四級地に是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道由仁町の地域給に関する請願

請願者　北海道夕張郡由仁町長　多田了介外一名（第三一七六号）

右の請願は、北海道由仁町は空知の南端に位し、東は大炭鉱都市夕張市への交通の要衝にあり、南は新興都市千歳町および純消費地の安平村（一級地）と近接し、文化の交流および物資流通の中心をなしている、また最近バス交通が発達し夕張市、岩見沢市、札幌市、千歳町等への連絡も容易となつたため、物価もこれらの都市を上回つている実状であるから、本町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道札幌市の地域給に関する請願

請願者　北海道札幌市長　高田富与外十六名（第三一七七号）

右の請願は、札幌市の地域給四級地引上げについては参議院を通過したにも拘わらず諸般の事情により実施不可能となつたよしであるが、「北海道に物を持つて行けばもうかる」と言われるように各種生産、施設も未完備の状態にあるため、加工品の物価は道外他都市にみられないはなはだしい高率を示し、加えて気候風土の悪條件は農産物の価格に大きく影響するため、人口三十四万を有し、政治、文化、産業、経済等の中心であり本道の首都である札幌市の高物価はほとんど東京と変りないことは、すべての統計資料の明示するところであるから、当市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県七尾市の地域給に関する請願

請願者　石川県七尾市長　神野亮二外四十二名（第三一七八号）

右の請願は、七尾市は能登半島の関門に位する石川県下唯一の港都で、古くより能登における政治、経済の中心地として発達し観光地和倉温泉を控え、現在人口四万有余の市制施行地である。しかして生活必需品の大半を金沢、大阪、名古屋、富山、北海道の各方面から移入しているので物品に対してはそれぞれの運賃等が加算されるため市価は金沢市と何ら変らない実状であるから、本市の地域給を同市同様二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県橋立町の地域給に関する請願

請願者　石川県江沼郡橋立町長　山下作吉外三名（第三一七九号）

右の請願は、石川県橋立町は、最近漁港としてまた観光地として急激に発展し、遊覧客および漁労者と附近温泉の影響を受けて生活諸物価は相当高く生活状態は決して安易でないから、本町を江沼郡五町同様地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県宇出津町の地域給に関する請願

請願者　石川県鳳至郡宇出津町長　川端時太郎外十五名（第三一八〇号）

右の請願は、石川県宇出津町は、能登半島中央南部海岸に位置する小都市であるが、主要産業である水産業ならびに林産業のもつ性格からして大都市の消費生活に直結し、その経済的影響を受けることが多いため公務員の経済的負担は他に比してはるかに大きいから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県谷田部町の地域給に関する請願

請願者　茨城県筑波郡谷田部町谷田部町地域給促進協議会内　生井定雄外二百七十名（第三一八三号）

右の請願は、茨城県谷田部町は、県の南部、筑波郡の中央に位して地方事務所をはじめ諸官公署の所在地で本郡行政、産業、教育、文化等の中心地であるが、交通はすべて乗合自動車によるため当町における諸物価は高額の輸送費が加算せられ、東京都に比し約一割五分、土浦市に比して約一割強の高価になつている上、東京都へ一時間半、土浦市へ三十分の近距離にあるため都市的風潮の流入がはなはだしく、経済生活は圧迫せられ有利勤務地へ転出する者が続出する現況であるから、本町勤務の公務員の生活実態を充分明察の上、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県対馬全島の地域給に関する請願

請願者　長崎県下県郡厳原町今屋敷六六八対馬労政事務所内　長崎県対馬地域給昇格推進本部内　山田才太（第三一八四号）

右の請願は、長崎県対馬は、九州本土における大消費地福岡市に経済的に直結する純然たる消費地であり、物価および生活費の指数は常に同市を上回り経済生活の上に受ける打撃はとくに俸給生活者にとつて痛切であるから、対馬全島を地域給五級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県佐々町の地域給に関する請願

請願者　長崎県北松浦郡佐々町長　久家六蔵外十二名（第三一八五号）

右の請願は、最近の佐世保市は朝鮮動乱以来大幅な物価の高騰を示し、同市に隣接する佐々町も当然その影響をうけて物価の値上りはむしろ佐世保市を上回つている実情であるから、本町の地域給を佐世保市と同様の三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県長岡市の地域給に関する請願

請願者　新潟県長岡市長　松田弘俊（第三一九五号）

右の請願は、新潟県長岡市は、県下唯一の戦災都市であるためその打撃はいまだ消えず、戦災都市の通例として異常な住宅難と物価高によつて公務員の生活ははなはだしい脅威を受け、他都市の公務員よりも多額の出費と生活の窮迫を余儀なくされている実情ならびに新潟市よりも事実住宅難、物価高にある当市の現状賢察の上、長岡市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県国府村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県吉城郡国府村長　前名三蔵外八名（第三一九六号）

右の請願は、岐阜県国府村は、南は高山市に、北は古川町にそれぞれ隣接し、生活物資の大部分をこれらの都市から仰がねばならぬため、物価は高山市に比して一割ないし二割高の現状であるから、本村の地域給を同市なみに指定せられたいとの趣旨であつて参院議は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県多治見市の地域給に関する請願

請願者　岐阜県多治見市全官公庁協議会内　金子義一（第三一九七号）

右の請願は、岐阜県多治見市は、名古屋市の東方三十七キロに位し、陶磁器の生産地として近接瀬戸市とならんで著名であるが、生活物資の大半を名古屋市に依存しているため、物価の高いことは定評があり、地理的にも経済的にも愛知県瀬戸市と双児の如く全然同一であるから、本市の地域給を瀬戸市同様三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県根上町外二箇町村の地域給に関する請願

請願者　石川県能美郡根上町道本吉太郎外二十三名（第三一九八号）

右の請願は、石川県根上町、寺井野町、山上村は金沢市に近接し、小松市に隣接する県内枢要の地域に位置し、生活上必要な物資はすべて金沢、小松両市からの移入に依存しなければならない現状であり、しかもこれらの諸物資は関西方面あるいは県内各地から金沢および小松の両市場を経由して供給されるためその価格はいちじるしく割高の実情であつて、公務員の生活は困窮を極めているから、当地域を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県楯岡町の地域給に関する請願

請願者　山形県北村山郡楯岡町　菊地吉三郎（第三一九九号）

右の請願は、山形県楯岡町は、北村山郡の文化、交通等の中心地で官公庁数二十七、公務員数も八百名をこえ、商工中心の消費都市の様相を呈し、隣接地に東根温泉街、神町の米軍キャンプ接続街を控え、また近くに天童温泉街をもつているため、物価は山形市同様またはそれ以上で公務員の生活は困窮しているから、山形市および神町と同等の地域給支給地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。こ

こに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県楯岡町外二箇村の寒冷地手当に関する請願

請願者　山形県北村山郡楯岡町　菊地吉三郎（第三一〇〇号）

右の請願は、山形県内において寒冷地手当の支給を受けている町村のうち五級地として指定されているものは相当数に上つているが、昭和二十四年三月の本県積雪対策答申書による総合判定と県調査による寒冷度を合せた総合判定をみると楯岡町および大倉、戸沢両村は五級地としての諸條件を具備しているから、実状調査の上右三箇町村を寒冷地手当五級地として追加指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道稚内市の地域給に関する請願

請願者　北海道稚内市長　西岡　斌外十名（第三一〇一号）

右の請願は、北海道稚内市は、現在二級地としての地域給を支給されているが、諸種の地理的悪條件下にあつて、生計費はいちじるしい高額を示しており、本市在勤公務員は精神的、物質的両面において悲惨な境遇におかれているから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道美唄市の地域給に関する請願

請願者　北海道美唄市長　桜井　省吾外五名（第三一〇二号）

右の請願は、北海道美唄市は炭鉱、農村、商工地帯に大別することができるのであるが、この中、炭鉱地帯は、石炭需要の増大につれて年々拡張発展の一途をたどり、本地帯の人口は当市の約七割を占めている現状であり、本地帯が至つて不便な地域にあるため背負業者の販売によるため、消費都市である本市の物価は一層高価となる上、主食も炭鉱労務者および飲食業者を対象とするため法外な高価となり、公務員の生活はますます窮乏の度を加えている実情であるから、当市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道琴似町の地域給に関する請願

請願者　北海道札幌郡琴似町　渋谷新時（第三一〇三号）

右の請願は、北海道琴似町は、小川一つを距てて札幌市に隣接しているばかりでなく、汽車バスの便に恵まれているため、札幌市の住宅地帯となつて近年いちじるしい人口増加を示している。従つて本町は、札幌市同様の都市的要素を持ち、町民の生活物資は札幌市同等またはこれを上回つている実情であるから、本町を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道増毛町の地域給に関する請願

請願者　北海道増毛郡増毛町　山谷由三郎外十三名（第三一〇四号）

右の請願は、北海道増毛町は、留萌市の隣接町で、諸物価はことごとく同市より高く全道有数の悪條件下にあり、とくに寒冷と積雪による必要以上の出費は極度に公務員の生活をおびやかしているから、本町を地域給二級もしくは三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道大江村の地域給に関する請願

請願者　北海道余市郡大江村長　島海万作外二十一名（第三一〇五号）

右の請願は、北海道大江村は、余市町および小樽市に隣接し、経済的には両都市に依存し、同村生産の九割を両市に移出し、消費物資の九割五分を両市より移入している等その実情は、両市と不可分の関係にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道安平村の地域給に関する請願

請願者　北海道勇払郡安平村長　磯部義光外三十六名（第三一〇六号）

右の請願は、北海道安平村は、本年二月の人事院勧告により地域給一級地に指定されているが、隣接の夕張、千歳、苫小牧等諸地域との均衡が不合理なため、両地区間の通勤、教職員の補充等に支障が多いから、同村の立地條件を再検討せられその地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森県弘前市の地域給に関する請願

請願者　青森県弘前市長　桜田　清芽外四十七名（第三一〇八号）

右の請願は、青森県弘前市は、東北の北端に位置する学都、観光都であり、物価も中央大都市に比し何等異ることのない高物価であるため、一般公務員の生活は極度におびやかされている実情であるから、本市を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道夕張市の地域給に関する請願

請願者　北海道夕張市長　北島光盛外二名（第三二〇九号）

右の請願は、北海道夕張市は、空知地域の東端に位するけわしい山に囲まれ、道中央および農作、商工業地帯と相当の距離を有し、交通は狭谷をたどる鉄路の利用のみで、物資導入については必要以上の経費を要する関係上、必然的に物価高となり、一般消費者ことに公務員の生活をおびやかしている現状であるから、本市の地域給を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道士別町の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡士別町長　佐々木良五郎外六名（第三二一〇号）

右の請願は、北海道士別町の商工業はすべて小企業であるため産地よりの直仕入はほとんど不可能であつて、小樽、札幌、旭川等より小量仕入するためその中間のマージン、荷送費、輸送費、損傷費等が加算され自然高物価となり、しかも当地方特有の厳寒と積雪は他都市に比較し非常に多額の出費を余儀なくされている実情であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道深川町の地域給に関する請願

請願者　北海道雨龍郡深川町長　香川兼吉外三十五名（第三二一一号）

右の請願は、北海道深川町は、さきに一級地の地域給支給地に指定されたが、全くの消費都市であり、かつ町民税等の負担は附近市町村に数倍するものであり、その経済的負担は日に増大の状況にあるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道門別町の地域給に関する請願

請願者　北海道沙流郡門別町長　松本末吉外四名（第三二一二号）

右の請願は、北海道門別町は、道内主要都市以上の物価高のために在勤公務員の生活は窮乏を極めているから、本町を地域給最低一割五分支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道女満別町の地域給に関する請願

請願者　北海道網走郡女満別町長　杉本氏一外二十三名（第三二一三号）

右の請願は、北海道女満別町の物価は、近接の都市よりも高く、かつ冬期には気温の下降により生活費がかさみ公務員の生計は困窮をきわめ、他へ転出を希望する者多く、このままでは同町の文化、教育生産の向上発展は望み得ないから、同町の地域給を二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道美瑛町の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡美瑛町長　鴻上覚一外三名（第三二一五号）

右の請願は、北海道美瑛町の物価は、大体他の町より十五パーセント程度高価でありしかも文化的水準においても旭川市と何等そん色がないから、本町を地域給二級地に指定せられないとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道芽室町の地域給に関する請願

請願者　北海道河西郡芽室町北海道教職員組合芽室支部内藤田実外四名（第三二一六号）

右の請願は、北海道芽室町は、多くの日用品を帯広市に依存しているため運賃その他の手間賃等が加算される関係上物価は割高となり、公務員の生活は困難を極めているから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十七年七月三十一日

○第十三回国会 参議院会議録附録（その十一）

意見書案
北海道広尾町の地域給に関する請願
請願者　北海道広尾郡広尾町長　元野元吉外九名（第三一七号）
右の請願は、北海道広尾町は、交通に恵まれず、中心地帯広にも遠いが商品の仕入地はほとんど帯広であるため、輸送料等が加算される関係で物価は帯広市および近隣町村を上回る現状であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道幕別町の地域給に関する請願
請願者　北海道中川郡幕別町長　中島国男外四名（第三二一八号）
右の請願は、北海道幕別町は、帯広市に隣接する大町村であるが、地勢の関係上大陸性気象が強く、年間約六箇月は暖房設備を必要とし、このため平均約四トン以上の石炭を消費し、さらに中央繊維の二工場と新田ベニヤの三工場が所在するため、これら工場関係従業員によつて物価は帯広市を上回つている実情であるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道大正村の地域給に関する請願
請願者　北海道河西郡大正村長　楠木熊太郎外九名（第三二一九号）
右の請願は、北海道大正村は、帯広市に隣接し、鉄道および自動車輸送の便に恵まれ、各種文化施設ならびに国家地方機関が集中しているが、消費物資を帯広市経由で移入するため、物価が高く、しかも同村所在の一部国家機関等は地域給二級の指定を受けているため、公務員の生活および勤務に種々の支障を与えているから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道泊村の地域給に関する請願
請願者　北海道檜山郡泊村　谷内庄吾（第三二一〇号）
右の請願は、北海道泊村は、一級地江差町にバスで三十分の位置にあるが、鉄道の便が悪いため、物価は同町を上回り、しかも物資の生産に見るべきものがないため、函館方面よりの行商人多く、常に物価が変動し、公務員等の給与生活者は極めて不安な状態にあるから、同町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道一已村の地域給に関する請願
請願者　北海道雨龍郡一已村長　児見山増夫外八名（第三二二一号）
右の請願は、北海道一已村は、屯田兵入植によつて開拓された純農村であるが、北空知地方の中心地である深川町に隣接し、同町の一部を形成しているため、人口密度においては全道町村中高位を示している。一方気象環境は全国有数の最悪地である旭川市に近く、特有の積雪と相まつて極寒地として知られ、零下三十度に達することも珍しくない。このため燃料、衣服、保健衛生等に要する費用が他都市より多いばかりでなく、物資を小樽、旭川、札幌等を経由して移入するため、極めて高物価を示しているから、同村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道発足村の地域給に関する請願
請願者　北海道岩内郡発足村長　奥野長太郎外七名（第三二二二号）
右の請願は、北海道発足村には、物資統制時代の配給指定店が四店副業的小商店が三、四戸と農業協同組合販売部があるのみで、これらの商店は統制撤廃後の今日なお独占的地位を利用して高利をむさぼり、農協販売部は一部農業用品を販売するにすぎない。従つて非農家である公務員は生活物資を岩内、小樽、余市方面よりの行商人に依存し、運賃交通費加算の物資を購入することになり、同村の物価は前記諸都市を上回つているから、同村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道砂原村の地域給に関する請願
請願者　北海道茅部郡砂原村砂原中学校内　水原康三外四名（第三二三三号）
右の請願は、北海道砂原村は、道南に位置するにかかわらず季節風の影響が強く、特に冬季の寒気激しく、その上生活物価が極めて高く、生活困難な地域であるから、同村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県揖斐町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県揖斐郡揖斐町河合伊十郎外十六名（第三二二四号）

右の請願は、岐阜県揖斐町は、揖斐郡の中心地として繁栄しているが、古来より交通の開けた土地として知られ、林産物の集散地としても製材、木工業が極めて盛である。一方附近農村の娯楽地区として各種施設が多いばかりでなく、観光資源に恵まれているため、遊覧客が絶えず、物価は近隣都市に比してむしろ高位を示している実情であるから、同町の地域給を是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県関ヶ原町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県不破郡関ヶ原町長　高井昌一外一名（第三二二五号）

右の請願は、岐阜県関ヶ原町は、東海道線中雪の難所として知られている通り、山地高台で水温低く農作は不振で専業農家は農家全体の二割に過ぎず全くの消費地であるが、一方本町には従業員三千百数十人を有する日紡関ヶ原工場をはじめとする大小工場が多く、当町の商品の七割はこれ等の従業員によつて購入される実情で、一般公務員の生活との間にはなはだしい差違があり、ために転勤を希望する者が多く、公務の執行上支障をきたすおそれがあるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県墨俣町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県安八郡墨俣町字墨俣　渡辺忠雄（第三二二六号）

右の請願は、岐阜県墨俣町は、岐阜、大垣両市の中間に位置し、交通の便良く、各種工場が所在するほか花柳の街としても知られており、ここに駐留軍の慰安所として活況を呈し、物価は上昇の一途をたどり、野菜、魚類、乾物、衣料等においては、岐阜、大垣両市より二割高となつているから、同町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県垂井町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県不破郡垂井町長　立川鉄雄外一名（第三二二七号）

右の請願は、岐阜県垂井町は、消費地で、食料品および生活必需品は大垣、岐阜方面に仰ぐ反面、観光地として観光客の来往多く、必然的に物価は都市以上の高値であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県琴平町の地域給に関する請願

請願者　香川県仲多度郡琴平町長　細川秀雄外十四名（第三二二八号）

右の請願は、香川県琴平町は、金刀比羅宮の所在地として知られ、全国よりの来客はその数四百万人といわれ、しかも年々増加の傾向を示し、従つて諸物価はもち論日常生活必需品に至るまで同地方最高を示し、同地在勤公務員の生活は困窮を告げているから、同町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県愛川町の地域給に関する請願

請願者　神奈川県愛甲郡愛川町長　大貫和助外百十二名（第三二二九号）

右の請願は、神奈川県愛川町には、諸会社四十余、工場数百があるため金融極めて活発で、従つて自由小売価格は、はなはだ高く県下の高物価地として知られている。しかるに物価が当町より低い厚木町が地域給三級地となつており当町が一級地であることは、不均衡極るものであるから、この際愛川町の勤務地手当を三級に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県千倉町の地域給に関する請願

請願者　千葉県安房郡千倉町長　石井国太郎外七名（第三二三〇号）

右の請願は、千葉県千倉町は、交易経済を主とした商業地であるため交通機関の発達により館山、東京方面との時間的距離が短縮し、これらの都会地の大商店の圧迫を受けて営業は常に立遅れの状態に置かれ、従つて高物価のものを販売しなければ立ち行かない状態であり、これを消費する公務員の生活は困窮を極めているから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県備前町の地域給に関する請願

請願者　岡山県和気郡備前町長　林弘平外十八名（第三二三一号）

右の請願は、岡山県備前町は、片上町と伊部町が合併して誕生した県下有数の町で古くから備前焼を始めとして東備文化の発達した地である。しかして当地域の商店は諸物資を岡山市ならびに西大寺町方面から仕入れる関係上物価は県下いずれの地域よりも高い実状であるから、本町を地域給三級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県吉永町の地域給に関する請願

請願者　岡山県和気郡吉永町長　武元栗太郎外六名（第三二三二号）

右の請願は、岡山県吉永町は、工業がその産業経済の主要地位を占め農業は零細なる故をもつて生活必需品に関しては主産地というよりむしろ消費地の観があり、日用品の大部分を岡山、姫路両市から仕入れているため、物価は両市を上回つている実状であるから、本町を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県塩釜市の地域給に関する請願

請願者　宮城県塩釜市長　桜井辰治外四十四名（第三二三三号）

右の請願は、宮城県塩釜市は、観光都市であるとともに漁港、商港であるため年間の観光客および船員、買出商人の入市は約二百万に及びそれ等の人々の高消費と純消費都市としての物価高には公務員は到底追随し得ない実情である上、内閣統計局の調査による消費者物価地域差指数からみても当市は仙台市より物価高である等の見地より、塩釜市の地域給をすみやかに三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県大曲地区の地域給に関する請願

請願者　秋田県北郡大曲町長　福原定吉外三名（第三二三四号）

右の請願は、秋田県大曲地区は秋田市に次ぐ商都として活発繁華を極めておるため最大の消費地として公務員の生活負担はおびただしいものがあり、本地区官公署に勤務する職員は千余名に達し地域給適用の如何は重大な関心事であるとともに生活給確保上切実な要件であるから、支給地域の審議に際しては本地区（大曲町および花館村）を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県大曲地区の寒冷地手当に関する請願

請願者　秋田県仙北郡大曲町長　福原定吉外四名（第三二三五号）

右の請願は、秋田県大曲地区は、現在五級地として指定を受けている県内各地区との比較において、初降雪、積雪、根雪期間はもち論各期間における特別生計費調査等によつても決して五級地としての條件に欠けるところがなく、体感温度においてはむしろ他の五級地をしのぐ実情であるから、本地区の寒冷地手当を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道滝川町の地域給に関する請願

請願者　北海道空知郡滝川町長　神部俊郎外一名（第三二三六号）

右の請願は、滝川町は北海道の中央部に位し、近隣の芦別、赤平、歌志内、上砂川各炭鉱都市の中心地であるとともに交通、政治の要衝であつて人口二万八千六百を有する都市であるが、生活物資は生産地より遠いため一般消費物資の価格は道内大都市に比しはるかに上回つている現状で公務員の生活は困窮を極め、当初より地域給三級地指定を要望してきたのであるが今回の一級地指定は妥当でないから、実情検討の上本町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道新得町の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡新得町長　杉本義行外一名（第三二三七号）

右の請願は、北海道新得町は、根室本線に沿い帯広市の西方十一里の地点大雪山、日高山脈のふもとにあるが、気候不順のため農産と家畜の増産は遅々として進まぬ現状にあり、また一方本町の傍給生活者は住民の半数を占めトチラウシ開発の進むとともに物価は他よりも高く、日用品は帯広市に出向いて購入しても却えつて安価に当る有様であるため、公務員の転出希望者が続出する傾向にあつて本町の文化、教育、生産の向上発展は到底望み得ない実情であるから、本町の地域給を帯広市同様二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道三笠町の地域給に関する請願

請願者　北海道空知郡三笠町長　宮尾権吉外一名（第三二三八号）

右の請願は、北海道三笠町は岩見沢市に隣接する人口五万六千百五十二人を有する純鉱業町で、桂沢ダムの建設着手、三笠町都市計画の進行とともに人口は一層増加の傾向にあるが、農産物の生産は僅少で生活必需品の全部が遠隔都市より移入されるため物価高となり、その上冬期間の防寒費は岩見沢市に比してはるかに高く、民間給与は相当額のためほぼ安定しているが、公務員の生活は困窮し、特に札幌、岩見沢両市より本町に転勤の官公吏は、地域給は減ぜられるにかかわらず物価高のため全く同情に堪えない生活状態であるから、本町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道池田町の地域給に関する請願

請願者　北海道中川郡池田町議会議長　沖田和一外一名（第三三三九号）

右の請願は、北海道池田町は、経済、文化等あらゆる面において帯広市に依存し、従つて物価も高く、しかも十勝、釧路を通じて生ずる濃霧による郷土病結核、ゼンソク、リユウマチ病多く、物価高とともにこれらの医療費等の出費を余儀なくされ非常に苦しい生活をしいられているから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道本別町の地域給に関する請願

請願者　北海道中川郡本別町長　鈴木忠男外六名（第三二四〇号）

右の請願は、北海道本別町は、十勝国の東北部に位し、東は白糠郡白糠町および十勝郡浦幌村に、西は河東郡士幌村および上士幌村に、南は中川郡池田町に、北は中川郡西足寄村にそれぞれ隣接しており、北海道特有の大陸性気候のため冬期間は多額の燃料費を要し加えて生活必需品の全てを帯広市や他府県に依存しているため、物価の高いことは驚くばかりで、在勤公務員の生活を極度に圧迫しているから、本町の地域給を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道神楽村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡神楽村字農地北海道教職員組合神楽村支部内　諸橋藤吉外九名（第三二四一号）

右の請願は、北海道神楽村は忠別川を隔て橋一本で旭川市に接続するため行政区域が違うだけで経済的には全く旭川市の延長であり、近い将来同市の都市計画の範囲の中に入るべきが当然で、当村より旭川市内に通勤する者は全戸数の八割を占めている現状であるから、旭川市が四級地に昇格の場合は神楽全村を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道真狩村の地域給に関する請願

請願者　北海道虻田郡真狩村字真狩真狩地区全官公庁労組協議会内　小島寛外十二名（第三二四二号）

右の請願は、北海道真狩村は、函館本線狩太駅から東方約十二キロ余の羊蹄山ろくに位置しているが、冬季間は馬そりが晴天の日だけ一往復するだけなのでその不便は言語に絶している。しかして生活物資はこのような不便をおかしてすべて小樽、札幌両市から行商人によつて運搬されているため、物価の高いこともまたはなはだしく在勤公務員の生活を困難にしている実状であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道川西村の地域給に関する請願

請願者　北海道河西郡川西村長　佐々木美夫外四名（第三二四三号）

右の請願は、北海道川西村は、帯広川を距てて帯広市に接続し同市の経済圏内にあるため、物価は全然同市と変らない実状であるから、本町の地域給を三級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道神居村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡神居村長　下田基外四名（第三二四四号）

右の請願は、北海道神居村は、旭川市と美瑛川を隔てて接続し、同市と同一経済圏内にあるため、物価は同市を上回つている実状であるから、本村の地域給を同市と同等に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道留寿都村の地域給に関する請願

請願者　北海道虻田郡留寿都村長　及川八三郎外八名（第三二四五号）

右の請願は、北海道留寿都村は、函館本線狩太駅を距る二十二キロ余のへき村で、夏季は狩太駅からバスの便があるが、冬季十二月より四月一杯は交通と絶となるため、燃料費、被服費その他の物価はいちじるしく高く、在勤公務員は困難な生活を余儀なくされているから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道茂別村の地域給に関する請願

請願者　北海道上磯郡茂別村長　野口重雄外三名（第三二四六号）

右の請願は、北海道茂別村は、上磯町および函館市に隣接して生活物資の大部分をこれらの都市に依存しているため、物価は運賃、手数料等が加算されるので常にこれらの都市により上回つている実状であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道厚沢部村の地域給に関する請願

請願者　北海道檜山郡厚沢部村長　東崎政男外二名（第三二四七号）

右の請願は、北海道厚沢部村は、さきに地域給一級地として指定された

江差町および奥尻村と物価資料を比較してむしろ上位にあるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道大野村の地域給に関する請願

請願者　北海道亀田郡大野村長　神谷如意外一名（第三二四八号）

右の請願は、北海道大野村は、函館市の北方十六キロに位し、汽車にて約三十五分、バスにて約五十分余の近距離にあつて生活物資の大部分を同市に依存しているため、物価は常時同市より六パーセントから八パーセント割高となつている実状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県の地域給に関する請願

請願者　長野県議会議長　片桐知従（第三二五七号）

右の請願は、本年六月十二日公布された一般職員の給与に関する法律の一部改正法律により勤務地手当支給地区分が定められ、長野県は六市十箇町村が一級地となつているが、本県は山間の地にあつて生活必需物資を県外から供給を受け、ことごとく輸送費が加算されるため物価は大市街地以上の高位を示しており、人事行政等に困難をきたしているから、すみやかに是正せられるか、または地域給制度を全廃しこれを本俸に繰り入れるよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道室蘭市の地域給に関する請願

請願者　北海道室蘭市長　熊谷綾雄外二十八名（第三二五八号）

右の請願は、室蘭市は、人口約十一万を有する北海道の重要商工業都市であり、日鉄、日鋼の従業員およびその家族が人口の六割を占め、その住宅地は市内の三分の二を占めている。従つて本市の経済は、これら厚生施設の完備した大会社従業員によつて影響され、しかも生活消費物資を他府県からの移入にまたねばならぬ事情のため、生計費指数は札幌市に近い指数を示しているから、本市の地域給を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県吉備町の地域給に関する請願

請願者　岡山県都窪郡吉備町長　難波謙治（第三二五九号）

右の請願は、岡山県吉備町は、東に地域給地が三級地である岡山市と接続し、西に二級地倉敷市、南に一級地妹尾町、早島町と周辺の市町村がほとんど地域給の支給を見ている今日、五十余年前より町制を施行し当地方の中心的な位置を占め、かつ岡山、倉敷両市間にあつてこれらの衛星都市ともいうべき吉備町がいまだに地域給指定から除かれていることは、近接市町村の均衡をいちじるしくそこなうばかりでなく地方行政運営面からも遺憾であるから、本町を二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県能美島の地域給に関する請願

請願者　広島県佐伯郡鹿川町役場内　平岡秀吉外三十三名（第三二六八号）

右の請願は、広島県能美島は、広島市、呉市、江田島町、大柿町と経済圏を一にしており、ことに隣接する江田島町および大柿町とは経済、交通、文化、治安、産業等各方面から見ても不離一体の関係にあるから、能美島の鹿川町、中村、高田村、沖村、三高村、飛渡瀬村、深江村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県小笠原町の地域給に関する請願

請願者　山梨県中巨摩郡小笠原町小笠原中学校内　井上孝晴外一名（第三二六九号）

右の請願は、山梨県小笠原町は、甲府市の西部に位し、甲府盆地西部十五箇村の行政、文化の中心地であるが、養蚕、果樹栽培が主で、セーター、既成服の行商人の多いことは本町の特色で、これ等行商人の年間送金は八億円をこえ従つて西部地方の経済の中心をなし、町は活況を呈しているため物価は高く公務員の生活は悲惨であるから、本町の地域給の指定について格別に審議せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県中野村の地域給に関する請願

請願者　山梨県南都留郡中野村山中　山本哲也（第三二七〇号）

右の請願は、山梨県中野村は、富士山ろくに位置し、終戦前は農業、林業を主体としてきたが、終戦後農耕地六十町歩が米軍に接収されたため、現在は村民の大部分が商業、観光業、米軍相手の接客業に転業し、他に副業として部屋貸しするもの三百余戸もあり、観光客および米軍兵士等よりの収入は月間最大三千万円余の巨額に達し、これがため消費物価は急激に高騰し、生活程度もそれにつれて上昇し住民の生活程度もますます都会化する反面俸給生活者殊に公務員の生活は極度に困窮している実状であるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道美国町の地域給に関する請願

請願者　北海道美国郡美国町長　尾本繁外八名(第三二七一号)

右の請願は、北海道美国町は、陸の孤島と称せられる北海道積丹半島の一端に位し、生活物資の九割までを小樽市または余市町に依存しているため、物価はこれらの都市より平均二割以上割高な現状であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道古平町の地域給に関する請願

請願者　北海道古平郡古平町長　伊藤由松外四名(第三二七二号)

右の請願は、北海道積丹半島の中部の山間に位する古平町は、小樽市の経済圏内にあり、しかも交通は余市町に至る陸路と海路のみであるが、これも季節的に多大の制約を受けているため運賃等の加算により物価は小樽市を上回つているから、本町の地域給を小樽市と同様三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道幌加内村の地域給に関する請願

請願者　北海道雨龍郡幌加内村長　青木哲雄外二名(第三二七三号)

右の請願は、北海道幌加内村は、生活物資の大部分を他地方よりの移入に依存しているが、地理的に交通に恵まれないためこれら物資の移入に困難を極め従つて物価も近隣諸都市町村より平均二、三割高の状況にあり、一般生活者は極度の生活困窮をきたしているから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県小野川村館野地区の地域給に関する請願

請願者　茨城県筑波郡小野川村長　岡野与一郎外二名(第三二七四号)

右の請願は、茨城県小野川村館野地区の高層気象台および小野川郵便局に勤務する公務員は、昭和二十六年十月一級地の地域給を支給されたが、経済的にも生活条件が同一環境下にあるにかかわらず当地区一般公務員には支給されないため、有能な公務員の人的補充確保には極めて不利であり、また本村の行政、産業、教育、文化の向上発展にも多大の影響を及ぼしているから、当地区一般公務員に対しても一級地の地域給を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県箱根地区の地域給に関する請願

請願者　神奈川県足柄下郡湯本村底倉三七五　宮川政次外三百三十名(第三二七五号)

右の請願は、神奈川県箱根地区は、さきの地域給改訂により三級地に指定されたが、その後の物価の上昇に伴う生活費の増加と地域給五分減は一層当地区受給者の生活に困窮の度を加え、受給者の能率、士気に悪影響を及ぼすはもちろん、優秀なる公務員の確保等に困難をきたしているから、当地区の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県玉名町の地域給に関する請願

請願者　熊本県玉名郡玉名町玉名地方事務所内　原田敏夫外四名(第三二七六号)

右の請願は、熊本県玉名町は、同地方の政治、経済、文化等の中心地として諸官庁や民間企業会社工場等が集中し、物価は隣接大牟田、荒尾、熊本等の諸都市に変らず、一部物資の価格はこれらの都市を上回つているから、同町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道小樽市の地域給に関する請願

請願者　北海道小樽市長　安達与五郎外一名(第三二七七号)

右の請願は、小樽市は、日本海における最大の貿易港で北日本経済の中心地として自他ともに許しており、ことに昭和二十二年の貿易再開以来外船の寄港が急激に増加し、加えて米軍の補給港に指定されてからは、駐留軍の出入に比例して市内物価が高騰し、民間給与と公務員給与は極度の差を生じ、公務員の生活は深刻な危機に面しているから、同市を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道落部村の地域給に関する請願

請願者　北海道茅部郡落部村一三三北海道教職員組合落合支部内　後藤光雄(第三二七八号)

右の請願は、北海道落部村は、内浦湾にのぞむ半農半漁の貧村で、しかも最近数年におよぶ不漁と冷干害による農作物の不作により、村内の経済はいちじるしい不況に陥り、加えて物価高のため、同村在勤の公務員は、函館市以上の高物価生活を余儀なくされているから、同村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道東川村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡東川村議会議長　川瀬秀造外三名(第三二七九号)

右の請願は、北海道東川村は、旭川市とほとんど接続して物価生活とも同市と同一條件下にあるから、本村を同市と同等の地域給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道生田原村の地域給に関する請願

請願者　北海道紋別郡生田原村北教組生田原支部内　木村良之進（第三一八〇号）

右の請願は、北海道生田原村は、旭川市より汽車で六時間、札幌市より同十一時間、北見市より同一時間半の地点にあり、日用の物資はすべてこれら遠隔の地より送られる関係上輸送に多額の費用がかかり勢い高物価を余儀なくされている実状であるから、本村を地域給支給地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道音更村の地域給に関する請願

請願者　北海道河東郡音更村長　神田柳助外三十四名（第三一八一号）

右の請願は、北海道音更村は、十勝平野の中心部に位する地形平坦なる農作地帯であつて、南は十勝の中心都市である帯広市と十勝川を距てて接続し、東は幕別町ならびに池田町に、西は芽室町ならびに鹿追村に、北は士幌村にそれぞれ境を接しており、特に字下音更北五線以南は帯広市に千メートル以内に近接しているため、同市と全く同様な状況下にあるから、本村の地域給を字下音更のうち北五線以南の地域を四級地にそれ以外の地域を二級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県小値賀町外二箇町村の地域給に関する請願

請願者　長崎県北松浦郡小値賀町長　近藤政敬外二名（第三二九四号）

右の請願は、長崎県宇久、小値賀二町一村は五島列島の西北端に位し、最近漁場の開発により急に遠近の漁船団が集結しそのため漁業の根拠地化するようになり、その上当地域が生産物資乏しく全くの消費地的状態にあつて、生活必需物資はその大部分を遠近の都市に供給を受けねばならぬため、当地区の物価は従前のそれに比し急激に高騰を示し、ために公務員の生活を多分に圧迫し他地域に転出を余儀なくされ行政上まことに憂慮すべき状態にあるから、宇久、小値賀二町一村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県花輪町の地域給に関する請願

請願者　秋田県鹿角郡花輪町長　大里周蔵外一名（第三二九六号）

右の請願は、秋田県花輪町は、参議院最終決定による勤務地手当支給指定において指定もれとなつたが、当町は今回一級地の指定を受けた本荘、湯沢、十文字、一日市、二ツ井、鷹の巣、花岡、小坂、尾去沢の各町よりも物価水準が高く、ことに尾去沢町とは米代川を境としているのみで全く軒並の隣町であつて、尾去沢町が指定を受けるならば当然当町も指定さるべきであると思われるから、一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県豊岡市の地域給に関する請願

請願者　兵庫県豊岡市中筋豊岡市立中筋小学校内　大石源左衛門外四十七名（第三三〇一号）

右の請願は、兵庫県豊岡市の地域給について、県労研、県労働部の調査によつて四級ないし五級地に該当すべき結果を示している総理府統計局の調査不充分なため、現在一級地とされているから、同市および近接諸都市を比較検討の上同市を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取県黒坂町の地域給に関する請願

請願者　鳥取県日野郡黒坂町長　梅林真朗外十四名（第三三〇三号）

右の請願は、鳥取県黒坂町は、主食以外の魚介類を始め一般生活必需物資を米子市、境町および岡山県、島根県方面よりの移入に依存している状況であつて、一般物価は米子市以上の高値を示しているにもかかわらず、地域給の支給がないため人事交流等に困難を極め、ことに伝えられるように隣接の根雨町が一級地に指定されることとなれば人事面における不都合はいよいよ深刻の度を増すこととなるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道の地域給に関する請願

請願者　北海道庁内北海道全官公庁労組協議会内　押山正三

（第二三〇四号）

右の請願は、北海道においては、原料代、労働賃金、税金等の生産費が高いことや市場間の遠距離、燃料費の過重、電力料金の高いこと等により、商品のコストが高くなり、一方本州から仕入れる商品は、輸送費、中間手数料等によりいちじるしい物価高となり、公務員の生活に不安を与えているから、北海道の地域給を再検討の上合理的に修正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道名寄町の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡名寄町西三條北一丁目名寄町全官公庁労働組合協議会内　岡田一

（第二三〇五号）

右の請願は、北海道名寄町は上川平野の中心地帯に位し交通の要衝にあたりかつ純農村の関係上、各方面よりの主食のやみ買人が殺到し、そのため主食の値段をつり上げるばかりでなく、日用品も旭川、札幌より卸をうけて販売する関係上、他の都市より二、三割高く、その上極寒地であるための燃料費、被服費は多額に上り、東京より二割以上の生計費を必要とすると言われている実情で、千九百人の公務員は一般町民のように物交の対象物がなくその生活は悲惨を極めているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道礼文、利尻両島の地域給に関する請願

請願者　北海道枝幸郡中頓別町宗谷支庁管内全官公協議会内　浜村誠一（第二三〇六号）

右の請願は、北海道の北端に位する利尻島内沓形町、仙法志村、鬱泊村、鬼脇村および礼文島内船泊村、香深村は、夏季は別として冬期間の交通はとだえ勝であり内地および道内各地よりの物資の導入にはじん大なる運賃を要し、しかも漁業が基幹産業であるため漁業不振の際は全村困窮の底におちいり、豊漁となれば諸物価が上り一般公務員の生活をおびやかしているから、当地の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

人事委員会陳情審査報告書第三号

議院の会議に付するを要するもの。

第一二四九号　石川県小松市の地域給に関する陳情

第一二六二号、第一二七五号　愛知県本郷町の地域給に関する陳情

第一二七二号　長野県の地域給に関する陳情（二通）

第一二七四号　山梨県小笠原町の地域給に関する陳情

第一二七八号　長野県飯田市の地域給に関する陳情

第一二七九号　石川県橋立町の地域給に関する陳情

第一二八〇号　国立鳥取病院職員の地域給に関する陳情

第一二九一号　埼玉県蕨町の地域給に関する陳情

第一二九四号　香川県琴平町の地域給に関する陳情

第一二九五号　京都府の地域給に関する陳情

第一二九六号　高知県の地域給に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月二十八日

人事委員長　カニエ邦彦

参議院議長佐藤尚武殿

人事委員会陳情特別報告第四号

石川県小松市の地域給に関する陳情

第一二四九号　石川県小松市長　和田伝四郎外二十三名提出

愛知県本郷町の地域給に関する陳情

第一二六二号　愛知県北設楽郡本郷町長　伊藤政市外一名提出

第一二七五号　愛知県北設楽郡本郷町長　伊藤政市外一名提出

長野県の地域給に関する陳情

第一二七二号　長野県知事　林虎雄外一名提出（二通）

山梨県小笠原町の地域給に関する陳情

第一二七四号　山梨県中巨摩郡小笠原町長　土屋喜雄提出

長野県飯田市の地域給に関する陳情

第一二七八号　長野県飯田市長　高田茂外四十五名提出

石川県橋立町の地域給に関する陳情

第一二七九号　石川県江沼郡橋立町長　山下作吉外三名提出

国立鳥取病院職員の地域給に関する陳情

第一二八〇号　鳥取県岩美郡宇倍野村字奥谷国立鳥取病院内　松島茂外一名提出

埼玉県蕨町の地域給に関する陳情

第一二九一号　埼玉県北足立郡蕨町大字蕨町役場内　中東康雄提出

香川県琴平町の地域給に関する陳情

第一二九四号　香川県仲多度郡琴平町長　細川秀雄外十四名提出

京都府の地域給に関する陳情

第一二九五号　京都府知事　蜷川虎三外千二百三十七名提出

高知県の地域給に関する陳情

第一二九六号　高知県知事　川村和嘉治提出

右十二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月二十八日

人事委員長　カニエ邦彦

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

石川県小松市の地域給に関する陳情

陳情者　石川県小松市長　和田伝四郎外二十三名（第一二四九号）

右の陳情は、石川県小松市の地域給二級地引き上げは、先般国会の両院協議会において次回に持ち越されることになつたが、本市の物価高は益々上昇の一途をたどり公務員の生活は貧困を極めているから、すみやかに二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県本郷町の地域給に関する陳情

陳情者　愛知県北設楽郡本郷町長　伊藤政市外一名（第一一二六二号）

同　同（第一一七五号）

右の陳情は、愛知県本郷町は、林産業が主位を占め、農業は林業に附随する副業的なものであつて、一般日常生活必需物資はもちろん、野菜までもこれを新城町または豊川市、豊橋市方面から移入し、しかも交通不便のため運賃等が加算されるため物価は名古屋市方面より五割程度高価なものが少くない実状であるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県の地域給に関する陳情（二通）

陳情者　長野県知事　林虎雄外一名（第一一七二号）

右の陳情は、近く行われる地域給の級地改訂の際、長野県内において（一）新たに二級地とすべきもの軽井沢町、諏訪市、飯田市、須坂町、福島町、松本市、長野市、上松町、岡谷市、下諏訪町、（二）新たに一級とすべきもの篠ノ井町、臼田町、中野町、岩村田町、屋代町、赤穂町、飯山町、豊科町、塩尻町等はその実情においてそれぞれ他の上級地と比較して何等差異のない條件を具備しているから、級地の引き上げおよび指定を行われられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県小笠原町の地域給に関する陳情

陳情者　山梨県中巨摩郡小笠原町長　土屋喜雄（第一一七四号）

右の陳情は、山梨県小笠原町は、甲府市の西部に位置し、同市の影響を受けて物価は統計の示すとおり県内一級地指定の町村より高い実状であるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県飯田市の地域給に関する陳情

陳情者　長野県飯田市長　高田茂外四十五名（第一一七八号）

右の陳情は、長野県飯田市は、県の最南端山間僻すう地に在り交通の便悪く、一般諸物価は松本市に次ぐ高位にあり、ことに戦災復興の諸経費が加算されて必然的に物価高に拍車をかける結果となつて公務員の生活は困窮を極めているから、本市の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県橋立町の地域給に関する陳情

陳情者　石川県江沼郡橋立町長　山下作吉外三名（第一一七九号）

右の陳情は、石川県橋立町は、県下温泉郷の中心にありしかも港湾と観光地を有し近時急激な発展を遂げこれらの遊覧客および漁ろう者の出入増加と附近温泉の影響により主食類においては現在地域給一級地の大聖寺町よりも高値の現状であるから、江沼郡内五町同様一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立鳥取病院職員の地域給に関する陳情

陳情者　鳥取県岩美郡宇倍野村字奥谷国立鳥取病院内　松島茂外一名（第一一九〇号）

右の陳情は、国立鳥取病院は鳥取県宇倍野村、および鳥取市との境界線直南東に位置し鳥取市とはわずか一メートルの溝を境としており、すべての業務を鳥取市役所を通じて行つている実情で、実質的には鳥取市所在と見るべきであるから、法律二七八号別表第六の鳥取県の地域中「岩美郡宇倍野村奥谷」を削除して「鳥取市」の下に（国立鳥取病院を含む）を加えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県蕨町の地域給に関する陳情

陳情者　埼玉県北足立郡蕨町大字蕨蕨町役場内　中東康雄（第一一九一号）

右の陳情は、埼玉県蕨町は、地域性、交通、産業、経済等あらゆる点において浦和、川口両市と同一条件にあつて、ポケット地帯のため県下第一の人口密度をもち、物価環境においても両市より高率を示し、東京都内の指数を上回る現状であるから、本町の地域給を最も妥当かつ合理的である四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県琴平町の地域給に関する陳情

陳情者　香川県仲多度郡琴平町長　細川秀雄外十四名（第一一九四号）

右の陳情は、香川県琴平町は現在地域給一級地の指定を受けているが、金刀比羅宮への参拝者は年間四百万を数えしかも年々増加の傾向をたどり、殊に昨年度においては電通、電産、国鉄、造船、学校等職員の全国大会を本町において開催する等全国よりの旅客はすこぶる多く、観光地であるため諸物価はもち論日常生活必需品も四国地方他地域に比していちじるしく高物価で当地居住の公務員の生活の困窮は一層深刻なものがあるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府の地域給に関する陳情

陳情者　京都府知事　蜷川虎三

外千二百三十七名（第一二九五号）

右の陳情は、勤務地手当支給地域区分については、さきに一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布施行になり若干の修正がなされたが、なお物価および生計費等より見た京都府における実状を考慮し、それぞれ妥当な級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県の地域給に関する陳情

陳情者　高知県知事　川村和嘉治（第一二九六号）

右の陳情は、高知県は、昔から阪神地区との交通商業が盛で、生活物資においては消費県として全国的に高物価を示し、しかも文化的生活水準が高い地域であるため、固定給与に依存する公務員の生活は常に圧迫を受けており、この抑圧をまぬがれる方途としてはベース引上げおよび勤務地手当による外ないから、本県内の地域給を全般的に是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会請願審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二六七四号　公衆浴場業の所得税減免に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月四日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会請願特別報告第四号

公衆浴場業の所得税減免に関する請願

第二六七四号　東京都千代田区神田豊島町四全国公衆浴場組合連合会内　田村虎太郎提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月四日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

公衆浴場業の所得税減免に関する請願

請願者　東京都千代田区神田豊島町四全国公衆浴場組合連合会内　田村虎太郎（第二六七四号）

右の請願は、公衆浴場の家屋ならびに設備は一般家屋に比し腐蝕率がはなはだしくその修理に要する費用が従来全く考慮されていない上、昭和二十六年度は四十五パーセントの標準率をもつて課税せられた結果納税の不可能な業者も生じ、今後時代に相応する衛生設備に改善を加え公衆浴場としての使命達成に支障をきたす虞があるから、公衆浴場業者に対する課税率を適正に改められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会請願審査報告書第五号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三〇八七号　公衆浴場業の所得税減免に関する請願

第三二六六号　洋紙の物品税撤廃に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月二十九日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会請願特別報告第五号

公衆浴場業の所得税減免に関する請願

第三〇八七号　名古屋市中村区則武町　長谷川義雄提出

洋紙の物品税撤廃に関する請願

第三二六六号　東京都千代田区丸ノ内二ノ一〇三菱仲十四号館の二日本洋紙会内　中島慶次外十名提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月二十九日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

公衆浴場業の所得税減免に関する請願

請願者　名古屋市中村区則武町　長谷川義雄（第三〇八七号）

右の請願は、公衆浴場の家屋ならびに設備は一般家屋に比し腐蝕率がはなはだしくその修理に要する費用が従来全く考慮されていない上、昭和二十六年度は四十五パーセントの標準率をもつて課税せられた結果納税の不可能な業者も生じ、今後時代に相応する衛生設備に改善を加え公衆浴場としての使命達成に支障をきたす虞があるから、公衆浴場業者に対する課税率を適正に改められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

洋紙の物品税撤廃に関する請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内二ノ一〇三菱仲十四号館の二日本洋紙会内　中島慶次外十名（第三二六六号）

右の請願は、昭和二十四年十月以来紙の物品税全廃に関し、再三再四請願、陳情を繰り返してきたが、シヤープ勧告においても生活必需品的性格の強いものは課税が除外されるよう述べられており、もつとも大衆的で、しかも需要の多い洋紙の大部分に対し、いまだ五パーセントの課税が残されていることは紙業界全体の誠に遺憾とするところであるから、すみやかにこれが撤廃を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会陳情審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第九三六号　信用保証会法制定に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月四日

大蔵委員長　平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会陳情特別報告第四号
信用保証会法制定に関する陳情
第九三六号　長野県諏訪市議会議長　太田熊次郎提出
右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十七年七月四日
大蔵委員長　平沼彌太郎
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
信用保証会法制定に関する陳情
陳情者　長野県諏訪市議会議長　太田熊次郎（第九三六号）
右の陳情は、政府においては目下信用保証協会法を立案中のよしであるが、これが法文化に際しては、（一）政府保証基金の積極的援助をされること、（二）中小企業信用保険制度の保険負担を政府七十五パーセント協会二十五パーセントに改めること、（三）金融機関に対する協会の自主性を法的に規定すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会陳情審査報告書第五号
一議院の会議に付するを要するもの。
第一二六四号　ダイナ台風被害者に対する所得税減免の陳情
第一三〇二号　旧令による外地共済組合員の年金に関する陳情
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十七年七月二十九日
大蔵委員長　平沼彌太郎
参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会陳情特別報告第五号
ダイナ台風被害者に対する所得税減免の陳情
第一二六四号　岐阜県議会議長　上野文一提出
旧令による外地共済組合員の年金に関する陳情
第一三〇二号　山口県岩国市錦見一、錦本一夫外七十九名提出
右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十七年七月二十九日
大蔵委員長　平沼彌太郎
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
ダイナ台風被害者に対する所得税減免の陳情
陳情者　岐阜県議会議長　上野文一（第一二六四号）
右の陳情は、ダイナ台風による岐阜県の被害総額は、数十億円に達し、これが復旧に対する県民の出費と心労は言語に絶するものがあるから、本年の所得税決定に際しては、特別の考慮を払い、被害者に対する所得税減免の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年七月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
旧令による外地共済組合員の年金に関する陳情
陳情者　山口県岩国市錦見一、四七二　錦本一夫外七十九名（第一三〇二号）
右の陳情は、旧令による外地共済組合員は、法律第二五六号により年金を受けていたが、昨秋来年金算定について疑義ありとして支給を停止され、さらに今回共済組合連合会よりの通知によつて、二十六年十月以降は、十年々金者は七十五日分、十五年々金者は九十日分と改訂されることになつたが、折角の制度が時々停止されたり、あるいは局長通達によつて更改されたりすることは、法律の権威を失墜するばかりでなく、受給者の生活保障に重大な脅威を与えることになるから、今回の通達を改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年七月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

通商産業委員会請願審査報告書第四号
一議院の会議に付するを要するもの。
第二八七八号　中小企業資金融通法制定に関する請願
第二八七九号　水力電源開発促進に関する請願
第二九一〇号　電気工事従事者の技能検定制度制定に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十七年七月二十九日
通商産業委員長　竹中　七郎
参議院議長佐藤尚武殿

通商産業委員会請願特別報告第五号
水力電源開発促進に関する請願
第二八七九号　神奈川県川崎市議会議長　高須康治提出
電気工事従事者の技能検定制度制定に関する請願
第二九一〇号　東京都千代田区有楽町一ノ三社団法人日本電気協会長代理副会長　倉田主税提出
右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十七年七月二十九日
通商産業委員長　竹中　七郎
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
水力電源開発促進に関する請願
請願者　神奈川県川崎市議会議長　高須康治（第二八七九号）
右の請願は、電力料金にはなはだしい地域差があることは、広く社会問題として従来よりその不合理を指摘され、非難ごうごうたるものがあるから、この際この矛盾を払しよくすべき対策を講ずることが急務であると思うから、地域差の生じないよう水力電源をすみやかに開発せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
電気工事従事者の技能検定制度制定に関する請願
請願者　東京都千代田区有楽町一ノ三社団法人日本電気協会長代理副会長　倉田主税（第二九一〇号）
右の請願は、電気工事の不良は恐るべき災害ごとに火災の原因となつているが、従来省令として施行されていた電気工事人取締規則が廃止され、現在電気工事に対する取締法規がないことは、極めて不安であるから、電気工事に従事する者の技能検定制度を復活制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

通商産業委員会請願特別報告第六号
中小企業資金融通法制定に関する請願

第二八七八号　神奈川県川崎市議会議長　高須康治

右一件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十七年七月二十九日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

中小企業資金融通法制定に関する請願

請願者　神奈川県川崎市議会議長　高須康治（第二八七八号）

右の請願は、中小企業の興亡盛衰は、国力に大きな影響を持つにかかわらず、これに対する国の施策は、極めて微温的である。しかも中小企業の現状は、資金のひつ迫に困窮しているから、これが救済のため、中小企業資金融通法を制定せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年　月　日

通商産業委員長　竹中　七郎

参議院議長佐藤尚武殿

文部委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二八九八号　精神薄弱児教育等に関する請願

第二九〇六号　外国医学雑誌の欠本補充に関する請願

第二九八四号　大学病院の看護婦定員増加に関する請願

第三〇〇六号　町村教育委員会設置に関する請願

第三一〇〇号　理科教育振興に関する請願

第三一二二号　教育委員会法の一部を改正する法律制定促進に関する請願

第三一四三号　高等学校定時制教育振興法制定に関する請願

第三一四四号　高等学校定時制分校を産業教育振興法による補助対象とするの請願

第三一四五号　高等学校定時制課程のモデルスクール設置に関する請願

第三一六六号、第三二九八号　教育委員会法第七〇條改正に関する請願

第三一七一号　高等学校定時制教員の定員確保等に関する請願

第三一八八号　高等学校定時制分校設備費助成に関する請願

第三二四九号　教育委員会法中一部改正に関する請願

第三二六一号　教育委員会法第七〇條に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月二十九日

文部委員長　梅原　眞隆

参議院議長佐藤尚武殿

文部委員会請願特別報告第三号

精神薄弱児教育等に関する請願

第二八九八号　東京都千代田区神田錦町二ノ二千代田区役所内児童問題研究会内　花岡忠男提出

外国医学雑誌の欠本補充に関する請願

第二九〇六号　東京都文京区本富士町東大病院図書室内日本医学図書館協議会内　北村包彦提出

大学病院の看護婦定員増加に関する請願

第二九八四号　千葉市猪鼻町千葉大学医学部附属病院内看護部内　淡路きん提出

町村教育委員会設置に関する請願

第三〇〇六号　福島県東白川郡竹貫村長　高橋倉次提出

理科教育振興に関する請願

第三一〇〇号　神戸市兵庫区川中町四三兵庫県理化学会内　春日重樹提出

教育委員会法の一部を改正する法律制定促進に関する請願

第三一二二号　長野県議会議長　片桐知従提出

高等学校定時制教育振興法制定に関する請願

第三一四三号　京都府中京区西京伯楽町全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎外三百九十八名提出

高等学校定時制分校を産業教育振興法による補助対象とするの請願

第三一四四号　京都府中京区西京伯楽町全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎外五百十七名提出

高等学校定時制課程のモデルスクール設置に関する請願

第三一四五号　京都府中京区西京伯楽町全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎外五百十七名提出

教育委員会法第七〇條改正に関する請願

第三一六六号　茨城県議会議長　宇田川源次郎提出

第三二九八号　愛知県西加茂郡小原村長　加藤和一郎外五名提出

高等学校定時制教員の定員確保等に関する請願

第三一七一号　京都市中京区西京伯楽町全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎外八百五十一名提出

教育委員会法中一部改正に関する請願

第三二四九号　東京都杉並区西田町一ノ七四八　野口彰提出

教育委員会法第七〇條に関する請願

第三二六一号　愛知県西加茂郡三好村長　広瀬吉重外二名提出

右十五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月二十九日

文部委員長　梅原　眞隆

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

精神薄弱児教育等に関する請願

請願者　東京都千代田区神田錦町二ノ二千代田区役所内児童問題研究会内　花岡忠男（第二八九八号）

右の請願は、智能の発育に欠陥を招いた精神薄弱児に対する教育ならびに福祉施策が何等顧られていないのは、基本的人権の尊重および教育の機会均等の立場からみて重要な問題であるから、この不幸な児童の円満な成長を期するため、(一)小学校および中学校に精神薄弱児のための特別学級を設置すること、(二)学校教育法による精神薄弱児のため特別学校を設置すること、(三)義務教育卒業後の職業補導機関を設置すること、(四)教員養成機関を設置すること等適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

外国医学雑誌の欠本補充に関する請願

請願者　東京都文京区本富士町東大病院図書室内日本医学図書館協議会内　北村包彦（第二九〇六号）

右の請願は、戦争による外国医学雑誌輸入と絶のため、全国の医学機関においては各種医学雑誌に前後十年間にわたる欠本を生じ、医学の教育、研究に多大の支障をきたしている

から、特に必要なもの二百種を一組として全国八地区の代表図書館に配置するため、八組分の外国医学雑誌を輸入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大学病院の看護婦定員増加に関する請願

請願者　千葉市猪鼻町千葉大学医学部附属病院内看護部内淡路きん（第二九八四号）

右の請願は、戦後医師の分野と看護婦のそれとの間に各〻独自の任務の存することが実証せられるとともに看護の重要性は一段と強く認識されるに至つた。大学病院はその特質上入院患者は重症者が多いため当然看護婦の勤務態勢を三交替とすべきであるが、大学病院の特殊性に基き従来教育研究方面に重点をおいていたので、看護要員の数およびその配置もその目的に適するよう策定せられてきたため、現在の百九十五名の定員では到底看護の万全は期し難い上、看護婦の健康保持が困難な実情であるから、看護婦定員を三百三十六名に増加するよう特別審議せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

町村教育委員会設置に関する請願

請願者　福島県東白川郡竹貫村長　高橋倉次（第三〇〇六号）

右の請願は、昭和二十五年の教育委員会法によつて県に教育委員会が設置され、本年度より明年にかけて町村にもそれぞれ教育委員会が設置されることになつているが、現下の農村は財政的に窮迫しているばかりでなく、桑園の霜害等によつて農村経済は大きな打撃を受けているから、本年度の教育委員会設置は地方事務所単位の程度とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

理科教育振興に関する請願

請願者　神戸市兵庫区川中町四三兵庫県理化学会内　春日重樹（第三一〇〇号）

右の請願は、産業の振興には、資源の開発と資材利用の合理化が最も重要な課題で、これを解決するものは実に科学教育の振興にある。ことに最近における一部学生々徒の無自覚な行動は科学的精神を喚起する理科教育の低調に起因するものであるから、科学教育の振興を図るため立法措置をとられるとともに中学校および高等学校における理科教育の抜本的改正を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教育委員会法の一部を改正する法律制定促進に関する請願

請願者　長野県議会議長　片桐知従（第三一二二号）

右の請願は、現行の教育委員会法によれば、教育委員会未設置町村は本年十一月一日地方委員会を設置しなければならないことになつているが、現今の窮迫せる市町村財政の実情ではこれが実現は極めて困難であるから、今回提案されている同法の一部改正案がすみやかに成立するよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高等学校定時制教育振興法制定に関する請願

請願者　京都府中京区西京伯楽町全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎外三百九十八名（第三一四三号）

右の請願は、義務教育修了後諸種の事情により上級学校に進学できない者が半数以上いるが、思想的にも生理的にも極めて重要な時期を教育環境から全く離しておくことは、国家の将来に由々しい問題であるから、高等学校定時制課程を義務教育化し、働きつつ学ぶことができるよう高等学校定時制教育振興法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高等学校定時制分校を産業教育振興法による補助対象とするの請願

請願者　京都府中京区西京伯楽町全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎外五百十七名（第三一四四号）

右の請願は、高等学校定時制とくに分校においては、関係町村が財政的に貧困な上学制改革による中学校々舎建築等に追われ、教育が極めて不充分な実情であるから、本年立法化された産業教育振興法による補助対象を先ず定時制高校分校に適用し、最悪條件に放置されている分校を定時制高校の水準に達せしめるよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高等学校定時制課程のモデルスクール設置に関する請願

請願者　京都府中京区西京伯楽町全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎外五百十七名（第三一四五号）

右の請願は、わが国の復興進展は、国民の勤労意欲と教養の向上にある。このためには定時制課程の育成が必要である。しかるに現状は暗い教室に空腹をかかえ、悪い設備と力の足りない教師によつて教育を受けている実情であるから、国費によるモデルスクールを各府県に設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教育委員会法第七〇條改正に関する請願

請願者　茨城県議会議長　宇田川源次郎（第三一六六号）

請願者　愛知県西加茂郡小原村長　加藤和一郎外五名（第三二九八号）

右の請願は、現行教育委員会法によれば昭和二十七年十一月一日より全国市町村に教育委員会を設置するよう規定されているが、過去四年間の教育委員会法実施の体験と研究を基盤として、さらに講和條約を契機として新たな観点に立つて恒久的な教育制度を確立するため、わが国の現状、財政、機構等を充分研究する必要上、現行法中第七十條の施行を一年間延期して理想的な教育制度を確立せられたいとの趣旨あつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高等学校定時制分校設備費助成に関する請願

請願者　京都市中京区西京伯楽町全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎外八百五十一名（第三一八八号）

右の請願は、昭和二十三年九月定時制課程設置以来財政の窮乏した町村が苦しい経費を支出して分校教育を推進しているが、一面財力の豊かな中心部の町村には府県立の全日制高等学校ならびに定時制中心校が置かれて何等の負担も必要としない現状で、教育分担の軽重の差これよりはなはだしいものはないと思うから、分校経費を全面的に府県費に切替えが困難とするならば、せめてその基礎的施設、設備について政府において特別な財政援助の方策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教育委員会法中一部改正に関する請願

請願者　東京都杉並区西田町一ノ七四八　野口彰（第三一二四九号）

右の請願は、全国各市町村に義務設置として新たに教育委員会を設けることは、わが国の政治、経済等の実状に適せず、かつ適正なる人事交流を行う上に支障をきたし、教科書検定および採択の事務を行う上にもあまりに小規模の教育委員では適正を期すことが困難であるから、義務設置を一箇年延長されたい。もしやむを得ず新たに設置するときは、これを任意設置に改められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教育委員会法第七〇條に関する請願

請願者　愛知県西加茂郡三好村長　広瀬吉重外二名（第三二六一号）

右の請願は、今回政府が教育委員会法第七十條の実施についてなお研究の余地ありとしてその実施を延期することを国会に提案されたことは、わが国現下の実現から見て極めて妥当の措置であると思う。しかるところ目下の国会審議の実状はまことに憂慮にたえないものがあり、若し政府案が否決されるならばいたずらに巨額の経費を要して地方自治体を混乱に陥れるばかりでなく、教員人事の円滑なる交流を妨げ、教育の円満なる遂行を害することはなはだしいと思われるから、是非とも政府案の通過を図られたいとの趣旨あつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教育委員会法第一部改正に関する請願

請願者　愛知県西加茂郡小原村長　加藤和一郎外五名（第三二九八号）

右の請願は、現行教育委員会法によれば昭和二十七年十一月一日より全国市町村に教育委員会を設置するよう規定されているが、過去四年間の教育委員会法実施の体験と研究を基盤として、さらに講和條約を契機として新たな観点に立つて恒久的な教育制度を確立するため、わが国の現状、財政、機構等を充分研究する必要上、現行法中第七十條の施行を一年間延期して理想的な教育制度を確立せられたいとの趣旨あつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高等学校定時制分校設備費助成に関する請願

請願者　京都市中京区西京伯楽町全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎外八百五十一名（第三一八八号）

右の請願は、昭和二十三年九月定時制課程設置以来財政の窮乏した町村が苦しい経費を支出して分校教育を推進しているが、一面財力の豊かな中心部の町村には府県立の全日制高等学校ならびに定時制中心校が置かれて何等の負担も必要としない現状で、教育分担の軽重の差これよりはなはだしいものはないと思うから、分校経費を全面的に府県費に切替えが困難とするならば、せめてその基礎的施設、設備について政府において特別な財政援助の方策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教育委員会法第七〇條に関する請願

請願者　愛知県西加茂郡三好村長　広瀬吉重外二名（第三二六一号）

右の請願は、今回政府が教育委員会法第七十條の実施についてなお研究の余地ありとしてその実施を延期することを国会に提案されたことは、わが国現下の実現から見て極めて妥当の措置であると思う。しかるところ目下の国会審議の実状はまことに憂慮にたえないものがあり、若し政府案が否決されるならばいたずらに巨額の経費を要して地方自治体を混乱に陥れるばかりでなく、教員人事の円滑なる交流を妨げ、教育の円満なる遂行を害することはなはだしいと思われるから、是非とも政府案の通過を図られたいとの趣旨あつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

義務教育費国庫負担法制定に関する陳情

陳情者　愛知県豊橋市立中部中学校内P・T・A内　石川龍蔵外四百十五名（第一二六三号）

右の陳情は、義務教育は、憲法上の重要な国民の権利でありまた義務であつて、一定の規模と内容とを充実することは国の重大な責務であるから、義務教育費に対して国庫負担制度の法律を制定せられたいとの趣旨あつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

水産委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三一六一号　ソ連巡視艦の日本漁船だ捕調査促進に関する請願

第三二九三号　長崎県小値賀漁港修築工事施行に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月二十八日

水産委員長　千田　正

代理理事

参議院議長佐藤尚武殿

文部委員会陳情特別報告第三号

義務教育費国庫負担法制定に関する陳情

第一二六三号　愛知県豊橋市立中部中学校内P・T・A内　石川龍蔵外四百十五名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月二十九日

文部委員長　梅原　眞隆

参議院議長佐藤尚武殿

文部委員会陳情審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一二六三号　義務教育費国庫負担法制定に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月二十九日

文部委員長　梅原　眞隆

参議院議長佐藤尚武殿

水産委員会請願審査特別報告第三号

ソ連巡視艦の日本漁船だ捕調査促進に関する請願

第三一六一号　東京都中野区打越町一九　榊忠夫提出

長崎県小値賀漁港修築工事施行に関する請願

第三二九三号　長崎県北松浦郡小値賀町長　近藤政敬外二名提出

右二件の請願は内閣に送付を要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月二十八日

水産委員長代理理事　千田　正

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

ソ連巡視艦の日本漁船だ捕調査促進に関する請願

請願者　東京都中野区打越町一九　榊忠夫（第三一六一号）

右の請願は、終戦後日本再建の一翼として北海漁業の開発促進が重大視されているが、日本漁業の開発促進に一大暗影を投じているソ連巡視艦の日本漁船だ捕事件は極度に増加を示し、このだ捕船増加とともに乗組員の数も相当数に達し、その消息は不明とされ家の不安な毎日の生活は全く見るも気の毒な限りであるから、早急にその調査を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県小値賀漁港修築工事施行に関する請願

請願者　長崎県北松浦郡小値賀町長　近藤政敬外二名（第三二九三号）

右の請願は、長崎県小値賀港は、九州の最西北端に位置し、日本最大の漁場といわれる朝鮮海峡および東支那海に接続する唯一の漁業基地で、また同漁場に対する最寄の避難港としても自然的条件を具備する重要な港であるから、同港を活用するため、国県費の補助をもつてその設備を整備せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第七十二号参照〕

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十九日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

堀　末治　高橋進太郎

宮田　重文　岩沢　忠恭

石村　幸作　駒井　藤平

岩男　仁蔵　原　虎一

若木　勝蔵　中田　吉雄

館　哲二　岡本　愛祐

吉川末次郎

本則中「中央選挙管理委員」を「中央選挙管理会」に改める。

(1)の項目次の改正規定中「第百四十四條（ポスターの数）」を「第百四十四條（参議院全国選出議員の選挙運動用ポスター）」に、『を削り、

「第百六十四條（個人演説会の施設の無料使用）第百六十四條の二（個人演説会における録音盤の使用）第百六十四條の三（他の演説会の弁士）第百六十四條の四（街頭演説）第百六十四條の五（連呼行為の制限）第百六十四條の六（標旗に関する制限）第百六十四條の七（標旗を要する選挙運動の運動員）」を

「第十四章の二　衆議院議員の選挙における特例　第二百一條（特例）第二百一條の二（個人演説会の施設の無料使用）第二百一條の三（他の演説会の弁士）第二百一條の四（選挙運動の運動員）第二百一條の五（選挙運動に関する制限）第二百一條の六（選挙運動期間中の政党その他の政治団体の政治活動）第二百一條の七（政党その他の政治団体の機関紙誌）第二百一條の八（参議院全国選出議員の選挙運動用ポスター）」に、

「第十四章の二　衆議院議員の選挙における特例　第二百一條（特例）第二百一條の二（個人演説会の施設の無料使用）第二百一條の三（他の演説会の弁士）第二百一條の四（選挙運動の運動員）第二百一條の五（選挙運動に関する制限）第二百一條の六（選挙運動期間中の政党その他の政治団体の政治活動）第二百一條の七（政党その他の政治団体の機関紙誌）第二百一條の八（参議院全国選出議員の選挙運動用ポスター）」を

に、「改める。」を

(2)の項目次の改正規定中「第二百一條の二（個人演説会の施設の無料使用）第二百一條の三（他の演説会の弁士）第二百一條の四（街頭演説）第二百一條の五（連呼行為の制限）第二百一條の六（選挙運動の運動員）」を

「第二百一條の二（個人演説会の施設の無料使用）第二百一條の三（個人演説会における録音盤の使用）第二百一條の四（他の演説会の弁士）第二百一條の五（街頭演説）第二百一條の六（連呼行為の制限）第二百一條の七（選挙運動の運動員）」に、

「第二百一條の二（個人演説会の施設の無料使用）第二百一條の三（個人演説会における録音盤の使用）第二百一條の四（他の演説会の弁士）第二百一條の五（街頭演説）第二百一條の六（連呼行為の制限）第二百一條の七（選挙運動の運動員）第二百一條の八（選挙運動に関する制限）第二百一條の九（選挙運動期間中の政党その他の政治団体の政治活動）第二百一條の十（政党その他の政治団体の機関紙誌）」を

に、「改める。」を

(3)の項目次の改正規定中「第二百一條の二（選挙運動期間中の政党その他の政治団体の政治活動）第二百一條の三（政党その他の政治団体の機関紙誌）」を

「第二百一條の二（選挙運動期間中の政党その他の政治団体の政治活動）第二百一條の三（政党その他の政治団体の機関紙誌）第二百一條の四（特例）」に、

「第二百一條の二（選挙運動期間中の政党その他の政治団体の政治活動）第二百一條の三（政党その他の政治団体の機関紙誌）第二百一條の四（特例）第二百一條の五（罰則の時効）」を

に、「改める。」を

(4)の項目次の改正規定中「第二百一條の四（特例）第二百一條の五（罰則の時効）」を

「第二百一條の四（特例）第二百一條の五（罰則の時効）第二百一條の六（刑事事件の処理）」に改める。

(5)の項の次に次の一項を加える。

第九十六條中「第一項若しくは第三項」を削る。

原案(16)の項を(17)の項とし、以下(31)の項まで一項ずつ繰り下げる。

原案(32)の項を削る。

(33)の項第百四十一條第一項の改正規定のうち第一号中「拡声機一揃」を「拡声機一揃」に改め、第三号中「市（第一号の市を除く。）」を削り、同号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　市（第一号自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一揃の市を除く。）の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙

(34)の項第百四十二條第一項第一号及び第二号の改正規定のうち第二号及び第三号中「三万枚」を「一万枚」に改める。

(35)の項を次のように改める。

(35)　第百四十三條第一項第三号中「主として選挙運動のために使用されるそり」を「第百六十四條の六《連呼行為の制限》但書の規定により連呼することができる場合に使用される自動車以外の諸車」に改める。

同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類を掲示する行為は、前項の禁止行為に該当するものとみなす。

同條に次の二項を加える。

4　第一項に規定する立札及び看板の類は、縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートルを超えてはならない。

5　第一項の規定により掲示することができるちようちんの類は、それぞれ一箇とし、その大きさは、高さ八十五センチメートル、直径四十五センチメートルを超えてはならない。

(36)　第百四十四條第一項第一号中「三千枚」を「二千枚」に改め、同條同項第五号を削り、同條に次の一項を加える。

(36)の項を次のように改める。

4　第一項のポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の

氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければならない。

(37)の項第百四十五條第一項の改正規定中『中「第百四十三條《文書図画の掲示》第一項第五号」を「前條」に改め、同項』を削り、同條第二項の改正規定中『第百四十三條第一項第五号」を「前條」に、』を削る。

(38)(39)の項を削る。

(38)　第百四十八條第一項中「新聞紙」の下に「（これに類する通信類を含む。以下同じ。）」を加え、同條に次の一項を加える。

3　前二項の規定の適用について新聞紙又は雑誌とは、選挙運動の期間中に限り、左に掲げるものをいう。

一　左の條件を具備する新聞紙又は雑誌

イ　新聞紙にあつては毎月三回以上、雑誌にあつては毎月一回以上、号を逐つて定期に有償頒布するものであること。

ロ　第三種郵便物の認可のあるものであること。

ハ　当該選挙の選挙期日の公示又は告示の日前六箇月以来、イ及びロに該当し、引き続き発行するものであること。

二　前号に該当する新聞紙又は雑誌を発行する者が発行する新聞紙又は雑誌で同号イ及びロの條件を具備するもの

原案(40)の項を(39)の項とし、以下(46)の項まで一項ずつ繰り上げる。

(47)の項第百六十四條の次に四條を加える改正規定中「四條」を「七條」に改める。

(47)の項第百六十四條の二の前に次の二條を加える。

（個人演説会の制限）

第百六十四條の二　衆議院議員、参議院（地方選出）議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の候補者（以下本條中「候補者」という。）は、第百六十一條《公営施設使用の個人演説会》に規定する施設及びこれらの施設以外の施設（建物その他の施設の構内を含む。）を使用して、個人演説会を六十回以内開催することができる。

2　前項の規定の適用については、いかなる名義をもつてするを問わず、選挙運動のためにする座談会、候補者が共同して行う演説会及び候補者のために合同して行う演説会は、同項の個人演説会とみなす。この場合において同項の規定による回数の計算については、各候補者につき、それぞれ一回として計算する。

3　候補者が第五項の規定による申出をした後、その開催すべき個人演説会を実施しなかつた場合においても、その実施しなかつた回数は、第一項の規定による回数に算入する。但し、天災その他不可抗力に因る場合は、この限りでない。

4　第一項の個人演説会においては、候補者以外の者も演説をすることができる。

5　候補者は、第一項の個人演説会を開催しようとする場合においては、開催すべき日前二日までに、使用すべき施設、開催すべき日時及び候補者の氏名を文書で市町村の選挙管理委員会に申し出るとともに、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、回数表を呈示し、これにその開催の回数の確認を受けなければならない。

6　市町村の選挙管理委員会は、第一項の個人演説会が開催される場合においては、その演説会開催当日、当該候補者の氏名及び党派別並びに演説会開催の日時及び会場を表示する立札一箇を、会場前の公衆の見易い場所に見易い方法をもつて、掲示しなければならない。

7　候補者は、第一項の個人演説会の告知のため、ポスターを掲示することができる。

8　前項のポスターは、タブロイド型（長さ四十一センチメートル、巾二十八センチメートル）とし、命令で定めるところにより、必要事項を印刷の上、候補者一人について、千二百枚を交付する。

9　第百四十五條《ポスターの掲示箇所》及び第百四十七條《文書図画の撤去》の規定は、前二項のポスターの掲示について、準用する。

10　第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター、第百四十三條第一項第四号《演説会場における文書図画の掲示》の規定により使用することができるもの（一箇に限る。）及び同條第五号《選挙運動用ポスター》のポスターの外、掲示することができない。

（他の演説会の禁止）

第百六十四條の三　衆議院議員、参議院（地方選出）議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙においては、選挙運動のためにする演説会は、この法律の規定により行う立会演説会及び個人演説会を除く外、いかなる名義をもつてするを問わず、開催することができない。

(47)の項原案第百六十四條の二を第百六十四條の四とし、原案第百六十四條の三を第百六十四條の五とし、原案第百六十四條の四を第百六十四條の六とし、同條中「（一台に限る。）」を削る。

(47)の項中繰り下げ後の第百六十四條の六の次に次の一條を加える。

（標旗に関する参議院全国選出議員の選挙における特例）

第百六十四條の七　前二條の場合において、参議院（全国選出）議員の選挙に係る選挙運動については、一の都道府県においては同時に二以上の標旗を掲げることができない。

(47)の項原案第百六十四條の五を第百六十四條の八とし、同條第一項中「第二條」を「第百六十四條の五《街頭演説》及び第百六十四條の六《連呼行為の制限》」に、「公職の候補者一人について」を「公職の候補者一人について（参議院全国選出議員の場合にあつては、その候補者一人について一都道府県ごとに）」に改める。

(47)の項を(46)の項とする。

繰り上げ後の(46)の項の次に次の一項を加える。

(47)　第百六十六條中「この法律に規定する」を「第百六十一條《公営施設使用の個人演説会》の規定による」に改める。

(49)の項の次に次のように加える。

(50)　第百六十八條第二項を次のように改める。

2　前項の掲載文は、衆議院議員、参議院（地方選出）議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては字数千五百、参議院（全国選出）議員の選挙にあつては字数五百を超えることができない。

原案(50)の項を(51)の項とする。

原案(51)の項第百七十二條の二の改正規定中「に改める。」を「に改め、同條に次の但書を加える。」に改め、同改正規定に次のように加える。

但し、掲載文は、字数五百を超えることができない。

原案(51)の項を(52)の項とし、原案(52)の項を(53)の項とする。

原案(53)の項第百七十四條の改正規定に次のように加える。

同條第三項中「当該選挙の期日前十二日までに」を「掲示開始の日前二日までに」に、「当該選挙の期日前十一日以後に」を「掲示開始の日の前日以後」に改める。

原案(53)の項を(54)の項とし、原案(54)の項を(55)の項とする。

原案(55)の項第百七十七條の改正規定中第一項中「《ポスターの数》」を「《参議院全国選出議員の選挙運動用ポスター》」に、』を削る。

原案(55)の項を(56)の項とし、以下原案(61)の項まで一項ずつ繰り下げる。

原案(62)の項中第二百一條の三を次のように改める。

（ポスターの制限）

第二百一条の三　選挙運動のために使用するポスターは、第百四十三條《文書図画の掲示》第一項第一号

から第四号まで及び第百六十四條の二第七項《個人演説会告知用ポスター》に規定するものの外は、掲示することができない。

原案(62)の項中第二百一條の四及び第二百一條の五を削り、第二百一條の六を第二百一條の四とし、以下二條ずつ繰り上げる。

原案(62)の項を(63)の項とし、以下原案(66)の項まで一項ずつ繰り下げる。

原案(67)の項を次のように改める。

(68)　第二百九條の次に次の一條を加える。

（当選の効力に関する争訟における潜在無効投票）

第二百九條の二　当選の効力に関する異議の申立、訴願の提起又は訴訟の提起があつた場合において、選挙の当日選挙権を有しない者の投票その他本来無効なるべき投票であつてその無効原因が表面にあらわれない投票で有効投票に算入されたことが推定され、且つ、その帰属が不明な投票があることが判明したときは、当該選挙管理委員会又は裁判所は、第九十五條《当選人》の規定の適用に関する各候補者の有効投票の計算については、その開票区ごとに、各候補者の得票数から、当該無効投票数を各候補者の得票数に応じて按分して得た数をそれぞれ差し引くものとする。

修正後の(68)の項の次に次の一項を加える。

(69)　第二百十一條中「又は第二百二十三條《公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪》」を「、第二百二十三條《公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪》又は第二百二十三條の二《新聞紙、雑誌の不法利用罪》」に改める。

原案(68)の項を(70)の項とし、以下原案(71)の項まで二項ずつ繰り下げる。

原案(72)の項第二百三十五條の二中「新聞紙又は雑誌を編集し又は発行した者」を「新聞紙又は雑誌の編集を実際に担当した者及びその新聞紙又は雑誌の経営を担当した者」に、同條第二号中「第二百一條の八」を「第二百一條の六」に改める。

原案(72)の項を(74)の項とし、以下原案(75)の項まで二項ずつ繰り下げる。

原案(76)の項を次のように改める。

(78)　第二百四十三條第八号の次に次の五号を加える。

八の二　第百六十四條の二第十項《個人演説会場の掲示》又は第二百一條の三《他のポスターの制限》の規定に違反して文書図画を掲示した者

八の三　第百六十四條の三《他の演説会の禁止》の規定に違反して演説会を開催した者

八の四　第百六十四條の五《街頭演説》第一項の規定に違反して街頭演説をした者

八の五　第百六十四條の六《連呼行為の制限》の規定に違反して連呼をした者

八の六　第百六十四條の八《標旗を要する選挙運動員の運動員》第二項の規定に違反して選挙運動に従事した者

原案(77)の項を次のように改める。

(79)　第二百四十四條第三号中「《ポスターの掲示箇所》及び同條第四号中「《文書図画の撤去》」の下にそれぞれ「（第百六十四條の二第九項《個人演説会告知用ポスター》において準用する場合を含む。）」を加え、第五号の次に次の二号を加える。

五の二　第百六十四條の二第五項《個人演説会の確認》の規定に違反して確認を受けなかつた者

五の三　第百六十四條の五《街頭演説》第四項の規定に違反して証明書又は標旗の呈示を拒んだ者

原案(78)の項を(80)の項とし、以下原案(80)の項まで二項ずつ繰り下げる。

原案(81)の項第二百五十二條の次に一條を加える改正規定中「第二百一條の七」を「第二百一條の五」に改める。

原案(81)の項を(83)の項とする。

繰り下げ後の(83)の項の次に次の一項を加える。

(84)　第二百五十三條の次に次の一條を加える。

（刑事事件の処理）

第二百五十三條の二　当選人に係る本章に掲げる罪（第二百四十五條《選挙期日後の挨拶行為の制限違反》、第二百四十六條《選挙運動に関する収入及び支出の規正違反》第二号から第九号まで、第二百四十八條《寄附の制限違反》及び第二百四十九條《寄附の勧誘、要求等の制限違反》の罪を除く。）、選挙運動を総括主宰した者に係る第二百二十一條《買収及び利害誘導罪》、第二百二十二條《多数人買収及び多数人利害誘導罪》、第二百二十三條《公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪》又は第二百二十三條の二《新聞紙、雑誌の不法利用罪》に規定する罪に関する刑事事件については、訴訟の判決は、事件を受理した日から百日以内にこれをするように努めなければならない。

2　前項の訴訟については、裁判所は、特別の事情がある場合の外は、他の訴訟の順序にかかわらず速かにその裁判をしなければならない。

原案(82)の項を(85)の項とする。

原案(83)の項を次のように改める。

(86)　第二百六十三條第十号中「施設（設備を含む。）」の下に「、第百六十四條の五《街頭演説》の規定による標旗及び第百六十四條の八《標旗を要する場合の運動員の腕章》の規定による腕章」を加え、同号の次に次の二号を加える。

十の二　第百六十四條の二第六項《個人演説会場の立札の掲示》の規定による掲示に要する費用

十の三　第百六十四條の二第八項《個人演説会告知用ポスター》の規定によるポスターに要する費用

同條第十一号中「第百七十三條《公職の候補者の氏名等の掲示》」の下に「及び第百七十五條の二《投票記載所の氏名等の掲示》」を加える。

原案(84)の項第二百六十四條の改正規定中「第二項中「前條第六号から第九号まで」及び「前條第六号、第九号」の下に「、第十号の二、第十号の三」を加え、」に改める。

原案(84)の項を(87)の項とし、以下三項ずつ繰り下げる。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、既往の選挙の実際にかんがみ、選挙の自由と公正適切なる運営を主眼とする改正案であつて、その内容は、選挙運動については、選挙運動の期間、選挙事務所、戸別訪問、署名運動、自動車、拡声機及び船舶の使用、文書図画の掲示、新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由に関する制限、言論買収の取締、選挙運動放送の制限等に関し、選挙公営については、政見放送、公営立会演説会、任意制公営立会演説会、選挙公報、投票所内の氏名等の掲示制度等に関し、衆議院議員選挙の特例については、無料葉書の枚数、選挙公報の掲載文の字数、個人演説会の開催、選挙運動期間中の政党、その他の政治団体の政治活動等に関し、選挙管理上の点については、選挙期日の公示又は告示期間、代理投票、不在者投票の廃止、同一氏名等の投票を有効とする取扱、供託金及び公営分担金、決選投票廃止等に関し、その他選挙公営費用、罰則、争訟等に関し規定の改正を行い又は新たに規定せんとするものである。

本委員会は、右原案に対し修正を加えたが、その内容は、選挙運動における飲食物、選挙運動に使用する自動車、船舶及び拡声機、無料葉書、選挙運動用ポスター、選挙運動期間中の選挙に関する報道及び評論の自由を有する新聞紙又は雑誌に限する制限、個人演説会の回数等、街頭演説等のための標旗、選挙公報の字数、公職の候補

者の氏名掲示の順序、潜在無効投票、その他罰則等に関するものである。

二、事件の利害得失

この措置によって現行法の欠陥を是正し、選挙運動費用を縮減し、自由かつ公正なる選挙を期待することができる。

三、費用

本法の施行に要する費用は、既に予算に計上ずみである。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十九日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

堀　末治　　高橋進太郎
宮田　重文　　岩沢　忠恭
石村　幸作　　駒井　藤平
岩男　仁蔵　　原　虎一
若木　勝蔵　　中田　吉雄
館　哲二　　岡本　愛祐
吉川末次郎

第三條及び第四條中「第二百四十三條第一号から第九号まで」を「第二百四十三條第一号から第九号まで、第十一号及び第十二号」に、」を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い公職選挙法を準用している地方自治法、最高裁判所裁判官、国民審査法、漁業法、農業委員会法の関係條文の整理を行うものである。

本委員会においては、公職選挙法の一部を改正する法律案の修正に伴い若干の修正を加えたが、本法案は大体これを妥当と認める。

二、事件の利害得失

本法案によつて公職選挙法の一部を改正する法律案の施行に伴う、関係法律の規定に整理が行われる。

三、費用

本法の施行によつて、別に費用を要しない。

審査報告書

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十九日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

堀　末治　　高橋進太郎
宮田　重文　　岩沢　忠恭
石村　幸作　　駒井　藤平
岩男　仁蔵　　原　虎一
若木　勝蔵　　中田　吉雄
館　哲二　　岡本　愛祐
吉川末次郎

第四條第一項の表の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第三條第七号を第九号とし、以下二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七　個人演説会立札費
八　個人演説会告知用ポスター費

第七條第一項の表の改正規定中の表を次のように改める。

選挙 / 地域又は候補者数 / 都道府県の世帯数	衆議院議員選挙又は参議院地方選出議員選挙		参議院全国選出議員選挙				
	都及び大都市のある府県	その他の道及び県	候補者数				
			百五十人未満	百五十人以上二百人未満	二百人以上二百五十人未満	二百五十人以上三百人未満	三百人以上
(一) 十万以上二十万未満	円 銭 —	円 銭 六、八九	円 銭 七、七四	円 銭 九、四二	円 銭 二、一三	円 銭 三、一五	円 銭 四、一七
(二) 二十万以上三十万未満	—	六、四六	七、四九	九、一二	一〇、八三	三、三〇	四、一七
(三) 三十万以上四十万未満	—	六、一三	七、二九	八、八六	一〇、五七	三、二四	四、一七
(四) 四十万以上五十万未満	六、〇三五	六、〇四	六、九九	八、六〇	一〇、四〇	一一、九四	四、一七
(五) 五十万以上七十万未満	五、八七	五、八六	六、七七	八、三九	一〇、一二	一一、七三	四、一七
(六) 七十万以上百万未満	五、一二	五、一〇	六、五七	八、一九	九、八六	一一、四三	四、一七
(七) 百万以上	四、四三	四、四二	六、五二	八、一八	九、八五	一一、四三	四、一七

第八條の改正規定中の表を次のように改める。

選挙 / 候補者数	衆議院議員選挙又は参議院地方選出議員選挙	参議院全国選出議員選挙
十四人未満	一、八七〇円	— 円
十四人以上十七人未満	二、一三〇	—
十七人以上百人未満	三、一三〇	五四
百人以上百五十人未満	—	七二
百五十人以上二百人未満	—	八八
二百人以上二百五十人未満	—	一〇四
二百五十人以上三百人未満	—	一二〇
三百人以上三百五十人未満	—	一三六
三百五十人以上	—	一五二

第九條の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第九條の次に次の二條を加える。

（個人演説会立札費）

第九條の二　衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙の個人演説会の会場を表示する立札一箇の経費の額は、三百円とする。

（個人演説会告知用ポスター費）

第九條の三　衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙において候補者が使用する個人演説会の告知のためのポスターの経費の額は、候補者一人について四千四百円とする。

第十二條の改正規定中第十二條に次の一項を加える。

2　参議院地方選出議員の選挙において候補者が使用するポスターの経費の額は、候補者一人について千四百円とする。但し、当該選挙区の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一をこえる場合においては、その一を増すごとに七百円を加算する。

附則第一項中「第四條から第七條まで」を「第四條から第六條まで」に、「附則第五項から第七項まで」を「附則第三項から第五項まで」に、「第八條」を「第七條、第八條、第九條の二、第九條の三及び第十二條」に改め、「及び附則第二項から第四項までの規定」及び「、第十二條の改正規定は、同年九月一日から」を削る。

附則第二項を次のように改める。

2　昭和二十七年一月一日から第七條の改正規定施行の日までの間に行われる国会議員の選挙については、同條の基本額は、左の表に掲げる通りとする。

選挙 ＼ 地域又は候補者数	衆議院議員選挙又は参議院地方選出議員選挙	参議院全国選出議員選挙			
		候補者数			
都道府県の世帯数	都及び大都市のある府県	その他の道及び県	百五十人未満	百五十人以上二百人未満	二百人以上二百五十人未満	二百五十人以上三百人未満	三百人以上
（一）十万以上二十万未満	円 銭 —	円 銭 四六八	円 銭 七七四	円 銭 九四一	円 銭 一一三	円 銭 一三五	円 銭 一四一七
（二）二十万以上三十万未満	—	四、三五	七、四九	九、二一	一〇、八三	一二、三〇	一四、一七
（三）三十万以上四十万未満	—	四、一六	七、二九	八、八六	一〇、五七	一二、三四	一三、七八
（四）四十万以上五十万未満	四、〇三	四、〇三	六、九九	八、六〇	一〇、四〇	一二、一四	一三、五二
（五）五十万以上七十万未満	三、九八	三、八八	六、七七	八、三九	一〇、一二	一二、三五	一三、二五
（六）七十万以上百万未満	三、一〇	三、一九	六、五七	八、一九	九、八六	一二、一四三	一二、九四
（七）百万以上	二、五三	二、五三	六、五二	八、一八	九、八五	一一、一四三	一二、九三

昭和二十七年七月三十一日　参議院会議録附録（その十一）　審査報告書（第七十二号参照）

附則第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、以下二項ずつ繰り上げる。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国会議員の選挙等の執行経費中、国庫負担に属する執行経費で都道府県及び市町村に交付する経費の基準が、物価の高騰等のため、従来のままでは実情に副わなくなつたので現行規定に所要の改正を加えたものである。

衆議院においては公職選挙法の一部改正案の提出に伴い若干の修正をなしたが、本委員会は公職選挙法の一部改正法案に対する本委員会の修正に伴い更に修正を加えた。

二、事件の利害得失

国会議員の選挙等の適正且つ円滑な執行に資することができる。

三、費用

本法施行に要する費用は既に予算に計上ずみである。

内閣委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七四三号、第八五三号、第八六八号、第一一九四号、第一一九五号、第一二六〇号、第一三九八号、第一四二三号、第一四二四号、第一四七五号、第一五七四号、第一五七五号、第一五九七号、第一六八一号、第一七一〇号、第一七二八号、第一七二九号、第一七三二号、第一七五四号、第一七六六号、第一七九三号、第一八〇二号、第一八五〇号、第一八八〇号、第一九二〇六〇号、第一九二六七号、第一九三二〇号、第二〇〇九号、第二〇一四号、第二〇一五号、第二〇一六号、第二〇一七号、第二〇一八号、第二〇一九号、第二〇二〇号、第二〇二一号、第二〇二二号、第二〇二三号、第二〇二四号、第二〇二五号、第二〇二六号、第二〇二七号、第二〇二八号、第二〇二九号、第二〇三〇号、第二〇三一号、第二〇三二号、第二〇三三号、第二〇三四号、第二〇三五号、第二〇三六号、第二〇三七号、第二〇三八号、第二〇三九号、第二〇四〇号、第二〇四一号、第二〇四二号、第二〇四三号、第二〇四四号、第二〇四五号、第二〇四六号、第二〇四七号、第二〇四八号、第二〇四九号、第二〇五〇号、第二〇五一号、第二〇五二号、第二〇五三号、第二〇五四号、第二〇五五号、第二〇五六号、第二〇五七号、第二〇五八号、第二〇五九号、第二〇六〇号、第二〇六一号、第二〇六二号、第二〇六三号、第二〇六四号、第二〇六五号、第二〇六六号、第二〇六七号、第二〇六八号、第二〇六九号、第二〇七〇号、第二〇七一号、第二〇七二号、第二〇七三号、第二〇七四号、第二〇七五号、第二〇七六号、第二〇七七号、第二〇七八号、第二〇七九号、第二〇八〇号、第二〇八一号、第二〇八二号、第二〇八三号、第二〇八四号、第二〇八五号、第二〇八六号、第二〇八七号、第二〇八八号、第二〇八九号、第二〇九〇号、第二〇九一号、第二〇九二号、第二〇九三号、第二〇九四号、第二〇九五号、第二〇九六号、第二〇九七号、第二〇九八号、第二〇九九号、第二一〇〇号、第二一〇一号、第二一〇二号、第二一〇三号、第二一〇四号、第二一〇五号、第二一〇六号、第二一〇七号、第二一〇八号、第二一〇九号、第二一一〇号、第二一一一号、第二一一二号、第二一一三号、第二一一四号、第二一一五号、第二一一六号、第二一一七号、第二一一八号、第二一一九号、第二一二〇号、第二一二一号、第二一二二号、第二一二三号、第二一二四号、第二一二五号、第二一二六号、第二一二七号、第二一二八号、第二一二九号、第二一三〇号、第二一三一号、第二一三二号、第二一三三号、第二一三四号、第二一三五号、第二一三六号、第二一三七号、第二一三八号、第二一三九号、第二一四〇号、第二一四一号、第二一四二号、第二一四三号、第二一四四号、第二一四五号、第二一四六号、第二一四七号、第二一四八号、第二一四九号、第二一五〇号、第二一五一号、第二一五二号、第二一五三号、第二一五四号、第二一五五号、第二一五六号、第二一五七号、第二一五八号、第二一五九号、第二一六〇号、第二一六一号、第二一六二号、第二一六三号、第二一六四号、第二一六五号、第二一六六号、第二一六七号、第二一六八号、第二一六九号、第二一七〇号、第二一七一号、第二一七二号、第二一七三号、第二一七四号、第二一七五号、第二一七六号、第二一七七号、第二一七八号、第二一七九号、第二一八〇号、第二一八一号、第二一八二号、第二一八三号、第二一八四号、第二一八五号、第二一八六号、第二一八七号、第二一八八号、第二一八九号、第二一九〇号、第二一九一号、第二一九二号、第二一九三号、第二一九四号、第二一九五号、第二一九六号、第二一九七号、第二一九八号、第二一九九号、第二二〇〇号、第二二〇一号、第二二〇二号、第二二〇三号、第二二〇四号、第二二〇五号、第二二〇六号、第二二〇七号、第二二〇八号、第二二〇九号、第二二一〇号、第二二一一号、第二二一二号、第二二一三号、第二二一四号、第二二一五号、第二二一六号、第二二一七号、第二二一八号、第二二一九号、第二二二〇号、第二二二一号、第二二二二号、第二二二三号、第二二二四号、第二二二五号、第二二二六号、第二二二七号、第二二二八号、第二二二九号、第二二三〇号、第二二三一号、第二二三二号、第二二三三号、第二二三四号、第二二三五号、第二二三六号、第二二三七号、第二二三八号、第二二三九号、第二二四〇号、第二二四一号、第二二四二号、第二二四三号、第二二四四号、第二二四五号、第二二四六号、第二二四七号、第二二四八号、第二二四九号、第二二五〇号、第二二五一号、第二二五二号、第二二五三号、第二二五四号、第二二五五号、第二二五六号、第二二五七号、第二二五八号、第二二五九号、第二二六〇号、第二二六一号、第二二六二号、第二二六三号、第二二六四号、第二二六五号、第二二六六号、第二二六七号、第二二六八号、第二二六九号、第二二七〇号、第二二七一号、第二二七二号、第二二七三号、第二二七四号、第二二七五号、第二二七六号、第二二七七号、第二二七八号、第二二七九号、第二二八〇号、第二二八一号、第二二八二号、第二二八三号、第二二八四号、第二二八五号、第二二八六号、第二二八七号、第二二八八号、第二二八九号、第二二九〇号、第二二九一号、第二二九二号、第二二九三号、第二二九四号、第二二九五号、第二二九六号、第二二九七号、第二二九八号、第二二九九号、第二三〇〇号、第二三〇一号、第二三〇二号、第二三〇三号、第二三〇四号、第二三〇五号、第二三〇六号、第二三〇七号、第二三〇八号、第二三〇九号、第二三一〇号、第二三一一号、第二三一二号、第二三一三号、第二三一四号、第二三一五号、第二三一六号、第二三一七号、第二三一八号、第二三一九号、第二三二〇号、第二三二一号、第二三二二号、第二三二三号、第二三二四号、第二三二五号、第二三二六号、第二三二七号、第二三二八号、第二三二九号、第二三三〇号、第二三三一号、第二三三二号、第二三三三号、第二三三四号、第二三三五号、第二三三六号、第二三三七号、第二三三八号、第二三三九号、第二三四〇号、第二三四一号、第二三四二号、第二三四三号、第二三四四号、第二三四五号、第二三四六号、第二三四七号、第二三四八号、第二三四九号、第二三五〇号、第二三五一号、第二三五二号、第二三五三号、第二三五四号、第二三五五号、第二三五六号、第二三五七号、第二三五八号、第二三五九号、第二三六〇号、第二三六一号、第二三六二号、第二三六三号、第二三六四号、第二三六五号、第二三六六号、第二三六七号、第二三六八号、第二三六九号、第二三七〇号、第二三七一号、第二三七二号、第二三七三号、第二三七四号、第二三七五号、第二三七六号、第二三七七号、第二三七八号、第二三七九号、第二三八〇号、第二三八一号、第二三八二号、第二三八三号、第二三八四号、第二三八五号、第二三八六号、第二三八七号、第二三八八号、第二三八九号、第二三九〇号、第二三九一号、第二三九二号、第二三九三号、第二三九四号、第二三九五号、第二三九六号、第二三九七号、第二三九八号、第二三九九号、第二四〇〇号、第二四〇一号、第二四〇二号、第二四〇三号、第二四〇四号、第二四〇五号、第二四〇六号、第二四〇七号、第二四〇八号、第二四〇九号、第二四一〇号、第二四一一号、第二四一二号、第二四一三号、第二四一四号、第二四一五号、第二四一六号、第二四一七号、第二四一八号、第二四一九号、第二四二〇号、第二四二一号、第二四二二号、第二四二三号、第二四二四号、第二四二五号、第二四二六号、第二四二七号、第二四二八号、第二四二九号、第二四三〇号、第二四三一号、第二四三二号、第二四三三号、第二四三四号、第二四三五号、第二四三六号、第二四三七号、第二四三八号、第二四三九号、第二四四〇号、第二四四一号、第二四四二号、第二四四三号、第二四四四号、第二四四五号、第二四四六号、第二四四七号、第二四四八号、第二四四九号、第二四五〇号、第二四五一号、第二四五二号、第二四五三号、第二四五四号、第二四五五号、第二四五六号、第二四五七号、第二四五八号、第二四五九号、第二四六〇号、第二四六一号、第二四六二号、第二四六三号、第二四六四号、第二四六五号、第二四六六号、第二四六七号、第二四六八号、第二四六九号、第二四七〇号、第二四七一号、第二四七二号、第二四七三号、第二四七四号、第二四七五号、第二四七六号、第二四七七号、第二四七八号、第二四七九号、第二四八〇号、第二四八一号、第二四八二号、第二四八三号、第二四八四号、第二四八五号、第二四八六号、第二四八七号、第二四八八号、第二四八九号、第二四九〇号、第二四九一号、第二四九二号、第二四九三号、第二四九四号、第二四九五号、第二四九六号、第二四九七号、第二四九八号、第二四九九号、第二五〇〇号、第二五〇一号、第二五〇二号、第二五〇三号、第二五〇四号、第二五〇五号、第二五〇六号、第二五〇七号、第二五〇八号、第二五〇九号、第二五一〇号、第二五一一号、第二五一二号、第二五一三号、第二五一四号、第二五一五号、第二五一六号、第二五一七号、第二五一八号、第二五一九号、第二五二〇号、第二五二一号、第二五二二号、第二五二三号、第二五二四号、第二五二五号、第二五二六号、第二五二七号、第二五二八号、第二五二九号、第二五三〇号、第二五三一号、第二五三二号、第二五三三号、第二五三四号、第二五三五号、第二五三六号、第二五三七号、第二五三八号、第二五三九号、第二五四〇号、第二五四一号、第二五四二号、第二五四三号、第二五四四号、第二五四五号、第二五四六号、第二五四七号、第二五四八号、第二五四九号、第二五五〇号、第二五五一号、第二五五二号、第二五五三号、第二五五四号、第二五五五号、第二五五六号、第二五五七号、第二五五八号、第二五五九号、第二五六〇号、第二五六一号、第二五六二号、第二五六三号、第二五六四号、第二五六五号、第二五六六号、第二五六七号、第二五六八号、第二五六九号、第二五七〇号、第二五七一号、第二五七二号、第二五七三号、第二五七四号、第二五七五号、第二五七六号、第二五七七号、第二五七八号、第二五七九号、第二五八〇号、第二五八一号、第二五八二号、第二五八三号、第二五八四号、第二五八五号、第二五八六号、第二五八七号、第二五八八号、第二五八九号、第二五九〇号、第二五九一号、第二五九二号、第二五九三号、第二五九四号、第二五九五号、第二五九六号、第二五九七号、第二五九八号、第二五九九号、第二六〇〇号、第二六〇一号、第二六〇二号、第二六〇三号、第二六〇四号、第二六〇五号、第二六〇六号、第二六〇七号、第二六〇八号、第二六〇九号、第二六一〇号、第二六一一号、第二六一二号、第二六一三号、第二六一四号、第二六一五号、第二六一六号、第二六一七号、第二六一八号、第二六一九号、第二六二〇号、第二六二一号、第二六二二号、第二六二三号、第二六二四号、第二六二五号、第二六二六号、第二六二七号、第二六二八号、第二六二九号、第二六三〇号、第二六三一号、第二六三二号、第二六三三号、第二六三四号、第二六三五号、第二六三六号、第二六三七号、第二六三八号、第二六三九号、第二六四〇号、第二六四一号、第二六四二号、第二六四三号、第二六四四号、第二六四五号、第二六四六号、第二六四七号、第二六四八号、第二六四九号、第二六五〇号、第二六五一号、第二六五二号、第二六五三号、第二六五四号、第二六五五号、第二六五六号、第二六五七号、第二六五八号、第二六五九号、第二六六〇号、第二六六一号、第二六六二号、第二六六三号、第二六六四号、第二六六五号、第二六六六号、第二六六七号、第二六六八号、第二六六九号、第二六七〇号、第二六七一号、第二六七二号、第二六七三号、第二六七四号、第二六七五号、第二六七六号、第二六七七号、第二六七八号、第二六七九号、第二六八〇号、第二六八一号、第二六八二号、第二六八三号、第二六八四号、第二六八五号、第二六八六号、第二六八七号、第二六八八号、第二六八九号、第二六九〇号、第二六九一号、第二六九二号、第二六九三号、第二六九四号、第二六九五号、第二六九六号、第二六九七号、第二六九八号、第二六九九号、第二七〇〇号、第二七〇一号、第二七〇二号、第二七〇三号、第二七〇四号、第二七〇五号、第二七〇六号、第二七〇七号、第二七〇八号、第二七〇九号、第二七一〇号、第二七一一号、第二七一二号、第二七一三号、第二七一四号、第二七一五号、第二七一六号、第二七一七号、第二七一八号、第二七一九号、第二七二〇号、第二七二一号、第二七二二号、第二七二三号、第二七二四号、第二七二五号、第二七二六号、第二七二七号、第二七二八号、第二七二九号、第二七三〇号、第二七三一号、第二七三二号、第二七三三号、第二七三四号、第二七三五号、第二七三六号、第二七三七号、第二七三八号、第二七三九号、第二七四〇号、第二七四一号、第二七四二号、第二七四三号、第二七四四号、第二七四五号、第二七四六号、第二七四七号、第二七四八号、第二七四九号、第二七五〇号、第二七五一号、第二七五二号、第二七五三号、第二七五四号、第二七五五号、第二七五六号、第二七五七号、第二七五八号、第二七五九号、第二七六〇号、第二七六一号、第二七六二号、第二七六三号、第二七六四号、第二七六五号、第二七六六号、第二七六七号、第二七六八号、第二七六九号、第二七七〇号、第二七七一号、第二七七二号、第二七七三号、第二七七四号、第二七七五号、第二七七六号、第二七七七号、第二七七八号、第二七七九号、第二七八〇号、第二七八一号、第二七八二号、第二七八三号、第二七八四号、第二七八五号、第二七八六号、第二七八七号、第二七八八号、第二七八九号、第二七九〇号、第二七九一号、第二七九二号、第二七九三号、第二七九四号、第二七九五号、第二七九六号、第二七九七号、第二七九八号、第二七九九号、第二八〇〇号、第二八〇一号、第二八〇二号、第二八〇三号、第二八〇四号、第二八〇五号、第二八〇六号、第二八〇七号、第二八〇八号、第二八〇九号、第二八一〇号、第二八一一号、第二八一二号、第二八一三号、第二八一四号、第二八一五号、第二八一六号、第二八一七号、第二八一八号、第二八一九号、第二八二〇号、第二八二一号、第二八二二号、第二八二三号、第二八二四号、第二八二五号、第二八二六号、第二八二七号、第二八二八号、第二八二九号、第二八三〇号、第二八三一号、第二八三二号、第二八三三号、第二八三四号、第二八三五号、第二八三六号、第二八三七号、第二八三八号、第二八三九号、第二八四〇号、第二八四一号、第二八四二号、第二八四三号、第二八四四号、第二八四五号、第二八四六号、第二八四七号、第二八四八号、第二八四九号、第二八五〇号、第二八五一号、第二八五二号、第二八五三号、第二八五四号、第二八五五号、第二八五六号、第二八五七号、第二八五八号、第二八五九号、第二八六〇号、第二八六一号、第二八六二号、第二八六三号、第二八六四号、第二八六五号、第二八六六号、第二八六七号、第二八六八号、第二八六九号、第二八七〇号、第二八七一号、第二八七二号、第二八七三号、第二八七四号、第二八七五号、第二八七六号、第二八七七号、第二八七八号、第二八七九号、第二八八〇号、第二八八一号、第二八八二号、第二八八三号、第二八八四号、第二八八五号、第二八八六号、第二八八七号、第二八八八号、第二八八九号、第二八九〇号、第二八九一号、第二八九二号、第二八九三号、第二八九四号、第二八九五号、第二八九六号、第二八九七号、第二八九八号、第二八九九号、第二九〇〇号、第二九〇一号、第二九〇二号、第二九〇三号、第二九〇四号、第二九〇五号、第二九〇六号、第二九〇七号、第二九〇八号、第二九〇九号、第二九一〇号、第二九一一号、第二九一二号、第二九一三号、第二九一四号、第二九一五号、第二九一六号、第二九一七号、第二九一八号、第二九一九号、第二九二〇号、第二九二一号、第二九二二号、第二九二三号、第二九二四号、第二九二五号、第二九二六号、第二九二七号、第二九二八号、第二九二九号、第二九三〇号、第二九三一号、第二九三二号、第二九三三号、第二九三四号、第二九三五号、第二九三六号、第二九三七号、第二九三八号、第二九三九号、第二九四〇号、第二九四一号、第二九四二号、第二九四三号、第二九四四号、第二九四五号、第二九四六号、第二九四七号、第二九四八号、第二九四九号、第二九五〇号、第二九五一号、第二九五二号、第二九五三号、第二九五四号、第二九五五号、第二九五六号、第二九五七号、第二九五八号、第二九五九号、第二九六〇号、第二九六一号、第二九六二号、第二九六三号、第二九六四号、第二九六五号、第二九六六号、第二九六七号、第二九六八号、第二九六九号、第二九七〇号、第二九七一号、第二九七二号、第二九七三号、第二九七四号、第二九七五号、第二九七六号、第二九七七号、第二九七八号、第二九七九号、第二九八〇号、第二九八一号、第二九八二号、第二九八三号、第二九八四号、第二九八五号、第二九八六号、第二九八七号、第二九八八号、第二九八九号、第二九九〇号、第二九九一号、第二九九二号、第二九九三号、第二九九四号、第二九九五号、第二九九六号、第二九九七号、第二九九八号、第二九九九号、第三〇〇〇号、第三〇〇一号、第三〇〇二号、第三〇〇三号、第三〇〇四号、第三〇〇五号、第三〇〇六号、第三〇〇七号、第三〇〇八号、第三〇〇九号、第三〇一〇号、第三〇一一号、第三〇一二号、第三〇一三号、第三〇一四号、第三〇一五号、第三〇一六号、第三〇一七号、第三〇一八号、第三〇一九号、第三〇二〇号、第三〇二一号、第三〇二二号、第三〇二三号、第三〇二四号、第三〇二五号、第三〇二六号、第三〇二七号、第三〇二八号、第三〇二九号、第三〇三〇号、第三〇三一号、第三〇三二号、第三〇三三号、第三〇三四号、第三〇三五号、第三〇三六号、第三〇三七号、第三〇三八号、第三〇三九号、第三〇四〇号、第三〇四一号、第三〇四二号、第三〇四三号、第三〇四四号、第三〇四五号、第三〇四六号、第三〇四七号、第三〇四八号、第三〇四九号、第三〇五〇号、第三〇五一号、第三〇五二号、第三〇五三号、第三〇五四号、第三〇五五号、第三〇五六号、第三〇五七号、第三〇五八号、第三〇五九号、第三〇六〇号、第三〇六一号、第三〇六二号、第三〇六三号、第三〇六四号、第三〇六五号、第三〇六六号、第三〇六七号、第三〇六八号、第三〇六九号、第三〇七〇号、第三〇七一号、第三〇七二号、第三〇七三号、第三〇七四号、第三〇七五号、第三〇七六号、第三〇七七号、第三〇七八号、第三〇七九号、第三〇八〇号、第三〇八一号、第三〇八二号、第三〇八三号、第三〇八四号、第三〇八五号、第三〇八六号、第三〇八七号、第三〇八八号、第三〇八九号、第三〇九〇号、第三〇九一号、第三〇九二号、第三〇九三号、第三〇九四号、第三〇九五号、第三〇九六号、第三〇九七号、第三〇九八号、第三〇九九号、第三一〇〇号、第三一〇一号、第三一〇二号、第三一〇三号、第三一〇四号、第三一〇五号、第三一〇六号、第三一〇七号、第三一〇八号、第三一〇九号、第三一一〇号、第三一一一号、第三一一二号、第三一一三号、第三一一四号、第三一一五号、第三一一六号、第三一一七号、第三一一八号、第三一一九号、第三一二〇号、第三一二一号、第三一二二号、第三一二三号、第三一二四号、第三一二五号、第三一二六号、第三一二七号、第三一二八号、第三一二九号、第三一三〇号、第三一三一号、第三一三二号、第三一三三号、第三一三四号、第三一三五号、第三一三六号、第三一三七号、第三一三八号、第三一三九号、第三一四〇号、第三一四一号、第三一四二号、第三一四三号、第三一四四号、第三一四五号、第三一四六号、第三一四七号、第三一四八号、第三一四九号、第三一五〇号、第三一五一号、第三一五二号、第三一五三号、第三一五四号、第三一五五号、第三一五六号、第三一五七号、第三一五八号、第三一五九号、第三一六〇号、第三一六一号、第三一六二号、第三一六三号、第三一六四号、第三一六五号、第三一六六号、第三一六七号、第三一六八号、第三一六九号、第三一七〇号、第三一七一号、第三一七二号、第三一七三号、第三一七四号、第三一七五号、第三一七六号、第三一七七号、第三一七八号、第三一七九号、第三一八〇号、第三一八一号、第三一八二号、第三一八三号、第三一八四号、第三一八五号、第三一八六号、第三一八七号、第三一八八号、第三一八九号、第三一九〇号、第三一九一号、第三一九二号、第三一九三号、第三一九四号、第三一九五号、第三一九六号、第三一九七号、第三一九八号、第三一九九号、第三二〇〇号、第三二〇一号、第三二〇二号、第三二〇三号、第三二〇四号、第三二〇五号、第三二〇六号、第三二〇七号、第三二〇八号、第三二〇九号、第三二一〇号、第三二一一号、第三二一二号、第三二一三号、第三二一四号、第三二一五号、第三二一六号、第三二一七号、第三二一八号、第三二一九号、第三二二〇号、第三二二一号、第三二二二号、第三二二三号、第三二二四号、第三二二五号、第三二二六号、第三二二七号、第三二二八号、第三二二九号、第三二三〇号、第三二三一号、第三二三二号、第三二三三号、第三二三四号、第三二三五号、第三二三六号、第三二三七号、第三二三八号、第三二三九号、第三二四〇号、第三二四一号、第三二四二号、第三二四三号、第三二四四号、第三二四五号、第三二四六号、第三二四七号、第三二四八号、第三二四九号、第三二五〇号、第三二五一号、第三二五二号、第三二五三号、第三二五四号、第三二五五号、第三二五六号、第三二五七号、第三二五八号、第三二五九号、第三二六〇号、第三二六一号、第三二六二号、第三二六三号、第三二六四号、第三二六五号、第三二六六号、第三二六七号、第三二六八号、第三二六九号、第三二七〇号、第三二七一号、第三二七二号、第三二七三号、第三二七四号、第三二七五号、第三二七六号、第三二七七号、第三二七八号、第三二七九号、第三二八〇号、第三二八一号、第三二八二号、第三二八三号、第三二八四号、第三二八五号、第三二八六号、第三二八七号、第三二八八号、第三二八九号、第三二九〇号、第三二九一号、第三二九二号、第三二九三号、第三二九四号、第三二九五号、第三二九六号、第三二九七号、第三二九八号、第三二九九号、第三三〇〇号、第三三〇一号、第三三〇二号、第三三〇三号、第三三〇四号、第三三〇五号、第三三〇六号、第三三〇七号、第三三〇八号、第三三〇九号、第三三一〇号、第三三一一号、第三三一二号、第三三一三号、第三三一四号、第三三一五号、第三三一六号、第三三一七号、第三三一八号、第三三一九号、第三三二〇号、第三三二一号、第三三二二号、第三三二三号、第三三二四号、第三三二五号、第三三二六号、第三三二七号、第三三二八号、第三三二九号、第三三三〇号、第三三三一号、第三三三二号、第三三三三号、第三三三四号、第三三三五号、第三三三六号、第三三三七号、第三三三八号、第三三三九号、第三三四〇号、第三三四一号、第三三四二号、第三三四三号、第三三四四号、第三三四五号、第三三四六号、第三三四七号、第三三四八号、第三三四九号、第三三五〇号、第三三五一号、第三三五二号、第三三五三号、第三三五四号、第三三五五号、第三三五六号、第三三五七号、第三三五八号、第三三五九号、第三三六〇号、第三三六一号、第三三六二号、第三三六三号、第三三六四号、第三三六五号、第三三六六号、第三三六七号、第三三六八号、第三三六九号、第三三七〇号、第三三七一号、第三三七二号、第三三七三号、第三三七四号、第三三七五号、第三三七六号、第三三七七号、第三三七八号、第三三七九号、第三三八〇号、第三三八一号、第三三八二号、第三三八三号、第三三八四号、第三三八五号、第三三八六号、第三三八七号、第三三八八号、第三三八九号、第三三九〇号、第三三九一号、第三三九二号、第三三九三号、第三三九四号、第三三九五号、第三三九六号、第三三九七号、第三三九八号、第三三九九号、第三四〇〇号、第三四〇一号、第三四〇二号、第三四〇三号、第三四〇四号、第三四〇五号、第三四〇六号、第三四〇七号、第三四〇八号、第三四〇九号、第三四一〇号、第三四一一号、第三四一二号、第三四一三号、第三四一四号、第三四一五号、第三四一六号、第三四一七号、第三四一八号、第三四一九号、第三四二〇号、第三四二一号、第三四二二号、第三四二三号、第三四二四号、第三四二五号、第三四二六号、第三四二七号、第三四二八号、第三四二九号、第三四三〇号、第三四三一号、第三四三二号、第三四三三号、第三四三四号、第三四三五号、第三四三六号、第三四三七号、第三四三八号、第三四三九号、第三四四〇号、第三四四一号、第三四四二号、第三四四三号、第三四四四号、第三四四五号、第三四四六号、第三四四七号、第三四四八号、第三四四九号、第三四五〇号、第三四五一号、第三四五二号、第三四五三号、第三四五四号、第三四五五号、第三四五六号、第三四五七号、第三四五八号、第三四五九号、第三四六〇号、第三四六一号、第三四六二号、第三四六三号、第三四六四号、第三四六五号、第三四六六号、第三四六七号、第三四六八号、第三四六九号、第三四七〇号、第三四七一号、第三四七二号、第三四七三号、第三四七四号、第三四七五号、第三四七六号、第三四七七号、第三四七八号、第三四七九号、第三四八〇号、第三四八一号、第三四八二号、第三四八三号、第三四八四号、第三四八五号、第三四八六号、第三四八七号、第三四八八号、第三四八九号、第三四九〇号、第三四九一号、第三四九二号、第三四九三号、第三四九四号、第三四九五号、第三四九六号、第三四九七号、第三四九八号、第三四九九号、第三五〇〇号、第三五〇一号、第三五〇二号、第三五〇三号、第三五〇四号、第三五〇五号、第三五〇六号、第三五〇七号、第三五〇八号、第三五〇九号、第三五一〇号、第三五一一号、第三五一二号、第三五一三号、第三五一四号、第三五一五号、第三五一六号、第三五一七号、第三五一八号、第三五一九号、第三五二〇号、第三五二一号、第三五二二号、第三五二三号、第三五二四号、第三五二五号、第三五二六号、第三五二七号、第三五二八号、第三五二九号、第三五三〇号、第三五三一号、第三五三二号、第三五三三号、第三五三四号、第三五三五号、第三五三六号、第三五三七号、第三五三八号、第三五三九号、第三五四〇号、第三五四一号、第三五四二号、第三五四三号、第三五四四号、第三五四五号、第三五四六号、第三五四七号、第三五四八号、第三五四九号、第三五五〇号、第三五五一号、第三五五二号、第三五五三号、第三五五四号、第三五五五号、第三五五六号、第三五五七号、第三五五八号、第三五五九号、第三五六〇号、第三五六一号、第三五六二号、第三五六三号、第三五六四号、第三五六五号、第三五六六号、第三五六七号、第三五六八号、第三五六九号、第三五七〇号、第三五七一号、第三五七二号、第三五七三号、第三五七四号、第三五七五号、第三五七六号、第三五七七号、第三五七八号、第三五七九号、第三五八〇号、第三五八一号、第三五八二号、第三五八三号、第三五八四号、第三五八五号、第三五八六号、第三五八七号、第三五八八号、第三五八九号、第三五九〇号、第三五九一号、第三五九二号、第三五九三号、第三五九四号、第三五九五号、第三五九六号、第三五九七号、第三五九八号、第三五九九号、第三六〇〇号、第三六〇一号、第三六〇二号、第三六〇三号、第三六〇四号、第三六〇五号、第三六〇六号、第三六〇七号、第三六〇八号、第三六〇九号、第三六一〇号、第三六一一号、第三六一二号、第三六一三号、第三六一四号、第三六一五号、第三六一六号、第三六一七号、第三六一八号、第三六一九号、第三六二〇号、第三六二一号、第三六二二号、第三六二三号、第三六二四号、第三六二五号、第三六二六号、第三六二七号、第三六二八号、第三六二九号、第三六三〇号、第三六三一号、第三六三二号、第三六三三号、第三六三四号、第三六三五号、第三六三六号、第三六三七号、第三六三八号、第三六三九号、第三六四〇号、第三六四一号、第三六四二号、第三六四三号、第三六四四号、第三六四五号、第三六四六号、第三六四七号、第三六四八号、第三六四九号、第三六五〇号、第三六五一号、第三六五二号、第三六五三号、第三六五四号、第三六五五号、第三六五六号、第三六五七号、第三六五八号、第三六五九号、第三六六〇号、第三六六一号、第三六六二号、第三六六三号、第三六六四号、第三六六五号、第三六六六号、第三六六七号、第三六六八号、第三六六九号、第三六七〇号、第三六七一号、第三六七二号、第三六七三号、第三六七四号、第三六七五号、第三六七六号、第三六七七号、第三六七八号、第三六七九号、第三六八〇号、第三六八一号、第三六八二号、第三六八三号、第三六八四号、第三六八五号、第三六八六号、第三六八七号、第三六八八号、第三六八九号、第三六九〇号、第三六九一号、第三六九二号、第三六九三号、第三六九四号、第三六九五号、第三六九六号、第三六九七号、第三六九八号、第三六九九号、第三七〇〇号、第三七〇一号、第三七〇二号、第三七〇三号、第三七〇四号、第三七〇五号、第三七〇六号、第三七〇七号、第三七〇八号、第三七〇九号、第三七一〇号、第三七一一号、第三七一二号、第三七一三号、第三七一四号、第三七一五号、第三七一六号、第三七一七号、第三七一八号、第三七一九号、第三七二〇号、第三七二一号、第三七二二号、第三七二三号、第三七二四号、第三七二五号、第三七二六号、第三七二七号、第三七二八号、第三七二九号、第三七三〇号、第三七三一号、第三七三二号、第三七三三号、第三七三四号、第三七三五号、第三七三六号、第三七三七号、第三七三八号、第三七三九号、第三七四〇号、第三七四一号、第三七四二号、第三七四三号、第三七四四号、第三七四五号、第三七四六号、第三七四七号、第三七四八号、第三七四九号、第三七五〇号、第三七五一号、第三七五二号、第三七五三号、第三七五四号、第三七五五号、第三七五六号、第三七五七号、第三七五八号、第三七五九号、第三七六〇号、第三七六一号、第三七六二号、第三七六三号、第三七六四号、第三七六五号、第三七六六号、第三七六七号、第三七六八号、第三七六九号、第三七七〇号、第三七七一号、第三七七二号、第三七七三号、第三七七四号、第三七七五号、第三七七六号、第三七七七号、第三七七八号、第三七七九号、第三七八〇号、第三七八一号、第三七八二号、第三七八三号、第三七八四号、第三七八五号、第三七八六号、第三七八七号、第三七八八号、第三七八九号、第三七九〇号、第三七九一号、第三七九二号、第三七九三号、第三七九四号、第三七九五号、第三七九六号、第三七九七号、第三七九八号、第三七九九号、第三八〇〇号、第三八〇一号、第三八〇二号、第三八〇三号、第三八〇四号、第三八〇五号、第三八〇六号、第三八〇七号、第三八〇八号、第三八〇九号、第三八一〇号、第三八一一号、第三八一二号、第三八一三号、第三八一四号、第三八一五号、第三八一六号、第三八一七号、第三八一八号、第三八一九号、第三八二〇号、第三八二一号、第三八二二号、第三八二三号、第三八二四号、第三八二五号、第三八二六号、第三八二七号、第三八二八号、第三八二九号、第三八三〇号、第三八三一号、第三八三二号、第三八三三号、第三八三四号、第三八三五号、第三八三六号、第三八三七号、第三八三八号、第三八三九号、第三八四〇号、第三八四一号、第三八四二号、第三八四三号、第三八四四号、第三八四五号、第三八四六号、第三八四七号、第三八四八号、第三八四九号、第三八五〇号、第三八五一号、第三八五二号、第三八五三号、第三八五四号、第三八五五号、第三八五六号、第三八五七号、第三八五八号、第三八五九号、第三八六〇号、第三八六一号、第三八六二号、第三八六三号、第三八六四号、第三八六五号、第三八六六号、第三八六七号、第三八六八号、第三八六九号、第三八七〇号、第三八七一号、第三八七二号、第三八七三号、第三八七四号、第三八七五号、第三八七六号、第三八七七号、第三八七八号、第三八七九号、第三八八〇号、第三八八一号、第三八八二号、第三八八三号、第三八八四号、第三八八五号、第三八八六号、第三八八七号、第三八八八号、第三八八九号、第三八九〇号、第三八九一号、第三八九二号、第三八九三号、第三八九四号、第三八九五号、第三八九六号、第三八九七号、第三八九八号、第三八九九号、第三九〇〇号、第三九〇一号、第三九〇二号、第三九〇三号、第三九〇四号、第三九〇五号、第三九〇六号、第三九〇七号、第三九〇八号、第三九〇九号、第三九一〇号、第三九一一号、第三九一二号、第三九一三号、第三九一四号、第三九一五号、第三九一六号、第三九一七号、第三九一八号、第三九一九号、第三九二〇号、第三九二一号、第三九二二号、第三九二三号、第三九二四号、第三九二五号、第三九二六号、第三九二七号、第三九二八号、第三九二九号、第三九三〇号、第三九三一号、第三九三二号、第三九三三号、第三九三四号、第三九三五号、第三九三六号、第三九三七号、第三九三八号、第三九三九号、第三九四〇号、第三九四一号、第三九四二号、第三九四三号、第三九四四号、第三九四五号、第三九四六号、第三九四七号、第三九四八号、第三

第二〇七〇号、第二〇九七号、第二一一五五号、第二一三八号、第二一七九号、第二一八〇号、第二一八一号、第二一九二号、第二一九六号、第二二〇八号、第二二一二号、第二二一三号、第二二一四号、第二二一五六号、第二二一七〇号、第二二二二号、第二二三〇九号、第二二三二二号、第二二三三七号、第二二三五八号、第二二三六八号、第二二三七三号、第二二三八一号、第二二三八五号、第二二四〇二号、第二二四〇六号、第二二四一一号、第二二四一二号、第二二四二〇号、第二二四四二号、第二二四四六号、第二二四七五号、第二二四八〇号、第二二四九一号、第二二五〇四号、第二二五八六号、第二二六〇一号、第二二七〇〇号、第二二七〇一号、第二二七四五号、第二二七四六号、第二二七七二号、第二二八三二号、第一六三二号、第一六三三号、第一六三四号

軍人遺族扶助料復活に関する請願

第一四一五号、第一四七一号、第一九一二号、第一九三二号、第一九八四号、第一九九八号、第二二四八九号

元軍人軍属の恩給復活に関する請願

第一四七七号　軍人軍属遺族扶助料復活に関する請願

第一五三六号、第一六八七号、第一八六九号、第一八七一号、第一九三一号、第二〇七二号、第二〇九五五号、第二〇九六号、第二一五九号

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

第一二六二号、第一六三二号、第一六三三号、第一六三四号

軍人遺族扶助料復活に関する請願

第一四一五号、第一四七一号、第一九一二号、第一九三二号、第一九八四号、第一九九八号、第二二四八九号

元軍人軍属の恩給復活に関する請願

第一四七七号　軍人軍属遺族扶助料復活に関する請願

第一五三六号、第一六八七号、第一八六九号、第一八七一号、第一九三一号、第二〇七二号、第二〇九五五号、第二〇九六号、第二一五九号

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

第一二六二号、第一六三二号、第一六三三号、第一六三四号

軍人遺族扶助料復活に関する請願

第一〇九二号、第一〇九五号、第一一七七号、第一一七八号、第一二一九号、第一二八二号、第一三〇四号、第一三〇五号、第一三三五号、第一三三六号、第一四一〇号、第一四四三〇号、第一四四一号、第一四五三号、第一四七九号、第一五九五号、第一六〇三号

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願

第一〇九二号、第一〇九五号、第一一七七号、第一一七八号、第一二一九号、第一二八二号、第一三〇四号、第一三〇五号、第一三三五号、第一三三六号、第一四一〇号、第一四四三〇号、第一四四一号、第一四五三号、第一四七九号、第一五九五号、第一六〇三号

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願

第一一九一号、第一一九四号、第一二一〇号、第一二一二〇号、第一二一二四号、第一二三八三号、第一二四三六号、第一二四五六号、第一二四七七号、第一二四八六号、第一二四八八号、第一二五〇三号、第一二六一九号、第一二六九九号、第一二七五五号、第一二七七一号

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願

第一七三〇号、第一七三一号、第一七五三号、第二一二一八号、第二一四一三号、第二一四四〇号、第二一四五四八号

元軍人老齢者等の恩給復活に関する請願

第一八二六号、第二〇二三号、第二〇二六号、第二〇五四号、第二一一七五号、第二一四四四号

元軍人等の恩給復活に関する請願

第二一二九三号　元軍関係公務員老齢者等の恩給復活に関する請願

第二三九七号　元傷い軍人の恩給復活に関する請願

第一七六一号、第一八一〇号、第二四七六号、第二四九〇号

軍人遺家族の恩給復活に関する請願

第二六九六号　傷い恩給増額に関する請願

第二七七〇号、第二八一二号、第二八三五号　元軍関係者の恩給復活に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月二十日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

内閣委員会請願特別報告第二号

元軍人恩給復活に関する請願

第七四三号　東京都世田谷区世田谷二ノ二、〇四五　坂部祐四郎外十五名提出

第八五三号　東京都新宿区細工町六五　竹内東一郎提出

第八六八号　東京都北多摩郡小金井町小金井八九〇　草生政恒外七十名提出

第一一九四号　新潟県新発田市地蔵堂町　滝沢七十郎外九十七名提出

第一一九五号　埼玉県浦和市高砂町五ノ一三三　近藤豊外百三十五名提出

第一二六〇号　千葉県千葉郡津田沼町谷津一、八九一　原田二郎外六十八名提出

第一三九八号　東京都千代田区六番町七　下條康麿外四十六名提出

第一四二三号　東京都大田区雪ヶ谷町九一　深見新之助提出

第一四二四号　東京都世田谷区宇奈根町七九一　石丸志都麿外百四十三名提出

第一四七五号　高知市八軒町高知県恩給権擁護連盟内　山岡重厚外二百七十二名提出

第一五七一号　東京都杉並区西田町一ノ七七九　松田四郎外三十七名提出(四通)

第一五七四号　東京都杉並区松ノ木町一、二〇六　藤沢一孝外十二名提出

第一五七五号　山形県南村山郡上山町鶴脛町四〇七　渡辺謙太郎外三十四名提出

第一五九七号　栃木県那須郡湯津上村大字湯津上三一〇　永山寅政外六百三十二名提出

第一六八一号　東京都杉並区和泉町三〇七　中子徳一外六十七名提出(三通)

第一七一〇号　東京都世田谷区代田二ノ六七八　梅村篤郎外三十八名提出

第一七二七号　福岡県三潴郡西牟田村六、四二一　今村貞治提出

第一七二八号　東京都練馬区豊玉北四ノ四　吉田きん提出

第一七二九号　東京都品川区小山七ノ四九二　筒井こま外三名提出(三通)

第一七三二号　栃木県下都賀郡間々田町栗宮二、五〇七　富岡東四郎外九名提出

第一七五二号　東京都杉並区松ノ木町一、二〇六　藤沢一孝外六名提出

第一七五四号　東京都新宿区南山伏町五　郷静提出

第一七六〇号　東京都大田区馬込町西三ノ二、六七一　長谷庄作外十一名提出

第一七六六号　東京都新宿区三光町一　原鼎外十名提出

第一七九三号　神奈川県藤沢市鵠沼堀川五、五八五　筑紫浪子外一名提出(二通)

第一八〇二号　愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町字両五七ノ一　蟹江冬蔵外四名提出

第一八〇九号　東京都世田谷区喜多見町二、三七三　北村基武外六十名提出

第一八五〇号　茨城県新治郡石岡町幸町　久松直助提出

第一九二八号　山形県南村山郡上山町鶴脛町四〇七　渡辺謙太郎外百三十四名提出

第二〇六〇号　東京都新宿区戸塚町四ノ七六五　宮崎米提出

第二〇九三号　東京都中野区氷川町三一　原田二郎提出

第二二六七号　東京都世田谷区玉川奥沢町一ノ二〇九　荒蒔義勝外八十三名提出

第二三一九号　千葉県山武郡松尾町　柴田欣一郎外三十三名提出

第二三二〇号　埼玉県大里郡奈良村大字下奈良一、二三二　田中宗平外二百八十六名提出(四通)

第二三二九号　愛媛県上浮穴郡参川村大字本川乙四五九第四　森中武好外百四十二名提出

第二四〇〇号　愛媛県伊予郡北山崎村大字中村二三七　稲田只夫外十一名提出

第二四三七号　広島県福山市東町六六一　杉浦全三外五百六名提出

第二四五四号　京都府宇治市神明宮東四ノ三　岩中勝三外百七名提出（七通）

第二四八七号　京都市伏見区深草大亀谷西寺町三九　芝貞二外五十一名提出（五通）

第二五五五号　香川県仲多度郡筆岡村大字中村一、三六四　城戸庄作提出

第二五九四号　神戸市兵庫区平和東町一ノ一　神田善作外八十四名提出

第二六一四号　島根県安濃郡大田町　白石鞆夫外二十二名提出

第二六三八号　北海道函館市時任町二三　成田健次郎外三十名提出

第二六九七号　茨城県猿島郡神大実村大字大口二、八五六　石塚八三郎外三名提出

第二六九八号　茨城県新治郡栄村中根五〇五　平島保之助提出

第二七六九号　東京都武蔵野市吉祥寺八六五　林真外七十九名提出

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願

第九二〇号　山口県美祢郡大嶺町大字西分一、四一二　岡藤察治外二名提出

第一二〇七号　岐阜県恵那郡明知町五九ノ二　安藤伊兵衛外百二十八名提出

第一二五号　岡山市上伊福三七四　原田貞吉外二十一名提出

第一四三四号　東京都葛飾区金町四ノ五、一四一　遠藤真一提出

第一四三五号　広島県比婆郡八幡村老軍人恩給既得権者団内　菅原類三郎外十八名提出

第一四四九号　埼玉県浦和市大字根岸六二七　三宅岩夫提出

第一四九一号　東京都世田谷区世田谷五ノ二、八五五　中井良太郎外二十七名提出

第一四九二号　東京都杉並区松ノ木町一、二〇六　藤沢一孝外四十三名提出

第一五三四号　神奈川県足柄下郡湯本町二六九　相良巳都磨外二十四名提出

第一五七二号　東京都杉並区阿佐ヶ谷三ノ五四〇　今泉吉貞外二十七名提出

第一五九六号　愛知県海部郡七宝村大字鯰橋　後藤房吉提出

第一六三〇号　東京都文京区元町一ノ一五　芳賀栄次郎提出

第一六七九号　愛媛県越智郡亀岡村大字種二ノ一、三五八　渡部繁蔵外三十八名提出

第一六八五号　東京都豊島区椎名町六ノ四、一四四　山下定二提出

第一六八六号　千葉県夷隅郡瑞沢村佐貫四、〇七四　横井為男提出

第一八二八号　京都府与謝郡与謝村滝一、四一三　湯川夏生外二十三名提出（二通）

第一八七八号　新潟県北魚沼郡小千谷町三〇二　清水登外二十五名提出

第一九二九号　熊本市池田町一、一〇六　緒方利男外十八名提出

第一九九三号　東京都武蔵野市吉祥寺一、九一九　松野廉明外二十六名提出

第二〇五三号　岡山県阿哲郡野馳村　奥津治郎外十八名提出

第二〇六五号　佐賀市中ノ小路八一ノ四五　高塚秀一提出

第二〇九四号　東京都中野区氷川町三一　石丸志都磨提出

第二一七六号　愛媛県松山市藤原町四八〇　小笠原兼太郎外二十二名提出

第二三三号　兵庫県伊丹市南野五八七　河村辰雄外二十四名提出

第二二六八号　和歌山市雑賀屋町東ノ丁二六　増田潔男外七十五名提出（五通）

第二二八一号　愛媛県喜多郡天神村平岡四八八香林寺内　宇田悦五郎提出

第二三〇三号　東京都世田谷区赤堤町一ノ一七三　砂川泰外二十六名提出

第二四〇一号　愛媛県温泉郡河野村横谷甲四六　岡本馬太郎外二百十八名提出

第二四一九号　千葉県千葉郡二宮町前原二六七　伊藤欽吾提出

第二四五五号　京都市伏見区新町九ノ三九五　秋山治郎外三名提出

第二四七八号　愛媛県温泉郡久米村大字来住七九七　関家清外二十二名提出

第二四八八号　東京都世田谷区三軒茶屋町二二四　前田正実外二百六十九名提出（五通）

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

第一一二一号　宮城県仙台市小田原山本丁一九　上田常男外六十一名提出

第一二六一号　東京都中野区氷川町三一　吉田勝任外百四十二名提出

第一二六四号　千葉県市川市菅野一六四　神田楨幹外四百五十五名提出（二通）

第一三〇三号　千葉県千葉郡津田沼町谷津一、八九一　原田二郎外二十名提出

第一三一七号　山口県萩市河添　田坂信一外四十九名提出

第一三九一号　福岡市西新町六〇四　小籏精外三十九名提出

第一四七八号　大阪府枚方市村野五五一　春田隆四郎外八名提出

第一四九三号　東京都中野区鷺宮一ノ四一〇　鈴木春松外四十八名提出（二通）

第一五二二号　東京都世田谷区松原町二ノ七一〇　松本勇平外二十八名提出

第一五七三号　東京都新宿区左門町一〇　酒井康外四十五名提出

第一五八三号　千葉県千葉郡津田沼町谷津一、八九一　原田二郎外二十名提出

第一五九二号　東京都新宿区百人町三ノ三二七　久保禎三外十四名提出

第一六一五号　東京都中野区鷺宮一ノ四〇〇　志道保亮外二十五名提出（二通）

第一六三一号　和歌山市洲崎町二　西岡忠治外二百六十六名提出

第一六六七号　東京都世田谷区三軒茶屋町一四五　高橋確郎外三十四名提出（二通）

第一六八〇号　東京都渋谷区幡ヶ谷笹塚一、三八五　土橋勇逸外十名提出

第一六八三号　東京都杉並区下高井戸四ノ九四一　武藤当次郎外六十一名提出（二通）

第一六八八号　東京都世田谷区弦巻町一ノ一三六　安藤三郎外三十二名提出

第一七〇一号　東京都世田谷区宇奈根町七九一　石丸志都磨外十二名提出

第一七一一号　千葉県千葉郡津田沼町谷津一、八九一　原田二郎外十九名提出

第一七五七号　栃木県河内郡城山村大字荒針三、四一四　麦倉俊三郎外四名提出

第一七八八号　千葉市弁天町一四九　吉原盛武外六名提出

第一八〇三号　千葉県船橋市宮本町二ノ七三三　市瀬源助外六名提出
第一八一一号　宮城県仙台市北六番町三八　上泉貞吉外三百九十名提出
第一八一九号　佐賀県小城郡三日月村　山田重市外三千七百七名提出
第一八二七号　福井市松本下町三五　小川政二外二十四名提出(二通)
第一八八八号　福井県大野郡勝山町下元禄　松村喬外十一名提出
第一八八九号　宮崎県都城市大王町一二八　知覧豊城外十一名提出
第一九一三号　佐賀県杵島郡武雄町大字武雄五、八七九　山崎幹太郎外二名提出(二通)
第一九一四号　京都府宇治市神明石塚五四　村岡豊外二十二名提出
第一九一五号　愛知県豊橋市前田町一〇二　鈴木重義外十九名提出
第一九八〇号　東京都中野区鷺宮一ノ四〇〇　志道保亮外六名提出
第一九八五号　宮城県仙台市跡付丁二　吉岡善四郎外十一名提出
第二〇〇〇号　山口県下関市大字小月町一、一一五　中村千種外五名提出
第二〇一三号　静岡市栄町三丁目布川商店内静岡県遺家族及元軍人生活擁護連盟内　細井篤郎提出
第二〇二二号　千葉県市川市国府台一ノ二　荒木哲次郎外十名提出
第二〇四三号　東京都目黒区駒場町八六一　柴山兼四郎外九名提出
第二〇六一号　東京都世田谷区東玉川町一四三　澄田賦四郎外二十四名提出
第二〇六四号　和歌山市関戸一三八　松井栄雄外二名提出(二通)
第二〇六六号　佐賀県小城郡北山村　江口彦三外千三百八十一名提出(七通)
第二〇七〇号　東京都目黒区駒場町八六一　柴山兼四郎外九名提出
第二〇九七号　福井県坂井郡丸岡町八幡　友影宇太郎外五名提出
第二一三八号　福井県大野郡勝山町下元禄　松村喬外七十二名提出(三通)
第二一五五号　北海道札幌市南五條西一七　三坂隆精外六百四十三名提出
第二一五六号　富山市神通町八六二　森田範正外二千七百六十名提出
第二一七九号　東京都杉並区中通町二三四　田村貞外九名提出
第二一八〇号　東京都新宿区左門町一〇　酒井康外五十四名提出
第二一八一号　東京都北多摩郡小金井町一、三四六大久保善夫方　倉橋尚外十九名提出(二通)
第二一九二号　福井市清川上町一一二　島田清市郎外十名提出
第二二六九号　和歌山市東徒町九　向笠八重提出
第二二七〇号　神奈川県中郡大磯町東小磯四四三　上田麒提出
第二三〇八号　茨城県北相馬郡相馬町藤代五〇二　南沢小倭提出
第二三〇九号　東京都杉並区西荻窪一ノ六七　馬場亀格外五十名提出
第二三二二号　埼玉県児玉郡東児玉村大字関四一五　遠藤孫次外六百六十四名提出
第二三三七号　富山市田刈屋五二　沼初太郎外十七名提出
第二三五八号　東京都杉並区清水町一五　瀬能興一外二十三名提出
第二三六八号　東京都江戸川区小岩町五ノ一六七　中川金蔵外千九十名提出
第二三七三号　高知市八軒町高知県恩給権擁護連盟内　山岡重厚外四百十四名提出
第二三七六号　東京都杉並区和田本町二、〇二三　高橋為一郎外五十二名提出(五通)
第二三八一号　岡山県御津郡宇甘西村大字虎倉一、四七九ノ一、小林弥四郎外二十三名提出
第二三八五号　東京都杉並区西高井戸一ノ一一二　国分習也外五名提出
第二四〇二号　愛媛県温泉郡石井村大字和泉八〇〇　矢野清久外七十二名提出(二通)
第二四〇六号　群馬県高崎市請地町四二　野口俊太郎外八千二十二名提出
第二四一一号　岡山市花畑一七二　高山勝太提出
第二四一二号　福岡市浪人谷四四　加藤友久外百十一名提出(二通)
第二四二〇号　大分県速見郡大神村大字大神五、一二六　柴田吉二外十五名提出
第二四二二号　京都府宇治市五ヶ庄三番割　東栄治外四十二名提出
第二四四六号　東京都渋谷区穏田一ノ一青山アパート第八号館内　阿部真龍外十一名提出
第二四七五号　福井市江戸下町五三　山口良明外六十九名提出(七通)
第二四八〇号　福井県坂井郡三国町今新九　森孝英外十一名提出
第二四九一号　北海道札幌市南七條西一七ノ一、三三二　三坂隆精外千八百九十一名提出(三通)
第二五〇四号　福井県坂井郡丸岡町八幡八ノ一　友影宇太郎外五名提出
第二五八六号　新潟県新発田市外ヶ輪裏二三二　島省三外九百四十五名提出(二通)
第二六〇一号　群馬県新田郡世良田村大字米岡　金井治二外一万七千五百五十五名提出
第二七〇〇号　茨城県土浦市内西町三　菊池朝三外二百十六名提出
第二七〇一号　兵庫県姫路市同心町七　小林吉二外千五十七名提出
第二七四五号　佐賀市赤松町九三　碇文平外二百二十六名提出
第二七四六号　佐賀市松原町一三九　大島伝太郎外九十二名提出
第二七七二号　愛媛県松山市河原町一四〇　三好豊重外百二十六名提出
第二八三二号　山形市香澄町木ノ実小路一二七ノ四　青山重次郎外千二百七十八名提出
軍人遺族扶助料復活に関する請願
第一二六二号　埼玉県浦和市岸町六ノ三七　阿久刀川照外五十名提出(五十一通)
第一六三二号　神奈川県平塚市富士見町一、六三〇　芳賀つる提出
第一六三三号　東京都世田谷区松原町四ノ一八六　上村トヨ外二名提出(三通)
第一六三四号　東京都杉並区大宮前五ノ二九一　工藤みを外八名提出(七通)
元軍人軍属の恩給復活に関する請願
第一四一五号　和歌山市関戸高松三〇二　楠山英太郎外七十八名提出
第一四七一号　愛媛県温泉郡河野村大字横谷甲四六一　岡本馬太郎外二百二十七名提出

第一九一二号　佐賀県藤津郡嬉野町下野　小柳鉄次提出
第一九三二号　愛媛県松山市道後一、〇四三ノ五　国安毅外二百四十一名提出
第一九八四号　愛媛県松山市北斉院町五七四　重松武臣外四百五十四名提出
第一九九八号　石川県金沢市泉旭町一二六　長瀬武平外五百六十名提出
第二三二一号　埼玉県秩父市大字大宮三、一八二　高橋亀次郎外三百六十五名提出
第二四八九号　愛媛県越智郡亀山村大字名甲二、五四一　村上徳太外四十一名提出
軍人軍属遺族扶助料復活に関する請願
第一四七号　大阪府枚方市招堤　北田以登外二十四名提出
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願
第一五三六号　大分県速見郡大神村大字大神六、六八〇　堤越外百三名提出
第一六八七号　大分市中島五條一ノ五ノ四　安部朗外一万八千八十七名提出（二通）
第一八六九号　大分市中島十二條一　森秀太外二千二百五十六名提出
第一八七〇号　大分市中島六條一　西村三治郎外三千二十四名提出
第一八七一号　大分市中島五條一　安部朗外二千八百九十七名提出
第一九三一号　大分市中島六條一　西村三治郎外一万三百二十八名提出（二通）

第二〇五五号　大分県大野郡牧口村軍人恩給復活期成連盟牧口村支部内　小野平馬外十二名提出
第二〇七二号　大分市中島五條一　安部朗外千二百十五名提出
第二〇九六号　大分県大野郡牧口村　小野平馬外十三名提出
第二一五九号　大分県佐伯市東町大分県軍人恩給復活期成連盟佐伯連合支部内　古田三郎外三百十八名提出
第二一九一号　大分県大野郡牧口村軍人恩給復活期成連盟牧口村支部内　村田正治外十三名提出
第二一九四号　大分県東国東郡西武蔵村字富清一一八　福田藤光外三十一名提出
第二二九八号　大分県宇佐郡北馬城村字山　右田二三武外七千四百八十名提出
第二二二〇号　大分県東国東郡西武蔵村　小野一男外四十六名提出
第二二二一号　大分県下毛郡深秣村下深水　外園七郎外五十九名提出
第二二二四号　名古屋市西区北鷹匠町三ノ二　広瀬友吉外二百六十名提出
第二三〇七号　大分県大野郡牧口村　堀正士外百十九名提出（二通）
第二三八三号　大分県直入郡下竹田村　河野勝外九名提出（八通）

第二三八四号　大分県直入郡入田村　伊藤清馬外六名提出（七通）
第二四三六号　鹿児島市鴨池町四四九　伊木壮五郎外一万二千三百二名提出
第二四五六号　鹿児島市西田町四九　川越守二外一万二千三百二名提出
第二四七七号　福島県信夫郡野田村大字下野寺字六本松二　佐藤保吉外二百四名提出
第二四八一号　大分県大野郡牧口村軍人恩給復活期成連盟牧口村支部内　羽田野恒夫外十三名提出
第二四八六号　大分県宇佐郡北馬城村字山　右田二三武外七千四百八十名提出
第二五〇三号　大分県大野郡牧口村大分県軍人恩給復活期成連盟牧口村支部内　後藤安馬外十三名提出
第二五一五号　鹿児島県薩摩郡高城村西方七一〇　山元民外一万二千三百三名提出
第二六〇二号　島根県大原郡木次町大字木次町二七二　平野万三外十三名提出
第二六一九号　鹿児島県日置郡東市来町養母一〇、五五四　鉾之原歌吉外三名提出
第二六九九号　島根県美濃郡益田町　大畑槌弐外二百八十三名提出（六通）
第二七五五号　静岡市東鷹匠町五二　井上清作外九千三百七十五名提出

第二七七一号　香川県仲多度郡筆岡村字中村一、三六四　城戸庄作外千百九十名提出
元軍人老齢者等の恩給復活に関する請願
第一七三〇号　山口県萩市禅屋町　福田彦助外六十一名提出
第一七三一号　東京都世田谷区北沢三ノ一、〇八七　渡辺良三外十七名提出
第一七五三号　東京都杉並区松ノ木町一、二〇六　藤沢一孝外七名提出
第二一一八号　熊本県飽託郡西里村大字徳王九七　緒方泰治外百六十一名提出
第二四〇九号　佐賀市赤松町九三　碇文平外三百八十一名提出（二通）
第二四一三号　和歌山県新宮市新宮三九八ノ一〇　和田幸雄外四百九十九名提出（五通）
第二四三九号　埼玉県熊谷市三、五〇四　中島政光外千三百四名提出
第二四四〇号　埼玉県行田市大字持田第五、八五二　長島晋彬外千四十二名提出
第二四四五号　埼玉県浦和市高砂町五ノ一三三　近藤豊外百六十五名提出
第二四四八号　広島県福山市山手町三、四六七　門田マツ外百三十二名提出
元軍人等の恩給復活に関する請願
第一八二六号　東京都杉並区松ノ木町一、二〇六　藤沢一孝外三十六名提出

第二〇二三号　東京都杉並区天沼三ノ六九六　板津直純外五十名提出
第二〇二六号　東京都杉並区松ノ木町一、二〇六　藤沢一孝外十六名提出
第二〇五四号　東京都世田谷区上馬町二ノ三〇ノ一　有地藤三郎外六名提出
第二一五七号　東京都杉並区高円寺三ノ二二一　乙部アサ外三十五名提出
第二一七五号　東京都世田谷区赤堤町一ノ一四五　波木周治外二十名提出
第二四三八号　埼玉県秩父市大字大宮九九五　平野松三郎外三百四十九名提出
第二四四四号　埼玉県秩父市大字大宮一、六五二　久保寅一外二百四名提出
元軍人軍属等の恩給復活に関する請願
第二〇四二号　茨城県土浦市内西町三　菊池朝三外百七十名提出
第二〇九五号　和歌山市木ノ本一、〇三六　垣内八洲夫外四百七十六名提出
第二一五八号　東京都杉並区松ノ木町一、二〇六　藤沢一孝外三十五名提出
第二一七七号　愛媛県松山市道後一、〇四三　国安毅外八十名提出
第二一七八号　神奈川県藤沢市鵠沼一、八七五　中川兵之助外四百六十八名提出

第二二一九号　熊本市清水町亀井　井上政広外五十六名提出（四通）
第二二五五号　鹿児島市新照院町八五　土橋一次外百四十名提出
第二二八二号　愛媛県松山市新玉町一ノ四七　二宮昇外三十五名提出
第二三〇四号　茨城郡東茨城郡小川町字宮田一二七　川並密外八名提出
第二三〇五号　高知市八軒町高知県恩給権擁護連盟内　山岡重厚外四百十名提出
第二三〇六号　熊本県上益城郡秋津村沼山津　吉田正稔外二百二名提出
第二三三五号　鹿児島市鴨池町四四九　伊木壮五郎外四百一名提出
第二三三六号　富山市神通町八六二　森田範正外二千八百二十三名提出
第二三八六号　埼玉県児玉郡東児玉村大字関西四一五　遠藤採次外二名提出
第二四一〇号　佐賀県三養基郡三川村一石橋市次外百九十九名提出（二通）
第二四三〇号　千葉県船橋市本町四ノ一、五四一　本多武男外五十六名提出
第二四三一号　石川県金沢市泉旭町二ノ一一三　長瀬武平外三百七十七名提出
第二四四一号　富山市神通町八六二　森田範正外九百三名提出
第二四七号　和歌山市元町寒行一ノ二ノ四　角谷武雄外二百五十四名提出（二通）
第二四五三号　鹿児島市田上町五五　種子田重徳外九百三十九名提出
第二五〇二号　山形市小白川町一〇三　江口時次郎外百五十二名提出
第二五九五号　神奈川県平塚市平塚三、四三〇　柴田一男外八十七名提出
第二六〇三号　山形県新庄市小田島字宮内町　伊藤文雄外百八十六名提出
元軍関係公務員老齢者等の恩給復活に関する請願
第二二九三号　香川県仲多度郡筆岡村大字中村一、三六四　城戸庄作提出
元傷い軍人の恩給復活に関する請願
第二三九七号　香川県木田郡川島町字高野三一五　小野坂喜三郎外百四十四名提出
軍人遺家族の恩給復活に関する請願
第一七六一号　宮城県仙台市北六番丁二三一　黒沢みつ外十九名提出
第一八一〇号　宮城県仙台市堤通一〇〇　西なを外百一名提出
第二四七六号　愛媛県温泉郡河野村横谷　岡本馬太郎外九十名提出（二通）
第二四九〇号　福井県大野郡大野町七間二二七号二九　九里太右衛門外百六十八名提出
傷い恩給増額に関する請願
第二六九六号　新潟県柏崎市国立新潟療養所内　宮沢茂提出
元軍関係者の恩給復活に関する請願
第二七〇号　大分県速見郡八坂村大字八坂一、五九四　工藤繁行外二百二十九名提出
第二八一二号　大分県大分郡鶴崎町　岡本司馬平外二百六十六名提出
第二八三五号　大分県別府市八幡区七組　首藤則照外百二十五名提出（二通）
右二百五十三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十七年六月二十日
内閣委員長　河井　彌八
参議院議長佐藤尚武殿
意見書案
元軍人恩給復活に関する請願
請願者　東京都世田谷区世田谷二ノ二、〇四五　坂部祐四郎外十五名（第七四三号）
請願者　東京都新宿区細工町六五　竹内東一郎（第八五三号）
請願者　東京都北多摩郡小金井町小金井八九〇　草生政恒外七十名（第八六八号）
請願者　新潟県新発田市地蔵堂町　滝沢七十郎外九十七名（第一一九四号）
請願者　埼玉県浦和市高砂町五ノ一三三　近藤豊外百三十五名（第一一九五号）
請願者　千葉県千葉郡津田沼町谷津一、八九一　原田二郎外六十八名（第一二六〇号）
請願者　東京都千代田区六番町七　下條康麿外四十六名（第一三九八号）
請願者　東京都大田区雪ヶ谷町九一　深見新之助（第一四二三号）
請願者　東京都世田谷区宇奈根町七九一　石丸志都麿外百四十三名（第一四二四号）
請願者　高知市八軒町高知県恩給権擁護連盟内　山岡重厚外二百七十二名（第一四七五号）
請願者　東京都杉並区西田町一ノ七七九　松田四郎外三十七名（四通）（第一五七一号）
請願者　東京都杉並区松ノ木町一、二〇六　藤沢一孝外十二名（第一五七四号）
請願者　山形県南村山郡上山町鶴脛町四〇七　渡辺謙太郎外三十四名（第一五七五号）
請願者　栃木県那須郡湯津上村大字湯津上三一〇　永山寅政外六百三十二名（第一五九七号）
請願者　東京都杉並区和泉町三〇七　中子徳一外六十七名（三通）（第一六八一号）
請願者　東京都世田谷区代田二ノ六七八　梅村篤郎外三十八名（第一七一〇号）
請願者　福岡県三潴郡西牟田村六、四二一　今村貞治（第一七二七号）
請願者　東京都練馬区豊玉北四ノ四　吉田きん（第一七二八号）
請願者　東京都品川区小山七ノ四九二　筒井こま外三名（三通）（第一七二九号）
請願者　栃木県下都賀郡間々田町栗宮二、五〇七　富岡東四郎外九名（第一七三二号）
請願者　東京都杉並区松ノ木町一、二〇六　藤沢一孝外六名（第一七五二号）
請願者　東京都新宿区南山伏町五　郷静（第一七五四号）
請願者　東京都大田区馬込町西三ノ二、六七一　長谷庄作外十一名（第一七六〇号）
請願者　東京都新宿区三光町一　原鼎外十名（第一七六六号）
請願者　神奈川県藤沢市鵠沼堀川五、五八五　筑紫浪子外一名（二通）（第一七九三号）
請願者　愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町字両五七ノ一　蟹江冬蔵外四名（第一八〇二号）
請願者　東京都世田谷区喜多見町二、三七三　北村基武外六十名（第一八〇九号）
請願者　茨城県新治郡石岡町幸町　久松直助（第一八五〇号）
請願者　山形県南村山郡上山町鶴脛町四〇七　渡辺謙太郎外百三十四名（第一九二八号）
請願者　東京都新宿区戸塚町四ノ七六五　宮崎米（第二〇六〇号）
請願者　東京都中野区氷川町三一　原田三郎（第二〇九三号）
請願者　東京都世田谷区玉川奥沢町一ノ二〇九　荒蒋義勝外八十三名（第二二六七号）

請願者　千葉県山武郡松尾町
柴田欣一郎外三十三名（第二
三一九号）
請願者　埼玉県大里郡奈良村大
字下奈良一、二三二　田中宗
平外二百八十六名（四通）（第
二三二〇号）
請願者　愛媛県上浮穴郡参川村
大字本川乙四五九第四　森中
武好外百四十二名（第二三二
九号）
請願者　愛媛県伊予郡北山崎村
大字中村二三七　稲田只夫外
十一名（第二四〇〇号）
請願者　広島県福山市東町六六
一　杉浦全三外五百六名（第
二四三七号）
請願者　京都府宇治市神明宮東
四ノ三　岩中勝三外百七名
（七通）（第二四五四号）
請願者　京都市伏見区深草大亀
谷西寺町三九　芝貞二外五十
一名（五通）（第二四八七号）
請願者　香川県仲多度郡筆岡村
大字中村一、三六四　城戸庄
作（第二五五五号）
請願者　神戸市兵庫区平和東町
一ノ一　神田善作外八十四名
（第二五九四号）
請願者　島根県安濃郡大田町
白石栄夫外二十二名（第二六
一四号）
請願者　北海道函館市時任町二
三　成田健次郎外三十名（第
二六三八号）
請願者　茨城県猿島郡神大実村
大字大口二、八五六　石塚八
三郎外三名（第二六九七号）

請願者　茨城県新治郡栄村中根
五〇五　平島保之助（第二六
九八号）
請願者　東京都武蔵野市吉祥寺
八六五　林真外七十九名（第
二七六九号）

右の請願は、元軍人は恩給を停止されて、以来六箇年間民主主義を旨として、その政策に服従してきたのであるが、年月の経過とともに生活の実現は窮乏の深刻さを加え、いかんともし難い実情にあるから、国家独立自主権の回復を機に元軍人の恩給を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願

請願者　山口県美祢郡大嶺町大
字西分一、四一二　岡藤察治
外二名（第九二〇号）
請願者　岐阜県恵那郡明知町五
九ノ二　安藤伊兵衛外百二十
八名（第一二〇七号）
請願者　岡山市上伊福三七四
原田貞吉外二十一名（第一四
二五号）
請願者　東京都葛飾区金町四ノ
五、一四一　遠藤真一（第一
四三四号）

請願者　広島県比婆郡八幡村老
軍人恩給既得権者団内　菅原
類三郎外十八名（第一四三五
号）
請願者　埼玉県浦和市大字根岸
六二七　三宅岩夫（第一四四
九号）
請願者　東京都世田谷区世田谷
五ノ二、八五五　中井良太郎
外二十七名（第一四九一号）
請願者　東京都杉並区松ノ木町
一、二〇六　藤沢一孝外四十
三名（第一四九二号）
請願者　神奈川県足柄下郡湯本
町二六九　相良巳都磨外二十
四名（第一五三四号）
請願者　東京都杉並区阿佐ヶ谷
三ノ五四〇　今泉吉貞外二十
七名（第一五七二号）
請願者　愛知県海部郡七宝村大
字鯰橋　後藤房吉（第一五九
六号）
請願者　東京都文京区元町一ノ
一五　芳賀栄次郎（第一六三
〇号）
請願者　愛媛県越智郡亀岡村大
字種二ノ一、三五八　渡部繁
蔵外三十八名（第一六七九号）
請願者　東京都豊島区椎名町六
ノ四、一四四　山下定二（第
一六八五号）
請願者　千葉県夷隅郡瑞沢村佐
貫四、〇七四　横井為男（第
一六八六号）
請願者　京都府与謝郡与謝村滝
一、四一三　湯川夏生外二十
三名（二通）（第一八二八号）
請願者　新潟県北魚沼郡小千谷
町三〇二　清水登外二十五名
（第一八七八号）
請願者　熊本市池田町一、一〇
六　緒方利男外十八名（第一
九二九号）
請願者　東京都武蔵野市吉祥寺
一、九一九　松野廉明外二十
六名（第一九九三号）
請願者　岡山県阿哲郡野馳村
奥津治郎外十八名（第二〇五
三号）
請願者　佐賀市中ノ小路八一ノ
四五　高塚秀一（第二〇六五
号）
請願者　東京都中野区氷川町三
一　石丸志都磨（第二〇九四
号）
請願者　愛媛県松山市藤原町四
八〇　小笠原兼太郎外二十二
名（第二一七六号）
請願者　兵庫県伊丹市南野五八
七　河村辰雄外二十四名（第
二一三三号）
請願者　和歌山市雑賀屋町東ノ
丁二六　増田潔男外七十五名
（五通）（第二二六八号）
請願者　愛媛県喜多郡天神村平
岡四八八香林寺内　宇田悦五
郎（第二二八一号）
請願者　東京都世田谷区赤堤町
一ノ一七三　砂川泰外二十六
名（第二三〇三号）
請願者　愛媛県温泉郡河野村横
谷甲四六　岡本馬太郎外二百
十八名（第二四〇一号）
請願者　千葉県千葉郡二宮町前
原二六七　伊藤欽吾（第二四
一九号）

請願者　京都市伏見区新町九ノ
三九五　秋山治郎外三名（第
二四五五号）
請願者　愛媛県温泉郡久米村大
字来住七九七　関家清外二十
二名（第二四七八号）
請願者　東京都世田谷区三軒茶
屋町二二四　前田正実外二百
六十九名（五通）（第二四八八
号）

右の請願は、老齢者である元軍人は、終戦後恩給が停止されたので、老骨を励ましあらゆる苦痛に堪え今日まで生活をしてきている実情であるから、一日も早く元軍人の老齢者の恩給を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

請願者　宮城県仙台市小田原山
本丁一九　上田常男外六十一
名（第一一二一号）
請願者　東京都中野区氷川町三
一　吉田勝任外百四十二名
（第一二六一号）
請願者　千葉県市川市菅野一六
四　神田植幹外四百五十五名
（二通）（第一二六四号）
請願者　千葉県千葉郡津田沼町
谷津一、八九一　原田二郎外
二十名（第一三〇三号）

請願者　山口県萩市河添　田坂信一外四十九名（第一三一七号）

請願者　福岡市西新町六〇四　小籏精外三十九名（第一三九一号）

請願者　大阪府枚方市村野五五一　春田隆四郎外八名（第四七八号）

請願者　東京都中野区鷺宮一ノ四一〇　鈴木春松外四十八名（二通）（第一四三号）

請願者　東京都新宿区左門町一〇　酒井康外四十五名（第一五七三号）

請願者　千葉県千葉郡津田沼町谷津一、八九一　原田二郎外二十名（第一五八三号）

請願者　東京都新宿区百人町三ノ三二七　久保禎三外十四名（第一五九二号）

請願者　東京都中野区鷺ノ宮一ノ四〇〇　志道保亮外二十五名（二通）（第一六一五号）

請願者　和歌山市洲崎町二　西岡忠治外二百六十六名（第一六三一号）

請願者　東京都世田谷区三軒茶屋町一四五　高橋確郎外三十四名（二通）（第一六六七号）

請願者　東京都渋谷区幡ヶ谷笹塚一、三八五　土橋勇逸外十名（第一六八〇号）

請願者　東京都杉並区下高井戸四ノ九四一　武藤当次郎外六十一名（二通）（第一六八三号）

請願者　東京都世田谷区弦巻町一ノ一三六　安藤三郎外三十二名（第一六八八号）

請願者　東京都世田谷区宇奈根町七九一　石丸志都磨外十二名（第一七〇一号）

請願者　千葉県千葉郡津田沼町谷津一、八九一　原田二郎外十九名（第一七一一号）

請願者　栃木県河内郡城山村大字荒針三、四一四　麦倉俊三郎外四名（第一七五七号）

請願者　千葉県船橋市宮本町二ノ七三三　市瀬源助外六名（第一八〇三号）

請願者　宮城県仙台市北六番町三八　上泉貞吉外三百九十名（第一八一一号）

請願者　佐賀県小城郡三日月村　山田重市外三千七百七名（第一八一九号）

請願者　福井市松本下町三五　小川政二外二十四名（二通）（第一八二七号）

請願者　福井県大野郡勝山町下元禄　松村喬外十一名（第一八八八号）

請願者　宮崎県都城市大王町一二八　知覧亀城外十一名（第一八八九号）

請願者　佐賀県杵島郡武雄町大字武雄五、八七九　山崎幹太郎外二名（三通）（第一九一三号）

請願者　京都府宇治市神明石塚五四　村岡豊外二十二名（第一九一四号）

請願者　愛知県豊橋市前田町一〇二　鈴木重義外十九名（第一九一五号）

請願者　東京都中野区鷺宮一ノ四〇〇　志道保亮外六名（第一九八〇号）

請願者　宮城県仙台市跡付丁二　吉岡善四郎外十一名（第一九八五号）

請願者　山口県下関市大字小月町一、一一五　中村千種外五名（第二〇〇〇号）

請願者　静岡市栄町三丁目布川商店内静岡県遺家族及元軍人生活擁護連盟内　細井篤郎（第二〇一三号）

請願者　千葉県市川市国府台一ノ二　荒木哲次郎外十名（第二〇二二号）

請願者　東京都目黒区駒場町八六一　柴山兼四郎外九名（第二〇四三号）

請願者　東京都世田谷区東玉川町一四三　澄田睦四郎外二十四名（第二〇六一号）

請願者　和歌山市関戸一三八　松井栄雄外二名（二通）（第二〇六四号）

請願者　佐賀県小城郡北山村江口彦三外千三百八十一名（七通）（第二〇六六号）

請願者　東京都目黒区駒場町八六一　柴山兼四郎外九名（第二〇七〇号）

請願者　福井県坂井郡丸岡町八幡　友影宇太郎外五名（第二〇九七号）

請願者　福井県大野郡勝山町下元禄　松村喬外七十二名（三通）（第二一三八号）

請願者　北海道札幌市南五條西一七　三坂隆精外六百四十三名（第二一五五号）

請願者　富山市神通町八六二　森田範正外二千七百六十名（第二一五六号）

請願者　東京都杉並区中通町二三四　田中貞外九名（第二一七九号）

請願者　東京都新宿区左門町一〇　酒井康外五十四名（第二一八〇号）

請願者　東京都北多摩郡小金井町一、三四六大久保善夫方　倉橋尚外十九名（二通）（第二一八一号）

請願者　福井市清川上町一一二　島田清市郎外十名（第二一九二号）

請願者　和歌山市東徒町九　向笠八重（第二二六九号）

請願者　神奈川県中郡大磯町東小磯四四三　上田龍（第二二七〇号）

請願者　茨城県北相馬郡相馬町藤代五〇二　南沢小倭（第二三〇八号）

請願者　東京都杉並区西荻窪一ノ六七　馬場亀格外五十名（第二三〇九号）

請願者　埼玉県児玉郡東児玉村大字関四一五　遠藤孫次外六百六十四名（第二三二一号）

請願者　富山市田刈屋五二　沼初太郎外十七名（第二三三七号）

請願者　東京都杉並区清水町一五　瀬能興一外二十三名（第二三五八号）

請願者　東京都江戸川区小岩町五ノ一六七　中川金蔵外千九十名（第二三六八号）

請願者　高知市八軒町高知県恩給権擁護連盟内　山岡重原外四百十四名（第二三七三号）

請願者　東京都杉並区和田本町一、〇二二　高橋為一郎外十二名（五通）（第二三七六号）

請願者　岡山県御津郡宇甘西村大字虎倉一、四七九ノ一　小林弥四郎外二十三名（第二三八一号）

請願者　東京都杉並区西高井戸一ノ一二二　国分習也外五名（第二三八五号）

請願者　愛媛県温泉郡石井村大字和泉八〇〇　矢野清久外七十二名（二通）（第二四〇二号）

請願者　群馬県高崎市請地町四二　野口俊太郎外八千二十二名（第二四〇六号）

請願者　岡山市花畑一七二　高山勝太（第二四一一号）

請願者　福岡市浪人谷四四　加藤友久外百十一名（二通）（第二四一二号）

請願者　大分県速見郡大神村大字大神五、二二六　柴田吉二外十五名（第二四二〇号）

請願者　京都府宇治市五ヶ庄三番割　東栄治外四十二名（第二四四二号）

請願者　東京都渋谷区穏田一ノ一青山アパート第八号館内　阿部真龍外十一名（第二四四六号）

請願者　福井市江戸下町五三　山口良明外六十九名（七通）（第一四七五号）
請願者　福井県坂井郡三国町今新九　森孝英外十一名（第二四八〇号）
請願者　北海道札幌市南七條西一七ノ一、三三二　三坂隆精外千八百九十一名（三通）（第二四九一号）
請願者　福井県坂井郡丸岡町八幡八ノ一　友影宇太郎外五名（第二五〇四号）
請願者　新潟県新発田市外ヶ輪裏二三二　島省三外九百四十五名（二通）（第二五八六号）
請願者　群馬県新田郡世良田村大字米岡　金井治二外一万七千五百五十五名（第二六〇一号）
請願者　茨城県土浦市内西町三　菊池朝三外二百十六名（第二七〇〇号）
請願者　兵庫県姫路市同心町七　小林吉二外千五十七名（第二七〇一号）
請願者　佐賀市赤松町九三　碇文平外二百二十六名（第二七四五号）
請願者　佐賀市松原町二三九　大島伝太郎外九十二名（第二七四六号）
請願者　愛媛県松山市河原町一四〇　三好豊重外百二十六名（第二七七二号）
請願者　山形市香澄町木ノ実小路一二七ノ四　青山重次郎外千二百七十八名（第二八三二号）

右の請願は、講和条約発効に伴う日本国の自主権回復を機に、恩給法の特令に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）を廃止し、同令によつて恩給を停止又は制限された軍人の遺族、傷い軍人および老齢軍人に対する恩給を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

軍人遺族扶助料復活に関する請願

請願者　埼玉県浦和市岸町六ノ三七　阿久刀川照外五十名（五十一通）（第一二六二号）
請願者　神奈川県平塚市富士見町一、六三〇　芳賀つる（第一六三二号）
請願者　東京都世田谷区松原町四ノ一八六　上村トヨ外二名（三通）（第一六三三号）
請願者　東京都杉並区大宮前五ノ二九一　工藤みを外八名（七通）（第一六三四号）

右の請願は、請願者は、元軍人の夫死亡後その扶助料によつてかろうじて生活を続けてきたところ、終戦とともに唯一の糧である扶助料を停止されたまま、あらゆる苦労とたたかつて今日まで生きてきたが、よる年なみで最早や耐乏の局限に到達しているから、講和発効を機会にこれらの者に対する軍人遺族扶助料を復活支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元軍人軍属の恩給復活に関する請願

請願者　和歌山市関戸高松三〇二　楠山英太郎外七十八名（第一四一五号）
請願者　愛媛県温泉郡河野村大字横谷甲四六一　岡本馬太郎外二百二十七名（第一四七一号）
請願者　佐賀県藤津郡嬉野町下野　小柳鉄次（第一九一二号）
請願者　愛媛県松山市道後一、〇四三ノ五　国安毅外二百四十一名（第一九三二号）
請願者　愛媛県松山市北齋院町五七四　重松武臣外四百五十四名（第一九八四号）
請願者　石川県金沢市泉旭町一二六　長瀬武平外五百六十名（第一九九八号）
請願者　埼玉県秩父市大字大宮三、一八二　高橋亀次郎外三百六十五名（第二三二一号）
請願者　愛媛県越智郡亀山村大字名甲二、五四一　村上徳太外四十一名（第二四八九号）

右の請願は、元軍人軍属およびその遺族の恩給権者は、終戦後恩給を停止されて、以来六年間あらゆる苦難とたたかいながら今日まで生活してきたが、もはや耐乏の限度にきているから、講和條約の発効を機会に、これ等元軍人軍属の恩給を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

軍人軍属遺族扶助料復活に関する請願

請願者　大阪府枚方市招提　北田以登外二十四名（第一四七七号）

右の請願は、軍人軍属の遺族に対する援護は、国家が果さなければならない義務であるから、国家の信義と遺族の名誉にかけて、講和條約が発効した暁には、恩給法の特例に関する件を廃止して直ちに恩給法による扶助料を支給せられたい。なお、恩給法の復元に当つては、算定基本額を一般文官なみとするとともに、社会保障によるものは恩給法とは別個に生活保護法による臨時の給付として取り扱われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願

請願者　大分県速見郡大神村大字大神六、六八〇　堤趙外百三名（第一五二六号）
請願者　大分市中島五条一ノ五ノ四　安部朗外一万八千八十七名（二通）（第一六八七号）
請願者　大分市中島十二条一　森秀太外二千二百五十六名（第一八六九号）
請願者　大分市中島六条一　西村三治郎外三千二十四名（第一八七〇号）
請願者　大分市中島五条一　安部朗外二千八百九十七名（第一八七一号）
請願者　大分市中島六条一　西村三治郎外一万三百二十八名（二通）（第一九三一号）
請願者　大分県大野郡牧口村軍人恩給復活期成連盟牧口村支部内　小野平馬外十二名（第二〇五五号）
請願者　大分市中島五条一　安部朗外千二百十五名（第二〇七二号）
請願者　大分県大野郡牧口村　小野平馬外十三名（第二〇九六号）
請願者　大分県佐伯市東町大分県軍人恩給復活期成連盟佐伯連合支部内　古田三郎外三百十八名（第二一五九号）
請願者　大分県大野郡牧口村軍人恩給復活期成連盟牧口村支部内　村田正治外十三名（第二一九一号）

請願者　大分県東国東郡西武蔵村字富清一一八　福田藤光外三十一名（第二一九四号）

請願者　大分県宇佐郡北馬城村字山　右田二三武外七千四百八十名（第二一九八号）

請願者　大分県下毛郡深耕村下深水　外園七郎外五十九名（第二二一〇号）

請願者　大分県東国東郡西武蔵村　小野一男外四十六名（第二二一一号）

請願者　名古屋市西区北鷹匠町三ノ二　広瀬友吉外二百六十名（第二二一四号）

請願者　大分県大野郡牧口村堀正士外百十九名（二通）（第二二〇七号）

請願者　大分県直入郡下竹田村　河野勝外九名（八通）（第二二八三号）

請願者　大分県直入郡入田村伊藤清馬外六名（七通）（第二二八四号）

請願者　鹿児島市鴨池町四四九　伊木荘五郎外一万二千三百二名（第二四三六号）

請願者　鹿児島市西田町四九川越守二外一万二千三百二名（第二四五六号）

請願者　福島県信夫郡野田村大字下野寺字六本松二　佐藤保吉外二百四名（第二四七七号）

請願者　大分県大野郡牧口村軍人恩給復活期成連盟牧口村支部内　羽田野恒夫外十三名（第二四八一号）

請願者　大分県宇佐郡北馬城村字山　右田二三武外七千四百八十名（第二四八六号）

請願者　大分県大野郡牧口村大分県軍人恩給復活期成連盟牧口村支部内　後藤安馬外十三名（第二五〇三号）

請願者　鹿児島県薩摩郡高城村西方七一〇　山元民外一万二千三百三名（第二五一五号）

請願者　島根県大原郡木次町大字木次町二七二　平野万三外十三名（第二六〇二号）

請願者　鹿児島県日置郡東市来町養母一〇、五五四　鉾之原咏吉外三名（第二六一九号）

請願者　島根県美濃郡益田町大畑槌弐外二百八十三名（六通）（第二六九九号）

請願者　静岡市東鷹匠町五二　井上清作外九千三百七十五名（第二七五五号）

請願者　香川県仲多度郡筆岡村字中村一、三六四　城戸庄作外千百九十名（第二七七一号）

右の請願は、元軍関係公務員の恩給は、昭和二十一年勅令第六十八号をもつて停止されているが、大正十二年法律第四十八号恩給法に基き適法に取得したものであるから、講和條約発効とともに元軍関係公務員に対する恩給を適正なる率に換算支給せられるとともに、元軍関係公務員ですでに恩給権発生の事実あるも、未裁定者の審議においては既成事実に基く権利を確認せられすみやかに恩給を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元軍人老齢者等の恩給復活に関する請願

請願者　山口県萩市椿屋町　福田彦助外六十一名（第一七三〇号）

請願者　東京都世田谷区北沢三ノ一、〇八七　渡辺良三外十七名（第一七三一号）

請願者　東京都杉並区松ノ木町一、二〇六　藤沢一孝外七名（第一七五三号）

請願者　熊本県飽託郡西里村大字徳王九七　緒方泰治外百六十一名（第二一一八号）

請願者　佐賀市赤松町九三　碇文平外三百八十一名（二通）（第二四〇九号）

請願者　和歌山県新宮市新宮三九八ノ一〇　和田幸雄外四百九十九名（五通）（第二四一三号）

請願者　埼玉県熊谷市三、五〇四　中島政光外千三百四名（第二四三九号）

請願者　埼玉県行田市大字持田第五、八五二　長島晋彬外千四十二名（第二四四〇号）

請願者　埼玉県浦和市高砂町五ノ一三三　近藤豊外百六十五名（第二四四五号）

請願者　広島県福山市山手町三、四六七　門田マツ外百三十二名（第二四四八号）

右の請願は、老齢元軍人の恩給ならびに同遺族の扶助料の復活を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元軍人等の恩給復活に関する請願

請願者　東京都杉並区松ノ木町一、二〇六　藤沢一孝外三十六名（第一八二六号）

請願者　東京都杉並区天沼三ノ六九六　板津直純外五十名（第二〇二三号）

請願者　東京都杉並区松ノ木町一、二〇六　藤沢一孝外十六名（第二〇二六号）

請願者　東京都世田谷区上馬町二ノ三〇ノ一　有地藤三郎外六名（第二〇五四号）

請願者　東京都杉並区高円寺三ノ二二一　乙部アサ外三十五名（第二一五七号）

請願者　東京都世田谷区赤堤町一ノ一四五　波木周治外二十名（第二一七五号）

請願者　埼玉県秩父市大字大宮九九五　平野松三郎外三百四十九名（第二四三八号）

請願者　埼玉県秩父市大字大宮一、六五二　久保寅一外二百四名（第二四四四号）

右の請願は、平和條約の発効を機会に元軍人および未亡人に対する恩給または、扶助料をただちに支給されるよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願

請願者　茨城県土浦市内西町三　菊池朝三外百七十名（第二〇四二号）

請願者　和歌山市木ノ本一、〇三六　垣内八洲夫外四百七十六名（第二〇九五号）

請願者　東京都杉並区松ノ木町一、二〇六　藤沢一孝外三十五名（第二一五八号）

請願者　愛媛県松山市道後一、〇四三　国安毅外八十名（第二一七七号）

請願者　神奈川県藤沢市鵠沼一、八七五　中川兵之助外四百六十八名（第二一七八号）

請願者　熊本市清水町亀井　井上政広外五十六名（四通）（第二二一九号）

請願者　鹿児島市新照院町八五　土橋一次外百四十名（第二二五五号）

請願者　愛媛県松山市新玉町一ノ四七　二宮昇外三十五名（第二二八二号）

請願者　茨城県東茨城郡小川町字宮由一二七　川並密外八名（第二三〇四号）

請願者　高知市八軒町高知県恩給権擁護連盟内　山岡重厚外四百十名（第二三〇五号）

請願者　熊本県上益城郡秋津村沼山津　吉田正稔外二百二名（第二三〇六号）

請願者　鹿児島市鴨池町四四九　伊木壮五郎外四百一名（第二三三五号）

請願者　富山市神通町八六二　森田範正外二千八百二十三名（第二三三六号）

請願者　埼玉県児玉郡東児玉村大字関四一五　遠藤孫次外二名（第二三八六号）

請願者　佐賀県三養基郡三川村　石橋市次外百九十九名（二通）（第二四一〇号）

請願者　千葉県船橋市本町四ノ一、五四一　本多武男外五十六名（第二四三〇号）

請願者　石川県金沢市泉旭町二ノ一一三　長瀬武平外三百七十七名（第二四三一号）

請願者　富山市神通町八六二　森田範正外九百三名（第二四四一号）

請願者　和歌山市元町奉行一ノ二ノ四　角谷武雄外二百五十四名（二通）（第二四四七号）

請願者　鹿児島市田上町五五種子田重徳外九百三十九名（第二四五三号）

請願者　山形市小白川町一〇三　江口時次郎外百五十二名（第二五〇二号）

請願者　神奈川県平塚市平塚三、四三〇　柴田一男外八十七名（第二五九五号）

請願者　山形県新庄市小田島字宮内町　伊藤文雄外百八十六名（第二六〇三号）

右の請願は、憲法ならびに国家公務員法によつても元軍人軍属およびその遺族は、一般公務員およびその遺族と比べて、不平等、不利益の地位に置かれる理由はないのに、元軍人、軍属およびその遺族は国家から冷遇視され、その生活の窮状はその極に達しているから、平和條約の発効に伴い、すみやかに現在政府または国会が審議している増加恩給、傷い年金、扶助料等の一時的特例を解除し、現行恩給法の條項に則り恩給を給付せられるとともに、條約発効時機にさかのぼり支給せられるよう配慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元軍関係公務員老齢者等の恩給復活に関する請願

請願者　香川県仲多度郡筆岡村大字中村一、三六四　城戸庄作（第二二九三号）

右の請願は、元軍関係公務員特に老齢病弱者の恩給は、講和発効と共に復活支給されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元傷い軍人の恩給復活に関する請願

請願者　香川県木田郡川島町字高野三一五　小野坂喜三郎外百四十四名（第二三九七号）

右の請願は、旧軍人軍属で恩給法施行令第二十四條中の第七項症以下の戦傷病者に対する傷病恩給をすみやかに復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

軍人遺家族の恩給復活に関する請願

請願者　宮城県仙台市北六番丁二三一　黒沢みつ外十九名提出（第一七六一号）

請願者　宮城県仙台市堤通一〇〇　西なを外百一名提出（第一八一〇号）

請願者　愛媛県温泉郡河野村横谷　岡本馬太郎外九十名（二通）（第二四七六号）

請願者　福井県大野郡大野町七間二二七号二九　九里太右衛門外百六十八名（第二四九〇号）

右の請願は、国家の信義と遺家族の名誉にかけて、講和條約の発効に伴う日本国の自主権回復を機に、恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）を廃止し、同令によつて恩給を停止、または制限されている元軍人の遺族に対し、すみやかに恩給法による恩給を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

傷い恩給増額に関する請願

請願者　新潟県柏崎市国立新潟療養所内　宮沢茂（第二六九六号）

右の請願は、旧軍人公務傷病者に対する傷病恩給は、昭和二十一年一月の政令により、普通恩給は打ち切られ増加恩給のみとなつたので、その後の物価の騰貴によつて傷病者の困窮ははなはだしいものがあるから、旧軍人公務傷病者に対する傷病恩給を増額されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元軍関係者の恩給復活に関する請願

請願者　大分県速見郡八坂村大字八坂一、五九四　工藤繁行外二百二十九名（第二七七〇号）

請願者　大分県大分郡鶴崎町岡本司馬平外二百六十六名（第二八一二号）

請願者　大分県別府市八幡区七組　首藤則照外百二十五名（二通）（第二八三五号）

右の請願は、昭和二十七年度より軍関係者の恩給および扶助料を復元せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

内閣委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三四九号　恩給に関する請願

第七四四号、第八〇九号、第八一二号、第八二三号、第八二九号、第八三一号、第八四〇号、第八四七号、第八四八号、第八四九号、第八五四号、第八六二号、第八六三号、第八六四号、第八七二号、第八七三号、

第八七四号、第八七五号、第八七六号、第八七七号、第八七八号、第八七九号、第八八〇号、第八八一号、第八八二号、第八八三号、第八八四号、第八八五号、第八八六号、第八八七号、第八八八号、第八八九号、第八九〇号、第八九一号、第八九二号、第八九三号、第八九四号、第八九五号、第八九六号、第八九七号、第八九八号、第八九九号、第九〇〇号、第九〇一号、第九〇二号、第九〇三号、第九〇四号、第九〇五号、第九〇六号、第九〇七号、第九〇八号、第九〇九号、第九一〇号、第九一一号、第九一二号、第九一三号、第九一四号、第九一五号、第九一六号、第九一七号、第九一八号、第九一九号、第九二〇号、第九二一号、第九二二号、第九二三号、第九二四号、第九二五号、第九二六号、第九二七号、第九二八号、第九二九号、第九三〇号、第九三一号、第九三二号、第九三三号、第九三四号、第九三五号、第九三六号、第九三七号、第九三八号、第九三九号、第九四〇号、第九四一号、第九四二号、第九四三号、第九四四号、第九四五号、第九四六号、第九四七号、第九四八号、第九四九号、第九五〇号、第九五一号、第九五二号、第九五三号、第九五四号、第九五五号、第九五六号、第九五七号、第九五八号、第九六〇号、第九六一号、第九六二号、第九六三号、第九六四号、第九六五号、第九六六号、第九六七号、第九六八号、第九六九号、第九七〇号、第九七一号、第九七二号、第九七三号、第九七四号、第九七五号、第九七六号、第九七七号、第九七八号、第九七九号、第九八〇号、第九八一号、第九八二号、第九八三号、第九八四号、第九八五号、第九八六号、第九八七号、第九八八号、第九八九号、第九九〇号、第九九一号、第九九二号、第九九三号、第九九四号、第九九五号、第九九六号、第九九七号、第九九八号、第九九九号、第一〇〇〇号、第一〇〇一号、第一〇〇二号、第一〇〇三号、第一〇〇四号、第一〇〇五号、第一〇〇六号、第一〇〇七号、第一〇〇八号、第一〇〇九号、第一〇一〇号、第一〇一一号、第一〇一二号、第一〇一三号、第一〇一四号、第一〇一五号、第一〇一六号、第一〇一七号、第一〇一八号、第一〇一九号、第一〇二〇号、第一〇二一号、第一〇二二号、第一〇二三号、第一〇二四号、第一〇二五号、第一〇二六号、第一〇二七号、第一〇二八号、第一〇二九号、第一〇三〇号、第一〇三一号、第一〇三二号、第一〇三三号、第一〇三四号、第一〇三五号、第一〇三六号、第一〇三七号、第一〇三八号、第一〇三九号、第一〇四〇号、第一〇四一号、第一〇四二号、第一〇四三号、第一〇四四号、第一〇四五号、第一〇四六号、第一〇四七号、第一〇四八号、第一〇四九号、第一〇五〇号、第一〇五一号、第一〇五二号、第一〇五三号、第一〇五四号、第一〇五五号、第一〇五六号、第一〇五七号、第一〇五八号、第一〇五九号、第一〇六〇号、第一〇六一号、第一〇六二号、第一〇六三号、第一〇六四号、第一〇六五号、第一〇六六号、第一〇六七号、第一〇六八号、第一〇六九号、第一〇七〇号、第一〇七一号、第一〇七二号、第一〇七三号、第一〇七四号、第一〇七五号、第一〇七六号、第一〇七七号、第一〇七八号、第一〇七九号、第一〇八〇号、第一〇八一号、第一〇八二号、第一〇八三号、第一〇八四号、第一〇八五号、第一〇八六号、第一〇八七号、第一〇八八号、第一〇八九号、第一〇九〇号、第一〇九一号、第一〇九二号、第一〇九三号、第一〇九四号、第一〇九五号、第一〇九六号、第一〇九七号、第一〇九八号、第一〇九九号、第一一〇〇号、第一一〇一号、第一一〇二号、第一一〇三号、第一一〇四号、第一一〇五号、第一一〇六号、第一一〇七号、第一一〇八号、第一一〇九号、第一一一〇号、第一一一一号、第一一一二号、第一一一三号、第一一一四号、第一一一五号、第一一一六号、第一一一七号、第一一一八号、第一一一九号、第一一二〇号、第一一二一号、第一一二二号、第一一二三号、第一一二四号、第一一二五号、第一一二六号、第一一二七号、第一一二八号、第一一二九号、第一一三〇号、第一一三一号、第一一三二号、第一一三三号、第一一三四号、第一一三五号、第一一三六号、第一一三七号、第一一三八号、第一一三九号、第一一四〇号、第一一四一号、第一一四二号、第一一四三号、第一一四四号、第一一四五号、第一一四六号、第一一四七号、第一一四八号、第一一四九号、第一一五〇号、第一一五一号、第一一五二号、第一一五三号、第一一五四号、第一一五五号、第一一五六号、第一一五七号、第一一五八号、第一一五九号、第一一六〇号、第一一六一号、第一一六二号、第一一六三号、第一一六四号、第一一六五号、第一一六六号、第一一六七号、第一一六八号、第一一六九号、第一一七〇号、第一一七一号、第一一七二号、第一一七三号、第一一七四号、第一一七五号、第一一七六号、第一一七七号、第一一七八号、第一一七九号、第一一八〇号、第一一八一号、第一一八二号、第一一八三号、第一一八四号、第一一八五号、第一一八六号、第一一八七号、第一一八八号、第一一八九号、第一一九〇号、第一一九一号、第一一九二号、第一一九三号、第一一九四号、第一一九五号、第一一九六号、第一一九七号、第一一九八号、第一一九九号、第一二〇〇号、第一二〇一号、第一二〇二号、第一二〇三号、第一二〇四号、第一二〇五号、第一二〇六号、第一二〇七号、第一二〇八号、第一二〇九号、第一二一〇号、第一二一一号、第一二一二号、第一二一三号、第一二一四号、第一二一五号、第一二一六号、第一二一七号、第一二一八号、第一二一九号、第一二二〇号、第一二二一号、第一二二二号、第一二二三号、第一二二四号、第一二二五号、第一二二六号、第一二二七号、第一二二八号、第一二二九号、第一二三〇号、第一二三一号、第一二三二号、第一二三三号、第一二三四号、第一二三五号、第一二三六号、第一二三七号、第一二三八号、第一二三九号、第一二四〇号、第一二四一号、第一二四二号、第一二四三号、第一二四四号、第一二四五号、第一二四六号、第一二四七号、第一二四八号、第一二四九号、第一二五〇号、第一二五一号、第一二五二号、第一二五三号、第一二五四号、第一二五五号、第一二五六号、第一二五七号、第一二五八号、第一二五九号、第一二六〇号、第一二六一号、第一二六二号、第一二六三号、第一二六四号、第一二六五号、第一二六六号、第一二六七号、第一二六八号、第一二六九号、第一二七〇号、第一二七一号、第一二七二号、第一二七三号、第一二七四号、第一二七五号、第一二七六号、第一二七七号、第一二七八号、第一二七九号、第一二八〇号、第一二八一号、第一二八二号、第一二八三号、第一二八四号、第一二八五号、第一二八六号、第一二八七号、第一二八八号、第一二八九号、第一二九〇号、第一二九一号、第一二九二号、第一二九三号、第一二九四号、第一二九五号、第一二九六号、第一二九七号、第一二九八号、第一二九九号、第一三〇〇号、第一三〇一号、第一三〇二号、第一三〇三号、第一三〇四号、第一三〇五号、第一三〇六号、第一三〇七号、第一三〇八号、第一三〇九号、第一三一〇号、第一三一一号、第一三一二号、第一三一三号、第一三一四号、第一三一五号、第一三一六号、第一三一七号、第一三一八号、第一三一九号、第一三二〇号、第一三二一号、第一三二二号、第一三二三号、第一三二四号、第一三二五号、第一三二六号、第一三二七号、第一三二八号、第一三二九号、第一三三〇号、第一三三一号、第一三三二号、第一三三三号、第一三三四号、第一三三五号、第一三三六号、第一三三七号、第一三三八号、第一三三九号、第一三四〇号、第一三四一号、第一三四二号、第一三四三号、第一三四四号、第一三四五号、第一三四六号、第一三四七号、第一三四八号、第一三四九号、第一三五〇号、第一三五一号、第一三五二号、第一三五三号、第一三五四号、第一三五五号、第一三五六号、第一三五七号、第一三五八号、第一三五九号、第一三六〇号、第一三六一号、第一三六二号、第一三六三号、第一三六四号、第一三六五号、第一三六六号、第一三六七号、第一三六八号、第一三六九号、第一三七〇号、第一三七一号、第一三七二号、第一三七三号、第一三七四号、第一三七五号、第一三七六号、第一三七七号、第一三七八号、第一三七九号、第一三八〇号、第一三八一号、第一三八二号、第一三八三号、第一三八四号、第一三八五号、第一三八六号、第一三八七号、第一三八八号、第一三八九号、第一三九〇号、第一三九一号、第一三九二号、第一三九三号、第一三九四号、第一三九五号、第一三九六号、第一三九七号、第一三九八号、第一三九九号、第一四〇〇号、第一四〇一号、第一四〇二号、第一四〇三号、第一四〇四号、第一四〇五号、第一四〇六号、第一四〇七号、第一四〇八号、第一四〇九号、第一四一〇号、第一四一一号、第一四一二号、第一四一三号、第一四一四号、第一四一五号、第一四一六号、第一四一七号、第一四一八号、第一四一九号、第一四二〇号、第一四二一号、第一四二二号、第一四二三号、第一四二四号、第一四二五号、第一四二六号、第一四二七号、第一四二八号、第一四二九号、第一四三〇号、第一四三一号、第一四三二号、第一四三三号、第一四三四号、第一四三五号、第一四三六号、第一四三七号、第一四三八号、第一四三九号、第一四四〇号、第一四四一号、第一四四二号、第一四四三号、第一四四四号、第一四四五号、第一四四六号、第一四四七号、第一四四八号、第一四四九号、第一四五〇号、第一四五一号、第一四五二号、第一四五三号、第一四五四号、第一四五五号、第一四五六号、第一四五七号、第一四五八号、第一四五九号、第一四六〇号、第一四六一号、第一四六二号、第一四六三号、第一四六四号、第一四六五号、第一四六六号、第一四六七号、第一四六八号、第一四六九号、第一四七〇号、第一四七一号、第一四七二号、第一四七三号、第一四七四号、第一四七五号、第一四七六号、第一四七七号、第一四七八号、第一四七九号、第一四八〇号、第一四八一号、第一四八二号、第一四八三号、第一四八四号、第一四八五号、第一四八六号、第一四八七号、第一四八八号、第一四八九号、第一四九〇号、第一四九一号、第一四九二号、第一四九三号、第一四九四号、第一四九五号、第一四九六号、第一四九七号、第一四九八号、第一四九九号、第一五〇〇号、第一五〇一号、第一五〇二号、第一五〇三号、第一五〇四号、第一五〇五号、第一五〇六号、第一五〇七号、第一五〇八号、第一五〇九号、第一五一〇号、第一五一一号、第一五一二号、第一五一三号、第一五一四号、第一五一五号、第一五一六号、第一五一七号、第一五一八号、第一五一九号、第一五二〇号、第一五二一号、第一五二二号、第一五二三号、第一五二四号、第一五二五号、第一五二六号、第一五二七号、第一五二八号、第一五二九号、第一五三〇号、第一五三一号、第一五三二号、第一五三三号、第一五三四号、第一五三五号、第一五三六号、第一五三七号、第一五三八号、第一五三九号、第一五四〇号、第一五四一号、第一五四二号、第一五四三号、第一五四四号、第一五四五号、第一五四六号、第一五四七号、第一五四八号、第一五四九号、第一五五〇号、第一五五一号、第一五五二号、第一五五三号、第一五五四号、第一五五五号、第一五五六号、第一五五七号、第一五五八号、第一五五九号、第一五六〇号、第一五六一号、第一五六二号、第一五六三号、第一五六四号、第一五六五号、第一五六六号、第一五六七号、第一五六八号、第一五六九号、第一五七〇号、第一五七一号、第一五七二号、第一五七三号、第一五七四号、第一五七五号、第一五七六号、第一五七七号、第一五七八号、第一五七九号、第一五八〇号、第一五八一号、第一五八二号、第一五八三号、第一五八四号、第一五八五号、第一五八六号、第一五八七号、第一五八八号、第一五八九号、第一五九〇号、第一五九一号、第一五九二号、第一五九三号、第一五九四号、第一五九五号、第一五九六号、第一五九七号、第一五九八号、第一五九九号、第一六〇〇号、第一六〇一号、第一六〇二号、第一六〇三号、第一六〇四号、第一六〇五号、第一六〇六号、第一六〇七号、第一六〇八号、第一六〇九号、第一六一〇号、第一六一一号、第一六一二号、第一六一三号、第一六一四号、第一六一五号、第一六一六号、第一六一七号、第一六一八号、第一六一九号、第一六二〇号、第一六二一号、第一六二二号、第一六二三号、第一六二四号、第一六二五号、第一六二六号、第一六二七号、第一六二八号、第一六二九号、第一六三〇号、第一六三一号、第一六三二号、第一六三三号、第一六三四号、第一六三五号、第一六三六号、第一六三七号、第一六三八号、第一六三九号、第一六四〇号、第一六四一号、第一六四二号、第一六四三号、第一六四四号、第一六四五号、第一六四六号、第一六四七号、第一六四八号、第一六四九号、第一六五〇号、第一六五一号、第一六五二号、第一六五三号、第一六五四号、第一六五五号、第一六五六号、第一六五七号、第一六五八号、第一六五九号、第一六六〇号、第一六六一号、第一六六二号、第一六六三号、第一六六四号、第一六六五号、第一六六六号、第一六六七号、第一六六八号、第一六六九号、第一六七〇号、第一六七一号、第一六七二号、第一六七三号、第一六七四号、第一六七五号、第一六七六号、第一六七七号、第一六七八号、第一六七九号、第一六八〇号、第一六八一号、第一六八二号、第一六八三号、第一六八四号、第一六八五号、第一六八六号、第一六八七号、第一六八八号、第一六八九号、第一六九〇号、第一六九一号、第一六九二号、第一六九三号、第一六九四号、第一六九五号、第一六九六号、第一六九七号、第一六九八号、第一六九九号、第一七〇〇号、第一七〇一号、第一七〇二号、第一七〇三号、第一七〇四号、第一七〇五号、第一七〇六号、第一七〇七号、第一七〇八号、第一七〇九号、第一七一〇号、第一七一一号、第一七一二号、第一七一三号、第一七一四号、第一七一五号、第一七一六号、第一七一七号、第一七一八号、第一七一九号、第一七二〇号、第一七二一号、第一七二二号、第一七二三号、第一七二四号、第一七二五号、第一七二六号、第一七二七号、第一七二八号、第一七二九号、第一七三〇号、第一七三一号、第一七三二号、第一七三三号、第一七三四号、第一七三五号、第一七三六号、第一七三七号、第一七三八号、第一七三九号、第一七四〇号、第一七四一号、第一七四二号、第一七四三号、第一七四四号、第一七四五号、第一七四六号、第一七四七号、第一七四八号、第一七四九号、第一七五〇号、第一七五一号、第一七五二号、第一七五三号、第一七五四号、第一七五五号、第一七五六号、第一七五七号、第一七五八号、第一七五九号、第一七六〇号、第一七六一号、第一七六二号、第一七六三号、第一七六四号、第一七六五号、第一七六六号、第一七六七号、第一七六八号、第一七六九号、第一七七〇号、第一七七一号、第一七七二号、第一七七三号、第一七七四号、第一七七五号、第一七七六号、第一七七七号、第一七七八号、第一七七九号、第一七八〇号、第一七八一号、第一七八二号、第一七八三号、第一七八四号、第一七八五号、第一七八六号、第一七八七号、第一七八八号、第一七八九号、第一七九〇号、第一七九一号、第一七九二号、第一七九三号、第一七九四号、第一七九五号、第一七九六号、第一七九七号、第一七九八号、第一七九九号、第一八〇〇号、第一八〇一号、第一八〇二号、第一八〇三号、第一八〇四号、第一八〇五号、第一八〇六号、第一八〇七号、第一八〇八号、第一八〇九号、第一八一〇号、第一八一一号、第一八一二号、第一八一三号、第一八一四号、第一八一五号、第一八一六号、第一八一七号、第一八一八号、第一八一九号、第一八二〇号、第一八二一号、第一八二二号、第一八二三号、第一八二四号、第一八二五号、第一八二六号、第一八二七号、第一八二八号、第一八二九号、第一八三〇号、第一八三一号、第一八三二号、第一八三三号、第一八三四号、第一八三五号、第一八三六号、第一八三七号、第一八三八号、第一八三九号、第一八四〇号、第一八四一号、第一八四二号、第一八四三号、第一八四四号、第一八四五号、第一八四六号、第一八四七号、第一八四八号、第一八四九号、第一八五〇号、第一八五一号、第一八五二号、第一八五三号、第一八五四号、第一八五五号、第一八五六号、第一八五七号、第一八五八号、第一八五九号、第一八六〇号、第一八六一号、第一八六二号、第一八六三号、第一八六四号、第一八六五号、第一八六六号、第一八六七号、第一八六八号、第一八六九号、第一八七〇号、第一八七一号、第一八七二号、第一八七三号、第一八七四号、第一八七五号、第一八七六号、第一八七七号、第一八七八号、第一八七九号、第一八八〇号、第一八八一号、第一八八二号、第一八八三号、第一八八四号、第一八八五号、第一八八六号、第一八八七号、第一八八八号、第一八八九号、第一八九〇号、第一八九一号、第一八九二号、第一八九三号、第一八九四号、第一八九五号、第一八九六号、第一八九七号、第一八九八号、第一八九九号、第一九〇〇号、第一九〇一号、第一九〇二号、第一九〇三号、第一九〇四号、第一九〇五号、第一九〇六号、第一九〇七号、第一九〇八号、第一九〇九号、第一九一〇号、第一九一一号、第一九一二号、第一九一三号、第一九一四号、第一九一五号、第一九一六号、第一九一七号、第一九一八号、第一九一九号、第一九二〇号、第一九二一号、第一九二二号、第一九二三号、第一九二四号、第一九二五号、第一九二六号、第一九二七号、第一九二八号、第一九二九号、第一九三〇号、第一九三一号、第一九三二号、第一九三三号、第一九三四号、第一九三五号、第一九三六号、第一九三七号、第一九三八号、第一九三九号、第一九四〇号、第一九四一号、第一九四二号、第一九四三号、第一九四四号、第一九四五号、第一九四六号、第一九四七号、第一九四八号、第一九四九号、第一九五〇号、第一九五一号、第一九五二号、第一九五三号、第一九五四号、第一九五五号、第一九五六号、第一九五七号、第一九五八号、第一九五九号、第一九六〇号、第一九六一号、第一九六二号、第一九六三号、第一九六四号、第一九六五号、第一九六六号、第一九六七号、第一九六八号、第一九六九号、第一九七〇号、第一九七一号、第一九七二号、第一九七三号、第一九七四号、第一九七五号、第一九七六号、第一九七七号、第一九七八号、第一九七九号、第一九八〇号、第一九八一号、第一九八二号、第一九八三号、第一九八四号、第一九八五号、第一九八六号、第一九八七号、第一九八八号、第一九八九号、第一九九〇号、第一九九一号、第一九九二号、第一九九三号、第一九九四号、第一九九五号、第一九九六号、第一九九七号、第一九九八号、第一九九九号、第二〇〇〇号、第二〇〇一号、第二〇〇二号、第二〇〇三号、第二〇〇四号、第二〇〇五号、第二〇〇六号、第二〇〇七号、第二〇〇八号、第二〇〇九号、第二〇一〇号、第二〇一一号、第二〇一二号、第二〇一三号、第二〇一四号、第二〇一五号、第二〇一六号、第二〇一七号、第二〇一八号、第二〇一九号、第二〇二〇号、第二〇二一号、第二〇二二号、第二〇二三号、第二〇二四号、第二〇二五号、第二〇二六号、第二〇二七号、第二〇二八号、第二〇二九号、第二〇三〇号、第二〇三一号、第二〇三二号、第二〇三三号、第二〇三四号、第二〇三五号、第二〇三六号、第二〇三七号、第二〇三八号、第二〇三九号、第二〇四〇号、第二〇四一号、第二〇四二号、第二〇四三号、第二〇四四号、第二〇四五号、第二〇四六号、第二〇四七号、第二〇四八号、第二〇四九号、第二〇五〇号、第二〇五一号、第二〇五二号、第二〇五三号、第二〇五四号、第二〇五五号、第二〇五六号、第二〇五七号、第二〇五八号、第二〇五九号、第二〇六〇号、第二〇六一号、第二〇六二号、第二〇六三号、第二〇六四号、第二〇六五号、第二〇六六号、第二〇六七号、第二〇六八号、第二〇六九号、第二〇七〇号、第二〇七一号、第二〇七二号、第二〇七三号、第二〇七四号、第二〇七五号、第二〇七六号、第二〇七七号、第二〇七八号、第二〇七九号、第二〇八〇号、第二〇八一号、第二〇八二号、第二〇八三号、第二〇八四号、第二〇八五号、第二〇八六号、第二〇八七号、第二〇八八号、第二〇八九号、第二〇九〇号、第二〇九一号、第二〇九二号、第二〇九三号、第二〇九四号、第二〇九五号、第二〇九六号、第二〇九七号、第二〇九八号、第二〇九九号、第二一〇〇号、第二一〇一号、第二一〇二号、第二一〇三号、第二一〇四号、第二一〇五号、第二一〇六号、第二一〇七号、第二一〇八号、第二一〇九号、第二一一〇号、第二一一一号、第二一一二号、第二一一三号、第二一一四号、第二一一五号、第二一一六号、第二一一七号、第二一一八号、第二一一九号、第二一二〇号、第二一二一号、第二一二二号、第二一二三号、第二一二四号、第二一二五号、第二一二六号、第二一二七号、第二一二八号、第二一二九号、第二一三〇号、第二一三一号、第二一三二号、第二一三三号、第二一三四号、第二一三五号、第二一三六号、第二一三七号、第二一三八号、第二一三九号、第二一四〇号、第二一四一号、第二一四二号、第二一四三号、第二一四四号、第二一四五号、第二一四六号、第二一四七号、第二一四八号、第二一四九号、第二一五〇号、第二一五一号、第二一五二号、第二一五三号、第二一五四号、第二一五五号、第二一五六号、第二一五七号、第二一五八号、第二一五九号、第二一六〇号、第二一六一号、第二一六二号、第二一六三号、第二一六四号、第二一六五号、第二一六六号、第二一六七号、第二一六八号、第二一六九号、第二一七〇号、第二一七一号、第二一七二号、第二一七三号、第二一七四号、第二一七五号、第二一七六号、第二一七七号、第二一七八号、第二一七九号、第二一八〇号、第二一八一号、第二一八二号、第二一八三号、第二一八四号、第二一八五号、第二一八六号、第二一八七号、第二一八八号、第二一八九号、第二一九〇号、第二一九一号、第二一九二号、第二一九三号、第二一九四号、第二一九五号、第二一九六号、第二一九七号、第二一九八号、第二一九九号、第二二〇〇号、第二二〇一号、第二二〇二号、第二二〇三号、第二二〇四号、第二二〇五号、第二二〇六号、第二二〇七号、第二二〇八号、第二二〇九号、第二二一〇号、第二二一一号、第二二一二号、第二二一三号、第二二一四号、第二二一五号、第二二一六号、第二二一七号、第二二一八号、第二二一九号、第二二二〇号、第二二二一号、第二二二二号、第二二二三号、第二二二四号、第二二二五号、第二二二六号、第二二二七号、第二二二八号、第二二二九号、第二二三〇号、第二二三一号、第二二三二号、第二二三三号、第二二三四号、第二二三五号、第二二三六号、第二二三七号、第二二三八号、第二二三九号、第二二四〇号、第二二四一号、第二二四二号、第二二四三号、第二二四四号、第二二四五号、第二二四六号、第二二四七号、第二二四八号、第二二四九号、第二二五〇号、第二二五一号、第二二五二号、第二二五三号、第二二五四号、第二二五五号、第二二五六号、第二二五七号、第二二五八号、第二二五九号、第二二六〇号、第二二六一号、第二二六二号、第二二六三号、第二二六四号、第二二六五号、第二二六六号、第二二六七号、第二二六八号、第二二六九号、第二二七〇号、第二二七一号、第二二七二号、第二二七三号、第二二七四号、第二二七五号、第二二七六号、第二二七七号、第二二七八号、第二二七九号、第二二八〇号、第二二八一号、第二二八二号、第二二八三号、第二二八四号、第二二八五号、第二二八六号、第二二八七号、第二二八八号、第二二八九号、第二二九〇号、第二二九一号、第二二九二号、第二二九三号、第二二九四号、第二二九五号、第二二九六号、第二二九七号、第二二九八号、第二二九九号、第二三〇〇号、第二三〇一号、第二三〇二号、第二三〇三号、第二三〇四号、第二三〇五号、第二三〇六号、第二三〇七号、第二三〇八号、第二三〇九号、第二三一〇号、第二三一一号、第二三一二号、第二三一三号、第二三一四号、第二三一五号、第二三一六号、第二三一七号、第二三一八号、第二三一九号、第二三二〇号、第二三二一号、第二三二二号、第二三二三号、第二三二四号、第二三二五号、第二三二六号、第二三二七号、第二三二八号、第二三二九号、第二三三〇号、第二三三一号、第二三三二号、第二三三三号、第二三三四号、第二三三五号、第二三三六号、第二三三七号、第二三三八号、第二三三九号、第二三四〇号、第二三四一号、第二三四二号、第二三四三号、第二三四四号、第二三四五号、第二三四六号、第二三四七号、第二三四八号、第二三四九号、第二三五〇号、第二三五一号、第二三五二号、第二三五三号、第二三五四号、第二三五五号、第二三五六号、第二三五七号、第二三五八号、第二三五九号、第二三六〇号、第二三六一号、第二三六二号、第二三六三号、第二三六四号、第二三六五号、第二三六六号、第二三六七号、第二三六八号、第二三六九号、第二三七〇号、第二三七一号、第二三七二号、第二三七三号、第二三七四号、第二三七五号、第二三七六号、第二三七七号、第二三七八号、第二三七九号、第二三八〇号、第二三八一号、第二三八二号、第二三八三号、第二三八四号、第二三八五号、第二三八六号、第二三八七号、第二三八八号、第二三八九号、第二三九〇号、第二三九一号、第二三九二号、第二三九三号、第二三九四号、第二三九五号、第二三九六号、第二三九七号、第二三九八号、第二三九九号、第二四〇〇号、第二四〇一号、第二四〇二号、第二四〇三号、第二四〇四号、第二四〇五号、第二四〇六号、第二四〇七号、第二四〇八号、第二四〇九号、第二四一〇号、第二四一一号、第二四一二号、第二四一三号、第二四一四号、第二四一五号、第二四一六号、第二四一七号、第二四一八号、第二四一九号、第二四二〇号、第二四二一号、第二四二二号、第二四二三号、第二四二四号、第二四二五号、第二四二六号、第二四二七号、第二四二八号、第二四二九号、第二四三〇号、第二四三一号、第二四三二号、第二四三三号、第二四三四号、第二四三五号、第二四三六号、第二四三七号、第二四三八号、第二四三九号、第二四四〇号、第二四四一号、第二四四二号、第二四四三号、第二四四四号、第二四四五号、第二四四六号、第二四四七号、第二四四八号、第二四四九号、第二四五〇号、第二四五一号、第二四五二号、第二四五三号、第二四五四号、第二四五五号、第二四五六号、第二四五七号、第二四五八号、第二四五九号、第二四六〇号、第二四六一号、第二四六二号、第二四六三号、第二四六四号、第二四六五号、第二四六六号、第二四六七号、第二四六八号、第二四六九号、第二四七〇号、第二四七一号、第二四七二号、第二四七三号、第二四七四号、第二四七五号、第二四七六号、第二四七七号、第二四七八号、第二四七九号、第二四八〇号、第二四八一号、第二四八二号、第二四八三号、第二四八四号、第二四八五号、第二四八六号、第二四八七号、第二四八八号、第二四八九号、第二四九〇号、第二四九一号、第二四九二号、第二四九三号、第二四九四号、第二四九五号、第二四九六号、第二四九七号、第二四九八号、第二四九九号、第二五〇〇号、第二五〇一号、第二五〇二号、第二五〇三号、第二五〇四号、第二五〇五号、第二五〇六号、第二五〇七号、第二五〇八号、第二五〇九号、第二五一〇号、第二五一一号、第二五一二号、第二五一三号、第二五一四号、第二五一五号、第二五一六号、第二五一七号、第二五一八号、第二五一九号、第二五二〇号、第二五二一号、第二五二二号、第二五二三号、第二五二四号、第二五二五号、第二五二六号、第二五二七号、第二五二八号、第二五二九号、第二五三〇号、第二五三一号、第二五三二号、第二五三三号、第二五三四号、第二五三五号、第二五三六号、第二五三七号、第二五三八号、第二五三九号、第二五四〇号、第二五四一号、第二五四二号、第二五四三号、第二五四四号、第二五四五号、第二五四六号、第二五四七号、第二五四八号、第二五四九号、第二五五〇号、第二五五一号、第二五五二号、第二五五三号、第二五五四号、第二五五五号、第二五五六号、第二五五七号、第二五五八号、第二五五九号、第二五六〇号、第二五六一号、第二五六二号、第二五六三号、第二五六四号、第二五六五号、第二五六六号、第二五六七号、第二五六八号、第二五六九号、第二五七〇号、第二五七一号、第二五七二号、第二五七三号、第二五七四号、第二五七五号、第二五七六号、第二五七七号、第二五七八号、第二五七九号、第二五八〇号、第二五八一号、第二五八二号、第二五八三号、第二五八四号、第二五八五号、第二五八六号、第二五八七号、第二五八八号、第二五八九号、第二五九〇号、第二五九一号、第二五九二号、第二五九三号、第二五九四号、第二五九五号、第二五九六号、第二五九七号、第二五九八号、第二五九九号、第二六〇〇号、第二六〇一号、第二六〇二号、第二六〇三号、第二六〇四号、第二六〇五号、第二六〇六号、第二六〇七号、第二六〇八号、第二六〇九号、第二六一〇号、第二六一一号、第二六一二号、第二六一三号、第二六一四号、第二六一五号、第二六一六号、第二六一七号、第二六一八号、第二六一九号、第二六二〇号、第二六二一号、第二六二二号、第二六二三号、第二六二四号、第二六二五号、第二六二六号、第二六二七号、第二六二八号、第二六二九号、第二六三〇号、第二六三一号、第二六三二号、第二六三三号、第二六三四号、第二六三五号、第二六三六号、第二六三七号、第二六三八号、第二六三九号、第二六四〇号、第二六四一号、第二六四二号、第二六四三号、第二六四四号、第二六四五号、第二六四六号、第二六四七号、第二六四八号、第二六四九号、第二六五〇号、第二六五一号、第二六五二号、第二六五三号、第二六五四号、第二六五五号、第二六五六号、第二六五七号、第二六五八号、第二六五九号、第二六六〇号、第二六六一号、第二六六二号、第二六六三号、第二六六四号、第二六六五号、第二六六六号、第二六六七号、第二六六八号、第二六六九号、第二六七〇号、第二六七一号、第二六七二号、第二六七三号、第二六七四号、第二六七五号、第二六七六号、第二六七七号、第二六七八号、第二六七九号、第二六八〇号、第二六八一号、第二六八二号、第二六八三号、第二六八四号、第二六八五号、第二六八六号、第二六八七号、第二六八八号、第二六八九号、第二六九〇号、第二六九一号、第二六九二号、第二六九三号、第二六九四号、第二六九五号、第二六九六号、第二六九七号、第二六九八号、第二六九九号、第二七〇〇号、第二七〇一号、第二七〇二号、第二七〇三号、第二七〇四号、第二七〇五号、第二七〇六号、第二七〇七号、第二七〇八号、第二七〇九号、第二七一〇号、第二七一一号、第二七一二号、第二七一三号、第二七一四号、第二七一五号、第二七一六号、第二七一七号、第二七一八号、第二七一九号、第二七二〇号、第二七二一号、第二七二二号、第二七二三号、第二七二四号、第二七二五号、第二七二六号、第二七二七号、第二七二八号、第二七二九号、第二七三〇号、第二七三一号、第二七三二号、第二七三三号、第二七三四号、第二七三五号、第二七三六号、第二七三七号、第二七三八号、第二七三九号、第二七四〇号、第二七四一号、第二七四二号、第二七四三号、第二七四四号、第二七四五号、第二七四六号、第二七四七号、第二七四八号、第二七四九号、第二七五〇号、第二七五一号、第二七五二号、第二七五三号、第二七五四号、第二七五五号、第二七五六号、第二七五七号、第二七五八号、第二七五九号、第二七六〇号、第二七六一号、第二七六二号、第二七六三号、第二七六四号、第二七六五号、第二七六六号、第二七六七号、第二七六八号、第二七六九号、第二七七〇号、第二七七一号、第二七七二号、第二七七三号、第二七七四号、第二七七五号、第二七七六号、第二七七七号、第二七七八号、第二七七九号、第二七八〇号、第二七八一号、第二七八二号、第二七八三号、第二七八四号、第二七八五号、第二七八六号、第二七八七号、第二七八八号、第二七八九号、第二七九〇号、第二七九一号、第二七九二号、第二七九三号、第二七九四号、第二七九五号、第二七九六号、第二七九七号、第二七九八号、第二七九九号、第二八〇〇号、第二八〇一号、第二八〇二号、第二八〇三号、第二八〇四号、第二八〇五号、第二八〇六号、第二八〇七号、第二八〇八号、第二八〇九号、第二八一〇号、第二八一一号、第二八一二号、第二八一三号、第二八一四号、第二八一五号、第二八一六号、第二八一七号、第二八一八号、第二八一九号、第二八二〇号、第二八二一号、第二八二二号、第二八二三号、第二八二四号、第二八二五号、第二八二六号、第二八二七号、第二八二八号、第二八二九号、第二八三〇号、第二八三一号、第二八三二号、第二八三三号、第二八三四号、第二八三五号、第二八三六号、第二八三七号、第二八三八号、第二八三九号、第二八四〇号、第二八四一号、第二八四二号、第二八四三号、第二八四四号、第二八四五号、第二八四六号、第二八四七号、第二八四八号、第二八四九号、第二八五〇号、第二八五一号、第二八五二号、第二八五三号、第二八五四号、第二八五五号、第二八五六号、第二八五七号、第二八五八号、第二八五九号、第二八六〇号、第二八六一号、第二八六二号、第二八六三号、第二八六四号、第二八六五号、第二八六六号、第二八六七号、第二八六八号、第二八六九号、第二八七〇号、第二八七一号、第二八七二号、第二八七三号、第二八七四号、第二八七五号、第二八七六号、第二八七七号、第二八七八号、第二八七九号、第二八八〇号、第二八八一号、第二八八二号、第二八八三号、第二八八四号、第二八八五号、第二八八六号、第二八八七号、第二八八八号、第二八八九号、第二八九〇号、第二八九一号、第二八九二号、第二八九三号、第二八九四号、第二八九五号、第二八九六号、第二八九七号、第二八九八号、第二八九九号、第二九〇〇号、第二九〇一号、第二九〇二号、第二九〇三号、第二九〇四号、第二九〇五号、第二九〇六号、第二九〇七号、第二九〇八号、第二九〇九号、第二九一〇号、第二九一一号、第二九一二号、第二九一三号、第二九一四号、第二九一五号、第二九一六号、第二九一七号、第二九一八号、第二九一九号、第二九二〇号、第二九二一号、第二九二二号、第二九二三号、第二九二四号、第二九二五号、第二九二六号、第二九二七号、第二九二八号、第二九二九号、第二九三〇号、第二九三一号、第二九三二号、第二九三三号、第二九三四号、第二九三五号、第二九三六号、第二九三七号、第二九三八号、第二九三九号、第二九四〇号、第二九四一号、第二九四二号、第二九四三号、第二九四四号、第二九四五号、第二九四六号、第二九四七号、第二九四八号、第二九四九号、第二九五〇号、第二九五一号、第二九五二号、第二九五三号、第二九五四号、第二九五五号、第二九五六号、第二九五七号、第二九五八号、第二九五九号、第二九六〇号、第二九六一号、第二九六二号、第二九六三号、第二九六四号、第二九六五号、第二九六六号、第二九六七号、第二九六八号、第二九六九号、第二九七〇号、第二九七一号、第二九七二号、第二九七三号、第二九七四号、第二九七五号、第二九七六号、第二九七七号、第二九七八号、第二九七九号、第二九八〇号、第二九八一号、第二九八二号、第二九八三号、第二九八四号、第二九八五号、第二九八六号、第二九八七号、第二九八八号、第二九八九号、第二九九〇号、第二九九一号、第二九九二号、第二九九三号、第二九九四号、第二九九五号、第二九九六号、第二九九七号、第二九九八号、第二九九九号、第三〇〇〇号、第三〇〇一号、第三〇〇二号、第三〇〇三号、第三〇〇四号、第三〇〇五号、第三〇〇六号、第三〇〇七号、第三〇〇八号、第三〇〇九号、第三〇一〇号、第三〇一一号、第三〇一二号、第三〇一三号、第三〇一四号、第三〇一五号、第三〇一六号、第三〇一七号、第三〇一八号、第三〇一九号、第三〇二〇号、第三〇二一号、第三〇二二号、第三〇二三号、第三〇二四号、第三〇二五号、第三〇二六号、第三〇二七号、第三〇二八号、第三〇二九号、第三〇三〇号、第三〇三一号、第三〇三二号、第三〇三三号、第三〇三四号、第三〇三五号、第三〇三六号、第三〇三七号、第三〇三八号、第三〇三九号、第三〇四〇号、第三〇四一号、第三〇四二号、第三〇四三号、第三〇四四号、第三〇四五号、第三〇四六号、第三〇四七号、第三〇四八号、第三〇四九号、第三〇五〇号、第三〇五一号、第三〇五二号、第三〇五三号、第三〇五四号、第三〇五五号、第三〇五六号、第三〇五七号、第三〇五八号、第三〇五九号、第三〇六〇号、第三〇六一号、第三〇六

第八九六号　岐阜県加茂郡加茂野村今泉一、一〇七ノ三岐阜県退職公務員連盟加茂郡支部内　板津誉曾一外百九十二名提出

第八九七号　愛知県幡豆郡豊坂村大字須美　田境一郎外七百九十五名提出（二通）

第八九八号　福岡県八幡市黒崎町四　原田団作外五百七十二名提出（二通）

第九〇〇号　新潟県古志郡宮内町大字曲新町一、一四三　古川鉄平外百三名提出

第九〇一号　静岡県三島市小中島三九五　宇野幸雄外八十九名提出

第九〇二号　北海道網走市台町四六　大泉米八外百十五名提出

第九〇八号　愛知県愛知郡天白村平針　杉浦延一外百六十二名提出

第九〇九号　山口県小野田市松原山口県退職公務員連盟小野田市支部内　繩田正隆外百二十四名提出

第九一三号　徳島市蔵本元町一ノ三七　頼野虎一外千五百七十九名提出

第九一四号　鹿児島県姶良郡隼人町二八五　東哲雄外千八百七十名提出（三通）

第九一六号　宮崎県日南市飫肥楠原四、一九八　松井良平外九百七十一名提出（二通）

第九一七号　兵庫県印南郡米田町平津六四一ノ二　正木栄治郎外二百二名提出（二通）

第九二二号　愛知県碧海郡安城町愛知県退職公務員連盟碧海郡支部内　後藤善一外三百一名提出

第九二三号　静岡県沼津市城内西條町九〇　静岡県退職公務員連盟沼津市支部内　高島安外百五十三名提出

第九二四号　愛知県刈谷市大字元刈谷字南屋敷一一五　愛知県退職公務員連盟刈谷市支部内　鈴木幸衛外四十名提出

第九二五号　兵庫県加西郡賀茂村兵庫県退職公務員連盟加西支部内　中村茂雄外四百三十四名提出

第九二六号　三重県多気郡相可町河田八〇ノ五　片上定太郎外二百四十七名提出（二通）

第九二八号　長野県東筑摩郡宗賀村　荻上八千代外八百八十六名提出

第九二九号　熊本県水俣市陣内町田平一、四四八　赤沢俊之外百八十名提出

第九三〇号　長野市北石堂町二四三　滝沢万治郎外四百二名提出

第九三一号　三重県阿山郡柘植町大字上柘植　中村豊外七百二十六名提出（四通）

第九四二号　北海道中川郡幕別町字止若三六二　野村左一郎外百八十八名提出

第九四三号　北海道空知郡富良野町西二條南二丁目　藤野謙助外二百七十四名提出

第九四六号　横浜市西区紅葉ヶ丘五三　西川豊吉外千百十二名提出

第九四八号　静岡県島田市中河町一、八六九　大石広二外千百六十一名提出（五通）

第九五〇号　北海道宗蘭市開運町三　熊谷綾雄外三百八十四名提出

第九五一号　北海道茅部郡森町字森川町　森田トメ子外二百六十三名提出

第九五二号　宮城県児湯郡妻町大字右松五七五　田辺定憲外三百六十四名提出

第九五六号　岡山県久米郡打穴村　菅済治外二百五十名提出

第九五七号　福島県東白川郡高野村大字祝部内字権現下　近藤高義提出

第九五八号　兵庫県姫路市柿山伏八二　横尾繁六外三千二百二十二名提出（二通）

第九六六号　福岡県田川郡添田町野田　中村武久提出

第九六七号　長野県南安曇郡倭村　小松進外五百十二名提出

第九六八号　長野県北安曇郡会染村三、三二九　矢口金一外二百三十一名提出

第九六九号　島根県那賀郡江津町　武間音一外八百六十七名提出（七通）

第九七九号　岡山県和気郡伊里村　梅延誠一提出

第九八〇号　愛知県渥美郡赤羽根村大字赤羽根字西六一　根本重寿提出

第九八一号　愛知県東春日井郡小牧町大字小牧二、七三一　平手久之助外七十四名提出

第九八二号　北海道札幌郡豊平町字中ノ島二一八　山崎猪作外六百二十二名提出

第九八三号　山口県大津郡三隅町山口県退職公務員連盟大津支部内　坂田義完外百八十名提出

第九八六号　北海道小樽市長橋町八　前田吉三郎外三百九十名提出

第九八九号　香川県高松市塩上町一、一八〇　林平七外千百九名

第九〇〇号　福岡県直方市大字知古　河原篤外百七十二名提出

第九九一号　静岡県富士宮市阿幸地一七六ノ二　上杉増太郎外百八十名提出

第九九九号　熊本県飽託郡八分村　槌田佐月外二百六名提出

第一〇〇〇号　鳥取県鳥取市中町五八　草野恵外三千四百九十三名提出

第一〇〇一号　福岡県飯塚市川島　坂口秀木外六十四名提出

第一〇〇六号　愛知県渥美郡赤羽根村大字赤羽根字西六一　鈴木里吉外二百七十九名提出

第一〇〇七号　岐阜県益田郡下呂町湯之島　細江喜三外九十三名提出

第一〇〇八号　高知市帯屋町九四高知県退職公務員連盟内　坂本重寿提出

第一〇〇九号　岡山県倉敷市平田三四　中村孝平外十六名提出（二通）

第一〇一〇号　宮城県仙台市北六番町二二七　岩井克己外三千四百十名提出（三通）

第一〇一一号　神奈川県小田原市野田二三　伊谷生三外八百八十八名提出（五通）

第一〇一七号　熊本市大江町本六七二　福田源蔵外九百九十七名提出

第一〇一九号　徳島市出来島本町二丁目　東條幸雄外千五百六十六名提出

第一〇二〇号　奈良市中辻町　稲葉岩蔵外四百九名提出

第一〇二九号　福井県坂井郡丸岡町霞　林田直永外四百十五名提出

第一〇三二号　長野県北佐久郡岩村田町　掛川良平外九百六十三名提出（二通）

第一〇三三号　北海道苫小牧市大町五〇　田中正太郎外二百八十九名提出

第一〇三四号　福島市大町二七　福島県退職公務員連盟事務所内　大和田弥一提出

第一〇三五号　三重県一志郡久居町旅籠町一、三〇四　西野駒郎外三百三十二名提出

第一〇三六号　山口県防府市大字東佐波令一、八三三　本沢清一外五百七十五名提出（二通）

第一〇三七号　岡山県児島市味野三、四五五　安井茂外十八名提出（二通）

第一〇三八号　北海道釧路市鳥取町　小川吉雄外六百四十七名提出（二通）

第一〇三九号　高知市帯屋町九四高知県退職公務員連盟内　坂本重寿外千二百九十八名提出

第一〇六〇号　滋賀県大津市膳所錦魚屋町　木暮安水外二千四百五名提出

第一〇六一号　奈良県宇陀郡榛原町榛原一、五四六　辻正一外三百六十三名提出

第一〇六六号　香川県高松市塩上町一、一八〇　林平七外千百四十名提出

第一〇六七号　岡山県津山市田町一一九　青井荒一外二名提出

第一〇六八号　長野県上水内郡柳原村　清水準治郎外三百五十九名提出

第一〇六九号　岐阜県吉城郡古川町大字二ノ町二三ノ二　細江康吉外五百三十一名提出

第一〇七一号　福岡県田川市大字伊田三、〇五一　竹原政一外百十一名提出

第一〇八〇号　新潟県長岡市観光院町一　角田三治外百四名提出

第一〇八一号　島根県出雲市矢尾町七五一　片寄卯三郎外千七百五十一名提出

第一〇八二号　福島県郡山市字赤木町一四四　木内亥之次郎提出

第一〇八七号　東京都世田谷区上馬町二ノ三五　横溝一清外千四百名提出

第一〇八八号　宮崎県小林市大字細野一、八六八　山下宰二外四百十五名提出

第一〇九七号　兵庫県津名郡由町　大森喜代松外三百五十三名提出（二通）

第一〇九八号　岐阜県安八郡大簀町大字椹俣一、二八一　棚橋新三郎外百八十五名提出（二通）

第一〇九九号　新潟県南魚沼郡大崎村大字大崎四三七　上村利三九外二百五十名提出

第一一〇〇号　岐阜県多治見市弁天町　山田紀一外六十一名提出

第一一〇一号　熊本県八代郡長町八八　田上良音外四百二十六名提出

第一一〇二号　愛媛県松山市道後町愛媛県　退職公務員連盟内　岡井義雄外二百四十四名提出

第一一〇三号　兵庫県出石郡出石町宮田九　浅井重寿外百七十四名提出

第一一一六号　宮崎県東諸県郡本庄町大字森永　岩切平一外百九十六名提出

第一一一九号　奈良県生駒郡平群村大字福貴五〇一　栗山倉治郎外六百十五名提出

第一一二〇号　宮崎県都城市姫城町四一三　長峰才九郎外七百二十一名提出

第一一三三号　群馬県北群馬郡渋川町大字元宿六一五　松本住次郎外千五百九十二名提出（七通）

第一一三四号　岡山県赤磐郡瀬戸町　森定永久外七名提出

第一一三五号　群馬県高崎市大橋町二六〇　鈴木銀蔵外千二百九十八名提出（四通）

第一一三八号　大阪市西成区津守町西五ノ三八　中慧治郎外七百八十七名提出

第一一三九号　福岡県三井郡金島村金島　古賀米次外二百五十九名提出

第一一四八号　群馬県甘楽郡一ノ宮町一ノ宮一、四一四　伊沢一二外百十八名提出

第一一五五号　千葉県東葛飾郡柏町豊四季八　根本浦之助外百二十七名提出

第一一五六号　大分市中島五條通り二　河野伊多留外八千三十八名提出

第一一五七号　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井　田崎勝外百十六名提出

第一一六六号　宮崎県宮崎郡生目村大字細江二九九　中原長作外二百三十四名提出

第一一六七号　岡山県英田郡福本村　遠藤悦二外百九十六名提出

第一一六八号　岐阜県羽島郡竹鼻町　棚橋二郎一外百二十三名提出

第一一六九号　福岡県宗像郡赤間町　石松富樹外三百十二名提出

第一一七〇号　静岡県清水市小芝町三四　金子忠夫外六十六名提出

第一一七一号　岐阜県本巣郡真桑村十四條　吉田万六外百九十六名提出

第一一七二号　兵庫県相生市陸本郷町　小野数馬外百七十名提出（二通）

第一一八一号　大阪府池田市城南町三四五　赤松欣悟外七百三十一名提出

第一一九一号　千葉県船橋市本町二ノ一、二三三　鈴木昇外百四十四名提出

第一一九二号　岡山県浅口郡連島町　藤原慎一外四名提出

第一一九三号　岐阜県稲葉郡厚見村上川手四五九　勅使河原太右ェ門外百二十六名提出

第一二〇八号　三重県三重郡川越村大字高松　水谷重之助外千三百九十三名提出（四通）

第一二一六号　千葉県千葉郡津田沼町谷津一、六一八　篠田寅平外六十九名提出

第一二二五号　岐阜県養老郡高田町大字高田一七二　中村準一外百七十二名提出

第一二二六号　愛知県春日井市堀ノ内町二八四　伊藤伊蔵外百三十六名提出

第一二二七号　神奈川県川崎市南幸町三ノ六一　石川八代次外二百十二名提出

第一二二八号　山口県吉敷郡大道村第四、七四九　高松超造外二百八十九名提出

第一二二九号　東京都中野区野方町二丁目　田中三郎外五百二十九名提出

第一二三〇号　愛知県西春日井郡新川町大字須ケ口七九　安藤彦三郎外百八十八名提出

第一二三一号　埼玉県浦和市高砂町五ノ一四八　有元久五郎外四千七百三十八名提出

第一二五六号　神戸市長田区西代通一ノ一八　細見兵吉外六百名提出

第一二六三号　群馬県邑楽郡館林町館林一、〇〇七　長田貞三外二百八十九名提出

第一二八七号　福井県敦賀郡東浦村杉津　宮原彦次郎外四十名提出

第一二八八号　新潟県新発田市字外ヶ輪七五ノ二　原常一郎外二千二百三十四名提出

第一二八九号　福井県坂井郡三国町錦　三家茂松外百三十五名提出

第一三〇四号　東京都港区芝二本榎町一ノ五八　中沢留外二百三十九名提出

第一三〇五号　愛知県春日井市堀ノ内町二八四　伊藤伊蔵外百三十六名提出

第一三〇六号　岡山県吉備郡水内村大字中尾　東謙太郎外四百九十八名提出

第一三一八号　山口県美祢郡別府村一、四一一　篠田武彦外三百四十八名提出（二通）

第一三二三号　群馬県太田市太田二九　星野金八郎外二百六十七名提出

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十七年七月三十一日

○第十三回国会 参議院会議録附録（その十二）

第一三二四号　三重県志摩郡磯部村　瀬川順平外四百六十七名提出（三通）
第一三三三号　宮崎市清水町六九　本島才次郎外四百九十六名提出
第一三三四号　岐阜県揖斐郡西郡林大字中之元　加納助三郎外二百六十名提出
第一三三五号　岡山県津山市椿高下一　池上準外十四名提出
第一三五九号　千葉県香取郡小見川町小見川三八三　吉川弥吉郎外千九十四名提出（三通）
第一三八四号　福岡県門司市中山町　吉本良助外百八十一名提出
第一三九二号　群馬県多野郡藤岡町字藤岡四二三　高瀬泰作外三百三十二名提出
第一三九六号　静岡県浜松市広沢町三六三　中村藤五郎外二百四十九名提出
第一三九七号　千葉県海上郡旭町新町第二、九一三　鈴木亀蔵外七百三十九名提出（三通）
第一四一六号　福岡県京都郡延永村中津熊　大輪三郎外三百六十一名提出
第一四一七号　山口県萩市大字土原三四九　安村正人外百七十四名提出
第一四二一号　愛知県知多郡八幡野大字八幡字脇島一一　富田良材外四百五十一名提出
第一四二二号　栃木県宇都宮市三条町一、三〇四　長沢末次郎外三千七百七十六名提出
第一四三三号　佐賀市厘外町五二　福島清太郎外三千三百八十三名提出
第一四六一号　熊本県玉名郡玉名町繁根木四八　水元恒八外九百四十四名提出
第一四八四号　山梨県甲府市富士見町五　林音治外千七百三十七名提出
第一四八八号　福岡県糸島郡前原町　田中勇外三千百十一名提出（十通）
第一四八九号　愛知県葉栗郡木曾川町大字里小牧字本茅場一三一　宇佐美重義外八十名提出
第一四九〇号　愛知県丹羽郡古知野町大字古知野字特町　今井富三郎外三千百六十名提出
第一五一二号　福島県河沼郡上野尻村字下沖ノ原二、六〇九　青津勇提出
第一五一三号　福島県大沼郡高田町字御林畑甲四、四八八　越楊悟提出
第一五一四号　神戸市生田区下山手通七ノ四六ノ一　滝本潤外三百二十四名提出
第一五一五号　京都市上京区堺ノ段桜木町三九五　鈴木博也外千六百七名提出
第一五一六号　秋田県仙北郡大曲町飯田　斉藤大助外二千三名提出（三通）
第一五三二号　神戸市生田区下山手通八ノ四〇六　秋山藤五郎外千五百五十一名提出（三通）
第一五五九号　鹿児島県囎唹郡財部町南俣一、七〇八　松脇助左ェ門外三百五十五名提出
第一六一七号　新潟県柏崎市大字比角二、七二四ノ一　内山小太郎外百三十名提出
第一六二〇号　兵庫県美方郡温泉町井土九三二　松元憲太郎外二百三十九名提出
第一六三五号　長野県更級郡篠ノ井町　三沢義男外三百八十三名提出
第一六四四号　長野県上水内郡北小川村　小林満幸外十四名提出
第一六五一号　熊本県宇土郡宇土町二二五　加悦甫矩外二百二名提出
第一六五三号　岐阜県恵那郡中津川町中津川　花田慶太郎外二百六十六名提出
第一六六六号　大阪市住吉区住吉町一五〇　天野正儀外一千三百十名提出
第一六八四号　新潟県三条市西裏館一、八七七　野沢広三郎外百二十七名提出
第一七〇二号　山口市上金古曾三八　河村四朗外百五十七名提出
第一七一四号　長崎市片渕町一　春日重泰外二千四百九十六名提出
第一七二六号　兵庫県伊丹市伊丹一一九　勝道円外百五十名提出
第一七五八号　兵庫県揖保郡揖保川町原六四八　平田貞外五百九十名提出
第一七六五号　静岡県小笠郡西郷村上西郷四、五四二　中山吉平外二百九十五名提出
第一八二五号　三重県桑名郡長島村大字高座　伊藤幸太郎外七十名提出
第一八四九号　北海道札幌市琴似町二四　大森幹一提出
第一八七七号　三重県鈴鹿郡亀山町南野村　岡嶋行統外二百七名提出
第一九九九号　愛知県碧海郡安城町大字山崎字大手四七　後藤善一外三百二名提出
第二〇二四号　鹿児島市武町一、六三〇　上原種喜外千九百四十七名提出（五通）
第二〇二七号　群馬県利根郡沼田町沼田二、九八一　中村万吉外八十二名提出
第二一二五号　愛知県碧南市字赤土五八　中村庄太郎外七十五名提出
第二二二二号　愛知県碧南市字南赤土五八　中村庄太郎外七十五名提出
第二四七九号　愛知県東春日井郡小牧町大字小牧二、三〇六　近藤泰代外七十四名提出
第二五六三号　鹿児島県日置郡伊作町中原三、九一一　上原三夫外五百四十四名提出
第二六四六号　富山市材木町一五　中田栄太郎外二千三百七十五名提出
養護教諭等の前歴を恩給年数に加算の請願
第八二二号　京都市左京区田中春菜町一五　田中シズェ外三百三名提出
第一六〇九号　大阪市天王寺区勝山通二ノ二二七　藤井すゑ提出
第一六八六号　大阪市天王寺区勝山通二ノ二二七　藤井すゑ提出
恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案中一部修正の請願
第二一二一号　香川県綾歌郡松山村　松浦伊平外千四百三十一名提出
第二一九三号　香川県仲多度郡善通寺町大字善通寺三四八　岡田国一外二十七名提出
第二三七四号　山梨県甲府市愛宕町一二七　秋山豊平外三十五名提出

第二五九六号　千葉県印旛郡根郷村神門四九五　小出保外五十四名提出

右二百七件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月二十一日

内閣委員長　河井彌八

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

恩給に関する請願

請願者　石川県小松市津波倉町ヲ九八　表久右ェ門外千三百八十五名（第三四九号）

右の請願は、恩給法は、終戦後数回改正され増額されたが、いまだ退職年次割による恩給の不均衡が是正されないため、旧恩給受給者の受給額と新恩給受給者の受給額は同一條件でありながら約半分に過ぎず、旧恩給受給者は現在の物価高にあいはなはだ苦しい生活を続けている実情であるから、すみやかにこの不均衡を是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給不均衡是正に関する請願

請願者　長野県上高井郡須坂町　清水虎治郎外百三十七名（第七四四号）

請願者　愛知県半田市字粕釜六三　遠藤秀造外百六十四名（第八〇九号）

請願者　福島県伊達郡保原町福島県退職公務員連盟伊達郡支部内　成田亀次郎（第八一二号）

請願者　長野県下高井郡夜間瀬村　小林伍一外九百十一名（二通）（第八一三号）

請願者　兵庫県三原郡神代村国衙　藤森龍市外三百三十四名（第八二九号）

請願者　長野県諏訪市大和三区一九〇長野県恩給受給者連盟諏訪支部内　両角丑助外五百十二名（第八三一号）

請願者　鹿児島県川内市水引町川内市退職公務員連盟支部内　浜田勇吉外四百六十九名（第八四〇号）

請願者　愛知県豊橋市植田町字的場二ノ一　佐原省之外三百四十七名（第八四七号）

請願者　長野県飯田市上飯田町　芝原彦十外八百七十二名（第八四八号）

請願者　広島県尾道市土堂町四〇七ノ二退職公務員連盟尾道支部内　安部増太郎外百八十七名（第八四九号）

請願者　千葉県野田市上花輪六二一退職公務員連盟野田市支部内　杉田銀蔵外八百四十四名（五通）（第八五四号）

請願者　愛知県岡崎市井田町字山王三ノ一　福若寿一外二百九十七名（第八六二号）

請願者　福島県双葉郡双葉町大字本岡字川原南一二　渡辺政信外一名（二通）（第八六三号）

請願者　広島県福山市佐波町三〇一　相原道登外三百七十六名（第八六四号）

請願者　茨城県水戸市大町　山形二郎外三千百六十二名（第八七二号）

請願者　茨城県日立市宮田二、三七八　鈴木隆助外千五百九名（第八七三号）

請願者　福島県安達郡二本松町字鷹匠町一ノ七　加藤末松（第八七四号）

請願者　広島県吉島本町三六〇広島県退職公務員連盟広島市支部内　神田省二外六百二十一名（二通）（第八七五号）

請願者　宇治山田市本町一四一三重県退職公務員連盟宇治山田市支部内　岡野民十郎外二百四十七名（第八七六号）

請願者　長野県上田市横町三八九　木村元外八百八十四名（第八七七号）

請願者　長野県西筑摩郡吾妻村五三九　藤原定一外三百九十六名（第八七八号）

請願者　広島県山県郡大朝町広島県退職公務員連盟山県支部内　稲垣正克外百七十二名（第八七九号）

請願者　茨城県土浦市包町　長谷川長四郎外二千七百七十七名（第八九五号）

請願者　岐阜県加茂郡加茂野村今泉一、一〇七ノ三岐阜県退職公務員連盟加茂郡支部内　板津喜曾一外百九十二名（第八九六号）

請願者　愛知県幡豆郡豊坂村大字須美　田境一郎外七百九十五名（二通）（第八九七号）

請願者　福岡県八幡市黒崎町四　原田団作外五百七十二名（二通）（第八九八号）

請願者　新潟県古志郡宮内町大字曲新町一、一四三　古川鉄平外百三名（第九〇〇号）

請願者　静岡県三島市小中島三九五　宇野幸雄外八十九名（第九〇一号）

請願者　北海道網走市台町四六　大泉米八外百十五名（第九〇二号）

請願者　愛知県愛知郡天白村平針　杉浦延一外百六十二名（第九〇八号）

請願者　山口県小野田市松原山口県退職公務員連盟小野田市支部内　縄田正隆外百二十四名（第九〇九号）

請願者　徳島市蔵本元町一ノ三七　頼野虎一外千五百七十九名（第九一三号）

請願者　鹿児島県姶良郡隼人町二八五　東哲雄外千八百七十七名（二通）（第九一四号）

請願者　宮崎県日南市飫肥楠原四、一九八　松井良平外九百七十一名（三通）（第九一六号）

請願者　兵庫県印南郡米田町平津六四一ノ二　正木栄治郎外二百二名（二通）（第九一七号）

請願者　愛知県碧海郡安城町愛知県退職公務員連盟碧海郡支部内　後藤善一外三百一名（第九二二号）

請願者　静岡県沼津市城内西条町九〇　静岡県退職公務員連盟沼津市支部内　高島安外百五十三名（第九二三号）

請願者　愛知県刈谷市大字元刈谷字南屋敷一一五愛知県退職公務員連盟刈谷市支部内　鈴木幸衛外一十名（第九二四号）

請願者　兵庫県加西郡賀茂村兵庫県退職公務員連盟加西支部内　中村茂雄外四百三十四名（第九二五号）

請願者　三重県多気郡相可町河田八〇ノ五　片上定太郎外二百四十七名（二通）（第九二六号）

請願者　長野県東筑摩郡宗賀村　荻上八千代外八百八十六名（第九二八号）

請願者　熊本県水俣市陣内町田平一、四四八　赤沢俊之外百八十名（第九二九号）

請願者　長野市北石堂町二四三滝沢万治郎外四百二名（第九三〇号）

請願者　三重県阿山郡柘植町大字上柘植　中村豊外七百二十六名（四通）（第九三一号）

請願者　北海道中川郡幕別町字止若三六二　野村左一郎外百八十八名（第九四二号）

請願者　北海道空知郡富良野町西二条南二丁目　藤野謙助外二百七十四名（第九四三号）

請願者　横浜市西区紅葉ヶ丘五三　西川豊吉外千百十二名（第九四六号）

請願者　静岡県島田市中河町一、八六九　大石広二外千百六十一名（五通）（第九四八号）

請願者　北海道室蘭市開運町三
熊谷綾雄外三百八十四名（第
九五〇号）
請願者　北海道茅部郡森町字森
川町　森田トメ子外二百六十
三名（第九五一号）
請願者　宮城県児湯郡妻町大字
右松五七五　田辺定憲外三百
六十四名（第九五二号）
請願者　岡山県久米郡打穴村
菅済治外二百五十名（第九五
六号）
請願者　福島県東白川郡高野村
大字祝部内字権現下　近藤高
義（第九五七号）
請願者　兵庫県姫路市柿山伏八
二　横尾繁六外三千二百二十
二名（三通）（第九五八号）
請願者　福岡県田川郡添田町野
田　中村武久（第九六六号）
請願者　長野県南安曇郡倭村
小松進外五百十二名（第九六
七号）
請願者　長野県北安曇郡会染村
三、三二九　矢口金一外二百
三十一名（第九六八号）
請願者　島根県那賀郡江津町
武間音一外八百六十七名（七
通）（第九六九号）
請願者　岡山県和気郡伊里村
梅延誠一（第九七九号）
請願者　愛知県渥美郡赤羽根村
大字赤羽根字西六一　鈴木里
吉外二百八十名（第九八〇号）
請願者　愛知県東春日井郡小牧
町大字小牧二、七三一　平手
久之助外七十四名（第九八一
号）
請願者　北海道札幌郡豊平町字
中ノ島二一八　山崎猪作外六
百二十二名（第九八二号）
請願者　山口県大津郡三隅町山
口県退職公務員連盟大津支部
内　坂田義完外百八十名（第
九八三号）
請願者　北海道小樽市長橋町八
前田吉三郎外三百九十名（第
九八六号）
請願者　香川県高松市塩上町
一、一八〇　林平七外千百九
名（第九八九号）
請願者　福岡県直方市大字知古
河原篤外百七十二名（第九九
〇号）
請願者　静岡県富士宮市阿幸地
一七六ノ二　上杉増太郎外百
八十名（第九九一号）
請願者　熊本県鉋託郡八分村
槌田佐月外二百六名（第九九
九号）
請願者　鳥取県鳥取市中町五八
草野恵外三千四百九十三名
（第一〇〇〇号）
請願者　福岡県飯塚市川島　坂
口秀木外六十四名（第一〇〇
一号）
請願者　愛知県渥美郡赤羽根村
大字赤羽根字西六一　鈴木里
吉外二百七十九名（第一〇〇
六号）
請願者　岐阜県益田郡下呂町湯
之島　細江喜三外九十三名
（第一〇〇七号）
請願者　高知市帯屋町九四高知
県退職公務員連盟内　坂本重
寿（第一〇〇八号）
請願者　岡山県倉敷市平田三四
中村孝平外十六名（二通）（第
一〇〇九号）
請願者　宮城県仙台市北六番町
二二七　岩井克己外三千四百
十名（三通）（第一〇一〇号）
請願者　神奈川県小田原市町田
二三　伊谷生三外八百八十八
名（五通）（第一〇一一号）
請願者　熊本県飽託郡八分村
福田源蔵外九百九十七名（第
一〇一七号）
請願者　徳島市出来島本町二丁
目　東條幸雄外千五百六十六
名（第一〇一九号）
請願者　奈良市中辻町　稲葉岩
蔵外四百九名（第一〇二〇号）
請願者　福井県坂井郡丸岡町霞
林田直永外四百十五名（第一
〇二九号）
請願者　長野県北佐久郡岩村田
町　掛川良平外九百六十三名
（二通）（第一〇三二号）
請願者　北海道苫小牧市大町五
〇　田中正太郎外二百八十九
名（第一〇三三号）
請願者　福島市大町二七福島県
退職公務員連盟事務所内　大
和田弥一（第一〇三四号）
請願者　三重県一志郡久居町旅
籠町一、三〇四　西野駒郎外
三百三十二名（第一〇三五号）
請願者　山口県防府市大字東佐
波令一、八三三　本沢清一外
五百七十五名（二通）（第一〇
三六号）
請願者　岡山県児島市味野三、
四五五　安井茂外十八名（二
通）（第一〇三七号）
請願者　北海道釧路市鳥取町
小川吉雄外六百四十七名（二
通）（第一〇三八号）
請願者　高知市帯屋町九四高知
県退職公務員連盟内　坂本重
寿外千二百九十八名（第一〇
三九号）
請願者　滋賀県大津市膳所錦魚
屋町　木暮安水外二千四百五
名（第一〇六〇号）
請願者　奈良県宇陀郡榛原町榛
原一、五四六　辻正一外三百
六十三名（第一〇六一号）
請願者　香川県高松市塩上町
一、一八〇　林平七外千百四
十名（第一〇六六号）
請願者　岡山県津山市田町一一
九　青井荒一外二名（第一〇
六七号）
請願者　長野県上水内郡柳原村
清水準治郎外三百五十九名
（第一〇六八号）
請願者　岐阜県吉城郡古川町大
字二ノ町二二ノ二　細江康吉
外五百三十一名（第一〇六九
号）
請願者　福岡県田川市大字伊田
三、〇五一　竹原政一外百十
一名（第一〇七一号）
請願者　新潟県長岡市観光院町
一　角田三治外百四名（第一
〇八〇号）
請願者　島根県出雲市矢尾町七
五一　片岑卯三郎外千七百五
十一名（第一〇八一号）
請願者　福島県郡山市字赤木町
一四四　大内亥之次郎（第一
〇八二号）
請願者　東京都世田谷区上馬町
二ノ三五　横溝一清外千四百
名（第一〇八七号）
請願者　宮崎県小林市大字細野
一、八六八　山下宰二外四百
十五名（第一〇八八号）
請願者　兵庫県津名郡由良町
大村喜代松外三百五十三名
（二通）（第一〇九七号）
請願者　岐阜県安八郡大藪町大
字椋俣一、二八一　棚橋新三
郎外百八十五名（二通）（第一
〇九八号）
請願者　新潟県南魚沼郡大崎村
大字大崎四三七　上村利三九
外二百五十名（第一〇九九号）
請願者　岐阜県多治見市弁天町
山田紀一外六十一名（第一一
〇〇号）
請願者　熊本県八代郡長町八八
田上良音外四百二十六名（第
一一〇一号）
請願者　愛媛県松山市道後町愛
媛県退職公務員連盟内　岡井
義雄外二百四十四名（第一一
〇二号）
請願者　兵庫県出石郡出石町宵
田九　浅井重寿外百七十四名
（第一一〇三号）
請願者　宮崎県東諸県郡本庄町
大字森永　岩切平一外百九十
六名（第一一一六号）
請願者　奈良県生駒郡平群村大
字福貴五〇一　栗山倉治郎外
六百十五名（第一一一九号）
請願者　宮崎県都城市姫城町四
一三　長峰才九郎外七百二十
一名（第一一二〇号）
請願者　群馬県北群馬郡渋川町
大字元宿六一五　松本住次郎
外千五百九十二名（七通）（第
一一三三号）

請願者　岡山県赤磐郡瀬戸町森定永久外七名（第一一三四号）

請願者　群馬県高崎市大橋町二六〇　鈴木銀蔵外千二百九十八名（四通）（第一一三五号）

請願者　大阪市西成区津守町西五ノ三八　中慧治郎外七百八十七名（第一一三八号）

請願者　福岡県三井郡金島村金島　古賀米次外二百五十九名（第一一三九号）

請願者　群馬県甘楽郡一ノ宮町一ノ宮一、四一四　伊沢一二外百十八名（第一一四八号）

請願者　千葉県東葛飾郡柏町豊四季八　根本浦之助外百二十七名（第一一五五号）

請願者　大分市中島五條通り二河野伊多留外八千三十八名（第一一五六号）

請願者　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井　田崎勝外百十六名（第一一五七号）

請願者　宮崎県宮崎郡生目村大字細江二九九　中原長作外二百三十四名（第一一六六号）

請願者　岡山県英田郡福本村遠藤悦二外百九十六名（第一一六七号）

請願者　岐阜県羽島郡竹鼻町棚橋二郎一外百二十三名（第一一六八号）

請願者　福岡県宗像郡赤間町石松富樹外三百十二名（第一一六九号）

請願者　静岡県清水市小芝町三四　金子忠夫外六十六名（第一一七〇号）

請願者　岐阜県本巣郡真桑村十四條　吉田万六外百九十六名（第一一七一号）

請願者　兵庫県相生市陸本郷町小野牧馬外百　七十名（二通）（第一一七二号）

請願者　大阪府池田市城南町三四五　赤松欣悟外七百三十一名（第一一八一号）

請願者　千葉県船橋市本町二ノ一、二三三　鈴木昇外百四十四名（第一一九一号）

請願者　岡山県浅口郡連島町藤原慎一外四名（第一一九二号）

請願者　岐阜県稲葉郡厚見村上川手四五九　勅使河原太右ェ門外百二十六名（第一一九三号）

請願者　三重県三重郡川越村大字高松　水谷重之助外千三百九十三名（四通）（第一二〇八号）

請願者　千葉県千葉郡津田沼町谷津一、六一八　篠田寅平外六十九名（第一二一六号）

請願者　岐阜県養老郡高田町大字高田一七二　中村準一外百七十二名（第一二二五号）

請願者　愛知県春日井市堀ノ内町二八四　伊藤伊蔵外百三十六名（第一二二六号）

請願者　神奈川県川崎市南幸町三ノ六一　石川八代次外二百十二名（第一二二七号）

請願者　山口県吉敷郡大道村第四、七四九　高松超造外二百八十九名（第一二二八号）

請願者　東京都中野区野方町二丁目　田中三郎外五百二十九名（第一二二九号）

請願者　愛知県西春日井郡新川町大字須ヶ口七九　安藤彦三郎外百八十八名（第一二三〇号）

請願者　埼玉県浦和市高砂町五ノ一四八　有元久五郎外四千七百三十八名（第一二三一号）

請願者　神戸市長田区西代通一ノ一八　細見兵吉外六百名（第一二五六号）

請願者　群馬県邑楽郡館林町館林一、〇〇七　長田貞三外二百八十九名（第一二六三号）

請願者　福井県敦賀郡東浦村杉津　宮原彦次郎外四十名（第一二八七号）

請願者　新潟県新発田市字外ヶ輪七五ノ二　原常一郎外二千二百三十四名（第一二八八号）

請願者　福井県坂井郡三国町錦三家茂松外百三十五名（第一二八九号）

請願者　東京都港区芝二本榎町一ノ五八　中沢留外二百三十九名（第一三〇四号）

請願者　愛知県春日井市堀ノ内町二八四　伊藤伊蔵外百三十六名（第一三〇五号）

請願者　岡山県吉備郡水内村大字中尾　東謙太郎外四百九十八名（第一三〇六号）

請願者　山口県美祢郡別府村一、四一一　篠田武彦外三百四十八名（二通）（第一三一八号）

請願者　群馬県太田市太田二九星野金八郎外二百　六十七名（第一三一三号）

請願者　三重県志摩郡磯部村瀬川順平外四百六十七名（三通）（第一三二四号）

請願者　宮崎市清水町六九　本島才次郎外四百九十六名（第一三三三号）

請願者　岐阜県揖斐郡西郡林大字中之元　加納助三郎外二百六十名（第一三三四号）

請願者　岡山県津山市椿高下一池上進外十四名（第一三三五号）

請願者　千葉県香取郡小見川町小見川三八三　吉川弥吉郎外千九十四名（三通）（第一三五九号）

請願者　福岡県門司市中山町吉本良助外百八十一名（第一三八四号）

請願者　群馬県多野郡藤岡町字藤岡四二三三　高瀬泰作外三百三十二名（第一三九二号）

請願者　静岡県浜松市広沢町三六三　中村藤五郎外二百四十九名（第一三九六号）

請願者　千葉県海上郡旭町新町第二、九一三　鈴木亀蔵外七百三十九名（三通）（第一三九七号）

請願者　福岡県京都郡延永村中津熊　大輪三郎外三百六十一名（第一四一六号）

請願者　山口県萩市大字土原三四九　安村正人外百七十四名（第一四一七号）

請願者　愛知県知多郡八幡町大字八幡字脇島一一　冨田良材外四百五十一名（第一四二一号）

請願者　栃木県宇都宮市三條町一、三〇四　長沢末次郎外三千七百七十六名（第一四二二号）

請願者　佐賀市厘外町五二　福島清太郎外三千三百八十三名（第一四三三号）

請願者　熊本県玉名郡玉名町繁根木四八　水元恒八外九百四十四名（第一四六一号）

請願者　山梨県甲府市富士見町五　林音治外千七百三十七名（第一四八四号）

請願者　福岡県糸島郡前原町田中勇外三千百十一名（十通）（第一四八八号）

請願者　愛知県葉栗郡木曽川町大字里小牧字木茅場一三一　宇佐美重義外八十名（第一四八九号）

請願者　愛知県丹羽郡古知野町大字古知野字特町　今井富三郎外三千百六十名（第一四九〇号）

請願者　福島県河沼郡上野尻村字下沖ノ原二、六〇九　青津勇（第一五一二号）

請願者　福島県大沼郡高田町子御林畑甲四、四八八　名越楊悟（第一五一三号）

請願者　神戸市生田区下山手通七ノ四六ノ一　滝本潤外三百二十四名（第一五一四号）

請願者　京都市上京区塔之段桜木町三九五　鈴木博也外千六百七名（第一五一五号）

請願者　秋田県仙北郡大曲町飯田　斉藤大助外二千三名（三通）（第一五一六号）

請願者　神戸市生田区下山手通

八ノ四〇六　秋山藤五郎外千五百五十一名（三通）（第一五三二号）

請願者　鹿児島県囎唹郡財部町南俣一、七〇八　松脇助左ヱ門外三百五十五名（第一五五九号）

請願者　新潟県柏崎市大字比角二、七二四ノ一　内山小太郎外百三十名（第一六一七号）

請願者　兵庫県美方郡温泉町井土九三二　松元嘉太郎外二百三十九名（第一六二〇号）

請願者　長野県更級郡篠ノ井町三沢義男外三百八十三名（第一六三五号）

請願者　長野県上水内郡北小川村　小林満幸外十四名（第一六四四号）

請願者　熊本県宇土郡宇土町二二五　加悦甫短外二百二名（第一六五一号）

請願者　岐阜県恵那郡中津川町中津川　花田慶太郎外二百六十六名（第一六五三号）

請願者　大阪市住吉区住吉町一五〇　天野正儀外一千三百十名（第一六六六号）

請願者　新潟県三條市西裏館一、八七七　野沢広三郎外百二十七名（第一六八四号）

請願者　山口市上金古曾三八河村四朗外百五十七名（第一七〇二号）

請願者　長崎市片渕町一　春日重泰外二千四百九十六名（第一七一四号）

請願者　兵庫県伊丹市伊丹一一九　隣道円外百五十名（第一七二六号）

請願者　兵庫県揖保郡揖保川町原六四八　平田貞外五百九十名（第一七五八号）

請願者　静岡県小笠郡西郷村上西郷四、五四二　中山吉平外二百九十五名（第一七六五号）

請願者　三重県桑名郡長島村大字高座　伊藤幸太郎外七十名（第一八二五号）

請願者　北海道札幌市琴似町二四　大森幹一（第一八四九号）

請願者　三重県鈴鹿郡亀山町南野村　岡嶋行統外二百七名（第一八七七号）

請願者　愛知県碧海郡安城町大字山崎字大手四七　後藤善一外三百二名（第一九九九号）

請願者　鹿児島市武町一、六三〇　上原種豊外千九百四十七名（五通）（第二〇二四号）

請願者　群馬県利根郡沼田町沼田二、九八一　中村万吉外八十二名（第二〇二七号）

請願者　愛知県碧南市字赤土五八　中村庄太郎外七十五名（第二一二五号）

請願者　愛知県碧南市字南赤土五八　中村庄太郎外七十五名（第二一二二号）

請願者　愛知県東春日井郡小牧町大字小牧二、三〇六　近藤泰代外七十四名（第二四七九号）

請願者　鹿児島県日置郡伊作町中原三、九一一　上原三夫外五百四十四名（第二五六三号）

請願者　富山市材木町一五　中田栄太郎外二千三百七十五名（第二六四六号）

請願者　兵庫県揖保郡揖保川町原六四八　平田貞外五百九十名（第一七五八号）

請願者　静岡県小笠郡西郷村上西郷四、五四二　中山吉平外二百九十五名（第一七六五号）

請願者　三重県桑名郡長島村大字高座　伊藤幸太郎外七十名（第一八二五号）

請願者　北海道札幌市琴似町二四　大森幹一（第一八四九号）

請願者　三重県鈴鹿郡亀山町南野村　岡嶋行統外二百七名（第一八七七号）

請願者　愛知県碧海郡安城町大字山崎字大手四七　後藤善一外三百二名（第一九九九号）

請願者　鹿児島市武町一、六三〇　上原種豊外千九百四十七名（五通）（第二〇二四号）

請願者　群馬県利根郡沼田町沼田二、九八一　中村万吉外八十二名（第二〇二七号）

請願者　愛知県碧南市字赤土五八　中村庄太郎外七十五名（第二一二五号）

請願者　愛知県碧南市字南赤土五八　中村庄太郎外七十五名（第二一二二号）

請願者　愛知県東春日井郡小牧町大字小牧二、三〇六　近藤泰代外七十四名（第二四七九号）

請願者　鹿児島県日置郡伊作町中原三、九一一　上原三夫外五百四十四名（第二五六三号）

請願者　富山市材木町一五　中田栄太郎外二千三百七十五名（第二六四六号）

右の請願は、昭和二十三年六月以前に退職した公務員の恩給は、それ以後に退職した公務員の恩給にくらべ、大きな差があるが、経済的諸条件を同じくしている時代に、単なる退職時期によってこのような差異を設けることは極めて不合理であるから、すみやかに合理的な是正の方法を講ぜられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

養護教諭等の前歴を恩給年数に加算の請願

請願者　京都市左京区田中春菜町一五　田中シズヱ外三百三名（第八一二号）

請願者　大阪市天王寺区勝山通二ノ二一七　藤井すゑ（第一六〇九号）

請願者　大阪市天王寺区勝山通二ノ二一七　藤井すゑ（第一六六八号）

右の請願は、学校看護婦および養護婦は、一般教職員の場合における代用教員、代用保母に相当するにもかかわらず代用教員、代用保母は教育職員に任用され一方学校看護婦および養護婦は嘱託であるのははなだ不合理かつ不公平であるから、今回の恩給法の改正に当っては昭和十六年養護教諭職制々定以前の学校に看護婦、嘱託時代の勤務年数および職制々定後における養護婦の勤務年数を恩給年数に加算せられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案中一部修正の請願

請願者　香川県綾歌郡松山村松浦伊平外千四百三十一名（第二一二一号）

請願者　香川県仲多度郡善通寺町大字善通寺三四八　岡田国一外二十七名（第二一九三号）

請願者　山梨県甲府市愛宕町一二七　秋山豊平外三十五名（第二三七四号）

請願者　千葉県印旛郡根郷村神門四九五　小出保外五十四名（第二五九六号）

右の請願は、目下国会において審議中の恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案中、恩給裁定済の者ならびに未裁定者中老令病弱等のため最低生活不能の者および遺族には臨時緊急措置として平和条約発効後すみやかに支給を開始する条項を加えられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

内閣委員会請願特別報告第四号

北海道上士幌村の総合開発に関する請願

第一三五一号　北海道河東郡上士幌村長　鈴木泰助外一名提出

右一件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よって別紙意見書を附して報告する。

昭和二十七年六月二十一日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

北海道上士幌村の総合開発に関する請願

請願者　北海道河東郡上士幌村長　鈴木泰助外一名（第一三五一号）

右の請願は、北海道上士幌村は水利に恵まれないため、開拓者の離農する者が続出している状況であるから、上水道計画の完成に助成されるとともに、糠平、三股、上川間および糠平、然別湖畔間の道路の完成上川、十勝三股間の鉄道敷設、糠平発電所工事の早期着工等が実現されるよう取り計らわれたいとの趣旨であって本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よって本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年六月二十一日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

内閣委員会請願審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二八五三号、第二九〇〇号、第二九〇一号、第三一二三号　元軍人恩給復活に関する請願

第二八五四号、第二九一一号、第二九一三号、第二九七八号、第三〇五九号（三通）、第三〇九九号、第三一二四号　元軍人軍属等の恩給復活に関する請願

第二八五五号、第二八五六号、第二八五七号　元軍関係公務員の恩給復活に関する請願

第二八五八号、第二八五九号、第二九五五号　元軍関係者の恩給復活に関する請願

第二八六〇号、第二九一二号、第三〇一〇号　軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

第二九〇二号、第二九〇三号　元軍人等の恩給復活に関する請願

第二九七九号　人権擁護局存置に関する請願

第二九八二号　北海道開発促進に関する請願

第三三〇二号　東京学生会館の予備隊接収反対に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月二十八日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

内閣委員会請願特別報告第五号

元軍人恩給復活に関する請願

第二八五三号　京都市右京区川島北裏町五一　乾泰治郎外五名提出

第二九〇〇号　山口県防府市大字牟礼　賀谷浪江外二十七名提出

第二九〇一号　山口県大島郡和田村大字和田七一三　生田猛秀外十四名提出

第二一二三号　青森市沖館字小浜一九〇ノ二　石戸勇一外百七十八名提出

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願

第二八五四号　鹿児島県伊佐郡菱刈町前目二、〇〇七　海江田ッヤ外百四十名提出

第二九一一号　広島市牛田町南区三六九　川村尚武外八名提出

第二九一三号　栃木県下都賀郡南犬飼村字拓生　小島時久外四百四十九名提出

第二九七八号　京都府舞鶴市字行水二六〇　立花一外七百十一名提出

第三〇五九号　宮崎県西臼杵郡高千穂町　奈須末吉外三百十二名提出

第三〇九九号　福井県三井郡御原村大字下岩田　柳勇外五百九十九名提出（三通）

第三一二四号　三重県河芸郡栗真村町屋　別府友次郎外三百九十六名提出

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願

第二八五五号　島根県周吉郡西郷町西町四五　村上留吉提出

第二八五六号　島根県飯石郡三刀屋町大字三刀屋八八七　広田松蔵外二十二名提出

第二八五七号　島根県邇摩郡湯里村大字西田七五六　中西義春外十七名提出

元軍関係者の恩給復活に関する請願

第二八五八号　大分県速見郡大神村　小石嘗彦外百五十六名提出

第二八五九号　大分県宇佐郡柳ヶ浦町・本多嘉一外百五名提出

第二九五五号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

第二八六〇号　兵庫県姫路市同心町七　小林吉二外八百九十九名提出

第二九一二号　広島市南観音町四二〇ノ一　中川金吾外十四名提出

第三〇一〇号　長崎市愛宕町四〇一　伊吹元五郎外四千百四十名提出

元軍人等の恩給復活に関する請願

第二九〇二号　山口県吉敷郡東岐波村五三一　塩田春一外三十三名提出

第二九〇三号　山口県吉敷郡仁保村一、〇九七　御厨治介外二十二名提出

北海道開発促進に関する請願

第二九八二号　北海道札幌市役所内北海道市長会内　高田富与提出

東京学生会館の予備隊接収反対に関する請願

第三三〇二号　東京都千代田区代官町二東京学生会館内　入江善重郎提出

右二四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月二十八日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

元軍人恩給復活に関する請願

請願者　京都市右京区川島北裏町五一　乾泰治郎外五名（第二八五三号）

請願者　山口県防府市大字牟礼　賀谷浪江外二十七名（第二九〇〇号）

請願者　山口県大島郡和田村大字和田七一三　生田猛秀外十四名（第二九〇一号）

請願者　青森市沖館字小浜一九〇ノ二　石戸勇一外百七十八名（第三一二三号）

右の請願は、講和条約の発効を機会に元軍人に対する恩給を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願

請願者　鹿児島県伊佐郡菱刈町前目二、〇〇七　海江田ッヤ外百四十名（第二八五四号）

請願者　広島市牛田町南区三六九　川村尚武外八名（第二九一一号）

請願者　栃木県下都賀郡南犬飼村字拓生　小島時久外四百四十九名（第二九一三号）

請願者　京都府舞鶴市字行水二六〇　立花一外七百十一名（第二九七八号）

請願者　宮崎県西臼杵郡高千穂町　奈須末吉外三百十二名（三通）（第三〇五九号）

請願者　福井県三井郡御原村大字下岩田　柳勇外五百九十九名（第三〇九九号）

請願者　三重県河芸郡栗真村町屋　別府友次郎外三百九十六名（第三一二四号）

右の請願は、憲法ならびに国家公務員法によつても元軍人軍属およびその遺族と比べて、不平等、不利益の地位に置かれる理由はないのに、元軍人、軍属およびその遺族は国家から冷遇視され、その生活の窮状はその極に達しているから、平和条約の発効に伴い、すみやかに現在政府または国会が審議している増加恩給、傷い年金、扶助料等の一時的特例を解除し、現行恩給法の条項に則り恩給を給付せられるとともに、条約発効時機にさかのぼり支給せられるよう配慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実

現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願

請願者　島根県周吉郡西郷町西町四五　村上留吉（第二八五五号）

請願者　島根県飯石郡三刀屋町大字三刀屋八八七　広田松蔵外二十二名（第二八五六号）

請願者　島根県邇摩郡湯里村大字西田七五六　中西義春外十七名（第二八五七号）

右の請願は、元軍関係公務員の恩給を、講和発効とともに復活支給されると同時に、元軍人の恩給法による恩給年限に達している未裁定者についてすみやかに裁定の上支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元軍関係者の恩給復活に関する請願

請願者　大分県速見郡大神村小石寄彦外百五十六名（第二八五八号）

請願者　大分県宇佐郡柳ヶ浦町　本多嘉一外百五名（第二八五九号）

請願者　福島県議会議長　薄沼龍輔（第二九九五号）

右の請願は、昭和二十七年度より軍関係者の恩給および扶助料を復元せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

請願者　兵庫県姫路市同心町七　小林吉二外八百九十九名（第二八六〇号）

請願者　広島市南観音町四二〇ノ一　中川金吾外十四名（第二九一二号）

請願者　長崎市愛宕町四〇一　伊吹元五郎外四千百四十名（第三〇一〇号）

右の請願は、講和発効を機会に、現在停止または制限されている軍人遺家族、傷い軍人、軍人、軍属および同遺族等に対する、恩給を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元軍人等の恩給復活に関する請願

請願者　山口県吉敷郡東岐波村五三一　塩田春一外三十三名（第二九〇二号）

請願者　山口県吉敷郡仁保村一、〇九七　御簾治介外二十二名（第二九〇三号）

右の請願は、元軍人等の恩給復活に際しては、その支給は平和発効の翌月よりこれを行うとともに、文官同様の倍率により支給するよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道開発促進に関する請願

請願者　北海道札幌市役所内北海道市長会内　高田富与（第二九八二号）

右の請願は、国立経済確立の途上にあるわが国において、国内過剰人口を収容する未開発国土開発は根本的かつ緊急な対策であるから、この際特殊未開発寒冷地帯である北海道に対して、(一)未開発地開発費の完全わく増額による強力なる開発の実施、(二)同地における企業者および一般住民に対する所得税の特別控除、(三)公共団体が行う開発の援助等大胆率直な措置を執られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京学生会館の予備隊接収反対に関する請願

請願者　東京都千代田区代官町二　東京学生会館内　入江善重郎（第三三〇二号）

右の請願は、東京学生会館を予備隊が接収する由伝えられているが、同会館は昭和二十年、当時の学徒援護会理事長であつた故藤野恵氏の発意によつて開館され、学生の自治によつて運営されている建物で建物内には、学生アルバイト相談所があつて最近では毎日千名を越える求職者が之を利用しているから、これを予備隊に接収することは貧しい学生の生活を脅やかす結果となるから、このような計画を撤回せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書

人権擁護局存置に関する請願

請願者　岩手県盛岡市菜園二三　佐藤邦雄（第二九七九号）

右の請願は、人権擁護の現制度は「ポツダム宣言」に由来し、民主化の基調として創設されたものであるが、検察、警察、裁判所、刑務所、税務所等において人権侵犯事件の発生することが多く、その発生類型が団体および個人の活動のあらゆる分野にわたつているので、これ等を適切に調査処理するには現在の人権擁護局の組織と機構は弱体であるから、今回の行政機構改革に当り人権擁護局の存続とその拡大強化につき善処せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年　月　日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

内閣委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三七二号、第四三〇号、第四三七号、第四六〇号、第五一九号、第五三〇号、第五四七号、第五六九号、第六一四号、第六六五号、第六八九号、第六九八号、第七二〇号、

しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十七年七月二十八日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

第七四〇号、第七四一号、第七五三号、第七八二号、第七八七号、第七九六号、第八一九号、第八三八号、第八四九号、第八六二号、第八六九号、第九三〇号、第九三一号、第一〇五九号、第一〇九二号、第一一〇一号　元軍人老齢者の恩給復活に関する陳情

第一〇一五号、第一〇二八号　元軍人老齢者等の恩給復活に関する陳情

第三七三号、第四〇五号、第五二〇号、第五四六号、第六四七号、第七二九号、第七七三号、第七八四号、第七九四号、第八三九号、第八八七号、第八九二号、第九五九号、第九七五号、第一〇三四号、第一〇四七号、第一一〇〇号　軍人遺家族等の恩給復活に関する陳情

第四三八号　元陸海軍軍属文官の恩給復活に関する陳情

第四五九号、第五〇七号、第六二一号、第七五一号、第七五二号、第九〇四号、第九二九号、第九五〇号、第一一〇八号　元軍人恩給復活に関する陳情

第四八六号、第一二二〇号　恩給不均衡是正に関する陳情

第四九六号、第六一五号、第八三五号、第一〇一二号、第一〇五四号、第一〇六五号、第一一九六号、第一二二一号　元軍関係公務員の恩給復活に関する陳情

第七六〇号　警察予備隊演習用地買収等に関する陳情

第八〇〇号　長崎県対馬に警察予備隊分駐の陳情

第八一四号、第一〇四五号、第一〇四六号、第一一二八号、第一一四〇号　元軍人軍属等の恩給復活に関する陳情

第一一〇七号　軍人遺家族の恩給復活に関する陳情

第一一四一号　元傷い軍人の恩給復活に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月二十一日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

内閣委員会陳情特別報告第二号

元軍人老齢者の恩給復活に関する陳情

第三七二号　香川県仲多度郡与北村一、八二九　友沢安高提出

第四三〇号　東京都武蔵野市吉祥寺一、七三〇　砂田栄外十三名提出

第四三七号　高知市水通町五ノ一三五高知県恩給権擁護連盟内　小松守嘉外二百十四名提出

第四六〇号　静岡県田方郡韮山村大仙七四〇　飯島順子提出

第五一九号　佐賀県佐賀郡春日村尼寺二、六六一　武井金七外八名提出

第五三〇号　佐賀県西松浦郡伊万里町瀬戸　満江寅次郎提出

第五四七号　佐賀県西松浦郡山代町楠久村五三〇　西川虎太郎外二名提出

第五六九号　愛媛県宇摩郡川之江町一、〇七三　宮田次男外六十二名提出

第六一四号　大分県宇佐郡封戸村大字立石一、〇〇九　安藤亀治郎提出

第六六五号　横浜市保土谷区上川井町八四三　内藤官太外二名提出（三通）

第六八九号　東京都新宿区下落合四ノ一、六六三　鎌田弥彦外二名提出（三通）

第六九七号　佐賀市神野町一、二二三　副島英彦外十六名提出

第六九八号　徳島市弓町四ノ六ノ一　福田卓司外六名提出（七通）

第七二〇号　佐賀県西松浦郡伊万里町　光武貞経外十一名提出（二通）

第七四〇号　名古屋市昭和区南分町六ノ五八　加藤幾久松提出

第七四一号　東京都杉並区永福町二六七　小藤繁造外四名提出（五通）

第七五三号　鳥取市栗谷町七八　岡島敏行外二名提出（三通）

第七八二号　東京都港区赤坂新坂町三二　矢島専平外五名提出（六通）

第七八七号　佐賀県杵島郡橘村大字片白八ノ六〇八　山崎常二外二名提出（三通）

第七九六号　大阪市西淀川区佃町二ノ九二　見市清外一名提出（二通）

第八一九号　宮城県仙台市通町一八二　東条政二外二名提出（三通）

第八三八号　東京都杉並区西田町一ノ七〇五　三浦真外一名提出（二通）

第八四九号　長野県上田市大字上田六、三五八　倉島富次郎外二名提出（三通）

第八六二号　千葉県印旛郡遠山村長原　厚東篤太郎外一名提出（二通）

第八六九号　北海道函館市時任町二三　成田健次郎提出

第九三〇号　埼玉県熊谷市石原一、九九一　原田江喜提出

第九三一号　福岡県小倉市大字砂津二七二　松井幹愛外一名提出（二通）

第一〇五九号　京都市伏見区深草願成町一二　中村半之助外三十七名提出

第一〇九二号　千葉県縣町一ノ四二号　松尾清英提出

第一一〇一号　徳島県麻植郡西尾村　阿部麻一外百二十二名提出

元軍人老齢者等の恩給復活に関する陳情

第一〇一五号　岐阜県雲井町二ノ一　岐阜県恩給権擁護連盟内　谷口弥兵衛外十六名提出

第一〇二八号　名古屋市中区西新町二ノ六　野口圭一外百二十六名提出

軍人遺家族等の恩給復活に関する陳情

第三七三号　福島県若松市栄町四七四　田部信六外十名提出

第四〇五号　福島県若松市融通寺町一八八　藤沢正二外九名提出

第五二〇号　宮城県仙台市小田原山本丁一九　上田常男外六十一名提出

第五四六号　東京都世田谷区深沢町四ノ七〇　福島格次外三十七名提出（二通）

第六四七号　福岡県知事　杉本勝次提出

第七二九号　福岡県朝倉郡杷木町赤谷　原彦雄外二千六百七十四名提出

第七七三号　横浜市鶴見区平安町一ノ一　門田カズ外十七名提出

第七八四号　福岡市白金町九五下川三蔵外六百三十五名提出（四通）

第七九四号　福岡市姪浜町三、五〇九　末松武栄外四百四十四名提出（四通）

第八三九号　福岡県築紫郡二日市町　満生利作外千百二十三名提出

第八八七号　福岡市六月田町七三　向野守彦外九名提出

第八九二号　滋賀県大津市丁徳町二〇　水谷松次郎外九十七名提出

第九五九号　東京都世田谷区玉川尾山町一四四　淡輪敏雄外二十五名提出

第九七五号　東京都世田谷区赤堤町一ノ三三　住山徳太郎外四十三名提出

第一〇三四号　宮城県仙台市東六番丁七〇　松山廉外四名提出

第一〇四七号　福岡市大名町二ノ九一　宮原久登外十一名提出
第一一〇〇号　福岡市地行東町一四七　河村武威外七十五名提出
元陸海軍軍属文官の恩給復活に関する陳情
第四三八号　名古屋市中区東川端町八ノ一　横井由之助外六名提出
元軍人恩給復活に関する陳情
第四五九号　香川県丸亀市南条町鶏鳴学館内香川県元軍人恩給復活期成同盟会内　黒川哲二提出
第五〇七号　山口県防府市大字三田尻　山田与作提出
第六二一号　東京都世田谷区赤堤町二ノ四六〇　瀬戸口弥太郎提出
第七五一号　宮崎市役所内宮崎市元軍人恩給復活期成連盟内　金子篤外一名提出
第七五二号　東京都目黒区原町一、三四一　蒲穆提出
第九〇四号　愛媛県越智郡菊間町大字池原　菅孝男外二十九名提出（四十通）
第九二九号　愛媛県越智郡菊間町西山甲五六三　久喜田喜五郎外三十四名提出（三十五通）
第九五〇号　埼玉県秩父市九九五ノ二　平野松三郎外三十名提出
第一一〇八号　福島県西白河郡関平村関和久　穂積龍男提出
恩給不均衡是正に関する陳情
第四八六号　新潟県新津市田家

遠藤盛四郎外百二十六名提出
第一二二〇号　島根県松江市殿町退職公務員連盟松江支部内　曾田篤一郎外十三名提出
元軍関係公務員の恩給復活に関する陳情
第四九六号　大分県大分市中島五条通一　安部朗提出
第六一五号　宮崎市村木町九九　徳永利吉外三十九名提出
第八三五号　大分県中津市三保区福島二、〇六六大分県軍人恩給復活期成連盟中津支部内　植山政六外六十二名提出
第一〇一二号　名古屋市西区北鷹匠町三ノ二　広瀬友吉外二百六十名提出
第一〇五四号　大分県東国東郡西安岐町大字中園一、〇七二　河野鍋吉外千三百十九名提出
第一〇六五号　福岡市西新町本通り二譲井平吉方全九州軍人恩給権擁護連盟内　石橋庸五郎提出
第一一九六号　島根県仁多郡阿井村大字上阿井一、一二三　駒原邦一郎外三百七十一名提出（四通）
第一二二一号　島根県浜田市大字片庭八二　上田語朕外八十七名提出
警察予備隊演習用地買収等に関する陳情
第七六〇号　札幌市北二条六北海道議会議長　蒔田余吉提出
長崎県対馬に警察予備隊分駐の陳情

第八〇〇号　長崎市袋町三一町村会館内長崎県町村議長会内　浦口淳一提出
元軍人軍属等の恩給復活に関する陳情
第八一四号　神奈川県鎌倉市大船町山ノ内一、四一五　宇川済外三百七十八名提出（二通）
第一〇四五号　鹿児島県川内市隈之城町一、三七六　森田末吉外七十六名提出（八通）
第一〇四六号　鹿児島県伊佐郡羽月村堂崎　今村ヱノ外二百五十二名提出（三十二通）
第一一二八号　鹿児島県薩摩郡求石村　漆野篤外五百十二名提出（二百八通）
第一一四〇号　青森県弘前市大字富田字高田野四番ノ四号　葛西慶蔵外二千四百八十九名提出
軍人遺家族の恩給復活に関する陳情
第一一〇七号　東京都文京区原町一二　岩倉れん提出
元傷い軍人の恩給復活に関する陳情
第一一四一号　青森県北津軽郡五所川原町字布屋町　阿部真六外五十八名提出
右七十八件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十七年六月二十一日
内閣委員長　河井　彌八
参議院議長佐藤尚武殿
意見書案
元軍人老齢者の恩給復活に関する陳情

陳情者　香川県仲多度郡与北村一、八二九　友沢安高（第三七二号）
陳情者　東京都武蔵野市吉祥寺一、七三〇　砂田栄外十三名（第四三〇号）
陳情者　高知市水通町五ノ一三　五高知県恩給権擁護連盟内　小松守嘉外二百十四名（第四三七号）
陳情者　静岡県田方郡韮山村大仙七四〇　飯島順子（第四六〇号）
陳情者　佐賀県佐賀郡春日村尼寺二、六六一　武井金七外八名（第五一九号）
陳情者　佐賀県西松浦郡伊万里町瀬戸　満江寅次郎（第五三〇号）
陳情者　佐賀県西松浦郡山代町楠久村五三〇　西川虎太郎外二名（第五四七号）
陳情者　愛媛県宇摩郡川之江町一、〇七三　宮田次男外六十二名（第五六九号）
陳情者　大分県宇佐郡封戸村大字立石一、〇〇九　安藤亀治郎（第六一四号）
陳情者　横浜市保土谷区上川井町八四三　内藤官太外二名（三通）（第六六五号）
陳情者　東京都新宿区下落合四ノ一、六六三　鎌田弥彦外二名（三通）（第六八九号）
陳情者　佐賀市神野町一、一二三　副島英彦外十六名（第六九七号）
陳情者　徳島市弓町四ノ六ノ一　福田卓司外六名（七通）（第六九八号）
陳情者　佐賀県西松浦郡伊万里町　光武貞経外十一名（二通）（第七二〇号）
陳情者　名古屋市昭和区南分町六ノ五八　加藤幾久松（第七四〇号）
陳情者　東京都杉並区永福町二六七　小藤繁造外四名（五通）（第七四一号）
陳情者　鳥取市栗谷町七八　岡島敏行外二名（三通）（第七五三号）
陳情者　東京都港区赤坂新坂町三二　矢島専平外五名（六通）（第七八二号）
陳情者　佐賀県杵島郡橘村大字片白八ノ六〇八　山崎常二外二名（三通）（第七八七号）
陳情者　大阪市西淀川区佃町二ノ九二　見市清外一名（二通）（第七九六号）
陳情者　宮城県仙台市通町一八二　東条政二外二名（三通）（第八一九号）
陳情者　東京都杉並区西田町一ノ七〇五　三浦真外一名（二通）（第八三八号）
陳情者　長野県上田市大字上田六、三五八　倉島富次郎外二名（三通）（第八四九号）
陳情者　千葉県印旛郡遠山村長原　厚東篤太郎外一名（二通）（第八六二号）
陳情者　北海道函館市時任町二三　成田健次郎（第八六九号）
陳情者　埼玉県熊谷市石原一、九九一　原田江喜（第九三〇号）

陳情者　福岡県小倉市大字砂津二七二　松井幹愛外一名（二通）（第九三一号）
陳情者　京都市伏見区深草願成町一二　中村半之助外三十七名（第一〇五九号）
陳情者　千葉市轟町一ノ四二号　松尾清英（第一〇九二号）
陳情者　徳島県麻植郡西尾村阿部麻一外百二十二名（第一一〇一号）

右の陳情は、老齢者である元軍人は、終戦後恩給を停止されたので、老骨を励まし六箇年余あらゆる苦痛に堪え今日まで生活をしてきたのであるが、老齢で余命もいくばくもなく、労働はもち論できない実情であるから、一日もはやくこれら元軍人老齢者の恩給を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元軍人老齢者等の恩給復活に関する陳情

陳情者　岐阜市雲井町二ノ二一　岐阜県恩給権擁護連盟内　谷口弥兵衛外十六名（第一〇一五号）
陳情者　名古屋市中区西新町二ノ六　野口圭一外百二十六名（第一〇二八号）

右の陳情は、元軍人ならびに遺族の恩給権者は、終戦後恩給を停止されて、以来あらゆる苦難とたたかいながら今日まで生活してきたが、もはや耐乏の限度にきているから、すみやかにこれら恩給、扶助料を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

軍人遺家族等の恩給復活に関する陳情

陳情者　福島県若松市栄町四七四　田部信六外十名（第三七三号）
陳情者　福島県若松市融通寺町一八八　藤沢正二外九名（第四〇五号）
陳情者　宮城県仙台市小田原山本丁一九　上田常男外六十一名（第五二〇号）
陳情者　東京都世田谷区深沢町四ノ七〇　福島格次外三十七名（二通）（第五四六号）
陳情者　福岡県知事　杉本勝次（第六四七号）
陳情者　福岡県朝倉郡杷木町赤谷　原彦雄外二千六百七十四名（第七二九号）
陳情者　横浜市鶴見区平安町一ノ一　門田カズ外十七名（第七七三号）
陳情者　福岡市白金町九五　下川三蔵外六百三十五名（四通）（第七八四号）
陳情者　福岡市姪浜町三、五〇九　末松武栄外四百四十四名（四通）（第七九四号）
陳情者　福岡県筑紫郡二日市町　満生利作外千百二十三名（第八三九号）
陳情者　福岡市六月田町七三　向野守彦外九名（第八八七号）
陳情者　滋賀県大津市丁徳町二〇　永谷松次郎外九十七名（第八九二号）
陳情者　東京都世田谷区玉川尾山町一四四　淡輪敏雄外二十五名（第九五九号）
陳情者　東京都世田谷区赤堤町一ノ三三　住山徳太郎外四十三名（第八七五号）
陳情者　宮城県仙台市東六番丁七〇　松山廉外四名（第一〇三四号）
陳情者　福岡市大名町二ノ九　宮原久登外十一名（第一〇四七号）
陳情者　福岡市地行東町一四七　河村武威外七十五名（第一一〇〇号）

右の陳情は、軍人遺族等は昭和二十一年勅令第六十八号により恩給の支給を停止されているが、講和条約発効を機に同法令を廃止せられ軍人遺族等に対し文官の恩給率に準じすみやかに再支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元陸海軍軍属文官の恩給復活に関する陳情

陳情者　名古屋市中区東川端町八ノ一　横井由之助外六名（第四三八号）

右の陳情は、元名古屋陸軍造兵しように、長きは四十余年、短かきは十数年も勤続し、ひたすら軍需品の製造補給に精励努力を尽してきた技術官は、終戦によつて軍隊の解体と共に職場を失い、また余りにも老齢のため職も求められず、あまつさえ、軍属であつたがために恩給の道も絶たれて全く貧困なる生活を続けている。しかるに一般文官は追放解除と同時に恩給権が復活しているのであるから、陸海軍軍属高等文官の六十歳以上の老齢者にも恩給権が復活するよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元軍人恩給復活に関する陳情

陳情者　香川県丸亀市南条町鶏鳴学館内香川県元軍人恩給復活期成同盟会内　黒川哲二（第四五九号）
陳情者　山口県防府市大字三田尻　山田与作（第五〇七号）
陳情者　東京都世田谷区赤堤二ノ四六〇　瀬戸口弥太郎（第六二一号）
陳情者　宮崎市役所内宮崎市元軍人恩給復活期成連盟内　金子篤外一名（第七五一号）
陳情者　東京都目黒区原町一、三四一　蒲穆（第七五二号）
陳情者　愛媛県越智郡菊間町大字池厚　菅孝男外二十九名（四十通）（第九〇四号）
陳情者　愛媛県越智郡菊間町西山甲五六二　久喜田喜五郎外三十四名（三十五通）（第九二九号）
陳情者　埼玉県秩父市九九五ノ二　平野松三郎外三十名（第九五〇号）
陳情者　福島県西白河郡関平村関和久　穂積龍雄（第一一〇八号）

右の陳情は、元軍人は終戦後追放と同時に恩給支給をも停止され、以来六年有余の歳月を経過したが、この間生活の現実は年月とともに窮乏の度を加え、もはや耐乏の局限に到達しているから、すみやかに元軍人に対する恩給を復活支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給不均衡是正に関する陳情

陳情者　新潟県新津市田家　遠藤盛四郎外百二十六名（第四八六号）

陳情者　島根県松江市殿町退職公務員連盟松江支部内　曾田篤一郎外十三名（第一二二〇号）

右の陳情は、恩給法は、終戦後数回改正され恩給額もその都度増額されたが、いまだ退職年次割による恩給の不均衡が是正されないため、旧恩給受給者の受給額と新恩給受給者の受給額は同一条件でありながら前者は後者の約半分に過ぎず、旧恩給受給者は現在の物価高にあいはなはだ苦しい生活を続けている実情であるから、すみやかにこの不均衡を是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元軍関係公務員の恩給復活に関する陳情

陳情者　大分県大分市中島五条通一　安部朗（第四九六号）

陳情者　宮崎市村木町九九　徳永利吉外三十九名（第六一五号）

陳情者　大分県中津市三保区福島二、〇六六大分県軍人恩給復活期成連盟中津支部内　植山政六外六十二名（第八三五号）

陳情者　名古屋市西区北鷹尻町三ノ二　広瀬友吉外二百六十名（第一〇一二号）

陳情者　大分県東国東郡西安岐町大字中園一、〇七二　河野鍋吉外千三百十九名（第一〇五四号）

陳情者　福岡市西新町本通り二　讃井平吉方全九州軍人恩給権擁護連盟内　石橋庸五郎（第一〇六五号）

陳情者　島根県仁多郡阿井村大字上阿井一、一二三　駒原邦一郎外三百七十一名（四通）（第一一九六号）

陳情者　島根県浜田市大字片庭八二　上田語咲外八十七名（第一二二一号）

右の陳情は、元軍関係公務員の恩給は、昭和二十一年勅令第六十八号をもつて停止されているが、大正十二年法律第四十八号恩給法に基き適法に取得したものであるから、講和条約発効とともに元軍関係公務員に対する恩給を適正なる率に換算支給せられるとともに、元軍関係公務員ですでに恩給権発生の事実あるも、未裁定者の審議においては既成事実に基く権利を確認せられすみやかに恩給を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

警察予備隊演習用地買収等に関する陳情

陳情者　札幌市北二条六北海道議会議長　蒔田余吉（第七六〇号）

右の陳情は、警察予備隊演習用地の買収等に当つては、警察予備隊令第一条および第三条第二項の趣旨に鑑み、直接住民の生業を脅かす農地特に開拓地の買収を極力回避し、これ以外にその用地を求めることとし、やむを得ず農地を買収する場合には早期に代替地を決定する外適正にして充分なる補償を早急に支払うよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県対馬に警察予備隊分駐の陳情

陳情者　長崎市袋町三一町村会館内長崎県町村議長会内　浦口淳一（第八〇〇号）

右の陳情は、対馬は長崎県の最先端であるばかりでなく、日本全土よりみても国境の要衝であるが、現下の世界不安の情勢下、共産主義の不穏分子が潜入し、島内において秘密工作を画策することも予想され、現在のまま放置されることはまことに危険であるから、すみやかに警察予備隊を分駐して、民心の安定と治安の強化を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元軍人軍属等の恩給復活に関する陳情

陳情者　神奈川県鎌倉市大船町山ノ内一、四一五　宇川済外三百七十八名（二通）（第八一四号）

陳情者　鹿児島県川内市隈之城町一、三七六　森田末吉外七十六名（八通）（第一〇四五号）

陳情者　鹿児島県伊佐郡羽月村堂崎　今村ヱノ外二百五十二名（三十二通）（第一〇四六号）

陳情者　鹿児島県薩摩郡求名村蔌野篤外五百十二名（二百八通）（第一一二八号）

陳情者　青森県弘前市大字富田字高田野四番ノ四号　葛西慶蔵外二千四百八十九名（第一一四〇号）

右の陳情は、憲法ならびに国家公務員法によつても元軍人軍属およびその遺族は、一般公務員およびその遺族と比べて、不平等、不利益の地位に置かれる理由はないのに、元軍人、軍属およびその遺族は国家から冷遇視され、その生活の窮状はその極に達しているから、平和条約の発効に伴い、すみやかに現在政府または国会が審議している増加恩給、傷い年金、扶助料等の一時的特例を解除し、現行恩給法の条項に則り恩給を給付せられるとともに、条約発効時機にさかのぼり支給せられるよう配慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

軍人遺家族の恩給復活に関する陳情

陳情者　東京都文京区原町一二岩倉れん（第一一〇七号）

右の陳情は、国家の信義と遺家族の名誉にかけて、講和条約の発効に伴う日本国の自主権回復を機に、恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）を廃止し、同令によつて恩給を停止、または制限されている元軍人の遺族に対し、すみやかに恩給法による恩給を復活されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元傷い軍人の恩給復活に関する陳情

陳情者　青森県北津軽郡五所川原町字布屋町　阿部真六外五十八名（第一一四一号）

右の陳情は、一般文官の公務傷病者

に対しては、恩給法第四十六条により普通恩給と増加恩給が支給されているのであるから、元傷い軍人に対しても講和発効と同時に文官同様に普通恩給と増加恩給とを併給されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

内閣委員会陳情審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一二五号　皇居復興促進運動に関する陳情

第一二五二号　食糧行政機構存続等に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月二十八日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

内閣委員会陳情特別報告第三号

皇居復興促進運動に関する陳情

第一二五号　東京都渋谷区原宿三ノ二全国社会福祉協議会内　田子一氏提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月二十八日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

皇居復興促進運動に関する陳情

陳情者　東京都渋谷区原宿三ノ二全国社会福祉協議会内　田子一氏（第一二五号）

右の陳情は、国民待望の講和条約も無事調印を了し、近くその効力を発して対外各国との国交関係を回復しようとしているとき、国内諸般の復興は目ざましい進境にあるにもかかわらず、国民の象徴である天皇陛下の住所は去る昭和二十年五月二十五日の戦災のままに置かれていることは、恐くにたえないところであるばかりでなく、国交再開の後においては外国使臣との接見、国際儀礼の行使、各国元首との交歓等を考えると、このままに放置するわけにはいかないから、皇居復興に関する強力なる国民運動を展開せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

内閣委員会陳情特別報告第四号

食糧行政機構存続等に関する陳情

第一二五二号　群馬県吾妻郡名久田村大字赤坂二九七　小林好次外二百六十八名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十七年七月二十八日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

食糧行政機構存続等に関する陳情（三通）

陳情者　群馬県吾妻郡名久田村大字赤坂二九七　小林好次外二百六十八名（第一二五二号）

右の陳情は、各都道府県には食糧事務所があり、郡市にはその支所、五百余の町村には、その出張所が置かれているが、海外事情の制約を受けて三百五十万トンの海外食糧が買付困難となつていることおよび麦類の買取加工実施等に伴い、食糧行政の下部機構における業務はふくそう繁忙を極めているから、食糧行政機構の維持強化を図られたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月二十八日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

法務委員会請願審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一二四号　裁判所職員の給与ベース改訂に関する請願

第二六一号　青森県田名部町に大湊簡易裁判所移転の請願

第四〇六号　神奈川県川崎市に地方裁判所、検察庁両支部設置の請願

第一〇七二号　大分県玖珠郡に簡易裁判所等設置の請願

第一五二五号、第一八八五号　昭和二十二年勅令第九号の法制化に関する請願

第一五九五号　栃木県佐野市に簡易裁判所設置の請願

第一九三六号　宮城県築館区検察庁々舎新築等促進に関する請願

第一九三七号　宮城県築館簡易裁判所庁舎新築等促進に関する請願

第二〇一五号　福岡地方裁判所大牟田支部昇格に関する請願

第二三三九号　鹿児島県志布志町に岩川簡易裁判所、区検察庁移転の請願

第二七三二号、第二九〇七号　戦犯者の助命等に関する請願

第二七八五号、第二九四一号、第二九九三号、第三〇〇五号、第三一六四号、第三一八二号　戦犯者の釈放に関する請願

第二八一五号　戦犯者の恩赦に関する請願

第二八六三号、第三一六五号　戦犯者の釈放等に関する請願

第三二〇七号　裁判所構内弁護士控室設備等に関する請願

第三二八六号　福島県喜多方簡易裁判所に家庭裁判所設置の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月二十九日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

法務委員会請願特別報告第四号

裁判所職員の給与ベース改訂に関する請願

第一二四号　鳥取市東町鳥取地方裁判所内　能尾友蔵外百九十三名提出

青森県田名部町に大湊簡易裁判所移転の請願

第二六一号　青森県下北郡田名部町長　中村喜洋志提出

神奈川県川崎市に地方裁判所、検察庁両支部設置の請願

第四〇六号　神奈川県川崎市議会議長　高須康治提出、

大分県玖珠郡に簡易裁判所等設置の請願

第一〇七二号　大分県玖珠郡森町長　了祓惟光外十五名提出

昭和二十二年勅令第九号の法制化に関する請願

第一五二五号　滋賀県栗太郡瀬田町大字南大萱八九四　門宮重一郎提出

第一八八五号　東京都新宿区百人町三ノ三六〇日本基督教婦人矯風会内　岸登恒外九十四万七千四百三十四名提出

栃木県佐野市に簡易裁判所設置の請願

第一五九五号　栃木県佐野市長伊藤弘憲外一名提出

宮城県築館区検察庁々舎新築等促進に関する請願

第一九三六号　宮城県栗原郡築館町栗原地方町村会内　若見伍朗提出

宮城県築館簡易裁判所庁舎新築等促進に関する請願

第一九三七号　宮城県栗原郡築館町栗原地方町村会内　若見伍朗提出
福岡地方裁判所大牟田支部昇格に関する請願
第二〇一五号　福岡県大牟田市長　田中忠蔵外一名提出
鹿児島県志布志町に岩川簡易裁判所、区検察庁移転の請願
第二三三九号　鹿児島県囎唹郡志布志町長　有留重利外五名提出
戦犯者の助命等に関する請願
第二七三二号　滋賀県議会議長　堀江喜一提出
第二九〇七号　兵庫県市原郡八幡町長　鈴木貞一外二十一名提出
戦犯者の釈放に関する請願
第二七八五号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出
第二九四一号　鳥取県米子市長　野坂憲治外二千十五名提出
第二九九三号　鳥取県米子市役所内　小椋智一外四千二十九名提出（二通）
第三〇〇五号　長崎県議会議長　岡本直行提出
第三一六四号　茨城県議会議長　宇田川源次郎提出
第三一八二号　鳥取県米子市長　野坂寛治外二千十五名提出
戦犯者の恩赦に関する請願
第二八一五号　福島県若松市栄町一二七　五十嵐豊作外三十二名提出
戦犯者の釈放等に関する請願
第二八六三号　京都市左京区東丸太町一七ノ二　中瀬爾郎外八十三名提出
第三一六五号　大阪府議会議長　西田俊信提出
裁判所構内弁護士控室設備等に関する請願
第三二〇七号　東京都千代田区霞ヶ関東京地方裁判所内日本弁護士連合会長　長野国助提出
福島県喜多方簡易裁判所に家庭裁判所設置の請願
第三二八六号　福島県耶摩郡喜多方町長　風間春夫外七名提出

右二十四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月二十九日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

裁判所職員の給与ベース改訂に関する請願

請願者　鳥取市東町鳥取地方裁判所内　熊尾友蔵外百九十三名（第一二四号）

右の請願は、諸物価の値上げに伴い、裁判所員の生活はいよいよ苦しくなり体面の保持すら困難になつているから、不安なく落着いて職務を忠実に行うことができるよう給与ベースを改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森県田名部町に大湊簡易裁判所移転の請願

請願者　青森県下北郡田名部町長　中村喜洋志（第二六一号）

右の請願は、昭和二十二年五月三日新憲法施行と同時に青森県田名部町に簡易裁判所の設置が予定され、庁舎のあつ旋方の依頼があつたにもかかわらず、如何なる理由か大湊町に開設されたが、田名部町は下北郡の政治、産業、経済、文化の中心地であり、大湊簡易裁判所を田名部町に移転することが如何に適宜な措置であるかは多言を要しないところであるから、大湊簡易裁判所を田名部町に移転せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県川崎市に地方裁判所、検察庁両支部設置の請願

請願者　神奈川県川崎市議会議長　高須康治（第四〇六号）

右の請願は、川崎市は、人口三十四万、戦災の痛撃にもかかわらず全国優位の産業港湾都市として、平和日本再建の大きな一翼を担いつつあるが、急速に復興した都市の特異性として、戦後当市に移住した住民ならびに当市に往来する人々は全国的に多種多様に及ぶ上に、複雑な地理的条件や社会的事情から民事刑事の事件が意外に多く、これらの処理の全きを期し、市民安住の地とするために、本市に地方裁判所、検察庁両支部を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県玖珠郡に簡易裁判所等設置の請願

請願者　大分県玖珠郡森町長　了戒惟光外十五名（第一〇七二号）

右の請願は、大分県玖珠郡は、四面を重畳たる山岳に囲まれたへき遠の地であつたが、昭和四年久大線の開通を見るに及んで初めて他地区との交通が開け生活文化の恩恵も享受できるようになつたが、未だに裁判関係用務だけは十数里を隔れた日田市まで行かねばならないので郡民の不利不便がはなはだしいから、本郡森町に簡易裁判所、家庭裁判所出張所、区検察庁を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

昭和二十二年勅令第九号の法制化に関する請願

請願者　滋賀県栗太郡瀬田町大字南大萱八九四　間宮重一郎（第一五二五号）

右の請願は、「婦女に売淫をさせた者等の処罰」に関する連合国司令官の命令に伴い公布された勅令第九号は、日本の民主化のために極めて大きな効果を果してきた。しかるに近く占領の終結によつて同法令も失効が予想されているが、このままでは再び公娼制度が復活することになり、わが国民主化のために憂慮されているから、この際同法令の法制化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

昭和二十二年勅令第九号の法制化に関する請願

請願者　東京都新宿区百人町三ノ三六〇日本基督教婦人矯風会内　岸登恒外九十四万七千四百三十四名（第一八八五号）

右の請願は、講和発効を控えて、昭和二十二年勅令第九号の立法化が伝えられているが、これが法制化に当つては、同勅令の欠陥となつている

売淫そのものを罰するよう規定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県佐野市に簡易裁判所設置の請願

請願者　栃木県佐野市長　伊藤弘憲外一名（第一五九五号）

右の請願は、栃木県佐野市および安蘇郡一円は、現在足利簡易裁判所の管轄内にあるが、本区域内における刑事事件は逐年増加の傾向にあつて、これが送致の経費と労力はばく大なものがあり、加えて管内は交通不便な町村が多いので裁判関係の不利不便がはなはだしいから、佐野市六七八番地宇都宮地方法務局佐野出張所内に佐野簡易裁判所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県築館区検察庁々舎新築等促進に関する請願

請願者　宮城県栗原郡築館町栗原地方町村会内　若見伍朗（第一九三六号）

右の請願は、法務府においては築館区検察庁々舎の建築を企図し既に敷地の買収手続もすみ着工をまつばかりとのことであるが、現庁舎の狭あいは職員の収容ならびに事件処理の上に多大の不便をきたしているから、新庁舎の新築を促進するとともに築館区検察庁における事件の大半は支部事件に該当する件数多く、管轄の古川支部に往復する不利不便がはなはだしいので新庁舎の新築と併せて支部昇格の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県築館簡易裁判所庁舎新築等促進に関する請願

請願者　宮城県栗原郡築館町栗原地方町村会内　若見伍朗（第一九三七号）

右の請願は、宮城県築館簡易裁判所庁舎の新築については、既に敷地の買収手配も完了しているのであるから、すみやかに庁舎の建築完成を期せられるとともに、栗原郡は本県最大の大郡であり、取扱件数も極めて多い上、当郡の西北端の村より古川支部には十余里の距離があり、関係人の不便労苦は多大である実情に鑑み、築館町に支部を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡地方裁判所大牟田支部昇格に関する請願

請願者　福岡県大牟田市長　田中忠蔵外一名（第二〇一五号）

右の請願は、大牟田市は無尽蔵の地下資源と港湾施設の整備により市勢は日とともに興隆し、人口も二十万を数えるようになり、従つて訴訟事件も激増の一途をたどり、福岡地方裁判所久留米支部に送致される件数も逐年増加し、これに伴う市民の時間的、経済的負担はまことに大きいから、福岡地方裁判所本市支部を甲号に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県志布志町に岩川簡易裁判所、区検察庁移転の請願

請願者　鹿児島県囎唹郡志布志町長　有留重利外五名（第二三三九号）

右の請願は、鹿児島県志布志町は、大隅半島における政治、経済、交通、文化の中心地として民事、刑事、その他の事案件数は大隅半島中他町村に比し第一位を占める現況にある。しかるに裁判所ならびに検察庁は鹿児島市に、支部岩川町に簡易裁判所および区検察庁があるが、鹿児島市は距離的に遠く、岩川町は郡下町村中の実質的中心性格に乏しいためこの地域郡民一般の不便はなはだしいから、設置に最適の志布志町に現在の岩川簡易裁判所および区検察庁を移転せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の助命等に関する請願

請願者　滋賀県議会議長　堀江喜一（第二七三二号）

請願者　兵庫県市原郡八幡町長　鈴木貞一外二十一名（第二九〇七号）

右の請願は、平和条約の発効をみた今日いまなお戦犯として服役している受刑者の助命、減刑、内地還送等について適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔（第二七八五号）

右の請願は、国民待望の講和条約も発効したが、戦犯者およびその家族はまことに同情にたえないものがあるから、これら戦犯者のすみやかなる釈放措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する請願

請願者　鳥取県米子市長　野坂寛治外二千十五名（第二九四一号）

請願者　鳥取県米子市役所内　小椋智一外四千二十九名（二通）（第二九九三号）

右の請願は、武良宗平は戦犯として服役中の者であるが、その性格は温厚で自分の意志によつて人道に反する行動をするような人でないことは郷党のひとしく認めるところであるが、命令ゆえに犯した罪を一身に引き受けた七年間の本人の苦役と一家の支柱を失つた家族の悲境はみるに堪えないものがあるから、講和条約発効を機会にすみやかに釈放の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、特定個人の問題としては、これを充分調査の上善処さるべきもの

であるが、戦犯者一般の問題としては願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する請願

請願者　長崎県議会議長　岡本直行（第三〇〇五号）

右の請願は、講和条約の発効による恩赦、減刑の恩典に浴することができずいまなお服役中の戦犯者に対して、平和条約第十一条の規定に基き、すみやかに旧連合国各政府に対して戦犯者の釈放方の勧告手続をとり、関係国の公正かつ寛大なる同意を得るため最大限の努力を傾注せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する請願

請願者　茨城県議会議長　宇田川源次郎（第三一六四号）

右の請願は、講和条約の発効した今日、いまなお戦犯として国内または外地に服役中の者の釈放について適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放等に関する請願

請願者　大阪府議会議長　西田俊信（第三一六五号）

右の請願は、講和条約の発効した今日、いまなお戦犯として国内または外地に服役中の者の釈放について適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放方の勧告に関する請願

請願者　島取県米子市長　野坂寛治外二千十五名（第三一八二号）

右の請願は、浜本次郎は戦犯として巣鴨拘置所に服役中の者であるが、その留守宅は妻、長女が一家の支柱を失い生活に窮して、その実家に帰り老父母の保護を受け悲惨な日を送り夫の釈放を一日千秋の思いで待つている気の毒な現状であるから、わが国の独立を機会に、一日も早く釈放もしくは減刑の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、特定個人の問題としては、これを充分調査の上善処さるべきものであるが、戦犯者一般の問題としては願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の恩赦に関する請願

請願者　福島県若松市栄町一二七　五十嵐豊作外三十二名（第二八一五号）

右の請願は、若松市出身者小林長蔵、寺田清蔵、星陶三郎は目下巣鴨拘置所に服役中の戦犯者であるが、過去の行為に対する改心の情がいちじるしく、刑期も既に三分の二を終つたことであるから、講和条約の発効を機会に寛大な措置によつて恩赦を与えられたいとの趣旨であつて参議院は、特定個人の問題としては、これを充分調査の上善処さるべきものであるが、戦犯者一般の問題としては願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放等に関する請願

請願者　京都市左京区東丸太町一七ノ二　中瀬爾郎外八十三名（第二八六三号）

右の請願は、講和の成立と同時にすみやかに処理すべき問題は戦争犠牲者に対する善後措置であるが、ことに極東軍事裁判等において戦争犯罪に問われた受刑者の問題に関しては特別の考慮が払われるべきであり、和解と信頼に基く講和の性格を適確に顕現するためにも（一）仮出所有資格者の出所、（二）特赦減刑の恩典、（三）外地服役者の国内帰還、（四）戦歿者遺骨の収容等すみやかなる措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

裁判所構内弁護士控室設備等に関する請願

請願者　東京地方裁判所内日本弁護士連合会長　長野国助（第三一〇七号）

右の請願は、裁判所が、庁舎法廷を整備し、法服職服を定めているのは、環境平静の内において事案の真相を把握し、真理を究明し、公正妥当な裁判を行うためである。しかるに各地の裁判所構内に設けられている弁護士控室は、設備が極めて貧困で裁判全体の品位を傷けるものであるから、裁判所の負担においてその設備を充実せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県喜多方簡易裁判所に家庭裁判所設置の請願

請願者　福島県耶麻郡喜多方町長　風間春夫外七名（第三一八六号）

右の請願は、現在福島県若松家庭裁判所取扱の家庭に起因する紛争の内、その四分一を占める十二万余が耶麻郡関係の事件でこれらの事件処理に同郡下の住民はわざわざ若松市まで足をはこばなければならず多大の不利不便をしのんでいる実状にあるから、喜多方簡易裁判所に若松家庭裁判所出張所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

法務委員会陳情審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一五〇号　登記制度改善に関する陳情

第四九二号　売春問題に関する陳情

第九七〇号、第一一四〇号、第

一二四一号、第一二七三号　戦犯者の釈放等に関する陳情
第一〇七三号、第一一二四号、第一一二五号、第一一四四号、第一一四五号、第一一六九号、第一一八一号、第一一八九号、第一一九七号、第一二三〇号、第一二三八号、第一二三九号、第一二五三号、第一二八五号　戦犯者の釈放に関する陳情
第一二〇八号、第一二二二号、第一二四三号　戦犯者の助命等に関する陳情
第一二四二号　戦犯者の釈放、減刑等に関する陳情
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十七年七月二十九日
法務委員長　小野　義夫
参議院議長佐藤尚武殿

法務委員会陳情特別報告第三号

登記制度改善に関する陳情
第一五〇号　東京都千代田区丸ノ内三ノ一四東京商工会議所会頭　藤山愛一郎提出
売春問題に関する陳情
第四九二号　神奈川県横須賀市大滝町二ノ一一横須賀市友愛互助会内　梨田勝巳提出
戦犯者の釈放等に関する陳情
第九七〇号　佐賀県庁民生部厚生課内民生委員連盟会内　山崎宝禅提出
第一二四〇号　鳥取県米子市議会議長　栗林力吉提出
第一二四一号　北海道議会議長　蒔田余吉提出
第一二七三号　大阪府八尾市議会議長　石田善視外一名提出
戦犯者の釈放に関する陳情
第一〇七三号　茨城県議会議長　宇田川源次郎提出
第一一二四号　岐阜県吉城郡神岡町長　奥村義雄外五名提出
第一一二五号　新潟県中蒲原郡小合村長　高橋健吾提出
第一一四四号　山形県議会議長　加藤富之助外七名提出
第一一四五号　岐阜県議会議長　上野文一提出
第一一六九号　宮城県加美郡小野田町東小野田婦人会内　秋元貞子提出
第一一八一号　岐阜県知事　武藤嘉門外三名提出
第一一八九号　山梨県議会議長　小田切彰提出
第一一九七号　福岡県山門郡三橋村大字久末四七三　吉田利三郎外三百八十一名提出
第一二三〇号　高知市帯屋町一〇七ノ八高知県自治会館内高知県町村会内　森田茂亀提出
第一二三八号　群馬県前橋市神明町九群馬県医師会長　関口林五郎外十四名提出
第一二三九号　岡山県英田郡讃甘村長　福田教太郎提出
第一二五三号　名古屋市議会議長　横井亀吉提出
第一二八五号　青森県議会議長　中島清助提出
戦犯者の助命等に関する陳情
第一二〇八号　広島県庁地方課内広島県町村会事務局内　荒川竜雄外一名提出
第一二二二号　広島県神石郡油木町長　石井義雄外三十名提出
第一二四三号　山形県議会議長　加藤富之助外一名提出
戦犯者の釈放、減刑等に関する陳情
第一二四二号　富山県知事　高辻武邦提出
右二十四件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十七年七月二十九日
法務委員長　小野　義夫
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

登記制度改善に関する陳情
陳情者　東京都千代田区丸ノ内三ノ一四東京商工会議所会頭　藤山愛一郎（第一五〇号）
右の陳情は、現行の登記制度は、その機構および運営に欠陥があるため、登記の申請に多大な日時と手数とを要し、あるいはその取扱いの不統一等をきたし、そのため業界のこうむる迷惑は少なくない。ことに商法の改正に伴い登記事項が増大したため、その弊がいちじるしく認められるから、(一)登記関係通ちようを周知させるため官報または日刊新聞紙に掲載すること、(二)登記事務手続を簡素化すること、(三)登記所関係の予算を増額して、登記所設備の改良および吏員の増員等を図ること等登記制度を改善せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

売春問題に関する陳情
陳情者　神奈川県横須賀市大滝町二ノ一一横須賀市友愛互助会内　柴田勝巳（第四九二号）
右の陳情は、昭和二十一年一月の連合国最高司令官の覚書により勅令九号が公布され、わが国における公しよう制度は廃止されたにもかかわらず、現在の国際情勢下における売春問題の現況は、いわゆる特殊飲食店と共に日を追うてその数を増しており、しかもその社会風教上ならびに公衆衛生上におよぼす影響は極めていちじるしく、とりわけ横須賀、立川、朝霞、千歳、佐世保等の連合軍駐留地における本問題の解決は緊急を要するものがあるから、(一)性道徳対策機関の設置、(二)取締関係法規の総合統一、(三)売春関係者の生活対策の確立等により本問題の合理的現実的解決を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放等に関する陳情
陳情者　佐賀県庁民生部厚生課内民生委員連盟会内　山崎宝禅（第九七〇号）
右の陳情は、待望の講和条約の発効を目前に控え、日本国民ひとしく過去に対する深い反省のうちに新生の決意をもつて世界の平和と親善に寄与しようとする喜びのかげに、冷厳な罪の償いに服している戦犯者の境遇ならびにその留守家族の心情に思いをはせるとき一まつのさびしさを禁じ得ないものがあるから、講和条約発効を機に、(一)すみやかに仮釈放有資格者の釈放および徹底した特赦減刑を行うこと、(二)外地服役者の内地帰還を図られること、(三)留守家族に対する徹底かつすみやかなる援護等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放等に関する陳情
陳情者　鳥取県米子市議会議長　栗林力吉（第一二四〇号）
右の陳情は、浜本次郎は戦犯として巣鴨拘置所に服役中の者であるが、その留守宅は妻、長女が一家の支柱を失い生活に窮して、その実家に帰り老父母の保護を受け悲惨な日を送り夫の釈放を一日千秋の思いで待つている気の毒な現状であるから、わが国の独立を機会に、一日も早く釈放もしくは減刑の措置を講ぜられたい

との趣旨であつて参議院は、特定個人の問題としては、これを充分調査の上善処さるべきものであるが、戦犯者一般の問題としては、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放等に関する陳情

陳情者　北海道議会議長　蒔田余吉（第一二四一号）

右の陳情は、平和条約の発効をみた今日いまなお戦犯として服役している受刑者の赦免、内地送還等について適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放等に関する陳情

陳情者　大阪府八尾市議会議長　石田善硯外一名（第一二七三号）

右の陳情は、花守富造は巣鴨刑務所に、川端福次郎は中国漢口湖北第二収容所に戦犯として服役中であるが、花守は既に刑期の三分の一を終り仮保釈該当者であつて、父久吉（六十七才）は老齢病弱で歩行困難であり、弟植造（三十八才）は目下行方不明で妹トシコ（十七才）一人の収入と近隣の情によりようやくその日を送つている実情である。また川端は義母せつ（四十九才）弟二人妹二人の留守家族であるが次弟光雄（二十四才）は精神病院に入院中で本人の赦免帰宅は絶対必要と考えられるから、花守、川端両戦犯者の釈放と内地送還の処置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、特定個人の問題としては、これを充分調査の上善処さるべきものであるが、戦犯者一般の問題としては願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者　茨城県議会議長　宇田川源次郎（第一〇七三号）

右の陳情は、目下巣鴨拘置所に服役中の戦犯者は、個人的には犯罪の意思なく、国策のままに行動したに過ぎないもので、その心情は誠に同情に堪えないものであるから、講和条約の発効を機会に現在服役中の全戦犯者をすみやかに釈放せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者　岐阜県吉城郡神岡町長奥村義雄外五名（第一一二四号）

陳情者　山形県議会議長　加藤富之助外七名（第一一四四号）

陳情者　岐阜県議会議長　上野文一（第一一四五号）

右の陳情は、国民待望の講和条約も発効した今日、戦犯者としての服役は見るに忍び得ないものがあるから、この際平和条約第十一条の適用により内外の戦犯者全員を一日も早く釈放されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者　宮城県加美郡小野田町東小野田婦人会内　秋元貞子（第一一六九号）

陳情者　岐阜県知事　武藤嘉門外三名（四通）（第一一八一号）

陳情者　山梨県議会議長　小田切彰（第一一八九号）

陳情者　福岡県山門郡三橋村大字久末四七三　吉田利三郎外三百八十一名（三通）（第一一九七号）

陳情者　高知市帯屋町一〇七ノ八高知県自治会館内高知県町村会内　森田茂亀（第一二三〇号）

右の陳情は、服罪七年ひたすらざんげの日々を送つている戦犯者の心情に思いを致し、講和発効を機にこれらの者にも独立の喜びを分ち、新しい精神によつて世界平和に貢献させたいと思うから、特別の措置によつてすみやかに釈放されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて、内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者　群馬県前橋市神明町九群馬県医師会長　関口林五郎外十四名（第一二三八号）

右の陳情は、宮崎義男外十三名は群馬県人で戦犯として巣鴨拘置所に服役中の者であるが、講和成立の今日、過去の罪業を許されて一日も早く身柄釈放の特別措置を図られたいとの趣旨であつて参議院は、特定個人の問題としては、これを充分調査の上善処さるべきものであるが、戦犯者一般の問題としては願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者　岡山県英田郡讃甘村長福田教太郎（第一二三九号）

右の陳情は、戦犯受刑者と遺家族の苦悩を察せられて、一日も早くこれら受刑者が赦免されるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと

思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者　名古屋市議会議長　横井亀吉（第一一五三号）

右の陳情は、平和条約の発効をみた今日いまなお戦犯として服役している受刑者に対して、政府当局はすみやかに戦犯赦免の勧告を行い、これ等の人々が自由社会に復帰し、新生日本建設に力強い寄与ができるよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者　青森県議会議長　中島清助（第一一八五号）

右の陳情は、講和条約の発効した今日いまなお戦犯として内地において服役中の者の釈放ならびに外地にある者の内地送還等について、すみやかに適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の助命等に関する陳情

陳情者　広島県庁地方課内広島県町村会事務局内　荒川竜雄外一名（第一一〇八号）

右の陳情は、国民待望の講和条約も発効した今日、戦犯者の服役は見るに忍び得ないものがあるから、この際平和条約第十一条の適用により内外の戦犯者全員を一日も早く釈放されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の助命等に関する陳情

陳情者　広島県神石郡油木町長　石井義雄外三十名（二通）（第一一二二号）

右の陳情は、戦犯者および家族の心情は同情にたえないから、死刑囚の助命、減刑、釈放、早期内地帰還等適切なる施策の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の助命等に関する陳情

陳情者　山形県議会議長　加藤富之助外一名（二通）（第一一四三号）

右の陳情は、平和条約発効を機にいまなお戦犯として服役中の受刑者ならびにその家族の心情に思いをいたし、（一）比島において死刑の言渡しを受けている者の助命、（二）比島および濠洲において拘禁されている者のすみやかなる内地送還、（三）内地服役者の釈放、減刑および仮釈放等の適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放、減刑等に関する陳情

陳情者　富山県知事　高辻武邦（第一一四二号）

右の陳情は、平和条約の発効をみた今日いまなお戦犯として服役している受刑者に対して全面釈放は困難としても、死刑の取り止め、減刑、仮釈放、内地服役等の措置を講ずるとともに、その留守家族の援護に関し最善の努力を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

外務委員会請願審査報告書第六号

内閣総理大臣吉田茂殿

参議院議長　佐藤　尚武

一議院の会議に付するを要するもの。

第二九六四号　日米行政協定締結による調達契約に関する請願

第三一五〇号　インドネシア共和国における生存者送還および戦没者供養に関する請願

第三一五四号　福岡県古賀開拓地の接収除外に関する請願

第三一五五号　福岡県新宮古賀地区の接収に関する請願

第三一五六号　福岡県粕屋郡新宮村長　古川栄造提出

第三一五九号　広島県呉市議会議長　奥原義人外一名提出

右六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月二十九日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

日米行政協定締結による調達契約に関する請願

請願者　東京都大田区下丸子町　三三三三　松本正夫（第二九六四号）

右の請願は、行政協定第十二条の細目決定については、両国政府の代表によつて具体的実施が決定されつつあるが、この際労力に関する低賃金、労働運動抑圧等を基本とした従来の形態と内容の不合理を是正し、実質的な独立国相互間の双務協定に意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月二十九日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

日米行政協定締結による調達契約に関する請願

請願者　東京都大田区下丸子町　三三三三　松本正夫（第二九六四号）

右の請願は、行政協定第十二条の細目決定については、両国政府の代表によつて具体的実施が決定されつつあるが、この際労力に関する低賃金、労働運動抑圧等を基本とした従来の形態と内容の不合理を是正し、実質的な独立国相互間の双務協定に

第三一五〇号　山口県小野田市北中川町南方遺家族会内　三隅俊一外二名提出

福岡県古賀開拓地の接収除外に関する請願

第三一五四号　福岡県粕屋郡古賀町古賀開拓農業協同組合内　吉原徳一提出

福岡県新宮古賀地区の接収解除に関する請願

第三一五五号　福岡県粕屋郡古賀町長　篠崎順一提出

福岡県新宮古賀地区の接収に関する請願

第三一五六号　福岡県粕屋郡新宮村長　古川栄造提出

行政協定による呉市駐留等の請願

第三一五九号　広島県呉市議会議長　奥原義人外一名提出

右六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月二十九日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

日米行政協定締結による調達契約に関する請願

請願者　東京都大田区下丸子町　三三三三　松本正夫（第二九六四号）

右の請願は、行政協定第十二条の細目決定については、両国政府の代表によつて具体的実施が決定されつつあるが、この際労力に関する低賃金、労働運動抑圧等を基本とした従来の形態と内容の不合理を是正し、実質的な独立国相互間の双務協定に

・丸子町三三三三　松本正夫提出

インドネシア共和国における生存者送還および戦没者供養に関する請願

基く契約方式を確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

インドネシア共和国における生存者送還および戦没者供養に関する請願

請願者　山口県小野田市北中川町南方遺家族会内　三隅俊一外二名（第三一五〇号）

右の請願は、聞くところによれば、インドネシアにおけるわが国戦没者の数は二十一万柱におよび、しかもこれらの墓標はすでに見る蔭もなく人馬に踏み荒され、またニューギニヤ島その他においては十一万の白骨が山野にさらされているとのことであるが、これは、日本軍占領下の三箇年にわたる同国民の犠牲やうつ憤による激怒の影響もあるから、わが国とインドネシア共和国との理解と親善を図るとともに、風雨にさらされているこれら多数の英霊を供養し、生存者の送還等について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県古賀開拓地の接収除外に関する請願

請願者　福岡県粕屋郡古賀町古賀開拓農業協同組合内　吉原徳一（第三一五四号）

右の請願は、福岡県古賀開拓地は、昭和二十二年度の入植で、入植者の大多数は海外引揚者ならびに戦災者であつて、全く着のみ着のままで入植し、五年間の努力によつて、生産も向上し、政府の自作農創設の線に沿い、各自独立自営の域に達しつつある。この時に当り同開拓地の生命線ともいうべき主要部が接収されることになると、開拓事業は遂行不可能となり、過去の労力と資金は水泡に帰し、開拓者は路頭に迷うことになるから、同開拓地を接収より除外せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県新宮古賀地区の接収除外に関する請願

請願者　福岡県粕屋郡古賀町長　篠崎順一（第三一五五号）

右の請願は、最近福岡県新宮古賀地区の接収が伝えられているが、これが実施されると、同地区住民は生活に重大な脅威を受けるばかりでなく、過去四年間の開拓事業も水泡に帰する結果となり、一方古賀町の発展、接収地隣接の国立療養所入院患者等にも重大な影響を与えることになるから、同地区を接収より除外せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県新宮古賀地区の接収に関する請願

請願者　福岡県粕屋郡新宮村長　古川栄造（第三一五六号）

右の請願は、福岡県古賀村の住民は、本年四月県よりの連絡によつて新宮古賀地区の接収を知つたが、調査の結果、昭和二十一年十月十日にさかのぼつて接収されていることが明かとなり、事の重大さに驚き各方面と連絡中にもかかわらず、七月十五日再度県より中央の情況が最悪の事態であるとの連絡を受けた。しかるに同地区の接収は本村の浮沈に関する重大問題であるから、村民が安心して生業にはげむことのできるよう同地区の接収除外について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

行政協定による呉市駐留等の請願

請願者　広島県呉市議会議長　奥原義人外一名（第三一九五号）

右の請願は、近く締結されようとする国連軍との行政協定は、呉市がさきに制定した旧軍港都市転換法の実行にいちじるしい影響をおよぼすものであるから、呉市の更生に重大な支障を与えないよう（一）期限付駐留協定の締結、（二）接収施設のすみやかな返還、（三）裁判権の属地主義、（四）国連軍に対する地方税法適用等について万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第五号

一議院の会議に付するを要するもの。

第九七七号　国立療養所延寿浜園の結核病床増設に関する請願

第九七八号、第一〇二六号、第一〇七九号、第一〇九三号、第一一五二号、第一一八八号、第一二二一号、第一二五七号、第一二八一号、第一二九五号、第一三二一号、第一三三〇号、第一三四一号、第一三五五号、第一三八九号、第一四二〇号、第一四三八号、第一四六二号、第一四八一号　新潟県の結核病床増設等に関する請願

第九八八号　療術師法制定反対等に関する請願

第一〇三一号、第一一四六号　あんま師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する請願

第一〇六三号　国立療養所富士病院の医療改善に関する請願

第一〇七八号、第一一〇六号　和歌山県潮岬村に国立結核療養所設置の請願

第一〇九五号、第一八九五号、第一九〇二号、第一九〇四号　国立療養所給食費増額に関する請願

第一三九〇号、第一九七五号　あん摩はりきゆう試験制度廃止反対等に関する請願

第一八九三号、第一八九九号　医療従業員増員に関する請願

第一八九六号　結核予防法による補助費増額に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月二十日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第五号

国立療養所延寿浜園の結核病床増設に関する請願

第九七七号　和歌山県日高郡和田村一、一三八国立療養所延寿浜園内　天川政隆外二百十九名提出

新潟県の結核病床増設等に関する請願

第九七八号　新潟県柏崎市大字枇杷島一三五ノ一全日通労働組合新潟支部柏崎分会内　倉橋常治外六十名提出

第一〇二六号　柏崎市大字比角一五三新潟県信用農業協同組合連合会刈羽郡支所内　内山清一郎外四十三名提出

第一〇七九号　新潟県柏崎市鯨波　田村国雄外六十名提出

第一〇九三号　新潟県刈羽郡北条村東条　堀田政雄外十六名提出

第一一五二号　新潟県刈羽郡石黒村長　田辺伊久外二十六名提出

第一一八八号　新潟県刈羽郡石黒村議会議長　田辺鎌助外十一名提出

第一二二一号　新潟県刈羽郡北鯖石村大字中田　遠藤栄外十三名提出

第一二五七号　新潟県刈羽郡上小国村長　佐藤勝栄外四十八名提出

第一二八一号　新潟県刈羽郡二田村大字長嶺　山田栄次郎外十九名提出

第一二九五号　新潟県刈羽郡高浜町長　吉田市郎平外二十八名提出

第一三二一号　新潟県刈羽郡鵜川村議会議長　高橋時宗外三十名提出

第一三三〇号　新潟県柏崎市枇杷島一、四八三柏崎地方労働組合協議会内　田川信衛外十一名提出

第一三四一号　新潟県刈羽郡中通村議会議長　蔵部与一外二十二名提出

第一三五五号　新潟県刈羽郡内郷村長　戸口仁一郎外四十一名提出（二通）

第一三八九号　新潟県刈羽郡田尻村長　村山沼一郎外二十二名提出

第一四二〇号　新潟県北蒲原郡木崎村議会議長　竹内弥平次外百四名提出（六十三通）

第一四三八号　新潟県西蒲原郡坂井輪村青山　星山芳朗外八百六十五名提出

第一四六二号　新潟県刈羽郡高田村議会議長　箕輪鉄治外十四名提出

第一四八一号　新潟県柏崎市長渕崎義郎外千五百三十八名提出

療術師法制定反対等に関する請願

第九八八号　香川県三豊郡観音寺町下柳　三好辰治外三名提出

あんま師はり師きゅう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する請願

第一〇三一号　京都市中京区両替町夷川下ル京都府鍼灸按マッサージ師会内　岩崎益三外十九名提出

第一一四六号　神戸市生田区多聞通二ノ一三二社団法人兵庫県鍼灸按摩師会長　塩津勇外四名提出

国立療養所富士病院の医療改善に関する請願

第一〇六三号　静岡県富士郡上井出村国立療養所富士病院内　四本堯康外百二十九名提出

和歌山県潮岬村に国立結核療養所設置の請願

第一〇七八号　和歌山県西牟婁郡潮岬村長　鈴木源一郎外十五名提出

第一一〇六号　和歌山県西牟婁郡串本町長　鵜本喜一外十五名提出

国立療養所給食費増額に関する請願

第一〇九五号　滋賀県滋賀郡和邇村国立療養所比良園内　高畑弘外百七十五名提出

第一八九五号　兵庫県有馬郡三輪町大原国立療養所春霞園内　大木仙太郎外四百九十九名提出

第一九〇二号　京都市右京区音戸山山ノ茶屋町七国立宇多野療養所内　国島昭夫外四百六十四名提出

第一九〇四号　富山県東礪波郡南山田村国立療養所北陸荘内　東条太郎外千十四名提出

あん摩はりきゅう試験制度廃止反対等に関する請願

第一三九〇号　前橋市北曲輪町五七群馬県鍼灸按摩マッサージ師会内　田中栄次郎提出

第一九七五号　長野県上田市愛宕町　田中銀一外五百九十四名提出

医療従業員増員に関する請願

第一八九三号　兵庫県有馬郡三輪町大原国立療養所春霞園内　大木仙太郎外四百九十八名提出

第一八九九号　京都市右京区音戸山山ノ茶屋町七国立宇多野療養所内　国島昭夫外三百八十三名提出

結核予防法による補助費増額に関する請願

第一八九六号　兵庫県有馬郡三輪町大原国立療養所春霞園内　大木仙太郎外四百九十八名提出

右三十五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月二十日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

国立療養所延寿浜園の結核病床増設に関する請願

請願者　和歌山県日高郡和田村一、一三八国立療養所延寿浜園内　天川政隆外二百十九名

（第九七七号）

右の請願は、和歌山県は、結核病床の絶対数が不足しているため、未だ入院の機会を得ることのできない患者が多数県下に存在しており、これら患者の身上を想うときまことに心痛にたえないから、昭和二十七年度国立結核療養所病床予算をもつて和歌山県唯一の国立療養所延寿浜園に最少限百床を増設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県の結核病床増設等に関する請願

請願者　新潟県柏崎市大字比角一五三島一三五ノ一全日通労働組合新潟支部柏崎分会内　倉橋常治外六十名（第九七八号）

請願者　柏崎市大字比角一五三新潟県信用農業協同組合連合会刈羽郡支所内　内山清一郎外四十三名（第一〇二六号）

請願者　新潟県柏崎市鯨波　田村国雄外六十名（第一〇七九号）

請願者　新潟県刈羽郡北条村東条　堀田政雄外十六名（第一〇九三号）

請願者　新潟県刈羽郡石黒村長　田辺伊久外二十六名（第一一五二号）

請願者　新潟県刈羽郡石黒村議会議長　田辺鎌助外十一名（第一一八八号）

請願者　新潟県刈羽郡北鯖石村大字中田　遠藤栄外十三名（第一二二一号）

請願者　新潟県刈羽郡上小国村長　佐藤勝栄外四十八名（第一二五七号）

請願者　新潟県刈羽郡二田村大字長嶺　山田栄次郎外十九名（第一二八一号）

請願者　新潟県刈羽郡高浜町長

吉田市郎平外二十八名（第一二九五号）

請願者　新潟県刈羽郡鵜川村議会議長　高橋時宗外三十名（第一三二一号）

請願者　新潟県柏崎市枇杷島一、四八三柏崎地方労働組合協議会内　田川信衛外十一名（第一三三〇号）

請願者　新潟県刈羽郡中通村議会議長　蔵部与一外二十二名（第一三四一号）

請願者　新潟県刈羽郡内郷村長　戸口仁一郎外四十一名（第一三五五号）

請願者　新潟県刈羽郡田尻村長　村山沼一郎外二十二名（第一三八九号）

請願者　新潟県北蒲原郡木崎村議会議長　竹内弥平次外百四名（第一四二〇号）

請願者　新潟県西蒲原郡坂井輪村青山　星山芳朗外八百六十五名（第一四三八号）

請願者　新潟県刈羽郡高田村議会議長　箕輪鉄治外十四名（第一四六二号）

請願者　新潟県柏崎市長　渕崎義郎外千五百三十八名（第一四八一号）

右の請願は、新潟県の結核に対する医療機関は、七箇所の国立療養所と三箇所の国立病院および三十一箇所の県立病院があるが、当県の結核患者ははなはだしく増加する勢にある上、政府が県立病院に対する補助を打ち切つたため憂慮する状態にある。また政府は三箇所の国立病院に対する二割五分の補助を打ち切るため、国立病院の払下げが計画されて、新潟県民の医療保障は全くできない実情にあるから、(一)新潟県の結核病床増設は国の責任において行うこと、(二)県立病院を充実し、公的医療機関とするため一定の補助を出すこと、(三)国立病院をさらに整備拡充すること等をすみやかに具現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

療術師法制定反対等に関する請願

請願者　香川県三豊郡観音寺町下柳　三好辰治外三名（第九八八号）

右の請願は、近く国会に提出されようとしている療術師法案は、全国十万盲人の基本的人権を無視し、その生活権をはく奪しようとするものであるから、これに絶対反対するとともに、はり、きゆう、あんま師の試験および免許制度は廃止することなく現行法を存続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

あん摩師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する請願

請願者　京都市中京区両替町夷川下ル京都府鍼灸按マッサージ師会内　岩崎益三外十九名（第一〇三一号）

請願者　神戸市生田区多聞通二ノ一三二社団法人兵庫県鍼灸按摩師会長　塩津勇外四名（第一一四六号）

右の請願は、行政機構改革の一環として、あん摩師、はり師、きゆう師および柔道整復師の免許および試験制度を廃止する由であるが、万一これが実現されると、低級悪質な業者を濫造して、国民の保健衛生に由々しい害毒を流し、文化国家としての医療体系を混乱に陥れる結果となるから、現行試験制度を存続するとともにマッサージ師を同法の対象とするよう現行法の一部を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立療養所富士病院の医療改善に関する請願

請願者　静岡県富士郡上井出村国立療養所富士病院内　四本堯康外百二十九名（第一〇六三号）

右の請願は、国立療養所富士病院においては、最近不明朗な事件が繰り返され、職員間にも明朗性がなく、ことに病院当局の非民主的行為および無統制振りは、ボイラー室の火災等となつて現れ、医師看護婦等のひん繁な交替は医療面に多大な支障と不安を与えているから、同病院の実情を調査の上善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県潮岬村に国立結核療養所設置の請願

請願者　和歌山県西牟婁郡潮岬村長　鈴木源一郎外十五名（第一〇七八号）

請願者　和歌山県西牟婁郡串本町長　嶋本喜一外十五名（第一一〇六号）

右の請願は、紀南地方は、山岳重畳たるへき遠の地であるため、古来より文化の恵に浴することが少く分けても医療特に結核療養施設の欠除は紀南民最大の不幸であつて、結核療養所の設置は多年の宿望であるから、既に県および厚生省において調査済の潮岬村に国立結核療養所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

国立療養所給食費増額に関する請願

請願者　滋賀県滋賀郡和邇村国立療養所比良園内　高畑弘外百七十五名（第一〇九五号）

請願者　兵庫県有馬郡三輪町大原国立療養所春霞園内　大木仙太郎外四百九十九名（第一八九五号）

請願者　京都市右京区音戸山ノ茶屋町七国立宇多野療養所内　国島昭夫外四百六十四名（第一九〇二号）

請願者　富山県東礪波郡南山田村国立療養所北陸荘内　東条太郎外千十四名（第一九〇四号）

右の請願は、現在、国立療養所の賄費予算は一日八十円で内四十五円が副食費となつているが、最近における諸物価の値上りにより、給食内容が低下し、栄養の確保は困難となつているから、消化不良に悩む長期結核療養患者の栄養を確保するため、国立療養所給食費の増額を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

あん摩はりきゆう試験制度廃止反対等に関する請願

請願者　前橋市北曲輪町五七群馬県鍼灸按摩マッサージ師会内田中栄次郎（第一三九〇号）

請願者　長野県上田市愛宕町田中銀一外五百九十四名（第一九七五号）

右の請願は、行政簡素化に伴うあん摩はりきゆう試験の廃止および療術師法の制定は国民衛生上悪影響を及ぼすから共に反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

医療従業員増員に関する請願

請願者　兵庫県有馬郡三輪町大原国立療養所春霞園内　大木仙太郎外四百九十八名（第一八九三号）

請願者　京都市右京区音戸山山ノ茶屋町七国立宇多野療養所内　国島昭夫外三百八十三名（第一八九九号）

右の請願は、国立療養所春霞園における医療従業員の現状は、五十人の病とうに看護婦五名で日直、夜勤勤務のはなはだしい労働強化により倒れた看護婦にも半日勤務が課せられ、医療従業員である看護婦の健康上にも由々しき問題となつている状態で、患者が患者の看護しなければならぬ実情のため、結核の最大療法である安静が到底保たれぬありさまであるから、結核の撲滅、国民の福祉増進のため是非医療従業員を増員せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核予防法による補助費増額に関する請願

請願者　兵庫県有馬郡三輪町大原国立療養所春霞園内・大木仙太郎外四百九十八名（第一八九六号）

右の請願は、結核予防法の改正が伝えられているが、これに伴う予算が少いため、同法によつて恩恵を受ける患者は極めて少く、兵庫県においては、五十人にも足りないとのことであるが、結核対策の中で最も大きな役割を果すべき同法が、予算のために機能を低下することは極めて遺憾であるから、同法による補助費を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第六号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七〇号、第二一九号、第三六四号、第四九六号、第一八九一号、第一九〇一号、第一九四六号　生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願

第七一号　結核患者に対する作業療法確立の請願

第一一八号　生活保護費の県負担復活に関する請願

第二一八号、第二六九三号、新潟県にアフタ・ケア施設設置の請願

第二四八号、第一八九二号、第一九〇三号　アフタ・ケア施設確立に関する請願

第三〇四号、第四五三号　給水人口一万人以下の上水道施設費国庫補助に関する請願

第三九九号　白山、庄川地帯を国立公園に指定等の請願

第四〇〇号　愛媛県忽那七島を瀬戸内海国立公園に編入の請願

第四四五号、第五二一号　食品衛生法存続に関する請願

第四七六号　福岡県に国立光明寮設置の請願

第五六一号、第六二四号　らい研究所設立等に関する請願

第五七六号、第一五六二号　栄養士法廃止反対に関する請願

第六二三号　生活保護法による出産扶助費引上げの請願

第六四六号、第六四七号、第六四八号、第六五四号、第七六四号、第八三六号　旭川市にアフタ・ケア施設設置等の請願

第七〇六号　岩手県摺沢町上水道設置に関する請願

第九六一号　理容師美容師法存続に関する請願

第一〇一五号　北海道士別町上水道新設工事に関する請願

第一三一一号　引揚援護愛の運動経費国庫補助増額に関する請願

第一三七〇号　福岡県にアフタ・ケア施設設置の請願

第一四五四号　社会福祉事業金庫設置に関する請願

第一五三五号　飲料水困窮、伝染病多発小町村の上水道布設国庫補助等に関する請願

第一五六一号　新潟県三条市の下水道布設工事路線変更に関する請願

第一五八七号　国立らい療養所菊池恵楓園の病床増設に関する請願

第一七〇八号　油津港に海港検疫所設置の請願

第一七八四号　理容美容業試験および免許制度存続に関する請願

第一八三六号　国立只見資源公園設定に関する請願

第一九二五号　栄養士法存続に関する請願

第一九六六号　同和事業促進に関する請願

第二〇一八号、第二〇一九号、第二〇五〇号、第二〇五七号、第二〇八五号、第二〇八六号、第二一一〇号、第二一一二号、第二一一三号、第二一一四号、第二一一五号、第二一一六号、第二一一七号、第二一一八号、第二一一九号、第二一二〇六号、第二一二〇七号、第二一二〇八号、第二一二〇九号、第二一二一〇号、第二一二一六号、第二一二一八号、第二一二一九号、第二一二二四号、第二一二二五号、第二一二二七号、第二一二二八号、第二一二二九号、第二一二三〇号、第二一二三一号、第二一二三八号、第二一二三九号、第二一二三九一号、第二一二三九二号、第二一二三九三号、第二一二四七三号、第二一二四九五号、第二一二五一一号、第二一二五四五号、第二一二五九三号　国民栄養改善法制定に関する請願

第二一六〇号、第二一六七二号　地盤沈下変動に伴う下水道布設費国庫補助の請願

第二一八七号　理容師美容師法廃止反対に関する請願

第二二七五号　未復員者給与法適用期間延長等に関する請願

第二四〇四号　大分県南山田村の簡易水道設置費国庫補助に関する請願

第二四〇五号　大分県北山田村の簡易水道設置費国庫補助に関する請願

第二四三五号　国立松江病院整備拡充に関する請願

第二四七四号　あん摩はりきゆう試験制度廃止反対等に関する請願

第二六九五号　未復員者給与法による療養期間延長の請願
第二七四三号、第二七五〇号
未復員者給与法の適用範囲拡大に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十七年七月十日
厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第六号
生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願
第七〇号　栃木県足利市大沼田町六二二国立足利療養所内　小林秀夫外二百七十三名提出
第二一九号　新潟県北魚沼郡小千谷町国立小千谷療養所内患者自治会内　安田正宣提出
第三六四号　京都府久世郡城陽町国立京都療養所患者自治会京和会内　立白顕道外五百十七名提出
第四九六号　長野県松本市蟻ヶ崎国立松本療養所みすず会内　虎岩久二外百三十一名提出
第一八九一号　兵庫県有馬郡三輪町大原国立療養所春霞園内　畠中衛外四百九十八名提出
第一九〇一号　京都市右京区音戸山山ノ茶屋町七国立宇多野療養所内　国島昭夫外四百二十二名提出
第一九四六号　北海道小樽市議会議長　岩谷静衛提出
結核患者に対する作業療法確立の請願
第七一号　栃木県足利市大沼田町六二二国立足利療養所内　小林秀夫外二百七十三名提出
生活保護費の県負担復活に関する請願
第一一八号　静岡市議会議長　広瀬修造提出
新潟県にアフタ・ケア施設設置の請願
第二一八号　新潟県柏崎市国立新潟療養所内新潟県患者同盟　アフタ・ケア設立準備委員会内　長野岱介外一名提出（二通）
第二六九三号　新潟県柏崎市国立新潟療養所内　宮沢茂提出
アフタ・ケア施設確立に関する請願
第二四八号　静岡県賀茂郡竹麻村国立療養所湯ヶ島病院白友会内　渡辺明外二百七十名提出
第一八九二号　兵庫県有馬郡三輪町大原国立療養所春霞園内　畠中衛外七百二十四名提出
第一九〇三号　熊本県菊池郡西合志村国立療養所再春荘内　大久保実提出
給水人口一万人以下の上水道施設費国庫補助に関する請願
第三〇四号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出
第四五三号　福島市杉妻町福島県議会内　伊藤幟提出
白山、広川地帯を国立公園に指定等の請願
第三九九号　富山県東礪波郡城端町長　天富貞次外三名提出
愛媛県忽那七島を瀬戸内海国立公園に編入の請願
第四〇〇号　愛媛県温泉郡興居島村長　三喜長太郎外一名提出
食品衛生法存続に関する請願
第四四五号　東京都中央区日本橋堀留町一ノ四全国清涼飲料工業会内　西田儀八提出
第五二一号　東京都中央区日本橋茅場町二ノ一　西田儀八提出
福岡県に国立光明寮設置の請願
第四七六号　福岡県議会議長　田中保蔵提出
らい研究所設立等に関する請願
第五六一号　東京都北多摩郡東村山町南秋津一、六一〇　原田嘉悦外八千百六十二名提出
第六二四号　東京都北多摩郡東村山町南秋津一、六一〇　酒井伸提出
栄養士法廃止反対に関する請願
第五七六号　福岡市島飼町四ノ三三〇　妹尾ハツミ外七十六名提出
第一五六二号　東京都千代田区霞ヶ関厚生省栄養課内全日本栄養士会内　田中静雄外二名提出（二通）
生活保護法による出産扶助費引上げの請願
第六二三号　東京都渋谷区原宿三ノ二二六社団法人日本看護協会第一副会長　小柳コト外一名提出
旭川市にアフタ・ケア施設設置等の請願
第六四六号　北海道中川郡智恵文村長　山本政平外一名提出（二通）
第六四七号　北海道上川郡士別町長　佐々木良五郎外二名提出（三通）
第六四八号　北海道上川郡神居村長　下田基提出
第六五四号　北海道上川郡愛別村長　森畑森太郎提出
第七六四号　北海道上川郡美瑛町長　鴻上覚一外二名提出（三通）
第八三六号　北海道空知郡富良野町長　古東久平提出
岩手県摺沢町上水道設置に関する請願
第七〇六号　岩手県東磐井郡摺沢町長　及川芳一郎外一名提出
理容師美容師法存続に関する請願
第九六一号　愛媛県松山市北京町愛媛県美容師連合会内　一色保徳提出
北海道士別町上水道新設工事に関する請願
第一〇一五号　北海道上川郡士別町長　佐々木良五郎提出
引揚援護愛の運動経費国庫補助増額に関する請願
第一三一一号　東京都千代田区丸ノ内三ノ一愛の運動関東近県連合協議会内　伊藤辰男外五名提出
福岡県にアフタ・ケア施設設置の請願
第一三七〇号　福岡県粕屋郡古賀町国立福岡療養所内　飯野公二外二名提出（三通）
社会福祉事業金庫設置に関する請願
第一四五四号　東京都渋谷区原宿三ノ二六六財団法人中央社会福祉協議会長　田子一民提出
飲料水困窮、伝染病多発小町村の上水道布設費国庫補助等に関する請願
第一五三五号　和歌山県日高郡白崎村　岩崎茂助外二千九百七十九名提出
新潟県三条市の下水道布設工事線路変更に関する請願
第一五六一号　新潟県三条市一ノ木戸神明町　松永幸之吸外千七百三十五名提出
国立らい療養所菊池恵楓園の病床増設に関する請願
第一五八七号　熊本県菊池郡合志村大字栄三、七九六国立癩療養所菊池恵楓園内　増重文外千四百三十二名提出
油津港に海港検疫所設置の請願
第一七〇八号　宮崎県日南市長井戸川一外一名提出
理容美容業試験および免許制度存続に関する請願
第一七八四号　大垣市本町二ノ七岐阜県理容師協同組合理事長　土屋賢造提出
国立只見資源公園設定に関する請願
第一八三六号　福島県南会津郡田島町大字田島字後原甲三、四五九南会開発協会常任理事　兒山忠一提出
栄養士法存続に関する請願
第一九二五号　東京都杉並区大宮前一ノ四六　芦澤千代提出
同和事業促進に関する請願
第一九六六号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

地盤沈下変動に伴う下水道布設費国庫補助の請願
第二一六〇号　愛媛県松山市長　黒田政一外四十四名提出
第二六七二号　愛媛県温泉郡浅海村長　高橋正善外四十四名提出
理容師美容師法廃止反対に関する請願
第二一八七号　岡崎市板屋町八七愛知県美容協同組合理事長　坂部鉦一外千二十八名提出
未復員者給与法適用期間延長等に関する請願
第二二七五号　兵庫県有馬郡三輪町上野ヶ原国立療養所春霞園内　中村半蔵外五百七十四名提出
大分県南山田村の簡易水道設置費国庫補助に関する請願
第二四〇四号　大分県玖珠郡南山田村大字町田四四四　武石邦雄外百十四名提出
大分県北山田村の簡易水道設置費国庫補助に関する請願
第二四〇五号　大分県玖珠郡北山田村長　合原茂祐外一名提出
国立松江病院整備拡充に関する請願
第二四三五号　島根県松江市庁内国立松江病院整備拡充期成同盟会内　熊野英外二十名提出
あん摩はりきゅう試験制度廃止反対等に関する請願
第二四七四号　神奈川県平塚市平塚新宿区一、一三一須藤方社団法人神奈川県鍼灸按摩マッサージ師会会長　柏木文治提出
未復員者給与法による療養給付期間延長の請願
第二六九五号　新潟県柏崎市国立新潟療養所内　宮沢茂提出
未復員者給与法の適用範囲拡大に関する請願
第二七四三号　静岡市北安東町国立静岡病院共助会内　興津義三外一名提出
第二七五〇号　静岡市北安東町国立静岡病院内未復員療友会内　斉藤勝平外一名提出

右五十七件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月十日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願
請願者　栃木県足利市大沼田町六二二国立足利療養所内　小林秀夫外二百七十三名（第七〇号）
請願者　新潟県北魚沼郡小千谷町国立小千谷療養所内患者自治会内　安田正宣（第二一九号）
請願者　京都府久世郡城陽町国立京都療養所患者自治会京和会内　立白顕道外五百十七名（第三六四号）
請願者　長野県松本市蟻ヶ崎国立松本療養所みすず会内　虎岩久二外百三十一名（第四九六号）
請願者　兵庫県有馬郡三輪町大原国立療養所春霞園内　畠中衛外四百九十八名（第一八九一号）
請願者　京都市右京区音戸山山ノ茶屋町七国立宇多野療養所内　国島昭夫外四百二十二名（第一九〇一号）
請願者　北海道小樽市議会議長岩谷静衛（第一九四六号）

右の請願は、新憲法の主旨に従い生活保護法が施行されたが、現在の社会情勢では健康にして最低の文化生活はできず、ことに結核患者の場合は結核予防法による強制入所の処置を受けても家族はもとより本人すら安心して医療を受けられず家族や周囲に伝染するのを虞れながら労働をする悲惨な実情が多いから、現行の生活保護法による生活扶助金額の基準額を引き上げられ、療養患者が安心して最低の療養生活ができるよう特別の措置を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核患者に対する作業療法確立の請願
請願者　栃木県足利市大沼田町六二二国立足利療養所内　小林秀夫外二百七十三名（第七一号）

右の請願は、結核療養者中作業療法を経過した退所者は、その後の再発率、死亡率が、作業療法を経過せぬ者に比していちじるしく低率であることは、アメリカの調査統計で明らかであるが、栃木県において作業制度の確立している施設は国立栃木療養所一箇所だけで、結核患者を他の療養所では作業制度が認められずその上厳しい療養基準があるため治療半ばで退所し、再発病再入所の悲惨な悪循環を繰り返しているから、結核患者の窮状を考慮の上、全国の療養所に作業療法の制度を確立し、その予算配分をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生活保護費の県負担復活に関する請願
請願者　静岡市議会議長　広瀬修造（第一一八号）

右の請願は、従来国〇・八、県〇・一、市町村〇・一の割合であつた生活保護費が、本年五月の法律第百六十八号により、県負担が市に移譲され、市財政にいちじるしい圧迫を加えているから、これを従来通り県も負担するよう関係法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

右の請願は、結核回復者に絶対不可欠の後保護施設を持たないわが国においては、軽快後直ちに深刻な生活苦の社会に出て苦闘しなければならない結果、充分な自宅療養ができないばかりか、生活のために過労となり、再発または悪化して折角の療養を無にしている実情であり、後保護の内容からみた健康管理面よりも職業補導面においては施策、設備ともに消極的であり、わが新潟県のような裏日本の湿地帯の結核対策上後保護即ちアフタ・ケア施設の設置は特に急を要する重大問題であるから善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

新潟県にアフタ・ケア施設設置の請願
請願者　新潟県柏崎市国立新潟療養所内新潟県患者同盟アフタ・ケア設立準備委員会内　長野代介外一名（第二一八号）
請願者　新潟県柏崎市国立新潟療養所内　宮沢茂（第二六九三号）

右の請願は、結核回復者に絶対不可欠の後保護施設を持たないわが国においては、軽快後直ちに深刻な生活苦の社会に出て苦闘しなければならない結果、充分な自宅療養ができないばかりか、生活のために過労となり、再発または悪化して折角の療養を無にしている実情であり、後保護の内容からみた健康管理面よりも職業補導面においては施策、設備ともに消極的であり、わが新潟県のような裏日本の湿地帯の結核対策上後保護即ちアフタ・ケア施設の設置は特に急を要する重大問題であるから善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せ

意見書案

アフタ・ケア施設確立に関する請願

請願者　静岡県賀茂郡竹麻村国立療養所湊病院白友会内　渡辺明外二百七十名（第二四八号）

請願者　兵庫県有馬郡三輪町大原国立療養所春霞園内　島中衛外七百二十四名（第一八九二号）

請願者　熊本県菊池郡西合志村国立療養所再春荘内　大久保実（第一九〇三号）

右の請願は、一般的統計によると、結核療養者で一応治癒退所した者の三十一パーセントが再発悪化している。しかるに治療過程である作業療法を完了して退院した者は再発がいちじるしく減少しているから、従来病院で行つていたアフタ・ケア施設を分離し、回復患者に職業補導を実施するとともにベットの廻転を早くするよう同施設の確立を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

給水人口一万人以下の上水道設備費国庫補助に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔（第三〇四号）

請願者　福島市杉妻町福島県議会内　伊藤幟（第四五三号）

右の請願は、福島県においては、毎年多数発生する消化器系伝染病防止対策として、各地区に流水対策委員会を設置し、その地区の環境立地条件等を考慮して井戸ならびに流水の消毒施設整備等を講ずるとともに、簡易水道および上水道の設置方を各町村に要望指導しているが、その設置の希望が多いにもかかわらず、地方財政の窮乏はその経費の全額負担を至難とする状況であるから、本事業の重大性に鑑み給水人口一万人以上と同様国庫補助の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

白山、庄川地帯を国立公園に指定等の請願

請願者　富山県東礪波郡城端町長　天富直次外三名（第三九九号）

右の請願は、飛越の国境烏帽子岳に源を発する庄川の美しさは春夏秋冬それぞれ独特の魅力をもつており、東にある黒部を男性的美の代表とすれば、西における庄川は女性的美の代表であり、さらにこれに連る白山連峯およびその周辺は観光的諸条件を具備しているから、白山、庄川を国立公園に指定せられるとともに（一）郷土民謡麦屋節の文化財指定、（二）国営バスの八幡線乗入れ、（三）国道城白線の開通工事施工促進等を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県忽那七島を瀬戸内海国立公園に編入の請願

請願者　愛媛県温泉郡興居島村長　三喜長太郎外一名（第四〇〇号）

右の請願は、愛媛県忽那七島を中軸として興居島、釣島、睦月、野忽那、中島、怒和、津和地、二神、由利、安居島、鹿島の一帯は、地域の特徴としてその風光および風俗は瀬戸内海の代表的な観光景勝地であるから、当地方開発計画の一環として忽那七島一帯を瀬戸内海国立公園に編入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

食品衛生法存続に関する請願

請願者　東京都中央区日本橋堀留町一ノ四全国清涼飲料工業会内　西田儀八（第四四五号）

請願者　東京都中央区日本橋茅場町二ノ一　西田儀八（第五二一号）

右の請願は、政府は食品衛生行政に対して監督、取締行政を最少限度にするとのことであるが、（一）監視員制度の廃止を行うと、取締権限が警察に移行し、技術的指導がなくなり、時代に逆行する。（二）営業許可制度が廃止されると、業界の健全な発展は期せられず、非衛生的なものが町にはん濫し社会生活上重大な支障をきたすことになる。（三）取締り規準が緩和されると、食品中における危険の有無が明確に判定できず国民の健康に悪影響をおよぼす等の理由から、食品衛生行政における行政簡素化には反対するとともに、現行食品衛生法を存続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県に国立光明寮設置の請願

請願者　福岡県議会議長　田中保蔵（第四七六号）

右の請願は、盲人の更生指導施設としての光明寮の急速設置については、当地方関係者の痛切な要望であり、当県としてはこれが設置について数回の請願が県議会になされている実情であり、九州および西日本の中心地福岡に是非完備した国立光明寮の設置をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

らい研究所設立等に関する請願

請願者　東京都北多摩郡東村山町南秋津一、六一〇　原田嘉悦外八千百六十二名（第五六一号）

請願者　東京都北多摩郡東村山町南秋津一、六一〇　酒井伸（第六二四号）

右の請願は、らい予防法が制定されてから既に四十数年を経過したが、この間におけるらい行政は、病者を一個所に収容、隔離し、患者に無期囚同様の一生を強いることによつてらいを撲滅させる方策に終始してきたので、らい医学は日覚ましい近代医学の進歩より取り残され、過去四十数年間ほとんど見るべき決定的進歩を見せていないから、らい問題の根本的解決のため、すみやかに学術、臨床両面の総合研究所を設立せられるとともに、現在療養中の患者に対する厚生施設を整備拡充せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力

せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栄養士法廃止反対に関する請願

請願者　福岡市鳥飼町四ノ三三

○　妹尾ハツミ外七十六名

（第五七六号）

請願者　東京都千代田区霞ヶ関厚生省栄養課内全日本栄養士会内　田中静雄外二名（第一五六二号）

右の請願は、国民の健康を保持し、食生活が合理化されるためには、栄養士による食生活の指導は絶対に必要であるから栄養士法の廃止には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生活保護法による出産扶助費引上げの請願

請願者　東京都渋谷区原宿三ノ二二六社団法人日本看護協会第一副会長　小柳コト外一名

（第六一三号）

右の請願は、現行生活保護法による出産扶助費は、都市で一千円、農山村で九百五拾円であるが、最近の諸物価の高騰に伴い生活費、出産用器具、薬品の値上りははなはだしく、しかも産婦に直接手交されるため、助産婦に支払われないことが度々あり、また出産用の綿花、ガーゼ等衛生材料費は請求により支給されることになつているが、実際には支給されない実情で、助産婦は自費を以つて助産を行う現状であるから、生活保護法による出産扶助費を五割方引き上げられるとともに、衛生材料現物給付の確実化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

旭川市にアフタ・ケア施設設置等の請願

請願者　北海道中川郡智恵文村長　山本政平外一名（第六四六号）

請願者　北海道上川郡士別町長佐々木良五郎外二名（第六四七号）

請願者　北海道上川郡神居村長下田基（第六四八号）

請願者　北海道上川郡愛別村長森畑森太郎（第六五四号）

請願者　北海道上川郡美瑛町長鴻上覚一外二名（第七六四号）

請願者　北海道空知郡富良野町長　古東久平（第八三六号）

右の請願は、結核対策は、予防、治療、後保護の一貫した科学的な施策を強力に、しかも長期にわたつて行われなければ悲惨な結核患者を苦難の底から救い上げ、結核をほく滅することは到底不可能であるから、全国一をうたわれる旭川を中心とする道北の結核り病率を考えるとき、是非とも旭川市にアフタ・ケア施設を設置せられたい。また国立旭川病院入院患者の生活困窮者の実態は病軀と闘いつつますます深刻化の一途をたどりつつあるから、生活保護法による支給金を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県摺沢町上水道設置に関する請願

請願者　岩手県東磐井郡摺沢町長　及川芳一郎外一名（第七〇六号）

右の請願は、岩手県摺沢町は、鉄道開通以来飛躍的に産業、文化、金融交通、衛生、治安関係の中心地となつたばかりでなく諸産業は、発展の一途をたどり、いちじるしく人口の増加を見るに至つたが、駅を中心とする地帯は赤渋の地下水であり、一方山際地帯は地下水浅く、共に不良極まる悪水地帯であるため伝染病は連年その発生をみ、これによる物心両面の損耗はばく大なものがあるから、国の援助のもとに上水道を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

理容師美容師法存続に関する請願

請願者　愛媛県松山市北京町愛媛県美容師連合会内　一色保徳（第九六一号）

右の請願は、理容師法の制定により理容師、美容師が公衆衛生に寄与することができ、また資質向上の途上にあるとき、理容師、美容師法が廃止され、無資格者が業に従事することは、社会衛生上はなはだ寒心にたえないから同法を存続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道士別町上水道新設工事に関する請願

請願者　北海道上川郡士別町長　佐々木良五郎（第一〇一五号）

右の請願は、北海道士別町は、でい炭地上に発展した町であるため、地下水は飲料に適さず、住民は古くから上水道の新設を熱望し、既に上水道促進期成会を結成している現状であるから、本計画がすみやかに実行に移されるよう起債認可ならびに国庫補助の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

引揚援護愛の運動経費国庫補助増額に関する請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内三ノ一愛の運動関東近県連合協議会内　伊藤辰男外五名

（第一三一一号）

右の請願は、引揚援護愛の運動は、当初民間運動として発足し、引揚援護に関し政府の引揚対策を補促いちじるしい功績を残してきた。しかるに本運動に対して昭和二十三年より支出されていた政府の補助金二百五十万円が突然本年度において打ち切られたため、関係者の憂慮はもとより、引揚者留守家族に重大な影響を与えているから、引揚援護運動の特性と重要性を考慮せられ、本運動に対する国庫補助を継続支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県にアフタ・ケア施設設置の請願

請願者　福岡県粕屋郡古賀町国立福岡療養所内　飯野公二外二名（第一三七〇号）

右の請願は、結核回復者に絶対不可欠の後保護施設としてのアフタ・ケア、コロニーの両施設のない限り結核の撲滅は到底期し得られないから、西日本地区のモデル・ケースとして是非ともすみやかに福岡県にアフタ・ケア施設を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

社会福祉事業金庫設置に関する請願

請願者　東京都渋谷区原宿三ノ二六六財団法人中央社会福祉協議会長　田子一民（第一四五四号）

右の請願は、社会福祉事業金庫は、民間社会事業振興上重要なる意味を持つものでこれが実現は福祉事業関係者の熱望するところであるから、社会事業金庫設置委員会の構想に基いてすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

飲料水困窮、伝染病多発小町村の上水道布設費国庫補助等に関する請願

請願者　和歌山県日高郡白崎村岩崎茂助外二千九百七十九名（第一五三五号）

右の請願は、和歌山県志賀村大字谷口外県下九ヶ町村内の一部地区は、飲料水の水質極めて悪く、また水利に恵まれないため家事用水にすら事欠き、赤痢等消化器系伝染病およびトラホーム等の眼疾が累年多発し、精神的、肉体的損失はもち論、良水を遠隔地に求める等の労力消耗、伝染病患者の治療々養に伴う個人経済、町村財政の疲弊等その損失は枚挙にいとまない実情であるから、これらの町村の水道布設工事費に対する国庫補助等を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県三条市の下水道布設工事路線変更に関する請願

請願者　新潟県三条市一ノ木戸神明町　松永彦之助外千七百三十五名（第一五六一号）

右の請願は、昭和二十四年度より施行せられている新潟県三条市の下水道布設工事は、本年度工事として市街の中央部を予定しているが、同区域は、道路の幅がせまいため自動車の通行さえ困難な状態にあり、しかも商店街のため交通甚極めて多く、もし現状のまま同地区の布設工事が開始されると商店は営業不能となるばかりでなく、交通のと絶によつて、不測の事態の発生も憂慮されるから、同地区工事路線を変更せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立らい療養所菊池恵楓園の病床増設に関する請願

請願者　熊本県菊池郡合志村大字栄三、七九六国立癩療養所菊池恵楓園内　増重文外千四百三十二名（第一五八七号）

右の請願は、九州は、全国でもらい分布の最も濃厚なところであり、現在当地区の在宅要収容患者は二千名を降らず、これが収容施設の拡充は緊急を要するから、近く行われると聞く千五百増床の中、菊池恵楓園に五百床を配分せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

油津港に海港検疫所設置の請願

請願者　宮崎県日南市長　井戸川一外一名（第一七〇八号）

右の請願は、油津港は、南九州唯一の良港であり、後方地区に生産される造船材および建築材、電柱材の積出港として知られており、最近は、琉球との貿易港として重要な地位を占めている。しかるに当港に検疫所がないため、外来船の検疫は百七十キロも離れている鹿児島港で実施されているが、これによつて生ずる時間的経済的損失は極めて大きいから、油津港に海港検疫所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

理容美容業試験および免許制等存続に関する請願

請願者　大垣市本町二ノ七岐阜県理容師協同組合理事長　土屋賢造（第一七八四号）

右の請願は、政府は行政機構の改革に当り、理容師、美容師法第二条、第三条に規定されている免許、試験制度を廃止する由であるが、理容業は他の一般サービス業と異り社会公衆保健衛生上重大なる責務を負わされており、今後より以上に衛生、技術の向上が必要であるから、理容美容業試験および免許制を存続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立只見資源公園設定に関する請願

請願者　福島県南会津郡田島町大字田島字後原甲三、四五九南会開発協会常任理事　児山忠一（第一八三六号）

右の請願は、只見川の電力源はわが国最大のものであるが、この川の水量を永久に保持するとともに、電力以外に水利を最大に利用することは極めて重大な意義を有し、国民永遠の福祉のため絶対緊要と信ずるから、本川域を国立資源公園に指定し、総合的計画的な施策を実施し、国家重要資源を保持すると同時に、一大観光郷を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栄養士法存続に関する請願

請願者　東京都杉並区大宮前一ノ四六　芦沢千代（第一九二五号）

右の請願は、栄養士は、終戦直後の食糧不足時代において、国民の栄養改善にいくたの業績を残してきた。しかるに最近同制度の廃止が伝えられているが、これが実現すると、国民の食生活改善はもとより乳幼児の食事、学校、病院等の給食運営に大きな影響を生ずる結果となるから、栄養士法を現在のまま存続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

同和事業促進に関する請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第一九六六号）

右の請願は、新憲下において部落問題は、わが国の民主化に重大な暗影を投じているから、政府は部落問題解決のため必要な予算を計上するとともに適切なる施策をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地盤沈下変動に伴う下水道布設費国庫補助の請願

請願者　愛媛県松山市長　黒田政一外四十四名（第二一六〇号）

請願者　愛媛県温泉郡浅海村長　高橋正善外四十四名（第二六七二号）

右の請願は、昭和二十一年の南海大地震により愛媛県中予海岸線一帯は六十センチから百センチ地盤が沈下し、このため飲料水はかれ、汚水、雨水の排水がはなはだしく困難となり、人家はもち論、田畑に浸水滞留し、作物は枯死し、魚貝類は死滅し、漁民の生活はますます困難を加えてきている上に、衛生環境の悪化による伝染病のためその惨状は言語に絶するものがあるから、すみやかに下水道工事を実施し、適切なる防疫措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

理容師美容師法廃止反対に関する請願

請願者　岡崎市板屋町八七愛知県美容協同組合理事長　坂部鉦一外千二十八名（第二一八七名）

右の請願は、美容師法の全面的廃止は衛生上憂うべき事態の発生を予測せしめる一方、現在の美容業界を混乱に陥れ、美容師の素質を低下せしめる虞れがあるから、現行法を存続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未復員者給与法適用期間延長等に関する請願

請願者　兵庫県有馬郡三輪町上野ヶ原国立療養所春霞園内　中村半蔵外五百七十四名（第二二七五号）

右の請願は、未復員者給与法は、現在療養中の患者にとつて唯一の命の綱であるが、予定通り本年末をもつて同給与が打ち切られることになると、療養生活は根源からくつがえされ、そのため路頭に迷う悲劇も招来することが予想されるから、同法の適用期間をさらに一年延長せられたい。なお同法適用の療養者に対しても健康保険法および生活保護法なみの扶助料、手当等を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県南山田村の簡易水道設置費国庫補助に関する請願

請願者　大分県玖珠郡南山田村大字町田四四四　武石邦雄外百十四名（第二四〇四号）

右の請願は、大分県南山田村は、人口六千五百余の農山村であるが、衛生環境が悪く、ことに飲料水が悪いため赤痢がしばしば発生し村民に多大の不安を与えているため、当局および県の指導により、簡易水道の設置を計画しているが、何分にも貧弱な村財政ではその完成を期待できない実情にあるから、本村の実情を考慮せられ、簡易水道設置費に対し国庫補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県北山田村の簡易水道設置費国庫補助に関する請願

請願者　大分県玖珠郡北山田村長　合原茂祐外一名（第二四〇五号）

右の請願は、大分県北山田村においては、昭和二十六年の集団赤痢発生を始め、毎年玖珠川上流に発生する伝染病に対して、村民百年の健民政策として簡易水道の設置を計画しているが、村財政のみでは完成困難であるから、本事業に対して国庫補助を交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立松江病院整備拡充に関する請願

請願者　島根県松江市庁内国立松江病院整備拡充期成同盟会　内　熊野英外二十名（第二四三五号）

右の請願は、国立松江病院の第一、第二、第六病棟は戦時中のバラック建であつて既に命数がつき危険な状態にあるから、早急に整備拡充されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

あん摩はりきゅう試験制度廃止反対等に関する請願

請願者　神奈川県平塚市平塚新宿区一、一三一須藤方社団法人神奈川県鍼灸按摩マッサージ師会会長　柏木文治（第二四七四号）

右の請願は、行政簡素化に伴うあん摩はりきゅうの試験制度の廃止は、

本業の退化をきたし国民保健衛生上悪影響をおよぼすものであるから、あん摩はりきゆう試験制度の廃止には反対であるとともに、本業確立のため各種療術をあん摩はりきゆう柔道整復師法に包含せしむるよう立法化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未復員者給与法による療養給付期間延長の請願

請願者　新潟県柏崎市国立新潟療養所内　宮沢茂（第二六九五号）

右の請願は、未復員者給与法による療養給付期間は、現在三年となつているが、結核療養の特性から、長期療養を必要とし、同法の適用患者は、期限の切迫に不安と焦燥に悩み、経済的には一日毎に窮乏の度を加えており、このままでは、療養放棄のやむなきに至り、折角の療養も水泡に帰する結果となるから、同法による療養給付期間を延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未復員者給与法の適用範囲拡大に関する請願

請願者　静岡市北安東町国立静岡病院共助会内　興津義三外一名（第二七四三号）

請願者　静岡市北安東町国立静岡病院内未復員療友会内　斉藤勝平外一名（第二七五〇号）

右の請願は、さきに未復員者給与法の適用期間三箇年延長が決定され、医療費だけの保障を承認されたのであるが、さらに同法の適用範囲を拡大し治療の制限撤廃とあわせて生活費の支給方につき善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願特別報告第七号

国民栄養改善法制定に関する請願

第二〇一八号　東京都豊島区巣鴨三ノ二六国民栄養改善法制定促進会内　赤星天童提出

第二〇一九号　東京都豊島区巣鴨三ノ二六国民栄養改善法制定促進会内　田中静雄提出

第二〇五〇号　東京都北多摩郡国分寺町本多六ノ四七七日本栄養士会常務理事　桑原丙午生提出

第二〇五七号　岐阜市八ッ梅町二日本栄養士会岐阜県支部内　宮沢四一提出

第二〇八五号　横浜市南区下永谷町一、〇五四日本栄養士会神奈川県支部内　保科久雄提出

第二〇八六号　千葉市春日町二一日本栄養士会内　森川規矩提出

第二一一〇号　秋田市上中城町四颯々荘　中島吉彦提出

第二一一一号　東京都杉並区大宮前一ノ四六　芦沢千代提出

第二一一二号　東京都荒川区日暮里町七ノ三五二　岡野よし提出

第二一一三号　東京都世田谷区三宿町二五昭和女子大学内　中村不一提出

第二一一四号　千葉県市川市鬼越町二ノ二五一　金沢賢一提出

第二一一五号　東京都杉並区永福町四一六森口方　佐々木理喜子提出

第二一一六号　東京都足立区千住仲町六〇　青木玲子提出

第二一一七号　広島市基町一　岡田正美提出

第二一一八号　東京都練馬区上石神井一ノ四一〇　高橋重磨提出

第二一一九号　東京都杉並区荻窪三ノ五〇　小河徳子提出

第二一二〇号　東京都世田谷区玉川奥沢町三ノ一五一　萩原八重子提出

第二一二七号　福島市矢剣町一一四　八鍬龍太郎提出

第二一四〇号　香川県高松市中野町三八四　松岡ェイ提出

第二二〇六号　佐賀県唐津市城内西四〇四　天ヶ瀬六三郎提出

第二二〇七号　東京都港区丹後町一山脇学園短期大学内　白沢清人提出

第二二〇八号　鹿児島市長田町二四五日本栄養士会鹿児島支部内　村上新太郎提出

第二二〇九号　松山市北持田町県庁公舎内日本栄養士会愛媛県支部内　池山一男提出

第二二一〇号　大阪市阿倍野区北島東一ノ四三大阪女子大学内　平林治徳提出

第二二二六号　岡山県児島郡興除村東疇　小野田辰雄提出

第二二八八号　徳島市田宮町北原朝日住宅日本栄養士会徳島県支部理事長　米田迪提出

第二二八九号　東京都渋谷区神泉町一九栄養士養成所内　入江魁提出

第二三四五号　千葉市弁天町九八千葉県婦人会　沼田たみ提出

第二三四七号　岩手県盛岡市大沢川原小路四八日本栄養士会岩手県支部内　神戸国治提出

第二三四八号　札幌市北五条西一四ノ一日本栄養士会北海道支部内　河原善吉提出

第二三四九号　奈良県山辺郡丹波市町守目堂二三二天理短期大学内　奥村秀夫提出

第二三五〇号　新潟市学校町通一番町五、二九〇日本栄養士会新潟県支部内　井坂富美提出

第二三五一号　千葉市新田町一四八日本栄養士会千葉県支部内　滝波順三提出

第二三八七号　静岡市大岩宮下町四六日本栄養士会静岡県支部内　浜喜代治提出

第二三八八号　松江市米子町一三日本栄養士会島根県支部内　谷口須美代提出

第二三八九号　滋賀県野洲郡守山町日本栄養士会滋賀県支部内　小池初太郎提出

第二三九〇号　山梨県東八代郡一宮村国分六八〇日本栄養士会山梨県支部内　深山武提出

第二三九一号　栃木県宇都宮市旭町二ノ三、四三四日本栄養士会栃木県支部内　高久全輔提出

第二三九二号　仙台市堤通四五ノ一〇日本栄養士会宮城県支部内　野口丑松提出

第二三九三号　和歌山市真砂町二日本栄養士会和歌山県支部内　坂本一男提出

第二三九四号　東京都豊島区駒込三ノ四二二女子栄養短期大学内　香川綾提出

第二四七三号　千葉市本千葉町五九千葉県指導農業協同組合連合会長理事　日暮与一外一名提出（二通）

第二四九五号　三重県津市新中町九二六日本栄養士会三重県支部内　野村正男提出

第二五一一号　東京都荒川区尾

久町一〇の一、六六五　宮本せん提出

第二五四五号　高知市宇津野日本栄養士会高知県支部内　満藤恒夫提出

第二五九三号　広島市宝町広島県婦人連合会内　荒川松枝外三名提出

右四十六件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十七年七月十日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者　東京都豊島区巣鴨三ノ二六国民栄養改善法制定促進会内　赤星天童（第二〇一八号）

請願者　東京都豊島区巣鴨三ノ二六国民栄養改善法制定促進会内　田中静雄（第二〇一九号）

請願者　東京都北多摩郡国分寺町本多六ノ四七七日本栄養士会常務理事　桑原丙午生（第二〇五〇号）

請願者　岐阜市八ツ梅町二日本栄養士会岐阜県支部内　宮沢四一（第二〇五七号）

請願者　横浜市南区下永谷町一、〇五四日本栄養士会神奈川県支部内　保科久雄（第二〇八五号）

請願者　千葉市春日町二一日本栄養士会内　森川規矩（第二〇八六号）

請願者　秋田市上中城町四颯々荘　中島吉彦（第二一一〇号）

請願者　東京都杉並区大宮前一ノ四六　芦沢千代（第二一一一号）

請願者　東京都荒川区日暮里町七ノ三五二　岡野よし（第二一一二号）

請願者　東京都世田谷区三宿町二五昭和女子大学内　中村不一（第二一一三号）

請願者　千葉県市川市鬼越町二ノ二五一　金沢賢一（第二一一四号）

請願者　東京都杉並区永福町四一六森口方　佐々木理喜子（第二一一五号）

請願者　東京都足立区千住仲町六〇　青木玲子（第二一一六号）

請願者　広島市基町一　岡田正美（第二一一七号）

請願者　東京都練馬区上石神井一ノ四一〇　高橋重磨（第二一一八号）

請願者　東京都杉並区荻窪三ノ五〇　小河徳子（第二一一九号）

請願者　東京都世田谷区玉川奥沢町三ノ一五一　萩原八重子（第二一二〇号）

請願者　福島市矢剣町一一四　八鍬龍太郎（第二一二七号）

請願者　香川県高松市中野町三八四　松岡ヱイ（第二一四〇号）

請願者　佐賀県唐津市城内西四〇四　天ヶ瀬六三郎（第二一二〇六号）

請願者　東京都港区丹後町一山脇学園短期大学内　白沢清人（第二一二〇七号）

請願者　鹿児島市長田町二四五日本栄養士会鹿児島支部内　村上新太郎（第二一二〇八号）

請願者　松山市北持田町県庁公舎内日本栄養士会愛媛県支部内　池山一男（第二一二〇九号）

請願者　大阪市阿倍野区北畠東一ノ四三大阪女子大学内　平林治徳（第二一二一〇号）

請願者　岡山県児島郡興除村東疇　小野田辰雄（第二一二一六号）

請願者　徳島市田宮町北原朝日住宅日本栄養士会徳島県支部理事長　米田迪（第二一二八八号）

請願者　東京都渋谷区神泉町一九栄養士養成所内　入江魁（第二一二八九号）

請願者　千葉市弁天町九八千葉県婦人会　沼田たみ（第二一三四五号）

請願者　岩手県盛岡市大沢川原小路四八日本栄養士会岩手県支部内　神戸国治（第二一三四七号）

請願者　札幌市北五条西一四ノ一日本栄養士会北海道支部内　河原善吉（第二一三四八号）

請願者　奈良県山辺郡丹波市町守目堂二三二天理短期大学内　奥村秀夫（第二一三四九号）

請願者　新潟市学校通一番町五、二九〇日本栄養士会新潟県支部内　井坂富美（第二一三五〇号）

請願者　千葉市新田町一四八日本栄養士会千葉県支部内　滝波順三（第二一三五一号）

請願者　静岡市大岩宮下町四六日本栄養士会静岡県支部内　浜喜代治（第二一三八七号）

請願者　松江市米子町一三日本栄養士会島根県支部内　谷口須美代（第二一三八八号）

請願者　滋賀県野洲郡守山町日本栄養士会滋賀県支部内　小池初太郎（第二一三八九号）

請願者　山梨県東八代郡一宮村国分六八〇日本栄養士会山梨県支部内　深山武（第二一三九〇号）

請願者　栃木県宇都宮市旭町二ノ三、四三四日本栄養士会栃木県支部内　高久全輔（第二一三九一号）

請願者　仙台市堤通四五ノ一〇日本栄養士会宮城県支部内　野口丑松（第二一三九二号）

請願者　和歌山市真砂町二日本栄養士会和歌山県支部内　坂本一男（第二一三九三号）

請願者　東京都豊島区駒込三ノ四二二女子栄養短期大学内　香川綾（第二一三九四号）

請願者　千葉市本千葉町五九千葉県指導農業協同組合連合会長理事　日暮与一外一名（第二四七三号）

請願者　三重県津市新中町九二六日本栄養士会三重県支部内　野村正男（第二四九五号）

請願者　東京都荒川区尾久町一〇の一、六六五　宮本せん（第二五一一号）

請願者　高知市宇津野日本栄養士会高知県支部内　満藤恒夫（第二五四五号）

請願者　広島市宝町広島県婦人連合会内　荒川松枝外三名（第二五九三号）

右の請願は、国民栄養の改善については、大正十五年以来二十七年間にわたつて、各都道府県庁、団体、工場、事業場、学校、病院等の栄養給食および都市、農山漁村民について行つた実験的研究によつて、その効果の顕著なことが認められているから、食生活の合理化を図るため、国民栄養改善法を制定せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月十日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願審査報告書第七号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三四号　社会保険医療強化に関する請願

第六四号、第一一七号、第五八五号、第一一〇七号、第一一二四号、第一九八九号　国民健康保険事業の危機突破に関する請願

第六九号、第一八九四号、第一九〇〇号、第二六九四号　健康保険療養給付期間延長に関する請願

第三六三号　健康保険の医療給付期間延長に関する請願

第三六八号　健康保険給付費一部国庫負担等に関する請願
第一五四一号　国民健康保険事業費国庫補助増額に関する請願
第二八一六号　社会保障制度実施促進等に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十七年七月二十四日
厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第八号

社会保険医療強化に関する請願
第三四号　北海道札幌市議会議長　斉藤忠雄提出
国民健康保険事業の危機突破に関する請願
第六四号　岩手県議会議長　村上順平提出
第一一七号　群馬県桐生市役所内国民健康保険団体連合会内　前原一治提出
第五八五号　福島県西白河郡関平村長　田崎武義提出
第一一〇七号　新潟県議会議長　西川弥平治提出
第一一二四号　福島県白河市役所保険課内　田中仲三提出
第一九八九号　長野県庁内長野県国民健康保険団体連合会理事長　市川海提出
健康保険療養給付期間延長に関する請願
第六九号　栃木県足利市大沼田町六二二国立足利療養所内　小林秀夫外二百七十三名提出
第一九〇〇号　京都市右京区音戸山山ノ茶屋町七国立宇多野療養所内　国島昭夫外四百八十名提出
第二九四号　新潟県柏崎市国立新潟療養所内　宮沢茂提出
健康保険の医療給付期間延長に関する請願
第三六三号　京都府久世郡城陽町国立京都療養所患者自治会京和会内　立白顯道外三百七十名提出
健康保険給付費一部国庫負担等に関する請願
第三六八号　東京都港区赤坂青山南町一ノ五五健康保険組合連合会会長　清水良策外二十一万五千七百六十六名提出
国民健康保険事業費国庫補助増額に関する請願
第一五四一号　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出
社会保障制度実施促進等に関する請願
第二八一六号　仙台市宮城県庁内宮城県国民健康保険団体連合会理事長　麻生寛道外七名提出
右十五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十七年七月二十四日
厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

社会保険医療強化に関する請願
請願者　北海道札幌市議会議長　斉藤忠雄（第三四号）
右の請願は、現下の医療事情ならびに経済事情から、社会保険医療の強化は極めて重要事であるから、(一)国庫補助による社会保険診療報酬単価の引上げと点数の改正、(二)診療内容の向上、(三)医療費に対する課税の大幅軽減、(四)国民健康保険制度の拡充強化、(五)健康保険医療給付費に対する国庫負担の増額、(六)結核療養費の全額国庫負担等をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年七月　日
参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険事業の危機突破に関する請願
請願者　岩手県議会議長　村上順平（第六四号）
請願者　群馬県桐生市役所内国民健康保険団体連合会内　前原一治（第一一七号）
請願者　福島県西白河郡関平村長　田崎武義（第五八五号）
請願者　新潟県議会議長　西川弥平治（第一一〇七号）
請願者　福島県白河市役所保険課内　田中仲三（第一一二四号）
請願者　長野県庁内長野県国民健康保険団体連合会理事長　市川海（第一九八九号）
右の請願は、国民健康保険事業は、教育、産業および地方自治の根基に直接関係があつて、重要な施策の一つである。しかして結核予防法が実施になり、この公費負担を実施する場合、医療法に基く公的医療機関の整備、保険所の充実、その装備強化等諸施設が大衆に帰納するところとなる虞れがあり、ひいては国民健康保険制度の振否を左右し、また、都道府県および市町村の財政をもつてしては自治体の破滅を招来することとなるから、本制度の強化充実のためにすみやかに財政的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年七月　日
参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

健康保険療養給付期間延長に関する請願
請願者　栃木県足利市大沼田町六二二国立足利療養所内　小林秀夫外二百七十三名（第六九号）
請願者　兵庫県有馬郡三輪町大原国立療養所春霞園内　大木仙太郎外四百九十一名（第一九〇〇号）
請願者　京都市右京区音戸山山ノ茶屋町七国立宇多野療養所内　国島昭夫外四百八十名（第一九〇〇号）
請願者　新潟県柏崎市国立新潟療養所内　宮沢茂（第二九四号）
右の請願は、長期療養を要する結核は、健康保険療養給付期間中に治ゆすることがほとんどなく、また期間経過後の医療扶助も地方財政の窮乏から全患者の三十パーセントに過ぎないので、回服せぬ体で社会に出なければならない者が多い現状であるから、健康保険療養給付期間を二年より三年に延長されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年七月　日
参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

健康保険の医療給付期間延長に関する請願
請願者　京都府久世郡城陽町国立京都療養所患者自治会京和会内　立白顯道外三百七十名（第三六三号）
右の請願は、結核の治療期間は、極く軽症患者でも最低二箇年の安静期間を要し、中等症以上では三年ないし四年以上の治療歳月を要することは既に万人の認めるところであるが、現在の健康保険では二箇年しか治療期間が許されていないため、ある程度病状が回復しても保険切れによつて退所を余儀なくされ、折角の

療養成果を台なしにしてしまうから、健康保険の医療および傷病手当給付期間を三箇年に延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

健康保険給付費一部国庫負担等に関する請願

請願者　東京都港区赤坂青山南町一ノ五五健康保険組合連合会会長　清水良策外二十一万五千七百六十六名（第三六八号）

右の請願は、今回行われた社会保険診療費の単価引上げによつて、従来もはなはだしく困難であつた保険財政はさらに窮迫し、加えて現在被保険者は高額の保険料を負担しており、さらに保険料を増徴することは不可能な状態にあり、いまや健康保険制度は危機に直面しているから、これが打開のため、健康保険給付費の一部国庫負担と社会保険料に対する課税免除の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険事業費国庫補助増額に関する請願

請願者　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信（第一五四一号）

右の請願は、現下の町村財政の事情よりして国民健康保険事業の経営は、現在極めて困難なる実状にあるから、国庫補助の増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

社会保障制度実施促進等に関する請願

請願者　仙台市宮城県庁内宮城県国民健康保険団体連合会理事長　麻生寛道外七名（第二八一六号）

右の請願は、健康にして文化的生活を実現するためには、社会保障制度の基盤としての国民健康保険制度の抜本的革新が必要であるから、(一)社会保障制度の実現を促進すること、(二)医療給付に対し二割の国庫負担を実現すること、(三)国民健康保険奨励金および再建整備資金の条件を緩和増額すること、(四)国民健康保険制度の全国強制を実施すること等社会保障制度の実施促進を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第八号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六五号、第六六号、第一二九号、第一七八三号　児童福祉司制度廃止反対に関する請願

第四三六号　結核回復者雇用の国家的措置に関する請願

第五二二号、第五三七号、第六〇二号、第六六九号、第六七三号、第六九一号、第七〇五号、第九五四号、第九九二号、第一一〇五号、第一一三七号、第一五八九号、第一六九三号、第一六九八号、第二〇三四号、第二〇三五号、第二〇六八号、第二一四一号、第二二二七号、第二二八号、第二二九四号、第二三三八号、第二四九六号、第二四九七号、第二五四六号、第二五四七号、第二五四八号、第二五四九号、第二五五〇号、第二五六二号、第二五七九号、第二五八〇号、第二五八一号、第二五八二号、第二五九八号、第二六〇四号、第二六四三号、第二七四〇号、第二八三一号　母子福祉法制定に関する請願

第六三三号　広島市大須賀町に特殊飲食店街設置反対の請願

第八二〇号　国立きつ音きよう

正所設立に関する請願

第一七九五号　戦争犠牲者遺族等の援護対策に関する請願

第一八五八号　未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する請願

第一九七一号　戦争犠牲者の援護強化に関する請願

第二〇〇七号　原爆犠牲者等の援護に関する請願

第二三七七号　元華北交通株式会社戦没社員遺家族等の援護に関する請願

第二六七一号　広島市大須賀町に特殊飲食店街設置反対の請願

第二七九一号　東京都西府村住居専用地区の旅館、飲食店営業不許可に関する請願

第二八七七号　未帰還者留守家族の援護等に関する請願

第二九四三号、第三〇〇八号、第三〇五一号、第三〇六一号、第三三〇九二号、第三一六七号　受胎調節に関する請願

第二九四四号　元軍人軍属遺族保障制度確立等に関する請願

第二九九六号　国民健康保険事業の危機突破に関する請願

第三〇〇七号　福島県湯野町上水道布設に関する請願

第三一四六号　東京都立川市附近の飲料水汚染防止に関する請願

第三一六八号　国立大阪病院結核病棟閉鎖反対等に関する請願

第三二六二号　元傷い軍人等の福祉措置拡大に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月三十日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第九号

児童福祉司制度廃止反対に関する請願

第六五号　広島県沼隈郡鞆町広島県児童福祉司会内　加藤忠孝提出

第六六号　岩手県稗貫郡石鳥屋町岩手県稗貫地方事務所内　山折時雄外一名提出

第一二九号　広島県呉市海岸通り四広島県里親連合会内　角野卓男提出

第一六六号　東京都世田谷区世田谷三ノ二、四二九　古川貞子外二十四名提出

第一七一号　北海道札幌市北一条西五丁目　林勇治外三十二名提出

第一七八三号　岐阜市司町一岐阜県児童福祉審議会内　岩井繁一外四名提出（二通）

結核回復者雇用の国家的措置に関する請願

第四三六号　新潟県柏崎市国立新潟療養所患者同盟会内　長野岱介提出

母子福祉法制定に関する請願

第五二二号　新潟県高田市大町二　関威雄外三千八百七名提出

第五三七号　熊本市願正寺町三七婦人会館内　河添ひさよ外二千四百七十四名提出（二十五通）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報　号外

昭和二十七年七月三十一日

○第十三回国会　参議院会議録附録（その十三）

第六〇二号　名古屋市千種区吹上本町三ノ二三　田村愛子外七千二百八十八名提出
第六六九号　奈良県大和高田市奈良県未亡人連盟内　辻本きみ外九千七百四十一名提出
第六七三号　福島県西白河郡矢吹町未亡人会内　黒川よしい外四百四十名提出
第六九一号　徳島市新内町一ノ一五未亡人会徳島県連絡協議会内　万野ハツエ外七千四百九十九名提出
第七〇五号　鳥取県東伯郡浅津村下浅津　井口寿賀野外二千二百五十六名提出
第九五四号　鳥取県東伯郡浅津村　井口寿賀野外六百十六名提出
第九九二号　岩手県上閉伊郡達曾部村みどり会内　多田たま外六千三百十名提出
第一一〇五号　熊本県天草郡本渡町上町　山下千枝子外百十二名提出
第一一三七号　東京都青梅市勝沼三〇　荒井八重子外八千二百五十名提出（四通）
第一五八九号　千葉県市川市長浮谷竹次郎外一万七千八百四十一名提出
第一六九三号　熊本市北新坪井町　前野光枝外百八十二名提出
第一六九八号　熊本県議会議長　大久保勢輔提出
第二〇三四号　愛媛県松山市小栗町　梅岡富栄外五百八十八名提出
第二〇三五号　福島県双葉郡大久村大字大久保中ノ内　根本源寿外三千二百十九名提出（二通）
第二〇六八号　福島県伊達郡飯野町字町二六　斉藤タカ外千二百八十名提出
第二一四一号　福島県安達郡本宮町南町裡一〇九　笠原忠次郎外四百九十二名提出
第二二二七号　栃木市富士見町一、〇四三　栃木理一外四百名提出
第二二二八号　福島県白河市字天神町三三　水野清外二千九百七十八名提出
第二二九四号　千葉県君津郡中川村百目木二八二　関美太郎外一万七千八百四十一名提出
第二三三八号　富山県氷見郡窪村　池渕正外千二百二十六名提出
第二四九六号　千葉県館山市長須賀三三七　小原慈吉外一万七千八百四十一名提出
第二四九七号　広島県安芸郡矢野町　野島美佐子外二千百九名提出
第二五四六号　茨城県北相馬郡相馬町　池木正子外一万二千五百九十四名提出
第二五四七号　兵庫県加古川市加古川町篠原六〇　岩崎新外六千名提出
第二五四八号　滋賀県坂田郡東黒田村字長岡　田中秀子外三千四百五十七名提出
第二五四九号　千葉県山武郡豊海町真亀四、六五五　泉トシ外六万八千五十六名提出（四通）
第二五五〇号　山口県美祢郡共和村白菊会内　上利みさを外二万七千三百四十九名提出（八通）
第二五六二号　栃木県塩谷郡矢板町大字矢板八二八ノ三　大貫順作外十万六千二百八十五名提出
第二五七九号　名古屋市千種区吹上本町三ノ二三　田村愛子外四千九百九十五名提出
第二五八〇号　高知市桜馬場一三　松山秀美外二万八千七百六十七名提出
第二五八一号　新潟県中魚沼郡仙田村　高野真利外四千二百六十五名提出
第二五八二号　秋田市土崎港壱騎町八九　三浦テツ外三千百七十三名提出
第二五九八号　和歌山県海南市舟尾一四一　山本佐多子外二万七千三百七十七名提出（四通）
第二六〇四号　栃木県上都賀郡日光町大字日光二、四七八　伊藤敏次郎外六千八十四名提出（二通）
第二六四三号　石川県七尾市古府町キノ一五　山口好子外千百四十四名提出
第二七四〇号　千葉県船橋市本町四ノ一、八〇〇　今村美枝外六万九千四百三十九名提出
第二八三一号　茨城県議会議長　宇田川源次郎提出
広島市大須賀町に特殊飲食店街設置反対の請願
第六三三号　広島市二葉ノ里鉄道公舎東九ノ一　植木仙次郎提出
国立きつ音きよう正所設立に関する請願
第八二〇号　兵庫県知事　岸田幸雄外一名提出
戦争犠牲者遺族等の援護対策に関する請願
第一七九五号　茨城県水戸市北三ノ丸茨城県遺家族援護協議会内　友末洋治提出
未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する請願
第一八五八号　宮城県塩釜市議会議長　桜井清四郎提出
戦争犠牲者の援護強化に関する請願
第一九七一号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出
原爆犠牲者等の援護に関する請願
第二〇〇七号　長崎県議会議長　岡本直行提出
元華北交通株式会社戦没社員遺家族等の援護に関する請願
第二三七七号　東京都千代田区丸ノ内ビル五九六区社団法人華交互助会理事長　竹森愷男外一名提出
広島市大須賀町に特殊飲食店街設置反対の請願
第二六七一号　広島市上須賀町森寛一外千七百名提出
東京都西府村住居専用地区の旅館、飲食店営業不許可に関する請願
第二七九一号　東京都北多摩郡西府村本宿峡の下第二都営住宅内　大木春夫外三百三名提出
未帰還者留守家族の援護等に関する請願
第二八七七号　神奈川県川崎市議会議長　高須康治提出
受胎調節に関する請願
第二九四三号　東京都文京区高田豊川町四三日本医薬業連合会内　上田孝吉提出
第三〇〇八号　東京都豊島区高田本町一ノ三〇二日本医薬業連合会内　高橋豊一外一名提出（二通）
第三〇五一号　岡山市七日市一

六七ノ一岡山県薬業連合会内
山口百治外十六名提出
第三〇六一号　和歌山市小松原通り和歌山県医薬業連合会内　岩本輝男提出
第三〇九二号　宮崎市栄町二ノ三宮崎県薬業協会内　阪本龍七提出
第三一六七号　新潟県長岡市坂元上町一新潟県薬種商協会中越支部内　佐藤正雄提出
元軍人軍属遺族保障制度確立等に関する請願
第二九四四号　鳥取市中町五八鳥取県遺族連合会内　草野恵提出
国民健康保険事業の危機突破に関する請願
第二九九六号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出
福島県湯野町上水道布設に関する請願
第三〇〇七号　福島県伊達郡湯野町役場内　菱沼寅吉提出
東京都立川市附近の飲料水汚染防止に関する請願
第三一四六号　東京都武蔵野市吉祥寺二、一二八　中村高一提出
国立大阪病院結核病棟閉鎖反対等に関する請願
第三一六八号　大阪市東区法円坂町一ノ二番併合地国立大阪病院患者難生会内　西岡恒也他百四十五名提出
元傷い軍人等の福祉措置拡大に関する請願
第三二六二号　石川県金沢市十一屋町カ四〇ノ一九石川県身体障害者福祉協会連合会内　島畠徳次郎提出

右六十八件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月三十日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

児童福祉司制度廃止反対に関する請願

請願者　広島県沼隈郡鞆町広島県児童福祉司会内　加藤忠孝（第六五号）
請願者　岩手県稗貫郡石鳥屋町岩手県稗貫地方事務所内　山折時雄外一名（第六六号）
請願者　広島県呉市海岸通り四広島県里親連合会内　角野卓男（第一一九号）
請願者　東京都世田谷区世田谷三ノ二、四二九　古川貞子外二十四名（第一六六号）
請願者　北海道札幌市北一条西五丁目　林勇治外三十二名（第一七一号）
請願者　岐阜市司町一岐阜県児童福祉審議会内　岩井繁一外四名（第一七八三号）

右の請願は、児童福祉司制度の廃止が伝えられているが、現下社会不安の下にある児童の実態をながめ、将来を考えると、むしろ本制度の存続かつ増強を図るべきであるから、同制度の廃止には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核回復者雇用の国家的措置に関する請願

請願者　新潟県柏崎市国立新潟療養所患者同盟会内　長野岱介（第四三六号）

右の請願は、昨今、結核に対する医療技術ならびに化学療法等の発展普及により、医療の面に画期的改良が加えられ、この恵沢に浴しうる患者も漸次増加しつつあるが、病院や療養所等の療養を一応終了して社会に復帰したもののこれらの回復者を受け入れる制度ならびに態勢がなく、しかも一般健康者に伍しては到底社会生活にたえることのできない結核回復者においては、原職に復帰できる極く少数の者を除いてはほとんどこの体力に応ずる適職を見出すことは不可能に近い現状であるから、これら結核回復者雇用の国家的処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

母子福祉法制定に関する請願

請願者　新潟県高田市大町二関威雄外三千八百七名（第五二二号）
請願者　熊本市顕正寺町三七婦人会館内　河添ひさよ外二千四百七十四名（第五三七号）
請願者　名古屋市千種区吹上本町三ノ二三　田村愛子外七千二百八十八名（第六〇二号）
請願者　奈良県大和高田市奈良県未亡人連盟内　辻本きみ外九千七百四十一名（第六六九号）
請願者　福島県西白河郡矢吹町未亡人会内　黒川よしい外四百四十名（第六七三号）
請願者　徳島市新内町一ノ一五未亡人会徳島県連絡協議会内　万野ハツエ外七千四百九十九名（第六九一号）
請願者　鳥取県東伯郡浅津村下浅津　井口寿賀野外二千二百五十六名（第七〇五号）
諸願者　鳥取県東伯郡浅津村井口寿賀野外六百十六名（第九五四号）
請願者　岩手県上閉伊郡達曾部村みどり会内　多田たま外六千三百十名（第九九二号）
請願者　熊本県天草郡本渡町上町　山下千枝子外百十二名（第一一〇五号）
請願者　東京都青梅市勝沼三〇　荒井八重子外八千二百五十名（第一一三七号）
請願者　千葉県市川市長　浮谷竹次郎外一万七千八百四十一名（第一五八九号）
請願者　熊本市北新坪井町　前野光枝外百八十二名（第一六九三号）
請願者　熊本県議会議長　大久保勢輔（第一六九八号）
請願者　愛媛県松山市小栗町梅岡富栄外五百八十八名（第二〇三四号）
請願者　福島県双葉郡大久村大字大久保中ノ内　根本源寿外三千二百十九名（第二〇三五号）
請願者　福島県伊達郡飯野町字町二六　斉藤タカ外千二百八十名（第二〇六八号）
請願者　福島県安達郡本宮町南町裡一〇九　笠原忠次郎外四百九十二名（第二一四一号）
請願者　栃木市富士見町一、〇四三　栃木理一外四百名（第二二二七号）
請願者　福島県白河市字天神町三三　水野清外二千九百七十八名（第二二二八号）
請願者　千葉県君津郡中川村百目木二八二　関美太郎外一万七千八百四十一名（第二二九四号）
請願者　富山県氷見郡窪村　池渕正外千二百二十六名（第二三三八号）
請願者　千葉県館山市長須賀三七　小原愈吉外一万七千八百四十一名（第二四九六号）
請願者　広島県安芸郡矢野町野島美佐子外二千百九名（第二四九七号）
請願者　茨城県北相馬郡相馬町池木正子外一万二千五百九十四名（第二五四六号）

請願者　兵庫県加古川市加古川町篠原六〇　岩崎新外六千名（第二五四七号）

請願者　滋賀県坂田郡東黒田村字長岡　田中秀子外三千四百五十七名（第二五四八号）

請願者　千葉県山武郡蓮海町真亀四、六五五　泉トシ外六万八千五十六名（第二五四九号）

請願者　山口県美祢郡共和村白菊会内　上利みさを外二万七千三百四十九名（第二五五〇号）

請願者　栃木県塩谷郡矢板町大字矢板八二八ノ三　大貫順作外十万六千二百八十五名（第二五六二号）

請願者　名古屋市千種区吹上本町三ノ二三　田村愛子外四千九百九十五名（第二五七九号）

請願者　高知市桜馬場一三　松山秀美外二万八千七百六十七名（第二五八〇号）

請願者　新潟県中魚沼郡仙田村　高野真利外四千二百六十五名（第二五八一号）

請願者　秋田市土崎港壱騎町八九　三浦テツ外三千百七十三名（第二五八二号）

請願者　和歌山県海南市舟尾一四一　山本佐多子外二万七千三百七十七名（第二五九八号）

請願者　栃木県上都賀郡日光町大字日光二、四七八　伊藤敏次郎外六千八十四名（第二六〇四号）

請願者　石川県七尾市古府町キノ一五　山口好子外千百四十四名（第二六四三号）

請願者　千葉県船橋市本町四ノ一、八〇〇　今村美枝外六万九千四百三十九名（第二七四〇号）

請願者　茨城県議会議長　宇田川源次郎（第二八三二号）

右の請願は、終戦以来国民の心を痛ませてきた戦争犠牲者に対する援護対策として、国家補償法が実現されようとしているとき、母子世帯の子が国家社会から忘れられていて、母子家庭は、育成途上にある子女を抱え生活に困窮しているから、すみやかに母子福祉法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて、内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島市大須賀町に特殊飲食店街設置反対の請願

請願者　広島市二葉ノ里鉄道公舎東九ノ一　植木仙次郎（第六三三三号）

右の請願は、広島市大須賀町に特殊飲食店街を新規に設置することになつているが、その新設については附近町民の全然関知しない間に、行政責任者ならびに関係業者等によつて企画せられたもので、社会風教上はもち論、交通関係を含む広島平和都市復興上有害であるから、風俗営業取締法規その他関係法令等を改正して対処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立きつ音きよう正所設立に関する請願

請願者　兵庫県知事　岸田幸雄外一名（第八二一〇号）

右の請願は、国立きつ音きよう正所設立に関しては昭和二十五年十月以来しばしば請願をかさねてきたのであるが、いまだ実現をみずまことに遺憾である。しかるに日本全国に約百万人（内青少年学徒約三十万）と推算せられるきつ音者は依然として悲惨な生活をつづけているから、すみやかに国立きつ音きよう正所を設立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族等の援護対策に関する請願

請願者　茨城県水戸市北三ノ丸　茨城県遺家族援護協議会内　友末洋治（第一七九五号）

右の請願は、戦傷病者戦没者遺族等援護法を現行恩給法との均衡を勘案の上国家補償の建前による内容に改正されると共に、遺族記章の交付、母子世帯の住宅問題等について善処されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する請願

請願者　宮城県塩釜市議会議長　桜井清四郎（第一八五八号）

右の請願は、未帰還者とその留守家族に対する援護法としては、現在未復員者給与法および未帰還者給与法が施行されているが、両法は不備欠陥が多く、しかもこの適用を受けている留守家族は、全国留守家族の約三分の一にすぎず、その金額も現下の社会情勢に程遠いものであるから、これら未帰還抑留者および留守家族の国家補償について万全の策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者の援護強化に関する請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第一九七一号）

右の請願は、遺家族、傷い軍人、引揚者等戦争犠牲者に対する援護措置は、極めて不充分であるから、なお一層の援護措置を強化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

原爆犠牲者等の援護に関する請願

請願者　長崎県議会議長　岡本直行（第二〇〇七号）

右の請願は、軍人、軍属遺家族援護に関する法律の内容において、国家の命令により徴用を受け、軍需工場に作業中原爆あるいはその他の攻撃により殉職した動員学徒、徴用工員、女子挺身隊員等が全然無視されていることは遺憾であるから、本法の適用範囲を拡大してこれら原爆や戦災による犠牲者の国家援護を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元華北交通株式会社戦没社員遺家族等の援護に関する請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内ビル五九六区社団法人華交互助会理事長　竹森愷男外一名（第二三七七号）

右の請願は、元華北交通株式会社の従業員は、主として満鉄および内地運輸省の鉄道員をもつて構成され、とくに内地よりの派遣員は、軍属として業務に挺身し、犠牲者は靖国神社に祭られている。しかるに、これ等犠牲者の遺家族は、引揚によつて全財産を失い長年月の勤務による退職金や貯金の一切を失つて、生活は悲惨な実情にあるから、これら戦没社員遺家族および傷病者に対し、軍人と同様の待遇を与えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島市大須賀町に特殊飲食店街設置反対の請願

請願者　広島市上須賀町　森寛一外千七百名（第二六七一号）

右の請願は、広島市大須賀町に特殊飲食店街を新規に設置することになつているが、その新設については附近町民の全然関知しない間に、市当局ならびに関係業者等によつて企画せられたもので、社会風教上ばもち論附近住民特に児童環境に悪影響を与えかつ広島平和都市の復興上由々しい事態の起ることも予想されるが、現行法規では如何ともなし得ないから、特飲街阻止のため立法措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都西府村住居専用地区の旅館、飲食店営業不許可に関する請願

請願者　東京都北多摩郡西府村本宿峡の下第二都営住宅内　大木春夫外三百三名（第二七九一号）

右の請願は、東京都北多摩郡西府村峡の下一帯十万坪は五月二十日住居専用地区に指定されたが、都当局は、この地区内に外人相手の特殊旅館となることが必然と思われる旅館の営業を、さかのぼつた日附で許可しようとしているから、住居専用地区の制限に基いて同旅館の営業を不許可とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未帰還者留守家族の援護等に関する請願

請願者　神奈川県川崎市議会議長　高須康治（第二八七七号）

右の請願は、現在未復員者に対しては未復員者給与法、一般邦人の特別未帰還者に対しては特別未帰還者給与法があつて、それぞれ本人に対する俸給および扶養手当がその留守家族に支給されている。しかるにこれ等の支給は、定めるわくによつて限定されているため、なお多くの留守家族は何等の援護も受けられないでいるから、これら未帰還者を待ちわびる留守家族の差別待遇を廃し、その窮状を救うためすみやかに立法措置を講ぜられたい。また戦没者家族に弔慰金として交付される公債は、生活困窮者に限りその金額または一部を換金できる方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

受胎調節に関する請願

請願者　東京都文京区高田豊川町四三日本医薬業連合会内　上田孝吉（第二九四三号）

請願者　東京都豊島区高田本町一ノ三〇二日本医薬業連合会内　高橋豊一外一名（第三〇〇八号）

請願者　岡山市七日市一六七ノ一岡山県薬業連合会内　山口百治外十六名（第三〇五一号）

請願者　和歌山市小松原通り和歌山県医薬業連合会内　岩本輝男（第三〇六一号）

請願者　宮崎市栄町二ノ三宮崎県薬業協会内　阪本龍七（第三〇九二号）

請願者　新潟県長岡市坂元上町一新潟県薬種商協会中越支部内　佐藤正雄（第三一六七号）

右の請願は、日本医薬業連合会は、避妊用医薬品および用具を販売ならびに取扱つていること、受胎調節の必要な地域は都会より地方農山漁村であること、本会々員の多くが地方に開業していること等の諸点を考慮して、優生保護法に基く受胎調節普及会および実施要領による民間協力団体として本会を指定するとともに本会会員で特別の講習を受講したものに対し、受胎調節相談所の開設を許可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元軍人軍属遺族保障制度確立等に関する請願

請願者　鳥取市中町五八鳥取県遺族連合会内　草野恵（第二九四四号）

右の請願は、昭和二十七年四月三十日法律第一二七号戦傷者戦没者遺族等援護法が公布されたが、この法律は遺族の熱願するところとはその趣旨においても不徹底であり行われるところも不充分であるから、（一）昭和二十一年勅令第六十八号による制限または停止を解き軍人軍属の遺族に恩給法による扶助料を支給すること、（二）生活保護法の適用上遺族扶助料の基本給はこれを所得とみなさないこと、（三）戦没者の子弟の育英費の支給等の改正を行い、これに要する経費を補正予算に計上してすみやかに元軍人軍属遺族保障制度の確立を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険事業の危機突破に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔（第二九九六号）

右の請願は、国民健康保険事業は現状のまま放置すると早晩運営難におちいり崩壊を免れない実状にあるから、これが打開策として、（一）医療給付費の二割および単価引上げによる医療費の増高分を国庫において負担するとともに再建整備費ならびに直営診療所施設設置費の国庫補助金を増額すること、（二）国民健康保険第二条を改正し強制設立とすること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここ

に国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県湯野町上水道布設に関する請願

請願者　福島県伊達郡湯野町役場内　菱沼寅吉（第三〇〇七号）

右の請願は、福島県湯野町は、飯坂温泉を控えているため、東京および仙台方面よりの浴客が多いが、飯坂町は、飲料水の便悪く、川水をポンプ揚水で使用しているため、消化器伝染病発生患者が年々増加したため、上水道布設工事を実施した。本町は町財政の都合上実施困難であつたが、本年は国体もあり旅客も相当増加することが予想され、保健衛生および防火上より水道事業を実施する必要があるから、これが実現につき格段の配慮をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都立川市附近の飲料水汚染防止に関する請願

請願者　東京都武蔵野市吉祥寺二、一二八　中村高一（第三一四六号）

右の請願は、立川市および同飛行場周辺の井戸水はガソリンによつて汚染し飲料水として使用できなくなつたから、政府は汚水の原因を調査し、応急給水を実施するとともに、上下水道計画に対する事業の可急的認可、その起債許可ならびに補助金の交付等の予算的措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立大阪病院結核病棟閉鎖反対等に関する請願

請願者　大阪市東区法円坂町一ノ二番併合地国立大阪病院患者甦生会内　西岡恒也外百四十五名（第三一六八号）

右の請願は、今般国立大阪病院においては、新外来診療所本館建築のためその敷地に当る北病棟を六月末日をもつて取り壊す旨を、申し渡してきたが、この病院に入院の患者のほとんどは結核性の呼吸器病および外科疾患で長期の加療を要し、気候的条件からも直ちに退院することは療養上に支障をきたす結果となり、生活面からも施療患者が多く家庭療養は不可能であるから、昨年四月着工した鉄筋四階建病棟の完成を待つてこれらの患者の収容の上支障なく療養を継続できるよう処置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元傷い軍人等の福祉措置拡大に関する請願

請願者　石川県金沢市十一屋町カ四〇ノ一九石川県身体障害者福祉協会連合会内　島島徳次郎（第三一六二号）

右の請願は、身体障害者は自らをしばるものとして、自己劣等感とそれに伴う環境適応性の低下がしばしば指摘されているが、これらの欠陥は身体障害者の組織する民主的な団体の活動によつて有効に是正することが可能であるから、このような団体を法的に認め、かつ保護することが緊要と思う。また元傷い軍人に対する補償および援護は拡大されたとはいいながら恩給法によるものと比較すればさらに大きな調整を要するものと思うから、身体障害者福祉法に定める福祉措置の拡大および更生施設の設置を強力に推進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第五号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五〇八号　療術師法制定反対等に関する陳情

第五二三号、第八七三号　あん摩はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する陳情

第五五一号　新潟県の結核病床増設等に関する陳情

第六六三号　県立病院整備費国庫補助増額に関する陳情

第七〇九号、第一〇二二号　国立札幌病院新築完成促進に関する陳情

第七七七号　療術師法制定反対に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年六月二十日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会陳情特別報告第五号

療術師法制定反対等に関する陳情

第五〇八号　松山市中一万町一二三松山光明療内　世良彰雄外一万一千十七名提出

あん摩はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する陳情

第五二三号　神戸市生田区多聞通二ノ一三二社団法人兵庫県鍼灸按摩師会長　塩津勇提出

第八七三号　東京都渋谷区桜ヶ丘一四社団法人日本鍼灸師会長　樋口鉞之助外十一名提出

新潟県の結核病床増設等に関する陳情

第五五一号　新潟県長岡市城王町一、〇四八北越電化工業労働組合内　高橋宏二提出

県立病院整備費国庫補助増額に関する陳情

第六六三号　福岡県知事　杉本勝次提出

国立札幌病院新築完成促進に関する陳情

第七〇九号　札幌市議会議長　斎藤忠雄提出

第一〇二二号　札幌市議会議長　斎藤忠雄提出

療術師法制定反対に関する陳情

第七七七号　東京都新宿区新宿三ノ二二全日本はりきゆうあんまマッサージ師会連盟内　小守良勝提出

右八件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年六月二十日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

療術師法制定反対等に関する陳情

陳情者　松山市中一万町一二三松山光明寮内　世良彰雄外一万一千十七名（第五〇八号）

右の陳情は、近く国会に提出されようとしている療術師法案は、全国十万盲人の基本的人権を無視し、その生活権をはく奪しようとするものであるから、これに絶対反対するとともに、はり、きゆう、あん摩師の試験および免許制度は廃止することな

く現行法を存続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

あん摩師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する陳情

陳情者　神戸市生田区多聞通二ノ一三二社団法人兵庫県鍼灸按摩師会長　塩津勇（第五二三号）

陳情者　東京都渋谷区桜ヶ丘一四社団法人日本鍼灸師会長　樋口鉞之助外十一名（第八七三号）

右の陳情は、行政機構改革に関する政令諮問委員会は昭和二十六年八月十四日付をもつて各種の免許および試験制度を廃止するよう内閣総理大臣に答申したが、この中にあん摩師、はり師、きゆう師および柔道整復師も含まれている。しかしこれ等を廃止することは悪質低級な業者を濫造して国民の保健衛生上害毒を流す結果となるから最少限度現行の試験制度は存続すべきである。なお現行の「あん摩師、はり師、きゆう師、柔道整復師法」の一部を改正して「マッサージ師、はり師、きゆう師、柔道整復師法」としてこれ等の身分を法中にそう入明記せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県の結核病床増設等に関する陳情

陳情者　新潟県長岡市蔵王町一、〇四八北越電化工業労働組合内　高橋宏二（第五五二号）

右の陳情は、新潟県における結核排菌者で入院を要する患者は約五千名以上に及び、しかもますます増加の傾向にあるにかかわらず、国立、県立の医療機関への国庫補助を打切り、さらに国立病院の払下げすら計画している由であるが、かくては県民の医療保障は不可能となり、県民は疾病と貧困の中にしんぎんすることとなるから、（一）さらに四千六百床を国費により増床すること、（二）県立病院への国庫補助、（三）国立病院の整備拡充等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

県立病院整備費国庫補助増額に関する陳情

陳情者　福岡県知事　杉本勝次（第六六三号）

右の陳情は、厚生省の医療機関整備五箇年計画に基き、各県においても地方医療機関の整備計画を樹立しているが、これに伴う補助予算は昭和二十六、七年ともわずかに五千万円を計上するに過ぎず、かかる状態ではこの目的完遂には数十年を要するものと考えられるから、県立病院整備費国庫補助を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立札幌病院新築完成促進に関する陳情

陳情者　札幌市議会議長　斉藤忠雄（第七〇九号）

陳情者　札幌市議会議長　斉藤忠雄（第一〇二二号）

右の陳情は、国立札幌病院は、目下札幌市白石四条三丁目に新築中であるが、この工事がはなはだしく遅延しているため国立病院としての機能を発揮できず、また業務の完遂を図ることが不能となつている。この病院の完成を期して本市が計画し、本年度より実施しようとしている健民病院病床の移転、同西保健所の新設等の事業も工事遅延のため阻害されているから、すみやかに工事の完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

療術師法制定反対に関する陳情

陳情者　東京都新宿区新宿三ノ二二全日本はりきゆうあんまマッサージ師会連盟内　小守良勝（第七七七号）

右の陳情は、あん摩、はり、きゆう、マッサージ業者は、療術師法の制定については、あくまで反対であるから、すみやかに療術業者をも包含した法律を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第六号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三一号、第四八五号　理容美容業試験および免許制度存続に関する陳情

第一五三号　災害救助法および同法施行令中一部改正に関する陳情

第一八三号　雲仙国立公園施設整備費国庫補助に関する陳情

第一八四号　食品衛生法存続に関する陳情

第二二六号　生活保護法の最低生活基準額引上げに関する陳情

第三一九号　アフタ・ケア施設設置に関する陳情

第三二六号　理容師美容師法存続に関する陳情

第六六二号　生活保護法と奨学資金制度等との調整に関する陳情

第七三二号　簡易水道施設費国庫補助に関する陳情

第七七五号　更生資金予算復活等に関する陳情

第八七二号　同和事業促進に関する陳情

第一〇三二号　伊勢志摩国立公園地内内宮前駐車場施設費国庫補助増額等に関する陳情

第一〇七九号　国民栄養改善法制定に関する陳情

第一二一三号　結核対策に関する陳情

第一二三五号　地盤沈下変動に伴う下水道布設費国庫補助の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月十日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会陳情特別報告第六号

理容美容業試験および免許制度存続に関する陳情

第三一号　長野県松本伊勢町長野県理容師協同組合理事長　鈴木平一
第四八五号　岐阜県大垣市本町二ノ七岐阜県理容師協同組合理事長　土屋賢造
災害救助法および同法施行令中一部改正に関する陳情
第一五三号　大阪府庁内　大塚兼紀外六名
雲仙国立公園施設整備費国庫補助に関する陳情
第一八三号　長崎県商工部観光課内長崎県観光連盟内　脇山勘助
食品衛生法存続に関する陳情
第一八四号　東京都中央区日本橋堀留町一ノ四全国清涼飲料工業会内　西田儀八外一万百三十名
生活保護法の最低生活基準額引上げに関する陳情
第二二六号　静岡県浜名郡赤佐村国立療養所天龍荘内　仁科祐一外八百六名
アフタ・ケア施設設置に関する陳情
第三一九号　佐賀県三養基郡中原局国立佐賀療養所寮支会内　稲崎勝彦
理容師美容師法存続に関する陳情
第三二六号　京都市上京区今出川通千本東入ル日本理容美容学校連盟理事長　竹原富三
生活保護法と奨学資金制度等との調整に関する陳情
第六六二号　福岡県知事　杉本勝次
簡易水道施設費国庫補助に関する陳情
第七三二号　東京都議会議長　菊池民一外九名
更生資金予算復活等に関する陳情
第七七五号　東京都副知事　春彦一
同和事業促進に関する陳情
第八七二号　和歌山県議会議長　坂久五郎
伊勢志摩国立公園地内内宮前駐車場施設費国庫補助増額等に関する陳情
第一〇三二号　三重県志摩郡鳥羽町財団法人伊勢志摩国立公園協会長　石原圓吉
結核対策に関する陳情
第一二一三号　東京都千代田区霞関厚生省公衆衛生局結核予防課内　島津忠承
地盤沈下変動に伴う下水道布設費国庫補助の陳情
第一二三五号　愛媛県議会議長　山本友一

右十五件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月十日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

理容美容業試験および免許制廃止反対に関する陳情
陳情者　長野県松本伊勢町長野県理容師協同組合理事長　鈴木平一（第三一号）
陳情者　岐阜県大垣市本町二ノ七岐阜県理容師協同組合理事長　土屋賢造（第四八五号）

右の陳情は、政府は行政機構の改革に当り理容師、美容師法第二条、第三条に規定されている免許、試験制度を廃止する由であるが、理容業は他の一般サービス業と異り社会公衆保健衛生上重大なる責務を負わされており、今後より以上に衛生、技術の向上が必要であるから、理容美容業試験および免許制を存続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害救助法および同法施行令中一部改正に関する陳情
陳情者　大阪府庁内　大塚兼紀外六名（第一五三号）

右の陳情は、現行の災害救助法ならびに同法施行令は、現状にそわない点が多々あり、(一)災害救助法第三十六条を全面的に改正し、救助に要した費用は全額国庫負担とすること。(二)災害救助について、警察消防の知事に対する協力義務を課するか、又は知事の指揮下に入るようにすること。(三)災害救助法施行令第十三条別表の扶助金を引上げること。(四)災害救助法施行令第九条に基く、医療について社会保険を利用し得るようにすること等の点について、改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

雲仙国立公園施設整備費国庫補助に関する陳情
陳情者　長崎県商工部観光課内長崎県観光連盟内　脇山勘助（第一八三号）

右の陳情は、雲仙国立公園は、わが国最初の国立公園に指定されてから十七年を経過しており、国民の文化的厚生施設として保健、休養、教化に資してきたのであるが、同公園が真に国民の公園としてまた国際観光の拠点として今後その全機能を発揮にするためは幾多のなすべき事業が多いが、なかでも施設内容の拡充、登山道路の改修等の施設に緊急整備の必要があるから、すみやかに施設整備費国庫補助の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

食品衛生法存続に関する陳情
陳情者　東京都中央区日本橋堀留町一ノ四全国清涼飲料工業会内　西田儀八外一万百三十名（第一八四号）

右の陳情は、最近伝えられるところによると政府は、食品衛生行政に対して監督、取締行政を最少限度に止めるとのことであるが、(一)監視制度を廃止すると、取締権限が警察に移行し技術指導がなくなり法律的取締となつて時代に逆行する、(二)営業許可制を廃止すると、健全な業界の発展はなく非衛生的なものが町にはん濫し社会生活上重大な支障をきたす、(三)取締り規準の緩和が行われると、食品中における危険の有無が明確に判定されず国民の健康上悪影響をおよぼす等の理由から食品衛生行政を簡素化することなく現行食品衛生法を存続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生活保護法の最低生活基準額引上げに関する陳情
陳情者　静岡県浜名郡赤佐村国立療養所天龍荘内　仁科祐一外八百六名（第二二六号）

右の陳情は、新憲法の趣旨に従い生活保護法が施行されたが、現在の社会情勢では、結核患者は結核予防法による強制入所の処置を受けても家族はもとより本人すら安心して医療を受けられず家族や周囲に伝染する

のを虞れながら労働をする悲惨な実情にあるものが多いから、現行の生活保護法による生活扶助金額の基準額を引き上げられ、療養患者が安心して最低の療養生活ができるよう特別の措置を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

アフタ・ケア施設設置に関する陳情

陳情者　佐賀県三養基郡中原局国立佐賀療養所療友会内　楢崎勝彦（第三一九号）

右の陳情は、アフタ・ケア施設は、結核療養に不可欠の施設であつて、その効果は諸外国においても広く認められており、同施設の設置は療養者に希望を与えるものであるが、同施設予算として計上された厚生省の予算が全額大蔵省において削除されたことは、極めて遺憾であるから、本予算の復活について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

理容師美容師法存続に関する陳情

陳情者　京都市上京区今出川通千本東入ル日本理容美容学校連盟理事長　竹原富三（第三二六号）

右の陳情は、理容師法の制定により理容師、美容師が公衆衛生に寄与することができ、また資質向上の途上にあるとき、理容師、美容師法が廃止され、無資格者が業に従事することができるようになることは、社会衛生上はなはだ寒心にたえないから、同法を存続し、現行の検定試験を廃止し、厚生大臣指定養成施設を一定年限修業して都道府県知事に届出た者に限り、その卒業証書をもつて登録免許に代え、業に従事する資格を附与するようにせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生活保護法と奨学資金制度等との調整に関する陳情

陳情者　福岡県知事　杉本勝次（第六六二号）

右の陳情は、生活保護法の適用を受けている者の子弟で、高等学校以上に通学する者については、教育扶助の対象とならないため、貧困家庭の子弟は、上級進学ならびに勉学放棄を余儀なくされている場合が多く、一方本年度より実施を予定されている遺族生活援護費制度も、生活保護法との関係において実質的恩恵に浴さない実情にあるから、教育の機会均等の趣旨にかんがみ、義務教育以外の教育についても教育扶助が受けられるよう奨学金制度と生活保護法の調整を図るため、関係法令を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

簡易水道施設費国庫補助に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　菊池民一外九名（第七三二号）

右の陳情は、農山林地帯の部落においては、簡易水道施設がほとんどなく、飲料水は井戸水、自然流水等に求めているが、これは保健衛生上極めて有害で、伝染病集団発生の原因となつているから、同地帯の簡易水道施設完備のために国庫補助を交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

厚生資金予算復活等に関する陳情

陳情者　東京都副知事　春彦一（第七七五号）

右の陳情は、政府は二十七年度予算から厚生資金を削除したが、厚生資金が引揚者の更生自立に対する積極的援護となつてきた事実に鑑み、昭和二十七年度予算に更生資金五億円およびその運営指導費を計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

同和事業促進に関する陳情

陳情者　和歌山県議会議長　坂久五郎（第八七二号）

右の陳情は、昭和十一年から実施された同和事業完成十箇年計画は、約一割程度の予算が計上されたのみで戦争のため中止されたままになつているが、新憲法下における部落問題は、わが国の民主化に重大な暗影を投じているから、政府は部落問題解決のため必要な予算を計上するとともに適切な施策をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

伊勢志摩国立公園地内内宮前駐車場施設費国庫補助増額等に関する陳情

陳情者　三重県志摩郡鳥羽町財団法人伊勢志摩国立公園協会長　石原圓吉（第一〇三二号）

右の陳情は、伊勢志摩国立公園地内、伊勢神宮内宮前に設置する自動車駐車場に対する施設費の補助金は、二十七年度において厚生省国立公園費より二十万円、三重県費より二十万円合計四十万円であるがこれでは完全な駐車場の設置はできにくいから、これを増額するとともに同外宮前にも駐車場を設置するよう格別の配慮をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核対策に関する陳情

陳情者　東京都千代田区霞関厚生省公衆衛生局結核予防課内　島津忠承（第一二一三号）

右の陳情は、わが国における結核患者数は、百六十万といわれ、この損害は、年々約二千億円と推定され、新日本建設の支障となつている。また患者の多くは、離職、貧困、家族感染という悪環境の下に日夜うめいているから、（一）健康診断の徹底、（二）予防思想の普及徹底、（三）結核

病床の増設拡充、(四)後保護施設の強化等万全の策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地盤沈下変動に伴う下水道布設費国庫補助の陳情

陳情者　愛媛県議会議長　山本友一（第一二三五号）

右の陳情は、昭和二十一年の南海大地震により愛媛県中予海岸線一帯は六十センチから百センチ地盤が沈下し、このため飲料水はかれ、汚水、雨水の排水がはなはだしく困難となり、人家はもち論、田畑に浸水滞留し、作物は枯死し、魚貝類は死滅し、漁民の生活はますます困難を加えてきている上に、衛生環境の悪化による伝染病のためその惨状は言語に絶するものがあるから、すみやかに下水道工事を実施し、適切なる防疫措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情特別報告第七号

国民栄養改善法制定に関する陳情

第一〇七九号　青森市浪打五〇一ノ一　水野有

右一件の陳情は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十七年七月十日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

国民栄養改善法制定に関する陳情

陳情者　青森市浪打五〇一ノ一　水野有（第一〇七九号）

右の陳情は、国民生活安定の基礎は、食生活の合理化にあるから、国民の食生活を栄養上から健康的、経済的に改善するに重要な国民栄養改善法の制定を図られたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月十日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会陳情審査報告書第七号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一八一号　国民健康保険直営診療施設費国庫補助増額等に関する陳情

第一九五号　社会保険制度改善に関する陳情

第二二七号、第二二八号、第五〇三号、第七三一号、第八九〇号、第一〇〇二号、第一〇一四号　国民健康保険事業の危機突破に関する陳情

第一〇〇二号　茨城県議会議長　宇田川源次郎

第一〇一四号　群馬県勢多郡北橘村議会議長　吉田駒十郎外十一名

国民健康保険医療給付費国庫補助増額に関する陳情

第八八九号　健康保険法の適用範囲拡充に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月二十四日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会陳情特別報告第八号

国民健康保険直営診療施設費国庫補助増額等に関する陳情

第一八一号　香川県庁内香川県国民健康保険直営診療施設運営協議会内　高笠原拾三日

社会保険制度改善に関する陳情

第一九五号　東京都議会議長　菊池民一外七名

国民健康保険事業の危機突破に関する陳情

第二二七号　岐阜県庁内岐阜県国民健康保険団体連合会会長　今井覚次郎

第二二八号　秋田県庁内秋田県国民健康保険団体連合会理事長　斉藤幸男

第五〇三号　佐賀県庁民生部保険課内佐賀県国民健康保険団体連合会内　小野哲一

第七三一号　東京都議会議長　菊池民一外九名

第八九〇号　滋賀県庁内滋賀県国民健康保険団体連合会理事長　服部岩吉外一名

第一〇〇二号　茨城県議会議長　宇田川源次郎

第一〇一四号　群馬県勢多郡北橘村議会議長　吉田駒十郎外十一名

国民健康保険医療給付費国庫補助増額に関する陳情

第八〇三号　長崎市袋町三一町村会館内長崎県町村会議長会内　浦口淳一

健康保険法の適用範囲拡充に関する陳情

第八八九号　京都府議会議長　北村平三郎

右十一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月二十四日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

国民健康保険直営診療施設費国庫補助増額等に関する陳情

陳情者　香川県庁内香川県国民健康保険直営診療施設運営協議会内　高笠原拾三日（第一八一号）

右の陳情は、国民健康保険の再建整備上最も重大な使命をもつ直営診療施設の普及拡充こそ刻下の急務であるから、(一)直営診療施設増設に対し費用の半額を交付すること、(二)ルース台風による施設の被害に対し、復旧費の全額を補助すること、(三)事務職員に対し国民健康保険の事務職員同様国庫補助金を交付すること等の措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

社会保険制度改善に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　菊池民一外七名（第一九五号）

右の陳情は、現在の社会保険制度は、財政的に極めて重大なる危機に直面しているから、これが打開のため、昨年十月二十日なされた社会保障審議会第二次勧告の線に沿い大幅な国庫負担による改善方策を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険事業の危機突破に関する陳情

陳情者　岐阜県庁内岐阜県国民健康保険団体連合会会長　今井覚次郎（第二二七号）

陳情者　秋田県庁内秋田県国民健康保険団体連合会理事長　斉藤幸男（第二二八号）

陳情者　佐賀県庁民生部保険課内佐賀県国民健康保険団体連合会内　小野哲一（第五〇三号）

陳情者　東京都議会議長　菊池民一外九名（第七三一号）

陳情者　滋賀県庁内滋賀県国民健康保険団体連合会理事長　服部岩吉外一名（第八九〇号）

陳情者　茨城県議会議長　宇田川源次郎（第一〇〇二号）

陳情者　群馬県勢多郡北橘村議会議長　吉田駒十郎外十一名（第一〇一四号）

右の陳情は、国民健康保険事業は社会保障の一環として医療の均等保障民生の安定に重要な役割を果してきたが、最近の国内外の諸情勢に伴い物価の高騰、経済の不振に起因して極度の経営難に直面している。しかしてまた地方財政の窮迫もはなはだしく国民健康保険事業は倒壊の寸前にある実情であるから、これが打開策として(一)医療給付費の二割国庫補助および結核給付に対する五割の国庫補助、(二)直営診療施設創設費の半額国庫補助等の措置を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険医療給付費国庫補助増額に関する陳情

陳情者　長崎市袋町三一町村会館内長崎県町村会議長会内　浦口淳一（第八〇三号）

右の陳情は、国民健康保険事業は、社会保障制度の重要なる一環をなすものであるが、現行の補助額では該制度の維持さえも困難な状態であるから、保険給付に対する国庫負担増額の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

健康保険法の適用範囲拡充に関する陳情

陳情者　京都府議会議長　北村平三郎（第八八九号）

右の陳情は、現在四人以下の労働者を使用する事業場においては、健康保険法の規定に基き任意包括適用の途が存在しているが、保健経済の面よりこれが運用は極度に抑制されている状態である。しかるに京都府における産業分野をみると、西陣織、友ぜん、清水焼等は四人以下の従業員を使用する事業場が相当多く、従つてこれ等労働者の健康問題は全く等閑に附されているばかりでなく、日雇労働者および土建関係職人等は全く健康保険法適用外にあり、一度疾病に倒れるとその実態は悲惨の極みであるから、これら労働者に対する健康保険法の適用の方途をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第八号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六三四号　児童福祉施設費国庫補助増額に関する陳情

第一〇七四号　児童の精神衛生に関する福祉機関設置の陳情

第一一二一号、第一一四八号　母子福祉法制度に関する陳情

第一一七〇号　元満洲開拓青年義勇隊の取扱に関する陳情

第一一七七号　硫黄島戦没者遺骨収容慰霊に関する陳情

第一二四四号　アッツ島戦没者の調査等に関する陳情

第一二五九号、第一二八〇号、第一二八九号、第一二九八号　元軍人軍属遺族保障制度確立に関する陳情

第一二八一号、第一二八六号　受胎調節に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月三十日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会陳情特別報告第九号

児童福祉施設費国庫補助増額に関する陳情

第六三四号　福岡県知事　杉本勝次提出

児童の精神衛生に関する福祉機関設置の陳情

第一〇七四号　三重県庁内三重県児童福祉審議会内　岡山三治郎外六名提出

母子福祉法制定に関する陳情

第一一二一号　広島県議会議長檜山袖四郎提出

第一一四八号　山形県議会議長　加藤富之助外七名提出

元満洲開拓青年義勇隊の取扱に関する陳情

第一一七〇号　島根県松江市外中原町九九　嘉見伊勢太郎外三名提出

硫黄島戦没者遺骨収容慰霊に関する陳情

第一一七七号　群馬県高崎市長　小島弘一提出

アッツ島戦没者の調査等に関する陳情

第一二四四号　北海道議会議長　蒔田余吉提出

元軍人軍属遺族保障制度確立等に関する陳情

第一二五九号　大分県西国東郡高田町三七九　安藤沢次郎外一名提出（二通）

第一二八〇号　鳥取県八頭郡国英村大字山手四六七、八頭郡遺族連合会内　上原喜子外十一名提出（十二通）

第一二八九号　大分県速見郡由布院三九五　吉村格治外二十名提出（二通）

第一二九八号　和歌山県西牟婁郡川添村大字城一六三　和田惣作外七十六名提出（七十七通）

受胎調節に関する陳情

第一二八一号　岐阜市加納町一〇五岐阜県薬業協会内　佐藤英一外二名提出（二通）

第一二八六号　青森市栄町二二社団法人青森県薬業協会長　中道顕三外一名提出（二通）

右十三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月三十日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

児童福祉施設費国庫補助増額に関する陳情

陳情者　福岡県知事　杉本勝次（第六三四号）

右の陳情は、児童福祉法第五十一条によつて、市町村の児童福祉施設設置に対する国庫負担率は、二分の一ないし三分の一となつており、昭和二十六年までは二分の一負担となつていたが、本年度も従来通り二分の一の負担率を存続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

児童の精神衛生に関する福祉機関設置の陳情

陳情者　三重県庁内三重県児童福祉審議会内　岡山三治郎外六名（第一〇七四号）

右の陳情は、児童の精神衛生に関しては、単に異常性の治療予防ばかりでなく、児童の生活を調整し人格を統整する総合的施策が確立される必要があるから、問題児童の研究によつてその指導原理と技術を究め、これによつて不調整児の予防更生と一般児童の保護育成を図るため、児童の精神衛生に関する福祉機関をブロック単位に国費によつて設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

母子福祉法制定に関する陳情

陳情者　広島県議会議長　檜山柚四郎（第一一二一号）

陳情者　山形県議会議長　加藤富之助外七名（第一一四八号）

右の陳情は、戦争犠牲に対する国家補償が実現されようとしていることは喜びとするところであるが、一方育成途上の子女を抱え、経済力に乏しく、困苦の生活と戦う母子世帯が多数あるから、これら母子家庭にもすみやかに母子福祉法が制定されるよう特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元満洲開拓青年義勇隊の取扱に関する陳情

陳情者　島根県松江市外中原町九九　嘉見伊勢太郎外三名（第一一七〇号）

右の陳情は、元満洲開拓青年義勇隊は、内地の訓練所を出て渡満し、原住民さえ住まない国境において開拓に従うと同時に必要に応じ国境警備の任にもつき、大東亜戦に際しては関東軍の令下において重要軍務に服したが、ソ連参戦となるや一部隊員はソ連に抑留される等この間における戦死者は約三千名と推定されているから、同隊の特殊性を考慮してこれら犠牲者を軍人および軍属と同様に取り扱われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

硫黄島戦没者遺骨収容慰霊に関する陳情

陳情者　群馬県高崎市長　小島弘一（第一一七七号）

右の陳情は、政府は、外地に眠る戦没者の遺骨の調査が完了の上はすみやかにこれを内地に引き取り、全国主要地に分骨して慰霊の方途を講ぜられるものと期待するのであるが、その際高崎市は硫黄島戦没者無名戦死の分骨を受けるのに適当と考えられるから、この願望の達成されるよう特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

アッツ島戦没者の調査等に関する陳情

陳情者　北海道議会議長　蒔田余吉（第一二四四号）

右の陳情は、アッツ島における戦没者約二千七百名の遺骨は、戦後七年を経過しながらいまだに調査もされぬままに寒風に吹きさらされているが、これらの遺族の心境は誠に忍び難いものがあるから、すみやかにアッツ島における戦没者の調査ならびに遺骨遺留品の還送措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元軍人軍属遺族保障制度確立等に関する陳情

陳情者　大分県西国東郡高田町三七九　安藤沢次郎外一名（二通）（第一二五九号）

陳情者　鳥取県八頭郡国英村大字山手四六七、八頭郡遺族連合会内　上原喜子外十一名（十二通）（第一二八〇号）

陳情者　大分県速見郡由布院三九五　吉村格治外二十名（第一二八九号）

陳情者　和歌山県西牟婁郡川添村大字城一六三　和田物作外七十六名（七十七通）（第一二九八号）

右の陳情は、昭和二十七年四月三十日法律第一二七号戦傷者戦没者遺族等援護法が公布されたがこの法律は遺族の熱願するところとはその趣旨においても不徹底であり行われるところも不充分であるから、（一）昭和二十一年勅令第六十八号による制限または停止を解き軍人軍属の遺族に恩給法による扶助料を支給すること、（二）生活保護法の適用上遺族扶助料の基本給はこれを所得とみなさないこと、（三）戦没者の子弟の育英費の支給等の改正を行い、これに要する経費を補正予算に計上してすみやかに元軍人軍属遺族保障制度の確立を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

受胎調節に関する陳情

陳情者　岐阜市加納町一〇五岐阜県薬業協会内　佐藤英一外二名（二通）（第一二八一号）

陳情者　青森県薬業協会長　中道顕人青森県薬業協会内　青森市栄町二二社団法三外一名（二通）（第一二八六号）

右の陳情は、受胎調節の必要な地域は都会より地方農山漁村であることを考慮して、優生保護法に基く受胎調節普及会および実施要領による民間協力団体として日本薬業連合会を指定されるとともに本会々員で特別の講習を受講したものに対し、受胎調節相談所の開設を許可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

労働委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三六六号、第五五四号、第六九三号　けい肺特別法制定に関する請願

第一九五四号　失業対策事業労務者賃金引上げ等に関する請願

第一九七〇号　失業対策強化確立等に関する請願

第二〇五八号　失業対策事業完全就労に関する請願
第一九七〇号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出
失業対策事業完全就労に関する請願
第二〇五八号　香川県小豆郡豊島村長　藤原長八外千四百七十三名提出
広島県呉地区英連邦軍関係日本人労務者の取扱に関する請願
第二一二四号　広島県呉市長　鈴木術外一名提出
派出看護婦職業紹介に関する請願
第二一八六号　東京都中野区文園町三八日本看護婦紹介事業協会内　横沢たつ提出
失業対策事業労務者賃金の引上げ等に関する請願
第二八八〇号　神奈川県川崎市議会議長　高須康治提出
日雇労働者の保険制度等に関する請願
第二九三四号　広島県呉市岩方通り二丁目市役所内呉日雇労働組合　尾本真全提出
岡山市に中国四国ブロック労災病院設置の請願
第三一〇二号　岡山市上伊福中国四国労災病院設置期成会内　三木行治提出
福島県に労災病院設置の請願
第三一四七号　福島県庁内県会事務局内福島労災病院建設期成同盟会内　蓮沼龍輔提出
札幌市に労災病院設置の請願
第三二五三号　北海道札幌市北一条西四丁目　斉藤忠雄提出
右十三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十七年七月二十八日
労働委員長　中村　正雄
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

けい肺特別法制定に関する請願
請願者　福岡県大牟田市不知火町二ノ七六三池炭鉱労働組合内　阿具根登（第三六六号）
請願者　佐賀県杵島郡大町町佐賀県杵島鉱業所鉱員労働組合内　中野広二外七名（第五五四号）
請願者　栃木県上都賀郡足尾町長　小林礼治外二名（第六九三号）

右の請願は、金属鉱山を主として石炭、繊業、鉄鋼等の各産業におよぶ職業病であるけい肺病に対して、いまだに安全な予防対策が講ぜられていないのは、人道上社会上の重大問題であるから、作業環境の整備、り病者の療養保護の万全を期するため、けい肺特別法をすみやかに制定実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業対策事業労務者賃金引上げ等に関する請願
請願者　北海道小樽市議会議長　岩谷静衛（第一九五四号）

右の請願は、失業対策事業に就労する労務者の賃金は現在平均二百三十円に釘付けされているが、この額は北海道の生計費の実態から見て少額に過ぎるからこれを増額するか、又は現在加給されている一日二十円の冬季手当を四月以降においても継続支給するか、もし不可能の場合はこれに代る何らかの措置により最少限度一般労務賃金まで引き上げる等北海道の実状に即応するよう増額改訂を図るとともに失業対策事業費のわくを大幅に拡大せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業対策強化確立等に関する請願
請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第一九七〇号）

右の請願は、農村経済の窮乏、企業整理、工場閉鎖等によつて失業者は増大し社会不安の重要な一因ともなつており、また日雇労務者は、低賃金と就労日数の圧縮によつてその生活は悲惨を極め人道、公衆衛生の面からも放置できない重大な社会問題となつているから、失業対策の強化確立と、日雇労務者の待遇改善を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業対策事業完全就労に関する請願
請願者　香川県小豆郡豊島村長　藤原長八外千四百七十三名（第二〇五八号）

右の請願は、香川県豊島村は、離島の寒村で、三千五百の人口中約三千は失業状態にあるが、島内の求職はもとより、交通等の関係で他に職を求めることが不可能な孤立状態にあるばかりでなく、最近の行政整理等の離職者が帰村するため、失業者の数はいちじるしく増加しているから、都市偏重の虞ある失業対策事業を失業者の分布状態に即応するよう調整し、本村の失業対策事業の完全就労を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県呉地区英連邦軍関係日本人労務者の取扱に関する請願
請願者　広島県呉市長　鈴木術外一名（第二一二四号）

右の請願は、今回の講和条約発効に伴い、呉市駐留の英連邦軍は、同軍

関係約一万の労務要員に対し新しい雇よう関係ならびに労働条件を示したが、これは米国駐留軍労務者に比し、いちじるしく異るばかりでなく、労務者の家族を含む呉市民の生活に重大な影響を与えるものであるから、(一)雇ようの方法を日本政府雇ようとすること、(二)やむを得ず直接雇ようの場合は、給与条件を米軍関係労務者なみとし、日本の関係法律を適用すること、(三)雇よう関係変更に際し失業者を出さないこと等について格段の考慮を払われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

派出看護婦職業紹介に関する請願

請願者　東京都中野区文園町三八日本看護婦紹介事業協会内　横沢たつ（第二一八六号）

右の請願は、派出看護婦の職業紹介業者は、職業安定所の補助機関として、利害を超越して業務を運営しているが、さきの職業安定法一部改正によつて、業者の乱立が予想されるから、申請人の人格、経歴、社会的信用、経済的能力等を充分に検討の上、無能な業者を許可しないよう考慮せられたい。また一箇月以上同一求人者に雇ようされた場合も手数料を徴収すること、事業継続の申請手続の簡素化等について格段の考慮を払われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業対策事業労務者賃金の引上げ等に関する請願

請願者　神奈川県川崎市議会議長　高須康治（第二八八〇号）

右の請願は、講和条約の発効により、自主独立国家として国際社会に復帰した今日、独立後のわが国土の防衛と国内治安の確保は、現下の内外諸情勢に鑑みて最も緊要かつ重大問題と言わざるを得ない。しかるに近時全国各地の職業安定所が不穏勢力扶殖の温床となるおそれが多分にあるやに見受けられることは憂慮にたえないところであるから、失業対策事業労務者賃金の引き上げならびに失業対策事業に対するわくの拡大等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日雇労働者の保険制度等に関する請願

請願者　広島県呉市岩方通り二丁目市役所内呉日雇労働組合　内　尾本真全（第二九三四号）

右の請願は、労働法規が制定されて五年の歳月を数え、緊急失業対策法が生れて三年を経た今日に至つてもなお自由労働者は何ら文化的な生活、民主的な取扱いを受けておらず、日夜不安な状態におかれている現状であるから、これら日雇労働者の不安を除去するため、(一)技能者賃金は一般労務者の賃金と別わくとすること、(二)日雇失業保険の待期期間を撤廃し即日認定、即日支給を実施すること、(三)日雇労働者に対する特別の健康保険制度を実施すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山市に中国四国ブロック労災病院設置の請願

請願者　岡山市上伊福中国四国労災病院設置期成会内　三木行治（第三一〇二号）

右の請願は、戦後民主的労働関係を規律する労働立法が相次いで制定されたが業務上の原因により災害を受けた労働者に対する保護については、これら労働災害者に対し、完全な治療と保護を与えるため、東北、関東、関西等の各ブロックにはすでに労災病院が設置されているから、地理的に適地であり、岡山大学医学部等の協力機関のある岡山市に中国、四国ブロック労災病院を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

札幌市に労災病院設置の請願

請願者　北海道札幌市北一条西四丁目　斉藤忠雄（第三一五三号）

右の請願は、労働災害者のための療養施設として各地に病院を建設しているが、北海道の中心地である札幌市に総合施設を有する病院を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

労働委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一六一号、第二三六号、第二四八号、第二五六号、第二九二号、第三〇五号、第四二四号、第五〇二号、第五一五号、第五五三号、第五八九号、第六〇三号、第六八四号、第七三三号

けい肺特別法制定に関する陳情

第一一四七号　国立産業安全博物館設立に関する陳情

第一二九三号　岡山県に中国四国地区労災病院設置の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月二十八日

労働委員長　中村　正雄

参議院議長佐藤尚武殿

労働委員会陳情特別報告第二号
けい肺特別法制定に関する陳情
第一六一号　秋田県北秋田郡花岡町花岡鉱業所労働組合内　田畑市蔵外二十七名提出
第二三六号　佐賀県杵島郡大町町議会議長代理　井上勝次提出
第二四八号　秋田県鹿角郡小坂町長　木村定治外一名提出
第二五六号　茨城県日立市議会議長　白土仙太郎提出
第二九二号　北海道空知郡上砂川町七〇ノ二砂川炭鉱労働組合内　畠山義之助提出
第三〇五号　宮崎県西臼杵郡岩戸村長　伊木竹喜外一名提出
第四二四号　山梨県南都留郡谷村町議会議長　牛田信雄提出
第五〇二号　岡山県邑久郡鶴山村鶴海日本硝子株式会社鶴海工場労働組合内　井上寿外六名提出（七通）
第五一五号　岡山県和気郡日生町大阪窯業耐火煉瓦株式会社日生工場内　延原広海外一名提出
第五五三号　岡山県和気郡三石町大字野谷大阪窯業耐火煉瓦株式会社三石工場労働組合内　折越秀夫外一名提出
第五八九号　岡山県和気郡福河村日本鋼管株式会社岡山炉材製造所第二労働組合内　中崎正夫提出
第六〇三号　岡山県和気郡備前町大字久々井帝国窯業株式会社労働組合内　西田正提出
第六八四号　岡山県和気郡備前町大字久々井帝国窯業株式会社労働組合内　西田正提出
第七〇ノ二砂川炭鉱労働組合内　畠山義之助（第二九二号）
陳情者　宮崎県西臼杵郡岩戸村長　伊木竹喜外一名（第三〇五号）
陳情者　山梨県南都留郡谷村町議会議長　牛田信雄（第四二四号）
陳情者　岡山県邑久郡鶴山村鶴海日本硝子株式会社鶴海工場労働組合内　井上寿外六名（七通）（第五〇二号）
陳情者　岡山県和気郡日生町大阪窯業耐火煉瓦株式会社日生工場内　延原広海外一名（第五一五号）
陳情者　岡山県和気郡三石町大字野谷大阪窯業耐火煉瓦株式会社三石工場労働組合内　折越秀夫外一名（第五五三号）
陳情者　岡山県和気郡福河村日本鋼管株式会社岡山炉材製造所第二労働組合内　中崎正夫（第五八九号）
陳情者　岡山県和気郡備前町大字久々井帝国窯業株式会社労働組合内　西田正（第六〇三号）
陳情者　岡山県和気郡備前町大字久々井帝国窯業株式会社労働組合内　西田正（第六八四号）
陳情者　東京都議会議長　菊池民一外九名（第七三三号）
右の陳情は、金属鉱山を主として石炭、窯業、鉄鋼等の各産業におよぶ職業病けい肺病に対して、いまだに完全な予防対策が講ぜられていないのは、人道上社会上の重大問題であるから、作業環境の整備、り病者の療養保護の万全を期するため、けい肺特別法をすみやかに制定実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
国立産業安全博物館設立に関する陳情
陳情者　東京都中央区日本橋通三ノ二（広瀬ビル）川崎機械工業株式会社東京支店内日本保安用品協会内　辻二郎（第一一四七号）
右の陳情は、産業安全の確保こそ産業労働者の人権の確保であるから、労働省産業安全参考館を国庫補助による労働省直轄の国立産業安全博物館とするとともに現在の産業安全研究所をこの国立産業安全博物館の附属研究所として産業の安全を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県に中国四国地区労災病院設置の陳情
陳情者　岡山市下石井一九八カバヤ食品株式会社社長　林原次郎外三百七十四名（第一二九三号）
陳情者　宮崎県西臼杵郡岩戸村長　伊木竹喜外一名（第三〇五号）
陳情者　山梨県南都留郡谷村町議会議長　牛田信雄（第四二四号）
陳情者　岡山県邑久郡鶴山村鶴海日本硝子株式会社鶴海工場労働組合内　井上寿外六名（七通）（第五〇二号）
陳情者　岡山県和気郡日生町大阪窯業耐火煉瓦株式会社日生工場内　延原広海外一名（第五一五号）
陳情者　岡山県和気郡三石町大字野谷大阪窯業耐火煉瓦株式会社三石工場労働組合内　折越秀夫外一名（第五五三号）
陳情者　岡山県和気郡福河村日本鋼管株式会社岡山炉材製造所第二労働組合内　中崎正夫（第五八九号）
陳情者　岡山県和気郡備前町大字久々井帝国窯業株式会社労働組合内　西田正（第六〇三号）
陳情者　岡山県和気郡備前町大字久々井帝国窯業株式会社労働組合内　西田正（第六八四号）
陳情者　東京都議会議長　菊池民一外九名（第七三三号）
右の陳情は、金属鉱山を主として石炭、窯業、鉄鋼等の各産業におよぶ職業病けい肺病に対して、いまだに完全な予防対策が講ぜられていないのは、人道上社会上の重大問題であるから、作業環境の整備、り病者の療養保護の万全を期するため、けい肺特別法をすみやかに制定実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
国立産業安全博物館設立に関する陳情
陳情者　東京都中央区日本橋通三ノ二（広瀬ビル）川崎機械工業株式会社東京支店内日本保安用品協会内　辻二郎（第一一四七号）
右の陳情は、産業安全の確保こそ産業労働者の人権の確保であるから、労働省産業安全参考館を国庫補助による労働省直轄の国立産業安全博物館とするとともに現在の産業安全研究所をこの国立産業安全博物館の附属研究所として産業の安全を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願審査報告書第七号
一議院の会議に付するを要するもの。
第二八六六号　夷隅川江東橋架替に関する請願
第二八六七号　フラヌイ川富良野橋の永久橋架替に関する請願
第二八八八号　道路費予算増額に関する請願
第二八八一号　災害復旧工事に関する請願
第二九〇八号　利根川中流しゅんせつ工事施行に関する請願
第二九八一号　北上川大堤防生

母黒石線工事継続施行に関する請願
第二九九四号　国道九号線改修工事に関する請願
第三〇〇九号　吉井川下流改修工事促進に関する請願
第三〇八九号　吉井川金岡地区の西岸堤防強化工事施行に関する請願
第三二五一号　箱根旧街道等改良工事施行に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十七年七月二十九日
建設委員長　廣瀬與兵衛
参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会請願特別報告第十号
夷隅川江東橋架替に関する請願
第二八六六号　千葉県夷隅郡長者町長　金綱弘外一名提出
フラヌイ川富良野橋の永久橋架替に関する請願
第二八六七号　北海道空知郡富良野町議会議長　鎌田繁雄外一名提出
道路費予算増額に関する請願
第二八六八号　東京都港区海岸通一ノ二五社団法人日本道路協会長　岩沢忠恭提出
災害復旧工事に関する請願
第二八八一号　神奈川県川崎市議会議長　高須康治提出
利根川中流しゅんせつ工事施行に関する請願
第二九〇八号　茨城県猿島郡境町役場内　中村喜四郎外四名提出

北上川大堤防生母黒石線工事継続施行に関する請願
第二九八一号　岩手県東磐井郡生母村長　大石茂外一名提出
国道九号線改修工事に関する請願
第二九九四号　埼玉県熊谷市長　鴨田宗一外九名提出
吉井川下流改修工事促進に関する請願
第三〇〇九号　岡山県和気郡本荘町長　大森雅英外二名提出
吉井川金岡地区の西岸堤防強化工事施行に関する請願
第三〇八九号　岡山県上道郡西大寺町岡山県吉井川金岡地区堤防強化促進協力会内　岡崎鷹次外千三百六十名提出
箱根旧街道等改良工事施行に関する請願
第三二五一号　神奈川県足柄下郡湯本町長　松島佐和治外二十四名提出
右十件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十七年七月二十九日
建設委員長　廣瀬與兵衛
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
夷隅川江東橋架替に関する請願
請願者　千葉県夷隅郡長者町長　金綱弘外一名（第二八六六号）
右の請願は、房総第一の大河夷隅川に架かる江東橋は、現在千葉県重要産業道路の一環として銚子市から九十九里沿岸を経て外房、内房を巡り千葉市に通ずる幹線を接続する極めて重要な役割を果しているにかかわらず、架設以来二十余年を経過した木橋ではなはだしく老朽化し、一昨年県において一部修理したのみでかろうじて交通し得るが、到底重量物の運搬は危険なため現在自動車の交通を禁止している実状であるから、産業発展と交通安全のためすみやかに架け替えを実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年七月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
フラヌイ川富良野橋の永久橋架替に関する請願
請願者　北海道空知郡富良野町議会議長　鎌田繁雄外一名（第二八六七号）
右の請願は、北海道富良野町を貫流するフラヌイ川に架る富良野橋は、旭川、帯広線中における最重要橋であるが、現在橋は昭和十六年七月架替えられたもので新設以来十年余を経過する間係上橋脚はいちじるしく沈下し主要部は腐朽の上橋全体は変形しまことに危険な状態であるから、永久構造の橋に架け替えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年七月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
道路費予算増額に関する請願
請願者　東京都港区海岸通一ノ二五社団法人日本道路協会長　岩沢忠恭（第二八六八号）
右の請願は、わが国の道路は、その七割が自動車交通不能であつて、国土の開発はこれがためにはばまれ、経済再建の障害となつている。しかるに昭和二十七年度道路費の予算は、わずかに八十六億円にすぎず、このままでは、道路整備の完了に今後数世紀を必要とする実情であるから、道路に関する公課徴収金は挙げて道路費に充当するはもち論、ガソリン税の道路費目的税化等をすみやかに実現し、道路費国家予算を少くとも百億円追加計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年七月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
災害復旧工事に関する請願
請願者　神奈川県川崎市議会議長　高須康治（第二八八一号）
右の請願は、昭和二十三年の南海地震以来デラ、キジヤ、ルース台風等年々相次ぐ災害のため道路、河川、港湾、護岸等の被害は誠にじん大である。しかるにこれに対する政府認証が数年度に分割せられるため、早急なる完全復旧は望み得ない実情にあり、さらに現下の市町村財政においては立替工事実施能力もなく未復旧箇所が重ねて災害を受ける結果となり、そのため災害は逐年増加の一途をたどつている現状であるから、（一）災害復旧補助工事に対して緊急予算措置を講ずること、（二）南海震災に起因する飲料水欠乏地域に対し上水道敷設補助費を増額すること、（三）地盤沈下による耕地の災害復旧に対して国庫補助を増額すること等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十七年七月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
利根川中流しゅんせつ工事施行に関する請願
請願者　茨城県猿島郡境町役場内　中村喜四郎外四名（第二九〇八号）
右の請願は、河底しゅんせつの重要なことは、今更説明を要しないが、一朝こう水の場合には、現にいちじるしく埋没している利根川中流の河底は、水位上昇によるいつ水あるいは堤防の欠壊等によつてその惨禍は計り知れないものとなるから、茨城県五霞村、静村地先より下流千葉県野田市、福田村および茨城県中川村、七郷村地先に至る区間の利根川中流しゅんせつのため、千馬力のしゅんせつ船を配置するよう、本年度補正予算に計上せられたいとの趣旨

であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北上川大堤防生母黒石線工事継続施行に関する請願

請願者　岩手県東磐井郡生母村長　大石茂外一名（第二九八一号）

右の請願は、岩手県生母村は、北上川沿岸の低地帯にあるため、毎年の水害に苦しんでいるが、ことに昭和二十二年のカザリン、翌年のアイオン両台風による未曾有のこう水によつて、耕地の大半を荒し、浸水流失の家屋はおびただしい数に上つている。しかるに昭和二十三年より着工された大堤防構築工事が、一部施行のまま停止されているため、一朝こう水の際は、再び災害を繰り返す虞があるから、同工事生母、黒石線をすみやかに継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道九号線改修工事に関する請願

請願者　埼玉県熊谷市長　鴨田宗一外九名（第二九九四号）

右の請願は、国道九号線は、首都と埼玉、群馬遠く裏日本に連絡する要路であつて、現在改修工事が施行されているが、本路線中特に埼玉県内の交通量はばく大なものがあり未補装箇所においては言語に絶する砂じんでいねいになやまされる状況であるから、一段と本工事の促進を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

吉井川下流改修工事促進に関する請願

請願者　岡山県和気郡本荘町長　大森雅英外二名（第三〇〇九号）

右の請願は、昭和二十一年度より着工された吉井川改修工事は、永年にわたり同川の水害に悩んできた関係町村に希望を与え、これが完成によつて得る利益は量り知れないものがあると期待されているが、着工以来七年を経た現在いまだに浸水の危険の最も大きい岡山県本荘町地内の工事が着工されず、町民は水田の危険と食糧生産に不安を感じているから、本工事の促進を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

吉井川金岡地区の西岸堤防強化工事施行に関する請願

請願者　岡山県上道郡西大寺町岡山県吉井川金岡地区堤防強化促進協力会内　岡崎鷹次外千三百六十名（第三〇八九号）

右の請願は、岡山県西大寺町金岡地区堤防は南海大地震により、地盤は沈下し各所に崩壊を生じた結果両側に建ち並ぶ百数十戸の床下には各所に空どうができ住居として危険な状況となつた。また、地盤沈下により満潮時は堤内水田に海水が浸入し稲作に被害を与えているばかりでなく、吉井川上流地域の改修工事の進むにつれこう水の際の水圧は堤防の弱化した金岡地区を襲う危険性が多く住民は不安におののいている現状であるから、現在進行中の吉井川改修工事区域の金岡地区延長施工につき格別に措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

箱根旧街道等改良工事施行に関する請願

請願者　神奈川県足柄下郡湯本町長　松島佐和治外二十四名（第三二五一号）

右の請願は、国道一号線箱根地区は、幅がせまいうえに曲折が多く、同線の機能をいちじるしくはばんでいる。しかも最近における交通機関の発達は、大型バス、大型トレーラー等の運行を増加しているため、現在の幅では交通に支障が多く、乗客に不安の念を与え、歩行者も常に危険な状態であるが、現路線はけわしい山路や谷に沿うているため拡張改良の余地がないから、同線の交通量緩和策として旧東海道線の改良工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会陳情審査報告書第六号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一二五七号　国道四十一号線改修工事促進に関する陳情

第一二五八号　紀伊半島循環国道改修工事促進に関する陳情

第一二八八号　島根県下の豪雨災害復旧に関する陳情

第一二七一号　富山県下の災害復旧促進に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月二十九日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

国道四十一号線改修工事促進に関する陳情

陳情者　和歌山市八番町三ノ二社団法人和歌山県貨物自動車運輸組合理事長　坂本励外十二名（第一二五七号）

右の陳情は、国道四十一号線は、和

歌山県の主要幹線で、輸入原油の陸上輸送、特産物の輸送等に重要な使命を果している。しかるに同線は修理不完全のまま放置されているため、最近自動車を始めとする諸車の交通量が急激に増大してきたため同地方の運輸交通は多大な支障をこうむつているから、同線の改修工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

紀伊半島循環国道改修工事促進に関する陳情

陳情者　大阪市福島区上福島南二ノ三〇近畿トラック協会内築山慶次外九名（第一一五八号）

右の陳情は、紀伊半島を循環する国道四十一号および一号の改修について本年度六千三十万円の予算が計上されているが、この改修費は工事費概算額の約一パーセントに過ぎずまことに遺憾であるから、関係当局に対する本路線の重要性の認識をさらに深めるとともに、中間の難所は局部的に改良工事を行い、地域によつては道路法による有料道路とする等最善の方策を講じ、本路線の改修工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県下の豪雨災害復旧に関する陳情

陳情者　島根県知事　恒松安夫（第一二八八号）

右の陳情は、去る六月二十九、三十の両日に発生した豪雨は、島根県下に総額二十五億円を超える被害を与え、続いて七月一日より三日には、全く別な気象条件の下に発生した大豪雨によつて、再び七億円を超える被害を県下全域におよぼしたから、これが復旧に強力な援助措置を講ずるよう取り計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富山県下の災害復旧促進に関する陳情

陳情者　富山県議会議長　須河信一（第一二七一号）

右の陳情は、去る六月三十日以来の豪雨は、富山県下の河川に驚異的大増水をきたし、はん濫による被害は、橋の流失、道路の欠壊等数十億円に達したが、窮迫した地方財政ではこれが復旧は極めて困難であるから、本県の災害復旧促進を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

（第七十三号参照）

審査報告書

消防組織法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月三十日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

堀　末治　高橋進太郎

岩澤　忠恭　宮田　重文

石村　幸作　駒井　藤平

若木　勝藏　中田　吉雄

館　哲二　岡本　愛祐

岩木　哲夫

本則の改正規定中「本則」の下に「（第十九条及び第二十条を除く。）」を加える。

第四条の改正規定中『第九号中「検定」の下に「及び斡旋」を加え、』を削り、「四号」を「三号」に改め、第十三号を削り、第十四号を第十三号とする。

第九条の改正規定及び第十条第二項の改正規定を削る。

第十八条の二の改正規定中第三号「調整」及び第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同規定の次に次の改正規定を加える。

第十九条中「国家消防庁」を「国家消防本部長又は都道府県知事」に改める。

第二十条の改正規定を次のように改める。

第二十条中「国家消防庁」を「国家消防本部長」に改める。

第二十条の二の改正規定中「消防長に対し、」を「消防長から要求があつた場合は、」に改める。

第二十四条の二の改正規定中「水防管理者に対して、」の下に「前条第二項の規定による協定の実施その他」を加える。

附則第一項中「七月一日」を「八月一日」に改める。

附則第八項中「（昭和二十七年法律第百六十号）」を「（昭和二十七年法律第百号）」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、政府提出の原案は行政機構改革の一環として、その内部組織を簡素化するものであつたが、その後衆議院によつて実質的の修正が加えられた。政府原案の内容は、「国家消防庁」を「国家消防の本部」と改めること、行政組織の簡素化のため管理局を廃止すること等を主要な内容としている。

衆議院の修正の内容は、国家消防本部の所掌事務の整備を図つたこと、市制施行地には、原則として消防本部及び消防署を義務設置制とすること、消防に関する都道府県の所掌事務を明確化し、消防に関する事項について市町村等に対し勧告、指導、助言をすることができるものとしたこと、都道府県知事は地震、台風等の非常事態の場合において、災害防禦のために関係者に対して必要な指示をなすことができるものとしたこと、都道府県に対し、消防職員、消防団員の訓練機関を原則として必置機関としたこと等が主要なものである。

本委員会においては更に修正を行つたが、その内容は、市町村の消防機関を現行法通りとしたこと、都道府県知事の指導援助は、市町村長又は消防長から要求があつた場合にこれを行うものとしたこと等が主要な点であり、その他国家消防本部、都道府県知事の所掌事務の項等について若干の修正を行つた。

本委員会は修正案を含めて、大体妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、行政を簡素化し、消防機関の所掌事務を明確化し、消防行政の国家と地方の関係の強化を図ることができる。

三、費用

本法の施行によつて生ずる費用は、既に予算に計上ずみである。

審査報告書

警察法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議

決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

堀　末治　高橋進太郎
岩澤　忠恭　宮田　重文
石村　幸作　駒井　藤平
館　哲二　岡本　愛祐
岩木　哲夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案の政府原案は、警察行政に対する内閣の責任を明らかにし、治安の確保に資するため、(一)国警長官は内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聴いてこれを任免するものとしたこと、(二)特別区の警察長(警視総監)は内閣総理大臣が特別区公安委員会の意見を聴いて任免するものとしたこと、(三)特別区の警察に要する経費の一部は予算の範囲内において国が負担することができるものとしたこと、(四)内閣総理大臣は特に必要があると認めるときは、国家公安委員会の意見を聴いて、都道府県公安委員会又は市町村公安委員会に対し公安維持上必要な事項について指示することができることとしたこと、(五)指示に関する事務の処理は国家地方警察本部にやらせられること等を主要点としている。

衆議院においては、国警長官の任免者を現行通り国家公安委員会としたが、任免の際国家公安委員会は内閣総理大臣の意見を聴かなければならないものとしたこと。特別区の警察長(警視総監)の任免者を特別区公安委員会としたが、任免の際特別区公安委員会は内閣総理大臣の意見を聴かなければならないものとしたことを内容とする修正を行つたが、本委員会においては衆議院送付案を大体妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、国内治安確保に資することができる。

三、費用

本法の施行に要する費用は、約十億円である。

地方行政委員会請願審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三六号、第三二二号　平衡交付金増額に関する請願
第三七号、第四一九号　地方財政確立に関する請願
第三八号　地方議会制度改革反対に関する請願
第四四号　狩猟者税を目的税とするの請願
第四五号、第六一号、第六二号、第一五五号　営業用トラックの自動車税軽減に関する請願
第六三号、第一一〇号、第一三九号、第一四五号、第一五六号、第一五七号、第一八〇号、第一九七号、第四三一号　自動車税軽減等に関する請願
第一一一号　地方公共団体企業に対する優先免許の請願
第一四〇号　消防水利施設費国庫補助増額等に関する請願
第一九五号　消防施設費国庫補助増額等に関する請願
第二六二号　地方財政危機打開に関する請願
第二七八号　地方税制改革に関する請願
第四二〇号、第四五七号、第四五八号　自動車税引上げ反対等に関する請願
第五〇九号　寺院くりに対する課税免除の請願
第五八二号　京都、小倉両市の都市計画用地買収費起債等に関する請願
第六一七号　理容美容業に対する特別所得税軽減の請願
第六二五号　助産婦に対する特別所得税等の課税適正化の請願
第七一〇号　狩猟者税軽減に関する請願
第七五一号　乗合自動車税軽減に関する請願
第九五九号　遊興飲食税に関する請願
第一一一四号　岡山県連島町に自治警察廃止に伴う地区署設置等の請願
第一二七五号　地方公務員法附則二十一項の単純労務雇用職員の身分取扱に関する請願
第一三〇九号、第一五一七号　純舞踊の入場税減免に関する請願
第一三三九号　遊興飲食税廃止に関する請願
第一四四四号　農業委員会書記の恩給に関する請願
第一五〇〇号　平衡交付金増額等に関する請願
第一五三七号　六・三制学校特別教室等の建設費起債に関する請願
第一五三八号　浩湾修築費地元負担金の全額起債に関する請願
第一五四〇号　国庫補助金等早期交付に関する請願
第一六五二号、第一七〇四号、第二三三〇号　警察法第四〇条の特例に関する請願
第一七三四号　地方税法中一部改正に関する請願
第一七九四号　弁護士に対する課税の請願
第一八一七号、第一八四二号、第二二九五号、第二四二六号　地方公営企業法案中一部修正に関する請願
第一八一八号　京都府舞鶴市の警察費測定単位に関する請願
第一九〇八号　道路交通取締法中一部改正に関する請願
第一九三五号　地方自治法改正法案に関する請願
第一九四三号　起債の早期認可に関する請願
第一九六三号　オペラの入場税減免に関する請願
第二〇〇五号　定時制高等学校校舎建設費起債に関する請願
第二〇一四号　出版業者に対する事業税免除の請願
第二〇九一号　自治消防整備強化に関する請願
第二一二六号　映画演劇の入場税軽減に関する請願
第二二一七号、第二三三三号　地方自治法改正法案中一部修正に関する請願
第二二七四号　助産婦の特別所得税免除に関する請願
第二二九一号、第二五三八号　地方自治法改正反対に関する請願
第二三一一号　地方税法中電気ガス税一部改正に関する請願
第二三六七号　五大市区選挙管理委員会存置に関する請願
第二三八〇号、第二三九九号　教育研究に対する電気ガス税免除の請願
第二三九五号　民間学術研究機関に対する電気ガス税免除の請願
第二四二九号　外人宿泊客に対する遊興飲食税免除の請願
第二七二〇号　めん類の飲食税撤廃に関する請願
第二七二七号　新聞業に対する地方税非課税等の請願
第二七八三号　めん類の遊興飲食税免除に関する請願
第二八一四号　岩手県久慈町の起債全体計画に関する請願
第二八二五号　地方財政平衡交付金法中に幼稚園と明記する等の請願
第二八八二号　地方自治法改正法案反対等に関する請願
第二八八六号　公営企業建設費起債の優先割当に関する請願

第二八八七号　地方公共団体に対し国庫負担金増額に関する請願
第二九三八号　長崎県青島の電燈、動力設備資金起債許可に関する請願
第二九八五号　農業協同組合連合会医療施設を固定資産税等の課税対象とする請願
第三一四二号　公職選挙法の一部を改正する法案中第二〇九条の二修正に関する請願
第三一八六号　地方財政平衡交付金法中一部改正等に関する請願
第三一八七号　高等学校定時制分校々舎建築費起債に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

地方行政委員会請願特別報告第一号

平衡交付金増額に関する請願

第三六号　東京都港区芝公園第四号地全日本中学校長会内　野口彰提出
第三二二号　岩手県議会議長　村上順平提出

地方財政確立に関する請願

第三七号　北海道札幌市議会議長　斉藤忠雄提出
第四一九号　福岡市役所内九州四十一市自治体職員労働組合協議会内　田代典雄提出
地方議会制度改革反対に関する請願
第三八号　北海道札幌市議会議長　斉藤忠雄提出

営業用トラックの自動車税軽減に関する請願

第四五号　新潟県三条市田島二二八中越運送株式会社専務取締役　石月旅三郎提出
第六一号　和歌山市美園町五ノ五〇ノ二和歌山県経済農業協同組合連合会会長理事　藤田照清提出
第六二号　愛知県刈谷市大字刈谷字八丁大興運輸株式会社取締役社長　藤井清七提出
第一五五号　静岡県清水市入船町三ノ四鈴与自動車運送株式会社取締役社長　鈴木要二外二名提出

自動車税軽減等に関する請願

第六三号　佐賀市上芦町六二佐賀県自家用自動車組合内　古賀建達提出
第一一〇号　埼玉県浦和市常盤町五ノ三一埼玉県自家用自動車組合内　宮沢政吉提出
第一三九号　東京都中央区京橋一ノ五全国自家用自動車組合連合会内　満尾君堯外六千二百六十八名提出
第一四五号　静岡市呉服町二ノ八静岡県自家用自動車組合連合会内　岩山儀作外二十九名提出
第一五六号　神奈川県横浜市中区日ノ出町二ノ一三〇神奈川県自家用自動車組合内　金子吉蔵提出
第一五七号　石川県金沢市古道三石川県自家用自動車組合内　大島新一提出
第一八〇号　秋田市上中城町三秋田県自家用自動車組合内　辻兵太郎提出
第一九七号　大分県大分市大道町一丁目大分県自家用自動車組合連合会内　監沢実蔵提出
第四三一号　埼玉県浦和市高砂町三埼玉県自家用自動車組合内　宮沢政吉提出

地方公共団体企業に対する優先免許の請願

第一一一号　静岡市議会議長　広瀬修造提出

消防水利施設費国庫補助増額等に関する請願

第一四〇号　山形県庁民生部消防課内山形県消防協会内　高橋熊次郎提出

消防施設費国庫補助増額等に関する請願

第一九五号　島根県松江市警察署内松江市消防団長　野津乙三郎提出

地方財政危機打開に関する請願

第二六二号　茨城県議会議長　宇田川源次郎提出

地方税制改革に関する請願

第二七八号　大阪市議会議長　田村敬太郎提出

自動車税引上げ反対等に関する請願

第四二〇号　大阪市北区宗是町大ビル内大阪府自家用自動車組合連合会内　松本万次郎外一名提出
第四五七号　福島市福島県自家用自動車組合連合会内　安藤藤作提出
第四五八号　福島県平市長橋町七四福島県炭鉱自家用自動車組合内　飯島正俊提出

寺院くりに対する課税免除の請願

第五〇九号　山口県熊毛郡大和村　松浦慶誓外十二名提出

京都、小倉両市の都市計画用地買収費起債等に関する請願

第五八二号　京都市長　高山義三外一名提出

助産婦に対する特別所得税等の課税適正化の請願

第六二五号　東京都渋谷区原宿三ノ二二六社団法人日本看護協会第一副会長　小柳コト外一名提出

乗合自動車税軽減に関する請願

第七五一号　熊本市花畑町三一九州産業交通株式会社取締役社長　野上進提出

地方公務員法附則二十一項の単純労務雇用職員の身分取扱に関する請願

第一二七五号　大阪市北区中之島一丁目大阪市役所内地方自治団体従業員労働組合協議会内　小西長一外三名提出

農業委員会書記の恩給に関する請願

第一四四四号　東京都千代田区神田一ツ橋一ノ三全国農業委員会職員会内　山田親一提出

平衡交付金増額等に関する請願

第一五〇〇号　茂城県議会議長　宇田川源次郎提出

六・三制学校特別教室等の建設費起債に関する請願

第一五三七号　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出

港湾修築費地元負担金の全額起債に関する請願

第一五三八号　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出

国庫補助金等早期交付に関する請願

第一五四〇号　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出

地方税法中一部改正に関する請願

第一七三四号　熊本県玉名郡坂下村　星先法運外十四名提出

弁護士に対する課税の請願

第一七九四号　東京都千代田区霞ヶ関一ノ一東京弁護士会内　水野東太郎外千二百八十七名提出

京都府舞鶴市の警察費測定単位に関する請願

第一八一八号　京都府舞鶴市長　蜷川親雄外一名提出

地方自治法改正法案に関する請願

第一九三五号　北海道小樽市議会議長　岩谷静衛提出

起債の早期認可に関する請願

第一九四三号　北海道小樽市議会議長　岩谷静衛提出

定時制高等学校校舎建設費起債に関する請願

第二〇〇五号　長崎県議会議長　岡本直行提出

自治消防整備強化に関する請願

第二〇九一号　新潟県議会議長　西川弥平治提出

地方自治法の一部を改正する法律中一部修正に関する請願
第二二一七号、第二三三三号
宮城県議会議長　今野貞亮提出

助産婦の特別所得税免除に関する請願
第二二七四号　東京都板橋区板橋町一ノ三、四五六　横山フク提出

地方自治法改正反対に関する請願
第二二九一号、第二五三八号
長野県議会議長　片桐知従提出

岩手県久慈町の起債全体計画に関する請願
第二八一四号　岩手県九戸郡久慈町長　山内堯文提出

地方財政平衡交付金法中に幼稚園と明記する等の請願
第二八二五号　岡山県倉敷市元町御園幼稚園内岡山県保育会内　松井恵戒提出

地方自治法改正法案反対等に関する請願
第二八八二号　神奈川県川崎市議会議長　高須康治提出

公営企業建設費起債の優先割当に関する請願
第二八八六号　神奈川県川崎市議会議長　高須康治提出

地方公共団体に対し国庫負担金増額に関する請願
第二八八七号　神奈川県川崎市議会議長　高須康治提出

長崎県青島の電燈、動力設備資金起債許可に関する請願
第二九三八号　長崎県北松浦郡新御厨町長　春藤猪間吉提出

農業協同組合連合会医療施設を固定資産税の非課税対象とする請願
第二九八五号　東京都中央区銀座西三ノ一全国厚生農業協同組合連合会長理事　塩川藤一提出

地方財政平衡交付金法中一部改正等に関する請願
第三一八六号　京都市中京区西京伯楽町全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎外七百九十四名提出

高等学校定時制分校々舎建築費起債に関する請願
第三一八七号　京都市中京区西京伯楽町全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎外八百五十一名提出

右五七件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

平衡交付金増額に関する請願
請願者　東京都港区芝公園第四号地全日本中学校長会内　野口彰（第二六号）
請願者　岩手県議会議長　村上順平（第三二一号）

右の請願は、地方自治の健全なる推進と文化日本建設の基礎となる教育振興の基本的条件は、平衡交付金の如何によるところが大きい。しかるに現在の補正予算に盛られている平衡交付金は地方行政に破たんをきたすほど僅少な額であるから、地方財政の強化、教育財政の確立のために平衡交付金を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方財政確立に関する請願
請願者　北海道札幌市議会議長斉藤忠雄（第二七号）
請願者　福岡市役所内九州四十一市自治体職員労働組合協議会内　田代興雄（第四一九号）

右の請願は、窮乏している地方財政確立のため（一）地方財政平衡交付金を地方的特殊性を勘案し増額すること、（二）地方債発行許可のわくを拡張し、認可の時間を地方自治団体の事業のすい行とにらみ合せて繰り上げること、（三）地方税制度の改革においては、北海道都市財政協議会の方針によること、（四）地方公務員の給与改善ができるよう財源措置を講ずること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方議会制度改革反対に関する請願
請願者　北海道札幌市議会議長斉藤忠雄（第三八号）

右の請願は、最近の地方行政に関する地方行政調査委員会議の勧告、政令諮問委員会の答申等によれば、議会の議員を名誉職とし、その定数を大幅に削減し、さらに常任委員会を廃止し、参事会制度の復活も期待する意向が極めて強いようであり、政府もこの趣旨の地方自治法改正案を近く国会に提出する由であるが、かかることが実施されることはようやく生長しつつある地方自治の民主化に逆行するものであるから、絶対に反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

営業用トラックの自動車税軽減に関する請願
請願者　新潟県三条市田島二二八中越運送株式会社専務取締役　石月岳三郎（第四五号）
請願者　和歌山市美園町五ノ五〇ノ二和歌山県経済農業協同組合連合会長理事　藤田照清（第六一号）
請願者　愛知県刈谷市大字刈谷字八丁大興運輸株式会社取締役社長　藤井清七（第六二号）
請願者　静岡県清水市入船町三ノ四鈴与自動車運送株式会社取締役社長　鈴木要二外二名（第一五五号）

右の請願は、トラック事業者は、戦前戦後を問わず、トラック輸送を通じ一般産業の復興、進展および民生安定に多大の貢献をなしてきた。しかしてトラック事業は従来より公共的事業として、運賃および料金は物価統制令の適要を受け、政策的裏付けとして政府から事業補助金の交付を受けてきたが、昭和二十三年以降は補助金制度が廃止されて、トラック事業者は一方的犠牲を余儀なくされ担税力の限界に達しているから、公益性を有する営業用トラックに対する自動車税を軽減せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自動車税軽減等に関する請願
請願者　佐賀市上芦町六二佐賀県自家用自動車組合内　古賀建達（第六三号）
請願者　埼玉県浦和市常盤町五ノ三一埼玉県自家用自動車組合内　宮沢政吉（第一一〇号）
請願者　東京都中央区京橋一ノ五全国自家用自動車組合連合会内　満尾君亮外六千二百六十八名（第一三九号）

請願者　静岡市呉服町二ノ八静岡県自家用自動車組合連合会内　岩山儀作外二十九名（第一四五号）

請願者　神奈川県横浜市中区日ノ出町二ノ一三〇神奈川県自家用自動車組合内　金子吉蔵（第一五六号）

請願者　石川県金沢市古道三石川県自家用自動車組合内　大島新一（第一五七号）

請願者　秋田市上中城町三秋田県自家用自動車組合内　辻兵太郎（第一八〇号）

請願者　大分県大分市大道町一丁目大分県自家用自動車組合連合会内　藍沢実蔵（第一九七号）

請願者　埼玉県浦和市高砂町三埼玉県自家用自動車組合内　宮沢政吉（第四三一号）

右の請願は、自動車に対する地方税の引き上げおよび自家用自動車と営業用自動車との間に差別課税が考慮されているとのことであるが、自家用も営業用も輸送用具としての経済上の地位は全く同じであるのに、自家用なるが故にいやしめられ、営業用とその税額を差別されることは不合理である。またタイヤ、燃料、車両部分品、修理費等は他の物品に比しいちじるしい上昇を示し、自家用自動車使用者の担税能力は極限に達しているから、現行法通り継続せられるとともに、自家用、営業用の差別課税はトラック、自用車ともに撤廃せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公共団体企業に対する優先免許の請願

請願者　静岡市議会議長　広瀬修造（第一一一号）

右の請願は、地方公共団体の企業は、公共の福祉のため経営されるものであつて、利潤第一主義の一般私企業と本質的に異るものであるから、自動車運送事業、電気ガス事業等の許可に際しては、公共団体の企業を優先して免許あるいは認可、許可するよう関係法および行政方針を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

消防水利施設費国庫補助増額等に関する請願

請願者　山形県庁民生部消防課内山形県消防協会内　高橋熊次郎（第一四〇号）

右の請願は、最近の火災発生の状況は、大都市に限らず、中小都市農村に大火が発生している現状であるが、国家補助の対象は、農村消防を軽視する傾向にあるから（一）消防水利施設に対する補助対象の拡張増額、（二）消防施設に対する起債の増額、（三）非常勤消防団員の災害補償制度の財政的裏付として、平衡交付金の増額、（四）警察協力に対する災害補償の措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

消防施設費国庫補助増額等に関する請願

請願者　島根県松江市警察署内松江市消防団長　野津乙三郎（第一九五号）

右の請願は、消防団の機能を完全に発揮するため、（一）各種消防施設に対する国庫補助を大幅に増額すること、（二）消防費に対する平衡交付金を増額すること、（三）消防施設に対する起債を増額すること、（四）消防の機構強化を図ること等の実現について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方財政危機打開に関する請願

請願者　茨城県議会議長　宇田川源次郎（第二六二号）

右の請願は、府県財政の危機打開に関しては、従来しばしば政府に対してその財源措置を要望してきたのであるが、今回の補正予算においては僅か二百億円の決定を見たに過ぎず、これでは現に執行中の各種重要事業に要する経費に多額の不足を生ずることは勿論、地方公務員の給与改訂も実現困難となるから、取り敢えず平衡交付金または地方債に代るものとして臨時の応急措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方税制改革に関する請願

請願者　大阪市議会議長　田村敬太郎（第二七八号）

右の請願は、大都市の特殊な財政需要を賄うには現行の地方税制下における大都市の税収入は余りにも貧弱であり、その結果収支の欠陥は年々相当額に達している。しかるに伝えられる税制改革案によれば、さらに税収入は縮減する結果となり、大都市における財政上の危機は一層深刻化することは明白であるから、現下の大都市財政窮乏の実情を考慮して、今次の地方税制改革に当つては万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自動車税引上げ反対等に関する請願

請願者　大阪市北区宗是町大ビル内大阪府自家用自動車組合連合会内　松本万次郎外一名（第四二一〇号）

請願者　福島市福島県自家用自動車組合連合会内　安斉藤作（第四五七号）

請願者　福島県平市長橋町七四福島県炭鉱自家用自動車組合内　飯島正俊（第四五八号）

右の請願は、この度政府は地方税法の改正に伴い、自動車税を自家用と営業用とに区別し、税率の引き上げを企図しているよしであるが、かかる改正案はわが国自動車界に一大暗影を投じ、ひいては諸産業の萎微を招来するもととなるから、自動車税については現行法通り自家用、営業用の区別を撤廃するとともに税率引き上げに反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

寺院くりに対する課税免除の請願

請願者　山口県熊毛郡大和村松浦慶誓外十二名（第五〇九号）

右の請願は、山口県当局および市町村当局等は、寺院のくりを課税の対象と解釈して固定資産税を賦課したが、くりが課税対象でないことは地方税法第三百四十八条によつて明瞭であり、地方税法および宗教法人法の審議に関する奥野、荻田、篠原の各政府委員の答弁は、くり非課税説を強く裏づけるものであつて、国法によつて施行せられる地方税が、県または市町村区々の解釈によつて取扱いを受けることは怪奇の至りであるとともに、寺院の教化活動をいちじるしく阻害することになるから、全国一律にくりを非課税とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都、小倉両市の都市計画用地買収費起債等に関する請願

請願者　京都市長　高山義三外一名（第五八二号）

右の請願は、京都、小倉の両市は、戦時中強行された建物強制疎開によつて二百万戸の建物が疎開し、その敷地は六十九万九千坪に及んでいる。終戦後これ等の土地を都市計画用地として道路、広場、公園等に造成し、残りの部分を所有者に返還した。しかるに都市計画用地に決定した各施設の敷地賃借費に対する国庫補助が昭和二十四年度より打ち切られ、一方これら土地の所有者は早期買収を希望しているから、都市建設復興促進とこれら関係土地所有者の問題解決のため、同用地買収に対する地方起債を認められるとともに、疎開跡地整備事業に対し、国庫補助を交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

助産婦に対する特別所得税等の課税適正化の請願

請願者　東京都渋谷区原宿三ノ二二六社団法人日本看護協会第一副会長　小柳コト外一名（第六二五号）

右の請願は、助産婦に対する特別所得税の課税は、地域により諸経費の算定等に相違があり、従つて課税も不均衡な実情にあるから、助産婦の諸経費として、全国一率に最低四割を認め、本税の適正化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

乗合自動車税軽減に関する請願

請願者　熊本市花畑町三一九州産業交通株式会社取締役社長野上進（第七五一号）

右の請願は、バス事業は、国鉄と同様、定時に定路線を運行する公共的民間事業の代表的なものである。しかるに同事業の運賃率は、公共事業の故をもつて低物価政策の犠牲となつているにかかわらず、保護助長策の見るべきものはなく、しかも一万円の自動車税が課せられているため、交通機関としての公共的使命達成が困難であるから、乗合自動車税の標準税額を五千円に引き下げるとともに最高税額を一万円に制限せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員法附則二十一項の単純労務雇用職員の身分取扱に関する請願

請願者　大阪市北区中之島一丁目大阪市役所内地方自治団体従業員労働組合協議会内　小西長一外三名（第一二七五号）

右の請願は、地方公務員法制定の際、地方公務員中の単純な労務に雇用される職員は、地方行政担当の一般職員と異り、労働組合活動の制限および政治的行為の制限を加えられるべきでないとの見地より、地方公務員附則第二十一項において将来新に立法措置を制定すると規定されている。しかるに現在まで附則二十一項の精神が実現されず、政令二〇一号によつて不当な取扱を受けているから、すみやかに附則二十一項の精神に則り、必要な立法措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業委員会書記の恩給に関する請願

請願者　東京都千代田区神田一ツ橋一ノ三全国農業委員会職員会内　山田親一（第一四四四号）

右の請願は、町村農業委員会書記の恩給組合加入は、さる一月二十三日付地方自治庁次長の通ちようによつて認められたが、恩給組合準備金相当額は多額にのぼり、これを書記が全額納付することは不可能であるから、国家においてすみやかにその財政的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

平衡交付金増額等に関する請願

請願者　茨城県議会議長　宇田川源次郎（第一五〇〇号）

右の請願は、地方公務員の給与改訂、地方行政費の増額等の極めて激しい現情においては、さきに決定された補正予算の増額程度を以てしては、到底現在の府県財政窮迫を打開することができず、年度末赤字決算必至の県さえあるから、府県財政救済の方途として、本年度地方財政平衡交付金の大幅増額ならびに地方起債について特段の考慮を払われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制学校特別教室等の建設費起債に関する請願

請願者　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信（第一五三七号）

右の請願は、現行法では六・三制学校の講堂建設については補助がなく、また特別教室については、〇・七坪を上まわる時は補助起債の対象とならない実状にあるから、これら

の制限を撤廃して全面的に補助起債の対象ともせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

港湾修築費地元負担金の全額起債に関する請願

請願者　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信（第一五三八号）

右の請願は、港湾修築費の地元負担金が巨額であるため、この財源を起債にあおいでいるが、起債の認可額はその半額程度で残余を町村費で賄うことは窮迫した町村財政の現状では不可能であるから、港湾修築費の地元負担額は全額起債を認可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国庫補助金等早期交付に関する請願

請願者　鹿児島市山下町三七鹿児島県町村議会議長会内　高野季信（第一五四〇号）

右の請願は、各種国庫県費、補助金等の交付遅延は、町村の財政に多大な影響を与えているから、これら補助金を早急に交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方税法中一部改正に関する請願

請願者　熊本県玉名郡坂下村星先法運外十四名（第一七三四号）

右の請願は、固定資産税は、土地、家屋、機械器具等に課税されるものと承知しているが、農村の家屋は養蚕場又は作業場等に兼用して使用するためその面積等も都会の家屋に比較して数倍ないし数十倍の広さを有するものが少なくないので、固定資産税の負担は意外に多くなり、かつての地主階級は家屋が広い上に評価額も高いので、固定資産税の負担にたえかねて異議続出の状態であるから、地方税法中一部を改正して、固定資産税の評価基準ならびに税率を軽減せられるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

弁護士に対する課税の請願

請願者　東京都千代田区霞ヶ関一ノ一東京弁護士会内　水野東太郎外千二百八十七名（第一七九四号）

右の請願は、弁護士は、弁護士法によつて業務を行うが、その業務は、税法上の事業と異り、各自の負担において公的使命を達成するものであり、弁護士に対し事業税を課すのは、不合理であるから、所得税法中に弁護士の業務を特定するとともに、地方税法中特別所得税の一部を改正する等弁護士に対する課税の適正化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府舞鶴市の警察費測定単位に関する請願

請願者　京都府舞鶴市長　嵯峨根達雄外一名（第一八一八号）

右の請願は、舞鶴市警察署は、地理的条件警備対象その他客観情勢により、警備負担が極めて大きく、他の自治体に見られない警備態勢が必要となつており、従つてこれに伴う財政需要は、一に治安確保の裏付となつているから、地方行政に要する経費の測定に当つては、舞鶴市の特殊事情を充分考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

起債の早期認可に関する請願

請願者　北海道小樽市議会議長　岩谷静衛（第一九四三号）

右の請願は、起債許可の遅速は、市財政の運営ならびにこれを財源とした諸事業の遂行に多大の影響をもたらしているので、従来しばしばこれが早期処理を要請したのであるがいまだ実現せず、特に本道のような、冬期間の永い酷寒積雪地では起債による工事施行に困難をきたし、ひいては財政上にも損失が大きいから、すみやかなる措置によつて少くともその認可時期を五月までとせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

定時制高等学校校舎建設費起債に関する請願

請願者　長崎県議会議長　岡本直行（第二一〇〇五号）

右の請願は、現下定時制高校のほとんどが中、小学校や狭あいな公共施設の一隅に併設されており、狭あい、非衛生その他教授上の不便と苦痛とが忍び難い実状にあるので、関係地元市町村においては、すみやかに独立校舎を建築して定時制高校教育上のあい路打破の計画を進めているが、定時制高校建設事業については現在起債が認められていないので

本計画の実現を妨げているから、定時制高等学校建築総工費の半額以上を起債の対象とせられるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自治消防整備強化に関する請願

請願者　新潟県議会議長　西川弥平治（第二〇九一号）

右の請願は、各市町村においては、火災その他の災害を予防するため、消防施設の整備強化に努めているが、地方財政の窮乏により、有事の際の消防活動に円滑を欠く虞があるから、平衡交付金の増額、消防起債のわく拡大等適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方自治法の一部を改正する法案中一部修正に関する請願

請願者　宮城県議会議長　今野貞亮（第二二一七号）

請願者　宮城県議会議長　今野貞亮（第二三三三号）

右の請願は、今国会に提出されている地方自治法の一部改正法案中議会議員の定数を減じて議会の縮小を企図し、定例会制度を廃して不断の議会活動にいちじるしい拘束を加え、また県の部局数を一律に縮減してその編成を規制するなど一連の改正は、民主主義政治の進展を阻害するものであるから、地方自治法改正案中前記関係条項の修正を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

助産婦の特別所得税免除に関する請願

請願者　東京都板橋区板橋町一ノ三、四五六　横山フク（第二二七四号）

右の請願は、現在助産婦に対しては、特別所得税が課せられており、しかも同税は扶養家族および寡婦控除が認められていないため、所得に関係なく一律に課税されているが、助産婦は、未亡人で子供を抱えている人が多く、そのうえ産児制限の普及によつて収入が激減しているから、助産婦の業態や性質を考慮して、助産婦に対する特別所得税を免除せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方自治法改正反対に関する請願

請願者　長野県議会議長　片桐知従（第二一五三八号）

右の請願は、政府は、地方自治法を改正して、議員定数の減少または定例会の開会減少等地方議会の権限縮小を企図している由であるが、このような改正は、地方民主政治に逆行するものであるから、現行法を維持せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県久慈町の起債全体計画に関する請願

請願者　岩手県九戸郡久慈町長　山内堯文（第二八一四号）

右の請願は、岩手県久慈町は、初冬より初春にかけて連日強烈な西北風が吹き、一旦失火すれば水利の不便と相まつて必ず大火となり、大正七年以来三回にわたつて町の主要地域を灰土に帰しているから、町民の不安を除いて民生を安定するため、タンク付消防車購入費の全額起債を認められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方財政平衡交付金法中に幼稚園と明記する等の請願

請願者　岡山県倉敷市元町御園幼稚園内岡山県保育会内　松井恵戒（第二八二二五号）

右の請願は、地方財政の緊迫と貧困とは、市町村立幼稚園の運営を困難ならしめ、職員の給与は、中小学校職員に比してはるか下回つている状態であるから、地方財政平衡交付金法中の算定基礎に幼稚園数を加えるとともに同法中に幼稚園を明記せられたい。なお私立幼稚園に対しては、各府県市町村費より幼児教育振興費を交付すること、児童措置費を平衡交付金より除いて補助費として支給すること等幼児教育の振興を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公営企業建設費起債の優先割当に関する請願

請願者　神奈川県川崎市議会議長　高須康治（第二八八六号）

右の請願は、交通水道事業等地方公共団体が行う企業は、市民の文化水準が向上するに従いその需用が増大されているが、これが新設、拡張または維持改良の起債は一般公共費と同列に取り扱われてほとんど承認されていないのは、地方財政法第五条の規定に反するものであり、公営企

請願者　神奈川県川崎市議会議長　高須康治（第二八八二号）

右の請願は、今回政府が国会に提出した地方自治法改正案は、中央の行政簡素化に歩調を合せて地方行政簡素化を図り政府の地方自治体に対する監督強化を図ることが趣旨であるように考えられるが、かくてはかえつて地方自治体を弱体化するものであり、到底民主政治の達成は望み得ないから、議会議員定数の減少、定例会開催回数の減少、委員会制度に対する制限、中央集権的措置等に反対するとともに、地方財政平衡交付金の増額、国庫補助金の増額、および起債制限の緩和、教育関係補助金の継続ならびに増加等を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

業経営上支障をきたしているから、これら事業の起債は優先的に割当られるよう取り計われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公共団体に対し国庫負担金増額に関する請願

請願者　神奈川県川崎市議会議長　高須康治（第二八八七号）

右の請願は、現下、地方公共団体のひつ迫せる財政事情下において、今後さらに増大の傾向にある失業対策、農業委員会、生活扶助および児童福祉等の各種公営事業を正常に運営するためには、これに対する国庫負担金を大幅に増額し、かつ早期交付することが必要であるから、これらに要する国庫負担金を平衡交付金より除外するとともに増額交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県青島の電燈、動力設備資金起債許可に関する請願

請願者　長崎県北松浦郡新御厨町長　春藤猪間吉（第二九三八号）

右の請願は、青島は、九州の最西端星鹿半島の突端から八百メートルの海上にある漁業部落で、いわしの水揚だけでも年産十五万貫におよんでいる。しかるに北松を貫通する各駅はほとんど全部海面百メートル以上の高地に敷設されているため、水産物の搬出に不便な実情にあり、従つて加工を必要とするが、加工のための電気動力がなく、一方漁船のバッテリー充電の不便は、業者に多大な損失となつているから、同島の電燈および動力設備資金の起債を許可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業協同組合連合会医療施設を固定資産税の非課税対象とするの請願

請願者　東京都中央区銀座西三ノ一全国厚生農業協同組合連合会長理事　塩川藤一（第二九八五号）

右の請願は、医療法第三十一条によつて、公的医療機関である地方公共団体組合、普通国民健康保険組合、日本赤十字社等がすべて非課税対象となつているにかかわらず同じ公的医療機関である都道府県厚生農業協同組合連合会の医療施設が課税の対象となつていることは不合理であり、一方各都道府県の厚生農業協同組合連合会は、農業協同組合法による非営利団体であり、全国に百五十余の病院と三百余の診療所を有し、官公立病院に次ぐ公共施設としてその役割を果しているから、地方税法第三八四条により同施設を固定資産税の非課税対象とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方財政平衡交付金法中一部改正等に関する請願

請願者　京都市中京区西京伯楽町全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎外七百九十四名（第三一八六号）

右の請願は、平衡交付金の測定単位として高等学校は、生徒数のみによつて算定されているが、定時制課程においてはその性格上、中心校と各分校とはそれぞれ校舎を別にして教育運営を行つている関係上、分校独自の経費を要し、測定単位を生徒のみによつて決定することは定時制の運営上到底不可能であるから、生徒数に、学級数、学校数を加えるよう地方財政平衡交付金法中一部を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高等学校定時制分校々舎建築費起債に関する請願

請願者　京都市中京区西京伯楽町全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎外八百五十一名（第三一八七号）

右の請願は、昭和二十三年の学制の大改革によつて高等学校に定時制の課程の設けられたことは、学制改革のうちでも最もわが国情に適したものであるが、これが運営については義務教育の負担に追われて定時制課程についてはほとんど顧みられない状態であつたため、分校々舎の建築は遅々として進まず施設面においては空文にひとしい現状であるから、これがすみやかな整備を図るため建築費の一部起債を認可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

地方行政委員会請願特別報告第二号

理容美容業に対する特別所得税軽減の請願

第六一七号　広島市已斐中本町三三一ノ一全国理容連盟内　川島脩良提出

狩猟者税軽減に関する請願

第七一〇号　東京都千代田区九段三ノ二社団法人大日本狩猟友会長　徳川義親外一名提出

遊興飲食税に関する請願

第九五九号　兵庫県神戸市生田区北長狭通八兵庫県旅館商業協同組合理事長　大橋千代造外二名提出

岡山県連島町に自治警察廃止に伴う地区署設置等の請願

第一一一四号　岡山県浅口郡連島町長　大野和一提出

純舞踊の入場税軽減に関する請願

第一三〇九号　東京都目黒区自由ヶ丘六二　石井漠提出

第一五一七号　東京都目黒区自由ヶ丘六二　江口隆哉提出

遊興飲食税廃止に関する請願

第一三三九号　東京都中央区築地五ノ一全国料理飲食喫茶業組合連盟会内　野木源治郎提出

警察法第四〇条の特例に関する請願

第一六五二号　岡山県小田郡笠岡町長　小野博外三名提出

第一七〇四号　岡山県都窪郡茶屋町長　米谷昇平外十八名提出

第二三三〇号　岡山県都窪郡茶屋町長　米谷昇平外一名提出

地方公営企業法案中一部修正に関する請願

第一八一七号　東京都千代田区大手町二ノ八東京都職員労働

組合水道支部内　植田正男外一万四千九百二十五名提出

第一八四二号　東京都千代田区丸ノ内三ノ五全国水道労働組合連合会内　江沢徳太郎提出

第二二九五号　東京都港区麻布一本松町七日本都市交通労働組合連合会内　岡本丑太郎提出

第二四二六号　岩手県盛岡市内丸六四盛岡市水道従業員労働組合内　菊池村吉提出

道路交通取締法中一部改正に関する請願

第一九〇八号　東京都港区芝高輪南町三〇全日本交通運輸労働組合協議会内　寺山源助外五万九千三百三十九名提出

オペラの入場税減免に関する請願

第一九六三号　東京都港区赤坂氷川町五〇　藤原義江提出

出版業者に対する事業税免除の請願

第二〇一四号　東京都千代田区神田駿河台一ノ七社団法人全国出版協会長　石橋湛山外六名提出

映画、演劇の入場税軽減に関する請願

第二一二六号　福島市五月町一福島県興業組合内　千葉兹三提出

地方税法中電気ガス税一部改正に関する請願

第二三一一号　東京都千代田区霞ケ関三ノ四日本化学工業協会内　原安三郎提出

五大市区選挙管理委員会存置に関する請願

第二三六七号　神戸市灘区御影町御影字上中七〇八ノ三神戸市東灘区選挙管理委員会内　岡本万次郎外七名提出

教育研究に対する電気ガス税免除の請願

第二三八〇号　東京都文京区東富士町一東京大学内国立大学協会内　矢内原忠雄提出

第二三九九号　東京都目黒区衾町五九一　柴田雄次提出

民間学術研究機関に対する電気ガス税免除の請願

第二三九五号　東京都千代田区大手町二ノ八民間学術研究機関連合会内　岡正雄提出

外人宿泊に対する遊興飲食税免除の請願

第二四二九号　東京都千代田区丸ノ内一ノ一日本交通公社内社団法人日本ホテル協会長　犬丸徹三提出

めん類の飲食税撤廃に関する請願

第二七二〇号　名古屋市中区南大津通五ノ二名古屋市中麺類食堂組合理事長　梅村不二一外三百七十六名提出

新聞業に対する地方税非課税等の請願

第二七二七号　東京都千代田区有楽町二ノ四産経ビル四階第一新聞協会内　竹井博友提出

めん類の遊興飲食税免除に関する請願

第二七八三号　名古屋市中区下前津町九〇愛知県めん類食堂組合連合会内　上田昇太郎外十五名提出

公職選挙法の一部を改正する法案中第二〇九条の二修正に関する請願

第三一四二号　大阪市議会議長　清水太一郎提出

狩猟者税を目的税とする請願

第四四号　東京都千代田区九段三ノ二社団法人大日本狩友会会長　徳川義親外一名提出

右二九件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

理容美容業に対する特別所得税軽減の請願

請願者　広島市己斐中本町三三一ノ一全国理容連盟内　川島俯良（第六一七号）

右の請願は、理容美容業者は、昭和二十三年以来弁護士業、公証人業、公認会計士業、計理士業等と同列の特別所得税第二種業務に指定され、医業、薬剤師業、助産婦業の第一種業務と比べ、はるかに高い税率を課せられている。しかして現行地方税法による附加価値税の納税義務者としては本業を医業等と同一に律しているのは誠に不合理である。また本業は、人体施術を業とし、国民保険の一環をなすもので、当然医業、助産婦等と同等に取り扱われるべきであるから、本業に対する特別所得税を第一種として、軽減せられるよう特別の措置をとられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

狩猟者税軽減に関する請願

請願者　東京都千代田区九段三ノ二社団法人大日本狩友会長　徳川義親外一名（第七一〇号）

右の請願は、狩猟者に対して旧制度においては、一等、二等、三等と免状が所得税の多少によつて三階級に分れていたが、三年前の狩猟法改正により、一率に三千六百円の均一税となり、三等免許者には七倍の値上り、一等免許者には一倍半という、下に重く、上に軽くなつた結果、狩猟者は年々減少し、反面密猟者は年年増加し、種々の弊害を生じているから、狩猟者税を軽減せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

遊興飲食税に関する請願

請願者　兵庫県神戸市生田区北長狭通八兵庫県旅館商業協同組合理事長　大橋千代造外二名（第九五九号）

右の請願は、現行の遊興飲食税は、戦時中しやし抑制のために創設されたものであり、従つて終戦と同時に当然廃止される性質の税であつただけに、地方税に移譲後の成績は矛盾した徴収方針等によつていちじるしく不良化しているから、現行遊興飲食税を接客売上税（仮称）と改変し、徴収方針をすべて売上に対する一割課税とせられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

岡山県連島町に自治警察廃止に伴う地区署設置等の請願

請願者　岡山県浅口郡連島町長大野和一（第一一一四号）

右の請願は、昭和二十六年六月十二日附法律第二百三十三号による警察法の一部改正に伴い住民投票の結果、岡山県連島町自治警察を廃止することに決定し、四月一日より警察維持に関する責任が国家へ転ずるが、この自治警察の廃止に伴い地区署の新設およびこれが認可の場合、同施設の経費等を全額国庫負担とする措置をとられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

純粋舞の入場税軽減に関する請願

請願者　東京都目黒区自由ケ丘六二　石井漠（第一三〇九号）

請願者　東京都目黒区自由ヶ丘六二　江口隆哉（第一五一七号）

右の請願は、音楽と舞踊は、ともに世界共通の最も大衆的な芸術であるにかかわらず、入場税は純音楽が四割、純舞踊が十割という差別待遇を受けていることはいかなる観点よりしても不合理であるから、地方税法第七十六条中「もつぱら、交響楽、器楽、声楽等の純音楽を研究発表する」の文中、純音楽の下に「及び純舞踊」を加えるよう、特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

遊興飲食税廃止に関する請願

請願者　東京都中央区築地五ノ一全国料理飲食喫茶業組合連盟会内　野本源治郎（第一三三九号）

右の請願は、職業安定法、私的独占禁止法等の公布は、花代に対する遊興飲食税の特別徴収を全く困難とし、また飲食物、宿泊料に対する本税の賦課は幾多の矛盾があり、しかも業者に苛酷措置に出る権限がないのでいかに三年以下の懲役、百万円以下の罰金という酷刑をもつて臨んでも現行税法による本税の特別徴収は至難な実状にあるから、地方税法中遊興飲食税の全面廃止を図られたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

警察法第四〇条の特例に関する請願

請願者　岡山県小田郡笠岡町長小野博外三名（第一六五二号）

請願者　岡山県都窪郡茶屋町長米谷昇平外十八名（第一七〇四号）

請願者　岡山県都窪郡茶屋町長米谷昇平外一名（第二三三〇号）

右の請願は、岡山県茶屋町は、町財政の現状と町民の世論を基盤として自治体警察を維持しないことに決め、近くこのための住民投票が実施されることになつたが、現行警察法では本年四月住民投票によつて廃止が決定しても明年四月まで国警移管は実現できないことに規定されているため、折角投票の結果廃止の線が出ても町財政の負担を軽減するどころか益々窮地に追い込むこととなるから、明年四月を待たず本町自治体警察を早期に国警に移管できるよう警察法第四〇条の特例を認められたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

地方公営企業法案中一部修正に関する請願

請願者　東京都千代田区大手町二ノ八東京都職員労働組合水道支部内　植田正男外一万四千九百二十五名（第一八一七号）

請願者　東京都千代田区丸ノ内三ノ五全国水道労働組合連合会内　江沢徳太郎（第一八四二号）

請願者　東京都港区麻布一本松町七日本都市交通労働組合連合会内　岡本壮太郎（第二二九五号）

請願者　岩手県盛岡市内丸六四盛岡市水道従業員労働組合内菊池村吉（第二四二六号）

右の請願は、地方公営企業に従事する職員の身分取扱については、その企業の性質自体が民間企業ときわめて類似している点および国の鉄道と専売事業の取扱との均衡等から考慮し、一般職の地方公務員から切り離し、別個の身分取扱をすることが適当とせられたため、第九国会において地方公務員法附則第二十項は妥当と認められたのであるが、今国会に提出されている地方公営企業法案中にはこれらの趣旨に反する諸点があるから、かかる諸点を修正せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

道路交通取締法中一部改正に関する請願

請願者　東京都港区芝高輪南町三〇全日本交通運輸労働組合協議会内　寺山源助外五万九千三百三十九名（第一九〇八号）

右の請願は、占領下の特殊事情に基いて、昭和二十二年に自動車取締令が廃止され、道路交通取締法が制定され、さらに昭和二十四年十一月一部が改正されて現在に至つている。しかるに、現行法はわが国道路の実態、車両の程度から見て極めて実情に副わない法律であるから、同法の第七条、第二十八条、第二十九条等を改正整備せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

オペラの入場税減免に関する請願

請願者　東京都港区赤坂氷川町五〇　藤原義江（第一九六三号）

右の請願は、音楽は、大衆的芸術であり、純音楽およびこれらを創造した作曲者によるオペラは貴重な文化財である。従つて諸外国においては、オペラの上演を無税とするばかりでなく、国あるいは都市より多大な補助金を出してその維持発展を図つているから、文化国家を標ぼうするわが国においても、オペラに対する現行十割の課税を純音楽同率に減免せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

出版業者に対する事業税免除の請願

請願者　東京都千代田区神田駿河台一ノ七社団法人全国出版協会長　石橋湛山外六名（第二〇一四号）

右の請願は、独立後の文化国家再建に新聞と出版との果す使命の重大性に鑑み、文化の向上、その他公益上特に有意義な出版物に限り、新聞と同様事業税免除の特別措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

映画、演劇の入場税軽減に関する請願

請願者　福島市五月町一福島県興業組合内　千葉玆三（第二一二六号）

右の請願は、映画、演劇に対する入場税が高率なため観客は日ごとに減少し、いずれの業者も赤字経営に苦しみ、諸設備も荒れたまま放置さ

れ、その結果は税金の滞納にまで及んでいる現状であるから、入場税の軽減を図られたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

地方税法中電気ガス税一部改正に関する請願

請願者　東京都千代田区霞ヶ関三ノ四日本化学工業協会内　原安三郎（第二三一一号）

右の請願は、産業用電力およびガスに対する課税そのものの全面的廃止は、その消費税的、二重課税的性格よりみて妥当と考えられるから、原則的に免税とせられるとともに、もし産業用電力について種々の関係で免税が不可能の場合は電力を原料のように使用し、電気料金の負担がいちじるしく大きな電解、電炉工業製品、ならびに輸出入貿易上重大な影響の及ぶもの、および肥料等、国民生活に直接関係のあるものや重要基礎物資と見なされるもの等は非課税品目とするよう現行の地方税法を改正せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

五大市の区選挙管理委員会存置に関する請願

請願者　神戸市灘区御影町御影字上中七〇八ノ三神戸市東灘区選挙管理委員会内　岡本万次郎外七名（第二三六七号）

右の請願は、民主政治の根源である選挙運営において、区選挙管理委員会を廃止し弱体化するが如きは、はなはだしい時代逆行であるばかりでなく、これによつて種々の欠陥を醸成し、公正なる選挙の執行を至難ならしめるから、従来通り区選挙管理委員会を存置せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

教育研究に対する電気ガス税免除の請願

請願者　東京都文京区東富士町一　東京大学内国立大学協会内　矢内原忠雄（第二三八〇号）

請願者　東京都目黒区衾町五九一　柴田雄次（第二三九九号）

右の請願は、光熱費が教育および研究費に占める地位は非常に多額に及んでいるが、現行電気ガス税が教育研究上に多大の障害となつているから、教育研究等に対する電気ガス税を免除されたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

新聞業に対する地方税非課税等の請願

請願者　東京都千代田区有楽町二ノ四産経ビル四階第一新聞協会内　竹井博友（第二七二七号）

右の請願は、新聞事業に対する営業税は、明治二十九年初めて営業税法が施行されて以来他の業種とは別に新聞紙法による出版として一般出版業とは確然と区別されて、長く営業税の課税対象外にあつたが、昭和二十六年度に至つて政府は、新聞紙法に認められている非日刊紙および業界紙を右の適用から除外して課税の対策としたことは不合理であるから、新聞業を広く解釈して非日刊紙や業界紙も一般日刊紙同様非課税とせられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

めん類の遊興飲食税免除に関する請願

請願者　名古屋市中区下前津町九〇愛知県めん類食堂組合連合会内　上田弁太郎外十五名（第二七八三号）

右の請願は、めん類外食券食堂は、いわゆる大衆食堂であるから、地方税法の改正に当つては、うどん、そば等一食九十円未満の品目に対しては、遊興飲食税を免除するよう措置なりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

民間学術研究機関に対する電気ガス税免除の請願

請願者　東京都千代田区大手町二ノ八民間学術研究機関連合会内　岡正雄（第二三九五号）

右の請願は、わが国においては、昭和二十二年度以降毎年民間学術研究機関補助金が交付され、その保護育成のために、民間学術研究機関の助成に関する法律が制定されているほか、固定資産税、物品税、関税、市町村民税等が免除されている。しかるに研究費の三割余を占める光熱費については、何等の措置も講ぜられていないため、研究機関の経営に少くなからぬ支障をきたしているから、民間学術研究機関に対する電気ガス税を免除せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

外人宿泊に対する遊興飲食税免除の請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内一ノ一日本交通公社内社団法人日本ホテル協会長　犬丸徹三（第二四二九号）

右の請願は、広く海外より観光外客を誘致して、国際親善を増進するとともに、外貨を獲得することは現下の国家的要務である。しかるに地方税法によつてこれ等の観光外客に対し一般日本人同率の遊興飲食税を課していることは、わが国観光事業の前途を暗くするものであるから、国際観光ホテル整備法により登録されているホテルの外人客については、同税を免除せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

めん類の飲食税撤廃に関する請願

請願者　名古屋市中区南大津通五ノ二名古屋市中麺類食堂組合理事長　梅村不二一外三百七十六名（第二七二〇号）

右の請願は、今国会に上程されている地方税法の改正に当り、飲食税中、茶菓を主として販売するものに対しては免税の措置が採られたことは誠に当を得たことと思うが、さらにこれとともに大衆飲食であるめん類についても同様に免税の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

公職選挙法の一部を改正する法案中第二〇九条の二修正に関する請願

請願者　大阪市議会議長　清水太一郎（第三一四二号）

右の請願は、公職選挙法の一部を改正する法律案によれば、潜在無効投票を各候補者の得票からそれぞれ一律に差引くものとしているが、これは公正妥当を欠くものであるから、各候補者の有効投票数に応じてあん分してそれぞれ差引くものとするよう修正せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

狩猟者税を目的税とする請願

請願者　東京都千代田区九段三ノ二社団法人大日本猟友会会長　徳川義親外一名（第四四号）

右の請願は、現行狩猟者税は、高額にすぎるため一般狩猟者はその負担にたえかねて毎年減少の傾向にあり、これに反して密猟者が増加したため、鳥獣資源は急激に減少し、各種害虫の発生はほしいままにしている現状であるから、現行狩猟者税を二千四百円以下の目的税とせられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院において議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

地方行政委員会陳情審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七号　地方税制改正に関する陳情

第三四号　小村に対する平衡交付金増額の陳情

第三六号、第三二四号　平衡交付金増額に関する陳情

第四四号　地方税制改革に関する陳情

第五三号、第六五号、第七七号、第一三三号、第二四六号、第三五五号、第七三七号　平衡交付金増額等に関する陳情

第七六号、第八四号　自動車税軽減等に関する陳情

第一四四号　公営電気事業の起債わく拡大に関する陳情

第二五九号　遊興飲食税軽減に関する陳情

第二六〇号　映画演劇の入場税軽減に関する陳情

第二六八号　平衡交付金等増額に関する陳情

第三二三号　公共事業の起債早期決定に関する陳情

第三二五号　地方自治体の統合強化に関する陳情

第三八六号、第四四二号　地方制度調査会構成員に地方議会代表者参画の陳情

第四〇六号、第四九〇号、第五二一号、第五五〇号、第五七四号、第五八五号、第六〇二号、第六二七号、第六七五号、第七二五号、第七九〇号、第七九八号、第八二一号　宿泊料に対する遊興飲食税減免の陳情

第四一四号　地方税、財政制度改革に関する陳情

第四三一号　新聞業に対する地方税非課税等の陳情

第六二五号　地方税制改革等に関する陳情

第六二六号　電源開発資金起債別わく確保に関する陳情

第六二八号　自動車税等減免に関する陳情

第六二九号　府県の財源不足対策に関する陳情

第六三〇号　地方自治法改正案反対に関する陳情

第六三一号　地方公務員の退職金財源措置に関する陳情

第六四八号　地方税法改正に伴う財源措置の陳情

第六四九号　起債および平衡交付金の早期決定等に関する陳情

第六九一号　地方自治法改正反対に関する陳情

第七二三号、第九六〇号　地方自治法改正法案に関する陳情

第七八八号　地方公務員の恩給制度確立に関する陳情

第八二九号　地方自治法中一部改正に関する陳情

第八六四号、第八七〇号、第一〇七八号　地方自治法改正反対に関する陳情

第九〇三号　北海道庁林務部存置に関する陳情

第九八四号　主要道府県に建築部設置の陳情

第九九九号　公営住宅建設事業費起債増額等に関する陳情

第一〇二七号　清掃事業施設整備に要する財源確保に関する陳情

第一〇三〇号　地方公営企業法案中一部修正に関する陳情

第一〇五六号　高等学校定時制分校建設者の起債わく設定に関する陳情

第一〇五七号　定時制高等学校教育費測定単位に関する陳情

第一一〇六号、第一一一一号、第一一二三号　主要道府県の建築部存置に関する陳情

第一一一七号　遊興飲食税に関する陳情

第一一四三号　自治消防の整備強化に関する陳情

第一一九九号　地方税法中一部改正に関する陳情

第一二一二号　ニッケル製錬用電気ガス税免除に関する陳情

第一二五〇号　ダイナ台風による災害復旧費起債等に関する陳情

第一二六九号　地方自治法改正法案中一部修正に関する陳情

第一二八四号　公職選挙法の一部を改正する法案中第二〇九条の二修正に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員会　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

地方行政委員会陳情特別報告第一号

地方税制改正に関する陳情

第七号　宮城県知事　佐々木家寿治外七名提出

小村に対する平衡交付金増額の陳情

第三四号　岐阜県吉城郡坂下村長　荒川昌訓外三十六名提出

平衡交付金増額に関する陳情

第三六号　山形市旅籠町三七四　松本長兵衛提出

第三二四号　宮城県知事　佐々木家寿治外七名提出

地方税制改革に関する陳情

第四四号　大阪市議会議長　田村敬太郎外四名提出

平衡交付金増額等に関する陳情

第五三号　山梨県中巨摩郡鏡中条村議会議長　名取幸七外四名提出

第六五号　愛知県額田郡福岡町議会議長　三浦太郎外十五名提出

第七七号　山梨県中巨摩郡巨摩町議会議長　中込国治提出

第一三三号　山形県東田川郡横山村議会議長　飯井順次外五名提出

第二四六号　茨城県西茨城郡宍戸町議会議長　荻津慶長外十名提出
第三五五号　東京都千代田区平河町二ノ六全国市長会内　金刺不二太郎提出
第七三七号　東京都議会議長　菊池民一外九名提出
自動車税軽減等に関する陳情
第七六号　愛知県名古屋市昭和区東郊通九ノ一五愛知県自家用自動車組合連合会内　山中清一提出
第八四号　静岡市呉服町二ノ八静岡県自家用自動車組合連合会内　岩山儀作外二十五名提出
公営電気事業の起債わく拡大に関する陳情
第一四四号　宮崎県議会議長　日高弥一提出
平衡交付金等増額に関する陳情
第二六八号　大阪市議会議長　田村敬太郎提出
公共事業の起債早期決定に関する陳情
第三二三号　宮城県知事　佐々木家寿治外七名提出
地方自治体の統合強化に関する陳情
第三二五号　東京都港区芝西久保巴町三五全国町村会館内全国町村議会議長会内　斉藤邦雄
地方制度調査会構成員に地方議会代表者参画の陳情
第三八六号　東京都議会議長　菊池民一提出
第四四二号　東京都千代田区日比谷公園二市政会館内全国市議会議長会内　横井恒治郎提出
地方税、財政制度改革に関する陳情
第四一四号　山口県議会議長　二木謙吾提出
地方税制改革等に関する陳情
第六二五号　鹿児島県議会議長　米山恒治提出
電源開発資金起債別わく確保に関する陳情
第六二六号　鹿児島県議会議長　米山恒治提出
自動車税等減免に関する陳情
第六二八号　兵庫県加古川市加古川駅前日本運送株式会社取締役社長　大橋実次提出
府県の財源不足対策に関する陳情
第六二九号　福岡県知事　杉本勝次提出
地方自治法改正案反対に関する陳情
第六三〇号　東京都議会議長　菊池民一提出
地方公務員の退職金財源措置に関する陳情
第六三一号　東京都議会議長　菊池民一提出
地方税法改正に伴う財源措置の陳情
第六四八号　福岡県知事　杉本勝次提出
起債および平衡交付金の早期決定等に関する陳情
第六四九号　福岡県知事　杉本勝次提出
地方自治法改正反対に関する陳情
第六九一号　広島県議会議長　檜山袖四郎提出
地方自治法改正法案に関する陳情
第七二三号　東京都議会議長　菊池民一提出
地方自治法中一部改正に関する陳情
第八二九号　富山県議会議長　須河信一外一名提出
地方自治法改正反対に関する陳情
第八六四号　大阪府議会議長　西田俊信提出
第八七〇号　和歌山県議会議長　坂久五郎提出
第一〇七八号　山口県議会議長　二木謙吾提出
公営住宅建設事業費起債増額等に関する陳情
第九九九号　福岡県庁建築部内　宮脇晴美提出
清掃事業施設整備に要する財源確保に関する陳情
第一〇二七号　東京都知事　安井誠一郎提出
高等学校定時制分校建設費の起債わく設定に関する陳情
第一〇五六号　京都市中京区西京伯楽町全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎提出
定時制高等学校教育費測定単位に関する陳情
第一〇五七号　京都市中京区西京伯楽町全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎提出
自治消防の整備強化に関する陳情
第一一四三号　山形県議会議長　加藤富之助外七名提出
地方税法中一部改正に関する陳情
第一一九九号　長崎県佐世保市長　中田正輔提出
ダイナ台風による災害復旧費起債等に関する陳情
第一二五〇号　静岡県知事　斉藤寿夫外一名提出
地方自治法改正法案中一部修正に関する陳情
第一二六九号　大分県議会議長　岩崎貢提出

右四五件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

地方税制改正に関する陳情

陳情者　宮城県知事　佐々木家寿治外七名（第七号）

右の陳情は、今次地方税制改正に関して「税に関する懇談会」の中間決定を中心として、政府において立案を進めているが、その内容を検討すると東北七県北海道にあつては、改正の趣旨に逆行する結果を招来するから(一)改正案により試算すれば多額の減収が予想されるから財源拡充の方途を講ぜられること、(二)課税標準を国の調査額によることは、地方税の自主性、弾力性を失うから改められること、(三)たばこ専売益金、酒税の一部を還付税として創設することを予定しているが、これは独立財源附与の立場から府県の普通税として創設すること、(四)納税の普通化を図る意味において、府県住民の負担分任を基本とする住民税等の創設を追加すること等の点について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小村に対する平衡交付金増額の陳情

陳情者　岐阜県吉城郡坂下村長　荒川昌訓外三十六名（第三四号）

右の陳情は、昭和二十六年度の平衡交付金仮決定による町村に対する減額は、昨年度に比し大幅の減額を見、ことに小村にあつては実に驚くべき減少を示し、年度中半にして村財政は破たんを招くこととなり、地方財政の平衡交付金法の目的を完全に失い、村財政を困乱に陥れかつ計画的運営を根底よりくつがえすものであるから、仮決定額の是正と平衡交付金の大幅増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられた

い。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

平衡交付金増額に関する陳情

陳情者　山形市旅籠町三七四山形県町村会内　松本長兵衛（第三六号）

陳情者　宮城県知事　佐々木家寿治外七名　第三二四号

右の陳情は、近時地方財政特に町村財政は、諸物価の高騰、地方公務員給与ベースの改正、六・三制の整備等のため窮乏その極に達している。加うるに先般の昭和二十六年度地方財政平衡交付金の仮決定は、山形県については昨年度に比し約二億円の減となつている。かくては町村の行財政の運営を停止させ、その存立を危くするものであるから、本決定に際しては本県の実状にそうよう増額改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方税制改革に関する陳情

陳情者　大阪市議会議長　田村敬太郎外四名（第四四号）

右の陳情は、自治の振興と民主政治の推進を期して実施された地方税制の改革により、地方三大税のうち市町村民税、固定資産税の両税が市町村税となつたが、五大都市においては、その行政的、財政的特殊性のため、依然として税収の増加とならず、大都市財政を窮迫に陥れているから、(一)酒およびたばこの販売価格の一割程度消費税として大都市に新設すること、(二)その都市の施設に関連する入場税および遊興飲食税の金額を大都市に移譲すること等大都市財政窮迫の打開策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

平衡交付金増額等に関する陳情（五通）

陳情者　山梨県中巨摩郡鏡中条村議会議長　名取幸七外四名（第五三号）

陳情者　愛知県額田郡福岡町議会議長　三浦太郎外十五名（十四通）（第六五号）

陳情者　山梨県中巨摩郡巨摩町議会議長　中込国治（第七七号）

陳情者　山形県東田川郡横山村議会議長　飯井順次外五名（六通）（第一三三号）

陳情者　茨城県西茨城郡宍戸町議会議長　萩律慶長外十名（十通）（第二四六号）

陳情者　東京都千代田区平河町二ノ六全国市長会内　金剌不二太郎（第三五五号）

陳情者　東京都議会議長　菊池民一外九名（第七三七号）

右の陳情は、本年度平衡交付金仮決定をみると政府は府県にのみ重点をおき、町村配分額は昨年度に比して多大の減額となり、山梨県においては平均二割四分、即ち一町村平均五十三万の減額となり、このまま推移すれば六・三制教育は危地に陥り、認承済の災害復旧工事を含む公共事業は全く実施不可能となる外、町村道の管理、維持、厚生保険施設の放棄等憂慮すべき事態を生ずるおそれがあり、さらに職員の給与ベース改訂等もほとんど実施不能となるから、平衡交付金六十四億七千四百万円、起債九十九億九千万円、補助金二十八億三千四百万円に、それぞれ増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自動車税軽減等に関する陳情

陳情者　愛知県名古屋市昭和区東郊通九ノ一五愛知県自家用自動車組合連合会内　山中清一（第七六号）

陳情者　静岡市呉服町二ノ八静岡県自家用自動車組合連合会内　岩山儀作外二十五名（第八四号）

右の陳情は、この度政府は地方税法の改正に伴い、自動車税を自家用と営業用とに区別し、税率引き上げを企図している由であるが、かかる改正案はわが国自動車界に一大暗影を投じ、ひいては諸産業の衰微を招来するものとなるから、自動車税については現行法通り自家用、営業用の区別を撤廃するとともに税率引き上げには反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公営電気事業の起債わく拡大に関する陳情

陳情者　宮城県議会議長　日高弥一（第一四四号）

右の陳情は、総合開発事業の一環である公営電気事業は、その資金をほとんど大蔵省の運用部資金に依存している状況である。しかるに昭和二十七年度においては、電気事業の資金に予定されている二百億円の内百億円が民間電気事業に転用されるため公営電気事業に対しては五十億円となるようであるが、従来民間電気事業の資金は見返資金および産業資金によることになつているのであるから、民間電気事業会社に資金を転用することは反対であるとともに、公営電気事業の資金が僅か五十億円では事業計画遂行に多大の支障をきたすから公営電気事業資金の起債わくを拡大せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

平衡交付金等増額に関する陳情

陳情者　大阪市議会議長　田村敬太郎（第二六八号）

右の陳情は、市町村財政の現状は、地方財政平衡交付金ならびに地方債制度の無理解な運用によつて全く行つまりになつた観がある。ことに大阪府下の各市においては、地方税制度の不合理による歳入不足のため、一昨年秋のジェーン台風による災害復旧工事さえも一部中止しなければならない実情である。このまま推移すると六・三制校舎の整備、失業対策事業、公営住宅の建設等の公共事業も国の認承を得ながら実施し得ないという結果となるから、今後一般ならびに特別平衡交付金の割当、および地方債の割当に当つては、大阪府下の実状を考慮されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公共事業の起債早期決定に関する陳情

陳情者　宮城県知事　佐々木家寿治外七名（第二三三号）

右の陳情は、公共事業は年度当初遅くも五月中には主管省の配分が決定しているにかかわらず、府県および市町村の起債は例年八月乃至九月頃決定する実状にあり、従つて起債の見透が付かないうちは着工できず、工事に最適の第一、第二、四半期をいたずらに過し、東北、北海道地方として一年中最も工事に適さない冬期に施行しなければならないこととなり、多大の経費と努力をかけた割合に成果を挙げ得ないから、府県に対する起債を早期に決定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方自治体の統合強化に関する陳情

陳情者　東京都港区芝西久保巴町三五全国町村会館内全国町村議会議長会内　斉藤邦雄（第二三五号）

右の陳情は、地方自治体の統合強化と行政事務の再配分については、既に地方行政調査委員会議から政府ならびに国会に対し勧告せられたところであるが、これに対し今日まで何ら具体策を樹立していないことは遺憾にたえないから、独り自治体のみの責任とすることなく、国策として地方自治体の統合強化に対する対策を敢行し、もつて行政事務の合理的再配分を可及的すみやかに実行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方制度調査会構成員に地方議会代表者参画の陳情

陳情者　東京都議会議長　菊池民一（第二三八六号）

陳情者　東京都千代田区日比谷公園二市政会館内全国市議会議長会内　横井恒治郎（第四四二号）

右の陳情は、政府は、平和条約発効後における地方行財政制度の根本的合理化を目指し、各界各層の代表者で構成する地方制度調査会を設置する由であるが、さらに地方住民の意志を十分に反映するために地方公共団体とくに議会側の代表を多数参画させるよう特段の考慮を払われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方税、財政制度改革に関する陳情

陳情者　山口県議会議長　二木謙吾（第四一四号）

右の陳情は、地方費の需要は、年々増大の一途をたどつているにかかわらず、その財源は歳入総額の半ば以上を国に依存している現状であり、また現行の地方税制度は、都市偏在の傾向にあつて、府県間の均衡を失しているから、事務配分を考慮した税財政制度の根本的改革をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方税制改革等に関する陳情

陳情者　鹿児島県議会議長　米山恒治（第六二五号）

右の陳情は、最近地方財政の需要額が益々増高したため新年度予算の編成はもち論本年度の決済すら困難な実情にあるから、地方財政確立のため地方税制の改革、地方財政平衡交付金の増額ならびに起債のわくを拡大されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電源開発資金起債別わく確保に関する陳情

陳情者　鹿児島県議会議長　米山恒治（第六二六号）

右の陳情は、電気事業は、その規模によりできる限り公共団体が行うことが適当であるが、現在の公共団体において計画あるいは進行中の電源開発事業は、その資金が起債の制限のため、その遂行にいちじるしい支障を与えているから、電源開発事業の特性を考慮して一般起債のわくの外に別わくを設けるとともにその資金供給については、単に資金運用部のみに限ることなく、その運用面を拡大せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自動車税等減免に関する陳情

陳情者　兵庫県加古川市加古川駅前日本運送株式会社取締役社長　大橋実次（第六二八号）

右の陳情は、自動車税が極度に増額された上に、ガソリン税等の重税に業者の担税力はすでに限界を超えているから、自動車税、その他自動車関係諸税を減免しトラック事業経営の建全化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県の財源不足対策に関する陳情

陳情者　福岡県知事　杉本勝次（第六二九号）

右の陳情は、昭和二十六年度財源不足に対するつなぎ資金として政府に申入れた府県分不足額百四億について、政府には種々の異見があると伝えられるが、同不足額は、政府の府県税増収の見積過大および各府県間の給与不均衡是正財源の不足、災害に伴う諸経費増大等により、絶対額であるから、同不足額に対するつなぎ資金について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十七年七月三十一日

○第十三回国会 参議院会議録附録（その十四）

意見書案

地方自治法改正案反対に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　菊池　民一（第六三〇号）

右の陳情は、政府は今国会に提出の地方自治法改正案中、議会に関する事項の中、議員定数を縮減し、議会の定例会開催制度を改正するよしであるが、かかる改正は新憲法の保障する地方自治の精神にもとり、議会の権能を縮少弱化するものであり、地方住民の意思機関たる議会軽視を示すもので時代に逆行する措置であるから、真に民意の反映と議会運営の実状に即するよう改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の退職金財源措置に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　菊池　民一（第六三一号）

右の陳情は、窮迫した一般府県財政事情は教育費にまで及び、教職員の出血をみる実情であるから、行政整理の犠牲となつて退職する地方公務員に対しては国家公務員に準じた退職金を増額支給することが当然と信ずる。しかしながら地方財政の現状は到底その余裕がないから、政府はこれら職員の退職についても国家公務員と同様の退職金が支給できるよう財源措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方税法改正に伴う財源措置の陳情

陳情者　福岡県知事　杉本勝次　（第六四八号）

右の陳情は、地方税制の改正については諸種の改正案が論議されたのであるが、今次改正により附加価値税についてはその実施が一応延期され事業税について合理的改正が加えられようとしているが、この事業税の改正案が実現すれば九州、山口各県においてはいちじるしく減収の結果を招来し、公共事業の施行すら困難となるから、地方税法改正に伴う財源措置を併せ検討せられ、平衡交付金の増額等により所要財源を付与せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

起債および平衡交付金の早期決定等に関する陳情

陳情者　福岡県知事　杉本勝次　（第六四九号）

右の陳情は、近年数次の風水害の来襲により九州、山口各県はじん大なる被害をこうむり県民必死の努力を続けてきたにもかかわらず未復旧部分は逐年累増してこれが復旧のため、県の財政は極めて重大なる危機に直面しているから、起債の決定および平衡交付金の交付を早急にされるとともに継続事業の復活方について特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方自治法改正反対に関する陳情

陳情者　広島県議会議長　檜山　袖四郎（第六九一号）

右の陳情は、地方自治法の改正が伝えられているが、改正案の骨子は、地方自治の自主、自律性に国の意志の大幅に介入して官僚的中央集権への復帰を企図するものであり、民主政治の逆行であるから、この改正を取り止められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方自治法改正法案に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　菊池　民一（第七二三号）

陳情者　北海道議会議長　蒔田　余吉外七名（第九六〇号）

右の陳情は、現在伝えられている地方自治法改正案によれば、議員定数を縮減し、議会の定例会開催制度を改正する意図であるとのことであるが、このような改正は地方自治の精神にもとり、地方住民の意思機関を軽視するものであるから、この改正案を撤回し、議会閉会中も積極的に活動できるよう地方自治法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の恩給制度確立に関する陳情

陳情者　東京都千代田区平河町二ノ六全国市長会長　金刺不二太郎（第七八八号）

右の陳情は、地方公務員恩給制度の統一に関し、さきに第十回全国市長会議の決議に基き適切なる措置を講ぜられるよう要望しているところであるが、市職員については現在各団体の制度が区々であるばかりでなく、職種により適用の制度を異にし、はなはだしきに至つては、制度の確立していないところもあり、その結果は団体間における人事の交流を阻害し、地方自治運営に多大の障害を及ぼしているから、地方公務員法の趣旨に則りすみやかに恩給制度を確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長・佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方自治法中一部改正に関する陳情（二通）

陳情者　富山県議会議長　須河信一外一名（第八二九号）

右の陳情は、政府は今国会に提出の地方自治改正案中、議会に関する事項の中、議員定数を縮減し、議会の定例会開催制度を改正するよしであるが、かかる改正は地方自治の発展を阻み、政治の民主化に逆行するものであるから、地方自治確立のため適当な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方自治法改正反対に関する陳情

陳情者　大阪府議会議長　西田俊信（第八六四号）

陳情者　和歌山県議会議長　坂久五郎（第八七〇号）

陳情者　山口県議会議長　二木謙吾（第一〇七八号）

右の陳情は、政府が今国会に提出準備中の地方自治改正案によれば、議員の定数縮減、定例会開催制度の改正等が企図されているが、かかる改正は新憲法の保障する地方自治の精神にもとり時代逆行の措置であるから、真に民意を反映し、議会運営の実情に即するよう改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公営住宅建設事業費起債増額等に関する陳情

陳情者　福岡県庁建築部内　宮脇晴美（第九九九号）

右の陳情は、わが国再建のためには、公営住宅の供給を国および地方公共団体の責任として積極的に実施する必要がある。しかるに公営住宅建設事業に伴う地方公共団体の負担額については、地方財政法第五条に基いて地方債をもつて財源に充当しているが、この地方債の起債率は、昭和二十六年度においては地方負担分の三十パーセント内外に過ぎず、同事業の促進にいちじるしい支障をきたしているから、公営住宅建設資金に対しては、特に高率の地方起債額を認められたい。なお住宅金融公庫融資貸住宅の賃貸料の大幅引下げ、同資金の貸付利率引下げ、償還期間の延長等について考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

清掃事業施設整備に要する財源確保に関する陳情

陳情者　東京都知事　安井誠一郎（第一〇二七号）

右の陳情は、急激なる都市の膨張発展に伴い、市民生活より排出される汚物量もいちじるしく増加しているが、都市財政の窮乏は、清掃事業経費の財源難をもたらし、事業運営に重大な支障をきたしているから、これが打開のため、国庫補助金の交付、地方財政平衡交付金の増額、起債わくの設定等財源確保の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高等学校定時制分校建設費の起債わく設定に関する陳情

陳情者　京都市中京区西京伯楽町全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎（第一〇五六号）

右の陳情は、高等学校分校建築は全部地元負担によつて実施されているが、町村財政の貧困は中学校舎の新設に悩まされ、定時制分校教育制度の必要性を充分認めながら、その校舎の建築も不可能な状態にあつて教育の振興上誠に遺憾であるから、すみやかに高等学校分校建築費の起債わく設定の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

定時制高等学校教育費測定単位に関する陳情

陳情者　京都市中京区西京伯楽町全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎（第一〇五七号）

右の陳情は、現行法規のままでは生徒数の少い分校教育は破滅の危険性があるから、昭和二十七年度平衡交付金の予算編成に当つて、定時制高等学校教育費測定単位基準を従来の生徒数ばかりによらず学校数、学級数までも含めた算定基礎とされるよう地方財政平衡交付金法の第十二条の測定単位を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自治消防の整備強化に関する陳情

陳情者　山形県議会議長　加藤富之助外七名（第一一四三号）

右の陳情は、自治消防が発足して以来、すでに五年を経過しているにもかかわらず、火災その他の災害により経済の復興と民生の安定を阻害していることはまことに遺憾にたえないから、これが整備強化を図るため、（一）平衡交付金の増額、（二）消防起債のわくの増大、（三）自治消防の中心機関設置等の適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方税法中一部改正に関する陳情

陳情者　長崎県佐世保市長　中田正輔（第一一九九号）

右の陳情は、地方財政の確立強化に伴う地方税務行政の運営は、いよいよ重要の度を加えているが、都市税務行政の円滑な運営を期し、地方財政の健全化を図るため、（一）地方税法第二九五条第一項第三号の「十万円」は、給与所得および退職所得にあつては、勤労控除後の額を対策とすること、（二）同条未青年者にして五万円以上の所得を有した場合は、課税すること、（三）市町村民税の特別徴収を義務制とすること等地方税法の一部を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ダイナ台風による災害復旧費起債等に関する陳情

陳情者　静岡県知事　斉藤寿夫外一名（第一一五〇号）

右の陳情は、去る六月二十三日ダイナ台風来襲による静岡県の被害は激じんを極め、窮乏した県財政では到底これが復旧費は負担できないから、すみやかに起債および平衡交付金の増額あるいは国庫補助金の交付等の財政的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方自治法改正法案中一部修正に関する陳情

陳情者　大分県議会議長　岩崎貢（第一二六九号）

右の陳情は、今国会に提出されている地方自治法改正法案は、議員定数の縮減、定例会の廃止等をうたつているが、これ等はいずれも地方自治の精神に反し民主政治に逆行するものであるから、両点を修正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年七月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

地方行政委員会陳情特別報告第二号

遊興飲食税軽減に関する陳情

第二五九号　富山市総曲輪四五五富山県商工会連合会内　米田元吉郎外一名提出

映画、演劇の入場税軽減に関する陳情

第二六〇号　富山市総曲輪四五五富山県商工会連合会内　米田元吉郎外一名提出

宿泊料に対する遊興飲食税減免の陳情

第四〇六号　東京都千代田区丸の内一ノ一社団法人全日本観光連盟会長　佐藤尚武提出

第四九〇号　栃木県上都賀郡西大芦村古峯原観光協会内　古沢伝七提出

第五二一号　山形県庁知事室文書課内山形県観光協会内　加藤富之助提出

第五五〇号　大分市荷揚町一大分県観光協会内　岩崎貢外一名提出

第五七四号　山梨県東山梨郡塩山町峡東観光協会内　池田東太郎外四名提出

第五八五号　山梨県北巨摩郡駒城村長　宮川孝吉外一名提出

第六〇二号　東京都千代田区大手町一ノ七社団法人東京都観光協会長　安井誠一郎提出

第六二七号　山梨県北都留郡猿橋町猿橋観光協会内　坂本隆市提出

第六七五号　埼玉県入間郡飯能町長　増島徳外三名提出

第七二五号　岡山県下田郡真鍋島村長　山本代吉提出

第七九〇号　栃木県塩谷郡栗山村観光協会内　山口梅吉外十五名提出

第七九八号　山梨県西八代郡山保村四尾連湖観光協会内　小林弘嗣外一名提出

第八二一号　埼玉県秩父郡大滝村長　山中一郎外三名提出

新聞業に対する地方税非課税等の陳情

第四三一号　東京都千代田区有楽町二ノ四産経ビル四階第一新聞協会内　竹井博友提出

北海道庁林務部存置に関する陳情

第九〇三号　北海道野付郡別海村字西別市街地別海森林組合長理事　小林熊治郎外四名提出

主要道府県に建築部設置の陳情

第九八四号　大阪市北区中之島三ノ三社団法人日本建築協会長　竹腰健造提出

地方公営企業法案中一部修正に関する陳情

第一〇三〇号　長崎市役所内長崎市監査委員会　福地禎二提出

主要道府県の建築部存置に関する陳情

第一一〇六号　神戸市生田区下山手通五ノ一七兵庫県建設業協会長　松浦勇太郎提出

第一一一一号　神戸市生田区下山手通四兵庫県建築部建築課内兵庫県建築士会内　置塩章提出

第一一二三号　福岡市渡辺通り六ノ九五六福岡県建築業協会内　岩崎茂成提出

遊興飲食税に関する陳情

第一一一七号　京都市東山区三条通東大路西入京都府料理飲食業組合連合会内　吉沢弥三郎提出

ニツケル製錬用電気ガス税免除に関する陳情

第一二一二号　東京都中央区銀座東八ノ一九日本鉱業協会内　羽仁路之提出

公職選挙法の一部を改正する法律案中第二〇九条の二修正に関する陳情

第一二八四号　大阪市議会議長　清水太一郎提出

右二五件の陳情は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十七年七月三十一日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

遊興飲食税軽減に関する陳情

陳情者　富山市総曲輪四五五富山県商工会連合会内　米田元吉郎外一名（第二五九号）

右の陳情は、金融のひつ迫と徴税の強行は昨今の不況に拍車をかけ業者の苦境は極めて深刻なるものがあるとき、地方庁は遊興飲食税に高額の課税を行おうとしていることは、営業の持続を困難ならしめ廃業の悲運にまで陥れようとしているから、これを軽減して徴税の明朗化を図り、しかも税収を確実にするよう、遊興飲食税を軽減せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月　日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

映画、演劇の入場税軽減に関する陳情

陳情者　富山市総曲輪四五五富山県商工連合会内　米田元吉郎外一名（第二六〇号）

右の陳情は、映画、演劇に対する現在の十割という高率の入場税は、この事業の進展をはばみ、同時に国民から啓発と情操の教育、娯楽と光明の慰安を奪い、興業界の不振を招来し、ひいては地方財政上の有力財源を枯かつさせるものであるから、映画、演劇の入場税を大幅に軽減せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月　日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

宿泊料に対する遊興飲食税減免の陳情

陳情者　東京都千代田区丸ノ内一ノ一社団法人全日本観光連盟会長　佐藤尚武（第四〇六号）

陳情者　栃木県上都賀郡西大芦村古峯原観光協会内　古沢伝七（第四九〇号）

陳情者　山形県庁知事室文書課内山形県観光協会内　加藤富之助（第五二一号）

陳情者　大分市荷揚町一大分県観光協会内　岸崎貢外一名（二通）（第五五〇号）

陳情者　山梨県東山梨郡塩山町峡東観光協会内　池田東太郎外四名（五通）（第五七四号）

陳情者　山梨県北巨摩郡駒城村長　宮川孝吉外一名（二通）（第五八五号）

陳情者　東京都千代田区大手町一ノ七社団法人東京都観光協会長　安井誠一郎（第六〇二号）

陳情者　山梨県北都留郡猿橋町猿橋観光協会内　坂本隆市（第六二七号）

陳情者　埼玉県入間郡飯能町長　増島徳外三名（四通）（第六七五号）

陳情者　岡山県小田郡真鍋島村長　山本代吉（第七二五号）

陳情者　栃木県塩谷郡栗山村観光協会内　山口梅吉外十五名（十六通）（第七九〇号）

陳情者　山梨県西八代郡山保村四尾連湖観光協会内　小林弘嗣外一名（二通）（第七九八号）

陳情者　埼玉県秩父郡大滝村長　山中一郎外三名（三通）（第八二一号）

右の陳情は、国際観光事業により獲得する外貨は、わが国の経済復興に大きな効果を上げており、国際親善の面にも大きな役割を果している。しかしてわが国の観光事業は、国際国内共に進展を示しているにかかわらず、高額な宿泊料のため国内観光費用を割高としているから、現行宿泊料に対する遊興飲食税を外国観光客および一般邦人に対しそれぞれ免除または軽減せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月　日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

新聞業に対する地方税非課税等の陳情

陳情者　東京都千代田区有楽町二ノ四産経ビル四階第一新聞協会内　竹井博友（第四三一号）

右の陳情は、新聞事業に対する営業税は、明治二十九年初めて営業税法が施行されて以来他の業種とは別に新聞紙法による出版として一般出版業とは確然と区別されて、長く営業税の課税対象外にあつたが、昭和二十六年度に至つて政府は、新聞紙法に認められている非日刊紙および業界紙を右の適用から除外して課税の対策としたことは不合理であるから、新聞業を広く解釈して非日刊紙や業界紙も一般日刊紙同様非課税とせられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月　日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

北海道庁林務部存置に関する陳情（五通）

陳情者　北海道野付郡別海村字西別市街地別海森林組合長理事　小林熊治郎外四名（第九〇三号）

右の陳情は、政府の行政改革試案によれば、現在の行政機構中北海道の林務部を廃して経済水産の二部と統合して農林部とする由であるが、他の府県と異り、広大な地域と幾多の特性を持つ北海道においては、林業は諸産業の基盤となるものであるから、従来通り北海道の林務部を独立存置せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月　日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

主要道府県に建築部設置の陳情

陳情者　大阪市北区中之島三ノ三社団法人日本建築協会会長　竹腰健造（第九八四号）

右の陳情は、最近政府当局は、行政機構改革に必要な法律改正の一環として、地方自治法第百五十八条の「都道府県知事の権限に属する事務を分掌する局部」に関する規定の改正を行うよう準備中とのことであるが、その案文によると、都を除く道府県の標準部中に、建築部が掲げられないで、わずかに同条第二項および第三項の規定によつて、予め内閣総理大臣に協議の上、条例をもつて局部の数を増加することができると規定している。このことは現下最大の案件である住宅難の緩和、建築復興の問題を軽視するものであるから、要道府県には建築部を標準部として必置するよう取り計られたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月　日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

地方公営企業法案中一部修正に関する陳情

陳情者　長崎市役所内長崎市監査委員会　福地禎二（第一〇三〇号）

右の陳情は、今国会に上程見込の地方自治法改正案中第三十条第二項の次に「地方公営企業を経営する市は監査委員を置くものとする」の一項を加えるよう修正せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月　日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

主要道府県の建築部存置に関する陳情

陳情者　神戸市生田区下山手通五ノ一七兵庫県建設業協会長　松浦勇太郎（第一一〇六号）

陳情者　神戸市生田区下山手通四兵庫県建築部建築課内兵庫県建築士会内　置塩章（第一一一一号）

陳情者　福岡市渡辺通り六ノ九五六福岡県建設業協会内　岩崎茂成（第一一三三号）

右の陳情は、道府県における建築部の活動は、今後においてこそ大いに期待されるべきものであるとき、単に行政機構改革の一環として、建築部を任意部とし、道府県条例によらなくては、これを設置し得ないように地方自治法を改正することは遺憾であるから、主要都道府県の建築部を標準部とするよう改正せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月　日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

遊興飲食税に関する陳情

陳情者　京都市東山区三条通東大路西入京都府料理飲食業組合連合会内　吉沢弥三郎（第一一七号）

右の陳情は、遊興飲食税の税率には、極端な無理があるため末端の徴税技術面において公正を欠き、一面においては業者の自己負担に帰する結果となつている。今国会に提出された地方税法の一部を改正する法律案によつても、業者の負担がかえつて増加する虞が多分にあるから、免税点に関しては、業種によらず専ら飲食物の販売単価によることとし、その他年度末再更正等についても善処されたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなり

と決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月　日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

ニツケル製錬用電気ガス税免除に関する陳情

陳情者　東京都中央区銀座東八ノ一九日本鉱業協会内　羽仁路之（第一二一二号）

右の陳情は、ニツケルは特殊鋼、電気通信機械、造船、輸出製品のメツキ用等として重要な基礎物資であるが、わが国土には遺憾ながら少く、また世界的にも不足物資であるため輸入も今後相当困難な見透しであるので政府においても種々の助成策を講じているが、国内製品の製造原価は過重な電気料金等によつて未だ海外に比しいちじるしく割高となつているから、わが国現在のニツケル事業の立場を諒解して、地方税制の改正に際しては製錬用の電気ガス税を是非とも免除せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月　日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

公職選挙法の一部を改正する法案中第二〇九条の二修正に関する陳情

陳情者　大阪市議会議長　清水太一郎（第一二八四号）

右の陳情は、公職選挙法の一部を改正する法律案によれば、潜在無効投票を各候補者の得票からそれぞれ一律に差引くものとしているが、これは公正妥当を欠くものであるから、各候補者の有効投票数に応じてあん分してそれぞれ差引くものとするよう修正せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年七月　日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

審査報告書

日本電信電話公社法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月三十一日

電気通信委員長　鈴木　恭一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山田　節男　新谷寅三郎

水橋　藤作　大島　定吉

稲垣平太郎　小笠原二三男

要領書

一、委員会の決定の理由

人事院が国家人事委員会に改組されないこととなつたために生じた日本電信電話公社法及び同施行法の一部改正を行わんとするもので適切な措置であると認める。

二、事件の利害得失

法律上の齟齬をなからしめる利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

○調査報告書

調査報告書

在外同胞引揚問題に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十二月八日

在外同胞引揚問題に関する特別委員長　長島　銀蔵

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岩間　正男　紅露　みつ

木村　守江　高良　とみ

杉山　昌作　鈴木　直人

カニエ邦彦　片岡　文重

成瀬　幡治

調査の経過並びに結果

本特別委員会は、去る十一月三十日院議をもつて継続調査要求が承認せられ閉会中もなお引続き調査を行うことになつた。

委員会はこの間戦争による遺族及び戦傷病者等対策樹立のため、大分、佐賀の各県に議員を派遣して実地調査を行つた。これら各県においては現在県費をもつて遺族及び戦傷病者等の調査を行つているが、それだけでは充分に調査を行い得ないので、二十六年度一般会計補正予算に計上せられている調査費壱億円（第十二回国会にて可決）を早急に各県に配分せられることを希望し、又遺族会代表、戦傷病者代表等からはそれぞれ遺族戦傷病者対策に当つては、一般公務員と何等差別待遇を設けず、全く同等の補償を行われたい旨の強い要望があり、なお、老齢軍人には恩給を復活してほしい旨の謙きよな希望が開陳せられた。

右は恐らく全国の遺族及び戦傷病者等の切なる要望であると推察せられる。本委員会は一日も速やかにこの面の立法措置を行い、もつて悲境にあえぐこれ等の遺族及び戦傷病者等の人々の強き要望に応えなければならないと考えている。

なお多数の同胞が海外に残留している実情であつて、在外同胞引揚問題に関する調査はまだ終了しない。

調査報告書

電力問題に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、いまだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十二月九日

電力問題に関する特別委員長　栗山　良夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

石坂　豊一　結城　安次

椿　繁夫　若木　勝蔵

加賀　操　境野　清雄

油井賢太郎　石原幹市郎

須藤　五郎　小川　久義

古池　信三　加藤　武徳

水橋　藤作　山川　良一

一、電力危機の打開

（一）電力危機打開に関する要望書

去る十月九日前電力特別委員会が電力危機打開に関する要望書を吉田内閣総理大臣に提出した。その内容は現下の電力危機が産業民生に徹底的圧迫を加えているから、この打開のために緊急に次の措置をとられることを要望するというのであつて

一、下期電力用炭の緊急確保

二、電力の全国的相互融通の徹底化

三、電力危機に対処する生産の総合計画の樹立

四、賃金未払による労働不安への格段の措置

本委員会はこの要望書に対し政府のとつたその後の措置について岡崎官房長官より説明を聴取し強力に政府を鞭達したその結果

（イ）電力用炭――石炭については本年度下期出炭目標二、三四五万トンを先ず確保する措置を講ずるため業者方面と連絡してやつている。その外中小炭鉱について四〇万トンの増産を図るべく資金の融通等につき金融方面と相談してやつている。輸入炭としてはインド、アメリカ、カナダ等から電力用炭を四〇万トン目標で考え、各方面と折衝している。石炭代用の重油については已に輸入が決定しこれにより約一八万トンの電力用炭を節約できる。又他産業の石炭の節約も約八、九〇万トンを考えて関係者に斡旋を願つている。

（ロ）相互融通――「今までの融通契約などには拘束されないでき

るだけ各地域の電力の制限率が均等になるよう電力融通を考えて、その方面で強力に融通を進めてもらいたいと思つておりますが幸いにして公益委の方も殆んど同意見のように考えております、電力会社からはいずれも責任ある重役も東京に駐在してもらうことにしまして、給電の連絡会議を開くことにいたしております」

（八）生産計画――「只今のところは水力発電が二〇%渇水する場合を予想して下半期の鉱工業生産の見通しを算定しいろいろ計画を練つております」

（ニ）賃金不払――「これは主として労働省の方で研究しておりますが成るべく従来の労働時間を継続する……これによつて生産が減ること、労働者の賃金が減ることを防がなければなりませんから休日等を振替えて就業時間の変更をいたすことなどを考えて、できるだけ労働基準法の範囲内で強力的にこの休日の振替、就業時間の変更等を図りたい、又図つております。それから……使用者側に対してもできるだけ政府としては話合をいたしまして、可能な限り協力して、労働者の生活を保障するようにいたしておりますし……何かの形で一つ資金を融通してこの急場を凌ごうこういうことで融資の方法も只今考慮しておる」……

これに対して小川委員から「問題は各省の統一が欠けていることが重大な原因だと思う……各省の統一を図る、それと同時に公益委も統一の線にもつて行かなければならない……各省にやらしておつたことが電力危機を招来したのである……各省に任しておいたり、公益委に任しておることがいかんなら、統一的に具体的な方策を立て、電力不足を解決してもらいたいがその点は如何」との質問があり、岡崎官房長官から「内閣で総合的に各種の計画を立て、その実施を関係各部門に割当て、今実施しているのであるから御承知を願う」との答弁があつた。

佐々木委員からも同様に「政府が一本になつて対処されるよう特に要望する」旨の発言があつた。

（ホ）電力需給の均衡化

小川委員から各地域の電力需給が均衡するよう制限率を均等化するということを松永公益委委員長代理は当委員会で約束されたにも拘らず今日配布の資料をみても全く均等化されていないが、如何との質問があり、之に対して松永委員長代理より「例の台風が起りましたので、この非常時は一時緩和されました、その後種々の雨の降る地帯ができ、或いは相変らず降らない地帯がありますが、その頃申上げたような状態より相当大きな変化が台風によつて起つて参りました、併し……再び非常時の状態に陥るということを考慮いたしましたのとその後石炭の入手状況に鑑みて非常時的のことは相当今後もあるものであるという想定の下に、各会社の均等化、即ち融通の調整ということについて各社にそれぞれこちらから案を出しまして……四五日前にその案を各社に検討を命じ、その案に基いて協議をした。……いわゆる均等化という目的を達することは困難でありまするがため、旧来日本発送電がもつておりました中央給電指令所、これは一会社でやつておつた仕事でありまするが、全国に亘つて毎日、昨日の状況によつて、あの方面は石炭をやめてよろしい、この方面は石炭を焚け、この方面は貯水池に水を溜めてよろしいということを、前日の結果によつて翌日指令しておりました組織がありましたので、それを只今やつておりまする各社の連絡協議会という方面に中央事務局を置きまして、これに絶大な権限を各社が委任して、その任命された委員長、事務長は、相当話合いの範囲において、昔の日発が一社の命令を下したごとき命令を下し得られるということをやつて見たい。併しこれは一面から言うと、非常な政府の強力な干渉となるようなことがあるから、どうぞ誤解のないように、決して干渉とかいうものではなくて、地帯間の融通を円滑ならしめるためには、技術的にも時間的にも強力な調整機関が要るのであるから、各自の任意の話合いによつてその司令部というものが権力化することを諸君が認めてやるならば、必ずしもこのことは行われぬことはないであろう。これよりほかに今思いつく手もない……曲げて同意をしてもらいたいというのでありまして、漸く一昨晩（十月二十二日）おそく各社の首脳部のお集りを願い、そうしてその中央連絡委員のお方も一緒にお願いして、昨日を以て委員会と各社中央連絡協議会及び首脳部間の打合せが済みまして、本日（十月二十四日）から実行されておりますのは、この話合いに基く機関の活動が始つたわけであります……暫く成績をお待ち願いたい」との答弁があつた、これに対して小川委員より北陸地方の例をあげて本気でやる気がないのではないかとの再質問があり結局実施第一日である今日の実状を後日お知らせ願いたいということで質疑を終つた。

二、昭和二十六年度下期電力需給の見透し

（一）上期電力需給の検討

下期電力需給の見透しを検討する前提として上期の電力需給の実績について先ず検討した。その結果

（イ）上期の当初発受電計画は供給力と脱合せて昨年度に比し約七%の増加に見積つたが、この計画に対し実績は一〇六%であること（内水力七%増、火力一三%増、受電六一%増）。そのうち四―七月は大体平年に比して豊水であつてこの豊水と予定以上の火力発電（二七%石炭消費増）を行つたことが一〇六%の実績を生じた主な原因であること。但し、八月の出水率は九六・八%、九月は八一・三%の渇水であつたにも拘らず発電計画に対してその実績が八月は一〇六%と計画以上を示し、九月は九七%と僅かの低下に止つたこと。

（ロ）八、九月が渇水の甚しさにも拘らず発電にそれ程低下を来さなかつた主要な理由は、

1　一方では朝鮮動乱の影響によつて、電力需用は当初計画の対前年度七%増が、一四・八%と激増したこと。

2　他方これに対処するために流れ込み式水力発電所の利用率向上のための修理計画の繰延べ、負荷の深夜移行、貯水池の水の使いこみ、火力発電の増加、受電の増加等が行われたこと。

（ハ）質疑応答の結果

栗山、古池、佐々木各委員の質疑応答の結果、

1　利用率が、八月は計画九一・二%に対し実績は九六%、九月は計画八七・一%に対し九七・三%と大幅に向上しているのは利用率の見方が余裕をとつた甘いものであつたのではないか、という質問に対しては、「結果的には……そういう御疑念をお持ちになりますのは尤もと思いますが、私どもはそういう意味で含みを持たしたやり方はしたという考えは毛頭持つておりません」（平井公益委技術長）との答弁あり、予定の設備の維持、補修を一時棚上げをして、無理に発電を行つた結果、割合に計画に対して齟齬を来さないような発電ができたのであることが明かとなつた。

2　修理計画の繰延べについては「恐らくこうやつて忍んでおります無理がより大きな形で事故となつて来る虞れが多分にある……つい目先のことに、連日の供給を多少でも、渇水がひどいから無理をしてやつて行こう

という行き方をしておるのが現状であります。」（同前）

3　貯水池の使いこみについては「多少無理をして、貯水池の水を使い込み、あと水が入らないとむしろ十月以降においては貯水池の水位が少くなつて来て、非常に無理を続けたという状態でありまして……むしろもうちいつとないと冬場の対策としては心細いというような実情にあります」（同前）

これに対して古池委員は「無理をして運営しておるとこうとらざるを得ないのですが、そういうことをやりますと、その反動が非常に恐しいものが来やせんかということを私は心配する、それから貯水池の放水のやり方についても……どうも私は正常なやり方でないように思う」との警告的発言があつた。

4　また電力不足の原因は異常渇水と石炭入手難といわれているが、八月九月の実績からみて電力不足原因は何かという佐々木委員の質問に対しては「これは根本的には需用の増加でございます」（竹田公益委需給課長）、「根本的には需用が大きく伸びたということです、それから当面の事態としては、渇水と石炭事情というものがそれに拍車をかけた」（平井公益委技術長）との答弁があつた。

（二）　下期電力需給の見透し

下期の電力需要の想定については「年初計画より約六、七％上廻つた数字を以つて予想」（平井公益委技術長）し、「石炭手当については現在火力発電を最大限に運転しますためには下期において約四七〇万トンの石炭を必要とする……この確保を図るために（各方面に）協力を要請しておりますが、石炭の需給も極度に不足しておりますので、第三四半期分としましては最小限度二三五万トンを受入れるように努力しております、……（なお）インド炭の輸入或いはアメリカ炭の輸入をも考えておりますまた、（完成した）水力は只今のところ四万六千キロ、一月頃までに必ず水を通して電力を運び得られると思いますもの一七万一千キロ、合計二一万七千キロであります」（松永公益委委員長代理）との説明があり、水力は九ヶ年平均の出力として利用率を当初計画の率とし、貯水池式は水位の低下を考慮し、石炭は四七〇万トンを前提とすると、電力需給は全国平均について、十月は二・五％、十一月は四・一％、十二月は三・七％――第三四半期通算約三％の不足となり、「大体この下半期を通じて三％弱程度の不足」であることが明かとなつた、しかし出水並に石炭入手状況の如何で不足率は次の如くなるとの予想であつた。

出水率	一〇〇％	九〇％	八〇％
石炭	四七〇万トン		
不足率	二・七	六・四	一〇・一
石炭	四二〇万トン		
不足率	八・八	一二・五	一六・二
石炭	三七〇万トン		
不足率	一五・四	一九・一	二三・八

（三）　新規需要の調整抑制

この問題については度々当委員会で論議せられた処であるが、結城、栗山、古池各委員より電力不足にも拘らず新規契約を認めるためにその需要増加の結果、既契約者が非常に困り、損害をうけているがこれに対する抑制又は取扱措置についての質問があり、これに対しては

（イ）　新規需要の抑制に対する根本的対策については「至急対策をたてたいと思う」（松永公益委委員長代理）との答弁があり

（ロ）　中小企業の困窮と関連しての新規需要者と既契約需要者との間での差等取扱については明確な答弁がなく

（ハ）　既契約者中既に実際は電力消費が減少している者についての契約の正常化については「研究中」（平井公益委技術長）との答弁があつた。

（ニ）　また事前に話合のできるような新規契約の認可基準の必要性については「只今立案中」（同前）との答弁があつた。

かくして新規需要の抑制方針は、完成次第当委員会で説明をするということで質疑は打切られた。

（四）　電気需給調整

公益事業委員会、通産省、経済安定本部より夫々近く電気需給調整規則第十五条によつて告示せられる電気の使用制限について説明を求めた。先ず公益委からは「公布の時期は最も近い機会にいたしたいが打合せの残つている関係上今はつきり申し上げられない。その内容については国会等の意見は尊重し取入れる余地はまだあると信じている」（宮原公益委委員）旨の発言があつた後。松田公益委事務総長から従来の告示と今回の告示との相違点について次の如き説明があつた。

（イ）　出水或いは石炭入手状況を考慮して予め四段階、五段階等の制限段階をきめて置き、具体的な事情によつてここ当分は何段階制限をどの地域において実行したいということをその都度更に告示によつて国民各位に周知せしめる。各産業へ出来るだけ公平な均衡のとれた制限をするべきではあるが同時に又輸出産業或いは国内的にみて特に重点をおくべき産業もあるので安本、通産省と打合せの上第一種事業、第二種事業、第三種事業と区分して制限することにした。

（ロ）　使用実績の基準として従来とつていた七月実績では特殊事情もあつたようなので一応四―七月迄の使用実績を基準にとりこれの何割制限というように改めた。

（ハ）　従来非産業用の家庭電燈等については昼間の使用禁止はしていても夜間等の使用可能期間は何らの制限を加えていなかつたが、産業用とのバランスを考慮して今回は従量電燈、大口電燈、業務用電力についてもある種の制限を加えるように改めた、又これに関連して照明限度についても制限を加えることとした。

通産省永山官房長からは、この告示案について「我々の方も数項目意見を提出した……ほぼ我々のほうの希望は大体のところ採用されてきているという状況である」との発言があり、尚、第一種、第二種、第三種の区別についての説明があつた。安本近藤産業局長からは「公益委、安本、通産省の間においては、意見の一致をみている」旨の発言があり、且つ前二者と殆んど同様の説明があつた。

次いで質疑に入つたが主なるものは次の如くであつた。

（イ）　「第一種需要のうちに化学肥料が入つているのは結構だが……北陸のような所においてはこれが第一種に扱われることになると他産業が非常な圧迫をうけやしないか、この場合公益委は地帯間融通を強力にやつて他産業を圧迫することのないような措置を考えているか」と榛委員より質問ありこれに対して松田公益委事務総長から「各地域間全体の供給力について地域的に特別の開きがこないような措置は十分考える」との答弁があつた。

（ロ）　「一番肝腎な造船が第一種の中にも第二種の中にも見出せないが造船がこの中に加えられなかつたのはここに羅列されてある程重要とは考えないという考えか」との榛議員の質問に対しては近藤安本産業局長から「造船につきましても第三種需要ということでありますけれども決して重要でないというわけではなく、或いは個々の事情から考えまして、この渇水期においてどうしても或る程度の電力をそれに対して操作しなければならんというような場合は、個々の例にとりましてその措置を考えて参りたい……事業の重要性の問題で一種、二種、三種という区別に

なつておるわけではない」との答弁があり、松田事務総長からは「十三条にあるように支局長に或る程度の緩和の権限を大幅に認めております。従いまして造船、鉄鋼については……今申しました事情に応じて安本或いは関係各省の方と連絡をとつて事情の許す限り必要な緩和措置は当然講じて行かなければならないでしよう。又講じてゆきたい……その地域の電力需給状況かそういうものを認めても先ず差支えないであろうというような場合には勿論公益委から方針を指示しますから、その方針に従つて支局長が、実際問題としては支局長の権限で緩和することができる」との補足答弁があり、結城委員からその緩和措置について種々質疑が行われたが結論的には変更はなかつた。

（ハ）次に栗山委員長から「現状はこの別表第三の制限段階のどの段階に当つているか」との質問があり松田事務総長から「大体地区によつて違いますが出水率が一〇％減で石炭が四二〇万トン程度確保されるとすると第三段階程度のところになるのではないと考えております」尚ルース台風前は恐らく第四乃至第五段階制限と思う又竹田公益委需給課長からは「現在は三段階より少し強い程度のところ」との答弁があつた。

（ニ）更に栗山委員長からこの需給調整は「実に日本の産業計画の心臓に対してメスを入れるような重要性を持つていると思うから少くとも閣議にかけられるような重要なものと思うが一片の告示でよいのか」との質問があり、松田事務総長から「公益委としては一応次官会議のほうに諮つている。次官会議の決定をえてその趣旨は閣議の方にはお話になつていると伺つている」尚聴問会にかけることは「時間的に相当遅れるし且つ新しくこういう制度を考えたのではない」からかけないとの答弁があつた。

（五）下期火力用炭の状況

下期の火力用炭については、竹田公益委需給課長から次のような方針と現状との説明があつた。

「大体本年度下期内に四七〇万トンの石炭を確保したい……閣議にもお諮りいただいて大体の方針は決つている。……その中には外国炭の輸入、石炭代用の重油の使用、他産業振向分の切替を含んでいる。……重油は約九万キロリットル程度（石炭換算十八万トン）を本年度内に入れてもらう。……外国炭はインド、アメリカ、カナダ炭を合せて三五万トン程度を下期に入れる。他産業からの切替分は約一〇〇万トンという数字を考えている。現在重油、インド炭は大体計画の線に沿つて具体的に輸入し得るという形になつており、アメリカ炭、カナダ炭等についても只今為替機関の手続をそれぞれ関係電力会社の方で申請もし、その手順を踏んでおるというような状況になつております。……十月は七十五万トンの石炭を入手する予定でしたが、入りましたのは六三万トン、約一六％の開きはありますが、従来から比べますと相当著しい確保の途が進められている。……十一月九日現在で貯炭量は全国で三十一万八千トン（九月末十九万トン）、問題となつた関西では七万五千トン（九月末一万七千トン）、と殖えております。……いずれにしても最近の状勢は一時に比べますと相当著しく改良されていると申上げて過言ではないと考えております。」と、

三、電源開発

一、電源開発計画

現在電源開発計画として発表せられているものには、公益委、安本、建設省、通産省（自家用発電）自由党の各案があるので、夫々の案について

（一）計画期間

（二）必要電力需用量の査定及び根拠と、これに基づく必要開発出力並にその決定方法及び開発担当者

（三）所要資金量及び調達方法

（四）開発所要資材

（五）開発効果

別に計画内容の説明を求めた、しかしながら各案には未決定の部分があるために、充分その内容を検討することはできなかつたが、大略の概要は聴取することができた、その結果、安本案は、建設省、通産省、自由党の各案を総合調整したものであるが、未だ公益委案との間には相当未調整の部分が残つており、電源開発計画は、大きく分けて安本案と公益委案とに帰することが明かとなつた。

各案についての説明の要旨は次の通りである。

（イ）公益委案（松永公益委、委員長代理）

(1) 立案方法

「公益委案は、公益委が独善的に、官僚的に命令したものではなく、各電気事業者が、その実際について必要なものと、これだけは何とか開発できようというものとを専門家等に参加してもらつて立案した五ヶ年計画である。」

(2) 資金

一部は自己資金、一部はどうしても政府の貸出又は特別銀行にお願いするよりほかにない、来年着工するものの工事金を約千億円とみているが、五百億円は何とか社債、払込等で自ら努力しなければならないが残りの五百億円は政府に要求している。

（ロ）安本案（佐々木安本経済計画室長）

(1) 立案方法

「電源の開発に関して公益委の方は主として電力公社を主体に、通産省の方は自家発電を、建設省農林省の方面では公益事業費或いは地方起債等を中心としました夫々の計画をもつております、その外運輸省としては鉄道電化の関係上電力開発計画をもつていますので関係各省の夫々の案を一応安本で一定の方針に従いよく事情をきき、一応国の資力その他の関係から勘案して策定したものである。ただし最終的のものではない。」

(2) 需要想定

昭和三十年末需要量四六〇億KWH、工事計画は第一期（継続工事及び昭和二十七年度迄に着工分）と第二期（昭和二十八年度以降着工分）とに分け

第一期　事業用（電気事業、公営、特殊法人）自家発計　四二六万KW

資金　四、四七五億円

第二期　事業用　一八五万KW

資金　二、七〇一億円

合計　六一二万KW

資金　七、一七六億円

(3) 開発資金

インフレ等に対する影響を十分考慮して投資することとし又他部門との調整等も相当考慮し総合資金需給計画として確実に電源開発資金を確保したい、企業の自己資金による調達の外、政府資金については電力公社には従来からの見返資金を、自家発電には日本開発銀行を、その他建設省農林省関係には公共事業費、資金運用部資金等従来のルートをそのまま踏襲し、更に水全般の総合的処理を必要とし又は大規模な電源のためには適当な機関（特殊法人）を新に設けて一般会計或いは資金運用部資金（新しく電力債を考慮する）等から投資をする。

(4) 開発主体

従来の民営電気事業者、自家発電をする一般私企業地方公共団体等既存の企業体の外、新たに特殊法人を設ける。

(5) 資材

年々セメント百万トン、鋼材二十万トン、電気銅（含アルミ代替）二万トン。

「特に電気銅或いはセメント等に関しまして、若干今までと違つた施策というものが考えられる必要があろう」

(6) 其他

水の管理、電源開発に必要な道路、土地改良、水没補償等の諸問題に関して調整を行いたい。

（ハ）建設省案（目黒建設省河川局長）

(1) 立案方法

「今後電源開発は恐らくダム式、しかもダム地点は日本全国では限られているから、このダム地点を慎重に扱わねばならない、このダム地点をお互いに取り合つて一つの目的にのみ使うことは国家的に不経済であり、ダムを作る場合には少くとも綜合開発的に多目的のダムを作るべきである。従つて電力以外に灌漑用水あり、洪水調節あり、工業用水あり、こういう形になるのが至当である……、その場合にはどうしても一元的管理の必要が起る。それに総合的に使いますことの利点は、一つの目的でダムを建設いたしますれば、結局は非常に高価なものにつく、お互いが金を出し合いさえすれば電気も安くできる。こういうことによつて電力開発も安く促進されるのではないか……、アメリカでは千六百万KWの今のアメリカの水力の中でいわゆる総合開発をやつておりますのは七百六十万KWでありますが……これは結局綜合多目的にやることがアメリカのプリンシプルと思う。多目的のダムを建設して附帯的なる事まで起して行かなければならないが、こういうことは恐らく私企業では仲々困難ではないかという見方を我々はしている。」

（ニ）通産省案（吉岡資源庁電気施設部長）

(1) 立案方法

「電源の開発を急速にやらなければならないことは当然で、その開発の中心はやはり一般電気事業者であろうが、これのみに頼るときには、この現在の事態に対処することができないというので各種産業の需用家から自家用発電をやりたいという要望が非常に多い、通産省としてはこの春自家用発電を積極的に推進する方針を決め、これがために必要な資金の一部を国家資金（日本開発銀行）の援助に仰ぐという方針をきめた。」

(2) 現在迄開銀への融資要望分

昭和二十六年度着工分

水力　二〇万KW（更に二一・四万KW）

火力　一〇万KW（更に六・五万KW）

所要資金　一八九億円

内本年度所要資金　五六億円（更に五六億円）

内融資見込分　二五億円（更に二四億円）

「本年度内所要資金の半分程度は開銀からの融資に仰ぐ、残りは各会社の自己資金によつてやつて頂く」……

昭和二十七年度以降分

水力　一七万KW

火力　八万KW

所要資金　八八億円

(3) 問題点

（イ）水利権の調整―既存電気事業者等の権利が錯綜していて仲々自家用発電施設者の希望通りに許可にならない場合が多い。水利権の調整が最も重要

（ロ）電力割当制―自家発電のあるものは、その自家発電の量を考慮して電力割当が決められている。已存のものは別として高い建設費を出して今後開発するものについて開発しただけ電力割当が減らされては何のために努力してやつたのか分らなくなる。安本及び公益委の協力を得たい。

（ハ）共同自家発電―一企業では尨大資金の調達は困難だから共同自家発電を積極的に推進したい。

大略以上のような説明が各立案当局からあつた。

（ホ）質疑応答

主なるものは次の如くである。

(1) 電源開発の基本方針

結城委員の「少くとも治水を根本とした利水でなければならないが如何」という質問に対して建設省目黒河川局長は同感と述べ、安本佐々木経済計画室長は「水の総合利用の点から考えて、錯綜した関係を調整しながら単に電力面からのみ、電力の利潤、コストという方面からのみ考えたダム方式ではなく、もう少し治水、利水等を全般的に加味した方策をとつて行きたい」と同意を表明した。

一方松田公益委事務総長は、「仕事の上から或いは資金の用途の上から、最も効率を挙げて電源開発に必要なダムを考えて行くべきではないか、勿論その際に合せて治水利水等の問題も十分考慮に入れてできるだけ調整もしなければならないがただ治水とか利水とかということのみに重点を置いて行くとどうしても重点的な行き方がどうもむずかしくなつてくるのではないかと思う」と答弁があつて、今後の開発について安本、建設省と公益委との間に開発の基本方針について喰違いのあることが明かとなつた。

(2) 電源開発主体

小川委員より「九電力会社は金さえあれば開発をしうるといつているが政府（安本）がやつたから金が出るというものではないはず、僕は原則的には電力会社でやるのが当然だと思う」との質問があり石原委員よりこの問題に関連して「自分の解釈するところでは今回国で大いに考えたいというのは、急速に大電力を一つ起したいが、九電力会社に任せては仲々出来そうにないそういう大規模電源地点についてこれを国家資金で強力にやつて行こう、同時にこれと併せて、河川総合開発とか各省の計画を併合して調整をとつてやつて行きたい、こういう考え方と思うが如何」との質問あり、佐々木安本経済計画室長より石原委員の解釈通りであるとの答弁があり、小川委員よりも了承の発言があつた。

(3) 特殊法人の業務

栗山委員長より特殊法人について「電力の将来の配給の問題」を如何にするかとの質問があり、佐々木室長より「この特殊法人は電力建設のみに止め、出来た設備を九電力に貸与又は売渡すという考えと、その設備で電力を発電して九電力に売電するという考えと二つの考えがあるが、未だ結論を得ていない。しかし、日本の電源は地域的に偏在し、且つ需要のより窮屈でない地帯に多いから、安本案は電源のある有利な所は先ず電源を開発して爾後足らないところにそこから融通してやる。例えば四国で電源を開発してその電気を中国或いは九州の方へ送電するという建前をとつている」との答弁があつた。

(4) 九電力会社と県営電源開発

同一の地点について電力会社及び県が夫々開発を自分の手でするといつての争、例えば宮崎県の綾川問題の如きがあるが、この点について

（イ）「県営電気はその発生電力を電力会社に売電しているのであるから公益事業即ち電気事業と認めるか否か」との古池委員の質問があり、松田公益委事務総長から然りとの答弁があつた。

（ロ）「然らば、宮崎県の綾川を電気事業が開発するということは必ずしも九州電力に限られず、最も適当と思われ主体――九州電力或は宮崎県の何れに開発を許しても差支えない、又見返資金は等しく何れに対しても出されていいのではないか」との古池委員の質問に対し松田事務総長は「公益事業としての許可を与える委員会の考えと、水利権を認可せられる知事との考えが違つているからである。又見返資金については現在電気事業者に対してのみ出るのであるが、現在では関係筋で見返資金を県、つまり公共事業体につけることは認めていない」との答弁があり、

尚、これに関連して水利権及び河川法の問題がいろいろと議論せられたが、この問題については次に述べる。

(5)

水利権及び河川法

電源開発計画の審議中水利権問題について関係各省の間に若干意見の喰違いを生じたのでこの点について明確な答弁を要求した結果次の如き結論を得た。

(1)　水利権の許可

「水利権を得たいと思う者は先ず河川法の第十八条並びに十七条によつて工作物の設置、流水の占用、敷地の占用という問題について知事に出願する、知事はその内容を審査して許可する。許可に当つては主務大臣である建設大臣の監督をうける。この監督は河川法第四十九条により認可をうける」（伊藤建設省河川局次長）

(2)　公益委と府県知事又は建設大臣との関係

「公益事業令第五十九条により府県知事は許可に際して意見を付して公益委に報告し委員会の意見を求めなければならない。意見をきくこと自体は法律上義務づけられているがその意見に従うべき規定はないから法律上はその意見に府県知事は拘束されない。

又公益委は知事から意見を求められた場合は建設大臣に協議をすることが定められている。然し建設大臣と公益委の意見が合致しないときは、その際の規定がないから、公益委は独自の考えを府県知事に申出ることとなろう、ただ知事はその意見に従わなければならない義務はない。建設大臣が府県知事に対する監督命令権をもつているので府県知事は公益委の意見を聞くか否かという問題については建設大臣との協議によつて決定することとなろう。又公益事業令第五十九条三項による公益委の府県知事に対する勧告に対しては府県知事はこれに従わなければならない義務はないと解釈せられる」（岡田法制局第三部長）

(3)　尚、これらの審議に関連して、石坂委員から、明治二十九年に制定された河川法及び道路法は、今日の実情に適しない点があるから早急に改正する必要があると思うが、その意思ありやとの質問があり、野田建設大臣から「できるだけ早い機会に河川法道路法を全面的に修正したいと考え、目下成案を準備しつつある」旨の答弁があつた。又、松永公益委委員長代理から「河川法で知事が水利権の認可を握つているために事実電源開発の仕事が遅れることが非常に多い」との陳述があり、これに対し野田建設大臣から「府県知事に水利権の許可権を与えていることが電源開発の急速実施を阻害しているというような前提で議論されているが、私はその具体的な例を一々検討しなければ総括的な議論はできないと思う」との発言あり、又三輪委員から「公益委は名前は公益事業であるが主として電気事業の立場から考えている、府県は河川の災害を相当にうけている、又その水を何とか利水しようとの総合的な立場に立つているから、公益委の立場とは別の考えが出て来ると思う」との反駁があつたが、松永委員長代理は「公益委としては先ほどから申している通りの考えである」との発言があり、意見の対立が明かとなつた。

(6)

既着手工事の隘路

電源開発計画と関連して、今日已に着工している発電所について粟山委員長から資金、資材、工事力等について隘路がどこにあるか、又それを解決した場合工事はどの程度繰上げ竣工しうるか、との質問があつたが、平井公益委技術長から「これらの工事は相当進んでおり諸般の問題も概ね見透しがついており、工期はぐん〳〵繰上げつつあるので隘路というものは殆んど残つていない」との答弁があつた。

四、電気事業の経理

二十六年度上期の収支決算予想について渇水によつて如何なる影響をうけたか、その赤字は如何に処置するか、料金値上を要するか等について検討を行つた。その結果

（イ）　上期収支（九月推計）は、「十一、二億円の赤字を生ずる見通しであり、その原因は料金改訂時期が予定より遅れたこと、石炭単価が八、九月以降相当値上りをみたことによる。尚、渇水により地域的に影響をうけて北海道、中部、北陸の三社は若干の利益金を出し、中国、九州、東北等は赤字が多いこと。」（中川公益委経理長）が明かとなつた。

これに対して石原、栗山、須藤、小野各委員から質問があり、その結果

（イ）　渇水による影響

「出水による影響は、上期全体としては、料金認可の基準から申しますと悪い影響はないというはずでございます……ただ会社によりましては、出水率が地域によりまして出水率を異にしておりますので、東北等のひどい会社もございますが、全体的に申しますならば、出水によりますところの減収ということは、料金認可基準から申しますとないはずだと考えております」（竹田公益委需給課長）と、

（ロ）　水火調整金

「水力調整金の支払については契約によつて豊渇水の有無にかかわらず設備の出力に応じて支払う政策になつております。渇水があれば火力地帯では相当火力の発電が殖えるわけで、逆に豊水の場合は火力地帯はいいという面もあります。一方だけをとつてみるといろいろ損得があると思うが契約上一応やむを得ないことと思う」（中川公益委経理長）

（ハ）　赤字の処理

「或る時期までは、今期、下期に起るこの異状渇水に因する赤字というものは、暫く帳簿にそのまま置いて、或る程度もしそれが処理できるものがありましたら処理して、処理し切らんのを無理に再評価等で落さずに残して置いて、適当にこれを期間をかけて株主の迷惑にならんように処理すべきものじやないかと思つております」（松永公益委委員長代理）

五、電産スト

電産ストの問題について石原、油井両委員より質問があつたが、この点について、松田公益委事務総長からは先般中労委の裁定があつたが労資双方ともこの裁定に満足の意を表していないこと、公益委としては直接この問題に介入する権限のないこと、争議と、料金値上とは無関係で

あることの答弁があり、賀来労働省労政局長からは、電産ストの今日迄の状況の報告があつた後、公益事業令第八十五条と労働組合法第一条第二項との関係についての法律解釈が述べられ「たとえ争議が電気事業で行われたために停電を結果する場合であつても労働組合の正当なる行為として行われた場合には正当な争議行為として八十五条の適用はない」旨の答弁があり、且つ不当争議行為についての説明があり不当争議行為は八十五条違反であること、又無効放流問題については「あえて水門を開いて水を流して妨害するというふうな要らざる行為に出たような事件は聞いていない」との答弁があつた。

又小川委員より電産争議の早期解決を図る申入を関係各方面に行うよう発議あり、当委員会の決定として政府、公益委、中労委、電気事業経営者及び労組に申入をすることに決定した。

六、九電力会社首脳者の所信聴取

十月二十九日（第三回）及び同三十日（第四回）の二日に亘り本委員会は九電力会社首脳者を参考人として出席を求め次の五項目について所信を聴取した。

一、今後の電力危機に対処する具体的方策

二、電力の相互融通に関する意見

三、火力用燃料の入手状況及びその見透し

四、電源開発の現状と今後の年次計画並びにこれに関する各種方策

五、電気事業経営上の諸問題

その詳細な内容については速記録にゆずることとし、これに対して審議された重要なものは次の如くである。

（一）下期電力需給

電力需給バランスをとる上の困難は、最も基礎的な電力需用が計画以上に激増している点にあるが、政府及び公益委と電力会社との間には需給の見透しについて相当大きな喰違いがあつて、業者の見透しは政府筋より楽観的であることは今後の諸方策と関連して研究の余地があること。

（二）電力の相互融通

異常渇水下における相互融通は、行政力の発動によつて全国均一制限率の適用までいかなければならないと思われるが、この点については電気事業者の心構えが必要であり、特に北陸、関西電力会社内の電力融通問題は電源帰属問題と関連して問題化しているから業者間で公益の立場から十分な研究が必要であること。

（三）火力用燃料

これは国内における石炭需給バランスが破綻しているところに問題点があるのであるから、余程の努力をしない限り今冬の予定用炭の確保は困難であり、特に関西、中国、九州各電力会社の電力用炭確保については格段の努力の必要があること、尚輸入炭、重油、他産業よりの融通炭も併せ入手に努力される必要があること。

（四）電源開発

当面の電源開発の責任をもつている電気事業者として更に一層具体的な構想を明にする必要があること。

（五）経営問題

渇水による収入減、石炭単価の値上り、石炭消費量の増加、或いは電気料金の再検討等の問題もあろうが、運転資金の確保については凡ゆる措置を講ずる必要がある。又異常渇水に由る赤字の処理についても業者で一段と研究善処さるべきものと考えられる。尚電気事業の根本的な性格についてもこれらとの関連で検討を要する点があること。

（六）其他

東北電力は水力電源のみで渇水の影響を甚大に受けるから、火力又はダム式貯水池による補給用電源を設けて切り抜ける必要があることが各委員から警告され、この点は東北の電力安定のために更に会社当局によつて研究される必要があること。

又四国の電源を開発して四国、中国、九州を結ぶ電力プールを行う計画については、積極的且具体的な構想の樹立が必要であること。

七、其の他

（一）議員派遣

電源開発及び電力事情に関する実情調査のため議員派遣を左の如く行つた。

（イ）平岡発電所及名古屋地方班

栗山　良夫　結城　安次
加賀　操　石原幹市郎

（ロ）滝越発電所、三浦貯水池、丸山発電所班

岡田　信次　須藤　五郎

（ハ）箱島発電所班

油井賢太郎　水橋　藤作

（二）水産資源保護法案に関して

水産資源保護法案は衆議院及び当院水産委員会を通過して本会議に上程されんとした。その立案趣旨は当委員会としても賛成であるが、次の二点特に第十八条については電源開発に重大な関係があるので、関係委員長と協議の結果運用上の問題を法文上に明にして本法案の円滑妥当な施行を図るよう修正をすることにした。その詳細は議事録に譲ることとするが主要な点は、

（イ）第四条

原案では水質汚濁（第四号）に関する制限又は禁止に関する省令又は規則を定める権限を、農林大臣又は都道府県知事に与えんとする条項となつているが鉱工業の発展に重大なる支障を来たす虞れがあるので、鉱工業の主管大臣である通産大臣と予め十分協議して妥当な結論を得た上で省令規則を定めるように修正した（修正案第九項）

（ロ）第十八条

原案では保護水面内で埋立、浚渫、水路工事、即ち治水、砂防に関する工事及び河川の流量、水位の変更を来たす工事、即ち水力発電、灌漑、水道等の各種の利水工事を行わんとする者は当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣の許可を受けなければならないこととなつており、且つ原案第十五条で保護水面は農林大臣が指定することとなつている。然るに前述の如き各種工事の制限は河川法第十七条乃至第十九条並びに砂防法第四条で規制されているので、工事者は建設大臣並びに農林大臣の二者から二重に許可を得なければならない結果となり、電源の開発、災害復旧工事の促進が円滑に行かなくなる虞れがある。よつて、保護水面内での工事の施行又は許可に関しては建設大臣又は地方行政庁は予め当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣と協議をすることに修正をした。（修正案第三項）

調査報告書

公職選挙法改正に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十二月九日

公職選挙法改正に関する特別委員長代理　池田宇右衛門

理事

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

松原　一彦　西郷吉之助
上原　正吉　中川　幸平
安井　謙　前之園喜一郎
鈴木　直人　小笠原二三男
相馬　助治　岡本　愛祐
兼岩　傳一　滝井治三郎
堀　末治　宮田　重文

本委員会は、公職選挙法改正に関し未だ成案を得るに至らなかつた。

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十二月十日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

宮城タマヨ　齋　武雄
須藤　五郎　棚橋　小虎
長谷山行毅　鈴木　安孝
中山　福藏　岡部　常

本委員会においては、検察及び裁判の運営等に関する調査の一環として、司法制度に関する事項、新刑事訴訟法の運用等に関する事項、青少年犯罪に関する事項、及び民事訴訟法改正に関する事項並びに戦争犯罪人に対する法的処置に関する事項等について閉会中継続調査を行つたのであるが、本調査の対象とする諸事項はいずれも今後わが国の社会秩序を維持するために必要欠くべからざる事柄で、その内容は頗る広範多岐に亘つているので今次の閉会期間中にはその調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

社会保障制度に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十二月十日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

井上なつゑ　大谷　瑩潤
藤森　眞治　藤原　道子
松原　一彦　常岡　一郎
山下　義信　中山　壽彦
長島　銀藏　上原　正吉

社会保障制度に関する調査（第十四次中間報告）

本委員会においては、第四回国会以来議長の承認をうけて本調査を継続し、既に第十三次の中間報告を行つて来たが、閉会中も熱心に調査を続行した。

先ず、今期国会閉会中においては、たまたま社会保障制度の重要なる一環をなす医療保険の一点単価引上問題に関連して、各地に保険医辞退の現象が起り一般国民に不安を与えているので、去る十二月六日に厚生委員懇談会を開き、厚生省並びに大蔵省から係官の出席を求めて本問題に関する経過並びに対策等につき説明を聴取した後、熱心に質疑応答をなし、速やかに善処方を要望した。

次に、社会保障制度に関係ある資料の蒐集に努め極力調査研究を進めたのであるが、閉会の期間も短かく未だ結論には到達せず、今後引続き調査の必要あるものと認める。

以上をもつて第十四次中間報告とする。

調査報告書

行政機構の整備に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十二月十一日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

カニエ邦彦　溝淵　春次
郡　祐一　館　哲二
三浦　辰雄　成瀬　幡治
竹下　豐次

表記の件については、第十二回国会後の閉会期間も短く、その調査に着手しなかつた。

従つて、今期国会において提案が予定されている行政機構等の改革案と関連してこれが調査を進めたい。

調査報告書

特別会計、政府関係機関及び終戦処理費の経理並びに国有財産の処理に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十二月十一日

決算委員長　岩男　仁藏

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

唐瀬與兵衞　九鬼紋十郎
棚橋　小虎　溝口　三郎
小林　亦治　田中　一

カニエ邦彦　有馬　英二
仁田　竹一　池田七郎兵衞
菊田　七平　森　八三一
大矢半次郎　高橋進太郎
永井純一郎

本委員会においては、昭和二十五年十二月十日表記の件に関する調査について議長の承認を得、第九回国会以来各国会において、特に小委員を設けて調査を行つて来たが、問題が多岐にわたるため、第十二回国会終了後も継続調査をすることとなつた。

閉会中においては引続き調査を進めてきたが、これを完了するに至らなかつた。

調査報告書

国家公務員の給与問題に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十二月十二日

人事委員長代理
理事　千葉　信

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

紅露　みつ　森崎　隆
宮田　重文　木下　源吾
杉山　昌作　加藤　武徳

経過並びに結果

国家公務員の給与問題に関しては、前国会当初より調査を進めて来たが、本問題の性質上閉会中に限ることなく調査を続行する必要があり、閉会中も引続いて調査を行つて来た。

今期閉会中は給与問題全般につき、三班に分れ東北、北海道の現地調査を実施したが、公務員の給与に関しては諸物価のすう勢等を勘案してなお、検討を要すべき問題があり、特に勤務地手当の支給地域区分については、人事院より近く勧告を行う旨の言明もあり、今後に残された問題も少くないので、本委員会としては、これらの問題について慎重な検討を加えるとともに早急に適切な解決を得るため鋭意調査を続行したい。

調査報告書

公務員制度に関する一般調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十二月十二日

人事委員長代理
理事　千葉　信

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

紅露　みつ　森崎　隆
宮田　重文　木下　源吾
杉山　昌作　加藤　武徳

経過並びに結果

公務員制度に関する一般調査は、前国会に引続き継続調査の承認を求めて調査を続行したが、本問題は、職階制の確立、職階制に適合した給与準則の制定等にまつ所が多く今期閉会中には調査の結論を得る迄には

至らなかつた。本委員会としては、公務員制度を確立し、公務の民主的能率的運営に寄与するため鋭意調査を続行したい。

調査報告書

水産物増産対策に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十二月十二日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

千田　正　秋山俊一郎
玉柳　實　櫻内　義雄
植竹　春彦　松浦　清一
青山　正一

本件は第十二回国会において継続調査を要求して議院の承認を得たもので本委員会としては、種々の問題について調査を企図したが、閉会期間も短時日であつたため充分調査の暇なく、委員会も僅かに一回開会して石油問題、漁船だ捕事件等について当局に質疑を行つたに過ぎず結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

日本経済の安定と復興に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十二月十三日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

九鬼紋十郎　山田　佐一
永井純一郎　稲垣平太郎

本件に関しては、閉会中において、その期間が短かかつたため、国内経済諸施策に関する資料の蒐集に努めるとともに、内外経済情勢の推移を観察するに止めたが、今期国会においては、その調査の進捗を期している次第である。

調査報告書

教育及び文化に関する一般調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十二月十四日

文部委員長　堀越　儀郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

木内キヤウ　岩間　正男
高田なほ子　若木　勝藏
荒木正三郎　高良　とみ
加納　金助　梅原　眞隆
大野　幸一

本委員会は教育及び文化に関する一般調査を進めているが、閉会期間が短かつたので委員会を開会せず今期国会で調査をする予定の重要課題たる教育財政確立及び船員教育に関する基礎的資料の蒐集を行つたのみである。

調査報告書

農林政策に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十二月十四日

農林委員長　羽生　三七

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

池田宇右衞門　岡村文四郎
三橋八次郎　北村　一男
松浦　定義　加賀　操
飯島連次郎　赤澤　與仁
片柳　眞吉　滝井治三郎
宮本　邦彦　門田　定藏

本件に関しては、閉会中の期間が極めて短かかつたため、特に取上げるべき調査を行うことができなかつた。

調査報告書

電気通信事業運営状況に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十二月十四日

電気通信委員長　鈴木　恭一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

水橋　藤作　黒川　武雄
村尾　重雄　尾崎　行輝
山田　節男

電気通信事業運営状況に関する調査報告

本委員会は第十二回国会に引続き閉会中電気通信事業運営状況に関する調査を行つたのであるが、現在までの概要は左の通りである。

一、財務会計関係

（一）電信電話料金値上げ

朝鮮動乱に伴う物価騰貴による物件費の増加と職員給与ベースの引上げによる人件費増加等によつて、電気通信事業特別会計は昭和二十五年度末現在施設による平年収入額約四百九十億円に対し同支出額約六百六十億円となり差引百二十六億円の収入不足となるのでこれを補てんするために電信電話料金を引上げることとし、電信電話料金法の一部改正を行い本年十一月一日からこれを実行したがその引上率は内国電報料金は約四〇％電話料金は約三〇％電報電話合計約三一、四％である。

（二）補正予算

昭和二十六年度の電気通信事業特別会計の当初成立予算額は損益勘定においては歳入歳出予定額四八、三〇一、六八三、〇〇〇円で、建設勘定では二二、六九七、三九〇、〇〇〇円であつたが損益勘定においては、朝鮮動乱後の物価騰貴に伴う物件費の増加、職員の給与ベース改定に伴う人件費の増加、他会計への繰入の増加等のため定員の整理及び事業の合理化その他の経費節減を行つてもその収支において多額の不足を生ずるので已むを得ず十一月一日から電信電話料金の改定等によつて増収を図ることとし左記（一）の通り歳入歳出予定額一〇、三四〇、〇〇〇、〇〇〇円の本年度補正予算を編成して夫々業務運行と電話建設計画の遂行に支障のないよう措置した。

記

（一）昭和二十六年度電気通信事業特別会計損益勘定補正予算事項別表

歳入

事項	金額
二十五年度末施設収入	三一、三〇九、九二二千円
二十六年度本予算拡張施設収入	△三、九〇〇
国際電気通信料金未決済金受入	五五四、三五三

歳出

事項	金額
人件費	三〇五、九二二千円
取扱数量増加追加拡張等	二六八、八四六
物価騰貴補てん	三一三、七五九

国連軍へサービス資材供給	二、六二九、八六九
二十六年度追加拡張施設収入	三〇五、九四〇
料金改定に伴う収入	四、七三三、一九三
計	一〇、三四〇、四四七

備考　△は減を示す。

（二）昭和二十六年度電気通信事業特別会計建設勘定補正予算事項別表

財源

事項	金額
公債借入金	千円 二、三〇〇、〇〇〇
設備負担金	三、三〇〇、一九
計	六、〇〇〇、一九

歳出

事項	金額
俸給事務費	千円 六、四四五、九七
工事費	六、四〇六、五三三
本予算節約	△一、〇八〇、九四四
計	六、〇〇〇、一九

備考　△は減を示し閣議決定に基く旅費賃金等の節約に依るものである。

二、行政整理

行政機関職員定員法の一部改正実施によつて電気通信省の定員は一五三、八七四名から一四三、四五二名となり九、四二二名の減員を見たがこれによつて従来とかく不足勝を訴えている現業要員の配置を更に減少させることがあつては業務運行及び公衆サービスに悪影響をきたすことになるから当局は経営の合理化及び人員の適正配置に依り遺憾のないよう措置を講ずる必要がある。

三、現業職員に対する給与制度

電気通信事業職員の給与については従来一般職の職員の給与に関する法律の一般俸給表によつて号俸を定められていたが現業官庁職員の特殊性に合致しない点が多く職員の志気の上に悪影響をきたす状況であつたので現業に適応した特別俸給表の設定を要望されていたが政府は今回の給与ベース改定の勧告と同時になされた人事院の勧告に基いて右特別俸給表を設定し関係法律を本年十月一日から実施した。なお、電気通信当局及び職員は現業員の能率向上のために別に奨励手当制度の設定を要望している。

四、公共企業体

電気通信事業の経営については公共性を確保しつつその自主性と企業性を十分発揮できるための行政機構の改革並びに公共企業体移行の問題は各方面において真剣に検討されている。

調査報告書

電波行政に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十二月十四日

電気通信委員長　鈴木　恭一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

水橋　藤作　黒川　武雄
村尾　重雄　尾崎　行輝
山田　節男

電波行政に関する調査報告

本委員会は第十二回国会に引続き閉会中電波行政に関する調査を行つたのであるが現在迄の概要は左の通りである。

一、行政整理

行政機関職員定員法の一部改正実施によつて電波監理委員会の定員は三、四五八名から三、〇五九名となり三九九名の減員を見たが、この官庁は多分に現業的事務を有する関係上この整理によつて事務運行に悪影響を来たすおそれのないように当局は事務簡素化及び人員の適正配置により遺憾のないよう措置を講ずる必要がある。

二、民間放送の混信

さきに免許された民間放送業者が諸般の準備完了して逐次その業務を開始するに伴い大阪のある地域ではＮＨＫ放送との混信の問題を惹起したが、ＮＨＫの送信所の移転その他の措置によつてこれを最少限度に軽減することができた。然し今後民間放送業務開始の漸増に伴い低級受信機の多い現状から見て本件は相当注目すべき問題である。

三、国際放送再開

本年三月三十一日第十回国会で、本院は全会一致をもつて国際放送の再開に関する決議を行つたがその後政府の努力により左記要領により近く実現が予定されるに至つた。

記

（一）実施者　放送法第三十三条に基く政府の命令により日本放送協会

（二）放送区域　北米、中国、比島、インドネシヤ及び印度

（三）送信時間　一日五時間

（四）実施見込期日　本年十二月初旬

（五）使用語　英語、日本語

（六）費用　国の負担する金額一、〇〇〇万円と日本放送協会の負担する費用

四、テレビジョン放送

電波監理委員会に対するテレビジョン放送の出願は、本年一月十日全日本放送株式会社（代表者河端作兵衛）及び日本テレビジョン放送協会（代表者坂本弘道）の二者からあつたが十月二日日本テレビジョン放送網株式会社（代表者正力松太郎）十月二十七日日本放送協会が出願するに至つた。本委員会においてはテレビジョン放送が我国の政治、経済、文化及び通信技術等各方面に及ぼす影響の重大なるにかんがみ熱心且つ詳細な論議を重ねたが、電波監理委員会は十一月七日テレビジョンの標準方式試案を国会に説明したのでこれを中心として具体的な論議が続行され、十一月二十二日の本委員会には無線通信機械工業会テレビジョン対策委員会委員長高柳健次郎君外三名から標準方式について参考意見を聴取し更に十月二十六日には川崎市コロンビヤ株式会

社に出向いて天然色テレビジョンの実験を視察する等本問題について慎重な研究と論議を進めた。一方電波監理委員会においても本問題の重要性にかんがみ且つ慎重な態度をもつて善処するため十一月二十七日左の通り安部能成君外七名の会員からなる電波諮問懇談会（仮称）の設置を発表した。なおテレビジョン放送申請者及び電波監理委員会の設定した標準方式試案は別紙（一）及び（二）の通りである。

電波諮問懇談会会員名

安部　能成（学習院長）
石坂　泰三（東芝社長）
石川　一郎（経済団体連合会長）
大橋　八郎
大山松次郎（東大工学部長）
佐藤喜一郎（帝銀社長）
津田　正夫（新聞協会事務局長）
八木　秀次

別紙（一）

テレビジョン放送局申請概要

申請者	全日本放送株式会社	株式会社日本テレビジョン放送協会	日本テレビジョン放送網株式会社	日本放送協会
	阿端作兵衛	坂本　弘道	正力松太郎	古垣　鉄郎
申請年月日	昭和二六、一、一〇	昭和二六、一、一〇	昭和二六、一〇、二	昭和二六、一〇、二七
資本金	二億四千万円	二億円	十億円　但し設立の際発行の総株数五十万株（額面五百円）	
資金調達方法	株式全額払込により調達	株式全額払込により調達	建設資金は株式払込金及び借入金により、運用資金は事業収入及び借入金による	建設資金は借入金により、運用資金は受信料収入及び借入金による
収入源	受信料及び広告放送料	受信料及び広告放送料	広告放送料、その他	受信料（月額二百円）
工事費	二億四千万円	二億円	二億七千四百七十万円	東京　二億三千九百四十七万一千円 大阪　一億八千六百十一万七千円 名古屋　五千二百二万円 計　四億七千七百六十万八千円
工事費支弁方法	出資金による	資本金による	資本金　二億五千万円 借入金　二千四百七十万円 計　二億七千四百七十万円	借入金による
運用費	八千八百万円	二億二千六百万円	一億五千六百六十七万円（初年度）	東京　一億七千三十一万九千円（初年度）

運用費支弁方法	放送事業収入一億八百万円 広告投射放送料収入二千五百万円による	放送事業収入及び附帯事業収入二億五千万円による	放送事業収入一億一千三百四十万円 借入金四千三百二十七万円による	
使用周波数	五四―二一六MC	一〇二―一〇八MC	八二―八八MC	
空中電力	線　一五―二〇KW	映像　五KW 音声　二、五KW	映像　一〇KW 音声　五KW	

大阪	五千九百八十万五千円（初年度）			
名古屋	七百二十一万九千円（初年度）			
計	二億三千七百三十四万三千円			
東京	受信料六百九十一万九千円 借入金一億六千三百四十万円による			
大阪	受信料七百十万五千円 借入金五千二百七十万円による			
名古屋	受信料二百一万九千円 借入金五百二十万円による			
計	受信料千六百四万三千円 借入金二億二千百三十万円			
合計	二億三千七百三十四万三千円			
東京 大阪 名古屋	一〇二―一〇八MC			
映像		一〇KW 東京	一〇KW 大阪	一〇KW 名古屋
音声		五KW 東京	五KW 大阪	二、五KW 名古屋

放送局設置場所	送信所 東京都北区滝野川町一一〇 演奏所 三	送信所 東京都千代田区麹町四番町 演奏所	送信所 東京都千代田区有楽町一の一三 演奏所	送信所 東京都千代田区内幸町二の二 演奏所	大阪 百九十七万四千二百三十
放送区域	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の一部	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の一部	東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県、千葉県の一部	東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県、千葉県、大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、和歌山県、滋賀県、三重県の一部、愛知県、岐阜県、三重県の一部	名古屋 百三十〃
放送区域内の世帯数	百三十七万三千七百世帯			東京 二百四万三千三百世帯	名古屋 八十一万二千三十〃
受信見込世帯数					五千六百世帯
放送事項	政治、経済、社会、教養、教育、宗教、音楽、演芸、娯楽、スポーツ、ニュース、広告等	報道、社会、教養、教育、宗教、音楽、演芸、運動、広告	報道、社会、教養、教育、宗教、音楽、演芸、娯楽、スポーツ、スポット・アナウンスによる広告		
放送時間	自午前八時至午後十時	自午前十一時至午後七時	一日六時間	一日四時間	東京、大阪、名古屋
工事落成日	昭和二七、一〇	予備免許を受けてから十一ケ月	昭和二七、四、三〇	東京、大阪 昭和二七、五、三一 名古屋 昭和二七、九、三〇	東京、大阪、名古屋 報道、社会、教養、教育、宗教、音楽、演芸、娯楽、スポーツ
運用開始日	昭和二七、一〇	免許直後	昭和二七、五、一	東京、大阪 昭和二七、七、一 名古屋 昭和二七、一一、一	
備考					

別紙（一）

白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式案

一　用語の定義

1　「走査」とは、画面を構成する絵素の輝度にしたがつて、一定の方法により、画面を逐次分析して行くことをいう。

2　「映像信号」とは、走査にしたがつて生ずる直接的の電気的変化であつて静止又は移動する事物の瞬間的映像を伝送するためのものをいう。

3　「音声信号」とは、音声その他の音響にしたがつて生ずる直接的の電気的変化であつて、音声その他の音響を伝送するためのものをいう。

4　「同期信号」とは、映像を同期させるために伝送する信号をいう。

5　「映像信号搬送波」とは、映像信号及び同期信号を伝送するための搬送波をいう。

6　「音声信号搬送波」とは、音声信号を伝送するための搬送波をいう。

7　「プレ・エンファシス」とは、正常の信号波をその周波数帯のある部分について、他の部分に比し、特に強めることをいう。

二　周波数帯幅及び周波数の配置

1　テレビジョン放送に使用する周波数帯幅は、六、〇〇〇KCとする。

2　音声信号搬送波の周波数は、周波数帯幅の上限より二五〇KC低い周波数とする。

3　映像信号搬送波の周波数は、音声信号搬送波の周波数より四、五〇〇KC低い周波数とする。

三　映像信号

1　変調に使用する映像信号の周波数帯幅は、四、五〇〇KCとする。

2　映像信号の変調の型式は、振幅変調とし、第一図に示すような非対称側波帯特性を有するものとする。

3　変調は、被写体の輝度が増加するときふく射電力が減少する方式とする。

四、音声信号

1　音声信号の変調の型式は、周波数変調とし、最大周波数偏移は(+)一二五KCとする。この場合音声信号は、七五マイクロ秒の時定数を有するインピーダンス周波数特性の回路により、プレ・エンファシスを行うものとする。

2　音声信号によつて変調された電波が前項の規定による場合の電波と等しい特性を有するものであるときは、前項の規定によらないことができる。

五、同期信号

1　同期信号は、電源周波数に対して非同期とする。

2　同期信号の変調の型式は、振幅変調とし、映像信号搬送波を変調するものとする。

3　同期信号の波形は、第二図に示すものを基準とする。

六、走査

1　映像の走査は、水平方向には左から右へ、垂直方向には上から下へ一定速度で行うものとする。

2　伝送される映像の数は、毎秒三〇とする。

3　一の映像の走査線数は、五二五本とし、且つ、一本おきに飛び越して走査するものとする。

4　映像の画面の横と縦の比は、四対三とする。

第　一　図

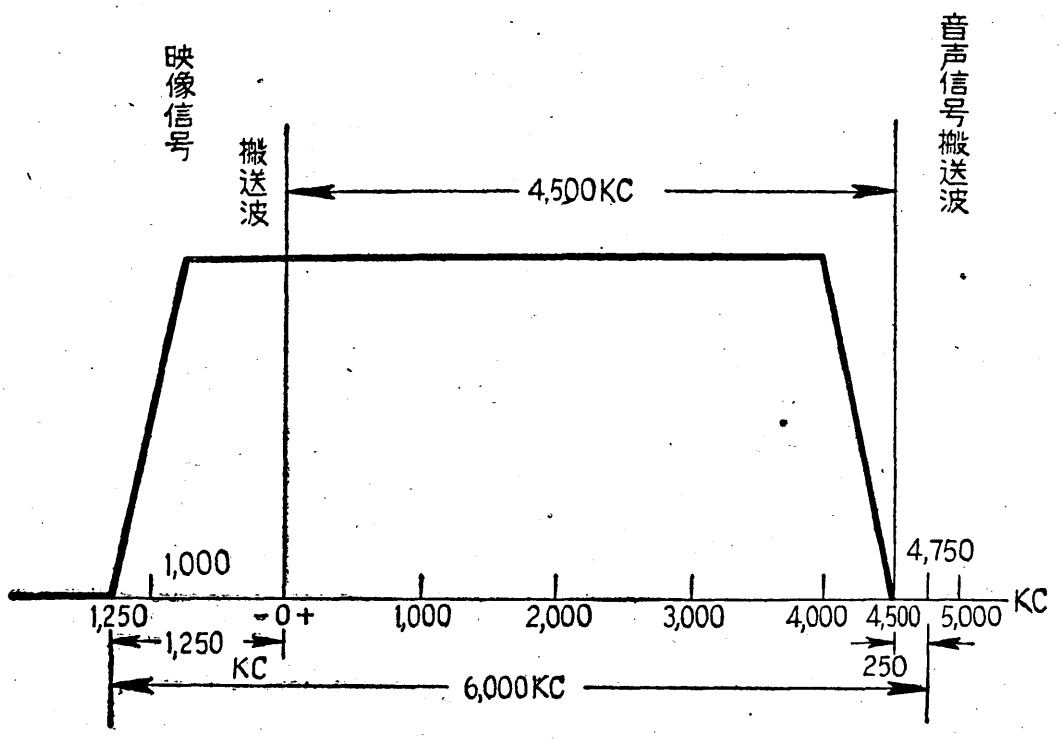
映像信号
搬送波
4,500KC
音声信号搬送波
1,000
4,750
1,250
-0+
1,000
2,000
3,000
4,000
4,500
5,000
KC
1,250
KC
250
6,000KC

第　二　図

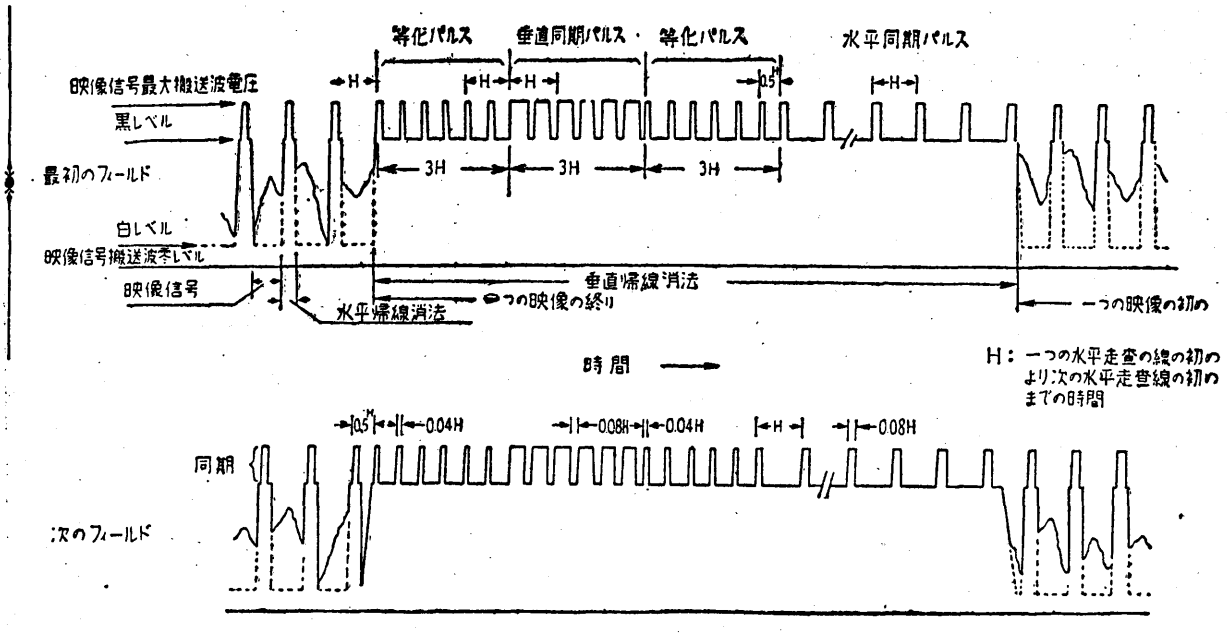
等化パルス
垂直同期パルス
等化パルス
水平同期パルス
映像信号最大搬送波電圧
黒レベル
最初のフィールド
白レベル
映像信号搬送波零レベル
映像信号
水平帰線消法
垂直帰線消法
一つの映像の終り
一つの映像の初め
H
0.5H
3H
時間
H：一つの水平走査線の初めより次の水平走査線の初めまでの時間
0.04H
0.08H
同期
次のフィールド

調査報告書

労働行政の実情に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十二月十四日

労働委員長　中村　正雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岩男　仁藏　赤松　常子
原　虎一　重盛　壽治
一松　政二　堀木　鎌三

閉会中は期間が短かかつたため、委員会を開くに至らなかつたが、爾後の調査に資するため、専ら関係資料の集収及び情報の入手に努力した。

調査報告書

労働関係法規改廃問題に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十二月十四日

労働委員長　中村　正雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岩男　仁藏　赤松　常子
原　虎一　重盛　壽治
一松　政二　堀木　鎌三

閉会中は期間が短かかつたため、委員会を開くに至らなかつたが、爾後の調査に資するため、専ら関係資料の集収及び情報の入手に努力した。

調査報告書

一般運輸事情に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十二月十五日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

前田　穰　高木　正夫
内村　清治　小酒井義男
前之園喜一郎　植竹　春彦

本委員会は、一般運輸事情に関する調査を閉会中も継続していたが、閉会期間が短いため委員会を開会するに至らず、何ら結論を得なかつた。

調査報告書

郵政事業の運営実情に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十二月十五日

郵政委員長　岩崎正三郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

柏木　庫治　中川　幸平
城　義臣　池田七郎兵衛

郵政事業の運営実情に関する調査は、その対象が極めて広汎にわたつているが、その調査の重点を料金値上後の郵便及び郵便為替の利用状況並びに労務管理、指定局制度の実績、貯金奨励上の障害、資金運用部資金法実施による保険事業への影響等に求め、その事務運営の実情を把握し、郵政事業の合理的運営に資するため鋭意調査研究に当つたのであるが現在までの結果は左の通りである。

一、朝鮮動乱勃発以来の物価昂騰と職員給与ベース引上等とにより、郵政事業は本年度予算において約二十八億円の不足を生ずることとなつたので、第十二回国会において郵便料その他の料金引上を認められ、一応事業経営の均衡を見ることとなつた。併しながら料金値上後の郵便及び郵便為替等の利用状況は今後における事業経営を左右するものがあるので、その実情を監視する必要がある。右に関しては、過般東京郵政局管内の実情調査を行つた。

二、郵便貯金の預入最高限の引上及び利率の引上については、民間銀行と甚しい懸隔を生じ現業第一線においては貯蓄の奨励に少からざる困難をきたしている実情であるが、これは未だ関係筋の了解が得られない模様である。本件はすみやかなる実現が望ましい。

三、簡易保険事業については当面の問題として保険最高制限額の引上及び積立金運用権の郵政省への復元の問題があり、これを未解決のままにしておくことは、保険事業経営上多大の障害となつており、従事員の勤労意欲を沮喪すること少からざるものがあるので何れも早期の解決を要するものである。

四、指定局制度については引続き調査研究中であるが庶務会計事務の徹底的簡素化、受持局数の調整等その改善の必要がある。

以上の案件は今後なお調査を要するものがあるのみならず、この外特定局制度運営上における欠陥是正策、機構改革等の問題もあり、本委員会としては更に慎重に調査研究をする必要があるので引続き調査を継続する考えである。

調査報告書

河川、道路、都市及び建築等各種事業並びに国土その他諸計画に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十六年十二月十五日

建設委員長　廣瀬與兵衛

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

東　隆　三輪　貞治
田中　一　赤木　正雄
徳川　宗敬　石川　榮一

本委員会は、表記調査を閉会中も継続し、政府及び関係機関より資料の提出を求める等鋭意調査に努めてきたのであるが、その調査の内容が、国土の開発、保全等問題が極めて重要であるとともに、その関係するところが広汎多岐にわたつているので、今期の如き短期間に完了することは困難であり、充分所期の目的を達成するに至らなかつた。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十七年一月三十日

地方行政委員長　西郷吉之助

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

原　虎一　石川　清一
岡本　愛祐　高橋進太郎
岩澤　忠恭　堀　末治
若木　勝藏

地方行政の改革に関しては、引続き調査を行つているが、第十二回国会終了後の閉会中の期間は極めて短かく且つその調査の範囲も広汎多岐に亘つているので、閉会中は専ら調査資料の蒐集等の準備に終つてしまつたが、参議院規則第五十五条の規定に基き一応会期の当初に当り報告する次第である。

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査

右の件に関しては、まだ調査を終えないが、ここに中間報告として「東大事件」の調査の経過並びに、結果を多数意見者の署名を附して報告する。

昭和二十七年四月十四日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊藤　修　内村　清次
齋　武雄　羽仁　五郎
岡部　常　長谷山行毅
加藤　武徳　一松　定吉

一、調査の目的及び経過

本年二月二十日、東大において、学生と警察官の衝突事件の発生をみ、新聞等の報ずるところによれば、これは、学園の自治を主張する大学当局と、治安確保の責任を主張する警察当局との正面衝突にまで発展するに至つたものの如くである。

さきに、京大においては、天皇行幸の際における事件が発生し、学園内における治安維持と警察官学園内立入りについて、世間の問題となつたことは周知のことでもあり、本件がわが国学問の最高の府たる東大構内に発生し、特に国民の注目を浴びたる事件であることに鑑み、参議院法務委員会としては、これに対し国政調査権を発動し、当委員会を通じ

て、国民の前にその真相を究め、その自由なる批判に委ねるとともに本件を通じて、問題の中心となつている学問の自由と治安のためにする捜査の限界を明確にし、又警察運営の内容としての特高警察の存在の有無及びこれに関連する人権蹂躙の事実の有無を究明することにした。

先ず、三月三日の法務委員会において、東大事件につき調査することを決定、翌四日、文部委員会の申込に応じ同委員会と連合にて委員会を開くことに決定、同日東大学長矢内原忠雄、東大教授尾高朝雄、東大学生吉川勇一、同中村隆治、同大野康雅、警視総監田中栄一、本富士署長野口議以上七名の諸君を証人として、本件に関する証言を聴取、同日右終了とともに連合委員会を閉じ、同日以降は、当委員会単独にて調査を継続することに決定、三月六日の委員会に本富士署長野口議、同署巡査柴義輝、同茅根隆、同里村光治の三君を証人として喚問、本件の証言を聴き、更に十二日木村法務総裁、天野文部大臣、齋藤国家地方警察本部長官等より本件に対する意見を聴取、十四日木村法務総裁、天野文部大臣、及び参考人として召喚した田中警視総監並びに矢内原東大学長に対し、各委員より本件に関して質疑を行い、三月十七日の委員打合会において各委員意見の交換を行い本委員会として勧告をだすことに決した。

詳細は委員会会議録に譲る。

二、調査の結果

本委員会は、検察及び裁判の運営等に関する調査に関し、東大事件について調査を行い、その結果次の勧告を関係政府当局にする。

勧　告

這般の東大事件は、歴史的光栄ある我が国最高学府内で発生した事件であるだけに、内外の注視と一般国民の関心を集中せしめたるは、平和日本、文化国家建設途上における重大なる出来事として、本委員会は、数次に亘つて関係者の意見及び証言を聴取したる結果、左の諸点を指摘し、将来、再びかかる不祥事を繰返さぬよう勧告する。

(1)　学問研究の自由は、文化国家建設のために充分に保障されなければならないし、大学の自治は、そのために尊重されなければならない。

(2)　学園の自治は、治外法権を意味するものではないのは勿論であつて、且、学問の自由も其の研究の範囲を逸脱した活動に亘ることは許されない。近時、各地の大学構内で、非合法的活動が頻りに行われている模様が見え、且、之が充分に取締られていないことは遺憾である。

(3)　文部次官通牒は、大学自治に対する従来の伝統の尊重と治安保持に関する大学構内での警察活動の調和を考慮して作成されたものであるから、今後も充分に尊重されなければならない。

又、大学自治の円滑な遂行を図るためには、大学と警察が、常時に、密接な連絡をとることが必要であつて、これに関し、更に必要ある場合は、文部大臣及び法務総裁等の関係当局において、充分なる協議を行うべきである。

(4)　学生は、学園内では学問の研究に精進すべきもので、政治運動等を行うべきものではない。これに関しては、大学当局も学園内の秩序維持のため、万全の策を講じ、自ら学園の自由を破壊するような結果を招来しないように留意すべきである。

(5)　警察の活動は、目下の国情に照して、治安維持の責任重大であるが、特高警察の復元を想わせるような行動があつてはならない。

(6)　警察当局の東大学生福井駿平君に対する逮捕状執行に関し、妥当を欠く事実があつたばかりでなく、被疑者の負傷に対して、適当の処置をとらなかつたことは基本人権尊重の上から遺憾である。

昭和二十七年七月三十一日　参議院会議録附録（その十四）　調査報告書

調査報告書

行政機構の整備に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十七年七月二十八日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中川　幸平　横尾　龍
楠見　義男　竹下　豐次
松原　一彦　鈴木　直人
上條　愛一

内閣委員会は第八国会以来、表記の調査を継続調査事件として行つてきた。この調査の結果が、今回の行政機構改革に関する政府提出の各法律案の審査の上に、多大の寄与をもたらした。

政府の公約した行政機構改革は、昨年第十二回国会において実現を見た定員法の改正と今回の行政機構関係の法律の改正とによつて、一応完了したものとみられるが、行政機構の整備は、時勢の推移とともに不断に行わるべきもので、独立後のわが国にふさわしい行政機構を整備するためには更にこれが調査を進める必要がある。

調査報告書

恩給制度に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十七年七月二十八日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中川　幸平　横尾　龍
楠見　義男　竹下　豐次
松原　一彦　鈴木　直人
上條　愛一

内閣委員会は、調査事件として、恩給制度に関する調査を行つてきたのであるが、一般恩給制度については、人事院は、その研究の成果を速やかに、国会及び内閣に提出しなければならないことが、国家公務員法に規定されており、目下鋭意検討中であり、又軍人恩給については、恩給法の特例に関する件の措置に関する法律が今国会において成立し、この法律に基き、恩給特例審議会が設置され、目下審議を重ねている状態である。なお、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する法律案をも今国会において成立せしめ、若干の恩給不均衡の是正をも図り、恩給制度の改善に関し政府を鞭撻してきた。

然し、未だ恩給制度に関する諸問題を解決する段階に達していないので、問題を次期国会に譲り、ここに一応調査の概要を報告する。

調査報告書

国家公務員の給与問題に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十七年七月二十八日

人事委員長　カニエ邦彦

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

平井　太郎　溝口　三郎
紅露　みつ　木下　源吾
森崎　隆　千葉　信

本委員会においては、前国会より国家公務員の給与問題に関し、給与ベース改訂、勤務地手当、寒冷地手当及び石炭手当に関する問題、その他国家公務員の給与問題全般に関し、継続して調査を行つてきた。

給与ベース改訂の問題については、本委員会としては、公務員生活の実態、民間給与との権衡、物価の趨勢等の実情に検討を加えてきたが、人事院の勧告も未だ提出せられる運びに至らない実情より見て、閉会後に調査を継続することとした。

寒冷地手当及び石炭手当の問題については、その支給地域或いは支給額等に関して尚検討を要する点が多く、特に石炭手当の炭価については関係政府委員の説明を求め調査を行つてきた。

勤務地手当の問題については先に本委員会に付託せられた「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」の審議の結果全会一致をもつて修正議決したが、本委員

会としては、これをもつて満足するものではなく、全面的な不均衡是正のためになお努力すべきものであり、今後とも充分現地の実情を調査し、慎重に検討を加える必要がある。

尚この問題に関して七月中左の日程により現地の実情を調査した。本件については別に委員会において調査報告が行われているためこれを省略するが、本委員会における審議の参考として得る所が多かつた。

議員派遣日程

第一班　香川県、愛媛県、高知県、徳島県　加藤委員、森崎委員、平井委員

七月十四日より七日間

第二班　京都府、島根県、鳥取県、山口県　木下委員

七月十四日より九日間

これらの諸問題については、尚未解決の点が多く、今後も引続いて調査を行い、公務員の給与問題についてその合理的な解決をはかりたい。

調査報告書

公務員制度に関する一般調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十七年七月二十八日

人事委員長　カニエ邦彦

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

平井　太郎　溝口　三郎
紅露　みつ　木下　源吾
森崎　隆　千葉　信
宮田　重文　森　八三一
田中　一　高木　正夫

本委員会は、公務員制度について各般の根本基準を確立し、公務員制度の完全なる施行及び公務の民主的能率的運営に寄与すべく広く人事行政に関する諸問題を検討し、特に行政機構改革に伴う、国家公務員法の一部改正が公務員制度に及ぼす影響等について慎重に検討を行つたのであるが、本問題に関しては尚幾多の未解決の問題があるのみならず本調査事件はその性質上、問題の範囲が極めて広汎に及んでいるので今期国会中においては結論を得るに至らなかつた。問題の重要性に鑑み、今後も引続いて調査を必要とするものと考えられる。

調査報告書

一般運輸事情に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十七年七月二十八日

運輸委員長　山縣　勝見

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小酒井義男　前之園喜一郎
高木　正夫　植竹　春彦
仁田　竹一

本委員会は一般運輸事情に関する調査を行い、陸運、海運、航空及び観光事情の現況、造船計画、昭和二十七年度運輸省関係予算及び日本国有鉄道関係予算、運輸省機構問題、企業合理化促進に関する件、鉄道電化に関する件、鉄道新線建設に関する件、国鉄職員の夏期手当に関する件、神戸商船大学設置に関する件、道路事情に関する件、輸入自動車に関する件等につき調査、研究し、特に

一、海運業の資本蓄積助成並びに「企業合理化促進法案」に関する件

二、道路整備特別措置法案に関する件

三、国際観光局設置に関する件

四、運輸行政機構改革に関する件

の四件については、それぞれ所管委員会に対し関係法律案審議の際特に考慮せられるよう申入れを行い、輸入自動車に関する件については、OAS委員梁瀬長太郎君外五名の参考人より意見を聴取した。

しかしながら、調査の対象が広汎多岐にわたつているので、いまだ調査を結了するに至らなかつた。

調査報告書

特別会計、政府関係機関及び終戦処理費の経理並びに国有財産の処理に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十七年七月二十八日

決算委員長　岩男　仁藏

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

堀　末治　高橋進太郎
宮田　重文　岩澤　忠恭
石村　幸作　駒井　藤平
岩男　仁藏　原　虎一
若木　勝藏　中田　吉雄
館　哲二　岡本　愛祐
吉川末次郎

本委員会においては、シャウプ報告書の公表以後政府がこの報告書に基いて地方税財政その他一般行政について改革を行わんとするに併行し、地方行政の改革に関する調査としてあらゆる関連事項の調査を行つて来た。

本調査の目的は治安の維持、地方行政制度の改善、地方財政の確立、地方税制の整備並びに消防、選挙等についての関係法律の改正立案等を調査研究するにあつた。本第十三回国会において地方税法、地方自治法、警察法、公職選挙法等を一部改正する等多くの案件について調査研究の成果を利用したが、国内外の状勢はたえず変動し、且つ調査の対象も広はん多岐にわたるので、本国会中においては調査を終了するに至らなかつたので継続して調査する必要がある。

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十七年七月二十九日

法務委員長　小野　義夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

齋　武雄　岡部　常
左藤　義詮　長谷山行毅
内村　清次　一松　定吉
伊藤　修

経過概要

本委員会においては、今会期中も、検察及び裁判の運営等に関する調査を、継続して調査することとしたのであるが、従来その一環として、特に小委員を設けて調査を継続してきたところの、

1. 司法制度に関する事項
2. 新刑事訴訟法の運用等に関する事項
3. 青少年犯罪に関する事項

4. 民事訴訟法改正に関する事項
5. 戦争犯罪人に対する法的処置に関する事項

の五項目について、今会期中もまた各事項別に小委員を設け、これが調査に当らせることとした次第である。

先ず、司法制度に関する事項については、今会期中においては特段の調査は行われなかつたのであるが、新刑事訴訟法の運用等に関する事項のための小委員会には、政府より提出の「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」をも併せて審査せしめた。しかし、小委員会は今会期中には、その審査を終了するに至らなかつたのである。次に民事訴訟法改正に関する事項のための小委員会には、同じく、政府提出の「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律案」を、又戦争犯罪人に対する法的処置に関する事項のための小委員会には同じく政府提出の「平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律案」を、それぞれ審査せしめたのであるが、両小委員会はいずれも、これを慎重審査して可決すべきものと認め、委員会に、その旨の報告を行つたのである。なおこれと併行して、前者は、現行民事訴訟法全般にわたる改正のための調査を、又後者は、戦争犯罪人の釈放、恩赦等に関する調査を行い、各々数回の小委員会を開いて、政府委員、参考人等より諸般の説明及び意見を聴取した。その間去る昨年十二月十一日には巣鴨プリズンを視察して、米軍管理下における設備、管理状況等の視察も行つている。

青少年犯罪に関する事項については、本年一月岐阜、京都及び奈良の三府県に小委員による議員派遣を行い、これら各地の少年保護施設等を視察、実地調査に当らしめた。

このほかに、検察及び裁判の運営等に関する一般的調査として、本年一月鳥取、島根の両県に議員派遣を行い、島根県安来町における自治体警察存廃問題に絡まる同町自治警、島根県国警本部、松江地検の採りたる措置について調査せしめ、本年二月には東京大学に発生した学生と警察官との衝突事件を採り上げて、委員会に十一名の証人を喚問し、実情を聴取して、事件の真相を究明し、四月には大阪府下に発生せる朝鮮人の集団暴行事件ならびに神戸市における徴兵反対デモ事件を、五月には名古屋地方裁判所の一判事の汚職容疑事件を調査のため、それぞれ委員を現地に派遣して、調査に当らしめ、更に同月早稲田大学に発生せる学生と警察官の衝突事件についても、これを採り上げて、調査を行つた次第である。

七月に至り「岐阜県海津郡海西村の長良川堤防決壊による同郡一円の水浸の被害状況及び原因を調査し、適正な国家賠償法の運用並びに責任の所在、不正工事並びにこれに伴う汚職事件の有無」及び「呉市における駐留軍（英連邦軍）による暴行事件」についてその実状を調査せしめるために委員を現地に派遣した。

次に、当委員会においては、検察及び裁判の運営等に関する調査の一項目として、更に「集団暴力に関する事項」を調査することを決定し、五月十二日の委員会において右調査のため小委員を設けることを決めた。

但し、これについては、会期終了が切迫し、且つは幾多の重要法案が委員会に付託された関係から今会期中には資料の収集等のほかには未だ本格的な調査活動を開始するに至らなかつたのである。

以上が今会期中における、検察及び裁判の運営等に関する調査の経過についての概要である。結論として現在小委員を設けて調査に当らしめている六つの事項はいずれもその調査を終了するに至つていない。従つてこれらの事項を包含する検察及び裁判の運営等に関する調査それ自体も未だ終了するに至らないものであつて、なお、今後継続して調査を行うの必要があるものと認める次第である。

然し、島根県安来町における自治警察存廃問題に関する件、東京大学事件、大阪府下の朝鮮人集団暴行事件、神戸市における徴兵反対デモ事件及び名古屋地方裁判所判事汚職容疑事件については一応の結論を得たので、以下記載の通り、報告をする。

一、島根県安来町における自治警察存廃問題に関する件

一、調査の経過

島根県安来町における自治警察存廃問題に関して、当委員会は、本年一月伊藤、羽仁両委員を現地に派遣してその調査に当らせることを決定した。両委員は、先ず一月八日松江地方検察庁において、立石検事正、中村国警県本部隊長、龍河同刑事部長等より、検察庁、国警側の立場について事件の詳細なる説明を聴き、翌九日安来町公民館において、高橋安来町長、並河同町議会議長、田部元同町公安委員長、池田元同町署長、奥村元同署次席等関係者十五名より夫々本件に関する事情を聴取した。なおその間、地検、国警、及びこれらの関係者より十数通に及ぶ参考資料の提供を受けたのである。

右両委員の帰京後、委員会においては、理事会を開き、両委員の報告に基いて、本件の取扱方につき委員長及び各理事が協議した結果、委員会としての調査はこれを以て一応打切ることに決定し、ただ派遣両委員の調査において、なお未了の分については、専門員、調査員等をしてその調査に当らせることとしたのであつた。

右の決定により、法務委員会専門員長谷川宏、同調査員及川泰吉、法制局参事木内茂の三名を更に現地に出張せしめたのであるが、三名は、二月六日松江地方検察庁において、翌七日安来町日立厚生クラブにおいて、合計二十八名の関係人、参考人について調査を行い、本件について一応の調査を終えたのである。

二、調査の結果

本件の概要については、既に昨年九月二十一日附読売新聞の三面トップ記事によつて全国的に報道せられ、当委員会においても、昨年十一月十五日の委員会において、大橋前法務総裁より一応の説明を聴いておるので茲に再述する必要はないものと思われるが、簡単にその要点のみを述べるならば、昭和二十六年法律第二百三十三号警察法の一部を改正する法律によつて、町村の自治警察については、当該町村民の住民投票によつてその存廃を決することができることになつたのであるが、安来町においては、自治警察の存置を主張する自治警当局とその廃止を要望する国警側の対立が尖鋭化し、両者夫々の有形無形の運動が激化したるところ、自治警当局は同じく自治警存置運動を展開したる日本共産党員と連携してその運動を進め、地方国警側は、松江地方検察庁の介入によつて、安来町自治警当局及びその存置派とみらるる町民に対し、種々の圧力を加えたというのである。

以上が新聞その他によつて、世間一般に報道せられたる事件の概略である。本件の調査に当りては、第一に安来町署当局と日本共産党との連携の事実の有無、第二に本件について国警側の採りたる措置、第三に本件について、検察庁の採りたる措置、第四に本件と松喰虫事件の関係、第五に、安来町及び町民全般の本件に対する動向に重点をおいて、これを究明せんとしたのであつた。調査は、時間的、地域的制約を受け、必ずしも満足すべき程度まで遂行することができなかつたのではあるが、

ここにその一応の結論を得ることができたのである。

（一）　安来町署当局と日本共産党との連携の事実の有無について、

松江地検立石検事正は、連携を証する事実として七項目に及ぶ事実を挙げている。国警も大体これらの事実を根拠として疑惑を抱いたものの如くであるが、これらの事実は、いずれも立証せられておらず、殊に池田元署長の米原衆議院議員（日共所属）訪問の事実の如きは、当委員会の調査によつて全く事実無根なることが判明した。しかし乍らこのうち唯一点奥村元警部補の資金カンパに関する自供については、同人の派遣委員等に対する陳述も極めて曖昧で、その自供に至る心理過程が充分に納得しうるものではない。結局安来町署と日共との間に連携の事実ありという積極的な確証はないのであるが、町署幹部の一部の者の言動において、他人に疑惑を抱かせる点があつたということは認めざるを得ない。

（二）　本件について国警側の採りたる措置について、

国警島根県本部龍河刑事部長の奥村元警部補に対する再度に亘る注意は、その弁明するように、知己としての親切からでたものであるとしても、当時の状況下において、その地位等を考慮するならば、些か慎重を欠く態度であつたと認められる。又山根元能義地区署長は、安来町署の廃止を希求するのあまり、その言動において陰に陽に廃止を助長するが如き態度をとつた事実があつたことは遺憾に耐えないところである。

なお国警島根県本部は、自治警引継ぎに際して、安来町署の元刑事村井重雄及び桜内松次郎の両名を不採用としているが、これは国家地方警察本部の指示に基くものと認められるも、警察法改正の趣旨は、自治警廃止の際はその職員を全面的に引継ぐことを原則とし、廃止によつてその職員に不安を与えないことにあるのであるが、本件の場合右の両名に対し、同様の立場にある者と異る取扱をし、これを不採用としたことは妥当を欠くものと謂わなければならない。

（三）　本件について検察庁の採りたる措置について、

松江地方検察庁立石検事正の説明によれば、安来町における自治警存廃に関する住民投票の後、安来町において同地検が直接捜査したのは、池田元署長及び奥村元警部補の業務上横領等被疑事件外一件に付、昭和二十六年十月中に関係人合計約六十余人を取り調べたのみであり、このほかは九月二十三日特審局員が政令第三百二十五号違反事件で安来町において五、六ヶ所調査したのに協力したことがあるだけであるというのである。他方、高橋安来町長は、約二百名の町民が取調を受けたといい、他の者は、三百名位調べられたとか、三年間に安来町署が捜査した全事件について関係人全部が取調をうけたとかいつている。しかしいずれにしても、地検が犯罪ありと認めた場合にこれを捜査するのは当然のことであつて、それが町署職員の不正行為であろうと、又はその他の犯罪であろうと、その間に何等の相違はないのであつて、その職権の発動に対しては是非を論ずるべきではないのである。又捜査の範囲についても同様であつて、検察庁は捜査のため必要と認める限り幾人でも取り調べることができるのである。ただ本件については、偶々安来町においては、町署存廃問題に関し町民の関心が高まり、町全体の空気が相当鋭敏になつていた時期において、町署幹部の不正行為についての捜査が行われたために、地検当局についてのあらぬ噂や疑惑を招くこととなつたものである。

地検当局としては、捜査の時期を択ぶに更に慎重を期し、町署存廃問題についての町民全般の興奮が治まつた後において、おもむろにこれを行うべきであつたものと認められる。この捜査が、安来町民全般に不安を与えたことは、争われない事実である。

（四）　本件と松喰虫事件との関係について、

松喰虫事件に関して国警能義地区署が捜査したのは、昭和二十四年度の国庫補助金に関する件、安来町署のそれは、昭和二十五年度分であり、両者の捜査には関連性なく、又安来町署が松喰虫事件の捜査に着手したために、それをもみ消すために町署廃止運動が開始されたのであるということに関しては何の証拠もなく、関係者の陳述に徴しても松喰虫事件が本件に関係ないことは明らかである。

（五）　安来町及び町民一般の民主化について

本件を通じて特に痛感せられるのは、安来町全体を包む封建性の残滓である。安来町が地理的に比較的僻遠に位置することもその一つの理由とみられないこともないが、その現状は、未だ民主主義に道なお遠き段階にあることを思わせるものである。

二、三の例を示すならば、町当局の幹部は、自治警を自己のために利用せんがためにその存置を図ろうとしたような傾向があり、他面町のいわゆる有力者でさえも官憲の権力を過大評価してこれに追従する過去の悪弊を未だに脱しきれず、自らの権利を自らの手で擁護しようとする民主主義の精神に欠けているのである。地検当局の捜査について徒らに不安の念を抱き、根拠なき風評を蔓延せしめたるが如きもその一つの現れとみられる。

安来町は、町当局及び町民全般が、主権在民の思想と基本的人権の尊重を自覚することによつて、その封建的遺風の一切を払拭するよう努力することを要望してやまない。（以上）

二、東京大学事件

一、調査の目的及び経過

本年二月二十日、東大において、学生と警察官の衝突事件の発生をみ、新聞等の報ずるところによれば、これは、学園の自治を主張する大学当局と、治安確保の責任を主張する警察当局との正面衝突にまで発展するに至つたものの如くである。

さきに、京大においては、天皇行幸の際における事件が発生し、学園内における治安維持と警察官学園内立入りについて、世間の問題となつたことは周知のことでもあり、本件がわが国学問の最高の府たる東大構内に発生し、特に国民の注目を浴びたる事件であることに鑑み、参議院法務委員会としては、これに対し、国政調査権を発動し、当委員会を通じて、国民の前にその真相を究め、その自由なる批判に委ねるとともに本件を通じて、問題の中心となつている学問の自由と治安のためにする捜査の限界を明確にし、又警察運営の内容としての特高警察の存在の有無及びこれに関連する人権蹂躙の事実の有無を究明することにした。

先ず、三月三日の法務委員会において、東大事件につき調査することを決定、翌四日、文部委員会の申込に応じ同委員会と連合にて委員会を開くことに決定、同日東大学長矢内原忠雄、東大教授尾高朝雄、東大学生吉川勇一、同中村隆治、同大野康雄、警視総監田中栄一、本富士署長野口議以上七名

の諸君を証人として、本件に関する証言を聴取、同日右終了とともに連合委員会を閉じ、同日以降は、当委員会単独にて調査を継続することに決定、三月六日の委員会に本富士署長野口譲、同署巡査柴義輝、同茅根隆、同里村光治の三君を証人として喚問、本件の証言を聴き、更に十二日木村法務総裁、天野文部大臣、斎藤国家地方警察本部長官等より本件に対する意見を聴取、十四日木村法務総裁、天野文部大臣、及び参考人として召喚した田中警視総監並びに矢内原東大学長に対し、各委員より本件に関して質疑を行い、三月十七日の委員打合会において各委員意見の交換を行い本委員会として勧告をだすことに決した。

詳細は委員会会議録に譲る。

二、調査の結果

本委員会は、検察及び裁判の運営等に関する調査に関し、東大事件について調査を行い、その結果次の勧告を関係政府当局にする。

勧　告

這般の東大事件は、歴史的光栄ある我が国最高学府内で発生した事件であるだけに、内外の注視と一般国民の関心を集中せしめたるは、平和日本、文化国家建設途上における重大なる出来事として、本委員会は、数次に亘つて関係者の意見及び証言を聴取したる結果、左の諸点を指摘し、将来、再びかかる不祥事を繰返さぬよう勧告する。

(1) 学問研究の自由は、文化国家建設のために充分に保障されなければならないし、大学の自治は、そのために尊重されなければならない。

(2) 学園の自治は、治外法権を意味するものではないのは勿論であつて、且、学問の自由も其の研究の範囲を逸脱した活動に亘ることは許されない。近時、各地の大学構内で、非合法的活動が頻りに行われている模様が見え、且、之が充分に取締られていないことは遺憾である。

(3) 文部次官通牒は、大学自治に対する従来の伝統の尊重と治安保持に関する大学構内での警察活動の調和を考慮して作成されたものであるから、今後も充分に尊重されなければならない。

又、大学自治の円滑な遂行を図るためには、大学と警察が、常時に、密接な連絡をとることが必要であつて、これに関し、更に必要ある場合は、文部大臣及び法務総裁等の関係当局において、充分なる協議を行うべきである。

(4) 学生は、学園内では学問の研究に精進すべきもので、政治運動等を行うべきものではない。これに関しては、大学当局も学園内の秩序維持のため、万全の策を講じ、自ら学園の自由を破壊するような結果を招来しないように留意すべきである。

(5) 警察の活動は、目下の国情に照して、治安維持の責任重大であるが、特高警察の復元を想わせるような行動があつてはならない。

(6) 警察当局の東大学生福井駿平君に対する逮捕状執行に関し、妥当を欠く事実があつたばかりでなく、被疑者の負傷に対して、適当の処置をとらなかつたことは基本人権尊重の上から遺憾である。

三、大阪府下の朝鮮人集団暴行事件及び神戸市における徴兵反対デモ事件

一、調査の目的

今般の議員派遣による調査の目的は、調査事件の対象を、大阪府下多奈川町及び深日西町における朝鮮人暴行事件と本年三月三十日神戸市に生起した徴兵反対デモ事件を繞る政治的な動向とに求めることに依つて、右両事件の真相並びに原因等を明かにし、以て警察権及び警察権の適正な運用を期すると共に、破壊活動防止法案等審査の基礎的資料を得んとするにあつた。

二、調査の方法

両事件について、それぞれ左の調査要綱に基き、多奈川町及び深日西町における朝鮮人暴行事件については、大阪高等検察庁において、同高等検察庁、大阪地方検察庁、大阪国税局及び大阪警視庁から、神戸市における徴兵反対デモ事件に対しては、神戸地方検察庁において、同地方検察庁、国家地方警察兵庫県本部及び神戸市警察局よりそれぞれ関係資料の提出方を求めると共に、各関係官（出席者氏名等については別紙（別添一及び別添二）参照）を招致して事件の実情並びに之に関する意見等の聴取を行つたのである。

（大阪府下多奈川町及び深日西町における朝鮮人暴行事件に関する調査要綱）

1 事件の態様、原因及び結果

(B)(A) 概　要

(1) 特に傷害行為の状況について

背後関係

(2) 暴行の方法

集団の利用

(3) 傷害戦術

無抵抗の抵抗

(C) 原因について

(1) 発生の直接原因

(2) 政治的な意図

(3) 事態悪化の原因

(D) 本事件の結果及び影響について

2 情について

(1) 一般人心に対して

(2) 諸所の破壊分子に対して

司法警察権及び検察権運用の実

(B)(A) 摘発計画について

現場における司法警察権と検察権の運用

(1) 指揮系統と協力の実情

(2) 捜索、差押、検挙、警備並びに事態収拾等の措置

(C) 事後の司法処置について

3 この種事犯に関する関係当局の見解

(C)(B)(A) 人的及び物的施設等の問題

機構上の欠陥の有無

警察官等職務執行法其他手続法

(D) 立法上の具体的な改正意見

4 其　他

（神戸市における徴兵反対デモ事件を繞る政治的動向に関する調査要綱）

1 事件前の政治的動態

(B)(A) 状況の概要

主要事案の態様

(C) 直前の状況

2 事件の態様、原因及び結果

(B)(A) 概　要

原因について

(1) 発生の直接原因

(2) 政治的意図及び背後関係

(C) 結果及び影響について

(1) 一般人心に対して

(2) 諸所の破壊分子に対して

(D) 事後における司法処置について

(1) 司法警察権の運用

(2) 検察権の運用

3 今後の政治的動向に対する関係当局の見解

4 この種事犯に関する関係当局の見解

(C)(B)(A) 人的及び物的施設上の問題

機構上の欠陥の有無

現行手続法、実体法について

(D) 其　他

三、調査の結果

第一、大阪府下多奈川町及び深日西町における朝鮮人暴行事件について

1 事件の態様、原因及び結果

(A) 概　要

(1) 大阪府下泉南郡多奈川町及び深日西町には朝鮮人の密集部落があり、終戦後生計の途を失つた彼等は、その大半が闇米

の売買若しくは、いわゆる濁酒等酒類の密造を行い、生活を維持し来たつたのであるが、昨年来、同部落家屋の百数十戸において、いよいよ大規模に密造酒が醸造されつつある事実を探知した所轄の大阪国税局佐野税務署においては、之が取締の為大阪地方検察庁岸和田支部及び国家地方警察泉南地区署等に対し、国税犯則取締法に基く臨検、捜索及び差押処分に対する協力方を要請、本年三月十四日右摘発処分の施行に関し、前記各庁と極秘裡に合同会議を開いた上、同月二十六日を期して実施することに決定をみたのである。

(2)　よつて同月二十六日、午前一時三十分、大阪国税局高田監視課長以下税務関係官等六十三名は同国税局を出発し、国警泉南地区署に到着、同署において大阪地方検察庁岸和田支部長大坪検事以下検察官等十二名、神戸同署長以下警察官四十九名及び泉佐野簡易裁判所豊田裁判官外一名、合計百二十九名が十個班を編成し、トラック十台に分乗、午前五時四十分頃現場に到達し、右の取締活動を一斉に開始したのである。

(3)　即ち、各班は、それぞれ予定の目標家屋に至つて臨検を開始した処、ざわめく朝鮮人と小競合は演じつつも、各所において各班共相当多量の証拠物件を押収し、現行犯人八名を逮捕する等有効な摘発をなし得て、同七時前には概ね捜索、押収を完了したのであつた。かくて逐次引揚げる為先頭のトラック第四号車が南海線多奈川駅前に至らんとするや、国警大阪府本部に拠れば、その附近において既に集合していたと認められる朝鮮人約二百数十名が婦女子十五、六名を先頭に到来し、右トラックを包囲、之等婦女子等は道路上に坐してその進行を阻止し、或いは木石を道路上に横たえる等の妨害をなし、以て後続のトラックの進行をも阻まんとするの挙に出たのである。

それ故、警備の警察官は右の妨害の排除に力めたのであつたが、該集団はいよいよ増大する一方、追える蠅の如く執拗に包囲を反覆する状態に立ち至つた為、大坪検事及び神戸署長は事態の容易ならざるものを認め、七時五分頃同署長は支援方要請の為、深日町警部派出所に赴き、電話を以て国警大阪府本部に連絡したのであつた。この間、彼等朝鮮人等は増加の一途を辿ると共に、その数を恃み、先ず右第四号トラックタイヤーのエヤーを抜き放ち発車を不能ならしめることによつて後続車の運行をも阻害したのである。そして之等トラック数台の窓ガラスを破壊し、果ては

トラックに乗車して押収品を地上に投じて破壊し、若しくは毀棄し、運転手を運転台より引ずり降ろして暴行を加える等の暴挙をも敢て行つたのであつた。又、泉州病院附近における第八号車、第九号車等に対しても斯様な手段によつてその運行を阻止すると共に、トラック積載の証拠物件の投擲、破壊をなした為、遂に現場は大混乱の状を呈するに至つたのである。しかもこの混乱に乗じた彼等は、検察事務官が附添の被疑者八名をも奪回するに及んで、本摘発隊は所期の目的を殆ど達し得ず、それぞれ多奈川町警部補派出所ならびに深日町警部派出所に引揚げるの止むなきに至つたのであつた。

かくて神戸泉南地区署長に拠れば、出動トラック十台中、被害をみずして帰庁し得たのは僅かに一台であり、国警大阪府本部提出の資料に拠れば、押収物件を搬送し、帰庁し得たのは一班に過ぎず、他班は之等物件をすべて現場において毀棄せしめられ、前述の如く現行犯人として検挙した者全員八名も逃走若しくは奪取せられる結果となつたのである。

(4)　次に出動各班における取締状況の概要は左の如くである。

a　第一班は、午前五時四十五分頃目標家屋に到着、臨検を開始し、焼酎約一石、蒸溜機其他多数の密造器具等を差押えると共に被疑者金田福松及び金山某を逮捕し、之をトラックに乗車せしめ、南海多奈川線深日港駅前に差しかかつた際、前方の第八班トラックが三十数名の朝鮮人に包囲されていた為進行を阻害された上、数を増して殺到した彼等の妨害行為に乗ぜられ、右被疑者二名を逃走せしめるに至つたが、搭載の押収物件には異常なく、同所の突破を強行して帰庁したといわれている。

b　第二班は午前五時四十分頃より目標個所に対し臨検を開始し、酒類二斗及び蒸溜機等器具多数を押収し、木村某及び平山某を逮捕の上トラックに乗車せしめ、六時四十分頃南海多奈川線多奈川駅附近に至つた際、鯛集せる約二百名の群衆の一部に依つて既に前方トラック積載の物件が投棄されつつあるのを認め、方向の転換を行わんとしたが、相当数の朝鮮人の為車上の右物件は投擲破壊され、被疑者二名も奪還されて終つている。

c　第三班は五時五十五分過目標家屋を発見、捜索の結果、麹六斗の外器具多数を押収すると共に、被疑者趙再盛を逮捕して第十班トラックに積載、乗車せしめたが、多奈川駅附近において多数の朝鮮人の妨害に乗じて右趙再盛は逃走、積載の麹等も投棄せられ、その目的は達せ得られなかつた。

d　第四班は五時四十分頃目標の金山某方に到着したが、差押予定の物件は発見できなかつた為、同班のトラックは之を事後の連絡用に使用、かくして引揚る可く多奈川駅前に至るや、前述の如く婦女子を含む約二百五十名の朝鮮人によつて右トラックの運行は阻止され、同トラックの窓ガラスは破壊される等の暴行を受けたのであつた。

e　第五班は焼酎、濁酒等約二石の外、器具多数を押収すると共に今坂松次郎を検挙したが、六時五十分頃多奈川駅前にてトラックは停車せしめられ、右今坂は奪回された上之等物件はすべて投棄せしめられた。

f　第六班は目標家屋より濁酒二石を差押え、同班のトラック附近迄搬出したが、六時三十分頃約三十名余の朝鮮人の為右物件は破壊せられたのみならず、被疑者の逮捕には至らなかつた。

g　第七班はその目標とする武山某方に証拠物件を見出し得なかつた為、附近を捜索の結果、豚小屋等より濁酒等約五石を発見し、内一

部はトラックに積載し得たのであつたが、近隣の者の通報によつて約五、六十名の朝鮮人が右トラック周囲に蝟集するに至り、六時三十分過ぎ右積載物件は彼等によつて投擲される等の暴行に遭遇した為、残余の物件は押収し得なかつた。

h　第八班も酒類三斗五升の外、器具多数を差押てトラックに積込み、引揚げんとして深日港停留所に達するや、約二十名の朝鮮人に包囲された結果、妨害の排除も空しく尹斗伊はこれに乗ずるが如く逃走するに至つている。

i　第九班における目標家宅捜索の結果は、証拠物件を発見し得なかつた為、近隣の成培根方に対する逮捕、捜索、及び押収令状を、現場において、同行の豊田裁判官より交付を受け、右成培根方を捜索したが、家人は既に逃走しており、濁酒一石二斗及び蒸溜器具多数を押収、六時四十分頃加太街道に出んとした処、将に第八号車の物件等に対し暴行を終つた朝鮮人の一団に包囲され、右集団中の七、八名の婦女子等によるトラック前方での横臥等の妨害を受ける一方、他の者はこの間右トラック上にのぼり之等の押収物件をすべて車外に投棄する等の挙に遭遇した。

j　第十班においては、濁酒一斗及び器具一、二点を押収すると共に朴葛岳を逮捕の後、直ちに第三班を支援すべく同班押収の物件を自班トラックに積み換えて帰路についたが、既述の如く押収物件は投擲破壊され、右朴葛岳も妨害さ中に奪回されるに至つている。

(B)　妨害行為の状況について

(1)　指導系統

本項については、この種取締に対する右の如き妨害行為を顧みて、その背後関係を把握することに依り、彼等の今次の行動そのものに対する指導系統を窺知せんとしたのであるが、調査の結果は、群衆的集団意識の一事象として、その偶発性を強く推測し得たに止まつた。

即ち、本事件後の三月三十日、大阪地方検察庁にあつては、後述するが如く、本件事犯の事後措置として、同検察庁を主体に、強力且つ広範囲に亘る捜索等をこの地域に対し行い、本件における暴力的行為の主導者とみられる者多数を含め、三十名の被疑者を逮捕して取調べ中であるが、現在（四月十日）迄には当時の妨害行為そのものの計画性若しくは組織的連繋性は確認され得ていない模様である。

又、右の逮捕された本事犯の主導者と思われる者（多奈川及び深日地域における尖鋭分子としての北鮮共産党員六名中の四名の者等）についても、既述の如き集団的な抵抗行為を惹起せしめるに至つた彼等の教唆、煽動行為そのものに関する限り、彼等と外部との連絡事実に乃至は外部から指導等を受けた形跡は認められていないかの如くである。勿論、彼等尖鋭分子を始め、この地域の朝鮮人等が、共産党系諸団体のいわゆる五全協の協定に基く軍事委員会の（抵抗自衛活動）の一般的影響下にあつたことは、之を推定するに困難ではなく、又この影響は漸次この地域に対してもそれの浸透度を増しつつ具現化していたであろうことも考察できるのであるが、当該不法事案等に関する背後関係としての指導系統の存否については、国警大阪府本部また現在までは之を否定しているものと看做し得るのである。

従つて、少くとも後述するが如き本件事犯に関する当局の捜査行動が完了しない限り、その真実は今後の追究に俟つ可きものではあるが、所詮本件事犯は、彼等にとつてそれの売買が生活源と考えられていた密造の酒類を、更には密造器具をも差押られたことに対する本能的な憤怒の情の爆発と、取締官憲の劣勢に対し数を恃んだ彼等がその先天性とも看做さるべき附和雷同性と事大主義を、一部の煽動者によつて助勢せしめられた事実に端を発したものであり、その故にこそ国警阿部大阪府警察隊長の言の如く検挙、押収処分も一応終了し得て、妨害行為もその当初は個個的行為として散発されたに過ぎなかつたのである。しかも、その後において、総体的には強度に団結した集団的、組織的な抵抗手段としての妨害が行われた事実は、後述するが如く、彼等が抵抗自衛活動の一般的影響下に相当程度の訓練等を経ていたことと、取締活動の不手際に乗じて各人の内心に生じた群衆意識の強制性に基く作用態として之を解す可きものと思われるのである。

(2)　暴行の方法

本件事案における暴力行為の対象が取締官に向けられずして、主として証拠品としての押収物件、若しくはそれを搬送のトラックの破壊等におかれ、しかも之等物件の破壊等に際しては、終始婦女子を先頭として抵抗戦術の基礎の上に、激こうの群衆による集団を利用した方法が採られたことは、前述したことに依つても既に窺える処である。

即ち、具体的には、押収物件を積載した処の、若しくは積載し終らんとする各トラックに多数を以て殺到、之を包囲し、以て警備力を分散せしめ、その活動を困難ならしめる一方、二、三の主導者の下に婦女子、老人等がスクラムを組み、或いは路上に坐し、更には約七、八貫目の石塊等を置くことに依つてトラックの前進を阻み、かくて該トラックが停止するや、包囲の群衆は即時之に乗車の上、運転手を引ずり降ろし、押収物件を手当り次第地上に投棄し破壊すると共に、児童等をして金火箸様の鉄棒を以てトラック車輪のエヤーを抜かしめ、一応この目的を達するや、直ちに別個のトラックを目標として同様の行動をより多数人を以て反覆したのであつて、大阪地方検察庁に拠れば、当時におけるその抵抗手段としての妨害行動は比較的組織的であり、斯様にスクラムを組み、又はトラック前方に集団的に坐する等の消極的方法は、既に、（朝連）当時より行われている集団抵抗闘争の手段であるとの由であつたが之が事実である限り、抵抗自衛活動運動のこの地域に対する相当程度の浸透は之を事実として認めざるを得ぬのである。

(C)　原因について

(1)　本件発生の直接原因は、根本的には彼等朝鮮人が今次の摘発を生活権の侵害であると信じていた点にあると思われる。

即ち、多奈川町は戦時中海軍用地に指定され、川崎造船株式会社が艦船工場を設置するに及び一躍工業都市と化し、この間南海電鉄多奈川線の敷設等もあり、多数の朝鮮人が徴用乃至は稼働の為、同町に在住――同町最近の人口六、二七七名中朝鮮人は約八百名の模様――するに至つたのであつたが、終戦と同時に生活源を喪失した同町において、彼等朝鮮人は勿論その殆んどが生業を奪われたのであつて、この為彼等はいわゆる闇のカツギ屋に転業し、併せて酒類の密造を行つていたのである。それ故、闇屋稼業が経済生活の安定化に伴い不況をかこつに至つた昨今、他に職を得可く困難な彼等にとつて、商品たる密造器具等の押収は、日々の死命を制するものと看做されたのであつた。

本件事案の発生後、この地域の一朝鮮人は国警阿部大阪府隊長に対し「生業さえ与えられるならば悪事を働く者はいない。今日密造酒の摘発は吾々にとつて生活の破壊である。」と述べ、職業の斡旋方を陳情し来たつたとの由であるが、多奈川町としても職業安定所を通じて之を斡旋しているものの最近の就業率は日本人を含め約六割であつて、一日約百名が「アブレ」る状況であり、受入側が彼等朝鮮人を避けんとすること、及び之に伴い支払賃金が一般に比し低額なること、更にこの地域一帯には、生活保護法の被適用者が多数の為、朝鮮人世帯に対する同法の適用は必要度に遠く及ばぬ事実（神戸泉南地区署長によれば朝鮮人被適用者は現在二世帯）は、彼等の生活をして愈々困難ならしめると同時に、次第に彼等自身をして密造行為の非合法性に対する認識を歪曲せしめ、延いては之を以て正当行為であると観念せしめるに至つたのである。事実所轄の泉南地区署においても斯様な実情から、彼等の闇行為は、之をある程度迄看過しつつあつた次第である。

かようにして、酒類の密造に対する彼等のかかる生活体験より生じた処の、歪曲された生活観は、之を利用せんとする一部の者による政治的宣伝によつて更に強化され、本事犯発生の素因を形成したものと考えられるのである。即ち、密造酒摘発の問題は、従来「民戦」「祖防」等が強制送還反対闘争と関連せしめ、朝鮮人共通の生活権擁護の問題として採り上げ、密造酒に対する取締は「日本政府の朝鮮人に対する弾圧である」との宣伝を機会ある毎に行い来たつた処であり、最近においては之等団体は生活権獲得の為には、税務官吏に対しても実力を以て抵抗すべき事をその闘争方式にして抵抗・自衛・活動の名の下に採用、主張し、教唆するに至つているのである。従つて本件発生の地区民にも、先述の如くこの種宣伝乃至は闘争訓練が相当程度行われていたことは推察するに難くなく、特に彼等朝鮮人の殆どがいわゆる北鮮系であつたこと、朝鮮人中においてもより生活程度が低く、従つて政治的意識も低劣であつたこと、及び利害関係の共通する異境での集団居住者であつたことは、彼等の民族的偏見と問題の切実性と相俟つて、かかる宣伝趣意は容易に之を吸収する処となつたものの如くであり、かくて彼等に内在していた右の如き密造についての歪曲された生活権防衛の生活観は、性来稀薄な彼等の遵法観念を忽ち超越してより強固のものとなつていたのである。よつて摘発時における彼等の斯様な観念は、現場における一部主導者の煽動等によつてその意識を期せずして同一志向圏内に至らしめ、群衆的集団意識を発生せしめると共に、この意識の特性たる群衆成員への強制性は、それが一時的にではあつたにしても之等成員の増加に伴い比例して強力に作用するに至り、ここに急激に集団的な抵抗行為としての前記妨害活動を展開せしめたものと思われるのである。

(2)　本件事案の発生乃至は妨害行為の発生そのものは、前述の如く偶発的、突発的であるが、彼等朝鮮人をしてかかる暴行を実践せしめるに至つた生活権防衛の観念は、それが基礎的には現実の日常生活における彼等自身の深刻な体験から生じたものであつたにしても、前記の如き共産党系諸団体の策動等に依つて之が強化されたことを推察し得る限り、そこにその意味においての政治的意図の介在は之を認めざるを得ないのである。

即ち、「民戦」「祖防」等においては、朝鮮人が附和雷同性に富み、遵法意識の薄弱なることの故を以て、酒類密造に対するこの種摘発処分を生活権擁護の問題として採りあげる時は、彼等大衆の共感を得ていわゆる大衆動員も可能となるべく、しからばこの企図の実施こそ抵抗、自衛、闘争の手段としては格好のものたり得るものと看做したものの如くであつて、ここに至つて、右団体等がかかる手段を以てこの地域における組織拡大の活動に利せんとしたことは容易に肯づけるのである。

国警大阪府本部の調査によれば、もともとこの地域においては、日本共産党泉州地区委員会深日細胞キャップ――昭和二十三年四月届出当時党員一名――と、同党泉州地区委員会多奈川細胞キャップ――昭和二十四年七月頃党員二名と看做されている――が組織されていたが、右深日細胞は大衆の支援なく解散届を提出し、多奈川細胞も党活動は停止の状態にあつた如くである。（尤も右の各党員は、その後も居住しているため、外部との連絡は行つているものとみられている様である）

又、朝鮮人団体としては、在日朝鮮統一民主戦線大阪委員会傘下に、

在日朝鮮人女性同盟泉南支部
朝鮮人学生同盟　〃
解放救援会　〃
朝鮮青年連合会　〃
民主青年会議　〃

等の諸団体があり、両町における尖鋭分子たる千伯守、張現出、李漢祥、李元鎬――いずれも北鮮共産党――等に依つて主宰されていたのであるが、いわゆる一人一党的存在に過ぎなかつた模様である。それ故、昨今彼等積極分子は「空白地帯の克服」と称し、組織の拡大強化のため主として朝鮮人大衆に執拗な抱込みを策しつつあつたといわれる。従つて右調査の結果が事実である限り、この抱込には、「生活権防衛のためには、いかなる非合法活動も是である」等趣旨の宣伝が行われ、彼等朝鮮人大衆の生活源確保への誤れる生活意欲を増進せしめた

ことは疑えないのである。従つて、先述の婦女子を先頭とする抵抗手段としてのトラックに対する組織的な妨害行為乃至は全隊の引揚に対して、路上に集合した彼等がインターナショナルを高唱した事実は、斯様な抱込の結実とも観ぜられるのである。

右について、大阪地方検察庁においては、

a　本件発生後三月三十日――後述するが如き本件事犯被疑者に対する検挙の行われた日――までの間に深日駅において多数の婦女子が政府攻撃のビラを乗降客に配布していたこと。

b　三月二十七日には、朝鮮人青年十名が多奈川警部補派出所に赴き、上田警部補に「警察は何故吾々を斯様に弾圧するのか」と抗議したこと

c　三月二十九日には、朝鮮人が婦女子約五十名を引率、深日町長に対し「警察は吾々を弾圧せぬ様して貰い度い、朝鮮人の強制送還に反対する旨を町会に提議する」等の申入れをしたこと等

の諸事象の発生をもつて、本事件における朝鮮人の行動には、事前における計画性はみられないが、一部尖鋭分子等の政治的な意図に利用され、動くに至つたものと看做した模様である。

(3)　本件取締処分の過程において、事態を既述の如く悪化せしめるに至つた原因としては、一応以下の如く看做し得よう。

a　取締当局が本摘発処分並びにその結果に対し、安易な楽観的態度を以て臨んでいたことは否めない。

即ち、この地域に対しては、二十六年三月及び六月の再度に亘つて国税犯則取締法に基くこの種の差押等の処分が行われたが、初回の場合、警察側四十二名、税務署側二十三名を以て十二個所を捜索し、焼酎二石余、麹八斗、蒸溜器五個外相当数の物件を押収したにも拘らず、抵抗若しくは暴行事犯は皆無の中に令状を執行し得、第二回の場合で、警察側三十一名、税務署側二十三名によつて之に当つたが、容疑者家族との間に小競合を生じ――附近の朝鮮人は何等干渉しなかつたといわれる――公務執行妨害容疑で二名を検挙した外は、不法事件は発生しなかつた故にでもあろうか、本件の場合、関係庁による情況判断について、従つて警備等の事前における措置について欠くるものなしとしないのである。後述するが如く、本摘発計画は二十六年十二月の大阪国税局による内偵資料に基いて樹立され、警備面は右計画によつて大坪検事の指揮下に担当する処となつたのであるが、同署長は、事前の調査に基く捜索個所の減数に伴い警察官の出動数を計画時に比し三十名を減じて五十名となした上、右計画並びにその実施については、一応同署長のみにおいて之に処することとし、大阪府本部に対しては事務的連絡のみがなされた結果、同本部においては事務担当者限りにおいて之を処理するに至り、為に柴田前大阪府隊長も事件後同署長より報告に接する迄は不知のまま事態は推移したのであつた。同署長は之について、「結果としては万全の警備力を要請しなかつた憾がある」と述べているが、大阪国税局の如き、事態悪化の因を一に警備力の不足に求めている次第である。まこと斯様な警備力の不足は、特に予備力乃至は機動力が皆無であつたことの為、彼等朝鮮人の性格としての前記事大主義と群衆的集団意識の特性たる強制性をより強く発現せしめることによつて妨害手段としての暴力行為の展開をみたと思われることは既述の如くである。そして更にかかる事態の展開と相対的には暴力行為による警備力の分散弱化並びに指揮命令伝達の不徹底化等、延いてはいわゆる初動制圧の逸機となり、之等の悪条件は相互に因若しくは果となつて混乱状態に拍車をかけたものと観ぜられるのである。

b　物件の押収等に予想外の時間を要したことも又一因として挙げ得よう。

即ち、当日の摘発処分は午前三時三十分より開始し、夜明けと同時に引揚げる予定であつたのであるが、諸般の事情より変更を余儀なくされ、既述の如く各班とも大体約五時四十五分前後より活動を開始した処、量的にも予想外の多数の証拠物件が発見された一方、相当数の物件が地下に埋蔵されていた為差押に手間どつた上、搬送に従事する予定であつた人夫三十名の現場到着が遅延した事等によつて之等物件の搬送にも時を費した模様であり、神戸地区署長等も述べているが如く、迅速処理を旨とすべきこの種取締処分が早急に完了をみずして引揚げ得られなかつた事実は、開始時刻の繰下げと相俟つて部落民をして相当に逐次連絡をとらしめる結果となり、延いては主導者、積極分子等をして教唆煽動等を行う余裕をより多く与えることとなつたものと看做し得るのであつて、この為第七班の場合の如き、引揚態勢が整わぬ以前に彼等朝鮮人は既に集結し、抵抗態勢にあり、或いは引揚る可く発進したにも拘らず、当該トラックの通過すべき道路上には早や多数婦女子等の横臥をみるに至つたのであつた。

c　この間、神戸泉南地区署長が現場を離れたことも看過し得ない

既に一言せる如く事態混乱時の直前において、警備面の直接の責任者である同署長は、事態が予断を許さぬ状態に立ち至つたと認めた為、総指揮官が大坪検事であること及び警察側として本件事案に関する計画乃至は総体的に観た場合の現況等すべて己独りのみが知る処であつたことを顧慮し、同検事に諮つた後事後の指揮を溝淵警部及び山口警部に託し、午前七時前――同署長の言に拠れば第一班より第七班迄の活動状況を視察し指揮をとつた後――急拠現場を離れ、深日町警部派出所に赴き、同所より電話を以て大阪府本部に対し現状の報告と支援方を要請したのであつた。

しかし乍ら警備指揮官としての斯様な行動は事態悪化の兆が現われ来たつた際になされたこと及び状況は

その後においてより激化し収拾し難き混乱を生じたことに顧みるならば結果的には事後の指揮運営と乃至は警察官の士気維持の点において仮にそれが間接的にせよ、好ましからざる影響を及ぼしたものと思われるのである。之については同署長も自ら「当時の本部への連絡方は部下をしてなさしめるのが妥当でもあり、効果的でもあつた」と認めて、自戒しているが、今次の出動に当つては警察官の士気は既にその当初より低下していたものと察せられるのであつて、同署長としては斯様な点にも留意すべきではなかつたかと考えられるのである。即ち、後述するが如く、更に又大阪府本部も率直に「本件事案の失敗は、警察側が租税犯に対する捜査乃至は検挙の主体性を保持し得なかつたことがその一つの原因である」と看做しているが如く、この種密造酒犯に対する捜査、検挙処分における警察側の立場は法的にも収税官吏に対する共助機関たるに過ぎず、それ故本件取締の場合も警察官の任務は検挙隊員の身辺の保護等消極的な警備面のみに支えられていたため、取締活動上精神的にも「従」の立場におかれた上、予備力等を持たぬ数的な劣勢は、早や発生をみつつあつた彼等朝鮮人の群衆的集団意識の濃化に反比して士気の低下を来たしめるであろうことは、同署長においても、少くとも現場から離れるに当つては察知すべき事柄であつたと思うのである。

d　更に亦、本件摘発計画の樹立に当つては、過去再度に亘る取締成果に基いたであろう状況判断の欠如から、前記警備力が不足を来たした事実によつても既に窺える如く、かかる暴力事犯等の発生については、之を十分には想定していなかつた模様であつて、この為それは不測の事態として全員の前に現出したものの如くであつた。

即ち、引揚る可く発進した、若しくは今や引揚んとした摘発隊のトラックが幾何もなくその前方に婦女子群の抵抗態勢をみたことは既述の如くであつて、しかもこの抵抗は婦女子によるトラックの進行妨害を主として開始され、当初においては警察官等に対する暴力的行為は発生しなかつた為、その受動性は反つて之が制御の機を奪い、かくてこの間包囲を終えて之に縮めた群集によるトラック車上への殺到をみるに及んでは、実力行使の機は既に過ぎ、制圧不可能の予期しなかつたであろう処の事態となつて展開したのである。

それ故、後述するが如く、本来斯様な事態の発生に対処すべく事前に計画想定し、以て関係指揮官の了解下に立てられてこそそれの発揮を期し得可き隊の指揮系統は、必然混乱を来たすに至つたのであつて、ここに指揮の不徹底から事後における支援措置、更には混乱収拾の指揮もまた充分には行われ得なかつた模様であり、他方事態に即応すべき各庁所属関係官相互の協力をも欠くるに及んだ如くであつたのである。大阪地方検察庁も如上指揮系統の混乱に基く諸措置の不手際については、之を事実として認め、「暴力事犯発生の場合の想定が本件事案にあつては事前には十分にとれていなかつた為隊の指揮系統は混乱した」と考察している次第であつた。

(D)

(1)　本事件の結果及び影響

一般人心に対して

本摘発処分そのものについては最近各地に頻発した朝鮮人による暴力行為事犯等の発生に鑑み、一般人心に対しても、国民的感情の交錯下好感を以て迎えられた模様であるが、既述の如き取締活動における事態の悪化については、警察官の行動並びに処置等に対し治安上或る程度迄の不安感を与えたことは否めない。

報道機関に在つても、右の事態については注目し、現地各新聞はおおむね之を当局の失敗と認めんとするが如き記事を掲載するに至り、大阪府総務委員会も翌二十七日、本事件に関して柴田前大阪府隊長の出席を求め、その説明を聴取したが、論議の対象となつたのは神戸地区署長の摘発活動半ばにおける連絡行動の是非、警察官の制圧措置等であつた。しかし乍ら本件事案の事後処置としての三月三十日における後述するが如き検挙の成果によつて、検察側及び警察側では、一般人心の不安は一応解消したものと、看做している模様である。

(2)　諸所の破壊分子に対して

大阪地方検察庁の調査に拠れば、事件検挙の失敗が大々的に報導された結果一時民戦系の積極分子が蠢動する情況も察せられた如くであつたが、地形的にも連絡不便な土地である為でもあろうか、前記の第一次検挙迄には前述の如きビラの配布、抗議等の外、特異な動きはなく、又、右の検挙の成功により朝鮮人の抵抗は犠牲者救援の形をとるに至つた模様であり、強力な大衆闘争としては盛り上つてはいないとの由である。現に四月一日及び二日の両日、大阪市天王寺区真田山公園で行われた朝鮮人のサッカー大会（参加者約五百名）の会場にあつては「女性同盟」が多奈川事件犠牲者救援カンパを実施している次第であるという。とは云え、右第二次検挙の際負傷した被疑者朴燦福が四月四日死亡の為、同人の葬儀、又は慰霊祭等の催が破壊分子にとつては絶好の大衆動員の材料と看做しているが如く、この経過についてはなお注目しつつあるものとみられる。

又、大阪府本部においては、第二次の検挙によりこの地域における尖鋭分子は一応一掃された故を以て、民戦大阪府本部では本問題を採り上げ、生野方面を中心に活潑な検挙者救援活動を行いつつ、関係検察官乃至は警察官等に対し洞喝的な嫌がらせ行為を企図しつつあり、府下朝鮮人の一部の積極分子は前述の如き「朝鮮人による破壊活動行為」を以て全く成功した英雄的な行為である、との讃辞を送り、本件事案を広汎に大衆組織拡大の具に供しつつあるものとみている様である。

そして、大阪国税局に拠れば、本件はその後における適切な司法処置によつて、この地域における尖鋭分子並びに酒類密造の常習者を一掃したのみならず、彼等大衆をして密造行為並びに破壊行為は得策でないことを確信せしめた

点において結果的には成果を挙げたものと看做してはいるが、この種処分におけるかかる失敗は、一部の尖鋭分子等にとつてはいわゆる民警離間の策ともなり、且つは彼等の士気を鼓舞する結果ともなる可き虞れがある以上、今後共関係当局の再思の要を認めざるを得ないのである。

2　司法警察権及び検察権運用の実情について

(A)　摘発計画について

既に一言せる如く、この地域の朝鮮人部落約百数十戸において最近特に大規模な密造行為がなされていることを探知した大阪国税局においては、同局の二十六年十二月における内偵調査資料に基き、本年三月十四日夜、大阪地方検察庁岸和田支部において、泉佐野税務署の要請に基き、

大阪地方検察庁岸和田支部
長大坪検事
大阪国税局間税課井上係長
泉佐野税務署西尾間税課長
国警泉南地区神戸署長
国警東泉南地区署主任警部
等

出席の合同会議を極秘裡に開催、右部落における酒税法違反行為に対し、国税犯則取締法に基く摘発処分を同月二十六日午前三時三十分を期し、検察庁、警察署、税務署三者協力下に実施することに決定した。

即ち、同会議において定められた捜索の目標個所は十六個所で、之に出動の人員は、税務署側六十四名、検察庁側十三名、（内検事一名、副検事一名）警察署側八十名、裁判所側二名（内裁判官一名）合計一五九名――外に警察署側写真班として二名――であつたが、その後調査の結果は、右目標個所の内、六個所においては密造事実が認められなかつた為、之を十個所に改め、之に伴い出動の警官も五十名（一個分隊に五名配属）に減員したことは既述の如くである。又、当日の取締については大坪検事を総指揮とし、検察庁側は犯則者の検挙を、税務署側は証拠物件の押収、捜索等を警察側は之等検挙隊員の身辺の保護に当ると共に、公務執行妨害の排除を、それぞれ担当することを相互に了解したといわれ、資材、証拠物件の押収、搬送の為、所要のトラック十台、人夫三十名（一個分隊に三名配属）は之を国税局側において準備することになつたのである。

そして右の計画を樹立するに当つては、大阪国税局に拠れば、泉佐野税務署と泉南地区署とは、一応それぞれ独自の立場において現地に対する内偵等を進める一方、相互にこの結果を交換することに依つて双方の一致点を見出し、臨検等の目標個所を決定し、人員配置等についても慎重に配慮した上、その全きを期したというのであるが、大阪府本部においては、右計画は泉佐郡税務署長の摘発方の要請によつて大阪地方検察庁岸和田支部及び大阪国税局が主動的に立てるに至つた為、警察側は受動的立場におかれることになり、情勢判断に基いて積極的若しくは自主的に計画を立て得なかつたと看做し、之を以て成果を挙げ得なかつた一因と考察していることは対蹠的である。いずれにもせよ、本計画の立案に際しては、不測事態の発生については、少くともそれが暴力事犯の生起に関する限り、十分には想定されなかつた模様であり、従つてかかる場合に対処すべき具体的措置はもとより、指揮運営についての関係指揮官相互の協定も行われていなかつたであろうことは既述の如くであつた。

次に、本計画は極秘裡に立てられ、取扱われた模様であるが、新聞記者が右の協議に関し、なお記事として取材し得たのは、阿倍大阪府隊長に拠れば、本取締への出動下令後における関係官からの洩えいによるであろうとの由である。尤もこのことは、それが直ちに本摘発活動に悪影響を及ぼしたものとは思われないにしても、特に昨今この種の摘発は、それの計画樹立後、日を措かず之が実施を旨とすべきであるにも拘らず、この場合摘発計画は十一日を措いて行動に移されているのである。

更にまた、右の計画に関しては、既に一言した処であるが、柴田前大阪府隊長においても、事前にはそれに関する何物も聞知するに至らず、神戸地区署長の連絡が事務的になされた故を以て、大阪府本部においても、之を同様事務担当者限りにおいて処理して終つたという事実は、吾人をして斯様な不合理な運営が、本摘発計画の誤謬をそのまま実施せしめ、為に摘発処分の失敗を見るに至つたと、看做す同本部の見解に、行政運営上看過し得ぬもののあることを察知せしめたのであるが、阿倍大阪府隊長に拠れば、その後同本部にあつては、この種取締に関する限り地区署のみによる処置は之を認めぬ旨の通牒を発しているとの由であつた。

なお、神戸地区署長等によれば、同署においては従来、本摘発処分には別個に極力朝鮮人の生活実態の把握につとめる為、多奈川町側と一ヶ月間に約一、二回連絡している模様であり、現在同町には密入四十名を含めた約二百名の未登録者がいるものとみているが、之等の者は異動が激しい為、職務質問等と関連する調査等を以てしては実数の把握は困難であつて確立数の抽出は全国一斉に行う調査によつてのみ判明するであろうという。

(B)　現場における司法警察権と検察権の運用

(1)　指揮系統と協力の実情

本件事案における検挙隊員に対する指揮は、前記計画に基き既述の如く大坪検事を総指揮として犯則者の検挙は同検事指揮下に検察事務官が、捜索・押収は大阪国税局高田間税課長指揮下に税務官吏が、公務執行妨害の排除等の警備は神戸地区署長指揮下に警察官が当り、系統的には一応一本建の形を採つていたのであるが、現実の運営においては、指揮命令の伝達そのものの不徹底にも災され好ましからざるものがあつたことは既に触れた如くである。

即ち、もともと犯罪の検挙については、検察官及び警察官は共に権限を有し、酒税犯則に対する場合、収税官吏また同様であることは言を俟たぬのであるが、警備のみの段階に在つては右の権限の行使は警察官の専権である。しかし乍ら現実の事態が単に犯罪発生の虞ある様態から犯罪に移行する段階における、換言すれば、警備活動より検挙活動に移行する場合における権限の行使がいずれによつてなさる可きか、については法的にも既に明確を欠いているのである。それ故当該関係指揮官は特に本件の如き、三者合体による処の、しかも警察官が検挙及び警備活動を同時に行うことを要する事態の生起を予想すべきこの種取締に対しては、その事前において、起り得るであろうあらゆる事態に即応し得る指揮系統を、より具体

的に、又相互に完全なる了解の下に確立しておかねば、現実の指揮運営に混乱を来たすであろうことは明かである。しかも本件の場合、大阪地方検察庁の認める如く、暴力事犯の発生事態については十分に之を想定しなかつたとすれば、かかる事態に対処すべき指揮運用についても関係各指揮官相互の打合せは少くとも十分ではなかつたものと看做し得べく、かくては不測の事態として警備から瞬時に検挙に移る段階における指揮権の行使もまた適切に行われ得なかつたであろうことは、ここに繰返す迄もなく想像に難くないのである。之について大阪地方検察庁渡辺次席検事は「当時検挙へ移る過程においては、大坪検事指揮下に検挙処分に関して指揮せざるを得なかつた」と述べ、大坪検事また自ら之を認めているが、現実において同検事の指揮が、指揮下の各隊に、同検事の指揮として徹底したか、については神戸地区署長のみならず、既述の如く大阪地方検察庁も、之をかかる場合の想定の欠如に基く事実として否定する処であつて、かかる指揮の不徹底が地形等諸般の事情による命令伝達そのものの不徹底とも相俟つて事後の混乱を増大せしめたことは否めないかの如くである。何故ならば、かかる検挙段階直前の指揮如何こそは初動制圧の可能性をも左右するものであつたからであり、初動制圧の逸機こそは事態混乱の直接因となつたものであるからである。次に、事態の混乱を収拾すべき指揮も、大阪地方検察庁に拠れば、予期せざる不法事案の発生のため、その運営には適切を欠くものがあつたことは、前述の如くであつて、同検察庁においては「之に鑑み今後この種事犯取締のため検察庁、国税局、警察署が出動の際は、特に指揮系統を明確に打合せておく必要がある」旨率直に認めている次第である。

次にまた、本件取締における行動上の協力は、当初はともかく、予期せざる暴力事犯等発生後にあつては、前記指揮系統の不明確にも災され、遺憾乍ら該事態の展開に即応すべく円滑にはなされなかつた模様であり、この事は更に、指揮命令の徹底化をも妨害する結果を来たしたといわれ、所詮現場における当時の協力状態を以てしては、実質的には三本建として運営されたかの如き指揮運営の拙さは、之を補い得なかつたものの如く、特に混乱時における支援活動において欠けるもののあつたことは、大阪地方検察庁の認める処であり、大阪府本部また、第十号トラックの運転手が彼等朝鮮人によつて引ずり降ろされる等の事態に立ち至つた際、現場の検察事務官、税務官吏等が逸早く何れにか退去した旨指摘していることは、それが事実であることを前提とする限り、既述の本摘発計画樹立の経緯乃至は国税犯則取締法上の地位等に察知せられるこの種取締における警察官と収税官吏との対立的関係の一端を示す表象であるかの如く観ぜられるのである。なお本取締に当る警備力としては神戸地区署長以下泉南地区署員三十三名の外、東泉南地区署員十六名が之に当てられていたが之等両地区署員の間には、某紙掲載の如き警備連絡に関する非協力の事実はなかつた模様であるが、密造酒犯を繞るこの種事犯の発生は府下において本件を以て嚆矢とするだけに、大阪地方検察庁の「本件事案は将来の教訓として指揮の明確化と協力の密接化を計らねばならない」とする見解には同意せざるを得ないのである。

(2)　捜索、差押、検挙、警備並びに事態収拾等の措置

本件事案の場合は、国税に関する犯則事件の調査として、泉佐野税務署が関係庁の共助を得て、国税犯則取締法に基き、予め所轄の泉佐野簡易裁判官の許可状を求めた上、酒税法違反被疑者に対する取締を行つたのであるが、現場にあつては摘発計画による目標個所十件の中、捜索の結果証拠物件を発見し得なかつた個所は、第四班及び第九班における二個所のみであつた。

そして泉佐野署員が主体となり、十個班に分れ捜索した結果、焼酎一升瓶入一一五本——外に数量不明の瓶入若干本があつた模様である——の外、麹トラック約一台分、蒸溜器、桶等予想外に多量の物件を差押え、一応は之を押収し得たのであつて、第九班の如き、その目標とする臨検個所においては、証拠物件を発見できなかつた為、直ちに近隣の成培根宅に対する捜索等に所要の令状を、斯かる場合を想定して同行した泉佐野簡易裁判所豊田裁判官より受けて右の家屋を捜索し、濁酒等を差押える等、第七班の場合を除き、臨検に基く成果は概して挙げ得たのであるが、予想外に多量の物件が発見されたことと、既に触れた如く之等物件の搬送に従事すべき人夫三十名が予定より遅れて現場に到達したことは、所要の予定時間を大幅に超えた——過去再度に亘る取締の場合に対比しても——結果、引揚の予定時間に相当の遅延を来たした次第であつた。

一方この間、各班とも酒税法違反被疑者八名を全員現行犯として逮捕した上検察事務官が之を連行し、それぞれ所属班のトラックに乗車せしめ、午前六時三十分前後には、第七班は別として差押物件の押収、検挙は一応終つた形となり、引揚態勢へ移行しつつあつたのである。この場合、第四班には押収物件なき為同班のトラックは之を連絡用に用い、第十班にあつても押収物件少量の為直ちに第三班を支援する等の措置が採られ、早期引揚に対する努力がなされたとの由である。

そして引揚のトラックが、その途次遭遇した婦女子等による抵抗としての妨害に対しては、それが前述の如く当初から関係官に対する直接の抵抗行為ではなかつた為、警察官は消極的且つ一時的にのみその妨害を排除し得たにとどまり、之を制圧する機を逸した上、他方圧倒的多数を恃んだ包囲の群衆の急増に対しても之を退去せしむ可く採る可き措置を見出し得ず、専ら今や運行を阻止されたトラックの通路の展開に制止の努力を傾注した結果、トラックそのものに対する警備は弱化し、瞬間的に群衆の激情は暴力行為として爆発、劣勢警察官の施す術なき裡に搭載の押収物件は尽く投棄され、車上の被疑者また逃走し、或いは奪回されるに及んだのである。しかし乍らこの間、警察官は、阿部大阪府隊長によれば、検挙

の為の徒らな実力行使は之を避け、専ら事後における処置の為犯人の面割、行動等の認知につとめたといわれている。一方この場合、かかる被疑者の行動に対するに之を阻止す可き検察事務官が何等の措置をもなさずして税務官吏等と共に何れにか退避したと看做されていることは既述の如くであり、しかも之等被疑者の連行は手錠を施すことなくなされつつあった模様である。かくて当該トラックに暴行を終えた彼等朝鮮人は更に別個のトラックを妨害す可く殺到したのであるが、ここに至つては当時仮に各班相互の連絡が充分になされたにしても既に致命的な取締側の劣勢は之に即応する手段を持たなかつたと思われるのである。

よつてかかる事態に対する支援措置として、神戸地区署長が既述の如くその指揮を託してまで警察力の来援方を大阪府本部に要請したにも拘らず、事態は早やこの処置を無意味に終らしめるほど急激に悪化の一途を辿つたのであつた。しかもかかる混乱事態の収拾に当つては、大阪地方検察庁も事実として認めるが如く、繰返すようではあるが、当初より明確ならざる指揮系統の混迷によつて適切には行われ得なかつた模様であつて、神戸地区署長によれば、同署長としては、このごにおける逃走被疑者等の逮捕は、それの彼等に与える刺戟の大なること、及びそれによつて双方に生ずべき犠牲者の大なることに顧みて利にあらずと判断し、一応現場からは引揚げ、体制を整えて後日に処するため、大坪検事に諮つた結果、午前七時三十分遂に総員に対し引揚の下令をみたのであつた。

しかしながら、事後のための現場保存措置については、警察側としても出動当初より証拠の確保、保合に留意し、同行の大阪府本部鑑識官二名をして現場鑑識写真を極力撮影せしめると共に、前述の如く暴力事犯の発生をみるに及んでは可能な限り個々人の言動、人相等を認知せしめたことは、大阪国税局も認めるところであり、この為本件事犯に対する司法処置の一環としての同国税局による告発は、すべて右現場保存写真の添付においてなされた次第であつた。

(C)

a　事後の司法処置について

本件事案に対する司法処置は、一般治安への悪影響の払拭と取締当局の威信の恢弘を目指し、本件における酒税法違反被疑者を再検挙するの外、既述の如き公務執行妨害又は暴力行為等処罰に関する法律違反等の被疑者を全員早急に検挙す可く決定されたことに依つて、その展開をみせたのである。即ち、本件当日の二十六日午後における検察、警察両捜査当局の会議に基き、両者は極力この企図を秘匿しつつ、検察庁を主体として検事三名及び副検事一名を之に専従せしめ、国警を指揮して直ちに之が為の捜査を開始し、先ず本件取締に従事した検察事務官、警察官、収税官吏等約百三十名の個々人につき、現場写真等によつて事情を聴取すると共に、いわゆる犯人の面割り、現場における聞込の実施等に力め、同月二十八日再度両者の会議を開いた結果は、被疑者として二十四名（内九名は酒税法違反被疑）を確定し、翌二十九日裁判官の逮捕令状及び之等被疑者に関する捜索令状、令状押収を得、翌三十日午前五時を期して之を執行したのであつた。

b　即ち、検事三名、副検事一名、検察事務官十一名及び国警側より大阪府本部警備部長三宅警視以下約四百五十名が出動、特に機動力に留意し、万全の備を以て之に臨んだ如くであつて、出発に当つて同警視は、

①　本検挙は報復措置ではないから法規の濫用に陥入つてはならぬこと

②　暴力行為及び公務執行妨害行為被疑者の逮捕を主とすべきこと

③　一糸紊れぬ部隊行動をとること等

の訓示を与え、拳銃の使用についても注意事項として、「相手が抵抗した為、生命身体に危険ありと認めた時は、その場の指揮官の命によつて射撃せよ」と示達し、更に検挙着手後は別紙（別添四）内容のビラを地元民に配布し、弘報活動にも力めたといわれている。そして当該検挙隊は二十個班を編成、容疑個所二十三個所に対し、原則として一個班一個所として一斉に出動した処、一部の者の個人的な抵抗はみたものの、午前七時四十五分にはおおむね成功裡に本件検挙は一応之を終えたのであつた。仍て再び別紙（別添五）内容のビラを地元民に配布した後、事後の警備処置として、引続き多奈川町警部補派出所及び深日町警部派出所にそれぞれ二個分隊を配置したのであつたが、本検挙に対して逃走中の被疑者朴燦福に対する後述の如き拳銃の撃発事件が発生した為、情況の悪化を憂えた大阪府本部は、一部の部隊を右分隊支援の為急派すると共に午前十一時三十分本部及び地区署警察官全員にいわゆる非常召集を発令し、各所属部署に待期せしめた模様であつた。しかも右に関しては事後特異な動きも見られなかつたので、同本部では、午後四時、右の二個分隊を含む約百名の現場に出動の部隊――撃発事件発生後現場へ急派をみた部隊――を引揚せしめ、情報班のみを尚残留せしめてその後の情報の蒐収に当らしめたといわれている。

c　そして本件検挙の場合、逃亡した若干の犯人を除き三月二十六日における暴力事犯の主導者とみられる者は殆ど之を逮捕し、又現場において公務執行妨害の現行犯として逮捕された者を含め、合計三十名を逮捕したのであつたが、現場にて取調の結果、内五名は容疑薄弱と認め、即時之を釈放し、残り二十五名に対しては即日所要の手続を了し、翌三十一日発付の右全員に対する勾留状に依つて取調べ、その後勾留期間を延長し、現在（四月十日）検事六名等を以てなお捜査中であるが、一両日中には之を処理し得ようとの見込がついている模様であつた。なお右の被疑者には依然黙否権行使の者も相当数あるとの由であつた。

又本検挙に当つて、現場より逃走の鮮共キャップ張元出――三月二十六日における集団的暴行の主導者で、多数人を煽動したとみられている――及び千伯守の両名は、同月三十一日未明深日港にて逮捕せんとしたが逃走の為、泉南地区署では大阪湾沿岸管轄警察署及び兵庫県淡路島方面に指名手配すると共に、同署員二名を同島に急派せしめ、由良町所在の国警志筑地区署の協力下に同日午後四時頃之を逮捕している。そして一方大阪国税局においても右の逮捕に伴い、国税犯則取締法に基き酒税法違反として既に触れた如く大阪地方検察庁に対し九名の告発を了したのであつた。

かくて大阪府本部に拠れば、「右の如き司法処置の結果は、多奈川深日両町における北鮮共産党員六名中、四名の検挙をみたことに依つて、同地域の尖鋭分子は壊滅的打撃を受け、治安は平穏に帰しつつある」と看做しているが、逮捕状を発付された者の中、逃走等によつて該令状を未だ執行されていない者は、現在（四月十日）八名（内六名は暴力行為及び公務執行妨害容疑）となつている。

なお、前述の拳銃撃発事件

については、目下大阪地方検察庁において取調中とのことであるが、之については別紙（別添六）記載の同地方検察庁市丸検事正よりの報告を参照されたい。又、本件検挙においては、警察官による拳銃発射事件が右の外三件惹起されたので、該事案の概要に関する大阪府本部提出の資料（別添七）を本書に添付した次第である。

3. この種事犯に関する関係当局の見解について

(A) 人的及び物的施設等の問題

大阪地方検察庁の調査に拠れば、同庁管内に在住の朝鮮人は現在約十一万名（内約八割は北鮮系で、大阪市に約七万二千名が在住）であるが――全国における朝鮮人は約七十万名、内約十万名は未登録と推定されている――戦後においては有能な朝鮮人はその大半が帰鮮した故にか、右の約七万二千名の大阪市在住朝鮮人の中、約三万名が無職であり、残り四万名も正業を得ているか、否かは不明であり、生活保護法の被適用者は現在約二千名に及んでいる。従つて彼等は「貧困者は送還せしめるのが例とされている云々」と述べたといわれる朝日新聞等の社説を無条件に信じ、かくて送還の暁には徴兵されるか、死刑を課せられるものと恐怖の余り共産党系諸団体の宣伝に乗ぜられ強制送還反対の運動が生起している由であつて、斯様な運動の激化につれ、彼等は右の如き団体――北鮮系極左分子は約一万といわれる――の指導下に抵抗自衛闘争の第一線に立たされている模様である。同庁某検事に拠れば、（当該団体の資金如何によつては無限に彼等を利用することも可能である）というが、近くはいわゆる三・一万歳記念日における集団行動、乃至はそれ以降発生の、いわゆる対警破壊工作事犯等集団的犯罪の兇悪化の傾向に対し、同検察庁においては取締当局側の人的及び物的施設は十分でなく、特に通信設備、自動車の不足は機動的な運営に対する障害となつており、本件事案における神戸地区署長の支援方要請の措置の是非を問う迄もなく、無電設備の自動車の増置乃至は機動隊の増強の要ありと看做し、之等の実現方を大阪府本部と共に要望している次第である。

之に対し、国税局側にあつては、現在物的施設については比較的充実の域に達しつつある反面、人的面においては現下諸般の情勢に鑑み、酒類の密造等の、対租税犯のみの取締に対し、大規模な警備態勢を採る可く警察力を整備することは、警察当局としては寧ろ好まざる処ではなかろうか、との見解をとつているが、この事実は、警察官と収税官吏との緊密な協力が今日以後こそより強く要求されるこの種摘発処分において、その成果に期待する限り、それが人的、物的両面における不足から生じた問題として更に次の関係法規上の問題とも絡んでいる以上、一考さるべき事柄であると思われる。

(B) 現行手続法、実体法上の問題

(1) 国警大阪府本部にあつては、国税犯則取締法及び酒税法について次の見解をとつている。

即ち、元来たばこ専売法違反事件については、国税犯則取締法が準用されることに依つて司法警察員に対し捜査及び告発の権限が明文上認められているが、同種租税犯としての密造酒犯に対する司法警察員の捜査権は第二次的にそれの行使が認められているに過ぎず、直接の捜査機関と規定された収税官吏が臨検、捜索又は差押をなす場合、司法警察員は共助機関として必要な時は援助をなし得る旨の規定があるのみである。

次に、また収税官吏が同取締法によつて租税犯捜査のために、任意捜査権として認められている質問、検査、領置の処分はあくまでも対物的捜査権であつて、刑事訴訟法上収税官吏が通常人としての資格において認容された逮捕権を除外して解釈する限り、右の捜査権には逮捕、勾留等の対人的捜査処分は含まれていないものと解すべきである。

更に、収税官吏の如上の捜査権は、いわば特例法ともいわるべき国税犯則取締法によつてのみ、且つその範囲内において認められているに過ぎず、刑事訴訟法の適用をみるものではない。従つて、刑事訴訟法の告発は、同訴訟法により検察官若しくは司法警察員に対してなさるべきにも拘らず、租税犯に対する告発権は、明文上の規定はないとしても、右犯則取締法第十八条第一項の規定に拠つて検察官に対して行使されることを要し、司法警察員に対してなされる場合は之を認めていないものと解釈せざるを得ない。

そして、租税犯もまたそれが犯罪である限り、刑事訴訟法に基き、犯人及び証拠の捜査を以てその本質的な職権とする司法警察職員がそれに対する捜査に着手することは何等妨げられぬものといわねばならぬ。従つて告発が公訴提起の要件であるということは、租税犯の場合、収税官吏の告発を俟たずしては検察官また有効なる公訴の提起をなし得ないという意味に過ぎず、この原則が司法警察員の捜査権に制限を及ぼすものとは考えられないのである。しかし乍ら密造酒犯に対し、警察官が単独で之を捜査して心証を得ても、之を検察官に送致して適法に訴追する為には公訴前に収税官吏に通報するを要し、しかも当該反則事件を告発して刑事事件とすべきか、或いは通告処分として処理すべきか、は収税官吏の判断に俟つを要するのであつて、この故に司法警察員のこの種犯罪に対する捜査の積極性は、現実においては阻害されざるを得ないのである。

しかも近時、密造酒犯における犯罪傾向は集団化しているのみならず、政治的な意図とも絡み暴力行為等による捜査への妨害惹起の可能性が一段と濃化しつつある以上、かかる法の欠陥に鑑み、今後の立法に当つては左の如き見解をもたざるを得ないのである。

a　たばこ専売法と同様、密造酒犯に対しても、司法警察員に対しては、国税犯則取締法第十三条但書の直接捜査及び告発の権限を附与するよう酒税法中に規定するの要がある。

b　租税犯として収税官吏のなし得る告発は、刑事訴訟法第二四一条第一項の規定を準用し、検察官に対してのみならず、司法警察職員に対しても、之をなし得るように国税犯則取締法に規定すれば司法警察員は適法に当該事件をば検察庁に立件、送致し得るのである。

c　いわば、準犯罪捜査機関である収税官吏に対し、前述の強制捜査権を更に強化しても、かくて逮捕の権限を認めても、実効は之を期待し得ぬものと考案する次第である。

(2) 大阪地方検察庁においては、最近迄集団的暴力事犯が比較的少数に終つた所以のものは、警備の成功が主原因であつて、相手方の自粛によるものではない、しかも集団行動が暴力事犯化した場合、之に処する適用法条はあるにせよ、それ以前の行動については現実の公安条例は区々であり、道路交通取締法程度の取締規定があるに過ぎない、従つて、暴力事犯発生前における予防的措置としては、警備手段を以て処するの外はなく、この場合、検挙処分は法的に既に困難である以上、現行法を以てしては、現下の情勢より集団暴力事犯の突発的な発生は避け難く思われる、そしてまた、他方現行刑事訴訟法の黙否権、勾留期間、権利保釈、勾留理由の開示等に関する規定が、特に本件事案におけるが如き集団暴力事犯に対する現実の捜査面に、より多くの支障を与えていることは之を否めない、との見解を持している。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十七年七月三十一日

○第十三回国会 参議院会議録附録（その十五）

第二、神戸市における徴兵反対デモ事件を繞る政治的動向について

1　事件前の政治的動態

(A)　状況の概要

神戸市におけるいわゆる徴兵反対デモ事件を囲繞する政治的な動きは、当該事件の発生前にあつては、本年三月一日前後より之を考察すべきであろう。何故ならば、右のデモ事件は、後述するが如く、いわゆる三・一万歳記念日（朝鮮革命記念日）を期してこの地域各所に一応は展開されんとした、若しくは展開をみた共産党系諸団体に拠る集団示威運動等が近隣他地域におけるそれに比し依然として低調に終始した事実に対し策動した之等団体の挽回策の実施とも推測し得るからである。

即ち、右の万歳記念日に関し、神戸市におけるいわゆる旧朝連系朝鮮人間にあつては、それぞれ「慰霊祭」「追悼会」等と称して集会をもつべく、本年二月二十八日夜、先ず市内西神地区の電柱等に「三十三周年三・一記念日に集会せよ」等のポスターが貼布されたのを始めとして、翌三十九日には、同市内東神地区とも歩調を揃え、「東神戸及び西神戸朝鮮人学校において三・一万歳事件犠牲者等の慰霊祭を行う」旨を謳つたポスターの貼布乃至は同様趣旨のビラの頒布をひそかに行いつつ、小型自動車各一台に設置されたマイクロホン等に依つて一般大衆にも呼びかけたのであつたが、かかる行動とその反響は神戸市警察局に拠れば概して低調の裡に推移したのであつた。事実、旧朝連幹部と覚しき者若干名は、記念日当日の右慰霊祭終了後、当該集会者にそれの発生が予想される群集的集団意識の群衆成員への強制性を利し、デモ乃至は集団行進を行わんとしたのであつたが、警察当局の警備力の発動に対しては、いずれの場合も之等の集会者は四散して終つたのである。

また、同日夜間における西神小学校での集会も、昼間における失敗を顧みてか終始平穏裡に展開され、後述するが如く僅かに積極分子とみられる数名の者が警備力の間隙を狙うが如く、居留民団系の医師宅等個人宅に、クロール瓶等を投入した事件の発生をみたのみであつた。

そして更に翌二日三・一記念日における集会の決議として、その代表を各班に分つて、神戸市役所、神戸市警察局及び兵庫県庁等に「抗議文書」と題する文書を提出した西神地区における旧朝連系朝鮮人の如きは、終始戦戦兢兢たる態度を以て往時の虚勢はなく、倉惶として退散したといわれ、かくていわゆる反植民地デー以後の一連の集会も、少くとも不法事案の発生は之を見ぬまま移行し来たつたのであつて関係各庁からも之等団体の幹部の活動自体、今や蠢動に過ぎぬと一応は認められるに至つたのであつた。

しかるに他の関係各府県における共産党系諸団体による集団運動は、三・一記念日以降いわゆる対権力闘争の形を採つて漸次熾烈化しつつある状態であり、ここにおいてこの市における、右団体に対する県下の中枢機関においては斯様な地方における活動に比し、余りにも低調に終始した現状に対する中央部からの絶え間なき批判に、之が挽回策を苦慮しつつ、来たるべき日に一大権力闘争を展開せしむべくその好機を窺つていたものとみられるのであつて、折しも現国会にそれの上程が予想される労働法への改正反対及び朝鮮戦線における国連軍の細菌戦問題を採り上げてスローガンとした、大衆動員による闘争の開始を企図するに至つたものと思われるのである。

即ち、右の機関においては、三月上旬の幹部会議において、同月下旬頃、県労働会議が主催するであろう「労働法改悪反対労働者総決起大会」に便乗して、当時結成過程にあつたいわゆる中核自衛隊をば之に総動員し、引続き同月三十日には、某政党を背景とする「青年平和大会」を「青年平和協議会」名義にて開会し、之においても強力な集団闘争を実施することを決定したかの如くであつた。

かくて右の機関は、三月十一日付及び同月十三日付を以て、それぞれ「（兵）緊急通達」を各地区細胞に宛てて通達し、更に同月十六日には「青年活動者会議」を開き、前記中核自衛隊の任務を強調すると共に、如上三十日に予定した青年平和大会への参加をも要請したと看做されている。

しかるに、三月二十四日に開かれた労働会議常任委員及び神戸地労協単組代表の合同幹部会議においては、前記労働法改正法案等の国会提出は、之を四月中旬頃と看做すに至つた為、右の労働法改悪反対労働者総決起大会は四月十四日前後にこれを延期す可く決定をなすに及んで、該決起大会に便乗し以て大衆動員を行わんとした某政党の計画は崩れ、ここに右政党においては三月三十日の青年平和大会に、その努力の傾注と関係勢力の結集を行わざるを得ざるに至り、かくて右平和大会は「徴兵反対青年平和大会」として開会をみ、その結果として徴兵反対デモ事件はその発生をみたのであつた。

(B)　主要事案の態様

次に右の間における政治的諸動態として現象化した事象中主要なものの概況は次の如くである。

a　東神地区旧朝連系朝鮮人の慰霊祭としての集会

三月一日十二時過ぎより十六時迄の間、市内旗塚通り所在の東神戸朝鮮人学校において約百六十名（内学童約八十名）が参集したのであるが、十時開会予定の三・一記念日犠牲者慰霊祭は参集者少数の為、十二時過ぎに漸く開かれ、至つて平穏裡に終了後、同校校庭内にて集団行進を行いつつあつた処、一部の者によつて漸次その気勢を煽られ、遂に勢の赴くまま校外へ約百五十名が雪崩れ出でデモを開始するに至つた。しかし乍ら前述の如く右デモは警備隊の出動によつて直ちに——神戸市警察局に拠れば警官との摩擦を避けんとするが如く——解散したのであつた。

b　西神地区旧朝連系朝鮮人の追悼式としての集会

三月一日十一時過ぎより十四時三十分迄の間に、市内浜添通り所在の西神戸朝鮮人学校において、約六百名（内学童約三百名）が参集十二時二十分頃より三・一記念日の追悼会を開いたが、之がことなく推移するのに憤懣を感じた横様の一部青年等の策謀に乗つた婦女子を中心とする約二百名が集団行進を以て校外に流出したものの、警備力の威に屈せるかの如く瞬く間に霧散し、その後校内の群衆も不穏の言動なく三々五々解散した。只右の流出した朝鮮人中、一部の学童を主体とする約四十名は千歳小学校迄分散して行進し、アジテーションを行つたが之また幾何も経ずして解散した。なお、右集会における決議事項は次の如きものであつたといわれている。

強制送還反対
資金カンパ五十万円を農衆隊等の開演等により行うこと
重税反対等

c　建国促進青年同盟の追悼式としての集会

三月一日十三時頃より建国促進青年等同盟事務所内にて約三十名が参集したが事なく終始し、式終了後二方面に分れて、それぞれ三・一記念日に関するアジテーションを行いビラを頒布したが、十六時頃にはそのまま終息している。

d　葺合署員宅に対するクロールピクリン投入事件

三月一日二十二時頃、葺合警察署勤務警ら係中村巡査——前同署警備係勤務——方に、市警察局によれば、人員不明の青年行動隊員と覚しき者が塀越しに煉瓦二個、拳大の石四個を玄関格子戸に投じ、格子の桟及びガラスを破損せしめ、同時にクロールピクリン在中の小瓶を門内玄関外の敷石上に投げつけた為破壊された右小瓶中よりガスが発生したが、屋外の故に家人の身体には被害をみなかつた。現在（四月十一日）なお右犯人を捜査中であるという。

e　居留民団系医師宅に対するクロールピクリン等投入事件

前記中村巡査宅に対する投入事件の約三十分後、民団系内科小児科医院経営の金容俊宅に同様の事件が発生した。

即ち青年行動隊員と疑われる青年五名が表道路より投石し、表戸ガラスを破損し、同時にクロールピクリン在中の小瓶二本及び硫酸入り小瓶二本計四本を玄関内たたきの上へ投じ、前者の中、一本と後者が壊れ、催涙性ガスの発生をみたが、家人は二階に就寝中であつたため、身体には被害を受けなかつた。しかし目撃者の言に従えば、強度の催涙性を有し、皮膚に痛みを覚えるまでに強烈なものであつたとの由であるが、前記中村巡査方に対する投入事件同様本件の犯人また未だ検挙をみていない模様である。

f　（兵）緊急通達としての指令活動

県下における共産党系諸団体の前述の如き中枢機関が三月十一日付並びに同月十三日付を以てそれぞれ各地区細胞G及び各地区細胞に宛て、労働法改悪反対労働者総決起大会と青年平和大会に中核自衛隊を以て極力対権力闘争を行うべく指令したと推測し得ることは先述の如くであるが、之等指令の内容は大要左の如きものであつたと看做されている。

①　三月十一日付緊急通達

ⓐ　尼崎市においては、三月十七日、神戸市においては同月二十五日に労働者決起大会が開かれるが、之に当つては、各職場及び居住のSは、これにおいて如何に闘うかをそれぞれの場において自らを主体として大衆討議を行い、之等の大会にすべての不満を披瀝、表明する方向に大衆を指導せねばならない。右の討議から細胞を土台に、職場、部落等の大衆を幾何動員せしめ得るかによつて右の大会の成否は決定されるのである。

ⓑ　青年徴兵、再軍備反対決起大会の開会に対し各団体に持たれつつある準備会の動向は、未だ低調であり、労組青年部、農村青年団体への働きかけが不足しているから機関S及びGが下部大衆からの決議を上達せしめるよう、その活動は之を徹底的に強化せねばならない。このため当面においては、宣伝活動に重点をおき、之が活溌化に力めるべきである。

②　三月十三日付緊急通達

ⓐ　敵は三月十五日前後を期し、不当弾圧を策しているが、各機関、細胞は左の方針に基き、二・一〇弾圧反対闘争の経験を生かし、直ちに全党員を挙げての反撃に移るべきである。

イ、即刻ビラ、壁新聞等によつて敵の意図を暴露すると共に、実力以て大衆的な反撃を加えるべく一般に訴えること。

ロ、公然と大衆的抗議を組織すること。基本的には、売国奴に対する実力攻撃等合法の枠を乗り越えた大衆闘争をもつて反撃することが重要点である、同時に地方議員等合法団体から事前に末端権力機関への抗議を行い、その結果を大衆に暴露すること、之は大衆を勇気づけるべく特に必要である。

ハ、国民監視網の組織化につとめること。之には、弾圧機関内部に対する特別工作を行うと同時に、基本的には全党員及び大衆が常に㋐交番におけるポリ公の動き等を監視し、之等を綜合して情報を作成、之に依つて大衆に暴露してゆく方法が重要である。

ニ、特に、イにおける一般大衆への訴えは、三月十八日の尼崎、三月二十五日の神戸両市の三法改悪反対労働者大会及び三月三十日の全県下の徴兵反対青年ケツキ大会への結集において強力になされなければならない。

g　青年活動者会議の開会

この地における共産党系諸団体の中枢機関においては、既に一言せる如く青年平和大会の開会を決定すると共に、右大会の準備会結成のため、秘密裡に、特に青年党員を結集せしむべく、三月十六日には、午前十一時より西神戸朝鮮人小学校において青年活動者会議を開会したのであつた。即ち、右会議は当面における闘争の一環としての右大会を、如何に闘い抜く可きか

についての青年意志の統一をば、その主目的として開会、青年党員等約百五十名が之に出席し、神戸大学学生某を議長として討議に移つたといわれ、中核自衛隊の性格、組織等の強調と、その運動方針等について説明乃至は質疑が交された後、「この討議は飽く迄も新綱領、五全協及び「組織と戦術」に示された中央部の諸方針を具体化し、発展せしめる立場において一貫し、具現化さるべきである」との結論下に閉会した模様である。なおこの間、本集会における党関係の有力者たる某人は、「各細胞は朝鮮人の闘争に対しては、之を積極的に支援すると共に、他の面においてもその活動をより強化すべきである。今日武力の行使なくしては、敵を斃し得ない。来たるべき三十日における決起大会には実力を以て闘い抜こう、一人でも多く参加されたい」と発言、要請したといわれている。

h　青年平和協議会準備会の打合会等の開会

之より先、共産党系諸団体にあつては、三十日の右大会の開会に際し、開会の主体性乃至は主導性が露呈されることを極力回避せんものと力めたものの如くであつて、この結果、徴兵反対を目標として兵学連並びに各労組青年部を表面に出すことと定め、三月十五日及び二十日の両日に亘り、関係党員等を招集してその構想を説明すると共に、「兵庫青年平和協議会準備会」なる仮装団体の結成を指示し、結局神戸大学細胞が本大会における主体となつて活動することに決定をみた模様である。（しかし乍ら右の指示に対し、同大学細胞においては、当時同学の休暇中なる故を以て之を回避したが、之等団体の幹部は強引に之を強制したともいわれている）

よつて、同細胞桂直久等は上層部の指導下に、兵教組、全港湾等の青年党員、シンパ等と連絡をとりつつ、右大会の準備に奔走していたものとみられ、更に関係労働組合等に対しても右大会に出席を請う趣旨の招請状を、神戸大学文科自治委員会外六団体を参加団体とする青年平和協議会準備会名をもつて発送し、同月二十六日にその打合会を開いたといわれる。即ち、右の打合会は、神戸駅構内国鉄労組神戸支部事務所内にて同日十九時より開会され、学生八名、朝鮮人五名の外、各労組代表二十数名が集合し、

a　該集会の届出は兵学連書記局が之を行い、大会決議文は学生が之を作成すること

b　講師として県議某等三名を予定し、外に各労組等関係者によつて演説を行うこと

c　経費は朝鮮人関係より五千円、港湾労組関係より四千円、民青関係より一千円、等が集つているが、なお、各団体等より若干は集め得る見込であること

等の説明が行われたものの如く、更に出席者の一部からの質疑に対しては、「十五日、二十日の会合に招かなかつた所以のものは、他意ある訳ではなく、当初は卑近の団体と連絡し説明に努めたが、之にては組織も延びず、開会も不可能ならんと覚つたので、各団体を通じて呼びかけることとした次第である。しかし乍ら大会への参加は、原則として個人的なものとしたい。又、準備会の責任者等の役割は、なお確立されていないので大会の席上、緊急動議で之を決定したい。」等との答弁がなされたものと看做されている。そして之に引続き、更に大会開催の準備措置として数多の右打合会関係者等を委員として構成した大会運営委員会を開き、最後的な打合会を行つたものと見られているが詳細は不明である。

(C)

直前の状況

かくて共産党系諸団体においては、右の徴兵反対青年平和大会の宣伝の為別紙（別添八）内容のビラ十万枚を印刷したといわれ、三月二十七日より二十八日に亘り全市一斉に、特に各主要工場の出退勤時、ターミナルにおいて、右の団体関係者等をして之を撒布せしめ、或いは二十九日夜から三十日にかけ市内要所に別紙（別添九）内容のポスター数種を貼布すると共に、右の両日においてはリヤカーにマイクロホンを設け「徴兵反対」等を大衆に呼号しつつあつたのである。

そして一方、前記準備金からは斯様な宣伝活動と併行し、二十七日午後、神戸市公安委員会に対し、左の如き「徴兵反対青年平和大会」集会許可願が提出されたのであつた。

集会許可願

一、集会責任者

小島正己　当二十一年

住所　神戸市垂水区西垂水町天の下六〇

二、集会の日時　昭和二十七年三月二十日午後三時―六時

三、集会の場所　湊川公園音楽堂前

四、参加団体及び予定人員　青年平和協議会会員約三、〇〇〇人

五、集会の名称及び目的　徴兵反対青年平和大会

平和を守り再軍備徴兵制度の復活に反対する青年の意志を発表する集会である。

右記の通り集会を行い度いと思いますので許可を願います。

責任者不在の場合の連絡先

日鉄労組青年部長　安達氏

昭和二十七年三月二十七日　小島正己

神戸市公安委員長殿

よつて、之に対し右公安委員会は、該集会の許可条件として、

a　凶器、武器その他の危険物件を携帯させないこと

b　閉会時刻を厳守すること

c　集会の秩序保持に任ずること、集会の秩序保持に任ずるため、腕章その他の目印を附した適当数の統制員をおくこと

d　現場解散は個々に行い、解散後集団行進、集団示威運動その他の団体行動を取らないこと

e　反占領軍言動をしないこと

f　本条件は集会の開会前及び閉会前に参加者に示達を徹底せしめおくこと

を示達することに依つて、結局は右大会としての集会を許可したのであつたが、同委員会にあつては、本大会が破壊的尖鋭分子の指導下に実施される可能性もあり、且つ、当日はデモ行進を強行する旨の情報も既に入手されていた為め、同委員会が苦慮したであろうことは充分に考えられるのであつて、しかも右集会をこのに至つて禁止するも、現実には強行されん、との情報をも得たかの如くであり、所詮諸般の情勢を顧慮した結果、この上は事前並びに事後に

おける万全の警備対策をもつて臨むべく、許可決定を行つたものと推定し得るのである。

他方、神戸市警察局においても、右大会開催前日迄に、各方面から蒐取した情報によつて、当日は大会終了後、デモ隊が組織されて集団による示威行進が強行され、更には官衙、派出所等に対する襲撃も行われ得る、との公算をも之を立てていたかの如く推測されるのであつて、その故に当日はいわゆる甲号非常召集による警戒態勢を整える可く、十四時を期して非委員会員約二千四百名を召集して部隊を編成し、葺合、生田、長田各警察署員はそれぞれその所属署において待機せしめ、他の各署及び警察学校部隊は兵庫警察署部隊を応援、大会会場及びその周辺の警備を担当、市警察局部隊も、同局に待機し必要に応じて出動すべき態勢をとつた模様であつた。神戸地方検察庁また次席検事以下、公安係検事等を待機していた如くである。

そして関係当局においては、本大会はその後半に到らんか、その責任者乃至は司会者は事態の収拾をなす実力なき故を以て、大会終了後の精鋭分子の煽動等による参加者の前記の無届行進は、同市内新開地大通においてなされるものと看做していたかの如くであつて、斯様な場合には、右新開地通の南詰所在の大阪ガスビル附近に警備隊を待期せしめ、同所においてデモ隊にその解散を勧告し、なお之に応ぜざる時は実力を行使し解散せしめんものとの方針であつた模様である。

其後大会開会を寸刻に控えた三十日の十四時三十分頃、デモ行進の強行が予想されていたといわれる会場から遠からざる新開地通に面した鈴富パチンコ店に、一見朝鮮人風の氏名等不詳の男子が到来し、竹槍二十本を同店の入口附近の外部から容易に見えぬ個所において立ち去つたことは看過し得ぬ事実であろう。即ち、右の竹槍は開会直前における某筋からの情報に基いて警察官が右鈴富方を捜索した処、開会後の十五時三十五分頃之を発見した次第であつた。

2

(A)　事件の態様、原因及び結果

(1)　概　要

かくて三月三十日十五時徴兵反対青年平和大会は、集会許可願に予定の如く湊川公園音楽堂前において開催され、約千三百名が之に参集し、前記小島正己をその責任者として建国促進青年同盟兵庫県本部事務局長申鉉東を司会者に立て、議長団として、

朝鮮人代表　金相福
学生代表　神戸大学御影分校自治会委員長　桂直久
労働者代表　大同製鋼尼崎工場労組副委員長　牧野某

が同席し、

再軍備と徴兵反対
売国奴吉田内閣打倒
労働三法改悪反対
学園の自治と学問の自由
神戸港を日本人の手に返せ
吾々の生活を保障せよ
再軍備予算を文教費に廻せ
朝鮮戦線で細菌を使用している
青年平和協議会に結集せよ

等のスローガンの下、議事は進行をみたのである。即ち、主催者側より前記の市公安委員会の集会許可條件が朗読され、「デモ行進はいかなる場合も許可されていないから進行係の指示に従つて行動して欲しい」旨の発言がなされたといわれ、終つて後右のスローガンに関する演説が度々行われ、集会は厳重なピケラインこそ設けてはいたが、一時平穏裡に推移するかの如く観ぜられたのである。

(2)　しかるに、十五時三十分頃に至り、警備の警察官が右公園内の会場に荷包みの竹槍を四本持ち込まんとした朝鮮人を制止して、これを押収せんとした結果、小競合の生起をみ、公務執行妨害容疑にて右の朝鮮人一名を逮捕した事件及び之に引続き、前述の如く右公園入口より約数十米南面の新開地通のパチンコ屋に何人かが秘匿していた竹槍二十五本が申告により発見され、直ちに之を押収する等の事件が発生し、更に十五時五十分頃尖鋭化した朝鮮人約七十名よりなるスクラムを組んだデモ隊が喚声を上げて大会会場に入場した以後においては、神戸地方検察庁の見解によれば大会の雰囲気は動揺し、前途に険悪な事態の発生を予感せしめるに至つたのであつた。

(3)　しかし乍ら当局においては、前述の許可申請によれば、本大会終了の予定時刻は十八時であつたので、出動の警察隊は右終了直前にその行動を開始すべく、それ以前にあつては、参集者を徒らに刺戟させぬ為、右警察隊の主力隊――警察学校よりなる一大隊百名の外二大隊――は右の公園会場より約二百米西南に位置する兵庫警察署に待期せしめていた模様であり、本取締に出動の車輛数も装備車十三台、キヤリヤ三台、バトロールカー三台、鑑識車一台等、総数三十二台を数え得たのであつた。

一方、会場内にあつては、十七時前後に至り、前記学生代表桂直久が学園の自治、徴兵反対、及び朝鮮人強制送還反対等を大衆討議によつて決議し、この決議文を内閣総理大臣等に手交することの決定がなされた後、参集者より「デモ行進をすること」の緊急動議が提案されたのであつて、之に対しては、朝鮮人二名が「集会に対する遵守條件としてデモ行進は禁止されている」との応酬がなされたのであるが、議長団としては「これにて大会を打切る、デモ行進については、本大会準備委員会は一切関係はない、今後この種大会は平和裡に進行することに依つてのみ、その目的を達成する」を述べた後、十七時十五分国鉄労組神戸支部長足立昭三によつて集会の解散が宣せられたのであつた。

(4)　かくて大会の終了をみるや之に呼応するが如く十七時二十分頃より場内右端に位置した自由労務者と思われる者の一団及び尼崎、伊丹方面より参加せるかの如き朝鮮人が四名乃至五名を以てスクラムを組み、約二百五十名が一集団となつてデモを開始し公園内を一周した後、反転して数種の別紙（別添十）内容等の反戦ビラを撒布しつつ、赤旗二本を先頭にして湊川公園を南下するに至つたのである。そしてこの場合、公園入口楠公銅像前にてデモ隊を撮影せんとした国警兵庫県本部鑑識課真田技官は、デモ隊員の所持したプラカードによつて治療一週間の擦過傷を受けたのを初めとして、同鑑識課田中金治巡査部長は新開地通大安食堂附近道路上において、デモ隊列及び道路両側から参集した約十名のデモ隊員に包囲されて足蹴りの上顛倒せしめられ、唐辛子を顔に投ぜられたので

あつた。更に、右新開地通大安総本店前においては、折柄撮影取材中の神港新聞社青山記者をデモ隊先頭の四、五名が殴打し、治療二週間の傷を与え、携帯のカメラを一部破壊し、更に松竹座前道路上において取材中の神港新聞社植田記者をも引倒し、乱打して治療二週間の傷を与え意識不明に陥らしめる等の暴力を振いつつこの通りを急遽行進したのである。

(5)　他方、前述の如く兵庫警察署に待機中の警察隊は、大会の終了も間近し、との現場からの情報を得て、各要所毎に所要の大隊が配置された模様であるが、同時に前記警察学校部隊が右の公園南入口に到達した時には、既にデモ隊の先頭部は新開地通を約百米以上も南下しつつあり、後続のデモ隊が続々と列をなし、駈足以て進行中であつたとのことである。よつて右の警察隊約百名はこのデモ隊と併行して急遽南下し、公園南出入口より約五百米南方の映画館相生座附近の地点にて右デモ隊の先頭部に至り漸く之を捕捉し得たのであつた。

(6)　この間、右警察隊に先行し、前記相生座附近においてデモ隊先頭に追付いた兵庫警察署のキャリヤーは近くのデモ隊員より火焔瓶を投ぜられ——之は路上にて燃焼したといわれる——同車に搭乗の警察官十余名も又彼等より小石、或いは目潰し用と解される唐辛子粉包み等を投擲される等の暴行を受けたが、神戸地方検察庁によれば全員之に屈せず、直ちに下車し、更に数米先のデモ隊先頭部に向い之が制止に力めたとの由であつた。そして之等警察官は、踵を接してデモ隊の解散と違反者を検挙すべく其処に到着した前記警察隊と共に、右デモ隊の先頭にいた約四、五十名余の者を、附近の新開地通東側の店舗前に半円形を包囲し、猫を喰まんとする鼠の如く、あるいは検挙指揮者の警棒を奪わんとし、又は催涙液、唐辛子粉を投擲し、更には警察官の肩先に噛み付く等して激しく抵抗する彼等隊員をば、午後抜きに逮捕した外、現場より四散せんとする一部デモ隊員をも引続き追跡して之を検挙し、結局被検挙者十八名を逮捕し得て、十八時二十分本件事犯は一応之を鎮圧したのであつた。

(B)

(1)　原因について

本件は、経過的には徴兵反対青年平和大会が開会された後、右大会参集者の一部の者によつて集団デモ行進の強行となり、この結果として暴力事犯等の発生をみるに至つたことは前述の如くである。

それ故本件不法事案発生の必然性は該集会が開催されたことに胚胎し、そしてこの開催が政治的意図に依つてなされたものであることは、それが背後関係上、若しくは指導系統的な事情等については既述の如き緊急通達としての指令活動、青年平和協議会準備会結成の経済等未だ推定の域を出ないにしても、部分的若しくは皮相的には容易に之を事実として肯定し得るのである。即ち、右大会開催前における三月二十七日以降の別紙（別添八）内容の如きビラ十万枚の撒布、大会のスローガン等々、断片的な現象については之を疑うに足りる何物もないのであつて、関係各庁また之を認める所以である。即ち、本大会は、之を推定すれば実力以て大衆による対権力闘争を展開せしむべく、表面的には再軍備、徴兵反対の輿論を喚起すべく開催をみたものに他ならない。

(2)　しかし乍ら、かかる集会の閉会後に発生をみた公安条例違反、公務執行妨害、暴力行為等事犯等そのものの発生の原因が政治的意図によるものであるか、又は単なる偶発的なものであるのか、更に之等事犯の発生は、右集会の開催と関連乃至は直結して惹起されたものであつたか、については、少くとも本件不法事案に対する当局の完き捜査活動を経た後においてのみ、その一端を窺知すべく期し得るものと思われるのである。

従つて、関係当局による、今日の段階においては之等事犯発生の意図を察知せしむ可き背後関係としての全国的連繋性乃至は計画性は、之を本年三月発生のいわゆる京都デモ事件と相似するものと看做し得ようが、それは未だ推定の範囲外のものではない、と考察しているに過ぎない。しかも当局としても本件事犯はそれが被疑者検挙の当初にあつては、デモ隊と警備警察官との偶発的な衝突のもたらした不法事案に過ぎず、それ故それは本件において客観的に現われた事象を充分に把握し、個別的に刑事責任を追及すれば足りるものと考察していた様であつたが、事後における捜査の進渉に伴い当該被疑者等の言動等の外、捜査活動上幾多の疑念を生じた模様であり、今日においては如上のデモ行進、暴力行為等の不法行為は、おおむね事前においてかかる集会を持つことによつて警察力に対する武力闘争を敢行すべく意図した計画的な挑発事象とも推定するに至つたかの如く観ぜられるのである。

何故ならば、それは捜査の過程においておそらく左の如き事柄を本件における特異な事実乃至は表象として把握したであろうことによると思われるからである。

a　前述の如く竹槍二十本が集会開会を前に秘匿されるに至つたこと及び、当該バチンコ店は、市内兵庫区福原町八丁目三十五番地所在であつて、結果としては、デモ行進の強行された新開地通に面し、事前においても、警察側とデモ隊側の衝突が予想された位置の附近にあること。

b　本事件関係某人の証言に拠れば、相生座前においてデモ隊を包囲せんとした際、反対側の道路より青竹をもつた二十数名の朝鮮人が突如として現われ、デモ隊と合流したこと。

c　新開地通におけるデモ隊からの投石は、右の新開地通がアスファルト道路であることから、いずれも彼等が事前に秘匿していた小石等によつてなされたものと推定されること。

d　大会開催時、新開地通各所パチンコ店に朝鮮人が数名宛屯していた事実

e　昭和二十五年十一月二十八日発生のいわゆる第二神戸事件の首魁者及びいわゆる地下工作隊から発展した中核自衛隊の構成員と看做される朝鮮人十数名が一旦大会に出席し、更に集会中途より何れかに退去したこと。

f　本大会には各方面より旅費半額等――三・一紀念日におけるいわゆる相生事件の場合、日当千円といわれる――を支給されて参加した者のある点

g　被疑者の一名は逮捕による長期勾留を予想したかの如きその者の両親宛の書置を所持していたこと。

h　大会終了後約五分の短時間内に約千三百名の人員中から約二百五十名のデモ隊が編成され、比較的統制力ある集団行動を行つた点

i　前述の田中巡査部長に対する暴行は、同部長がデモ隊を、それの前方に位置して撮影しつつあつたにも拘らず、附近に待期していたものと思われる後方の群衆から襲撃を受けたこと。

j　大会の終了予定時刻を大幅に繰り上げられたことによつて待期の警察隊主力の虚をついた結果となつた事実

即ち、当局としては之等の事象をば総合して考察した結果、彼等は事前において既に、閉会後は集会の許可条件に違背して集団による無届デモ行進を強行し、新開地筋を南下することによつて惹起されるであろう警察隊との衝突時においては、右新開地通の要所に予め待期していた遊撃的な集団と共に当該警察隊に対し反撃の挙に出るの意図ではなかつたか、と推定しつつあるものの如くであつた。

そして、吾人としてもまた右の諸事象の外、右記新開地通各班に屯した朝鮮人は、デモ隊参加の朝鮮人をも含め、いずれも地下工作隊より発展した中核自衛隊の構成員であつたと思われること及び大会に参集せんとする約百名の者の一団中に紛包みとして竹槍四本を所持した者二名が、右の集団に囲繞されつつ会場に到らんとし、よつて之を制止し該竹槍を押収せんとする現場警察官に対し十数名の者から抵抗がなされ、内一名が公務執行妨害罪として検挙された事実は、右の諸点に関連して看過し得ぬことと思われるのである。そして更に、前述の集会予定時間が約四十五分繰上げられて閉会に至つた結果、警察側の行動計画の意表を衝くこととなつて事態を悪化せしめたと、一応は窺知される事実についても、これが警察側の虚に乗ずるの意図をもつてなされたかについての追究如何によつては、かかる不法行為の発生と集会そのものとの関連性の一端をも察知せしめるに足り得るものと考えられるのである。そしてそれは同時に斯様な予定時刻の変更がこの種不法デモ事件における新規の戦術として認め得るか、否かをも決定し得るであろう。

しかし乍ら、通常の場合、この種事犯発生の背後関係、乃至は政治的意図の介在如何に関する捜査が難事であることはいう迄もなく、特に本件の場合、現在（四月十一日）当局が拘束し得ている者は、いずれも右デモ隊に単に参加した者のみとのことであるから、前述の如き不法事案それ自体の発生因の具体的な解明がより困難なことは想像に難くないのである。

(3)　次に集団デモ行進を強化せしめると共に、その間において暴力行為を発生せしめる等事態の悪化をもたらした原因としては、警備隊の主力をして、大会の終了予定時刻前に行動を開始せしむべく配置した時間的遅延が結果的には不手際を来たしたことを挙げ得よう。即ち、会場現場と右部隊との情報連絡はとられていたものの、予測せざる終了予定時刻の、前述の如き大幅の繰上に依つて、終了間近との情報下に行動した処右主力による公園南側出入口への到達がおくれ、為に右出入口を以てデモ隊行進に対する阻止線とはなし得ず、――同所に張られていた弱少警備線は直ちに突破された――一路新開地通へ之を突進せしめたものであり、しかもこの狭長な通は市内における唯一の歓楽場、屈指の商店街であつて、当日は日曜日そして路面は雑踏を極めつつあつた為、既に加速度を以て南下した集団を捕捉し、之を検挙す可くより困難な事情に在つたのである。事実、右の主力は行進のデモ隊先頭部を遮断する為、約五百米の間、之を併行して追跡したことは、前述の如くであつて、この間に如上の暴行は惹起され、この外に店舗等の破損をみ、一般通行人等も負傷するに至つたのである。

之に対し当局においては、かかる警備力配置の時間的遅延は之を認めつつも、当時右出入口においてデモ隊を阻止した場合に、当然発生が予想される処の双方衝突による混乱と、斯様な現実態とを比較して何れの場合が好結果をみたかについては、断定し得ないとの見解を持している模様であるが、この予想される混乱は、所詮その現場における警察側の警備力に対する集会参集者の行動如何によつて決定づけられるものではあるにしても、地形的には前者の場合が少くとも制圧上はより有利ではなかろうかと思われるのである。いずれにせよ、取締当局としては、デモ隊は之を雑踏中に入れぬ様事前に配慮すると共に、集会責任者乃至は主催者とデモ隊の主導者とは別人格となるの想定を当初よりなし、集会の届出時間等には一応信を措かざる警備措置を講ずるの必要性を本件事案における教訓として認めているが、この事はまた前述の如きデモ隊は之を新開地通南詰大阪ガスビル附近において待期の部隊を以て阻止し、場合によつては実力を行使せんとの一当局の警備計画に対する反省でなければならない。

結果及び影響について

(C)

(1)　一般人心に対して

本件デモ隊員による投石等によつて前述した以外に、民間人二名が負傷し、店舗等のガラスを破損されたもの四個所に及び、その他彼等の逃走に際して民家の塀及び扉を破壊されたものは五個所を数えるに至り、その間多数の店舗またその営業を妨害された為、斯様な暴力活動に対して一般輿論は憤激し、地元新聞にあつても、論説として強く之を非難するに至つたといわれている。

(2)　諸所の破壊分子に対して

よつてかかる一般輿論の非難は、少くともデモ行進を行つた側にとつては、反つて逆効果を招いた如くであつたと看做されているが、如上デモ隊の失敗は、該デモ隊員が完全に武装化せぬ為とあつて、次回には警察力に対抗し得る程度の武装を完備すると一部の過激分子が揚言した旨の情

報が入手された模様である。しかし、当局としては、その実は本件被疑者に対する検挙によつて県下各所の破壊的分子は逮捕に対する恐怖を増し、志気の喪失を来たしたものと看做している如くであり、その一例として四月七日十三時より尼崎市において開催された「重税反対闘争大会」は右に関する情報が本件検挙の報復を企図しているものの如く推定を得たので、関係庁としては該事案を重大視して事前に公安係検事を同市に派遣する等万全を期したのであつたが、右大会の参集者は僅か数十名に過ぎず、何等の活動にも出でずして解散した事実に徴してもその一端は推測し得るものと考察した様である。

(D) 事後における司法処置について

(1) 既述の如く、本事件における検挙は、警備隊主力の現場への到着が遅延したことが出発点となり経過的にはデモ隊員による偶発的な投石等によつて双方混乱の裡に開始されたことは既述した如くであつて、検挙指揮者の判断等による検挙命令に基いて着手されたものではなく、デモ隊追跡の主力隊に先行したキャリヤが相生座附近において襲撃を受けるに及んで、之に搭乗の警察官が期せずして一齊に下車し、投石しつつあつたデモ隊先頭部を目指し前進の上、之を制止せんとしたことが検挙に移行する契機となつたものである。それ故デモ隊の先頭部にいた約四、五十名を包囲しこの中から彼等の一部十九名を現行犯として逮捕した外は、隊列後方部に位置していた他のデモ隊員は附近の十字路から東西に逃れ新開地裏通に四散するに至つたのである。

(2) 従つて、大会が正に終了せんとの報告を受け、現場指揮に急行した神戸地方検察庁公安係検事が現場に到着した時には、被疑者に対する検挙は早や着手をみ、概ね終らんとしていた模様であつて、それ故同検事はその後の指揮に当らざるを得なかつたといわれているが、之については同検察庁においても、この種事犯の場合、今後は検挙着手前における検事指揮を以て、原則とすべき旨反省している次第である。

(3) そして検挙が終了直後には、デモ隊員によつて催涙ガス様の瓶が再び附近警備の警察隊に投擲された為、一時現場においては混乱を生じたが、之が平静に復した後も、先に四散して群衆に交つていたと思われるデモ隊員が更に三々五々附近各所に蝟集し、警備の間隙を縫つて視察中のパトロール車に群り「警察官は皆殺にせよ」等怒号しつつあつた模様であるが、之また警戒の警察官によつて、逐次解散せしめられたのであつた。しかし乍ら、取締当局としては、同夜を期し、尖鋭分子等が市内の各派出所等を報復的に襲撃することも予想し、更に警戒を厳にすると共に、検挙者の釈放要求の為兵庫警察署に到来した約二百名の群衆に対しては二時間余の対峙の後実力を以て之を解散、退去せしめる一方、神戸地方検察庁にあつては、十八時三十分頃より、本件に対する事後処置としての今後の捜査方針等検討の為、兵庫警察署において、警察側幹部と出動部隊の小隊長以上を集合せしめ、当時の状況の把握等に力めた模様であり、現場における検挙に関係の警察官及び出動の警察官に対しては、同庁として所要の質問事項に対する報告書を同夜中に作成し、之を提出せしむべく指示したものの如くである。

(4) また他方、同庁では、検挙された被疑者十九名の身柄は、之を直ちに神戸市警察学校に収容すると同時に、前記検挙関係警察官、現場撮影写真其他について捜査を開始し、一名を即時釈放した外、爾余の被疑者については、警備上の必要から警察側の要請に基き、翌三十一日検察官に送致の手続をとらせて神戸拘置所に勾留する手筈を整えた上、三十一日午後検察官六名を前記警察学校に出向せしめて神戸地方裁判所に勾留請求をなした結果、十三名が勾留され、他の五名に対しては資料不足として右の請求は之を却下された次第であつた。――右五名は公務執行妨害被疑二名、暴力行為被疑一名、公安條例被疑一名、住民侵入被疑一名で、証人は各人に対してそれぞれ警察官一名であつた。

よつて、翌四月一日には、栗坂検事以下三名の検事に本件事犯の捜査を担当せしめるべく指令し、同日警察側と合同捜査会議を開き、本案処理の遅延に伴つてその生起が予想される一部分子の蠢動を封殺する為にも、迅速に捜査を遂げるべきこと、及びこの種事犯に緊要なる今後の捜査方針を指示して所要警察官の編成をなし、以後本格的な捜査段階に入つた模様である。しかし乍ら、本件事犯の場合、通行人中に、当該不法行為に関する目撃者を確保し得なかつたことは、かかる事件の被疑者に通例的な黙否権の徹底的な行使と相俟つて、その捜査過程において相当程度の困難性を生じたものの如く、この故にか当局としては斯様な事件の発生が予測されるが如き場合には、事前において検挙の担当者とその協力者とを予定し、後者に証人任務を課しおくべきことを現実事態から体験せしめられたように思われるのである。

3 事件後の動向に関する関係当局の見解

(1) デモ事件当日の十九時過国民救援会書記遠井彰外朝鮮人学童を交えた約七十名が、百数十名の群衆と共に、検挙被疑者の釈放方について兵庫警察署に来署、逮捕理由等の説明を同署長に要求したことについては、既に一言触れた処であるが、更に二十時三十分頃、右の国民救援会事務局長中村親人外西神細胞キャップ等十七名は市警察署長に面接を要求し、約四十分に亘る双方応酬の後に引揚たといわれる。また、これより先十八時四十分頃長田警察署苅藻派出所は火焔ビン二個、小石一個が何者かに依つて投ぜられ、窓ガラ

かくて四月七日、同地方検察庁においては、金水東外四名について、公判請求をなすと共に家庭裁判所に少年七名を送致し、他の六名は之を不起訴処分としたのであつたが、翌八日右裁判所より少年三名の逆送をみたので、即日これについても公判請求をなした結果、一応勾留被疑者に対する捜査は之を終了し得た模様である。しかし、既述の如き、本件事犯の発生に推測される特異な諸表象は、今日なお当局をしてこの種事犯に対する抜本的解決の為のより緊要な目的のために所要の活動を続行せしめているものと窺知し得るのである。

ス一枚が破壊されたようであり、更にまた、二十時三十分過には、長田区東尻池町三丁目附近において右ころ、レンガ等多数ポケットに所持していた六名の者が暴力行為等処罰に関する法律違反容疑で検挙され取調べられたが、――右は少くとも前記新派出所に対する火焔瓶等投入事件には関連性薄く釈放された模様である――これ等一連の事件は、前記暴力事犯等の惹起を、少くとも単なる暴徒による突発的な偶発事象として看做すべきでないことを示唆しているかの如く思われたのであつて、それは、既述の如き右大会を続る特異な諸表象と共に今後の動向に関して関係当局が見解する処のものに注目せざるを得ぬ所以たらしめているのである。

(2)　とは云え、当局にあつては、繰返すように今日なお、検挙被疑者の処分を了したに過ぎず、成果を期すべき当局の活動は、むしろ今後にこそ之を求むべきものと考えられる以上、斯様な見解についても之を制約して述べざるを得ない。

即ち当局に拠れば、大会主催の前記労働団体は、かかる事件の発生を以て主催者の意図より逸脱した一部過激分子の策動であると声明し、従つて前述の如き被疑者釈放の要求運動には同調しない態度を明かにしたとの由であり、之に対し共産党系諸団体においては、釈放者――勾留後の釈放者は四名――を主とした真相調査団なるものを組織し、調査に名を藉つて新開地の店舗を戸別的に訪問し、以て宣伝につとめると共に来たるべき公判における闘争資料を蒐収しつつあるかの如くであると看做している。又本件主任検事の下には連日数名の者が強硬に拘束者に対する接見禁止の解除と釈放方の陳情に来庁する一方、この地の自由法曹団弁護士も他地方からの同団体所属弁護士の支援の下、法廷に臨むべく努力中であるとみられ、いわゆる恐迫状も多量に舞い込む状態であるといわれるが、いわゆる神戸事件の如き大衆動員による釈放運動や、大規模な法廷闘争等は、現在の状勢では生起し得ぬであろうし、既に述べた四月七日の尼崎市における重税反対闘争大会開催の経緯に顧みても、少くとも過激分子間における志気の喪失は疑う可くもないと推測している模様である。しかし乍ら今後共、特に近隣諸都市において一部の過激分子が警備態勢の虚に乗じた挙に出るであろうとの示達は、之に関する関係庁の処置と共に、当局においては既に連絡済であると思われるのである。

(3)　また、神戸市警察局によれば、旧朝連系朝鮮人間においては、今日強制送還を極度におそれ、不法行為によつて検挙されることを極端に恐怖している模様であり、集団運動に対する一般朝鮮人の動きは概して消極的であるとみ、今後この種の集団犯罪は、青年行動隊等少数の積極分子等の前衛的暴力行為にその位置を換置するものと推察しているが、本大会参集者が、主催者側予定の半数にも満たず、集会そのものの次第は総体的にはおおむね低調に推移していたこと及びデモ隊の編成はそれが迅速且つ統制を保持しつつなされたにしても、之への参加者が千三百名の参集者中僅か二百数十名に過ぎなかつた事実は斯様な推察を肯定せしめる一因たるものと思われる。しかも国警坂本兵庫県隊長に拠れば、他方彼等のかかる強制送還に対する畏怖心は生活保護法の適用問題と共に、過激団体の利用する処となり――同警察局飛延捜査第一課長に拠れば強制送還に対する畏怖からは生活保護法適用の要求運動が衰えたとはみられぬという――今後朝鮮人を先頭に立てて抵抗する機運に向いつつあるものと看做しているが如くである。

(4)　この種事犯に関する関係当局の見解

(A)　神戸地方検察庁に拠れば、現在同庁においては公安係検事二名を以てこの種事犯の処理に専任せしめている由であるが、今日におけるが如き集団的な破壊的活動の漸増と、一般刑事事件の輻輳とは、検察官定員の絶対数の不足と相俟つて係検事をして公安事件のみならず、それぞれその係事件の処理に専任せしめ得ぬ実情をみているという。又、同庁荒田検事に拠れば、同庁は予算面からの制約に依つて、日曜日たる事件当日に検挙体制を採るべく所要の経費は皆無であつたといわれ、現在また狭隘な庁舎に辛じて執務しある現状で、この為集団犯罪の捜査には各係検事が警察署等に出向せざるを得ぬことは前述の如くであるから、庁舎拡張の必要は焦眉の問題であるとも述べており、古山警察局長等また自治体警察がその警備及び検挙の全経費を微弱な地方財政に直接依存せざるを得ぬことを指摘し、人的、物的両面に多額の費用を要するこの種事件の捜査活動のみならず、警備関係に所要の経費は之を全額国庫負担とすべきことを訴えている次第である。

(B)　神戸地方検察庁に拠れば、立法上の改正意見として、近くウイロビー少将の集団行進及び集団示威運動に関する覚書が失効するにも拘らず、現在同庁管内においても公安条例を制定している都市は神戸市、姫路市の外六市のみであり、県下の重要都市である尼崎市、西宮市及び明石市に在つては、諸般の事情により未だそれの制定の運びに至つていない為に、斯様な事犯に対する取締は、区々として行わざるを得ぬ現況に鑑み、公安条例に代るべき全国一律的な取締法の立法に期待しており、同検察庁荒田検事によれば、同種事犯であつても、尼崎市におけるそれに対しては起訴し得ぬのが実情であるという。

次に、関係官に拠れば、権利保釈については、本件事案にもみられるが如く、過激分子等が法的保護を狙つて刑事未成年者を多数動員せしめると同様、二ケ月乃至は三ケ月後の保釈出所を前提として犯行に参加せしめている模様であり、かつて保釈を許された者が再度同種事犯として他地域において公訴される等の事例も多い一方、保釈取消決定後において、出所者を再び逮捕することも多くの場合困難であつて、この為関連事件の審理も著しく遅滞する実情であるという。神戸地方検察庁提出の

資料（別添十一）によれば、二十四年以降、本年三月末過に保釈取消の決定をみた者二百二十一名中、執行し得ぬ者百八十四名を数えている次第である。かくて当局においては、集団的暴力事犯におけるのみならず、一般刑事事件における緊要な問題としてもその解決をのぞんでいる。又、特にこの種犯罪の捜査においては勾留期間は之を相当に延長する必要があり、検事の総動員を以てしてもなお取調に事欠く場合もあるのであるから、勾留期間は被疑者が自己の真実の姓名を自白すると同時にその進行を始めるような改正趣旨を以て改めては如何との意見の開陳も行われたのである。

(C)　其他

(1)　本件事犯の発生によつて得た教訓として、関係庁においては、既に一言したものの外、本件の場合、警察隊が鉄帽を使用していた為、相手方はプラカード等多数所持していたにも拘らず、負傷率が低くかつたこと、警棒の使用法については更に訓練する要のあること及び前述の如き事前における竹槍の秘匿乃至は別働的な遊撃隊の実在等に備え、私服刑事を各要所に予め配置し動哨せしめること等を挙げている。（本件検挙による被疑者十九名中、後頭部負傷の者は五名（内重傷者は一名）で、手甲拇指の負傷者は一名（要治療七日）であり、大会開催に際し出動の私服警官数は二四五名であつた）。

(2)　本件捜査の場合も、被疑者による黙否権の行使が捜査に支障を来たしたことは既述の如くであつて、八名の被告中、七名がこの権利を行使した次第であつたが、関係官によれば、公判廷にあつては所詮彼等も相当程度陳述に至る模様であり、かくて陳述せんか、出所後において、当該所属団体の査問会の如きものによつてリンチ等に処せられるものの如く、従つて彼等によるその行使は集団闘争の一手段として強制されたものとみられている。またこの種事犯に対する証拠の作成は、特に公判廷における乱闘状況等の具現化において困難な為、先述の如く検挙等について担当を定め、検挙に協力す可き警察官には、現場において所要事項は之を直ちに記録せしめて事後における証人任務を課する等して之を補つているが、最近警察官の一部には検察側証人として出廷することを忌避せんとする傾向も現われているという。

(3)　兵庫県下における朝鮮人は、今日外国人登録令による登録人員約五万六千名といわれ、この外約四千名の未登録者がおり、偽似の登録証所持の者も相当数いるとみられるが、職務質問或いは被疑者としての取調等個々の事件についての調査の外、彼等の登録証を一齊に調査することは不可能であるという。なお、入国管理庁神戸出張所の調査に拠れば、強制送還者数は県下の場合、二十六年度は四十七名で、本年現在迄に十四名が数えられている。

（別添一）

大阪高等検察庁における出席者名簿

大阪高等検察庁

検事長　渡辺　俊雄
次席検事　米原容次郎
公安係検事　泉　政憲

大阪地方検察庁

検事正　市丸　有二
次席検事　渡部　善信
経済部長検事　長木　璽
岸和田支部長　大坪貞五郎
公安係検事　斎藤　欣平
財政係副検事　武広　敏雄

国警

隊長　阿倍　泉
刑事部長　木村　善隆
警備部長　三宅　二郎
南泉地区署長　神戸　子孟
警備課外事係警部　道浦　俊夫
捜査課警部　玉井　覚次
同　同　浜田不美男

警視庁

警備課長警視　山之口初義
同第二係長警部　和田　要範

国税局

局長　塩見　俊二
間税部長　河村　尚平
監視課長　高田　泉平
間税課　西尾　勝一

泉佐野

（別添二）

神戸地方検察庁における出席者名簿

神戸地方検察庁

検事正　川又甚一郎
次席検事　荒田　留次
公安検事　湯川　和夫
同　栗坂　諭
事務局長　前田　毅
公安課長　田中　高二

国警兵庫県本部

隊長警視　坂本　智元
長
警備部長警視　山口　広司

神戸市警察局

警察局長　古山　丈夫
警邏部長警視正　小山　敬一
警備課長警視　坂本　重貴
捜査第一課長警視　飛延京太郎
捜査第二課長警視　西岡繁次郎

（別添三）

秘

（検挙着手後配布のビラ）

国家地方警察大阪府本部提出

皆さん

私達は大阪府警察隊のものであります。

早朝から皆様に御迷惑をかけまして誠に御気の毒に存じますが、本日一部の煽動者や暴力を以つて警察の正しい公務の執行を妨害する者の検挙に着手致しました。

警察は努めて騒ぎが起らない様に警察官を要所に配置致しました。今後も引続き応援部隊を配置しますから御承知下さい。これは全く善良な皆さんを保護し規則に違反する者を取締るためであります。

この際皆さんは一部の煽動者におどらされ或は面白半分に附近に集つて警察の公務の執行を妨害したりすることなく、なるべく附近に立寄らない様にして下さい。誰にもわかるまいと思つて軽い気持でした事が後でわかつて処罰されることほど火を見るよりも明らかです。

無用の者は家庭から離れず暫らくの間御辛棒下さい。

皆さん用事のない人は家から出ない様に致しましょう。

（別添四）

秘

（検挙終了後配布のビラ）

国家地方警察大阪府本部提出

皆さん

長時間に亘つて皆さんに多大の御迷惑をお掛け致しました一部煽動者や公務の妨害者は　日　時完全に逮捕致しました。

ことの起りは皆さんも御存知の通り先月国税庁の行つた密造酒の

検挙に際し警察の正当な行為を暴力を以つて妨害し町の治安を乱したことでありますが約　時間の捜索の結果ほとんど完全に逮捕するに至りました。

一部の逃走者がありますがこれらの検挙もすでに時間の問題であります。

なお引続き相当数の警察隊が現地に留つて事後の治安の維持に従事することになつていますから善良な皆さんは御心配なく夫々の家業に従事する様にして下さい。

皆さんの御協力を厚く感謝します。今後は皆さんの良識に訴えて冷静に事を考え無用の暴力を振つたり一時の興奮や義理人情にからまれて一生を棒にふるような事のない様お互に注意致しましょう。

（別添五）

大阪地方検察庁検秘第八二号

（写）　大阪地方検察庁提出

昭和二十七年三月三十一日

大阪地方検察庁検事正　市丸　有二

法務総裁　木村篤太郎殿

検事総裁　佐藤　藤佐殿

大阪高等検察庁検事長　渡辺　俊雄殿

多奈川地区谷川に於ける拳銃暴発事件の件報告

一、本年三月三十日午前五時国警五百名、検察庁十六名の検挙隊にて去る三月二十六日の多奈川町に於ける暴力行為、公務執行妨害等被疑事件の検挙に着手し、午前七時頃迄に証拠物件の押収並びに被疑者二十七名の逮捕を了り（内五名は事犯軽微のため直ちに釈放）爾後は警察官約三百名が現地の警備に当つていた。

二、当日午前十時頃国警泉南地区署巡査部長山本政敬（二十五歳）巡査宮本邦雄（二十六歳）の両名が谷川港附近を警備巡回中、路上に於て暴力行為等事件被疑者である朴燦福（四十四歳）を発見した、朴は既に逮捕状が発せられており当日検挙寸前に裏山に逃走した者である。山本巡査部長は曾つて多奈川自治警に勤務した事のある関係で朴の顔を知つていたので、朴に対し職務質問を為し朴は氏名を偽つたが、近隣の者も朴である旨告げたので同巡査部長は同行の宮下巡査に朴の逮捕を命じた。

宮下巡査は直ちに朴に手錠（両手錠）をかけ様としたが朴は抵抗を初め手錠の一個を握り一方同巡査の頭部を三、四回殴打し同巡査との格闘となつたが朴は同巡査の睾丸を蹴り、為に同巡査は上半身を屈して倒れ意識不明となつた。朴は両手錠の鎖を引きちぎり手錠一個を持つた儘逃走したので山本巡査部長は直ちに朴を追跡し、約二百米離れた谷川の朝鮮人部落路上で朴に追付き、右手で拳銃を擬し朴に同行を命じた。朴は拳銃を握り之を奪おうとし両者もみ合ううち朴は山本巡査部長の横後から同人の身体を抱きしめて約三米押して行き傍の朝鮮人平川泰権の家の土間へ押し倒し、同巡査部長は仰向けに朴は其の上に一体となつて倒れた其の瞬間拳銃が発射したのである。

（山本巡査部長は拳銃発射の意思は無かつたと述べている）

処が朴は尚も拳銃を手で握り、奪おうとし銃口を同巡査部長に向け、もみ合つたが数秒後朴は立上り、一、二歩歩んで地面に坐つたので、同巡査部長は初めて朴の出血を知り、附近の者に依頼して、直ちに朴を附近の病院に搬び応急手当を施した後泉南地区署の手配で尾崎町の荒木外科病院に収容したのである。

三、事件現場は朝鮮人部落であり、山本巡査部長は朴と格闘中約三十人位の朝鮮人に取り囲まれていたが彼等からは別段の抵抗は無かつた。

又朴が奪つた両手錠の手錠一個は現場附近で発見された。

拳銃はコルトのオートマチック四五口径（七発装填）で当時同巡査部長は万一の場合を考慮して安全装置をはずしておつたもので弾丸七発中一発発射されて居りその薬莢は其の儘拳銃中に残つていた。弾丸は朴の腹部の中心から左腰部に貫通していた。同日夜朴は腹部切開手術を受けたが重体である。

四、山本巡査部長は昭和二十年五月大阪府巡査を拝命し同二十七年三月二十日巡査部長となつたもので多奈川自治警、東泉南地区署を経て最近泉南地区署勤務となつた者である。

朴燦福はさきの多奈川の公務執行妨害事件の主謀者と目されている男であり、本件暴発事件は公務執行妨害事件手入れ直後発生したもので、部落朝鮮人の今後の動きを考慮し、検事二名本日現地に出張、詳細を取調中で、本事件の処理には慎重を期している。

（別添六）

多奈川地区における拳銃発射事件の概要

国家地方警察大阪府本部提出

使用（事故）の日時・場所	使用（事故）者の勤務課・署・官職・氏名・年令	使用（事故）けん銃及び弾薬	被害者住所・職業・氏名・年令及び被害の程度	使用（事故）に対する所属長の意見
昭和二十七年三月三十日午前五時三十分頃泉南郡多奈川町小田平番地不詳	庄内地区警察署勤務　巡査部長　井関卯三郎　当三十二年	S&W・38・REV第五九〇四二号　被甲実包　二発　RA—二七・38 spec	なし	正当使用と認める。
昭和二十七年三月三十日午前五時三十分頃泉南郡深日町番地不詳街路上	府本部教養課勤務　警部補　山中重信　当四〇年	g&W・38・REV第八〇七九六〇号　被甲実包　四発　RA—二七・38 spec	なし	正当使用と認める。

昭和二十七年三月二十六日、府下泉南郡多奈川町附近に於ける密造酒検挙に関連して発生した暴力行為及び公務執行妨害の被疑者の検挙に際し、上記日時場所において山中警部補は小隊を指揮して深日町一帯の警戒に当り検挙に側面的に協力していたところ、義山博正こと李錦祥検挙の際家族と本人が薪割り、天秤棒をもつて警察官に反抗を加え隊員上山巡査部長は顔面裂傷の傷害を受け、山中警部補も顔面を殴打される等身に危険が迫つたので、止むなくけん銃を使用し四発を威嚇射撃をしたが他に被害はなかつた。

昭和二十七年三月三十日午前十時二十分頃泉南郡多奈川町谷川通称浜附近	泉南地区警察署勤務巡査部長　山本政敬　当二十四年	COLT・45・AUT第二一一〇九七六号被甲実包一発　ECSS―二五〇・45	泉南郡多奈川町小田平無職　朴燦福　当四十四年　右下腹部貫通銃創	昭和二十七年三月二十六日、府下泉南郡多奈川町附近における密造酒検挙に関連して発生した暴力行為及び公務執行妨害の被疑者の検挙に際し、上記日時場所において、山本巡査部長は逮捕状が発せられて逃走中の被疑者朴燦福を発見せんとしたところ、朴は同行の宮下巡査の拳丸を蹴り同巡査はために転倒し一時人事不省に陥った。この隙に逃走を企てたので、山本巡査部長は単身約八十米追跡、朝鮮人の群集地帯で朴に追い付き連行せんとしたが朴は頑強に抵抗するばかりでなく、同部長のけん銃を奪取せんとして格闘となり揉み合つている中、突然本名のけん銃が撃発し、弾丸が朴の下腹部に命中、上記被害が発生したもの。なお山本巡査部長は事態が急迫していたので予めスライドを引いた上、安全装置にしていたのであるが格闘中、無意識のうちに引き鉄を引いたものか、或は格闘中安全栓が外れ同部長か朴のいずれかの指が引き鉄に触れ弾丸が発射されたものと思われる。	故意過失を認められず違法性なきものと認められる。
昭和二十七年三月三十一日午前五時二十分頃泉南郡深日町深日港海岸	泉南地区警察署勤務巡査　北野晃　当二十一年	COLT・45・AUT第二〇三五一一七号被甲実包四発　Ess―二五〇・45	なし	北野巡査は巡査見習生三名と昭和二十七年三月二十六日、府下泉南郡多奈川町附近における密造酒検挙に関連して発生した暴力行為及び公務執行妨害の逃走被疑者を捜査のため管内警ら中、上記日時場所において令状発布中の容疑者千葉某外一名が小船で逃走せんとして乗り込みつつあるのを発見したので北野巡査は犯人の逃走を防止し逮捕するためやむなくけん銃を使用四発を発射したが命中せず、犯人は該船舶に乗船逃走したものである。	正当使用と認める。

（別添七）

反戦ビラ（写）

再軍備論者はよくばりおやじばかり

青年は肉弾や人柱には反対だ！！

国民からふんだくつた税金で武器をつくつて大もうけをたくらむ軍需資本家や、再び世界戦争に一役買つて、アジア支配を夢見る反動政治家どもは、今や無責任極まる再軍備論をがなりたてている。

戦争屋共の眼中には、つぶれ行く平和産業も、おびただしい失業者も、あわれな戦災者の姿もないのだ。彼らに必要なものは一枚五円のハガキでむりやりに青年を肉弾にする徴兵令と、低賃金、低米価で牛馬以下にこきつかわれる労働者と農民であり三、〇〇〇億円の軍事予算なのだ。

兵庫県の青年労働者諸君！！

青年肉弾化の魔手は我々のノド元に迫つている。

県下全青年の団結の力でこれを叩きつぶそう！！

おれたちの鋼鉄の如きデモの前に戦争屋どもはふるえ上るだろう！！

集まろう！！　三月三十日午後三時　湊川公園へ！！

「徴兵反対青年大会」へ！！

兵庫青年平和協議会準備会

神戸市警察局提出

（別添八）

ポスターの一例（ガリ版二色刷り）

一、国籍強要と徴兵に反対し、三十日の青年蹶起大会を俺達の手で闘いとろう。

西神戸朝鮮青年会

二、青年よ、再び銃をとるな！！

夫、恋人、子供を戦場に送るな

三月三十日午後三時より、於湊川公園

兵庫青年平和協議会準備会主催

三、予備隊を朝鮮に送り、俺達を強制追放するための日韓会談を粉砕するために、青年蹶起大会に結集せよ

西神戸朝鮮青年会

神戸市警察局提出

（別添九）

反戦ビラ（写）

若者よ！再び銃をとるな！

昨年サンフランシスコ講和條約ならびに日米安全保障條約が国民の反対を無視し、吉田売国内閣の手により調印されて以来祖国日本の頭上には再び恐しい戦争の暗雲がみなぎりはじめました。反動政府が如何にたくみな口実で再軍備を否定しても、現在彼らの手によつて着々軍国主義日本が再建されつつあることは全国民周知の事であります。

屈辱的両條約の実施は、アジヤ諸民族を敵とする戦争に祖国日本をまきこむものであり、このような侵略戦争の肉弾に供せられ、戦場に白骨をさらす運命が我々青年の前途に待ちかまえています。

我々は再びわだつみの悲劇をくり返したくありません。日本の全国民は再び広島、長崎の大惨劇を望んではおりません。世界の多数の人々は平和を要求し戦争に反対しています。無責任、非人道きわまる戦争屋共がピストル、棍棒や諸法規弾圧をふりかざして戦争計画の強行をはかろうとも我々青年が身をもつて平和を守り、徴兵に反対して闘う固い決意と団結で起ち上れば、如何なる戦争の野望も打ち砕く事が出来ます。

我々の背後には全国民の期待と信頼がみなぎつています。今こそ我々は祖国の独立と平和を守る闘いに起ち上らねばならない。

我々青年有志は、神戸大学文科自治会の呼びかけに応じて去る三月二十日に懇談会を行い目的貫徹のため「三月三十日午後三時」を期し湊川公園に於て「徴兵反対青年大会」を決行すると共に青年平和協議会を結成します。西宮の青年諸君！！総力をあげて平和のために団結し、この大会に参加して下さい。

阪神朝鮮人青年会

神戸地方検察庁提出

（別添十）

保釈取消決定後の執行状況調

（昭和二十四年以降同二十七年三月末現在）

一、執行したもの　三五名
一、執行出来ないもの　一八四名
一、沖縄へ帰国のもの　一名
一、台湾へ帰国のもの　一名
計　二二一名

四、名古屋地方裁判所判事汚職容疑事件

一、調査の経過

本年四月十九日附中部日本新聞紙上に、名古屋地方裁判所荒木辰生判事の汚職容疑に関する記事が大きく掲載せられ、世人の注目を惹いたところであるが、当委員会においても、問題の重要性にかんがみ、これを重視し、五月九日の委員会において、伊藤委員より、最高裁判所事務総局鈴木人事局長に対し、本件について質疑が行われた。

委員会においては、本件について更に詳細にこれを調査し、その真相を究明するために、現地に委員を派遣することを決定した。かくて五月十四日伊藤、中山の両委員は名古屋に赴き、名古屋高等裁判所、同地方裁判所において、それぞれ長官並びに所長より、名古屋高等検察庁、同地方検察庁において検事長及び検事正より詳細に事情を聴取した。

当時、本件は、名古屋地方検察庁において捜査中で同庁では、荒木元判事の汚職容疑について、既に相当程度の確証を挙げてはいたのであるが、なおまだこれを起訴すべきや否やについては決定をみていなかつた。依つてこの処分が決定するまでは、本件についての報告を留保するのが妥当なりと認め、これを留保してきたのであるが、法務府よりの通知によれば、名古屋地方検察庁は、去る七月十六日、荒木辰生を収賄被疑によつて起訴したことが明らかとなつた。

依つて茲に本件について報告に及ぶものである。

二、事件の概要

名古屋地方裁判所元判事荒木辰生は、昭和四年高文司法科試験に合格、同五年千葉弁護士会に登録、弁護士を開業、同十年判事に任ぜられ、以来東京、金沢、安濃津、名古屋各地方裁判所に勤務し、昭和十九年に至り陸軍司政官としてスマトラに赴き、以来昭和二十一年十月帰国するまで南方各地に在勤し、同月帰国と同時に判事に任ぜられ、名古屋地方裁判所岡崎支部に勤務、昭和二十二年十一月名古屋地方裁判所に転勤、昭和二十七年四月二日依願退官するまで同庁刑事単独部において判事として勤務したものである。

荒木は、別添名古屋高等検察庁検事長藤原末作より木村法務総裁宛の昭和二十七年七月十日附日記秘第一八四号写記載の通り

（一）　昭和二十五年十一月十七日名古屋地方裁判所に起訴せられ、同裁判所刑事単独部に係属中の林製鋲株式会社名古屋工場の工場長林忠雄に対する労働基準法違反被告事件審理に関し、同事件の当初担当判事が、同二十六年三月十五日同裁判所刑事合議部に転出したるため、同事件の配填替えを受けその審理を担当するに至るとともに、同事件の被告人林忠雄が自己に対する裁判について、有利寛大なる判決を受けたいという趣旨のもとに行うもであることを知り乍ら、同年三月以降六月頃までの間に、名古屋市所在の旅館美乃屋において、二十一回に亘り酒食の饗応を受け、同年六月二十五日言渡したる判決においては、右林忠雄に無罪を言渡し、更に判決言渡当日たる六月二十五日及び同月二十九日頃の二回に亘つて、同じく美乃屋において、林より酒食の饗応を受け、

（二）　昭和二十六年十二月から翌二十七年一月にかけて、名古屋市において検挙された椙江正昭、西畑龍男及び成瀬由松の集団強盗被告事件について、これらの者の検挙が別々であつたために、先ず椙江は、昭和二十七年一月八日名古屋地方裁判所に起訴され、事件は刑事単独部渋谷判事のもとに配填せられ、次いで同月十七日起訴された西畑及び成瀬に関する被告事件は、同一強盗事件に関する共犯関係であるから、さらに起訴された椙江の事件に併合審理されるべきことが明かにされていたため、渋谷判事のもとに併合せらるべきに拘らず、その起訴に先だち一月十四日西畑龍男の実兄及び養父の両名が、荒木の居宅に赴き右強盗事件が将来起訴された場合には、荒木判事のもとにおいて同事件を担当し、西畑のため有利寛大な審判をせられたい旨荒木に対し請託したところ、荒木は、この請託を容れて西畑のために有利な執行猶予を付したる判決をなすべきことを約束して、右両人が持参した菓子折一箱と現金二千円を受領し、その後、前記各被告人の事件を一括して自己の担任に移し、西畑に対しては同年二月六日に懲役三年、五年間執行猶予の判決を言渡し

（三）　昭和二十六年十二月三十日名古屋地方裁判所に係属したる周恵生に対する関税法違反及被告事件が荒木に配填せられたところ、被告人の義弟羅志雄等より名古屋市所在富久屋において、一月十五日酒食の饗応を受け、その請託に応じて二月二十日右周恵生に対し、寛大なる判決を言渡し、更に三月三日頃周の知人易東生より富久屋外一ケ所において、酒食の饗応を受けたものである。

以上の事実によつて、荒木は去る七月十六日名古屋地方検察庁によつて、名古屋地方裁判所に起訴せられたのである。これらの事実が全て真実なりや否やは、勿論裁判によつて、確定せらるべきことであつて、今これについて深く言及することは避けることとする。併し、右の如き事実によつて起訴されたということ及び検察当局がこれについて相当の確信をもつていることは特に注意すべきことである。

次に、検察当局の捜査の端緒及び荒木判事退官までの経緯を略述すれば次の通りである。

昭和二十七年二月二十七日前記椙江、西畑、成瀬の強盗被告事件の主任平田検事の許に椙江の雇主山本磯治が来訪し「同事件について先般判決があつたが、椙江は懲役五年の実刑を科されたが、他の二人は執行猶予となつて、これには不服である。執行猶予となつた西畑の親族が荒木判事を訪れ、菓子折と金一封を贈つたということなので、私も訪れて行つたが、私の方は駄目で返された」という趣旨のことを同検事に語つた。

同検事の報告に基き、名古屋地方検察庁安井検事正は、検事長の指揮を受け、捜査を開始したところ、贈賄者二名が詳細に自白するに至り、検察庁は更に荒木判事の素行行動などについて追及するに至つたのである。その結果として、同判事の担当刑事々件について、特に検事控訴となる事件が多いこと、（同検察庁の調べによれば、昭和二十六年四月一日から同二十七年三月二日までの間において同庁で検事控訴した事件九十一件のうち、二十九件が荒木判事の担当した事件である）、麻雀が好きで、料亭等に頻々と出入していること等が判明するに至つた。

三月二十日頃に至り、安井検

事正は、名古屋地方裁判所村田所長及び同高等裁判所下飯坂長官に右荒木判事の事件について話したのであるが、一方、荒木本人も検察庁の捜査を察知したものの如く、三月二十六日に至り、村田所長に辞意を洩らし、翌二十七日遂に辞表を提出した。そこで村田所長は、下飯坂長官と相談の上、裁判官会議に附することなしに、最高裁判所に伝達したのである。なお、この際荒木判事について、前記の如き汚職容疑事件が発覚している事実については、最高裁判所に通知しなかつたのである。故に、最高裁判所は、右の事実について何等知るところなく、四月二日附を以て荒木に対し依願免官の発令をなしたのであつた。

なお、この間の事情について、下飯坂長官及び村田所長は、弾劾裁判ということについても充分心得てはいたのであるが、自分等としては、本件をそこまでもつてゆくことには耐えられなかつたし、又、荒木判事が現職のまま拘束された場合における世間に及ぼす影響及び裁判官全体のための名誉保持の点等を考慮し、自分等両名の責任において最善の方法と認められる措置をとつたものと考える、と言明している。

この間、検察庁側は着々として荒木についての捜査を継続し、犯罪の確証を握るに及んで、遂に同人を起訴するに至つたものである。

以上が事件の概要であり、その詳細は別添参考資料聴取書等によつてこれを参照せられたい。

三、結論

先ず本件において、荒木元判事本人の行為については、それが目下刑事々件として裁判所に係属中であるため、ここにこれを批判することは、しばらく差し控えることとする。

次に本件において問題となるのは、裁判官の弾劾裁判制度との関連において、荒木元判事の辞職について、裁判所側、殊に名古屋高等裁判所長官及び名古屋地方裁判所長のとりたる措置並びに最高裁判所の人事行政全般に関する問題である。

既に「事件の概要」中において述べた通り、荒木元判事は、自己の身辺に検察庁の捜査の手が伸びたことを察知するや、三月二十七日附その辞表を提出したのであつた。名古屋高等裁判所下飯坂長官及び名古屋地方裁判所村田所長は、これに先だち、三月二十日前後に、名古屋地方検察庁安井検事正より、荒木元判事の汚職容疑について、報告を聴いているのである。即ち下飯坂長官及び村田所長は、荒木元判事について、かかる事情が存することを知り乍ら、なお且つその辞表を受理し、しかもこれを裁判官会議に諮ることなく、長官及び所長の意思と責任において、最高裁判所にその伝達をなすとともに、これを至急決裁あらんことを具申したのであつた。なおこの際最高裁判所に対しては、荒木元判事について前述の如き汚職容疑事件が発生したことについては、何等報告しなかつたのである。

このような取扱いをした理由として、下飯坂長官及び村田所長は、荒木元判事が現職のまま、身柄拘束されるようなことがあつた場合においては、それが、国民一般の裁判官全体に対する不信の念を招来するが如き結果を生ずることを懼れて、荒木を一刻も早く辞職せしむることが裁判所及び裁判官全体の名誉を守るゆえんであるというのである。

名古屋高等裁判所裁判官会議規程及び名古屋地方裁判所裁判官会議規程をみるに、裁判官の身分に関する意見、具申等については、いずれも裁判官会議若しくは、その常置又は常任委員会に諮り、その決議によつて処理することになつているのであつて、長官又は所長の独断専行は許されないところである。

のみならず、荒木元判事の行為は、明らかに裁判官弾劾法第二條の規定に該当する罷免の事由たりうる非行であつて、下飯坂長官及び村田所長は、同法第十五條によつて、当然荒木元判事について弾劾による罷免事由を最高裁判所長官に通知すべきであつたのである。

然るに下飯坂長官及び村田所長は、右の処置をとることなく、寧ろ反対に荒木元判事の非行については何等報告することなく、又その辞表については、至急決裁せらるべく具申してこれを伝達したことは前述の通りである。

下飯坂長官及び村田所長が、本件の世間に及ぼす影響と、裁判官全体の名誉と威信を保持するために苦慮を重ねたであろうことは、本件の調査に当り、長官等が委員に対しその心境を吐露したる言葉の節節によつても、充分にこれを推察することができるのである。

長官及び所長が右の如き措置をとるに至つたその心境は同情に値するものであり、その措置は気持の上では諒とせられるものではあるが、しかし、法の維持を任務とする裁判官としては、あくまでも法令の命ずるところに従つて事に処することが正しい態度と謂うべく、かかる態度を堅持することこそが、裁判官全体のための名誉と威信を保持するゆえんであると思料されるのである。

本件の場合において、下飯坂長官及び村田所長が、荒木元判事の辞表を裁判官会議に附することなく、最高裁判所に伝達して、その結果において荒木元判事の弾劾裁判を免れしめるような処置をとつたことは妥当を欠くものと謂うべく、遺憾に耐えないところである。

そもそも裁判官弾劾裁判制度は、裁判官の身分保障を前提として、裁判官が濫りに罷免されることのないようにこれを保障するために設けられた制度であつて、それ故にこそ、特に刑事訴訟手続にも似た厳格なる手続によつて行われるのである。裁判官が、法に触れる非行をなした場合において、一般の刑事裁判に付されるほかに、更に弾劾裁判にも付されるということは、一見二重にその責を問われるものの如くみられないこともないが、これはその身分を強く保障するための制度より生ずる当然の結果であつて、かかる制度が、裁判官のために、ひとり裁判官のみのために設けられている事実こそ、正に裁判官の職務遂行を独立不羈のものたらしめるものであると同時に、その名誉と威信とを示すものである。故に裁判官の弾劾裁判制度は、裁判官の名誉と威信とを保持するためにもこれらを守らなければならないし、又それが憲法の精神にも沿うものである。

本件については、荒木元判事の依願退官の手続は既に完了し、その弾劾のための訴追については最早や採るべき手段はない。然し乍ら将来においては、ひとり下飯坂長官及び村田所長のみならず、裁判官全体の問題として、かかることを再び繰返すことのなきよう厳に自戒すべきことを要望してやまない。然らざる限り、裁判官の弾劾裁判制度は、全く有名無実の制度と化するであろうことを懼れるのである。

次に最高裁判所は、荒木元判事の辞表の伝達を受けたときに、同人の非行については何の報告を受けておらなかつたために、これを知ることなくして、その免官を発

生したのであつて、その手続において欠くるところはなかつた。然し乍ら本件の如き問題が将来において再び発生することがないとは云えないのであるから、将来の問題として、裁判官の辞任の申出があつた場合においては、少く共その理由について万遺漏なきような措置を講ずることが必要であると思料するのである。

最高裁判所においては、終戦後住宅その他主として経済上の理由により、裁判官を適材適所に配置することができなかつたことは寔にやむを得ないところであつたが、わが国が独立を回復したる今日は、当時と社会一般の状勢も異り、経済事情も相当好転しているのであるから、裁判官についても適材適所主義を採り、慎重なる人事行政を行うことによつて再び本件の如き事件が発生することのなきよう充分なる対策を講ずべきである。

（以上）

調査報告書

国際情勢等に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十七年七月二十九日

外務委員長　有馬　英二

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大隈　信幸　　杉原　荒太
平林　太一　　徳川　頼貞
園　　伊能　　柏木　庫治
野田　俊作　　伊達源一郎
金子　洋文

本調査はその対象が複雑多岐に亘つているため、未だ結論を得るに至つていないので調査経過の概要を記するに止める。

記

昭和二十六年

十二月十四日

平和、安保両條約関係の用件を帯び来朝した米国上院議員スミス氏、スパークマン氏と外交問題につき懇談会を開く

昭和二十七年

一月

不法入国者の実情調査と領土問題調査のため、山口県、鹿児島県、新潟県、福島県を視察

二月十二日

日・比、日・インドネシア間の賠償交渉の経過を外務省アジア局長より聴取

二月二十一日

津島外務省顧問より日・比間の賠償交渉の経過を聴取又同日安保條約関係で来朝のラスク米国務次官補と懇談会を開き意見を聴取

二月二十二日

安保條約に基く行政協定の交渉状況を岡崎国務大臣より聴取

三月三日

朝霞地区の米駐留軍施設を視察

三月十二、十三日及び二十四日

行政協定に関し、参考人大平善悟、神川彦松、佐藤功、柳井恒夫、守屋和郎、田村幸策、田上譲治の七氏より意見を聴取

四月

行政協定に基く区域、施設調査のため、佐世保、呉、舞鶴及び横須賀を視察

七月

行政協定に基く区域、施設、及び出入国管理令の実施状況調査のため呉、神戸を視察、ついで大阪において国際貿易問題につき関西財界人と懇談

調査報告書

教育及び文化に関する一般調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十七年七月二十九日

文部委員長　梅原　眞隆

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山本　勇造　　岩間　正男
堀越　儀郎　　高橋　道男
石黒　忠篤　　木村　守江
大隈　信幸

本委員会は、第十三回国会開会中、左記の諸項にわたつて「教育並びに文化に関する一般調査」を行つた。

一、大学の自治確立と学問の自由確保に関する件

近時、東京大学をはじめとして京都大学、愛知大学等において、学生と警察官との衝突暴行等の事件が頻発するに至つたため、本委員会においては、それぞれ委員を現地に派遣して実情を調査するとともに、法務委員会との連合会又は単独の委員会に関係者を招致して、その真相を究明し、結論として、左の勧告文を文部大臣並びに法務総裁に手交し、今後この種の事件の発生を防止するため努力を払つた。

「今次の東大事件に関連して、本委員会は学問の自由と大学の自治について、数次にわたり、関係者の意見及び証言を聴取し、審議を重ねた結果、茲に左の諸点を明確にし、もつて関係当局に対し、今後、十分なる善処を要望するものである。

（一）思想の自由、及び学問の自由は、憲法第十九條、及び第二十三條によつて保障される、国民の基本的権利であり、文化国家の基礎條件であることは、言をまたない所であるが、現下、わが国の状勢においては、その重要性を政府当局に対して特に指摘しなければならない。

（二）従つて、警察権をもつてする、思想の取締、特高警察の復活に類するような行動は、厳重に排除されねばならない。

（三）大学は、真理の究明、学問の研究をその最高職分とするものであつて、大学の自治は、大学の生命ともいうべき、この学問研究の自由を達成させるために存するものであるから、その法的根拠は、学問の自由と同じく、憲法第二十三條にもとめうるものであると共に、この大学自治は、既に一般に承認され、かつ、確立された社会的伝統であるといわねばならない。

（四）もちろん、大学の自治も、治外法権的な特権を意味するものではない。しかし、警察が、いわゆる治安維持の名において、学内において、一般的に警察権を行使しうるとするならば、大学の自治ひいては学問の自由を全く否認することと異るところがない。

（五）昭和二十五年七月二十五日附、「次官通達」は警察権に対する、この大学自治のいわば最小限の要求を示すものであつて、今後も両者の限界線に関する適切、かつ妥当な基準であることを確認する。

（六）ただし、この「通達」の運営に際しては、今次東大事件に類する不祥事を繰返さないために、学校当局と警察当局とは、平常、十分な意思の疎通と、緊密な協力関係を確立しておく必要があり、また、所轄警察署の、責任者及び担当係官の選任に当つては、警察当局は、その適格性を慎重に考慮すべきものである。

（七）大学が、自己に認められた、学園の自治を擁護するためには、学校当局のみならず全教官も関心と責任とをもつて、学生の教授と指導に任じ、学生もまたこれに応え、相協力して、秩序を維持し学問研究に相応わしい平和な環境を確立することによつて、大学自身、その自治

能力を証明しなければならない。

二、教育施設確保に関する件

（イ）東京水産大学校地校舎に関する件

東京都江東区深川越中島にある東京水産大学の校地及び校舎は、夙に警察予備隊（保安隊）本部の使用するところとなり、神奈川県久里浜の現校舎も亦、その主要部分を警察予備隊の使用に供するの已むなきに至つたため、同校は、神奈川県久里浜の既に老朽危険に瀕した木造校舎において、悲惨な教育を続けている。本委員会は、去る第十回国会休会中に委員を現地に派遣して具さに実情を調査し、爾来文部大臣並びに法務総裁に対し、旧校舎の返還に関し、屢々要請したのであるが、法務総裁の確約した時期である講和発効後の今日に至るも、尚、未だその実現を見ることができない。

最近、東京都中央区築地の元海軍経理学校跡を駐留軍の移動後、水産大学校舎として譲り受けることに交渉が進みつつあるが、これとても未だその時期を明確にすることができない。

日本唯一の水産大学である同校が一日も速かに完全教育を行いうるように校地校舎の確保整備を実現することは、国家的見地からも極めて重要であるから、本委員会は、水産委員会と合同のもとに、屢々関係当局の説明を聴取するとともに、文部大臣並びに法務総裁に対し、引続きその実現を強く要望しつつある。

（ロ）東京学芸大学附属豊島小学校、校地に関する件

東京都豊島区池袋にある東京学芸大学附属豊島小学校の校地が、都市計画のため相当坪数を割愛しなければならないこととなり、その結果、運動場の縮少狭あいによる教育上の支障が重大であることに鑑み、本委員会は委員を派遣して、現地調査を行うとともに、関係者を招致して、意見を聴取したが、関係各省並びに東京都と折衝の結果、本委員会は同池袋地区内において換地を都へ提供することにより、同校運動場を現在のまま、保持するという方向へ進展するよう、引続き努力中である。

（ハ）新潟大学新発田分校統合に関する件

新潟県新発田市所在、新大分校を本校に統合し、その校舎の跡を警察予備隊（保安隊）の営舎とする計画に関連して、教育上、社会上の見地から種々の紛争が起るに至つたため、本委員会は委員を派遣して現地調査を行うとともに、関係者を招致して、実情を聴取した結果文部省に対し教育施設の確保整備に関し適切妥当な措置を講ずるよう注意を喚起すると共に、文部大臣に対し次のように要望した。

今次の新潟大学の整備総合問題に関連して本委員会は委員を派遣し、現地調査を行い又関係者の意見を聴取し審議を重ねた結果茲に左記の点を明確にし今後十分な善処方を要望するものである。

記

大学の総合整備に際しては

一、社会的輿論に配慮し、その実施の時期については教育的見地に立つて慎重に検討し財政的措置及び受入態勢等において遺憾のないよう万全の措置を講ずること。

二、更に教育の機会均等殊に教員養成の立場からその施設の地域的配置について十分考慮すること。

昭和二十七年六月十三日

参議院文部委員長　梅原　眞隆

文部大臣天野貞祐殿

三、東洋精神振興と漢文教育に関する件

衆議院においてなされた東洋精神の振興に関する決議の趣旨が、漢文教育の復興を主眼とするが如き、誤解を生ずる虞れがあり、且つこれと時を同じくして高等学校における漢文科を正科として復活する請願がなされていたから、本委員会においては、参考人を招致して、これに対する意見を聴取し、文部省関係官から現状の説明を求めたが、高等学校においては、現在既に国語科中の古典として漢文が含まれているのみならず、撰択科目としても、単位取得の途が開かれてあるから、これを必修の正科とする必要を認めないとの、結論に到達した。

調査報告書

社会保障制度に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十七年七月二十九日

厚生委員長　梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中山　壽彦　藤森　眞治
山田　佐一　大谷　瑩潤
赤松　常子　山下　義信
谷口弥三郎　小杉　繁安
井上なつゑ

社会保障制度に関する調査（第十五次中間報告）

本委員会においては、第四回国会以来議長の承認をうけて本調査を継続し、既に第十四次に亘り中間報告を行つてきたが、第十三回国会においても熱心に調査を続行した。

既ち、今期国会においては、本委員会外五種の小委員会を設置して、夫々次の通り開会して社会保険制度に関係ある事項につき調査研究を行つた。

一、保険経済に関する小委員会（五回開会）

(1)　一点単価引上後の保険経済の実情及び対策等に関し、厚生省、大蔵省の関係官並びに保険団体代表者等より意見を聴取し、質疑を行つた。

(2)　国民健康保険再建整備資金貸付法案を審議し、要望事項を決定した。

(3)　社会保険関係の請願陳情を審議した。

二、遺族援護に関する小委員会（十八回開会）

(1)　遺家族援護問題に関し関係当局並びに参考人等より意見を聴取し、対策案を決定した。

(2)　「戦傷病者戦没者遺族等援護法案」を審議し、修正事項等を検討した。

三、引揚問題並びに遺族援護に関する小委員会（八回開会）

（遺族援護に関する小委員会を解消して設置）

(1)　「戦傷病者戦没者遺族等援護法案」に対する修正案並びに要望事項等を審議決定した。

(2)　引揚促進問題に関し参考人を喚問して、実情及び意見等を聴取した。

(3)　遺家族援護並びに母子福祉に関する請願陳情を審議した。

四、遺族援護並びに母子福祉に関する小委員会（三回開会）

（引揚問題並びに遺族援護に関する小委員会を解消して設置）

(1)　「児童福祉法の一部を改正する法律案」を審議し、修正案並びに要望事項等を決定した。

(2)　厚生当局より遺族援護事務の進捗状況並びに戦没者遺骨の引取状況等に関し、説明を聴取した。

(3)　「母子福祉法要綱案」を作成し検討を加えた。

五、医療に関する小委員会（十八回開会）

(1) 国立病院地方移譲問題に関し、関係当局より説明を聴取し、質疑を行い種々検討を加えた。

(2) 結核新薬について説明を聴取し、質疑を行つた。

(3) 医療関係の請願陳情を審議した。

六、らいに関する小委員会（四回開会）

(1) らい研究所設置問題に関し、厚生当局より説明を聴取し、質疑を行つた。

(2) らい関係の請願陳情を審議した。

なお国立病院地方移譲関係の法案審議上の参考に資するため、院議に基き次の通り議員を地方へ派遣して、実情を調査した。

第一班　山梨県　長野県　新潟県（自五月十日至〃十六日間）

第二班　滋賀県　京都府　和歌山県　奈良県（自五月二十一日至〃二十七日間）

第三班　兵庫県　広島県　山口県（自五月十二日至〃十八日間）

右の外社会保障制度に関係ある資料の収集、調製に努めたのであるが、本調査事件は、頗る広汎多岐にわたるため未だ結論に到達せず、今後引続き調査を必要とするが、一応以上をもつて第十五次中間報告とする。

調査報告書

農林政策に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十七年七月二十九日

農林委員長　羽生　三七

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

三浦　辰雄　　山崎　恒

飯島連次郎　　岡村文四郎

三橋八次郎　　赤澤　與仁

西山　亀七　　片柳　眞吉

島村　軍次

本委員会においては第十三回国会においても従来に引続き「農林政策に関する調査」を行つてきたが、その問題の関係するところ極めて広汎に及び且つ、その内在する事項甚だ多岐にわたるため予期の調査を完了するに至らなかつたが、既に行つた調査について、ここにその経過の概要を記して報告に代えることとする。なお、内容の詳細についてはそれぞれその当日の農林委員会会議録を参照せられたい。

昭和二十六年十二月十二日　農林委員会を開き通商産業委員会に付託の「企業合理化促進法案」に関して農林業との関連について、農林省塩見官房長及び通商産業省通商企業局塚本企業第一課長の出席を求め、質疑を行つた。又砂糖及び水あめ等の価格、水あめ及びぶどう糖の物品税並びにいも及びでん粉業の育成等の問題について、農林省東畑農政局長、食糧庁細田業務第二部長及び大蔵省主税局亀徳調査課長の出席を求め、説明を聴いた。

昭和二十七年一月十三日　農林政策に関する当面の諸問題を現地において視察調査するため、現地調査団三班を組織し、各班八日間の予定をもつて現地調査を行つた。班の構成、出張先、及び主要調査事項は次の通りである。

第一班（福岡、宮崎両県）　片柳、山崎、松浦各委員「農林関係災害復旧実施状況、昭和二十六年産米供出状況」

第二班（鹿児島、大分両県）　西山、三橋、飯島各委員「米麦統制実施状況、でん粉業状況」

第三班（香川、徳島両県）　池田、松永、鈴木各委員「農業経営の実態、農業協同組合の実態」

昭和二十七年二月五日　農林委員会を開き、かねて参議院において行われた「農林業振興基本政策の確立」に関する決議に対するその後の措置について、廣川農林大臣及び野原農林政務次官の出席を求め説明を聴いた。

又「昭和二十七年度農林関係予算」について、野原農林政務次官並びに農林省渡部官房長、小倉農政局長及び清井農業改良局長から夫々所管事項に関して説明を聴いた。

二月六日　農林委員会を開き、前日に引続き昭和二十七年度農林関係予算について、農林省平川農地局長、長谷川畜産局長及び寺内蚕糸局長から夫々所管事項の説明を聴いた。

二月七日　農林委員会を開き、前日に引続き昭和二十七年度農林関係予算について、農林省東畑食糧庁長官及び横川林野庁長官から夫々所管事項の説明をきいた。

又「企業合理化促進法案」に関し、指定業種等について農林省渡部官房長及び大蔵省主税局泉税制課長の出席を求め説明を聴いた。

二月十二日　農林委員会を開き、さきに現地調査を行つた各班の調査結果について、第一班（福岡、宮崎県班）山崎恒委員、第二班（鹿児島、大分県班）西山亀七委員、第三班（香川、徳島班）池田宇右衛門委員から夫々報告を聴いた。

又いも作及びでん粉業維持育成の件に関し、農林省東畑食糧庁長官、小倉農政局長、渡部官房長及び大蔵省主税局泉税制課長の出席を求め質疑を行い、農林大臣、大蔵大臣及び経済安定本部長官に対し別項(一)の如き申入れを行うことに決定した。尚この申入に対して三大臣から別項(二)の如き回答があつた。

更に昭和二十六年度産米超過供出代金の免税の件に関し、農林省東畑食糧庁長官及び大蔵省国税庁原直税部長の出席を求め説明を聴いた。

二月十四日　農林委員会を開き、連合軍或は警察予備隊による農地或は開拓地の接収又は使用の件について、警察予備隊本部江口次長、根道特別調達庁長官、同堀井次長、長谷川畜産局長及び寺内蚕糸局長から夫々所管事項の説明を聴いた。

二月七日　農林委員会を開き、前日に引続き昭和二十七年度農林関係予算について、農林省東畑食糧庁長官及び横川林野庁長官から夫々所管事項の説明をきいた。

又「企業合理化促進法案」に関し、指定業種等について農林省渡部官房長及び大蔵省主税局泉税制課長の出席を求め説明を聴いた。

二月十二日　農林委員会を開き、さきに現地調査を行つた各班の調査結果について、第一班（福岡、宮崎県班）山崎恒委員、第二班（鹿児島、大分県班）西山亀七委員、第三班（香川、徳島班）池田宇右衛門委員から夫々報告を聴いた。

又いも作及びでん粉業維持育成の件に関し、農林省東畑食糧庁長官、小倉農政局長、渡部官房長及び大蔵省主税局泉税制課長の出席を求め質疑を行い、農林大臣、大蔵大臣及び経済安定本部長官に対し別項(一)の如き申入れを行うことに決定した。尚この申入に対して三大臣から別項(二)の如き回答があつた。

更に昭和二十六年度産米超過供出代金の免税の件に関し、農林省東畑食糧庁長官及び大蔵省国税庁原直税部長の出席を求め説明を聴いた。

二月十四日　農林委員会を開き、連合軍或は警察予備隊による農地或は開拓地の接収又は使用の件について、警察予備隊本部江口次長、根道特別調達庁長官、同堀井次長、同長岡管理部長、外務省伊関国際協力局長、農林省平川農地局長の出席を求め、説明を聴いた。

又昭和二十六年産米供出状況及び食糧の需給状況等に関し、農林省東畑食糧庁長官及び大蔵省高橋国税庁長官の出席を求め、前回に引続き質疑を行つた。

二月十九日　農林委員会を開き、肥料の需給状況及びこれが価格等に関し、野原農林政務次官、農林省小倉政務局長、経済安定本部藤巻産業局長、通商産業省柿手化学肥料部長の出席を求め説明を聴いた。

又今国会提出予定法律案について、農林省大臣官房立川文書課長から説明を聴いた。

二月二十一日　農林委員会を開き、土地改良並に農地及び農業用施設災害復旧に関し、農林省平川農地局長、同桜井建設部長、同谷垣管理部長の出席を求め、説明を聴いた。

昭和二十六年産米超過供出及び匿名供出の免税措置等に関し、大蔵省高橋国税庁長官及び農林省食糧庁松住総務部長から説明を聴いた。

三月四日　農林委員会を開き農林省の機構改革に関し、野原農林政務次官から説明を聴いた。

又昭和二十六年産米超過供出及び匿名提出の免税措置等に関し、大蔵省高橋国税庁長官、主税局亀徳調査課長及び農林省東畑食糧庁長官の出席を求め質疑を行つた。

更に、いも作及びでん粉業維持育成の件に関し、野原農林省政務次官、農林省東畑食糧庁長官、小

倉農政局長、大蔵省主税局亀徳調査課長の説明を聴いた。

三月五日　農林委員会を開き塩価に関し廣川農林大臣及び日本専売公社西川塩脳局長の出席を求め説明を聴いた。

又昭和二十六年産米超過供出及び匿名供出奨励金の免税措置、農林省の機構改革、いも作及びでん粉業維持育成等の件に関し、廣川農林大臣その他から説明を聴いた。

更に、石灰窒素の生産流通に関し、農林省小倉農政局長及び通商産業省柿手化学肥料部長から説明を聴いた。

三月六日　農林委員会を開き、河川法及び道路法の改正に関し、農林省平川農地局長から説明を聴いた。

又、特需木材の件に関し、農林省横川林野庁長官及び外務省国際協力局小沢次長の出席を求め説明を聴いた。

更に、連合軍或いは警察予備隊による農地或は開拓地の接収或は使用の件に関し、警察予備隊本部江口次長、同窪谷経理局長、特別調達庁岡管理部長及び農林省平川農地局長から詳細な説明を聴いた。

三月十二日　農林委員会を開き、かねて本院においてなされた「農林業振興基本政策に関する決議」に対する政府からの回答並びに食糧増産五ヶ年計画につき、農林省渡部官房長から説明を聴いた。

三月十三日　農林委員会において飯島委員から水あめ及びぶどう糖の物品税の廃止に関し連合最高司令部担当官との交渉経過の報告があつた。

三月二十七日　農林委員会を開き、繭糸価格安定政策に関し、繭糸価格安定審議会の会期及び蚕糸価格安定法施行令の改正につき廣川農林大臣、農林省寺内蚕糸局長の出席を求め、質疑を行い、特に施行令についてその改正方を要望した。

四月十五日　農林委員会を開き農地或は開拓地の連合軍並に警察予備隊による接収、使用の件に関し、野原農林政務次官、農林省平川農地局長の出席を求め説明を聴いた。

五月七日　農林委員会を開き塩の価格に関し野原農林政務次官及び大蔵省久米日本専売公社監理官の説明を聴いた。

五月十三日　農林委員会において、経済安定委員会において審議中の「電源開発促進法案」について、農林業の立場から修正の申入れをなす事を決定し、別項(三)の如き申入れを行つた。

五月二十三日　農林委員会を開き、農林省の機構改革に関し農林省立川文書課長の出席を求め説明を聴いた。

六月四日　農林委員会において水稲単作地帯の裏作に対する所得税の免除並びに農業協同組合の事業資金の拡充の件に関し廣川農林大臣、野原農林政務次官の出席を求め善処方を要望した。

六月十六日　農林委員会を開き農林省の機構改革に関し内閣委員会に対し別項(四)の如き申入れを行うことを決定し、申入れた。

六月十七日　農林委員会を開き、濠洲及びニユージーランド等外国産バターの輸入に関する件について、農林省長谷川畜産局長、食糧庁業務第二部長沢食品課長から説明を聴いた。

又繭糸価格安定法施行令の改正に関し農林省寺内蚕糸局長から説明を聴いた。なお本委員会の申出による改正の主な点は別項(五)のようである。

六月十八日　農林委員会を開き、農業団体の再編成の件について山添農林政務次官から説明を聴いた。

六月二十日　農林委員会を開き、地方行政委員会において審議中の「地方自治法の一部を改正する法律案」について地方行政委員会に対して別項(六)のように修正を申入れることを決定し、申入れた。

又通商産業委員会において審議中の「特定中小企業の安定に関する臨時措置法案」について通商産業委員会に別項(七)のように申入れることを決定し、申入れた。

更に、濠洲ニユージーランド等外国産バターの輸入に関して、廣川農林大臣、周東経済安定本部長官(板垣貿易局長代理出席)、大蔵大臣(酒井理財局次長代理出席)及び通商産業大臣(松尾通商局次長代理出席)の出席を求め説明を聴いた。

続いて駐日米軍の農地或は開拓地の接収、特に補償基準に関して、農林省平川農地局長から説明を聴いた。

六月二十六日　農林委員会を開き、かねて通商産業委員会において審議中の「臨時石炭鉱害復旧法案」について、農林関係事項に関して、農林省谷垣管理部長から説明を聴き、同法案の修正及びこれが予算措置等について通商産業委員長に対し別項(八)の如き申入れを行つた。

又、食糧管理法施行令の件に関し、農林省東畑食糧庁長官の出席を求め、質疑を行つた。

更に「農林漁業金融公庫法案」に関し、農林省渡部官房長から説明を聴いた。

続いて飼料需給調整のための食糧管理特別会計法の改正に関し、農林省東畑食糧庁長官及び長谷川畜産局長から説明を聴き、大蔵委員会における本改正法律案の審議の際本委員会から代表委員が委員外発言を行うことを決定した。

七月二日　農林委員会を開き、駐日米軍による農地又は開拓地の接収に関する補償基準について農林省平川農地局長から説明を聴いた。

又馬鈴薯のバイラス被害について、小川原農林政務次官及び農林省小倉農政局長から説明を聴いた。

更にダイナ台風による農林関係被害状況及びその対策について小川原農林政務次官、農林省平川農地局長及び桜井建設部長から説明を聴いた。

七月二十二日　農林委員懇談会を開き、食糧統制、特に米の供出後の自由販売の件に関し農林省東畑食糧庁長官から説明を聴いた。又先般当委員会から通商産業委員会に申入れた「臨時石炭鉱害復旧法案」の修正に関して再度申入れてその実現を期することを申合せた。しかして修正が困難な見透となつたので別項(九)のような附帯決議を申入れた。

七月二十八日　農林委員会を開き外国産バター輸入等に関し農林省長谷川畜産局長の出席を求め説明を聴いた。

又ボリドール及びエムテツプ等の農薬の誤用問題に関し、農林省農政局堀植物防疫課長より説明を聴いた。

更にダイナ台風以後の農林災害に関し、農地局堀災害復旧課長の出席を求め説明を聴いた。

七月三十日　農林委員会を開き、昭和二十七年度農林省農林関係補正予算について農林省大臣官房増田会計課長より説明を聴いた。

又米国コンプロ社の日本進出の件に関し農林省東畑食糧庁長官の出席を求め説明を聴いた。

更に九州及び中国地方の接収地問題に関し農林省平川農地局長より説明を聴いた。

別項(一)

いも作及びでん粉業の維持育成に関する申入

いもは主要な農産物であつて、でん粉業は農村工業の枢軸をなし、いも作は農業上極めて重要な役割を演じ、これが浮沈は農村経済に重大な影響を及ぼす。

特に戦争中、国の絶対的要請によつていも並にでん粉の増産は強行せられ、ために国民の食糧はようやくその危機を脱し、いも作の重要性はいよいよ増大して、今やいも作はわが国農業上いやしくも忽がせにすることのできない重要な地位を占めるに至つた。

然るに最近、政府における砂糖行政の変改によつて、水あめ及びぶどう糖の需要及び価格に重大な影響を与え、その結果でん粉業は危胎に瀕し、延いていも作に重大な危機を招来し、農業の基盤を揺がし農村経済を危うくし、到底看過することのできない事態を惹起せんとしている。

かかる状勢に対処して、政府は速やかにでん粉業及びいも作を維持育成するため、差当つては水あめ及びぶどう糖の物品税の廃止、でん粉工場の手持でん粉の投売防止のための金融或は政府買上げ並に砂糖行政の調整等の緊急対策を講ずると共に、今後におけるいも作及びでん粉の需要及び価格を維持して、いも作及びでん粉業を育成するための恒久対策を確立せられたい。

なお、その結果を来る二月二十日までに当委員会に報告せられたい。右当委員会の総意によつて申入れする。

昭和二十七年二月十二日

参議院農林委員会

農林大臣廣川弘禪殿
大蔵大臣池田勇人殿
経済安定本部長官周東英雄殿

別項（二）
一七農政第五九三号

昭和二十七年二月十日

農林大臣　廣川　弘禪㊞
大蔵大臣　池田　勇人㊞
経済安定本部長官　周東　英雄㊞

参議院農林委員会委員長羽生三七殿

いも作及びでん粉業の維持育成に関する報告

昭和二十七年二月十二日附参農委一三第五号のいも作及びでん粉業の維持育成に関する申入れについて左記の通り報告する。

記

緊急対策

一、砂糖に関する対策

四月以降砂糖の配給については統制を解除し、自由取引とする方針の下に、目下そのために必要な準備を取進めているが、この際砂糖行政の転換に当り水あめ、でん粉に対する影響を可及的最小限度に軽減するため、左記の如く諸般の処置を講ずる予定である。

（一）砂糖関税の大幅引上

現行関税率

精　糖　二〇％
粗　糖　一〇％

を改正し四月以降の関税率

精　糖　三五％
粗　糖　二〇％

と大幅に引上げるべく、今国会にこの改正案を上提する方針である。

（二）消費税の引上

砂糖に対する消費税は、現行百斤当一、〇〇〇円であるが、これを百斤当一、七〇〇円を引上げることとし、この改正案についてはすでに今国会に提出している。

（三）政府所有砂糖の市場放出に関する考慮

四月一日現在、政府所有砂糖は十万トン近くに達する見込であるが、この市場放出の時期、数量及び価格等について、砂糖市価の急落又は急騰を誘発することのないよう慎重に、これを取扱う方針である。

（四）砂糖輸入のための外貨割当に関する考慮

四月以降に於ても国内市場において供給過剰となり、砂糖価格の急落を生ずるような事態を可及的防止するため、いも作及びでん粉業への影響をも考慮して関係機関と連絡の上砂糖輸入のための外貨割当等について慎重に処置する方針である。

二、金融対策

でん粉、水あめは、食糧需給関係の改善、特に砂糖の出廻り増加に伴つて販路が制限されて来る傾向にあるが、品質改善、新販路の開拓の努力と見合つて、適宜弾力性ある金融対策を講ずるよう関係機関を指導して行きたい。

三、でん粉輸入の制限

でん粉類の輸入については、原則として、外貨の割当を、行わない方針である。

四、でん粉輸出の促進

でん粉の輸出については、関係方面と積極的に連絡してその促進を図る方針である。

五、水あめ、ぶどう糖の物品税

水あめ、ぶどう糖の物品税については、昨年八月以来大蔵、農林両省間に於て種々協議を続けて来たが、水あめ、ぶどう糖に対する課税は、砂糖及びサッカリン、ズルチン等の甘味品並びにその他の課税物品との権衡を考慮して課税しているものであるから、水あめ、ぶどう糖に対する課税を廃止するときは、これらの物品相互間に不権衡を生ずることとなるし、又その税率も物品税課税率の最低に属するものであること等を考慮すれば、今直ちにこれを廃止することは困難であると思われる。

恒久対策

一、いも類の生産改良に関しては、従来反当収量の増大にのみ留意されてきたが、統制撤廃以後、品種改良については、それぞれの用途に応ずるよう、品質の改善に努め、耕種改善又これに応じて生産費の低下を促進すべく努力中である。

二、でん粉業に関しては、でん粉の品質の改善及び新規利用法の開拓により、でん粉の有効需要の増大を図るものとするが、でん粉業者自体においても生産費の切下げ等経営の合理化に努めるよう指導するものとする。

（一）でん粉の消費促進を図るためには品質の改善が急務である。このため国営検査実施を考慮している。

（二）でん粉消費が水あめのみに依存することはでん粉業の弾力性を失う所以と考えられるので、関係業界と緊密に連絡して、他の用途への消費促進を図るよう努力する。

三、今後のいも作の維持安定のため、でん粉原料としての外、食用、はつこう工業原料、飼料としての消費促進を図るため、次の如く処置する。

（一）酒、アルコール等はつこう工業原料としての消費促進を図るため関係機関と協議してこれが実現を期すると共に、これがため切干いも類の増産が必要であるので、これにつき積極的に指導を行う。

（二）飼料としていも糠、いもエンシレージ等極力いもの飼料化の引上に努める。

別項（三）

昭和二十七年五月十三日

参議院農林委員会

経済安定委員長殿

電源開発促進法案の修正に関する件

電源開発促進法案については根本的に検討を加える必要があると思われますが、この点についてはここでは暫らく措くこととなし、差当り農林業維持育成の観点から本法律案を別添のとおり修正する必要があると認められますので右修正方御配慮煩したく御願い致します。

電源開発促進法案の修正について

第一　修正の理由

電源開発の真に円滑な実施を可能にし、農林水産業を含め国土の総合的開発利用に遺憾なからしめるためには、治水、各種

利水との十分なる調整と電源開発によつて生ずる損失の適正なる補償を必要とする。

第二　修正の要点

一、原案では電源開発促進のため必要と認める場合のみ調整を行うことになつているが、農業水利等他の諸目的との総合調整を図るため電源開発の立場からだけでなく広く関係行政機関及び関係者の申出を認めるよう修正すること。

二、電源開発はその影響するところが大きいにかかわらず、その基本計画の内容が明らかでないからこれを明記し、且つ、その樹立に当つては関係行政機関と協議するとともに公告等の措置を講じ他の諸目的との調整を図るよう修正すること。

三、原案では損失補償について何ら規定されていないが、水没等による直接の損失に対し替地の造成等をもつて補償する外、各種水利関係に対する間接の損失についても施設その他の補償を行うことを明記すること。

電源開発促進法案に対する修正案

一、第二條に次の一項を加える。

2　この法律において「電源開発基本計画」とは、電源開発を行う地点及びこれを行う者並びにこれらの電源開発に関する規模、方式、資金、資材及びこれに伴う補償の計画をいう。

二、第三條を次のように修正する。

（電源開発基本計画の樹立）

第三條　経済安定本部総裁は、電源開発基本計画を国の関係行政機関の長に協議して定めなければならない。

2　経済安定本部総裁は、前項の規定による電源開発基本計画を定める場合には、国土の総合的な開発、利用及び保全、電力の需給その他の事項を考慮して電源開発基本計画と関係行政機関の施策との総合調整に努めなければならない。

3　経済安定本部総裁は、第一項の規定により電源開発基本計画を定めたときは、命令の定めるところにより、公告しなければならない。

4　電源開発基本計画に対し異議のある者は、前項の公告の日から一箇月以内に、経済安定本部総裁に対し異議の申立をすることができる。

5　前項の規定による異議の申立があつたときは、経済安定本部総裁は、第三項の公告の日から二箇月以内にこれを決定しなければならない。

三、第四條、見出しとして「（電源開発に関する総合調整）」を加え、同條第一項を次のように修正する。

国の行政機関の長は、河川法（明治二十九年法律第七十一号）その他の法令の規定による他の行政機関の処分が電源開発の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき又は電源開発の実施に因り治山、治水、利水等国土の総合開発に重大な影響を受けるおそれがあると認めるときは、当該事項を所管する国の行政機関の長に対し協議することができる。

四、第六條の次に次の一條を加える。

第六條の二　電源開発により生ずるかんがい水の不足、木材流送の支障、さく河魚類の減少その他政令で定める事由に因つて損失を受ける者があるときは、当該電源開発を行う者は、政令で定めるところにより、その者に対し損失を補償しなければならない。

五、第八條但書を削る。

六、附則に次の一項を加える。

23　改正後の土地収用法第三條第十七号の二又は第十七号の三の規定による収用がなされた場合において同法第八十三條第一項の規定による要求があつたときは、収用委員会は同條第二項及び第三項の規定にかかわらず裁決しなければならない。

別項（四）

一　「農林省設置法の一部を改正する法律案」の修正に関する件

行政機構を簡素にして行政能率の向上を図ることの必要であることは論を俟たない。然し行政機構の簡素化は行政機構の縮小を意味するものであつてはならない。特に機械的且つ劃一的な縮小に堕するが如きことはこれを絶対に避けなければならない。

農林業のような原始産業をその対象とする農林行政は、これが主眼は助長行政に在つて、而して助長行政は、その運営が出来るだけ周到懇切であることが必要であり、又周到懇切であることに依つて始めてその目的を達成することができるのであつて、如何に周到懇切であつても過ぎるということがない。

従つてかような特質を持つている農林行政を掌る農林省の機構は、自らその組成が複雑であり、且つその規模が大きくなることは当然のことである。

然るに今回政府から提案せられた農林省機構の改正を見るに、農林行政の簡素化ではなくて農林行政の縮小と能率の低下以外は何物もないのであつて、刻下の要務である経済自立のため農林業の発展に重大な期待が寄せられている際、かかる農林行政の後退を意味する不合理な農林行政機構の改正には到底賛成することが出来ない。

よつて、今般政府から提出せられている「農林省設置法の一部を改正する法律案」は、最少限度別紙のように修正する必要があると認められるから、右修正方御配慮を煩したい。

昭和二十七年六月十七日

参議院農林委員長殿

（別紙）「農林省設置法の一部を改正する法律案」修正点

一、内部部局を次のとおりとする。

（局）　（部）

経済部

農林経済局　農業協同組合

統計調査部

管理部

農地局　計画部

建設部

研究部

農業改良局　普及生産部

畜産局　競馬部

蚕糸局

右により「国家行政組織法」第二十四條の二を改正又は削除する。

二、外局を次のとおりとする。

（庁）　（部）

総務部

食糧庁　業務第一部

業務第二部

林政部

林野庁　指導部

業務部

（水産庁については所管外につき省略する）

三、各庁局の所掌事務は政府原案による。

四、各庁局の各部の所掌は次による。

(1)　農林経済局経済部長は政府原案の農林経済局所掌事務の中、統計調査部及び農林協同組合部（左記）の所掌事務以外の事務をつかさどる。

(2)　農林経済局農業協同組合部は政府原案第八條第二号、第五号、第十号及び第十一号の事務をつかさどる。

(3)　農業改良局普及生産部は政府原案第十條第一項第一号乃至第五号の二の事務と現行農業改良局普及部の事務とをつかさどる。

(4)　その他は政府原案及び現行法による。

五、「次長」及び「監」は取止める。

六、「統計調査部」は「統計調査局」に昇格せしめることが望ましい。

しかし、この際は客観的諸事情を考慮して一応「統計調査部」に止め、近い機会に昇格の実現を期待する。

別項(五)

参議院農林委員会の申出による繭糸価格安定法施行令の主な改正点

（一）　改正前の規定抜録

（標準生糸の最高価格及び最低価格の算定）

第三條　標準生糸の最高価格は、繭の生産費の額に生糸の製造及び販売に要する費用の額を加えて得た額の十二割と生糸価格指数、主要繊維価格指数及び物価指数の関係から附録の算式により算出される価格（以上「物価参しやく値」という。）の十二割とを基準とし、経済事情を参しやくして定める。

2　標準生糸の最低価格は、最高価格の七割を基準とし、経済事情を参しやくして定める。

3　標準生糸の最高価格及最低価格は、百斤について定める。

第四條　前條第一項の繭の生産費の額は、省令で定める調査の結果に基き、次項の規定により算出される上繭一貫当り生産費を基準として算出する。

2　上繭一貫当り生産費は、農林大臣の定める基準に該当する養蚕業者（その繭生産費が例外と認められるものを除く。）の左の各号に掲げる費用の上繭一貫当り総和平均額の合計額からこれらの者の副収入の上繭一貫当り総和平均額を控除して算出する。

一、蚕種費
二、共同飼育費
三、肥料費
四、諸材料費
五、防除費
六、桑樹成園費
七、建物費
八、農蚕具費
九、畜力費
十、労働費
十一、賃料料金
十二、租税課金（所得税及び事業税を除く。）
十三、支払利子
十四、支払地代

（二）　改正点

一、第三條第一項及第二項を左の通り改めること。

標準生糸の最高価格は、繭の生産費の額に生糸の製造及び販売に要する費用の額を加えて得た額の十二割に相当する額を基準とし、生糸価格指数、主要繊維価格指数及び物価指数の関係から附録の算式により算出される価格（以下「物価参しやく値」という。）の十二割に相当する額並びに経済事情を参しやくして定める。

2　標準生糸の最低価格は、繭の生産費の額に生糸の製造及び販売に要する費用の額を加えて得た額の八割五分に相当する額を下らざる範囲内に於て、最高価格の七割に相当する額及経済事情を参しやくして定める。

二、第四條第二項中左の通り改めること。

十四、十二　租税課金（収益に賦課されるものを除く）

十二、十三　資本利子（土地資本利子を除く）

十三、十四　支払地代又は土地資本利子

三、第五條中左の通り改めること。

五　経費（租税課金については、収益に賦課されるものを除く。次号において同じ。）

別項(六)

地方自治法の一部を改正する法律案の修正案に関し申入

都道府県の行政機構のありかたは、その人口数、産業構造、財政投資の重点等を考慮して地方行政の担当すべき事務の質量を充分反映したものでなければならない。

然るに今回の地方自治法の改正案は単に人口の多寡のみで類別して、二五〇万以上は八部、二五〇万から一〇〇万のものは六部、一〇〇万以下は四部を置くこととし、その置くべき部を例示している。

かかる定め方は地方行政の実体に沿わないばかりでなく、地方自治の精神にも反することになる。

しかも例示された部をみると、従来おかれていた農地、農林、水産、林務の各部のうち、示されているものは農林部のみであつて農林行政が軽視されている。そのうち特に農地部は従来必置部であつてその所管する事項は農地改革の成果の維持並びに土地改良及び開拓による食糧増産等今後ますます重要性をもつものであるから、この面からみてもこの修正案は現下の政策に逆行するものと考えられる。

以上の理由から当委員会としては、この改正法案の如き部を例示することを廃し、農林部及び農地部の両部が存置されることを前提として、各都府県は九部以内で自由に部を選択し得ることとするため（道はこれに準じて一〇部とする。）、次の修正方御配慮を煩わしたい。

昭和二十七年六月二十日

参議院農林委員会

参議院地方行政委員長殿

地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案

第百五十八條第一項から第三項までを次のように改める。

(1)　第百五十八條第一項から第三項の改正規定に関する部分を次のように改める。

都道府県知事の権限に属する事務を分掌するため、條例で、都は十局以内、道は十部以内、府県は九部以内の局部を置くこととする。

都道府県知事は、條例で局部の数、名称及びその分掌する事務を定めなければならない。

都道府県知事は、必要があると認めるときは第一項の規定にかかわらず、條例で局部の数を増加することができる。この場合には都道府県知事は、予め内閣総理大臣に協議しなければならない。

前二項の場合においては、都道府県知事は、第二條第九項及び第十項の規定の趣旨に適合し、且つ、国の行政組織及び都道府県の局部の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。

(2)　附則第七項を次のように改める。

改正前の地方自治法第百五十八條第一項から第三項までの規定により設けた都道府県の局部が改正後の同法第百五十八條第一項の局部の数を超える場合には、同法同條第一項から第四項までの規定にかかわらず、この法律施行の日から起算して五月以内に限り、なお、従前の例によることができる。

別項(七)

「特定中小企業の安定に関する臨時措置法案」に関する申入

合板は戦後重要な輸出品となつていたのであるが、最近の国際情勢から生産過剰を来し、合板製造事業の経営は関係者の努力があつたにもかかわらず、困難を極めている現状である。

ところが、去る六月十七日に提案された「特定中小企業の安定に関する臨時措置法案」は、その目的が木事業の現況に対して頗る適合するものと思われるので、此の際合板事業を同法の指定事業に指定せられるよう、同法の修正方に付御配慮願いたい。

右農林委員会の総意を以て申入れる。

六月二十日

参議院農林委員会

参議院通商産業委員会
委員長竹中七郎殿

修正案

一、別表（指定業種）の最後に「十三、合板製造業」を加える。

一、合板製造業に関しては、主務大臣は農林大臣とすること。

別項（八）

「臨時石炭鉱害復旧法案」に関する申入

目下貴委員会において御審議中の「臨時石炭鉱害復旧法案」に関しては根本的に検討を要するものがあるが取あえず左記の通り御取計らい煩し度

右申入れする

昭和二十七年六月二十六日

参議院農林委員会

通商産業委員長竹中七郎殿

記

一、衆議院送付案を次のように修正すること

（一）修正案　別添の通り

（二）修正の理由

(1) 農地及び農業用施設の復旧費等は、相当多額を要する。国及び地方公共団体からの補助金は、他の公共事業の例から見ても、一定の限度があるから、第五十一條の鉱業権者の納付金をできる限り引上げなければ充分な復旧工事が行われなくなる。

原案の納付金の範囲では福岡県等の実例に徴し不充分であり、かつ今後なお物価は上昇すると考えられるから、賃貸価格に対する倍数の最高限を六千倍に引き上げるよう修正されたい。

(2) 第七十五條第一項によれば、農地または農業用施設について生じた鉱害は、復旧工事完了後一定の時期に消滅したものとみなすこととなっているが、かんがい排水施設を新設する復旧工事方式によった場合には工事竣功後その施設が永続して完全に維持管理されることを前提とするものであるから、賠償義務者が免責されるためには、その維持管理の責任が果されることが完全に保証されるものでなければならない。

政府原案ではその責任は究極において賠償義務者に帰するのであるが、衆議院修正により事業団にその責任が課せられることとなる。附則第二項によれば、本法は施行の日から十年以内に廃止することになっており、本法が廃止されると当然に事業団は解散することになり、維持管理の責任が結局被害農民に帰することとなるので政府原案に復せられたい。

(3) 新第七十九條の復旧不適地の打切補償が、農民の意志に反して行われる場合には、この法律は現状よりも農民を不利に陥れる虞れがある。故にこの打切りを行うのは真に止むを得ない場合に限定し、且つ、農民の意見を聞く等慎重に行うよう取計われたい。

二、予算事項を次の通り処理すること。

本法による農地及び農業用施設の復旧費等の予算は、鉱害が石炭掘採の結果必然的に生ずるものであり、また、この予算の額は、鉱業権者の納付金の額によって左右されるものであるから、当然通商産業省が新規項目として別途に要求することとし、実施の際に農林省に移管すべきものであるから、この旨を明確ならしめること。

（別添修正案）

第五十一條第一項の「二千を下らず五千」を「三千を下らず六千」に改める。

第七十七條は衆議院の修正を、再修正し政府原案のようにする。

第七十九條第二項中、「当該復旧不適地」の次に「所有者並にその不適地」を加える。

別項（九）

臨時石炭鉱害復旧法案附帯決議

案

一、予算について

本法施行のために要する予算は、一括して通商産業省予算として新規項目を起し、実施の際に復旧事業の各主管庁に移管すること。

二、第七十五條の賠償打切について

第七十五條の賠償責任の打切については、極めて重要な問題であるので、本法実施後被害農民にとって不利であると認められる場合には速かに本法を改正すること。

三、第七十七條の施設の維持管理について

復旧工事により新設されたかんがい排水施設の維持管理を暫定的な機関である事業団に行わせることは、将来甚だ不安定であるので、この法律が廃止される時には、賠償責任打切前の義務者に引継がせるための法的措置を講ずることは勿論、この法律実施後に支障があると認められた場合は速かに本法を改正すること。

四、復旧工事後の打切補償及び復旧不適地の選定及び復旧不適地の打切補償については慎重を期し、被害者の意見を徴すること。

調査報告書

水産物増産対策に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十七年七月二十九日

水産委員長代理理事　千田正

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

松浦清一　秋山俊一郎
入交太藏　藤野繁雄

今期国会においては概ね左記諸事件について調査を行い、委員会を前後三十回開会し、関係大臣等政府当局から説明の聴取、或いは民間より参考人を招致して意見を聴取する等詳細な調査を行った。

なかんずく漁港に関する件及び水質汚濁防止対策に関する件については、特に関係地区に議員を派遣して実地調査を行った。

しかし左記事件の中二、三の件については條約或いは法律の制定をみて一応解決したのであるが、多くの事件について未だ結論を得るに至らなかった。

記

一、日米加漁業協定に関する件
二、漁船が捕事件に関する件
三、ルース台風被害対策に関する件
四、北洋漁業に関する件
五、漁船損害補償に関する件
六、水産大学校舎に関する件
七、伊東鉱区に関する件
八、瀬戸内海水産開発に関する件
九、日韓漁業條約に関する件
一〇、漁港に関する件
一一、船員保険に関する件
一二、減船整理に関する件
一三、濠洲との漁業條約に関する件
一四、マグロ関税に関する件
一五、水質汚濁防止対策に関する件
一六、漁業用無線器に関する件

調査報告書

通商及び産業一般に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十七年七月二十九日

通商産業委員長　竹中七郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

島　清　加藤　正人
境野　清雄　西田　隆男
松平　勇雄　小松　正雄
山本　米治　栗山　良夫
結城　安次

本委員会は、今会期中「通商及び産業一般に関する調査」に関し、委員会を開いた外、中小企業に関する小委員、競輪に関する小委員を設けてそれぞれ中小企業対策、自転車競技法改正の問題を検討した。

先ず本件に関しては、左記諸事項について、委員会を開会し、政府側関係者より、事情説明を聴取するとともに、業界その他の関係者の出席を求め、それぞれの事項について実情、要望意見等を聴取し、これを参考として調査、検討を行つてきた。

記

一、貿易に関する諸問題について

貿易問題としては、輸出入の現況、ポンド対策、為替対策及び貿易政策等に重点を置いて調査した。特にポンド対策並びに貿易政策については、業界その他関係者の出席を求めて、要望、意見を聴取した。

二、中小企業振興対策について

中小企業に関する小委員会と併行して、中小企業金融対策の確立に資するため、業界並びに各種協同組合代表者の出席を求め、実情、要望意見を聴取した。

三、金属鉱業対策について

金属鉱業政策の樹立に資するため、産金業の助成、新鉱床探査、中小鉱山の育成、租税負担の軽減等の措置について政府側より事情説明を聴取するとともに業界その他関係者の出席を求め、要望意見等を聴取し、これを参考として検討に努めた。

特に産金問題については、現地に事情を調査するために、伊豆地方の金山に議員派遣を行つた。

四、繊維問題について

繊物業界の不況に伴い、生産機構、金融問題に関して、政府側より事情説明を聴取し、又業界関係者より実情、要望意見を聴取した。

なお、繊維業界の実情を調査するため、福井、石川及び新潟三県下の機業地へ議員派遣を行つた。

五、電力関係諸問題について

今会期内における電力問題の推移を顧るに、前国会における異常渇水も順次平常に復し、各電力会社にて施工中の電源開発工事も概ね順調に進行し、一般産業界の低迷と相俟つて電力事情は小康状態を続けた。その間にあつて、当委員会の関心の的となつたのは公益事業令の一部改正及び電源開発促進の二法案であつた。特に後者は電力問題解決の鍵とも言うべき重要法案であるから付託委員会である経済安定委員会に対し連合審査を申込み、審査期間の大部分に対して連合審査を続けたが、その詳細は省略する。

法案関係として今一件重要なものは通商産業省設置法案である。本法案の成立により八月一日より公益事業委員会は廃止せられ、通商産業省内に公益事業局の発足を見た。

調査事件として今国会にて調査したことは電気料金の改訂及び東電の人事問題である。

電気料金は昨年八月に改訂したばかりで、相当の反対陳情もあつたから、当委員会としては各電力会社に対し詳細なる計算資料の提出を求め、又参考人の説明を聴取して調査し、特に改訂案の基礎となる二十七年度電力需給計画に関しては過大又は過小にあらざるかを詳細に調査した。

電気事業の再編成当時に新会社の役員人事が紛糾し、遂に公益事業委員会の裁定によつて決定されたことは第十国会の電力問題に関する特別委員会の調査報告書に報告されている通りである。その任期は一ヶ年と定められているので、本年五月二十八日又は二十九日の総会に先だち五月二十一日の委員会に公正取引委員会の横田委員長の出席を求めて情況の調査を行つた。元来裁定役員の任期を一ヶ年と定めたのはその間にあつて旧会社の株式の引替を了し、株主の意思によつて次期役員の選任を行わしめる考えであつたが、旧日発側の株式引替が集合斡旋のために遅延し、旧日発株式の議決権がなお清算人の手中にあつたのが問題の発端であつた。この場合における議決権の行使は集排法第七條第二項第五号により公正取引委員会の承認を要することとしていたので、当委員会としては議決権行使の妥当性を判断することが非常に困難であることを指摘し、委員長より横田公正取引委員長に対して公正なる権限の発揮を要望するところがあつた。

然るに総会前日の五月二十八日に日発清算人より東電役員候補者として現役員十四名及び新規三人合計十七名中から十五人を選任することにつき株主権行使の認可申請がなされ、公正取引委員会がこれを承認した結果、株主総会が混乱に陥つたことは当時の新聞紙上に伝えられた通りである。

本問題については六月二日の本会議において大野幸一君より緊急質問が行われたが、当委員会としても前述の如く事前に注意を喚起した関係上、六月十一日に横田公正取引委員長及び松本公益事業委員長の出席を求めて調査を行つた。その詳細は速記録に譲るが、松本公益事業委員長は日発清算人のやられたことは清算の範囲外であつて権利の濫用であり、不法行為になり得る状態であつたと述べ、横田公正取引委員長は法律論については松本委員長と多少意見を異にするが、この議決権の行使の承認に関連していろいろの問題が起つたことについては申訳ないと遺憾の意を表した。

六、その他

その他、加工用金の自由販売、稀少物資対策、繊維機械等の諸問題、或は帝国石油株式会社の紛争問題、旧軍工廠施設及びアルコール工場払下の問題等を採り上げ政府側関係者より、事情説明を聴取し検討を重ねた。

然し乍ら、本「通商及び産業一般に関する調査」は、その対象範囲が極めて広汎多岐にわたつているために本会期中には結論を得るに至らなかつた。

次に競輪に関する小委員会においては、競輪法の改正問題について、小委員会を開催し、種々論議を行い、その間競輪の施行者代表、自転車振興会、自転車振興会連合会代表並びに競輪選手代表等の出席を求め、改正問題に対する意見を聴取し、審議の参考に供した。小委員会において競輪法の改正について慎重に審議、検討を加えた上、「自転車競技法等の一部を改正する法律案」の成案を得て、成規の手続を経て提案された次第である。

又中小企業に関する小委員会においては、左の如く五回にわたつて小委員会を開会して、通商産業委員会の審議を補足し、もつて中小企業の振興策を推進した。

即ち第一回は四月十八日に、

一、復金中小事業部貸出金の処理

二、資金運用部資金の運用

三、政府資金の指定予託

四、中小企業金融金庫

などを議題として開会し、通産、大蔵両当局より説明員も出席し、右の取扱いに関する懇談を主として行つた。

第二回は四月二十五日に特に「復金の回収金を開発銀行に引継いで貸出す件」につき、審議した。

第三回は五月十三日に中小企業に対する長期融資の機関としての、中小企業金融金庫の設立につき、政府側担当者をも招致して、審議した。

越えて第四回は五月二十四日に、中小企業に対する金融の実情を検討する目的をもつて商工中金以下の各関係金融機関の代表者八名より、その融資実情を詳細に聴取した。

最後に、第五回は七月二十二日に、特に中小企業にとり、当面の重要問題である「下請代金支払いの遅延」を議題として、日銀融資斡旋部を含めた業界代表五名より、実情並に意見を聴取し、また政府側の見解をも質した。

本小委員会の審議の経過は、以上の通りであるが、なおまだ改善の跡遅々たる中小企業の現況に鑑みて、その全面的な対策の研究は、今後ともますます必要である。

調査報告書

郵政事業の運営実情に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十七年七月二十九日

郵政委員長　岩崎正三郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

城　義臣　石坂　豊一

柏木　庫治

本委員会は、今国会中「郵政事業の運営実情に関する調査」に引続き従事したのであるが、その対象は極めて広汎に亘つているので、調査の重点を料金値上後における郵便及び為替の利用状況、指定局制度の実施後の状況、特定局制度の改善、現業事務運営機構の刷新、貯金預入最高制限額引上後の預入状況、簡易保険最高制限額引上後における保険募集の実績等に求め、事務運行の実情調査、資料の蒐集等をなし、鋭意調査研究に当つてきたが、未だ調査を完了するに至つていない。

以上の案件は今後も尚調査を要するものがあり、この外目下問題となつている機構改革等の問題並びに積立金の運用に関する法律成立後の事業への影響等の問題もあり、本委員会としては更に慎重に調査研究をする必要があるので閉会中も引続き調査を継続する考である。

調査報告書

電気通信事業運営状況に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十七年七月二十九日

電気通信委員長　鈴木　恭一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山田　節男　大島　定吉

新谷寅三郎　小笠原二三男

本委員会は「電気通信事業運営状況に関する調査」について第十三回国会開会中所管省の説明を求める等着々調査を進めて来たが、未だ調査を完了するに至らなかつた。

調査報告書

電波行政に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十七年七月二十九日

電気通信委員長　鈴木　恭一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山田　節男　大島　定吉

新谷寅三郎　小笠原二三男

本委員会は、電波行政に関する調査について第十三回国会開会中十四回にわたり委員会を開き、主としてテレビジョン放送に関する調査を行つたのであるが、その概要は左の通りである。

電波監理委員会は、昭和二十六年十一月七日テレビジョン標準方式試案を国会に説明したが、この試案については、関係各界で凡ゆる観点から論議が行われたことは昨年十二月十四日提出した調査報告書の通りである。その後同委員会は「白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式案」について本年一月十七日から三日間にわたり利害関係者及び参考人の出頭を求めて聴聞会を開催したが、この聴聞会における論議の中心は主として周波数帯幅は六、〇〇〇kcがよいか、それとも七、〇〇〇kcがよいかの点についてであつて、極めて活潑な論議が展開せられたのである。同委員会は二月中旬に聴聞会の結果に基く意見書及び調書を作製し、国会にその関係資料を提出したので、これを中心として本委員会において同委員会の説明を聴取するとともに、質疑応答を重ねたのであるが、同委員会は二月十六日に聴聞会に附議した事案について、同期信号の波形に一部修正を加えた程度で原案通り決定し、同月二十八日電波監理委員会規則第二号をもつて「白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式」を制定公布した。その後無線通信工業会及び日本放送協会等から右決定に対する異議の申立があつたので、同委員会は四月十五日から八日間にわたり聴聞会を開催したが、論議の重点は前回の聴聞会におけると同様に周波数帯幅にあつた。同委員会は六月十日聴聞における調書及び意見書に基いて「本件異議申立は、いずれも棄却する」旨の決定を行い、同時に「今後一年以内に実験により七、〇〇〇kcが必要であつて、且つ妥当なことが立証された場合には、委員会は改めて聴聞会を開催し、その結果に基いて原決定を変更する用意を有する」旨を明にした。本委員会においてはこれらの点についても同委員会に対し質疑応答を重ねたのであるが、同委員会は廃庁当日の七月三十一日夜半に至り、「我国におけるテレビジョン放送実施に対する方針並びに措置」を決定し、かねて出願中の日本テレビジョン放送網株式会社にテレビジョン放送業務を行うことを目的とする無線局の開設に対し予備免許を与え、日本放送協会及び株式会社ラジオ東京に対する予備免許の決定を留保し、全日本放送株式会社及び日本テレビジョン放送協会に対しては予備免許を与えないこととした。

調査報告書

労働行政の実情に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十七年七月二十九日

労働委員長　中村　正雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

堀木　鎌三　堀　眞琴

菊川　孝夫　上原　正吉

波多野林一　安井　謙

村尾　重雄　九鬼紋十郎

本委員会は、今期国会会期中失業対策日米行政協定に基く駐留軍関係労務者の身分取扱、労働金庫、港湾労務、珪肺対策並びに労働省の機構改革に伴う予算削減、減員の問題等に就いて、政府或は関係当事者の意見を求め事情を聴取した外、議員派遣或は職員による現地の実情調査を行つた。

しかしながら本調査は、その対象が広汎多岐にわたりその実態も社会情勢の変化に伴い刻々変化するものであつて、未だ所期の目的を達することができなかつたから、今後も引き続き鋭意調査に努力したい。

調査報告書

労働関係法規改廃問題に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十七年七月二十九日

労働委員長　中村　正雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

堀木　鎌三　堀　眞琴
菊川　孝夫　上原　正吉
波多野林一　安井　謙
村尾　重雄　九鬼紋十郎

労働関係調整法、労働組合法、公共企業体労働関係法、労働基準法及び地方公営企業労働関係法等の労働関係諸法規の改廃並びに制定は、本院において修正議決したので、本委員会においては、本調査の対象の主なるものは一応解決したのであるが、珪肺対策、技能者養成及び今回地方公営企業労働関係法を準用することになつた単純な労務に雇用される地方公務員の身分取扱等に就いては、重要な問題が未解決で残されているから、今後も引き続き調査に努力したい。

調査報告書

河川、道路、都市及び建築等各種事業並びに国土その他諸計画に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十七年七月二十九日

建設委員長　廣瀬與兵衞

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

田中　一　門田　定藏
松浦　定義　楠瀬　常猪
小川　久義　深水　六郎

一、委員会の経過

（一）委員会

第十三回国会は、昭和二十六年十二月十日に召集され、爾来今日までの間に、建設委員会は五十九回、各委員会との連合委員会二十四回を開催したが、中調査要求に基き十三回にわたつて調査事件に関する委員会を開催した。

右の調査事件に関する経過は別表に示す通りである。

（二）実地調査

本調査事件においては、その万全を期するため、現地について建設事業並びに諸計画及び調達庁所管接収地問題等の状況を調査する要を生じたので、次の通り議員を派遣した。

（イ）北海道開発法に伴う運用並びに建設事業の調査

昭和二十六年十二月二十一日より三十日迄の十日間

北海道石狩川総合開発地域、旭川地区、道南地区等につき調査した。

参加委員　三名

（ロ）中国地方の総合開発特定地域の調査

昭和二十七年一月九日より十八日迄　十日間

調査地域　山口県、広島県、島根県

参加委員　三名

（ハ）ダイナ台風並びに豪雨による被害状況調査

七月十五日より二十二日迄　八日間

調査地域　富山県、岐阜県、石川県

参加委員　二名

（ニ）河川総合開発事業（只見川、胆沢川、猿ヶ石川、赤川、荒川等のダム）並びに一般建設事業調査

七月十四日より二十二日迄　九日間

調査地域　福島県、岩手県、山形県

参加委員　二名

（ホ）道路、都市計画及び接収地事情等についての調査

七月十五日より二十四日迄　十日間

調査地域　福岡県、熊本県、長崎県

参加委員　三名

（ヘ）その他の調査

昭和二十七年三月四日の十勝沖地震並びに四月十七日の鳥取市の大火については、それぞれ本院から被害調査団が派遣されたが、本委員会からは委員五名がこれに参加した。

二、調査の概要

今国会においては、二十七年度予算を中心に各種建設事業の内容、並びに行政協定後の調達庁所管事業等について調査した。

（一）建設省所管　公共事業費について、

建設事業は従来公共事業費中に一括計上され、経済安定本部の認証を要して来たが、昭和二十七年からは、会計法の一部改正に伴い（イ）認証官の制度を原則としてやめる、（ロ）明許繰越の制度を設ける、（ハ）継続費の制度を認める、（ニ）予算の形式を在来の部款を廃止し項、目のみとする。等となり、直接各省に事業項目別に予算が計上されるようになつた。

本委員会は、右の如き昭和二十七年度予算の形式の変換の事情から各種事業別の内容に入り、河川、道路、都市、住宅、営繕等建設省所管に属する各事項について詳細に調査した。特に継続事業及び特別会計による有料道路の制度等については慎重なる検討を行つた。

更に特に、調査費、研究費を重視し、検討を加えた。

（二）地方財政と建設事業について、

建設事業に密接な関連を有する地方財政について特に基準財政需要額に算定される地方財政平衡交付金のうち土木費、戦災復興費の算定基準の適否について調査を行つた。

（三）調達庁の機構並びに事業について、

行政協定成立に伴う調達庁機構の改組並びに労務、不動産、接収解除、契約、需品、役務等の問題について調査を行つた。

（四）その他

（イ）建設省機構改革に関して特に技監制度について、

（ロ）耐火建築促進の観点から警察予備隊の営舎建築の基本方針について、

（ハ）琵琶湖総合開発に関する地建案、滋賀県案、関西電力案の三案の現状と建設省のこれに対する態度等についてそれぞれ調査を行つた。

本調査は、その範囲が極めて広汎であるため今後更に調査を続ける必要がある。

別表

調査事項	月日
建設行政について	昭和二六・一二・一五
建設行政一般方針並びに電源開発について	二七・一・三一
調達庁所管事業について	二・五
河川局、道路局関係予算について	七
都市局及び住宅局関係予算について	一二
管理局関係予算について	一四
管理局関係予算及び土木、建築研究所予算並びに研究調査事項について	一九

三・一八　十勝沖地震について
二六　同
五・一六　建設省機構及び営繕事務について
二一　地方財政と建設事業について
二四　建設省機構及び調達庁機構改革及び地方財政と建設事業について
六・一九　琵琶湖総合開発、道路工事、建設工事費の不足に対する措置

調査報告書

日本経済の安定と復興に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十七年七月二十九日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

杉山　昌作　須藤　五郎
永井純一郎　愛知　揆一

本件については、前国会からの継続調査事件として今期国会においても引続き調査を行つてきたが、本年三月以降は重要法案審議のため十分な調査を行う余裕を得なかつたので未だ調査を結了するに至つていない。

今期国会において本件調査のため委員会において政府委員等から説明を聴取した主なる事項は左の如くである。

一、昭和二十七年度経済安定本部関係予算

一、昭和二十七年度総合及び産業資金需給見通し

一、昭和二十七年度の貿易及び国際収支の見通し

又、昭和二十七年一月及び二月にそれぞれ近畿中国地方及び九州地方に議員派遣を行い、国土総合開発について国土総合開発法に基く特定地域を中心に実地調査を行つた。

調査報告書

昭和二十七年度予算の執行状況に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十七年七月三十日

予算委員長　和田　博雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小林　政夫　楠見　義男
岡本　愛祐　中川　以良
木村禧八郎　大島　定吉
山本　米治　鈴木　直人
堀木　鎌三　深川タマエ
岩間　正男　駒井　藤平
泉山　三六　中川　幸平
西田　隆男　東、　隆
中田　吉雄　愛知　揆一
吉川末次郎　岩木　哲夫
柏木　庫治　荒木正三郎

吉田　法晴

本委員会は、昭和二十七年度予算の執行状況に関し調査を行つてきたのであるが、本調査はその対象が極めて広汎多岐に亘り、且つ昭和二十七年度予算はその執行が未だ年度の中途にあるため調査を終ることができなかつた。

昭和二十七年二月二十七日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

第十二回国会における貴院の「農林業振興基本政策確立に関する決議」に対し、別紙のとおり報告する。

農林業振興基本政策確立に関する決議に対する報告

農林政策の基本は、食糧自給度の向上を図つて、経済自立の基盤を確立するとともに、今後の自由経済にあつて農林業が他産業と均衡的に発展し得るための条件を整えることにある。

この見地において農林政策の基本方針を次の三点に置く。

(一)　食糧の総合的自給度を向上し得るような生産態勢を整備し、併せて治山治水につき格段の努力を払う外、農林水産資源の維持培養を図り、

(二)　農業経営の安定のために主要農産物の価格安定、災害対策並びに有畜営農の奨励等必要な施設に資本を投入する等の方策を講じ、

(三)　これらの施策の実施については、農山漁民の自主的な活動を促進することに留意し、施策の実効を期する。

この基本方針に基き、次の具体的施策を実施する。

一　食糧の自給度向上のための農業生産力の増強対策

(一)　農地の改良、拡張及び耕種改善

我国今後の食糧需給を確立するためには国内生産力の増強を図ることが基本である。このため対策の重点を農業生産力の基本である農地の改良、拡張に置くとともに、土壌改良、優良種苗の普及病害虫防除等によりその増産を図る。

(二)　有畜営農の奨励と飼料確保

農業の総合的生産力を増強するとともに国民栄養の改善を図るため三ケ年計画に基き五十万戸の無家畜農家に対し、家畜導入資金の利子補給を行うことにより、すみやかに家畜を導入するとともに牧野改良の助成、飼料作物用種子の改良、既存の国営原種圃の拡張等により自給飼料の増産確保を図る。

(三)　単作地帯振興

食糧の生産の増加の余力は単作地帯において大であるので土地改良の促進による裏作の導入、立地条件に応ずる技術改良等積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に基く総合計画により単作地帯の振興を強力に推進する。

(四)　災害対策

我国の地理的特殊的事情により毎年蒙る農林水産施設の災害復旧に対し極力その復旧を促進する措置を講ずるとともに、災害の激甚な地方に対しては農山民の負担限度を考慮して臨時的高率補助を適用し得る如き特例措置を考慮する。

(五)　農林漁業融通特別会計の充実

農林漁業金融の円滑なる疎通を図るため農林漁業融通特別会計の資金の増額を図り施策の万全を期する。

(六)　食糧統制についての措置

最近における食糧事情の安定に鑑み、直接統制を廃止し、価格及び需給の調整を図ることにより食糧生産の増強と国民生活の安定とを確保し得るような制度への移行を図ることとするが、特に米についてはなお慎重に検討することとする。

二　農業経営安定対策

(一)　農業災害補償制度の整備強化

毎年発生する風水害、病害虫の被害のため共済組合の中には経営上支障を来している現状に鑑み、保険料率の改訂を行うとともに団体の保険金支払を円滑ならしめるため、国と農業共済組合の共同出資による農業共済組合連合会支払準備金制度を設ける。

(二)　農地改革の成果維持

農地改革の所期の目標がほぼ達成せられた現在において創設された自作農の安定維持を図ることに力を注ぐこととし、農地関係法令を整備統合して農地法を制定する。

（三）農業協同組合の育成強化
　組合の再建整備を推進するとともに、定例検査制度を実施してその適切強力な指導を図る。
（四）繭糸価安定
　繭糸価格安定法の運用につきその適正を期して繭の増産、生糸の輸出の増進を図る。
三　資源培養対策
（一）治山事業の整備強化造林の拡充及び奥地林道の開発
　国土の保全と森林資源の維持培養のため、森林計画の適正な樹立運用を図るとともに、荒廃林地に対する急速なる治山事業を行い、要造林地に対する造林を促進し、木材需要を充足するため奥地未利用林を開発するための林道網を整備し、併せて木材利用を合理化する等の措置を講ずる。
（二）総合的食糧増産確保の一環として水産資源の維持培養を図るため、水産増殖事業の拡充強化、資源に応じた適正な漁獲を行うための底引網漁業等の整備の促進、遠洋漁業における関係国との調整、農業協同組合の育成強化、漁船保険制度の改善等の措置を講ずる。
四　これらの施策の遂行に当つては、農山漁民の熱意と理解が不可決の要件であるため、農業改良普及態勢を中心として農業委員会等の活用によりその自主的意欲と活動を促進する。

第九回国会　参議院において採択せられた請願の処理経過

件名	主な主管庁	請願に対する処理要領
陸地測量士の恩給復活に関する請願	総理府	昭和二十年十一月二十四日連合国最高司令官からの覚書により復活は困難と考える。
日和田・平間に十五万ボルト送電線建設促進に関する請願	同	目下昭和二十六年中に完成すべく努力中である。
江川水系電源開発に関する請願	同	再編成に伴う新電力会社の発足をまつて具体的に検討することにしたい。
郡山放送局放送設備拡張に関する請願	同	早急に改善は困難と考えるが、本趣旨を日本放送協会に連絡し善処したい。
郡山市に仙台高等裁判所支部設置の請願	法務府	裁判所支部の設置は、最高裁判所の権限に属しておるので趣旨を伝達し、考慮を煩わすこととしたい。
宮崎県福島町に簡易裁判所及び検察庁設置の請願	同	最高裁判所とも協議して、充分考慮したい。
新潟県燕町に登記所設置に関する請願	同	国家財政の都合により今直ちに実現は困難であるが、将来において考慮したい。
北海道新冠村に法務局出張所設置の請願	同	現状においては実現困難である。
沖縄諸島の日本復帰に関する請願	外務省	講和條約によつて決定される問題であるが、政府としてもあらゆる努力を払つている。
小笠原島の日本復帰に関する請願	同	右に同じ。
酒税引下げに関する請願	大蔵省	酒税法の改正により引き下げられた。
たばこ収納代金引上げに関する請願	同	昭和二十五年度においては最上級以下全般的に収納価額を引上げた。
在外公館等借入金緊急措置に関する請願	同	一、在外公館借入金については、現在確認事務を進めており、なお、二十六年度中に返済を開始することに決定し、在外公館等借入金の返済の準備に関する法律において、返済に関する法律を最近の国会で制定するよう定めておる。 二、支払方法については、返済に関する法律によつて定められる予定である。現地通貨の円評価については慎重に調査審議したい。
在外公館等借入金支払促進に関する請願	同	右に同じ。
中小商工業者に対する不動産担保による長期金融の請願	同	中小企業金融に対しては各種の施策を行つてきたが、不動産担保による長期金融については慎重に検討したい。
揮発油税軽減に関する請願（三件）	同	揮発油税法改正の際に、課税方法を従価課税から従量課税に改めるとともに、税率も引き下げた。
時計類及び同部分品等物品税撤廃に関する請願	同	税法改正の際に税率は二割に引き下げ、最も大衆的と認められる時計に対しては課税最低限を新設し、なお、補修用の文字板、針、硝子等に対しては非課税として、時計側には課税最低限を設けた。
釣魚用具の物品税課税に関する請願	同	税法改正の際につり糸及びつり針、浮木、沈錘等は非課税とし、つり竿の課税最低限を引き上げ、更に税率を三割に引き下げた。
碁将棋具物品税の免税点設定に関する請願	同	税法改正の際に税率を三割に引き下げ、なお、折畳式の盤類、彫刻してない駒類等を非課税とした。しかし、課税最低限の設定については困難である。
ラジオ受信機等の物品税減免に関する請願	同	税法改正の際にラジオ聴取機、受信用真空管、マイクロホン等については、その税率を一割に引き下げ、電気蓄音器については三割に引き下げた。

第九回
第十回　国会参議院において採択せられた請願の処理経過（昭和二十六年十二月一日調）

　第九回及び第十回の国会において参議院で採択せられ、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてこれをそれぞれその請願の関係庁に送付し、関係庁よりその処理案を内閣に提出し、これを閣議に附して決定することとした。その結果処理案を決定したものは左記のとおりで、その他は目下調査中である。
　右処理ずみのものの処理要領の要点を集録すれば、大体別紙のとおりである。

記

	内閣受理件数	処理案決定件数
第九回国会	三百十九件	百八十九件
第十回国会	千五百五十二件	五百二十一件

鏡台の物品税撤廃等に関する請願	同	税法改正の際に税率を二〇％に引き下げ、課税最低限を四、五〇〇円に引き上げた。
時計部分品の物品税撤廃に関する請願	同	税法改正の際に文字板、指針及び硝子は非課税とし、又時計側については百円の課税最低限を設け、且つ、その税率を二割に引き下げた。
喫煙用具の物品税免除点設定に関する請願	同	税法改正の際にライターについては税率を三〇％に引き下げ、六〇円の課税最低限を新設し、シガレットケースについては税率を二〇％に引き下げた。
織物消費税の廃止に伴う損失補償の請願	同	本件については、織物消費税法廃止の当時及びその後においてもいろいろ調査研究を進めたが、販売業者の所持する織物又は織物製品の生産者及び納税額を把握し追及することは極めて困難であり、殊に第二次製品及び染色、捺染等の加工をほどこしたものについては不可能に近く、公正を期することが期待し得ぬ状態であるので、実現のために充分に検討したが困難と考える。
私立学校職員共済組合法案上程促進等に関する請願	文部省	
日本専売公社福島県小野田村有臨時収納所の建物買上げに関する請願	同	本臨時収納所は将来これを釜子収納所に統合する方針であるから買上はしない方針である。
国民金融公庫宮崎支所資金増額に関する請願	同	国民金融公庫の支所又は代理店に対しては、特定の地方に偏することなく、慎重な配慮の下に資金の配賦を行つておる。昭和二十六年度においては二十億円の増資を行つたが、今後においても資金量の充実に努力したい。
教職員の待遇改善に関する請願	同	近い将来において実現を図るよう努力したい。
私立学校職員共済組合法案上程促進等に関する請願	文部省	
教育公務員特例法第十四條改正に関する請願	同	一、給与の引上は既に実施された。 二、教育財政については恒久的な対策の確立に努力したい。 三、教育費の負担区分については教育財政の確立の一環として慎重に研究したい。
教育公務員特例法第十四條第一項改正に関する請願	同	結核休職期間の延長については、現行の二年間の療養によつて大体教職に復帰し得るかどうかが判明すると考えること及び一般公務員との均衡、財政事情等から困難である。 結核対策としては採用前の身体検査、適切な健康管理等の励行により、り患した場合でも早期に教職に復帰し得るよう措置したい。
日南海岸を国立公園に指定の請願	厚生省	右に同じ。
理容師法中一部改正に関する請願	同	目下他の景勝地と比較検討中である。
		改正を考慮したいと考える。

結核病根滅対策樹立に関する請願	同	現行結核予防法の全面的改正を考慮中であり、開放性結核患者の隔離、治療についても、五年計画をもつて病床を増加すると共に従業禁止、命令入所患者が貧困なる場合は医療費の全額負担等の諸方策を講じ万全を期する予定である。
看護婦養成所に対する国庫補助に関する請願	同	今後とも要望の主旨にそつて一層の努力をしたいと考える。
国立桜ヶ丘病院移転に関する請願	同	替地については困難と考えるが、運営上について注意すべき点は徹底を期するよう努力したい。
看護婦資格既得権者に甲種看護婦国家試験免除の請願	同	既に必要な措置がとられておる。
療養所の病床回転の根本対策に関する請願	同	一、療養施設の充実は昭和二十六年度には一万七千二百床が増床される予定であり、三十年度には十九万床を確保すべく、増床計画に努力中である。 二、自宅療養制度については、保健婦による家庭訪問指導、特定の医療費の半額公費負担等の措置を講じておる。 三、後保護については、目下後保護施設を設置するため努力中であり、昭和二十七年度以降充実を図る方針である。
らい、療養所の患者による附添手当増額の請願	同	本件は困難な問題と考えるが、御期待にそうべく、研究努力したい。
らい研究所設立等に関する請願	同	本件については実現に努力しておる。なお、海外の視察、調査については先に国立療養所課長を派遣したが、更に技官を派遣し化学的治療について一層の研究をしたいと考える。
児童福祉法に基く私営社会事業団体に対して公費の支出をなし得るよう法律制定の請願	同	目下慎重研究中である。
未亡人、寡婦に年金支給等の請願	同	一、寡婦年金については社会保障制度において慎重に審議中である。 二、遺児育英資金の利用については優秀なもの、母子寮、授産場の設置については拡充に努力したい。 三、特別な措置を行つておる。
児童福祉行政予算を国庫補助に組替の請願	同	目下慎重研究中である。
国民健康保険診療費国庫補助に関する請願	同	昭和二十六年度は実現不可能であるが、今後実現に努力したい。
厚生年金保険基金の還元融資に関する請願	同	目下のところ実現困難と考える。
内水面漁場管理委員会の漁業改革委託費増額に関する請願	農林省	昭和二十六年度予算においては増額をはかつた。なお、二十六年度より本経費は補助金として支出し、県費支出を可能のように措置したい。
郡山市に営林局設置の請願	同	営林局の設置は慎重に検討を要するので、検討中であるが直ちに実現は困難である。

漁船船員法制定に関する請願	農林省	漁業には種々の業態があり、実態の把握の要があるので、目下着々と調査を実施中であるから、これに併せて独立法の研究を行う考えである。
農業改良普及事業の強化徹底に関する請願	同	一、農業改良普及事業は今後も益々強化してゆきたい。 二、農業委員会法案が成立して農業改良委員会がその中に統合されてもその機能を発揮し得るよう考慮している。 三、改良普及員の駐在方法は、数ケ町村の地域を単位とする地区に数人駐在させ、その地区の農業構造に応じて各人の特技を吟味して組合せ、分化と総合の調和を図る方向に改善してゆきたい。国庫助成は地区委員会については実現しなかつたが、昭和二十六年度は農業委員会の経費に含めて助成の予定である。二十六年度の本事業の予算の重点は改良普及職員の増置におかれているがその再教育についても措置してある。将来は事業費の増額も実現したい。
早場米奨励金制度存続に関する請願	同	昨今の財政経済情勢の推移に伴つて本制度の必要性については従来と異つた観点から評価しなければならなくなり二十六年度においては三十億円計上してあるが、増額は困難と考える。
早場米奨励金継続に関する請願	同	右に同じ。
供米の適正および飯米対策に関する請願	同	昭和二十五年十一月に減額補正措置を講じてあり、災害農家の再生産維持に支障のないよう努力している。
都道府県農業共済組合連合会の事業費不足金全額国庫補助に関する請願	同	一、農業共済組合連合会の事業不足金については対策を研究中である。 二、掛金率は、従来の実績を検討して改訂する方針で、これに伴う農家負担の増高は避けるようにしたい。 三、事業不足金に対する融資及び利子の国庫負担については努力中である。
水産資源枯渇防止に関する請願	同	一、水産資源調査は国立水産研究所で実施しているが、今後その整備充実に努力したい。 二、調査研究の発表、関係者との資料交換等は実施しており、統一的連絡調査の結果の公表も努力している。 三、海洋調査は資源調査と並行して行いその経費は委託費をもつてあてている。 四、漁船との連絡調査については拡充強化を研究中である。 五、雑魚の実態調査及び必要な魚かく制限措置については研究中である。
徳島県北灘村漁港の諸施設等のジエーン颱風災害復旧に関する請願	同	一、融資については災害損失補償制度確立の準備を進めている。 二、漁網網は二十五年度第三四半期に災害復旧分を含めて割当てたが、不足分は今後考慮する。燃油等は特配を行つた。

九十九里沿岸漁業転換融資に関する請願	同	三、漁港施設の災害復旧は二十五年度及び二十六年度に予算の許す限り早急実施を考慮したい。
購買農業協同組合連合会に国庫資金による長期低利融資の請願	同	特殊事情に基く漁場制限についての補償金は交付したが、これを基として現行漁業共済基金制度のような特別の基金を業者が設け、生産の協同化、多角化又は遠洋漁業への転換等を促進するよう指導したい。 経営不振の農業協同組合及び購買事業連合会の経営刷新を図るとともにその必要とする事業資金等については農林中央金庫をしてせしめてきた。なお、協同組合の財務処理の基準を定める政令を公布し組合の指導に当つてはおり、又組合の再建整備の法的措置については別途に鋭意検討中である。
単作地帯の農業災害補償制度改善に関する請願	同	損害補償限度の引上等については極力努力したい。
小野田市沖の干拓工事促進に関する請願	同	昭和二十六年度において趣旨にそうよう考慮したい。
揚水機関電化事業費国庫補助に関する請願	同	県に連絡の上処理したい。
水稲秋落防止対策費国庫助成に関する請願	同	特殊事情に基く漁場制限についての補償金は交付したが、これを基として現行漁業共済基金制度のような特別の基金を業者が設け、生産の協同化、多角化又は遠洋漁業への転換等を促進するよう指導したい。
間人漁港修築工事施行に関する請願	同	秋落水田の改良については全国的の問題であり、昭和二十六年度は国家財政の都合により困難であるが、今後において努力したい。
由良漁港船だまり施設工事施行に関する請願	同	漁港法により漁港に指定され整備計画に採択された場合は国庫財政の許す限り実施を考慮したい。
中浜漁港拡張工事施行に関する請願	同	右に同じ。
平漁港改修工事施行に関する請願	同	右に同じ。
恵曇漁港修築工事施行に関する請願	同	右に同じ。
須津漁港改修工事施行に関する請願	同	右に同じ。
千葉県大貫漁港災害防止工事施行に関する請願	同	右に同じ。
大槌漁港修築工事促進に関する請願	同	昭和二十六年度において、国家財政の許す限り補助金を増額し、工事の促進に努力したい。
吉田漁港災害復旧に関する請願	同	国家財政の許す限り昭和二十六年度に復旧する予定である。
漁船保険事業の拡充強化に関する請願	同	一、漁業災害補償制度の確立、漁船保険組合に対する国庫補助金の増額は国家財政の許す限り努力したい。

昭和二十六年度白河矢吹国営開拓事業費全額割当に関する請願	同
豊沢川農業水利事業費予算増額に関する請願	同
山口県川上村の災害耕地等復旧に関する請願	同
土地改良事業費国庫補助増額に関する請願	同
土地改良事業費全額国庫補助に関する請願	同
昭和二十四年耕地災害復旧費国庫補助増額に関する請願	同
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する請願	同
昭和二十四年度供米報奨用並びに農家向特殊消費者用衣料品滞貨処理に関する請願	同

二、異状災害に対する国家補償は国家財政の許す限り一般会計の負担としたいと考える。又附加再保険料も財政の許す限り廃止したい。

三、運営審議会の設置については充分研究したい。

四、漁船満期保険制度調査研究費については努力したい。

五、漁船再保険特別会計の手持資金を農林中央金庫に預入れ、及び融資の件については研究を要すると考える。

六、再保険料の分割払等については実現に努力したい。

七、再保険割合に伸縮性の付与は実施困難である。

八、漁船満期保険制度の実施については検討中である。

九、漁船保険協会を法人とすることについては検討したい。

一〇、漁船再保険特別会計の借入金は国家財政の許す限り一般会計より繰り入れをしたい。

一一、保険加入を強制することは慎重に検討を要する。

一二、漁船保険の準備金として財政の許す限り一般会計よりの繰入れをしたいと考える。

地方競馬主催者の収得する控除金率の改正に関する請願	同
愛知県野田村のかんがい用水路改修工事費助成に関する請願	同
農業緊急対策に関する請願	同

水源工事を早期完成せしめるよう重点的な割当を考慮したい。

趣旨にそうよう考慮したい。

本地区の復旧は河川堤防の復旧と併行して、耕地の復旧を計るべく努力中である。

一、小規模な土地改良事業の予算増額等については常に努力している。

二、土地改良事業の全額国庫負担は困難である。

右に同じ。

昭和二十六年度補助金については出来得る限り増額に努力したい。なお、資金については長期且つ低利の資金を融通することを目的として農林漁業資金融通法が施行された。

今後改正する際は事業実施の状況にかんがみて更に検討の上実情にそうよう改正し適正な運用を期したい。

昭和二十四年度供米報奨用衣料品の滞貨については二十五年三月卸商に返品せしめることに措置し、更に主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補塡に関する法律により措置してある。なお、主食供出報奨以外の衣料品については困難である。

国有林地内砂防工事実施促進に関する請願	同

競馬法の一部を改正する法律（昭和二十五年十二月法律第二百五十九号）によつて控除率は引き下げられた。

本件については、所定の補助申請の提出をまつて考慮したい。

一、農産物価額は昭和二十二年度産米からパリテイ方式によつているが、決定にあたつては常に農業の生産性を合理的に反映するよう検討してゐる。

二、(1) 般に わたつて管理制度については、制度全体の改善を加え継続するよう検討中である。

(2) 食糧の輸入量は余分な買付は行つておらず、又、価格についても価格の低いものから採用している。なお、品質については現地或は輸入港において厳重に検査している。

三、(1) 公共事業費の増額については常に努力している。

(2) 土地改良については公共事業費の増額とともに、農林漁業資金融通特別会計で推進したい。

(3) 農機具の共同利用施設については努力中である。

(4) 食糧増産の基礎的施設については財政の許す範囲において努力中である。

四、農林中金の民主的拡充については、農林中金法の改正については金庫所属団体より新たに理事十二名、監事一名を増員した。

五、農業協同組合の合理化については昭和二十五年に組合法の一部を改正したが、更に不振農協については別途に準備を進めておる。

六、肥料資金対策については全購連を頂点とする系統購買機関を通ずる購買を行い、その代金決済についても予約注文制等の各種方策が行われている。

七、肥料、農業用電力、地租、小作料については適正を期するよう努力している。

八、超過供出特別価格については、基本価格の二倍は実現困難である。早期供出奨励金の交付は、二十六年度も交付する方針である。

九、米麦については、適当な価格で政府買入を行うように管理制度について研究中である。

国有林地内の砂防工事については、昭和二十五年度からは一般会計、公共事業費から公益性の大きい大崩壊地に対して支出を認められたので着々施工することにしておる。今後も出来る限り経費の増加を図り崩壊を減少させたい。なお、治山事業は国において、民有林野は、都道府県営を原則として、特殊なものは国営をもつてそれぞれ実施中であるが、国土保全上からその制度、予算共に充分とは云

みそ、しょう油醸造用必需物資確保に関する請願	農林省	い難いので充実を期するため目下鋭意計画中である。
琉球民間貿易促進に関する請願	通商産業省	一、ガリオア資金による輸入は実現された。又民貿による輸入も昭和二十六年八月末までには十万屯の輸入が可能と見込まれる。なお、国内産についても昭和二十六年度は積極的な増産に乗り出し、目下努力中である。 二、脱脂大豆については現在においては趣旨は殆んど実現されておると考える。 三、輸入塩については極力努力中である。又一般用塩の価格は昭和二十五年十二月の値下げにより実現されたと考える。しかしみそ、しょう油用についての特別価格の設定は不適当と考える。
大島商船学校存続に関する請願	運輸省	(1)琉球住民は民間貿易を行うことができることとなつている。 (2)木材の輸出については、国内資源保護とこれに関連する治山、治水政策上及び全国的の需給関係から一部のものについては制限ないし禁止措置を続ける要がある。 船員教育審議会の決定を尊重し善処したい。
青森港修築工事促進に関する請願	同	昭和二十六年度は未だ決定をみていないが国家財政の許す範囲において本船接岸岸壁の築造及び前年度に続いて堤川治物揚場及び泊渠の整備工事を行う予定であり、極力趣旨にそいたい。
魚沼線復活に関する請願	同	魚沼線の復活は全く新線を敷設すると同様であるので急速実施は困難である。 目下運輸営業を実施すべく検討中である。
棚倉町、宮本村間に国営貨客自動車運輸開始の請願（二件）	同	磐越西線は昭和二十五年十月の時刻改正で三往復を実施中であるが、磐越東線及び水郡線については目下増発方を研究中である。また客車の改善については現在鋭意努力中である。 目下運輸営業を実施すべく検討中である。
磐越東、西両線および水郡線の列車運転回数増加等に関する請願	同	
二本松、津島両駅間に国営バス運輸開始の請願	同	白棚線の復活については、予算その他の関係で急速実施は困難であるので、本停車場の設置についても今後よく調査研究したい。 目下予算その他について検討中である。
白棚鉄道復活に伴う停車場設置等の請願	同	
中村、新地両駅間に新駅設置の請願	同	予算その他の関係で急速実施は困難である。 目下予算その他について検討中である。
白棚鉄道復活に関する請願	同	
川東、谷田川両駅間に駅員無配置駅設置の請願	同	急速に実施は困難である。
東北本線西郷信号場を駅に昇格の請願	同	

小野新町、須賀川両町間及び須賀川、長沼両町間に国営バス運転開始の請願	同	本区間は関係の民間業者があるので早急実施は困難である。
貝田信号場を駅に昇格の請願	同	目下予算その他について検討中である。
神俣駅を滝根駅と改称するの請願	同	駅名改称についてはよく研究したい。
岩手県県道遠野川井線に国営自動車運輸開始の請願	同	実施の可否について種々研究中である。
志布志、古江両線の列車ダイヤ増加等に関する請願	同	列車ダイヤの改正については、機関車、車両等の整備状況とにらみ合せ努力したい。客車の改善については目下鋭意努力中である。なお、簡易線の両線昇格については種々施設の増強を要するので急速実施は困難である。
兵庫、鷹取両駅間に長田駅新設の請願	同	急速の実施は困難である。
特急中一本を神戸駅まで延長するの請願	同	設備その他の関係上特急の神戸始発は困難である。
紀勢線中未完成区間工事再開に関する請願（二件）	同	鉄道の新線建設について、かねてより種々研究中であり目下これが実現に万般の施策を講じている。
仙台貨物駅建設に関する請願	同	可及的速かに実施するよう努力中である。
浜松、米原両駅間鉄道電化に関する請願	同	本区間は最優先的に考慮されており、昭和二十六年度より着工の出来るよう努力しておる。
福島駅本屋改築工事促進に関する請願	同	早急実現は困難と考えるが、実現に努力したい。
中村駅貨物ホーム拡張に関する請願	同	差当り拡張の計画はないが、今後の状勢を見て考究したい。
白河保線区存置に関する請願	同	差当り廃止する考えはない。
喜久田駅待合室拡張等に関する請願	同	目下のところ予算その他の関係から早急には実現困難である。
伊達紋別駅施設改善に関する請願	同	一、跨線橋は、昭和二十六年度において、改築を実施する予定である。 二、阻振線乗入れについては、実情精査の上考慮したい。 三、室蘭本線の急行運行は困難であるが、直通列車運行と共によく研究したい。 四、デーゼルカー運行に関しては、車両、燃料事情等とにらみ合せ研究したい。
宮下、川口間に鉄道敷設の請願	同	電源開発、資源開発の見地から、之が実現に諸般の施策を講じている。なお、只見川水系の諸発電計画が更に具体化すれば必然的に本線の実現が促進されると考える。 本区間には伊賀線が開業しているので、更にこれと平行して国鉄線の敷設は考えていないが、一応研究したい。
上野市、名張町間鉄道敷設に関する請願	同	鉄道の新線建設について種々研究中であり、目下これが実現に万般の施策を講じているので、今後充分調査研究したい。
三陸沿岸鉄道敷設に関する請願	同	

津軽環状鉄道開通促進等に関する請願	同	昭和二十六年度は青森、蟹田間の実現を期しており、その他についても今後充分調査研究したい。
日南鉄道貫通促進に関する請願	同	鉄道の新線建設について種々研究中であり、目下これが実現に万般の施策を推進中である。
赤穂線中未選定区間路線の選定に関する請願	同	相生―日生間は工事に着手し、昭和二十六年度は相生―赤穂間の実現を期し、その他についても目下諸施策を講じているが、今後も充分研究したい。
岩国、日原両駅間鉄道敷設促進に関する請願	同	鉄道の新線建設については種々研究中であり、目下これが実現に万般の施策を講じているので、今後、なお、調査研究したい。
肥薩線電化電源の天然ガス利用火力発電所建設に関する請願	同	将来肥薩線の電化実現の際研究したいと考える。
津屋崎燈台建設に関する請願	同	目下のところではその実現は困難であるが今後とも努力したい。
岩手県越喜来村首崎に燈台及び警報設置の請願	同	昭和二十五年度緊急整備事業として無線通信所の設置を決定し二十六年六月末に完成の予定である。これが完成の暁には無線電話をもつて船舶と又無線電信をもつて塩釜の第二管区海上保安本部と通信がとれることになる。
小名浜海上保安部に陸上無線通信施設新設の請願	同	右に同じ。
岩手県綾里岬燈台に霧中信号施設設置の請願	同	昭和二十六年度は実現困難であるが今後努力したい。
北海道千歳飛行場の内国航空株式会社使用許可に関する請願	同	北海道への航空路を開設する場合は、千歳飛行場の使用を予定しておる。
郡山市に測候所設置の請願	同	測候所設置は困難である。
鹿児島測候所の地方気象台昇格に関する請願	同	昭和二十六年度は国家財政上実現困難であるが、今後実現に努力したい。
簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願（六件）	郵政省	資金運用部資金法によつて昭和二十六年四月より大蔵省資金運用部において運用せられることになつておるが、今後の状況に応じ善処することといたしたい。
福島県小野新町駅前に無集配特定郵便局新設の請願	同	本件は設置標準に達しないから早急実現は困難と思われる。なお、将来計画上参考としたい。
福島県河内村に簡易郵便局設置の請願	同	昭和二十六年三月事務を開始した。
郡山市に郵政省地方簡易保険局新設の請願	同	目下のところ、事業経営の状況からして郡山に地方簡易保険局の設置は考えておらぬが、将来において充分考慮したい。
郡山市に郵政健康管理特別局設定の請願	同	管理特別局は部内事業場の中から施設その他適当な条件を具備する数局を選定しエックス線検診を中心とする模範的な健康管理を実施する特別の試みであるが、財政の許す限り漸次拡充を期したい方針である。
福島県仁井田村に簡易郵便局設置の請願	同	昭和二十六年三月事務を開始した。
郡山市に仙台郵政局仙台通信病院分院設置の請願	同	差向き実現は困難である。
福島県社村に簡易郵便局設置の請願	同	昭和二十六年三月事務を開始した。
兵庫県福田村古川に無集配特定郵便局設置の請願	同	目下のところ国家財政及び他との振合上早急実現は困難である。
特定郵便局を簡易郵便局に切換え反対の請願	同	無集配特定局中事務量僅少の小局については経営的にみて非常に不経済であるのでこれが運営の簡易化或は合理的経営方法については慎重に考究中である。なお、小集配局を孤立することは、その効果に比し甚だしく不経済であるので実施不可能である。
山形県千布村原村に郵便局設置の請願	同	設置標準に達しないので早急実現は困難であるが、簡易郵便局の設置については将来考慮したい。
鹿児島県佐多町大中尾郵便局存続に関する請願	同	将来地況の推移をみた上で決定したい。
岡山県連島町、福田町両地区の水島地帯に郵便局設置の請願	同	目下のところ設置標準に達しないので、早急実現は困難である。
逗子電報電話局の移転等に関する請願	電気通信省	一、二台の交換機増設が近く完成の予定であるので、局舎の移転は考えておらぬが、二十七年度以降において考慮したい。 二、電話機の取替は実現困難である。
奈良県秋野村郵便局の電話交換事務開始に関する請願	同	普通加入区域内にある郵便局は交換事務は行わない方針であるので、現在下市局に交換機の増設を計画しているので完成すれば期待にそいうると考える。
香川県山内郵便局の電話交換事務開始に関する請願	同	交換事務開始は困難であるが、加入希望者に対しては多数共同加入方式等を採用し、瑞岡局の加入者として出来るだけ需要者の不便を除去するよう努力中である。
宇和島地方の電話施設拡充整備に関する請願	同	一、宇和島、日振島間については、目下宇和島、蒋淵間回線の増設を工事中であり、更に宇和島、日振島間に海底ケーブルを計画中である。 二、松山、宇和島間は三回線の増設を計画している。 三、宇和島、岩松間は二回線の増設を考慮中である。 四、宇和島、御荘間は一回線の増設を考慮中である。 五、宇和島局の加入者収容能力については加入者複式ヂャック二〇〇を増設するよう計画しておるので、これが完成すれば相当緩和されると考える。

郡山電報局独立庁舎新築に関する請願	電気通信省	昭和二十六年度において実施することは困難である。二十七年度以降において考慮したい。
郡山電報局を福島県第二中心局とする請願	同	目下のところでは第二の中心局の設置は考えておらぬが、将来その必要を認められるようになつたら改めて考慮したい。
二本松電報電話局舎新築並びに電話交換方式変更等に関する請願	同	局舎の新築及び交換方式の変更は、昭和二十七年度以降において考慮したい。
福島県好間村に電話架設の請願	同	昭和二十六年度に於て電話交換事務開始を行い、要望にそう様努力中である。
郡山市に裸線搬送電話中継所設置の請願	同	裸線搬送電話は一般に線路ケーブル化の過渡的措置であるので電話局又は電話中継所があるところは極力さけておるので、将来ケーブル計画とにらみ合せて研究したい。無装荷ケーブルについては、近く東京、仙台間に超短波施設工事を計画しており、なお、将来は常盤ルートによる二四通話路無装荷搬送の計画もあるので、東京、仙台間の疏通は改善され、同時に東京、郡山間の収容力も増加するので、現在計画はない。
郡山電話局の電話交換方式変更促進に関する請願	同	早急に実現は困難である。
郡山、福島両市間の電話即時通話制度実施に関する請願	同	即時通話方式の採用は国家財政の都合により当分の間実現は困難であるが、差当り四回線の増設を行うよう目下工事中で、近く完成の予定である。
郡山市に電気通信病院又は仙台通信病院分院設置の請願	同	目下のところでは定員と国家財政の都合により実現困難であるが、将来実現に努力したい。
福島県中野、郡山両局間直通電話線新設に関する請願	同	現在のところ直通線の新設は困難であるので、郡山、会津若松間に二回線増設するよう取運び近く完成の予定である。更に会津若松、福良間に一回線増設の予定である。従つて、郡山、中野間の待合時間も相当短縮せられると考える。
白河電報電話局共電式電話改式促進に関する請願	同	共電式の実施は困難であるが、交換機一台の増設を近く着工の予定である。
福島県中妻郵便局に転換器による最簡易電話交換事務開始の請願	同	転換器による交換事務開始は今後採用しない方式であるが、なお、其他の方法による交換事務開始についても加入希望者の関係で実現困難であるが、将来において何等かの方法によつて要望にそいたい。
会津高田、会津坂下両局間直通電話線復活に関する請願	同	目下会津若松、坂下間二回線、会津若松、高田間一回線を工事中で近く完成の予定であり、更に会津若松、高田間一回線を増設する予定であるから、これによつて坂下、高田間の通話も相当改善されると考える。
愛媛県日振島村に無線電話設置の請願	同	超短波無線電話施設は各種の点より適当と考えられないので、目下宇和島、薄淵間に回線増設を工事中で近く実現の見込であり、更に宇和島、日振島間に海底ケーブルの敷設を計画しておる。
福島県三神村電話回線変更に関する請願	同	昭和二十六年度において、現在の須賀川、鏡石、三神線を須賀川、三神、矢吹線に変更し且つ須賀川、矢吹間及須賀川、鏡石に各一回線増設するよう計画中である。
九州各市の失業対策事業賃金標準を甲地区に変更等の請願	労働省	一、昭和二十六年度より甲地区なみに引き上げることとしている。 二、資材費に対する補助については、昭和二十六年度の失業対策事業費予算のうちに計上されている。
広島公共職業安定所西條出張所を安定所に昇格等の請願	同	趣旨は達成せられたものと考える。
住宅金融公庫融資の住宅坪当り建設費の単価等に関する請願（二一件）	建設省	一、標準建築費は昭和二十五年十一月二割方引上げた。 二、貸付限度額の引上については、法律改正を目下鋭意努力中である。 三、国有地等の解放については既に実施しておるが、今後一般個人に対しても売払をするよう努力したい。
愛媛県下のキジヤ台風災害復旧に関する請願	同	既に相当額を支出して復旧促進を期しているが、今後共出来る限りの助成に努めたい。
島崎土尻地区沿岸防災工事促進に関する請願	同	早い機会に現地を調査し出来る限り国庫助成に努めたい。
災害復旧費予算配分増額に関する請願	同	防災対策助成費の増額に努め又災害復旧については工法に意を用い短期復旧の促進に努めておる。
福島県西白河郡内阿武隈川および支川の災害復旧工事施行に関する請願	同	既に相当額を支出し復旧の促進を期しているが、今後とも出来る限り助成に努めたい。
災害市町村工事事業費国庫補助に関する請願	同	昭和二十五年度は法律第百八十九号によつて一ケ所十五万円未満のものは除外されたが、今後新しい規定の制定に際しては考慮したい。又国庫助成金の短期交付については国家財政の現状から困難な向もあるが出来る限り努力したい。
馬込川改修工事継続施行に関する請願	同	国家財政の都合もあり県当局とも打合せて将来の維持等についても充分留意し適当の処置をとりたい。
吉井川下流改修工事促進に関する請願	同	要望の如き改修費の計上は不可能であるが、今後国家財政を勘案し極力工事費を増大し要望にそうよう努力したい。
千曲川堤防改修工事施行に関する請願	同	国家財政の都合により要望にそいえないが、今後国家財政を勘案し極力早期に着工出来るよう努力したい。

島田川上流改修工事施行に関する請願	同	直ちに上流工事に着手することは困難であるが、目下上流部を含めた全体計画を極力工費の増加を図つて期待にそうよう努力したい。昭和二十六年度において施行する予定である。
有明海岸堤防補強工事施行に関する請願	同	昭和二十六年度より中小河川として施行する予定である。
神之川改修工事施行に関する請願	同	昭和二十二年度より直轄事業として着工しておるが、今後国家財政を勘案の上極力工費の増大を計つて早期完成に努力したい。
天龍川上流改修工事促進に関する請願	同	渡良瀬川の根本治水対策として砂防、河川改修は現在施行中で工事の進捗に努力している。又赤麻沼の治水対策については利根川増補工事の一環として既に着工しているが将来国家財政の許す限り早期に工事を完成するよう努力したい。
赤麻沼および渡良瀬川改修工事施行に関する請願	同	
旅川改修工事促進に関する請願	同	国家財政の都合により昭和二十六年度は防災工事を施行しているが、早く改修工事に着手出来るよう努力したい。
東條川下流の築堤工事施行に関する請願	同	今後において国家財政を勘案し、趣旨にそうよう善処したい。
百瀬川改良工事施行に関する請願	同	砂防工事の進捗と相俟ち県当局と充分連絡調査の上考慮したい。
岩手県谷内村地内猿ヶ石川えん堤工事再開に伴う被害農家の補償の請願	同	水没地域に対する詳細なる調査完了の上善処したい。
滑川改修工事施行に関する請願	同	昭和二十六年度において国庫助成の下に県当局において改修計画樹立の為め測量、調査を実施中であり、その結果各種の点を勘案の上要望にそいたいと考える。
五ヶ瀬川を河川法適用河川に認定の請願	同	昭和二十六年度より河川法を適用し、国直轄の下に改修工事を施行することになつた。工事の進捗については趣旨にそうよう努力したい。

第十回国会　参議院において採択せられた請願の処理経過

件名	主な主管庁	請願に対する処理要領
新恩給法制定に関する請願（十四件）	総理府	国家公務員法の規定の趣旨に沿う新しい恩給制度については、目下調査研究中であるので、その制定にあたつては、請願の主旨を十分参しやく考慮したいと考える。
陸地測量師の恩給停止解除に関する請願	同	陸地測量師の恩給は、昭和二十年十一月連合国最高司令官からの「恩給及び恵与」に関する覚書に基き制定された恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）によつて、廃止されておるので、復活するのは現在のところ困難である。
郡山放送局放送設備拡張促進に関する請願	同	早急改善は困難であると思われるが、要望の趣旨は一応日本放送協会に連絡した。なお、選挙放送等については便宜措置をとつて解決するよう日本放送協会に連絡し、善処する。
田辺市に大阪中央放送局中継放送所設置促進の請願	同	大阪放送局は現在五〇KWに出力増力を計画し、昭和二十六年末までには完成の予定であるので、これが完成すれば聴取できる。
元戦傷者に対する恩給増額の請願（四件）	同	昭和二十一年二月一日以後は、連合国最高司令官からの覚書によつて、厚生年金保険法等における障害給付の額を基準として、従来傷病軍人軍属に支給されていた公務傷病恩給を改定支給されることになり、その後厚生年金保険法における傷害給付の増額されるに伴い、増額されたが、これを、今直ちに一般公務員と同程度までに増額することは現在のところ困難である。
元傷い軍人の恩給増額に関する請願	同	
傷い恩給改正に関する請願	同	一、傷病の程度のみによつて一律の金額を支給するのは適当でないと考える。
恩給金庫再開に関する請願	同	二、軍人軍属の公務傷病恩給は、昭和二十一年二月一日以後は連合国最高司令官からの覚書によつて、厚生年金保険法等における障害給付の額を基準として、従来傷病軍人軍属に支給されていた公務傷病恩給を改定支給されており、その後厚生年金保険法における障害給付の増額されるに伴い、増額されたが、今直ちに趣旨の如く増額することは困難である。
福知山市の警察吏員の定数増加に関する請願	同	本請願における各事項は昭和二十年十一月連合国最高司令官から発せられた覚書の趣旨にかんがみ困難と考える。
電気事業の再編成に関する請願（二件）	同	恩給受給者の企業のための融資機関として、従前の恩給金庫のような機関を設けることは、恩給の本質及び恩給金庫が廃止された経緯にかんがみ、困難である。
電気事業再編成に関する請願	同	今回警察法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百三十三号）により、市町村の警察吏員及びその他の警察職員の定員の枠を撤廃したので、請願の主旨は解決されたと考える。
		電気料金の地域差については、現在以上に増大せぬよう努力したい。電源開発については、新会社の企業意欲によるが、常に必要な電源開発の調査を行い、会社に対する開発の慫慂と共に、隘路打開に努力したい。
		一、電源の帰属の変更については未だ検討中である。
		二、地域差については、今後の研究によるが、さし当つて急激なる影響を与えない程度としたい。
		三、特殊電力については、供給余力を生じた場合、電気事業者からの通告によつて使用できることとなつているので、割当を行わ

病院療養所の電力割当増加に関する請願	総理府	ず、且つ料金も低廉となるべきものである。
		四、庄川の成出地点及び未開発水利権については、関西に所属することになつたが、現在工事中及び工事準備中のものについては、関係各社間の需給の均衡を考慮して配分したい。
		五、公益事業委員会北陸支局は、昭和二十六年二月設置された。
		六、福井県の若狭三郡は関西の供給区域となつているが、今後会社間の話合によつて送電線其の他技術的問題を考慮して解決したい。
日本発送電株式会社への出資設備の帰属に関する請願	同	現在は割当しようとする各月に対応する昭和二十四年七月から二十五年六月までの各月における使用者個々の割当又は使用実績を基と割当ており、然も基準月に比し著しく事情の変更した場合は電気事業者又は公益事業委員会地方支局に申し出で必要と認められるときは割当の増加を受けることができる。
九州地方離島の電力料金値上問題に関する請願	同	旧自家用電気設備の返還については、新会社設立後新会社と前所有者との間の話合によつて解決を図るようにしたい。但し、当事者間において話合がつかず、且つ、当事者の希望がある場合、その必要を認めれば斡旋の労をとることとしたい。
岡山県成羽川流域水力発電所設置の請願	同	将来電気料金が改正される場合は、公益事業委員会の聴聞会等により、現地需要者の意見を徴することとなつているから、世論を無視した不合理な改正は行われ得ないものと考える。
住友共同電力株式会社に大橋外三水力発電所譲渡の請願	同	今後において実地調査の結果有利な地点であれば、開発の具体化に努力したい。
千葉県松戸療養所の電力割当増加に関する請願	同	旧自家用電気設備の返還については、新会社設立後、新会社と前所有者との間の話合によつて解決を図るようにしたい。但し、当事者間において話合がつかず、且つ、当事者の希望がある場合、その必要を認めれば斡旋の労をとることとしたい。
球磨川上流ダム建設に関する請願	同	現在は割当しようとする各月に対応する昭和二十四年七月から二十五年六月までの各月における使用者個々の割当又は使用実績を基と割当ており、然も基準月に比し著しく事情の変更した場合は電気事業者又は公益事業委員会地方支局に申し出で必要と認められるときは割当の増加を受けることができる。
電力量割当に関する請願	同	球磨川の開発については、従来下流部に重点をおき調査を行つて来たが、大体の見透しもついたので今後は上流をも併せ調査を継続したいと考える。
		一般電気使用者に対する割当は、割当しようとする各月に対応する昭和二十四年七月から二十五年六月までの各月における当初の割当と、基準月の使用電力量に、夏季は九五％冬季は、八〇％を乗じたものを電気事業者が算定し、何れか大きいものを割当として通告する。なお、操業の規模又は生産方式が基準の月に比し著しく変化した場合は、割当の増加を電気事業者に申し出れば、算定し通告することとなつている。
新恩給法制定に関する請願（四十六件）	同	国家公務員法の趣旨にそつた新恩給制度については、目下、調査研究中であるが、趣旨は十分参しゃくし、出来るだけ早い機会に代案を得る考えである。
旅館の宿泊に対する遊興飲食税減免の請願	同	今直ちに撤廃することは不可能であるが、今後なお、納税者の負担状況等を考慮して課税の合理化を図りたい。
元軍人老齢者の恩給復活に関する請願	同	昭和二十年十一月連合国最高司令官から覚書により、復活することは現在のところ困難である。
元軍人老齢者の恩給復活等に関する請願	同	右に同じ。
元戦傷病者に対する恩給増額の請願	同	公務傷病軍人軍属の恩給は昭和二十年十一月連合国最高司令官からの覚書によつて、支給されておるので、直ちに趣旨にそうことは困難である。
元戦傷病者恩給制度の階級別撤廃等に関するの請願	同	昭和二十年十一月連合軍最高司令官からの覚書の趣旨によつて困難である。
平衡交付金中の教育費算定基準改正に関する請願	同	測定単位について目下種々検討中であるから、善処したい。
平衡交付金の是正に関する請願（三件）	同	一、交付金の配分率は是正されたと考えるが、なお、今後配分方式の研究により善処したい。
同	同	二、交付金の交付については今後更に均衡化に努力したい。
平衡交付金の配分に関する請願	同	右に同じ。
平衡交付金の是正に関する請願	同	右に同じ。
平衡交付金増額等に関する請願	同	寄附金の問題は充分研究して善処したい。
平衡交付金等増額に関する請願	同	平衡交付金は国家財政を勘案の上相当額を増額し対処した。なお、交付金の還付については、還付団体で災害等による特別の財政需要があり、財政が窮迫していると認められる場合は、特別交付金の交付に当り還付額を考慮して処置した。
平衡交付金特別交付金増額に関する請願	同	地方財政平衡交付金の増額、起債の増額については今後善処したい。なお、災害復旧費全額国庫負担制度は廃止されたが今後この制度については、充分研究していきたい。
市財政確立に関する請願	同	特別交付金の交付に当つては請願の趣旨の点を考慮し、交付金の総額とその団体の財政全般を勘案の上措置した。
		趣旨にそうよう努力したい。

平衡交付金の増額および配分の適正化に関する請願	同	一、交付金仮決定の算定方式は充分考慮の上改善を図つたが、今後とも研究の上善処したい。 二、平衡交付金の増額については処置した。国家財政の現状から増額は困難である。
平衡交付金予算増額等に関する請願	同	右に同じ。
平衡交付金増額に関する請願	同	調達方式を統一するよう努力したい。
連合軍用木材等の調達一元化に関する請願	同	趣旨の如く改正することは、昭和二十年十一月連合国最高司令官からの「恩給及恵与」に関する覚書の趣旨にかんがみ困難である。
恩給法中一部改正に関する請願	同	地方公共団体と密接に連絡し出来る限り趣旨にそうような対策確立に努力したい。
東京都亀有町特殊飲食店街に関する請願	同	従来より努力して来たが、今後とも趣旨にそうよう善処したい。
地方財政確立に関する請願	同	交付金の基準財政需要額中に本経費を算入しているが、趣旨については充分考慮し善処したい。
食糧配給公団廃止に伴う主要食糧配給事務費国庫負担の請願	同	昭和二十六年度の地方財政中平衡交付金は千百億円と決定し、補正予算により更に増額したが、なお、不足する額については地方団体の徹底的な経費節約による財政規模の縮少、徴税の確保に期待しているが、今後共趣旨にそうよう善処したい。
平衡交付金増額に関する請願（三件）	同	美容業を第一種業務とすることは困難である。なお、附加価値税は自由業の範疇に属するものは第三種事業とされておる。
美容業の特別所得税軽減に関する請願	同	地方財政平衡交付金を含む地方団体の一般財源でこれを賄うことが適当と考えるが、なお、今後充分研究したい。
自治警察の選挙取締費交付に関する請願	同	旧自家用電気設備の返還については、新会社と前所有者との間における話合いによつて解決をはかるようにしたい。但し、当事者間において話合いがつかず、且つ、当事者の希望があり、その必要があると認められる場合は斡旋の労をとることとしたい。
大淀川発電所復元に関する請願	同	右に同じ。
猪谷、中山両発電所復元に関する請願	同	**右に同じ。**
日本発送電株式会社への出資設備帰属に関する請願（二件）	同	右に同じ。
岐阜県揖斐川水系水力発電所復元に関する請願	同	電力の割当は、割当をしようとする各自に対する昭和二十四年七月から二十五年六月までの各月における各電気使用者個々の当初割当と使用実績の夏季は九五％冬季は八五％を乗じたもののうち何れか大きいものをもつて標準料金適用分を割当電力量とし、これをこえた分に対しては追加使用料金を適用するこ
国立療養所の電力割当増加等に関する請願	同	

只見川上流未開発電源の帰属に関する請願	同	とになつているが、基準月に比し著しく事情の変更した場合は、電気事業者又は公益事業委員会事務局支局に申し出て、必要と認められるときは、割当の増加を受けることができる。
只見川電源帰属に関する請願	同	開発形態については、昭和二十六年度中に大規模電源調査を行い方針を決することになつている。
川原、石河内第二両発電所復元に関する請願	同	右に同じ。
電気事業の再編成に関する請願	同	新会社と前所有者との間の話合いによつて解決を図りたい。但し、当事者が希望し、その必要があると認められる場合は公益事業委員会をして、斡旋の労をとらしめることとしたい。
		一、現在は暫定的に電気料金の著しい地域差を緩和した。
		二、各地帯の電力需給状況に甚しい不均等を生じないよう、地帯間電力融通を行うようになつている。なお、不時の事態に至れば、融通命令その他別途に臨機の処置がとられることになつている。
		三、開発については、見返資金の融資、自己調達資金の増加の督励により、九州地区は築土、港第二の両火力発電所が昭和二十六年度中に完成の予定となつており、なお、自家用発電所の建設資金は、日本開発銀行において必要と認められるものは、融資されることになつている。
宮崎県営渡川発電所開発促進に関する請願	同	今後国家財政を勘案の上出来る限り推進に努力したい。
宮城県古川拘置支所庁舎改築に関する請願	法務府	昭和二十六年度において居房五十三坪炊場三十九坪を改築すべく目下実施の準備中である。
高知県赤岡町に簡易裁判所、区検察庁両庁舎建築の請願	同	赤岡町に簡易裁判所庁舎が新築され事務を開始する場合は、これに伴つて区検察庁を新築する予定である。
前橋地方裁判所桐生支部を甲号に昇格の請願	同	支部の昇格は、最高裁判所の権限に属しているので、趣旨を伝達し、考慮を煩わしたい。
北海道弟子屈町に区検察庁及び簡易裁判所設置の請願	同	事情の許す限り設置を計るようにしたいのであるが、国家財政の都合があり、また他地方との均衡もあるので、最高裁判所とも協議して、希望にそうよう考慮したい。
高知県佐川町に簡易裁判所、区検察庁および家庭裁判所出張所設置の請願	同	**右に同じ。**
秋田県鷹巣町に簡易裁判所設置の請願	同	右に同じ。
熊本県隈府町に簡易裁判所および区検察庁設置の請願	同	右に同じ。
宮城県角田町に簡易裁判所設置の請願	同	右に同じ。

比島における戦犯者の死刑助命に関する請願	外務省	従来機会ある毎に趣旨実現のため非公式に努力して来たが、今後とも、公式な交渉は不可能であるが、助命歎願につき善処方努力を続けたい。
終戦後外地接収船舶の返還に関する請願	同	返還は不可能と考える。但し、朝鮮、台湾等旧領土で接収された船舶については、右地域を管治している当局との特別取極によつて決定されると考える。
仏印戦犯者助命に関する請願	同	昭和二十六年三月既に処刑ずみである。
比島戦犯者助命に関する請願	同	従来機会ある毎に趣旨実現のため非公式に努力して来たが、今後とも、公式な交渉は不可能であるが、助命歎願につき善処方努力を続けたい。殊に戦犯助命のための特別使節団派遣は実益を期し得ないと考える。
講和條約に関する請願	同	一、未帰還者の完全帰還については昭和二十五年国際連合総会の決議による引揚に関する特別委員会、並びに総会の審議を通じ、又政府としても従来と変らぬ努力を続けたい。 二、日本人の海外移住、門戸開放等は講和後関係国と協議すべき問題であると考える。 三、私有財産の返還は現状においては困難と考える。
在外資産の補償に関する請願	同	従来機会ある毎に趣旨実現のため非公式に努力して来たが、今後とも、公式な交渉は不可能であるが、助命歎願につき善処方努力を続けたい。なお、助命懇請のため街頭署名運動の如きは不適当と考える。
比島戦犯者助命に関する請願	同	宗教団体に属し専ら宗教目的に使用された財産で門徒の私有財産を除き、別院、出張所等は返還されるものと考えておる。なお、旧領土にあるものは右旧領土を現在管治している当局との間において結ばるべき特別取極による事になつておる。又連合国等に没収され返還されない財産等に対する補償の問題については未だ不明である。
アナタハン島残留者引揚促進に関する請願	同	昭和二十六年七月帰還した。
奄美大島の日本復帰に関する請願	同	従来のラインによる他ないものと考える。
日本国民の活路確認に関する請願	同	千島、樺太、台湾については問題外であるが、琉球、小笠原についての問題は将来に残されておると考える。
講和條約中に未帰還日本人に関する條項挿入の請願	同	一、捕虜送還については趣旨が実現されると考える。 二、戦争犠牲者の待遇、援護等の制限は戦犯者を除いては純然たる国内問題と考える。
小笠原島の日本復帰に関する請願	同	従来のラインによる他ないものと考える。但し、島民の帰属及び本土との交通等については趣旨にそうよう努力したい。

大蔵省所管の故銃払下げに関する請願	大蔵省	昭和二十六年四月から故銃の統制価格が停止されたので、指名競争契約の方法により売払うことにしておるから、中小企業であつても指名競争に参加することにより、払下げの途が開かれておる。
豪雪地方の減税に関する請願	同	雪害等に対処するための特別の経費、雪害により特に要した経費はそれらが必要経費と認められ、又は明りように区分される場合は必要経費として総収入金額から控除される。あるいは災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律により、雪害被害者の納付すべき国税について、その実情に応じ、軽減若しくは免除等を受けることになつておる。これらによつて特別軽減の制度を設けることは困難であるが、実際の課税に当つては充分実情に即したい。
たばこ事業の民営移管反対に関する請願（十四件）	同	民営移管は未だ時期尚早と考える。
同（十一件）	同	右に同じ。
織物消費税の廃止に伴う損失補償の請願	同	本件については実現のために充分検討を加えて来たが、実情を把握することが困難であり、特に第一次製品及び染色、捺染等の加工をほどこしたものは不可能であり、公正な還付又は交付が全く期待できない状態であるので実現は困難と考える。
彫刻の物品税軽減に関する請願	同	現下においては課税を廃止し又は税率を引き下げることは困難である。
喫煙用具の物品税免税点設定に関する請願	同	物品税法改正の際にライターは税率を三〇％に引き下げ、六〇円の課税最低限を新設し、煙草入については税率を二〇％に引き下げた。
喫煙用ライターを物品税法中丁類とするの請願	同	物品税法の一部改正の際に税率を三〇％に引き下げるとともに課税最低減を新設した。
絹織物の物品税課税反対に関する請願	同	右に同じ。
絹、人絹織物に対する物品税反対の請願	同	右に同じ。
絹織物に物品税課税反対の請願（五件）	同	物品税法の一部改正の際に、請願における各種物品について、物品税を免除又は軽減した。
ラジオ受信機等電気機器具の物品税軽減に関する請願	同	物品税法の一部改正の際に税率を百斤につき五〇〇円に引き下げた。
いもあめの物品税撤廃に関する請願	同	物品税法の一部改正の際に課税方法を従量課税に改めるとともに税率を小売価格の一〇〇％から一キログラム当り一、〇〇〇円に改めた。
揮発油税軽減促進に関する請願（二件）	同	負担の軽減を計るべく、目下研究中である。
退職金に対する所得税免除の請願（二件）	同	

在外公館等借入金緊急措置に関する請願	同	一、在外公館等借入金の返済の実施については、在外公館借入金の返済の準備に関する法律によつて、返済に必要な各種事項を定める法律案を国会に提出し、昭和二十六年度中に借入金の返済を開始するための必要なる措置を講じることになつており、目下準備中である。 二、借入金を表示する現地通貨の評価基準、返済の方法については右の返済に関する法律案によつて決定されるが、評価基準については目下慎重に調査審議中である。 三、華中方面の調整料並びに大連労働組合関係の引揚救済資金については、借入金に該当するかどうか、審査の準備中である。近く決定されるものと考える。
在外公館等借入金支払促進に関する請願（四件）	同	右に同じ。
たばこ小売人の利益率引上げに関する請願	同	昭和二十六年四月一日より割引歩合の引上げを実施した。
ソーダ用原料塩輸入確保に関する請願	同	一、昭和二十五年度ソーダ用原料塩は一応確保した。 二、昭和二十六年度は一、八〇〇、〇〇〇屯程度を輸入目標に努力しておる。又外貨資金枠の確保及び輸入船腹の確保については右輸入数量確保のため鋭意努力している。なお、新供給地よりの輸入及び輸入決済の改善については既に実施している。
国内塩業対策確立に関する請願	同	一、農林漁業資金融通法による貸付金利率は、ほぼ農地に近い線で定められた。又融資の枠も増額を考慮検討中である。 二、法人税は、租税特別措置法の一部改正によつて非同族会社に対する積立金課税は廃止し、同族会社に対しては積立金額のうち五十万円を超える分については百分の五の税率であり、災害準備積立金も右適用をうける。 重要指定物産に指定の件については「真空式蒸発かん」により製造する塩一を新たに指定し、昭和二十六年四月以降終了する事業年度分の法人税から適用された。 三、南海地震に基く、災害の復旧、産業機械設備近代化等の法案は取り止めとなつた。
漁業権に対する補償金に対する課税免除の請願（六件）	同	全く免税とすることは不適当であるが、譲渡所得税を課することなく、六%の税率による再評価税の課税に止めるため、租税特別措置法の一部を改正する法案を国会に提出、目下継続審議中である。
漁業権補償金に対する課税減免の請願	同	右に同じ。
漁業権証券に対する課税免除等の請願	同	右に同じ。

同	同	関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十六年五月一日施行）により、とうもろこしの税率を従価一割に、こうりやんを従価五分に改めたが、特に昭和二十七年三月三十一日まで免税とした。なお、種卵の免税は困難である。
とうもろこし、こうりやんおよびこうりやんに対する輸入関税反対に関する請願	同	右に同じ。
とうもろこし、こうりやんおよび種卵に対する輸入関税反対に関する請願	同	関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十六年五月一日施行）によつて、税率は従価五分に改められたが、特に昭和二十七年三月三十一日まで免税とした。
原油の関税免除に関する請願	同	右に同じ。
石油関係品の関税免除に関する請願	同	関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十六年五月一日施行）によつて、税率は従価五分に改められたが、特に昭和二十七年三月三十一日まで免税とした。 全く非課税とすることは適当でないが、譲渡所得税を課税することなく、六%の税率による再評価税の課税に止めるため、租税特別措置法の一部を改正する法律案を国会に提出し目下継続審議中である。
漁業用石油類の関税免除に関する請願	同	一、審査会の委員、幹事は各関係地域を代表しており、審査未了の地区については必要に応じて随時関係者の参集を得て、審査事務の促進を図つておる。未了地域についても目下全力を挙げてこれが解決を期しておる。 二、借入金の返済については、法律によつて昭和二十六年度中に返済を開始することになつており、これが実現を期して鋭意準備を進めておる。 三、借入金を表示する現地通貨の評価基準、返済の方法については返済に関する法律案によつて決定することになつておるが、特に評価基準については、審議会をもうけて慎重に調査審議している。 四、借入金の不確認のものについては請求者に対してその旨通知することになつておる。 五、借入金の確認請求の追加受付は不可能である。 六、華中方面の調整料並びに大連労働組合関係の引揚救済資金については、借入金に該当するか否かを、目下鋭意審査又は準備中であつて近く決定されると考える。 七、借入金確認証書を以て返担保としての金融については考えておらない。
江戸川改修工事に伴う土地買収代金免税の請願	同	右に同じ。
在外公館等借入金支払促進に関する請願	同	右に同じ。

在外公館等借入金支払に関する請願	同	大蔵省	右に同じ。
東北地区に開発銀行支所設置の請願	同		将来において適当な時期に設置されると考える。
退職金に対する所得税免除の請願（四件）	同		課税を全く免除することは不可能であるが、その負担の軽減について目下研究中である。
農民課税に関する請願	同		所得税 一、農業所得の課税にあたつては、出来る限り正確な収穫量に把握することに努力している。 二、農業所得者に対し勤労控除は考えていない。 三、農業所得に対する課税にあたつて天下り的課税であることは考えられない。 市町村民税 一、所得税法上扶養控除の対象となつている者について市町村民税を非課税とすることはできない。 二、地方税の税率を統一し、低率とすることは困難である。 三、農業協同組合を全面的に非課税とすることは不可能であるが、今回の地方税法において一部非課税となつておる。 固定資産税 一、附加価値税が非課税である故をもつて、固定資産税を非課税とすることは困難である。 二、固定資産税の非課税範囲を拡張すること困難である。 三、固定資産の価額は、評価員により適正に評価され、税率は市町村財政の実状によつて定められるが、今直ちに一率に引下げることは困難である。 なお、平衡交付金の増加については、国、地方を通じた一連の問題として考慮したい。
国民金融公庫法中の一部改正に関する請願	同		一、法律で認められている従たる事務所の未設置箇所があるので、その設置が完了してから改めて考慮したい。 二、出資金の増額については今後とも努力したい。 三、役員及び職員の給与については目下検討中である。 四、国民金融債券の発行については研究の余地があるので、とりあえず、借入金の規定を活用したい。
林業税制改正に関する請願	同		相続税の申告期限を延長し、評価額を物納の収納額とすることは現行の制度においても認められている。更に地方税については十五年未満の造林地に対し固定資産税を非課税とすること、木材引取税を廃止することは困難である。また、水利地益税は目的に適合していると考える。なお、その他の点については林業税制全般に亘つて慎重に研究中である。

中小企業銀行法制定に関する請願	同		中小金融対策として、かねてより各種の施策を講じ、金融の円滑化を計つて来たが、中小企業銀行の如き新規の政府関係機関を設置することは、望ましくないので既設の機関を活用することにより目的を達成するよう、検討中である。
種苗業に対する課税適正化の請願	同		種苗業者についてのみ特別の考慮をすることは、租税負担の公正を期する点から適当でないと考える。しかし、課税にあたつては極力適正をはかり、公平を期したい。
ニュース、教育映画事業の保護助成に関する請願	同	文部省	目下適当な方法を研究中である。
国立大学施設費国庫補助に関する請願	同		国立大学の充実については、合理的な計画を立てて実施して行きたいと考える。
横浜市外四市の府県立高等学校を各都市教育委員会に移管の請願	同		学校の教科については、慎重に研究して行きたいと考える。現在高等学校以上の学校においては漢文、支那文学、支那哲学等の教育研究は自由に行われている。
図書館法中一部改正に関する請願	同		府県立高等学校の五大市移管については、行政上財政上種々の問題があるので教育行政事務配分に関する問題の一部として目下研究中である。但し現在高等学校を移管するということ自体は各関係市と関係府県との相互の問題である。
公民館専任職員給与国庫負担に関する請願	同		目下趣旨にそうよう研究中である。
大学附属病院放射線従業員の待遇改善に関する請願	同		社会教育法に基く公民館運営費補助金および地方財政平衡交付金によつて、その給与に関する市町村の負担をできるだけ軽減するよう極力努力したい。
私立学校教職員共済組合法制定に関する請願	同		本件については大学当局とも協議の上、必要な施策をしたいと考える。
新制大学教育学部学生の奨学資金国庫助成に関する請願	同		十分に研究し、その実現を見るよう努力したい。
六・三制学校建築費国庫補助増額に関する請願（三件）	同		昭和二十六年度においては一年及び二年の全学生の六〇％を奨学生に採用する措置を講じたが、今後も予算の増額に努力したい。なお、国立大学の教員養成関係学部への入学志願状況は漸次上昇しつつある。 六・三制の補助は継続したいと考えておる。なお、老朽校舎への国庫補助、設備費及び屋内運動場への枠拡大、建築単価の補正については努力したい。
私学助成対策に関する請願	同		私学振興金庫の設立、私立学校教職員共済組合の成立については十分研究したい。なお、戦災私立学校建物復旧費等貸付金の増額については処置済である。
本興寺宝物館建設費国家補助に関する請願	同		現在のところ国庫補助は困難である。

厳島神社国宝建造物修理費国庫補助に関する請願	同	昭和二十六年度も補助金を交付し工事を実施中である。なお、残工事の施行についても引き続き考慮する考えである。
六・三制施設費国庫補助増額等に関する請願	同	一、六・三制補助の継続については努力したい。 二、「認証外工事の補助については研究中である。」 三、屋内運動場は、補助対象となつておるが、枠の拡大に努力したい。 四、起債については、補助金と同額の確保に努力したい。
産児制限の促進ならびに人口問題解決の新機関設置に関する請願	厚生省	人口対策については鋭意努力しているが、請願されるが如き機関を設置することは今のところ計画していない。
社会保障制度審議会勧告案の立法化促進等に関する請願（三件）	同	一、社会保障制度審議会の勧告については政府もこれを尊重しているので、国民経済の実情等を勘案して可能なものから逐次実施に移して行きたい。 二、賄費については米価の値上り等に伴い、つねに増額のため努力して来たが、今後も御希望にそうよう努力したい。 三、国立療養所に購入費予算がなかつたため、一時便法を講じたが、第四次、第五次と逐次改善され、第六次以降は患者の立替購入はなくなつた。
社会保障制度実施に関する請願	同	右に同じ。
社会保障制度促進に関する請願	同	現行生活保護制度においても生業扶助は行われており、これを廃止する考えはない。又無拠出年金制度の創設はなお相当研究を要する問題であるので、現状においては生活保護法の適正な実施により万全を期したい。なお戦争犠牲遺家族については目下調査並びに援護に関する法律案を立案中であり、療育施設については身体障害者福祉法並びに児童福祉法に基いて拡充整備しつつあるが今後も努力をつづけたい。
山口県北海岸一帯を国立公園に指定の請願	同	本申請地と同種の風景地が他にもあるので、これらと比較検討の上善処したい。
新宿御苑保存に関する請願	同	請願の趣旨は同感であるので、政府においても目下その原状復旧に努力中であり、苑内の施設についても環境との関係を充分考慮するとともに、復旧以外は極力排除し、その保存と清掃に万全を期している。
保健婦、看護婦の資質向上および待遇改善に関する請願	同	資質の向上については再教育に重点をおき講習会を実施しているが、今後なお待遇改善と共に努力したい。
鹿児島県立鹿屋病院改築増床経費国庫補助に関する請願	同	昭和二十六年度に国庫補助ずみである。
保健婦既得権者に国家試験免除等の請願	同	既に必要な措置がとられておる。
医業金融公庫設立に関する請願	同	特別な融資の方途について努力中である。
生活保護法の最低生活を保障する扶助基準に関する請願	同	生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願（四件）
児童福祉法による措置費国庫補助復元の請願（二件）	同	
児童福祉法中一部改正に関する請願	同	
児童福祉施設最低基準令施行延期に関する請願	同	
乳幼児保育施設増設に関する請願	同	
保育所措置費増額に関する請願	同	
世田谷郷用水堀埋立に関する請願	同	
児童福祉法第十九條第四項による措置費の区分に助産婦加入の請願	同	
国民健康保険事業の危機突破に関する請願（五件）	同	
社会保険診療に対する国庫補助増額等の請願	同	
昭和二十二年九月以前の結核患者に現行厚生年金保険法の全面適用促進の請願（三件）	同	
国民健康保険事業の危機突破に関する請願（二十五件）	同	

住宅扶助中家屋補修費の点は研究中であるが、其の他の点については措置ずみである。
一、生活費基準額の引上げは措置ずみである。
二、入院患者に対する扶助料の引上については、実態に即する考慮がなされておる。
三、市町村財政の欠乏を理由として医療扶助の打切ということは考えられない。
今後とも実現に努力したい。

趣旨については充分研究したい。

当分の間延期することになつておる。

保母の待遇向上と身分保障については、検討考究中であるが、その他の点については一層努力したい。

措置費の限度額を改訂するよう目下努力中である。

保育時間については保護者の都合により延長することになつておる。なお、経費については負担できないものは免除されることになつている。

用水堀の埋立については都当局に連絡する。

助産婦の保健指導を受けた場合第十九條第四項の費用は、予算の範囲内において保健指導費中より支出するよう措置したい。

昭和二十六年度は国家財政の都合により給付費の二割国庫負担は実現不可能であつた。又診療機関の整備については補助を行つたが今後共努力したい。

創設費に対する二分の一国庫負担は国家財政の都合により不可能である。保険料の税制化については既に保険税に切替えられた。

診療費の国庫負担制度の実施については鋭意努力中であるが、将来国家財政の許す限り実現を期したい。なお、医療内容の整備充実等についても将来社会保障制度の一環として充分考慮したい。

障害手当金である性質上、長期間にわたつて遡及することは不可能であり、可能な範囲で是正した次第である。なお、一部で支給があるとすれば事実を調査して是正したい。

昭和二十六年度においては、事務費の全額国庫補助が実現されたが、給付費の二割国庫補助は国家財政の都合により不可能であつたが、今後努力したい。

社会保障制度促進に関する請願	厚生省	一、医療保険の経営主体は組合方式を維持して行きたい。 二、国庫負担金の増額については出来る限り要望にそいたいと考える。 三、結核対策については、今後も強化拡充について万全を期したい。 四、医療機関の指定については、現状においては公的医療機関の拡充と共に、一般開業医の協力を求めるのが妥当と考える。 五、公的医療施設の拡充整備については今後共努力したい。 六、社会保障制度運営の行政機構の一元化は慎重に考慮して行きたい。可能なるものから逐次実施して行きたい。 七、社会保障制度の実施については、 八、厚生年金積立金は資金運用部において一元的に運用されるが、還元融資に努力したい。 九、社会保険の診療報酬については慎重に検討中である。 一〇、国立大学附属病院との診療契約については現在各大学病院個々に契約を改訂中である。 一一、保険医の指導監督については努力を払つておる。 一二、被保険者の負担する社会保険料、及び保険組合に対する課税の免除については努力しておる。 一三、支払基金の審査機能の拡充については、昭和二十六年度は事務費において相当考慮を払い、又基金本部に審査連絡員の組織を設ける等、民主的組織、並びに運営について努力しておる。 一四、厚生年金保険積立金を融資して支払基金への委託金に充当することは、要望にそうべく努力したい。
青果物共済制度確立に関する請願	農林省	青果物の価格安定については、生産団体をして出荷を調整せしむるよう生産者団体を整備強化する必要がある。右措置に要する経費については昭和二十七年度において努力したい。
固形肥料の普及に関する請願	同	一、肥料配給公団の手持の肥料は特別価格で売り払う等の手段をとらなくとも、随意契約によつて一般市価より相当廉価で売払を実施しておる。 二、原料用肥料の購入に必要な低利資金については既に措置ずみである。 三、生産増加のため長期低利資金については努力中である。 四、運賃の引下げは困難と考える。
水産皮革行政の一元化に関する請願	同	行政移管の問題については、今後の機会において、実現に努力したい。
マオラン麻事業救済対策に関する請願	同	国産マオラン麻については輸入麻の現状から見て既耕地を使用して積極的な増殖は適当と認めがたいが、国内における唯一の硬質繊維源として開墾地、空荒地、畦畔等を利用し増殖せしめたい。また国内産業の振興及び外貨節約上マオラン麻をもつて代替し得る用途に対しては奨励するように致したい。
水産業団体引継資金の国家保証制度実現に関する請願	同	引継資金に対する国家保障制度の実現は困難であるが、農林漁業組合再建整備法に基き、自主的に再建意欲を昂揚し経営の健全化を図らんとするものには奨励金の支出をすべく目下努力中である。又特別の金融措置については研究中である。
高知県池川町内ヶ谷、宮ヶ原間安居林道改修工事施行に関する請願	同	昭和二十五年度に車道二、〇〇〇米の修繕事業を施行し、昭和二十六年度においては自動車道の一部三〇〇米の改良工事を施行することになつているものであるが残部も経費の許す範囲において要望にそうよう計画したい。
北海道鹿部村小漁港拡張に関する請願	同	災害復旧工事については道庁から申請があつた場合考慮したい。拡張工事については漁港整備計画に採択され、昭和二十六年度から着工することに決定した。
岩手県の漁港、船だまり施設の拡充に関する請願	同	漁港整備計画に採択された漁港については速かに実現できるよう考慮したい。
対馬鴨居瀬漁港修築に関する請願	同	昭和二十六年度から修築工事を実施することに決定した。
知柄港防波堤築設促進に関する請願	同	漁港整備計画に採択されたが、昭和二十七年度以降において財政の許す範囲において実施を考慮したい。
長崎県湯江村に漁港築設の請願	同	右に同じ。
三厩漁港修築に関する請願	同	昭和二十六年度から実施することに決定した。
国営山王海農業水利改良事業予算増額に関する請願	同	本事業中主要工事であるダムについては、昭和二十六年度において完成するよう措置した。なお、用水路についても、出来るだけ速やかに完成するよう努力したい。
土地改良事業費国庫補助増額に関する請願（二件）	同	土地改良事業費の予算増額については常に努力しておるが、農林漁業資金融通法に基く融資の途を講じ事業の促進に努めている。なお、補助率の引上げは困難である。
北上川魚てい改善促進に関する請願	同	不備を充分に検討して財政の許す限り成るべく速かに完全なる対策を実現するよう努力したい。
漁業経営費低減及び魚価の維持に関する請願	同	資材に対し補給金制度を復活することは水産物の統制も解除せられている現状及び国家財政上からも困難である。なお、魚価維持のための保蔵設備については充実に努めて来たが昭和二十五年度において製氷冷凍施設一七件の建設について対日援助見返資金等の斡旋をなしたが、引き続き資金の斡旋等をなし整備を行う考えである。

漁業用燃油増配に関する請願	同
農林中央金庫の漁村への貸出の円滑化等に関する請願	同
内水面漁業制度改革委託費増額等に関する請願	同
枕崎紅茶試験地を紅茶育種試験地に指定の請願	同
諫早干拓事業促進に関する請願	同
胆沢平野土地改良事業を国営事業とするの請願	同
北上川、雫石川沿岸農業水利事業を国営計画地区とするの請願	同
加賀三湖土地改良事業施行に関する請願	同
霞ヶ浦、北浦沿岸土地改良事業施行に関する請願	同
利別川えん堤工事施行に関する請願	同
福島県大笹生村大平開拓地開拓道路開さく工事施行に関する請願	同

水産用石油は昭和二十五年同期に比し相当増加しておるので需給状況も相当好転する見込である。

漁業協同組合の育成強化については常に努力しており、見返資金についても日本開発銀行に移され水産関係への融資に努力しておる。又預金部資金を通じては農林債券の引受という形で農林中金を通じて融資されていると共に農林漁業資金融通特別会計への導入についても研究中である。

一、内水面漁業制度改革委託費は、昭和二十六年度は前年度に比し六十二%の増額を認められ、この中内水面漁場管理委員会経費は、補助金として支出し県費支出も可能のように措置した。本経費については今後も増額に努力したい。

二、水質汚濁防止法の制定については充分研究善処したい。

三、河口附近の水面を全面的に禁止区域とすることは諸種の事情から困難である。なお、現行都道府県漁業取締規則においては、全国的に稚魚の遡上時期を禁漁としてあるので今後の取締の強化と併せて目的を達成するよう努力したい。

四、河川工作物については水産資源保護法等において考慮したい。又発電会社から支払われる補償金を統一した比率にすることは困難である。

五、河川荒廃防止には充分努力したい。

目下拡充を検討中である。

昭和二十六年度においては困難である。

国営事業として昭和二十六年度において採択された。

昭和二十六年度より直轄調査地区として国費をもつて調査実施する。

昭和二十六年度直轄調査地区として、国費で調査実施の予定である。

昭和二十六年度より直轄調査地区として国費をもつて調査実施する。

現地調査の上開田計画が適切であるときは、国家財政を勘案の上実施したい。

昭和二十五年度に開拓道路計画を樹立、昭和二十六年度新規着工路線として採択され、工事費が割当てられたが、国家財政の都合により早急に全線完了は困難であるが、今後もできる限り努力したい。

開拓開墾事業に対する助成の請願	同
長崎県福江島土地改良事業に関する請願	同
水産金融対策に関する請願	同
農耕地土じょう維持増強に関する請願	同
福島県西白河郡の耕地災害復旧に関する請願	同
漁業権補償金に関する請願	同
漁業権証券を漁業協同組合系統機関に保有の請願	同
漁業権補償金に関する請願	同

開拓事業については、開墾補助、酸性土壌改良補助等各種の方策を講じて来たが、更に昭和二十五年度から新たに開拓信用基金制度を設けて、農林中央金庫から短期融資の方途を開く等、鋭意開拓者の育成に努めておるが、今後も国家財政の許す限り補助育成、施設の改善に努力したい。

なお、税負担、生活助成等は困難と考える。

現在においては低位生産地改良施設補助事業の一環として実施されるのが妥当と考えるが、この地の具体的な改良事業については、調査研究の結果に基き充分検討の上適切な措置を講じたいと考える。

水産業に対する中、長期資金については、農林漁業資金融通特別会計から、漁港修築、災害復旧、魚田開発等に融資されることになつている。水産業独自の立場においても中、長期資金の確保については漁業権証券の資金化と併せて考慮中である。

農耕地土壌生産力の維持増強については「耕土培養対策」を樹立し、低位生産不良土地帯を科学的且つ、精密に検診調査し、その原因、程度に即応した対策措置を講じ、実現に努力しておる。なお、これが法律の制定については今後なお検討し研究したい。又酸性土壌矯正事業として石灰質肥料の購入助成については開拓地については既に実施中である。その他の点については実現に努力したい。

国家財政の都合により復旧費の全部に対して一時に補助金を交付することは困難であるので、順次重点的に交付することにしているが、復旧事業の残事業に対しては今後引続き補助金を交付するよう努力したい。

一、漁業権証券の資金化については鋭意努力中であり、資金化に当つては生産部面の協同化、内水面の増殖施設等に優先したいと考える。

二、免許料、許可料は漁業者に対して過重な負担をかけない方針である。

三、証券の償還は五年以内の方針である。

漁業会に交付される漁業証券は、漁業協同組合が引継ぐことは当然であり、分散防止については、漁業権証券資金化協議会を設置せしめて真に漁業経営の合理化に必要な共同利用施設等に有効に利用されるよう指導している。

(1) 漁業権証券の資金化については、鋭意努力中であり、この資金化に当つては、生産部面の協同化、内水面の増殖施設及び組合の共同施設等に重点的にその資金が流れるよう必要な措置を講ずる方針である。

(2) 免許料、許可料については漁業者に対して過重な負担をかけない方針である。

(3) 証券の償還は、五年以内の方針である。

漁業に関する保険、補償および災害の際の減税制度確立の請願	農林省	災害に対して現在漁船保険制度、船員保険制度及び被害者の租税減免、徴収猶予等の制度が確立されているが、実施面において種々問題が残されているので、漁業補償制度の確立を図るべく法律の改正又は財政措置等について努力中である。	
水産物輸出産業奨励助成に関する請願	同	国家財政の都合により輸出水産業に対しての助成、補助等は困難であるので、企業協同組合の組織育成にあたり、生産輸出の一貫した体制のもとに健全な輸出貿易を計つておる。なお、輸出品の技術水準の向上についても新製品の製造による新販路の獲得、不良品の防止等各種の方策を計つておる。	
土地改良事業の強化に関する請願	同	一、土地改良区に関する恒久的事業計画と資金計画については、一応土地改良事業全体を通じて計画を樹てて、その施行方式の検討を行つておる。又予算は計上してある。 二、災害復旧事業に対する補助率の引上については、目下法律の改正を検討中であるから、その際検討したい。 三、資金の融通については、農林漁業資金融通特別会計が設置された。 四、農業用電力料の低減等については努力しておるが、国庫負担は困難である。 五、土地改良法の改正は考えていない。土地改良区への組織変更等の国庫補助について 六、土地改良事業等の地方公共団体の起債については努力したい。	
豊沢川農業水利事業予算増額に関する請願	同	昭和二十六年度においては相当額を割当極力事業の進捗を図つている。	
宮崎県飯野町を農村建設計画樹立町に指定の請願	同	昭和二十六年度において既に指定され、経費の割り当も済んでいる。	
食糧配給公団廃止に伴う主要食糧配給事務費国庫負担の請願	同	昭和二十六年度においては地方財政平衡交付金中に相当額計上したが、国家財政の都合もあるので、今後実情を充分検討して増額方を考慮したい。	
果菜類貯蔵庫設置に関する請願	同	産地に冷蔵庫を設置するための施設設置資金の一部を国庫補助することは国家財政の現状から困難である。なお、生産者団体の整備強化について今後考慮したい。	
北海道てん菜糖業振興に関する請願	同	昭和二十六年度においては病虫害防除に要する経費を補助すると共に、優良品種の育成、生産資材の確保等の施設を講じたが、更に今後適切な施策を講じるよう努力したい。	
北海道および東北地方に酪農モデル地区設定の請願	同	昭和二十五年度において有畜営農指導指定地として酪農関係では、北海道一ヶ所、山形県一ヶ所、その他三ヶ所を選定して指導に当つているが今後も指導指定地を増殖して趣旨にそうよう努力したい。	
養鶏飼料需給調整に関する請願	同	(一)　手持食糧不適穀物の払下げについては昭和二十六年三月趣旨にそうよう措置したが、今後も趣旨にそいたい。 (二)　飼料用穀物の輸入については、昭和二十六年度は計画量の確保が可能の見込である。備蓄についても趣旨にそうべく努力したい。 (三)　輸入飼料は、自用取引品となつているので特別の優先措置は困難である。 今後において、国家財政の許す限り趣旨にそうよう努力したい。	
家畜登録事業の育成強化に関する請願	同		
宮崎県川南牧場青鹿地内にかんがい用ため池築設の請願	同		
石川県邑知潟干拓事業反対に関する請願	同		
熊本県築山村用水ため池建設に関する請願	同		
土地改良事業費国庫補助増額等に関する請願	同		
長崎県小浜町別所原ダム建設に関する請願	同	慎重検討の上、処理したい。 地元漁民の補償に関しては、早急に実現を計り、趣旨にそいたい。 国家財政の都合により、審査保留中であるが、今後要望にそうよう努力したい。	
長崎県阿翁浦港整備工事施行に関する請願	同		
間人漁港修築工事施行に関する請願	同		
栖原漁港防波堤修築に関する請願	同		
岩手県崎浜漁港施設費国庫助成に関する請願	同		
是鹿漁港しゅんせつ工事施行に関する請願	同		
岩手県大津保村津谷川山国有林還元払下げに関する請願	同		
漁業権証券の資金化に関する請願（六件）	同	小規模土地改良事業については、その事業費の増額について常に努力しておるが、更に農林漁業資金融通法に基く融資の途を講じ、事業の促進に努めておる。なお、これが利子補給については、目下考慮していない。 所定の手続に基き計画書提出の際、内容審査の上考慮したい。 国家財政の許す限り昭和二十七年度以降においてなるべく早急に実施できるよう考慮したい。	
北海道小清水村上砥草原国有林野開放に関する請願	同	国庫補助金を交付して昭和二十六年度から実施することになつておる。 国家財政の許す限り昭和二十七年度以降においてなるべく早く実施できるよう考慮したい。 国庫財政の許す限り昭和二十七年度以降においてなるべく早急に実施できるよう考慮したい。	
社寺等に無償で貸し付けてある財産の処分に関する法律中一部改正に関する請願	同	漁港整備計画に採択された場合は国庫財政の許す限り考慮したい。 昭和二十六年六月二十三日から国有林野整備臨時措置法が施行されておるが、これに基いて措置したいと考える。 漁業権証券の資金化については、努力中である。なお、内水面の魚苗放流事業についても最低必要額はこれを確保したいと考える。 実情を調査の上処理したい。 法律を改正して申請期間を延長することは困難である。	

農業災害補償法中一部改正に関する請願（四件）	同	積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の適正な運用により、必要な施策を講ずる考えであり、又農業災害補償法の補償限度の引上についても、現在研究中である農業災害補償制度の全般的再検討と併せてその可否又は必要の有無を検討したい。 右に同じ。
積雪寒冷単作地帯に対する農業災害補償制度改正強化の請願	同	
食糧管理法中一部改正に関する請願	同	
北陸通商産業局設置に関する請願	通商産業省	入院患者及び在宅療養結核患者に対しては加配を実施しておるが、全量を米のみで配給することは需給状況から困難である。なお、食糧管理法施行令を改正して患者用主要食糧購入通帳を発行する考えはない。
鉱毒災害防除費国庫補助に関する請願	同	本件については、地方出先機関の廃止、行政機構の簡素化等の関係もあるので慎重に検討を加えたい。
鉱毒災害防除費国庫補助早急交付に関する請願	同	昭和二十六年度以降災害復旧費中耕地復旧費から相当の支出を予定しておるが、今後適切な指導を講じたい。 右に同じ。
中小企業金融難緩和に関する請願	同	中小企業の受信能力を強化するために設けられておる。全国各都道県の信用保証協会を更に強力にするため昭和二十六年十二月より中小企業信用保険制度を実施した。なお、金融機関の手許資金を潤沢にするために、日本銀行中小別枠の適用、国庫余裕金による指定預金、見返資金の協調融資、資金運用部資金による金融債引受等の措置を講じて努力している。
商工組合中央金庫等の資金増強に関する請願	同	一、商工中央金庫の貸出資金源の増額は、取引対象の特殊性から多くを期待することは困難であると考える。なお、昭和二十六年八月、国庫指定預金を増額した。 二、国民金融公庫の資金源は、再々増額しておるが、なお、諸施策を検討している。
島根県芦屋港災害復旧に関する請願	運輸省	昭和二十六年度においては突堤二十米全部を施行する予定である。
神戸港第七突堤建設に関する請願	同	既に工事に着手しており、昭和二十六年度は桟橋脚柱十八基を作製する予定である。
深浦避難港修築に関する請願	同	昭和二十六年度は国家行政の都合により工事は実施不可能であるが、今後において善処したい。
有家港災害復旧工事費国庫負担に関する請願	同	昭和二十六年度は防波堤二十米浚渫四五〇立米を施行する予定である。
武豊港の重要港湾復活に関する請願	同	目下、追加指定すべく努力中である。
横須賀港改修工事施行に関する請願	同	大型岸壁の追加一バースの築造については横浜港の港情と比較検討中である。なお、上屋、物揚場等の施設については要望にそうべく努力したい。

郡山市に測候所設置促進の請願	同	すみやかなる設置は困難である。
徳島県日和佐町に徳島測候所分室設置の請願	同	早急に実現は困難である。
桜島火山観測所設置に関する請願	同	昭和二十七年度には実現できるよう努力中である。
島根県多古鼻に燈台設置促進の請願	同	昭和二十五年度に移管した現施設を二十六年度に復旧整備する予定である。
対馬船越村黒島に燈台設置の請願	同	右に同じ。
九十九里浜太東岬の燈台設置の請願	同	右に同じ。
小名浜海上保安部に陸上無線通信施設設置の請願	同	近く電波法に基く無線通信所の検定を受け合格次第運用開始することになつておる。
舞鶴港機雷問題に関する請願	同	日本海方面に掃海船及び処分隊を増強すると同時に、浮流機雷処分諸要具を整備補充し、その他科学的捜索法等を研究中であつて、機雷の早期発見処分に努力中である。
海難防止に対する施設充実の請願	同	海難防止に必要な航路標識等陸上施設の整備強化については目下努力中である。 なお、船員の素質向上については小型船舶職員の講習を実施する外海技専門学院において高級船員、普通船員に対する再教育等を実施しておる。
岩手県綾里みさき燈台に霧中信号施設設置の請願	同	昭和二十六年五月一日設置した。
鹿児島県求名村狩宿に簡易郵便局設置の請願	郵政省	廃止しないことにした。
郵便の日曜、祭日配達廃止反対に関する請願	同	右に同じ。
郵便の日曜、祭日配達廃止反対の請願	同	国家財政及び他との振合を勘案の上なるべく早い機会に局舎を新築し、その完成をまつて同局を復活したい。
大阪市此花区に郵便局再建の請願	同	早急実現は困難であるが、将来計画上の参考としたい。
秋田県能代市豊祥台に郵便局設置の請願	同	無集配特定局の設置は実現困難であるが、簡易郵便局の設置ならば実現方考慮したい。
山形県醍醐村に郵便局設置の請願	同	貯金原簿の移管は、預金者の利便と業務運営の合理化を図るため実施するのであるが、移管は数次に分割実施し、剰員に対しては充分に考慮したい。
仙台地方貯金局縮少反対に関する請願	同	目下のところ設置は考慮していない。
郡山市に郵政省地方簡易保険局新設促進の請願	同	国家財政の許す範囲において漸次拡充を期したい方針である。
郡山郵便局を郵政健康管理特別局に指定促進の請願	同	

郡山市に郵政省通信病院又は分院設置促進の請願	郵政省	差向き実現は困難と考える。
福島県小野新町駅前に簡易郵便局設置促進の請願	同	簡易郵便局法に規定する資格を有する受託者からの申請があれば設置する予定である。
福島県須賀川郵便局舎買上促進に関する請願	同	昭和二十六年度において買収の計画である。
通信従業員の結核対策に関する請願	同	健康管理活動については病院、診療所等によりエックス線検診を中心として大いに努力しており、昭和二十六年度中には大都市所在の診療所（二ヶ所）を病院に昇格せしめ、更に一部既設病院にも結核病床を増設する等強化を計つておる。なお、療養期間の延長は公務員全般の問題であるが、努力したい。また、休職中のものについては、その完全治癒をまつて、職場に復帰せしめるように致したい。
農産種苗のカタログ郵送料引下げに関する請願	同	第三種郵便物としての取り扱い、あるいは、低料約束郵便制度の復活は困難である。
郵便法中一部改正に関する請願	同	昭和二十六年四月四日法律第百二十八号郵便法の一部を改正する法律によつて、同趣旨のものを「小包葉書」の名称で昭和二十六年六月一日から取り扱つている。
小包はがき発行計画中止等に関する請願	同	昭和二十六年六月一日から実施しておる。なお、私製については今後十分研究したい。
福島県木幡郵便局に集配事務開始の請願	同	差し向き実施は困難である。
川崎市新城町に郵便局設置の請願	同	早急実現は困難であるが、将来計画上の参考としたい。
栃木県宇都宮市一ノ沢町に無集配特定郵便局設置の請願	同	早急実現は困難である。
対島の通信設備拡充に関する請願	電気通信省	一、厳原、福岡間の海底回線増設については昭和二十五年度末に一回線増設ずみである。 二、上見坂の超短波局利用による本土との連絡は目下のところ実現困難である。 三、厳原より佐須奈、豆酘、小茂田について は昭和二十六年度において、各々一回線増設の予定である。 四、島内電話増設については逐次増設を計つているが、各局の現状並びに種々困難な事情に依り、多数共同加入の方法に依り出来る限り要望にそいたい。
郡山電話局の電話交換方式変更促進に関する請願	同	差向き実現困難である。なお、昭和二十七年度において、交換台一台増設を計画中である。
郡山市に裸線搬送電話中継所設置促進の請願	同	郡山に裸線搬送電話中継所新設の件は、将来ケーブル計画とにらみ合せて研究したい。又郡山廻りの無装荷ケーブル布設については、計画はないが、東京、仙台間に超短波施設工事、常磐ルートによる東京、仙台間の二四通話路無装荷搬送等の計画があるのでこれにより趣旨にそいうると考える。

九州西廻り線地下ケーブル工事促進に関する請願	同	昭和二十六年度より改善工事に着手している。なお、西廻りルートについては種々検討している。
会津高田、会津坂下両局間直通電話線復活促進に関する請願	同	昭和二十六年六月に会津若松、坂下間二回線および会津若松、高田間一回線が開通したので、これによつて高田、坂下間および会津若松との通話は相当改善されるものと考える。なお、二十六年度増設予定の会津若松、高田間一回線は今後の通話の増加状況により更め考慮てしたい。
福島県三神村電話回線変更促進に関する請願	同	須賀川、鏡石、三神線を須賀川、矢吹線に変更し且須賀川矢吹間に一回線増設の予定であるので、この完成により、通話転移は相当改善されるものと考える。
郡山、福島市間の電話即時通話制度実施促進に関する請願	同	国家財政の都合により、実現困難であるが、昭和二十五年度において、四回線増設開通したので、両地間のそ通は相当改善されていると考える。
郡山電報局独立庁舎新築促進に関する請願	同	独立庁舎の新築は差向き実現は困難である。
中野、郡山両局間直通電話線新設促進に関する請願	同	国家財政の都合その他により差向直通回線の新設は困難であるが、郡山、会津若松間二回線増設は既に開通ずみであり、又会津若松、福良間には二十六年度において一回線増設の予定であるので、この開通により、中野郡山両局間の通話は相当改善されるものと考える。
二本松電報電話局局舎新築および電話交換方式変更等促進に関する請願	同	国家財政の都合により差向き実現困難である。
郡山電報局を福島県第二中心局とするの請願	同	再調査検討の結果、従来の方針どおりと決定した。
白河電報電話局共電式電話改式促進に関する請願	同	差向き改式は困難であるが、昭和二十五年度計画の交換機一台増設工事は既に実施ずみであり、なお、同局敷地買収も予定しておる。
静岡県岩松、東田子浦両局電話を富士局に統合等の請願	同	一、統合については、将来富士局の交換施設を改善してから後統合計画を図りたい。 二、(1)二十六年度において対清水に一回線対蒲原に一回線増設方予定をしておる。 (2)富士、吉原間の即時通話実施は国家財政の都合により困難である。
松尾寺に国宝物件火災報知施設上電話架設又は移転の請願	同	電話線の設備に要する実費を負担してもらうことによつて要望にそうようにしたい。
宮崎県都農町東都農郵便局区内に電話架設の請願	同	東都農郵便局は差向電話架設は困難であるが、設備費、実費負担により要望にそうようにいたしたい。
大阪、神戸両市間の電話回線増設等に関する請願	同	昭和二十六年度において、大阪、神戸両局の発信回線を夫々一三〇回線とするよう計画中である。その内一〇五回線までの増設を工事中である。更に二十七年度において、両局共発信回線を一八五回線迄にする計画であるので、これの実現により、両地間通話は相当改善されるものと考える。

岡山県神島外村飛島に電話架設の請願	同	次に御影、垂水両局の神戸局編入については二十六年度において御影局を神戸局に合併の予定である。 国家財政の都合により、現在の処実現困難である。
岩手県一関電報電話局および電気通信管理所新築に関する請願	同	庁舎の早急新築は困難であるが、敷地を昭和二十六年度において買収の予定である。 電気通信管理所の綜合庁舎については電報電話局新築の際考慮したい。
長崎電話局の電話交換方式変更に関する請願	同	国家財政その他の都合により差向き実現困難であるが、昭和二十五年度においてマルチプルジヤック（複式ジヤック）六〇〇端子の増設工事中であり、更に二十六年度においても交換台一台、マルチプルジヤック三〇〇端子増設を計画中である。局舎については二十七年度以降においてなるべく早い機会に新築するよう努力し、方式変更については、其の後の計画において考慮したい。
足利電話局の電話交換方式変更に関する請願	同	新庁舎の建築は昭和二十七年度において完成の予定である。自動改式については、その後の計画において実現に努力したい。
甲府電報局庁舎建設に関する請願	同	差向き実現困難であるが、昭和二十七年度以降において実現に努力したい。
人吉電報電話局移転および改式に関する請願	同	昭和二十七年度において改築の予定である。 共電改式は国家財政の都合等に依り困難である。
小樽電話局の電話交換方式変更に関する請願	同	交換方式変更は実現困難であるが、昭和二十七年度において、交換台一台増設の予定であり、これによつて極力増設に努力したい。
大垣電報電話局舎新築等に関する請願	同	機械室は既に完成しているので、自動改式は昭和二十七年度においては実施を計画中である。其の他については二十七年度以降において考慮したい。
大阪府守口市の電話交換方式変更に関する請願	同	国家財政の都合により改式は困難であるが、市外回線の増設は、大阪、守口の市外線十一回線を実施済である。又昭和二十七年度において守口局を大阪市内電話交換区域に合併し、大阪城東局に端子増設を行い守口局加入者をこれに収容するよう計画中であるから、実現すれば相当改善されると考える。 一、昭和二十六年度において現在の富山、神岡、古川線より神岡を除き、別に富山、神岡間直通線を新設する予定である。 二、神岡、高山間については昭和二十六年度において一回線増設する予定である。 急速実現は困難であるが、昭和二十七年度以降において実現方に努力したい。
岐阜県神岡町、高山市間の直通電話回線新設等に関する請願	同	龍田局と法隆寺局の合併については、昭和二十六年度において実施を決定し、法隆寺局の電気通信施設及び加入区域は龍田局へ合併せしめる予定である。
北九州地区総合市外電話局設置に関する請願	同	
奈良県斑鳩町の電信、電話局の統合設置に関する請願	同	

上高根沢簡易郵便局に電話架設の請願	同	大字陀、奈良両局間直通電話回線増設促進に関する請願
愛知県三谷蒲郡および形原三電話局の統合等に関する請願	同	
大垣電話局電話交換施設に関する請願	同	
長岡電話局の電話交換方式変更に関する請願	同	鳥取電報局庁舎新築に関する請願
鹿児島県志布志町田之浦、四浦両郵便局に電話架設の請願	同	
岩手県田頭村の電話増設に関する請願	同	
福島県飯豊村浮金簡易郵便局に電話架設の請願	同	
室蘭自動電話局庁舎建築に関する請願	同	
東京都牛込電話局復興再建等に関する請願	同	
長野県伊那電報電話局の電話交換方式変更に関する請願	同	
兵庫県伊丹電報電話局庁舎改築等に関する請願	同	
兵庫県伊丹電報局電話交換方式変更等に関する請願	同	
福島県相馬、大倉局区内に電話架設の請願	同	
福島県木幡郵便局に電話交換事務開始の請願	同	
大阪府八尾市の電報電話局庁舎新築等に関する請願	同	

通話事務の実施は実施困難であるが、電話線の設備費実費負担による加入電話を架設し、これを簡易公衆電話として一般に利用できる制度を実施することにしておるので、この方法によつて出来るだけ要望にそいたい。
現在の大字陀、榛原、奈良の三局接続を大字陀、奈良間を直通線とし、別に奈良、榛原間に一回線増設を目下工事中である。
本件は差向き実現困難である。
機械室はすでに完了しているので、自動改式は昭和二十七年度において実施を計画中であり、其他は二十七年度以降考慮したい。
差向き実現困難であるが、昭和二十七年度以降において考慮したい。
目下工事中の新電話局舎で完成したならば、現電話局舎に鳥取電報局を移転するよう計画中である。
昭和二十七年度以降において実現方努力したい。
多数共同加入制度等により出来るだけ要望にそうよう努力したい。
簡易郵便局に通話事務の開始は困難であるが、架設費の実費負担の加入電話を架設して、簡易公衆電話として利用する制度を実施する予定であるのでこれによつて要望にそいたい。なお、電話架設については、多数共同加入電話或は制限距離外における寄附受理制度等の適用により出来る限り要望にそいたい。
自動改式は差向き実現困難であるが敷地は買収済であり又局舎建築は昭和二十七年度以降に実施するよう計画中である。
牛込局の復旧は目下の処計画はない。なお、其の他の方法により救済を考慮したい。
改式は目下の処実現困難であるが、今後において計画したい。
交換方式の変更及び局舎新築は困難であるが、昭和二十六年度において交換機三台の増設及び伊丹、西宮間一回線増設を予定しておる。
右に同じ。
架設は困難であるが、多数共同加入の方法によつて出来るだけ要望にそいたい。
昭和二十六年度において一応計画が取止めとなつた。
昭和二十八年度以降において交換方式の改善と併せ計画したい。

群馬県富永郵便局に電話交換事務開始の請願	電気通信省	目下の処では、交換事務開始は困難である。なお、電話架設については、多数共同加入制度によりできるだけ要望にそいたい。
香川県陶郵便局に電話交換事務開始の請願	同	交換事務開始は差向き実現困難であるが、電話架設については多数共同加入の方法により出来るだけ要望にそいたい。
失業対策事業費国庫補助増額に関する請願	労働省	失業対策事業の全事業に対して、八割の国庫補助は困難である。しかし、昭和二十六年度より新規に資材費に対しても補助を行うこととしたので、地方起債と相俟つて、実質的には補助率の引き上げになつたものと考える。
進駐軍関係労働者に失業保険法適用の請願	同	家事使用人を除き非軍事的事務を取り扱う機関に直接雇用されるものについては、昭和二十六年七月より適用した。その他の者については「連合国軍関係使用人の解雇及び退職手当支給規程」が適用されている。なお、連合国軍関係日雇労働者についても退職手当支給規程第十三に規定する勤続期間六ヶ月を満たすまでは、失業保険被保険者として取り扱つている。
失業対策事業予算単価に関する請願	同	新潟県は昭和二十六年第二・四半期より甲、乙の二地区に分け、都市地区（甲）は一七〇円に引き上げた。なお、格差の設定を都道府県にゆだねることは、適当でないと考える。 一、資材費の補助率の引上は困難と考える。但し、起債の確保等により実質的な軽減に努力したい。 二、賃金の引上は今後において考慮したい。要望にそうよう改正について検討したいと考えている。
失業対策事業資材費国庫補助等に関する請願	同	
事業附属寄宿舎規程中一部改正に関する請願	同	
労務用物資対策強化に関する請願	同	労務用物資については、統制緩和の為、趣旨にそうことは困難と考えるが、出来る限り考慮したい。 目下慎重検討中である。
国等を相手方とする契約における労働條項に関する請願	同	一、昭和二十六年一月以降二〇四円を改訂しておるが、今後も一般賃金の動向により考慮したい。 二、北九州の月平均就労日数は充分と考える。 三、待期期間は通算六日継続四日に短縮した。しかし、廃止は困難である。 四、目下のところ保険金の増額は困難である。 五、失業保険の受給資格日数は過重でないと考える。 六、失業対策事業の規模は充分と考える。 七、健康保険制度の確立は困難と考えるが、今後、なお研究したい。 八、失業対策事業を廃し、公共事業によつて吸収を図ることは困難である。
日雇労務者の賃金ベース引上げ等に関する請願	同	

特需契約下の労違條件等に関する請願	同	一、特需契約下における労働條件についても、一般水準を下らないように留意したい。 二、労働賃金は、労使双方の協定によつて定められるもので、一般職種別賃金基準制等による規制は考慮していない。 三、労働問題は、すべて国内的に解決される建前である。 四、労働基準法の施行については、現行の各種審議会を活用したい。 五、在日米軍のための調達は政府機関を通じて行うのが適当であると考える。 国庫補助は高率にする方針であるが、昭和二十六年度における補助率の引上げは国家財政の現状から困難であり、今後において努力したい。 確実なる分譲業者に融資して住宅を建設せしめること及び融資率に弾力性を持たせることについては目下検討中である。 住宅金融公庫の融資條件の緩和は早急に実現するため目下その準備中である。 確実なる分譲業者に融資して住宅を建設せしめること及び融資率に弾力性を持たせることについては目下検討中である。 国土総合開発法第十條の規定に基く特定地域の指定に関しては各候補地域の適格性に関しては凡ゆる角度から調査検討中である。 耐火建築助成法案について目下衆議院建設委員会で研究中である。 実情を充分調査の上適当の措置を講じたい。 災害復旧事業費全額国庫負担の制度は、昭和二十五年度限りの特別法として施行されたので、今回はこれを改め地方財政力に応じ災害復旧費の増加に伴い三分の二から全額に至る国庫負担の制度となつた。これによれば過年度災害については従来の国庫負担の対象となつていた事業費については対象となり得るが今後新たに発生する災害については、十五万円未満等の工事まで拡大することは困難である。なお、臨時応急措置の費用についてもある程度は国庫負担の対象となる。 街路舗装については、都市計画の重要路線に対しては趣旨にそうべく努力し、且つ国庫補助の増額については国家財政を考慮し努力したい。 昭和二十九年度に至る五ヶ年以内においては、既定計画の完遂に努力したい。 今後において、速やかに着工出来るよう努力したい。
住宅金融公庫住宅資金融通に関する請願	同	
住宅金融公庫融資條件に関する請願	同	
住宅金融公庫法中一部改正に関する請願（二件）	同	
鹿児島県大隅、能毛地方を国土総合開発法の特定地域に指定の請願	同	
耐火建築に融資助成の請願	同	
兵庫県福良町沿岸防潮工事施行に関する請願	同	
災害復旧事業費国庫負担の範囲拡大に関する請願	同	
都市計画事業費国庫補助増額等に関する請願	同	
戦災復興特別都市計画五ヶ年計画事業費認証に関する請願	同	
滑川改修工事施行促進に関する請願	同	

北上川上流左岸築堤工事促進に関する請願	同	請願の箇所は改修計画区域内にあるが、極力早期に着工するよう努力したい。
滑川改修工事促進に関する請願	同	今後において、速かに着工出来るよう努力したい。
薬科川堤防築設に関する請願	同	昭和二十六年度より工事に着工しているが、今後国家財政の許す限り早期に完成するよう努力したい。
新川改修工事施行に関する請願	同	北海道庁と連絡の上技術的に調査研究し国家財政を勘案の上出来る限り速やかに着工したい。
江合、鳴瀬両川の合流工事促進に関する請願	同	目下根本対策を実施するよう現在改修計画の改訂のため再検討中であり、諸調査を実施し技術的に検討しているのでその結論をまつて早期に処置を致したいと考える。
桂川改良工事施行に関する請願	同	現在県当局において施行しておるところで逐年工事を進め早く完成するよう努力したい。
広瀬川改修工事施行に関する請願	同	目下国庫補助のもとに県営事業として実施中であるが、今後において工事の進捗に努力したい。
箒川の中小河川工事指定に関する請願	同	県当局とも連絡の上、現在河川調査を実施中で河川の現況その他を考慮し、早急に計画を樹立して、実現に努力したいと考える。
治水予算増額に関する請願（二件）	同	今後においても公共事業施策の重点として国家財政の許す限り増額し、根本的対策を促進したい。
内川および支流改修工事施行に関する請願	同	県当局と連絡し、河川現状をよく調査の上、国家財政の許す範囲において早急に実施するよう善処する考えである。
北上川改修工事施行に関する請願	同	本川は重点的に工事の施行を行つておるが、国家財政の都合により充分とは言い得ない状態にある。本要望箇所についても極力早期に着工するよう努力したい。
阿武隈川下流改修工事促進に関する請願	同	国家財政の許す限り早期に完成する考えである。
久米川改修工事中小河川指定に関する請願	同	県当局と連絡して現状を調査し、国家財政を勘案の上期待にそうよう善処したいと考える。
山入川一部改修工事施行に関する請願	同	東京都とも打合せ調査の上処理したい。
東北地方に対する住宅金融公庫の融資の請願	同	一、東北地方への割当については善処したい。 二、災害のための別枠は設定しなかつたが、今後出来る限り要望にそいたいと考える。 三、配賦金額は実情に即して決定する方針である。
過年度災害復旧工事費等の国庫補助金交付促進に関する請願	同	国家財政の都合上交付が遅延しておるが、今後一層速かな支出に努力したい。
災害復旧事業費予算増額に関する請願	同	復旧の促進については常に努力しておるが、今後更にその実現には一層の努力をしたい。

山形県黒淵地内地すべり防災復旧工事施行に関する請願	同	目下県において復旧設計の準備中であるので近く実地調査の上適切な措置を講じる方針である。
北上川姉体堤防工事促進に関する請願	同	昭和二十六年度築堤工事に着手し、極力工事の進捗に努力しておるが、来年度も国家財政の許す限り期待にそいたい。
吉野川改築工事促進等に関する請願	同	今後国家財政の許す限り砂防を含む綜合的な治水計画の早期完成に努力したい。
一ツ瀬川を直轄河川に編入等の請願	同	直轄河川への編入は困難であるが、今後共国家財政の許す限り完成に努力したいと考える。
吉井川の境、今井両橋間右岸築堤に関する請願	同	今後国家財政の許す範囲において工費の増額を図り目下着工中の下流狭さく部の完成後逐次施行したい。
船坂川砂防工事継続施行に関する請願	同	昭和二十六年度においては床固工八基及び護岸工を施行中であるが、国家財政の許す限り来年度以降引続き実施したいと考える。
久冨川砂防工事促進に関する請願	同	昭和二十六年度より堰堤の施行に着手したが、今後要望にそいうるよう努力したい。
下の加江川砂防工事施行に関する請願	同	昭和二十六年度は堰堤を施行中で二十七年度において完成の予定である。
東の川砂防工事施行に関する請願	同	昭和二十六年度は堰堤工を施行中であり本年度で完成の予定である。
伊与野川砂防工事促進に関する請願	同	昭和二十六年においても工事を施行中であるが、今後工費の増額を図りすみやかに完成したいと考える。
実淵川、えん堤工事継続施行等に関する請願	同	昭和二十六年度において堰堤一基を完成の予定である。なお、下流については工費の増額をまつてすみやかに実施したいと考える。
小鶴沢川砂防工事継続施行に関する請願	同	国家財政の都合により着工に至らないが、今後着工に努力したい。
石子沢川砂防工事継続施行に関する請願	同	昭和二十六年度においては堰堤工を施行中であり、二十七年に完成の予定である。
大滝川砂防工事施行に関する請願	同	昭和二十六年度も堰堤二基を施行中であるが、本年度一基、明年度一基完成の予定である。
立谷沢川砂防工事施行に関する請願	同	昭和二十六年度も堰堤二基を施行中であるが、本年度一基、明年度一基完成の予定である。
広島県船木村矢谷砂防工事施行に関する請願	同	県当局の調査完了をまつて要望にそうよう努力したいと考える。
広島県上蒲刈島村田戸大川砂防工事施行に関する請願	同	昭和二十六年度より堰堤一基の施行に着手したが、二十八年度竣工に努力したい。
根之谷川砂防工事施行に関する請願	同	昭和二十六年度は堰堤を施行中であるが、工費の増額をまつて完成に努力したい。

庄内川砂防工事予算増額に関する請願　建設省
兵庫県矢野村大谷筋砂防えん堤工事施行に関する請願　同
新潟県の治水、地すべり砂防工事予算増額に関する請願　同
見槻川砂防工事施行に関する請願（二件）　同
川口川上流砂防工事施行に関する請願　同

昭和二十六年度においては堰堤十三基を施行中であり、なお、国家財政の許す限り要望にそうよう努力したい。
昭和二十六年度において堰堤を施行中であるが、すみやかに完成したいと考える。
国家財政の都合により要望にそい得ないが今後とも一層施設の拡充に努力したい。
県当局の調査完了をまつて善処したいと考える。
都当局の意向をまつて善処したいと考える。

和田川上流砂防工事継続施行に関する請願　同
砂糖輸入および菓子用割当増加に関する請願　経済安定本部

昭和二十六年度において床固護岸工を施行中であり本年度で完成の予定である。
砂糖の輸入はドル不足及び現地の供給状況により計画を下廻り、砂糖は、先ず国民栄養の見地から家庭用、乳児用、学校、保育所、病院等及び輸出食品工業用に優先的に割当て、輸入の見透し在庫状況等を勘案し、毎四半期毎の業務割当を決定している現状であり今後ともこの方針で行く予定であるが、輸入状況により増加すべく考慮するとともに、計画輸入量の実現に努力したい。

参議院会議録正誤

頁	段	行	誤	正
○第四十七号				
一〇一五	三	三	工事国鉄負担金支出	工事施行
○第六十三号				
一四二九	一	一八	承約	承認
一四三四	三	二三―二四	締約国の代から	締約国の代表から
〃	〃	三六―三七	自発的抑の	自発的抑制の
○第六十四号				
一四三九	四	六	大半	大本
一四四三	一	三〇	或々	我々
一四四七	二	三〇	経資	経費
〃	四	一六	いたした方がない	いたし方がない
一四五〇	一	二一	計、上し	計上し、
一四五七	五	二四	提示	掲示
一四九〇	一	二一	小林将軍	山林将軍
一五〇五	三	二一	対資導入	外資導入
〃	四	一五	接置	措置
一五一六	二	二五	KWH	KW
一五一六	四	三三	非帯	非常
一五一〇	三	二一	社会	会社
一五二三	五	七	電源開発は	電源開発に
一五二六	三	二七	長期抵利	長期低利
○第六十五号				
一五二六	五	二一	界川	甲川
一五三七	一	七	春米	舂米
一五四二	二	二	国際	国策
一五四九	一	三三	来りました。恩給法	来りました恩給法
一五九一	四	一六	真近	間近
○第六十六号				
一六一三	三	三六	憑然	慄然
一六一九	四	二四	厚生副利	厚生福利
○第六十七号				
一六二一	三	三〇	これらの	これらの
○第六十八号				
一六九二	一		一行目の前に次の一行を加えるべきの誤	第十一条第九号中「中央選挙管理委員」を「中央選挙管理会」に改める。
〃	〃	六―七	欠員が	欠員を
〃	二	二	長官に、	長官は、
一七〇二	三		九行目の前に次の一行を加えるべきの誤	第二条（電波法の一部改正）中目次の改正規定中「第九十九条の十二」を「第九十九条の十三」に改める。
〃	四	五	十二の次に	十二第一項中「前条」を「前条第一項及び第二号」に改め、同条の次に
○第六十九号				
一七三〇	二	一	おいて、	おいて、
一七三二	五	二七	天降より的	天降り的
一七三〇	四	一七―三二	統計調査部	調査統計部
〃	〃	三	第十二条を第十三条とし、	第十二条中「大臣官房」を「鉱山保安局」に改め、同条を第十三条とし、
〃	〃	表中六	地下資源（石油及び可燃性天然ガス資源を除く。）の開発	地下資源の開発
〃	〃	四	一六―一七	調査統計監
一七六八	一	五	第十条	第九条
〃	〃	七	第九条	第八条
〃	〃	一四	次の五条	次の四条
〃	二		七行より十四行まで削り、次の一行を加えるの誤	附則第一項中「七月一日」を「八月一日」に改める。
一七八〇	四	三	表中央酒類	表中中央酒類
〃	五	一六	八号まで」	八号」
一八〇二	三	二六	説明濫	説明で
一八二一	一	二八	外摘	外敵
一八二三	三	二〇	との解釈	その解釈
一八一九	二	一	未前	未然
〃	〃	二五―二六	将官	長官
一八二一	二	七	地の方	地方の
〃	四	二五	自由との	の自由と
一八二三	四	二四	織組	組織
〃	五	二六	いるもので	いるもので
○第七十号				
一八四五	二	二七	医療機	医療機関
○第七十一号				
一八五一	三	三〇	対して	介して
○第七十二号				
一八九〇	二	二〇	投票設載所	投票記載所
一八九六	三	二	苦連邦軍	英連邦軍
○第七十三号				
一九〇七	五	三一	委員会おいて	委員会においいて
一九〇九	五	二	岩本委員	岩木委員
一九一二	五	一	例えば現	例えば現在

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
定価一部十円（送料実費）
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段（33）一五九一番　官報課　振替東京一九〇〇〇